令和２年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業
課題番号 17(一次公募): 潜在化していた性的虐待の把握および実態に関する調査

調査研究報告書

【副題一覧】

(a)子どもの性被害に関する国内外の文献調査に基づく既存知見の整理
(b)通告後に発覚した子どもの性被害に関する全国実態調査と未計上事例数の試験的推定
(c)潜在化する子どもの性被害早期発見のための事例調査による量的・質的知見の収集
(d)機械学習を活用したデータ解析に基づく潜在事例検知技術の開発に向けた予備検討
(e)子どもの家庭内性被害の実態データに基づく啓発資料の作成

事業主体
国立研究開発法人産業技術総合研究所
(2021 年 3 月 31 日)

はじめに: 留意事項とメディア対応の原則

本稿は、厚生労働省 令和２年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「潜在化していた性的虐待の把握および実態に関する調査」において実施された、児童相談所および市区町村の児童虐待対応関連部門を対象とする子どもの性被害に関する全国調査の結果を含めた調査報告書である。広く「子どもの性被害」、あるいは、特に「子どもの家庭内性被害」に関して、当該福祉機関で相談対応された事例情報を中心とする知見が整理されている。本報告書の適切な閲覧、活用等に際して、本事業受託者および事業検討委員より、留意事項を提示する。

【被害児童、家族や関係者等に対するラベリングや差別等の被害が生じないことへの配慮】

本事業調査結果にも示されるとおり、子どもの性被害は、複雑かつ多様な実態を有する事例群の総称である。子どもの権利を脅かす、極めて凄惨かつ深刻な被害例を代表として、ある種の偶発性を有した「性的問題」と形容されうる事例も含まれている。原則として、数々の文献でも指摘されるとおり、身体的・心理的な侵襲性が高く、子どもや家族、関係者とその将来に深刻なダメージを与えうるものであり、また、「どのような内容の被害であっても決して軽視すべきではない」という視点から、「子どもの性被害は重篤な問題である」と捉えることが基本姿勢となる。被害の多様さに対する配慮としては、「事例の個別性を無視した表現や、単一の側面のみを切り出した記述が用いられた場合には、当該問題に対する適切な理解から遠ざかるだけでなく、当事者への無理解、偏見や差別、ラベリング等につながり、被害児童や家族、関係者等が傷つき、深刻な二次的被害をもたらす可能性さえある」と整理される。一つの典型やイメージでは決して語ることのできない問題であり、広く社会に、慎重かつ丁寧な理解が求められる課題である。したがって、メディア等の扱いも含め、本報告書に記載された情報の取り扱いについては、子どもを中心とする家族を含めた当事者・関係者の尊厳と権利擁護の観点から最大限の配慮をお願いする。

【対象範囲、該当件数等の数値および各種分析・集計結果に対する留意点】

「性的虐待」という用語は、「児童虐待の防止等に関する法律」の定義に立脚した場合、「保護者・監護責任者」による子どもへの性的加害行為を示すものして扱われている(詳細は第３章３節を参照)。しかし、当該定義の範囲に加害主体を限定することは、特に被害を受けた子どもの視点から想定される問題の全体像を捉え損なうことにつながる。よって、本事業では、広く「子どもの性被害全般」を課題意識の対象に据え、なかでも保護者・監護責任者によらない「子どもの家庭内性被害」にも焦点を当てた調査・分析を実施している。本事業の主題である「潜在化していた性的虐待」については、したがって「潜在化していた子どもの(家庭内)性被害」と読み替えられる対象範囲を扱っている。

ただし、子どもの性被害が潜在化している局面にも様々な水準が想定される。また、被害が未だ把握されていない潜在事例については、必然、その実態を測定・定量化して把握することは難しい。本事業では、まず、潜在化している子どもの性被害の実態把握にむけた第一歩として、組織単位の調査によって、児童相談所および市区町村の児童虐待対応関連部門で取り扱われている「年次統計で未計上となっている潜在化した性被害事例の把握」を試みた。しかし、潜在化している性被害全体を俯瞰した場合に、「当該福祉機関で統計未計上となっている事例」がカバーする範囲は一部分に過ぎない。「未だ被害が把握されず、必要な支援につながっていない潜在事例」についての実態を把握するためには、被害を可能な限り早期に発見し、問題を顕在化させてゆく取組が必要となる。そのための基礎知見を得るため、本事業では、児童相談所および市区町村の児童虐待対応関連部門で相談対応された子どもの家庭内性被害に関する事例調査を組織単位の調査にあわせて実施した。顕在化した被害事例の情報から、潜在事例の早期発見に向けた手がかりを析出することを意図したものである。このとき、調査では、対象となった各組織から被害が把握された任意の事例(最大 20 件まで)に関する情報の報告を求める形式とした。したがって、本報告書に含まれる件数等の各種数値は、「児童相談所および市区町村の児童虐待対応関連部門で相談対応された子どもの家庭内性被害の一部分を扱ったもの」であり「調査に含まれた事例数や各種設問への該当報告数」を意味するものである。「被害の全数」等を指し示すものではない。また、本事業の調査は、上に掲げた福祉機関を対象としたものであるため、子どもの家庭内性被害全体の視点からは、情報に偏りが発生している可能性が高い。すなわち、「潜在化している事例を含めた子どもの性被害全体の傾向や特徴」を必ずしも反映したものであるとは限らず、得られた知識を還元する範囲に限定・限界が含まれることにも留意されたい。

【本事業調査の位置付けと今後必要となる検討課題について】

本事業では、「児童相談所および市区町村の児童虐待対応関連部門で対応された、子どもの(家庭内)性被害事例」という、被害事例のみを対象とした調査・分析を実施している。「問題群単独に焦点をあてた特性把握」を目指すものであり、「潜在化する子どもの性被害の早期発見」という包括的な視点からは、その第一段階に相当する調査研究と位置付けられる。当該調査で抽出された被害の特徴や、未検討事項等を含めて明らかとなった課題を踏まえ、「比較対照群等を設定した調査研究」や、「個別の領域課題に対する詳細な検討」などの後続の調査研究を必要としている。そしてさらに、被害の早期発見を実現してゆくためには、得られた知見を各種の現場等に実践可能な形で導入してゆくための取組も求められる。今後の検討が必要となる主要課題については、第 22 章(総合考察と今後の課題)に記載している。

【報道にあたっての原則と資料】

メディア機関による報道については、以下に列挙した子ども虐待や性暴力に関する報道ルールに準拠することが望まれる。

１：メディア報道の原則（UNICEF の Reporting Guideline）

URL: https://www.unicef.org/eca/media/ethical-guidelines (Last Accessed 2021.03.04)

・子どものさらなるスティグマや差別、非難をしないような報道を心がけること
・現状を示すのに過剰なインパクトを示す画像イメージ等を使用しないこと
・加害児や被害児、当事者・関係者等を特定しようとしないこと、
　特定につながる内容は公表しないこと

２：その他、メディアの方々に参照いただきたい資料

■Reporting on Sexual Violence（アメリカ CDC Media Relations ）
https://vetoviolence.cdc.gov/sites/all/themes/veto_bootstrap/assets/sv-landing/SV_Media_Guide_508c.pdf

■子どもに関するメディア発表に関する原則（UNICEF）
https://www.unicef.org/media/media_tools_guidelines.html

■報道機関が事前に読んでおくべきガイドライン（カナダ・ケベック州の公共政策研究所）
https://www.inspq.qc.ca/en/sexual-assault/media/sexual-assault-and-media

■性暴力に関するメディア発表ガイドライン(米国: National Sexual Violence Resource Center)
https://www.nsvrc.org/publications/nsvrc-publications-information-packets/media-packet
性暴力や性虐待の知っておくべき情報のメディアパッケージ

■性暴力に関する言葉の選び方（アメリカ CDC Media Relations）
https://vetoviolence.cdc.gov/sites/all/themes/veto_bootstrap/assets/sv-landing/SV_Media_Guide_508c.pdf
性暴力に関する記者会見やメディア報道で使うべきではない用語集

■性加害者側に関するガイドライン（The Independent Press Standards Organization）
https://www.ipso.co.uk/member-publishers/guidance-for-journalists-and-editors/guidance-on-reporting-of-sexual-offences/
性加害に関する側のメディアガイドライン

総合要約

本研究事業の主題は、「潜在化していた性的虐待の把握および実態に関する調査」である。「性的虐待」という用語には、「児童虐待の防止等に関する法律」の定義に立脚した場合、「保護者・監護者」によるものとの限定がある。しかし、児童福祉の理念に照らして、被害を受けた子どもの視点、子どもの最善の利益を優先するという眼差しからは、加害主体の区分に限定されない被害全般を取り扱うことが必要になる。したがって、本事業では、広く「子どもの性被害」を問題意識の対象に据え、中でも「子どもの家庭内性被害」に焦点を当てた調査研究を展開した。

子どもの性被害は、その事実を周囲が把握することが難しく、被害が潜在化しやすいという特徴を有している。また、潜在化が発生する局面にも様々な水準があると考えられ、被害の全体像を把握することにも困難がある。

本事業では、当該課題背景を受け、次の２つの目的を定めた。第一に、児童相談所および市区町村にて「統計未計上となっている子どもの家庭内性被害」に関する潜在事例数の推定、ならびに現状の計上方法等に関する組織の実態を把握すること。そして第二に、児童相談所および市区町村で対応された各種の相談事例の範囲に限らず、被害が未発見で潜在化しているあらゆる子どもの家庭内性被害を早期に発見することを目指した被害の特徴等に関する基礎知見を創出することである。

当該目的を達成するために、下記 17 の調査・分析等を実施した。まず、(1)子どもの性被害に関連する国内外の先行知見を文献調査によって整理した(第 3 章)。そして、(2)機械学習技術を用いて子どもの性被害の発生予測に貢献すると考えられるアセスメント項目の選抜を実施した(第 4 章)。これら文献調査とアセスメント項目選抜の結果を踏まえた調査設計を行い、2019 年度に設置のあった全国の児童相談所(215 箇所)および研究担当者が把握した市区町村の児童虐待対応関連部門(要保護児童対策地域協議会設置箇所 1894 箇所)を対象とする全国調査を実施した(児童相談所回答率 57.7%(124 箇所); 市区町村回答率 26.0%(492 箇所))。全国調査では、(3)組織単位の調査による年次・月次での性被害相談対応件数やその計上方法に関する基礎情報が得られた(第 5 章)。これにあわせて、事例単位の調査を実施し、(4)当該機関で被害の把握された子どもの家庭内性被害事例に関する基礎情報が得られた(第 6 章)。これらのデータを活用し、次に掲げる個別課題に対する分析を実施した。具体的には、(5)児童相談所および市区町村で統計未計上となっている潜在事例件数の推定(第 7 章)、(6)管轄児童人口規模と子どもの家庭内性被害の相談対応件数の関係に関する分析(第 8 章)、(7)子どもの家庭内性被害の発生構造に関する解析(第 9 章)、(8)子どもからの被害開示に関連する要因の解析(第 10 章)、(9)男児の被害事例に関する特徴把握(第 11 章)、(10)きょうだい事例の特徴把握(第 12 章)、(11)年齢・学齢区分別での被害児童にみられる特徴把握(第 13 章)、(12)無症候性の子どもに関する探索的解析(第 14 章)、(13)非加害養育者の機能と各種臨床所見の関連についての初期検討(第 15 章)、(14)子どもの障害と家庭内性被害に関する探索的分析(第 16 章)、(15)ひとり親家庭等の養育者不在環境下での子どもの家庭内性被害(第 17 章)、(16)性被害通告事例と途中発覚

事例の差異に関する探索的分析(第 18 章)、(17)子どもの家庭内性被害の発生予測を目的としたリスク予測モデリング: 機械学習デモモジュールの構成(第 19 章)を実施した。これらの検討によって得られた知見は、第 20 章および別添の「報告書サマリー」に、その要点を整理した。同章には、子どもの家庭内性被害を早期発見する視点からその被害構造を的確に見立てるために、「閉鎖性: 保護・援助要請機能の不在または剥奪」と「性的境界の侵害: 一方的または双向的な性的距離の近接と逸脱」の二つのキーワードを主軸とする基本的枠組みも仮説的に提示されている。なお、第二の目的である「潜在事例の早期発見に向けた知見の創出」に対して、その実効性を高めるためには、得られた知見を利用可能な形式に整理し、広く伝える工夫を講じる必要がある。そこで本事業では、各種調査・分析で得られた知見を踏まえ、『子どもの家庭内性被害　～児童相談所・市区町村対象の全国調査で見えてきたこと～』(別添)と題した小冊子の構成した(第 21 章)。そして最後に、本事業を総括した提言、調査等に係る各種の限界点や、今後の研究に関する課題を整理した(第 22 章)。

【成果物の公表について(2021 年 3 月 31 日時点)】

本事業では、(1)事業報告書(本稿)、(2)報告書サマリー、(3)啓発資料、これら 3 点の成果物を公表する。公表先は、本事業を受託した国立研究開発法人 産業技術総合研究所の研究代表者のホームページ(https://staff.aist.go.jp/kota.takaoka/)に掲載予定である。

調査研究事業担当者および検討委員

研究代表者	所属
髙岡 昂太	国立研究開発法人産業技術総合研究所 人工知能研究センター 確率モデリング研究チーム 主任研究員

事業担当者	所属
坂本 次郎・古川 結唯・貫 万里子・菊池 愛美・柳 百合子・鈴木　聡・遠藤 有悟・北條 大樹・橋本 笑穂・坂上 佐知子・松村 茜音・山本 直美・北村 光司・本村陽一	国立研究開発法人産業技術総合研究所 人工知能研究センター 確率モデリング研究チーム

※ 五十音順

検討委員	所属
安藤 絵美子	大妻女子大学家政学部
伊角 彩	東京医科歯科大学
佐藤 和宏	神奈川県中央児童相談所
鈴木 浩之	立正大学
早川 洋	こどもの心のケアハウス嵐山学園
藤澤 陽子	国立きぬ川学院
藥師寺 真	岡山県保健福祉部子ども家庭課
山岡 祐衣	東京医科歯科大学
山本 恒雄	社会福祉法人恩賜財団母子愛育会愛育研究所
渡邉 直	千葉県柏児童相談所

目次

はじめに: 留意事項とメディア対応の原則 2

総合要約 5

調査研究事業担当者および検討委員 7

第 1 章: 課題背景と研究対象範囲 22

1.1 性的虐待を中心とする児童虐待対応について 22

1.2 潜在化する子どもの性被害 23

1.3 子どもの性被害に関するアセスメントと早期発見 23

1.4 本事業が対象とする事例の範囲 23

1.5 本事業における用語の定義 24

第 2 章 本研究の目的と構成 26

2.1 本研究の目的 26

2.2 本研究の構成 26

2.2.1 子どもの性被害(性的虐待を含む)に関する基礎知見の整理 (第 3 章) 26

2.2.2 子どもの性被害予測関連アセスメント項目の選抜(第 4 章) 27

2.2.3 児童相談所・市区町村対象の全国調査： 性被害計上方法等に関する基礎分析(第 5 章) 27

2.2.4 児童相談所・市区町村対象の全国調査： 性被害事例の基礎分析(第 6 章) 28

2.2.5 子どもの家庭内性被害の詳細・重点分析と分析知見の統合(第 7 章から第 20 章) 28

2.2.6 成果物構成の手続き(第 21 章) 30

2.3 想定される成果 31

2.4 倫理審査 31

第 3 章(文献調査) 子どもの性被害に関する基礎知見の整理 32

3.1 目的 32

3.2 対象範囲と文献種別の整理 32

3.3 文献情報のまとめ 33

3.3.1 子どもの性被害の定義と対象範囲について 33

3.3.1.1 児童虐待防止法における「性的虐待」 33

3.3.1.2 司法分野における子どもの性被害 34
3.3.1.3 海外における性的虐待(Child Sexual Abuse)の定義..... 36
3.3.1.4 児童福祉の理念に基づく広義の性的虐待..... 38
3.3.1.5 教育・保育等関係者に向けた定義の紹介..... 39
3.3.1.6 見落としや誤認が発生しやすい境界線(1): 同意の有無..... 39
3.3.1.7 見落としや誤認が発生しやすい境界線(2): 健常発達範囲内・外の性的行動..... 41
3.3.1.8 本事業の立脚する立場 42
3.3.2 子どもの家庭内性被害に関する統計・件数等について 42
3.3.2.1 福祉行政報告例の年次統計情報..... 43
3.3.2.2 児童相談所を対象とする調査からの統計..... 48
3.3.2.3 市町村で対応される子どもの家庭内性被害..... 50
3.3.2.4 社会的養護関係施設等における子どもの性被害 51
3.3.2.5 一般市民や学校を対象とした調査による統計..... 52
3.3.2.6 潜在化する子どもの家庭内性被害の推計情報..... 53
3.3.3 性的虐待の被害 54
3.3.3.1 初発年齢と継続期間..... 55
3.3.3.2 発生機序の基本理解と理論 56
3.3.3.3 子どもの家庭内性被害の発生・維持に関する家族関係と構造(1): 支配的関係・DV 構造.... 57
3.3.3.4 子どもの性被害の発生・維持に関する家族関係と構造(2): ネグレクトを背景とする例..... 58
3.3.3.5 子どもの性被害の発生・維持に関する家族関係と構造(3): 非加害親の機能..... 59
3.3.3.6 子ども間性暴力・性問題に見られる関係性(1): きょうだい間の場合..... 60
3.3.3.7 子ども間性暴力・性問題に見られる関係性(2): 社会的養護関係施設等の場合..... 61
3.3.3.8 性犯罪研究で指摘される加害者特徴について..... 62
3.3.3.9 認知科学、神経科学、生理学的視座からの加害者特徴整理 66
3.3.3.10 加害者による病理化(1): 子どもや非加害親の支配、孤立、無力化..... 68
3.3.3.11 加害者による病理化(2): 子どもの被害認識と性的虐待順応症候群..... 69
3.3.3.12 加害者に対する子どものジレンマと復元される病理..... 71
3.3.3.13 家庭内における子どものオンライン性被害: (自発的)オンラインポルノ、家庭内で発生する外部加害者による児童ポルノ・性的搾取、家庭内親族等の関与する児童ポルノ・性的搾取等被害 .. 73
3.3.4 子どもの性被害がもたらす影響..... 74
3.3.4.1 身体症状と医学診察・医学検査の限界..... 74
3.3.4.2 身体、特に生理学・神経科学的側面への影響..... 76
3.3.4.3 心理症状(トラウマ反応・トラウマ症状)..... 77

3.3.4.4 自己認識と感情・認知面への影響 78
3.3.4.5 対人関係への影響・性化行動等の行動化 79
3.3.4.6 発達段階別で異なる性的虐待の典型的影響 83
3.3.4.7 症状の性差、男児に見られる症状・特徴 84
3.3.4.8 性被害の開示 85
3.3.4.9 被害期間・発覚前後の症状と経過 87
3.3.4.10 非行、再犠牲化、加害への転化 89
3.3.4.11 長期的影響・二次障害・(複雑性)PTSD とその治療 91
3.3.4.12 世代間連鎖 93
3.3.5 子どもの家庭内性被害に関するアセスメント指標について 93
3.3.5.1 子どもの性被害に対するアセスメントの基本理解と代表関連指標 94
3.3.5.2 統計的アプローチによる性被害の関連指標 99
3.3.5.3 性化行動・年齢にそぐわない子どもの性的行動のアセスメント指標 106
3.3.6 (子どもの)性被害に対する社会的偏見・誤解・二次的傷つき 109
3.3.7 子どもの家庭内性被害に対する関係機関対応について 110
3.3.7.1 子どもからの開示を受ける一次関係機関・支援関係者の対応原則と通告の重要性 111
3.3.7.2 通告を妨げる要因: 秘密の要請と通告要件の誤解、被開示者が持つバイアス 112
3.3.7.3 通告を妨げる要因: 個人対応の危険性と組織的対応上の課題 114
3.3.7.4 予防教育等に関する知見と海外動向 115
3.3.8 児童相談所における性的虐待対応と多機関連携 117
3.3.8.1 児童相談所における初期対応 117
3.3.8.2 多職種・多機関連携の重要性 119
3.3.8.3 児童相談所の性的虐待対応に関する現状 120
3.3.8.4 児童相談所を中心とする中長期的支援と子どもの家庭からの分離 121
3.3.8.5 分離後に発覚する児童相談所内潜在性被害事例 123
3.4 潜在化する子どもの性被害: 文献から捉える全体像の総括 124
3.4.1 子どもの性被害に関する全体像と暗数の領域: 児童福祉の視点から 124
3.4.2 潜在化の局面と背景要因・早期発見のための課題整理 126
3.5 文献情報を踏まえた本事業の研究対象範囲と主要調査観点 130
第４章(事前研究) 子どもの家庭内性被害予測モデルの構築とアセスメント項目の選抜 137
4.1 背景と目的 137

4.2 方法 138
4.2.1 活用データ(二次利用データ)とデータ処理手続き 138
4.2.2 性的虐待の予測手法と項目抽出、性能評価手続き 139
4.2.3 倫理審査とデータの二次利用について 140
4.3.1 データ抽出結果 141
4.3.2 予測性能の評価 141
4.3.3 解析的項目選抜の結果 142
4.4 考察と調査項目への整理 145
第 5 章(全国調査 A: 組織調査) 主に児童相談所と市区町村における子どもの性被害相談対応件数と計上方法、対応経験のある性被害事例内容について 146
5.1 目的 146
5.2 方法 146
5.2.1 調査概要 146
5.2.2 調査における子どもの家庭内性被害の定義と疑いの水準について 147
5.2.3 組織調査(調査票 A) の設問構成 148
5.2.4 調査手続き 149
5.2.5 集計・統計解析 150
5.2.6 回収率(例数)の事前想定 150
5.3 結果 150
5.3.1 回収率 150
5.3.2 項目の基礎集計結果 150
5.3.2.1 回答組織の管轄(児童)人口 150
5.3.2.2 回答組織における 2019 年度の児童虐待相談対応件数 151
5.3.2.3 回答組織における 2019 年度の「子どもの家庭内性被害」の相談対応件数 152
5.3.2.4 回答組織における 2019 年度の「子どもの家庭外における性問題・性被害」の相談対応件数 154
5.3.2.5 回答組織における 2019 年度の特殊な家庭内性被害の認知件数(報告されたもの)と特殊な家庭内性被害の経験内容(自由記述情報) 155
5.3.2.6 2020 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの「子どもの家庭内性被害」相談対応件数(新規受理事例、途中発覚事例、疑いの水準別) 158
5.3.2.7 回答組織における通告受理後に発覚した子どもの家庭内性被害の計上方法(計上方式) 160
5.3.2.8 回答組織における通告受理後に発覚した子どもの家庭内性被害の計上方法(計上の統一性) 161

5.3.2.9 子どもの性被害に対するアセスメント・調査の実施内容.....162
5.3.2.10 性的虐待以外の虐待事例に対する性被害調査の実施状況.....163
5.3.2.11 新型コロナウイルスの流行と子どもの家庭内性被害に関する試行設問.....164
5.3.2.12 回答組織において経験のあった子どもの家庭内性被害の被害発生パターン(自由記述情報) 165

5.4 考察 189
5.4.1 回収率と回答組織の基礎情報について 189
5.4.2 性被害の対応件数に関する組織間の差異について 190
5.4.3 性被害の途中発覚と計上方法について 190
5.4.4 対応経験のある子どもの家庭内性被害のパターンについて 191

第 6 章(全国調査 B: 事例調査) 市区町村と児童相談所で対応されている子どもの家庭内性被害事例に関する基礎集計 193

6.1 目的..... 193

6.2 方法..... 193
6.2.1 調査概要.....193
6.2.2 設問構成.....193
6.2.3 集計・統計解析 196
6.2.4 回収率(例数)の事前想定.....196

6.3 結果..... 197
6.3.1 回収率.....197
6.3.2 項目の基礎集計結果.....197
6.3.2.1 【基礎設問】調査回答者の基本情報 197
6.3.2.2 【基礎設問】報告事例における被害発覚のタイミング.....199
6.3.2.3 【基礎設問】報告事例の最初の相談種別 200
6.3.2.4 【基礎設問】報告事例における主たる被害児童の基礎情報(性別・年齢・随伴する問題・知的水準) 202
6.3.2.5 【基礎設問】報告事例における主たる被害児童の被害(被害内容、確証の水準、初発年齢と継続期間、頻度) 206
6.3.2.6 【基礎設問】報告事例の世帯構成と加害者の続柄 212
6.3.2.7 【基礎設問】報告事例における主たる被害児童の世帯情報・養育環境情報 214
6.3.2.8 【詳細設問】報告事例における被害の懸念・発覚の経緯.....216
6.3.2.9 【詳細設問】報告事例における被害の開示相手・発見者情報 216

6.3.2.10 【詳細設問】 報告事例における被害の開示内容について 217
6.3.2.11 【詳細設問】 報告事例における被害開示の背景要因(支援者視点から) 220
6.3.2.12 【詳細設問】 報告事例における被害を疑った契機・開示に係る特記事項(自由記述設問)222
6.3.2.13 【詳細設問】 報告事例における主たる被害児童の関連所見 227
6.3.2.14 【詳細設問】 報告事例における加害―被害等の家族関係 231
6.3.2.15 【詳細設問】 加害―被害等の家族関係に関する特記事項(自由記述情報) 233
6.3.2.16 【詳細設問】 報告事例において加害での関与があったきょうだいの情報.....234
6.3.2.17 【詳細設問】 報告事例における養育者・きょうだい以外の加害者情報 237
6.3.2.18 【詳細設問】 報告事例における主たる養育者情報.....238
6.3.2.19 事例調査における「回答困難」と対象組織の関係 244

6.4 子どもの家庭内性被害に関する単純集計情報に関する考察 245

6.4.1 報告事例のカバーする範囲.....246
6.4.2 個別観点についての考察と詳細な分析の必要性 246
6.4.3 調査範囲と測定に係る限界について 254

第７章(重点分析) 児童相談所・市区町村における統計未計上相談対応件数の推定 256

7.1 目的と解析疑問 256

7.2 方法..... 256

7.2.1 使用データと前処理.....256
7.2.2 適格基準.....257
7.2.3 統計解析.....257

7.3 結果..... 259

7.3.1 データ抽出結果 259
7.3.2 全国児童相談所・市区町村の統計未計上事例数推定結果 259

7.4 考察..... 261

第８章(重点分析) 管轄児童人口と家庭内性被害相談対応件数の関連 263

8.1 目的..... 263

8.2 方法..... 263

8.2.1 使用データと前処理.....263
8.2.2 適格基準.....263
8.2.3 可視化と統計解析 264

8.3 結果 265
8.3.1 データ抽出結果 265
8.3.2 児童人口と子どもの家庭内性被害を含む虐待相談対応件数との関係 265
8.4 考察 269
第９章(重点分析) 児童相談所および市区町村で被害の把握された子どもの家庭内性被害事例の発生パターンに関する解析 271
9.1 目的 271
9.2 方法 271
9.2.1 統計解析 272
9.2.2 適格基準 273
9.2.3 使用データと前処理 273
9.3 結果 273
9.3.1 データ抽出結果 273
9.3.2 家族構成・居住者と加害・被害関係 273
9.3.3 家庭内での加害・被害等関係 276
9.3.4 男性養育者の職業区分と他の養育者に対する態度 278
9.3.5 女性養育者の職業区分と他の養育者に対する態度 280
9.3.6 男性養育者の被害児童に対する態度 282
9.3.7 女性養育者の被害児童に対する態度 283
9.3.8 男性養育者に対する被害児童の評価・感情 285
9.3.9 女性養育者に対する被害児童の評価・感情 287
9.3.10 男性養育者に関する外部観察情報 288
9.3.11 女性養育者に関する外部観察情報 291
9.3.12 被害児童に随伴する問題と障害、養育環境・世帯情報 293
9.3.13 子どもの家庭内性被害の発生パターンに関する記述的整理 295
9.4 考察 314
9.4.1 家族構成・居住者に関する考察 314
9.4.2 加害被害等関係情報に関する考察 314
9.4.3 男性養育者の職業区分と他方の養育者に対する態度に関する考察 315
9.4.4 女性養育者の職業区分と他方の養育者に対する態度に関する考察 316
9.4.5 男性養育者の被害児童に対する態度に関する考察 316
9.4.6 女性養育者の被害児童に対する態度に関する考察 316

9.4.7 男性養育者に対する被害児童の評価・感情に関する考察 317
9.4.8 女性養育者に対する被害児童の評価・感情に関する考察 317
9.4.9 男性養育者の外部観察情報等に関する考察 318
9.4.10 女性養育者の外部観察情報等に関する考察 318
9.4.11 被害児童に随伴する問題あるいは障害と養育環境・世帯情報に関する考察 319
9.4.12 子どもの家庭内性被害の発生パターンに関する量的側面からの考察 320

第 10 章(重点分析) 発覚の経緯を子どもからの被害開示とする事例の特徴、子どもの年齢と開示率の関係、開示および開示までの期間に関連する要因の検討 322

10.1 目的と解析疑問 322

10.2 子どもからの被害開示が得られた事例と周囲による発見事例の差異に関する分析 323

10.2.1 方法 323
10.2.1.1 使用データと前処理 323
10.2.1.2 適格基準 323
10.2.2 結果と解釈 324
10.2.2.1 開示の得られた事例と開示の得られていない事例の該当件数 324
10.2.2.2 開示の有無で比較する事例の差異 325
10.2.2.3 開示の得られた事例の詳細 332
10.2.2.4 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例の集計 335
10.2.2.5 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例と周囲からの発見による事例の差異 337
10.2.2.6 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例における開示の詳細 345
10.2.2.7 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例における子どもの年齢および被害継続年数 349

10.3 被害児童の年齢と被害開示率の関係に関する解析 352

10.3.1 方法 352
10.3.1.1 使用データと前処理 352
10.3.1.2 適格基準 352
10.3.1.3 統計解析 352
10.3.2 結果と解釈 354

10.4 被害開示の促進・抑制に関連する要因の探索的検討 355

10.4.1 方法 355
10.4.1.1 使用データと前処理 355
10.4.1.2 適格基準 355
10.4.1.3 統計解析 355

10.4.2 結果と解釈.....357

10.5 被害児童本人からの開示によって被害が発覚するまでの期間に関する解析的検討: 被害継続年数の長期化・短期化関連要因の探索的抽出..... 359

10.5.1 方法.....360

10.5.1.1 使用データと前処理.....360

10.5.1.2 適格基準.....360

10.5.1.3 統計解析.....360

10.5.2 結果と解釈.....361

10.6 考察..... 364

第 11 章(重点分析) 男児の被害事例に関する特徴把握..... 367

11.1 目的..... 367

11.2 方法..... 367

11.2.1 利用データと前処理.....367

11.2.2 適格基準.....367

11.2.3 統計解析.....367

11.3 結果..... 368

11.3.1 データ抽出の結果.....368

11.3.2 男児事例の被害内容と頻度.....368

11.3.3 被害児童の年齢・初発年齢・継続年数.....371

11.3.4 最初の受理区分と随伴問題・障害.....374

11.3.5 家族構成.....377

11.3.6 加害者情報・世帯情報・家族関係.....379

11.3.7 被害男児の臨床所見.....388

11.3.8 発覚の経緯と開示関係情報.....396

11.3.9 男児の被害事例における各種所見該当状況一覧.....400

11.4 考察..... 402

第 12 章(重点分析) きょうだい事例の分析..... 405

12.1 目的..... 405

12.2 方法..... 405

12.2.1 使用データと前処理.....405

12.2.2 適格基準.....405

12.2.3 統計解析 405
12.3 結果 406
12.3.1 データ抽出の結果 406
12.3.2 きょうだいの基本情報 406
12.3.3 被害内容 407
12.3.4 きょうだいと被害児童の関係 410
12.3.5 きょうだいと被害児童に随伴する問題、障害等 413
12.3.6 家族構成と養育環境、他の加害者 415
12.3.7 きょうだい事例における養育者の特徴、主たる被害児童との関係 418
12.3.8 開示相手・発見者と発覚経緯 423
12.3.9 きょうだい事例における課題の把握と一覧 426
12.4 考察 428
第 13 章(重点分析) 年齢(学齢)別での被害児童にみられる特徴把握 431
13.1 目的 431
13.2 方法 431
13.2.1 使用データと前処理 431
13.2.2 適格基準 431
13.2.3 集計・可視化 431
13.2.4 統計解析 432
13.3 結果 434
13.3.1 データ抽出の結果 434
13.3.2 年齢別での被害内容該当率 434
13.3.3 年齢別での全体所見(医学所見・無症状所見) 437
13.3.4 年齢別での子どもの身体関連所見 438
13.3.5 年齢別での子どもの心理・トラウマ関連症状所見 439
13.3.6 年齢別での子どもの行動所見 440
13.3.7 年齢別での子どもの対人関係・愛着に関する所見 441
13.3.8 年齢別での学校や園、社会的養護関係施設等で確認された子どもの生活所見 443
13.3.9 年齢別での子どもによる関係者等への訴えに関する所見 444
13.3.10 全年齢を通じて性被害が各種症状等の発現に与える影響度合いの比較 445
13.3.11 年齢別での養育者に対する被害児童の評価・感情所見 447
13.3.12 年齢別での被害児童に対する養育者の態度所見 449

13.3.13 年齢別での養育者の外部観察時の印象・関係機関情報 451
13.3.14 年齢別での開示相手 453
13.4 考察 456
第 14 章(重点分析) 無症候性の子ども(Asymptomatic child)に関する試験的解析 461
14.1 目的 461
14.2 方法 461
14.2.1 利用データと前処理 462
14.2.2 適格基準 462
14.2.3 統計解析 462
14.3 結果 463
14.3.1 データ抽出の結果 463
14.3.2 基礎関連項目の集計 463
14.3.3 スパースモデリングによる変数選抜結果 466
14.3.4 決定木分析による変数選抜と抽出された条件分岐 468
14.4 考察 470
第 15 章(重点分析) 非加害養育者の機能と各種臨床所見との関係に関する初期検討 472
15.1 目的 472
15.2 方法 472
15.2.1 利用データと前処理 473
15.2.2 適格基準 473
15.2.3 統計解析 473
15.2.4 集計対象 473
15.3 結果 474
15.3.1 データ抽出の結果 474
15.3.2 非加害養育者の性別別での基礎情報集計 475
15.3.3 非加害女性養育者の児童に対する態度別での特徴把握 484
15.3.4 非加害女性養育者に対する子どもの評価・感情別での特徴把握 496
15.4 考察 508
第 16 章(重点分析) 子どもの障害と家庭内性被害に関する探索的分析 510
16.1 目的 510

16.2 方法 510
16.2.1 利用データと前処理 510
16.2.2 適格基準 511
16.2.3 統計解析 511
16.3 結果 511
16.3.1 データ抽出の結果 511
16.3.2 障害のある子どもの被害事例: 該当件数と基礎情報 511
16.3.3 障害のある子どもの被害内容と頻度 514
16.3.4 被害児童の年齢・初発年齢・被害継続年数 517
16.3.5 最初の受理区分 521
16.3.6 家族構成 523
16.3.7 加害者情報・世帯情報・家族関係 524
16.3.8 障害のある子どもの被害に係る臨床所見 537
16.3.9 被害発覚の経緯と開示関係情報 545
16.3.10 各種所見該当状況一覧 551
16.4 考察 554
第 17 章(重点分析)ひとり親家庭等の養育者不在環境下での子どもの性被害 556
17.1 目的 556
17.2 方法 556
17.2.1 利用データと前処理 556
17.2.2 適格基準 556
17.2.3 統計解析 557
17.3 結果 557
17.3.1 データ抽出の結果 557
17.3.2 養育者の不在に関する基礎情報 557
17.3.3 被害児童の基礎情報 558
17.3.4 被害内容と頻度・継続期間 561
17.3.5 最初の受理区分 565
17.3.6 家族構成 567
17.3.7 加害情報・世帯情報・家族関係 568
17.3.8 被害児童の臨床所見 574
17.3.9 被害発覚の経緯と開示関係情報 582

17.3.10 男性・女性養育者の不在事例における各種所見該当状況一覧 586

17.4 考察 589

第 18 章(重点分析) 性被害による通告・相談受理事例と他種別相談からの性被害途中発覚事例の差異に関する分析 591

18.1 目的 591

18.2 方法 591

18.2.1 利用データと前処理 591

18.2.2 適格基準 591

18.2.3 統計解析 592

18.3 結果 592

18.3.1 データ抽出の結果 592

18.3.2 発覚のタイミング別での事例基礎情報集計 593

18.3.3 発覚のタイミング別での各種所見集計 604

18.4 考察 620

第 19 章(重点分析) 子どもの家庭内性被害の発生予測を目的としたリスク予測モデリング(機械学習デモモジュールの構成) 622

19.1 目的 622

19.2 方法 622

19.2.1 利用データ(一部二次利用データ)と前処理 623

19.2.2 性被害の予測と被害パターンの予測手法 623

19.2.3 動作システムの構成と予測モジュールの組み込み 624

19.3 結果: デモンストレーションとしての予測モジュールの挙動と画面例 624

19.4 考察 625

第 20 章 文献調査と全国調査の結果総括 626

20.1 研究結果の総括 626

20.1.1 文献調査の総括: 子どもの性被害に関する前提的理解 626

20.1.2 全国調査の結果: 統計未計上による潜在化について 627

20.1.3 全国調査の結果: 把握された子どもの家庭内性被害事例の分析から 627

20.1.3.1 子どもの家庭内性被害に関するアセスメント候補項目の選抜について 627

20.1.3.2 男児の家庭内性被害事例について 628

20.1.3.3 きょうだい間の家庭内性被害・性的問題について.....629
20.1.3.4 ひとり親家庭等の養育者不在環境下での子どもの家庭内性被害について.....629
20.1.3.5 子どもの障害と家庭内性被害の関係について.....630
20.1.3.6 被害児童からの開示について.....631
20.1.3.7 児童相談所・市区町村で対応されている他種別相談事例からの途中発覚について.....631
20.1.3.8 非加害養育者の多様性について.....632
20.1.3.8 年齢(学齢)別での被害児童に見られる臨床所見ついて.....632
20.1.3.9 機械学習を用いた子どもの家庭内性被害の発生予測について.....636
20.2 潜在事例の把握に向けた知見の統合: 「閉鎖性」と「性的境界の侵害」.....636
20.2.1 子どもの家庭内性被害の多様性と複雑さ.....636
20.2.2 「閉鎖性: 保護・援助要請機能の不在または剥奪」と「性的境界の侵害: 一方的または双方的な性的距離の近接と逸脱」.....637
20.2.3 2 つの仮説的構成概念を用いた子どもの家庭内性被害に関する見立ての例.....642
第 21 章 成果物構成の手続き.....649
21.1 潜在化する子どもの家庭内性被害を早期に発見するために.....649
21.2 内容の構成意図と前提.....650
21.3 構成手続き.....651
第 22 章 総合考察と今後の課題.....653
22.1 子どもの家庭内性被害に関する統計未計上の課題について.....654
22.2 潜在化する子どもの家庭内性被害の早期発見に向けて.....654
22.3 本調査研究の限界と今後の研究課題.....656
引用文献.....660
補足資料.....699
福祉行政報告例の年次統計データによる児童福祉関連相談対応件数の年次推移.....699
全国調査で使用した調査票: 組織調査(調査票 A).....702
全国調査で使用した調査票: 事例調査(調査票 B).....709

第 1 章: 課題背景と研究対象範囲

本章では、「潜在化する性的虐待の把握および実態に関する調査」という本事業のテーマに関して、その課題背景と研究対象範囲を簡潔に提示する。性的虐待、そして広く子どもの性被害に関する基本的知識やその潜在化に関する課題等については、第 3 章に整理する。

1.1 性的虐待を中心とする児童虐待対応について

本邦における児童虐待通告件数は、年々増加の一途を辿っている。平成 30(2018)年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数(速報値)は 15 万 9838 件となり(厚生労働省, 2020a)、29 年連続での件数増加を記録した。子どもが同居する家庭における配偶者に対する暴力がある事案(以下、面前 DV)を含めた心理的虐待を中心に、身体的虐待やネグレクトの相談対応件数は平成 21（2009）年度と比べて 2 倍から 8 倍程度の増加が認められる。しかし、その一方で、性的虐待の件数には、他の種別と同様の顕著な増加傾向は認められておらず、全体における構成比も小さい(平成 21 年度 1350 件(3.1%)、平成 30 年度 1731 件(1.1%))。当該傾向は令和元（2019）年度の速報値にも継続的に現れており、全虐待相談対応件数は 19 万 3780 件、性的虐待の相談対応件数は 2077 件(1.1%)となっている(厚生労働省, 2020f)。性的虐待に、統計上の顕著な増加が認められない背景には、「通告件数に計上反映されない性被害の取り扱い状況と、なお未発見となっている潜在被害の存在」が以前から推測されており、未発見・未対応による被害の深刻化が懸念されている。具体的には、児童相談所、あるいは市区町村の児童虐待対応関連部門における児童虐待対応に焦点を当てた場合、次のような未計上事例の存在が想定される。

⑴ 子どもの家庭内性被害で「性的虐待」には当たらず、性的問題と区別のない「ネグレクト」で受理されたもの
⑵ 主訴の次に性的虐待や家庭内性被害が確認・対応されているが、相談種別としては受理されていないもの
⑶ 主訴として相談受理した後の相談・指導経過中に性的虐待・家庭内性被害が発覚し、対応は行われているが、あらためて相談受理はされていないもの
⑷ (3)の経過中、対応が中断、もしくは十分には対応されていないもの
⑸ 何らかの相談対応の経過途上で性被害を疑わせる兆候がうかがわれたが、取り上げられず、必要な対応がなされていないもの
⑹ 子どもの性被害での何らかの対応はあるものの、性的虐待や家庭内性被害についての十分な探索がなされていないもの
⑺ 性的問題行動を具体的内容とする対応がおこなわれているものの、性被害、搾取被害の観点からの調査・対応が十分には行われていないもの
⑻ 他の種別等で相談の受理がなされているが、性的虐待や家庭内性被害について、未発見となっている潜在化した被害があるもの

1.2 潜在化する子どもの性被害

性的虐待、あるいは子どもの性被害が潜在化する背景については、これまでにもいくつかの要因が指摘されてきている。例えば、「性という問題の内容に起因する開示への抵抗感」、「家族が受ける社会的ダメージへのおそれ」、「自分が家族を裏切り、悪事をなしてしまったという罪障感」、「加害者による口止め」、さらには「周囲の大人に開示しようとしても適切な支援に繋がりにくい状況」などがあげられ、その被害が「暗数」となる状況は様々な場所や水準で発生していると考えられている。

本邦では、学校関係者や児童相談所職員などに向けた厚生労働省の性的虐待対応ガイドラインなどが 2010 年頃から本格的に整備され始め、「被害児童に見られる特徴」や、「被害発覚時の専門的な対応」などが、関係者に向けて発信されてきた。しかし、依然として性的虐待の早期発見は満足に実現しているとは言い難い。子どもが社会的養護関係施設等に入所して以降に初めて、家庭での性的虐待を開示する事例も未だ数多く経験されているためである。本調査研究事業が計画されることにも示されるとおり、潜在化している性的虐待の発見とその支援に関する諸問題は、現在においても全国の児童福祉に携わる関係機関や実践現場の子どもの支援者の中で共有された問題意識となっているだろう。そして、当該問題は、そうした支援関係者にとどまらず、広く社会全体で問題を捉え、解決に向けて取り組む必要がある。

1.3 子どもの性被害に関するアセスメントと早期発見

性的虐待、あるいは子どもの性被害の発生を、観測可能な周辺情報から予測することができれば、早期発見と早期対応に貢献すると考えられる。被害を受けた(受けている)子どもは、心身および行動上の様々な問題を呈することが知られている(ただし、被害の深刻さとは裏腹に無症状のことがある場合も知られている)。学校や病院、保育園、幼稚園、放課後児童クラブ、保健所、市区町村、児童相談所など、子どもに直接接する機会のある関係機関において、(典型的な兆候が例え観測されていなくとも)性被害のリスクを想定することができれば、子どもの安全を早期段階から確保することに繋がる。特に、児童相談所や市区町村に相談・通告される事例において、性的虐待、あるいは子どもの性被害の発生を見逃さずに検出することは、子どもの安全を保障する「最後の砦」としての機能を担保する上で、重大な意義を持つと考えられる。

1.4 本事業が対象とする事例の範囲

本事業では、「児童相談所・市区町村で対応された子どもの(家庭内)性被害」に対象を焦点化し、潜在化している性被害に関する知見を実態調査によって整理する。ここには、一時保護中の事例や、児童養護施設等へ措置された事例も含まれている。また、非行や障害などの相談種別も調査の対象・考慮範囲に含めることとする。

他方、「誰にもまだ相談されていない事例」や「園や学校などで発見の可能性があるがなお潜在化していた事例」などは、本事業では直接的な調査・研究対象として扱わない。網羅的な検討を実施することの意義は極めて大きいが、一研究事業として扱うには、対象領域があまりに広いためである。ただし、基礎知識を整理するための文献調査では、市区町村・児童相談所での相談対応事例以外を含め、可能な限り広範な知見を収集することとする。また、市区町村・児童相談所で相談対応された事例を対象とした調査であるとしても、可能な限り一般化可能な水準の知識を抽出することに努める。子どもの性被害を早期に発見するための一助として、一般市民、学校等の関係機関を含めた幅広い場面での援用を期待したい。

1.5 本事業における用語の定義

本事業では、主として家庭内で発生する子どもの性被害に焦点を当てるものの、当該範囲に問題意識を限定することなく、広く「子どもが関わる性被害の全て」を視野に入れ(当該範囲においては、加害者として家族内の人物、同居親族、同居人、同居外の親族、親密圏内の人物、顔見知り(面識有)、顔見知り以外(面識なし)といった区分が想定されうる)、それを「(子どもの関与する)性被害」や「(子どもの関与する)性暴力」と表記する。

以降、「性的虐待」と記載する場合、原則的に児童福祉法および児童虐待の防止等に関する法律(以下、児童虐待防止法)に照らした「保護者（※親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの。以下、保護者・監護責任者）からの性的暴力等」を意味するものとして扱う。保護者・監護責任者以外の親族等近親者からの性暴力等を示す場合には、統計上の識別性を担保するために「ネグレクト(性的虐待)」または「保護者・監護責任者以外の親族等からの性的被害」と記載する(『性的虐待対応ガイドライン(2011 年版)』では、これらを統一して「家庭内性暴力被害およびその疑い」と表記されている(山本, 2011))。

子どもにとって面識の無い対象からの性被害や、家庭外で独立して発生した子どもの性被害については、その内容を本文中に具体的に表記することとする。家庭内(あるいは生活圏として同居関係にある対人関係内)での性被害を、家庭外での性被害と対置して記述する際には、保護者およびきょうだいを含む親族、そして同居人等からの性被害を「子どもに対する家庭内または施設内性暴力」や「家庭内または施設内性被害」という文言で記載する(『性的虐待対応ガイドライン(2011 年版)』では、「家庭内性暴力被害およびその疑い」と「施設内性暴力被害およびその疑い」の表記がこれに相当する)。このとき、児童ポルノの被写体にするなど、たとえ身体的な接触が伴っていない場合であっても、本事業では「性暴力」という用語の指し示す範囲にそれらを含めることとする。

なお、刑法等で規定される性犯罪であることを(強調して)示す場合には、具体的法令を付記して記載する。具体的な法令等を付記せずに「子どもの性被害」等と記載する場合には、刑法による立証・立件要件の充足等に拘らない被害全般であることを指し示すものとする。

表 1.1 本事業での用語の範囲

用語・表記方法	定義・用法
「(子どもの関与する)性被害」 「(子どもの関与する)性暴力」	基本対象範囲としての子どもが関わる性的被害のすべてを指す。 （児童ポルノの被写体にするなど、たとえ身体的な接触が伴っていない場合でも使用する。）
性的虐待	児童福祉法および児童虐待防止法に照らした、保護者・監護責任者からの性的暴力等を指す。
「ネグレクト(性的虐待)」 「保護者以外の親族等からの性的被害等」	保護者以外の親族等近親者からの性的暴力等を指す。
具体的に表記	子どもにとって面識の無い対象からの性被害や、家庭外で独立して発生した子どもの性被害
「子どもに対する家庭内または施設内性暴力」 「家庭内または施設内性被害」	保護者およびきょうだい含む親族、そして同居者等からの性的な被害
具体的法令を付記して記載	刑法等で規定される性犯罪であることを強調して示す場合
具体的な法令等を付記せずに記載する場合	立証、立件、要件の充足等に拘らない被害全般であることを指し示す

第 2 章 本研究の目的と構成

2.1 本研究の目的

本研究の目的は、本事業の目的に準じ、主に「子どもの家庭内性被害」に関連する基礎知識を可能な限り包括的に整理した上で、「児童相談所・市区町村関連部門で対応される相談事例を中心として、潜在化している子どもの家庭内性被害(性的虐待も含む)を可能な限り把握し、被害の実態を明らかにすることで、様々な局面で潜在化している被害の早期発見に向けた知識を創出すること」と設定した。基礎知識の整理に関しては、児童相談所・市区町村関連部門での相談事例に限らず、国内外の文献から可能な限り包括的な知見の整理を行う。

潜在化している子どもの家庭内性被害（性的虐待も含む）の把握には、「性被害の併存を認識しているが統計上カウントされていない相談事例の把握」が主たる対象となる。暗数化する相談事例の実態を可能な限り正確に把握することで、問題の規模や重大性を、より的確に認識するための情報資源とする。なお、単純な潜在事例数の推論・把握だけでなく、潜在事例を検出していくための対応現場に向けた具体的示唆もあわせて整理する。

さらに、通告受理以降に性的虐待やその他の家庭内性被害が発覚した事例の特徴や、発見の経緯等に関する事例調査によって、児童相談所・市区町村で対応される相談事例の発生パターン等の基礎知見を整理する。すなわち、児童相談所・市区町村にて明確に被害の把握された相談事例や、既存の相談対応事例から性被害が途中発覚した事例の情報から、それらの特徴を析出し、それを手掛かりとして、問題の潜在化を防止し早期発見に寄与する視点の創出に努める。

【本事業の主たる二つの目的】

(主たる目的 1) 児童相談所および市区町村にて「統計未計上となっている子どもの家庭内性被害」に関する潜在事例数の推定、ならびに現状の計上方法等に関する組織の実態を把握すること (主たる目的 2) 児童相談所および市区町村での各種相談対応事例に限らず、被害が未発見で適切な支援につながっていない、潜在化しているあらゆる子どもの家庭内性被害を早期に発見することを目指した被害の特徴等に関する基礎知見の創出

2.2 本研究の構成

上述の研究目的を達成するため、本事業では 6 つの課題を設定した。それらの概要を整理する。

2.2.1 子どもの性被害(性的虐待を含む)に関する基礎知見の整理 (第 3 章)

潜在化する子どもの性被害に関して、先行知見となる文献情報を整理した上で、本邦における子どもの性被害の早期発見と適切な対応に係る論点・課題点を概括する(第 3 章)。文献調査の対象は

児童相談所の関係範囲を中心に据え、隣接領域をカバーしつつも、特に潜在化の要因や早期発見に向けての知見整理に力点を置く。対象文献は国内のガイドラインや手引き、調査資料や研究論文などを参照し、必要に応じて国外の研究論文等もレビューの対象に含める。

2.2.2 子どもの性被害予測関連アセスメント項目の選抜(第 4 章)

子どもの性被害を早期に発見するためのアセスメントには、関係機関の役割や環境によって必要となる観点が様々に異なることが想定される。本事業の目標の一つ、すなわち「児童相談所・市区町村で対応されている主に虐待相談事例、特に通告受理段階で性被害が潜在化している事例から被害を早期発見すること」を目指す上では、「世帯の構成や子どもの年齢など、観測しやすい周辺情報から性被害の可能性を積極的に懸念し、的確な調査を実現させること」が目標の達成に向けた中心的役割を担うこととなる。このとき、「どのような観点からの調査やアセスメントが早期発見に有効か」について、知見をあらかじめ整理しておく必要がある。

第 4 章では、令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」で得られた児童虐待対応のためのアセスメント項目と、同事業で令和元年度に実施した全国調査を踏まえ、それを活用し、子どもの性被害の関連要因や発生パターンを捉える解析を行う。これにより、子どもの性被害の併存予測に貢献するアセスメント観点を抽出する。それと同時に、過去のパターンから性被害の併存を予測的に検知する機械学習モジュールを作成し、「どのような観点に該当した場合に、どの程度性被害が懸念されるのか」について、予測シミュレーションを実施し、予測性能の基礎検証を行う。

2.2.3 児童相談所・市区町村対象の全国調査： 性被害計上方法等に関する基礎分析(第 5 章)

児童虐待防止法の定めるところにより、「性的虐待」は、保護者・監護責任者から子どもへの性暴力等をその定義範囲としている。したがって、各種年次別統計で「性的虐待」として計上される件数は、保護者・監護責任者からの問題に限定されており、広く「子どもが被害を受ける家庭内・施設内性暴力」の一部分を扱ったものに過ぎない。子どもの視点に立てば、保護者からの性暴力と同じく、保護者以外の親族等からの被害も重大な影響を有するものである。

計上方法に由来して潜在化している子どもの家庭内性被害の実態を明らかにするため、第 5 章では、児童相談所・市区町村で対応された相談事例のうち、「性的虐待」の種別に計上されない子どもの性被害に関する相談対応件数等の調査を行う。具体的には、ネグレクト等の他の虐待種別として分類計上された相談事例における性暴力の被害(疑いを含む)の件数についての情報を、全国の児童相談所・市区町村関連部門を対象とした全国 web 調査で収集する。これに併せて、各所の統計の計上方法や対応状況についての情報を収集する。

2.2.4 児童相談所・市区町村対象の全国調査： 性被害事例の基礎分析(第 6 章)

潜在化する子どもの性被害を早期に発見するためには、周囲の大人や関係機関・支援者の鋭敏な眼差しと的確な対応が求められることとなる。そのためには、まずは基盤知識として、子どもの性被害の様々な発生パターンとその潜在化の理由に関する知見を整備する必要がある。

第 6 章では、全国の児童相談所と市区町村を対象とする事例調査情報をもとに、性被害の発生構造や随伴症状等の基礎集計を実施し、単一の組織では知見が蓄積されにくい子どもの家庭内性被害の実態に関する知見を整理する。

2.2.5 子どもの家庭内性被害の詳細・重点分析と分析知見の統合(第 7 章から第 20 章)

子どもの家庭内性被害を的確に理解してゆくために必要となる着眼点・分析観点は多い。家族構成、子どもの年齢・性別や心身所見、養育者や加害者と子どもの関係、養育環境など、複数の情報を同時に加味した、あるいは区分で切り分けた重層的・探索的な解析が必要となる。調査で収集される情報には欠損も多く含まれることが想定されるため、トピックごとに必要なデータの抽出を行い、その詳細手続きを記載する必要もある。そこで、本事業では、研究の目的達成に必要であると考えられる解析テーマを設定し、個別の重点分析として独立した章を設けて各種結果を報告する。具体的には、第 7 章から第 20 章に掲げる下記の内容を取り扱うこととする。

該当章	詳細・重点分析内容	研究疑問
第 7 章	児童相談所、市区町村において統計未計上となっている潜在性被害事例数の推定	・令和元年度(2019 年度)に児童相談所および市区町村で対応された子どもの家庭内性被害事例に対して、統計未計上となっている被害途中発覚事例はどの程度存在すると推測されるか？
第 8 章	管轄児童人口と家庭内性被害相談対応件数の関連	・家庭内性被害の発生報告率は、管轄する地域の児童人口に対してどのように増大するか？
第 9 章	児童相談所、市区町村で対応される子どもの家庭内性被害の発生パターンに関する解析	・子どもの家庭内性被害は、家族構成、加害者情報、子どもの性別・年齢等の基礎情報からどのような類型に整理されうるか？
第 10 章	児童相談所、市区町村で対応される子どもの家庭内性被害事例における、開示事例と周囲の目撃等による発覚事例の差異を中心とした、子どもの	・開示事例と周囲からの発見事例の間には、どのような違いがあるか？ ・被害開示が可能となり始める子どもの年齢は？ ・子どもの被害開示を促進あるいは抑制する要因にはどのようなものが想定されるか？

	開示に関する促進・抑制要因等の解析的検討	・開示あるいは発覚に至るまでの期間(被害継続年数)の長期化に関連する要素にはどのようなものが想定されるか？
第 11 章	男児の被害事例に見られる特徴の把握	・女児の被害事例に比較して、男児の被害事例にはどのような特徴があるか？
第 12 章	きょうだい事例(きょうだいによる加害・きょうだい間の性的問題)の分析	・きょうだいによる加害事例、きょうだい間の性的問題事例には、家族構成、家族関係、養育者所見、被害内容、加害児童・被害児童等の観点からどのような特徴があるか？
第 13 章	年齢(学齢)別での子どもの家庭内性被害の特徴把握	・学齢区分ごとに、被害内容や関連要素にどのような特徴や違いがあるか？
第 14 章	無症候性の子ども(Asymptomatic Child)に関する探索的解析	・被害発覚段階では無症候であった子どもでは、被害構造や内容にどのような特徴があるか？
第 15 章	非加害親の機能が被害の開示、継続・悪化等に与える影響の検討	・非加害親の状態によって、被害内容や継続期間、発覚経緯等に違いがあるか？
第 16 章	子どもの障害と性被害の関連	・子どもの障害は、子どもの家庭内性被害とどのような関係にあるか？
第 17 章	ひとり親家庭等養育者不在環境下での子どもの性被害	・ひとり親家庭等の養育者が不在となっている環境下での子どもの性被害にはどのような特徴があるか？
第 18 章	性被害による通告・相談事例と、他の相談種別から被害が途中発覚した事例との差異に関する分析	・通告受理時点から性被害が把握された事例と、他の虐待種別あるいは他の相談種別への対応経過中に性被害が途中発覚した事例との間には、どのような違いがあるか？
第 19 章	子どもの家庭内性被害の発生予測を目的としたリスク予測モデリング(機械学習デモモジュールの作成)	・身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待を含めた虐待相談対応事例の中から、子どもの性被害の発生または併存はどの程度の精度で解析的に予測可能か？ ・性被害の発生・併存が予測された場合に、被害内容や発生構造等の情報は予測提示可能か？

第 20 章	結果の総括と統合整理	・「子どもの家庭内性被害事例」の被害実態や発生構造、早期発見に向けた基本的な見立ての在り方は、総合してどのように整理されうるか？

2.2.6 成果物構成の手続き(第 21 章)

本事業では、潜在化する子どもの家庭内性被害に対して、その早期発見に寄与すると考えられる事例パターン等の基礎知見が得られる。児童相談所や市区町村など、単一の組織で経験される相談事例の件数が少ない以上、全国調査によって俯瞰的に得られる知見の価値は高い。

また、子どもの家庭内性被害の早期発見への貢献を目指す上では、上記の関係機関に限らず、幅広く子どもと接する支援者への知識普及を図る必要もある。したがって、調査で得られた知見を関係機関や支援者に還元するために、本事業報告書以外にも、簡潔に調査結果を整理した資料を作成する必要がある。本事業では、『子どもの家庭内性被害　–児童相談所・市区町村対象の全国調査で見えてきたこと–』と題した小冊子を作成し、検討委員会での議論を含めた作成過程を第 21 章に整理する。

他にも、本事業では「性被害の発生予測に貢献」するアセスメント観点の選抜や、性被害の発生パターンを記述する典型的な項目の把握を実施する際に、機械学習等の解析技術を活用する。その際、児童相談所、ならびに市区町村で対応される子ども虐待相談事例の中から、性被害の発生を予測する機械学習モデルを副次的に得ることができる。当該技術的成果物は、将来的に通告受理後の比較的初期段階で、性被害の発生リスクを検出する補助ツールとして活用できる可能性がある。そこで、本事業では、アセスメント情報から性被害の発生を予測する機械学習モデル(デモンストレーション用)を作成し、その予測精度や挙動についての基本事項を検証する(詳細は第 19 章にまとめる)。

2.3 想定される成果

本事業により、以下の知見を得ることができる。

(1) 子どもの性被害に関連する先行研究等の情報
(2) 児童相談所・市区町村で発生が確認された家庭内性被害の発生例・被害構造の基礎情報
(3) 子どもの家庭内性被害の発生予測に関連するアセスメント項目の情報
(4) 児童相談所・市区町村で未計上となっている統計上の潜在数を加味した事例数の推定結果
(5) 男児の性被害、きょうだい事例、開示の促進・抑制要因、被害児童の年齢別での事例特徴、無症候性の子どもに関する基礎知見、非加害養育者の機能、ひとり親家庭等の養育者不在環境下における被害事例、被害の途中発覚事例、子どもの障害と性被害の関係などの解析知見

得られた知見および技術は、以下の成果物に整理する。

・事業報告書(本稿)
・事業報告書サマリー(別添)
・子どもの家庭内性被害に関する調査知見を組み入れた小冊子(別添)
『子どもの家庭内性被害　～児童相談所・市区町村対象の全国調査で見えてきたこと～』

2.4 倫理審査

本事業の実施にかかる調査・研究手続きについてあらかじめ倫理審査申請を行い、承認を得た。

【国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人間工学実験委員会 事前申請】
整理番号：人 2020-1077（新規）
実験課題名：子どもの家庭内性被害事例の実態と被害パターンの把握を目的とする調査研究
判定結果：人間工学実験審査申請非該当

【社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 愛育研究所研究倫理委員会】
通 知 日: 2020 年 10 月 14 日
受付番号: 第 2 号
研究課題: 潜在化していた性的虐待の把握および実態に関する調査
判定結果: 承認(承認番号第 2 号)

第 3 章(文献調査) 子どもの性被害に関する基礎知見の整理

3.1 目的

本章の目的は、潜在化する子どもの性被害（性的虐待を含む）の把握と実態調査を実施する上で、必要となる基礎知識を概観し、現状の課題を整理することである。しかし、当該課題に関連する領域は広大であり、すべての関連文献を網羅することは、本研究事業の範囲を超える。本章では、国内外の主要な先行文献に対象を絞ってレビューすることで、性的虐待を含めた子どもの性被害の特徴や典型、潜在化に関連する要因、課題意識等を概括する。

3.2 対象範囲と文献種別の整理

本事業のテーマから、検討課題を「潜在化する子どもの性被害」として、表 3.1 に示す 7 の対象領域を定め、先行知見を整理する。具体的には、(1)子どもの性被害の定義・分類、(2)子どもの家庭内性被害の統計・件数等、(3)被害内容と被害の特徴、(4)性被害が子どもに及ぼす影響、(5)子どもの性被害に関するアセスメント指標、(6)子どもの性被害への関係機関対応、(7) 児童相談所における性的虐待対応の対象領域を設定した。これらの知見を整理した上で、「文献から見られる潜在化する子どもの性被害」についての全体像を総括する。

表 3.1 文献レビューの対象範囲

対象領域	整理内容	想定対象文献例
(1) 子どもの性被害の定義・分類	・用語の定義と範囲	児童福祉法 司法関係文献(刑法等)
(2) 子どもの家庭内性被害の統計・件数等	・保護者・監護責任者からの性被害件数 ・保護者・監護責任者以外の親族等からの性被害件数 ・性犯罪関連統計情報 ・潜在事例の推計等	福祉行政報告例 厚生労働省報告資料等 警察庁等の関係統計
(3) 被害内容と被害の特徴	・被害内容 ・性被害の特徴	事例報告・研究論文等
(4) 性被害が子どもに及ぼす影響	・心身への短期的・長期的影響 ・開示に係る影響 ・犯罪や非行との関連	研究論文等
(5) 子どもの性被害に関す	・既存のリスクアセスメントツールや代	各種アセスメントツール

るアセスメント指標	表指標	研究論文等
(6) 子どもの性被害への関係機関対応	・子どもからの被害開示や被害の発見を担う一次機関の対応原則と現状	ガイドライン・手引き等 研究論文等
(7) 児童相談所における性的虐待対応	・対応の基本原則と現状 ・司法面接/被害確認面接	各種対応ガイドライン 調査資料

国内文献の検索には、一般検索エンジン(Google: https://www.google.co.jp)、文献データベース(Cinii: https://ci.nii.ac.jp/)、文献検索エンジン(Google Scholar: https://scholar.google.co.jp/)を利用した。「性的虐待」や「性暴力」などの主要キーワードと、各種対象領域に関連するキーワードを組み合わせて探索的な文献検索を行った。

国外文献の検索では、一般検索エンジン(Google: https://www.google.co.jp)、文献データベース(PubMed: https://pubmed.ncbi.nlm.nih.gov/)、文献検索エンジン(Google Scholar: https://scholar.google.co.jp/)を利用した。国内文献検索と同様に、「Sexual Abuse」や「Sexual Violence」などの主要キーワードと、各種対象領域に関連するキーワードを組み合わせて探索的な文献検索を行った。

なお、特に国内の関連文献については、研究論文等よりも報告書やガイドライン等の資料(灰色文献)が中心的対象となることが想定されたため、系統的な文献検索とレビューは実施しなかった。

3.3 文献情報のまとめ

3.3.1 子どもの性被害の定義と対象範囲について

子どもが被害を受ける性的問題は、その内容や加害行為者の属性によって様々に区分され、日本では「性的虐待」「性暴力」「性被害」など、意味合いの似通う様々な表現で呼称される(髙岡, 2016)。

また、児童福祉や刑事・司法など、背景となるそれぞれの法制度を由来として領域間で捉え方や扱い方が異なっており、それに準じて使用される用語も異なることがある。

3.3.1.1 児童虐待防止法における「性的虐待」

2000 年に制定され、2007 年に最終改正(2021 年 3 月時点)された児童虐待防止法において、「性的虐待」は、「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」と定められており、その行為主体は「保護者や親権者、あるいは養育・監護責任者から」に限定されている(児童虐待防止法 第 2 条)。

本邦における子ども虐待対応の基本指針である『子ども虐待対応の手引き』(平成 25 年 8 月改訂版)では、上記「性的虐待」に相当するわいせつな行為の内容として、(1)子どもへの性交、性的行為(教唆を含む)、(2)子どもの性器を触る又は子どもに性器を触らせるなどの性的行為(教唆を含む)、(3)子どもに性器や性交を見せる、(4)子どもをポルノグラフィーの被写体などにする、などが挙げられている(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 2013, p3)。

『子ども虐待対応の手引き』を補強する役割を担う『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン(2011 年版)』は、(1)子どもへの性交、性器を口や肛門に入れる/入れさせる、口で性器や肛門に触れる/触れさせる等の性的暴行、およびそうした性的行為の強要、教唆など、(2)性器を触る又は触らせる、舌を使ったキスや胸や下半身などプライベートゾーンへの接触あるいは触らせるなどの性的暴力、またそうした性的行為の強要、教唆など、(3)性器や性交を子どもに見せる、ポルノ情報を見せる・聴かせる、(ポルノ情報を)目に触れるところに放置する、(4)ポルノグラフィーとなりうる画像等の被写体などにして記録を作成する、などを明らかな性的虐待行為にあたること(子どもの安全への侵害行為・性的搾取行為)として具体的に例示している(山本, 2011)。

本邦の児童福祉分野においては、当該内容の行為主体が親を含む保護者以外のきょうだい、親族あるいは同居人、施設長以外の社会的養護関係施設職員、里親以外の里親家庭同居人等からであった場合、行政処理上「性的虐待」に含まれないものとなっており、これらは性暴力を防げなかったという意味で「保護者・監護責任者等からのネグレクト」として扱うこととされている(山本, 2012)。

3.3.1.2 司法分野における子どもの性被害

刑事・司法の分野では、子どもへの性交やわいせつ行為、あるいは児童ポルノ等の性加害は性犯罪の類型で整理される。刑法では、「強制わいせつ罪(176 条)」、「強制性交等罪(177 条)」、「準強制わいせつおよび準強制性交等罪(178 条)」、「監護者性交等罪（179 条第 2 項）」などで加害者が処罰されることとなっている。他にも、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制ならびに児童の保護等に関する法律(以下、児童ポルノ禁止法)」や「売春防止法」などの特別法、並びに児童福祉法や「青少年保護育成条例等の関連条例」により、各種加害行為が取り締まられており、これらに違反したものが起訴された場合、違法性と有責性を追及する仕組みとなっている。2017 年、性犯罪に関する刑法は、法定刑の引き上げや「親告罪」の規定撤廃、監護者によるわいせつ行為および性交等は子どもの同意の有無、抵抗の有無や暴行脅迫の有無を問わず犯罪となる「監護者わいせつ罪および監護者性交等罪(179 条第 2 項)」の追加などの改正が行われた。しかし、改正後においても、監護者以外の者によるわいせつ行為や性交等は、「暴行又は脅迫(強制性交等罪)」や「心神喪失又は抗拒不能(準強制性交等罪)」の要件を立証しない限り罪に問われず、「性交同意年齢」は「13 歳」が維持されている。また、児童ポルノ禁止法は 1999 年の制定以降、二度改正され、2014 年の改正では児童ポルノの需要側を含めた処罰規定(単純所持の処罰化、第 7 条第 1 項)や、被害を受けた子どもの保護に関する関係機関の連携と適切な処置に関する条項

が追加されている(第 15 条および第 16 条の 2)。子どもの権利擁護の観点からの改正も進められる一方で(佐藤, 2015)、児童買春として加害者の罪を問うには「対償供与」が必要とされるなど、旧来の要件が継続している。こういった本邦の刑法性犯罪の規定に問題を投げかける声も強く、性交同意年齢がイギリス(16 歳)、アメリカミシガン州(17 歳)、アメリカカリフォルニア州(18 歳)、フランス(15 歳)、ドイツ(14 歳)、韓国(16 歳)などの諸外国と比べて低いことや、暴行脅迫を要件としない諸外国(イギリス、アメリカカリフォルニア州、ドイツなど)を引き合いとして、「日本では犯罪にならない事例がある」と被害者視点に立った報告も行われている(一般社団法人 Spring, 2018)。

本邦の司法・刑事分野における捉え方の限定性を踏まえれば、司法・刑事分野における犯罪性とは独立して、子どもの安全保障を掲げる児童福祉の実践との間には、必然的に齟齬が生じることとなる。「性暴力被害は、子どもの身に起こった被害を軸に広く捉えないと、実態に即した対象を的確に捉えられない」など、領域ごとの概念を区別・認識した上で被害を受けた子どもの視点に立つことの重要性を提示する児童福祉側からの報告も多い(例えば、山本, 2010)。具体的な例を挙げれば、児童買春や児童ポルノ等の性的搾取に関しては、「金銭化が表面的に見られない場合であっても、直接・間接を問わない金銭以外の様々な利益提供の対価に性行為をすること、性行為を承諾させること、さらには性行為の責任を負わせるといったことがたくさんある」とした上で、金銭化の要件に依らない搾取被害の全体を問題意識の対象とする必要性が述べられている(山本, 2016)。領域における捉え方の齟齬により、「被害に対するケア、適切な支援に繋がらない」という意味での「性被害の実質的な潜在化」も少なくないと思われる。

なお、刑法性犯罪は、2020 年度にも新たな改正に関する検討が進められている。本稿執筆時点(2021 年 1 月時点)において、法務省「性犯罪に関する刑事法検討会 意見要旨集(第 6 回会議分まで)」(URL: http://www.moj.go.jp/content/001335032.pdf, Last accsessd 2020 年 12 月 21 日)によれば、次のような意見が提出・議論されている(本稿執筆者による要約整理)。改正にかかる議論の方向性については、その経過に注目するとともに、改正後の内容を確認されたい。

＜地位、関係性を利用した犯罪類型について＞
監護者性行等罪の「現に監護する者」の範囲は狭く、きょうだいや祖父母、おじ、おば、同居していない親などは含まれない。加害者が教師やスポーツのコーチなど、個別事例の被害者の精神状態に配慮する規定創設の必要がある。
＜抗拒不能に関して＞
178 条の抗拒不能の程度は、177 条の暴行・脅迫と同程度であると考えられているため、抗拒不能ではなかなか拾えないことから、ある程度類型化してくくり出す必要がある。例えば、後見人、教師、指導者、雇用者、上司、施設職員がその影響力があることに乗じて性的行為をした場合など、相手に力を行使し、その人たちの生活、生命、精神状態を左右できるような立場にいる人たちによる性暴力は、きちんと罰することが必要である。
＜罪数に関して＞
現在、複数の性交等について、同一の意思決定や人間関係に基づく犯罪であり、かつ、個別の犯罪行為の個性が乏しいと評価できる場合があるかが現行法の枠内でも問題となる。そもそも、

脳の発達上の問題から子どもにとって日時の特定は難しいので、具体的な日時・場所と性的行為を正確に結び付けて特定できなくても犯罪と認めるべき。しかし、新たな罪を設けたとしても、その罪の構成要件に該当する事実は立証される必要があるから、日時・場所の特定は困難であるものの、継続的な性的行為が行われたこと自体は確かであるという事案が実態としてどのくらいあるのかを検討することが必要である。
＜性交同意年齢の在り方＞
現行法の 13 歳という年齢は、発達段階にある子どもを保護するという視点が欠けており、脳の成長が 25 歳くらいまでかかることや、子どもの社会経験の乏しさからすると、少なくとも義務教育年齢の子供たちを被害から守るという意味でいわゆる性交同意年齢を上げていく必要がある。中学生や高校生同士のキスや性行為についても両当事者とも処罰対象となるため、何らかの対応が必要となるがその対応策として、行為者と被害者に一定の年齢差がある場合にのみ処罰するという方法が考えうる。
＜強制性交等の罪の対象となる行為＞
被害者側に起きることからすると、同意なく身体に挿入されること自体がレイプであり、挿入されるものが男性器であろうと指であろうと、性具やその他の物であろうと、また、挿入される場所が口腔、膣、肛門のいずれであろうと身体的侵襲であるから、これらの行為をいずれも強制性交等罪とすべきであり、男女約 3,000 人ずつを対象に調査では、基本的に、肛門・膣への手指・物の挿入と、口腔・肛門・膣への男性器の挿入との間には、精神的反応に差がないことが分かっている。 身体の一部や物の挿入は、身体への侵襲や性的な侵害という点において性交等と差がなく、被害者は深刻な精神的影響を受けているのに強制性交等罪と区別されていることが問題なのであり、強制わいせつ罪の中で重く処罰すれば足りるというものではないし、そのような行為が強制性交等罪に当たらないとされているため、それが社会的に軽いものと捉えられ、量刑に適切に反映されてこなかった可能性もある。「わいせつな行為であって、かつ、身体への侵入を伴う行為」を処罰する類型を設けることなども考えられる。

3.3.1.3 海外における性的虐待(Child Sexual Abuse)の定義

子どもが被害を受ける様々な性的問題に対して、国際的には「Child Sexual Abuse」という統一的な見方の元で扱われることが多い。例えば、米国の文献では、本邦の児童福祉分野で扱われる「性的虐待」(ここでは、保護者・監護責任者に限らない家庭内の性的な虐待を含む)と、刑事・司法分野の「子どもに対する性犯罪」を包含して、性的虐待(“Child Sexual Abuse”)と扱うものが多いとされる(越智, 2006)。奥山(2005)の表現を借りれば、「国際的には、セクシャルアビュースといったときには保護者に限らず、近隣住民からの家庭外で生じた問題も性虐待とされる」と整理される。

例えばWHOでは、「児童性的虐待(Child Sexual Abuse)とは、子どもが当該性的行為についての充分な理解・知識を有していない、子どもに充分な説明と同意(インフォームド・コンセント)を与えることができない、あるいは発達上の準備性が備わっておらず同意ができない、もしくは法律や社会のタブーに違反するといった状況を伴う性的行為に、子どもを関与させることである。また、児童性的虐待は、責任、信頼、権力の関係にある大人や(年齢や発達状況によって規定される)他の子どもとの間で、相手のニーズを満足させたり、満足させたりすることを目的とした行為によって裏付けられるものである。例えば、違法な性行為に従事するように子どもを誘引または強要すること、売春その他の違法な性行為に子どもを搾取的に利用すること、ポルノ的な演出や資料に子どもを搾取的に利用することなどは児童性的虐待に含まれうる。しかし、児童性的虐待は(性的搾取・児童ポルノ等の)当該内容に限定されるものではない」と定義されている(WHO, 1999. 執筆者訳)。

“The involvement of a child in sexual activity that he or she does not fully comprehend, is unable to give informed consent to, or for which the child is not developmentally prepared and cannot give consent, or that violate the laws or social taboos of society. Child sexual abuse is evidenced by this activity between a child and an adult or another child who by age or development is in a relationship of responsibility, trust or power, the activity being intended to gratify or satisfy the needs of the other person. This may include but is not limited to: the inducement or coercion of a child to engage in any unlawful sexual activity; the exploitative use of child in prostitution or other unlawful sexual practices; the exploitative use of children in pornographic performances and materials.” (WHO, 1999)

このようなWHOの定義からは、加害者の属性に依らず、また「力関係」にかかる要件が強要や脅迫などの明示的な行使要件に限定されず、被害児童が「抵抗力を持たない」などの理由から生じる場合も性的虐待に含めて解釈可能となっていることにも着眼できる(Kotzé & Brits, 2019)。

WHO(1999)や国連児童基金(UNICEF, 2013)や、各国各州・研究者による定義を調査し、性的虐待(Child Sexual Abuse)の概念を包括的にモデル化した近年の研究では、(1)対象が子どもである、(2)真の意味での同意がない、(3)当該行為が性的なものである、(4)行為が虐待的性質を帯びている(力関係がある、立場が対等でない、搾取である、これらに「真の同意がない」ことが合わさっている)という、4つの要件を満たせば、対象や行為内容に拘らず、「明確な性的虐待」と捉えられている(Mathews, B., & Collin-Vézina, D., 2019)。そして、いずれかの要件が「不透明・疑いの水準」である場合も「複雑な事例」として、問題意識の範囲に含まれていることも重要な観点である。

「性的虐待」を広義で捉える国外の状況を引き合いとして、本邦における「性的虐待」の定義に反論を投げかける声も多い(奥山 2004)。実際に、2000 年から 2009 年までの児童福祉領域を中心とする性的虐待の関連調査研究では、「性的虐待」を保護者・監護責任者によるものとして扱った国内の文献は、児童相談所をフィールドとした研究に限られており(例えば、萩原他, 2003; 岡本他, 2004; 神奈川県中央児童相談所, 2004)、その他ほとんどの研究が(例えば平山他, 1999)、「(子どもの)性被害全般」を「性的虐待」として扱っている(保坂ら, 2009)。このような背景には、上述したように、子どもの安全保障の視点からの実際的問題を背景にしていると考えられる(山本, 2016)。加害行為者の属性等に依らない広義の性的虐待に関して、子どもの人権保護という視点から考えてゆくことの国際的・社会的要請は大きい(橋本, 2004; 保坂ら, 2009)。

3.3.1.4 児童福祉の理念に基づく広義の性的虐待

加害行為者の属性等を問わない広義の性的虐待に関して、児童福祉の領域では、近年様々な整理がなされてきている。例えば、奥山(2005)は、性的虐待を子どもの権利保障の視点から「(虐待者を保護者に限定しないものとして)子どもの性的安全の保障、子どもの健全な性的発達の保障・子どもの性の選択の尊重という性的権利(Sexual Rights)を侵害するもの」と定義している。

また、奥山他(2000)では、性的虐待を「被虐待者の発達段階および社会的状況から明らかに過度の性的刺激となる行為、あるいは虐待者が性的に満足を得るための行為(意識、無意識を問わない)であり、虐待者が被虐待者に対して、身体的または心理的に優位に立つ力関係で、かつ被虐待者が子どもであることに起因する力関係が背景にあること」と、虐待者と被虐待者の力関係に力点を置いた表現で整理している。

さらに、性的虐待の重大性を踏まえた視点から、その「犯罪性」を強調する整理として、「力関係から言って支配的・操作力が圧倒的に優勢な立場にいる者が、子どもに対して行う一切の性的行為をさし、暴力犯罪の中の性暴力と位置付け、したがって加える者は加害者、加えられた者は被害者の犯罪用語が用いられる。露出、卑猥語の浴びせ等も含まれる。近親姦とは親および親に準ずる保護的近親者と子どもとの間の、秘密を要するすべての身体的、言語的、または社会慣習上から見て近親姦的とみなされる行為のすべてが含まれる」ものを性的虐待の定義とすべき報告もある(佐藤, 2000)。

他にも、具体的行為に着目して、性的虐待を広義に整理しようとする報告も散見される。例えば、本邦における痴漢(あるいは痴漢的行為を含む性的嫌がらせ)は、挿入の伴わない性的接触として性的虐待に明示的に含めた文献(市川, 2008; 髙岡, 2016)、児童虐待防止法における性的虐待であっても広義の性的虐待であっても、児童買春・児童ポルノの問題は(保護者・監護責任者からの直接的なものでなくとも)性的虐待として捉えられる(保坂ら, 2009)とした文献、露出症の被害・子どもを性的対象として性行為を行うこととしてのペドフィリア(pedophilia)や、性的興奮を得るた

めの身体的傷害(性的サディズム)などを、明示的に性的虐待の例として含める文献(市川, 2008)などがある。

本質的な要素を志向した定義や、行為内容等の記述的整理による定義など、その形式は様々であるが、いずれも「性的虐待を包括的かつ柔軟性を持って捉えることで、子どもの権利保障を具体的に実現しようとする志向性」を有したものとなっている。

3.3.1.5 教育・保育等関係者に向けた定義の紹介

子どもに対する性暴力には、上述したように様々な行為内容が想定されうる。子どもに接触する頻度の高い保育園の保育士や幼稚園・学校の教員などの関係者に対しては、性暴力被害の「疑い」を含め、より具体的な表現で早期発見が促されている。例えば、『子どもへの性的虐待・家庭内性暴力の初期対応手引き 小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教職員および放課後児童クラブのために』(柳澤他, 2011a)、並びに『子どもへの性的虐待・家庭内性暴力の初期対応手引き 保育所・幼稚園の保育者のために』(柳澤他, 2011b)では、子どもの性被害の状況を確認するためのガイドとして、(1)明らかな性的侵害行為にあたること、(2)性的侵害を疑わせること(家庭内性暴力被害を疑わせる子どもの表現)、(3)性的侵害の潜在可能性がある、あるいは発生予防上指導しなければならない状態をうかがわせること、子どもからの告白による情報、(4)性的被害の潜在可能性がある子ども自身の問題行動、子どもからの告白によらない行動上の問題、(5)性的暴力の目撃・問題事実、これら 5 つの水準ごとに具体例が付された形式で紹介されている(本整理は、児童相談所における性的虐待対応ガイドライン(2011 年版)』, 山本他(2011)でも紹介されている)。このように、子どもの性被害を「疑いの範囲」まで含めて整理することは、「性暴力に該当するか否か」といった議論を超えて、子どもの権利を保障しようとする児童福祉の基本的な姿勢を反映したものであると言える。

子どもの性被害の範囲を連続的に(疑いの範囲を含めつつ)捉える姿勢は、事態の早期発見・早期対応だけでなく、関係者が注意深く子どもとの関わりを継続していく上でも重要な意義をもつ。しかし、疑いの範囲を含めて、様々な具体例をあげて、問題を可能な限り掬い上げようとした場合であっても、依然として性被害の見落としや誤認が発生しやすい観点がある。ここでは、「同意の有無」と「健常発達範囲内外の性的行動」について整理する。

3.3.1.6 見落としや誤認が発生しやすい境界線(1): 同意の有無

藤岡(2006)でも指摘されるとおり、性暴力の定義には、具体的な記述的分類だけでは捉えきれない部分があることから、「同意」、「対等性」、「強要性」の有無等が判断基準として必要であるとしている。本邦における「性交同意年齢」は、(刑法 176 条および刑法 177 条の規定において)13 歳とされている(2021 年 3 月現在)。13 歳未満の子どもに対する性交は、如何なる理由があ

っても明確な処罰の対象となるものの、13 歳以上の子どもにおいては、「同意の有無」が性交を含む性的行為に関する議論の焦点になることもある。

児童福祉の視点からは、同意の有無に拘わらず、性的行為が子どもに及ぼす影響を考慮し、指導や介入の必要性を検討する。しかし、子どもに関わる立場の者が、「児童相談所への通告」などの決断を伴う対応を講じる場面等では、「“恋愛関係”にある子ども同士」や「“同意”がある」といった情報が差し込まれた場合に、判断に迷いが生じることがあっても不思議ではない。健常な恋愛や性的好奇心に基づく範囲という認識や、性的自由の行使という見方も成立するためである。ただし、「恋愛関係」と形容されても、その内実、健全とは言い難い関係性が内在する可能性や、支配的関係下で生じる「見かけ上の同意」という可能性もある。ここで問題となるのは、迷いや躊躇に起因して、然るべき関係機関や必要な支援に繋がらず、性被害が潜在化することである。

「性行為の同意に関する少年の性非行に関する米国特別委員会の報告による定義(1993 年)」において、性行為に関する「同意」が成立するためには、以下の 6 つをすべて満たす必要があるとされている(加藤, 2015 表 9 より)。

表 3.2 性行為の同意に関する少年の性非行に関する米国特別委員会の報告による定義(1993 年)
加藤(2015)より引用

(1) 年齢、成熟度、発達度、役割、経験に基づいて、何がなされるか理解している
(2) 提案されたことに関する社会的規範を知っている
(3) 性行為をした場合に起こりうる結果と、性行為を行わないという 別の選択肢もあるというそれぞれを承知している
(4) 性行為に賛成する意思と反対する意思の両方の選択肢が、 平等に尊重されるという前提がある
(5) 意思決定が自発的になされる
(6) 知的な理解能力を有する

これらの要件に従えば、いずれか一つ以上が欠けていた場合に、「同意は成立していない」と見做すことができる。他にも、児童買春等の性的搾取の文脈における対償供与が、「見かけ上の同意」状況を発生させうる可能性を踏まえ、同意要件に、「何らかの対価としての行為ではないこと」を加えた提案もなされている。例えば、山本(2016)によれば、健全な性行為の同意要件として、「強制でない、服従でない、押し付けでない、(金銭に限らない)何らかの対価としての行為ではなく、行為そのものが目的として選ばれていること。そして、利害の共有があったとしても、対等な関係性が保証され、その内容としては誠意と相互の人格尊重があり、相手の立場・認識の理解と尊重があり、かつ、同意したことの途中撤回があってもよく、それが保証されていること。さら

に、その行為と結果についての理解、責任が共有されていること」が挙げられている。「見かけ上の同意」等に対する誤認などを含め、子どもの権利保障の視点から冷静に対応するための公準として援用できる知識だろう。

3.3.1.7 見落としや誤認が発生しやすい境界線(2): 健常発達範囲内・外の性的行動

子どもの性被害の可能性をアセスメントする際にも重要な視点であるが、子どもによる家庭内での他の子どもへの性暴力や社会的養護関係施設等内での子ども間の性暴力を扱う上で、「健常発達範囲内の性的行為」と「健常発達範囲外の性的行為」を厳密に見極めることは、容易ではない(藤岡, 2006)。子どもの性的行動は、発達段階や環境条件に応じて、自然で健全な行動から専門家による支援を必要とする行動まで、多様性と流動性を持つことが指摘されており、その変化は連続的であると考えられているためである(厚生労働省, 2020)。もちろん、繰り返しとなるが、児童福祉の文脈においては、健常発達の範囲内外を問わず、子どもの健全な発達の視点から当該問題の影響性を検討し、介入や支援を講じることとなる。ここで問題としたいのは、「健常範囲内の物事であると誤認する」、「干渉しない方が良い等とみなす」ことなどによって問題の本質が捉え損ねられ、放置され、子どもが適切な支援に繋がらない可能性である。

子どもの性的行動を子どもの発達の視点からみると、幼少期から概ね 10 歳前後、前思春期までの子どもの性とのかかわりは、それ以降の成人における性的な感情、想像、動機や衝動性を伴う行為とは異なっている(厚生労働省, 2020)。当該分野の権威である Johnson (1998, 2002, 2010)や Gil(1998)、藤岡(2016)らは、子どもの発達に伴う性行動を、子どもの性行動の発達に基づき、いくつかの段階に分ける必要性を指摘した上で、健常発達内外の行動(をとる子どもの特徴)について区分している(詳細は当該文献を参照)。「年齢相応の性的行動・性的遊び」として、了解可能な範疇であるのか、専門家による支援等が必要な行動、または性暴力の範疇と捉えるのか、整理する一助となるだろう。

また、岡本(2008)では、「性的な遊び」と「性的虐待(家庭外なども含む)」の違いについて、米国オレゴン州ポートランドの資料を参照した 4 つの要点が紹介されている。それぞれ、(1)子ども間に力関係が発生しうる明確な違いがある: 例えば 3 歳以上の年齢差がある、体格の差が顕著である、一方に知的発達の遅れがあるなど、(2)子ども間に力関係や強要がある: 性的接触の際に強要や脅しなどがある、(3)性的発達を逸脱した行為がある: 膣や肛門への指や物の挿入、性交模倣の行動、性器への口での接触等、(4)行動の頻度: 繰り返し強迫的に性的行動が生じている場合である。

また、森田(2004)では、岡本(2008)に類似して、①力関係の差(年齢・体格・人数等の差はないか)、②頻度・関心度(健康な子どもの性的関心は散発的であるが、繰り返されることはないか)、③内容(大人の性行為の模倣、動物への性的な攻撃、サディスティックな性行為についての言動等は

ないか)、④感情(性的な行動に、恐れ、不安、怒り、攻撃性が伴っていないか)の 4 つの観点を提示している。

また、たとえその暴力性が比較的軽微であると考えられていても、(例えば性的なからかい、性器露出など)他者に危害を加えるものに関して、根本的に同様の暴力としての本質を有するとされている(藤岡, 2006)。

3.3.1.8 本事業の立脚する立場

ここまで、子どもに対する性暴力には、行為主体や内容によって様々な用語があてられ、(特に刑事的側面からは要件によって)問題への認識や対応が異なることを概括した。また、用語が意味する範囲をどのように定義するかにも、様々な方法が用いられており、具体的な行為をあげて、記述的に整理を試みる方法や、力関係や強要などの問題の対人関係面の性質に焦点を当てた整理などが、先行知見として得られた。さらに、米国等の海外の広義な捉え方(加害主体を保護者・監護責任者に限定しない、あらゆる子どもへの性的侵害行為・性的搾取行為を”Child Sexual Abuse”と捉える)と、広義化に伴い誤認や誤解が発生しやすい領域(同意・健常発達範囲)についても整理した。その上で、本節では本事業での基本的認識について整理する。

第一に、本事業では「児童福祉」の理念に立脚して子どもの性被害を捉え、調査・研究を展開する。すなわち、最大の主眼を「子どもの権利保障」とし、子どもの安全や健全な発達を保障するための効果的な予防・介入・支援に向けた知見の整理を発想の基本とする。第二に、性的虐待が対象とする範囲を、「子どもが被害を受ける性的問題全般」として、広義の性的虐待・性暴力被害を問題意識の前提に据える。すなわち、保護者・監護責任者による加害行為かどうかに依らず、子どもの権利が侵害されうるあらゆる性的行為を関心の範囲とする。そして第三に、「性的虐待の疑い」「明確に性虐待・性暴力被害と断定できないが、被害性が懸念される性的問題」も、主要な課題範囲に含める。性的虐待が「疑われる」場合にも、原則的に児童相談所による一時保護(調査保護)の対象となることや、潜在化の可能性、被害性とその継続性、予後の重大性を含めた視座から、(性的虐待・性暴力の真偽に拘らず)子どもの権利を守る上で必要不可欠な対象範囲と捉えられるためである。したがって、性的虐待の疑いに関しても、性的虐待の事実が明確である場合と同等の問題意識の元でそれを取り扱うこととする。

3.3.2 子どもの家庭内性被害に関する統計・件数等について

前節で述べたとおり、本邦における「性的虐待」の年次統計数値は、「保護者・監護責任者による」性的虐待にあたる加害事案の件数を指している。したがって、広義の性的虐待という観点からは、山本(2010)や井上・笹倉(2017)でも指摘されているとおり、統計上暗数化している性被害事例が多分に存在しており、狭義の性的虐待の範疇ではその実態を捉えきれていないと認識できる。

また、本邦では性的虐待の通告件数が海外と比べて少ないとされ(平山他, 1999)、統計上の暗数化とは別に、支援機関に認知されない潜在事例も、数多く存在していることが指摘されている(北山, 2007)。

3.3.2.1 福祉行政報告例の年次統計情報

児童相談所における性的虐待の相談対応件数については、厚生労働省による福祉行政報告例にて、年次的に公開されている。また、市町村における性的虐待についても、平成 28(2016)年度から同様の計上が行われてきている。本節では、各種関係表データを用いた本邦の公的基礎統計情報を整理する(次の URL より、表番号 3・4・22・25・26・35・36・37 の該当テーブルを結合処理等して利用した: https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450046&tstat=000001034573&cycle=8&tclass1=000001136626&tclass2=000001136634)

平成 30(2018)年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数(速報値)によれば(厚生労働省, 2020)、当該年度における保護者・監護責任者による性的虐待の相談受理件数は 1731 件とされた。これに対し、福祉行政報告例より、(1)児童相談所で相談受理された保護者以外の者による家庭内性暴力、(2)児童相談所との重複を除いた市町村における家庭内性暴力(性的虐待とネグレクトに含まれる同居親族、同居人による性暴力)、の 2 つを加えた集計値を算出すると、その合計は平成 30(2018)年度で 3486 件とおよそ 2 倍となった(図 3.1)。

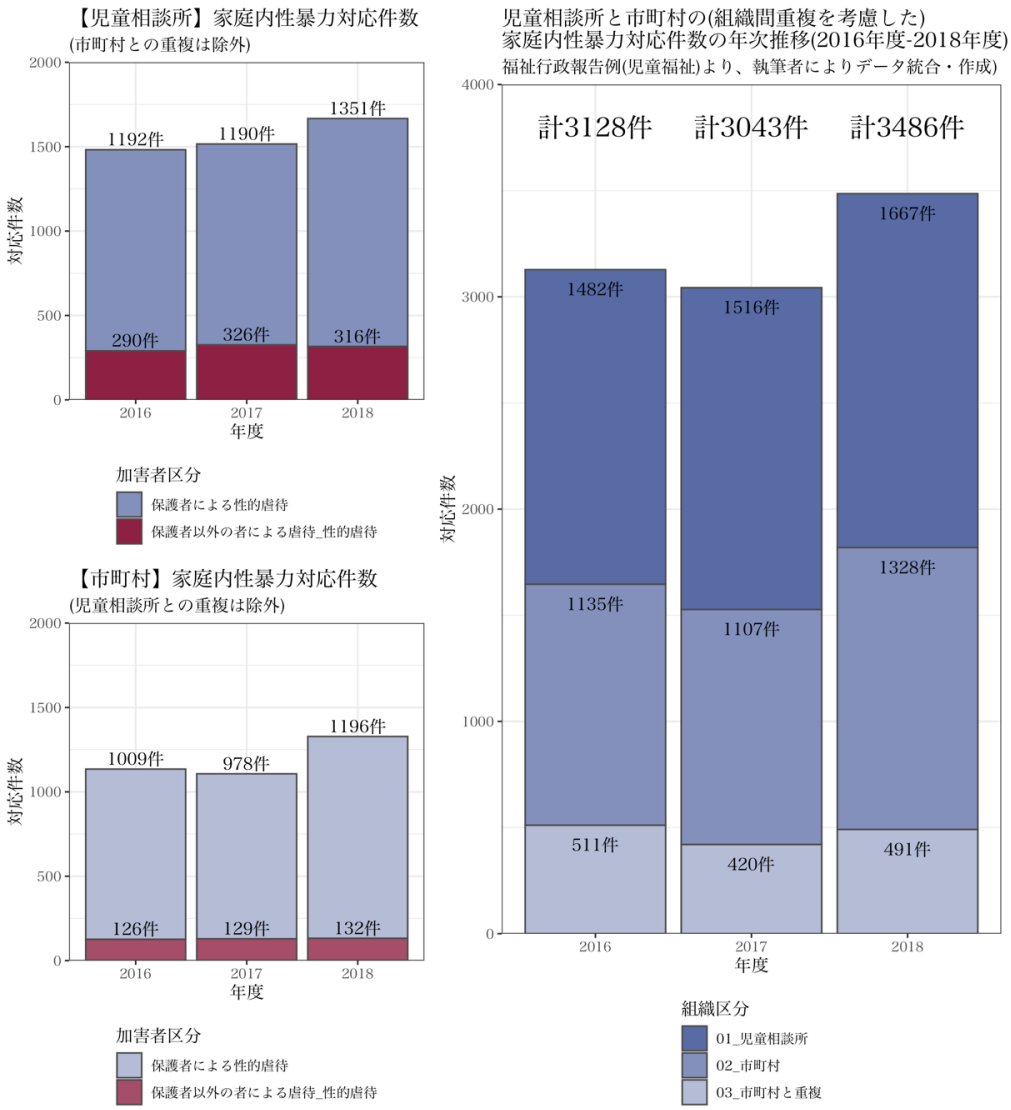


図 3.1 児童相談所および市町村における 2016 年度から 2018 年度の家庭内性暴力の相談対応件数
福祉行政報告例データを用いた執筆者による算出

虐待者種別では、被害児童の性別等を区別しない場合、児童相談所・市町村ともに実父が 4 割弱を占めて最多となり、次いで実父以外の父が 2 割強となっている。また、児童相談所・市町村に共通して、実母と実母以外の母による性的虐待も 1 割弱程度の割合を占めている。

一方、児童相談所では、「(祖父母やおじ・おば、保護者の内縁者や交際相手などの)その他の保護者から」が1割強であるのに対し、市町村では2割強と、およそ2倍の構成比が示された。そして反対に、(本来的な虐待の定義に当てはまらない事例であるのか、家庭内性暴力を含めて性的虐待として受理しているのかについての個別の計上方法については不明となるが)「保護者以外による性的虐待」は市町村で1割強、児童相談所で2割弱と、児童相談所がおよそ2倍程度の構成比を有していることが示された。

重篤性等の事例内容にも差異があると思われるが、児童相談所と市区町村では扱われる家庭内性暴力被害の内容に違いがあることがうかがえる(図 3.2)。

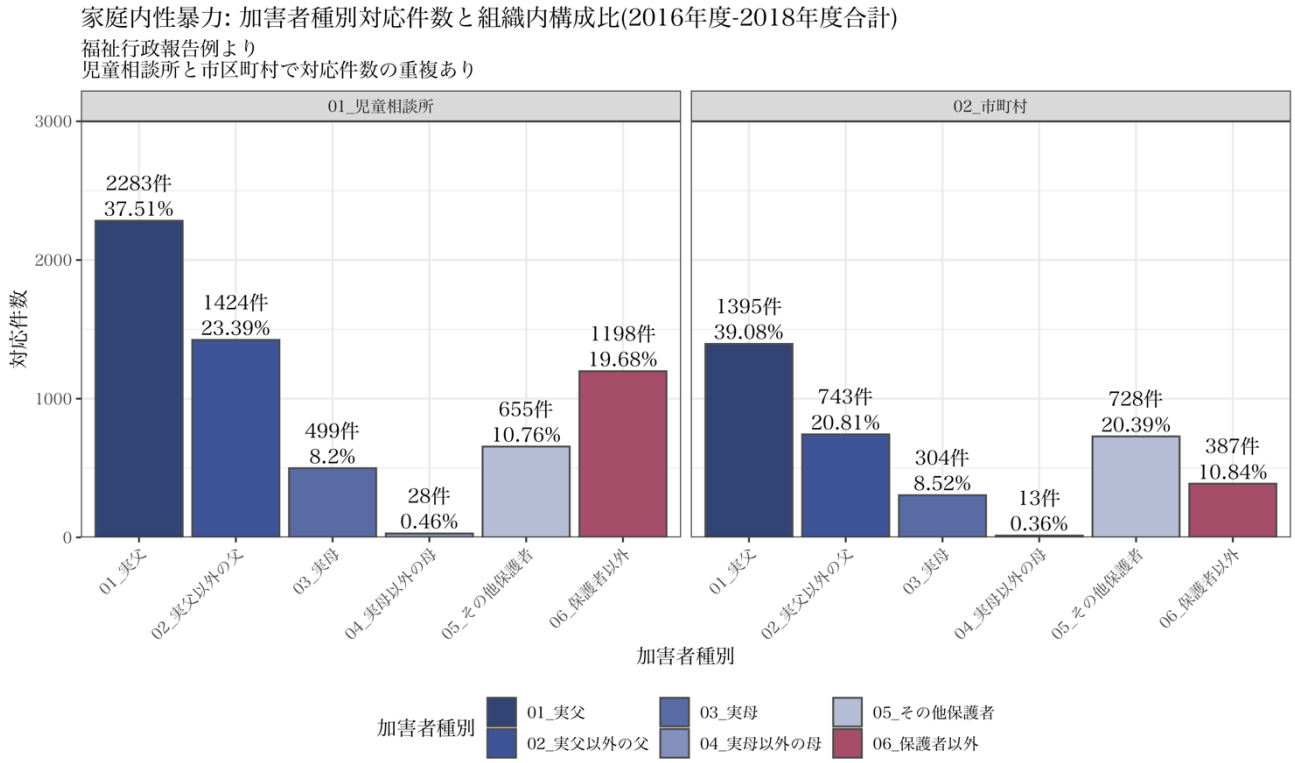


図 3.2 児童相談所および市町村における 2016 年度から 2018 年度までの家庭内性暴力の相談対応における虐待者種別での集計結果(ただし、児童相談所と市町村で事例の重複がある)
福祉行政報告例データを用いた執筆者による算出

被害児童の年齢に関しては、児童相談所が 18 歳以上の児童の性被害に対応する事例数が多いことを除けば、市町村と同様に「被害児童の性別を考慮しない場合、0 歳から 18 歳以上までの幅を持ち、7 歳頃にかけて件数が上昇し、以降 14 歳をピークとする」特徴的な分布形状を有することが示された(図 3.3)。なお、当該傾向は国際的な調査研究や性犯罪研究、あるいは国内における社会的養護関係施設等で生じる子ども間性暴力等でも同様に認められている(例えば, Finkelhor, et al., 2009; 厚生労働省, 2020b)。

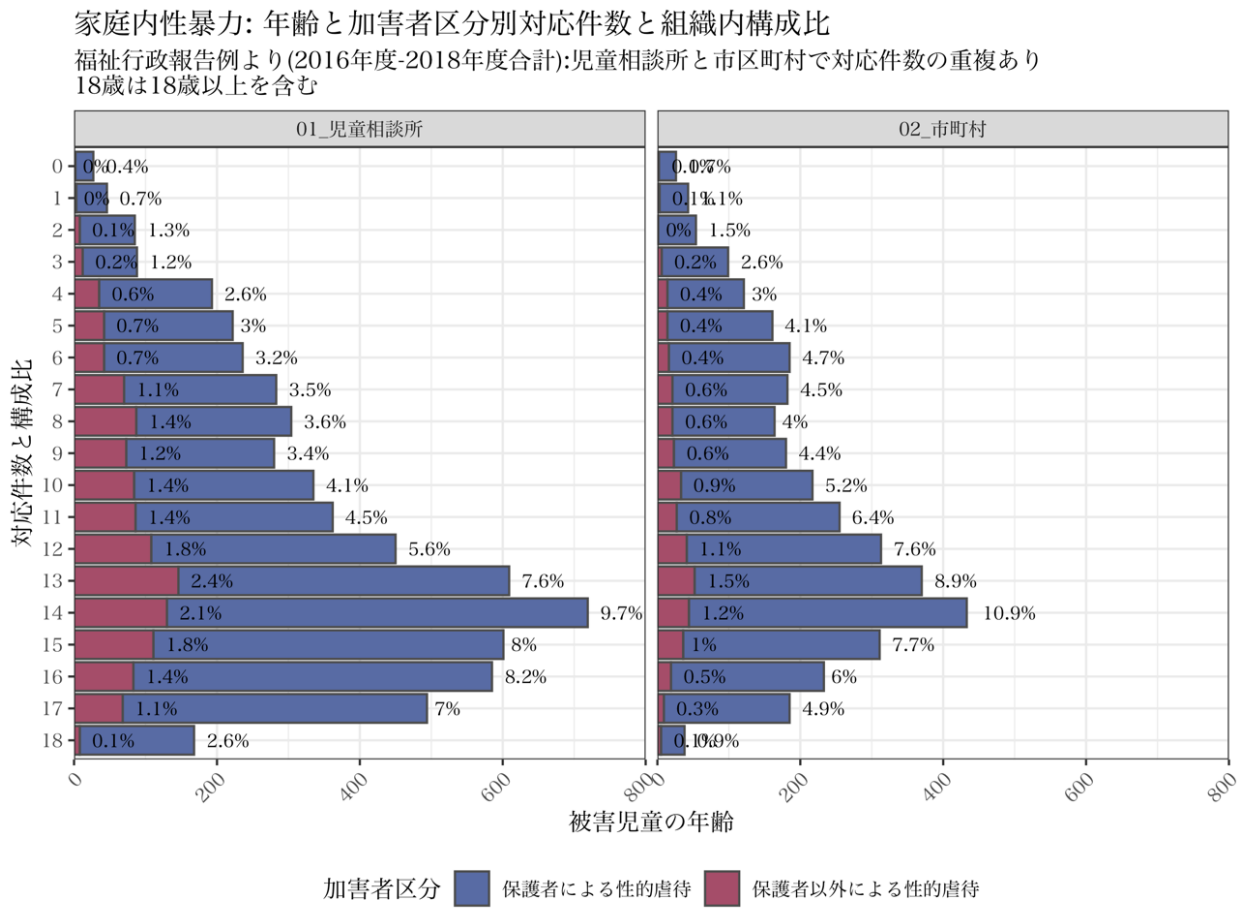


図 3.3 児童相談所および市町村における 2016 年度から 2018 年度までの家庭内性暴力の相談対応における児童年齢別での集計結果
福祉行政報告例データを用いた執筆者による算出

通告経路に関する情報は、保護者・監護責任者による性的虐待のみに限定されるが、児童相談所と市町村で異なる様相が観察される(図 3.4)。具体的には、児童相談所における通告経路では、明確に「警察等」からが市町村より大きな構成比を占めており、他にも「児童本人」、「近隣知人」、「医療機関」からの割合が多い傾向が認められる。

また、市町村では「児童相談所」からの経路が最も多く、「保育所」や「教育委員会」からの経路は児童相談所に比べて構成比が高い。

このとき、市区町村で通告を受けた性被害事例の大多数は、児童相談所へ通告がなされているものと考えられることから(山本ら, 2013)、児童相談所から市区町村への経路は、「一旦通告等を受けて調査等を実施したものの、何らかの理由で継続的な見守り対応となっている事例」などが、一定数含まれているものと推測される。しかし、具体的な事例の内容や状況については、現時点(令和 2（2020）年 8 月時点)で明確な知見が得られていないのが実情である。

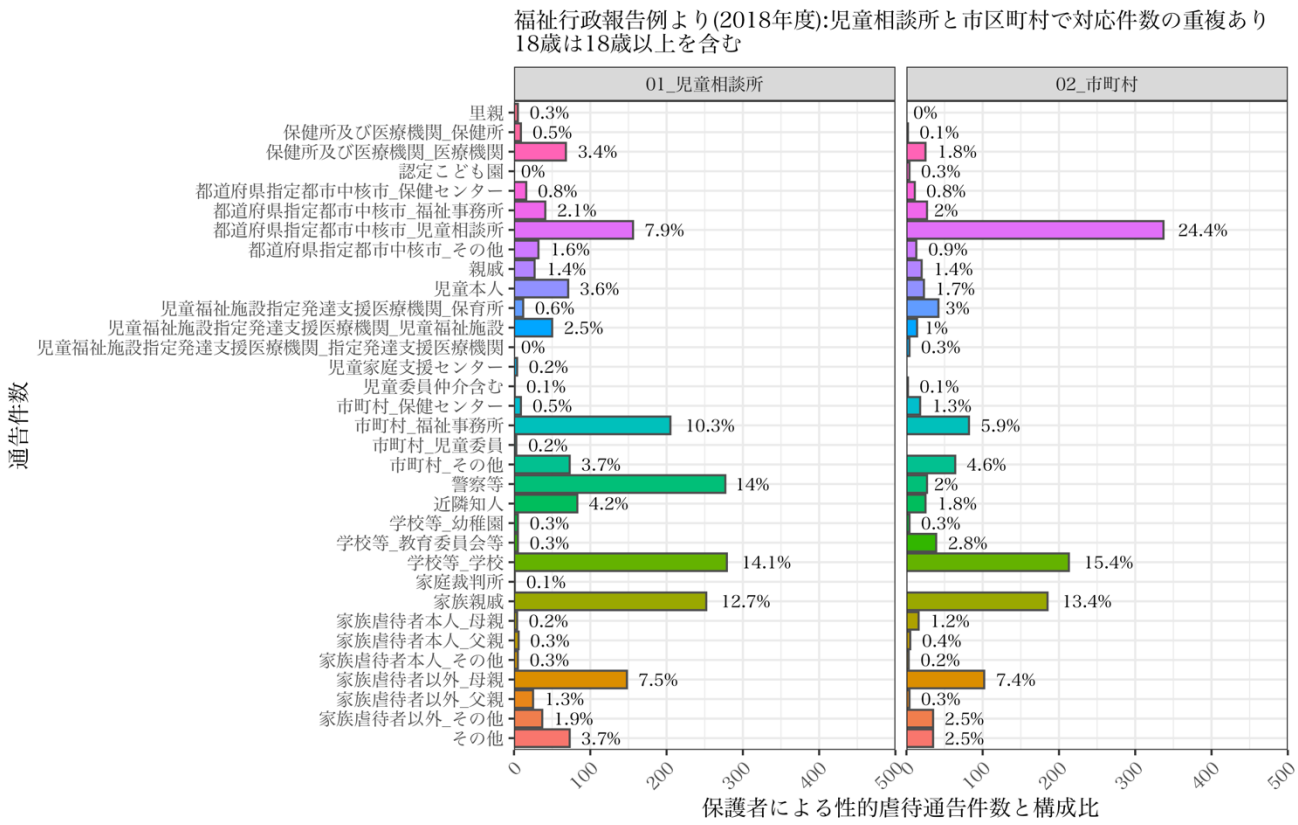


図 3.4 児童相談所および市町村における 2016 年度から 2018 年度までの
性的虐待の通告経路別件数集計結果
福祉行政報告例データを用いた執筆者による算出

ここで、子どもの性被害を直接対象とするものではないが、児童相談所および市町村における虐待以外の相談種別も含めた相談受付件数についても整理する。性被害の事例には、身体的虐待やネグレクト、面前 DV を含めた心理的虐待などの他の虐待相談種別に見られる問題以外にも、知的障害や非行等の問題が認められるとされている(例えば，山本ら，2013)。児童相談所および市町村が相談を受付けている事例の中の潜在的な性被害を考える上では、可能性の対象となる虐待以外の相談種別の受付件数についての状況も把握する必要がある。

平成 30(2018)年度の福祉行政報告例のデータによれば、児童相談所および市町村で相談受付件数(通告件数ではない)が最も多い種別は養護(虐待)相談であり、計上数は児童相談所で 16 万 5000 件程度、市町村で 12 万 8000 件程度となっている(図 3.5)。相談種別が他の養護相談に明確に分類されない「養護相談(その他)」も大きな割合を占め、市町村では、第二位を占める。児童相談所の相談種別では、児童虐待相談に次いで知的障害相談の受付が多く、非行相談等を含め多くの相談種別への対応が行われている。当該相談種別での年次的相談受付件数の推移は、巻末補足資料に添付する。

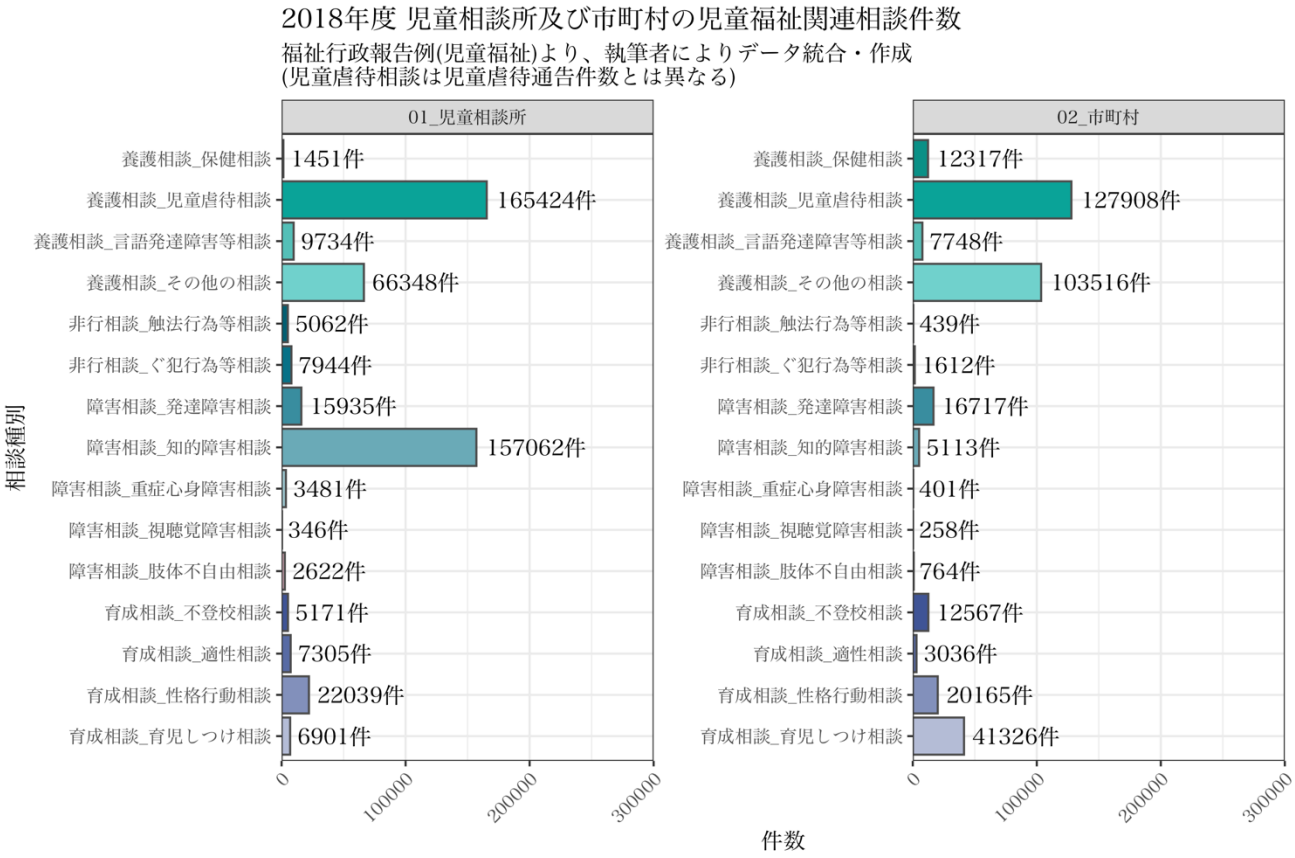


図 3.5 児童相談所および市町村における児童福祉関連相談種別 2018 年度相談受付件数集計結果
福祉行政報告例データを用いた執筆者による算出

3.3.2.2 児童相談所を対象とする調査からの統計

福祉行政報告例以外にも、児童相談所で扱われた性的虐待事例に関する情報として、個別の調査研究がいくつか確認される。

萩原他(2003)では、8 自治体の児童相談所で扱われた性的虐待事例 181 名についてデータを取得している。同研究では、性的虐待として扱われた子どもの 93.9%が女児であり、受付時の年齢は 38.7%が中学生で最多となっていた。相談経路は、家庭からが 23.8%と最も多く、次いで 19.3%と学校が続いた。主たる虐待者は、実父が 4 割、継父や母親の愛人が続いた。性的虐待を受け始めた時期は、女児では小学校 4 年からが多く、一方で乳幼児期でも 25.6%との数値が報告された。子どもが誰かに相談した事例が 51.4%となり、相手は教員か養護教諭が全体の 3 分の 1 を占めたとされる(保坂ら, 2009)。

岡本他(2004)では、萩原他(2003)と同じ傾向として、女児が性的虐待を受け始めた年齢は、小学校 4 年から中学 1 年時が最も多いが、就学前までに被害を受けていた事例が 23%であったことを報告している。主たる虐待者は、実父が最も多く 42%、母の交際相手が 12.7%、兄が 10.8%、祖

父が 7.2%、実母が 3.6%、叔父が 3.6%と続き、実父や母親の交際相手が多いという点が共通していた。ただし、件数の多い実父や養(継)父等による加害問題だけでなく、対応や支援の際に扱うテーマが異なることから、「きょうだい」による性加害にも注目する必要があるとの指摘もある(岡本, 2008)。

また、「実母により娘が性風俗に行かされていた」という母親からの虐待としての深刻な事例を報告するものもあり(加藤, 2015)、件数の多さだけに注目すべきではないことは十分にうかがえる。当該調査では、性的虐待の被害を受けていた期間は、(不明が最も多いものの)1 年から 3 年が多いことが報告されていた。具体的行為としては、性交の伴わない事例が多い一方で、中学生以降では性交を伴う割合が増加している傾向にあったという(加藤, 2015)。

児童相談所で扱われた性的虐待の事例を対象とする個別の調査研究もなされる一方で、大規模あるいは定例的な調査も実施されてきている。その代表的なものとして、神奈川県児童相談所による性的虐待調査(神奈川県中央児童相談所, 2004; 神奈川県中央児童相談所, 2010; 神奈川県中央児童相談所, 2017)と、全国児童相談所長会による平成 25(2013)年の全国調査(山本ら, 2013)がある。

神奈川県が独自に実施した平成 29(2017)年の調査では、平成 21(2009)年度から平成 28(2016)年度の間に神奈川県の児童相談所が性的虐待・性被害として受理した 299 件の事例の情報が分析されている(神奈川県中央児童相談所, 2017)。そのうち、被害事実の確認された事例は 71％(212 件)であり、職員からの状況聴取で詳細情報が取得可能だった 117 件を含めて、主な集計対象として扱われた。全 66 項目に及ぶ貴重な情報が集積されている。事例プロフィールに関する主たる集計情報を概括すると、対象事例における女児の割合は 89%、男児が 11%となっていた。男女を区別しない事例全体の年齢分布は、 0 歳から 17 歳まで広く分布しており、6 歳～ 7 歳頃にかけて件数が増加し、14 歳をピークにさらなる増加が見られるという、年齢に伴う段階的な件数の増加傾向が示されていた。奥山(2005)が指摘するように、「就学前後と第二次性徴期の二峰性」である。

子どもの就学状況別では、未就学児が 16%、小学生が 29%、中学生が 34%、高校生が 18%とされた。なお、警察庁の報告によれば、児童買春事犯被害や児童ポルノ事犯の被害は中高生の占める割合が、約 8 割から 9 割(警察庁, 2020)と圧倒的に多く、被害を受ける環境が内から外へと変化しているに過ぎないと見ることもできるだろう。年齢帯に拘らず、子どもに関与する様々な組織に対する啓発が必要であると言える。また、受理時の家族構成では、「実父母家庭」が件数上最も多いという結果が得られている(37%)。その一方で、人口動態統計等の世帯構成標準値などを参照し、「実父母家庭であることがリスクとは言えず、性的虐待の発生割合は再婚家庭やひとり親世帯で(標準値を)上回っている」として、再婚家庭やひとり親家庭での発生にも注意を向けている。虐待者の年齢層は、30 代と 40 代が 56%を占めているものの、10 代、20 代、50 代、60 代の事例も一定数発生している。虐待者の就労状況については、「定職」が 54%となり、「虐待者が定職にあり、実父母が揃った一般的な家庭構造が(実件数上は)多い」としている。この結果は、「性的虐待

が主たる加害行為である事例における養育者たちは、その他の虐待に比べて、就労して一定の収入があり、社会的に適応している人物が多い」とする Bancroft et al.(2002)や山本(2010)の報告に一致する知見である。

2013 年の全国児童相談所長会の全国調査(山本ら, 2013)においても、事例の基礎プロフィールは、神奈川県中央児童相談所(2017)とおよそ同様の結果が得られている(2011 年に受理された全国 1614 件の性的虐待・家庭内性暴力事例)。

子どもの年齢は、男女を区別しない場合に、0 歳から 17 歳まで広く分布し、7 歳頃にかけて件数が上昇したのち、さらに 14 歳をピークとする形状となっている(男児の被害では 6 歳から 10 歳ごろの件数が多い傾向にあった)。被害内容区分別では、性的虐待が 59.8%、家庭内性暴力が 25.7%、家庭外性暴力被害が 9.9%、別件一時保護中の家庭外性暴力被害や不特定者からの被害、その他重複被害が残りを占めた。また、性暴力被害相談事例に占める性暴力被害以外の問題状況について、「性的虐待」の 63%、「そのほかの家庭内性暴力」の 77.8%に他種別の問題が重複していることを指摘している。具体的に、児童相談所の相談受理区分別に集計を行った結果では、(在宅事例において)身体的虐待が 18.2%、ネグレクトが 26.8%、心理的虐待が 12.8%、DV 問題が 10.0%、知的障害相談が 10.2%、養育困難が 6.0%、発達障害相談が 2.1%などと、他種別に係る問題の併存が確認されている。この点について、山本ら(2013)は、「DV 問題は、実質的潜在数にはもっと多いとみられる」ことや、施設入所後の家庭内性暴力発覚群に発達障害の比率が他に比べて高いことを指摘し、発達障害様の症状の一部は虐待の後遺症状であるという可能性を示唆している。

その他、性的虐待事例に随伴する特別な問題として、「児童ポルノ」、「買春・援助交際問題」を取り上げ、それぞれの併存確認率が「児童ポルノ・画像問題(疑い含む)」で 6.1%、「児童買春・援助交際(疑い含む)」で 2.3%であることを報告している。児童ポルノや児童買春の問題は、神奈川県の調査報告書でも指摘されるとおり、「担当者が特別に調査しているわけではなく、潜在化している可能性は否定できない」(神奈川県中央児童相談所, 2017)ものと考えられる。統計計上上での潜在化に関しては、他にも「以前の年度より何らかの相談対応があり、経過中で性暴力等被害が発覚した場合であっても、統計としては件数報告がないものや、他の相談理由で受理されるものが含まれる」といった状況が存在することが指摘されている(山本ら, 2013)。

3.3.2.3 市町村で対応される子どもの家庭内性被害

市町村は、2005 年度より児童相談所とともに虐待通告の受理を担う機関として定められ、児童虐待通告への対応を行うこととなった。また、通告受理後の初動対応としての安全確認を市町村が行うことも経年増加しているとされている(山本ら, 2013)。2016 年度以降、計上値が公開されてい

る家庭内性暴力の通告対応件数を確認しても、相当数の事例が市区町村にて対応されてきていることがわかる(図 3.1)。

性的虐待の一次対応について、『性的虐待対応ガイドライン 2011 年版』(柳澤他, 2011)では、「性的虐待の(疑い)通告に関しては、緊急の安全確認と調査のための保護の判断が必要となるため、出来るだけ通告受理直後に、保護の判断を担当する児童相談所に対応開始できるように連絡され、送致することが望ましい」されている。その方針に一致し、山本ら(2013)による全国児童相談所長会の全国調査では、「市町村が受理した性暴力被害事案は児童相談所に連絡され、児童相談所の通告対応が開始されている」という対応の流れが間接的に確認された(ただし、2013 年度の報告情報であり、現時点の状況とは乖離がある可能性に留意が必要である)。市町村の通告に至る事例の内容について、神奈川県の調査では、「市町村は、子どもから告白を受けた実母等親族から相談され、通告する事例が多かった」と報告されている(神奈川県中央児童相談所, 2017)。

前節でも述べたとおり、児童相談所と市町村で対応される性被害の事例の内容は、その通告経路の差異や組織の特徴を踏まえれば、組織間で質的に異なることが推測されるが、(児童相談所でも同様であるが)特に市町村で対応される性被害の事例の様相は、調査・研究等が十分に実施されておらず、現時点では把握されていない問題であると考えられる。児童相談所と市町村の間で発生する通告・連絡等の際に発生しうる統計計上の潜在化の可能性なども懸念されるところである。

3.3.2.4 社会的養護関係施設等における子どもの性被害

社会的養護関係施設(ここでは、児童養護施設や児童自立支援施設、児童心理治療施設や母子生活支援施設、自立援助ホーム)や、一時保護所等で確認される子どもの性被害についても、これまでいくつかの調査研究でその存在が指摘されてきた。

山本ら(2013)の調査によれば、社会的養護関係施設等に入所する子どもについて、入所中に性暴力被害事例が発覚・発見され、児童相談所によって対応のあった事例は、家庭内性暴力で 60 件、家庭外性暴力で合計 200 件となり、1614 件の子どもの性被害対象事例のうちの 16%を占めた(本報告書執筆者による算出)。施設措置等の背景(理由)や子どもの特徴として、身体的虐待やネグレクト、知的障害等が指摘されている。

また、施設側からの視点では、入所後に性的虐待の事実が発覚した事例に対応した施設が、199 施設中の 43.2%とする報告もある(岡本他, 2008a)。

さらに、入所後に発覚する事例は、女児よりも男児の方が割合として多い事から、「男児の性的虐待被害は、見つかりにくいと考える必要がある」ということも指摘されている(岡本 2008)。

なお、社会的養護関係施設等で発覚する過去の性被害だけでなく、施設等での生活中に発生する性被害も度々確認されている。施設等の「職員」から子どもに対する性的虐待に関しては平成

21(2009)年から平成 25(2013)年度にかけて 53 件の事例が確認されていることを米沢・窪田(2016)がまとめている。

一方、子ども間で発生する性的問題に関しては、「社会的養護関係施設等における子ども間の性的問題」に関する厚生労働省の調査報告が詳しい。令和元(2019)年度の調査によれば、調査対象となった社会的養護関係施設等にて少なくとも 687 件の子ども間の性的問題が確認され、延べ 1260 人の子どもが加害・被害、あるいは同意のある事案として問題に関与していることが明らかとなった(厚生労働省, 2019)。また、同調査では、一時保護所においても 34 件、74 人の児童が性的問題に関与していたことが示されている。こういった社会的養護関係施設等における子ども間の性暴力被害は、平成 21(2009)年 4 月の児童福祉法改正(被措置児童等虐待の届出に関する法律)の施行に伴い、施設等の監護責任者による「ネグレクト」として計上されることとなっている(厚生労働省, 2015)。なお、令和元(2019)年度の厚生労働省による調査結果を活用した後続の研究では、社会的養護関係施設、一時保護所、里親委託されている子どものうち、子ども間の性的問題に関与した子どもの 7.1%が過去に性的な暴力を受けていたことが示されている(厚生労働省, 2020b)。ただし、「過去の被害が将来の性的問題への関与のリスク要因」であることは、「繰り返しの被害に遭いやすいという特徴がある」、「加害側に転化することもある」ことを意味しており、虐待の世代間連鎖で話題に上る、「必ずそうなる」といった誤解・運命論ではなく、予防的ケアで防止可能な対象であり(鷲山, 2019)、「過去の被害に対するケアも必要としている」ということを意味するものである(山口, 2016)。

子ども間性暴力に関与していた子どもの年齢については、児童相談所で計上される性的虐待事例の様相に酷似しており、0 歳を含む 18 歳未満のすべての年齢の子どもに事例が存在し、7 歳にかけて件数が増大、14 歳〜15 歳頃をピークとした分布形状となっている。同性間・異性間ともに発生があり、「同年代、または年下への加害事案」や、「同意に基づく事案」、「同意はあるが加害・被害性が懸念される事案」などが報告されている。これらの調査においても、未だ把握されていない「暗数」、「潜在化する子どもの性被害」の問題が指摘され、実際は統計数値以上の事例が発生していると見込まれている(米沢・窪田, 2016; 厚生労働省, 2019; 厚生労働省, 2020b)。

3.3.2.5 一般市民や学校を対象とした調査による統計

福祉行政報告例では、「保護者以外からの性的虐待」という項目が設けられ、年次統計計上がはじめられているものの、前述したとおり、育成相談、性格・行動相談、非行相談、障害(発達障害)相談、養育困難、障害(自閉)相談など、虐待以外の一般相談の中にも、性被害が潜在しているという報告がある(山本, 2016)。

また、比較的問題の実数を捉えるのに優れた方法(越智, 2006)とされる一般市民に対する無作為調査を実施した平山他(1999)の結果では、18 歳まで非身体的接触を含めた性的虐待を受けた者

は、女性で 39.4%、男性で 10.0%という数値が報告されている。他にも、非身体接触・身体接触の性被害例が記載された 12 項目の該当状況を一般市民対象に調査した研究では、回答の得られた女性の 58.8%、男性の 12.8%が何らかの性被害経験を有しているとされた(福島, 2000)。福島(2000)と同じ項目を用いた内山(2003)の一般成人女性をとする子どもの頃の性被害に関する調査では、全 12 項目のうち、いずれかの被害を経験したと回答した女性は 58.8%であり、小学生までの段階で 15.6%、小学生以降 18 歳までの間に被害を受けた女性が 39.4%という内訳となっていた。被害内容は、「痴漢行為」が最も多く、年齢が高くなるほど経験率が高くなる傾向にあるとされた。痴漢行為を除いた「身体接触」の被害は、就学以前など低年齢であるほど経験率が高い傾向も合わせて報告されている。

子どもを直接の対象とした全国無作為調査も実施されており、2005 年度の厚生労働科学研究「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」にて結果が公開されている(文部科学省, 2006)。同調査では、全国の公立・私立幼稚園、公立中学校が 5%無作為抽出されており、中学校の性的虐待の報告率が、児童相談所等で計上されている事例件数の 2.8 倍多かったという結果が得られている(椎名, 2010)。

3.3.2.6 潜在化する子どもの家庭内性被害の推計情報

一般市民や学校に所属する生徒を対象としたいずれの調査についても、児童相談所等で相談対応された事例の件数との齟齬や、海外(例えば、米国)における児童虐待種別の構成比に照らして、性的虐待の発生割合が極めて少ないといった視点から、依然として潜在事例が相当数存在しているだろうという指摘が重ねられてきている(北山, 2007; 椎名 2010 など)。潜在数を含めた件数に関しては、「子どもの性暴力被害の全体数は(本邦で)年間約 2 万件ある」と(2008 年の報告の時点において)推定する文献がある(石川, 2008)。

また、国際的な被害経験率(生涯有病率等を扱う疫学データ)は、各種研究論文等で報告されているが(例えば、UNICEF, 2014)、それらの報告値を解釈する際には、各国の定義や調査方法に差異があることなどから、解釈や援用には留意が必要であるとされるため(Moody et al., 2018)、妥当性は低いとするものの、山本(2014)は、米国の子どもを対象とした無作為調査の結果(8%の子どもが Sexual Abuse を経験していた)に対して、同地域の児童保護局(Child Protection Service: CPS)が認知していた性的虐待は 1/15 であったことを援用し、本邦の児童相談所が対応した 2011 年度の性的虐待相談対応件数(1460 件)から、その潜在数を 24600 件だったと推計試算している。

ここで、各種情報の対象年度や被害内容、人口推移等の詳細を考慮していないため、あくまで単純な概算となるが、前節で紹介した本邦の無作為調査である平山(1999)、福島(2000)、内山(2003)を参照し、「ある 1 年間で性被害を経験する子どもの人数」を試算してみたい。

左記の成人を対象とした無作為調査、ならびに学校に在籍する子どもを対象とした無作為調査では、男児の 10.0%～12.8%、女児の 39%～58.8%に子どもの頃の性被害経験があるとされた。総務省統計局による人口推計(総務省統計局 2020, 令和 2 年 7 月 20 日)では、19 歳以下の男性人口が 1073 万人(10,728,000 人)、19 歳以下の女性人口が 1021 万人(10,213,000 人)と推計されている。19 歳以下の人口が、成人までに何らかの性被害を受ける割合を、上述の調査研究から援用すれば(男児 12.8%、女児 58.8%)、男児で約 137 万 3 千人(1,373,184 人)、女児で約 600 万 5 千人(3,005,244 人)が成人までに性被害を受ける可能性が示唆される。

性被害の好発年齢や人口構成比率などの詳細を無視し、これらを 19 年で除算すれば、ある一年で性被害を経験する子どもの数を(不正確であるが)概算することができる。結果、当該仮定の下では 72,272 人の男児、そして 316,066 人の女児が、ある 1 年間に何らかの性被害を受けているという計算となる。男女を合計すると約 39 万人(388,338 人)となり、これを平均すれば、1 日に 1,000 人以上の子どもが被害を経験するということになる。援用した被害経験率における性被害の内容には「痴漢被害」なども含まれるため、児童相談所等で対応される性被害の事例とは乖離が大きい部分も有すると思われるが、「広義の性的虐待」として問題を捉えた場合の規模は、当該試算で得られるような水準にあるものと考えられるだろう。

3.3.3 性的虐待の被害

3.3.1 節に紹介した記述的整理や、各種ガイドライン等に記載されているとおり、性的虐待の被害内容には、「売春強要」や「児童ポルノ」、「年齢不相応の性的刺激に晒す」などの非接触行為から「性器挿入」などの直接接触行為に至るまで、様々なものが包含される。「広義の性的虐待」としての問題意識を持つことは重要である一方で、なかなかそのイメージを統一することが難しいというのも事実だろう。山本(2010)は、そういった問題の様相の多様性を前提とした上で、「一方的な支配暴力の表現型の一つ」という視点が、性暴力の理解を進める上での基本軸であると捉えている。

性的虐待を他の虐待種別を比較することで、見えてくる性質もある。例えば、「親子という関係をつくっていくときに、性的な行為は必要ない」(岡本, 2008)ことや、「行為の動機が、子どもの養育課題になく、加害者側の欲望の満足、子どもの搾取にある」(山本, 2010)などは、他の虐待種別とは明確に差別化される点である。そして、「子どもや家族に与える影響が非常に重いため、疑われるという時点で重度と位置付けて対応する必要があること」(岡本, 2008)という性的虐待への本来的な認識の在り方に対して、「身体的虐待やネグレクトのように、直接的に子どもの生命を奪う危険性が低いため、被害の深刻さ、緊急対応の重要性が曖昧にされる暗黙の危険性がある」(山本, 2010)との特徴も指摘されている(性被害の予後等の深刻さについては、3.3.4 節に詳述する)。

以降では、これらの前提理解を踏まえた上で、性的虐待に併存する各種特徴について整理する。

3.3.3.1 初発年齢と継続期間

家庭内性暴力の特徴の一つとして、「繰り返され、性虐待が日常となる(奥山, 2005)」ことが挙げられる。発生防止もさることながら、早期発見が望ましい。

神奈川県の児童相談所に通告された 102 件の事例分析(神奈川県中央児童相談所, 2018)では、虐待を受け始めた年齢は通告受理時の年齢に同じく、0 歳から 17 歳まで幅広く分布する一方で、そのピークは(被害児童の性別を加味しない場合)11 歳となっており、受理時年齢のピークである 14 歳を 3 年ほど下回っている。分布の中央値と平均値を比較したところ、どちらも初発年齢は 3 年ほど低いことが示された。性的虐待の発見のピークが虐待開始年齢のピークに対して,
3〜4 年ほど遅れていることについて、神奈川県中央児童相談所(2018)は、「発見の難しさ」を示すものであるとともに、「社会が性的虐待を早期発見する目を、まだ十分に持っていないことを示唆するもの」と考察している。

また、未就学児童においては、初発と発見のタイミングが重なっていることについては、「家族が目撃した、偶然子どもが被害を言葉にできた」などの偶然のきっかけで発見にいたることが多いとした上で、「偶然がなければ発見が難しい」ことを指摘している。実際に、「子どもからの告白」が発見経緯の大半を占める学齢期以上と比較して、未就学児では、「家族の目撃」が最も多い(神奈川県中央児童相談所, 2018)。

性暴力の被害から離脱できるチャンスがあるとすれば、「中学校・高校の年齢になり、子どもに力がついて家庭から離れていく結果、継続しないで済んだ」というパターンが紹介されている(岡本, 2008)。ただし、前述した様に、児童買春・児童ポルノ等の性犯罪被害を受けた子どもは、中高生が 8 割以上を占めているとの結果から(警察庁, 2020)、被害を受ける環境が内から外へと変化している可能性もここで指摘されよう。家から離れるとは、家出・非行行動のエスカレートである場合もあり、被害からの離脱が必ずしも健康で安全な方向に向かうとは限らない。発見・介入に至らず、内容や状況を変えながら被害が長期的に継続している潜在事例の存在が強く懸念される。

なお、被害を受け始めてから受理されるまでの期間は、大人からの加害の場合であっても、きょうだいからの加害であっても 1 年以上である事例が半数以上であるとされ、3 年以上被害を受け続ける事例が 28%から 34%(本稿執筆者により文献情報から算出)と計上されている(神奈川県中央児童相談所, 2018)。他にも、1 年から 3 年間の被害期間の事例が最も多いとする報告や(岡本, 2004)、さらに長期の事例では、10 年以上にわたって継続する事例や、「大人になるまで誰にも言えなかった」という被害例も知られている(岡本, 2008)。フランスの一つの調査では、被害を打ち明けるまでに「平均 15 年」であったとする報告もある(IPSOS による調査報告,
(https://www.ipsos.com/fr-fr/linceste-un-drame-qui-poursuit-ses-victimes-toute-leur-vie, Last accessed 2021.02.25)。

3.3.3.2 発生機序の基本理解と理論

子どもに対する性暴力の発生要因については、これまで性犯罪の視点から、“ペドフィリア”といった加害者個人の障害・特性によって被害が発生するという整理が主な枠組となっていた。現在でも、ベビーシッターによる性犯罪など、小児性暴力の文脈で認知される事例も存在する。しかし、子どもに対する性暴力が家庭内外を問わず発生する身近な問題であり、類型やパターンが多様であることが認知され始めるにつれ、その背景要因について包括的な説明を試みる理論や、個別のリスク要因などが提案されてきている。中には、事例の発生パターンを記述的に分類することに止まるものや、発生要因のみに言及して維持や憎悪などを対象範囲外とするものなど、様々な水準の知見が含まれている。また、加害側(子ども・大人)や被害側(子ども)の心理社会的特徴から発生・維持メカニズムをモデル化するものや、環境側の抑制要因や支援者要因までを含めた整理を試みるものなど、説明に用いる要素の範囲にも違いが見受けられる。

個別の研究知見に示されるリスク要因に関しては、加害者(の立場・属性)や行為内容によって、援用範囲に限定性があり、必ずしも性的虐待との因果関係を捉えたものではないものが多い。リスク要因に関する詳細は 3.3.5 節に整理する。

大人による家庭内性暴力の発生要件に関する理論に関しては、Finkelhor(1984)、Hall & Hirschman(1992)、Marshall & Barbaree(1990)などがその代表格として参照される。Finkelhor(1984)では、(1)子どもに対する性的虐待の動機、(2)心理的抑制機能の不全、(3)外的抑制機能(非加害親など)の不全、(4)子どもの抵抗が機能しなくなる状態が挙げられ、これらの要素が重なることで性的虐待が発生すると説明されている(岡本, 2008)。これらの各代表理論を統合しようとする Tony & Siegert(2002)の研究では、加害者に、(1)親密な対人関係の構築困難・ソーシャルスキルの欠如がある、(2)逸脱した性的価値規範や信念がある(Sexual Script)、(3)情動制御の困難がある、(4)認知的歪みが認められる、これらのいずれか(または複数)の条件に加えて、「加害者の性的ニーズ・子どもへの勧誘行為」が伴った場合に、(暴力的性質を帯びた)性的攻撃行為が生じるという経路別発生プロセスが整理されている。これらはいずれも、加害側の特徴を軸にした問題理解の枠組として参照できる知見だろう。

しかし、本邦の性暴力の事例でしばしば経験される「支配的暴力」としての側面(山本, 2013)や「支配そのもの」に対する動機、あるいは「父と娘の間に親密な親子関係があり、その中から問題が発生する例もある」(岡本, 2008)といった、問題の核心とも言える加害―被害の関係性に対する認識の在り方と上記理論との間に、部分的な齟齬を感じる点があることは否めない。DV 加害者による支配的関係下で発生する性暴力の問題とその危険性が指摘されたのが、1980 年代後半から 1990 年代の研究を基礎としつつ、2000 年代と同時期にあることから(Bancroft & Silverman, 2002)、性的虐待の様相を捉える理論は、未だ発展途上にあると見ることもできる。文化差やサブ

タイプの違いを踏まえつつ、本邦独自の視点から性的虐待の発生に関する理論的整備が必要となるかもしれない。

子ども間で発生する、児童間性暴力については、加害者が大人である場合とは異なるメカニズムを想定する必要がある。思春期以前の子どもに関しては、多くの文献が「性行為場面への暴露等を含む過去の性的虐待被害」が問題の背景要因であることを指摘している(例えば、岡本, 2008)。性に関する発達段階を鑑み、思春期前に発生の考え難い加害行動は、「過去の被害を模倣したものだろう」という理解である。そして、子ども間で生じた問題等が「過去の被害」となり、後続の問題発生へと繋がることも指摘されている(厚生労働省, 2020b)。思春期以降については、前段に述べた理論に示されたような、成人と変わらないものとしての様相を帯びてくるものと考えられるが、そこでも「過去の被害・加害等の経験」がリスク要因となっていることは、容易に推測されるところである。

児童相談所で対応された「きょうだい間性被害事例」の分析では、その発生要因を包括的に捉えることは(被害例数の関係から)困難とするものの、知的障害・発達障害をある種のリスク要因として、当該特性を有する子どもに特別なケアニーズが必要であることを訴える報告もある(神奈川県中央児童相談所, 2018)。具体的には、「知的障害あるいは発達障害の診断がある兄から妹等への加害事例が多く、障害のある男児が第二次性徴期を迎え、年齢相応の性的関心を持っても障害特性から周囲に相談ができない等の問題から、性的関心や性衝動をどう処理するか、子どもだけで試行錯誤し、結果として不適切なやり方で処理しようとする事例もある」としている。当該パターン以外にも、様々な事例が存在するものと推測される。

3.3.3.3 子どもの家庭内性被害の発生・維持に関する家族関係と構造(1): 支配的関係・DV構造

家庭内性暴力が発生する際の背景として、家族関係とその力動は重要な観点である。その基本的理解の一つとして、「家庭内性暴力の背景には、家族全体の病理・夫婦間の病理が関与している」ことが指摘されている(岡本, 2008)。先述した「支配的関係」や、ネグレクトや放任環境下での監督能力の低下等による抑止要因の機能不全によって、家庭内性暴力が維持・憎悪しているという視点もある(山本, 2016)。親権者や監護責任者が加害者の場合は、DV・支配的・攻撃的な加害の文脈で、家庭内性暴力が発生している可能性が高く(山本ら, 2011)、親権者・監護責任者以外の加害者では、ネグレクトや放任環境下での行動規範の低下、監督能力の低下のもとで性暴力が発生している可能性が高い(山本, 2016)とされている。

子どもへの家庭内性暴力の一類型として、「DV・支配性暴力に伴う性的虐待」が研究の蓄積に基づき指摘されたのは、Bancroft(2002)による「DV 加害者による近親姦」とされ(山本, 2010)、本邦においても、当該視点から性的虐待事例を捉える認識が広まってきている(例えば、山本,

2016)。また、戒能(2019)が指摘する様に、「DV 被害者支援を通じて、従来見過ごされてきた若年女性への性暴力や性的搾取、子どもへの性虐待が明るみに出てきた」という DV 被害者支援側の発展から得られた意義も大きい。

支配的関係下、あるいは DV 構造の下で生じる暴力行為については、「支配・統制における、しつけの逸脱が身体的虐待となり、性における暴力的支配が子どもに及ぶと子どもへの家庭内性暴力となる」という理解が基本になると考えられる。

配偶者への身体的暴力等が認められなくとも、強制的な側面を持つ性行為、過剰な権威主義の家族への押し付けや、度を超えた行動監視・侵入的行為などの支配・統制的関係(山本, 2010)がある場合、「DV 被害保護者自身が、DV 加害保護者から性暴力被害に遭うなどして無力化されて、問題意識が持てなくなっている」だけにとどまらず、「複雑性 PTSD を発症するまでの状態に追い込まれている状況もあり、被加害保護者である母の気づかないところで、子どもへの性暴力が潜在・進行している可能性も否定できない」といった深刻な状況を示唆する知見もある(山本・新納, 2009)。別の表現を借りれば、「非加害親自身が、未解決な性暴力被害経験を負わされているような場合、家庭内で起こっている性暴力を直視できない、気づくことができない、本意でなくとも暗黙の圧力下で加害者に協力してしまうといった病理的な状況が展開してしまう」ことが認められている(山本, 2010)。非加害親の無力化・共犯化である。

他にも、DV 加害者における性加害者は、対象の年齢に拘らず性暴力をふるい、一生涯にわたって 1 人から 2 人の特定の被害者を支配し続けようと追跡するといった例が報告されている(Bancroft, 2002; 山本, 2010)。この様な構造下では、「加害者排除の困難が伴う」、「被害児の帰宅困難」、「将来に渡る持続的危険性」が、付随することとなる(山本, 2016)。

支配・統制的な家族関係は、子どもの性被害の発生・維持・憎悪に関する深刻なリスク要因であると言える。

3.3.3.4 子どもの性被害の発生・維持に関する家族関係と構造(2): ネグレクトを背景とする例

ネグレクトは、「様々な危険から子どもを充分に守れない状況」を意味するものとして、ネグレクト状況下では、「子どもの面前で夫婦の性交渉が行われていたり、ポルノ情報に日常的に子どもが曝されていたりする状況がある」と報告されている。実際に、家庭内性暴力の 26%から 27%にネグレクトの併存が認められており、施設入所後に性的虐待の事実が明らかになった事例の措置理由について、その 22.1%が「ネグレクト」によるものとなっていた(山本ら, 2013)。特に近年の状況に関しては、オンライン型の児童ポルノ(自撮り、ライブチャット、AV の画像・動画への関与)等の性的搾取が増加しており、令和元年度の被害児童人数(検挙があった事案)は、過去最多の 1559 人となっている(警察庁, 2020)。

2020 年 3 月頃からの新型コロナウイルスの流行に伴って、監護のない状況下(自宅を含む)での子どものオンライン環境への接触時間が増大している(SafeToNet, 2020)ことなどから、性的搾取事例の(潜在例を含めた)さらなる増大が指摘されている(WePROTECT GLOBAL ALLIANCE, 2020)。こういった現象の背景にも、その一因として「家庭の全般的なネグレクト状況」(あるいは結果的としてのネグレクト)が指摘されうるかもしれない。

被害内容を問わず、ネグレクト状況下では、年齢不相応な性的刺激への暴露可能性が高まることや、性被害の発生に対する抑止的機能が不全状態に陥りやすいという性的問題の発生・維持・憎悪に関するリスクが指摘されうる。こういった理由から、ネグレクト状況にある子どもには常時、何らかの性被害の危険性に置かれているとの認識が必要とされている(山本, 2016)。

3.3.3.5 子どもの性被害の発生・維持に関する家族関係と構造(3): 非加害親の機能

Finkelhor(1984)などによれば、「(父親による娘への加害という典型例を想定した場合)母親と娘の情緒的結びつきが希薄な場合に、性的虐待が発生しやすい傾向にある」といった家族関係に関する背景要因が指摘されてきた。臨床的解釈としては、非加害親・養育者(ここでは母親とする)への相談や開示が叶わず、父娘の間に閉鎖的な関係(「秘密」等)が成立しやすい状況ができてしまうことや、父親が娘の日常的なケアを行う中で関係が情緒的に親密化してゆき、逸脱行為が発生する(岡本, 2008)といった流れも想定することができるだろう。虐待者や被害児童だけでなく、非加害親の視点を含めた家族全体を見ていくことの重要性は、この点からも十分に了解される。

「家庭内性暴力の支援・子どもの回復という観点からも、非加害親の在り方が重要である」とする報告(小山ら, 2012)や、「非加害親の情緒的支援が PTSD 症状の重症化に影響する性被害の否定的要素を超えた回復力を有する」という知見(Nelson et al., 2002)、あるいは「非加害親のサポートがある場合に、被害児童の思春期に生じる PTSD 症状が低減する」といった研究報告に見て取れるように(Hébert, Lavoie, & Blais, 2014)、非加害親は問題の予防・早期発見・効果的な支援を図る上でのキーパーソンとなりうる。子どもの予後に大きく影響するという重要性から、性被害を受けた子どもから見たときの非加害親の態度(情緒的支援、子どもを疑う、加害者への復讐心)をアセスメントするための専用ツールなども開発されている(MSQ-CR , Smith et al, 2017)。

非加害親の支援的役割が期待される一方で、「非加害親の約半数は、無視・黙認・虐待者と同調して子どもを責める」といった非加害親の非機能的な様子を報告する文献も多く(岡本, 2008)、例えば、非加害親が子どもを守る立場にない場合、性器性交や口腔性交などの重篤例が占める割合が高く、そしてその半数程度で非加害親からも「子どもが責められる」状況があるとされている(神奈川県中央児童相談所, 2018)。非加害親の振る舞いによって、子どもの被害の重篤化や二次的な傷つきの発生が懸念される。こういった非加害親を含めた機能不全の背景には、虐待者との依存的関係または DV 問題が併存していること(山本・新納, 2009; 山本, 2010 など)、問題が発覚するこ

とで生じる家庭の崩壊や離婚、将来の経済的不安などが、影響していると考えられている(神奈川県中央児童相談所, 2018)。

非加害親が機能しづらい状況は、被害事実が発覚した際の非加害親の反応や対応に関する知見からも読み取ることができる。神奈川県による調査(神奈川県中央児童相談所, 2018)では、児童相談所職員が非加害親への事実確認を行った事例が分析の対象とされ、そのうちの 29%に非加害親が虐待行為を「全く知らなかった」という状況が確認された。一方、非加害親が虐待行為を「すべて知っていた」事例や、「事実を信じない」など虐待者との依存関係の中で事実を否認する事例も散見されている。非加害親への問題の秘匿化と、事実を知る非加害親に対する支配や共犯化といった構造による問題の維持が推察される。

また、別の観点からは、問題が発覚したことに否定的・拒否的な反応を示す非加害親が 13%、非加害親が子どもを守る立場にないとする事例が 18%、非加害親の 10%が児童相談所の介入に納得しないといったデータも合わせて報告されている(神奈川県中央児童相談所, 2018)。

他にも、子どもの性被害を知った非加害親に悲嘆様の強い感情的反応や PTSD 症状が認められる傾向があることも知られており(van Duin et al., 2018)、非加害親が問題解決の視点から肯定的に機能しづらい状況が様々な要因によって発生していることが理解される。また、非加害親は DV 構造で無力化されている場合なども含め、主観的には(例として)父・娘の 2 人からの裏切りに遭っている第二の被害者であるという理解もありうるだろう。被害を知って傷つき、衰弱し、保護的な機能を果たしたくとも果たせないといった場合があることも十分に想定されうる。

なお、非加害親から責められる、あるいは支援が得られない状況に子どもがおかれている際には、「支援者は子どもに対して『あなたのせいではない』、『あなたが悪いのではない』と守る姿勢を、明確に、繰り返し、言葉と行動で伝え続ける配慮が必要になる」と啓発されている(神奈川県中央児童相談所, 2018)。

3.3.3.6 子ども間性暴力・性問題に見られる関係性(1): きょうだい間の場合

本邦において、きょうだい間性被害についての実態を報告する研究は少ない(神奈川県中央児童相談所, 2018)。児童相談所で扱われるきょうだい間の家庭内性暴力事例は、性的虐待のうちのおよそ 12%程度とされ(山本ら, 2013)、そのほとんどが「兄から妹へ」の被害であるという報告がある(神奈川県中央児童相談所, 2018)。

神奈川県中央児童相談所(2018)による調査では、具体的な事例数は少ないものの、加害児童の初発時点年齢は 9 歳から 18 歳以上の範囲で分布し、被害児童の初発年齢は 3 歳から 14 歳となっていた。年齢差は、1 歳差から 12 歳差まで多様で明確な特徴は認められないものの、いずれも「加害児童が年上・被害児童が年下」という関係は全事例で共通していた。ただし、調査で取り扱われ

た例数の関係を含め、「必ず加害児童が年上である」という保証はなく、より広範な調査が必要であると言える。

きょうだいが生活する家庭の家族構成は、実父母が64%と最も多い。性器性交や口腔性交が約半数程度に認められ、重篤な事例も少なくないとされた。きょうだい間の性被害では、被害児童による実母や女性の親族への告白・開示が多いものの、通告・介入に繋がらなかった経過のある事例が多いことも報告されている。

問題が家庭内に閉じてしまう点については、「きょうだい間性被害を発見した保護者の衝撃は大きい。被害を受けた妹弟を守らねばならないと思う一方で、加害をした兄の立場もわが子として守らなければという思いや、子ども同士の遊びの延長と思いたいという気持ちから、保護者が兄を諫めて事を終わらせ、家庭内で秘密を抱え込み、外部の機関に相談や通告にはなかなか至れない」と解釈され、「結果的に親が“秘密”に加担し、問題が継続・重篤化する」という機序を考察している。

このように、きょうだい間性被害には年齢差や立場の違い、力関係の違い、問題が発覚した段階から家庭内で情報が閉鎖され外部機関の介入が難しいといった特徴が見受けられるが、それ以上のことは十分に明らかとなっていない。

3.3.3.7 子ども間性暴力・性問題に見られる関係性(2): 社会的養護関係施設等の場合

社会的養護関係施設等で生じる子ども間での性的問題についても、その詳細は未だ不透明な点が多く、定量的情報が蓄積され始めた段階となっている(厚生労働省, 2019; 厚生労働省, 2020b)。子ども間で生じる性的問題に関しては、その実態を正確に把握することや、発生機序を含めた検討など、後続の研究を必要としている状況にある。

児童養護施設等の社会的養護関係施設で発生する子ども間の性的な問題については、近年大規模な調査が実施されたこともあり、その実態が子ども間の関係を含めて明らかになりつつある。
厚生労働省(2020b)では、性的問題に関与のあった 1759 人の子ども(延べ)の内、約半数の 933 名(53.0%)の子どもにおいて、「互いの中は良好」という関係性があることが報告され、最も多い割合を占めていた。次いで「支配的高圧的関係(20.2%)」、「交友関係なし、または全くない(16.5%)」、「支配的関係はないが、仲良くはない(12.9%)」と続き、「恋人関係(4.5%)」で生じた問題が最も少ない結果となった。子ども間の良好な関係が過半数を占める一方、当該行為について「合意のない児童が含まれた」事例が 72.7%を占めた。良好な関係と認識される子ども間でも、加害性・被害性のある問題が発生していることが示されている。

事例の発生パターンを捉える解析では、小学生以下と中学生以上、加害・被害関係や合意の有無、被害内容などで事例パターンが区分されうることが示されたが、多くのグループに共通して「同世代または年下への加害」、「措置歴の長い児童から短い児童へ」など、力関係の伴う様相が

確認された。被害児童に明確な特徴は認められず、加害または合意(ただし、懸念のある同意・見かけ上の同意を含む)の立場で事案に関与する要因として、過去の逆境体験(家庭の機能不全、非虐待歴)、知的障害や発達障害等の課題が関連することが示された。この様なデータを踏まえれば、社会的養護関係施設等における子ども間の性的問題では、年齢差などの力関係を前提とする支配・被支配関係が伴うものや、関係が良好に見えていたとしても、性的境界の曖昧さ等から暴力的な問題が発生する場合といった事例の様相を伺うことができる。

力関係の差や支配的関係については、山口(2016)でも同様の指摘がなされており、特に力関係の差に関しては、「知的障害を有する児童や特別支援学級・学校に通う児童の被害率が、普通学級に通う児童と比較して高く、加害児童から加害の対象として選択されやすい」という傾向も合わせて報告されている。

3.3.3.8 性犯罪研究で指摘される加害者特徴について

子どもに対する性犯罪加害者の類型や特性に関する研究情報については、越智(2006)が詳しい。「性犯罪」を対象とするため、ここでは問題の対象・知見の援用範囲に限定性があることは、あらかじめ了解されたい。同文献では、Groth & Birnbaum (1978)による性犯罪の類型モデルから、平成 12(2000)年頃までに発展してきた犯罪領域の理論・モデルの系譜が紹介されている。加害(者)の分類は、「性癖型(preferential)」と「状況型(situational)」の 2 つに大別され、この分類を軸に、これらをより精緻に細分化しようとする類型論研究と、両方の特性を連続体として捉える特性論的研究の流れで発展しているとされる。類型論研究の文脈では、マサチューセッツ治療センター(Massachusetts Treatment Center, MTC)による 4 タイプの分類が、近年よく用いられるものとして紹介されている。以下に引用したい。

(1) 未熟型(immature pedophile)の犯人は、成人との人間関係を築くことが困難であり、社会的に未成熟で、依存的で、臆病で、対人的なスキルも低い。被害者となる子どもは性的な対象というよりも仲良しの友人と考える。被害者は女児に限らず男児の場合もある。性的な接触は、その子どもとの関係が築かれた上で初めて行われるが, 性交が行われることはそれほど多くない。子どもに対して身体的危害を加えることは少ない。
(2) 退行型(regressed pedophile)は、社会的に問題がない人物であるように見え結婚していることもあるが、何らかの失敗体験や自信喪失(性的なものも含む)をきっかけとして子どもに対して性的な関係を求めるようになるタイプである。このタイプは、被害者として女児を対象にし、また性交を行おうとする場合が多い。
(3) 搾取型(exploitative pedophile)は、反社会的なパーソナリティを持ち、自らの性的欲求を満たすために子どもを利用するタイプである。彼らは、子どもを誘拐し、監禁して、レイ

プを含む性的行為を行う。子どもの人格には注意を払わず単なる欲求の対象として子どもを扱う。

(4) サディスト型(sadistic pedophile)は、やはり反社会的なパーソナリティの人物である。彼らは、性的な動機以外にもサディスティックな動機を持ち、これを満たすために子供を誘拐、監禁して、性的暴力行為を行う。すべてのタイプの中でもっとも危険性が高いと考えられている。このタイプは性犯罪者の 2%以下しかいないと考えられているが、子どもが死亡するケースが多く、一度事件が発生するとマスコミなどで取り上げられる場合が多い。

マサチューセッツ治療センター分類のような類型論による整理は、例えば Knight et al.(1989)などによって細分化され(MTC: CM 3 (Child Molesters version 3))、子どもに対する固執度、子どもに対する接触量、社会性の有無、身体的危害の程度などで、さらに細分化される流れとなっている。単純な類型では、十分に加害者特徴を捉えられないとする問題意識から、性犯罪事例には、単純な切り口では割り切れない多様性と複雑さがあることが読み取られるだろう。

子どもに対する性加害者の総論だけでなく、国外においては、個別の研究も数多く継続的に進められている。例えば、Beech & Ward(2002)では、性犯罪者は「自己統制の弱さ」、「性犯罪を支持する一般的な認知」、「対人関係の問題」など、性犯罪行動に至りやすい心理的脆弱性を有しており、この脆弱性を基盤として、犯罪行動に結びつく歪んだ認知、空想、親密性の切望などが生じるとした。

また、性犯罪者の認知的側面に焦点を当てた研究は比較的多く、性的認知の歪みを最初に提唱したのはアメリカの精神科医である Abel et al. (1984)であるとされる。同研究では、「子どもを被害者とする性犯罪者は、子ども時代に逸脱した性的興奮を経験し、このような興奮や子どもとの性的行動を支持する性的認知の歪みを生じ、その結果、逸脱した性的行動を反復する」と捉えられてきた。特に、近親者の子どもや近親者ではない子どもを被害者とする性犯罪者に特徴的に見られる七つの性的認知の歪みとして、(a) 大人の性的行動に抵抗しなかった子どもは性行為を望んでいる、(b) 大人との性行為は子どもの性教育になる、(c)　(加害者が親の場合)親と子どもの性行為について、子どもが他の人に告げなかったのは、本当は性行為を楽しんでおり、それを続けたいと思っているからだ、(d) 将来的には大人と子どもの性行為は問題ないということを社会は認識するだろう、(e) 子どもの体を感じ、あるいは、子どもの性器を感じるだけの大人は、本当は子どもに性的なことをしておらず害はまったくない、(f) 性行為に関する質問をする子どもは、大人の性器を見ること、あるいは、大人と性行為することを望んでいる、(g) 娘、息子、あるいはその他の子どもと大人である自身との関係は、性行為によって強められる、という考え方が提唱されている。

これに後続する研究として、13 歳以下の子どもに対する性犯罪によって逮捕された 86 名の男性犯罪者の陳述を分析した報告によれば、犯罪行為の言い訳に見られる類型が(a) 状況のせいにする、(b) 子どもとの性行為が悪いことではないとする、(c) 性的な事件であることを否定する、(d) 心理状態のせいにする、(e) 被害者から性的行為を始めたと主張する、(f) 否認する、これらの 6 つに分かれることが指摘されている(Pollock & Hashmall, 1991)。

他にも、子どもを被害者とする性犯罪者は、子どもを性的存在として認識し、あるいは、大人と子どもの性的接触は子どもにとって害悪ではないと考える傾向がある(Ward, 2000)といった報告も認められる。本邦においても、思春期前の女児に対する性的関心を認めることと、(対象が子どもに限らない)女性に対する性的犯罪の経験との間に、相関関係を報告するものもあり(田口, 2015)、(子どもに対する性的関心それ自体に犯罪性がないことは十分強調されるが)加害者の認知様式と犯罪行為の関連性は複数の研究で指摘されてきている。

近年の研究では(e.g. Kotzé & Brits, 2019)、性犯罪加害の動機として、(1)対象が子どもであるか成人であるかに拘らず、性犯罪者の中心的な動機は自分の権力・力の安定と確認である点で類似している、(2)大半は臆病で被害者が性的経験を楽しんでいると信じたいと考えていること(あるいは被害者の苦しみを快楽としている場合もある)ことが報告されている。

また、子どもを対象とした加害に見られる背景理由として、(1)子どもからの性的快楽を好む加害者と、(2)大人からの性的快楽を好むが、様々な理由で子どもを身代わりにする加害者がいることを指摘している。そして、いずれの場合にも比較的軽度なものから重篤な加害行為を行う加害者まで、連続的に含まれているとされる(Kotzé & Brits, 2019)。

こういった、性犯罪加害者に関する特徴を扱った研究のメタアナリシスでは、思春期の子どもに対する性犯罪加害発生の危険因子として、(1)加害者が性に関する問題を抱えていること(逸脱した性的関心がある、子どもへの性的関心を持つ、性欲の増大・抑制困難など)、(2)性に関する固定観念や先入観があること、(3)その他の逸脱した認知(性犯罪や成人と子どもの性行為を肯定・支持する認知、犯行の最小化を支持する認知)などがあるとされる(Whitaker et la, 2008)。ただし、Kotzé & Brits(2019)でも指摘されるように、当該傾向は子どもに対する性犯罪者と、一般犯罪者および非犯罪者の間には顕著に認められるが、子どもに対する性犯罪者と成人に対する性犯罪者の間では明確な差が認められないともいわれている。子どもに対する性犯罪のうち、多くの例で「子どもを成人の身代わりにする加害者」が含まれていることに由来するのかもしれない。

他にも、加害者の性別や年齢を切り口として特徴理解を試みる研究などがある。

Smallbone et al. (2008)では、暴力的な性犯罪を犯した青少年を対象とする研究(被害者は同年代または思春期児童)を行なっており、(1)加害者に頻繁な家出が認められることが多い、(2)学業成績が比較的良い、(3)非暴力的な犯行から暴力的犯行に進行するなどの特徴を挙げている。

国内では、少年鑑別所に収容され、被害者に直接接触する性非行で立件さあれた 14 歳から 18 歳の男子少年 115 名を対象とした研究から、加害少年の特徴を A: 反社会的・衝動的群(Antisocial-Impulsive)、B: 非社会的・性固執群(Undersocial Hypersexual)、C: 一過性/潜伏群(Transient/Latent)の 3 つの類型に整理している。それぞれ、(A) 外交的な性格を有し、感情に任せ衝動的な行動に出がちであり、認知の歪みが大きいなどの資質的な問題が目立つ群、(B) 神経質で内向的だが自己顕示的でもあり、物事を歪んで受け止めて不満を募らせやすく、表面的には社会的枠組に従うが、実際的には社会適応に問題を抱えている、(C) 他群に比べて人格的に大きな課題はなく非行性や性非行への固執性も乏しいことから、健全な部分が残されている群と紹介されている(大江他, 2008)。少年と成人における性加害者の特徴には連続性があると考えられるものの、年齢によって異なる特徴やアセスメントの観点が存在することも指摘されるだろう。

女性加害者(思春期以降から成人)の性犯罪に関しても、多くの研究がなされてきている。従来は「男性性犯罪者とは異なり、例外的異質性を持つ」と考えられてきたが(Gannon & Rose, 2008; Miccio-Fonseca, 2000; Sandler & Freeman, 2007; Vandiver & Kercher, 2004)、近年では女性性加害者に共通してみられる特徴も明らかになってきている。

女性加害者の平均年齢は、26 歳から 36 歳頃とされ、思春期頃の加害例も一部認められている(Faller, 1995; Nathan & Ward, 2002)。そして、その大多数は職業資格を持たず、低い社会経済的地位にあるとされた(Nathan & Ward, 2001;Matravers, 2005; Tardif et al., 2005)。また、女性加害者の 50%以上が、過去の性的虐待・身体的虐待を経験しており(Berner, Briken, & Hill, 2009)、心理的虐待などを含めた虐待を幼少期に受けていることが、多くの研究で指摘されている(例えば、Center for Sex Offender Management. U.S. Department of Justice Female Sex Offenders, 2007)。他にも、薬物乱用やパーソナリティ障害を伴うことも認められ、情動制御の困難や他者との親密な関係構築にかかるスキルの欠如なども報告されている(例えば, Nathan & Ward, 2001)。

加害環境は、典型的には社会関係の中で発生するものとされ、母親や親族として、あるいはベビーシッターとして、家庭内で発生することが多いといわれている(Center for Sex Offender Management. U.S. Department of Justice Female Sex Offenders, 2007)。ベビーシッターによる加害については、英米の生活様式として 20 世紀初頭より、上流階級の家庭において、ベビーシッターによる子守り、家庭教師による養育としつけがヨーロッパからの伝統として引き継がれ制度化し、年配の経験のある女性のしつけを伴う養育の仕事と貧困層の女性のアルバイト的な仕事であったものが、アメリカ合衆国の奴隷制度の中で、中・上流階級家庭での養育や中産階級の家庭における家政婦仕事と並ぶアルバイトレベルの仕事として、子どもの代替養育が賃金労働として定着、それに伴ってベビーシッターによる虐待の一形態としての性加害が汎化してきたという経過があるとされ、日本においてもベビーシッターの性加害事件が散発するようになってきたが、元々子ども

との接触を主とする職業に、子どもへの性的関心を持つ人間が集まって来るという必然性を理解しておくことが必要とされている(秋島, 1991; 榊端, 1998)。

加害対象は、男児がやや多いとする見解もあるものの、男女ともに一定数認められ、年齢も乳児から思春期以降の子どもにまで及ぶことから、特定の子どもが被害を受けるという予測に十分な信頼性はないとされる(Briggs & Hawkins, 1995; Ogivie & 1995; Gannon & Rose, 2008)。

近年では、女性加害者によるオンライン性虐待の特徴も報告されており(Bickart et al., 2019)、98 名の加害者例から、(1)60%以上が、過去の性的虐待を経験している、(2)半数程度が、メンタルヘルス治療の既往歴を持っていること、(3)ほとんどの事例で、男性共犯者が存在することなどの特徴をあげ、「児童ポルノの製作と流通における女性の役割について、継続的な調査と議論が必要である」としている。

上述した犯罪領域における加害者整理は、子どもが被害を受ける家庭内性暴力という本邦の児童相談所の対象事例の文脈と照らし合わせたときに、齟齬が生じる点(「子どもを誘拐する」等の記述など)と援用可能な点が、それぞれ含まれていると思われる。日本特有の状況や、家庭内性暴力等の文脈に即した加害者特性の整理は、本邦における今後の主要な研究課題の一つになるだろう。

3.3.3.9 認知科学、神経科学、生理学的視座からの加害者特徴整理

海外では、性犯罪の加害者に焦点を当てた認知科学や神経科学、生理学的研究も実施されてきており、様々な知見が提案されている。認知神経科学的、あるいは生理学的視座から、児童性犯罪のリスクを判定・鑑別しようと試みるものや、遺伝的特徴や大脳生理学的特徴を明らかにしようとするものなど様々な内容が含まれる。これらの知見や技術そのものは、現時点の本邦において実践的に活用されうるものであるとは考えがたいが、その一方で、自然科学的な観点から整理・記述される加害者特徴から得られる示唆は大きいと考えられる。

主要な研究知見として、「ペドフィリア(小児性愛障害:ただし、子どもに対する性的行為等が伴う場合にそれを「愛」と表記すべきか議論がある。小児性嗜好とされる場合もある。ここでは、DSM-5 の診断邦訳名に準拠する, APA, 2013)」と「小児性犯罪者(児童に対する性犯罪者)」の間では、特徴的に記述されるバイオマーカーが異なることが示されており、加害の発生機序が本質的に両者で異なることが示唆されている(Bereez et al., 2017; Pinsky, 1985; Stevenson, 2006; Dyshniku et al., 2015)。両者はともに「逸脱した性に対する認識」や「子どもに対する性的な嗜好性」を有する場合が多いと考えられており、子どもに対する性加害を行う(小児性愛障害においては可能性がある・リスク要因である)という観点から、オーバーラップする要素も多い(Jordan et al., 2020)。

しかし、性的な加害行為に及ぶ加害者(小児性愛指向ではない)に最も顕著な神経科学的特徴は、「抑制の困難」であり、前頭前野を中心とする大脳辺縁系(特に扁桃体)へのトップダウン制御の障

害(実行機能障害と記述されることもある)であるとされる(Kärgel et al., 2016; Lett et al., 2018; Ristow et al., 2018; Rosburg et al., 2018; Jordan et al, 2020)。そして、機能的磁気共鳴画像法(fMRI)や脳波(EEG)、神経細胞の活動を捉える磁気共鳴分光法を用いた当該研究の知見を支持するように、神経心理学的アプローチ(問題の背景に神経科学を据え、心理・行動を観測対象とする領域)や心理学的アプローチでは、実行機能障害(反応抑制能力の低下)が小児性愛指向(あるいは障害)ではなく小児性犯罪を特徴付けるものとして報告されている(Babchishin et al., 2013; Joyal, Beaulieu-Plante & de Chanterac, 2014; Massau et al, 2017; Babchishin et al., 2018)。そして、この抑制困難の傾向は、接触性の性犯罪者において(神経科学的に)顕著であるとされており(Rosburg et al., 2018)、神経伝達物質のレベルでは、セルフコントロール(抑制と行動制御)の低さに関連すると考えられている背側前帯状皮質のガンマアミノ酪酸(GABA)や GABA/Cr(クレアチニン)濃度の低下が報告されている(Ristow et al., 2018)。

また、子どもに対する性的関心を扱う当該領域研究にも、いくつか示唆の得られる観点がある。子どもに対する性的嗜好を持つ者においては、いくつかデフォルトモードネットワークの広範な機能的接続性の増加が認められているものの(Cantor et al., 2008, 2015, 2016)、当該領域のほとんどは、一般的な性に関連した刺激に反応する脳領域だといわれており、神経科学的な視座からは健常者とほとんど変わらない脳領域の活動が発生していると考えられている(Tenbergen et al., 2015; Mohnke et al., 2014; Jordan, Fromberger & Müller, 2017; Stoleru et al, 2012; Polisosis-Keating & Joyal, 2013)。ただし、「性的関心の対象が子どもである」という点について、画像提示を用いた研究では、右側頭回の二つの領域(Brodmann Aarea 37, 20)で、健常群とは対照的な反応の増加と減少を示したことから、小児性愛障害患者では、対象依存的な性的覚醒における逆転的な活性化と抑制が生じている可能性が指摘されている(Fonteille et al., 2019)。

心理学や意思決定科学のアプローチからは、「小児性愛障害」と「小児性愛嗜好」の差異に関係する知見が得られており、(1)いずれも子どもの性的刺激に対する反応性が高いが、(2)子どもと成人の両方を加害対象とする家庭内性犯罪者では、「成人に対する性的関心が低下している」という特徴が明らかにされ、「成人に対する性的関心の度合い」や「子どもに対する性的関心の度合い」から、小児性愛障害に基づく子どもへの家庭外性犯罪者と、成人と子どもを対象とする小児性愛指向を有する性犯罪者(および非性犯罪者)を一定以上の精度で識別できることが報告されている(Knott et al., 2016; Babchishin et al., 2013; Bartels et al., 2018)。

画像等の性的刺激を閾値下呈示(視覚的に情報が入るが、意識には上らない程度の極めて短い時間の提示を行うこと)した場合の神経科学的、あるいは心理学的反応から、犯罪加害者における性的嗜好性(あるいは小児性犯罪の可能性)を識別・予測しようとする試みも多い(Wernicke et al., 2017; Gillath & Canterberry, 2012; Brooks et al., 2011; Ponseti, 2012; Ponseti et al., 2016)。そういったバイオマーカー研究の流れの中で、従来性犯罪者に見られる特徴として指摘されてきた

テストステロン濃度は、性犯罪との関連性が否定されている(Wong & Gravel, 2018; Kruger et al., 2019; Jordan et al., 2020)。

3.3.3.10 加害者による病理化(1): 子どもや非加害親の支配、孤立、無力化

子どもに対する性加害に関して、従来は性犯罪の文脈で指摘されてきた「ペドフィリア(小児性暴力者)による子どもへの性加害」という枠組での整理が主流となっていた(前節に示したとおり、現在も一定数当該枠組からの整理が有効な事例は存在する)。古典的な分類に基づく小児性暴力者は、その一人の生涯において 160 人から 200 人近い被害者を生むとされ、成熟した成人女性と性的関係を持つことができずに子どもだけを性的対象とするといわれている(山本, 2010)。

しかし、こういった単純な加害者像では、近年見られる子どもの性暴力被害を捉えることが困難になり(Bancroft, 2002)、改めて性加害者の特徴をおさえる必要が生じてきている。このとき、そもそも性的虐待は、他の種別と虐待行為の背景が明確に異なり、行為の動機が子どもの養育課題になく、加害者側の欲望の満足や子どもの搾取にある(山本, 2010)。行為背景の根本的な違いを考慮すれば、性的虐待は「犯罪」という用語に示される内容とオーバーラップしており、法的線引きを超えて、その性質は連続的であると言える。実際に、例えば児童ポルノなどでは、多くの事案で、親族、家族の関与があることが指摘されている(山本, 2016)。ともすれば、本邦においては、研究知見が未だ少ないものの(越智, 2006)、前段で紹介した犯罪領域における加害者研究知見も、家庭内性暴力被害の本質を捉える上で重要な手がかりとなりうる。

家庭内性暴力等の問題には、性暴力行為そのもの以外にも、グルーミング(Grooming)や洗脳操作(manipulation)などの加害戦略が随伴する。グルーミングや洗脳操作とは、「特別なご褒美」や「愛の告白」等の物心両面から可愛がることから、命令、脅しなどを用いて子どもの弱みを巧みに掌握し、支配、洗脳、あるいは統制する行為を指す。グルーミングや洗脳操作は、加害者研究・被害者となる子どもの研究の両面から、その手口の活用が明らかになっており(Katz and Barnetz, 2015)、児童ポルノを含むオンライン性虐待でも、ほぼ同様の経過を辿ることが示されている(Black et al., 2014)。

グルーミングや洗脳操作によって、支配的関係に子どもが取り込まれてゆくまでには、段階があるとされる。まず、加害者は子どもに寄り添いながら近づき、日頃子どもの愚痴を聞くなど味方を演じるところから関係が始まる。そして、徐々に性的な話題が持ち込まれ、プライベートゾーン以外へのタッチなどの些細な親密性の逸脱から、身体を舐められる、プラーベートゾーンへの接触や性交などのあからさまな性的侵害行為に及ぶ(加藤, 2015; 岡本, 2008; 山本, 2010; 髙岡, 2016)。その後は、子どもの罪悪感や恥辱感などを利用して支配的関係に持ち込み、問題の秘匿(口止め)、被害者を共犯者に仕立て上げるなどによって、構造を強固にし、暴力・搾取の持続化を図るとされる(山本, 2010)。このような非暴力的な性的行為から暴力的な性的行為へ発展するという機序は、

思春期以降の子どもが加害側であった国外の性犯罪研究でも確認されており、成人に限られた傾向ではないものと考えられている(Smallbone et al, 2006)。

また、こうした進行性の支配は、家庭内性暴力の場合において、非加害親などを巻き込んで行われる場合もある。加害親によって家族や被害児童が共犯させられることにより、被害の隠蔽性が高まるという指摘もある(松本他, 2015)。そして、加害者の中には、子どもからの被害告白が出てきたときに備えて、周囲の人に子どもの言動の信用性を失わせる様な情報工作を行なっていることもある(山本, 2010)。「被害者の信用を傷つける加害者」の代表的行動パターンとして、(1)他の人に子どもの落ち度を頻繁に指摘する、(2)子どもがいかに嘘をつくのか他の人に強調する、(3)家族の前で被害を受ける子どもに厳格なしつけをして、もしその子どもが他の人に性的虐待を訴えたなら、その子どもは加害者に「復讐しようとしてそれを言った」と言えるように準備をしておく、(4)被害児童の活動範囲を極端に制限して、孤立させておく(過度な門限、交友関係や連絡の制限)、(5)被害児の行動で強い性的関心を持っている行動に皆を注目させ、その子どもが過度に性的関心を持っているという印象を他の人に植えつける(子どもが過度に性的関心を持っていて、子どもの方から自分を誘ったという言い訳につながるようなことを含む)などが紹介されている(岡本, 2008)。

性被害の隠蔽や持続につながる支配構造を構成する過程は、「問題が徐々に進行する」と表現されることもあり(岡本, 2008; 山本, 2010)、子どもに対する家庭内性暴力の代表的な経過として考えられている。単回のレイプ被害などとは異なり、子どもを構造的に被害に巻き込むことから、問題の継続性が高い(髙岡, 2016; 岡本, 2008)。非加害親の存在を軸とする家庭内部での抑止機能の醸成や(神奈川県中央児童相談所, 2018)、子どもの周囲にいる大人の鋭敏な目、あるいは外部から家庭内部の問題構造を見抜く知恵が求められることとなるだろう(岡本, 2008; 厚生労働省, 2020a)。

3.3.3.11 加害者による病理化(2): 子どもの被害認識と性的虐待順応症候群

被害の早期発見や様々な支援・介入を講じる上での判断やアセスメントにおいて、被害事実の正確な把握を欠かすことはできない。しかし、加害者が事実を認める事例は基本的に少なく(奥山, 2005; 岡本, 2008)、児童相談所による調査や話し合いが進むにつれて、加害事実を認める事例が多くを占めてくるものの、介入当初は事実を否認する事例があることや、加害は認めるが子どもの発言と食い違うといった事例も経験されている(神奈川県中央児童相談所, 2018)。また、本来的に望まれる水準からして、反省や罪悪感を持つ加害者は少なく、行為事実を正当化・過小評価する加害者や(Marshall et al., 1996; 神奈川県中央児童相談所, 2018)、子どもや支援者を責めるといった反発的態度をとる加害者も存在する(神奈川県中央児童相談所, 2018)。

他にも、「母(多くは非加害親)への事実の開示があったが通告に至らなかった」という経過をたどる事例が存在することや、非加害親が事実の開示等に積極的になれない状況の事例も多く経験さ

れていることから(神奈川県中央児童相談所, 2018)、養育者等の家庭内の大人から正確な事実が確認できるということを確信することはできない。

子どもの性被害における早期発見や様々な介入を講じる上で、子どもからの被害開示は極めて重要な情報となる。しかし、子どもに「被害であることを認識できない」、「被害事実の開示に至らない、否認する」、「確認拒否」、「一度開示した被害事実を撤回したりする」といった事態が、多くの事例で発生していることも複数の文献で指摘されている。

子どもが、自身が受けた性的行為を被害であると認識できない(事実記憶の叙述・開示における課題)という事態については、「小学校 6 年生や中学生になってから、自分が受けていたことにおかしいと気がついた」(椎名, 2010)など、年齢が幼いことに起因した実態が報告されており、それ以前の段階では「標準がわからず、異常と正常の区別がつけられないけれど、何だかとても辛いといった孤立無援の状態が子どもに生じている」状況にあると解されている(山本, 2016)。ただし、このとき、椎名(2010)が指摘する「小学校 6 年生や中学生になってから」という年齢は一例であって、(加害者による加害戦略の影響を受けている可能性もあることから)その被害性・異常性に気がつくことのできる子どもの年齢は、事例によって大幅に前後する可能性は指摘されうる。

一方、被害事実に対する「否認」や「撤回」については、脅迫、暴力を振るわれる怖さ、秘密の強要などの加害戦略による直接的な影響だけでなく、性被害を受けた子どもに生じる特殊な心理状態に起因することも知られてきている。

深刻な被害内容、グルーミングや洗脳操作などにより、性暴力被害を受けた子どもには特異的・特徴的な症候群が発生することが指摘されている。性的虐待順応(調節)症候群(Child Sexual Abuse Accommodation Syndrome: CSAAS, Summit, 1983)と呼ばれ、性的虐待を受けている場合に、(1)性的虐待の事実を秘密にしようとする、(2)自分は無力で状況を変えられないと思っている、(3)加害者を含めた周囲の大人の期待・要請に過度に順応しようとする、(4)性暴力被害を認めたがらず、説得力の無い、遅くタイミングのずれた矛盾した証言を行う、(5)いったん性暴力被害を認めた後で(恐怖感等に由来して)証言を撤回する、といった様相を呈するものである。心身症状がなく「適応的」に見える場合があることや、介入の拒否などを含めた「加害者にとって都合の良い」振る舞いをする場合も例に上がる(神奈川県中央児童相談所, 2018)。「性被害から逃れることはできないのだから、自分から加害者を誘って、早く行為を終わらせて早く眠りたい」といった、歪んだ生存スキルを身につけることもあるとされる。これらの症候群は、後段で述べる「性暴力の潜在化」にも影響し、裁判等を含めて子どもの発言に対する信用性を失ってしまうなどの影響を有している(山本, 2010)。

性的虐待順応症候群は、米国の司法分野では被害者の言動を評価する際に参照される重要な概念とされる。具体的には、「性暴力被害を認めた上で証言を撤回する」といった現象が認められた場合、通常その証言の信用性は失われることとなる。一方、性的虐待順応症候群の文脈からすれば、

証言の撤回等は「被害を受けた子どもに認められる、ある種の正常な反応行動」(桐野, 2003)と捉えられ、性被害事実に関する争点の一つとして取り扱われることがある。日本では、未だ市民権を得た概念とは言えないとされ、理解の浸透を必要とする声もある。

性的虐待順応症候群の背景には、①自分が悪いと思い込んでいる、罪悪感がある、②加害者や家族が自分の告白で困った立場に立たされてしまうことへの不安感、③性的虐待が立証されてしまったら、それから先、自分の身はどうなるのだろうというおそれを抱いている、という子どもの心理状況があるとされる(山本, 2010)。前段に述べた加害戦略に整合している現象であることは容易に理解されよう。

これらを踏まえれば、子どもが被害事実を否認する背景に、性的虐待順応症候群にみられるような「自分が悪事をなした悪い子であるとか、性暴力被害による罪悪感やスティグマ、汚れた感覚、自分の隠し事を知ってしまった非加害親と自分との関係が切れてしまうことへの恐れなどから、被害の事実を開示することで周囲の人間や家族がどんな反応を示すか恐ろしくなって、告白できない」といった状況が生じていることが指摘されている(山本ら, 2013)。

否認と撤回は、児童相談所に通告された事例で、かつ適切な被害確認手法を採用した場合であっても約 20%の事例で生じ、被害開示が得られないという報告が得られている(山本ら, 2013)。顕著な例では、通告段階での性被害情報の 64.4%は、直後の初期調査で報告内容が変更され、当初より曖昧・不透明な内容となっている事例が 1257 件中 428 件(34.0%)という調査もある(山本ら, 2013)。

神奈川県児童相談所の調査においても、「被害事実の確認が取れなかった(撤回があった場合を含む)」、「一時保護実施の後、一定期間を経ることで心身症状が顕在化すること」、「性的虐待・性被害が明らかになることを否定的に捉える子どもがいること」、「虐待者への処罰感情を持つ子どもが被害児童の 6%にとどまっていること」などが生じる背景要因として、性的虐待順応症候群の可能性を推察している(神奈川県中央児童相談所, 2018)。また、同調査では、虐待行為に対する子どもの気持ちに関して、117 件中「適応」が 6 件認められており、そのうち 4 件で性器性交の被害が生じていた。これを受け、「重篤な被害を受けていても、環境に一見適応するように見える事例がある」ことに注意喚起を行なっている(神奈川県中央児童相談所, 2018)。

性的虐待順応症候群や、支配・洗脳操作等によって生じる「見かけ上の適応」には、保育園の保育士や幼稚園・学校の教員などの一次発見の機会を持つ支援者や、支援・介入に係る支援者・判断者にとっては、特に留意が必要だと言えるだろう。

3.3.3.12 加害者に対する子どものジレンマと復元される病理

家庭内性暴力被害では、性的虐待順応症候群に見られるように、被害児童が特殊な心理的状況に陥ることもある。また、親密な関係から問題が進行する経過も認められることから、加害者に対し

て抱く心情も様々であることが推測される。岡本(2008)によれば、加害者に対する気持ちは「好き」から「嫌い」まで、様々に見られており、欧米の文献でも同様の傾向があるとされている。こういった加害者に対する子どもの心情は、支援の経過に多大な影響を与えうる。

神奈川県の児童相談所で扱われた事例においては、「嫌悪・拒否」的感情や「分離を希望する」といった明確な否定的感情を抱く子どもは 24%にとどまっており、肯定的感情や両価的感情を有する子どもも多い(神奈川県中央児童相談所, 2018)。支援者は、たとえ重篤な性被害状況にあったとしても、子どもが明確に虐待者を拒否・嫌悪しない特徴があるという認識を持つことが必要だと言える。

山本(2010)は、被害を受けた子どもが加害者に抱く複雑な心情の一例を次のように紹介している。「例えば加害者は、ネグレクト環境の中で、唯一、子どもに関心を持ち、子どもの窮状に気づき、世話をしてくれた人物であることがある。加害者は、それまでの生活で出会った人物の中で、最も優しく大切に扱ってくれた人物である場合が少なくない。子どもは、性的な親密性の混入に戸惑いや違和感を持っても、大切な人である相手との関係を拒否することは、自分の生活における重要な領域を否定することになり、極めて困難なジレンマ状態に陥ることとなる。しばしば、子どもは、性的な接触だけはやめて欲しいが、その他の関係ではとても大切な人として加害者を説明することがある。分離保護の後も、一番会いたい人として加害者を挙げる場合が多いのは、そうしたネグレクト環境における唯一の親密な関係性の経過によることが多い」。このように、子どもが加害者に対する両価的な感情を抱いている場合、様々な不安を乗り越えて、重要人物でもある加害者を告発したり被害を申し立てたりすることは、極めて難しい(山本, 2010)。

また、支配的関係や加害―被害者間の(見かけ上の)親密な関係など、家庭内性暴力には、元に戻ろうとする力の強い力動が伴うとされる(岡本, 2008)。加害者を対象とする治療的支援やアウトリーチ支援を試みる取組があるものの、その再発阻止に対する(恒久的な側面を含めた)実効性については、未だ検証の途上にある(Letourneau, Eaton, Bass, Berlin, & Moore, 2014; Smallbone, Marshall, & Wortley, 2008; Whitaker ら, 2008; Wurtele, 2009; Wild et al., 2020; Landgren, 2020)。

したがって、何らかの対処を講じた場合であっても、中長期的に見た場合に性加害を生み出す家族力動に戻ることも少ないとはいえず、問題の再燃可能性が懸念されることとなる。子どもに対する性被害予防のアプローチは、これまで数多くの検討がなされてきているが(Baker, 2005)、残念ながら被害遭遇率の低下は認められておらず(例えば, Finkelhor, 2014, 2015; Letourneau, 2017)、したがって再被害阻止にあたっては、加害者との物理的・社会的な分離が第一であると思われる。本邦で提案される基本原則としては、「加害者が加害行為を認め反省を示したとしても、加害の再発・子どもの再被害の危険性は極めて高く、加害者を含めた家族の再統合は極めて困難で、原則的には不可とすべきであると考えられる」とされる(柳澤・山本, 2011)。

特に、子どもと加害者の分離措置等対応に係る児童相談所職員等の関係支援者には、こういった事実等を冷静に捉えた上で、(時に子どもが加害者に抱く心情とは裏腹に)毅然とした介入の決断を下すことが求められる場面も多いだろう。

3.3.3.13 家庭内における子どものオンライン性被害: (自発的)オンラインポルノ、家庭内で発生する外部加害者による児童ポルノ・性的搾取、家庭内親族等の関与する児童ポルノ・性的搾取等被害

子どもの性被害の類型の一つとして、「オンライン性被害」の存在を、ここに改めて整理したい。児童ポルノ等の画像や映像資料がインターネット上に公開されるといった問題は、従来から性犯罪の枠で指摘され、法に基づく取締やその強化が行われてきている。

スマートフォンやソーシャルネットワーキングサービス(SNS)の普及など、近年のデジタル環境の変化は大きい。警察庁の統計(警察庁, 2020)によれば、オンライン型の性的搾取事件の検挙数や、SNS によって通信関係が発生した子どもの性被害例は、年々増加している。新型コロナウイルスの流行に伴う生活環境の変化に伴うオンライン性被害の拡大は、世界的にも懸念されている(WePROTECT GLOBAL ALLIANCE, 2020)。こういった背景を踏まえれば、当該問題は単純な件数増加だけでなく、その被害の様相にも経年的な変化があると考えられる。

子どものオンライン性被害には、母親など家族内の重要他者が搾取加害に関与する例もあり(Bickart et al., 2019)、多くの事例で家族等の近親者が関与しているであろうことが指摘されている(山本, 2016)。また、加害者の有無を問わず、自撮りやライブチャットによって、自らの性的映像を自宅からオンライン配信する子どもが増加していること(SafeToNet, 2020)、オンラインの性被害を経験した子どもには、直接接触性(オフライン)の性被害と同程度の精神的健康の悪化が認められることなどが指摘されてきており(Jonsson et al., 2019)、被害の幅の拡大や深刻さに関する研究知見が報告されている。子どもに関わる支援者に対し、オンライン性被害のスクリーニングが必要であると提言する声もある(Jonsson et al., 2019)。当該知見を踏まえれば、オンラインで発生する児童ポルノなどの性的搾取や子どもの性被害は、「家庭内で発生する深刻な子どもの性被害の一つ」として捉えることができ、本邦の児童福祉分野においても、決して無視することのできない問題と言える。

前述のとおり、当該問題に対する性犯罪としての枠組は本邦においても一定確立しており、検挙された事案に関しては公開された統計情報などが認められる。しかし、その発生機序や早期発見にかかる実践科学的知見は乏しく、「家庭内で発生する子どもの性被害」としての児童福祉的視点からの整理は十分ではないと思われる。実際に「児童ポルノ等の性的搾取に関しては、支援者が意識して調査していない」という実態を報告するものもある(神奈川県中央児童相談所, 2018)。

子どものオンライン性被害に対する認識や対応の整理、あるいは刑事捜査としての実態との情報共有を含め、教育や児童福祉等の関係領域における子どもの性被害分野における緊急性の高い課題として、今後継続した取組が必要であるといえるだろう。

3.3.4 子どもの性被害がもたらす影響

子どもの性被害が、子どもの心身や社会関係・社会生活に与える影響は極めて深刻である。直接の虐待死の危険性はないとされるものの、対人関係能力の根幹に深刻な損傷を与え、多くの事例で重篤なトラウマ性のダメージが認められる(山本, 2010)。性被害に起因すると考えられる症状は多岐にわたり、その影響は成人以降も続く(保坂ら, 2009)。「隠れた最悪の虐待」とも形容されるように(八木・岡本, 2017)、内容が深刻であっても被害が継続する間は、子どもの心身に明確な異常が認められない場合が 1 割弱程度認められる場合(岡本, 2008)や、介入や支援に繋がって初めて症状が顕在化する場合もある(奥山, 2001; 岡本, 2004; 保坂ら, 2009)。そして、その長期的予後は、様々な精神疾患や社会生活の困難に結びつく(例えば、Hailes et al., 2019)。

性的被害を受けた子どもに「のみ」認められる特異的な症状は(医学検査等で証拠が明確に得られる一部の例を除いて)無く、性被害以外の要因によっても発生する非特異的な症状が所見の多くを占めることになる。被害事実を明確にする医学所見が得られる事例は、4%から 10%程度であるとされ(奥山, 2011)、事実開示がない限り、多くの事例で被害事実を客観的に認知・立証することは難しい(山本, 2010)。したがって、早期に適切な介入を講じる上では、被害児童が示す兆候、症状の経過と予後について理解し、性被害の可能性を念頭に置いた鋭敏な眼差しで事例対応にあたる必要がある。

本節では、性被害を受けた子どもに見られる様々な症状と経過、長期的予後について、可能な限りの情報を概括する。なお、小児医学や精神医学を含めた専門的知識・診断に関する知識に関しては、適切な専門文献等を必ず参照してほしい。

3.3.4.1 身体症状と医学診察・医学検査の限界

性被害によって生じる身体症状には様々なものがあり、特定の症状によって性被害の可能性が強く疑われるものもある。奥山(2005, 2011)などによれば、子どもの性被害に見られる身体所見として、妊娠、性器や肛門の開大・裂傷・出血、膣炎、性感染症(STD)、性器の掻痒や違和感、排尿障害や尿路感染症(UTI)の反復、大腿内側などの傷、反復する腹痛などが挙げられている。また、これらの身体症状は、外陰部や肛門領域・その周辺の痛みや出血の訴えや、「おなか(下腹部)が痛い」といった訴えに現れることもある(山口, 2016)。

また、心理的要因に起因して身体面に症状が現れる、身体化あるいは心身症的症状としては、幼児期の遺尿(失禁)・遺糞、どもり(吃音)、小学生以降の自傷行為(リストカット等)や、便通異常、異

食・摂食障害等の食行動異常、腹痛・頭痛、睡眠障害、不定愁訴などが認められる場合もある(奥山, 2005, 2011; 森田, 2004 など)。

しかし、一般に家庭内性暴力被害では、子どもの身体に直接的な外傷が残されることは少ない(西澤, 1994)。性被害の可能性を捉えるための各種医学検査を用いた場合であっても、性被害から48時間か、それ以上経過した事例の95%で外傷等の身体所見は認められないとする報告や、72時間以上経過した事例では、性被害特有の所見は消失し、5%程度しか確認されることがないなどの研究例が知られている(Vrolijk-Bosschaart et al., 2018)。また、性器周辺の外傷等の身体所見は性被害に特異的であるとは限らず、性器挿入等の被害事実が確認されているものであっても、外傷等が発生しない場合があることも知られている(van As et al, 2001; Adams et al, 1994; Bernson et al., 2000; Kellogg, Menard, & Santos, 2004; Heger et al., 2002; Heppenstall-heger et al., 2003; Kotzé et al., 2019; Gallion et al., 2016)。

こういった性被害に伴う外傷所見が得られない理由として、そもそも非接触被害であることのほかに、(1)細胞組織の自然治癒(思春期と乳児期は、特にエストロゲンの作用に基づく損傷の回復が早い)、(2)解剖学的理由により「傷自体がつかない」、(3)加害者等によって利用される潤滑剤等の塗布により創傷が発生しない(Masters, 1959)、(4)特に支配的操作やグルーミングを伴う例では、加害者が傷を残さないように隠蔽しているなどの要因が指摘されている(Kotzé et al., 2019)。他にも、検査における適切な照明や組織染色料等の未使用、検査技術の不足や検査にかかるピアレビューの欠如なども外傷所見が得られない可能性につながるといった指摘もなされている(Lauber & Souma, 1982; McCauley, Gorman & Guzinski 1986; McCauley et al., 1987, Zink et al., 2010; Kotzé et al., 2018)。

また、性器性交を伴う性暴力被害者の性器官内に残留した加害者体液等のDNAの検出を試みる検査であっても、(特に10歳未満の第二次性徴前児童では)被害から24時間以上が経過した場合には、性器萢の未発達や代謝速度の速さなどを理由に検出率が著しく低下するとされる(Thackeray et al., 2010)。そのため、DNAという個人特定性の高いバイオマーカーであっても、性被害に完全に特異的とは言えず、衣類やリネン等に付着していたものである可能性を否定することはできないとされる(Christian et al., 2000; Palusci et al., 2006; Girarder et al., 2011; Young et al., 2006)。

これらの知見から、総じて、(1)性被害に係る医学診察や検査を含めた身体所見は、被害を立証する強力な証拠となる場合もあるが、(2)そういった例は、比較的少数であって、多くの事例では非特異的側面が否定されず、(3)総合的なアセスメントの一部を担うものである、と整理されるだろう。また、子どもの性被害に関する医学検査について、処女性検査(virginity testing: 「処女検査」あるいは「二本指検査」、処女膜があるかどうかの検査(hymen examination)と、膣に指を入れる内診)は、性暴力被害の証拠となる知見が得られる可能性が低く、被検者に心身の大きな負担を強い

ることなどから、UN Rights・UN Women・WHO などの機関が性被害に対する処女性検査の適用を廃止すべきとする声明を発表している(WHO, 2018)。

3.3.4.2 身体、特に生理学・神経科学的側面への影響

性被害が身体にもたらす影響として、海馬の損傷や年齢にそぐわない性ホルモンの高い分泌量の持続など(van der Kolk, 1998)、生理学・神経科学的観点からも様々な知見が得られている。当該知見の他にも、セロトニンやドーパミンなどの神経伝達(修飾)物質の異常も複数の研究で指摘されており(Shrivastava et al., 2017)、前頭前野・上側頭回、頭頂葉、頭頂葉、海馬、小脳などが子どもの性被害経験に対応して、体積的および構造的な変化が生じることが確認され、累積的なトラウマ体験によって視床下部–下垂体—副腎皮質が関与するストレス系(HPA-axis)に係るストレスホルモン(副腎皮質刺激ホルモン放出ホルモン)の分泌異常が発生することや、認知科学の視点からは、性被害の経験によって、記憶や空間認識を含めた全般的な認知機能が低下することが認められている(Maniglio, 2009; Shrivastava et al., 2017)。このとき、トラウマ被害等を含めた持続的かつ強いストレッサーへの暴露によって生じるとされる海馬の異常は小児よりも成人に多いことから、小児期のトラウマは思春期や成人期に到るまでその影響が現れにくいという可能性を指摘する報告もある(Pederson et al., 2004; Neigh, Gillespie & Nemeroff, 2009)。こういった視点から、性被害が小児期に発生した場合には可能な限り早期に介入することで、海馬に対するトラウマの影響を軽減させ(海馬の可塑性回復や神経細胞新生等への肯定的影響, Neigh, Gillespie & Nemeroff, 2009)、さらなる神経細胞の損傷を防ぐことができる可能性が推測されている(Carrion, Weems & Reiss, 2007)。

他にも、性被害ののちに PTSD 症状を経験した子どもでは、上側頭回の体積が小さいこと(Schmahl et al., 2004)や、左半球と右半球の構造的・機能的な非対称性が大きいことが報告されており、当該知見から PTSD 被害に伴う感情・聴覚・顔認識の処理速度の低下などの異常と関連している可能性が示唆されている(Pechtel & Pizzagalli, 2011)。

さらには、子どもの性被害は DNA メチル化の予測因子の一つであると仮説化されており、性被害が遺伝子配列の変化を伴わずに、遺伝子の発現作用が後天的に変化するエピジェネティクスに影響を与えることで、後遺症として生じる各種の精神疾患につながるという可能性も指摘されている(Smith et al., 2011; Roberts et al., 2018)。

こういった生理学・神経科学的知見は、性被害に伴う各種症状の背景要因の理解に貢献するだけでなく、性被害が心身にもたらす長期的かつ深刻な影響や、早期発見と早期介入の重要性を了解する上での客観的根拠として、示唆に富むものであると言える。

3.3.4.3 心理症状(トラウマ反応・トラウマ症状)

子どもの性被害は身体症状を契機に発見される場合もあるが、被害の影響が発露するのは、疑いを持って接しない限り、発見が困難な精神・行動に関する症状であるとされる(奥山, 2011)。

性被害の代表的な心理的症状は、トラウマ(関連)症状であるとされており、特に接触性の性的虐待で症状が強く(奥山, 2005)、被害の継続にかかわらず、子どもの成熟とともに深刻化するという特徴が指摘されている(山本, 2010)。

頭痛や腹痛などの心身症的症状は、前節で述べたとおり、心理的な問題が背景にある身体症状・疾患あるいは「トラウマ(関連)症状」として解されることも多く(八木他, 2011; 岡山県教育庁人権教育, 2018)、家庭内での被害・家庭外での被害を問わず、80%以上の事例に何らかの精神症状が見られるとされる(奥山・内山, 1999)。

本邦の性被害研究等の文脈で用いられるトラウマ症状とは、被害体験のフラッシュバック(再体験、侵入)症状や、感情の麻痺、関連刺激の回避や思考の回避、強い恐怖感や緊張(過覚醒)・焦燥といった中核症状だけでなく、抑うつや不安・パニック、悪夢や中途覚醒等の睡眠障害といった関連・併存症状全般を指していることが多い。いわゆる心的外傷後ストレス障害(Post-Traumatic Stress Disorder: PTSD, APA, 2013)の文脈から理解され、トラウマ症状が重篤化する要因としては、加害者と被害者との関係性(親密さ)、子どもを守れる保護者がいないこと、虐待期間が長期に及ぶことなどが挙げられている(岡山県教育庁人権教育, 2018)。性被害の特質を色濃く反映した子どもの反応としては、服を脱ぐ時や入浴時の自己否定的感情惹起や、身体接触を極度に嫌がる・身体に触れると極度に身を固くする、トイレを急に怖がりだす、再体験を思わせる性器周辺の掻痒感などが例示されることもある(奥山, 2005; 八木他, 2011)。

性被害は、否認や抑圧、回避合理化といった様々な心理作用や心理症状をもたらすが(山本, 2016)、中でも「解離」は、重篤な性被害を受けた子ども(あるいは成人)に見られる中核症状であると捉えられている(奥山, 2005; 杉山, 2007; 保坂ら, 2009)。「解離」とは、「意識や記憶、同一性、情動、知覚、身体表象、運動制御、行動の正常な統合の破綻することもしくはその不連続性」という症候を指す(APA, 2013)。具体的な表現に替えれば、「性的な話や加害者に関する話になると、急にぼーっとする」(奥山, 2005)といった、周囲から観察可能な形での(関連する)経験と意識・記憶・感情との解離症状が報告されることもある。また、被害を受けている時の記憶がない(健忘)、痛みも恐怖も何も感じない(身体感覚の解離)といった典型症状が報告されることも多く、被害体験そのもの以外にも、排泄感覚の解離や自傷行為時の意識・記憶や感覚・感情の解離も含めた症状を問題の範囲に含める報告も認められる(八木他, 2011)。

3.3.4.4 自己認識と感情・認知面への影響

前述した解離症状やトラウマ関連症状も含め、性被害を受けた子どもには、様々な認知面・感情面への影響や、自己認識への影響が認められる。先述した性的虐待順応症候群のように、特殊な環境下への順応によって生じる歪んだ認識・感情・態度を身につけることもある。

性被害の影響として記述される感情には、恐怖や不安、恥辱感、罪悪感、絶望感、無力感、性に対する嫌悪感、搾取された恨みと怒り、秘密を持つことによる孤立感などが多い(奥山, 2005; 餅原他, 2001; 山本, 2010 など)。こうしたた客観的に観察される否定的な感情以外にも、極度に特異的な環境に身を置くことによる加害者への(ストックホルム症候群様の)服従的愛着感情や、「何もないふりをする」といった体験の矮小化、事実否認　感情の否認・隠蔽などが発生することもある(山本, 2016)。

また、適切な感情表現ができない(岡山県教育庁人権教育, 2018)など、感情の知覚・認知・表出に困難を抱えることも想定される。被害の開示がある場面では、加害者から口止めされているのに話してしまったという罪悪感や、何も知らないか、問題の深刻さに直面しないで済んできた家族をトラブルに巻き込むことへの恐れ、嘘をついたりごまかしたりしてきた親や家族への裏切り行為を暴露してしまうことへの恐れ、自分自身で性被害から身を守れなかったという後悔、心理的な苦痛と不安を抱きつつ、決死の思いを持って開示しているという認識も必要とされる(山本, 2010)。

自己認識（自己イメージ）については、「自分は汚れている」といった自己に対するスティグマ感情・社会的烙印感情(奥山, 2005; 石川, 2001; 亀山, 2014; 山本, 2016)や、それに関連する「低い自己評価・自己否定」、「自分を大切に思えない」といった捉え方を代表に(奥山, 1997; 橋本, 2004; 山本, 2010; 榊原, 2014)、「一生赤ちゃんを産めない」、「結婚ができない」といった思い込みや、「外性器が他の子と違う、乳房の大きさに左右差がある、乳頭の色のつき方がちょっと違う」といったことが、「性被害を受けたからおかしくなった」と考える傾向(奥山, 2005)なども報告されている。

こういったスティグマ・烙印感情は、性被害の原因を自己に帰属し、恥の感覚が生じ、不適応になる過程で付与されると考えられてきた(Ferling et al., 1985)。これにあわせて、スティグマ・烙印感情は、自己によってだけではなく、加害者を含めた他者から付与されるという側面があること(Finkelhor & Browne, 1985)もあわせて強調しておく必要があるだろう。

小児期に受けた性被害によるスティグマ感情や認知的枠組によって、被害児童の精神的損害は増幅し(内田, 2001)、思春期から成人となって以降の様々なライフステージにおける、親密性や対人関係にも多大な影響を与えると考えられている(後述)。また、被害を受けることによって生じる自責感や自尊感情の低下(福井・松村, 2003)、自己価値観の著しい低下によって、被害を「被害」として捉えられないこともあり、後続する再被害の発生や、援助を得ることに遅れが生じるといった事態につながることも指摘されている(Syms, 2000)。

3.3.4.5 対人関係への影響・性化行動等の行動化

性被害によって、子どもは親密性や愛着に関わる安全感といった対人関係能力の根幹に深刻な損傷を受ける(山本, 2010)。その端緒として、(加害者が男性の場合には)男性恐怖、過剰な甘えや依存、分離不安などの両方向的な影響が生じる(上村, 2004) ことは、ここまでの議論から容易に想像されるだろう。

他にも、同性の友達が持ちにくい(奥山, 2005)、他者の顔色を極度に窺う、攻撃的な対人反応と示す(奥山, 1997)、愛情と性が混同されやすい(奥山, 2005)、無差別的な性行動や異性との接触(森田, 2004; 岡本, 2008)といった性的搾取の危険に晒される行動(自己破壊的性行動)をとりやすい(山本, 2016)などの具体的特徴を記述した報告もなされている。しかし、愛着の根幹に関わる問題であることや、思春期以降あるいは成人となる範囲までを考慮すれば、被害の影響が対人関係において発露するそのあり方については、ここでは端的には記述しきれない。

行動面における問題にも様々なものが指摘されている。特に、思春期以降には、かなりの行動化がみられるとされ(井上・笹倉, 2017)、自傷などの身体化や自己破壊的行動、自殺企図・自殺未遂、家出や徘徊、物質乱用・物質依存、性的逸脱などの非行(性被害と非行との関連は 3.3.4.8 節にも記載する)が典型例として記述されることが多い(森田, 2004; 奥山, 2005; 山本, 2016)。

他にも、食行動異常や食べ物への執着・固執(森田, 2004; 奥山, 2005)、嘘・虚言、ファンタジーの増加(奥山・内山, 1999; 奥山, 2005)、学業不振や成績の低下(森田, 2004)、攻撃性や衝動性の高さに起因するトラブル(奥山, 1997)など、多様な行動上の問題が報告されている。食べ物への固執は、性被害を受けた子どもに顕著な行動の一つと指摘する報告もある(藤澤・西澤; 2006)。給食以外の食事を食べていないと言った状況が、(ネグレクトだけではなく)性的虐待の被害児童に認められることも確認されている(厚生労働省, 2020a)。

こういった性被害による行動上の問題は、他種別の被虐待経験からくる影響を調整した上でも確認されている(Hébert et al., 2019)。

性被害の影響を受けているとみられる行動の中でも、性化行動(Sexualized behavior, e.g. Finkelhor & Browne, 1985; Gil & Johnson, 1993)、あるいは性問題行動は、比較的特異性が高く(西澤他, 2005; 藤岡, 2006; 奥山, 2011)、性被害を受けた子どもに見られる比較的持続的な行動特徴とされ(奥山, 2002)、性被害のアセスメントにおける重要な観点の一つであることが(森田, 2004; 越智, 2004; 藤澤・西澤, 2006, 藤岡, 2006 など)、これまで多くの研究で指摘されてきている(Friedrich, 1993; Finkelhor, 1985; Kendall et al., 1997; Hall et al., 1997; 藤澤・西澤, 2006)。

性化行動とは、性的刺激への過度な興奮・関心や年齢不相応な言動・行動を指し、健常発達範囲外と想定される場合や、生起頻度が高さや持続性、攻撃性や内容の深刻さを伴う場合などに、行為

自体や子どもが抱える(背景的)問題が深刻であるとされる行動群である(Friedrich, 1992; Silovsky and Niec, 2002; Chaffin et al., 2008; Kellogg et al., 2009; Johnson, 2010, 藤岡, 2016 など)。なお、性化(sexualized)という言葉に由来して、汚染や歪んだ印象、誤解や偏見の危険性があるとして「誤学習性の性的表現行動」と「トラウマ性の症状としての性的行動」に再区分した用語が当てられる研究動向もある(検討委員注釈)。具体的な行動例としては、「性器や肛門に物を入れる」、「他の子どもの性的部位を触ろうとする」、「性的な声(ため息・うめき・深い声)を出す」、「他の子どもや大人に自分の性的部位を見せようとする」、「嫌がっているのに他の子どもの衣服を脱がす」、「人の絵を描くときに性的部位を描く」などが挙げられており(藤澤・西澤, 2006)、性被害を受けた子どもほど問題性の高い行動をとる傾向(性的な事柄に非常に敏感な反応をする、成人と同じ性的行為を行う、他の子どもに性的加害を行うなど)があるとされる(Johnson, 2010; 岡本, 2008)。行動そのものが(自覚がなくとも)加害性を帯びる場合があることや、複数児童に影響が広がることなどから(山口, 2016)、支援者は子どもの性化行動を的確に理解し、背景事情(ケアニーズ)を踏まえた対応を講じる必要があるとされている(厚生労働省, 2020b)。

こういった性化行動は、その概念が適用される子どもの想定対象年齢が 12 歳ごろまでとなる(Friedrich, 1992; Johnson, 2010)。そして、性化行動を伴う子どもには、多くの割合で過去の性被害が認められるが、性被害を受けた子どものうちの 28%程度しか性化行動という形で問題が表出しないという関係性も知っておく必要がある(Kendall-Tackett et al., 1993; Chaffin et al., 2008; Lindauer et al., 2014; Allen, 2017)。また、性化行動は、性被害の影響を色濃く受けるものの、身体的虐待や家庭内暴力、ネグレクト等によっても発生することから、必ずしも性被害の既往を決定づけるものではない(Kellogg et al., 2009; Brilleslijper-Kater et al., 2004; Chaffin et al., 2008; Kellogg et al., 2009; Everson and Faller, 2012; Allen, 2017)。その他にも、子どもの性的行動には時代や文化的背景が色濃く反映されるものと考えられる。このような背景から、子どもの性的行動における「健常発達範囲内外」を示す基準等について、本邦のデータを用いた標準化が求められており(越智, 2004; 保坂ら, 2009)、日本の子どもを対象とした調査研究等も実施されてきている(例えば, 藤澤・西澤, 2006)。

3.3.4.3 節から本節までに整理した、性被害(トラウマ体験)が子ども与える自己認識・被害認識への影響、心理的側面への影響、行動への影響とその背景機序は、Seshadri & Ramaswamy(2019)では次のように整理されている(表 3.3)。

表 3.3 子どもの性被害(心身の外傷体験)の動的影響

Seshadri & Ramaswamy(2019)による整理(Table3, Understanding trauma dynamics: The impact of child sexual abuse)、執筆者による翻訳

トラウマ被害の結果（影響）	発生機序(どのようにして生じるか)	心理面に見られる影響	行動化・行動による表現
【トラウマによる性化(外傷的性化)】 性的虐待によってもたらされる子どもの不健全な性発達と対人関係の機能不全	・発達段階にそぐわない性的行為に報酬が与えられ、子どもが誤った学習をする(誤学習) ・性的行為への関与と引き換えに、子どもは加害者から注目と愛情を与えられる ・子どもの身体(性的部位)が性嗜好の対象とされる ・加害者によって(あるいは加害者との経験によって)、子どもの性道徳や性的行為に誤った認識が植え付けられる・学習される ・性行為にネガティブな感情や記憶が結びつけられる	・性的な事物に対する反応性の亢進 ・性的アイデンティティの混乱 ・性的規範、性的境界の混乱 ・愛情や養育と性行為を混同する ・性的行動に対する負の連合 ・(性的に)親密な関係を持つことへの忌避(影響は長期に及ぶ)	・性への固執と強迫的な性行動 ・早熟な性的行動 ・攻撃的な性行動 ・複数人と同時に性的関係を持つ/リスクのある性行為 ・売春への関与 ・性機能不全：フラッシュバック、性的興奮・オルガズム障害(影響は長期に及ぶ) ・性的な親密性の回避、または性的に親密な関係を持つことへの恐怖反応(影響は長期に及ぶ)
【スティグマ化(自己への烙印感情)】 性的興奮を体験した(してしまった)ことにまつわる恥辱と汚	・加害者が子どもを貶め、非難し、子どもに罪悪感を植え付ける ・秘密を守れという加害者からの圧力	・罪悪感、恥辱感 ・自尊心・自己肯定感の低さ ・「自分がおかしくなってしまった」という感覚	・孤立 ・薬物・アルコール乱用 ・犯罪への関与 ・自傷行為 ・自殺

名が子どもに刻まれる	・子どもが、自分が性的行為に関与した事実から恥の意識を持つ ・子どもが事態の濡れ衣を着せられる ・性被害者に「汚れている」といったレッテルが貼られる		
【裏切り(秘密の発覚、関係の喪失)】 子どもの拠り所となっている人が(扶養者等)自分に危害を加えていたことを発覚させる、子どもの告白・開示(被害直後の場合や被害から時間が経過してからの場合がある)	・子ども(の信頼)を操作する、弱みを握る ・他者から守られるだろうという子どもの期待への裏切り ・子どもの健康・幸福が疎かにされる ・両親からの保護や援助がない	・悲嘆、抑うつ ・著しい依存傾向 ・他者を信用できるか判断できない ・人間不信（特に加害者の性別に対する） ・怒り、敵意	・見捨てられ不安、傷つきやすさ ・孤立 ・攻撃的なふるまいをとる ・非行 ・他人と親密な関係を持つことを嫌がる ・夫婦(パートナー)間の問題、自らの子どもの犠牲化
【無力感】 子どもの意思や効力感が繰り返し覆され、挫折し、暴力や力でねじ伏せられることへの絶望と恐怖を経験すること	・子どもの意思に反して、身体(領域)を侵される ・侵害される危険に晒され続ける ・加害者は、暴力や、手なづけなどの巧妙な手口で子どもを被害に巻き込む ・子どもは自分で自分の身を守れない、加害者	・不安、恐怖 ・効力感の低下 ・「被害者」という自己認識 ・支配欲求 ・加害者への同一化（同一視）	・悪夢症、恐怖症 ・不定愁訴；摂食障害・睡眠障害 ・抑うつ、解離 ・登校拒否、学業上の課題、無断欠席、非行 ・再犠牲化 ・攻撃的ふるまい ・加害の再生産(加害への転化)

	を止めることはできないと誤信している ・繰り返される恐怖体験 ・子どもは自身の体験を人に話しても信じてもらえないと思い込んでいる		

3.3.4.6 発達段階別で異なる性的虐待の典型的影響

性被害を受けた子どもにみられる諸症状は、被害内容やその頻度・期間、暴力等による強制の有無によって異なること (西澤, 2011) を踏まえた上で、年齢や発達段階によって発現する内容に特徴がある、あるいは年齢によって発現内容や重篤性が変化すると考えられている(岡本, 2004; 保坂ら, 2009; 山本, 2010)。

岡本他(2004)では、児童相談所で対応された性的虐待事例を分析し、性的虐待を受けた子どもの74.8%に何らかの症状や問題行動が見られたとされ、年代別で問題の様相が整理されている。行動上の問題としては、乳幼児期では多動や乱暴、反抗が目立ち、中学生では家出や徘徊、不登校、万引きなどの非行が増加する。情緒的問題や精神症状としては、幼児期では、易興奮性や気分の変動、ぼーっとしているなどの集中力低下、小学生では、これらに加えて睡眠障害や無気力、自傷がみられ、中学生では、気分の変動が一番多く、自傷・自殺念慮、睡眠障害、無気力、不安が増え、解離症状や対人過敏・恐怖、うつ症状が出現してくることが示された。性にかかわる問題としては、幼児期には年齢不相応な性的言動、小学校ではこれに異性への接触が加わり、中学生では異性との接触が増え、性非行が出現することが指摘されている。

西澤(2011)によれば、(1)思春期以前では、過剰な性器いじり、性化行動、性的な遊びが顕著であるとされ、(2)思春期以降では、心理的・精神的症状としては摂食障害、リストカット等の自傷行為、要因のない頭痛・腹痛・喉の違和感・嚥下困難等の身体症状、解離性障害などが挙げられ、行動上の問題としては性的逸脱行動が典型例として指摘されている。このとき、思春期以前の問題である性化行動は、言語発達や被害内容に関連する諸課題を言語的に扱えるようにできるようになってくるにつれて、消失してゆくと考察する文献もある(藤澤・西澤, 2006)。

また、上村(2004)では、(1)乳児から 4 歳ごろにかけては、トイレット・トレーニングの障害、嘔吐、摂食障害、睡眠障害、夜尿、男性恐怖(加害者が男性の場合)、過剰な甘えや分離不安、性的行動の話をする等が指摘され、4 歳から 6 歳頃では、性感染症等の身体的な症状、腹痛や排尿の困難、鬱の症状、不安や恐怖症、悪夢や睡眠障害、腹痛、家族との衝突等が挙げられ、7 歳から 12 歳頃にかけては、胃痛、鬱の症状、学校での問題行動、態度の著しい変化、引きこもり、抑鬱、悪

夢や睡眠障害、成績の急激な低下等の学業不振、薬物・アルコールの使用、家庭にいることを怖がる、攻撃性、年齢不相応な身体についての自意識過剰等があるとされる。そして、13 歳から青年期前期では、家出、乱暴さの誇示、非行、自殺未遂、ひどい抑鬱、気分の変調、自己評価の低さ、薬物・アルコールの使用、学校の無断欠席、学業不振、性的恐怖あるいは逸脱行動、親からの独立、親への批判や反抗等が認められるとされる。

岡本(2004)や上村(2004)の指摘からも読み取れるように、年齢が上がるにつれて心理的症状の顕在化・重篤化や危険性の高い行動への移行が見受けられることから、性被害によるトラウマ関連症状は、年齢とともにそのダメージが深刻化する(山本, 2010)ものと捉えられる。こういった様相が深刻化した場合、長期的なトラウマ体験によって生じる「複雑性 PTSD(Complex post-traumatic stress disorder, WHO, 2018)」や、「発達性トラウマ障害(Developmental Trauma Disorder, van der Kolk, 2005; https://www.psychotherapynetworker.org/blog/details/35/developmental-trauma-disorder-distinguishing-diagnosing など)」と呼ばれる精神疾患の枠組で捉えられることもある(複雑性 PTSD の概要は 3.3.4.11 節で述べる)。

3.3.4.7 症状の性差、男児に見られる症状・特徴

性被害によってもたらされる各種症状は、年齢だけでなく性別によっても異なる側面が指摘されている。男児の性被害は女児に比べて症例が少なく、研究知見に限りがある(保坂ら, 2009; 神奈川県中央児童相談所, 2018)。

杉山他(2007)では、性的虐待を受けた男性 30 名と女性 67 名の違いを比較した臨床的特徴がまとめられている。同報告によれば、女性に比べて男性は、その加害者が周囲の男女の両者にわたっており、口腔性交(40%)、肛門性交(23%)が多かったとされる。

身体的侵襲性の高い被害が男児にも生じることは、神奈川県の児童相談所による調査結果(年少児に口腔性交が発生している)とも整合している(神奈川県中央児童相談所, 2018)。そして、臨床的な特徴として、男女ともほとんどに解離性障害が認められているが、PTSD 症状は女性に多い一方で、男性は他児への加害や行為障害が多い傾向にあったとされる。

国外の研究では、性被害を受けた男児は女児に比べて内面化・内的方向に向かう問題(ひきこもり、身体不調の訴え、不安・抑うつ)が多く、被害女児には少ない外的方向に向かう問題(暴力的非行・攻撃的行動等)が一定以上の割合で認められることなどが示されている(Levis et al, 2016)。他にも、女性と同様に男性にも性被害後の自殺関連行動や薬物使用が認められることから、「男性の性被害体験が、その精神保健的問題の重篤さにおいて、女性のそれよりも軽傷であるとはいえない」とする報告もある(松本, 2009)。

また、男児に見られる特徴の一つとして、性的虐待として受理された事例よりも児童養護施設等に措置された後になって、過去の性的虐待の事実が発覚する事例の方が多いという結果が報告され

ていることから(岡本, 2008)、開示に対する抵抗や阻害要因は男児の場合に、より強固に働く可能性が推測されている(Romano & De Luca, 2001)。

3.3.4.8 性被害の開示

性被害を受けた子どもは、前節までに述べた様々な症状等のサインを呈するとされる。しかし、症状が性被害に特異的であるものは少なく、重篤であるほど表面化する問題事象も少ないとされ、臨床所見のみによって被害事実が確信できることは決して多くない。

実際、子どもの性被害が発覚する経緯として、「本人からの開示」が過半数を占めることが多くの調査で認められている(岡本他, 2004; 萩原他, 2003; 神奈川県中央児童相談所, 2018)。特に、中学生・高校生では、子どもが信頼できる人に告白(相談)することによって発見されることが被害発覚の中心になるとされている(岡本, 2004; 岡山県教育庁人権教育課, 2018)。ただし、国際的な疫学調査から当該問題を検討した研究では、2 歳から 17 歳の女児のおよそ 15%(多くの研究では、12%から 18%の数値が報告)、男児の 6%(多くの研究では、2%から 8%)が性被害を経験しているが、被害事実が開示され、支援機関にその事実が把握されていたのは、そのうちの 5%に満たなかったといわれている(Martin & Silverstone, 2013)。子ども本人からの開示によって支援機関につながっている例は、ほんの一部分に過ぎないという視点を忘れるべきではないだろう。

子どもが性被害の経験を開示する相手は、同年代の友人が大半であるとされ、家族や専門家などに相談することは比較的少ない(Kogan, 2004; Priebe & Svedin, 2008)。特に、親が過保護・過干渉、あるいは親と情緒的な関わりが難しい場合などには、親への開示率が低下するといわれている(Kogan, 2004; Priebe & Svedin, 2008)。

性被害の開示には、性別や年齢が大きく影響する(Alaggia, et al., 2019)。被害の開示率は総じて男児の方が低い(Romano & De Luca, 2001)。小学生以下の子どもでは、7 歳から 13 歳頃の場合は、被害から 1 ヶ月以内に周囲の大人に開示する傾向にあるが(Kogan, 2004)、そもそも被害であることを認識できない、被害を言語化できないことによる開示の困難も発生する(Paine & Hansen, 2002; 高岡, 2016)。一例として、思春期前の子どもが多数含まれたアムステルダム性的虐待事件(Amsterdam Sexual Abuse Case: ASAC)の被害児童の 95%において、「被害期間中に大人に開示することがなかった」という事実も報告されている(Lindauer et al., 2014)。それゆえ、特に低年齢児童においては、言語的な開示ではなく性化行動等から被害の可能性が疑われ、事実が明らかになる事例も多い(岡山県教育庁人権教育課, 2018)。子どもの性被害を早期発見するにあたっては、子どもの年齢等に応じて、性被害の可能性を念頭に置いた積極的対応を取ることが求められると言える。些細なサインを見逃さず、継続的な関わりの中から被害の開示を得てゆくことが一つの鍵になるだろう。

山口(2016)では、「6 畳一間と 3 畳の台所という家に、一家 9 人で生活している」という事前情報から、子どもの家庭内性被害の可能性を疑い、「実は父が後ろから覆いかぶさるような体位で陰部や胸を繰り返し触っていた」という内容の開示を得たという事例が紹介されている。しかし、性被害の開示が得られるのは、子どもとの援助関係・信頼関係が構築された上でなされることが多いとされることから(保坂ら, 2009)、山口(2016)のようにスムーズな開示がなされる例は少ないと捉える姿勢が、慎重な対応を継続することにつながるかもしれない。

慎重かつ継続的な対応の必要性を裏付ける具体的な症例として、性的虐待を経験した 5 症例のうち、治療開始直後に虐待経験を訴えたのが 2 例、数ヶ月後から半年後が 2 例、2 年半後に訴えたのが 1 例とするものや(岡本他, 2000)、初診時に性的虐待の話題が出ることは稀で、1〜2 ヶ月内の受診後か、6 ヶ月以上経ってからのことが多い(益本, 2001)といった知見が報告されている。奥山・内山(1999)の例を借りれば、保育士、保護所の保健師、ボーイフレンドなど、1 対 1 でじっくりと関わることのできる人間・大人の存在があることによって開示が促進されるという認識が基本であると考えられる。

本人からの開示が得られた場合、それが虚偽ということは(特に思春期以前の児童においては)稀であるとされ(Jones, 1987; Everson, 1989; Faller, 1989; Kotzé, 2019)、仮に性被害の開示内容が虚偽の場合であったとしても(思春期以降の性犯罪被害児童の 1 割弱では虚偽の報告もある, Kotzé, 2019)、そこには、何らかの背景事情があるものと考えられることから、「虚偽であるかに拘らず介入の必要性があるもの」と考えられている(奥山, 2005)。

また、子どもはしばしば「試しの開示・告白」をすることがあり、最初からすべての被害事実を細かく開示することは、基本的には想定されない(柳澤・山本, 2011)。このような場面で発生する周囲の大人の誤った対応として、「多くの人が、子どもの試しの告白を本気にとらないし、子どもが性的なことを話し出すのを半ば反射的に無視したり、避けたりするので、子どもは告白を諦めてしまう」といった例をあげ(山本, 2010)、警鐘を鳴らす声もある(被害の開示に係る適切な対応と通告については 3.3.7 節に整理する)。

初めから被害を開示せず、「試しの告白」や「部分的開示」を行う子どもの背景心理を知ることは、周囲の大人が慎重な対応を講じる上で重要な役割を担う。こういった開示が行われる契機は、加害者から分離されて安全な環境が得られた場合か、本人が我慢しきれなくなった場合であると考えられる(奥山・内山, 1999)。

多くの事例では、開示の促進要因よりも開示にかかる障壁の方が大きい(Alaggia, et al., 2019)。命の危険を感じた場合や性器侵入等を経験している場合に、その逼迫性から保護や治療の訴えとともに大人への開示を行う場合もあることから(Kogan, 2004)、部分的な開示であっても、子どもが決死の覚悟を持って被害を告白しているという認識を持つ必要があると言える。

被害の開示をためらわせる要因には、社会的・文化的文脈における抑圧(e.g. 沈黙のエコロジー, Levesque, 1999)なども含め様々なものが関与しているとされるが(Fontes & Plummer, 2010)、最も直接的な要因は 3.3.3.10 節にも述べたとおり、加害者からのグルーミングや洗脳操作としての口止めや脅迫(奥山, 2005)だろう。加害者によるコントロールと繰り返されるトラウマ性の侵害体験によって、子どもは自分の意思、感情、取るべき妥当な対応が何なのか見分けられなくなり、孤独で無力化された混乱状態におとしめられている。そして、いざ抵抗し、助けを求めようとしてもどうして良いか分からず、檻の中に閉じ込められた状態にある(山本, 2010)。

加害者が親族を含む同居人の場合は、より開示が困難になるとされ(Leclerc and Wortley, 2015)、子どもが他者の攻撃に過敏な場合や、加害者に対する歪んだ愛着感情や開示に対する恐れなどの感情が複雑な葛藤を生じさせている場合ほど、開示に係る抵抗は増大するとされている(Wilson and Scarpa, 2015)。より具体的に記述すれば、「自分が被害を開示することで、自分と(非加害)親の関係や、家族が崩壊するかもしれない」、「自分に危害が及ぶかもしれない」といった恐怖や心配、あるいは被害を受けた恥辱感や「どうせ信じてもらえない、誰も助けてはくれない」といった孤独感が、子どもの率直な開示を妨げることになる(Hu et al., 2018; Paine, M. L. & Hansen, D.J., 2002; 髙岡, 2016)。切迫した状況と開示後への不安を鑑みれば、試しの告白や被害の一部分だけからの開示が発生するといった流れも十分に理解することができる。

繰り返しとなるが、子どもの性被害を早期発見するにあたっては、性被害の可能性を考慮した積極的対応を講じ、些細なサインを見逃さず、継続した関わりを通じて子どもから被害の開示を得てゆくことが一つの鍵になる。Alaggia ら(2019)は、「性被害の情報開示は、関係性のある文脈の中で行われる個別のイベントではなく、反復的で対話的なプロセスである」と述べている。

性被害の開示が得られるのは、子どもとの援助関係・信頼関係が構築された上でなされることが多いという理解の上で、日常的に子どもと 1 対 1 で関わることのできる関係性をつくっておくことが重要であるといえるだろう。なお、性被害が疑われた場合や子どもからの開示があった場合は即座の通告が必要であり(柳澤ら, 2011)、以降、児童相談所を中心とした関係機関の迅速な専門的対応が必要となる。関係機関の対応に係る知見については、3.3.7 節および 3.3.8 節に整理する。

3.3.4.9 被害期間・発覚前後の症状と経過

性被害は、子どもの心身および行動や対人関係に様々な影響を及ぼす。子どもの呈する症状が被害のサインとなることや、基本的に子どもが被害を開示することが容易ではない旨も整理した。本節では、被害を受けている期間から、問題が発覚して支援や介入につながる前後までの期間にみられる症状の経過について概観する。

性被害を受けた 3 歳から 8 歳までの子どもの症状と経過に関する報告(奥山, 2001)によれば、被害が把握される前後で子どもにみられる精神症状には差があり、把握前は軽い身体化症状と些細な

性的言動、性器の掻痒感や違和感の訴えであったのが、把握されたのちには明確な性的言動、分離不安、不登校・不登園などの多くの症状が出現してくるという例が紹介されている。また、被害の開示後に強くなる症状には年齢での違いがあるとし、年少児では分離不安・回避症状、睡眠障害、年長児では解離症状や行為障害、性的逸脱や抑うつが認められるようになるという知見も報告されている(奥山・内山, 1999)。また、奥山(2005)は、虐待の最中はトラウマ症状が比較的少なく、解離や否認の方が多く見られるという知見も報告しており、身体化は問題の把握後に減少する傾向があるのに対して、性的言動や性器の違和感は、比較的長期にわたって継続したとしている。岡本(2004)では、児童相談所につながり相談を始めた後、「異性児童への関心・接触」、「うつ」が顕著となるといった指摘がなされている。被害の把握前には軽微な(軽微に捉えられる)特徴しか観察されないといった例があることを踏まえ、「嫌だっていえば大丈夫よ」などと、従来にありがちな大人の受け止め方に警鐘を鳴らし、子どもに性被害の可能性が疑われた場合には軽いものと済まさずに真剣に受け止め、危機介入が必要であることが指摘されている(奥山, 2004)。

神奈川県児童相談所の事例調査では、児童相談所の関与前に見られた症状と、終結時(または調査実施時最新)の症状の比較を行っている(神奈川県中央児童相談所, 2018)。同報告では、関与前後に共通して「情緒的問題」、「不登校・登校しぶり」、「身体症状」、「性的問題」の観測数が多いとされた。しかし、全事例に共通してみられる顕著な症状経過のパターンは確認されておらず、事例の内容や被害期間、子どもの年齢等の条件によって様々に異なることが推測される結果となっている。関与前後の比較では、「概ねほとんどの症状が軽減している傾向にある」とするものの、介入後も 6 割弱の子どもに何らかの症状が残存していたことから、「虐待が子どもの心に与える影響は、機関の介入だけでは簡単に改善しない」という対応機関ゆえに特筆された課題意識が取り上げられている。また、介入後に新たに症状が発露あるいは憎悪した事例もあり、「性的虐待順応症候群等に見られる抑圧や表面的な適応が、安全な環境に置かれたことによって解放され、精神症状が顕在化した子どもも含まれる」という指摘がなされている。ここには、これまで隠し・隠されてきた被害事実が社会的に発覚・暴露されたことによる回復・回避不能な事態に直面化したことを自覚・体験したことに起因して、各種心身・行動上の症状が発生・顕在化したという見方もあるだろう。そして、特筆すべき点として、性器・口腔・肛門性交などの侵襲性の高い重篤事例では、関与前に子どもに見られる症状が少なかった(38 事例中 26 事例に各種症状が確認されなかった)ことが指摘されている。重篤事例に見られる無症状の子どもについては、「児童期では日常生活を切り抜けることに精一杯のため症状が潜在化し、自分が何をされていたかについて、子どもの理解が進むにつれて傷が深まり、思春期以降に深刻な心身や行動・対人関係上の深刻な障害が顕在化する」といった複雑性 PTSD 症状を引き合いとし、「現在の症状がない = 問題がない」が適切な理解ではなく、「むしろ非常に心配な状況、心身の極寒状態にある」と読み取るべき旨が述べられている(神奈川県中央児童相談所, 2018)。

介入前後に症状が呈示されない無症候性の子ども(asymptomatic child)は、国外の研究でも存在が確認されており、その予後の深刻さが懸念されている(岡本, 2008)。問題の発覚前後にかかる対応の留意点として、顕在的な症状の有無に拘らず、その予後の重大性をあらかじめ認識し、長期的なケア体制をどのように組んでいくかが重要であると言えるだろう(岡本, 2008)。

3.3.4.10 非行、再犠牲化、加害への転化

子どもの性被害と非行は、多くの研究で両者の関連性が指摘されてきた。橋本(2004)は、性的虐待を受けた子どもは、自己イメージの悪さや自分を大切に思えないという特徴があるといったことを踏まえた上で(性被害によるトラウマ認知と心理・行動様式は 3.3.4.5 節 表 3.3 を参照)、それが自傷行為、薬物依存型非行、性的逸脱型非行(検討委員注釈: 具体的には、性的搾取被害関連行動、自己破壊的性行動、性的問題行動等に細分化して読み替えてゆく動向もある)に向かわせることがあり、特に思春期の女児にその傾向が強いことを指摘している。

性被害と非行に関する知見は、非行領域の研究からも数多く報告がなされてきており、非行・犯罪少年における性被害(あるいはネグレクト・心理的・身体的虐待)の被害率は、一般対照群と比べて男女ともに高い(法務総合研究所, 2001; 2002; 2003)ことが基本認識となりつつある(富田ら, 2018)。

また、対象集団が 2300 名を超える少年院在院者の被害経験に関する調査では、女児における家族からの性暴力被害が、直接接触被害で 15.3%、性交被害で 4.8%となり、家族以外からの性暴力被害では直接接触被害が 69.0%、性交被害で 68.6%に上っている。一方、女子少年院在籍の 71 名および児童自立支援施設に入所している 197 名(12 歳から 21 歳 : 平均 16 歳)を対象とした調査では、「強姦被害」者は 6 割を超え、8 割強が「身体を触られた」などの接触型性被害を受けていたとされる(藤岡他, 2006)。同調査では、被害児童の 75%が孤独感を感じており、7 割は自己肯定感が低かったことも報告されている。非行内容については、家出が 9 割を超え、75%に自傷経験があり、飲酒・喫煙は 95%以上、薬物乱用は 54%にみられた。売春については 7 割の者が経験していたとされる。

また、少年鑑別所入所中の男女少年 241 名、少年院収容中の男女 50 名、対照群として公立高校の生徒 316 名に対する松本(2009)の調査では、少年鑑別所入所中の少年と少年院収容中の少年を合わせ、男子少年 291 名の 9.3%に強姦被害が認められ(対照群は 0.6%)、女子少年では 56.7%に被害が認められた (対照群は 4.3%)。こういった非行少年(男女含む)における性被害率の高さについては、矯正施設内での同性被収容者からの性被害の可能性や、以前に入所していた児童養護施設等での性被害の可能性などが指摘されている(松本, 2009)。そして、非行性・犯罪性・社会逸脱傾向が重篤な集団になるにしたがって、その集団における性的虐待の被害経験率が高いということから、性被害体験が様々な非行・犯罪のリスク要因であると捉えられている(松本, 2009)。

過去の性被害が、性被害を含む将来の様々な被害につながることは、経験的にも広く認識されており、「再犠牲化(revictimization)」と呼ばれる(佐野他, 2002)。3.3.3.2 節から 3.3.3.5 節に示したトラウマの動的影響を考慮すれば、ここには、過去の被害経験を通じて、性に対する歪んだ認識の獲得やトラウマ症状等の苦痛が発生し、苦しみからの回避や親密な関係を求める際に被害的な関わりを行なってしまうといった背景要因をうかがうことができる。

再犠牲化は、海外でも多くの研究で確認されており、思春期から成人以降の性的搾取、親密圏内の暴力(Initimate Partnar Violence: IPV)あるいは家庭内性暴力被害につながりやすいといわれている(Afifi et al., 2009; Chan, Yan, Brownridge, Tiwari, & Fong, 2011; Coid et al., 2001; Daigneault, Hébert, & McDuff, 2009; DiLillo, Giuffre, Tremblay, & Peterson, 2001; Messman-Moore & Long, 2000; Ports, Ford, & Merrick, 2016; Capaldi, Knoble, Shortt, & Kim, 2012)。なお、再犠牲化は女性に限ったことではない(e.g. Hébert et al., 2017)。

また、性的虐待を受けた場合、意図的にも、無意図的にも性加害行為の再生産につながるといわれている(Shultz, 2005)。無意図的な加害には、低年齢児に見られる過去の模倣行為(性化行動)によるものや、被害を通じて性的行為に対する誤った認識(加害性認識の欠如)を持つことによる問題などが想定される。特に男児の被害は他児に対する(性的)加害性の亢進につながることが指摘されている(Nyman et al., 1995; Lisak et al., 1996; 杉山, 2007; 山本, 2010, 厚生労働省, 2020b)。加害の形態には、子ども間での性暴力、「デート DV」などを含む親密圏内での暴力、性犯罪、将来的な性虐待加害への転化などが想定される(厚生労働省 2020b; Finkelhor, Ormrod & Chaffin, 2009; Finkelhor et al., 2014; Jung et al., 2019)。

性暴力被害には、再生産性があることから、子どもへのケアを通じた再犠牲化や加害への転化などでの再発を予防する取組が必要であることは明らかである(Pollio et al., 2011)。しかし、これらに寄与すると考えられる因子として、研究上指摘されているものは(リスク要因の多さと比較して)少ない(Worling & Langton, 2015)。予防的支援や治療的介入の対象として想定されているのは、(1)子どもの共感性の発達支援、(2)レジリエンスの強化、(3)性に関する適切な知識の獲得、(4)トラウマ関連症状の緩和などである(Smallbone, 2008; Tharp et al., 2013; Worling & Langton, 2015; Letourneau, 2009; Letourneau, 2013)。共感性の成長・発達を支える関わりや情緒的な強さ・レジリエンスの獲得は、性犯罪予防の基本要素であると考えられており(Worliing & Langton, 2015)、性犯罪の一部は、性に関する知識がないゆえに生じる「無知の犯罪」であるともいわれている(Letourneau et al., 2017)。そして、性被害に起因するトラウマ関連症状(心身症状だけでなく歪んだ認知様式なども含む)は、苦痛からの解放や「自らを大切にできない」という背景理由を経て物質濫用に至る媒介要因でもあるとされる(Sanders et al., 2018)。トラウマ焦点型認知行動療法(Trauma focused Cognitive behaviour therapy: TF-CBT)による当該関連症状への介入によって、不適切な性行動の減少や二次被害の防止につながると考えられている(Pollio et al., 2011; Sanders

et al., 2018)。このとき、トラウマ症状の緩和には母親(非加害親)や友人の情緒的支援が果たす役割も大きく、ソーシャルサポートの有無が治療効果に影響を与えるといわれている(Hébert et al., 2014)。

3.3.4.11 長期的影響・二次障害・(複雑性)PTSD とその治療

小児期の性被害の影響は変化に富み、その範囲は長期にわたる僅かな影響から破局的な精神疾患まで及ぶと言われる。比較的影響の少ない事例に関しては、性被害の内容が多様なことや「育っていく中でケアをされる」ことなどの幾つかの因子が関与していると考えられるが(岡本, 2008)、「性被害がもたらす長期的な影響は深刻」と捉えるのが基本的な理解である。例えば WHO は、その長期的な影響を含めて、児童性的虐待が国際疾病負荷に多大な影響を与えるリスク要因の一つであるとしている(Mathers, Stevens, & Mascarenhas, 2009)。

子どもの性被害が、高年齢化あるいは成人になって以降にまで与える長期的な影響には、本邦の研究においても様々な内容が報告されている(石川 2001; 内山, 2003 など)。例えば、持続的なトラウマ症状(内山, 2003)、自己評価の低下や自己像の歪み、対人関係の問題、適切な感情表現の困難さなど(岡本, 2008)、複雑性 PTSD(WHO, 2018)の中核症状として捉えられる諸症状を中心に、解離性障害などの他の精神疾患(家族機能研究所,2000; 杉山, 2008)や身体疾患に見られる諸症状(岡本, 2008)、経済的問題 (石川, 2001)などを含めた社会生活の困難が認められている。

複雑性 PTSD とは、長期継続的なトラウマ体験から生じる症状を説明するものとして臨床的有用性が認められ、WHO による国際疾病分類(ICD)の第 11 版(Version for Implementation)でその定義が明確化された精神疾患の一種である(WHO, 2018: ただし、発効は 2022 年)。最も一般的には、「逃れることが困難もしくは不可能な状況で、長期間・反復的に、著しい脅威や恐怖をもたらす出来事に曝露された後」に出現する症候群であり、反復する小児期の身体的虐待や性的虐待が被害体験の一例に挙げられている。PTSD 諸症状に加えて、(1)感情調節機能の異常、(2)トラウマ体験に関する恥辱・罪悪・失敗の感情を伴った自己卑下・挫折・無価値感などの否定的自己像、(3)他者と持続的な関係を持つことや親近感を感じることの困難さといった対人関係の障害が中核症状とされる。性被害による深刻な予後を代表する疾病として、今後も継続して認識が広まってゆくものと考えられる。

国外の研究においても、小児期の性被害は様々な精神疾患や心理社会的問題、身体疾患のリスク要因であることが指摘されている。観察研究を対象とする系統的レビューとメタ分析によれば(Hailes et al., 2019)、子どもの性被害によって生じる二次障害として、統合失調症(Odds Ratio(OR) = 1.4, 95% Confidence Interval(CI)[0.8, 2.3])と身体表現性障害(OR[95%CI] = 0.8[1.9, 4.5])については、明確なエビデンスが認められないとするものの、無防備な性交(unprotected sexual intercourse, OR[95%CI] = 1.2[1.1, 1.4])、将来的な性産業への関与(sex

work, OR[95%CI] = 1.5[1.2, 2.0])、複数人との性的関係を持つ(sex with multiple partners, OR[95%CI] = 1.6[1.2, 2.1])、物質濫用(substance misuse, OR[95%CI] = 1.7[1.2-2.4])、自殺企図(suicide attempts, OR[95%CI] = 1.9[1.7, 2.1])、成人後性被害での再犠牲化(adult sexual revictimization, OR[95%CI] = 1.9[1.5, 2.3])、 子どもに対する性犯罪への関与(sex offending against children versus adults, OR[95%CI] = 2.0[1.4, 2.9])、自傷行為(non-suicidal self-injury, OR[95%CI] = 2.3[2.1, 2.7])、性犯罪への関与(sex offending versus non-sex offending, OR[95%CI] = 3.4[2.3, 4.8])、摂食障害(eating disorders, OR[95%CI] = 2.2[1.8, 2.3])、心的外傷後ストレス障害(post-traumatic stress disorder, OR[95%CI] = 2.3[1.6, 3.4])、抑うつ・大うつ病性障害(depression, OR[95%CI] = 2.7[2.4, 3.0])、不安障害(anxiety, OR[95%CI] = 2.7[2.5, 2.8])、境界性人格障害(borderline personality disorder, OR[95%CI] = 2.9[2.5, 3.3])、転換性障害(conversion disorder, OR[95%CI] = 3.3[2.2, 4.8])、肥満(obesity, OR[95%CI] = 1.4[1.3, 1.6])、HIV 感染(HIV, OR[95%CI] = 1.5[1.2, 2.0])、疼痛症(pain, OR[95%CI] = 1.6[1.5, 1.9])、線維筋痛症(全身性慢性疼痛症, fibromyalgia, OR[95%CI] = 1.9[1.4, 2.8])などが挙げられている。

トラウマ関連症状(性被害だけではない)に対する治療的支援に関しては、例えばトラウマインフォームドケア(Trauma-informed care: TIC, e.g. SAMHSA, 2014)が、国内での導入・実践への整備が進んでいる一つの枠組みとなる(例えば、川野, 2018; 野坂, 2019)。国外では、上述のトラウマインフォームドケアの他(e.g. Department of Health and Social Care, UK, 2018)、様々な治療の試みが展開されている。中でも、トラウマ焦点型認知行動療法(TF-CBT, Cohen, 2006)は、「十分に確立された治療」(Chambless, 1998; Chambless et al., 1996)として認められている唯一の方法とされている(Gillies et al., 2012)。他にも、学校を拠点とした集団認知行動療法は、「おそらく効果がある」と考えられており、「効果がある可能性がある」他の心理療法として、家族療法やクライエント中心療法、PTSD のための認知行動療法、EMDR や親子への心理教育などの 7 つが挙げられている(Gilleies et al., 2012; Silverman et al., 2008; Kataoka et al., 2003; Stein et al., 2003; Cohen, 1998; Cohen, 2004; Dorsey, 2011; King et al., 2000)。

しかし前述したように、子どもの性被害に併存する問題はトラウマ症状だけに限らず、被害内容にも様々な逆境体験が随伴する(Finkelhor, Ormrod & Turner, 2007; Flitti et al., 1998; Saunders, 2003)。特に家庭内性暴力では、子どもの罪悪感が強いことや、言語的開示のためらい、加害者との分離によって経済的な困窮が発生するなど様々な要素によって、トラウマ症状への治療効果が得られにくい(効果が小さい)とする報告もある(Hetzel-Riggin, Brausch & Montgomery, 2007; Murray, Nguyen & Cohen, 2014)。こういった複合的な課題を持つ子どもの性被害に対して、TF-CBT、グループセラピー、個人セラピー、EMDR、ヨガ・瞑想、芸術療法、音楽療法、文化活動、レクリエーション、アニマルセラピーなどの 10 種の複合的な集中ケアプロ

グラム(“Be Brave Ranch”)を構築し、その効果を検証する流れも出てきている(Reeson et al., 2020)。

当該知見からも十分に了解されるとおり、子どもの性被害に対するケアには高度な専門技術が求められるとともに、専門的治療が提供される場合であっても、各種症状の改善や二次障害の予防は決して容易ではない。

3.3.4.12 世代間連鎖

Hailes et al. (2019) でも指摘されるとおり、小児期の性被害は、子どもに対する将来的な性加害のリスク要因であるとされる。子どもの被虐待体験が長期予後に影響し、被虐待歴のある大人の子育てに病理的に反映して次世代への虐待を生み出してゆく様式を「世代間伝達(intergenerational transmission)」といい(Steele& Pollock, 1968)、その結果生じる、虐待という問題の世代を超えた連鎖を「世代間連鎖(cycle of abuse)」という(Helfer, 1980)。

虐待の世代間連鎖は、1980 年代から疫学的検証が行われ、中でも性的被虐待歴が 46%の最悪の連鎖率を持つ(身体的虐待 34%、ネグレクト 38%)とされてきている(Egeland, 1988; 鷲山, 2019)。また、貧困や年齢、人種等の影響を統制した前向きコホート研究においても、世代間連鎖の存在が確認されている(Widom, et al., 2015)。ただし、重々指摘されるとおり、世代間連鎖は「必ずそうなる」といった運命論ではなく(Kaufman & Zigler, 1987)、性虐待の被害歴があっても適切な養育ができている例(Egeland, 1988 では 8%)を例証とし、(1)虐待的でない大人からの情緒的なサポートを子ども時代にうけとることができた体験や、(2)時期や種類を問わず 1 年以上の期間の治療を受けたこと、(3)安定した情緒的支えになる配偶者の存在などによって次世代への連鎖が防止されるとして、予後改善のための支援の重要性が指摘されている(鷲山, 2019)。

3.3.5 子どもの家庭内性被害に関するアセスメント指標について

児童虐待対応におけるアセスメント指標には、国内外を含めて多様なものが存在する(例えば、厚生労働省, 2017; Mickelson, T. et al, 2017)。「障害児は児童虐待の子ども側のハイリスク要因である」(一般社団法人子ども虐待防止学会, 2020)と形容されるなど、アセスメントの対象は子どもの特性から世帯情報まで幅広い。

子どもの家庭内性被害に特化したアセスメント観点として、本邦では児童相談所や学校・保育園等に向けた対応ガイドライン(山本ら, 2011)に掲載された記述項目などが広く利用されている。これらのアセスメント指標は、いずれも「記載された性被害等の事実に該当するか」あるいは「性被害等が疑われる状況に該当するか」といった「事実を確認する」という側面に力点が置かれていることが多い(当然、様々な対応・意思決定を講じる上で必須の機能である)。しかし、ここまで述べてきたとおり、子どもの性被害は事実が表面化することが少ない。したがって、子どもの性被害に

関するアセスメント指標には、「被害事実を確認する」ことに加えて、「被害の可能性を推測する」機能が求められることになる。

本邦においても、性被害の可能性を予測するためのアセスメント指標を開発する試みはいくつか実施されている。ここでは、前述した性的虐待対応のガイドライン(柳澤ら, 2011)に記載された関係情報の収集と評価に関する基本思想を踏まえた上で、児童相談所と市区町村での利活用を想定した児童虐待対応のためのアセスメントツール(厚生労働省, 2020a)と、性被害を受けた子どもに比較的特異的に見られる性化行動に関するアセスメントツール(Friedrich et al., 1991; 藤澤・西澤, 2006)に関する知見を整理し、より的確に被害の可能性を見抜いて行くための観点を概括する。

もちろん、性被害のアセスメントには、「ツール」のような簡易的形式に記述される視点にとどまらず、事例の文脈に応じた微細な変化を捉えるような臨床的視座が不可欠である。より精度の高いアセスメントを様々な場面で実現してゆくためには、臨床で得られる「知恵」と表現すべき潜在知見を収集し、数量的な検証を伴いつつ、それらを理論的に整理してゆく必要もあるだろう。例えば、性被害を受けた子どもの絵画には、露骨な性的描写を代表として、性器の隠蔽(故意に物体や手などで隠す)、性器の不自然な省略、体の中央部分(胴体)の省略、描画対象の相手が異なる性別になっているなどの特徴があるとされる(Peterson & Hardin, 1997; 津波古・安宅, 2001)。診療場面では、子どもが妊娠してきたときに、父親がついてきたときは見張りのためについてくることがあるため気をつけたほうがいい(奥山, 2005)といった視点もあるだろう。何らかの「口止め」が行われている可能性を感じとった時には、性的虐待の可能性を疑わせるものとして捉える視点も不可欠である(奥山, 2005)。学校や子どもの生活施設等において、衣服を脱ぐことへの極端な不安や抵抗は(身体的虐待だけでなく)性的虐待も疑わせる。上の服を下に下げて脱がせないように抵抗することもある。トイレを怖がり始め、夜尿が始まるといった場合も性被害が疑われる(奥山, 2005)。重篤な事例ほど各種症状が表面化しにくい (神奈川県中央児童相談所, 2018)ことを踏まえれば、常に「明確なサインがあるとは限らない」という前提から、慎重に子どもの振る舞いを観察する必要がある。

3.3.5.1 子どもの性被害に対するアセスメントの基本理解と代表関連指標

国外の臨床ガイドラインによれば(Seshadri & Ramaswamy, 2019)、性被害の疑いに関する確証レベルには 6 つの段階があり、その最も上位に「子どもからの開示」があげられている(図 3.6)。

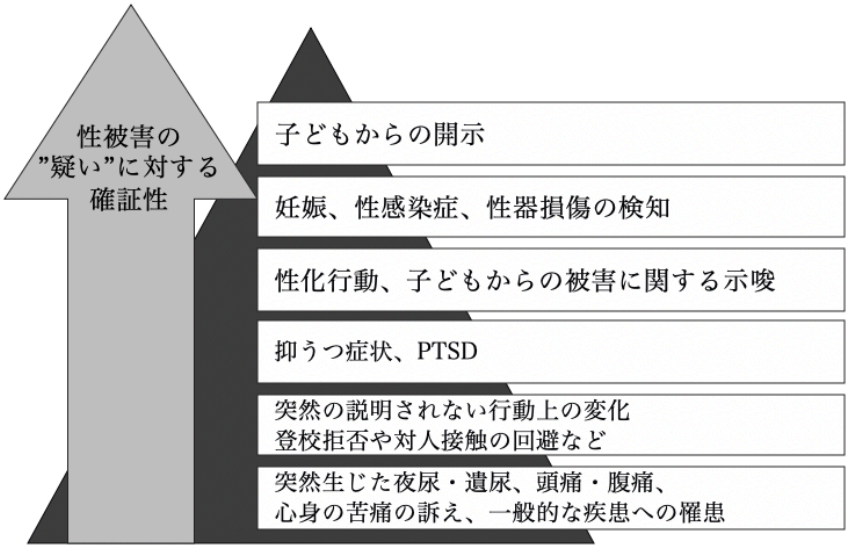


図 3.6 性被害の疑い関する指標と水準

(Seshadri & Ramaswamy, 2019, Figure1 より、執筆者による翻訳・引用作成)

図 3.6 に示された被害を疑わせる内容の水準は、あくまで概論的整理となるが、その最も重要な情報源が「子どもからの開示」にあるという点は、子どもに関わる多くの関係者が認識したいポイントである(部分的開示やほのめかしであっても重要な意味を持つ・慎重に扱う必要がある)。行動上の変化や心理症状などの個別詳細な情報については、国外の文献にもいくつか整理されているが(例えば, Seshadri & Ramaswamy, 2019)、この点については、本邦の各種ガイドラインがより詳しい。

柳澤ら(2011)による学校や保育園等の関係機関、そして児童相談所における性的虐待の対応ガイドラインでは、まず、子どもの性被害の事実や疑いに関する最も初期のアセスメント情報(被害のサイン・子どもの開示等)を扱う上での基本姿勢がまとめられている。その核心を援用するとすれば、(1) 子どもの性被害における加害者は養育者に限定されず、きょうだいや同居人など子どもの生活圏内の多くの人物に加害者としての潜在的可能性があること、(2) 子どもは加害者からの心身への支配・操作に取り込まれ被害認識自体を持つことが困難な場合も多く、被害が明らかにならないよう口止めや情報工作がなされている場合があること、(3) 子どもの告白・証言以外によって他の人間が被害事実を知る可能性は低く、かつ、目撃や客観的証拠性が乏しいため、些細な兆候の発見から問題へ関与し即座に解明を開始する必要があること、となるだろう。これらを踏まえた上で、性被害の兆候や被害事実を認識する上での目安となる項目が 5 つの区分で紹介されている(表 3.4)。

表 3.4 子どもの性被害(家庭内性暴力)とそれを疑わせる内容

(『子どもへの性的虐待・家庭内性暴力の初期対応手引き』(柳澤・玉井・山本, 2011)より、本稿執筆者が抜粋して作成。詳細は当該ガイドラインを参照のこと)

Ⅰ. 明らかな性的侵害行為にあたること	(1) 子どもへの性交、性器を口や肛門に入れる/入れさせる、口で性器や肛門に触れる/触れさせる等の性的暴行およびそうした性的行為の強要、教唆など。 (2) 性器を触る又は触らせる、舌を使ったキスや胸や下半身などプライベートゾーンへの接触、あるいは触らせるなどの性的暴力、またそうした性的行為の強要・教唆 (3) 性器や性交を子どもに見せるポルノ情報を見せる・聴かせる、目に触れるところに放置する。 (4) 子どもをポルノグラフィーとなり得る画像等の被写体などにして記録を作成する。
Ⅱ. 性的侵害を疑わせること(子どもの表現)	(1) エッチなことをしてくる。 (2) 体を触りにくる、体を触られる、なでられるのがイヤ、なめたりする等の不快接触 (3) 体を触らせられるのがイヤ (4) お布団に入ってくる。 (5) 服を脱がされる、裸にされるのがイヤ(場面不明で) (6) キスをされるのがイヤ (7) 息を吹きかけられる(フゥ~ッとかハァ~ッ等とされる)のがイヤ (8) エッチなビデオ・DVD を観せられる、横で観ている音が聞こえる。 (9) 抱きつかれるのがイヤ、くっついてくるのがイヤ (10) 写真撮られる、映されるのがイヤ(場面・内容不明で) (11) (子どもの見ているところで)エッチしている、見せられる。 (12) (性交渉とは限らないが)エッチなこと、ところを見せられる。
Ⅲ. 性的侵害の潜在可能性がある、あるいは発生予防上指導しなければならない状態をうかがわせること	(1) 異性の保護者がお風呂に入ってくる、一緒にお風呂に入る(年齢要件子どもの違和感を考慮)。 (2) 風呂で体を洗われる、相手の体を洗う(内容不明確)。 (3) 年長の異性が裸でうろうろする、性器が見えている。 (4) 裸をのぞかれる(風呂やトイレ、着替えなど)、お風呂をのぞかれる(疑いを含む)。 (5) 下着を触られる、盗まれる(疑いを含む)。

	(6) 部屋をこっそりのぞかれる、子どもの衣服・持ちものをこっそり触りにくる、持ち出す(疑いを含む)。
Ⅳ. 性的被害の潜在可能性がある子ども自身の問題行動	(1) 子ども自身が露骨な性的行為を遊びとして他の子どもや大人に仕掛ける(正常な発達としての性的な遊びから逸脱した行為)。 (2) 過剰で強迫的なマスターベーションを時には人前でも行う(ストレス性の問題による場合もある)。 (3) 急激な行動変化としての家出、夜間徘徊と性的問題行動の出現
Ⅴ. 性的暴力の目撃・問題事実	(1) 何らかの性加害―被害場面や行動・行為の直接目撃(行為そのものの目撃でなくとも、明らかに異常な事態をうかがわせる場面の目撃も含む) (2) 加害者の携帯電話やパソコンなどに子どものポルノ画像がある。 (3) 何らの性非行や性的問題行動が認められていない子どもの妊娠や性病感染

表 3.4 に示された被害事実・被害を疑わせる事実確認のための記述項目は、関係機関が具体的な対応を検討する上で有用となる。さらに、柳澤ら(2011)では、子どもの性被害の発生・併存を疑うための代表的なサイン(指標)も提示している。表 3.5 に引用して示す。

表 3.5 子どもの性被害の兆候(被害児童に見られる症状や行動)
(『子どもへの性的虐待・家庭内性暴力の初期対応手引き』(柳澤・玉井・山本, 2011)より、本稿執筆者が抜粋して作成。◎などの記号は注釈を参照。ただし、空白は参照元に例としての記載がなかっただけであって、被害児童に見られない特徴であるといったことは意味していない。詳細は当該ガイドラインを参照のこと)

症状や行動	乳幼児	小学生	中学生・高校生
妊娠・出産		◎	◎
性器周辺にただれや外傷などが見られる	◎	◎	◎
年齢に合わない性的な言動、自慰行為が見られる	◎	◎	◎
異性への過度な興味や接近	◎	◎	
異性への過度な恐怖	◎	◎	◎
STDs(性感染症)がある	◎	◎	◎
身体接触を過度に求める、じっと抱かれずに体をこすりつける	◎		
風邪症状がないのに咽頭痛を訴える	◎	◎	
性的逸脱行動(異性との接触や交友を好む、テレクラなど)			◎

性被害に遭いやすい傾向にある			◎
性に対する拒否や否定的行動が見られる			◎
落ち着きがなくじっとしていない	△		
反抗的だったり、乱暴だったりする	△		
家に帰りたがらない	△		
夜尿・頻尿など排泄面で問題がみられる	△	△	○
ガツガツ食べる、隠れて食べるなど摂食面で問題がみられる 中学生/高校生では過食や拒食など摂食に関する問題が見られる	△		△
興奮しやすい、気分のムラが激しい	△	△	
集中力がない	△		
睡眠障害		○	○
自傷行為や自殺念慮がある		○	○
不登校		△	△
無気力		△	△
不安		△	△
うつ状態がある			△
腹痛・頭痛などの身体症状を訴える		△	△
家出・徘徊を繰り返す			○
解離症状が見られる			○
盗みや万引き・シンナーなどの非行が見られる			△
反抗的・乱暴である			△
虚言がある			△
対人面での過敏がある			△

◎: かなり疑わしい、通常は見られない

○: 疑わしい、しばしば性暴力被害が背景にある

△: 性暴力被害を含む不適切養育環境にある子どもがしばしば示す特徴

「子どもの性被害はあまりに身近な問題である」という認識のもと(Cromer & Goldsmith, 2010)、当該観点に含まれる所見が得られた場合には、性被害の可能性を考慮した対応が求められる。

3.3.5.2 統計的アプローチによる性被害の関連指標

柳澤ら(2011)の示した家庭内性暴力被害を受けた子どもに見られる被害のサイン(表 3.5)は、これまでの調査・研究・臨床報告で得られた知見を整理し、関係機関が観測可能な代表例を示したものと考えられる。近年では、性被害に対する概念的関連性や特異性だけでなく、「より周辺的な情報も活用した統計・解析的なアプローチ」による性被害の予測指標も研究されてきている(厚生労働省, 2020a)。性被害との直接的な関連性を扱うだけでなく、非特異的な指標の組み合わせから、性被害の発生予測に対する特異性を検出する試みも実施されており、児童相談所や市区町村での通告受理段階で得られる部分情報から、子どもの性被害の発生・併存を予測するといった取組への貢献が期待されている(厚生労働省, 2020a)。表 3.6 は、当該研究結果(厚生労働省, 2020a)から、「項目に該当しなかった場合の性被害の併存率に比べて、項目に該当した場合の性被害の併存率が何倍大きいか」を示す指標(リスク比)を中心に、性被害との関連性が示唆された項目を抽出・整理したものである。これまでに指摘されてきた代表的な兆候だけでなく、他の虐待行為・状況や、養育者の様子、障害等を含めた子どもの所見などが抽出されている。

表 3.6 虐待相談事例における性的虐待(疑いを含む)の併存が懸念される関連項目
厚生労働省(2020a)『アセスメント項目情報リスト』を元に作成。事例の基本情報(子どもの性別や虐待者種別など)を除いたアセスメント項目の結果を記載。

	区分	関連項目	推定 リスク比	多変量解析	児童相談所:初期調査情報 取得可能性(中央値)※	児童相談所:訪問調査情報 取得可能性(中央値)※
1	虐待行為(DV・面前暴力)	養育者が刃物や武器を使って家族を威嚇する	4.2 [1.2, 8.5]		62	75
2	虐待行為(行動制約・強要)	(学齢時に対して)養育者が子どもに常識はずれの門限を決めている	5.2 [2.0, 9.7]		50	80
3	虐待行為(行動制約・強要)	子どもの意思に反して幼稚園・学校等に登園・登校させない	4.4 [1.7, 8.1]		51	80
4	虐待行為(行動制約・強要)	養育者による、学業成績や家庭学習・塾の無理強いがある	5.0 [1.6, 9.9]		50	75

5	虐待行為(身体所見・暴力)	子どもに、服などで隠れた部分の怪我がある	10.0 [3.5, 17.5]		50	77.5
6	虐待行為(身体所見・暴力)	子どもに対する養育者のサディスティックな行為がある(養育者は楽しんでいる)		●	25	50
7	児童所見(虐待を疑わせる様子)	(△) 子どもが服を脱ぐことを極端に嫌がる	1.5 [0.7, 2.7]		30	70
8	児童所見(障がい・持病)	(△) 子どもの発達障害(疑い含む)	1.7 [0.7, 3.1]		75	75
9	児童所見(身体所見)	(△)子どもに栄養障害・体重増加不良・低身長がある	2.6 [0.7, 5.4]		77.5	100
10	児童所見(身体所見)	(△) 子どもに極端な体重の増減がある	1.6 [0.7, 2.7]		75	75
11	児童所見(生活所見)	子どもが給食以外の食事を食べていない	12.4 [2.1, 23.0]		50	80
12	児童所見(生活所見)	(△) 子どもに食べ物への異常な執着がある	2.6 [0.6, 5.7]		55	75
13	児童所見(精神症状・身体化)	(△)子どもに夜尿・遺尿・遺糞がある	2.2 [0.9, 4.0]		25	75
14	児童所見(精神症状・身体化)	子どもが悪夢を見たり、睡眠障害(入眠困難・中途覚醒等)を訴える		●	40	60
15	児童所見(対人関係)	子どもに異性への恐怖または過剰な接近がある		●	50	75
16	児童所見(対人関係)	子どもが、保育士や学校教職員を独占しようとする		●	75	90
17	児童所見(対人関係)	子どもが養育者に懐かない	2.3 [1.3, 2.6]		67.5	75
18	児童所見(養育者への態度)	子どもが養育者に過度に従順な態度をもつ	2.1 [1.0, 3.8]		50	75
19	養育者所見(育児負担・不安・能力の低下)	養育者が、精神的な問題から適切な育児ができない状態が継続している	3.7 [1.4, 6.9]		50	75

20	養育者所見(育児負担・不安・能力の低下)	養育者が子どもの育てにくさを感じている	2.9 [1.2, 5.3]		50	85
21	養育者所見(児負担・不安・能力の低下)	(△) 養育者に育児ノイローゼ・子育ての過度な負担がある	1.8 [0.7, 3.6]		50	75.5
22	養育者所見(虐待に関する認識・態度)	(△) 虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する・認めない	1.4 [0.8, 2.1]		40	100
23	養育者所見(虐待に関する認識・態度)	虐待者が、虐待行為を正当化している	3.5 [1.0, 7.3]		27.5	83
24	養育者所見(虐待に関する認識・態度)	非虐待者に、虐待者をかばう行為が見られる	3.1 [1.4, 5.5]		50	80
25	養育者所見(虐待に関する認識・態度)	虐待者以外の養育者に虐待の認識がない、または虐待者側の立場をとる		○	25	80
26	養育者所見(支援の受け入れ・関係機関への態度)	いずれの支援機関・関係機関も、養育者と連絡を取ることができない(養育者が連絡を取らない)	3.4 [0.7, 7.6]		76	90
27	養育者所見(支援の受け入れ・関係機関への態度)	インターフォンを押しても出てこないなど、養育者や子どもへの接触が困難	7.1 [3.0, 12.4]		82.5	100
28	養育者所見(支援の受け入れ・関係機関への態度)	関係機関による支援・指導があっても、養育者の対応に変化がない・変化が見込まれない	4.3 [1.5, 8.4]		70	62.5
29	養育者所見(支援の受け入れ・関係機関への態度)	虐待通告を受けて養育者が傷ついている・プレッシャーを感じる様子がある	4.7 [1.6, 8.8]		27.5	75
30	養育者所見(支援の受け入れ・関係機関への態度)	養育者が、関係機関による援助の申し出やサービス利用の推奨を被害的に受け取る	4.0 [1.1, 8.3]		52.5	82.5

31	養育者所見(支援の受け入れ・関係機関への態度)	養育者が、現状解決されていない養育上の課題に対する解決方法を求めている	8.3 [1.3, 17.9]		50	75.0
32	養育者所見(支援の受け入れ・関係機関への態度)	養育者から園や学校への不自然な連絡や、園や学校を欠席する際に無連絡だったことがある	4.3 [1.4, 8.3]		75	100
33	養育者所見(支援の受け入れ・関係機関への態度)	養育者が医療に対して否定的な考えを示す、または、適切な治療を回避する	7.1 [1.0, 16.1]		57.5	75
34	養育者所見(支援の受け入れ・関係機関への態度)	養育者が園や学校の職員との接触、または連絡を避ける傾向にある	5.2 [2.3, 8.9]		80	80
35	養育者所見(支援の受け入れ・関係機関への態度)	養育者と、子どもの安全を目的とした話し合いができない(調査の目的や意図が理解できない、協力が得られない)	5.9 [1.9, 11.6]		32	90
36	養育者所見(支援の受け入れ・関係機関への態度)	養育者に、学校などへの一方的な非難や脅迫行為がある	8.4 [3.6, 14.3]		70	90
37	養育者所見(児童への態度)	(乳幼児の場合)子どもへの声かけが不自然、子どもへの関わり方が極端な自己流	2.6 [1.0, 4.8]		47.5	70
38	養育者所見(児童への態度)	(△)養育者が、年齢不相応に、身辺の自立を子ども自身に任せている	5.0 [0.6, 12.4]		37.5	75
39	養育者所見(児童への態度)	養育者が子どもの言動のすべてに関与したがる	5.6 [2.2, 9.9]		50	50
40	養育者所見(児童への態度)	(△)養育者に、パートナーへの怒りを子どもに向ける様子がある	3.1 [0.8, 6.6]		25	70
41	養育者所見(障がい・精神症状・身体化)	(△) 家庭に慢性的なうつ病等の精神疾患、または自殺の危険者がいる	2.9 [0.9, 6.0]		50	75

42	養育者所見(障がい・精神症状・身体化)	(△)養育者の自殺企図・親子心中の未遂・ほのめかし(死にたい/殺したい)がある	2.0 [0.7, 4.0]		50	67.5
43	養育者所見(性格・気質)	(△) 養育者が他者と安定した人間関係を持ちにくい	3.0 [0.9, 6.3]		50	75
44	養育者所見(生活態度)	(△) 子どものニーズよりも養育者のニーズが過度に優先される	2.4 [0.7, 5.1]		25	70
45	養育者所見(生活態度)	(△) 養育者の生活上の関心が、子どもではなく自分中心にある	1.6 [0.7, 3.0]		25	55
46	養育者所見(教育・価値観)	体罰容認など、養育者が暴力を是認する価値観を持っている	5.4 [2.2, 9.7]		32	75
47	養育者所見(教育・価値観)	養育者に、家族内の男女の役割に関するステレオタイプ(固定観念)がある	3.8 [1.6, 6.8]		25	70
48	養育者所見(教育・価値観)	養育者に、特異的と感じられる育児観や強迫観念に基づく子育てが認められる	9.3 [2.5, 17.7]		50	75
49	養育者所見(養育能力・知識・意思)	主たる養育者が、授乳や入浴などの基本的な育児ケアができない	3.7 [1.8, 6.3]		70	75
50	養育者所見(養育能力・知識・意思)	(△) 保健師や市区町村等の支援がなければ、養育者は継続的に適切な養育ができない	2.5 [0.8, 4.9]		60	77.5
51	養育者所見(養育能力・知識・意思)	(△) 養育者が児童の食事・衣服・学習用品など、必要な生活環境を整えていない	2.2 [0.8, 4.3]		75	85
52	養育者所見(養育能力・知識・意思)	(△) 養育者のうち少なくとも 1 人以上が、育児・養育を行う気が全くない	1.3 [0.7, 2.1]		50	62.5
53	養育者所見(養育能力・知識・意思)	(△) 養育者の子どもに対する(特に心身の痛みに対する)共感性が乏しい	2.0 [0.9, 3.4]		60	72.5

54	家族構成	子連れの再婚家庭・ステップファミリー	3.6 [1.6, 6.2]		82.5	100
55	家族構成	(△) 子どもの両親のどちらも、または、どちらかがいない/いなかった	2.1 [0.7, 4.2]		75	75
56	家族構成(外部の大人の出入り)	世帯内に、登録のない大人の出入り/居住がうかがわれる(母子世帯に成人男性の洗濯物が干されているなど)	9.9 [1.9, 20.0]		30	75
57	世帯情報(経済不安)	(△) 健康保険の未加入(無保険状態)	3.2 [0.9, 6.7]		75	100
58	世帯情報(経済不安)	(△) 電気・水道等のライフラインが停止している、または、停止することが頻繁に生じている	1.4 [0.7, 2.3]		60	75
59	世帯情報(経済不安)	(△) 養育者(生計者)の失業や転職が繰り返されている	1.6 [0.8, 2.6]		25	75
60	家族関係	養育者や子どもが、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をするかわからない」等の確信めいた不安や恐れを訴える	3.7 [1.1, 7.6]		50	75
61	家族関係	養育者等世帯内の大人が、「家族に殺されるかもしれない」という恐怖を訴える	2.5 [1.0, 4.4]		45	75
62	社会関係(養育サポート)	(乳幼児の場合)子どもの保育がない	3.2 [1.1, 6.1]		77.5	100
63	養育環境(改善意欲・展望)	(△) 支援を通じても、生活環境不良の改善が得られない	1.5 [0.7, 2.7]		75	80
64	転居・変化(変化)	(△) 子どもが理由または連絡なく登園・登校しない状態が 3 日以上続いている	2.2 [0.9, 3.8]		90	100
65	安全確認	(△) 安全確認のための子どもへの接近手がかりを得ることが困難である	1.9 [0.8, 3.5]		75	75

66	安全確認	(△) 所在不明のため子どもの安全が確認できなかった経緯がある	1.3 [0.7, 2.2]		52.5	75
67	初期情報(関係機関情報)	移管元や通告・相談元における重篤性の認識が共有されていない(書面のみによる連絡など)	2.9 [1.0, 5.6]	●	75	95
68	初期情報(関係機関情報)	子どもおよび養育者に関して関係機関から得られている情報が漠然としている	3.5 [1.4, 6.5]		50	72.5
69	妊娠・出産等	(△) 当該子どもの出産が予期せぬ妊娠・出産だった	6.2 [0.9, 14.4]		30	72.5
70	妊娠・出産等	(△) 母親が妊娠期にパートナーからの暴力を受けていた	1.6 [0.7, 2.8]		35	50
71	妊娠・出産等	(△) 乳幼児健診が未受診/未受診歴がある	2.7 [0.9, 5.4]		92.5	98.5
72	きょうだい情報	(△) きょうだいに虐待以外による相談歴・一時保護歴・措置歴等がある	1.6 [0.9, 2.5]		90	100
73	きょうだい情報	(△) きょうだいに虐待死・死因不明死・事故死情報がある	1.6 [0.8, 2.6]		80	82.5
74	その他	今までに経験したことのない事例	9.3 [2.5, 17.9]		10	72.5
75	その他	養育者や子どもの所在がわからない(連絡が取れなくなる)、またはわからなくなることが多い	4.2 [1.8, 7.5]		50	97.5

(△): 統計学分野で慣習的に設定される基準を満たしてはいないものの、リスク比が 1 以上の値をとる確率が、そうでない確率に比べて比較的高いと判断された項目を示す。

●: 正則化回帰モデルで選抜

○: 決定木分析で選抜

※ 情報取得可能性: 各組織の各対応段階で、「当該情報が、どの程度の割合の事例で取得可能か」について 0 から 100 で主観評定を求めたもの。

表 3.4 や表 3.5、表 3.6 に示されたような特徴を、「すべて同時に満たすような」子どもの性被害はおそらく存在しない。言い換えれば、性被害の発生機序や構造・家族内力動には様々なパターンがあることが想定される。本邦における子どもの性被害の類型を包括的に把握することができれ

ば、観測された部分情報からその他の手がかりを推論することができ、被害の早期発見に寄与するものと思われる。こうした推論を実現するためには、多面的な記録情報が必要となるが、当該取組があれば、本邦では未だその全貌が(言語化・数量化された知識として)記述されていない性被害の発生パターンを機械学習などの高度な解析技術で捉え、予測に活かそうとする試みにも援用することができる(Predictive Risk Modeling: リスク予測モデリング, 詳細は第 4 章)。一例として、厚生労働省(2020a)にて性的虐待(疑いを含む)を機械学習技術で予測する試みが実施されており、一定の予測性能が得られている。本事業では、厚生労働省(2020a)で扱われたデータを援用し、潜在する性被害を検出するためのより洗練化した機械学習モデルの構成と主要予測指標の抽出を行う(第 4 章 性的虐待予測モデルの構築とアセスメント項目選抜)。

3.3.5.3 性化行動・年齢にそぐわない子どもの性的行動のアセスメント指標

原則的には 2 歳から 12 歳頃までの子どもに限定されることとなるが、性被害を受けた可能性を比較的特異的に見抜くことが可能とされる性化行動に関するアセスメントツール(Child Sexual Behavior Inventory: CSBI, Friedrich, 1993)の研究も行われてきている。藤澤・西澤(2006)では、児童養護施設に入所する 6 歳以上の児童を対象として、性的虐待の被害が疑われる児童と対照群児童の CSBI 得点が比較されている。結果として、アセスメント指標の合計得点やいくつかの項目(静的虐待をうけた子どもに特徴的な項目, Sexual Abuse Specific Items: SASI)で対照群との差が認められ、指標活用にかかる有用性が示唆されている(ただし、サンプルサイズの不足から標準化までは行われておらず、観測率も部分的には参考値となる)。越智・福田(2006)や保坂ら(2009)が指摘するように、本邦のデータを用いた標準化(カットオフ値の設定)は、比較的低年齢の子どもにおける性被害を検出する強力なツールになると考えられる。表 3.7 に、性被害を受けた児童に特徴的に認められた項目等を引用して整理する。

表 3.7 性被害を受けた児童に特徴的とされる

Child Sexual Behavior Inventory の項目(Friedrich, 1993, 邦訳 藤澤・西澤, 2006 より)

全 37 項目のうち、対照群児童の 20%に認められる現象(一般的に発達上見られる性的行動, Developmentaly Related Sexual Behaviors: DRSB)を除き、かつ、対照群より 5%以上出現頻度が高かった項目を、性被害を受けた児童に見られる特徴項目(Sexual Abuse Specific Item: SASI)としている。詳細は藤澤・西澤(2006)を参照

項目		年齢群別 ○DRSB 該当項目 ●SASI 該当項目	
		6-9 歳	10-12 歳
1	異性の洋服を着る	○	
2	人の非常に近くに立つ	○	○
3	異性になりたいと言う	●	●
4	人前で性的部位を触る	●	●
5	手でマスターベーションをする		●
6	人の絵を描くとき性的部位を描く	●	●
7	母親や他の女性の胸を触ろうとする	○	○
8	おもちゃや物(毛布、枕、プラスチック製品)でマスターベーションする		
9	他の子どもの性的部位を触ろうとする	●	●
10	他の子どもや大人とセックスしようとする		
11	他の子ども・大人の性的部位に口をつける	●	
12	家(施設)で自分の性的部位を触る	●	●
13	大人の性的部位に触る	●	●
14	動物の性的部位を触る	●	
15	性的声(ため息・うめき・深い声)を出す	○	●
16	他の人に自分と性的行為をするように頼む		
17	人や家具に体を擦り付ける	●	●
18	性器や肛門に物をいれる		
19	全裸の人や裸の人を見ようとする	●	●
20	人形やおもちゃの動物がセックスしているようにする	●	●
21	大人に自分の性的部位を見せようとする	●	●
22	全裸の人や一部だけ衣服を身につけている人の写真を見ようとする	●	
23	性的行為の話をよくする	●	●

24	よく知らない大人とキスする		
25	大人がキスしたり抱き合うとびっくりする	●	
26	よく知らない男の人と過度に親しくなる		●
27	よく知らない他の子どもとキスをする	●	
28	いちゃついた話し方をする	●	●
29	嫌がっているのに他の子どもの衣服を脱がす(パンツをおろす、シャツを脱がす等)	●	●
30	全裸やセックスの TV や映画を見たがる	●	●
31	キスのとき自分の舌を相手の口にいれる		
32	あまりよく知らない大人と抱き合う	●	●
33	他の子どもに自分の性的部位を見せる	●	
34	誰か他の大人の衣服を脱がそうとする	●	●
35	異性に大変興味を示す	○	●
36	母親や他の女性の胸に口をつける	●	
37	同年齢の他の子どもよりも多くセックスについて知っている	○	

子どもの性的行動に関するアセスメントツールによって、性被害の完全な識別を行うことは困難であるものの、比較的高い精度で判別が可能であるとされている(越智, 2004)。学童保育内で性暴力の被害が疑われる子どもにマスターベーション行為が多く見られていたとする研究報告もあることから(谷野, 2010)、比較的低年齢の子どもの生活所見が得られやすい、保育・教育関係機関や社会的養護施設等での活用は有効であると考えられる。ただしその一方、中学生以降の子どもや、通告受理段階で性被害の可能性を検討する必要のある場面等では、異なるアプローチを検討する必要があるだろう。

なお、藤澤・西澤(2006)では調査対象とすることが叶わなかった 6 歳未満の子どもにおける性的行動・性化行動の例は、本邦においては実証的に検証されていないものと思われる。国外では、Kellogg, N. D., & Committee on Child Abuse and Neglect, American Academy of Pediatrics(2009)が 2 歳から 6 歳頃の子どもの性的行動と出現頻度に関する知見が紹介されているしている(表 3.8)。

表 3.8 2 歳から 6 歳頃までの子どもに見られる性的行動の例

Kellogg, N. D., & Committee on Child Abuse and Neglect, American Academy of Pediatrics (2009)より執筆者翻訳

健常発達の子どもにも共通する性的行動	【A】健常発達の子どもではあまり確認されない性的行動	【B】健常発達の子どもではほとんど確認されない性的行動	【C】健常発達の子どもでは滅多に確認されることのない性的行動
・(公私場面を問わず)自分の性器を触る、自慰行為を行う ・友達や新しいきょうだいの性器を見たり触ったりする ・友達などに自分の性器を見せる ・対人距離が近すぎる(すぐそばに立つ、体をくっつけて座る等) ・友達や大人の裸を見ようとする	・他の人に自分の体をこすり付ける ・キスをする時に口に舌を入れようとする ・友人や大人の性器に触る ・性行為に伴う動作を粗雑に模倣する ・性的行動の発生頻度は比較的少ないが、行為がしつこく、他人に迷惑をかける	・友達や大人に対して性的行為を要求する ・性器に何らかの物を入れる ・露骨に性交動作を模倣する ・動物の性器を触る ・他者に頻繁に迷惑をかける性的行動が認められる	・4 歳以上離れた子どもを巻き込んでの性的行動がある ・性的行動がほぼ毎日の様に認められる ・情緒的苦痛あるいは身体的苦痛をもたらす性的行動がある ・身体的な攻撃行動に付随して性的行動がある ・(他者を巻き込んだ性的行動に)強要が伴っている
・上記様行動が一過性であり、注意する・気をそらせば行動をやめる	・上記様行動が一過性であり、注意する・気をそらそうとするとある程度それに応じる	・上記様行動が反復継続し、注意する・気をそらそうとすると抵抗する	・上記様行動が反復継続し、注意する・気をそらそうとすると怒る・反発する

注) 原典に付記された、行動が観察された場合の推奨対応例

【A】性的行動の背景に想定される家庭環境等の状況・環境要因に関するアセスメントを推奨

【B】性的行動の背景に想定される暴力・虐待等の家庭状況に関するアセスメントを推奨

【C】関係家族全体および環境要因に関するアセスメントを実施し児童相談所等(原典 CPS)に通告

3.3.6 (子どもの)性被害に対する社会的偏見・誤解・二次的傷つき

ここまで、子どもの性被害に関する事例の実態や構造、外部から観察される特徴等について整理してきた。しかし、広く一般社会からは、実態とはかけ離れたイメージを持たれることが多いことも従来から指摘されてきている。社会的な偏見や誤解によって、被害児童が二次的に傷つき、関係機関への通告が妨げられるといった事態が発生するともいわれている。

性被害に関する誤解や偏見を代表するものとして、「レイプ神話」と呼ばれる社会的誤解がある(Burt, 1980)。当該概念に含まれる認識のあり方には、様々なものが挙げられているが、例えば、

岩崎(2000)では、「レイプとは、武器を持った、見知らぬ男(それも何らかの精神異常者)が、夜(真っ暗な裏とおりなどで)起こすもので、加害者の暴力とそれに対する被害者の抵抗、それらの結果として被害者が受ける深刻な怪我や争いを示す跡がある」といった典型的な(そして極めて稀に生じるような)イメージが紹介されている。ところが、実際には、女性の 74.0%および男性の 25.0%が何らかの被害経験を持ち、そのすべてが、「友人知人」や「恋人」などの「顔見知り」から被害を受けた"date/acquaintance rape(DAR)"の被害者であって、実態が典型イメージに当てはまらずに(岩崎, 2000; 小西ら, 2000)、かけ離れたものとなっている。

他にも、「派手な若い女性が性被害に遭う」、「女性が被強姦願望を持っている」といった被害女性に対するイメージが持たれる傾向が指摘され(例えば小俣, 2013)、さらに、被害者の服装の露出度や性格(Whatley, 1996)、伝統的なジェンダーの役割に違反する態度のある女性(Grubb & Turner, 2012)、「アルバイトのキャバクラ嬢」などの社会的属性を持つ女性(小俣, 2013)などは、「被害者側に過失がある」などと帰属・認識されやすいといった傾向があるとされる。

こういった誤った通念は、世界的にも問題視され、社会的な誤解や偏見に対して是正を求める声が上がっている。例えば、性暴力被害に遭った女性が被害時に着用していたのが、決して派手ではないジーンズやトレーナーといった普段着であることを伝える取組などもある（「性犯罪被害者を支援する”普段着のファッションショー”」 URL: https://predge.jp/99243/ Last accessed 2021.01.07)。社会的な偏見や誤解によって、二次的な被害リスクが高まり(Hackett et al, 2008)、PTSD の発症に影響を与える(Ullman et al., 2008)とも言われている。性被害に対する正確な知識の普及と啓発は、被害の早期発見だけでなく、二次被害を防ぐ上でも、重大な社会課題である。

3.3.7 子どもの家庭内性被害に対する関係機関対応について

家庭内性暴力の発見は、子どもからの開示や問題行動の兆候を受けた学校・幼稚園・保育所等、日常的に子どもに接する関係機関の通告に依るところが大きい。最も社会的距離の近い母親等の親族から通告が得られることは比較的少なく、「被害を訴えたら傷つけてしまうのではないか」といった背景心理から、近しい親族には開示がなされず、学校等の先生に相談したという例も多いといわれている(岡本, 2008)。通告がなければ介入が始まらず、通告が阻害されることによって被害の継続や悪化につながる可能性がある。

また、子どもからの開示だけでなく、性被害の可能性を積極的に考慮した日常的な対応・観察も子どもに接する支援者には求められる。性被害を受けている子どもは、開示前から何らかのサインを出していることが多い(岡本, 2008)。被害の早期発見には周囲の大人の鋭敏な目が必要であり、関係機関による通告までの初期対応が、子どもの安全を守る上で極めて重要な役割を担うと言える。しかし、子どもの所属現場で得られた開示に比べ、実際に通告されている件数が少ないという

指摘も兼ねてから存在する(玉井, 2010)。こういった「子どもの所属機関内での潜在化」も、相当数に上るものと考えられる。

本節では、子どもからの被害開示を一次的に受けうる関係機関の初期対応に関して、特記すべき原則と、潜在化に係る先行知見を整理する。学校・幼稚園・保育園等における通告までの具体的手続きに関しては、本節に記載する内容には不足があるため、必ず下記ガイドラインを参照して欲しい。

【子どもへの性的虐待・家庭内性暴力の初期対応手引き】
＜小学校・中学校・高等学校・特別支援学校教職員および放課後児童クラブ向け＞
http://csh-lab.com/3sc/wp/wp-content/themes/3sc/img/document/p_10.pdf

＜保育所・幼稚園の保育者向け＞
http://csh-lab.com/3sc/wp/wp-content/themes/3sc/img/document/p_09.pdf

子どもの性の研究健康会 HP
「性的搾取からの子どもの安全」(http://csh-lab.com/3sc/document/)より
柳澤・玉井・山本(2011). 厚生労働科学研究
「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究」による作成

【養護教諭向けの虐待対応手引き(性的虐待の初期対応に関する情報を含む)】
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08011621.htm (2020. 08. 01).

文部科学省(2007, 10 月). 養護教諭のための児童虐待対応の手引

3.3.7.1 子どもからの開示を受ける一次関係機関・支援関係者の対応原則と通告の重要性

性被害に限ったことではないが、子どもからの(部分的であっても)被害開示があった場合に被開示者が心得るべき事項がいくつか指摘されている。子どもが被害体験を語ったときの周囲の「寄り添って支えていく姿勢があった」場合と、「子どもを責めたり信じなかったりする」場合とでは、その予後に全く違う影響が出るとさえいわれている(岡本, 2008)。

性被害を受けた子どもは、「自分が悪い」といった自責の念を抱いていることが多い。「何で早く言わなかったの？」と、責め立てるような言葉や非言語的ニュアンスが子どもに伝わらないよう留意する必要がある(髙岡, 2016)。決死の覚悟で被害を開示した子どもを傷つけるだけでなく、以降、子どもがかたく口を閉ざしてしまう可能性もある。そして、子どもの話を否定したり疑ったり

しない、些細なこととして済まさない、冗談ではぐらかさない、うろたえない、開示を勇気あることとして真剣に受け止め、出来るだけ虐待者とは異なる性別の信頼を持てる人が話を聴く、開示があったその時に他人に聞かれないところで十分な時間を取って話すこと(「忙しいから後で」は避ける)、子どもの気持ちを大切に、共感するといった姿勢が基本となる(奥山, 2005)。恐怖や混乱を伴う場合には、落ち着いた安全な環境を確保することも必要になる。

また、性被害特有の問題として、子どもの試し行動(もっとも忙しい時に話にくるなど)に注意すること、不安の少ないところから徐々に本題に近づくこと、話の回避に注意することなどに留意する必要もある(奥山, 2005)。子どもなりの性的表現に注意(「白いおしっこ」など)すること、「可能性の開示で十分」であり、根掘り葉掘り聞かないことも重要となる(奥山, 2005)。

被害の開示があった際に子どもに確認する事実内容は、一次対応者においてほとんどない。「通告前に事実確認をするとしても、『誰が何をしたか』のみでよく、性被害が疑われさえすれば通告につなげ、それ以上の事実を支援者が聞いてはならない」ことを意識する必要がある。その理由は、性虐待の被害事実は専門研修を受けた公的機関の第三者による司法面接(次節参照)で調査される必要があるからである(髙岡, 2016)。補足すれば、もし通告・司法面接前に被害児と支援関係がある専門職が通告のために詳細を聞いたと主張しても、その情報は裁判では誘導や示唆性につながると見なされ、結果的に子どもが不利になることさえ発生する。反復した情報聴取によって、子どもが証言を変えてしまうことも指摘され(山本, 2016)、心理的負担を含めて結果的に子どもへの大きな損失を強いる(O'Donohue & Fanetti, 2016)ことにさえ繋がってしまう。

関係機関の大人が子どもの告白の審議を疑ったり、通告をためらったり、通告を受けた機関が具体的な情報確認を求めるなどして、発見の初期に慎重な対応をしようとすると、子どもの開示が止まったり撤回され、タイミングを逃し子どもが何も言わなくなるといった事態が発生してしまう(山本, 2010)。子どもの性被害が発見された・疑われた場合には、できるだけ速やかに児童相談所に通告して対策を講じることが原則となる(柳澤ら, 2011)。特に、子どもの年齢が幼い場合、子どもの告白直後に専門機関による直接の確認調査が行われることで、被害の確認と被害の阻止ができる可能性が高くなるとされている(柳澤ら, 2011)。繰り返しとなるが、「性虐待は必ず疑い段階で児童相談所に通告する」ことが必要となる(山本ら, 2011; 髙岡, 2016)。このとき、通告に虐待の確証を得る必要は全くなく、本人に確認を取る必要もない(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課, 2013)。

3.3.7.2 通告を妨げる要因: 秘密の要請と通告要件の誤解、被開示者が持つバイアス

子どもからの被害開示は、適切な介入を講じて再被害を防止する最大の契機である。被害の開示を受ける機会の多い母親等の親族、そして学校等教員・養護教諭や放課後児童クラブ職員等は、子どもに性被害が疑われた場合、適切な支援につなげるための通告を早期に行う必要がある。

しかし、子どもからの開示を受けたにもかかわらず、「最初は信じてもらえなかった」という被開示者側の要因によって、支援に繋がらなかった事例も報告されており(奥山, 2005)、被害の潜在化に警鐘を鳴らす声も多い(例えば、谷野, 2010)。本節では、被開示者個人に生じる通告の阻害要因として指摘されている要点をいくつか概説する。

通告の意思を妨げる代表的な要因として、子どもの「秘密の要請」に応じてしまうことが挙げられる(奥山, 2005; 岡本, 2008; 山本, 2010)。性被害は、恥辱感を感じさせることや、後の加害者からの暴力等を恐れたりする心性から「誰にも言わないでほしい」と子どもに要請されることも多い。あるいは「誰にも言わないから話してごらん」と大人から秘密の約束や先回りを行うことも想定されうる。しかし、性被害は専門的な対応を必要とする重篤な権利侵害である。子どもの心理を尊重しつつも、「あなたや誰かを傷つけてしまう秘密は、隠してはいけない。みんなを守ってくれる人の力を借りないといけない」ことを根気よく伝え、通告につなげてゆく必要がある。万が一秘密の要請に応えてしまった場合であっても同様である。秘密の要請は明らかに通告義務を妨げず(岡本, 2008)、通告による子どもの安全確保から必要な支援は始まってゆく。

秘密の開示以外にも、通告をためらわせる個人要因は様々に存在する。前述した通告要件の誤解もその一因であり、繰り返し述べるとおり、「性被害は疑われた時点で通告」することが原則となる。

また、被開示者が有する各種の「思い込み」も大きな阻害要因だろう。「男の子が性被害を受けることはない」、「あの女性がそんな風にするようには見えない」、「あんな子どもに優しい人にあり得ない」といった認識は、「思い込み」の一種である(髙岡, 2016)。男児の性被害があることは、すでに述べた(3.3.2 節)。実父母家庭などの家族構成で発生件数が多く、加害者が一見適応的に見える事例もしばしば認められ(山本, 2010)、被害事実を知って親族さえも(まさかという)衝撃を受ける事例も存在する(神奈川県中央児童相談所, 2018)。女性による加害(実母等)についても複数の研究・統計で指摘されており(神奈川県中央児童相談所, 2018; 岡本, 2008 など)、米国の調査では性犯罪の主犯は 5 件に 1 件、共犯を含めると 42%が女性加害者であるとされる(MacLeod, 2015; 高岡, 2016)。他にも、「被害が本当だとして、当人が嫌ならもっと早期に SOS の表明や拒否・逃げてくるなどの行為が見られたのではないか。長期間にわたって性被害的関係が継続していたならば、被害者側にも受け入れる対応があったのではないか。これを性虐待と呼べるのか」といった認識を耳にすることもあるとされる(山本, 2010)。3.3.3 節および 3.3.4 節に整理した性暴力の特性を踏まえれば、SOS の表明がいかに困難であるかは十分に了解されるだろう。こういった「思い込み」「誤った理解」を超えて適切な対応を求めるためには、客観的な知識の整備と継続的な啓発が必要になる。子どもの性被害に対する誤解・思い込みに対して、Cromer & Goldsmith(2010)の表現を以下に引用する(執筆者による訳、括弧内は執筆者による補足)。

「子どもの性被害は、あらゆる地域の大小様々なコミュニティで発生し、男女を問わず(0 歳児から)被害を受ける可能性があり、加害者においても男女を問わず、信頼できる友人や家族の場合もあれば、見知らぬ人間の場合もあり、あらゆる性的指向・社会経済階級(裕福な場合も貧困の場合も)・文化的背景を持つ人間によって行われるものであり、何百万人の子どもが被害を受けている、特別でない、あまりにも”身近にある出来事”」である。

Cromer & Goldsmith (2010)

3.3.7.3 通告を妨げる要因: 個人対応の危険性と組織的対応上の課題

日常的に子どもと関わる学校等の機関で、性被害の疑いや開示に対する対応がどのようになされてきたかに関する指摘は多いが、調査知見は少ない。

学童保育現場を対象とした数少ない調査研究では(谷野, 2010)、(1)大半の事例が児童相談所等の専門機関の関わりがないこと、(2)保護者に専門機関に相談する案内をしたのみの対応にとどまる事例があること、(3)組織的な対応体制がなく指導員個人の裁量で対応された事例が大半を占めること、(4)専門機関との連携につながった事例では指導員と専門機関職員との間に個人的な繋がりがあったからといった背景があること、(5)学童保育中に自慰行為などの性化行動がみられていたが、指導員個人の判断に基づくアセスメントと対応(「注意」「指導」)が中心になっていることなどの実態が報告されている。このような実態を受け、谷野(2010)では学童保育に虐待対応のマニュアルや組織体制が不足していることの影響を指摘し、『性的虐待対応ガイドライン』にも示されるとおり(柳澤ら, 2011)、「組織的な対応を講じるための体制を整えることの重要性」、「組織としての対応がスムーズに運ぶように普段から役割分担や連絡体制について話し合っておくことの重要性」が提言されている。子どもの性被害は常にチームで対応する必要のある問題であり、一人で取り組むことは「問題に巻き込まれ、振り回され、真実を見失う」など非常に危険な状況であることを意味する(奥山, 2005)。こういった状況を回避するためにも、子どもの性被害に対する体制構築が求められる。

他方、組織的対応場面ゆえに発生する阻害要因もいくつか指摘されている。「曖昧な内容の被害開示を受けて通告をした場合にスキャンダルとなり、事実誤認の過ちを犯したりしたら取り返しがつかない」「(性的)虐待という言葉に由来する(通告への)重圧に対して、相当な証拠が揃わないと通告しにくい」といった例や、個人に発生する上述の「思い込み」が組織の意思決定者に(性に関する文化的抑圧を背景に)根強く残っていることに由来する通告のためらいなども指摘されている(山本, 2010)。児童福祉法を基本として児童虐待防止法が制定されている本邦の制度下で、子どもの安全を保障するための「虐待が疑われた場合の通告」は学校等の関係機関も背負う重大な責務である。通告のためらいに起因して問題が生じた場合、直ちに不作為の責任が生じる事態となることを認識する必要があるだろう(山本, 2010)。

3.3.7.4 予防教育等に関する知見と海外動向

国内では、様々な啓発資料や心理教育素材などが作成されており、関係支援者に向けて公開されてきている。子どもの性の健康研究会(http://csh-lab.com/leaflet_download, Last Accessed 2020. 08.01)からは、性暴力・性的搾取に関する子ども向け心理教育教材・啓発資料として、『わたしはだいじょうぶ！〜ほんとかな？気をつけて、こんなワナ〜』、『はなしてくれてありがとう〜性暴力被害からの回復に向けて〜』や、大人向け心理教育教材・啓発資料『子どもをささえるためにできること〜性暴力被害にあった子どもの回復のために〜』(改訂版)や、『どうしたらいいの？〜きょうだい間の性暴力を知ったとき〜』などが作成・紹介されている。

また、施設等での職員に向けた啓発資料『安心・安全なくらしのために〜施設内での性的問題行動の理解と支援〜』や、トラウマケア等に係る支援者に向けた参考資料として『トラウマや逆境を体験した知的障がいのある生徒への対応〜学校でできるトラウマインフォームドケア〜 2019 年度版』、『わたしに何が起きているの？〜自分についてもっとわかるために〔改訂版〕支援者用ガイド』、『児童福祉におけるトラウマインフォームド・ケア〜支援者の健康と安全からはじまる子どものケア〜』、(支援者活用・子ども向け資料として)『わたしに何が起きているの？〜自分について もっとわかるために〜［改訂版］』、『トラウマインフォームドケア：”問題行動”を捉えなおす援助の視点』(野坂, 2019)、『My Step　性被害を受けた子どもと支援者のための心理教育』(野坂・浅野, 2016)などが活用可能になっている。

これまで、子どもの性被害に関する教育的取組の多くは、主に被害児童側への(被害に遭わないための)内容が主流となっていた。当該取組によって、性被害に関する知識が高まる(Walsh et al., 2015)、被害開示率が高まる(Finkelhor, Asdigian, & Dziuba-Leatherman, 1995)あるいはその可能性がある(Letourneau et al., 2017)といった肯定的な効果が報告されるものの、被害率自体の低減には必ずしも繋がっていないといったいくつかの研究報告(Finkelhor, 1995; Finkelhor, et al., 2014)から、改善のための様々な取組と研究がなされてきた。

近年では、「子どもに対する加害防止の教育(e.g. Pulido et al., 2015; Taylor et al., 2013; Foshee et al., 2004; Espelage et al., 2015)」や、「子どもと教育関係者両方を対象とする教育プログラム(e.g. Madrid et al., 2020)」、「一般成人を対象とする性虐待の早期発見・防止教育(e.g. Martin & Silverstone, 2016)」あるいは「保護者に対する子どもの性被害防止教育(e.g. Guastaferro et al., 2019)」など、対象と内容の幅に広がりが見られている(Letourneau et al., 2017)。いくつかのプログラムで効果検証がなされつつあるものの、今後の継続的なプログラム実施・開発と効果研究の蓄積が必要であるというのが現状の国外動向となるだろう(Davis & Gidycz, 2000; Topping & Baron, 2009; Walsh et al., 2015; Letourneau et al., 2017)。以下では、(主に学校などの教育機関で扱われる)性被害予防・早期発見のための関連プログラムに関する知見を概観する。

子どもと教育者を対象とする新たな教育的介入(高等学校対象、フィリピン)では、通告にかかる抵抗感の緩和や、性加害・被害に関する子ども(生徒)の知識向上が実証的に確認されている

(Madrid et al., 2020)。当該取組は教育関係者も対象に含めた新しい取組(Proof of Concept: PoC)として紹介され、今後の展開が期待されている。

一般成人を対象とした子どもの性被害に関する早期発見と予防のための教育プログラム“Prevent It !”では、その効果検証のために 3 ヶ月後の追跡調査が実施され、子どもの性被害に関する知識・行動・態度の定着が認められている(Martin & Silverstone, 2016)。具体的には、日常場面で性被害の兆候を気にかける傾向が増加し、子どもを被害から守るための行動を行った参加者が増加したとされる。当該プログラム(ビデオ学習を含む)では、大きなトピックとして、(1)性被害の定義や被害率、加害者特徴やオンライン性犯罪などの概論、(2)健常な性的発達や性被害について、”子どもと話す”こと、(3)性化行動、被害児童が示す兆候、加害戦略などの情報から観察眼を鍛えること、(4)被害を疑うこと、開示を受けた場合への対処、通告の手続きなどの行動の準備といった項目が含まれている(Martin & Silverstone, 2016)。

親密圏内の(性的)暴力などを含め、加害防止に焦点を当てたプログラムにも(暴力全般を扱うものから性的問題に特化したものまで)様々なものがあるが、その中核的な構成要素に対する指摘として、(1)子どもの不安や孤独感、自尊心、社会的孤立、社会的スキルの欠如といった(思春期・青年期の)性加害リスク要因も介入対象とする個別プログラム(Durlak, Weissberg, & Pachan, 2010 など)を組み入れる必要があることや、(2)子どもと性的な関係を持つことに対する肯定的な認知、子どもに対する共感性、健全・不健全な性行為に関する知識を扱う教育や介入が必要であること、(3)授業形式ではなく議論ベースでカリキュラムを組み立てることが重要であるといった観点が提案されている(Bradshaw, 2014, 2015; Farrington & Tofti, 2009; Finkelhor, Vanderminden, et al., 2014; Letournearu et al., 2017)。低年齢の子どもを対象とした加害防止プログラムも多く(多くがバウンダリー/性的境界を扱うもの)、中には小学校 2 年生から 3 年生を対象とした単回の授業形式介入(“Safe Toches”)であっても、「不適切な接触行動」等のバウンダリー知識の獲得につながることを示す研究報告もある(Pulido et al., 2015)。

国外で効果検証が実施されてきている代表的なプログラムとしては、上記のほか、(1)学校教育でのデート DV の防止プログラムである“Safe Dates” (Foshee et al., 2004)、(2)Safe Dates の低年齢版として開発された“Shifted Boundaries”(ただし、Taylor et al., 2013 によれば知的側面のみの授業形式では効果が認められないとされる)、(3)学校教育での暴力全般防止プログラムである“Second Step – Student succsess through prevention: SS-SSTP”(ただし、12 歳〜13 歳児童の身体的暴力の防止には貢献したが、性加害の予防効果にはばらつきがある, Espelage, Sabina, Polanin, & Brown, 2015)などが紹介されている(Letourneau et al., 2017)。

こういった教育プログラムの中から、行政等が監査とフィードバックの中で「ベストプラクティス」を把握し、予防策等をシステマティックかつ実効的に浸透させていく手続きに関する研究と提案もなされている(Walsh, Brandon & Kruck, 2019, オーストラリア)。

3.3.8 児童相談所における性的虐待対応と多機関連携

子どもの性被害に関して、(刑法上の犯罪が明確である場合を含め)その支援の中心的役割を担うのは、児童相談所となる。その初期対応は、職権一時保護等を含めた専門的内容となり、多職種・多機関連携(Multidisciplinary Team: MDT)へと展開する。

本節では、児童相談所における性的虐待(家庭内性暴力)の基本的対応内容と、対応に関する現状を概括する。その上で、児童相談所内に潜在する性被害事例の可能性についての先行知見を参照する。なお、子どもの性被害に対する対応の詳細は本節には掲載しきれないため、必ず下記ガイドラインを参照してほしい。

【児童相談所における性的虐待対応ガイドライン 2011 年版】

※ 以下、いずれも取扱注意

＜資料本文＞ 柳澤・山本・庄司(2011)

http://180.235.242.148/wp-content/uploads/2011/09/sa_guideline.pdf

(全国児童相談所長会 HP より)

＜付録: 司法手続き・司法面接と NICHD プロトコル、各種参考資料＞柳澤他(2011)

http://csh-lab.com/3sc/wp/wp-content/themes/3sc/img/document/p_08..pdf

「性的搾取からの子どもの安全」(http://csh-lab.com/3sc/document/)より

3.3.8.1 児童相談所における初期対応

性的虐待に対する児童相談所の対応・支援体制の整備と拡充は従来から度々指摘され(例えば, 萩原ら, 2003; 北山, 2000, 2007; 保坂ら, 2009 など)、特に初期対応の重要性とマニュアル等の整備は優先的課題とされてきた(日本子ども虐待防止学会・虐待に関する制度検討委員会, 2006; 神奈川県中央児童相談所, 2007)。こういった背景を受け、大規模な実態調査を背景に、児童相談所における性的虐待(子どもの性被害)に対する対応ガイドラインが整備されてきた経過がある(山本, 2010)。以下では、2011 年に暫定・最新として提案された『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン(2011 年版)』の内容を一部抜粋しながら、児童相談所における性被害への初期対応について概括する。

性被害の告白や疑いによって、通告を受けた児童相談所では、その他の虐待種別と同様の初期(予備)調査等に加えて、「初期被害確認面接」が実施される。そして、初期被害確認面接で得られた事実情報等をもとに保護の要否が判断され、性被害の事実が確認、または疑われた場合には原則的に一時保護の対応が講じられる。後続して、可能な限り早期の身体医学診察(または全身系統的

医学診察。小児科医による全身診察や婦人科医による性器診察、精神科医によるトラウマ診察を含む場合もある)と児童福祉法上の分離介入の必要性と法的な立証性に配慮した「法的被害確認面接(被害(事実)確認面接)」が行われる(柳澤ら, 2011)。このとき、被害確認面接に類似する用語として、本邦では内容・手続きの確立には(2011 年時点)至っていないとされるが、警察・検察が事件捜査として被害・加害の事実確認や法的な立証性に対応するための面接を米国の方法論を参照して、「司法面接(Forensic interview)」と呼称することもある(菱川, 2007; 菱川他, 2007; 髙瀬他, 2007; 髙岡, 2016 など)。児童相談所と警察 / 検察の連携(協同面接)に関しては、性虐待等対応における子どもの負担軽減のために本邦でもその実施が通達されている(厚生労働省, 2015)。

法的被害確認面接(あるいは司法面接)で被害事実の法的な立証性を担保するためには、当該面接内および当該面接前に発生しうる誘導的質問や暗示、教唆や報酬提示等を防がなければならない。(被開示者等の一次対応者による聴き取りを含め)初期被害調査面接段階等から、それを見据えた対応が必要とされている。なお、法的被害確認面接や医学診察に合わせて、一般的な援助のための各種査定(社会診断・心理診断・医学診断・行動観察等を含む総合診断)が実施され、当該時点で得られた各種情報を総合的に考慮して、援助方針が決定されてゆく(柳澤ら, 2011)。このとき、「総合的に考慮」するという姿勢の中には、「加害者がきょうだいであるか、保護者等の大人によるものか」、「被害児童の年齢や性別、被害内容が接触型か否か」などによって適切な治療的手立てが異なるものという想定がなされるものと推測されるが(伊藤, 2008; 保坂ら, 2009)、いずれの場合であっても「虐待者からの分離が原則」であり(岡本, 2008; 柳澤ら, 2011)、「(加害者と同一世帯内での生活などを含めた)家族再統合という発想は、基本的には困難」であると考えられている(岡本, 2008; 柳澤ら, 2011)。

上記に示した一般的な対応フローの例外的事案として、性暴力被害直後の状態で子どもの身柄確保がなされた場合には、刑事証拠保全を優先し、直ちに警察に連絡して証拠保全の手続きをとる必要がある(柳澤ら, 2011)。また、きょうだいの被害・加害問題がある場合には、関係するきょうだい全員を可能な限り保護と調査の対象とすることが推奨される(柳澤ら, 2011)。

ここまでの初期対応を概括するだけでも、性被害は高度に専門的な技術が要求され、多職種・多機関の連携が求められるものであることが了解される。こういった専門的対応手続きが講じられる背景には、法的立証性の担保や刑事証拠保全以外にも、「タイミングを逃すと子どもが何も言わなくなる」、「何度も同じことを繰り返し子どもに聴くことによる心身への負担が大きい(トラウマ性の二次被害)」、「繰り返し聴取による発言の撤回」などが発生するためであり、必然、(市区町村窓口に通告が寄せられることも多いものの)初期対応は、児童相談所が行う必要があるとされる(山本, 2010)。

被害確認に関する対応システムを導入したことを背景に、性的虐待の対応実施件数が増加したと考察する報告もある(神奈川県中央児童相談所, 2007; 保坂ら, 2009)。一方で、縦割り的対応が色

濃い日本において、対応システムを十分に機能させることの難しさや、技法のみの導入にとどまることの無いよう、文化や様々なシステムとの整合をとりながら実効性を持たせる努力が必要とされている(保坂ら, 2009)。性的虐待対応に係る児童相談所の現状と課題については、3.3.8.3 節に改めて記載する。

上記の概論に補足を加えるとすれば、近年、オンラインでの子どもの性被害が問題視され(WePROTECT GLOBAL ALLIANCE, 2020)、その被害には近親者の関与や家庭内で発生している場合もあり(山本, 2016; Bickart et al., 2019; SafeToNet, 2020)、直接接触性の性被害と同様の深刻さを有することが指摘されている(Jonsson et al., 2019)。こういった背景から、オンライン性被害のスクリーニングを提案する声もあり(Jonsson et al., 2019)、当該視点は本邦における児童相談所の初期対応においても意義のある取組となる可能性がある。

3.3.8.2 多職種・多機関連携の重要性

警察・司法との協同面接等における指摘にも見られるように、縦割り的対応が色濃い日本においては、関係機関との円滑な協働を実現する上で様々な課題が発生しているとされる(厚生労働省, 2019b)。また、初期対応時に限らず、性被害への対応には、医療・福祉・司法などの多職種の関与が不可欠となる。効果的な初期対応と継続支援を展開する上で、関係者(関係機関)間の円滑な連携が重要であることは複数の文献で指摘されてきている(例えば, 北山, 2007; 保坂ら, 2009; 髙岡, 2016)。

医療・福祉・司法の多職種連携を具体的に実現する方法として、欧米では MDT を前提とした子どもの権利擁護センター(Child Advocacy Center: CAC)が、数多く設置されている(2020 年 8 月時点、米国を中心に 34 カ国で合計 1,000 以上, National Children's Advocacy Center: https://www.nationalcac.org/history/)。CAC では、介入から支援までを一箇所で実現するワンストップ対応が標準化されてきており、性暴力対応を司る CAC の認可を受けるためには、10 個の主要必須項目が設けられているとされている(髙岡, 2016)。それぞれ、(1)医療・福祉・司法の多職種・多機関連携体制があること、(2)文化的多様性と問題への対応力が備わっていること、(3)司法面接が実施可能であること、(4)被害者支援とアドボケイトの要件を満たすこと、(5)全身医学的評価が可能であること、(6)メンタルヘルス支援に対応すること、(7)チーム全員での事例検討会が実施されること、(8)事例の追跡調査を行うこと、(9)組織的な対応力(研修なども含む)があること、(10)子どもを最優先にした仕組みになっていること、というものである(National Children's Alliance, 2015)。多職種連携を具体的に実現する枠組(組織)を構築することで、CAC の関与した 80%の事例が 60 日以内に調査・捜査から申立まで完了していた(Walsh et al., 2008a, 2014)、虐待対応の平均コストを 36%カットできる(Shadoin et al., 2006)、児童相談所・医療機関・警察が

独自に調査する場合と比べて、子どもからの性虐待の開示が、1.5 倍から 4.0 倍程度高くなる(Walsh et al., 2008b)などの恩恵があると報告されている(髙岡, 2016)。

また、単一の機関(あるいは職種)よりも多職種・多機関評価の方が適切なリスク判断が可能になるとされており(Brink et al., 2015)、欧米では多職種連携の効率を上げる性虐待対応のネットワークとして、CAC の重要性が理解されている(髙岡, 2016)。本邦においては、担当者の入れ替わり等があっても多職種の連携を継続・強化するための取組として、定期的な事例検討会の共同開催や対応の振り返りの共有が推奨されている(髙岡, 2013)。

3.3.8.3 児童相談所の性的虐待対応に関する現状

児童相談所における性的虐待への専門的対応については、2011 年に対応ガイドライン(柳澤ら, 2011)が共有され、2015 年の児童相談所と警察・司法との協働が通知されて以降(厚生労働省, 2015)、徐々にその内容と取組が実効的に浸透してきているものと考えられる。しかし、法的被害確認面接等を実施する際に求められる専門性の高さや、連携基盤の根幹的課題(縦割り)などを踏まえると、十分に解決仕切れていない諸問題を抱えていることは容易に想像されうる。本節では、ガイドライン等の公開時期を念頭に置きながら、児童相談所を中心とする対応の状況について概括したい。

ガイドライン公開前後以降の法的被害確認面接(協同面接)の実施状況に関しては、2013 年に報告された全国児童相談所長会による全国調査報告(調査対象は 2011 年度が対象、山本ら, 2013)と、2016 年から 2017 年度を調査対象とする 2018 年度の厚生労働省調査報告が代表知見として参照されるだろう(厚生労働省, 2019c)。他にも、ガイドライン公開以前から司法面接の導入等の先駆的な取組を行ってきた神奈川県児童相談所の調査報告もある(神奈川県中央児童相談所, 2004, 2007, 2018)。

2011 年度の状況を調査した山本ら(2013)の報告によれば、公開当初ではおよそ 41%程度の児童相談所が、「原則ガイドライン 2011 年版にしたがって対応している」という状況にあり(平成 23 年 4 月 1 日時点)、子どもへの接触については、「開示後であれば即日」、「できるだけ速やかに」なされることが 72%の児童相談所で確認された。また、同調査では、初期被害確認については 55.6%で「実施」、35.2%で「一部事例で実施」という状況にあった。さらに、法的被害確認面接(調査では forensic interview としての被害確認面接と記載)を実施している児童相談所は約半数(54.2%)とされ、「原則すべての(家庭内性暴力)事例に実施」と回答した児童相談所は全体の 26.8%(58/216 箇所、本稿執筆者による算出)となっていた。「原則実施」と回答した児童相談所を含め、法的被害確認面接が実施されない場合に、「一定の配慮ある面接で対応」、「一般的な調査面接で対応」される場合などに様々なパターンが見られており、導入の流れに児童相談所間で様々な違いがあることが確認された。被害児童・加害児童に対する支援プログラムの実施状況や、非加

害親・加害者へのアプローチにも児童相談所間でばらつきが見られ、「被害児支援、非加害親へのアプローチ、加害者へのアプローチが通常のケースワークの範囲内で行われ、加害児支援や安全教育プログラム等は実施されていない」という状況が最多を占める結果となっていた(84/215 箇所: 39%)。

2018 年度の協同面接の実施状況等に関する調査報告では、特に法的被害確認面接としての協同面接に焦点化された状況が報告されている(厚生労働省, 2019c)。都道府県もしくは市レベルで児童相談所における協同面接の実施を推進または管轄している部署が設置されている割合は 29.3%であり、法的被害確認面接(司法面接手法)を使用しなかった児童相談所は平成 28(2016)年度で 36.1%(73/202 箇所)、平成 29(2017)年度で 21.8%となった(回答のあった 44/202 箇所)。導入時期については、平成 28(2016)年度以前から司法面接手法の導入を行っていた児童相談所が 117 箇所とされ、『性的虐待対応ガイドライン 2011 年版』の公開前に先駆的に取り組んでいた児童相談所が 23 箇所(本稿執筆者計上)、公開前後にあたる平成 22(2010)年および平成 23(2011)年の導入がそれぞれ 18 箇所(15.4%)となり(計 36 箇所)、それ以降平成 27(2015)年までの導入が 58 箇所(本稿執筆者計上)という推移をたどっている(厚生労働省, 2019c)。なお、平成 29(2017)年度に司法面接手法を使用した児童相談所が 83.2%とするデータは、「実施実績」を示すものであり、体制はあるが実施の必要性がある事例がなかった場合は、ここに含まれていない。「およそほとんどの児童相談所で導入がなされている」と捉えられるが、導入から間もない児童相談所も存在しており、実効的な浸透は以降も継続して行われてゆくものと捉えられるだろう。

なお、協同面接等による対応を含め、子どもの性被害に関する児童相談所での対応については、継続して様々な検討が進められている(例えば、鈴木他, 2020; 根ヶ山他, 2020 など)。

3.3.8.4 児童相談所を中心とする中長期的支援と子どもの家庭からの分離

加害者との同居環境にある家族再統合は、原則的に想定されないという認識がある一方(例えば, 岡本, 2008)、すべての事例で加害者との完全な分離がなされているわけではない(例えば, 神奈川県中央児童相談所, 2018)。もちろん、ここにはきょうだい間の性加害―被害に対する家庭内での対処が功を奏した例なども含まれうるが、手を尽くしても被害事実を確認することが困難だった場合や、児童相談所等が抱える組織的課題等(例えば、医師や民間団体が介入の必要性を訴えたが、「親が普通に見えた」などの理由)により、必要な分離が施せなかった事態も想定される(山本, 2010)。

また、一旦は加害者との分離が成功したとしても、数年後には、再び加害者が同居状態に戻っているといった状況が認められることもある(岡本, 2008)。当該状況を踏まえれば、児童相談所による性被害対応には、虐待者に対する制限などを含めて「いかにして子どもを守るか」という視点を組み入れた中長期的なマネジメント計画が重要な役割を担うことになるだろう(岡本, 2008)。家庭

内性暴力に、「介入があっても元の家族力動に戻りやすい」、「被害が閉鎖的関係のなかで継続・進行する」、「暴力や脅迫等による支配と秘匿化が伴うことも多い」という特性があることはすでに述べた(3.3.3 節)。たとえ加害者との分離がなされた場合であっても、「再被害の可能性」を重々考慮した継続支援のあり方に関する議論は今後も必要となる。

性被害を受けた子どもの家庭からの分離・介入について、その詳細に関する全国規模の年次統計は得られていないと思われる(2021 年 3 月現在)。個別の調査・研究事例ではいくつか知見が得られており、例えば神奈川県による調査報告では、2004 年、2007 年、2018 年の調査報告でそれぞれ虐待者との分離状況にある児童が 56%、69%、78%と増加していることが報告されている(神奈川県中央児童相談所, 2018)。2004 年の報告では、「約 1/3 の児童は虐待者との分離に至っておらず分離の難しさ」が示唆されていた一方で(神奈川県中央児童相談所, 2004)、2018 年では 1/5 程度に変化している(神奈川県中央児童相談所(2018)より執筆者が計上)。なお、2018 年度報告で分離がなされていた事例のうち、施設等への入所による分離は 19%となり、虐待者との別居・離婚が最大の 47%を占める結果となっていた。「離婚」、「別居」、「親戚が引きとる」、「(受理時に)すでに分離」のように、施設利用をせず家族構成の変化によって分離した事例は分離のあった事例の 86%と大多数を占める状況が報告されている。また、同報告では、虐待者の逮捕・受刑による分離は 19%とされ、「性的虐待・性被害事例で虐待者が逮捕される事例は 5 人に 1 人に満たなかった」と評価されている。他の情報として、分離がなされなかった 26 件における「分離をしなかった理由」は、「分離まで必要と判断出来ない」が最も多く、「児童相談所が分離は必要と判断しなかった 10 件のうち 2 件は、「口腔性交」を伴う重篤事例で、いずれもきょうだい間性被害であった。その後のモニターの中で、保護者が子ども部屋を分ける、二人きりにしない等の対策を行い、一定期間、再被害が起きていないことを確認して終結」などの状況が具体的に記載されている。性被害に係る支援期間については、半年未満が 35%と最も多く、1 年までが 23%と報告され、他の虐待種別と同程度の支援期間で対応されていた (神奈川県中央児童相談所, 2018)。

上述の性被害事例対応後(あるいは調査時点の対応継続中最新)に関する担当児童福祉司の認識については、「子どもが性被害から十分守られている」との回答が 38%、「おおよそ守られている」が 32%とされ、一方「非常に危険」「やや危険」と感じられていた事例は合わせて 20%弱(17%)であったと報告されている(神奈川県中央児童相談所, 2018)。担当者が危険を危惧する背景には、「虐待者とは分離されているが、精神症状や自殺企図がある」といった状況も含まれており、加害者の分離・性被害の再燃だけが懸念事項ではないことが示されている。こうした事実からも、子どもの心身状況等への支援や終結後の予後を考慮した対応(何らかの相談機関につなげる等)など、中長期的な視座から家族全体ならびに性被害だけではない病理全体に焦点を当てた関わりが基本になることが了解される(van Duil et al., 2018)。

なお、事例の個別性や情報の不足を鑑みれば、虐待者と子どもの分離対応や支援期間に関する児童相談所対応の現状についての是非をここで述べることは当然できないことに留意されたい。支援内容による予後への影響など、今後より適切な対応の在り方を検討してゆく上での貴重な情報源として参照するにとどめたい。

3.3.8.5 分離後に発覚する児童相談所内潜在性被害事例

本事業の主要な課題の一つである「分離後に発覚した性被害事例」については、全国児童相談所長会による 2013 年報告の調査事業で扱われている(山本ら, 2013)。近年では、社会的養護関係施設等に対する(調査票が回収された)全児童対象の「過去の逆境体験(Adverse Childhood Experience: ACE, https://www.cdc.gov/violenceprevention/childabuseandneglect/acestudy/journal.html)」を含めた調査情報に実態の片鱗を見て取ることができる(厚生労働省, 2020b)。

山本ら(2013)では、2011 年度に受理された性被害事例についての大規模調査が行われている。家庭内外の性被害を含め、その発覚場所・経緯や対応内容までが網羅的に調査されている。山本ら(2013)は、「施設に何らかの理由で入所したのちに、性的虐待や家庭内性暴力被害の疑いが発覚する事例は経験的な印象としてはかなり多い」とした上で、同調査では計上された施設入所後に問題が発覚した 60 事例を、「印象としては少ない(調査対象の家庭内性暴力事例 1,614 件の 3.7%)」と評価している。社会的養護関係施設を対象とする調査の観点からは、この「少ない」という印象を裏打ちするような参考情報が得られている。

厚生労働省(2020b)では、調査対象となった 25,973 名の社会的養護関係施設等(里親、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、自立援助ホーム)の入所児童(平成 29 年度に在籍していた児童)のうち、少なくとも子ども間の性的問題に関与した子ども(1,275 名)の 7.1%、問題に関与のないとされた子ども(24,698 名)の 2.8%に過去の家庭内での性被害が把握・報告されている。比率から単純に計上すると、同調査で過去に家庭内性暴力被害を体験していた子どもは約 783 名となり、被害経験率は少なくとも 3.0%以上となる。この値を平成 30 年 2 月時点の社会的養護関係施設等入所児童数 42,660 名に還元すれば(厚生労働省 2020d より、乳児院と障害児入所施設を除く)、平成 30 年度の乳児院と障害児入所施設を除く各施設における過去の性被害経験児童数は、およそ 1,287 名程度になるものと推測できる。もちろん、正確な数値を根拠とするものではないが、山本ら(2013)が報告する 2011 年度の「60 事例」という数値が直感的に少ないと捉えられる感覚に整合する。

また、児童自立支援施設における性被害への対応状況等を調査した研究では、調査対象となった児童自立支援施設の 67.3%(33 箇所)で、「入所中の子どもから入所以前の性被害について開示された経験がある」と報告されている(厚生労働省, 2020e)。当該調査では、過去の性被害が発覚した場合に 96%程度の施設で、「常に児童相談所に連絡している」とされているが、当該連絡が児童相談

所にてどのように統計計上されていたかまでは定かではない。いずれにせよ、家庭との分離がなされ、信頼できる他者との関わりの中で過去の被害が開示される事例が一定数存在していることはいずれの調査からも明らかである。言い換えれば、「何らかの理由で施設等に措置されなかった場合、当該被害開示は得られていない可能性が高い」ことも意味している。児童相談所での対応事例において、当該関係施設等に措置となる子どもの数は少ない。このことから、「分離されなかったために、発覚しなかった性被害」は、相当数に上るだろうと推測される。家庭内性暴力には、パターンは複雑とされるが、身体的虐待やネグレクト、知的障害等の課題が併存するとされている(山本ら, 2013)。当該相談種別を対象とし、通告や相談初期段階で性被害の併存可能性を推測する試みは、潜在する性被害の早期発見に寄与するものと考えられる。

3.4 潜在化する子どもの性被害: 文献から捉える全体像の総括

3.3 節では、子どもの性被害に関する基本情報について概括した。「子どもの性被害」という言葉に想定される問題の範囲は広大であり、発生機序や内容、被害の影響も多様かつ深刻であることが理解される。本節では、子どもの性被害の全体像を改めて整理した上で、児童福祉領域において「問題が潜在化する局面」という観点から情報をまとめてゆく。

3.4.1 子どもの性被害に関する全体像と暗数の領域: 児童福祉の視点から

山本(2016)では、児童福祉領域における子どもの性被害が図 3.7 のように整理されている。

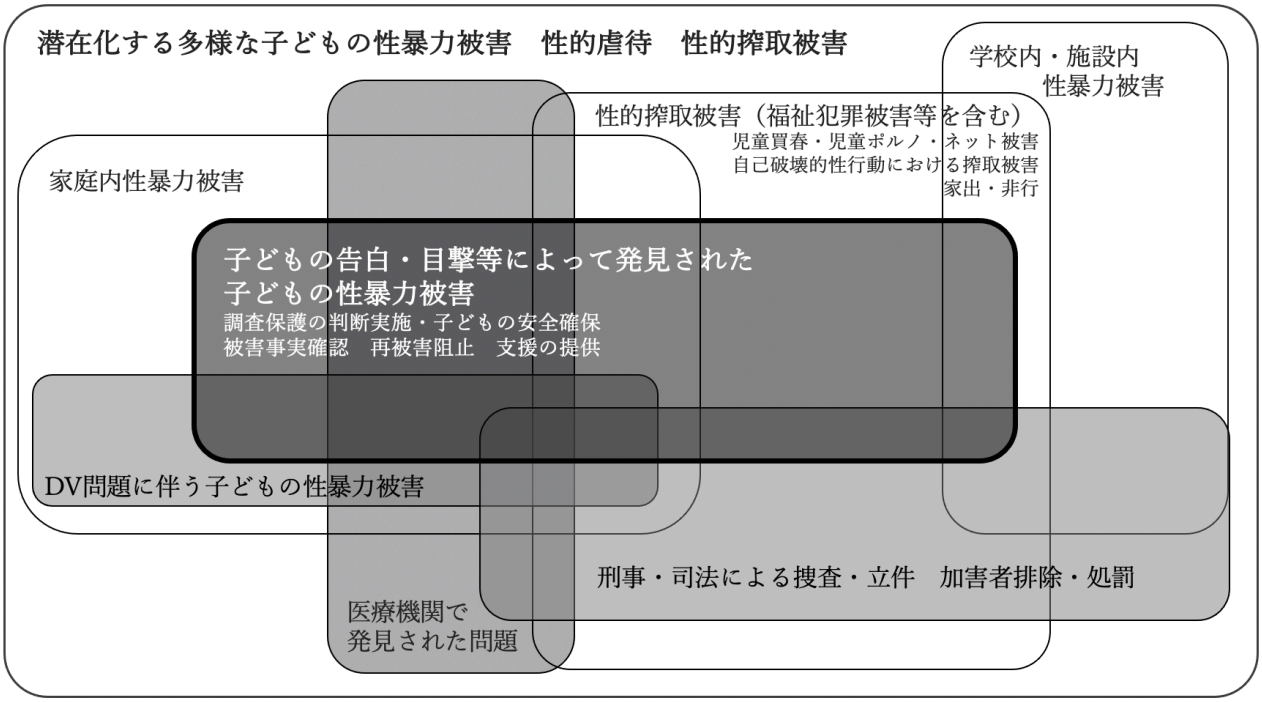


図 3.7 児童福祉領域における子どもの性暴力被害の全体像
(山本, 2016 より、山本検討委員・執筆者による作成と補足)
図の面積は被害実数等を表さず、あくまで領域を模式的に描いたもの

図 3.7 では、「潜在する多様な性暴力被害、性的虐待、性的搾取」の中で、家庭内性暴力被害、性的搾取・福祉犯罪被害、学校内・施設内性暴力被害等の一部分が顕在化して、「発見された被害」として扱われていることが示されている。

また、山本による補足では、性被害を受けた児童に見られる(1)挑発的・誤学習性の性行動、(2)自己破壊的な性行動、(3)探索的な性行動といった特徴情報が見逃され、特に探索的な性行動については認識が浸透しておらず、被害発見につながる契機となっていない側面があると指摘される。こうした全体像を踏まえれば、児童相談所で扱われる「性的虐待」、あるいは「保護者・監護責任者以外からの性暴力」や「その疑い」として取り上げられている事例が、全体の一部分であることが了解される。本事業の主眼である「通告受理後に発覚した性的被害」という領域については、「発見された被害」の中のさらに一部分であり、「未発見となっている性被害」は様々な領域に潜在していることになる。

3.3.2.6 節では、国内の無作為調査と人口情報を援用し、72,272 人の男児、316,066 人の女児が 1 年の間に何らかの性被害を受けているという試算結果が得られた(繰り返しとなるが、学術的に的確な手法を用いておらず、概算である)。男女を合計すると約 39 万人(388,338 人)となり、これを平均すれば、1 日に 1,000 人以上の子どもが被害を経験するということである。図 3.7 に示した最

も大きな枠である「潜在する子どもの多様な性被害・性的虐待・性的搾取」は、およそ当該試算に示されるような水準の規模を有することが想像される。

米国では、子どもの性被害がもたらす社会的損失の推計がなされており、女性が非致死的な性被害を受けた場合の生涯コスト(QALYs を含まない)は、一人当たり平均 282,734 ドル(2020 年 8 月の概算レートで日本円 2984 万 7 千円程度)に上るとされている(Letourneau et al., 2018, 男性は生産性の損失に関する情報不足とされるため割愛)。当該結果から、2015 年に米国にて発生した致死的な子どもの性被害症例 20 例と非致死的な子どもの性被害症例 40,387 例を対象とする子どもの性被害にかかる生涯経済負担は、約 93 億ドルにも及ぶとされた(Letourneau et al., 2018)。米国において、子どもの性被害は国内の疾病負荷にかかる主要なリスク要因であると認識されている(U.S. Burden of Disease Collaborators, 2013)。

なお、当該社会コストの算出にかかる基礎研究情報は、米国の法や社会福祉システムに依存したものとなるため、直接本邦に当てはめられるものではない。しかし、本邦においても同様に、子どもの性被害によって莫大な社会コストが発生しているであろうことは了解されるだろう。

3.4.2 潜在化の局面と背景要因・早期発見のための課題整理

図 3.7 に示した児童福祉領域における子どもの性被害全体像の中で、「発見された被害」が「児童相談所を介して適切な支援・措置等が施され、統計にも的確に計上されている」ものであるとするならば、未発見となっている被害については、様々な領域・段階での潜在化が想定されうる。

図 3.8 は、性被害を受けた子どもが必要な支援に繋がるまでに想定される代表的なプロセスを想定し、各領域・段階で指摘されうる潜在化の局面を整理したものである。被害が潜在化する局面は各所に存在しており、そのうちの一部が児童相談所で「性被害」として扱われていることが確認できる。

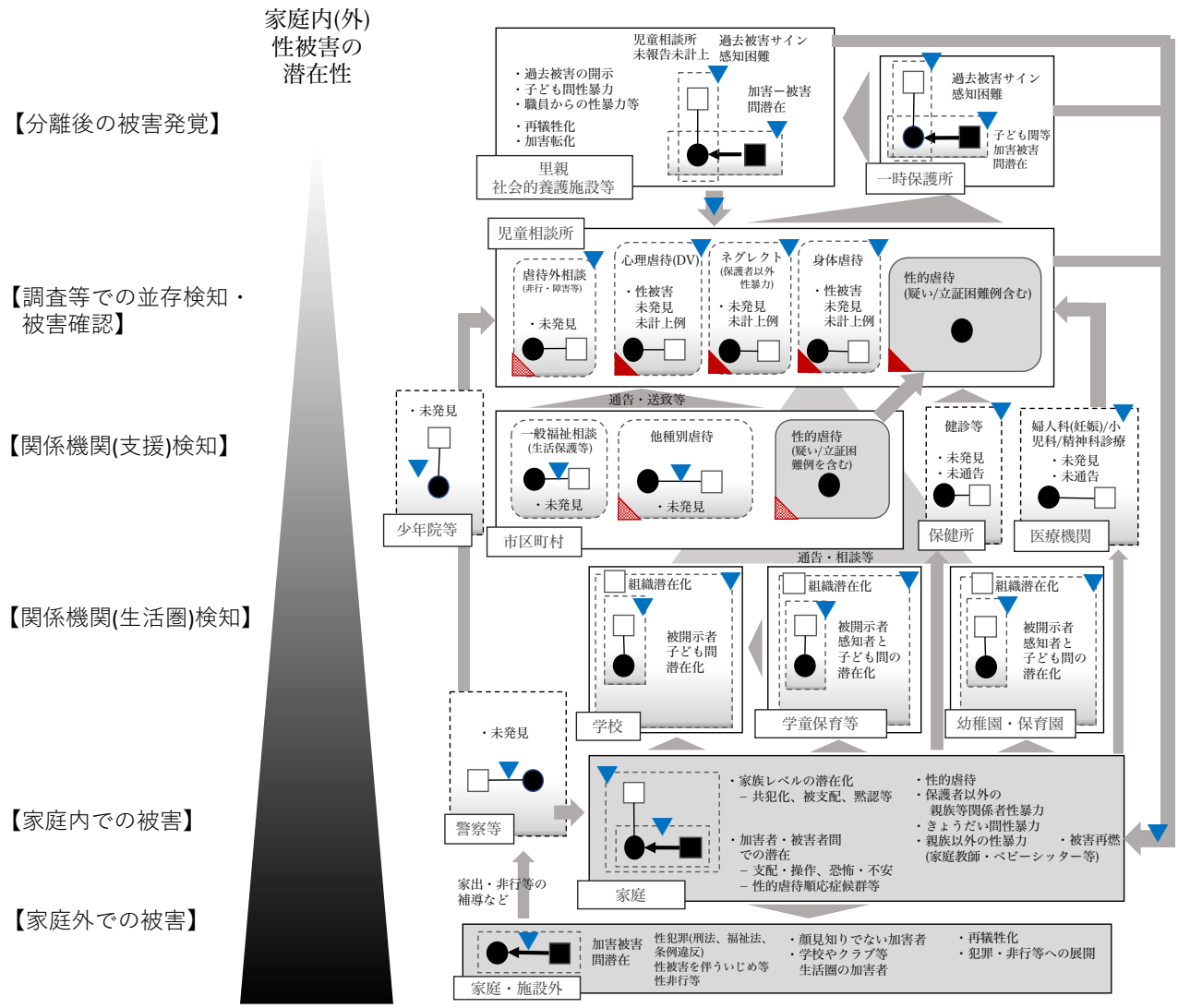


図 3.8 児童相談所による(児童福祉領域による)被害対応・措置後までの代表的な流れと被害発覚・潜在化の発生局面の概念図(本事業による暫定の整理)

注 1) 各領域は敷地内等であることを意味しない

注 2) ここでは被害児童を●、加害者(加害児童含む)を■、非加害関係者を□で表記する。
ジェノグラム等とは異なり、実線は親子・きょうだい等の関係を意味しない。

注 3) 青色▼が潜在化の想定発生局面を示し、赤色▲が事業で推論等の対象とする範囲

図 3.8 左側にも示したとおり、潜在化の発生局面にはいくつかの水準を想定することができる。表 3.9 では、ここまでの議論で得られている潜在化の内容や背景要因、被害検知のために想定される代表的手段を整理する(児童福祉領域の視点から)。

なお、表 3.9 の整理は代表的な一つの例であって、他の観点から潜在化の様相を捉えることも当然可能である。各領域の詳細についても多分に不足が指摘されうるだろう(指摘を経て、課題の把握と解決に向けた取組が望まれる。今後も継続した議論が不可欠であり、更新・拡張が必要)。

表 3.9 児童福祉領域における性被害の水準別の潜在化領域およびその内容と背景要因等
(本事業による暫定の整理)

潜在化の水準あるいは領域	本事業での定義要件(概念整理)	現在指摘・想定されている背景要因	現在提案・実施されている検知手段
統計未計上による潜在化	(1) 福祉行政報告例において保護者・監護責任者による「性的虐待」や保護者以外のものによる性被害に計上されておらず、被害数が一般に公開されない子どもの性被害であり、 (2) 被害事実が市区町村または児童相談所では確証性の水準を問わず認知・懸念されているもの	・児童福祉法に由来する計上方式 ・性被害が事後発覚した場合や通告回数等にかかる計上方法の不統一	・性被害計上項目の追加と年次収集
分離後段階の潜在化	(1) 一時保護や社会的養護関係施設等(里親・ファミリーホーム等含む)への措置後にあって (2) 家庭内外でのこれまでの性被害が関係支援者に認知されていないもの (3) または分離後の施設等において発生した被害が、児童相談所に認知されず、必要なケアに繋がっていないもの、および統計上計上されていないもの	・子どもや周辺で被害を認知する者からの未開示、開示困難	・アセスメントと積極的調査 ・子どもとの信頼関係醸成 ・組織体制の強化
児童相談所または市区町村対応事例内の潜在化	(1) 子ども虐待相談だけでなく一般相談も含み、 (2) 保護あるいは措置が実施されず在宅支援となっているもので、 (3) 性被害が発生している(していた)が担当職員および組織が被害事実の強い懸念や確証を得るに至らず、 (4) 必要な対応に繋がっていないもの	・子どもや周辺で被害を認知する者からの未開示、開示困難、告白の撤回・否認・変更等 ・被害事実の確証が得られない ・外部視点からの発見の難しさ ・通告または相談初期段階でのアセスメント(被害予測)困難	・初期被害調査面接や(法的)被害確認面接等の導入および技術向上 ・多機関多職種連携 ・アセスメントと積極的調査

			・解析技術活用
学校・保育園幼稚園・学童保育・医療機関等、子どもの生活に関わる関係支援機関での潜在化	(1) 子どもからの被害開示や被害を疑わせる所見を関係職員や組織の長が得ているが (2) 児童相談所等の専門機関への通告に至っていないもの (3) または、被害事実があっても、それを認知あるいは懸念することができていない例	・子どもや周辺で被害を認知する者からの未開示、開示困難 ・職員等に対する啓発/研修の不足 ・開示を受けた/被害を疑った職員の個人的対応 ・検知から通告にかかる組織体制等の不十分 ・被害の確証性にかかる通告要件の誤解や通告のためらい ・社会文化的背景からの抑圧・恐れ ・個人および組織の性被害に対する誤解・バイアス ・外部視点からの発見の難しさ	・組織体制の整備(マニュアルや対応フローなどの策定) ・アセスメントおよび通告に関わる知識の普及・啓発
家庭内(外)での被害の潜在化	(1) 加害者(児童)―被害児童間で情報が秘匿化されているもの (2) または非加害親や親族等の家庭内関係者が事実を認知しているが、支援機関等、家庭外部に情報が出ていないもの	・(年齢等要因による)被害認識の困難 ・開示にかかる子どもの恐怖・不安等あるいは性的虐待順応症候群等の心理要因 ・加害者による口止め、支配、洗脳操作等 ・非加害親の無力化、共犯化 ・性犯罪/性暴力のサイバー化による発見の困難	・性被害に対抗する子どもの行動原理の獲得教育 ・性犯罪関連法の改正・厳罰化等および取締りの強化

表 3.9 の枠組以外にも、直接的あるいは間接的に潜在化や発見の困難に関わる要素が多分に存在するものと思われる。調査研究あるいは統計解析といった本事業で扱いうる範囲では、例えば以下の課題を指摘・提案することができる。第一に、(1)アセスメント観点の不足・不十分: 特に、児童相談所や市区町村による通告・初期対応段階等、外部視点から観測可能な情報から性被害の併存可能性を見抜くための知識・技術に不足がある。そして第二に、(2) 現代型の性被害の実態に関する知見の不足: 家族形態の変容やスマートフォンの普及等などの時代変化に伴う性被害の内容や構造の変化に関する知識が不足していることが挙げられる。さらには、当該課題を検討することによって得られる知見を共有し、普及・啓発を図ることで、関係支援者のアセスメント技能の向上や、性被害に対する社会文化的抑圧に対抗する一助となる可能性も想定される。

3.5 文献情報を踏まえた本事業の研究対象範囲と主要調査観点

ここまで、文献調査では、子どもの性被害に関連する情報を多面的に整理した。すべての側面を包括的に記述することは叶わないものの、研究の対象範囲と調査の主要目的を設定する上で、下記の要点は先行研究から十分に得られたものと考えられる。

【調査目的定立の観点から整理する文献調査結果の要点】

(1) 子どもの性被害には、加害者の立場や続柄に依らず、また、刑法性犯罪等の要件に依らずに、被害を受けた子どもの視点から被害内容を捉え、定義し、支援を展開するという児童虐待対応領域の独立した理念体系があること。

(2) 子どもの家庭内性被害は、児童相談所を中心とした多機関連携に基づく専門的調査・介入が必要となるが、市区町村の子ども虐待対応関連部門においても、児童相談所と同程度の事例対応(通告受付のみといった場合も多分に含まれうる)がなされていること。

(3) 子どもの家庭内性被害は、男女を問わず 0 歳から 18 歳まで幅広い年齢層の子どもが被害を受け、加害者には保護者、保護者以外のきょうだい・親族、その他にも家庭内に外部からアクセスした第三者など幅広い立場の者が想定され、被害の内容や様態に拘らず、被害を受けた子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼしうる問題であること。

(4) 子どもの家庭内性被害を早期に発見するための着眼点等、アセスメントに必要な知見には様々なものが提案されているが、被害を受けているにも関わらず外部から各種症状が観察されない場合(無症候性の子ども)や、加害者による隠蔽・秘匿・家庭内関係者の支配・無力化、

性的虐待順応症候群などにより、被害が表面化せず、依然として把握が困難な問題であること。

(5) 子ども自身に対する性被害への教育などの予防的介入や、保育園、幼稚園や学校、警察、医療機関、その他子どもに関わる大人や支援者による鋭敏な眼が、事態の早期発見に寄与すると考えられるが、そのために必要な基礎知見・取組が国内で未だ十分に実践・共有されていないこと。

(6) (子どもの)性被害には、社会の誤解や偏見等が根強く存在しており、未発見による問題の潜在化や、周囲の人間に問題が認知されても通告に至らない、あるいは子どもの二次的な被害・トラウマ等につながること。

(7) 上述した要点を含む様々な理由により、児童相談所を中心とした専門機関による支援につながっている事例は、国内で発生している子どもの性被害の一部分、氷山の一角であり、早期発見のための取組は重大な急務であること。

上記文献調査の結果を踏まえ、本事業では研究対象範囲を以下に設定し、以降の調査を展開する。

＜対象とする組織と事例の範囲＞

【対象組織】 児童相談所と市区町村

【対象事例】 対象組織で対応されている子どもの家庭内性被害事例

【対象とする潜在事例】児童相談所と市区町村における未計上事例数

＜本調査事業で対象範囲外の内容＞

・警察等、児童相談所・市区町村以外で対応されている子どもの家庭内性被害事例

・家庭外の性被害、社会的養護関係施設内での性的問題、児童の恋人間等の親密圏での性的被害

・未発見に係る潜在事例数(本事業では「未計上」の潜在化事例のみ推定・把握対象)

そして、上記研究対象範囲における事例および組織の実態を把握するために、以下の設問を調査あに組み込んだ(表 3.10)。個別の選択肢には、文献調査で得られた各種の知見が織り込まれている。調査内容の詳細は、巻末の補足資料を参照されたい。

表 3.10 文献調査を踏まえて設定された主要調査観点

設問対象	区分	設問	聴取目的
組織	基礎設問	管轄児童人口	・被害把握率の計算 ・児童人口規模別での対応状況把握
		2019 年度虐待通告相談件数	・未計上事例数の基準値 ・性被害事例と他種別通告状況比較
		2019 年度家庭外性被害、特殊な性被害	・家庭外性被害や特殊な性被害の把握実態・対応状況の収集
		2020 年 10 月中の性被害通告・途中発覚事例	・途中発覚事例、確証水準の異なる事例に関連した未計上潜在数の推定
		性被害事例の計上方法	・計上の統一性確認 ・未計上事例数の推定
	補足設問	性被害に関する初期対応・調査内容	・被害把握率との関連要因の検証
		新型コロナウイルスの流行に係る緊急事態宣言前後の性被害件数の増減状況	・未計上事例数の推定に係る解釈の補助
		これまでに経験したことのある子どもの性被害のパターン	・経験知の共有
事例	受理区分	性的虐待での通告か、別種別受理での途中発覚か	・通告時点での潜在化要因の探索
		最初の受理区分	・性被害の潜在する受理種別の把握
	年度情報	被害把握年、初発被害年	・被害継続期間、発覚時の児童年齢等の算出
	児童基礎	性別と年齢	・年齢、性別ごとの特徴把握
		被害内容と頻度、確証の水準	・他の要素との関連検討
		被害児童の随伴問題	・障害等との関連検討
	世帯情報	世帯構成と加害者	・被害発生家庭の基礎構造把握
		世帯情報・養育環境	・性被害の発生予測に関する環境要因
	発覚と開示	被害発覚の経緯	・被害児童本人の開示か周囲の発見か識別

		開示に関する情報	・虚偽の報告や撤回など開示情報の把握
		開示の背景要因	・開示に至る契機として想定される要因の把握
	被害児童詳細所見	被害児童の所見	・医学所見から対人関係等、兆候となりうる観点の把握
	加害―被害構造	加害―被害等の家庭内構造	・身体的、心理的暴力等による統制の有無やその範囲、口止めや共犯関係などの把握
	きょうだい	加害きょうだい情報	・加害きょうだいの特徴把握
	その他加害親族等	その他加害親族等の情報	・その他加害親族等の特徴および子どもの所属世帯との関係把握
	養育者所見	養育者の詳細所見	・年齢性別、就業状況、他の養育者や子どもとの関係、関係機関からの情報等、養育者に関する情報の把握

また、組織調査・事例調査の実施に際して、本事業の有識者検討委員から提出された意見は次のとおりであった。提出された意見は、目的との整合性、回答者による報告が可能か、回答者に係る負担等を総合的に加味して設問構成に組み込まれた

＜本事業有識者検討委員から提出された調査設計に係る意見＞

<調査全体に関する議論>

・調査設計的に、対象群がないため、一般的な虐待事例との識別など、今回の調査の対象と何が違って何が同じなのかがわからない。相当の工夫が必要になる。
・初めから開示するパターンと、後から開示するパターンで発覚の経緯は違うのかということについて明らかにできると良い。
・経験による暗黙知がないと、家庭内性被害に気がつくことができない。暗黙知を顕在的な知識に昇華するような調査設計が必要になる。
・社会的養護関係施設等で発覚した過去の家庭内性被害については、施設等側の支援者がどれだけ児童相談所に過去の被害を報告しているのかという問題もある。ここにも未計上問題があるだろう。

・性的虐待に悩んでいるが通告できていないという潜在事例を調べられたらよい。性的虐待で通告された人と後から開示した人が、どのように住み分けが違うのかがわかると、また違った関わり方ができる。
・障害児と性的虐待の関連について、性被害の事例だけでなく、他の虐待事例についての中で障害事例がどのくらいなのか。
・「通告したらどうなるかわからないから」など、いくつかの理由で、（学校関係者が）虐待や性被害を疑う経験があっても通告をためらうことが報告されている。そういった通告へのためらいに関する知見も早期発見と支援への接続を考える上では重要である。

＜子どもの性被害の定義に関する議論＞

・児童虐待防止法における性的虐待では、すべての性被害を拾いきれない。家庭内の性被害の中でもネグレクトで計上されているものが多い。
・日本と海外の性的虐待の定義は違う。両者の定義の一長一短等について踏まえた上で、調査上の定義を明確にする必要がある。

＜個別の調査構成に関する議論＞

組織対象調査について

・「児童相談所への通告時点では、家庭内性被害を疑ってすらいない事例」を掬い上げられるような調査項目にした方がいい。また、全国統一の基準で記入してもらうためには、「通告から発覚までをどの程度の期間（3ヶ月後に発見、半年、等）で区切るのか」についても決める必要がある。

・心理的虐待・ネグレクトなどをベースに支援しようとすると、性的虐待が流れてしまう現状があるのではないか。それを考慮した結果の整理方法を考える必要がある。

・「どういう経緯で発覚したか」、「発覚させるにはどういうところにヒントがあるか」がわかるような調査設計を行う必要がある。

・「障害のある子ども」という観点から子どもの性暴力被害を経年的に扱ってこなかった。性的虐待に限らず、どの相談種別でも虐待として常時計上されるシステムにはなっていない。両者の関係性を本調査で明らかにできるとよい。

・回答者のベテラン度を尋ねる部分は、勤続年数より「これまでの(ソーシャルワークとしての)対応件数は何件」を問う方が良いだろう。

・通告受付件数・相談対応件数の定義について。通告受付件数だと複数にまたがるので、実数との乖離が生じる。相談対応件数をベースに扱う方が良いのではないか。

・『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン(2011)』に即して対応しているか等、回答者の傾向を把握する上では、「ガイドラインを知っている・だいたい知っている・知らない」等で聴取するのはどうか。

・性非行の対応事例件数も聞いた方が良い。隣接した問題であることから、状況の把握に有効と考えられる。

・「報告していない事例はどのくらい？」という設問では回答を得られないということが過去の取組から明らかになっている。設問に工夫が必要である。例えば、直近３ヶ月のなかで発見した性的虐待の件数は何件かというところから件数を逆算する、あるいは、通告受理後の事例に絞っていくことなら、部分的には可能かもしれない。

事例調査について

・市区町村を対象に含める場合、早期段階から児童相談所に送致・通告されていることや、専門性の水準などの理由から、事例調査において詳細を尋ねることができていない可能性が高い。設問上で「回答困難」の欄を設置したり、分析の段階でデータを切り分けたりした方が良いだろう。

・複数加害者がいた場合も想定するべき。

・家族構成で主たる性加害者がきょうだいの場合、実父から暴力を受けているパターンが多い。DV がある場合、誰までが暴力を受けていたかによって構造のパターンが浮かび上がってくるだろう。
・加害的・自傷的な性化行動はそれぞれ分けた方がいい。
・知的水準や衝動性については、定義や詳細を厳密に記載した方が良いだろう。
・被害の開示を一次的に聴取した人が子どもにとってどんな人だったのか、聴取した人はどんな状態だったかも知ることができるとよい。潜在化した家庭内性被害を明らかにするためには、「子どもがどのような人に開示したのか」はとても重要である。子どもからすれば、「受け止めてもらいたい期待感と、拒絶される恐怖感」の両方がある。
・「子どもが被害を語ろうと思う」というのは様々な条件（危険が迫っている、加害者が離れた、サポーター、性教育、身近な人の被害）がある。それらについても調査できると良い。結果に応じて、開示を得るための支援の在り方を考えることができる。
・大人が子どもに開示してもらうにあたって、どのように仕掛けていかないといけないのか。「開示を得る努力」をピックアップしたら、今後に活かすことができそうである。
・親にアスペルガー症候群様の発達障害がある事例を経験することがある。それらの情報の聞き取りができるといい。
・保健室での性教育のあとで開示がある事例もある。そこも調査で取れたら良い。
・性の問題に限らず、問題行動を掘り下げていくと開示に至る事例がある。
・口止め・言えなかった理由、例えば「妹に被害が及ばないため」、「母親を殺すぞと脅された」など、開示がなされなかった理由が見える方がいい。
・被害開示の様相については、開示範囲だけでなく、情報の不安定さでもパターン分けできそうである。対応中に開示内容の情報量が増えた・減ったといった増減によるパターンがある。トラウマ性の強い子どもは、ある時言った言葉を再現しない。嘘をついているように見えるが、解離がある場合の特徴とも考えられる。色々なことを言う子ども、はっきりと言わずぼかす子ども、言いやすい相手にだけ言う子どもなどがいるため、そういったパターンを拾えるような設問を追加できるといい。
・市区町村の性被害の認識は、児童相談所の捉え方とは異なる部分があるので、事例調査の項目は専門的すぎて、市区町村での回答が難しい可能性がある。

第 4 章(事前研究) 子どもの家庭内性被害予測モデルの構築とアセスメント項目の選抜

本章では、全国 Web 調査に先立って、子どもの家庭内性被害の併存・発生可能性を予測する機械学習モデルの試験的構築を行う。通告受理・初期調査段階等で得られた情報から、解析的に子どもの性被害の併存を予測する作業である。解析対象は、児童相談所および市町村に虐待通告された事例となる。

本事業では、(1)性被害を的確に予測することに貢献する観点またはアセスメント項目の抽出、(2)児童虐待通告で受理した事例の性被害併存可能性を通告受理段階等の早期から予測可能か試験的に検討することの 2 点を目的として解析を行う。なお、機械学習モデルに学習させるのは「児童虐待事例」となるため、当該自体に相当しない例えば学校等に在籍する一般児童などに当該予測モデルを適用することはできない(想定外のデータに対しては誤った予測を出力する)点には留意が必要となる。

4.1 背景と目的

児童虐待事例の重篤性や将来にわたる虐待の継続性(再発可能性)を捉えることを目的とするアセスメントツールは、これまで国内外で様々なものが開発され、その信頼性や妥当性の検証が行われてきた(Mickelson et al., 2017)。

近年では、リスク予測モデリング(predictive risk modeling)と呼ばれる、予測性能や利便性の向上を図るための新たなアプローチに基づく研究知見が報告されはじめている。リスク予測モデリングとは、機械学習などの解析技術を用いて、高い精度でリスク判定あるいはリスク判断の補助を行う技術的枠組である。例として、虐待対応コールセンターでのリスク判定精度を向上させるニュージーランドや米国の研究 (Vaithianathan et al., 2017; Chouldechova et al., 2018)、ファミリーサポート利用の初期段階で、当該世帯に虐待通告が発生する可能性を検出するオランダの研究チームの取組などがある(van der Put et al., 2016)。

また、小児期の逆境体験から長期的予後を予測する試みも行われてきている(Latham et al., 2019)。機械学習技術の発展に伴い、リスク予測に貢献する項目を選抜する技術なども整備されている(例えば、Lundberg & Lee, 2017)。「最大限の予測性能を有した客観的リスク指標を構築しながら、予測に必要なアセスメント項目を最小限に留めて実用上の利便性を高める」ことも実現可能な状況となっている。

しかし、児童虐待対応の文脈においては、未だ検討が必要な課題も多く、その一つとして、子どもの性被害の併存・発生に関する解析的検討が十分に行われていないことが挙げられる。そして、潜在化する重篤な問題を漏れなく検出するためには、相応の予測精度を得ることが実用上の必須要

件となるにも拘らず、先行研究では十分な予測精度が得られていない。性能の向上にあたっては、予測対象と関係の深いアセスメント項目を充実させる必要があると考えられるが、これまでの研究は行政データベースに含まれる「児童の年齢」、「世帯構成」などの外面的な記述項目の活用に留まっていることが多い(例えば、Gillingham, 2016)。

厚生労働省(2020a)では、児童虐待対応に関する一定包括的なアセスメント項目が揃った「アセスメント項目情報リスト」ならびに「市区町村/児童相談所で共通利用可能な児童虐待対応のためのセーフティーアセスメントツール構成ガイドと構成例」に基づく事例データを用いて、重篤事態の発生・併存を対象とするリスク予測モデリングが実施された。

当該研究では、性的虐待とその疑いが持たれた事例を比較的高い識別性能で予測できることが示されている。しかし、当該研究では 418 に及ぶアセスメント項目を活用した解析が実施されており、(1)どのアセスメント観点が特に精度の高い予測を実現する上で重要となるのか、(2)項目を選抜した際に予測性能がどの程度担保されるのか、(3)予測に活用した項目が通告受理・初期調査の段階でどの程度収集可能な情報か、といった実用可能性に関する検討がなされていない。

本章の解析では、性被害の併存予測に必要なアセスメント項目の選抜と予測性能の検証を行うとともに、本事業で実施する全国 Web 調査の調査項目選定への示唆を得る。

4.2 方法

4.2.1 活用データ(二次利用データ)とデータ処理手続き

解析には、厚生労働省(2020a)で収集された 5,493 件の事例データを使用した。同調査では、全国の児童相談所ならびに市区町村を対象とし、各組織で継続対応中にある事例の基礎情報とアセスメント項目の該当情報が収集されている(調査期間 2019 年 11 月から 12 月。回収率 28.4%)。

当該調査では、国内外の文献を対象とした文献調査で選抜・修正された 420 項目から、回答組織ごとに無作為に選抜された 30 項目が使用された。事例の基礎情報には、児童および主たる養育者の年齢・性別、主たる虐待種別、主たる虐待者種別、過去の虐待係属歴、DV・面前暴力事案、特定妊婦が含まれた。また、リスク予測モデリングの対象とする子どもの性被害は、厚生労働省(2020a)に示された定義に従い、「性的虐待またはその疑いを含む事例」として、その該当状況が収集された(厚生労働省, 2020a, p33-p34 参照)。さらに同調査では、アセスメント項目の「初期情報取得容易性」と「訪問段階情報取得容易性」に関する評定情報が収集された。児童虐待対応における初期調査・予備調査の段階、訪問調査・一時保護を伴う調査のそれぞれの段階で、項目の該当・非該当を判断するための情報が、どの程度収集可能かを 0 から 100 までの値で評定したものである(0: 取得は不可能、 25: 努力等で取得できる場合がある、50: 半数程度は取得可能、75:大半は容易に取得可能、100: ほぼすべてで容易に取得可能)。調査内容と個々のアセスメント項目については、令和元(2019)年度の事業報告書を参照されたい(厚生労働省, 2020a)。

事例データの除外基準は、データ収集時の入力誤りの可能性を含む養育者年齢が 13 歳未満の事例とした(虐待種別等の主要項目の欠損も想定されたが、当該条件に合致するデータは 1 例も想定されなかったため除外基準としなかった)。なお、調査に対する同意の撤回があった場合の回答データ等は、削除処理を実施済みのため、この中に含まれていない。

項目評定データは、あらかじめ欠損データを除外する処理(リストワイズ)を実施し、項目ごとに中央値を算出した。事例データに関しても、児童年齢および主たる養育者年齢の項目で欠損している場合には、欠損値に中央値代入を実施した。また、虐待種別などのカテゴリーデータ(名義尺度)は、尺度内の水準を展開し、0 または 1 のダミー変数に変換して使用した(one-hot-encoding)。

また、厚生労働省(2020a)では、データ解析と有識者議論に基づいて、アセスメント項目を 129 項目まで統合している(以下、統合項目)。本研究では、統合項目における該当状況を、統合前の項目(以下、原盤項目)のいずれかに該当している場合に 1 とし、いずれの原盤項目にも該当のなかった場合を 0 とする数値変換を行った。解析前の項目の選抜については、性被害の発覚後にしか確定し得ない情報項目(主たる虐待者種別や複数種別の虐待の併発・混合など)を除外基準として定めた。

性被害の観測パターンを抽出するための学習データ(training)と性能評価用の検証データ(test)は 80%と 20%の割合で無作為に分割・作成された。このとき、重篤事態に該当する事例が学習データに少数しか含まれない場合(クラス不均衡)、解析結果に偏りが生じる恐れがある。クラス不均衡によるバイアスの発生と精度の低下を緩和するため、学習データに SMOTE サンプリング(Chawla et al., 2002; Torgo, L., 2010)を適用した。

4.2.2 性的虐待の予測手法と項目抽出、性能評価手続き

リスク予測モデリングでは、機械学習や深層学習などの様々な解析技術が活用される。本研究では、予測性能と結果の解釈性に優れた eXtreme Gradient Boosting(XGBoost)モデルを採用した。XGBoost とは、勾配ブーストと呼ばれる最適化アルゴリズムを用いた機械学習手法の一種であり、対象が観測されるパターンを条件分岐の形式で捉えるモデルである(Chen, C. & Guestrin, C., 2016)。

本研究では、性的虐待(疑いを含む)に該当するか否かを予測する二値分類の形式で使用した。XGBoost モデルの主要な学習条件(ハイパーパラメータ)は、学習率(eta)0.03、条件分岐の最大の深さ(max_depth)12 とした。ブースティングのラウンド数(num_round)は、交差検証法(5-fold cross validation)により 1 回から 8,000 回の範囲で最適な値を決定した。その他の学習条件は、xgboost パッケージの標準設定値を利用した(Chen, T. & Guestrin, C., 2016)。

項目選抜では、予測に有用な項目を選抜する際に用いられる解析的数量指標である SHAP 値(shapley-value)を利用した (Lundberg & Lee, 2017)。国際的に最も活用されている構造化意思決

定方式によるアセスメントツール(National Council on Crime and Delinquency, 2017)は全体で約 20 項目であり、本邦の一時保護判断に最も広く用いられる「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」(厚生労働省, 2013)は 8 区分 29 項目であることから、本研究では統合項目全項目を用いた場合と、SHAP 値から上位 30 項目を選抜した場合の予測性能を検討する。

性被害の併存に対する予測性能を評価する指標として、PR 曲線下面積(Area Under the Precision-Recall Curve: AUCPR)を採用した。AUCPR は、横軸に感度(Recall)、縦軸に適合率(Precision)を取り、機械学習が出力する予測スコアの判別閾値を変化させた時に現れる曲線(PR 曲線)で区切られた範囲下の面積を用いた指標である。0 から 1 までの値を取り、値が大きいほど高い予測性能を有することを示す。クラス不均衡データでもバイアスが混入しにくいことから、機械学習研究における性能報告指標として利用が推奨されている(Sofaer et al., 2019)。

また、機械学習による予測と実際の性被害の有無が整合していた割合(正解率)を示す指標として、精度(Accuracy)も補足的に報告する。Accuracy は 0 から 1 までの値をとり、1 に近いほど性能が良いことを示す。クラス不均衡な場合に高い値を取りやすいという性質を持つものの、「正解率」を指し示すものであることから解釈性に優れている。なお、機械学習モデルの性能を決定するのは、予測性能の高さだけではない。「必要な項目情報がどの程度収集しやすいか」という利便性に関する評価指標として、選抜したアセスメント項目の情報取得容易性(平均値)を補足指標に採用した。

4.2.3 倫理審査とデータの二次利用について

本章の解析で使用するデータは、令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」にて、全国 Web 調査で収集された事例データである。データの後続 5 年間の研究利用についてすべての回答者より同意を得て回答を収集する旨を含め、倫理委員会からの承認を得た。

【国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人間工学実験委員会 事前申請】
整理番号：人 2019-982（新規）
実験課題名：児童虐待対応にかかるリスクアセスメント項目の開発と評価
判定結果：人間工学実験審査申請非該当

【社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 愛育研究所研究倫理委員会】
受付番号 ： 第 2 号
研究課題 ： 児童虐待対応にかかるリスクアセスメント項目の開発と評価
判定結果： 承認(承認番号第 2 号)

4.3 結果

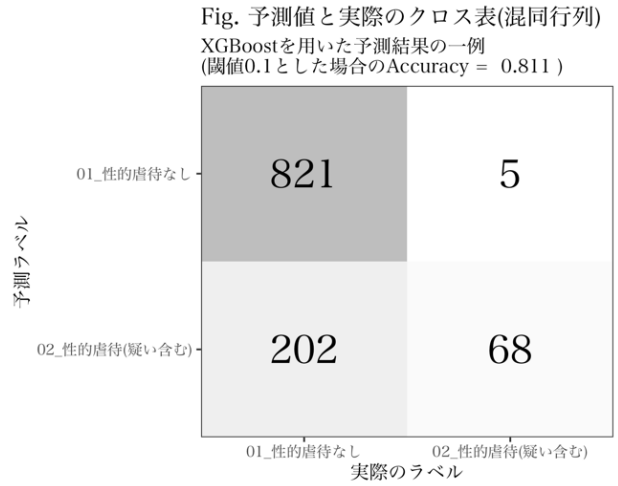
4.3.1 データ抽出結果

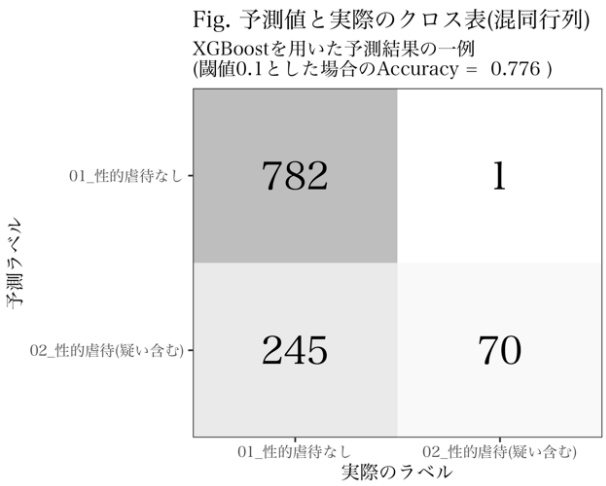
データ源からのレコード抽出を行なった結果、市区町村 470 箇所ならびに児童相談所 129 箇所からの回答データが抽出された。アセスメント項目に対する情報取得容易性の評定データは延べ 15,074 件となり、事例データは 5,493 件が抽出された(市区町村報告事例 3,514 件、児童相談所報告事例 1,979 件)。除外基準である「養育者年齢が 13 歳未満」と記録されたレコードは 15 件該当し、当該事例を除いた 5,478 件の事例が解析に組み入れられた。学習データと検証データは、それぞれ 4,382 件、1,096 件となった。学習データには、性的虐待(疑いを含む)が 206 件含まれた。検証データには、性的虐待(疑いを含む)が 73 件含まれた。

解析前の項目選抜では、性被害の事実発覚後にしか確定しない、「主たる虐待者種別」、「今までに経験したことの無い事例」、「複数種別の虐待が併発・混合」、「養育者が現状解決されていない養育上の課題に対する解決方法を求めている」の項目を除外した。除外後の項目数は、基本情報項目を含め、ダミー変数への展開後で 142 項目となった。また、予測に使用する項目を 30 項目に選抜した上での解析では、学習データ 4,382 件と検証データ 1,096 件のうち、学習データに性的虐待(疑いを含む)が 208 件、検証データに性的虐待(疑いを含む)が 71 件含まれた。

4.3.2 予測性能の評価

統合項目全項目を用いた解析の結果、AUC-PR は 0.788 の精度が得られた。また、性的虐待(疑いを含む)の該当・非該当を判別する閾値を 0.1 とした場合に、その精度(Accuracy)は 0.811 となった。また、当該条件で算出した SHAP 値(絶対値平均)の上位 30 項目(表 4.1 参照)のみを用いた解析では、AUC-PR は 0.756、Accuracy が 0.776 の性能が得られた。いずれも、閾値を調整することによって、性被害に対する高い感度(実際に性被害の併存している事例を正しく検出できた割合)が得られることが示された(図 4.1)。





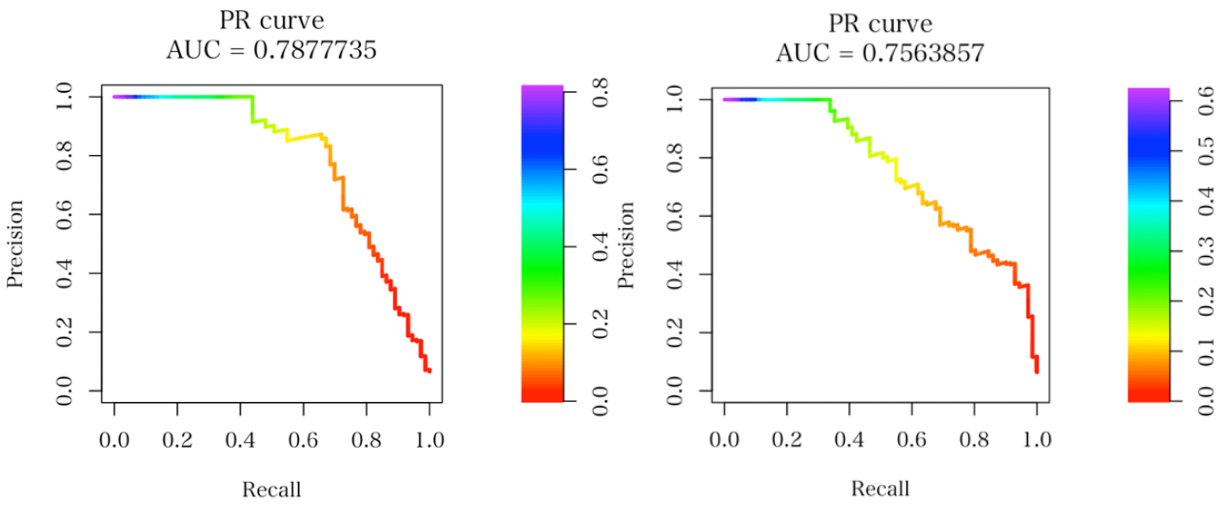


図 4.1 性的虐待(疑い含む)のリスク予測モデルの予測性能

左側パネル: 全統合項目を用いた場合の混同行列と PR 曲線

右側パネル: SHAP 値(絶対値平均)上位 30 項目を用いた場合の混同行列と PR 曲線

4.3.3 解析的項目選抜の結果

SHAP 値算出による項目選抜の結果、当該データを用いた場合において、有効数値(0 ではない)を持つ 93 項目のアセスメント観点が抽出された。これらは、ある特定条件下を含め、性被害の可能性を検出あるいは除外することに貢献したことを示す項目群となる。

主に性被害の可能性を検出する方向に寄与した項目例としては、その上位から、(1)養育者の都合が養育より優先される、生活が自己中心的[養育者所見]、(2)子どもの情緒的問題、対人距離や愛着に課題がある[児童所見]、(3)経済不安や就労の不安定[世帯情報]、(4)支援・介入の困難、支援資源の不足(家庭内親族内にキーパーソンがいないなど)[社会関係]、(5)養育負担の偏り、夜間監護がないなど[養育環境]が抽出された(表 4.1 および表 4.2)。ただし、このとき、SHAP 値および検出・除外貢献率などの指標は、データに含まれた事例ごとに算出される指標である特性を有しており、したがって、例えば「比較的件数の少ない低年齢の性被害事例や、男児の性被害事例を検出することに寄与した項目」などは数値的に小さい値が得られ、他方「中高生女児の実父または実父以外の父からの性被害事例」などの検出に貢献した項目の値は比較的高くなるという性質があることに留意が必要となる。そういった対象事例のパターンを考慮せず、すべて「性被害」として扱った解析結果であるため、数値的順序は参考値・仮説生成の水準に留められたい。

表 4.1 全統合項目を用いた場合の SHAP 値(絶対値平均)の上位項目と関連指標

予測貢献順	項目識別ID	項目区分	統合項目名	SHAP値(絶対値平均)	特定条件下含む性被害除外方向の貢献割合	特定条件下を含む性被害の該当予測貢献割合	初期段階情報取得容易性(中央値)	訪問段階情報取得容易性(中央値)	主観的重篤度評価(中央値)
1	A58	養育者の様子	養育者の都合が養育より優先/生活が自己中心的	0.078	23%	77%	50	75	70
2	A50	養育者の様子	児童への絶え間ない叱責/非難/拒絶/無視	0.066	95%	5%	50	75	75
3	A62	養育者の様子	育児スキルの不足/不履行	0.060	27%	73%	55	75	72.5
4	A18	児童の様子	児童の情緒的問題/対人距離/愛着課題がある	0.048	7%	93%	50	75	60
5	A39	養育者の様子	通告による傷つき/プレッシャー	0.045	3%	97%	40	75	51
6	A73	家族(きょうだい)情報/世帯情報	経済不安/就労不安定	0.036	7%	93%	50	74	55.5
7	A66	養育者の様子	過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほのめかし	0.034	94%	6%	45	75	75
8	A34	養育者の様子	虐待の黙認/擁護/認識欠如	0.032	5%	95%	25	72.5	80
9	A70	家族(きょうだい)情報/世帯情報	夫婦間葛藤/対立/話し合い困難/立場が対等ではない	0.030	10%	90%	25	70.25	60
10	A79	社会関係	支援/介入の困難/資源不足	0.030	22%	78%	50	75	60
11	A56	養育者の様子	怒りや突発的事態への対処困難	0.030	54%	46%	50	75	80
12	A51	養育者の様子	精神科既往歴/不安定/判断力の減退/養育困難	0.028	49%	51%	50	75	70
13	A51	養育者の様子	養育者の家庭外ストレス	0.028	49%	51%	25	70	57
14	A30	養育者の様子	人前での暴言暴力/泣いてもあやさない様子	0.022	97%	3%	50	75	76.5
15	A2	児童の様子	学業上での課題を抱える	0.022	48%	52%	78	88.75	50
16	A3	児童の様子	学校/園の不自然な欠席	0.021	77%	23%	85	100	68
17	A67	家族(きょうだい)情報/世帯情報	内縁関係/ステップファミリー/登録のない大人の出入り	0.019	3%	97%	60	90	50
18	A64	養育者の様子	DVの疑い/過去のDV相談歴	0.018	97%	3%	60	83.75	70.5
19	A29	児童の様子	見えない箇所の傷	0.018	1%	99%	50	75	77
20	A19	児童の様子	教員/保育士の独占	0.017	1%	99%	75	86.5	52.5
21	A49	養育者の様子	児童への生活支配/行動制限/学習の無理強い	0.017	49%	51%	49	73.5	56.25
22	A28	児童の様子	噛み傷/わずかな傷/説明されない傷	0.016	14%	86%	50	75	80
23	A83	養育環境/生活状況	養育負担の偏り/夜間監護がない	0.016	9%	91%	50	75	68.5
24	A80	社会関係	近隣トラブル/養育者社会関係	0.016	83%	17%	50	70	62.5
25	A40	養育者の様子	支援の拒絶/回避/無関心/支援者への態度に一貫性がない	0.016	37%	63%	50	75	73
26	A24	児童の様子	大人への萎縮/自己卑下	0.015	5%	95%	50	75	74
27	A38	養育者の様子	態度から事態改善が見込まれない	0.014	64%	36%	50	75	65.5
28	S19	重篤項目	児童自身が保護・救済を求めている	0.013	1%	99%	55	75	90
29	A45	養育者の様子	関係機関を非難/脅迫/支援の被害的受け取り	0.013	93%	7%	63	80	62.75
30	A82	養育環境/生活状況	不適切な養育環境	0.012	5%	95%	50	75	70
31	A59	養育者の様子	養育プレッシャー/育児不安/児童の障害等受容困難	0.011	39%	61%	50	75	60.5
32	A25	児童の様子	過去の心理的/身体的虐待歴	0.011	80%	20%	50	74	80
33	A25	児童の様子	養育者を過剰に支持する	0.011	80%	20%	50	75	60
34	A48	養育者の様子	児童への家事強制/年齢不相応な自立等の要求	0.011	3%	97%	31	75	60
35	A5	児童の様子	身体接触の緊張/服を脱ぐことを嫌がる	0.010	0%	100%	44	72.5	75
36	A17	児童の様子	異性への恐怖/過剰な接近	0.010	0%	100%	50	50	70
37	A54	養育者の様子	うつ状態/無気力または妄想幻覚/躁状態がある	0.010	97%	3%	45	75	75
38	A75	家族(きょうだい)情報/世帯情報	家族構成/同居人変化	0.009	4%	96%	55	77.5	57.5
39	A16	児童の様子	睡眠の問題/悪夢の報告	0.009	0%	100%	32	50	75
40	S30	重篤項目	養育者が児童の養育(医療的対応含む)に関して無関心	0.008	1%	99%	50	75	75
41	A57	養育者の様子	養育者の非虐待歴/逆境体験	0.008	98%	2%	25	50	75
42	A69	家族(きょうだい)情報/世帯情報	ひとり親家庭/夫婦間年齢差	0.008	92%	8%	100	100	45
43	S18	重篤項目	児童が帰宅を嫌がる・拒否する	0.008	0%	100%	75	75	85
44	A36	養育者の様子	児童への口止め	0.008	1%	99%	25	61	80
45	A68	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだい人数/最小児童年齢	0.007	95%	5%	100	100	50
46	A6	児童の様子	家庭状況を語らない	0.006	99%	1%	50	75	70

表 4.2 全統合項目を用いた場合の SHAP 値(絶対値平均)の上位項目と関連指標

予測貢献順	項目識別ID	項目区分	統合項目名	SHAP値(絶対値平均)	特定条件下含む性被害該当方向の貢献割合	特定条件下を含む性被害の除外予測貢献割合	初期段階情報取得容易性(中央値)	訪問段階情報取得容易性(中央値)	主観的重篤度評価(中央値)
47	A33	養育者の様子	児童の育てにくさ	0.006	3%	97%	50	75	65
48	A35	養育者の様子	説明の回避/説明内容の疑念	0.006	14%	86%	40	70	70
49	A44	養育者の様子	調査協力への無理解/非協力	0.005	92%	8%	37	75	80
50	A22	児童の様子	暴力を伴う問題行動	0.005	6%	94%	59	75	60
51	A93	妊娠/出産	予期せぬ妊娠/課題の伴う妊娠・出産	0.005	73%	27%	50	75	69
52	A61	養育者の様子	養育知識/意欲/理解力不足	0.005	7%	93%	50	75	57.5
53	A60	養育者の様子	世帯内役割への固定観念/特異的育児観/体罰暴力の是認	0.005	73%	27%	41	75	70
54	A77	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだいの係属歴	0.004	76%	24%	84	98.75	73.75
55	S33	重篤項目	養育者や児童が、別の養育者に対して「殺されるかもしれない」「何をするかわからない」等の確信めいた不安や恐れを訴える	0.004	1%	99%	50	56	90
56	S3	重篤項目	養育者が、刃物や武器を使って家族を威嚇する	0.004	0%	100%	38	75	90
57	A20	児童の様子	養育者に対する挑発/エスカレートする行為	0.003	97%	3%	54	73.75	63.5
58	A21	児童の様子	非行/他者を寄せ付けない態度	0.003	2%	98%	50	75	54
59	A88	初期情報	生活状況の把握困難	0.003	1%	99%	40	55	75
60	A53	養育者の様子	慢性的身体疾患/身体障害	0.003	1%	99%	50	75	50
61	A43	養育者の様子	支援者への攻撃性	0.003	99%	1%	50	75	75
62	A14	児童の様子	同じ服装/季節外れの服装	0.003	99%	1%	70	77.5	60
63	A46	養育者の様子	支援者への要求が多い	0.002	1%	99%	50	60	49.5
64	S32	重篤項目	世帯が生活困窮状態にある(その日の生活に困る)	0.002	99%	1%	63	75	70
65	S17	重篤項目	養育者に、道具を用いた体罰・暴力行為がある(軽度の外傷や跡がない場合)	0.002	1%	99%	40	73	87.5
66	A41	養育者の様子	園や学校への不自然な連絡/無連絡/学校との接触回避	0.002	79%	21%	75	87.5	65
67	A23	児童の様子	養育者への従順な態度	0.002	0%	100%	50	75	65
68	S16	重篤項目	養育者が児童の身体の複数箇所を殴打している	0.002	1%	99%	50	75	90
69	A47	養育者の様子	乳幼児への不自然な関わり方	0.002	29%	71%	50	75	60
70	A7	児童の様子	児童の発達障害(疑い含む)	0.001	2%	98%	75	80	50
71	A76	家族(きょうだい)情報/世帯情報	長期親子分離	0.001	65%	35%	75	77.5	65
72	A84	養育環境/生活状況	生活環境の違和感	0.001	1%	99%	38	75	50
73	A52	養育者の様子	物質/行為依存/発達障害の診断/疑い	0.001	32%	68%	36	70	60
74	A86	養育環境/生活状況	児童に配慮のない喫煙	0.001	1%	99%	25	50	50
75	A37	養育者の様子	訪問時の接触困難	0.001	99%	1%	75	100	71
76	S23	重篤項目	養育者が、児童の保護・救済を求めている	0.001	1%	99%	50	78.5	82.5
77	S22	重篤項目	児童に自傷行為や自殺企図がある	0.001	0%	100%	39	75	90
78	S25	重篤項目	虐待行為の可能性が高いと判断されるにもかかわらず、養育者が虐待を否定する・認めない	0.001	2%	98%	45	75	80
79	A81	社会関係	地域社会からの孤立	0.001	2%	98%	50	75	65
80	S8	重篤項目	児童が泣き止まないことに苛立っての身体的暴力がある	0.001	1%	99%	25	75	90
81	A4	児童の様子	児童の帰宅不安/恐怖	0.000	62%	38%	63	75	81
82	A78	家族(きょうだい)情報/世帯情報	きょうだいの疾患/障害等	0.000	0%	100%	75	90	50
83	A90	妊娠/出産	高齢出産	0.000	95%	5%	100	100	30
84	A63	養育者の様子	児童の衣食住への極端なこだわり	0.000	1%	99%	50	65	57.5
85	S14	重篤項目	小型円形熱傷(タバコ熱傷)、手形・つねった痕、ミミズ腫れなど、児童の身体に特徴的な形状の外傷・瘢痕(古傷)がある	0.000	0%	100%	70	75	90
86	A91	妊娠/出産	若年出産	0.000	99%	1%	100	100	52.5
87	A65	養育者の様子	きょうだいとの差別的扱い	0.000	98%	2%	50	65	72.5
88	A9	児童の様子	栄養障害/成長障害(疑い含む)	0.000	1%	99%	75	80	80
89	A85	養育環境/生活状況	児童/養育者の生活習慣崩れ	0.000	99%	1%	40	73.75	60
90	A72	家族(きょうだい)情報/世帯情報	登録外住所の居所/住所不定/放浪	0.000	99%	1%	75	96.25	67.5
91	A15	児童の様子	摂食/排泄の異常/喘息やアレルギー	0.000	1%	99%	50	75	50
92	S2	重篤項目	家庭内に、刃物等の武器を用いたDV行為(「殺すぞ」等の脅迫または暴力)が発生している	0.000	1%	99%	25	50	90
93	A55	養育者の様子	身なりが整っていない/不衛生	0.000	1%	99%	71	82.5	60

4.4 考察と調査項目への整理

リスク予測モデリングの結果、比較的少ないアセスメント項目を用いた場合であっても、一定以上の性能で子どもの性被害の併存を予測することが可能であることが示された。特に、閾値を調整することによって得られた高い感度は、性被害可能性を積極的に疑い、見落としを防止することに貢献する可能性を示したものと言える。

予測に貢献する項目を抽出した結果は、第 3 章に総括した性被害の全体像から捉えると了解可能な内容が多いものの、子どもの性被害には多様なパターンが存在していることを裏付けるようにして、様々な観点が抽出される結果となった。具体的には、養育者中心の養育様式から、(1)子どもが(身体的暴力等を伴う)暴力的な性被害を受けており、一定数で養育者間の立場に差があって、非加害親の共犯化や無力化が伴っているといった被害像や、(2)放置・放任等のネグレクト様の環境下にあって大人の性的行為を目撃するなど被害を受けており、その特徴が低年齢の子どもへの不自然な関わりや養育能力の不足に現れていると考えられるもの、(3)その他、目立った暴力・外傷やネグレクト様の生活環境・養育状況が伴わない、養育者の精神的問題や子どもに各種心身の障害が伴う例、経済的貧困が背後にある例など、様々な被害発生構造をうかがわせる結果が得られた(これらは、仮説段階の解釈の一例である)。そして、被害構造は様々と考えられるが、被害児童が帰宅の拒否や保護を訴える、暴力的な振る舞いや愛着・対人関係の課題、非行や自傷行為、自殺企図、不自然な学校等の欠席や、養育者に従順な様子などの、様々なサインを呈していることが示唆される結果となった。

抽出されたアセスメント項目は、性被害の発生機序を理解する上でも重要となるが、その発見のための併存予測を高い性能で実現させる上での貢献が期待される観点となる。また、事例の実態把握を目的とする調査への組み込みによって、事例の発生構造等を的確に記述できる可能性も期待される。ただし、「現象の理解」を図る上では、予測的観点のみに絞って特徴を記述するだけでは十分ではない。加害被害関係等の骨格となる情報を収集しなければ、現象に十分な説明を加えることができないためである。したがって、次章以降で報告する全国調査の実施にあたっては、当該予測貢献項目を一部採用するとともに、事例の全体像を記述するための観点について、先行知見を含めて慎重に設計する必要性が示された。

第 5 章(全国調査 A: 組織調査) 主に児童相談所と市区町村における子どもの性被害相談対応件数と計上方法、対応経験のある性被害事例内容について

本章では、潜在化する性被害の実態、特に児童相談所と市区町村で対応される事例において統計未計上となっている被害実数を把握することを目的とした全国調査の実施結果を報告する。なお、主たる目的である未計上事例数の推定については、詳細な解析が必要となるため第 7 章にその結果を記載することとし、本章では全国調査(調査票 A: 組織対象調査)で得られた項目の基礎集計結果のみを報告する。

5.1 目的

児童相談所および市区町村福祉関連部門で対応される事例に潜在する子どもの家庭内性被害について、その実態の端緒となる情報を把握するため、組織調査を実施(補足資料 調査票 A を参照)。調査の主たる目的は、現状の年次統計では把握されていない子どもの性被害の認知状況と年次統計の計上方法を明らかにし、統計計上段階で未計上となっていた子どもの家庭内性被害の件数規模について示唆を得ることである。その前提として、本章では調査で得られた各設問の基礎集計結果を報告する。

5.2 方法

5.2.1 調査概要

全国児童相談所 215 箇所および市区町村福祉部門(要保護児童対策地域協議会設置箇所)1894 箇所を対象とした全国調査を実施した。2020 年度において児童相談所は全国に 220 箇所の設置があるが、本調査では 2019 年度の相談対応件数等についての項目が含まれたため、2019 年度に設置のあった 215 箇所を調査の対象とした。市区町村福祉部門については、調査事業主体による独自の調査によって把握された機関を対象としている。

調査票は 2 つのパートに分かれており、(1)組織単位で回答を求める組織調査(調査票 A 補足資料参照)と、(2)事例単位で回答を求める事例調査(調査票 B 補足資料参照)で構成された。調査票 B の事例調査に関する結果は、第 6 章に単純集計結果を掲載し、個別トピックからの詳細な分析結果は第 9 章以降に記載する。

調査回答者は所属機関の長とし、所属機関の長が任命した担当者(複数名も可能)に回答を委任することができる形式を採用した(以下、回答者とする)。調査協力を依頼しない対象機関の要件として、(1)調査期間の前後に災害の被災があった地域や感染症対策下で回答が困難となる組織、(2)その他業務多忙等の理由により回答が困難な組織の 2 点を定め、これらに該当する組織に対しては、依頼状の冒頭で回答不要の旨を案内した。

調査形式は、原則 Web アンケートフォームを介するオンラインアンケート形式をとったが、メール返送形式、郵送法での回答収集も受け付けた。調査回答の受付期間は、郵送による調査依頼開始から約一ヶ月を確保して 2020 年 11 月 19 日から 2020 年 12 月 18 日までを回答依頼期間とした。期限後の回答については、2021 年 1 月 12 日まで猶予期間を設けた。すなわち、調査実施年月は 2020 年 11 月から 2021 年 1 月と表記される。

5.2.2 調査における子どもの家庭内性被害の定義と疑いの水準について

本調査では、下記の 3 つのいずれかが子どもに発生していることが疑われる場合に、その確証の有無を問わず、被害を受けた子どもの視点からそれらを「子どもの家庭内性被害(疑いを含む)」と定義した。

【本事業における子どもの家庭内性被害】

(1)保護者・監護者による子どもへの性的行為・性暴力(児童虐待防止法での性的虐待)
(2)保護者・監護者以外のきょうだいや同居親族等が子どもに対して行った性的行為・性暴力(ネグレクト等の種別に分類されるもの)
(3)家族や親族以外の家庭内・外の人物からの被害であっても監護責任者の子どもへの保護責任が伴うような性暴力被害(ネグレクト等の種別に分類されるもの)

なお、本調査における性被害には、『子ども虐待対応の手引き』等に記載された性的虐待に含まれる接触性・非接触性の性的行為、およびその強要・教唆に加えて、児童ポルノ等の性的搾取(犯罪要件に依らない)や、オンライン性被害なども含まれた。すなわち、本調査では、その加害主体が誰であるかに拘わらず、「家庭内で発生した子どもの性被害」および「監護責任者の保護責任が伴う子どもの性被害」の全てを、「子どもの家庭内性被害」と呼称し、その「疑い」の範囲を含めて問題意識の対象とした。

また、本調査では、子どもの性被害の「疑い」に関して、その水準を以下の 3 つに分けて呼称した。単純に「疑い」と記載した場合は、下記の、性被害が【強く疑われる】と【懸念される】の両方が「疑い」の範囲に含まれていることとした。

【本事業における子どもの家庭内性暴力被害に関する確証の水準】

【確証がある】
被害確認面接等により被害事実が明確な場合、または、子どもからの告白、周囲の目撃、子ども自身が映るポルノ映像等の物的証拠がある、加害者が加害行為を認めるなど、支援者の視点から客観的に性被害の事実が明らかであると判断される場合
【強く疑われる】
上記「確証」を得るには至らないものの、(1)被害に関する部分的な開示やほのめかしがある場合、(2)何らかの性被害を疑わせる発言がある場合、(3)性被害が強く疑われるような問題行動(子どもの年齢からして明らかに不相応な性的問題行動がある等)などから、子どもの性被害が「強く」疑われる場合
【懸念される】
上記「確証」や「強い疑い」の水準には無いものの、(1)何らかの性被害が発生している可能性が懸念される発言・相談がある、(2)性被害の発生予防上指導しなければならない状態をうかがわせる情報がある、(3)子どもに性被害が疑われる問題行動があるなどから、関係する支援者が子どもの家庭内性被害への懸念を抱いており、懸念を有しつつ性被害の可能性を排除できていない場合

5.2.3 組織調査(調査票 A) の設問構成

組織調査の設問は、回答組織の基本情報、性被害に対する統計計上方法、未報告事例の件数等を中心とする内容で構成した。具体的には、(設問 A01)管轄地域の児童人口規模、(設問 A02; 設問 A03)厚生労働省による年次統計(福祉行政報告例)に計上した 2019 年度の各種虐待相談対応件数、(設問 A04)子どもの家庭外における性被害件数、(設問 A05)2019 年度の事例で確認された「特殊な家庭内性被害」の件数、(設問 A06)2020 年 10 月度における子どもの家庭内性被害の受理・途中発覚件数、(設問 A07; 設問 A08)通告受理後に発覚した子どもの家庭内性被害の計上方法、(設問 A09)子どもの性被害全般に関するアセスメント・調査実施状況、(設問 A10)性的虐待以外の虐待事例に対する性被害調査の実施状況、(設問 A11)新型コロナウイルスの流行と子どもの性被害に関する件数増減に関する設問、(設問 A12)これまでに対応経験のある子どもの家庭内性被害のパターンに関する自由記述設問、これら 12 の設問を組み込んだ。

なお、一事例ごとに資料・記録等を振り返らなければ回答が困難な件数等への配慮・対処として、途中発覚事例や確証水準別での被害認知事例については、調査期間直前となる 2020 年 10 月中の情報を取得した。また、「過去に経験した性被害のパターン」については、自由記述での回答を依頼したが、その際、個人の特定に関わる情報の記載を排除するため、加害者属性(実父等)、家族関係(支配的関係等)、被害児童特徴(おとなしい性格、中学生等)、被害内容(直接接触事例)、開示または発見の契機など、記載事項を 5 つの要素に分けて構造化した。また、記載を依頼するパター

ンは上限を 3 つまでにとどめるものとした。当該自由記述項目以外の項目は、件数に係る数値入力か、単一・複数選択式の方法で回答を求めた。実際に使用された調査票は巻末の補足資料に掲載する。

5.2.4 調査手続き

【調査依頼手続き】全国の対象機関に対して (a)依頼状、(b)研究説明文書、(c)回答フォームへのアクセス URL と機関別に無作為化されたログイン ID・パスワードが記載された紙面、(d)Web フォームの調査画面内容(調査票)が印刷された紙面、(e)同意書、(f)同意撤回書、(g)メール回答・郵送回答の手続き案内書面、これらの 7 点を機関長宛に郵送した。

【回答方法】調査への回答に際して、回答者には、インターネットに接続可能な PC から書面(c)に記載された URL へとアクセスしてもらった。そして、回答者はアンケート回答情報を入力し、「回答を送信する」ことにより、調査への回答を完了した。このとき、調査 Web フォームで回答の一時保存は随時可能であり、複数の回答者が分担して入力することも可能な仕様になっていた。また、回答送信後であっても、調査期間内は回答内容を修正・変更することができた。

なお、昨今の感染症状況を踏まえ、回答方式は Web フォームを介した回答方式を推奨・案内するものの、メール添付による返送、郵送による提出も受け付けるものとした。メール返送による回答手続きは、書面(d)「Web フォームの調査画面内容が印刷された紙面」を pdf 化し、書面(c)に記載された研究者指定のパスワードをかけた上で、研究者が開設した研究機関の専用メールアドレスへと添付して送信した。郵送の場合は、印刷された調査票に回答を記入したのちに、研究者所属機関(産業技術総合研究所 研究代表者宛)に郵送を依頼した。

回答者は、Web アンケートフォームからの回答、メール、郵送方式の 3 つの中から、最も負担の少ない回答方法を選択することができた。

【同意手続き・同意撤回手続き】Web アンケートフォームによる回答の場合は、アンケートフォームの 1 ページ目に記載された研究説明および留意事項(書面 b と同一内容)を確認した上、2 ページ目に記載された同意事項(書面 e と同一内容)を確認の上、「同意する」の項目にチェックを得ることで、回答者からの同意を得た。当該同意手続きは、Web フォーム 3 ページ目以降に記載された調査項目への回答前に行われた。これに付け加えて、研究目的や内容、調査項目等は、ログイン手続きを始める以前から、郵送された各種書面であらかじめ案内され、参加協力者はそれを調査手続きに先行して確認することができた。同意撤回の手続きは、研究説明文書に記載された連絡先(研究代表者: 髙岡昂太)への連絡または、同意撤回書(書面 f)に必要事項を記載の上研究者宛に書面を郵送することで開始され、同意撤回書面を研究代表者が受け取ることで正式に受理するものとした。

メール返送または郵送による回答の場合、同意手続きは同意書(書面 e)を記入の上、回答調査票と同様の手続きで研究者宛に提出するものとした。

5.2.5 集計・統計解析

組織調査の実施目的は、現状の年次統計では把握されていない子どもの性被害の認知状況と現在の年次統計計上方法を明らかにし、子どもの家庭内性被害に関する「年次統計への未計上件数」の推定を行うことであった。当該目的は、既存の計上方法では捉えられていない被害事例が一定数以上存在することを示し、当該未計上事例が発生することとなる既存の計上方法の問題点を指摘・改善方法の提案を行うことにより達成される。本章では、組織調査の各設問の回答結果に関する基礎集計を行うことで、未計上事例の発生背景となる子どもの家庭内性被害の計上方法等について概観する。

5.2.6 回収率(例数)の事前想定

本研究代表者が昨年度に実施した、Web アンケートのみを回答手段とする同規模・同組織対象の調査では(厚生労働省, 2020a)、児童相談所の回答率が 60.0%(129 箇所)、市区町村の回答率が 24.8%(470 箇所)となった。本研究では、昨年度の Web アンケート形式のみの回答に制限せず、メール・郵送による回答も受け付けることから、上記程度の回答率が期待できるものと想定した。調査で得られたデータに対して、本事業では統計的検定の利用は計画しなかった。したがって、事前の例数設計は実施しなかった。

5.3 結果

5.3.1 回収率

研究・調査への参加にかかる同意のない回答・同意撤回のあった回答を除き、総計 616 の組織からの回答が得られた。児童相談所からの回答は対象 215 箇所のうち 124 箇所となり、回収率は 57.7%となった。また、市区町村福祉部門からの回答は 1894 箇所のうち 492 箇所となり、回収率は 26.0%となった。

回答方法別では、合計 616 箇所からの回答のうち、郵送回答が 212 箇所(34.4%)、メール回答が 26 件(4.2%)となった。その他 378 箇所(61.4%)は Web フォームからの回答となった。

5.3.2 項目の基礎集計結果

5.3.2.1 回答組織の管轄(児童)人口

調査票設問 A01 にて提示された、回答組織の管轄児童人口に関する回答結果を表 5.1 および図 5.1 に示す。このとき、児童人口を常時把握していない市区町村等への配慮として、児童人口の計

上に困難がある場合は 19 歳以下の人口を求めた。その結果が含まれていることに留意されたい。管轄児童人口の少ない郡部から大規模都市までが回答に含まれていることが読み取られる。

表 5.1 回答組織の管轄児童人口
2019 年度の管轄地域における入手可能な最新の児童人口
ただし、児童人口の計上に困難がある場合は 19 歳以下の人口が報告されている

回答者区分	回答数	欠損数	有効回答数	最小値	中央値	平均値	最大値
児童相談所	124	4	120	7352	87769	108371.4	916709
市区町村	492	21	471	0	6955	18645.8	604675

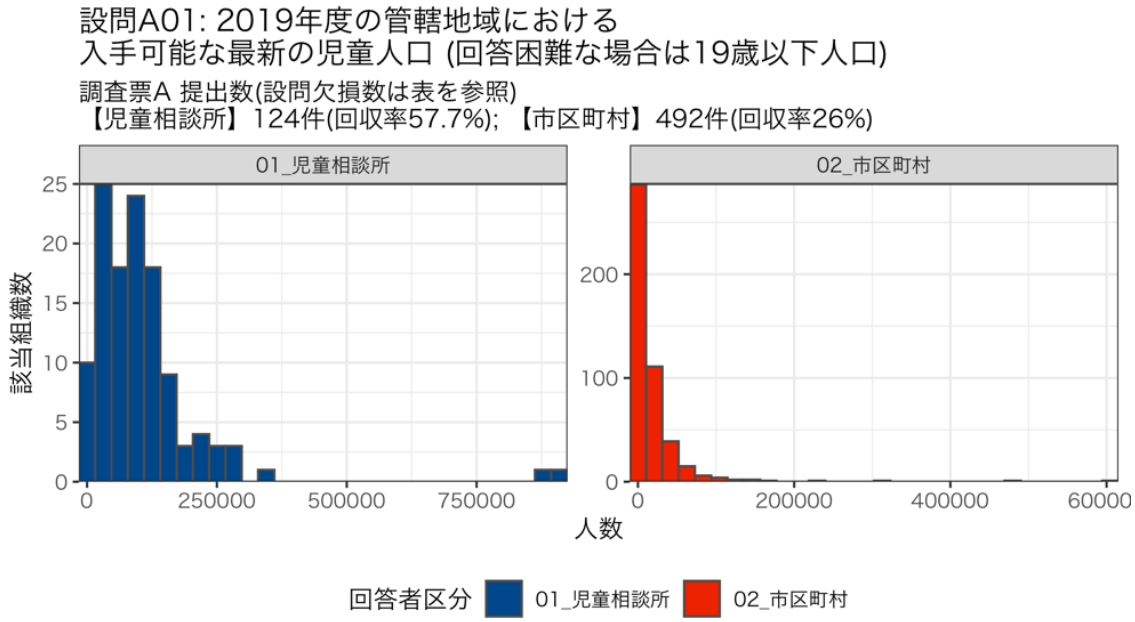


図 5.1 回答組織の管轄児童人口
2019 年度の管轄地域における入手可能な最新の児童人口
ただし、児童人口の計上に困難がある場合は 19 歳以下の人口が報告されている

5.3.2.2 回答組織における 2019 年度の児童虐待相談対応件数

続いて、設問 A02 にて回答の得られた 2019 年度の性的虐待以外の虐待相談対応件数(福祉行政報告例に報告した件数)について、件数情報を表 5.2 および図 5.2 に示す。

表 5.2 回答組織における 2019 年度の虐待相談対応件数

2019 年度分の福祉行政報告例(年次統計)に計上した虐待相談対応件数

回答者区分	虐待種別	回答数	欠損数	有効回答数	最小値	中央値	平均値	最大値
児童相談所	ネグレクト	124	1	123	0	94	160.9	894
児童相談所	心理的虐待	124	1	123	2	313	544.7	4157
児童相談所	心理的虐待の内、DV・面前暴力	124	14	110	1	167.5	283.2	1649
児童相談所	身体的虐待	124	1	123	8	150	226.6	1523
市区町村	ネグレクト	492	10	482	0	8	28.4	555
市区町村	心理的虐待	492	10	482	0	14	45.9	547
市区町村	心理的虐待の内、DV・面前暴力	492	83	409	0	5	20.3	796
市区町村	身体的虐待	492	6	486	0	10	31.3	579

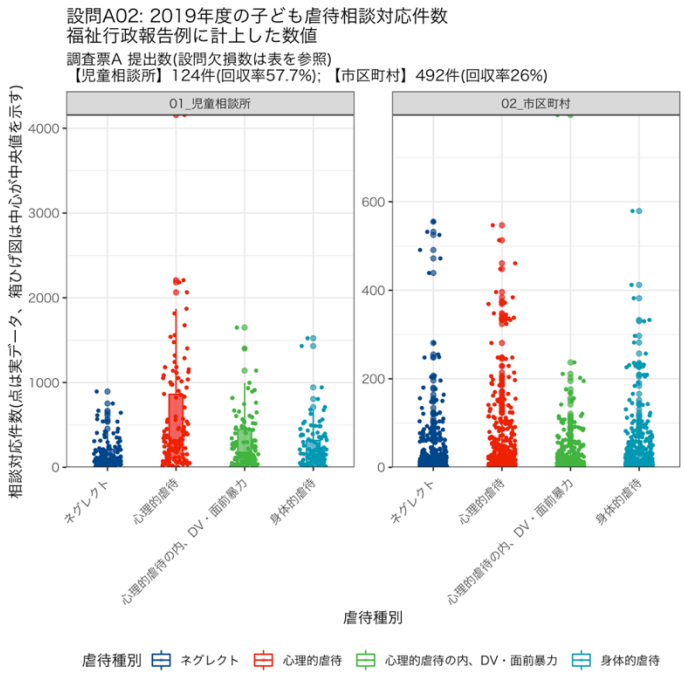


図 5.2 回答組織における 2019 年度の虐待相談対応件数

2019 年度分の福祉行政報告例(年次統計)に計上した虐待相談対応件数

5.3.2.3 回答組織における 2019 年度の「子どもの家庭内性被害」の相談対応件数

次に、性的虐待、およびネグレクト等の他種別に含まれた子どもの家庭内性被害に関する 2019 年度の相談対応件数(福祉行政報告例に計上した件数)に関する情報を表 5.3 および図 5.3 に示す。

表 5.3 回答組織における 2019 年度の家庭内性被害相談対応件数
2019 年度分の福祉行政報告例(年次統計)に計上した虐待相談対応件数

回答者区分	計上種別性被害	回答数	欠損数	有効回答数	最小値	中央値	平均値	最大値
児童相談所	性的虐待	124	1	123	0	6	10.1	88
児童相談所	他種別に含まれた性被害	124	18	106	0	1	2.7	24
市区町村	性的虐待	492	6	486	0	0	0.8	26
市区町村	他種別に含まれた性被害	492	18	474	0	0	0.2	8

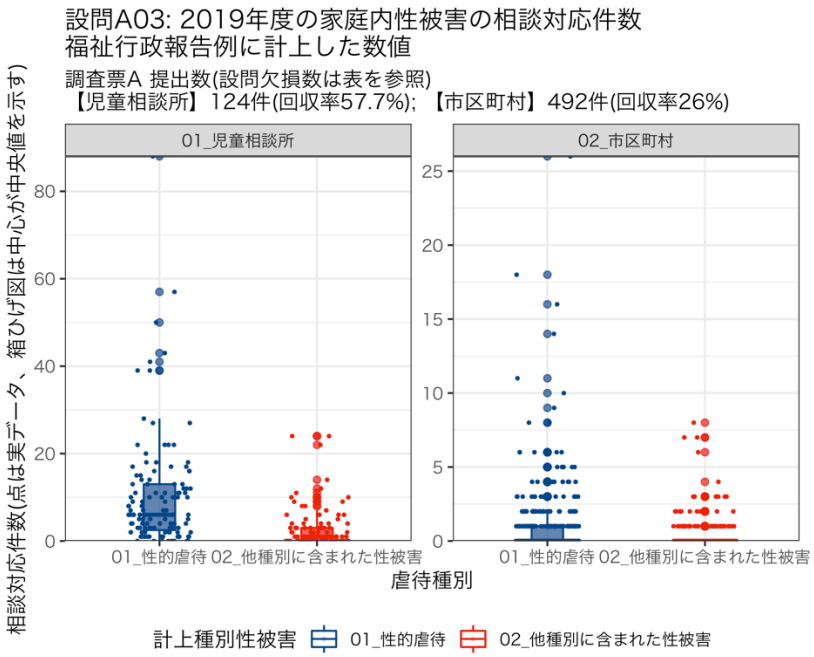


図 5.3 回答組織における 2019 年度の家庭内性被害相談対応件数
2019 年度分の福祉行政報告例(年次統計)に計上した虐待相談対応件数

ここで、回答の得られた組織の情報(標本)が、全国の虐待相談対応状況(母集団)を偏りなく反映しているか否かについて、その参考指標の一つとして、「2019 年度の福祉行政報告例全体計上件数に占める、回答の結果得られた報告件数の割合」を算出した。なお、2021 年 2 月現在、全国市区町村における虐待相談対応件数は未公表のため、児童相談所(速報値)のみの情報を使用する。

調査における回答のあった全虐待種別(設問 A02 および A03 から計上)の合計件数は、115,903 件となり、令和元年度速報値の 193,780 件の 59.81%となった。なお、調査票 A に回答のあった児童相談所数は 124 箇所であり、回収率は 57.7%である。報告された相談対応件数の全体に占める割合がおよそ回答率に準じていることから、回答の得られた組織が全体の傾向を代表しうるであることを部分的に担保する結果が得られた。また、性的虐待に関する事例の復元率も同程度の結果を示している。以下の表に示す。

評価対象	調査回答数 報告数	基準値(分母)	回収率・復元率
組織調査(調査票 A)	124 箇所	215 箇所	57.7%
2019 年度 福祉行政報告例 「性的虐待」で報告したとする件数総計	1240 件	2077 件 (速報値)	59.7%
2019 年度 福祉行政報告例 性的虐待 ＋ ネグレクト(性的虐待)	1524 件	(解析時点不明)	(解析時点不明)

5.3.2.4 回答組織における 2019 年度の「子どもの家庭外における性問題・性被害」の相談対応件数

続いて、設問 A04 にて報告された家庭外性被害の相談対応件数(把握・計上されている範囲)に関する回答結果を表 5.4 および図 5.4 に示す。児童相談所および市区町村のいずれにおいても、その件数は少ないものの、相談対応例があることが示されている。

表 5.4 回答組織における 2019 年度の「子どもの家庭外における性問題・性被害」相談対応件数
2019 年度分の福祉行政報告例(年次統計)に計上した虐待相談対応件数

回答者区分	回答数	欠損数	有効回答数	最小値	中央値	平均値	最大値
児童相談所	124	20	104	0	1	3.6	27
市区町村	492	26	466	0	0	0.1	4

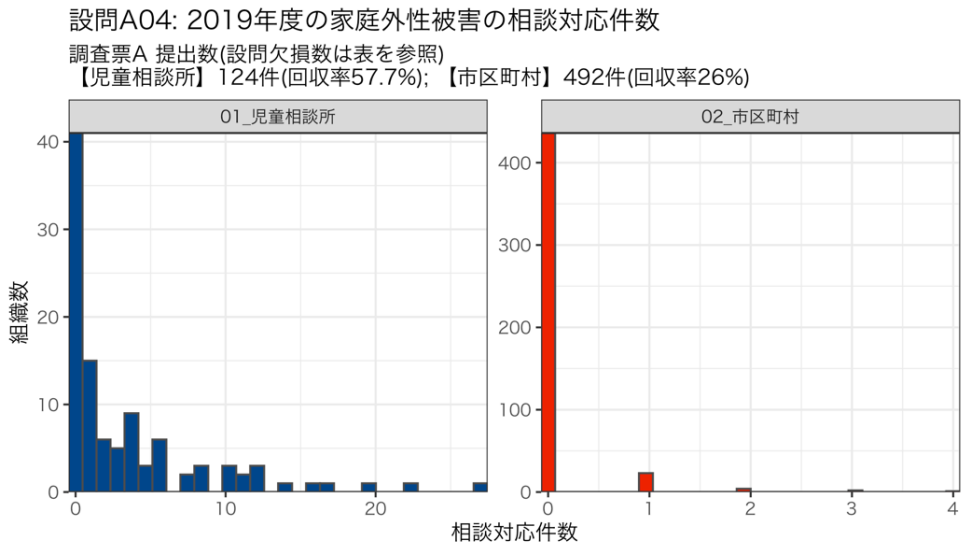


図 5.4 回答組織における 2019 年度の「子どもの家庭外における性問題・性被害」相談対応件数
2019 年度分の福祉行政報告例(年次統計)に計上した虐待相談対応件数

5.3.2.5 回答組織における 2019 年度の特殊な家庭内性被害の認知件数(報告されたもの)と特殊な家庭内性被害の経験内容(自由記述情報)

設問 A05 にて回答を収集した「特殊な家庭内性被害の認知件数」と、その事例概要に関する回答結果を整理する。まず、本事業調査設問選択肢として提示した 3 つの特殊な性被害事例、すなわち「自ら性的なライブチャット等を配信する」。「自ら SNS や特定個人に性的描写を公開する」、「保護者親族の関与する性的搾取・児童ポルノ」に関する該当報告状況を表 5.5.1 および図 5.5.2 に示す。児童相談所および市区町村においても、当該性的問題が取り扱われている例が示された。

表 5.5.1 回答組織における 2019 年度の特殊な家庭内性被害の認知件数

回答者区分	特殊な家庭内性被害	回答数	欠損数	有効回答数	最小値	中央値	平均値	最大値
児童相談所	自ら性的なライブチャット等	124	26	98	0	0	0	3
児童相談所	自らSNSや特定個人に性的描写の公開	124	26	98	0	0	0.4	7
児童相談所	保護者親族の関与する性的搾取・児童ポルノ	124	25	99	0	0	0.1	6
市区町村	自ら性的なライブチャット等	492	28	464	0	0	0	1
市区町村	自らSNSや特定個人に性的描写の公開	492	29	463	0	0	0	2
市区町村	保護者親族の関与する性的搾取・児童ポルノ	492	28	464	0	0	0	6

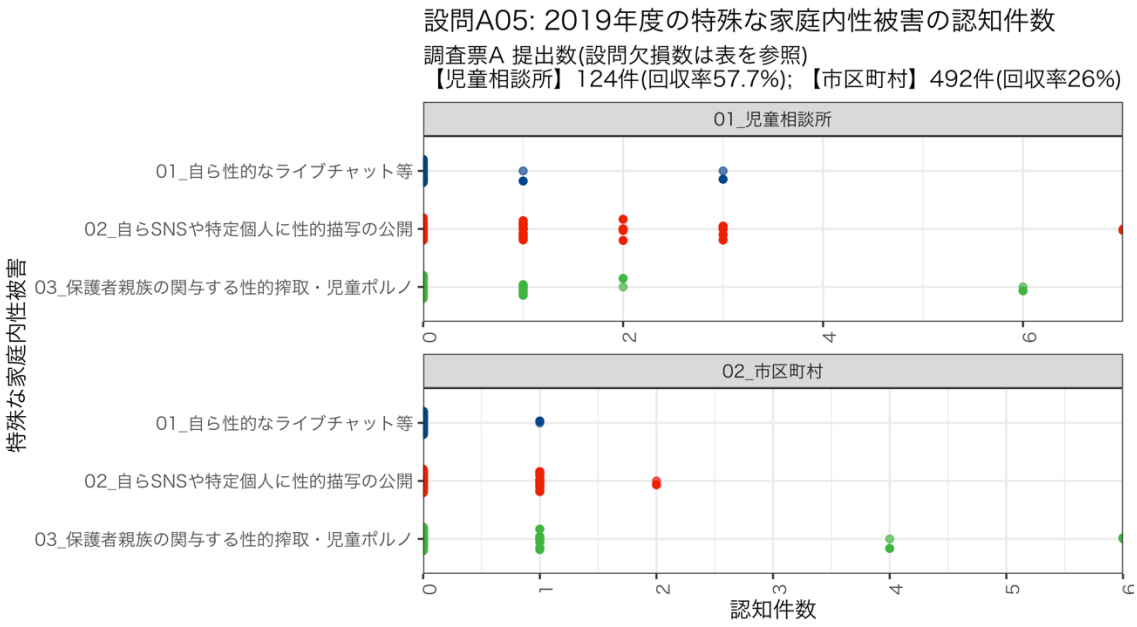


図 5.5.1 回答組織における 2019 年度の特殊な家庭内性被害の認知件数

続いて、上記の範囲に含まれない特殊な家庭内性被害事例について、自由記述による回答を求めた結果を表 5.5.2 に示す。事例の特定可能性に配慮し、具体年齢が記載された箇所は学齢区分等に置き換え、対応結果が特殊と思われる例は該当箇所を削除している。なお、調査定義上想定された

「家庭内性被害」の範囲に十分相当し、「特殊」とは本事業の定義上は想定されない例についても、報告内容の恣意的な選抜を避けるために掲載している。

表 5.5.2 組織で対応経験のある特殊な家庭内性被害事例(自由記述)

記載された報告(全 57 件)のうち「特になし」や重複する内容を一部除外。

具体年齢が記載されていた場合は学齢区分等に修正し、対応結果が特殊と思われる例は特定可能性を排除するため記載箇所を削除している

報告組織種別	記述内容
児童相談所	SNS上で知り合った男性等に言われるがまま乳房や陰部の画像等を送信していた
	中学生女児が2歳年下の弟から性器挿入を含む性的被害を一年にわたり受けていた
	経済的困窮がある家庭。母は昼夜働き家を空けることが多い。内縁夫が主に家事を担う。母が不在時、内縁男性が女児に性的行為やアダルトサイトの投稿のための写真撮影をさせた。
	母は外国籍。不法滞在で強制送還され養父が本児を養育。養父から性被害（性器に指を入れる、触る）ことがあった。
	実母が娘の使用済み下着や水着、下着姿や入浴写真を販売、配布(ネットで)。購入者むけに動画で礼を言わされた。小学校高学年ごろ開始、中学生で発覚。
	中学生女児の実父による性的虐待。家族五人が寝静まっている時間に、就寝中の本児に対して、性交を伴う加害を行った。父親はその様子を写真やビデオに記録していた
	児童と知り合いの成人男性が被害自宅にて性的接触のあった事例
	母のカバンに盗聴器を入れていた父が、脱衣所に小型カメラを設置していた。（撮影対象は誰なのか不明）
	義父と実父双方から性虐待を受けた児童があった
	小学校中学年女子。特別支援学級に在籍し、自閉傾向が強く、言語によるコミュニケーションに工夫を要する。 母（40代）と家に出入りする男性（70代）と兄の４人暮らし。 その他、きょうだいが複数名おり、それぞれグループホーム、障害児入所施設等へ入所。貧困多子のネグレクトの家庭。 グループホームで暮らす姉が帰省した際に、家に出入りする男性から身体を触られたり、本児が男性からキスされる状況を目撃したりしたことで発覚した。
	低年齢女児(幼児と小学校低学年の姉妹ケース、幼児1ケース)が淋菌に感染し、通告を受けた事例。母が淋菌に感染し、入浴等によって女児に感染したものと思われた。

報告組織種別	記述内容
市区町村	実兄（高校生）から妹（中学生）への性的接触疑い（性交渉等の行為は確認されず）
	実父が知的障害をもつ高校生の娘に対して、自傷行為を見せたり体を触ったりする行為があった。
	祖父より児童に対して陰部を触るなどの性被害を、以前より祖母が数回目撃。 母は育児放棄の傾向にあり、児童の状況はほとんど把握していなかった。 児童は知的障がいがあり、被害を訴えることができなかった。
	実母、継父、小学生女児の3人世帯で、実母と女児は知的に低く、ネグレクト世帯として関与していた。女児の学校や通所施設での性化行動や発言から、家庭内性被害の可能性が発覚した。
	うつ病、強迫性障がいを患っている実母が、中学生になって離れていく児に抱きついたりキスしたいという衝動と戦い、何十回に一回は行動にしてしまう。実母がメンタルの医師に話したことにより発覚。
	性教育と称し、夫婦の行為を子に見せていた
	若年夫婦で支援していた家出癖のある女性について、同居の異父兄から中学生の頃に家庭内性被害を受けていたことが数年経過したのちに判明した。
	女性サポートセンターからの情報提供により把握した事例。母親は性的DV被害を受け、娘は養父からの性交渉の強要があることが判明。
	父が中学3年女児と一緒の布団で寝るという、年齢相応でない不適切行為
	同親をもつ兄妹間での、兄から妹への身体的接触
	幼児による膣内異物挿入
	母の内縁夫から性被害に遭ったケース
	兄弟間での性的な嫌がらせ 継父からの過度なスキンシップ
	卑猥なDVDを無理に観せる
	両親及び本児に知的障害あり。中学生女児がSNSで知り合った男性から性被害を受けた
	母が自分の裸の写真をSNSにのせ、男性と交流。（子どもが見聞きしている可能性あり）
	・姉が弟からの性被害により妊娠した例 ・兄から妹への性被害の例 ・母のパートナーから子への性被害 ・18歳を超えた姉が小学生の弟に対して自分の身体を触るよう強要する性被害
	母が男性を家に入れて、子どもの目の前でキスをしたり抱き合うなどして、子どもが学校に相談した事例。
	面前DVの被虐待児童（未就学男子）が自宅に遊びに来た同級の幼稚園児（未就学女子）のパンツを下した
	小学校（高学年）がＳＮＳで知り合った男性と深夜に出会い、性行為をした。男性は遠方から会いに来ていた。
	実父が生後1年未満の女児の下半身を裸にし、写真を撮り、児童ポルノマニアの知人に送信し、金銭を受理した様子
	実父と女児の父子家庭（ネグレクト）で女児より手や足、耳、ほっぺを父から噛まれたとの話
	・子どもが母とそのパートナーとの性行為を目撃したと学校で話す ・子どもが同居男性の連れ子から体をさわられたと言う ・子どもが母の再婚相手が飲酒し布団に入ってくると言う
	特定の他者とSNSのやり取りで、裸の写真(胸)を求められ、子ども自らが撮影し送付した
	・スマートフォンを利用し、SNSに性的描写を公開し、成人男性による性被害にあったケース ・兄から妹への性行為のあったケース
	兄妹間の妊娠事例(保健センターからの相談)で 多子世帯の15歳以上長男と15歳以上次女(知的問題あり)。 お腹が大きくなったきたため実母が気付き受診、妊娠届時に出産後の引きとり拒否 胎児の父親について聞くうちに今回のことが発覚
	・中学生の不登校傾向の兄が、小学校高学年の妹を学校に行かせず引き留める。足などをマッサージさせる。兄妹の近親相姦のおそれあり。 ・中学生の女児が、父子家庭での実父からの性的虐待（パジャマの上から胸や下半身を触られる） ・実母の内縁の夫から小学校中学年の女児と小学校低学年の男児に虐待（下着を脱がして股や尻に落書きをされる）
	母の再婚相手である夫から長女、次女へ性的虐待があった。
	・認知症祖父が女児の体を性的玩具で叩いた。 ・特性を持つ兄が、妹へ性的行為を行った。 ・支配的暴力的な実父が、長年にわたり覗きや性的接触していたことが発覚した。
	夫婦離婚後、子の親権は母が取得し、母子で生活。父方実家が近くにあった為、子が出入りしたり、母が居住する部屋の鍵を父に渡し、父が出入りしていたことから実父から子への性的虐待の疑いが浮上した。
	実母が本児のコスプレ姿をSNSにアップ。それを見た第三者（実母の知り合い）が、撮影を希望。実母が撮影を許可した。商業施設で撮影しているところを一般客が通報した。

上記の自由記述回答を作成した作成者(回答者)情報を表 5.5.3 および図 5.5.3 に示す。

表 5.5.3 特殊な家庭内性被害経験例の回答作成者情報

回答者区分	回答者経験	該当数
児童相談所	10件以上の担当経験がある	5
児童相談所	5件から10件程度の担当経験がある	7
児童相談所	1件から5件程度の担当経験がある	3
児童相談所	担当経験はない、0件	0
市区町村	10件以上の担当経験がある	1
市区町村	5件から10件程度の担当経験がある	4
市区町村	1件から5件程度の担当経験がある	28
市区町村	担当経験はない、0件	23

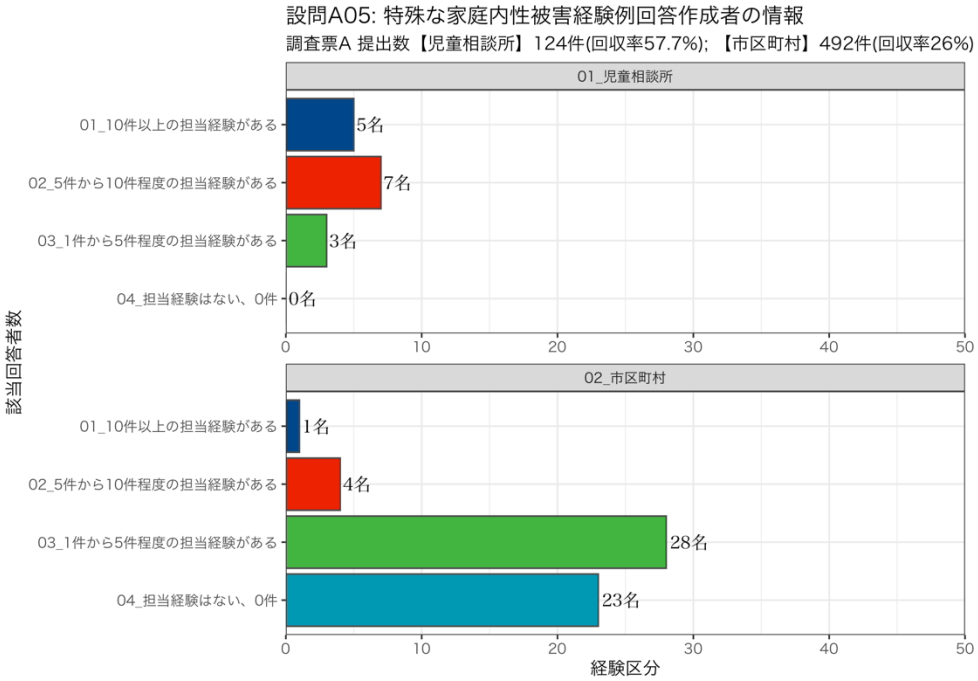


図 5.5.3 特殊な家庭内性被害経験例の回答作成者情報

5.3.2.6 2020 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの「子どもの家庭内性被害」相談対応件数(新規受理事例、途中発覚事例、疑いの水準別)

続いて、2020 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの 1 ヶ月間における「子どもの家庭内性被害」相談対応件数に関する情報を表 5.6 および図 5.6 に示す。なお、本設問の設置意図を含めた詳細は第 7 章に整理する。

2020 年 10 月の月あたりの家庭内性被害の新規受理および途中発覚等の被害把握件数については、「0 件」とする報告が児童相談所および市区町村において多いものの、中には 10 件を超える回答も得られる結果となった。

表 5.6 2020 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの子どもの家庭内性被害相談対応件数
確証の水準・発覚のタイミング別

回答者区分	当該期間中の性被害	回答数	欠損数	有効回答数	最小値	中央値	平均値	最大値
児童相談所	性的虐待(ネグレクト含)受理	124	4	120	0	1	1.3	17
	性被害途中発覚	124	17	107	0	0	0.1	2
	【確証がある】	124	18	106	0	0	0.1	4
	【強く疑われる】	124	17	107	0	0	0.1	4
	【懸念される】	124	16	108	0	0	0.2	2
市区町村	性的虐待(ネグレクト含)受理	492	25	467	0	0	0.1	5
	性被害途中発覚	492	41	451	0	0	0	5
	【確証がある】	492	51	441	0	0	0	3
	【強く疑われる】	492	52	440	0	0	0	5
	【懸念される】	492	51	441	0	0	0	1

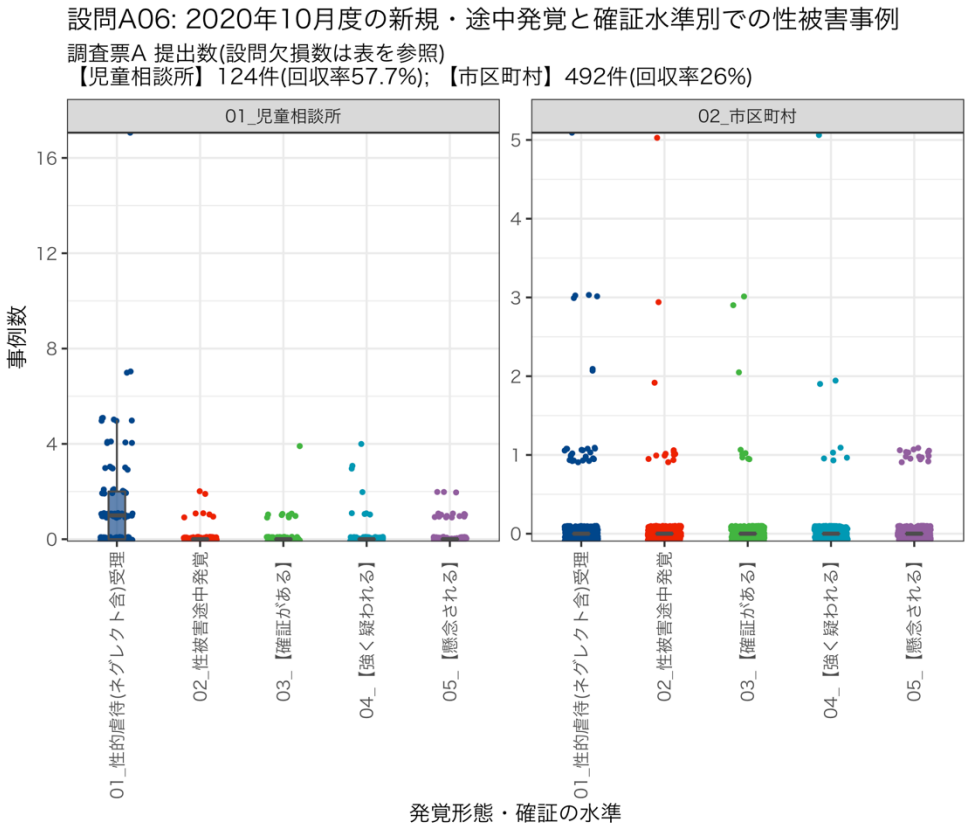


図 5.6 2020 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの子どもの家庭内性被害相談対応件数
確証の水準・発覚のタイミング別

5.3.2.7 回答組織における通告受理後に発覚した子どもの家庭内性被害の計上方法(計上方式)

他種別での相談対応経過中等に途中発覚のあった性被害事例の計情方法に関する回答結果(設問A07)について、その該当報告状況を図 5.7 に示す。児童相談所については、「在宅支援中の場合」「一時保護中の場合」「施設・里親等措置後」のそれぞれについて、被害の確証水準別で計上手法を尋ねている。また、市町村の場合は「在宅支援中の場合」のみの回答依頼であったため、当該状況での途中発覚における計上方法のみを示す。集計の結果、児童相談所および市区町村で、ともに計上方法にばらつきがあることが示された。また、確証の水準が落ちるほど「性的虐待等で再受理」への該当報告率が低下し、「受理種別で計上するのみ」と報告する傾向が見受けられた。被害の確証水準にかかわらず全て「性的虐待等で再受理」とする組織や、全て「受理段階の種別のみ」の計上記録であることを報告する組織などが見受けられる結果となった。

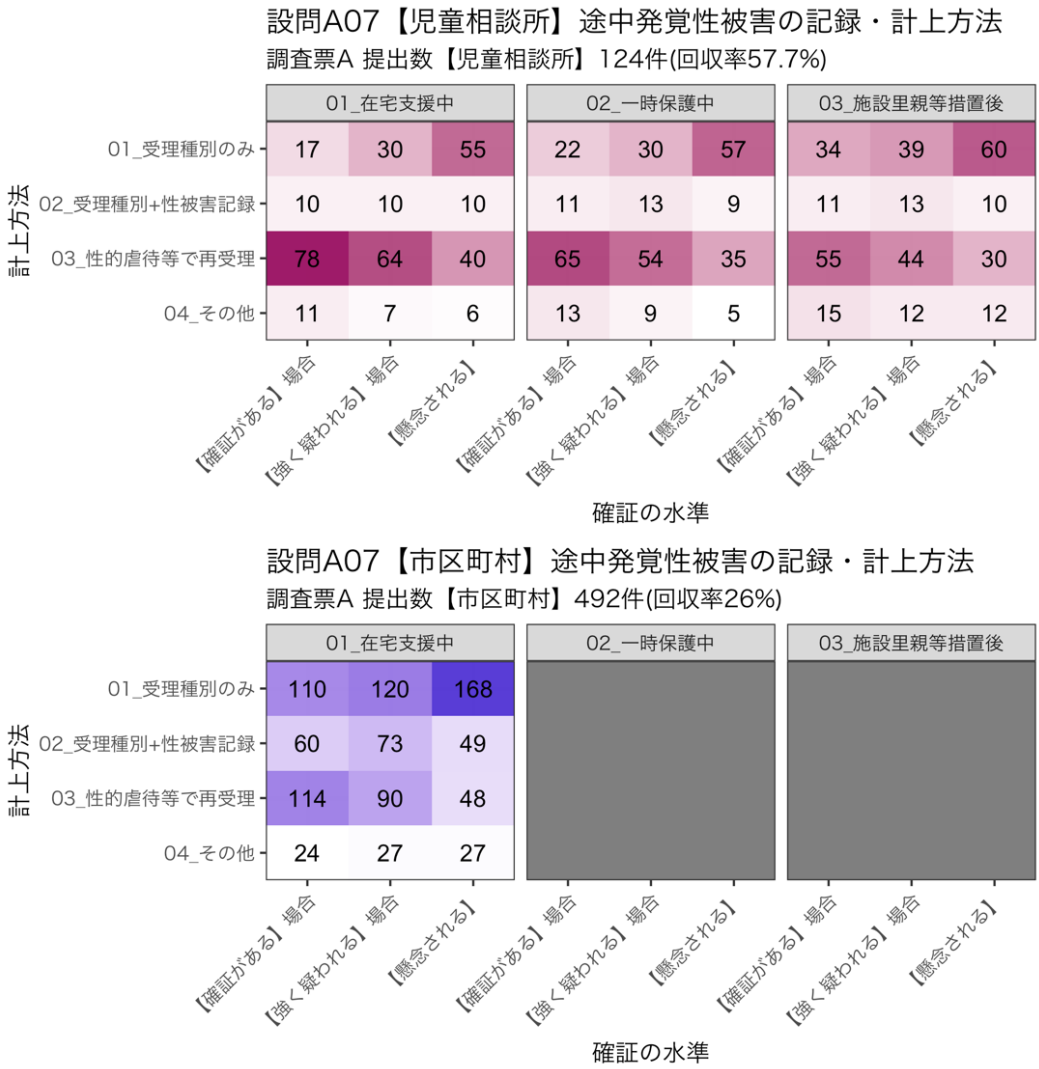


図 5.7 回答組織種別 通告受理以降に発覚した家庭内性被害の計上方法(計上方式)
市区町村「在宅支援中」のみが回答対象となっている

5.3.2.8 回答組織における通告受理後に発覚した子どもの家庭内性被害の計上方法(計上の統一性)

続いて、他種別での受理後に性被害が途中発覚した事例の計上方式について、特に統一性に関する回答報告結果(設問 A08)を表 5.8 および図 5.8 に示す。その結果、事例内容や担当者・課、被害発覚の時点で計上方法が異なる場合があることが示された。

表 5.8 回答組織における通告受理後に発覚した子どもの家庭内性被害の計上方法(統一性)

回答者区分	計上方法統一性	該当組織数
児童相談所	組織内で統一	65
児童相談所	担当者・課で異なる	10
児童相談所	事例内容で異なる	62
児童相談所	発覚時点で異なる	32
市区町村	組織内で統一	160
市区町村	担当者・課で異なる	51
市区町村	事例内容で異なる	152
市区町村	発覚時点で異なる	67

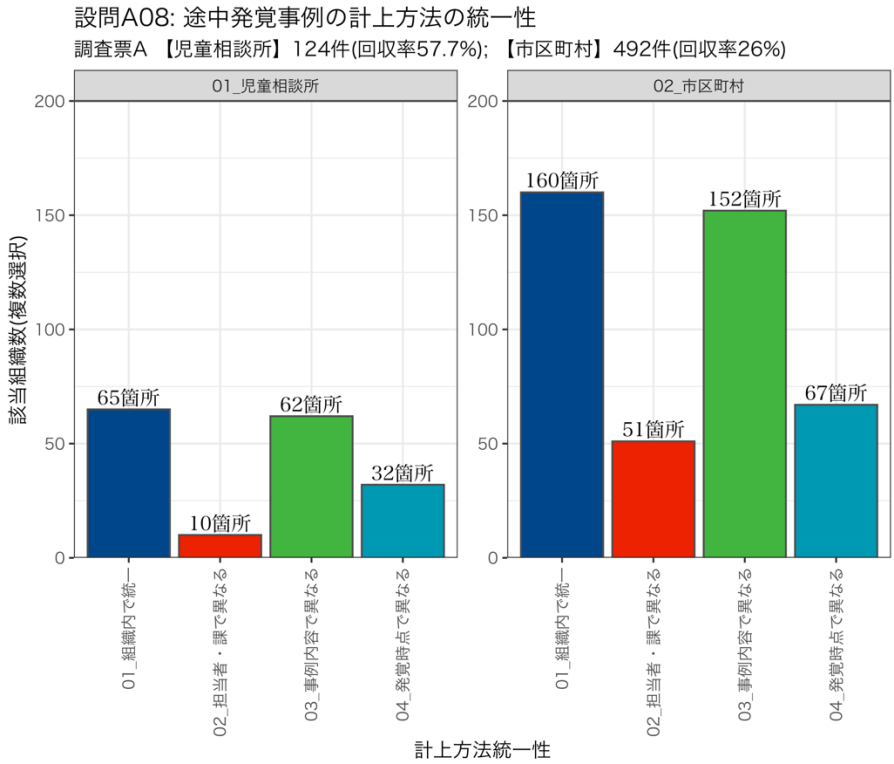


図 5.8 回答組織における通告受理後に発覚した子どもの家庭内性被害の計上方法(統一性)

5.3.2.9 子どもの性被害に対するアセスメント・調査の実施内容

性被害が懸念された場合に実施しているアセスメント・調査等の実施内容に関する回答結果(設問 A09)を表 5.9 および図 5.9 に示す。組織によって、被害懸念時の調査実施内容に差異があることが見受けられる。

表 5.9 子どもの性被害が懸念された場合に実施する調査等

回答者区分	調査内容	実施回答組織数
児童相談所	学校等へ関連調査	110
	性化行動・性的逸脱の把握	100
	心理面接アセスメント	109
	児童ポルノ性的搾取の調査	47
	オンライン性被害調査	34
	その他	3
市区町村	学校等へ関連調査	285
	性化行動・性的逸脱の把握	109
	心理面接アセスメント	65
	児童ポルノ性的搾取の調査	60
	オンライン性被害調査	41
	その他	83

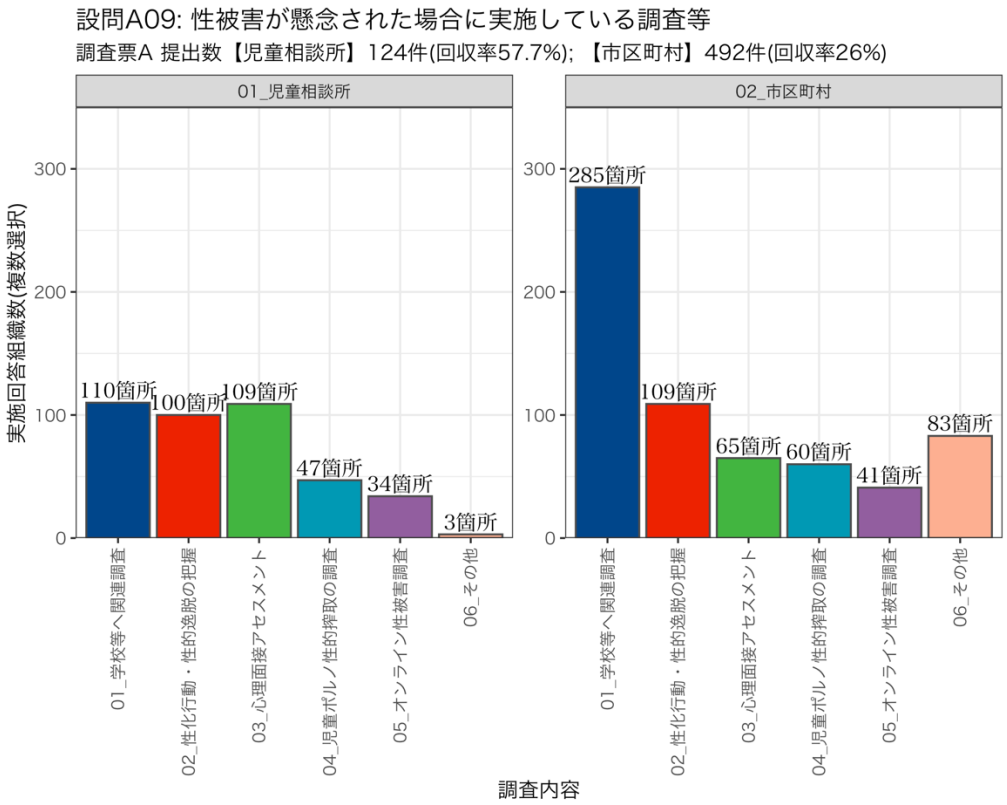


図 5.9 子どもの性被害が懸念された場合に実施する調査等

なお、「その他」に含まれた自由記述回答(全 86 件、児童相談所 3 件、市区町村 83 件)には、児童相談所の場合、「児童ポルノや SNS についての調査は初期情報の内容によって行う」、「三者共同面接を実施」、「被害を前提とした心理教育を実施する」の補足的内容が報告された。他方、市区町村における「その他」の記載内容については、「性被害の対応経験が無い」という回答を除いた全てが「児童相談所に通告・送致する・指示を仰ぐ・対応協議する」という内容であった。

5.3.2.10 性的虐待以外の虐待事例に対する性被害調査の実施状況

性的虐待以外の事例に対する性被害関連調査の実施状況に関する設問(A10)への回答結果を表 5.10 および図 5.10 に示す。性被害の懸念情報がある場合に関連調査を実施すると報告する例が多い一方で、性的虐待通告の場合のみ関連調査を実施するという報告例も見られた。

表 5.10 性被害に関する調査の実施対象事例

回答者区分	調査内容	該当組織数
児童相談所	全虐待事例で実施	8
	懸念情報がある場合のみ実施	111
	性的虐待通告の場合のみ実施	3
	自組織では実施していない	0
	その他・これらに当てはまらない	0
市区町村	全虐待事例で実施	30
	懸念情報がある場合のみ実施	257
	性的虐待通告の場合のみ実施	83
	自組織では実施していない	36
	その他・これらに当てはまらない	15

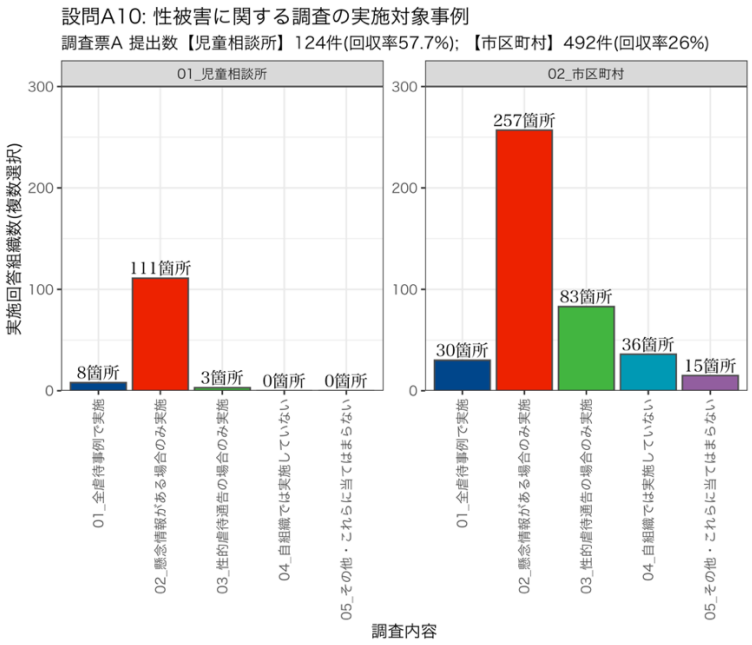


図 5.10 性被害に関する調査の実施対象事例

5.3.2.11 新型コロナウイルスの流行と子どもの家庭内性被害に関する試行設問

設問 A11 では、新型コロナウイルスの流行に関連して、2020 年 6 月頃の(一度目の)緊急事態宣言の解除時期から調査回答時点までにおける、子どもの家庭内性被害の相談対応件数についての変化に関して回答を求めた。具体的な数値に基づく回答ではなく、回答者の主観評価を含む内容であることに留意されたい。結果を表 5.11 および図 5.11 に示す。児童相談所においては、「増減感じられない」との回答が最も多い一方で、減少を報告する組織はなく、統計上あきらかな増加や増加を懸念する報告が一定数の組織で認められた。他方、市区町村については、児童相談所と同じく「増減感じられない」との回答報告が多く、増加傾向を懸念する向きもある一方で、「減少を感じる」、「統計上明らかに減少、懸念なし」と報告する組織も一部で認められる結果となった。

表 5.11 新型コロナウイルスの流行に係る子どもの家庭内性被害の増減に関して

回答者区分	回答内容	回答組織数
児童相談所	統計上明らかに増加	6
	経過対応情報から増加懸念	21
	増減感じられない	89
	経過対応情報から減少を感じる	0
	統計上明らかに減少、懸念なし	0
	情報不足で増減判断できない	4
市区町村	統計上明らかに増加	9
	経過対応情報から増加懸念	30
	増減感じられない	328
	経過対応情報から減少を感じる	2
	統計上明らかに減少、懸念なし	2
	情報不足で増減判断できない	33

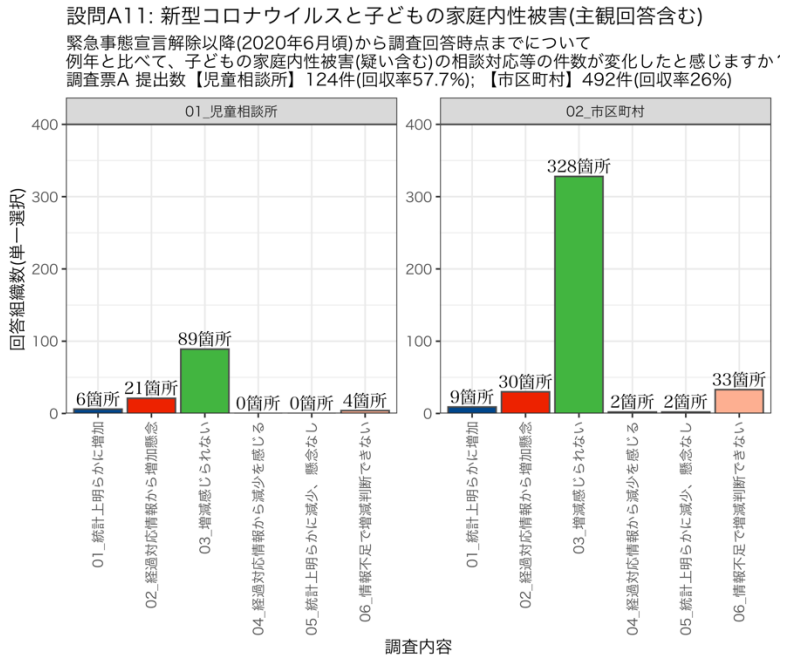


図 5.11 新型コロナウイルスの流行に係る子どもの家庭内性被害の増減に関して

5.3.2.12 回答組織において経験のあった子どもの家庭内性被害の被害発生パターン(自由記述情報)

最後に、設問 A12 では、回答組織でこれまで対応した経験のある家庭内性被害のパターンに関する自由記述を求めた。記述方式は構造化されており、「加害者像」、「家族関係・養育環境」、「被害児童」、「被害内容」、「開示・発見の契機」、「備考」の 6 区分を設け、一組織あたり最大 3 件の被害例を記載することができた。なお、自由記述に際して、調査票では各区分の記載例を 1 例のみ例示している(詳細は巻末資料の調査票 A を参照)。

自由記述内容の整理に先立って、回答者の属性を表 5.12 および図 5.12 に整理する。

表 5.12 経験のある子どもの家庭内性被害のパターン 記入者情報

回答者区分	回答者経験	該当数
児童相談所	10件以上の担当経験がある	22
児童相談所	5件から10件程度の担当経験がある	32
児童相談所	1件から5件程度の担当経験がある	20
児童相談所	担当経験はない、0件	6
市区町村	10件以上の担当経験がある	6
市区町村	5件から10件程度の担当経験がある	15
市区町村	1件から5件程度の担当経験がある	97
市区町村	担当経験はない、0件	50

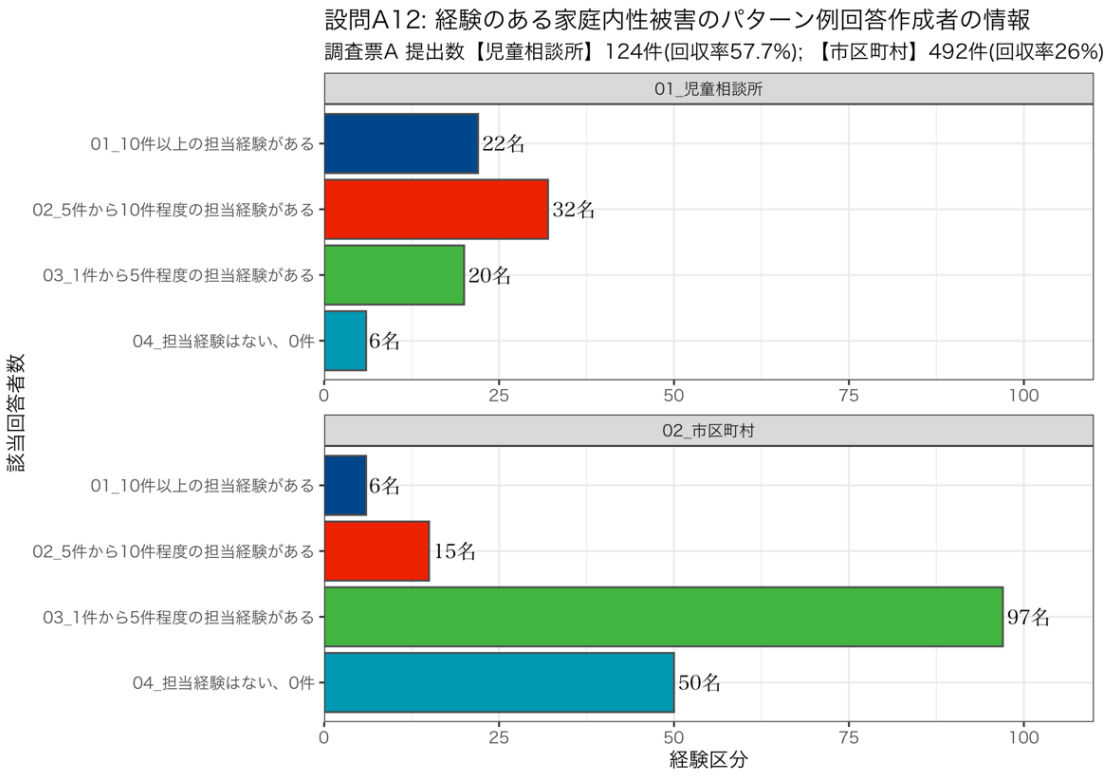


図 5.12 経験のある子どもの家庭内性被害のパターン 記入者情報

続いて、自由記述回答の結果得られた、各組織における家庭内性被害の経験例を表 5.13 に示す。全回答で 283 例が報告され、児童相談所からの報告例は 175 件、市区町村からは 108 件の記入が得られている。なお、明らかな誤字・脱字は執筆者により修正を実施した。また、特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換し、具体的処遇や罪刑に関する記述が認められた場合には記載箇所のみを削除している。さらに、特定の職業名や職種、外国籍等で具体的な国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のままを維持している。

表 5.13-1 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
家庭では孤立がち、抵抗できなかった被害児童を性のはけ口として利用した、能力は高くない	多子世帯で住宅は狭隘、実母の養育能力は高くない、被害児童から実母へ相談もあったが解決には至らなかった	高校生女児が対象（中学生の頃から被害あり）	性器性交をを伴う性的虐待	高校の養護教諭に開示し学校の教頭から通告	
地域で孤立がち、夫婦間での性行為が減少した時期から被害が発生、生活のストレスを性の欲求として被害児にぶつけていた	母方実家を継ぐため祖母、曾祖父母と同居。仕事、家事の中心は実父であった。	高校生女児（中学生から被害）	性器性交を伴う性的虐待	性教育の授業で不安定となり担任との面接で開示。学校からの通告。	
実父	DVあり 子どもは実父の顔色を見る	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	本人が学校養護教諭に相談	
養父	これまでに大きな問題はなかった	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	実母が性交を発見し通報	
継父	養育環境や児童の行動に問題が多い	中学生女児	胸や尻を触られた	入所中の養護施設で児童本人が開示	
実兄 性的興味関心	知的能力に障害がある家庭	当時中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	加害者自ら申し出	父母が気付かずにいたのか、気付いても対応しなかったのか不明
養父	母は精神不安定で養父に依存。家族の面倒をよく見る養父	女児。小学生からと、中学生にわたって。	性器性交を伴う性的虐待	教員に開示。学校が児相に通告。	
内縁男性	母のネグレクト環境下で発生	女児小学生から中学生にわたって	性器性交を伴う性的虐待	友人に開示。友人が児相に通告。	
養父	連れ後である本児と妹が変わるがわる被害にあっている	女児、小学生から中学生にわたって	身体接触	教員へ開示。学校が児相へ通告。	後に被害の訴えを児童に撤回した。
家族へ支配的に関わる父	実母に対するDVもあり、支配の構図にあった	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	学校からの通告(本児の告白)	
母子に対して支配的な実父	支配的関係で発生	中学生女児	胸や性器を触られる。	スクールカウンセラーとの面接場面。	被害事実を知る実母は無力化。
実母とは年齢の離れた養父。経済的には問題なく，家事能力もある。	ステップファミリー。実母は養父に経済的・生活面で依存的な関係で発生	小学校高学年女児	胸や性器を触られる。下着を下ろされる。	担任教諭との面接場面。	実母はDV等による離婚歴あり。
威圧的な言動のある実父	支配的関係で発生	小学校高学年女児	性器に物を挿入する。	担任教諭との面接場面。	実母は事実を半ば認めていない。
本児と実父の2人世帯。 本児が1歳の時に実父母が離婚。	実父が1人で本児を養育しており,思春期の女児に適した養育がなされていない。	中学生女児が対象。	胸や臀部を服の上から触るなどの性的虐待。	本児が同級生に開示したことから学校が把握し，通告。	
同居の父方叔父。性的規範が弱く，本児の幼少期から過度の接触が続いている。	同居の父方祖父が，アルコール依存があり暴力的。家族は祖父に対するため団結しており，叔父の行動が大きな問題と捉えられていない。	中学生女児が対象。	臀部を触る。押し倒して頬にキスするなどの性的虐待。	本児が養護教諭に開示し，学校から通告。	
継父	実母と継父は結婚以来別居。休みの日に継父が来訪するが、来られない日は実母が本児と異父妹を連れて来訪	高校生女児	性器性交を伴う性的虐待	母方祖母に打ち明け、その後母にも打ち明けた	
養父	実母の養育力が低い	中学生女児（実母の連れ子）	性交を伴う性的虐待	本人からの訴え	母が本人の訴えを信じきれない場合がある
祖父	加害者が近隣に居住。児童が自由に出入りできる。	女児	性交を伴う性的虐待	本人からの訴え	
実父	離婚しているが、同居。	小学生女児	体を触られる。 性交を伴う性的虐待	本人からの訴え 母からの訴え	手続き上は離婚しているが、つながりを断ち切れない。
娘に対する独占欲が強く、能力的に低い様子がある父	同居している大人全員が、子どもを幼児のように扱い、過干渉	小学校高学年女児	背後から抱きつき、胸を触る（複数回）	妹が、妹自身の性被害を学校に報告したため	母は外国出身で、日本人の父を強く信頼している。
娘に対する独占欲が強く、能力的に低い様子がある父	同居している大人全員が、子どもを幼児のように扱い、過干渉	小学校中学年	性器の接触を伴う性的虐待	性化行動を学校が指導した際に、本人が告白	被害が幼児期からあり、長期的。母は外国出身で、日本人の父を強く信頼している。

表 5.13-2 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
社会的地位の高い父	多子世帯。 母が下のきょうだいの育児に忙しい中で発生	中学生女児	幼少期から長期にわたる性器性交を伴う性的虐待	精神科通院時に本人が主治医に話した	姉に対しても幼少期から同様の性的虐待あり。 本児は不登校、無気力など症状多数。
養父。 社会的、対外的には大人しくて弱弱しく、粗暴性は無い。 実母との性交渉を拒絶されたため加害行為に及んだとの説明。	養父の実家にて生活。 実母と養父方祖父母の折り合いが悪い。 借金があり、養父、実母ともに就労するが生活維持が精一杯。 パワーバランスは「養父＜実母」であり、様々なストレスが養父の負荷になっていた。	小学生高学年女児。	性器性交を伴う性的虐待。	被害児童が学校の担任教諭に告白。	養父は逮捕され、実刑を受けて収監。 実母は被害事実に直面化できず出奔してしまい、被害児童は母方実家にて生活することになった。
娘を性対象として恋人的に支配しようとした実父	父母間の性的関係が疎遠となる中、娘に対する支配的関係が強まり発生	中学生女児	口腔性交を伴う性的虐待	父子間のSNSでのやりとりに不審を持った母からの通告	
娘の性的交遊に激怒した養父	多子家族で障害を持つ子のいる家庭	中学生女児	性器を手で触る性的虐待	学校の担任が本人に声かけし、事実を聞き取りして通告	
性的情報を得て興味本位に行動した兄	父母関係が破たんしているネグレクト傾向のある家庭	小学生男児	肛門性交未遂による性的虐待	本人から話を聞いた母が学校の先生に相談し、学校が市に相談	
一般的常識を備えたように感じられる実父	一見どこにでもある家庭だが、本人、父母の発言に食い違いがみられる	高校生女児	性器性行を伴う性的虐待	学校にて養護教諭に開示	
支配関係のある実父	父からの精神的支配	高校生女児	性器性交、性交撮影	友人への開示	実母は撮影に協力、実母への精神的DV
精神不調のある実父	夫婦間セックスレス	幼児女児	性器への加害、何らかの挿入	腹膜炎、性器裂傷による救急搬送	夫婦関係良好、実父母ともに虐待事実否認
知的障害のある中学生(従兄)	知的障害のある母の母子世帯ネグレクト	幼児女児	性器への指の挿入	実母の発見	問題意識の弱さ、行動抑止の困難性
養父、子どもとの距離が近い。	狭隘な住環境	中学生女児	胸を触る。風呂に入ってくる。	本児が学校で開示。	
養父	父母間に対立、葛藤あり	小学生女児	性器性交を伴う性的虐待	実母の目撃後、本児が実母に開示	実母は親族のすすめもあり、養父と別居
実父	実父が権力をもち、実母の立場が弱い	中学生女児	身体接触	保護所職員に本児が開示	
実父	実父母によるネグレクト傾向	小学生女児	身体接触	スクールカウンセラーに本児が開示	
同居異性 子どもに関する好意	母子家庭で母がやや鬱	中学生女児	性器せいこうを伴う性的虐待	学校での開示	実母は事実は知らず
養父 子どもに関する好意	母が知的に低くネグレクト	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	妹の面接の中で被害が発覚	
実父 子どもに対する徴罰的	父母の関係悪化	高校生女児	性器性交を伴う性的虐待	学校での開示	実父否定 実母も知らず
知的に境界級で精神疾患(てんかん、アルコール依存症)をもち、状況判断を適切に行えない父	仕事で忙しい母は、家庭内で目が届きにくく、父の不適切な言動がエスカレートした	小学生女児が対象	下着を脱がせるといった性的虐待	児童が学校のアンケートに記載したことで発覚し、学校が通告	
多忙な母とのコミュニケーションが不足する中で、本児に性的関心を向けたと思われる父	家庭内でのコミュニケーションが全体的に希薄。母が多忙で夜間不在の日もあり。父の不適切な行動が発生した。	高校生女児が対象	性器を触る、抱きつくといった性的虐待	児童が学校のスクールカウンセラーに被害を話し、学校が通告	
感情、行動のコントロールができない実父による権力の誇示	離婚父子家庭。父に発達障害、精神疾患あり。支配的関係下で発生	小学生女児	性器、胸等を服の上から触る性的虐待	父の入院した精神科病院に同居の父方そふが相談。病院から通告がある。	
SNSで知り合った男性の関心を引くため、本児の裸画像を送付した実母	三世代同居、家庭内不和なし、母は再婚、精神疾患あり	小学生女児	母が撮影した裸画像を男性に送付		
養父でかかわり方わからずスキンシップのつもり	ステップファミリー	中学女児	身体を触られる	嫌なことがあると学校で開示	実母は見て見ぬふり

表 5.13-3 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
交際相手がいなくなり、被害児童を性欲のはけ口にした母方伯父	母は仕事のため被害児童を実家に預けざるを得なかった。実家は性的ハードルが低い（性的刺激に容易にさらされる）。	小学生女児が対象	性器性交を伴う性被害	別件（服薬調整）を理由にした精神科入院中に外泊から戻った際に病院職員に開示し通告に至る。	司法面接実施。 加害者に知的障害あり。
母も承認の上で被害児童を性欲のはけ口にした内夫	母が夜間子どもを放置しパチンコなど自身の遊興を優先するなど養育力が低くネグレクトの状態であった。	小学生女児（軽度知的障害）が対象	性器性交を伴う性被害	小学校の教員に開示し通告に至る。	
自らの性的欲求を満たすことを主たる動機とする実父	実母はある程度気づいていた可能性が高いが、本児を守ることはできなかった	小学生低学年女児	性器性交を伴う性的虐待	本児が学校の先生に開示	
自らの立場の誇示や性的欲求を満たすことを動機とした実父	実母へもDVがあるなど、家族全体を力で押さえ込もうとする状況下で発生	中学生女児	胸部や尻部を触ったり等の性的虐待	本児が学校の先生に開示	
自らの性的欲求を満たすことを主たる動機とする、同居する未成年後見人	実母は離婚後行方不明、本児と親子関係にない本児と同居する男性が、本児を養育していた	高校生女児	胸部や尻部を触ったり等の性的虐待	本児が学校の先生に開示	
働かない内縁夫。母、児童に親和性を見せる。経済的困窮と説明をし、児童に性的虐待で得たお金を児童に分け前を与えて緩やかな支配をしている。	母子世帯に母の交際相手が同居。内縁となる。家は狭い。母は不在がち。児童は内縁夫を家族として思慕。	高校生女児	身体を触る。顔を隠した裸や児童に手淫等をさせた行為を撮影。サイトにアップ。	児童が友人に話した内容を、友人が学校の教諭に相談。	母と内縁男性との交際期間が長く、事が発覚した際、児童を嘘をついていると疑わなかった。
実父。仕事のストレスあり。実子である児童に対しても性的関心を向けてしまう。	実父、実母と複数の児童がいる世帯。人口があまり多くない地域。	中学生女児	服の上から身体を執拗に触る。入浴していると入ってきて性器を児童の体に付ける。就寝時、二人だけだと抱きつく。	児童が学校の先生に困っていることとして話した。	児童に軽度知的障害有。実父もボーダーくらいの能力。
継父	母は離婚したがっているが、父は同意せず	中学女児	酔った時に体を触られる	学校が本人から聞き取り通告	家庭内がよくない 本人がリストカットしている
別居の祖父	両親は共働き	中学女児	股を触られる	学校か本人から聞き取り通告	本人に知的障害あり
実父		未就学女児	入浴時に自分の性器を押し付けてくる等	母から話を聞いた市が通告	父母の離婚が成立しており、相談受理時は別居
知的障害のある兄	知的障害があり、養育力に乏しい母の元で発生	知的障害のある妹	性器への指の挿入	被害児童が放課後デイ職員に開示	一年後に近隣住民からの性被害あり
本児を配偶者のように扱っていた養父	外国籍の母は不法滞在で強制送還され、養父の下で育つ	高校生女児（中学生ごろから性被害あり）	性器を触る、指を入れる性的虐待	学校が日ごろの生活態度について面接した際に本児が開示し、学校から通告	現在母は外国にいる
経済的に母子を支配関係においた養父	養父、母、高校生女児の３人世帯。母の夜勤時に精神不安定な女児を支配関係から虐待	高校生女児（被害は中学校時から）	性器性交、口腔性交を伴う性的虐待	本児が学校担任へ開示	養父は別居し縁組も解消したが、母は離婚していない
養父	やや支配的関係	高校生女児	挿入あり	本児からの開示	
実父	父子家庭	中学女児・知的障害	性器性交を伴う	学校教員に開示	児童養護施設退所後発覚
実父	祖父母同居の父子家庭	小学女児・多姉妹の末子	プライベートゾーンを触られる	一時保護時の面談で開示	児童触法相談（万引き）あり
養父	母連れ後で再婚し、１子あり	中学女児	プライベートゾーンを触られる	学校教員に開示	

表 5.13-4 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
兄が妹に対して力の誇示、性のはけ口、あるいは興味本位で加害、学校や社会では弱い立場であったり引きこもっていることもしばしば	ひとり親、多子など、親の目が行き届かない家庭	低年齢からある	性交も含め、口腔、肛門、SMプレイなど多様な性被害	母が発見する。他のきょうだいが開示する。本人が友人や担任、塾講師などに開示する。	親も兄に逆らえない場合と、親に余裕がなく子どもの様子に全く気付いていない場合がある
狡猾で支配的な継父、内縁夫など。所有欲が強い。用意周到で隠蔽工作が行き届いている	自らに巧みに依存させ、ソフトだが強力な支配を行う。母にも子にも。	低年齢から始まっていることが多い。	早期に性交に至る印象。	児童は「交際している」と周囲に開示することもある	母は娘の被害は認めても、男性の言い分を信じ切っていることが多い。児童も被害感が希薄。
力の誇示を主たる動機とした継母の子（義兄）	ステップファミリー継母から本児（女）への心理的虐待下で発生	小学生女児が対象	性器を触る触らせる	継続指導中本児からの訴え有、発覚	発覚時は実母方祖母に引き取られており安全な状況
愛着形成不全であり安心を求める行動がエスカレートし過度な接触となった（兄）	父子家庭、父発達特性ありネグレクト物理的境界線が欠如	小学生女児が対象	胸を触る陰部を見せる	本児が学校に訴え発覚	母は外国籍。子どもと交流はあるが物を買い与えるかかわり
実父だが、本児、母からは疎外されていた	支配的関係なし	高校女子	盗撮(入浴時等)	本人より開示	
知的障害を持つ成人の兄	本児は家庭を壊したくないと誰にも言わず要求を受け入れた	特別支援学校高等部女子	隠部を触られる	本児が学校の性教育で開示	
実父	支配関係なし、コミュニケーションの一環と主張	中学女子	胸を触る、抱きつく	本児学校で開示	
コミュニケーションの取り方が一方的で自分本位な考え方で行動してしまう実父	父が母子に対して支配的。子どもの能力以上のものを求める。	中学生女児	胸を触る等の性的虐待	学校でスクールカウンセラーに相談	
力、権力の誇示。動機を被害児童や実母の性にする他罰的な実父	母が不在時に以前から実父による体罰があった(他のきょうだいにも)。実母は守ろうとするが、効果がない。きょうだい仲は良い。	高校生女児	胸や性器で触れる、舐める等の性的虐待	親族に相談	
仕事も地域社会の活動も問題なく行なっていた実父。娘を自分の一部と考え、自分の欲求で行動してしまったか。	一見、特に問題があるとは思えない家族	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	友人と養護教諭に相談	
実父、関係機関(警察含む)の面接でも事実を認めない	父を中心としているような構図。本児は一見父を慕う様子あり。母は家庭の中で存在感がない	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	本人が学校に相談して発覚する。学校からの通告となる	実母は無職あるいは短時間勤務。家計は父が担っている
本児との同意があったと主張するも、権力誇示を主な動機とした養父	支配的関係下で発生	高校生女児	性器性交を伴う性的虐待	本児が母に話し、通告	実母は実子と養父の間に挟まれどっちつかず
母親と不倫関係にあった男性が、児童ポルノを作成するために性加害を行った。	母親が精神的に不安定で、心療内科を受診中。母親が養育できず2週間程度保護歴あり。	中1女児	児童ポルノの被写体となる。男性の性器をなめさせられる。	警察のサイバーパトロール	母親は、本児の被害を知らなかった。 父親は母親の不倫を知らず。
児童が乳児の頃から同居している養父。実母との間に実子が本児の下に3人いる。	母は夜アルバイトに出て不在時があった。関係機関はDVを疑っていたが、その事実はなし	小学校中学年女児	寝ている時に養父が児童の性器を触った。	別件受診中に医師が過去に市から受けていた性虐疑いの情報を母に話しトラブルとなり通告。児童面接により児童が開示。	児童自身の記憶も曖昧。保護者は全否定。協同面接等行うが、事件化にはならず。
同居している実父、本児を支配している	家族が寝ている部屋で性的虐待が発生	中学生女児が対象	性交を伴う性的虐待	母がSNSで友人に打ち明けた	DVはないが、権力により、実母を支配
本児よりも関係が上の兄	被害児が帰省中に発生	中学生女児が対象	性器性交を伴う性的虐待(兄によるもののため、ネグレクト)	本児が施設職員に打ち明けた	本児はもともと保護者による虐待で入所
夫婦間関係の問題、夫婦不仲がある父	夫婦と姉妹。	中学生女児が対象。	本児の下着を脱がせる	妹が現場を見て発覚。	DV心理指導面接のときに、本児らから発覚
養父	支配的関係下で発生	小学生女子	性交を伴わない性的虐待	自身も性的虐待を受けている叔母が家族に話し、家族から知人、知人から市へ通告	
義兄	支配的関係下で発生	小学生女子	性交を伴わない性的虐待	本人が実母へ話し、実母から知人、知人から市へ通告	

表 5.13-5 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
過去にDVや子に対する身体的・心理的虐待のあった養父	継子・実子の混在するステップファミリー	中学生女児	寝ているときに臀部をしつこく触る	児童からの告知	養父は加害行為を否定するも、母は養父との別居・離婚を実行し、被害の拡大が阻止される
ASD傾向の強い兄	多子世帯で、兄妹・親子間の関係は良好	小学生女児	寝ているときに被害児の下着を脱がせ、臀部を触る	加害児が被害児の下着をもてあそんでいた場面が見つかる	加害児は一時保護後、被害児と分離した生活を行う
実父	多子世帯	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	担任教諭に開示	
実父 実母も以前双方合意の下で裸の写真を撮られたことがある。		中学生女児	胸を触られた 写真を撮られた	本児が母に相談した	
自らの性的欲求を満たすことを主とした実父	支配的関係下で発生	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	中学生における性と生に関する保健師による研修の後自ら開示	
養父	最初は暴力的に脅したが、以降は従属的関係下	高校性女児（初発は小学生高学年）	性器性交を伴う性的虐待	スクールカウンセラーへの開示	自分さえ黙っていれば家族は壊れないとの思いあり
実子に知人男性との性交渉を強く強要した実母	知人男性と実母の関係は不明なところもあるが、気に入られたいがための行動の可能性	高校生女児が対象	性器性交を伴う被害(実母のネグレクト)	女児が親族に相談し発覚	
自らの満たされなさ、支配欲等を子への性的加害行為とした養父	子は養父からの身体的虐待で施設入所していたが、外泊中に被害を受けた	小学生女児が対象	性器への不適切な接触	養父から女児の行為を目撃したきょうだいの発言で発覚	
言葉でのコミュニケーション能力の低い男児から、きょうだい女児への加害	父母の監護力が低く、子どもを守りきれていない	高校生女児および小学生女児	プライベートゾーンを触る、足で蹴る等	高校生女児が学校の先生に相談	
継父・自己の性的欲求を一方的に満たそうとする動機	支配的関係下で発生	小学生女児	身体接触と覗きを伴う性的虐待	同様の被害を受けていた姉からの開示	被害事実を知る実母は加害者を家庭から排除できない
実父・自己の性的欲求を一方的に満たそうとする動機	他のきょうだいと明確に異なる扱いの中で発生	小学生女児	口腔性交と身体接触を伴う性的虐待	児童から相談された被加害親から学校への相談から開示	女性相談部門と連携し、経済的困窮への支援策を講じた上で被加害親が加害親から分離
同居の兄・自己の性的欲求を一方的に満たそうとする動機	母子家庭で他のきょうだいと明確に異なる扱いの中で発生	高校生女児	身体接触と覗きを伴う性被害	所属養護教諭が聴き取り開示	被害事実を知る実母は児童の開示情報を嘘だと判断していた
高校生になってから、母の不在時に養父から本人に迫る	母は全く気づかず、本人も母には言えず	高校生女児	性器性交を伴う性的虐待	本人が友人に相談し、友人とともに学校教師に相談	
実父からの父子密着	母のネグレクトによる父子の密着した関係	小学生女児	本人の性器を触る、父の性器を触らされる	本人が学校で相談	
暴力を伴う威圧的な実父	父子家庭の中での父の支配的関係	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	本人が内縁女性に告白	
継父 明確なDV関係ではないが大柄で威圧的	継父から生活習慣のことなど指摘される際に暴言暴力を受けてきた。そこから次第に支配関係に陥ったとみられる。	高校生女児	体に皮膚科薬を塗ると称して体を触られる。 胸を吸われる。 性器に指を挿入する。	高校教師に相談	母はしつけに暴力をふるう父に何も言えずにいたが、被害事実を知ると離婚し、実家に戻る。
精神疾患の疑いあり	宗教活動を強要。 そこから支配関係に陥った。	中学生女児	兄から体を触られる。 父からも同様の被害を受けそうになり家出。	一時避難し、市役所に相談	母も精神疾患の疑いあり。本児からの暴力被害を訴える。（事実なし）
母の職場の上司	母とは内縁関係 母子に仕事と住まいを用意	中学生女児	内縁男性の長男から体を触られ、内縁男性からも触られるようになる	教師に相談	母は知的に課題あり、被害事実を受け止められない。男性の否定する発言を信じる傾向あり。本児は以前別の内縁男性からも被害を受けた歴あり。
養父：性欲	養父・母・兄・本児・本児 子どもは3人とも母の連れ子。 母と養父は本児らが幼児のころ養父と再婚している。	高校生女児 中学生女児	性器性交を伴う性的虐待。（二人とも）	本児（高校生女児）の知人から児童相談所への虐待通告。	本児らは母に引き取られている。

表 5.13-6 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
兄：母に怒られてイライラしていた。	母・姉・兄（加害児）・兄・本児・本児で生活していた。 父は死別。	小学校高学年女児 小学校中学年女児	小学校高学年女児 性器や指の挿入・胸や性器を触られる。性器をなめられる。 小学区中学年女児 指の挿入。性器や胸を触られる。性器をなめられる。 性器を触らせられる。なめさせられる。キス。	被害を目撃した姉が、母に話す。それを聞いた母が児童相談所に虐待通告。	加害児については、一時保護ののち施設入所となる。
母方叔父	祖母・母方叔父（加害者）・母方叔父・姉（小学校高学年）・本児（小学校中学年女児）・本児（年長男児）で生活。祖母と姉は養子縁組。 母は別居。 弟（1歳）は母の同意の元、施設入所。	小学校中学年女児 年長男児 （小学校高学年女児については被害確認面接を実施したが被害を確認できず）	小学校中学年女児 性器を触るように言われ、触らせられた。 年長男児 性器を触るように言われたが、触っていない。	別居の母より、児童相談所へ虐待通告。	母方叔父は加害行為を否認している。 小学校高学年女児は祖母（養母）に引き取られている。 小学校中学年女児・年長男児については、母の同意の元施設入所となる。
生活全般において、家族全員を支配している実父	精神疾患の母は、問題行動を起こす被害児童に困り、実父が密着関係を築いて発生	中学生女児	毎日性器性交を伴う性的虐待	本児が学校のゴミ箱に捨てたメモに性的被害を疑う内容が発見され通告	実母は全く気がついていなかった
10年前から同居している母の内縁の夫10年間ほぼ無職であるが、母は精神的に依存している存在	母の留守中、何度か母にSOSを出すが助けてくれず、被害はエスカレートしていく	高校生女児	性器性交を伴う性的虐待	本児が警察の相談メールに被害を訴える	発覚後も母は内縁の夫を支え続ける
母子家庭で子どもは家庭内で裸で過ごし、養育能力は低い実母	家庭内で遊びの延長で性的な行為がエスカレートしていく	幼稚園と小学生のきょうだい	口腔性交等を伴う性的被害	本児らがショートステイを利用した時に、施設職員に被害を訴える	
学校ではトラブルが多いが、両親の信頼の厚い兄	家族全員から本児の行動を問題視されている	小学生女児	性器挿入を伴う性被害	母が、兄が撮影した動画を発見し、支援機関に話した。	両親、兄は性加害行為を否定
激高しやすく、日常的に子どもらに暴力を振るっている父		中学生女児	プライベートゾーンを触る。指を性器に挿入する	自ら学校で教諭に相談	
別に妻子がある、同居男性		中学生女児	下着の上や中から、プライベートゾーンを触る	友人に相談し、教諭への相談を勧められる	母は、事案の発覚後、男性と別れ転居した。
失職、病気等のストレスのはけ口を動機とした実父	DV、過度な支配（交友関係、金銭持物の確認など）	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	本児が警察に直接相談	実母はDV 男は外で遊ぶよう指示
被虐待歴あり、愛着に課題。好意がエスカレートした。内夫の子ども。	性に対する意識のルーズさ（内夫との入浴を良しととするなど）	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	本児が「死にたい」と友達に相談。学校教諭の聴取で発覚	
自分の性的欲求を満たそうとすることのみを考えている実父	父子家庭。 幼少期から施設入所しており、時々の外泊時に発生。	小学生女児	胸等を触る身体接触	本児が外泊を拒否した時に施設職員に話したことで発覚	
性への関心が強く、妹を対象とした兄	母子家庭。 加害児（兄）不登校。妹は危機意識は低く、遊び感覚でいる中発生。	小学生女児	性器を手で触った。 （以前には自分（兄）の性器を触らせたこともある。）	妹が母に「性器の部分が痛い」と話したことで発覚。	
精神疾患、発達障害の診断があり、本児が大きくなってからの本児との交流が実現し、本児をとてもかわいがっている父。	父子家庭。 幼少期は母子家庭で、施設入所となり、その後親権が父に移り、交流が始まった。その後の外泊時に発生。	小学生男児	マッサージと称して、性器部分を本児に手で触らせた。	外泊から施設へ帰園後、本児が施設職員に話したことで発覚。	
怒りやすい実父	母に任せきりの養育	小学生女児	近親相姦	身内からの相談	
養父。母へのDVあり。被害児童の兄に対して身体的暴力あり。	母親は養育力が乏しく、精神疾患あり。母親の離婚、再婚により子どもは転居歴複数回あり。	中学生女児	養父からの性交を伴う性的虐待	母親が養父からDV被害を受けたと警察に相談。警察が子どもから性被害の事実を聴取し通告	母親はDVで無力化。母方祖父母の支援協力あり
養父。家庭での支配的態度。被害児童には厳しい叱責、心理的虐待、身体的暴力あり。	母親は意思決定ができず未熟	中学生女児	養父からの口腔性交	被害児童が友人に開示し、警察に相談	母親は養父に依存しており、なかなか関係を断つことができなかった
兄（知的障害あり）性的な欲求を満たすため	・本児は父、妹と生活 ・兄は近隣の祖父母宅で生活していたが、日常的に交流あり ・父、祖母は本児の主張をあまり認めない	高校生女児 （知的障害あり）	・胸を触られる、なめられる ・性器に指を入れられる	学校の職員と話をしていたとき	
・弟 ・性的な欲求を満たすため	・母と本児を含めての3人の子 ・本児が家事を担うことが多い	中学生女児	性交あり	本児の妊娠の発覚に伴い判明	

表 5.13-7 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
経済面、教育面生活全般を支えることで母をコントロールする小児性愛者の母の内縁男性	被害児童目当て母をコントロールする中で発生	中学生女児	強制わいせつ	被害児童が学校で告白	被害事実を認めず加害者を擁護。被害児童を守れない。
養育者が不在となる時を狙って、性的興味を満たそうとする動機を持った実兄	実父の無理が通りやすい家父長制的家庭。実父は加害の実兄に心理的・身体的虐待が過去にあった。	小学生女児	性器を含む身体への接触及び加害者の性器を被害女児に見せる行為	不登校の理由を尋ねた際に教諭が発見し、通告につながった。	被害事実を知る実母は、被害女児から口止めされ解決する力が弱体化した
外では大人しい内向的な実兄が、ネットでアダルトメディアに触発され、親の目の届かない寝室で性欲を満たそうとした	実父が子どもへ身体的虐待を行い、実母が加害兄へ偏った愛情をかける(過保護)環境下で発生	小学生女児	性交を伴う性的虐待	被害児が実母へ開示し、実母が児童相談所に相談	父母は被害女児の被害申告を軽視して十分な対応を取らなかったため、被害が悪化し、長期化した。
養父が実母の連れ子を手なづけて、女児がまだ性的行為の意味が判断できないことを利用して、女児への性交を行なっていた。	本児が性の意味が判断できない頃(早期)に発生し、長年関係が続くうちに、本児は外部に開示しにくい心理的状態となっていた。養父への経済的依存もある。	高校生女児。被害は小学生の時から続いていた。	強制性交	被害児が友人に開示し、通告へつながった。	被害児は長年にわたり自分で抱え込んでいた。養父は被害女児との合意性交を主張した。
継父	連れ子再婚	幼児	性交	受診時に発覚	実母へのDVもあり
発達障害のある実兄が中学校保健体育の授業で学んだ体の仕組みで興味を持った	母子世帯で加害児のみ男性	小学生女児	性器を触る、性器に挿入を試みる	被害児が小学校の日記に被害内容を書いた	
発達障害のある実兄	父母と兄妹、家族間の距離感が近い	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	被害児が妊娠し、中絶手術時に病院より通告	
権力の誇示を主たる動機とした義父	実母・義父と被害児童	小学生女児	胸を揉む、体を触る、体に覆いかぶさる	被害児童が学校の先生に相談し、学校より通告	
精神的に不安定な実父	支配的関係下で発生	高校生と中学生の姉妹	身体を触ったり、膣に指を入れる	子どもが母に訴えた	
夫婦関係のよくない義父	母がネグレクトで義父が養育	中学生女児	身体を触ったり、膣に指を入れる	子どもが母にメールで訴える	
支配的な祖父	家庭内にDVなど支配的な関係性がある	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	実母が離婚を考え始めたことで実母に開示	福祉が実母の相談にのっていた
失業中で家庭に居る時間が長く、ストレス解消を動機とした養父	良好な関係下で発生	中学生女児	監護者強制性交	被害児童から母に対する体調不良の訴えがあり発覚	母は養父に対する処罰感情が強く、離婚
父母離婚後、父子世帯となり、母（妻）の不在による代償行為を動機とした実父	父の行動に逆らえない関係下で発生	高校生女児	公然での強制わいせつ行為	公共の場にて、父が本児の臀部等を撫でまわす様子を第三者が目撃し発覚	母が被害児童を引き取り養育することとなった。
家庭内でのきょうだい間差別を感じ、腹いせを動機とした異父兄（中学生）	ステップファミリーで加害児童（異父兄）は母の連れ子	幼稚園女児	異物を膣内に挿入	被害児童の下着に血痕がついているのを母が発見し、発覚	父は家庭内のことへの関心が低く、母は元々他罰的な性格であり、家族の関係性から生じた問題であるとの認識が乏しい。
性的な規範意識が欠如している内夫	母子世帯に、母の交際相手（内夫）が同居するようになったステップファミリー	小学生女児（軽度の知的障害あり施設入所中。）	施設からの帰省中にキスや胸を触られるなどした。	被害児童が施設職員に話をしたことから発覚。	母も軽度の知的障害あり。
性的な規範意識が欠如している実父	収入が少なく経済状況が不安定な家庭。	小学生女児	監護者強制性交	被害児童が小学校の教員に話したことから発覚。	母は父の性的虐待を知っていたが黙認していた。
実父	父子家庭	中学生女児	胸を触る	本人から話を聞いた友人が学校の先生に相談	
実父	父母、小学生から成人前の5名以上のきょうだいがいる多子世帯	15歳以上女児	胸や性器を触る	ネグレクトケースの家庭訪問時に母及び本人から開示	
養父	ステップファミリー	中学生女児(被害発生時小学校高学年)	胸や性器を触る	母が警察に相談	
実父	対象児童は、幼少期から施設措置歴が長く、高学年になって家庭復帰。措置中は親子交流はほとんどなかった。	高校年齢だったが、進学していない児童	性器性交を伴う性的虐待	対象児童の告白	
祖父	父母が離婚後、仕事で長期不在の保護者に代わって祖父が養育を担っていた。	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	対象児童の告白	
兄、おじ	父母ともに知的障害あり。子どもらも知的障害を有していることから、養育能力の課題があるなかで発生。また実母が児童の訴えを疑っている。	高校生女児	兄には裸にされ、腹部に精液を出される。おじからはキスをされる。両者からは口外を禁じるための脅しあり。	対象児童の告白	

表 5.13-8 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
実父以外の父	実母は夜勤があり、夜間は不在がち	中学生女児	口腔性交 被写体にする	友人に相談し、通告	
実父	父子家庭で実父以外の養育者なし	高校生女児	性器性交を伴う性的虐待	女児の性非行から発覚	
発達障害を有する兄	父母の関係は不良。父は過去に精神科病院に通院歴あり	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	本人が学校関係者に開示したことで発覚	
発達障害を有する兄	父母の関係は不良、父は過去に精神科病院に通院歴あり	小学生女児	体を触る	姉が学校関係者に話したことで発覚	
兄	父が家庭内で発言力が最も強く、母も意見できない状態	小学生女児	性器性交を伴う	本人が産婦人科病院で受診したことで発覚	
実父	家族全員で入浴するのが日課等の境界の曖昧な家庭	小学生女児	身体接触	被害児童が養護教諭に開示し通告	実母は被害事実を知らないとした。実父から実母へのDVあり。
叔母の内縁の夫	親族3世帯が同居する母子家庭	小学生女児	身体接触	被害児童が担任教師に開示し通告	母は傷病あり
内縁父が性的欲求を満たすため	内縁父は昼間の仕事、実母は夜の仕事で、夜間は内縁父が児童の面倒をみていた。	中学女児、小学女児の２人	それぞれ口腔性交及び性器性交を伴う性的虐待	女児らの様子から実母が女児に尋ね内縁父の性的虐待が発覚、実母は警察に通報、警察から児相に通告	
実父と兄が、それぞれ性的欲求を満たすためと思われる。	女児は軽度知的障害レベルで、実父からの性的虐待を拒めず、また、実父と女児の関係を知った兄からも性的虐待を受けた。	高校女児	性器性交を伴う性的虐待	女児が高校担任に性的虐待をほのめかし、担任が児相に女児を連れてきて一時保護	実母は女児の話を信じることなく、警察への通報と実父や兄への児相の接触を拒否した。
養父・性的欲求を満たすため	母は３度の結婚を経験し，養父は3度目の配偶者。養父と対象児童は支配的な関係性ではない。	小学4年生 女児	性器を直接触られた。日を違えて20回程度行為があった。	養父から母方祖母に対する性加害があり，警察が聴取する中で対象児童への性的虐待が発覚した。	
養父・性的欲求を満たすため	母は2度の結婚を経験している。母は夜間帯に勤務していたため，夜不在にすることが多かった。	小学校中学年女児	複数回，性交が行われ，対象児童が妊娠した。	対象児童と母が一緒に入浴した際，対象児童に胸の張りが見られたため，妊娠検査薬で検査した。	
兄・性的欲求を満たすため	母は2度の結婚を経験し，養父との間に１子をもうけている。共働きで両親が不在の機会が多い。	小学校高学年女児	対象児童が痛がったため，性交には至らなかったが，浴室と寝室で計３回，加害者が性器を対象児童の性器にこすりつけた。	対象児童が別件で保護者から叱責された際，矛先を変えるために性被害の話をした。	
家庭内を管理して思い通りにしたい実父	実母がいるにも拘らず、実父が本児(女児で当時は中学生)の生理を管理し、本児に対するボディタッチが多い。	中学校3年生の女児	実父による本児に対する性交渉、父親が不明の中での本児が出産	所属先の学校が本児の妊娠と実父の様子から通告。	実父はD検査を拒否し、当初の調査に応じていない。
児童との境界線に理解が足りない、実母。	家がゴミ屋敷で、廊下を通るだけで、身体が接触する状況。	療育Cで特別支援学校に通う高校生の男児	本児が寝ている中、実母が本児の陰部にばい菌が入ることを防ぐとく理由で、本児の陰部の皮を勝手にめくったこと	本児が所属先の教員に嫌なことをされていると訴えたため	実父は離婚しており、本児、実母、祖母の世帯
性的な関わりに意識の低い父母	実父は逮捕歴あり。実父は幼少期の時に、実父の親が面前でアダルトビデオを見ていたところで育った。実母、能力的に低く、何が正しいかを相談できずに実父の言いなりになってしまう。	小学校高学年女児、小学校低学年の男児。年長の男児。3人とも不登校、不登園である。	実父が本児らの面前でアダルトビデオを視聴していた。本児らの面前で父母が性交渉を行った。	本児らは知的に低く、障害関係の医療機関に通っており、小学校低学年の男児が、その作業療法士に告白したため。	本児らは、兄弟間で股間などを触り合う状況が見られた。
母の愛人（妻子あり） 暴力的、束縛的	母子家庭 本児の幼少期より愛人が家に出入りしていた	高校生女児	キスの強要 性器やプライベートゾーンを舐める、触るを強要	本児が学校の先生に相談	加害者との分離を図るも、母は加害者との関係を継続
養父 母は経済的に頼っている	ステップファミリー 再婚し転入 同じ加害者からの性的虐待の被害で他の児童相談所で一時保護歴あり（ケース移管）	中学生女児	性器を触る	継続ケースで定期面接で本児より担当に開示	母が加害者と本児を接触させないという約束を破り、再被害にあう

表 5.13-9 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
力の誇示を理由とする叔父からの性暴力	支配的関係下で発生	高校生女児	プライベートゾーンを触られる	児童が学校教諭に開示した	保護者死亡後、養育していた叔父からの加害
力の誇示を理由とする養父からの性暴力	支配的関係下で発生	高校生女児	プライベートゾーンを触られる	児童が学校教諭に開示した	日ごろから他の家族成員への養父から暴力あり
知的障害を持った実父。	家族全員が知的に障害を抱えている。	小学生女児	一緒に入浴させられる。服の上からの胸へのタッチ	実母が自身の支援者に開示	実母は障害が重く、実父にブレーキをかけられない
うつ病で休職中の実父	長期間による性的虐待による支配関係	高校生女児	無理やりキスされる。服の下から胸を触られる。	本児が学校に開示	
実母の交際相手 DV気質	DV的に支配的な関係	中学生女児	性的接触（胸、キス、乳首なめる）、性器への指挿入	実母より。交際相手からのDVにより	
養父より 実母と思って布団に入ったとの見解（未熟な父像）	実母、養父、異父きょうだいと同居	中学生女児	性的接触（布団に入ってきて胸や股を触る）	所属にて開示、通告にて	
養父。家では意欲的に家事をするなど積極的な関わりあり。	実父は外国籍。母は家庭内の出来事に関心が低い。	知的には境界域。母との関係は良好。	性交を伴う性的虐待。被害児童は妊娠・中絶した。	産婦人科で妊娠が判明し、児童が養父との性交渉を開示。	
勤務態度は真面目だが、児童の幼児期から性的接触あり。	経済的に安定し、家庭内に不安定な要素は見られず。	知的能力は高いが、学校で同級生とのトラブルから自殺企図あり。	性交を伴う性的虐待。	所属する中学校で性教育を受けた児童が教員に開示。	被害事実を知った母は「児童は障害があり虚言・妄想を言っている」と主張し、関係機関を激しく非難。
飲酒すると衝動的な行動を起こしやすい。	母は育児協力のない父へ不満を抱くが、依存的。経済的には余裕なし。	能力的には平均域ではあるが、生活能力は未取得。	衣類を脱がされ、性器を触られる。	夜間に目を覚ました実母が発見し、通告に至る。	
性的欲求を満たすことを動機とした養父	支配的関係下で発生	高校生女児，小学生女児	性器性交を伴う性的虐待	高校生女児が別居する母方祖母へ相談。母方祖母が生活保護ケースワーカーに相談したことで発覚	
小児性癖がある実父	支配的関係下で発生	未就学児（女児）	おしりや足を触ったりする	母から他のきょうだいの性格行動相談の中で発覚	
実父が加害者。実父は自身の行為について「酒に酔っていたので覚えていない。」と述べているが、本児の訴えを否定せず謝罪した。	母は本児から被害事実を聞き、（父と）離婚してほしいとの訴えがあったが、実行に移すことはなかった。	中学生女児	性器への接触	本児が学校の先生に相談して発覚。	
月に数回泊りに来る継父。冗談交じりに被害児童の胸を触ることがあった。	母は精神疾患を患っており、臥せっていることが多く、家事の多くを被害児に任せきりにしていた。	中学生女児	胸や性器への接触	在籍中学校の担任教諭に話したことがきっかけ。	
威圧的な態度で暴力も振るう義父	母子家庭。実母は能力的に低く、支配構造下で発生	小学校高学年女児	キス、胸や下半身などへの接触を伴う性的虐待	女児から養護教諭へだるさの訴えがあり発覚	
養父・欲を満たそうとした。	支配的関係下で発生	高校生女児	性器性交を伴う性的虐待	本児が学校で友人に開示し、その後養護教諭にも開示あり通告	実母は夜パートに出ており、不在時に行われたため、母は事実を知らず。
実父	支配的関係下で発生。以前は身体的虐待もあった様子。	高校生女児	性器性交を伴う性的虐待	本児が友人に開示し、その後SSWへ開示し通告	実母が仕事の時に行われたため、母は事実を知らず。
養父	養父が建てた二世帯住宅に母方祖父母も同居	高校生女児	口腔性交を伴う性的虐待	本児がSCに開示し通告	実母は事実知らないと本人談。

表 5.13-10 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
実父 短絡的・衝動的で時々暴力的な行為がある。	夫婦間の喧嘩は絶えない。	中学生女児	身体接触・性行為（疑）	本人からの吐露	
実父	母は仕事で多忙であり，母の外出中に性的虐待が行われた	中学生女児	胸・尻・腹部を触られる 胸を舐められる	児童が泣きながら養護教諭に相談したことで発覚	母は父に協力的であり，児童の話に懐疑的 児童は一時保護等を経て，母方親族宅に転出
実父	父母は一緒にご飯を食べることなく，家庭内別居状態	未就学女児	パンツの中に手を入れる 尻を触る	母が市の女性相談窓口に相談したことで発覚	母子で遠方の市町村に転出
同じ団地内に住む父方伯父	父子世帯で下校後は父方祖母・伯父宅で過ごし父の帰宅する頃に自宅に戻る 伯父は勉強を教えてくれたりゲームをしてくれる支援者 父と父方伯父は関係が悪く，児童から父に相談できなかった	小学生女児	胸や股を触られる カメラ付きゲーム機でスカートの中を盗撮される	児童が養護教諭に相談した事で発覚	
内縁の夫		就学前女児	被害児童と加害者とでの入浴時に加害者の陰部を舐めさせたり、被害児童の陰部に押し当てるといった性的虐待	実母が内夫を伴い、駐在所に来所し発覚	
良き父親	大きな問題なし	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	児自身が母親へ相談	
こどもたちに対し暴力傾向のあった養父	通常の家族関係 養育環境に問題は見受けられず	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	保育所による弟からの聞き取りで発覚	母不在時の行為につき、母関知せず
養父	女児の母が自営業の養父と再婚し、1年後に発生	小学生女児	過剰な身体接触（性器等への接触はなし）	本人からの学校での聞き取りで発覚	父母ともに、虐待行為とは認識していなかった
実兄	実父、実母、実兄、本児の４人家族 本児、不登校傾向があった	中学生女児	過剰な身体接触（性器等への接触はなし）	本人からの学校での聞き取りで発覚	実兄、悪戯が行き過ぎたと反省 母は行為を知りつつも、実兄を抑えられず 父は関知していなかった
中学生、男児、異性に興味があって行った	兄弟 父母の就寝後に夜間などに呼ばれて被害にあった。女児に性被害の自覚なし	小学生女児が対象	服の上から身体を触られた	先に家族以外への性加害が発覚し、加害児童への聞取り及び家族への性被害を疑いをもって女児に聞取りを行ったところ判明	
実父による 飲酒時	実母外国人	中学生女児	小学校高学年頃より触られたり、性交	母に告白	他の自治体より母子で転入
母のパートナー		小学校高学年女児	母がパートナーと入浴させた	当該児童が学校教員に話し通告	
力の誇示と愛着を求める未熟な性格の実父	支配的関係下で発生	特別支援学校高等部女児	体を触るなどの性的虐待	本児が妹に、妹が母に伝え、母が叔母とともに児相に相談。	被害事実を知る実母はDVで無力だが、叔母の支援により通告。
・幼女、少女への性的嗜好を持つ兄（中学生） ・小学生のころ発達障害と診断 ・中学生で万引き	・兄妹間で発生 ・ひとり親家庭 ・母が適切な対応をしていない ・障害診断後の受診や療育の通所をさせていない	・妹（小学校低学年）	・性器を見せた ・服の上から胸から下へ手を這わせていた（まさぐっていた）	現場を、同居を始めた祖母が目撃	
母の彼氏	母子家庭。同級生の親で遊びに行った際発生	中学生女児	遊びに行き、寝ている時に胸をさわられる	本人が学校へ訴えた	実母はその事実を知らなかったが、その後彼氏とは別れた
子どもとの関わり方が分からず、暴力によって対応してきた祖父。時に飲酒に入り暴言暴力もある。	祖父母・母の大人３人の関係性が悪く、各々自宅内で孤立傾向な状況下で発生。	年中の女児が対象。児は知的障がいにより通院中	祖父の居室に児童を呼びつけ、下着に手を入れ、陰部を触った。	祖母が現場を目撃。翌日、市の相談機関へ通告。	母は、事実を把握後、祖父と離れて暮らすため他市へ児童と２人で転出。
知識のある大人しい父。こだわりが強く、職場内でトラブルが多い。	父母が離婚し、父が親権取得し児童と弟と３人で生活。実母は児童との面会交流が長期間にわたって約束通り実施できずにいた。	中学生女児が対象。		別居している実母から児童相談所へ電話による相談。	実母は離婚後実父との子どもに対しての約束事を守ってくれないことに悩んでいた。
実父。飲酒すると態度が大きくなる。短気。子との愛着関係はあるが関わりが不適切。	家族全員知的に低く生活保護世帯。スキンシップの範囲内と家庭で認識されていた。	小学校高学年女児が対象。	一緒に入浴している際胸を触る。スキンシップの延長で胸を触る。	母が困り感なく家庭での様子を話したことで発覚。	当事者らに自覚なし。

表 5.13-11 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
実父、感情コントロール不全、欲望を抑える力が未熟、激昂、暴力行為。	DVから母が児を連れて実家に避難したが父が児だけ連れ戻し、父方祖母と父、児と３人暮らしになり、就寝時や入浴時に父が性欲の処理として本児に性的虐待行為。	未就学女児。 保育所で他児や保育士へ攻撃行動など情緒的不安定であった。お昼寝の時裸になることがあり「パパに胸をグリグリされる、イヤダイヤダ」と保育士に話したことが虐待発覚の発端。	「チンチンを口に入れられる」、口腔内射精、児の前で陰茎を出しマスターベーション。裸にして体を触る等	児が保育所で先生に話した。	生後４か月股関節検診で整形外科カルテに上腕部骨折、左橈骨骨折の記載あり。
義父、小学校中学年の時母が再婚。高校時母と口論し性虐待を受けていたと開示。母は土下座して謝った。母は養父にも謝るよう言ったが養父は鼻で笑った。	小学校中学年時、母が再婚、家新築。母は養父から生活費をもらい生活。	小学中学年から高学年時の被害を高校時に母に開示。	膣に指を入れられる、胸を触られる、お尻を触られる。	本児が高校生になり母と口論の際「お父さんに育ててもらってありがたいと思わないの！」と言われ「（養父が）何をしていたか知らないくせに」と母に養父から受けた性被害を話した。	１年前には妹に性的虐待の内容を話したという。
実父（５０代後半）、暴力性。妻にDV、子どもらに身体暴力。本児（末娘）には性的虐待も行った。	母(外国人)、父（夫）とは１８歳離れている。母DV避難、仕事の都合等で児らを別居の実父に預ける、もしくは実父が泊まりに来る等の生活。本児と同じ布団で寝ていた。	未就学児	「指を入れられる」	児が母に陰部の痛みを訴え受診。小児科医師から市に虐待通告。	児の一時保護後、離婚し、母は自立生活を目指し公営住宅入所。
兄	支配的関係下で発生	高校生女児	性交	部活動顧問に下腹部の膨らみを発見され検査をすると妊娠が発覚した。	
兄	支配的関係下で発生	未就学女児	性器を触る、触らせる。	担当保育士に相談した。	
養父		幼児 女児が対象	性交を見せる性的虐待	対象児が養父より性的虐待を受けているような発言を園でしており、保育士が通告	
実父 興味本位で行動した	実父は同居する家族の話に耳を傾けない	中学生女児	性器を見せる、性的発言をする、身体を触る	本児が養護教諭に相談	生活保護受給世帯
養父 本児が幼少の頃より一緒に入浴している	本児は、養父に入浴を拒否されると暴れて大騒ぎするため、養父は本児の言うことを聞いていた	中学生女児	一緒に入浴している時に陰部や胸を触られた	本児が教諭に話したことで発覚	本児 精神手帳3級所持（自閉症スペクトラム）
実父	実父、姉、本児、弟の4人で生活	小学生女児	体を触られることがある断ると暴力を受ける	本児と担任がやりとりをする連絡ノートの内容から発覚	
養父		中学生女児	胸を触られる	児童相談所	
SNSで知り合った男性		小学生女児	性交渉	教育委員会	
叔父 従兄弟	父子家庭 母方親戚宅に同居時発生	中学生女児	性交渉 身体や性器を触る，触られる	児童相談所	
養父	支配的関係下で発生 実子とのきょうだい間差別	未就学女児	継父が性器をを見せる	保育所の職員が聞き取った	実母は養父との関係維持を重視
母方祖父	ひとり親 母：知的障害 祖母から母への心理的身体的暴力	小学生女児	アダルトビデオを見せる	児童の性的な言動を聞いた母が相談した	
成育歴（身体的・性的・心理的虐待により幼児期からごろから母子寮・児童養護施設入所を繰り返していた）による歪んだ愛情や性感覚を持ち，仕事中以外は常に飲酒していて酒癖の悪い異父兄	幼いころから一緒に育った兄妹ではないこともあり，被害児童が異父兄との性的な境界線を理解していなかったことと，初体験の相手が母方叔母であると言いふらすなど異父兄の性的な感覚が歪んでいることにより発生	高校生女児（療育手帳所持）	接吻，一緒にお風呂・布団に入る等。通告時は入浴の件を超える最悪な事態が起きているとの訴えであったが確証は得られなかった。過去母の知人男性にスカートに手を入れられたとの訴えもあり。	被害児童の友人の母による通告	被害児童の実父は異父兄との同居後に病死。被害事実を知る母は加害者による暴力で無力化。被害児童は母による暴言・暴力のほかに，母の知人らとの飲み会にも連れまわされ，知人による性加害も懸念された。
ステップファミリーの義父	支配的関係下で発生	中学生女児	性的虐待の疑い	自らの訴え	

表 5.13-12 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
養父方叔父	過去にネグレクトや身体的虐待で係属があった家庭	小学高学年女児	抱きつかれ、キスされ、男性器を触らせられた。	被害児童が学校で友人に話しているところを担任が耳にした。	
母の知人男性	母子家庭で母にパートナーがいる。	小学高学年女児	体を触られる。一緒に入浴することを強要される。	本児が担任へ表出。	
内縁の妻の子に度を越えたスキンシップをする男性	危機感なく内縁夫に娘の養育を任せ、母親は仕事や新しい男のところに行ってしまう環境下で発生	中学生 女児	体をさわる、だきつく、一緒に入浴する	本人が学校の教師に打ちあけたことで発覚	母子で県外へ転出し終結
	主たる養育者は父方祖父母で母の身柄は市内になかった	小学生女児	性器への接触を伴う性的虐待	SSWと面談中発信	
権力を誇示する実父	父親の行動について、母親は理解できていない	小学生女児	性器をくわえている	子が友人に相談。友人の親が学校へ報告し発覚。	
父方祖父の妹の配偶者		高校生	小学校高学年の時から寝室に入ってきて襲われそうになったり、下着の中に手を入れられた	本児が友人に相談し、行政へ相談するようにと助言し、本児から相談に至る	
養育能力のない父子家庭家族の不登校世帯の兄	だらしない 父が自慰行為をみせる環境で育っている	小学生女児	お尻を触る	別居の祖母が女児から聞いた話を面談時に話す	
兄の成績について学校に文句を言う等強権的な父	問題なし	小学生女児	胸と陰部を触られた。	被害を受けた小学校高学年から中学生まで男性が担任で初めて女性が担任となり、児が手紙で被害を告白	
能力の低い一家で父はアルコール中毒で高圧的	家族全員が知的に低い。	特別支援学校中等部生女児	性交	担任ではないが信頼を寄せている教師と交換日記をしていて開示された。	
児が離れていくことに恐怖を感じている実母。	父は別居しており、母と児の二人暮らし。	中学生男子	キスされる。パンツを下ろされる。写真を撮られる。	母がメンタル科の診察で告白。	
実父	・多子世帯 ・経済的困窮あり ・ネグレクトとして要保護児童対策地域協議会への掲載歴あり	中学生姉妹	性器性行を伴うと思われる性的虐待	被害者（妹）のリストカットを学校が発見し、被害者に聞いた所、性的虐待が発覚	被害事実を被害者から聞いていた母親は黙認
実母、母のパートナー	・母子世帯 ・経済的困窮あり	中学女児	児の面前での性行為疑い	被害者のリストカットを学校が発見し、被害者に聞き発覚	母は外国籍
力・権力の誇示を主たる動機とした実父	支配的関係下で発生	中学生女児が対象	プライベートゾーン接触	一時保護の際、子が証言	
ステップファミリーの継父	双子、多子出産世帯	小学校高学年女児	性器性交を伴う性的虐待	一時保護の際に子が証言	
ステップファミリーの継父	母が精神的に不安定	小学校低学年男児	子に性行為を故意に見せ続けていた	保育所で子が友達に実演	
ビデオ映像をお金目的で売っていた実父。それを幇助した実母。実父は自らの性欲を満たすためにも加害。	支配的関係下で発生。また、自営業であったが生計が立てられず、生活困窮に陥っていた多子世帯。	小学校高学年女児。	裸体のビデオ撮影。父母の性交渉を見せられる。性器の接触の強要。	高校生になった被害児童が交際相手に打ち明けたことで、交際相手が警察に通告。	
継父	支配的関係下で発生	中学生女児	胸をさわられる	本人からの通告	
継父	母が過去に前夫からDV被害があり、現在の継父に助けられた経緯あり。そのため、母は継父にものを強く言えない。	中学生女児	性行為の強要疑い	母が友人に相談し、その友人が被害児童の名前を明かさずに通告	
本児の兄、本児の兄の友人	父子家庭(本児、兄2人、父、父方祖母)、支配的関係下で発生	小学生女児	性器性交を伴う性的虐待	本児が好意を寄せる男児に手紙を渡し、男児の母が小学校へ通告し養護教諭の聞き取りによる開示	本児は性的虐待であるという自覚なし
本児へ好意を持っていた実父	夫婦不和。実母が夫婦関係を拒んでいた。	高校生女児	性器性交。妊娠。	産婦人科受診時に実父が開示。	
力、権力の誇示を主たる動機とした実父	支配的関係下で発生	小学生女児	性器を触る性的虐待	児から母への訴え	実母はDV被害もあり母方伯母宅へ避難
実父の精神的未熟さから発生した事例	支配的関係下で発生	小学生女児	性器を触る性的虐待	母からの電話相談（女性サポートセンター）	実母はDV被害あり、別居中
力、権力の誇示を主たる動機とした実父	支配的関係下で発生	中学生女児	性器を触る性的虐待	児から中学校への訴え	父方祖母宅へ母子で転出（別居）

表 5.13-13 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
継父	実母によるネグレクトあり	中学生女児	性的行為を伴う性的虐待	児童が学校に被害を訴えた	
実父	実父から実母へのDVあり	未就学～小学校低学年までの３姉妹	性的接触を伴う性的虐待	実母からのDV相談にて把握	
支援者である母方祖父	母子の支援を行っている状況下で発生	中学生女児が対象	胸を触る	実母からの開示	
異父兄	実母に複数回の婚姻歴あり。児童の父親が異なる。	幼児	臀部、陰部を触る。	母が発見	
同居していた母方叔父	母は子どもの養育や家事を祖母に任せきりの状態で発生	中学生女児	性器等接触を伴う性的虐待	被害児が教員に対し、メモで開示し、通告	母の離婚歴あり
性的虐待の意識はなく、からかっているという認識の父	父母の関係が悪く、家庭内別居状態で発生	小学生女児	上半身（胸）接触を伴う性的虐待	被害時が母に対し、被害を開示し、母が市へ相談	
母の再婚相手となる義父	夜、養父が被害児の部屋へ入室で発生	高校生女児		数年前から気づいていた母が被害児に確認し、被害児が開示	被害児に対して身体的虐待あり
コミュニケーションがうまくない実父。言語化が難しく、様々なことに回避的。アルコールに頼る。	母との関係が悪く、児との関係が家庭の居場所であった。	小学生女児	着衣で仰向けの父の股間に児をまたがらせていた。	児が母へ相談	母は精神疾患があり、父への恐怖、不安があり、夫婦関係が悪かった。
血のつながりのない母の再婚相手	行政にルーズ、常識的考えのない家庭	高校生女児	性器性行を伴う性的虐待	所属している高校が相談を受け発覚し通告	多子世帯で母が機能せず、認知できていない。
母子家庭の母	母は交際相手の家へ児を連れていく、支配的間柄	中学生女児	性的行為を見せつける性的虐待	自宅へ帰らず、友人宅に世話になっており、母のネグレクトが疑われる通告の中で発覚	
１０代より性加害を繰り返していた実兄	実兄をかわいがっていた実父が亡くなり母子家庭となるも、母は子どもへのかかわりが十分ではない。	高校生女児	性器性交を伴う性被害	妊娠後流産し、医療機関を受診したことで発覚	
自分の性的欲求を満たすことを主たる動機とした同居する父方祖父。	父母の養育能力が低くネグレクト傾向。父方祖父は支配的で父は幼い時から祖父が祖母にDVをするのを目撃していたため祖父が怖くて頭が上がらなった。	小学生女児	服の上から胸を触る。お風呂をのぞく。	本児が父に相談し、父が学校に相談した。	父母は事実を目撃していたが、祖父が怖くて止められなかった。
同居する障害がある実姉。	母子家庭。母と障害がある姉と特別支援学級の本児。	小学生男児	性器を触る。	本児が学童クラブの支援員に開示。	母は知っていたが、障害がある姉の行動を止められなかった。
自分の性的欲求を満たすことを主たる動機とした母の知人である同居人男性。	母子家庭。ネグレクト傾向の母。母は様々な友人知人を頼り子育てをしていた。	小学生女児	性器を触る。性器を触らせる。	本児が学童クラブの支援員に開示。	母は被害事実を知らなかった。母は同居人男性を信用していた。
同居の実父	母は無職。 児の入浴の世話等は、父の方がよくやっていた。児の両親共に実親。	高校生女児が対象。（小学校の高学年から被害を受けた）	性器性交を伴う性的虐待	被害者本人が、実母（同居）に話した。実母が児童相談所に通告した。	
ゆがんだ父子関係	父子家庭	中学生女児	成人雑誌を見せながら身体的特徴について話す	加害者からの開示	以前、両親の性行為に参加させられたことがある
実父		未就学女児	性器接触を伴う性的虐待	スマートフォンに画像があり、母が発見し警察に通報	
実父・実母		未就学女児 小学生男児	性器や性交を子どもに見せる性的虐待	母が支援機関に相談したことで発覚	
兄妹間でのいたずら	継父、実母、異性兄妹が夜間ネグ、狭小住宅で生活する状況下で発生	小学高学年女児が被害	性器、身体をさわるなど	被害児童が教員に相談	両親による身体的虐待にて歴あり
自営業 支配、DV（精神的）傾向の実父	従業員含む支配関係	中学生女児 小学生男児（姉弟）	従業員面前で衣類を脱がせる	本人（姉）が学校・教員に告白	
別居前のDV実父（精神、経済的）	実父が愛人宅へ別居。 実母、姉妹で生活	中学生女児	長女の身体を触る 入浴中をのぞきみる	長女の精神不安から告白を受けた医師により通告	実母に対し助けてくれなかったと強い怒りを示す
威圧的、未熟な養父	養父は子どもや時に母に対して支配的	小学生女児	性器を触わり、撮影	実母が養父の携帯電話を見て発見し、通告	実母は度々養父から強く叱責され、判断力が低下
実父 児との距離が近い	多子家庭 家族間のバウンダリーがない	順応しやすく反応少ない	胸を触られる	学校の養護教諭に開示	
実父 権力を誇示する 家族を支配	多子家庭 家族間で性的モラルが低い	抱え込みやすい 過剰適応	性器をさわられる	実母へ開示	
外国籍実父 本国のモラルを強調	威圧的 非協力的	言語の問題あり	身体をさわられる 服を脱がされる	実母へ開示	

表 5.13-14 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
精神疾患のある母の精神疾患があるパートナー	母はDVによる施設入所歴あり。男性依存の傾向あり	小学校高学年女児	母のパートナーが子どもにキスをした	母が障害者の関係機関に話したことで関係機関からの通告	母は子どもからパートナーにキスをしたと子どもの被害について軽視
うつ病、アルコール問題のある実父	子どもの障害特性と父のアルコールの問題	ASD、ADHDのある小学校中学年、小学校高学年の女児	ゲームをするため父の携帯を借りるとき性的動画をつけたまま渡す	教育センターに母が相談して教育センターからの通告	父からは母へのDVあり。母は守れず
母と別居中の実父	母と子どもがうまくいかず別居中の父宅へ。母と妹で生活。子どもが父と生活して2か月で発覚	高校生女児	父から体を触られる	子どもが学校のSCに相談。SCが児相へ通告	母は精神疾患あり。障害福祉サービス利用中。
母へのモラハラ、きょうだい間差別が激しい気分屋で強迫的な父	十数年に渡り父から母へのモラハラがあり、支配的関係が固定化していた	実子(三姉妹の2、3子)	胸を触られる、勝手に風呂に入って体を洗おうとする	被害児が学校で担任に話し、それを知った母が子家センに相談	第3子に対しては、DV自主避難後の父子面会交流時に発生
実父	支配的関係下で発生	小学校高学年女児	就寝時に身体接触	本人が学校の担任へ相談し発覚	
ゲーム上で知り合った他人	ネグレクト家庭。父は離婚後も入りびたり、父母で喧嘩が絶えない状態。	中学生女児	性器性交を伴うもの	女児が友人の母親に話した事でその母親が通告	ゲームの通話機能で知り合う。女児は年齢を成人後と偽っていた。
兄（家庭内で不安定な状態だった）	母親の養育能力は低い。父親は精神疾患で入院中。	小学生女児	性器を触る	女児が母親に話し、母親が子ども家庭支援センターに相談	
飲酒すると母へのDV(暴言・暴力)がある父	父からのDVで不安定な母もアルコールに依存しがちである	小学生女児	父が女児へAVビデオを一緒に見せた	母が静止してもやめず、母が市へ相談した	
実母の異父兄にあたる伯父	実父と離婚した実母が実家へ戻り、伯父・母方祖母と同居	小学生女児	実母・女児を触る、キスする	子育て支援センターの職員へ母が話したことから発覚	同居の祖母は口頭注意するが繰り返される
兄 不登校歴あり 中退歴あり	母は精神疾患で寝ていることが多い 父は夜勤で夜不在、昼間は寝ていることが多い	当時中学生 女児	胸などを触られた	一時保護中に開示した	
養父と養父の父	父は母が出会い系サイトで知り合た男性	当時小学生 女児	性交 妊娠	堕胎のため、父子で受診した 受信時の様子から病院スタッフが違和を感じた	
実父	実父母の不和あり	当時中学生 女児	性交 妊娠はしていない	教員に開示した	
児の面前で実母の胸や股間を触る実父		年少男児	面前での性的行為目撃	児の行動（女児の胸や股間、実母の股間を触る）。実母の証言。	実母は家に居場所がないと感じている。自分のことで精一杯。
父方祖父	ステップファミリー	中学生女児 小学生女児	服の上から尻を触られた。 屋外で性器を見せられた。	父方祖父から母への性的な接触があり、母から本児らへ注意喚起したところ、過去の被害を告白	母はうつ病。 父方祖父は、父の前妻との子（当時、中学生女児）にも性的虐待を行ったとのこと
欲求のままに行動した父方祖父	父母の長期不在で庇護者のいない中での発生	小学生女児	AVを見せる、性器を舐められる等の性被害	友人の母が学校へ伝えて発覚	父方祖母、叔父同居だったが止める人はおらず、父母も長期不在だった。
全てを支配、管理しようとした母のパートナー	表面上はいい人で、母も頼りにしていた中で、母不在時に母の知らないところで発生	中学生女児	リビングにカメラを設置し、悪いことをすると胸を触ったり、キスしたりする。空腹の訴えに、裸になったらあげると伝えるようなことが日常的にあった	本人がもう限界と保健室の先生に話した	母はパートナーを頼りにしており、全く気付いていなかった
父から暴力的なしつけを受けてきた実兄	支配的関係	小学生女児	身体接触（詳細不明）	母が児童相談所に相談	
身体的・心理的に家族を統制する実父	実父の支配的関係下で発生	小学生女児が対象	身体への接触	担任教諭への開示	
きょうだい間差別もなく、地域からの信頼も厚い継父	仲が良く、二人で旅行に行ったりする関係	高校生女児が対象	性器性交をし、撮影	二人の近すぎる関係を不審に感じた祖母が相談	
児のことを特別扱いし、口止めしていた実父	母は夜間仕事のため、不在にすることが多い中、発生	中学生女児が対象	性器性交	児が母に開示し、その後相談	
実母のパートナー男性	母は外国人でパートナーからの支援により生活が成り立ってきた状況	中学生時代から被害を受けていたと思われる女児	体や性器を触られる、キスをされる、手を握られる	女児の自殺企図から精神科受診に至り発覚	実母は被害事実に気付いていたが、パートナー男性に支援を受けており言い出せない

表 5.13-15 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
実母の再婚による継父	ステップファミリー	中学生女児	衣服の中に手を入れて触られた	担任に本人が訴えた	
継父・義兄 国籍が違うことで責め立てる。		高校生女児	容姿に対して暴言を吐く。身体の上に馬乗りになる。家の中を裸でうろつく。入浴中にドアを開ける。	母からの相談。	離婚したら在留資格がなくなることを心配している。
気に入らないことがあると物に当たることがある実父	母親が食事の準備中にリビングに父と娘2人がおり、そこで発生	小学生女児が対象	長女の胸を父が舐めた性的虐待	次女の「やめて」の声に母が気づきその場で発見、母が通告	母の姉によると妻も夫から性的DVを受けている
就業不安定飲酒により態度が変わる、DVがある実父	支配的態度がある反面、経済的、精神的に妻、子へ依存的思考がある	中学生	ゲームなどで遊んでいるときにお尻を触るなど密着する	DVで女性センター相談時、父の行動について本人が話した	DVあり 離婚も考えているが実行できない母（数年前～）
母のパートナー	母のパートナーから経済的支援を全面的に受けている	高校生女児	性器性交を伴う性的虐待	本児が学校の先生に相談	
単身赴任の実父	母の養育能力が低く、本児の訴えが届かない	中学生女児	入浴中に実父が入ってくる	養護教諭が本児から性的虐待を受けているような話を聞いて児相に通告	母は知的にやや低く、他者と距離を置こうとし、養育に十分に手が入っていない
三人の兄弟のうち、第2子の次男	両親ともに理解力が高くない。	3人兄妹のうち、第三子長女。中学生。	兄から妹への性器性交を伴う性的虐待	被害児童が学校にて相談	母、被害事実を把握していたが、知的障害により対処できず
母の再婚相手である継父	両親がお互いに連れ子を連れて再婚	高校生女子	継父から体を触られる	被害児童が学校にて相談	
おじ 療育手帳所持	父母ともに療育手帳所持 成年後見制度（補助）利用	中学生女児	胸を触る	母が目撃	
大おじ	祖父と不仲の父と子が、隣家の大おじと同居の父が不在時に被害に遭う	小学生女児が対象	性器を触る、裸にする	兄弟による通告	父子家庭
実父	実母の精神状態が不安定な時期に発生。	中学生男児１名、女児１名。	父が、左記児童の面前でアダルトビデオを鑑賞。	中学校からの通告	
母のパートナー	パートナーと母子は同居、母仕事で不在の時がある	中学生女児	服の上から性器を触られる等の性的虐待	本児が学校に相談	
発達障害のある暴力的な言動のある兄	支配的関係下で発生	小学生女児である妹が対象	性器性交を伴う性的虐待	家庭内での性交現場を見た母が兄主治医いに相談し、医師から通告	被害児童である妹、知的に遅れあり
実父	母にメンタルあり 育児は主に母が負担	発達障害の未就園の女児（姉）	詳細不明 医師より 受診時の様子、聞き取りから性情報に触れる環境にあることは間違いない	Ａ医療機関受診時、出血等あり その後Ｂ医療機関受診し、Ａ医療機関からの紹介状や受診時の様子からＢ医療機関医師が通告 また、在園中の園内で股をかゆがる、保育士への年齢にそぐわない性的な言動あり	
父・母 兄弟（姉妹）間での差別あり。	口答えをすると叩かれる等支配的な関係。	中学生女子。	親の性交の声が聞こえる。		
継父	継父・母共に外国人。母が再婚し一緒に生活するようになった。	中学生女児が対象	性器性交を伴う性的虐待	児が交流のある母の友人に被害を告白した。	
養父	母は外国人で児は外国で出生し親族に育てられていた。母が日本で日本人と再婚し、児が小学生の時に来日し同居開始。	中学生女児が対象	不明	夜母が帰宅し、父の部屋を開けると下半身裸の養父と児が居た。	母は離婚を希望し別居したが、児は養父と連絡を取り合っていた。
養父	母が再婚し一緒に生活するようになった。	中学生女児が対象	不明	朝４時に母が児の部屋を開けると、下半身裸の児と全裸の養父が居た。	司法面接で検事の質問に答えることができず（知的障害のため会話が成立しない）

表 5.13-15 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
実兄　動機は不明。当初否認したが、加害事実を認め家族に謝罪したいと反省	父は夜勤勤務あり。外部からはとくに問題を感じない一般的な家庭像	小学生女児　学校でははっきり意思表示する。実兄に口止めされていた、兄が怖いと当初は被害を認められず。	兄と妹が家で2人になる場面で股間を叩く、キス（やそのふり）をする	被害児が児童クラブ利用中に告白。支援員が個別に確認し、市役所へ相談	兄の保護当初、母は（被害を）知らなかったと反応乏しく感情乱れず。兄の保護についても淡々とした反応
実兄　動機は不明。施設入所歴あり、家庭引き取り後、不登校	生活保護受給の母子家庭。兄と母の関係が濃く、母が妹の対応に手を焼いている。	小学生女児　親との愛着が形成されず、登校渋り、家出などの試し行動が頻繁にある。	母の不在時、兄が妹の陰部を触る、なめる、肛門に水を入れる、兄の性器をなめさせられる	被害児が母に告白し、母が市役所に相談、被害児が児相に直訴	母は被害が事実なら妹を守りたいと言う反面、実兄の不処遇の決定時はうれしそうだった
元継父　実母との離婚後も養父公認で自宅に出入りあり、養父が認知しにくい時間帯に性行為に及ぶ	実母、異父妹は被害児と別居。母方祖父（左記養父）と養子縁組	中学生女児　実母との愛着形成不全あり、対人希求性強い。	4~5回の性（挿入）行為	学校教員に告白し、児相、市役所に報告	被害児童は、その後複数人と援助交際
一人でなんでも頑張ろうとする父	母、児ともに知的に低い	知的に低い高校生女児	性器性交を伴う性的虐待	学校での担任との会話	
	人との距離が近い家族	小学生女児	性交に至らない性的虐待	障害児児童通所支援事業所等職員との会話	
	父から母へのDV	園児	父母による面前での性交	女性相談	
養父	実母が入院中で養父と児童が２人で生活している状況	中学生女児	胸等を触られたと訴えるもの	児童自身で友人に相談したことで友人の保護者による通告	
実母のパートナー	不明	中学生女児	妊娠	実母が警察に連絡	
スキンシップの多い父	ふざけあいの中で発生	小学生女児	胸を触られる	女児から母へ相談。母から相談センターへ相談。	父から口止めされていた。何度もある。
同居人男性	ネグレクト家庭	小学生女児	口腔内性交を伴う性的虐待	本人からの訴え	
実父	支配的関係下で発生	小学校女児(加害者の子と、その友達)	アダルトビデオを見せる。下半身を見せる。裸を隠し撮りされる	母親に被害を告白。母親が市の相談室に相談	
父親は若い頃から写真が趣味	父母きょうだい家族。夫婦間に特段の問題は見られず	中学生女児	本児が寝ているときに、胸を触られる。シャッター音も聞こえた。	本児が母に相談したことで発覚	
実父	支配的関係下で発生している	中学生女児（実害は小学校高学年より）	性交を伴う性虐	学校の先生に相談し通告	市の性教育出前授業を受講した児が気付く
母の内縁夫	母の交際相手として関わり有	保育園女児	性行為を目撃した	保育園での女児とな会話から発覚し通告	
継父		高校生女子	性器性交を伴う性的虐待	スクールカウンセラーへの相談	
力を誇示しながら家族に自身の主張を通したい継父	実母宅に外泊した際に、たまたま継父が帰宅したときに発生	小学生女児	就寝中に布団に入ってきて胸部等をなでる性的虐待	本人が普段、一緒に生活している祖母に話して通告	実母はもともと本児に対して身体的暴力を含む虐待歴があり感情的にも嫌悪を表明していた。 また、当時以前から精神疾患で精神科に継続通院中。
養父	多子世帯	小学生女児	性器を触る	母が目撃	実母は夫からDV
実父	家族全体が能力が低め	中学生女児	性交	姉が学校で告白	
実父	父子世帯	高校生女児	性交	本児が学校で告白	
継父	多子世帯 母の養育能力不足 ネグレクト傾向	中学生女児	抱きつく、手をつなぐなどの過度なスキンシップ	母との面談から	
兄	多子世帯 母の養育能力不足 ネグレクト傾向	小学生男児	性器を見られる、触られるなどの性的嫌がらせ	学校での訴え	
母の内縁の夫	多子世帯	高校生女児	性器性交を伴う性的虐待	学校での訴え	

表 5.13-16 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
義父		小学生男児	性器をさわられる 口淫	本児が実母に訴える 実母が警察に相談する	
兄	兄から妹への被害	中高生女児が対象	盗撮やボディタッチ	医師・養護教諭への訴え	
同居していないが本世帯を行き来する継父	母子で居住。きょうだい複数。 母と継父は離婚し、別居していたものの、関係は継続していた	中学生女児が対象	性器性交を伴う性的虐待	飛び込み出産にて発覚 病院より通告	元々ネグレクト世帯 被害児童がきょうだいの面倒をみており、不登校
近隣に住む母方伯父 本世帯と行き来していた	母子3名で居住 母方実家が近隣で親族の交流あり	小学生女児が対象	お尻や胸を触られる、キスされるという性的虐待	所属機関へ訴え、通告	不登校容認で家の状況が分かりづらい家族
単身赴任中の実父（内夫） 本世帯との行き来あり	児、母、母方祖母の3人で居住 月1程度、父の帰宅あり	小学生女児が対象	児の背中をなめる、同じ布団に入る、父の陰部を見せてくる等の性的虐待	児が所属機関へ訴え通告	元々、母の養育力が低い家庭。家庭ひきとり後、母と所属機関の関係悪化
実父	良好	小学校低学年	泥酔した実父が実母と本児を間違う	実母からの相談	
継父	不明	高校生女児	継父が本児の脱衣場面を盗撮	本児の友人が卒業した中学校に相談	
継父	支配的関係下で発生。父から母へのDV	小学生	性交を伴う性的虐待	妹が保育園で発言	実母知的障害及びDVで無力化
実兄	父子家庭でネグレクト	中学生	性的接触	一時保護中に本児より	
実父	ネグレクト家庭	支援学校高校生	性的接触、性交の疑い	妹より開示	
父は精神的に不安定で職場等で他者とのかかわり困難	母は精神的に不安定で児童の面前で自傷行為あり	小学生女児	身体接触	被害児童からの開示	
継父	被害女児とは良好な関係性あり	小学生女児	臀部に自身の男性器を押し当てる	母親が現場を発見	母親から本児に対しての身体的虐待・心理的虐待あり。
実父	幼少期に両親離婚、父親とは年に数回の交流がある程度	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	本児が中学校にて教員に相談、発覚	親権者は父親、母親は出奔、保護者は母方祖母
母親の交際相手	母子と同居している男性で精神障害あり	中学生女児	衣服を脱がす、身体を触るといったわいせつ行為	本児が家庭への支援者に相談し、発覚	母親精神障害あり。
実父、知的に弱い(?)、経済困窮、暴力容認	実母に養育を放置気味、実母が長時間労働し、家に不在も多い	中学生女児、療育手帳を所持	胸や股を触る、性器を押し付ける	弟の発言で発覚	
母の内縁の夫、精神疾患あり	実父との折り合いが悪く、母宅に居住。母に療育手帳あり。母と内縁の夫に上下関係あり。(母が上)	中学生女児	体を触られる、性器の挿入	友人に話した（友人父の目撃）	
保護者意向が及びにくい同居の親族	父が母対して支配的	中学生女児と小学生女児の姉妹	胸やお尻を触られる	児らから被害を聞いていた母が別の相談時に話した	被害事実を知る母は別件相談のついでで開示
心理的・性的・身体的・経済的暴力がある父	ステップファミリー養子・実子に対する性加害の可能性を懸念	高校生女児（養子）小学生女児（実子）	プライベートゾーンへの接触	心理的虐待における調査時に所属機関からの情報として把握	
発達障がい疑いの父 母に対する心理的暴力	児の年齢に応じた適切な関わりが困難	中学生女児	過度なスキンシップ	母との面談により聴取	被害事実を知る実母はDVで無力化
子どもへの影響を顧みないで、性衝動が抑えられない母と内縁男性	支配的関係下で発生。	中学生女児	母と内縁男性の性行為を見せられる。（見せる意図なし）	児童の通う放課後等デイサービス職員より相談。	
年齢の離れた兄(中学生)	妹への嫉妬心(両親が妹ばかり手をかける)	幼稚園女児	性器を見る、触る等	本人からの学校への通告	加害児童への身体的虐待あり(父から)
母へのＤＶにより離別した実父	父子家庭において発生	中学生女児	胸や脚を触る性的虐待	同居する兄からの相談で発覚	
温厚で子育てに協力的な実父	教育熱心な母親と大人しい父親の家庭	未就学女児	性器を触らせる性的虐待	本人が「パパ嫌い」と話したため，その理由を聞いた関係機関が通告	実母は被害事実を全く知らなかった
身体的暴力はないが心理的DVにより家庭内を支配していた実父。	支配的な父と非力な母がいる状況下。	中学生女児。	性器性交を伴う性的虐待	本人が学校の担任へ相談し通告。	被害事実を知っていた実母はDVで無力化。

表 5.13-17 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
祖父	物心がついが頃には発生	中学生女児	頬や口にキス、服の下から手を入れる	支援員にノートに記載して発覚	実母や実母の姉妹が、子どもの頃から日常的に行われていた行為であったため、実母にとって問題意識がない
内夫	母子家庭	中学生女児	胸を触られたり、下腹部をいじられる	本児が警察署に来所	1回目の被害に遭った後に、母親に伝え、母親は内縁の夫に叱責
母の男友達	母が子どもを抑え込もうとする言動がある	中学生女児	目の前で性的行動をする	子どもが学校に相談	
実父から実母への暴力がある	実母が不在の時に発生。実母が実父に注意したがそれ以降も続いた	高校生女児	性器性交を伴う性的虐待	被害児童から通告	
養父	母親の再婚相手。 妹は養父の実子。	中学生女児	入浴時・就寝時にプライベートゾーンを触る・触らせるなどの性的暴力。	本児が中学校の養護教諭に話し、市が通告。	被害当時は母親に被害事実を伝えてもとりあわず。一時保護後母親は離婚する。
実父	父親は単身赴任で週末・長期休暇に戻ってくる。 家には母親と本児と妹。	小学生女児	入浴時・就寝時にプライベートゾーンを触る。 口にキスをする。	本児が小学校の担任に話し、市が通告。	母親に被害事実を伝えても父親のことをかばい、離婚の意向は乏しい。
養父	母親の再婚相手。 妹は養父の実子。	中学生女児	子どもへの性交	養父の逮捕（児童ポルノ図書の販売目的の所持による）	
母親の不在時に発生		中学生女児		友人に相談し警察へ通告	母親は知っていたが関与なし
自宅に出入りしている実母の恋人	母子のみの世帯	小学校低学年男児、未就学女児	児童の面前での性的な行為、男性から児童の性的な発言	児童が園、学校で発言した内容で発見された(児童は性的なこととは認識していない)	
過去に性加害やDV歴のある養父	支配的関係下で発生	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	実母から相談あり、通告受理	被害事実を知る実母は、養父に依存し支配下にある
母のパートナー及びそのきょうだい	支配的関係下	小学生女児が対象	性器を口に入れる	母が児童相談所に相談	
実父の権力による	支配的関係下	中学生女児が対象	下着の上から胸・下半身に触れる	母・きょうだいから相談	
実父による過度のスキンシップ	父子関係は悪くないが子は行為を拒絶	就学前女児が対象	下着に手を入れる	母から相談	
実父：暴力的で支配的	父から母へのDVあり	小学生女児	嫌がる本児と入浴し、臀部を足の指で触る性的虐待	本児の問題行動を受け、面談を設定した小学校からの通告	
父方祖父：衝動的で物欲・性欲のコントロール不可	認知症の疑いあり	小学生女児	対象児のプライベートゾーンを触る・舐める、下着の中に手を入れるなどの性的虐待	本児から左記の相談を受けた母が要対協職員に報告し、発覚	
実母のパートナー：人物像不明	クレーマー気質の母方祖母から離れ母子で生活を始めたところだった	幼児園女児	園で性行為を連想させるような行動を繰り返す	本児の様子を不審に思った保育士から要対協職員へ通告	
母のパートナー	支配的関係下で発生	小学生女児	キス、抱き着き	本児が信頼できる人に相談する	
母のパートナー	不明	中学生女児2名	いかがわしい行為（具体的な内容は不明）	母がパートナーを家から追い出した約半年後に本児が中学校の教師に相談	
異父兄・公共交通機関を使用できないくらいの知的障害がある。	異父兄は母方祖母にあずけられていた。母は精神疾患・軽度知的障害あり。	中学生女児　自閉症・軽度知的障害がある。	布団に入ってきた。	被害児童が母に話した。	母は被害事実を警察に訴えたが証拠不十分で不起訴。避難のため転居する。

表 5.13-18 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
実父	母は教員	中学生女児	不明	中学校の教員に話した。	女児はすぐ施設入所。夫婦は離婚した。
実兄　軽度発達障害あり	生保受給家庭で父母ともに発達障害の疑い。	小学生女児	不明	不明	
実父（父子家庭）	不適切な親子関係下で発生	16歳～17歳の女児	同室で寝ていたため、父の自慰行為を見てしまった。	16歳～17歳の女児との面談で発覚。	
加害者３人 ・継父（離婚後も交流がある） ・母のパートナー（母の同僚） ・措置中の女子	・家族構成の変化が激しい。 ・経済的に不安定。（生活保護世帯） ・母の健康状態不安定。（内分泌系疾患、精神疾患）	・女児で小学校高学年から中学生。	・性器性交を伴う性的虐待。	・本人が実父に相談。病院から児相へ通告。 ・パートナーと女児のメモを母が発見し、母が自殺未遂をする。学校が児相と市へ通告する。	
・母のパートナーで父とも知人。母が死亡した後も家を出入りする。	・母が精神疾患。両親は離婚するが復縁する。その後、母が失踪。 ・父子家庭となる。	・小学校高学年女児。（知的障害）	・性器性交を伴う性的虐待。 ・写真撮影。	・本人が姉に話し、姉が母の友人に相談。友人が児相へ通告。	・父は被害届を警察に提出せず。
・継父	・母子家庭で再婚し出産。母が夜の仕事をし父が子どもの面倒を見る。	・高校生女子。（被害は小学校低学年から続いていた） ・高校生時は彼氏との間に妊娠、中絶する。）リストカットもある。	・性器性交を伴う性的虐待。 ・ストーカー行為。	・本人が担任と養護教諭に話し、児相へ通告。	
児童ポルノマニア仲間に我が子の写真を売った実父	乳児のため抵抗できない 母不在時	乳児女児	下半身裸にし、父の足で児の足を開脚させ写真を撮影	母が父の携帯電話、パソコンをチェックし発見し、通告となる	実母は通告というより、そのことで離婚相談をした際に職員が把握し通告
知的障がいがある同居の父方叔父	家族全員知的障がいあり	中学生女児 特別支援学級（知的所属	乳房、性器接触による性虐待	女児が母や学校に、学校から児相に通告	両親の性交や母と祖父の関係など日常的に見る環境
父方祖父	同居	認定こども園女児	性器を触らせ、射精させる	児が保育士に打ち明ける	
暴力による支配的態度の義父	支配的関係下で発生	中学生女児	性的刺激が蔓延している中で、遊びの延長線上のようなノリで本児の体に屈辱的なことをした	きょうだい児へのネグレクトとして関わりの中で家庭訪問をした際に、きょうだい児から語られた	
被虐待歴があり、精神的に脆弱で依存性の高い実母	密着した共依存的母子関係の中で子どもの安全が優先されない生活環境	小学生男児	母が男性といったホテルへ本児も連れて行き、DVDなどを見せた	母の話	
知的障害があり、家族から可愛がられている兄	家族は兄を特に可愛がっており、本児への性的加害についても容認している	支援学校高等部の女児	性交の疑いあり	本児が通所している福祉施設のスタッフに本児が話した	
動機は不明	実父と女児との父子家庭	小学校高学年女児	手、足、耳、ほっぺを噛む	本児が支援者に噛まれたことを話す。	噛み跡は見られた（残っていた）こともあるが、確認できないことの方が多い。本児の特性か、切り替えが早く、楽しいことですぐ忘れる。
母とそのパートナー	母と子ども3人の生活の中に母のパートナーが再々出入りしている	中学生1人 小学生2人	母とパートナーの性行為を目撃	中学生が学校で先生に話す	
母のパートナーの連れ子	母と本児 母のパートナーと、連れ子3人での同居。 パートナーから母へのDV（＋）	中学生 本児	パートナーの連れ子が身体をさわる	本児が担任に話す	本児 知的障がい（＋）
母の再婚相手 養父	養父が飲酒した際	小学生 女児	養父が女児の布団に入る	女児が養教に話す	
実父。育児・家事に協力しない。暴言暴力が日常的にある	身体的暴力や暴言で家族を支配。被害児童の姉のみに優しく、きょうだいに格差あり。	小学校低学年女児	(1)入浴時に強く性器を擦る。就寝時に、下着の中に手を入れていた。 (2)性器性交を伴う性的虐待	(1)母がDVの相談をした際、 (2)母子生活支援施設入所後の児へのカウンセリングから	母は被害事実については詳しく知らず、気持ち悪さを感じていたと話した

表 5.13-19 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
家庭内での主導権を持っている養祖父	支配的関係下で発生。父親は祖父の言うままに行動	小学校中学年、支援級女児が対象	祖父・父親と一緒に入浴したときに、祖父が本児の性器を触り、指で擦る	本児が母親に祖父との入浴をしたくないと話したため、友人とともにシェルターに入りたいと相談した	母親は、叔父夫婦のところに養子になる
実父		中学生女児、知的障害がある	胸を触られる	本人からの訴え	
実兄	実父単身赴任	中学生女児	性器性交	本人が友人に話し、友人の母が性被害のワンストップセンターに連絡	
中学生男児、知的障害あり		中学生女児、知的障害がある	性器性交	本人が先生へ話す	両親が薬物の使用。被害児童は一時保護歴あり。
生保で単身のおじ（母の兄） 児童が小学生の頃に小学校に対しクレーマー	母子家庭 異父5人姉弟妹宅への母の兄（おじ）の頻繁な出入りあり 兄弟家庭も要支援家庭	支援学校 高等部女児	不明	股関節の痛みにより精査してく中で、 ”痛みの原因”として可能性（疑い）が発覚	生保家庭 ネグレクト家庭
コロナ等で収入不安定な中 経済困窮した家庭の実父	ステップファミリーで離婚し母子家庭となったが住居が見つからず実父と同居下での発生	未就学女児 他姉妹（疑い）	性器をくわえさせようとしていた（くわえさせたかは不明）	親族による目撃 児童の発言	経済の立直し自立支援中に実母から児相への相談で発覚
身体接触でコミュニケーションをとろうとする実父（嫌がるのを楽しむ）	4人家族 普通の家庭	小学校低学年女児 保育園女児（疑い）	下着の中に手を入れた 身体をさわる 嫌だと言ってもやめてくれない	児童クラブで児童が発言 ↓ 約1ヶ月後2回目の発言で発覚	実母は普段から身体接触多いことは認識しており、面前での目撃もあるが仲良し親子の認識
継父の会社の上司で、家庭教師をするという名目で関わる	強迫性の神経障害を持つ母の支配的関係家で発生	事例発生時、小学生女児	性器接触等を伴う性的虐待	中学生になった本児が施設入所中に担当者に話す	
母の内縁男性	母子家庭(高校生女児、中学生男児、小学生男児)	高校生女児	母が夜勤のとき、内縁男性が浴室へ三度侵入	実父方祖父が児相へ通告	発覚後、町外の母方祖父母宅へ転居
被害児童へ恋愛感情に近いものを抱く継父	子育てに厳しい継父	高校生女児	・身体接触 ・写真撮影	被害児童が交際相手に相談して、児童相談所へ電話した	・実母は被害事実を知らなかった ・発見後、父母離婚
夫婦関係に不満を持つ実父		小学生女児	・身体接触 ・写真撮影	被害児童から学校に相談し、学校が通告	・実母は被害事実を知らなかった ・発見後、父母離婚
実父	・ネグレクト家庭 ・被害児童は重度心身障がい者の妹の世話をする ・ゴミ屋敷	中学生女児	・スカートをめくられる ・身体接触	被害児童が学校での面接で話した	実母は実父に注意していた
実父	DVあり	小学校高学年女児が対象	本児の体を見る、からかう	母からのDV相談	
実父（娘を女性として見ている、アルコール問題あり）	父母が離婚し、小学校中学年から母と生活。母との関係が悪化し、中学卒業後、実父と生活するようになる。	高校年齢女児	・アダルトビデオを見せられる ・身体を触られる ・性器性交	養父より市に相談。その後、本児が来所し、被害を開示。	
実父		小学生男児	下半身を触る	子どもが学校の先生に言った	
性的嗜好を主たる動機とした実父	支配的関係下と、実母の知的能力の低さの下で発生	小学生女児	性器性交を伴う性的虐待	実兄が発見し実母から警察通報	
性的嗜好を主たる動機とした伯父、継父	施設入所中の児童が外泊時に発生	小学生女児	性器を含む身体を触るなどの性的虐待	本人から施設職員に開示	
養父	ステップファミリー	高校生女児	服の中に手を入れ、胸やお尻を触られた	被害児童からの相談	被害児童の主訴に虚偽の可能性がある
不登校傾向、支配傾向のある中学生の兄	兄が本児（妹）が学校に行くのを引き留める。	小学生女児	ランニングに突き合わせ、その後、足をマッサージさせる。	母方の祖母が来所し相談。	父親は家族のことに関与しない、夫婦間のコミュニケーションがとれていない。
厳しく叱る、しつけるのは当たり前とする実父	離婚後、父娘の２人暮らし。父が夜勤で帰宅後に発生。	中学生女児	布団に引き込まれ、パジャマの上から胸や下半身を触る。	本児が中学校の教師に訴えて発覚。	

表 5.13-20 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
しつけが厳しい母の内縁の夫	宿題をしていないと厳しくしかる。	小学生女児 小学生男児	宿題をしていないと、下着を脱がして股や尻にマジックで字を書く。胸を触る。下着の上から陰部に指を入れる。	母方の祖母が児童相談所へ相談	実母は内縁の夫の性的虐待は認めていない。
継父	ステップファミリー	中学生女児	継父が中学生女児の布団に入ってくる	本人が助けを求めて通告	母親は出産で不在
母のパートナー 母のパートナーは最後まで性的加害を認めなかったため、動機は不明。	シングルマザーだった母が、パートナーと付き合い、母子で借りていたアパートにパートナーが入ってきた。パートナーは母にＤＶをしており、力による支配的関係が家族間にあった。	保育園年長女児	詳細は不明	年齢に合わない性的発言や、他児の性器を触るなどの行動が園で見られたため、園が通告。	母はパートナーに対し、距離を取ったり寄りを取り戻したりを繰り返した。児の居住もその度に移動し、落ち着かない養育環境だった。
共感力が弱い。発覚当初、自分の置かれた状況を理解していない様子だった。	山間部であるため他人との接触が少なく閉鎖的な環境下で、大人も子どもも興味を持つ対象の範囲や活動の幅が狭い傾向。		被害者の意識がない時に性的加害。	産婦人科からの通告。	家族が警察介入を拒否し、被害者と加害者の両方を庇ったので、被害者側のケアに懸念。田舎なので周囲に知られることに強い畏れがあった。
実父	多子世帯	中学生女児	性的虐待(疑)	被害児童が学校にて教師に相談	
知的能力の低い実弟	大人数で狭い部屋に居住	高校生女児	性交を伴う性的虐待	女児の妊娠をきっかけに実母から相談	
知的能力の低い実兄	母子家庭	未就学の女児	兄が一緒に入浴したがる、触られるのが嫌と女児からの訴えあり	実母から相談	
実父	親子仲は良い。児童の思考が幼く性的接触とは気づいていない	小学生女児	過度なボディタッチ	母親からの相談	
養父 母の再婚相手	支配的関係下で発生	中学生女児 小学生女児が対象	性器性交を伴う性的虐待	被害女児が近隣住民に相談後、学校の先生に相談し発覚	
実母		小学生女児	性交を見せる	親族から家庭内性被害への懸念の相談がある	
中学生のいとこ		小学生女児	体を触られる、押し付けられる	体調不良を心配した担任が親から話を聞く	
義父（母の元夫、妹の実父）	支配的関係下で発生	小学生女児	複数回の性交、画像撮影	本人の告知	
実父 実父は祖父（父の実父）から叱られるときは正座させられ、反論の余地もない一方的な説教を受けるといった環境で育つ	母親もきちんとした言葉で子どもに説明できない	小学生女児	風呂がなく父親と一緒にシャワーを使う。そのとき嫌なことをされる	SSWが本児と話す中で、具体的には言わなかったが父親から嫌なことをされると話した	疑い
義父 婚姻はしていない。住所はないがほとんど同居状態である	母親は義父の世話をし、女児に弟たちの面倒を見させている	中学生女児	義父から胸をさわられた女児の祖母も義父から胸を触られている	母が市役所にきて相談した中で判明 女児は学校で先生に家では弟の世話などがあり勉強ができないことも話している	
支配的暴力的な実父	ネグレクトを伴う支配的関係	中学生女児	のぞき、身体接触	本児の訴え	母は継母で不在のことが多い
情緒障害を持つ中学生男児	三世代同居	小学生女児	不適切な性的関係による妊娠	病院より情報提供	
認知症傾向の祖父	継祖父との同居スタート時に発生	中学生女児	性的な言葉、性玩具で叩く	本児の母への訴え	
実母及びその交際相手	母子家庭	小学生女児	性交を児童に見せる性的虐待	児童虐待通告（ネグレクト）における調査の中で発覚	
継父		中学生女児	性交を伴う性的虐待	女児が友人に相談し発見	
母親の交際相手		小学生女児が対象	性交を伴う性的虐待	女児が中学校に相談し発見	

表 5.13-21 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
アルコール依存症のある継父	継父が本家庭に出入りがある	高校生女児	身体を触る	児童が関係機関に相談して発覚	
社会的信用のある実母の再婚相手である養父	被害女児の不登校やてんかん症状等、被害女児が心身ともに衰弱時に発生	小学校高学年女児が対象	女児を抱きしめる	被害児童が実母に打ち明け、実母から市役所に通告	
同居する姉のパートナー	姉とそのパートナーは10代で、妊娠を機に同居。姉の出産直後に発生	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	本人の相談により別の姉が通告	
生活保護家庭の無職で家にいる父	両親ともに養育能力が低くネグレクトの家庭	中学生女児 実娘で知的に低い	挿入行為を含む性的虐待	被害児童が学校に相談	実母は認知していたが見て見ぬふり
中学生男児	両親が非常識な時間帯に常識の範疇を超えるスキンシップをとる	中学生女児多数	・胸部の写真撮影 ・身体への接触 ・下着に手を入れる等	被害児童が学校に相談	指導を両親聞き入れず。理解力薄い
異母兄	ステップファミリー双方子どもがいる家庭の再婚。母は最近出産。ネグレクト家庭で上の子が下の児童をみている	小学生女児	身体への接触	被害児童がSCに相談	他市からのケース移管家庭
母と再婚した継父	支配的	中学生女児	身体的接触	養護教諭へ相談	実母は継父に依存
離婚した元継父	支配的	高校生女児	性交あり	児相の関与	実母は元継父に依存
実父		小学生女児	身体的接触	本人	実母は実父に依存
不特定多数	母子世帯 母は男性依存	小学生女児	自分の裸の写真をネットで公開	SNSで発見され通告	母に女子児童を制する能力はない。
同居する親族（知的障がい）	母は離婚し実子を連れて実家で生活	小学生女児	性器に触れさせる等の暴行	女児への身体的虐待があり女児が入院したことで発覚	母は子どもより男性優先
離婚した実父と母	離婚した実父が出入りしている。	小学校中学年女児、小学校低学年男児	性行為を見ている	放課後デイサービスが児童から聞き取り、小学校へ情報提供。小学校から通告。	
継父（実母より１０歳以上年下）DV加害者	支配的関係下で発生	小学校高学年女児	触られる	女児の不登校への支援時、支援者の質問に返答したがらなかったことから	居住実態が安定せず、連絡を取ったり、面談が難しい家庭
同居する祖父	父母は仕事等で家にいない時間がある	女子高校生	脱衣所等を覗き見られる。加害者の行為を見せられる。	被害者が自ら学校へ相談	実母や姉妹も軽度であるが被害にあっている
離婚して、別居していた実父	離婚後、母は元夫との子を妊娠。その後再婚。元夫方実家近くにあり、本児出入りあり	小学生女児	小学生女児事実詳細ともに不明。本児より、「裸にされた、父も一緒にお風呂に入ろうとする、触られた、入れられた」と発言	本児から教育相談時に相談あり	
SNSで繋がり知り合った成人男性	両親不仲。母は家事育児を放棄してゲームに夢中。本児は不登校。	中学生女児	成人男性宅への外泊。性器性交	家でから帰宅してきた子から保護者聞き取り。学校から警察へ通報し、面談を重ねてきた中で発覚	家出を繰り返す本児に対して、両親の危機感なし
母の元内縁の夫	元々は、元内縁の夫宅にて、母子、元内縁の夫、元内縁夫の親族と同居。母と内縁夫との関係が切れた後も、本児のみ、元内縁の夫宅にて生活	中学生女児	性器性交を伴う性的虐待	学校や母方祖母より、性的虐待疑いの相談あり。家児相にて面談を数回行い、本児からの開示	
実父	実父から児童への暴言・経済的DV	幼児期から中学卒業ごろまでの間	体を触られる、キスをされる	学校が児より聞き取り	被害事実を知る実母は精神疾患があり、きちんとした判断が難しい
母の弟にあたる中学生	離婚に伴い母子が実家に戻ったことで発覚	小学生女児	性器を触る、性器を舐めさせる	被害女児から母への開示があり発覚	
養父	母が妊娠・出産	中学生女児	性交・妊娠	生理不順により産婦人科受診	母はネグレクト傾向。 母子保健が産科から連絡を受け要対協管理ケースだったため児相へ送致。
母の面識のある男性	母子で生活していたが、母が入院する事になり、その間男性に本児の面倒を見てもらうよう頼んだ	中学生女児	ポルノグラフィ作成の強要。 性器性交を伴う強制わいせつ	ポルノグラフィの作成を商業施設で行っていたため、一般客が警察へ通報	離婚し単身で生活していた実父が本児を引き取った。母も退院後、父子と合流した。

表 5.13-22 回答組織で対応経験のある子どもの家庭内性被害パターン(自由記述)

明らかな誤字・脱字は執筆者により修正。特定可能性を排除するため、記載された人物(被害児童等)の具体年齢は年齢区分に変換、具体的処遇や罪刑に関する記述は削除している。また、職業や職種、外国籍の場合国名が記載された箇所は「外国籍」等に変換。多子世帯等の構成が具体的に記載されている場合は、きょうだいの年齢帯等と「多子世帯」の記述のみに変換している。その他は原文のまま。

加害者像	家族関係・養育環境	被害児童	被害内容	発見・開示の契機	備考
母の交際相手	母の不在時	未就学児童、小学生女児が対象	入浴時に性器を頭に乗せる	被害児小学生が話した	
母の内縁の夫	母の不在時	中学生	盗撮	タブレットを確認して気づく	
母の交際相手		未就学女児	母と交際相手の性生活を見る	子ども園で子どもが話した	
母方祖父 家庭内では威圧的で気分的 対外的には明るい人柄	支配的関係 離婚し実家に戻ってきた母子家庭	中学生女児	お尻を触る 罵倒する 寝てる時に布団に入る	自傷行為 母へ相談 遺書のような手紙に記述あり	母へ性行為を要求する言動あり 経済的に母は祖父を頼っている
実父母 父：自営 母：知的障害あり ステップファミリー	多子家庭 家が狭くネグレクト傾向	在宅児全員 幼児～小学生高学年	児らの寝ている部屋で父母が性行為	児の話から発覚	
実父 父母離婚しているが同居維持 父母間で飲酒しケンカ多く、Poをよぶなどはげしい	ネグレクト傾向あり	小学校低学年女児 知的な低さあり	スキンシップと称し、父の指を児の性器に挿入	学校Tに児がエピソードを話し通告	母、知的障害あり
母の内縁の夫	母子家庭、パーソナルスペースを取ることの難しい狭い家の中で発生	中学生女児	布団の中に入りこまれ体を触られる	本児が信頼する友人、教諭の前で開示	実母は被害を知らず、発覚は実母が内縁の夫と別れた後
母	母子家庭、パーソナルスペースを取ることの難しい狭い家の中で発生	中学生女児	母と内縁の夫の性行為が本児にわかる形で行われる	本児が信頼する友人、教諭の前で開示	本児は実母と内縁の夫の性行為に対し、不快感を示していた
支配的な継父と、精神不安と拒食のある実母	継父の支配下で発生、生活保護受給、貧困の状況	小学生女児	父母が児童ポルノ画像を撮影して販売していた	警察の捜査で発覚	実母は継父の言うなりで協力していた
育児より男性へ気持ちが行きがちな実母と交際男性	適切な性・友人関係の躾がなされず、放任状態	小学生女児	母の交際相手の 股間を本児がさわり、相手も本児にキスをしたり、胸を触る	母が支援者に悪いことと思わず開示	

5.4 考察

本章では、児童相談所と市区町村を対象とした組織調査を実施し、子どもの家庭内性被害に関する対応状況や事例の計上方法、経験のある被害例などに関する情報を組織単位で収集し、その基礎集計を実施した。

5.4.1 回収率と回答組織の基礎情報について

児童相談所からの回答は対象 215 箇所のうち 124 箇所となり、回収率は 57.7%となった。また、市区町村福祉部門からの回答は 1894 箇所のうち 492 箇所となり、回収率は 26.0%となった。2019 年度の福祉行政報告例に計上したとする事例件数は、児童相談所で総計 115,903 件となり、令和元年度速報値の 193,780 件の 59.81%となった。回収率と報告事例数の復元率がおよそ同水準にあることから、調査に回答協力の得られた組織が、全国の状況を代表しうるものであることが、(一つの側面からとなるが)部分的に担保されたものと考えられる。ただし、市区町村に関しては、

当該検証は事業期間内に叶わなかった(2019 年度福祉行政報告例の総件数が報告書執筆時点では公開されていなかったため)。また、児童相談所における 2019 年度の性的虐待の相談対応件数(速報値)は 2,077 件となっている(厚生労働省, 2020f)。本事業調査への回答協力が得られた児童相談所における 2019 年度の性的虐待相談対応件数の総計は 1,240 件となり、速報値の 59.7%を復元した結果となった。同様に、全国の児童相談所の性的虐待に関する対応状況について、当該調査で得られた情報が代表性を持ちうることが部分的・一側面から担保された。また、未回答組織に偏在する情報が存在する可能性はもちろん否めない。状況に応じて考慮の範囲に含める必要があるだろう。それと同時に、少なくとも児童相談所の半数程度と市区町村の 2 割程度の組織の実態については、本事業調査で言及可能な範囲にあることも了解されたい。

5.4.2 性被害の対応件数に関する組織間の差異について

子どもの家庭内性被害の年次(2019 年度)・月次(2020 年 10 月)の相談対応件数については、児童相談所および市区町村の組織間、あるいは各組織区分内において、組織間での差異が認められた。具体的には、年間数十件の相談対応のある組織や、年間を通じて相談対応計上数が 0 件となっている組織まで幅が認められた。身体的虐待や心理的虐待、ネグレクトの他の虐待種別と比べて単一の組織で対応される例数が少ないことも含め、組織単位での経験値に差異があることが伺われる結果となった。組織横断的な実践知識の共有や、年度変化によって入れ替わる担当職員等への知見の引き継ぎなどがより求められる領域であると考えられる。

5.4.3 性被害の途中発覚と計上方法について

月次(2020 年 10 月)の報告にも示されたとおり、子どもの家庭内性被害は他種別の相談対応経過中に途中発覚することが定量的に確認された。当該途中発覚事例についての計上方法は、組織や被害の確証水準、発覚のタイミングによって組織間で異なっていることが確認された。特に被害の確証がある場合を例にとると、子どもの家庭内性被害が発覚したタイミングで改めて受理を取り直す(再受理)手続きが児童相談所および市区町村で最も多いものの、「最初の受理種別のままで計上報告」されている場合や、最初の受理種別に加えて性被害の随伴を記録する場合など、異なる計上方式を採用する組織も見受けられた。被害の確証性は事例によって異なり、性被害の有無を客観的に判断することが難しい例も含まれることから、明確な基準を定めることは容易ではないと考えられる。しかしその一方で、少なくとも被害の確証が得られた場合の途中発覚事例の計上方法については、実態をより正確に把握し共有する上で、組織間で統一する必要があるものと考えられる(ただし、どのような計上方式にて統一するべきかについては、本事業の言及範疇を超えるため明示しないものとする)。なお、子ども虐待対応に係る児童相談所の件数計上の不統一は従来から指摘されている問題となっている(山本他, 2017)。計上方法の統一にあたっては、各組織の情報管理体制の

違いや、導入されている情報管理システム仕様の差異、「被害の確証がある事例」と「被害が疑われる水準の事例」の判別や計上に係る扱い方の難しさなど、様々な課題があるものと考えられる。単一の事例に対して複数種別の相談課題がある場合や、同一家庭に複数の児童が所属し、それぞれに被害内容が異なる場合など、計上に係る扱い方の整理も単純ではないだろう。また、子どもの家庭内性被害が途中発覚する事例の最初の相談種別は、養護相談(虐待)だけではない。被害を受けた子どもに随伴する問題や障害等も様々である(第 6 章参照)。児童相談所と市区町村が連携し、共同管理する事例等の計上方法なども含め、年次統計の計上方法は、本邦全体の状況を見据えた上で、検討してゆく必要があると言える。

5.4.4 対応経験のある子どもの家庭内性被害のパターンについて

組織調査では、これまでに回答の得られた組織で対応された経験のある子どもの家庭内性被害事例の概要を構造化された自由記述形式で収集した。その結果、283 例の被害例が得られ、そこには多種多様な被害の発生パターンが認められた。

加害者については、実父や実父以外の父(離婚後も含む)、実母や母の内縁者、きょうだい、その他親族、きょうだいの内縁者、家庭に出入りする外部者など、様々な続柄の報告が認められた。加害者が単一の場合もあれば、父と兄からの加害や、父とその他親族からの加害など、複数名に及ぶ例も含まれている。また、加害者像にも様々な様相が報告され、暴力的・支配的と形容される場合や、「外から見ると明るい」「温厚で子育てにも協力的」と形容される場合も認められた。その他にも、知的側面に言及がある例や、飲酒時の態度、認知症の随伴などが認められる例も報告されている。

家族関係や養育環境については、加害者が家族内での力関係で権威的・支配的立場にあると形容されるものや、父母間に経済的・情緒的・生活条件に関わる依存関係がある例、逆転的に加害者が疎外対象となっている例、家族全体が知的な課題を抱えている例や、母親等が精神疾患などを抱えている家庭、特定の児童のみ優遇または差別的扱いを受けている例、あるいはネグレクト環境や、多子世帯で養育の目が行き届かないと形容される例、父子家庭・母子家庭その他の家族形態、性的境界が曖昧、居住環境が過度に狭い、経済的困窮など、多種多様な様相が報告されている。

被害児童については、乳幼児から高校生以上の年齢帯に及ぶまで範囲は広く、女児のみでなく男児の被害例も報告されている。同一世帯内での被害児童が複数名に及ぶ例も複数認められた。被害児童に随伴する問題や障害として、性非行や自傷行為、自殺企図、不登校や他児への攻撃行動、知的障害や発達障害などを報告する例も認められた。

被害内容についても、性器性交、口腔性交、肛門性交など、身体的侵襲性の高い被害例から、身体への接触、過度なボディータッチと形容される身体接触被害例、あるいは、児童ポルノの被写体とする、盗撮、着替えを覗く、性交や性的行為を見せられる・目撃する、アダルトビデオなどを見

せられる、(不適切に)一緒に入浴しようとするなどの多様な内容が報告されている。未就学児童に対する性器への侵入行為や、妊娠を伴う例なども含まれている。性的被害以外にも、重度の身体的虐待が伴う事例や、ネグレクトなども報告されている。

開示や発覚の経緯については、本人からの相談・通告によって発覚した例や、被害を知った母親や親族、友人・被害児童の恋人等が関係機関に通告したもの、教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや医療機関、警察等が被害を疑ったり、聞き取ったりする背景から通告につながった例なども認められた。中には、公然での加害行為を目撃した一般市民からの通報・通告例も認められた。被害を疑った契機についても記載例があり、性器周辺の掻痒感や痛みの訴え、腹部のふくらみへの気づきから妊娠と被害が発覚した、被害を疑わせるメモが発見された、教員等との連絡ノートでの開示、別件での聞き取りや警察捜査からの発覚、ポルノ映像等の物証を親族が発見したこと、一時保護所職員や施設職員の聞き取り、(きょうだい例においては)加害児童からの開示・相談、子どもの年齢不相応な性的行動などが報告される結果となっている。

その他にも、秘密の強要を加害者から受けていたと報告する例や、DV 等により非加害親族が無力化されている例、家族親族等の黙認があった例、あるいは親族が被害に全く気づいていなかったという例、加害者や親族が被害事実や子どもの発言を認めないことを補足報告する例が認められた。

「子どもの家庭内性被害」には、加害者や家庭環境、被害児童や被害内容等の主たる観点のみからであっても「様々」と形容されうる事例が含まれていた。関係機関だけにとどまらず、広く社会全体で被害の発生防止や早期発見への取り組みを進めていく上では、第一に、支援者を含めた社会全体が、誤解や偏った視点に依らず、可能な限り精確に当該問題を知る必要があるだろう。そのために、まずは問題の多様さを受け入れること、「被害の様相を一口に語ることはできない」という態度を持つことが重要であると指摘されうる。今後、より精確な知見を蓄積してゆく上では、様々な被害に共通する要素を検討することも重要な研究課題となる一方で、個別に細分化したパターンについて詳細な検討を加え、より専門的・詳細な知見を体系的に整理し、組み上げてゆくことも重要な作業になると考えられる。

第 6 章(全国調査 B: 事例調査) 市区町村と児童相談所で対応されている子どもの家庭内性被害事例に関する基礎集計

6.1 目的

本章では、本事業の主たる目的の一つである「子どもの家庭内性被害の早期発見に必要な被害事例の特徴等に関する基礎知見を創出すること」を達成するため、児童相談所および市区町村の児童虐待対応関連部門で対応される子どもの家庭内性被害についての事例調査を実施し、その結果を報告する。本邦で発生・対応されている多様な子どもの家庭内性被害の事例像を捉え、予防と早期発見に関する手がかりを得るための、その端緒となる基礎知見を整理する。

なお、事例調査(調査票 B 補足資料参照)で得られたデータからは、様々な知見を抽出することができる。また、「子どもの家庭内性被害」は単一の典型では整理されず、複雑多様な様相をとるものであると考えられる。これらを踏まえれば、個別の観点に分けて事例データを分析する必要があることもあらかじめ想定される。個別の観点から情報を切り出して詳細に分析した知見は第 9 章から第 19 章に記載することとし、本章ではその前段階として、設問ごとの基礎集計のみの結果を報告する。

6.2 方法

6.2.1 調査概要

第 5 章で行った組織調査と同様に、全国児童相談所 215 箇所および市区町村福祉部門(要保護児童対策地域協議会設置箇所)1894 箇所を対象とする事例調査(調査票 B 補足資料参照)を実施した。調査手続きや期間等の大半が第 5 章と同一のため、記載を割愛する。以下では、事例調査の設問内容と、組織調査とは異なる手続き部分についてのみ記載する。

6.2.2 設問構成

【性被害の事例調査】子どもの家庭内性被害の事例像や特徴を把握するためには、可能な限り多くの事例に対して多角的な観点から評定した情報が必要になる。そのため、回答組織において、2017 年度から調査回答時点までの間に受理された、子どもの家庭内性被害が随伴する事例について、一組織あたり最大 20 件の事例情報を収集した。なお、2017 年度から調査回答時点までの期間に子どもの性被害事例が受理されていない組織の場合、本パートの調査項目への回答は不要とした。また、20 件は調査上の受付上限数であって、20 件の事例情報についての回答を求めるわけではない。「当該期間における性被害の受理件数は 20 件を超えているが、それ未満の事例数を報告する」ことがあってよく、報告数や未報告に係る理由は一切問わないものとした。

事例の選定基準は回答者の任意とし、(1)回答者自身の担当事例であるため事例情報にアクセスしやすい、(2)被害確認面接等が実施され事例情報が明確に整理されている事例など、回答負担の少ないものを例示して回答者に案内した。なお、本調査への回答を行うために、新たに事例担当者等が(相談家庭等への)調査を行う必要はなく、調査回答時点で明らかになっている、または担当者が把握している情報のみに基づく回答で構わないことを研究説明文書および調査票の冒頭にて教示した。

収集する事例情報のカテゴリは、(A)事例基礎情報、(B)被害発生家庭の居住者・出入り者情報、家族関係、(C)養育環境情報、(D)養育者情報、(E)加害者が保護者以外の場合のアセスメント情報、(F)被害児童のアセスメント情報等から構成された。構成にあたっては、第 3 章に整理した文献調査の知見と、第 4 章で抽出した性被害の予測項目を援用した。詳細は補足資料にある調査票 B を参照されたい。以下、調査設問内容をカテゴリごとに整理した。

(A) 事例基礎情報

(設問 1)回答作成者情報、(設問 2) 発覚のタイミング、(設問 3)当該事例の最初の受付区分、 (設問 8)被害の懸念・発覚の経緯、(設問 9) 被害開示相手の区分、(設問 10)被害の開示内容、(設問 11)被害開示の要因、を単一選択式または複数選択式で聴取した。また、(設問 12)被害を疑った契機・開示に関わる特記事項がある場合、自由記述式でそれらに関する回答を求めた。

(B) 被害発生家庭の居住者・出入り者情報、家族関係

(設問 6) 発覚・通告経緯、被害発生環境(家庭)に居住または出入りする関係者について、マトリックス式の設問 1 項目で回答を求めた。行ラベルには実父、兄、おじ、その他の親族等の続柄ラベルが 24 区分で並び、列ラベルには、被害家庭への居住または出入りの頻度、加害について並んだ。回答者は、行ラベルと列ラベルに指定された条件に該当する箇所のみ表中のチェックボックスにチェックを行った(出入りの頻度は 3 選択肢から一つ入力)。

(設問 14)加害と被害の家族関係について、マトリックス式の設問 1 項目で回答を求めた。行ラベルには実父、兄、おじ、その他の親族等の続柄ラベルが 24 区分で並び、列ラベルには、主たる養育者、加害同調・共犯者、加害者により支配・操作・脅迫され無力化されていた者、加害者により強制的に加害させられていた者、主たる被害児以外の性被害者、性被害以外の暴力等被害者、子どもの性被害を認知・黙認していた者、秘密の強要をされていた者、補足人数選択欄(兄が 2 名の場合 2 と記入する欄)の 9 区分が並んだ。すなわち、実父母家庭で他に出入り者がなく、子どもが被害児童 1 名の場合は、当該子どもを除く 2 名×9 列の 18 箇所について、該当状況をチェックすることになった。(設問 15)では、(設問 14)の被害発生状況に特記事項がある場合のみ、自由記述式で回答をもとめた。

(C) 養育環境情報

(設問 7)養育環境に関する状況については、1 つの設問で回答を求めた。提示された選択肢に該当する場合、それらを複数回答形式でチェックした。選択肢は、「この数ヶ月で家族構成に変化が

あった」「内縁関係/ステップファミリー」などの項目が 11 項目提示され、回答者は該当する箇所のチェックボックスにチェックを行った。

(D) 養育者情報

(設問 18)養育者情報は、マトリックス式の 1 つの設問で回答を求めた。列ラベルには「男性養育者」と「女性養育者」の二列が設定されており、行ラベルには「離別等で家庭にいない(該当のみのチェック)」「非加害親である(該当のみのチェック)」「年齢(数値入力)」「職業区分(安定、不安定、無職等 6 区分)」「他の養育者に対する態度(身体暴力で統制する等、最大 16 のチェックボックス)」「被害児童が当該養育者に対して抱く感情・評価(恐怖の対象である等、最大 12 のチェックボックス)」「被害児童に対する態度・行為(他のきょうだいと異なる差別的扱いをする等、最大 23 のチェックボックス)」「関係機関からの評価・情報(アルコール依存がある等、最大 25 のチェックボックス)」の 8 つのラベルが設定されていた。8 行×2 列のマトリックスの各枠(セル、フィールド)の中には、上述のとおり 1〜25 個のチェックボックスが設置され、回答者は、該当する箇所にチェックを行った。なお、1 行目の「離別等で家庭にいない」に該当があった列の養育者情報は、それ以降の行の回答は不要になった。

(E) 加害者が保護者以外の場合のアセスメント情報

加害者(児)が、きょうだいまたは保護者・監護者以外の親族等(大人)による場合には、2 つの設問へのチェックを求めた。(設問 16)主たる加害がきょうだいによるものの場合、加害きょうだいの続柄、加害児童の年齢、心身障害などの加害きょうだいに随伴する問題、知的水準等の基本情報を 4 項目、単一/複数選択式で回答した。(設問 17)主たる加害者が保護者およびきょうだい以外の場合には、加害者の年齢、加害者と養育者の関係等を 5 項目以内、複数選択式で回答した(例. 頻繁に子どもを預けている等)。

(F) 被害児童のアセスメント情報

被害児童のアセスメント情報は、7 つの設問によって収集された。具体的には、(設問 4)性別、被害児童の調査回答時点の現在の年齢、性被害以外の(障害等)随伴問題、心身障害の有無、知的水準、(設問 5)主たる性被害の内容、被害が始まった時の年齢、被害の頻度、(設問 13)性被害に随伴して確認された症状・兆候であった。

性別は単一選択で回答を求め、被害初発年齢は数値入力で回答を求めた。被害の頻度は「常態化」「断続的」など 4 選択肢から単一選択を求めた。心身障害の有無・知的水準は該当の有無を複数/単一選択式で求めた。随伴する症状・兆候については、医学所見・身体症状・心理/トラウマ関

連症状・行動化/行動上の問題・その他の所見・学校/園での課題の 6 区分、合計 56 の記載観点について、該当するものに複数回答形式で(チェックボックスに)チェックする形で回答を求めた。

上述のとおり、本研究の事例調査では、1 事例ごとに上記(A)から(F)までのトピックに関する該当情報を収集した。回答にあたっては、組織の児童福祉司など、事例を担当した、またはそれを指導・監督していた職員に回答情報の整理、記入が委任された。ただし、回答負担を鑑み、担当者一人当たり 1 事例までの回答を原則とし、業務負担状況等を鑑みて回答可能な担当者のみに事例情報の回答を委任する旨を組織の長宛に研究説明文書で案内した。また、組織の長が単独で回答を行う場合は、同様に 1 件の回答までで構わない旨を原則とした(ただし、一人当たり複数事例の回答が得られた場合、それらはすべて研究への組み入れを行った)。

6.2.3 集計・統計解析

事例調査で得られた情報から子どもの家庭内性被害の発生構造や各種特徴を明らかにするためには、多面的な解析を行う必要がある。主たる解析技法には、潜在クラス分析やベイズ統計モデリング等の手法が想定された。本章では、これらの詳細解析の前段階として、設問ごとの基礎集計を実施し、その結果を報告する。なお、本事業の調査で得られた事例データは、「児童相談所および市区町村の児童福祉機関で対応された事例のうち、任意の選抜に基づくもの」となっている。したがって、未だ被害が把握されていない潜在事例も含めた「子どもの家庭内性被害全体」の視点からすれば、事例自体のサンプリングに偏りが発生している可能性を否定することはできない(むしろ、偏っていると想定するのが自然だろう)。したがって、集計にあたっては、原則「該当件数」のみを記載することとし、本事業で収集されたデータ内での比較を実施する場合を除いて、比率・割合・構成比や平均値などの母集団に対する推定値、あるいはそれに準ずる数値の報告は実施しない。

6.2.4 回収率(例数)の事前想定

昨年度、研究代表者らが実施した同様の調査(各組織に最大 20 事例の児童虐待事例情報を Web アンケートで収集)では、市区町村から 3514 件、児童相談所から 1979 件、合計 5493 件の事例情報が収集された(アンケート回答率は市町村 24.8%、児童相談所 60.0%)。同様の回答数が得られた場合であっても、事例の発生構造や個別の特徴抽出を目的とする解析を適用する上では十分な例数であると判断された。なお、2016 年度から 2018 年度の子どもの家庭内性被害は、市区町村と児童相談所の重複を除く合計件数がそれぞれ 3,128 件(2016 年度)、3,043 件(2017 年度)、3,486 件(2018 年度)となっている。2017 年度から 2019 年度に受理された事例情報を収集する本事業において、昨年度同様の 5,000 件程度の回答数が得られると想定した場合に、それが背景母数を上回ることはない。また、本事業では統計的検定を実施しないため、事前の例数設計は実施しなかった。

6.3 結果

6.3.1 回収率

第 5 章の組織調査と同様、研究・調査への参加にかかる同意のない回答・同意撤回のあった回答を除き、総計 616 の組織からの回答が得られた。児童相談所からの回答は対象 215 箇所のうち 124 箇所となり、回収率は 57.7%となった。また、市区町村福祉部門からの回答は 1894 箇所のうち 492 箇所となり、回収率は 26.0%となった。

事例調査票に基づき収集された事例情報については、1 組織あたり 0 件から上限となる 20 件に及んだ。合計事例件数は児童相談所から 475 件、市区町村から 542 件の報告があり、合計 1017 件の回答が得られた。ただし、当該事例調査報告データの中には、対象期間中に性被害事例への対応がなかった等の理由から「調査回答者の基本情報項目」のみへの回答がある場合等が含まれている。したがって、以降は、各種設問別の集計にて欠損等を含めた組み入れ事例数を記載する。

6.3.2 項目の基礎集計結果

本節では、事例調査の基礎集計結果を、調査票で提示された設問の順序で整理して報告する。

6.3.2.1 【基礎設問】調査回答者の基本情報

事例調査回答者の基礎プロフィールとして、設問 B01 で提示された「過去の性被害事例担当経験」について、表 6.1.1 および図 6.1.1 に整理する。事例調査回答者では、児童相談所が「1 件から 5 件」の事例担当経験者が最も多く、市区町村では「担当経験はない、0 件」が最も多い結果となった。中には、児童相談所および市区町村ともに 10 件以上の担当経験がある回答者からの報告も得られている。

表 6.1.1 事例調査回答者情報: 過去の性被害事例担当経験

回答者区分	回答者経験	該当数
児童相談所	10件以上の担当経験がある	66
	5件から10件程度の担当経験がある	84
	1件から5件程度の担当経験がある	273
	担当経験はない、0件	45
市区町村	10件以上の担当経験がある	11
	5件から10件程度の担当経験がある	25
	1件から5件程度の担当経験がある	212
	担当経験はない、0件	280

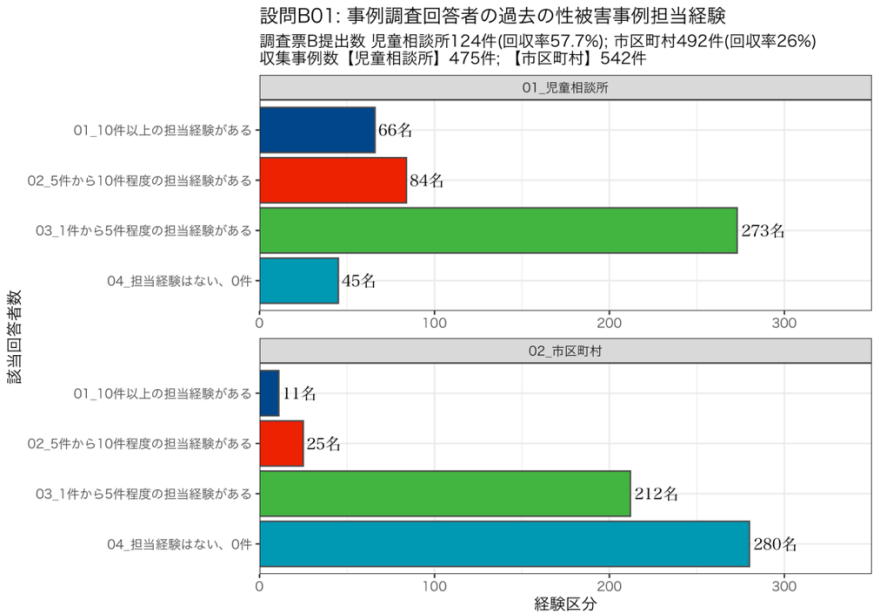


図 6.1.1 事例調査回答者情報: 過去の性被害事例担当経験

担当経験以外の観点に基づく事例調査回答者の基礎プロフィールとして、設問 B01 に続けて提示された「児童相談所における『性的虐待対応ガイドライン(2011 年版)』」について、回答者のガイドライン把握状況を表 6.1.2 および図 6.1.2 に示す。このとき、留意点として、調査回答者のガイドライン把握状況については、「読んでいないこと ＝ 望ましくない」ことを一意に示すものではない。各組織の業務運用体制に則り、調査担当部門等の回答者が回答を委任され、作成した場合も含まれうるためである。ここでは、回答者の過去の事例担当経験とあわせて、調査で得られた各種回答内容自体の質の評価・判断材料に関わる参考データとして提示している。

表 6.1.2 事例調査回答者情報: 『性的虐待対応ガイドライン(2011 年版)』の把握状況

回答者区分	回答者経験	該当数
児童相談所	全て読んでいる	23
	概ね目を通している	158
	一部読んだ	157
	よく知らない	74
	一応知っているが読んでいない	52
市区町村	全て読んでいる	6
	概ね目を通している	96
	一部読んだ	80
	よく知らない	280
	一応知っているが読んでいない	67

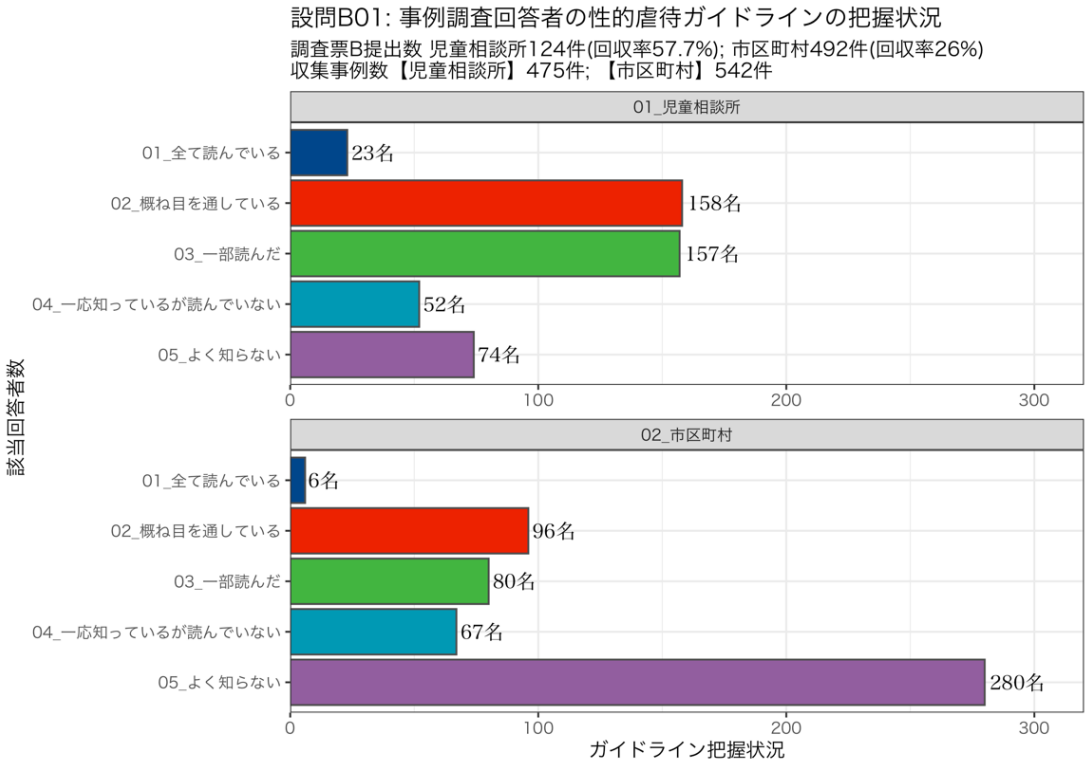


図 6.1.2 事例調査回答者情報: 『性的虐待対応ガイドライン(2011 年版)』の把握状況

6.3.2.2 【基礎設問】報告事例における被害発覚のタイミング

報告された各事例に関して、家庭内性被害の被害が把握されたタイミング(設問 B02)に関する集計結果を表 6.2 および図 6.2 に示す。本事業調査で得られた事例データの多くが、「受理時点から」性被害が把握されたものとなっている一方で、他種別の相談事例から性被害が途中発覚した事例も一定数含まれる結果となった(発覚のタイミング別での事例の特徴については、第 18 章で検討を加えている)。

表 6.2 報告事例における性被害を把握したタイミング(受理時点/途中発覚)

回答者区分	発覚のタイミング	該当数
児童相談所	受理時点から	366
	途中発覚	83
市区町村	受理時点から	166
	途中発覚	115

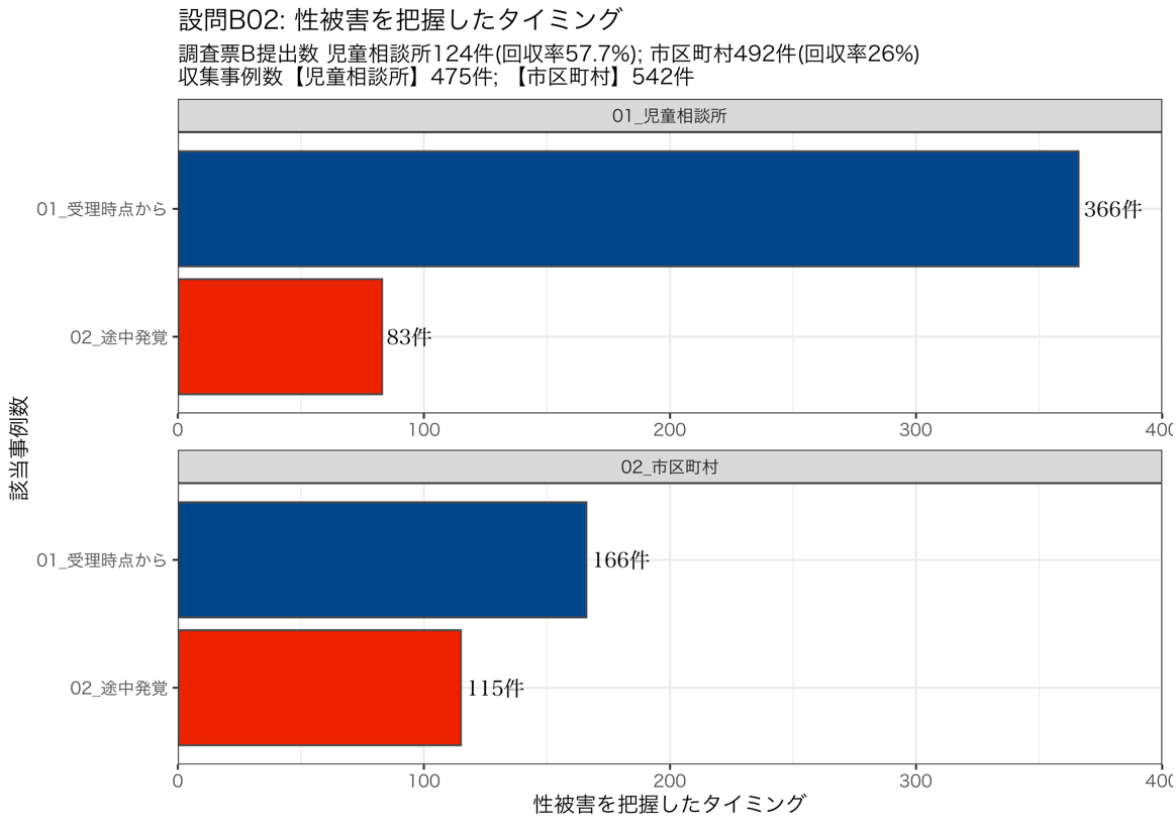


図 6.2 報告事例における性被害を把握したタイミング(受理時点/途中発覚)

6.3.2.3 【基礎設問】報告事例の最初の相談種別

調査で報告された各事例についての「最初の通告・相談受理区分」に関する情報(設問 B03)を表 6.3 および図 6.3 に示す。結果として、通告・相談受理時点から「性的虐待」あるいは「ネグレクト(性的虐待)」となっていた事例以外に、身体的虐待、心理的虐待(DV・面前暴力事案を含む)、ネグレクトの他の虐待種別や、非行相談、障害相談、虐待以外の養護相談、育成相談、性格行動相談、その他の相談といった種別の中から家庭内性被害が発覚した事例が、本事業の報告事例データに含まれた。

なお、本事業調査では「子どもの家庭内性被害に関する事例情報を回答者の任意選抜で報告」することを求めた。「他の相談種別で受理された事例で、被害が途中発覚した件数」あるいは「他種別から被害が途中発覚した事例の報告」等について情報を収集したわけではない。したがって、当該結果は「他の様々な相談種別で対応される事例の中にも子どもの性被害事例は潜在している」ことを示すにとどまり、「どの相談種別での潜在例が多いと考えられるか」といった件数の多寡については言及・解釈できるものではないことに留意されたい。

表 6.3 報告事例における性被害を把握したタイミング(受理時点/途中発覚)

回答者区分	相談受理区分	該当数
児童相談所	性的虐待または(保護者以外による性虐待としての)ネグレクト	309
	身体的虐待	39
	心理的虐待(DV・面前暴力を伴わないもの)	12
	心理的虐待(DV・面前暴力)	15
	(性被害関連ではない)ネグレクト	29
	非行相談(ぐ犯・触法)	2
	障害相談	12
	虐待以外の養護相談	29
	育成相談	1
	性格行動相談	7
	その他	5
市区町村	性的虐待または(保護者以外による性虐待としての)ネグレクト	135
	身体的虐待	34
	心理的虐待(DV・面前暴力を伴わないもの)	11
	心理的虐待(DV・面前暴力)	11
	(性被害関連ではない)ネグレクト	43
	非行相談(ぐ犯・触法)	6
	障害相談	3
	虐待以外の養護相談	23
	育成相談	7
	性格行動相談	3
	その他	12

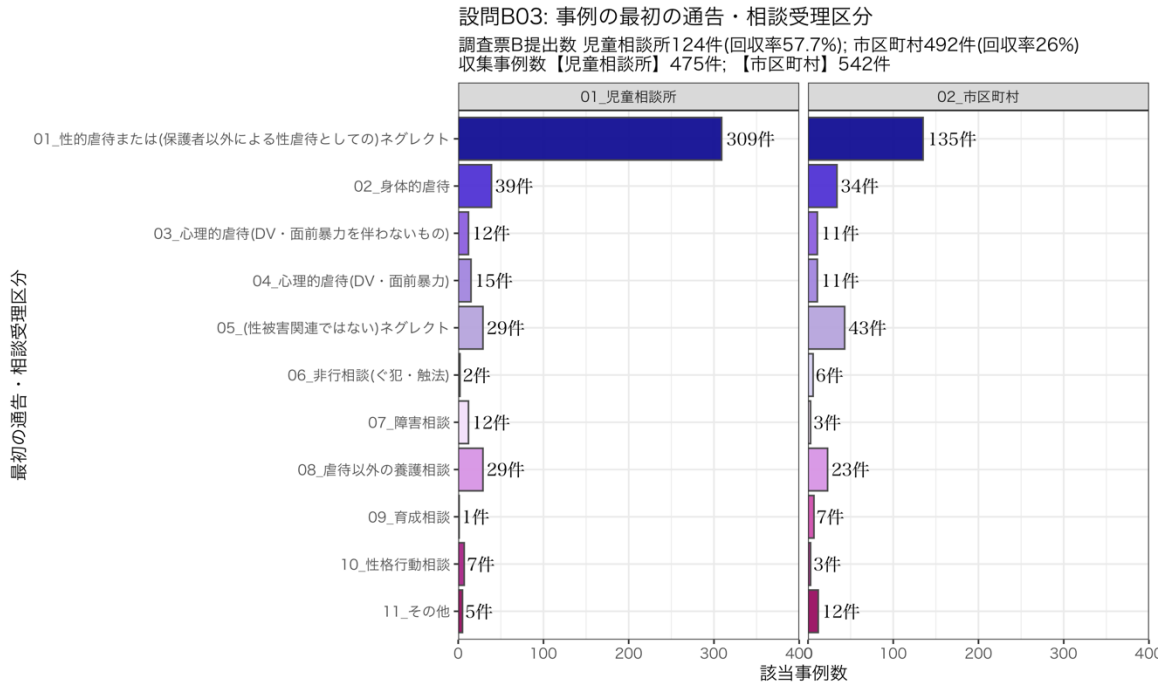


図 6.3 報告事例における性被害を把握したタイミング(受理時点/途中発覚)

6.3.2.4 【基礎設問】報告事例における主たる被害児童の基礎情報(性別・年齢・随伴する問題・知的水準)

続いて、本事業調査で収集・報告された事例における、主たる被害児童の基礎情報を整理する(設問 B04)。被害児童の性別に関する結果を表 6.4.1 および図 6.4.1 に示す。女児の被害事例が児童相談所および市区町村のいずれにおいても多く、男児の被害事例やその他性別に該当する被害例も一定数含まれている。

表 6.4.1 報告事例における主たる被害児童の性別

回答者区分	児童性別	value
児童相談所	男	28
	女	430
	その他	1
市区町村	男	20
	女	266
	その他	1

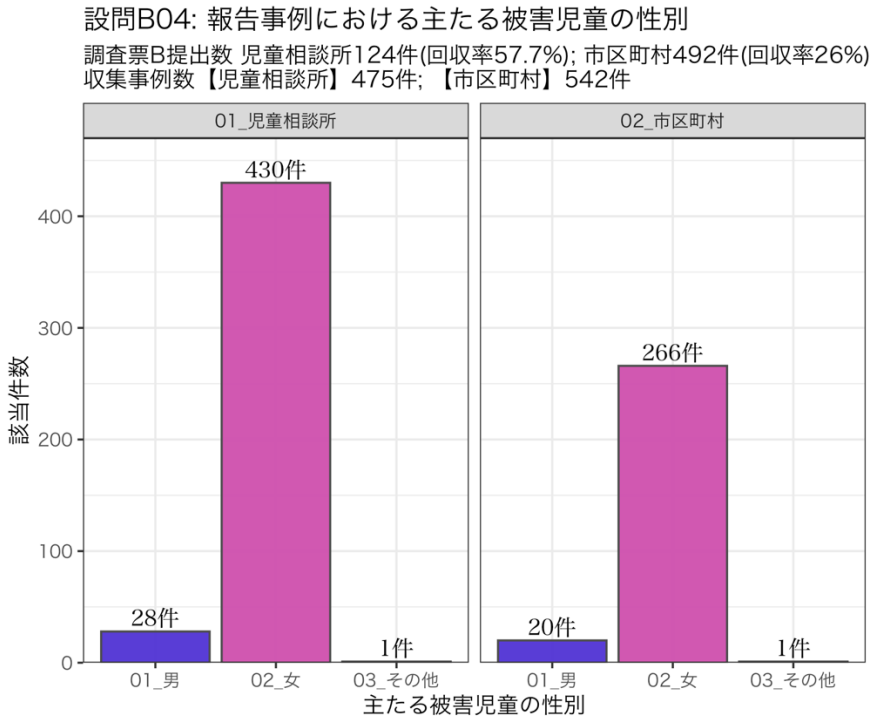


図 6.4.1 報告事例における主たる被害児童の性別

主たる被害児童の年齢に関しては、設問 B02 で報告された被害の把握年(受理年)から調査回答時点(2020 年 11 月から 2021 年 1 月)までの経過年数を、調査回答時点の被害児童の年齢から差し引

くことで算出した。年齢算出関連情報に欠損のない 0 歳から 18 歳までの 704 件の事例情報を用いた、主たる被害児童の年齢分布を図 6.4.2 に示す。被害児童の年齢は 0 歳から 18 歳まで広く認められ、5 歳から 6 歳にかけて被害把握例が一度増加し、14 歳をピークとして報告件数が増加したのち、18 歳までに報告件数が緩やかに減少するという傾向となった(男女別の年齢分布情報については、第 11 章に結果を整理する)。当該結果は、あくまで「本事業で収集した事例についての情報」となるが、福祉行政報告例や児童相談所で対応された事例を対象とする他の調査報告に見られる被害児童の年齢分布と類似していることから(第 3 章参照)、本事業で扱う事例データが、全国の児童相談所・市区町村で対応されている子どもの家庭内性被害の範囲を一定程度代表しうるものになっていることが部分的に担保されている(年齢範囲はおよそカバーできているだろう)ものと考えられる。

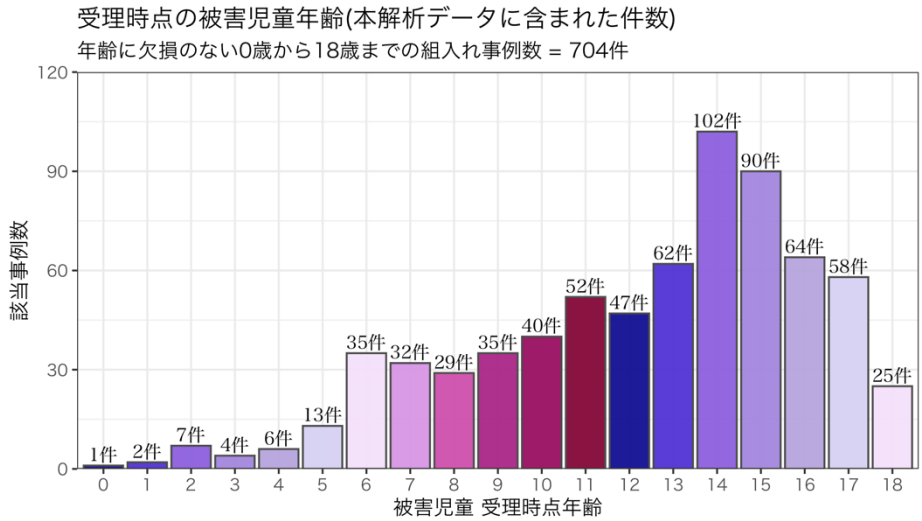


図 6.4.2 報告事例における受理時点の主たる被害児童年齢

当該調査での報告事例における、主たる被害児童に随伴する問題や障害の併存に関する基礎情報を表 6.4.3 および図 6.4.3 に示す。「子どもの家庭内性被害」に関する事例情報の回答を求めた結果となるが、その多くに各種課題所見が随伴していることが示された。具体的には、ネグレクトや身体的虐待、心理的虐待(DV・面前暴力含む)などの併存、養育困難や育成相談(不登校含む)あるいは非行相談に属する課題の併存、そして特に知的障害相談に属する相談課題を代表とする障害相談関連の課題の併存が報告された。障害のある子どもの関与する被害事例については、第 16 章ならびに部分的に第 11 章および第 12 章に関連する知見を整理している。

表 6.4.3 報告事例における主たる被害児童の随伴問題と障害

回答者区分	被害児童の随伴問題	該当件数
児童相談所	身体的虐待	119
	ネグレクト	148
	心理的虐待	118
	DV・面前暴力	65
	養育困難	33
	性格行動	56
	育成(不登校)	56
	育成(その他)	3
	非行(ぐ犯)	18
	非行(触法)	2
	障害(知的)	69
	障害(身体)	2
	障害(視聴覚)	1
	障害(重心)	0
	障害(発達障害)	15
	障害(AD/HD)	12
	障害(自閉)	21
	障害(その他)	6

回答者区分	被害児童の随伴問題	該当件数
市区町村	身体的虐待	73
	ネグレクト	107
	心理的虐待	80
	DV・面前暴力	57
	養育困難	33
	性格行動	34
	育成(不登校)	50
	育成(その他)	12
	非行(ぐ犯)	16
	非行(触法)	4
	障害(知的)	51
	障害(身体)	5
	障害(視聴覚)	2
	障害(重心)	0
	障害(発達障害)	14
	障害(AD/HD)	8
	障害(自閉)	6
	障害(その他)	7

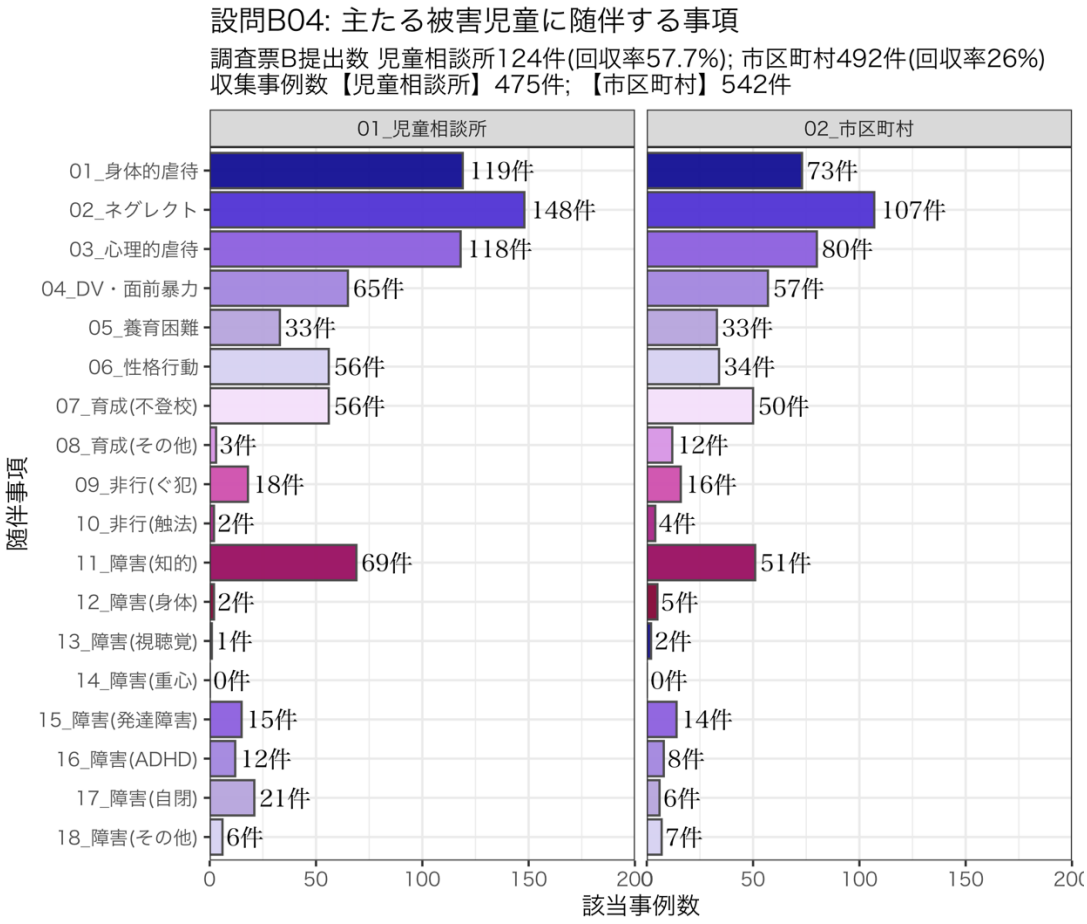


図 6.4.3 報告事例における主たる被害児童の随伴問題と障害

本事業調査で報告された事例における、主たる被害児童の知的水準についての集計結果を表6.4.4 および図 6.4.4 に示す。なお、本事業調査における知的水準は、各種知能検査・発達検査が実施されている事例や、未実施・実施困難な例などが背景に想定されたため、参考値としての区分(ウェクスラー式知能検査の記述表現・区分を援用)で情報を収集している。具体的には、「主たる被害児童の知的水準について、最も近いものを、知能検査を参考に選択してください。検査種類・実施時期は問いません。知能検査の実施がない場合、不明な場合は選択なしで構いません。『学業成績が極めて高い』など、他の明確な関係情報がある場合には、それに相当する箇所を選択してください」との教示文で回答を依頼している。したがって、ここでは必ずしも検査等に基づく精確な情報が得られているとは限らないことに留意されたい。

その結果、主たる被害児童において、知的水準が「非常に低い」「低い」と形容される事例が一定数含まれる結果となった。また、「非常に高い〜高い」に相当すると評価された事例も少数含まれている。

表 6.4.4 報告事例における主たる被害児童の知的水準

回答者区分	知的水準	該当数
児童相談所	非常に低い	10
	低い	91
	平均の上〜平均〜平均の下	282
	非常に高い〜高い	12
市区町村	非常に低い	5
	低い	75
	平均の上〜平均〜平均の下	111
	非常に高い〜高い	5

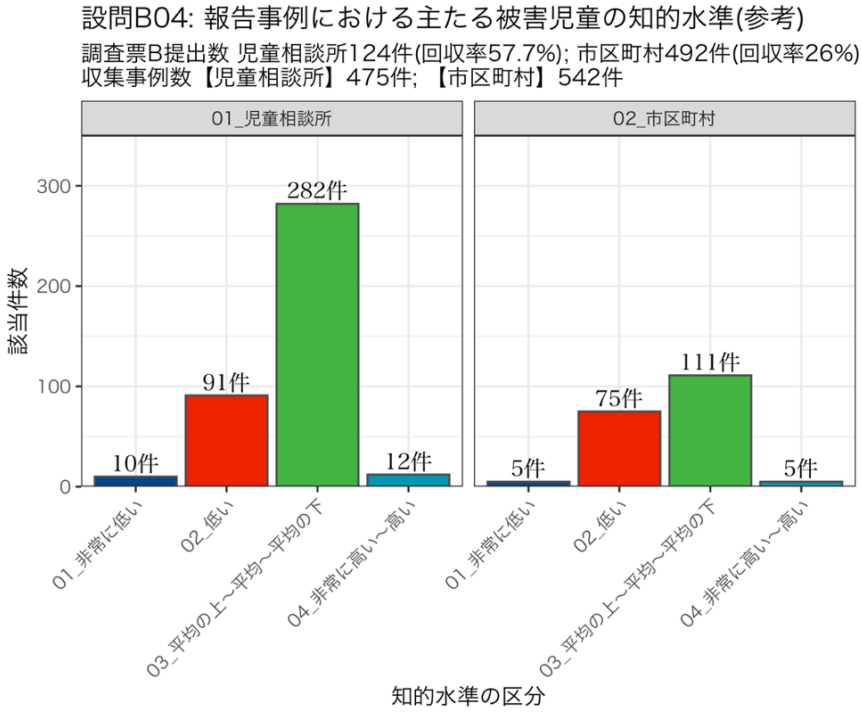


図 6.4.4 報告事例における主たる被害児童の知的水準

6.3.2.5 【基礎設問】報告事例における主たる被害児童の被害(被害内容、確証の水準、初発年齢と継続期間、頻度)

続いて、主たる被害児童の性被害の内容について、設問 B05 で収集された各種情報を集計する。まず、報告事例の被害内容(複数回答)の該当報告状況を表 6.5.1 および図 6.5.1 に示す。主たる被害児童における性被害の内容は「身体接触」への該当報告が最も多い結果となった。本事業で収集された事例には、その他にも性器性交から各種非接触性の被害まで、様々な被害内容に該当する例が含まれた。当該結果は「各種被害の実際の発生件数」ではなく、あくまで「児童相談所と市区町村での対応事例を対象とした本事業調査のデータに含まれた件数」であることに留意されたい。

表 6.5.1 報告事例における主たる被害児童への被害内容

回答者区分	被害内容	該当件数
児童相談所	性器性交	149
	肛門性交	17
	口腔性交	87
	身体接触	373
	ビデオ映像/写真の被写体にする	48
	着替えや入浴を覗く	68
	性行為を見せる	42
	性的なビデオ・本等を見せる	30
	その他	30
市区町村	性器性交	59
	肛門性交	2
	口腔性交	19
	身体接触	211
	ビデオ映像/写真の被写体にする	20
	着替えや入浴を覗く	44
	性行為を見せる	29
	性的なビデオ・本等を見せる	19
	その他	35

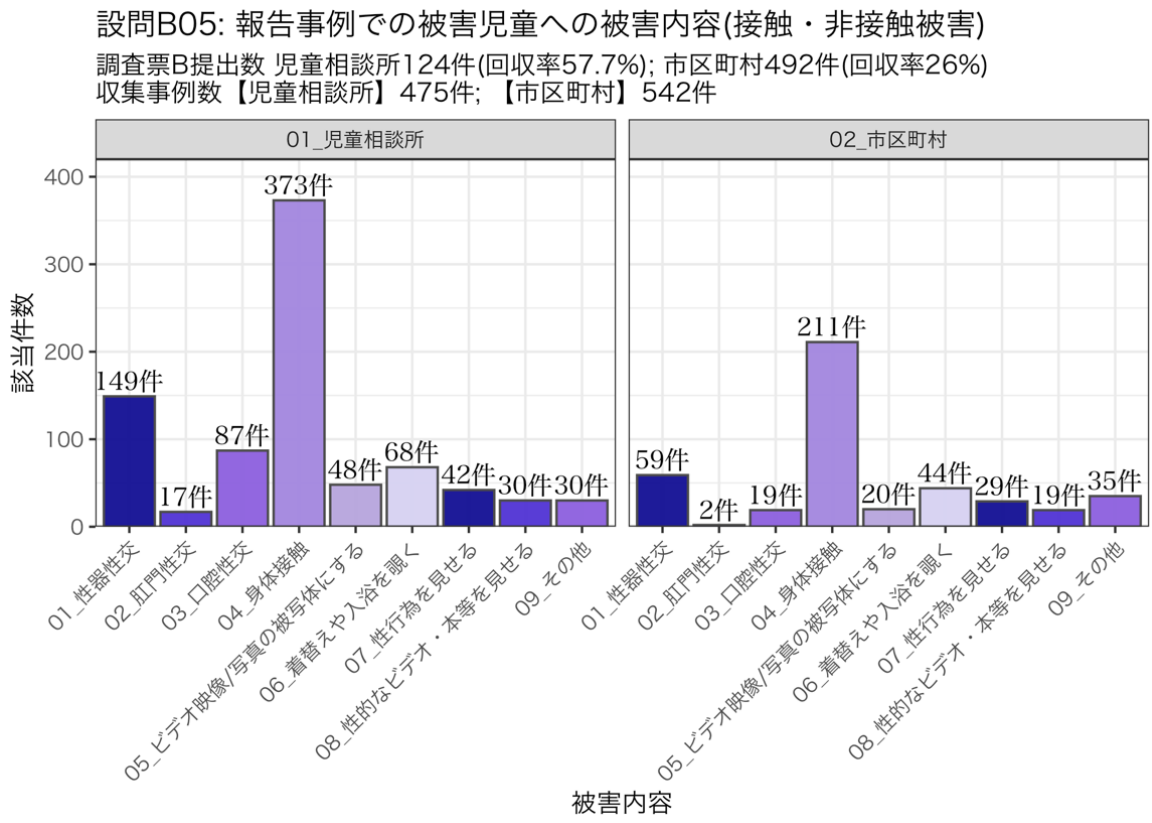


図 6.5.1 報告事例における主たる被害児童への被害内容

続いて、性的搾取等の性被害に関する該当状況を表 6.5.2 および図 6.5.2 に示す。本事業で収集された事例情報には、その一部に援助交際や児童ポルノ、オンライン性被害等の被害事例も含まれた。当該結果は「各種被害の実際の発生件数」ではなく、あくまで「児童相談所と市区町村での対応事例を対象とした本事業調査のデータに含まれた件数」であることに留意されたい。

表 6.5.2 報告事例における主たる被害児童への性的搾取等被害

回答者区分	被害内容	該当件数
児童相談所	援助交際	3
	児童ポルノ	7
	性風俗	0
	JK(女子高生)ビジネス	0
	オンライン性被害(ライブチャット等)	3
	オンライン性被害(自撮りの投稿・拡散)	8
	その他	5
市区町村	援助交際	3
	児童ポルノ	7
	性風俗	0
	JK(女子高生)ビジネス	0
	オンライン性被害(ライブチャット等)	1
	オンライン性被害(自撮りの投稿・拡散)	4
	0その他	1

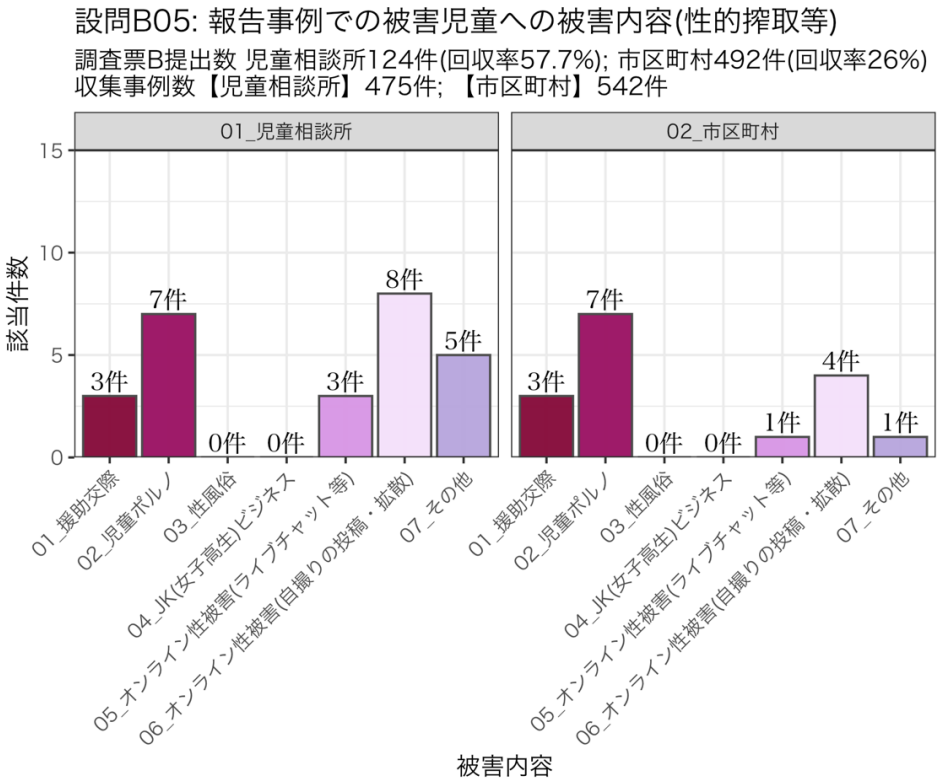


図 6.5.2 報告事例における主たる被害児童への性的搾取等被害

各種被害の頻度については、「常態化」あるいは「断続的」とされる報告事例が多く、「単回のみ」とする例は相対的に少数となった(表 6.5.3; 図 6.5.3)。また、「詳細不明」となる回答件数も一定数含まれた。被害情報の詳細把握が難しい性被害の特徴を反映したものと考えられる。

表 6.5.3 報告事例における被害の頻度

回答者区分	被害頻度	該当件数
児童相談所	常態化	185
	断続的	182
	単回のみ	35
	詳細不明	53
市区町村	常態化	83
	断続的	94
	単回のみ	16
	詳細不明	87

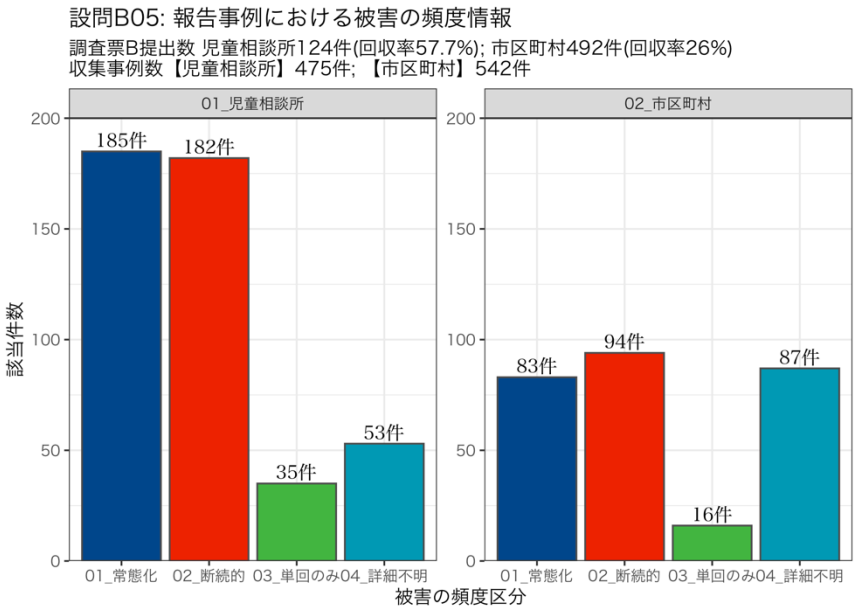


図 6.5.3 報告事例における被害の頻度

把握された被害についての確証の水準に関する集計結果を表 6.5.4 および図 6.5.4 に示す。本事業の報告事例の過半数では「被害の【確証がある】」となっているが、【強く疑われる】、あるいは被害の発生が【懸念される】水準にある事例データも含まれている。確証の水準それぞれの定義については、第 5 章の「5.2 方法」を参照されたい。

表 6.5.4 報告事例における被害の確証の水準

回答者区分	確証水準	該当件数
児童相談所	被害の【確証がある】	300
	被害が【強く疑われる】	102
	被害が【懸念される】	52
市区町村	被害の【確証がある】	167
	被害が【強く疑われる】	70
	被害が【懸念される】	45

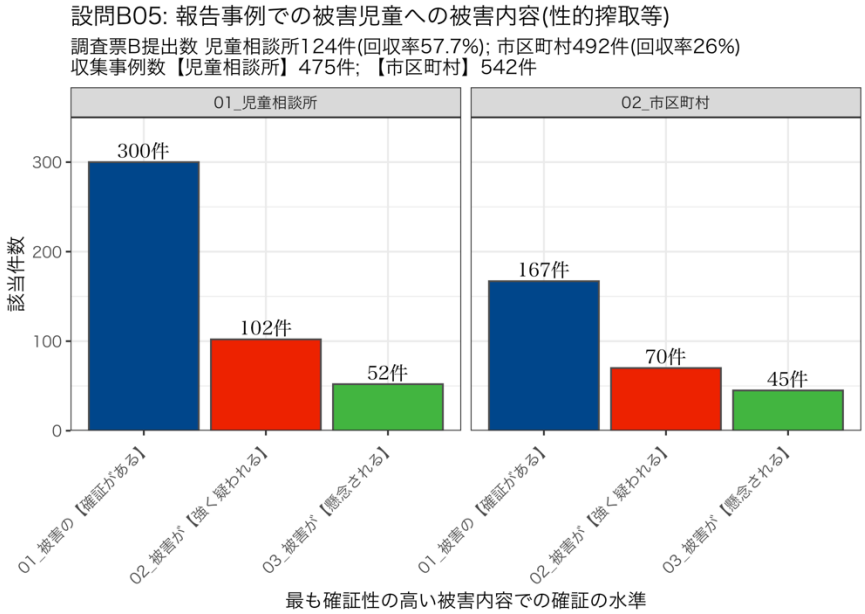


図 6.5.4 報告事例における被害の確証の水準

続いて、回答者によって把握された範囲内での「被害の初発年齢」について、その度数分布を表 6.5.5 および図 6.5.5 に示す。0 歳から 17 歳まで幅広く分布し、10 歳から 11 歳ごろをピークとする分布形状になっていることが読み取られる。なお、ここでは被害の初発年齢が把握・回答困難であった事例データは欠損として扱い、集計対象から除外している。

表 6.5.5 報告事例における被害の初発年齢(把握された範囲)

回答者区分	把握範囲内での初発年齢	該当件数	回答者区分	把握範囲内での初発年齢	該当件数
児童相談所	0	18	市区町村	0	6
	1	4		1	5
	2	9		2	5
	3	16		3	10
	4	12		4	10
	5	23		5	10
	6	33		6	20
	7	25		7	17
	8	30		8	18
	9	31		9	16
	10	53		10	34
	11	49		11	28
	12	39		12	9
	13	43		13	24
	14	40		14	27
	15	17		15	15
	16	10		16	5
	17	8		17	1

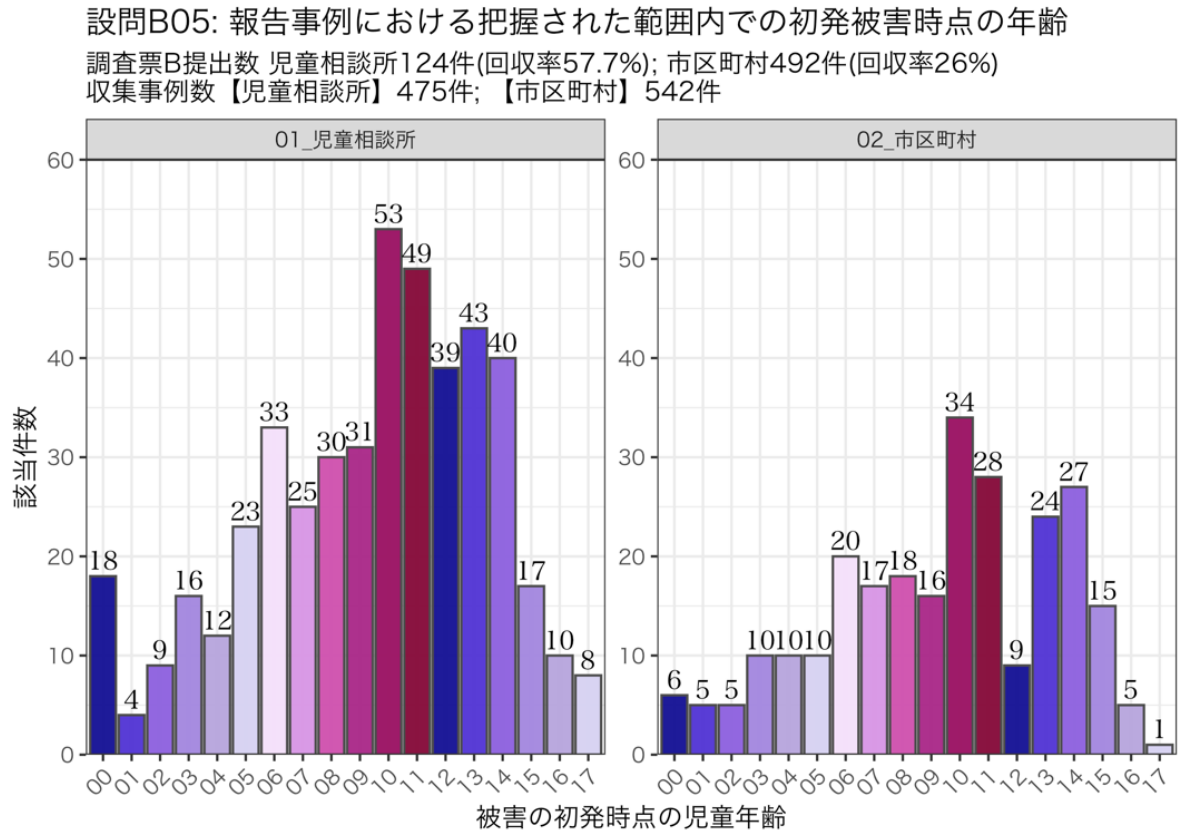


図 6.5.5 報告事例における被害の初発年齢(把握された範囲)

被害把握時点(受理時点)の年齢から、初発時点の年齢を差し引いた被害継続年数については、0年から最長15年に及ぶ被害事例が本事業では報告された(図6.5.6)。集計には、被害把握時点(受理時点)の年齢と初発年齢の両方に欠損のない490件の事例データを利用している。

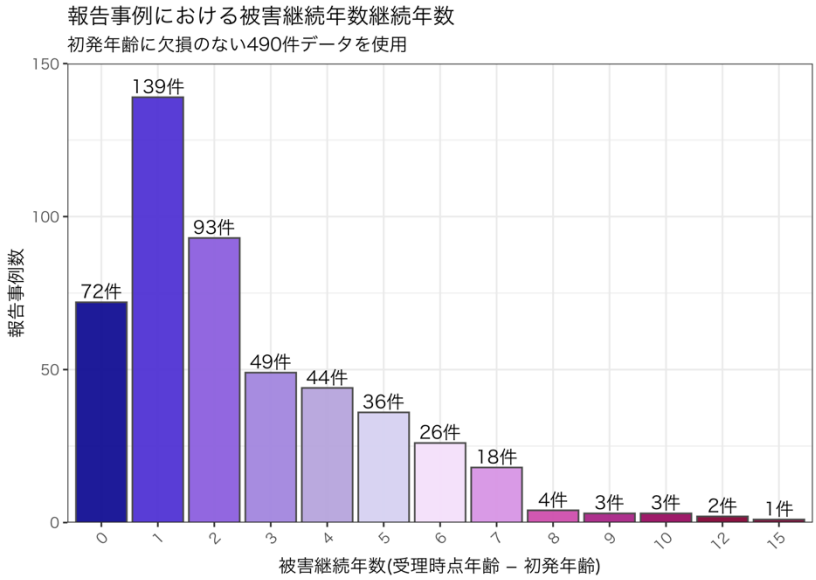


図6.5.6 報告事例における被害の継続年数 (把握された範囲)

6.3.2.6 【基礎設問】報告事例の世帯構成と加害者の続柄

設問B06では、被害発生家庭の居住者や出入り者、加害者に関して、続柄別で該当報告を求めた。居住・出入り者情報を中心に、事例データ全体の該当状況を図6.6.1に示す。実父母からオンライン関与者にいたるまで、被害発生家庭に関与する者の基礎情報が整理されている。

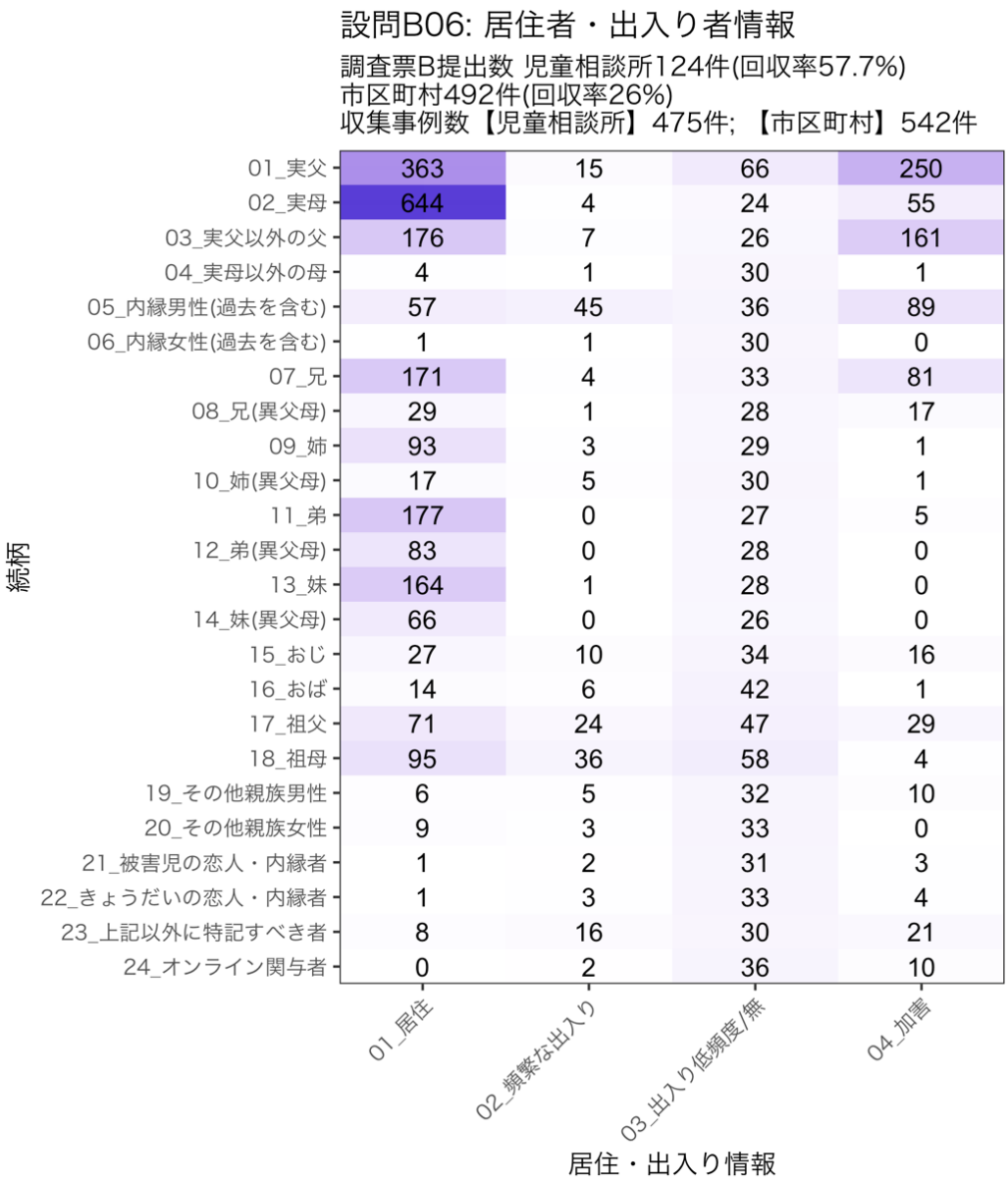


図 6.6.1 報告事例における世帯居住者・出入り者情報(続柄別該当数)

加害者情報のみを切り出した集計結果では、本事業の報告事例に含まれる範囲において、「実父」「実父以外の父」「(母親の)内縁男性」「兄(異父母)」「実母」「祖父」の順に該当報告が多い結果となった。その他にも、「姉」や「弟」、「祖母」、「おじ」や「おば」、「その他親族男性」、「被害児童」や「きょうだいの恋人や内縁者」、「オンライン関与者」からの加害等も含まれる結果となっている。

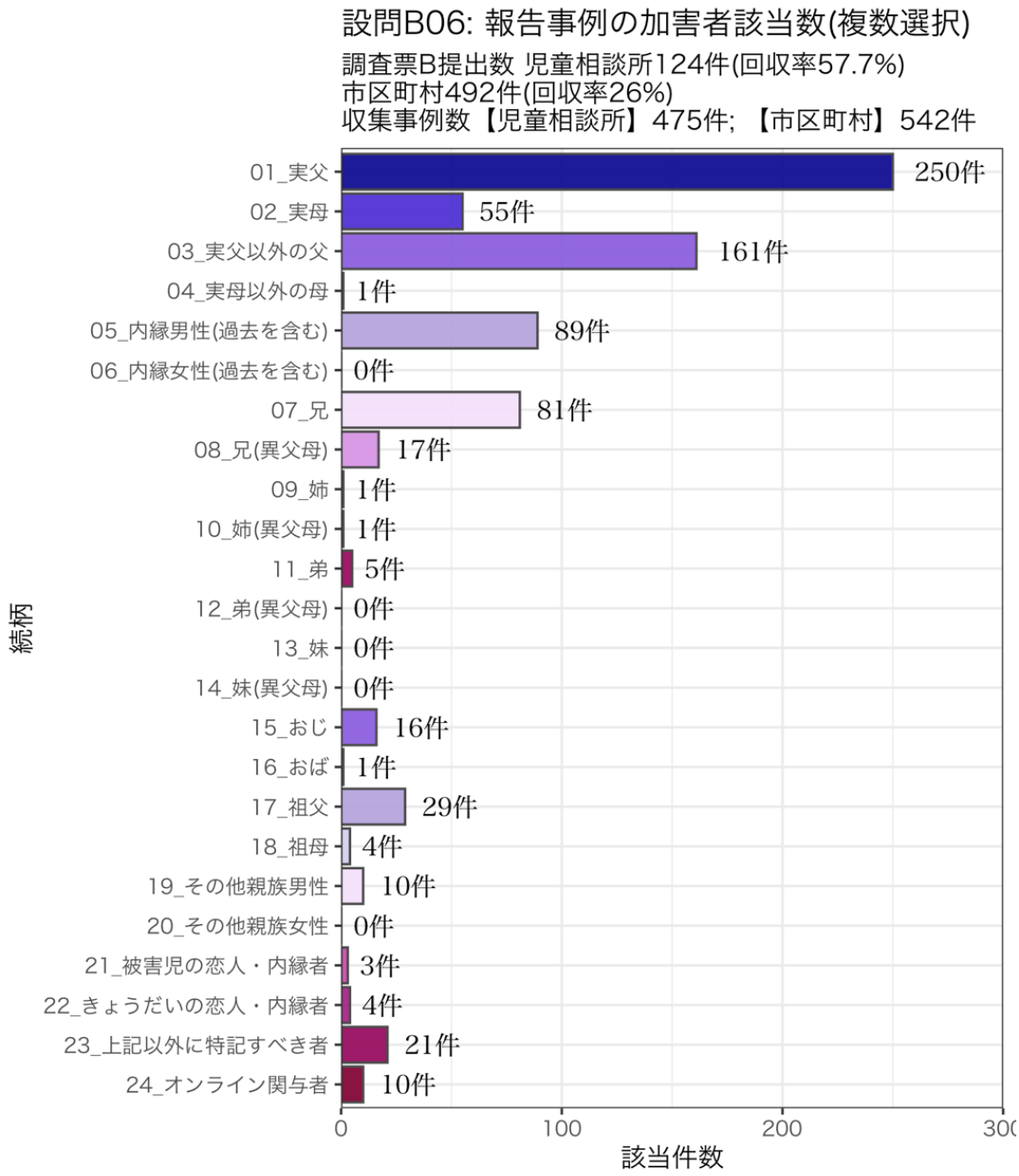


図 6.6.2 報告事例における加害者(児)

6.3.2.7 【基礎設問】報告事例における主たる被害児童の世帯情報・養育環境情報

被害発生家庭の世帯情報や養育環境情報(設問 B07)に関する該当報告状況を表 6.7 および図 6.7 に示す。その結果、「主たる被害児童のきょうだいに過去の虐待係属歴がある」、「内縁関係・住所に登録のない大人の出入りや居住がある」、「複数人が極端に狭い部屋で生活している」などの所見への該当報告数が多い結果が得られた。

表 6.7 報告事例における世帯情報・養育環境情報

世帯養育環境情報	該当件数
数ヶ月で家族構成・出入者に変化	94
きょうだいの虐待係属歴	274
複数人が狭い部屋で生活	220
内縁関係・登録のない大人出入や居住	229
家族親族内にキーパーソンがいない	30
経済就労問題・生活困窮	63
生活環境の違和感	116
養育負担の極端な偏り	80
夕方夜間の監護不十分状況	14
不適切養育環境	113
登録外居所・所在不明・放浪	50

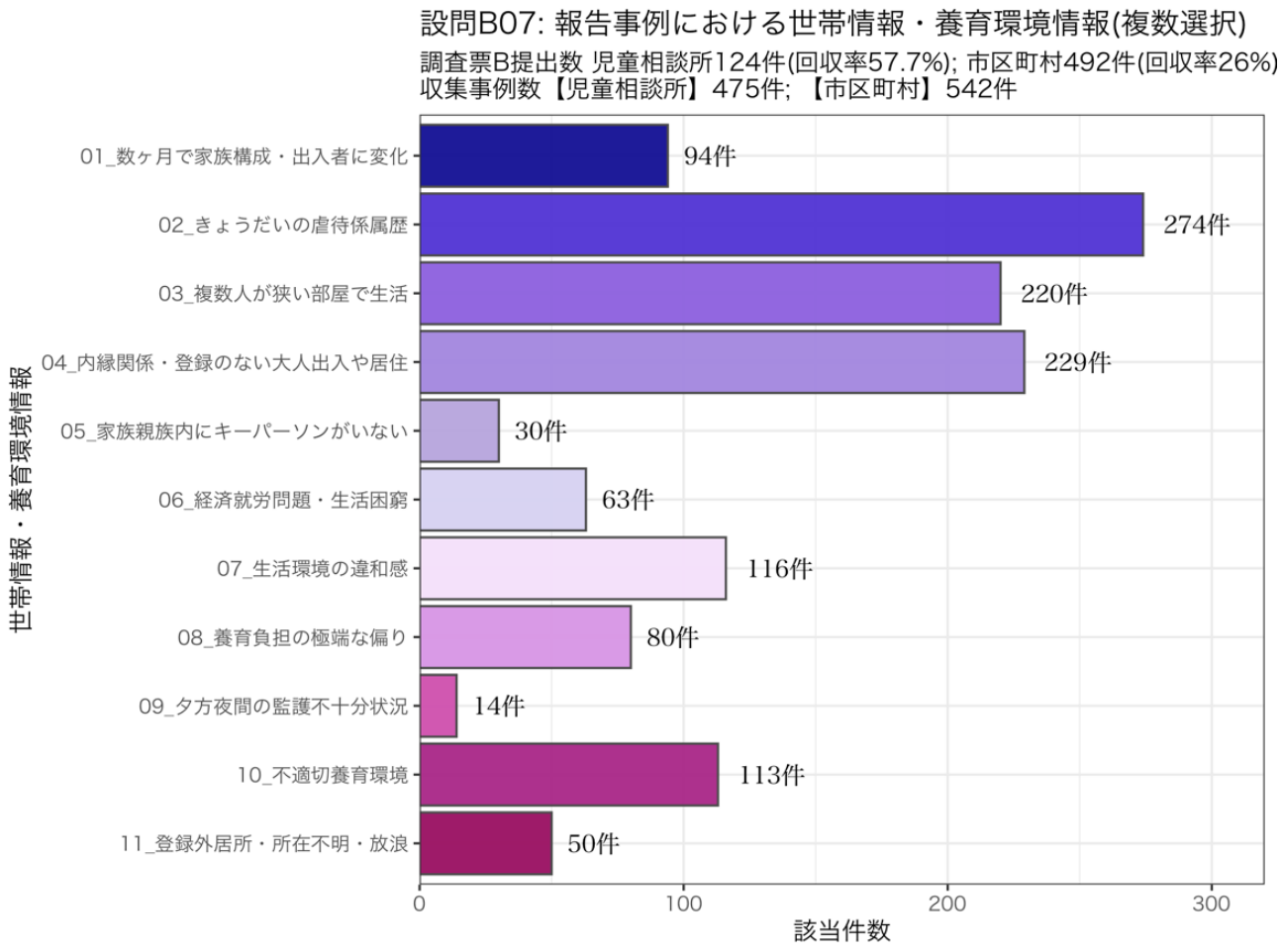


図 6.7 報告事例における世帯情報・養育環境情報

6.3.2.8 【詳細設問】報告事例における被害の懸念・発覚の経緯

被害の発覚経緯(設問 B08)については、「被害児童本人の開示」を伴う事例が大半を占める結果となった。一部、「SNS・インターネットでの開示等から」という発覚経緯も含まれている。また、関係者等の周囲による疑い等からの被害発覚も一定数認められ、保護者や親族、保育園・幼稚園・学校関係者、産婦人科や医療機関、子どもの友人や同級生、一時保護所職員や社会的養護関係者、NPO 法人等の関連団体などの関与によって被害が発覚したとする例が含まれた。

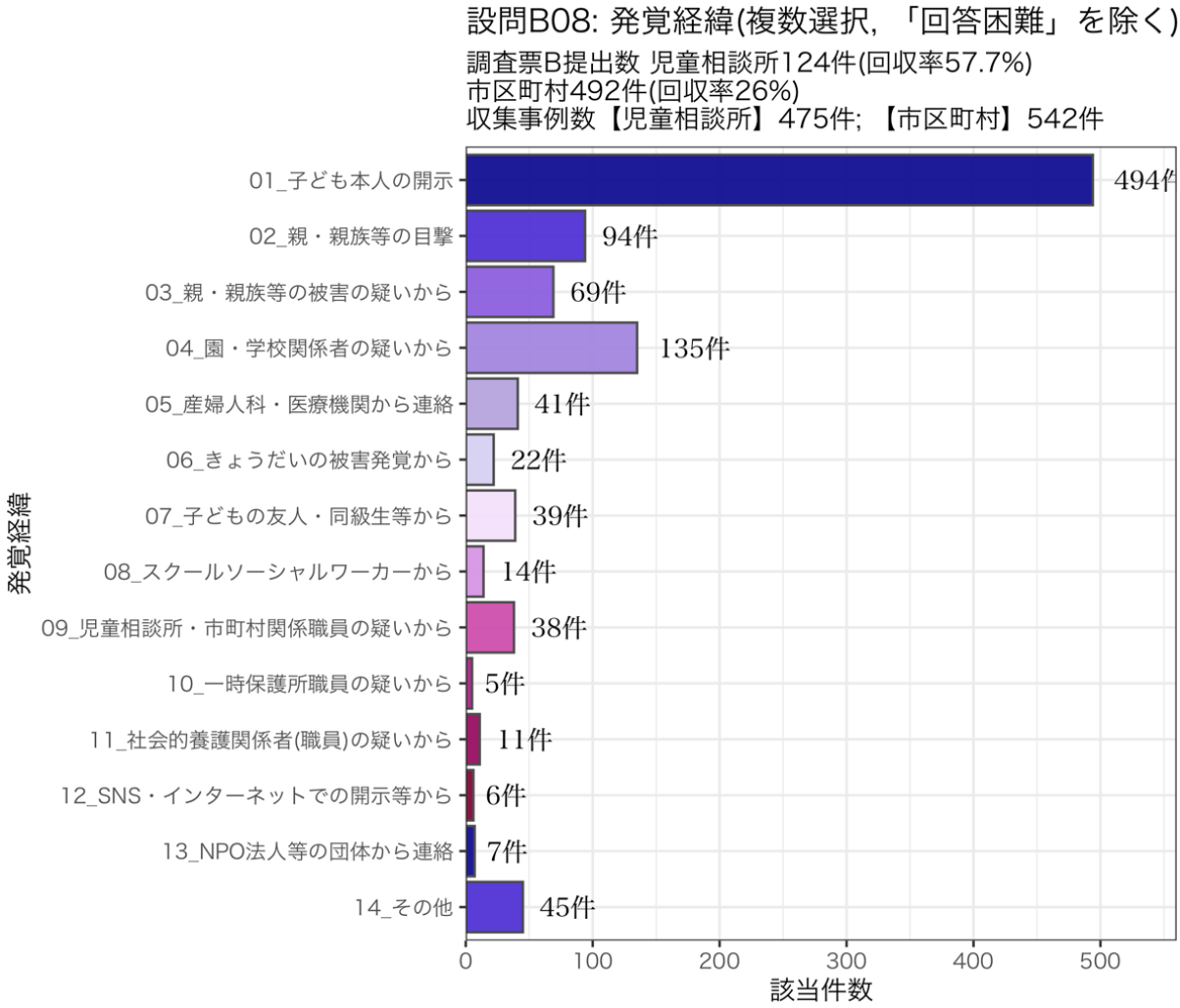


図 6.8 報告事例の発覚経緯

6.3.2.9 【詳細設問】報告事例における被害の開示相手・発見者情報

被害発覚の経緯にあわせて、設問 B09 では子どもからの開示を受けた者、または発見者に関する情報として、「通告につながった者」、「通告につながらなかった者」、「被害が懸念される情報を把握していた者」の区分別で該当状況の報告を求めた。その結果、通告につながった被開示者・発見者は「母(実母・実母以外の母)」と「担任教諭」が多く、その他にも学校関係者や友人・知人等の様々な立場の者がこれに該当した(図 6.9)。また、「通告につながらなかった者」や「懸

念情報の事前把握者」に関しては、家庭内の居住者や親族にあたる者や、被害児童の友人・同級生での該当が多い傾向にあった。その一方で、学校や保育園・幼稚園等の関係者などの立場であっても、通告には至らなかった例も報告される結果となった。

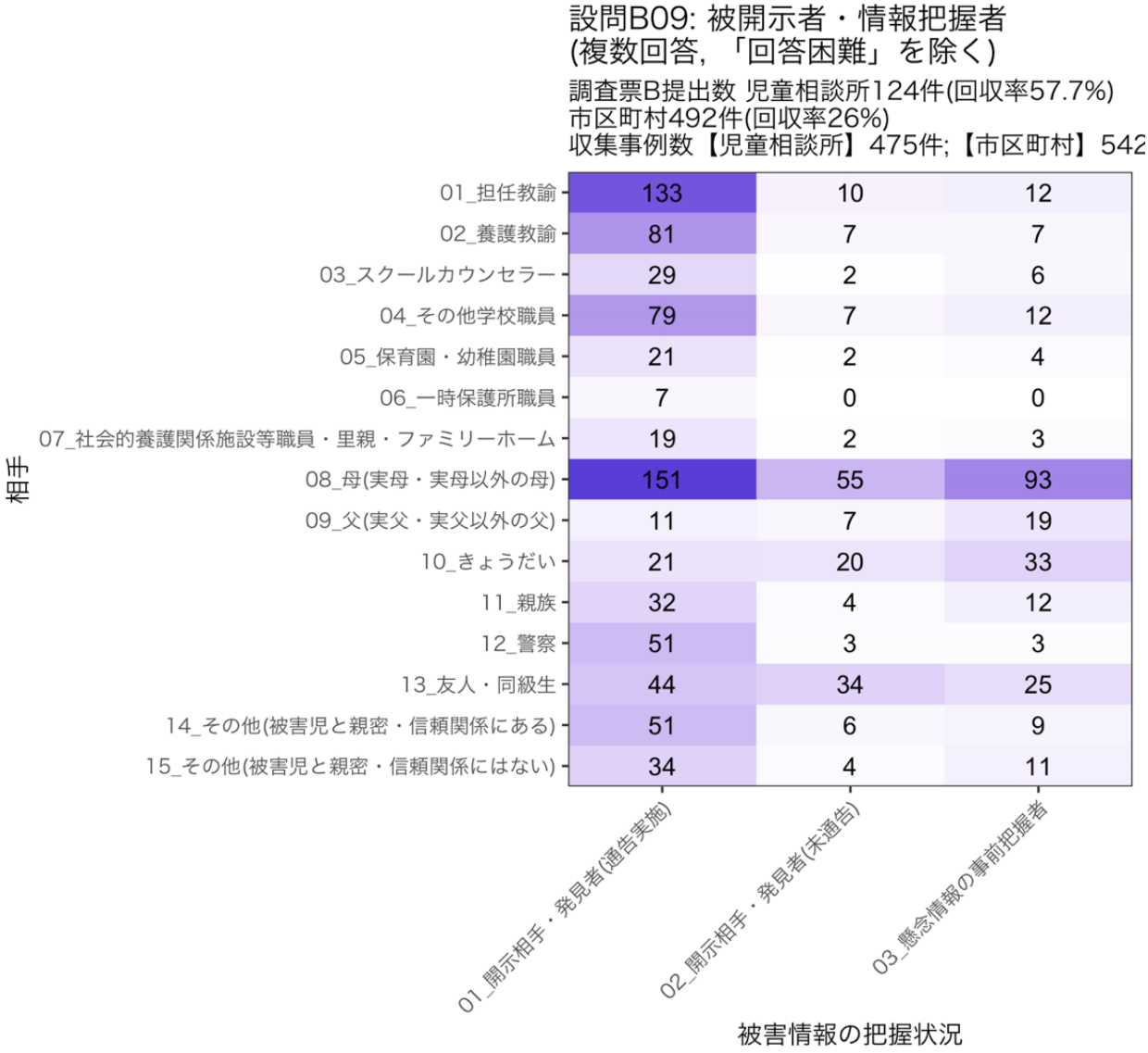


図 6.9 開示相手・発見者、懸念情報の把握者

6.3.2.10 【詳細設問】 報告事例における被害の開示内容について

設問 B10 では、子どもからの被害の開示に関連する情報についての該当報告を求めた。開示の様相に関する設問への回答結果を表 6.10.1 および図 6.10.1 に示す。なお、被害の開示に関連する各種特徴等については、第 10 章で詳細を検討している。合わせて参照されたい。

集計の結果、被害児童からの「十分な情報量の開示」が得られたとする例が多い一方で、「(支援者等の質問に)一部答えられない・答えない内容が含まれた」、「被害内容のほのめかし・すり替えがあった」、「虚偽の報告が含まれた」、「開示内容の撤回があった」、「加害者にとって都合の良い内容への変更があった」、「説得力がない・矛盾した表現があった」といった様相への該

当報告例も同時に認められた。なお、「十分な情報量の開示」が得られたと判断されたとしても、それが被害内容の全てを開示したものであるとは限らない(第三者が「全てが語られた」と判断することはできない。常に「一部分」である可能性がある)。性被害の開示については、子どもからの開示が認められたとしても完全な情報が得られるとは限らず、内容の撤回や部分開示などが一定数で発生するものであることが示されたものと言えるだろう。

表 6.10.1 開示のあった事例における開示の様相

開示様相	該当件数
十分な情報量の開示	397
一部答え(られ)ない	126
ほのめかし・すり替え	25
虚偽の報告	7
内容の撤回	22
加害者に都合の良い内容変更	9
説得力がない矛盾表現	23
その他	22

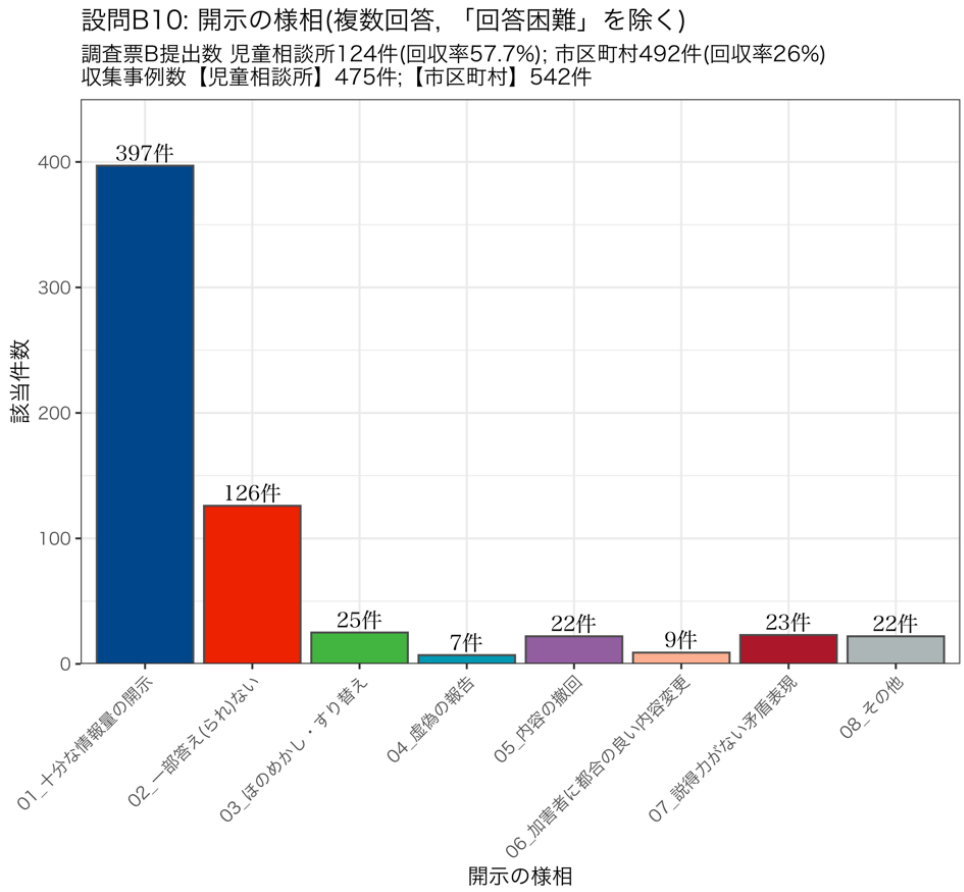


図 6.10.1 開示のあった事例における開示の様相

表および図 6.10.1 で示された「その他」に含まれる内容についての自由記述回答については、合計 18 件の記載が得られた。そのうち、「児童相談所等に直接引き継いだため詳細不明」といった補足的回答を除いた 10 件の報告内容を以下に示す。

開示の様相「その他」に含まれた自由記述回答内容
子どもに性的な被害感情がほとんどなかった。
実母に対して開示のみで当所面接では語らず。
外国籍で言語の問題があり、開示内容の詳細が不明な部分があった。
子どもに気分のむらや学校への行きにくさが見られたことから、母が本児と話をする中で本児から母に対して被害の開示があった。
子どもの能力的に詳細な部分は十分な情報が得られなかった。
警察の聴取時と当所への開示内容が違う。
第３者の存在により被害開示や情報が得られたが、保護者等の介入に拒否気味で話が深まらなかった
最初の開示は「ねていると　ふくをぬがされる。(胸を)ぐりぐりされる。いやだいやだ」、３日後の開示は「パパに指を入れられる」、「チンチン　口に入れられる」と他児らが傍にいない時に保育士に話した。
養護教諭のみに開示し、市や児相には一部開示した。
自傷行為とその理由、父母からの心理的虐待についてまず開示があった。

続いて、聞き取り等の経過の中で開示された情報量が、どのように変化したかに関する該当報告状況を表 6.10.2 および図 6.10.2 に示す。集計の結果、開示範囲が拡大したという経過をたどる事例もあれば、複数回の聞き取り等の中で「開示内容が縮小」していった、あるいは、「開示内容が頻繁に変化した・ちぐはぐ」だったと報告する事例も一定数で含まれる結果となった。

表 6.10.2 開示のあった事例における開示情報量の変化

内容変化	該当件数
開示範囲の拡大	335
開示内容の縮小	87
内容の頻繁変化・ちぐはぐ	37

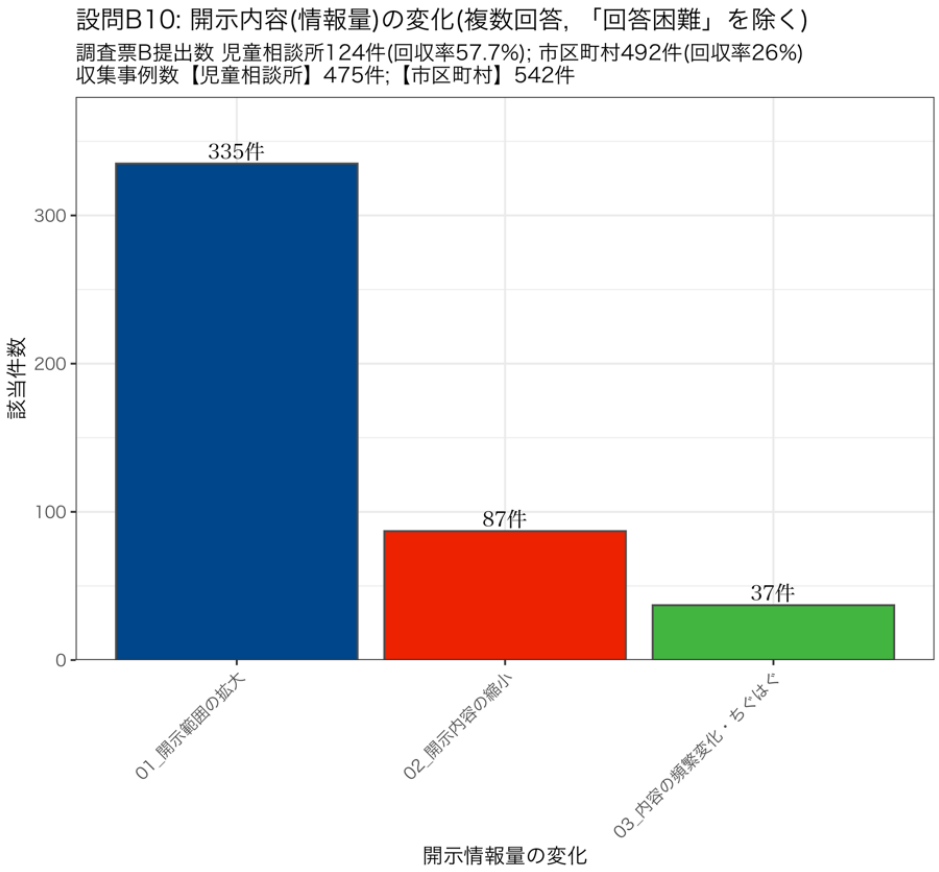


図 6.10.2 開示のあった事例における開示情報量の変化

こういった開示の様相については、「被害児童の年齢が幼いこと」、「知的障害等の併存により精確な言語化が難しい」、「被害による恥辱感や罪悪感」など、様々な背景要因の影響を受けていることが推測される。性的虐待順応症候群(概要説明は第 3 章)と呼ばれる性被害特有の症候や、解離等の心理症状に基づく記憶の混乱や想起困難などの影響も含まれているものと考えられる。

6.3.2.11 【詳細設問】 報告事例における被害開示の背景要因(支援者視点から)

調査回答者(関係支援者)の視点から、子どもから被害の開示が得られた背景要因として想定されたもの(設問 B11)についての該当報告結果を表 6.11 および図 6.11 に示す。回答者による報告によれば、「加害者の分離・安全確保」がなされたことによって開示につながったと考えられる例や、「開示相手との信頼関係が得られた」ことによって開示に至ったと想定される事例が相対的に多い傾向にあった。その他にも、「差し迫る危機」を背景とするものや、「積極的な聞き取り」が開示につながったと考えられる例、性関連教育によって知識を獲得したことに起因すると想定された例など、様々な背景要因への該当が報告された。なお、被害児童の年齢や対応経過などが様々であることを踏まえれば、それぞれの事例の内容に応じて援用可能な視点は異なるものと考えられる。し

たがって、該当件数の大小にかかわらず、想定されたいずれの背景要因も「早期発見に寄与する重要な観点である」と捉えられる。

表 6.11 開示のあった事例における開示の契機・背景要因と考えられる事項

開示契機	該当件数
差し迫る危機	99
加害者分離・安全確保	224
家庭復帰の恐れ	48
被開示者への信頼	206
第三者の存在	73
積極的聴き取り	102
子どもの知識獲得	45
身近な人へ被害拡大	12
一時保護所入所時聴き取り	38
社会的養護施設等入所時聴き取り	5
子どもへの性関連教育	20
他の問題行動についての聴き取りから	44

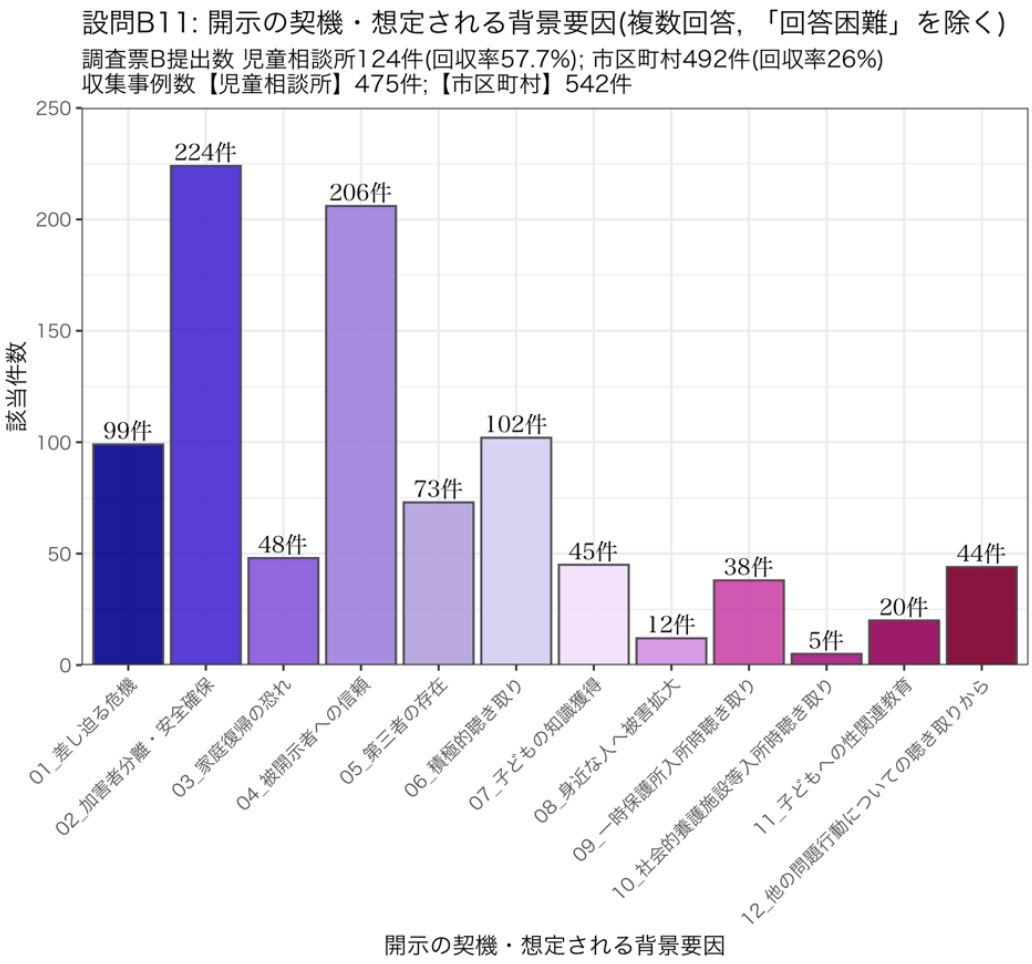


図 6.11 開示のあった事例における開示の契機・背景要因と考えられる事項

6.3.2.12 【詳細設問】 報告事例における被害を疑った契機・開示に係る特記事項(自由記述設問)

子どもの家庭内性被害について、その被害を可能な限り早期に発見し、適切な対応へと接続するためには、子どもからの開示を得ること、そのための工夫や取組が重要な役割を担うと考えられる(第 3 章 3.3.4 節や 3.3.5 節を参照)。

設問 B12 では、被害を疑った契機・開示にかかる特記事項として、「被害を疑った着眼点」や「開示につながった工夫や取組」「開示に至った背景要因と考えられるもの」について、自由記述式で報告を求めた。総計 129 件の回答結果が得られた。結果を表 6.12 に示す。なお、記述内容について、事例の特定可能性がある情報(児童の具体年齢や、家族関係者の職業・職種等の情報など)については、部分的な抽象化あるいは削除を行なっており、また、明確に重複した内容の片方の報告例を削除しているが、原則として原文のままの記載を維持している(明らかな誤字・脱字は修正を加えている)。

表 6.12-1 支援者が被害を疑った契機と開示にかかる特記事項(自由記述回答)

被害を疑った契機・開示にかかる特記事項(開示に至った工夫や背景要因等)
母が以前、父から「自分はロリコンだ」という言葉を聞いていた。また、父の不審な行動から、父の携帯電話、パソコン、ＳＮＳなどをチェックしたことで、父の携帯電話に児の下半身裸の写真が数枚あるのを発見した。 母はこのことから離婚を考え、離婚後の生活相談をする。離婚の動機を聞いた職員が児童相談担当に報告し、その日に児童相談担当から警察と児童相談所へ通告した。
本児へのネグレクトとして、関わっていた母からの電話相談の中で、母から「一緒にお風呂に入る」「母の陰部を本児が触る」「パートナーと行くホテルに本児を連れて行った」などの内容が語られた
本児の様子が普段とは異なるため、財布等を調べた。
担任と本児が教室で2人の時に、「夜ねむれている？」というききとりから、「ねれない」と本児が言い、詳細をききとった。
母が心配をしており、最初の相談者から関係者へ事情を伝えて相談に繋げることに同意されたため。
母親が父親（夫）からの性的DVについて話をする中で、息子と接することが恥ずかしいとの発言から。
本児が祖父と父と本児で入浴するのが嫌だと母親に話した
定期的な面談の機会を設けた
父と一緒の布団で寝ることもあるという情報から
不登校の兄（加害者）が妹（本児）を学校に行かないよう引き止める。
本児から泣きながらの電話で祖母に訴え。（宿題をしていないと内股や尻にマジックで書かれる。）
児童福祉関係機関との情報共有や協議を実施する中で行為が行われている危険性が高いとの結論を出した。
保護者が子どもの所属機関に話した。一時保護ののち、児童相談所から聞き取ったため、工夫や取り組みは不明
子どもが「ズボンを下すのを見た」と言った。子どもが犬がこしをふる様子を見るのをとても嫌がる。
シャワーを一緒に使用する。その時の出来事としての発言があった
小学校の教育相談の時間に、本児から性に関する相談があった
定期的な面談の機会を設けた
加害児（兄）の性問題の発覚

表 6.12-2 支援者が被害を疑った契機と開示にかかる特記事項(自由記述回答)

被害を疑った契機・開示にかかる特記事項(開示に至った工夫や背景要因等)
性教育の授業で児童が不安定になったことから担任が面接。その後も担任が面接を繰り返す中で児童が性被害を開示した。
性行為があったと考察される内容が含まれた動画を母が録画していた
過去の性被害について開示があったもの。被害を受けた当時の天気や流れている音楽などで思い出した、とのこと。
きょうだいからの積極的な開示があった
父と一緒に入浴している、本児の交際相手に攻撃的と言ったエピソードから(スクールカウンセラー情報)
以前から精神的に不安定な様子が見られており、養護教諭が丁寧に関係づくりを行っていた。
子どもが他児に対して、性行為を持ち掛ける手紙が見つかり、その指導の中で、年齢以上の性知識の理由を問われ、開示に至った。
頭部を両手で掴んで口腔内に陰茎を入れ口腔性交をしているところを母が発見。母の指示で、被害児童より110番通報により聴取し、過去の事実を開示。
担任との交換日記に本児が内縁の夫の存在を記入。担任と養護教諭が連携し、本児の経過を聞いた。
被害児童が実母に「パパが嫌い」と訴え、それ以上何も語らなかった。実母がかつて、実父が被害児童に陰部を触らせていたのを見たことがあったため、すぐに性的被害を受けたと感じた実母が警察に相談したもの。実母が常に、実父の性的行動の懸念を持っていたことが相談につながったと思われる。
代表者聴取の実施
担任が本人の変化（塞ぎ込んだ様子、食欲低下）に気がつき、個別に話を聞いた。
本児が「兄からチンチン食べてと言われた」と語った。 定期的な面談をし、子どもとの信頼関係を構築した。
(1)父と一緒に入浴しているとの情報から、(2)日常的に児童との交流があり関係構築されていた、(3)児童の性的な疑問から
被害に耐えられなくなった時に、母と二人でお風呂に入る機会があり、開示に至った。
お兄ちゃんから体を触られているという開示があった
長期間にわたる加害、直近で彼氏との間に妊娠・堕胎を経験し、情緒不安を本人の友人が気づき、通告することを助言したことで相談、開示に至ったものと思われる。
学校が全生徒に行った生活に対するアンケートで、「家で嫌なことがある」と回答した。
子どもの頻回なリストカットや過食があった
内縁の夫から体を触られることが頻繁にあったため、開示に至ったとおもわれる
被害が軽微で、本児が嫌だと思っていることをオープンにできる性格だったこと。
専門的な面接（NICHD)を行った。
母が目撃し、市福祉課に相談。
おりもので受診したら、淋菌に感染していることが判明。
同級生に本児が開示した内容を学校職員が聞き取ってくれたため。
一時保護委託先職員の丁寧な対応、個別的に話す機会。
安全確保後、受験等安定する時期を待つ。その間に信頼関係を構築した。被害確認面接等、専門家による聞き取り
三機関共同面接を実施
困った時に相談できるのは担任の先生と話しており、事案が発生し家に帰るのが怖いと感じ、相談できたと思われる。
療育手帳の再判定の検査を行う中で心理司をためすように「あんごっこて知ってる？」と被害児からの開示があった。
「キスをしたら許してやる」「胸をもませろ」と子どもが語ったことから。
自傷行為の増加
学校アンケート
学校が実施した生活アンケートに性被害の記載があった
実母との面談の中で発覚

表 6.12-3 支援者が被害を疑った契機と開示にかかる特記事項(自由記述回答)

被害を疑った契機・開示にかかる特記事項(開示に至った工夫や背景要因等)
高校の年次主任が本児の様子を日頃からよく観察しており、事案当日の本児の様子がいつもと違うことから根気強く本児の話を聞き、開示につながった
学校で「性に関する講演会」があったことがきっかけで本児が学校に開示
二学期ごろより本児が教室に入れないことが多くなり、保健室で過ごしていたが、この中で本児と養護教諭がしっかり関係構築を行っていたため、性的虐待を受けた翌日に本児が開示しようという気持ちに至った。
本児の失恋相談をするために保健室に来室。話の流れから過去の性被害について開示した。
本児はなかなか教室に入れず、相談室や保健室で過ごすことが多かった。その中で、養護教諭との信頼関係が構築されていたとともに、学校でDVの授業があり、本児の中で父の行為が不適切なのではないかという意識が芽生えた
母からは性被害に限らず、当初への電話相談が頻回にあり、開示しやすい状況にあった。
保護者が子どもを受診させた際、医師が「不自然な傷」「通常の日常生活では起こりえない傷」とし見逃さず、小児科医が婦人科医とも連携し、傷の評価を適切に行ったこと。
母が問題意識を有していたため
中学校卒業間際となり、信頼している教諭に相談
身体を触られたり叩かれたりすること、家に帰りたくないと先生に話したら先生が児相に本人を連れて来所した。
不登校状態で連絡が取りづらい状況であったが、学校職員が本児とSNSでつながるようになり、SNS上で開示した。
・日ごろからの信頼関係 ・１対１で話す機会（特に問題のない時でも）
本児の生活態度が乱れ、帰宅したがらない。 本児の自室がゴミ部屋状態（養父が立ち入れないようにするためか）。
祖父が児童の股間を触るのを父親が見た
本児自身が精神的に耐えられなくなった
被害児のきょうだいが、きょうだい自身の担任に打ち明けたことによって発覚した。きょうだいの信頼を得る担任の日常的な接し方が良好であったためと思われる。
日頃から学校の養護教諭が子どもたちの様子を気にかけ、子どもたちが話しやすい環境があった
警察で家出の事情聴取を受け、帰宅を拒否する気持ちから開示に至ったと思われる
日常化していた被害の中で、自身の裸の写真を見つけたことで、耐えられなくなり、開示に至ったと思われる
幼児が何気なく「男の人はここ(性器)から白いのでる」と発言したことに施設職員が大きな違和感を抱いたため児相に相談した
児童本人からの積極的な開示があり、丁寧に関係を構築していく中で、配慮しながら、詳細な情報を得られるよう支援した
加害者が登校した被害者を無理に家に連れ戻すことがしばしばあったと言う学校からの連絡があった。
被害女児の友人が被害女児宅に泊りに来た際に、加害者である父が友人の体を触ったことがわかった。その際に親族が被害女児にも被害の有無を確認したところ、開示があった。
SNSで海外に住む姉に相談、支援者に助けを求めるよう助言を受けた。
本児が毎日ナプキンをつけていることに不審だと感じ、聞き取りを実施した
母の観察力
母が、「本児が被写体とする写真」や「夜中に本児の近くでゴソゴソしている父」を目撃し、支援者である人物に開示した際、当該支援者が通告したということ
性器に傷がある
被害児童の友人にその旨の内容をほのめかし、友人から被害児童にスクールカウンセラーへの相談を進めた。
母から、聞き取りの面接前に、被害児へ面接にしっかり臨むようにとの働きかけがあった

表 6.12-4 支援者が被害を疑った契機と開示にかかる特記事項(自由記述回答)

被害を疑った契機・開示にかかる特記事項(開示に至った工夫や背景要因等)
子どもの能力的に、これがどれだけ重大なことなのか、あまりピンと来ていなかったことが、スムーズな開示の要因と思われる
被害児の寝ている間の被害であり、本人には自覚がない。家族外にも被害者がおり、別の被害者の訴えから被害の全容が発覚した。
一時保護所入所時の本児の言動が年齢不相応だったため
措置中のファミリーホームへの帰宅を拒否する本児に電話をし、今夜安全に過ごして欲しいと説得する中で、本児からの開示があった。
開示に至った背景要因としては、本児と同様の被害を受けていた姉が開示に前向きで、本児にも開示する必要性を説いていたことがある。
幻覚・幻聴を含む身体症状が悪化していた。
ぬいぐるみを用いて、兄からの身体接触を疑うような言動がみられた。
おまたが痛いと学校で発言。
・内縁男性の家庭内の侵入に耐え切れなくなったこと ・実母に被害を訴えても対応してくれなかったこと
・本児自身に開示したい気持ちがあった。 ・加害者への処罰感情もあったため開示につながった。
まもなく母と内縁男性が再婚する、という話を聞き、内縁男性と親子関係になるという不安から、今開示しないと一生後悔する、という思いと、内縁男性、及びその連れ子との生活に耐えられないという思いから開示に至ったと考えられる。
児童福祉司、児童心理司が連携し、話しやすい環境づくり、話した後のフォロー体制を整えていた。
「お兄ちゃんにちんちんなめてって言われてなめた」と本児が母に話した。
被害の聞き取りの前に、本児の名前の話（名前がかわいい）等雑談をしたこと
母から父の特殊な性嗜好が語られた。 被害確認面接を行った。
警察からの通告
学校内で無気力な状態が続いていた
開示当初、いいあぐねていたが、施設職員と関係構築がなされていたため、開示に至った
友人に相談し、友達から母に伝えるように言われたから
本児が同級生に「死にたい」と訴え、担任教諭が聴き取る中で発覚。
・子どもが施設の職員に手紙で「外泊は嫌だ。父に体を触られるから」等と記載し訴えた。
家での際に置き手紙で養父の連れ子（同い年）と無理矢理性行為を子なったと記載
性的知識を得たことにより自身が受けている行為が虐待だと気づき、信頼できる知人に相談。その知人に勧められて児相への相談となった。
就学前の面談で実母と保健師が話をしていたところ、「（曾祖父の）ちんちんを食べながら風呂に入った」と発言したことから。
無理に言葉で聴き取ろうとせず、紙に書くなどの子どもが伝えやすい方法を提示した。
本児が不登校となり、養護教諭が理由を尋ねたところ、同級生の男子を怖いと感じたと話したため、さらにその理由を尋ねたところ、実兄の性加害について言及した。
DVを受けている母に関係機関が「母の味方、応援する」と伝え、その事を母が子に話したことで「関係機関が母や子の味方になってくれる。信じてくれる」と子が思ったようだ。

表 6.12-5 支援者が被害を疑った契機と開示にかかる特記事項(自由記述回答)

被害を疑った契機・開示にかかる特記事項(開示に至った工夫や背景要因等)
スクールバス内にて、家族以外の女児に対しての性加害が判明 余罪を疑い、同居家族の妹への加害を疑い、妹への聞取りを行ったことで発覚
家族を全面的に支援する体制で信頼関係を構築した。
・本児に対するネグレクト、弟妹に対する父からの身体的虐待、母へのDVなどにより学校に相談中であった。 ・家族全員が、それぞれに被害にあっていた。 ・本児が妹に、妹が母に、母が叔母に相談。そして母と叔母が児相に相談。それぞれ相談できる相手がいた。
開示の６か月前に面前DV、母に連れられ母方実家へ避難したが、父が追いかけてきて本児だけ連れ戻されその際警察臨場など生活が不安定、生活環境が大きく変化した。保育所が児の生活環境の変化や父の易怒性や暴力性、児の情緒不安定など注意して観察し本児に寄り添い関わっていたことが開示の要因になったと思われる。保育士には精液の匂いを児なりの言葉で語ったことを保育士が受け止めており、最初の開示から保育園で一貫性を持ち安定して児の開示を聞き取ることができている。その態度が児が数日にわたり開示することにつながった、保育士への信頼感が児にあったと思われる。
児が母に陰部の痛みを訴え、母が小児科に連れていき、「パパに指入れられ痛い」。 小児科医師から市に虐待通告。母子間に基本的信頼関係が成立していたことが開示につながった。また、母が小児科受診行動がとれたことも大きい要因。
子どもが両親の性行為について赤裸々に細かく語った。唇にヘルペスが出てきた。 子どもが「パパがおちんちんなめさせる。ママがいると怒られるから、ママがいない時。」と語った。
母親が児童相談所へ相談した
・家庭訪問時、室内から「パンツを履け」という父の声が聞こえた。 ・本児が、父が性器を出して追いかけてくると語った。
養父と一緒に入浴中に陰部や胸を触られた。
保育士が児童との会話の中で気づいた
同級生が本児に陰部を舐められたと同級生の母親に伝え、同級生の母親が園に報告、園で聞き取る中で、本児が「おじに(陰部を)なめられた」と話した
子どもが特別支援学級に所属する生徒であったことから、担任との信頼関係が普通級の生徒よりも強かったことがあげられる 保健室に訪れた際、児童と友人の会話から、養護教諭が察知し、早期発見につながった。
面接の中で、「一緒にお風呂に入ろうと言われることが嫌だ」と発言あり
担任の先生ではなかったが、児が気に入っている先生として、交換日記を行っていて、そこに書かれたことが発端となった。
母がメンタル科の医師に話した。
実母からの心理的虐待に関する聞き取りの中で開示に至ったと思われる。
実母が、こどもの日記を読み把握した
父が本児の自室ベッドで寝ること、本児が寝ているときにベッドに入るということがあると母より開示
母方祖父から就寝中のベッドの中で胸を触られた
児が母に話した状況に加え、その前後で児が股間を気にかける様子があったと母から報告があった。
「養父と一緒に入浴している」と母が保健師に話して家族が仲良しだとアピールした。養父は母と結婚前から本児のファンだったとの情報から疑いを持った。

6.3.2.13 【詳細設問】 報告事例における主たる被害児童の関連所見

設問 B13 では、主たる被害児童に見られる臨床所見に関して、該当箇所の報告を求めた。年齢別での各種臨床所見の該当特徴等については、第 13 章に結果を整理している。

全体所見として、被害把握時点で「無症状である、特段の課題所見が認められない」との欄に該当報告のあった件数を図 6.13.1 に示す。なお、当該所見区分への回答が困難(情報が把握されていない・判断できない等)と報告された件数も合わせて記載する。「無症状」と関連する要因等に関する詳細な検討は、第 14 章にその結果を整理している。

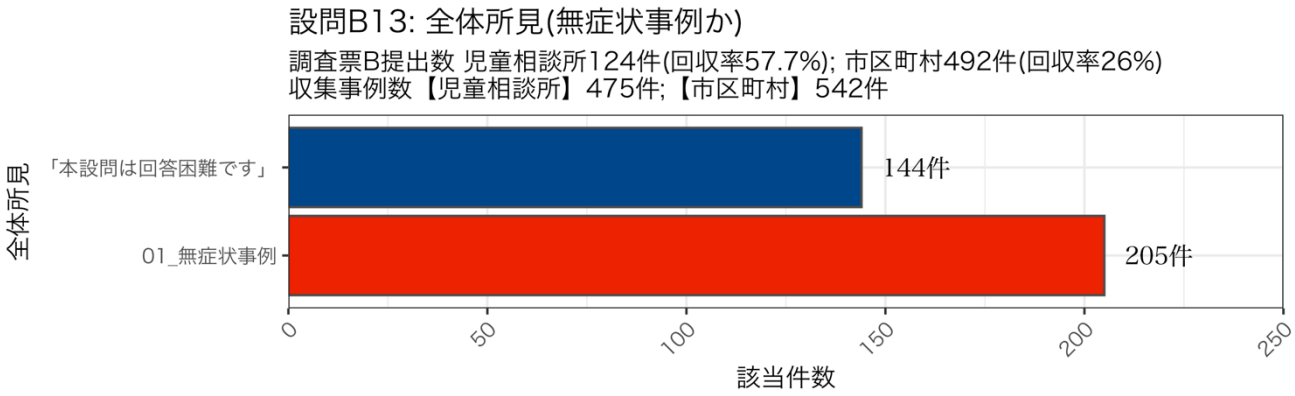


図 6.13.1 報告事例の全体所見「無症状」(受理時点では明確な所見が認められない)

妊娠・中絶・出産、性感染症などの医学関連所見についての該当報告状況を図 6.13.2 に示す。本事業調査では、59 件の該当報告が認められた。

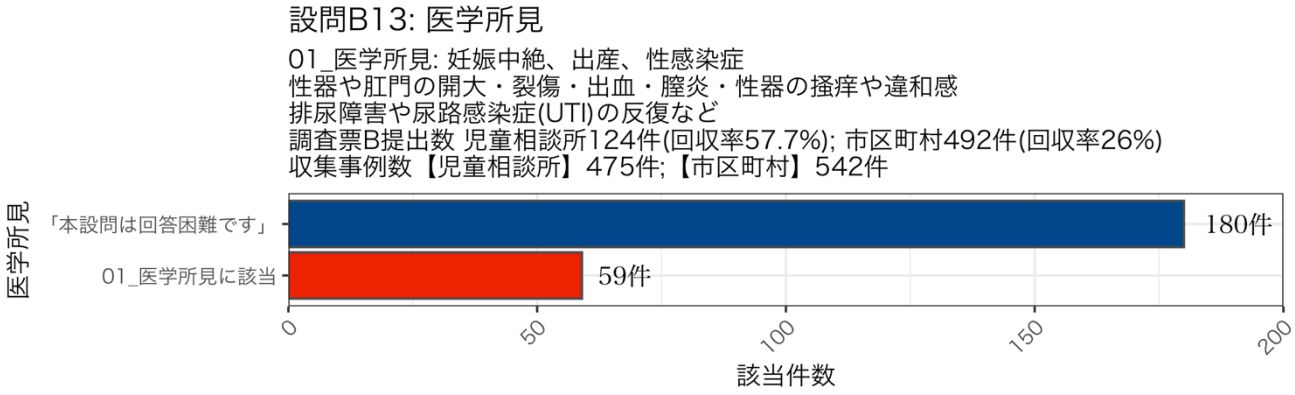


図 6.13.2 報告事例における医学所見への該当

続いて、子どもの外傷等、身体関連所見についての該当件数情報を表 6.13.3 に示す。「頭痛・腹痛等の訴えがある: 心身症・不定愁訴」(心理所見に相当すると考えられるが、本事業では身体に関連する所見として当該区分内で整理している)への該当件数が相対的に多いものの、「見えない

箇所の傷」や「風邪ではないのに咽頭痛や喉の違和感の訴え、嚥下困難がある」といった所見にも該当報告が認められた。

表 6.13.3 報告事例における身体関連所見の該当件数

選択肢	症状等	該当件数
00	「本設問は回答困難です」	169
01	見えない箇所の傷がある(太もも内側、腹部、首元など)	8
02	身体接触時の緊張・服を脱ぐことを嫌がる	7
03	風邪ではないのに咽頭痛や喉の違和感の訴え、嚥下困難	7
04	心身症・不定愁訴(頭痛・腹痛等)	100
05	児童が給食以外の食事を食べていない	0
06	極端な体重の増減がある、栄養障害・体重増加不良・低身長がある	9

「関係者への訴え」に区分された所見では、「帰宅不安・恐怖の訴え」や「保護・救済を求めている」「被害事実を秘密にしようとする・大人への秘密の要請」のいずれにも該当報告が認められた。結果を表 6.13.4 に示す。

表 6.13.4 報告事例における関係者への訴え 該当件数

選択肢	症状等	該当件数
00	「本設問は回答困難です」	142
01	帰宅不安・恐怖の訴え	135
02	保護・救済を求めている	103
03	被害事実を秘密にしようとする・大人に秘密を要請する	51

学校や保育園・幼稚園、あるいは社会的養護関係施設等での集団生活場面で見られる所見について、その該当状況を表 6.13.5 に示す。

不登校や登校拒否・引きこもりに該当報告のある事例が報告された範囲内で相対的に多く、その他にも「学業不振や成績の低下」等の学業上の課題や「集団からの孤立」への該当報告など、様々な所見に該当報告が認められている。

表 6.13.5 報告事例における学校・保育園/幼稚園・社会的養護関係施設等での様子

選択肢	症状等	該当件数
00	「本設問は回答困難です」	139
01	学校や幼稚園・保育園の無連絡など不自然な欠席、養育者から園や学校への不自然な連絡がある	37
02	教員/保育士、施設職員等の独占	31
03	集団からの孤立	76
04	学業不振や成績の急激な低下・授業に集中できないなど	94
05	攻撃性や衝動性の高さに起因する友人間トラブル	57
06	不登校・登校拒否・引きこもり	147
07	過剰適応(周囲の環境や人間の都合に度を超えて無理に合わせようとする)	47
08	委員長や班のリーダーなどに就く、または、"優等生"などと形容される	22

心理・トラウマ関連症状については、「睡眠の問題」や「自尊感情の低下」など、多くの精神的不調に随伴するとされる所見への該当件数が報告事例内で相対的に多く、「自分が悪いと思い込んでいる・罪悪感」や「自分では状況が変えられないと思っている・無力感」、「PTSD 中核症状」や「解離・解離様状態」、「気分変動・抑うつ状態」などへの該当報告も認められた(表 6.13.6)。

表 6.13.6 報告事例における心理・トラウマ関連症状の該当件数

選択肢	症状等	該当件数
00	「本設問は回答困難です」	160
01	自分が悪いと思い込んでいる/罪悪感	76
02	自分では状況が変えられないと思い込んでいる	83
03	「自分は汚れている」などのスティグマ感情・社会的烙印感情	21
04	性に対する嫌悪感、恥辱感	33
05	自尊感情の低下	96
06	睡眠の問題(眠れない、日中ぼーっとしているなど)	123
07	悪夢の報告	67
08	PTSD中核症状(フラッシュバック、感情麻痺・回避、過覚醒)	81
09	解離・解離様状態(家族の話題になるとぼーっとする、深刻な被害事実を無感情に淡々と語る、被害に関する記憶がない、等)	71
10	パニック・興奮	22
11	気分変動・うつ状態	62
12	その他精神科問題	29

子どもの行動上の問題・課題所見については、「自傷行為や自殺企図」の該当報告件数が最も多く、「嘘・虚言、ファンタジー」、「非行(家出・無断外泊・夜間徘徊等)」、「非行(性的逸脱等)」「性化行動」などの所見への該当報告が認められた。結果を表 6.13.7 に示す。

表 6.13.7 報告事例における行動上の問題 該当件数

選択肢	症状等	該当件数
00	「本設問は回答困難です」	148
01	児童に自傷行為や自殺企図がある	96
02	嘘・虚言、ファンタジー	54
03	非行(家出・無断外出・無断外泊、夜間徘徊)	43
04	非行(ぐ犯行為)	11
05	非行(暴言暴力・いじめ加害)	8
06	非行(万引き・窃盗)	11
07	非行(アルコールや喫煙)	10
08	非行(薬物乱用)	2
09	非行(児童買春・援助交際、その他の性的逸脱)	34
10	他者への「直接的な加害性のある」性化行動(*)がある	17
11	他者への「直接的な加害性のない」性化行動(*)がある	23
12	食行動異常(異食、隠れて食べるなど)	3
13	過食や拒食などの摂食問題・摂食障害	16
14	明らかに年齢不相応な額の金銭を持っている/使用した様子がある	4

被害児童の対人関係・愛着に関連する所見については、「愛着課題がある」、「対人距離に関する問題がある」、「情緒的問題がある」、「異性への過剰な接近または恐怖」などの該当件数が報告事例において相対的に多かった。その他にも、養育者に対する過剰な支持や従順な態度、周囲の大人の期待や要請に過度に順応する態度、あるいは大人への怯えや恐怖といった所見への該当報告が認められている(表 6.13.8)。

表 6.13.8 報告事例における対人関係・愛着関連所見 該当件数

選択肢	症状等	該当件数
00	「本設問は回答困難です」	142
01	子どもに異性への恐怖または過剰な接近がある	95
02	子どもに情緒的問題がある	137
03	子どもに対人距離に関する問題がある	141
04	子どもが愛着課題を抱えている	120
05	養育者を過剰に支持する様子がある	39
06	養育者に対する挑発/エスカレートする行為がある	33
07	養育者に対する自己卑下(児童が「暴力を振るわれるのは自分が悪いからだ」という認識など)	33
08	子どもに養育者への従順な態度がある	53
09	子どもに大人への怯えや萎縮がある	35
10	周囲の大人の期待・要請に過度に順応する	46
11	他人との親密な関係を持つことの困難または回避	49

6.3.2.14 【詳細設問】 報告事例における加害―被害等の家族関係

設問 B14 では、家庭内に居住や出入りのある人物について、加害―被害等の関係情報の報告を求めた。具体的には、(1)養育者に該当する者、(2)加害者に同調・共犯関係にある者、(3)加害者に支配・操作・脅迫され無力化されている者、(4)加害者から強制的に加害させられている者、(5)主たる被害児童以外の性被害者、(6)性被害以外の身体的・心理的暴力の被害者、(7)被害を一部でも知っており、それを無視・黙認していた者、(8)秘密の強要・口止めを受けている者、これら 8 つの区分について、24 種の続柄別に該当報告を求めた。設問 B06 の居住・出入り者情報および加害者情報とともに、図 6.14 に集計結果を示す。なお、設問 B06 は「基本設問」として原則回答することを依頼した一方で、本設問 B14 は「詳細設問」として回答可能な場合に回答を依頼しているため、含まれる事例数に差異がある。また、「該当が把握された箇所」についてのみ該当を求めていることにも留意されたい。

集計の結果、「加害者への同調・共犯」については、複数の続柄で報告が認められた。被害児童に対して、複数名・複数の立場からの加害行為あるいはその幇助等が発生しているものと読み取られる。また、被害児童だけでなく、母親やきょうだい等にも支配や脅迫がおよび無力化されている例や、加害者から強制的に加害させられていることを報告する事例も確認された。性被害が母親やきょうだい、親族等にも同時に及んでいる例や、性被害以外の心身暴力被害が家庭全体に随伴する例、主たる被害児童以外にも秘密の強要等があること、被害の無視・黙認が複数の続柄で該当していることなども読み取られる。

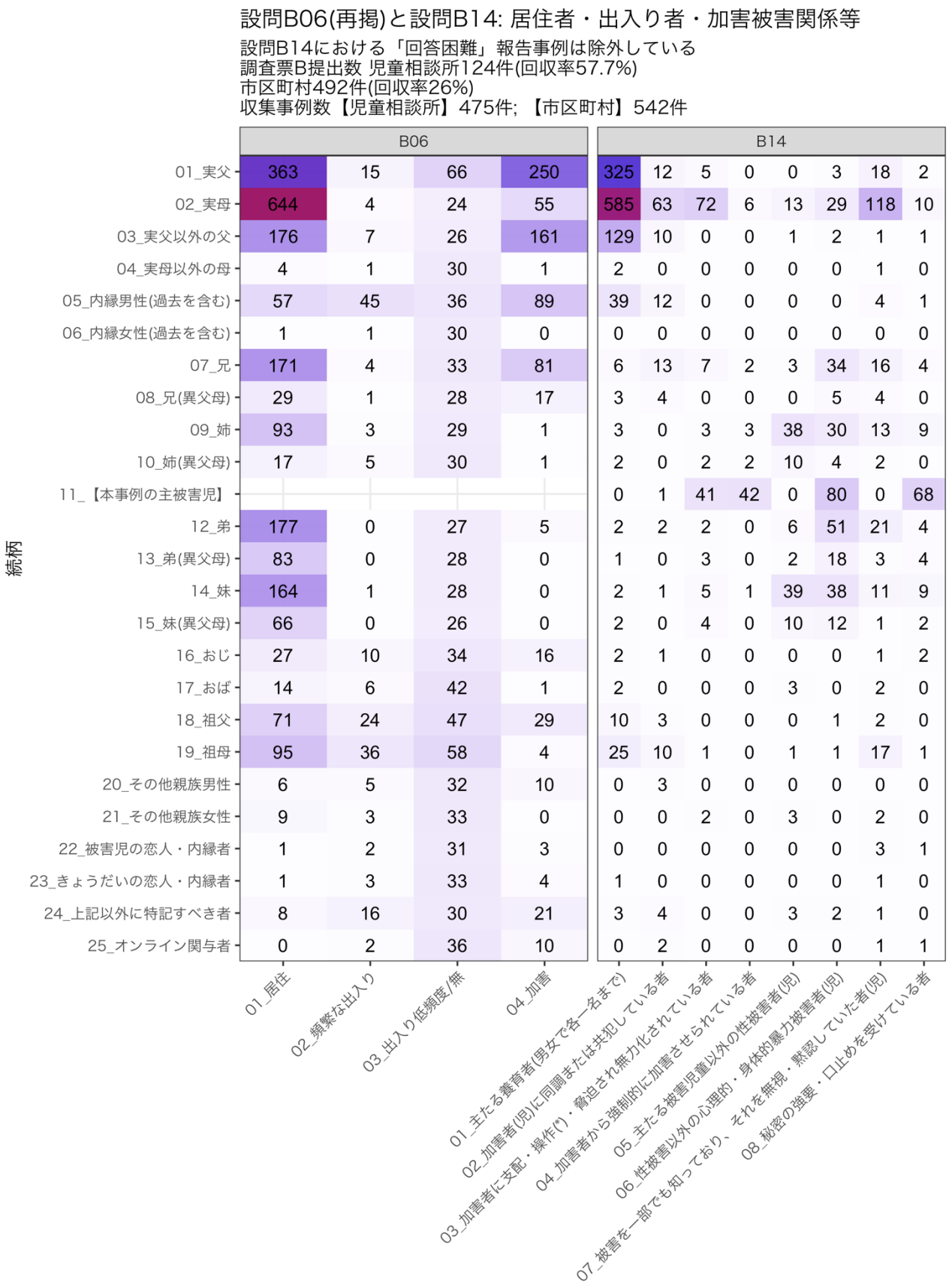


図 6.14 報告事例における続柄別居住者と加害被害等関係 該当件数

6.3.2.15 【詳細設問】 加害―被害等の家族関係に関する特記事項(自由記述情報)

設問 B14 の加害被害等の関係情報への該当報告に際して、当該回答方法では捉えきれない側面があるものと想定された。加害被害等の関係情報の補足として、特記事項がある場合には、それを設問 B15 にて自由記述式で回答する形式で報告を得た(全 109 件)。記載内容には、「その他」の具体内容を補足するものや、被害発生家庭の環境に関する補足情報、被害発生状況に関する補足情報などが含まれた。当該記入情報の中から、(1)続柄等に関する補足記述、(2)他の調査項目では捉えられていない被害発生状況に関する情報を中心に抜粋し、表 6.15 に結果を示す。なお、事例の特定可能性に対する配慮として、具体的な年齢や職業(職種)、国籍に関する具体的な記述は執筆者による修正を行っている。

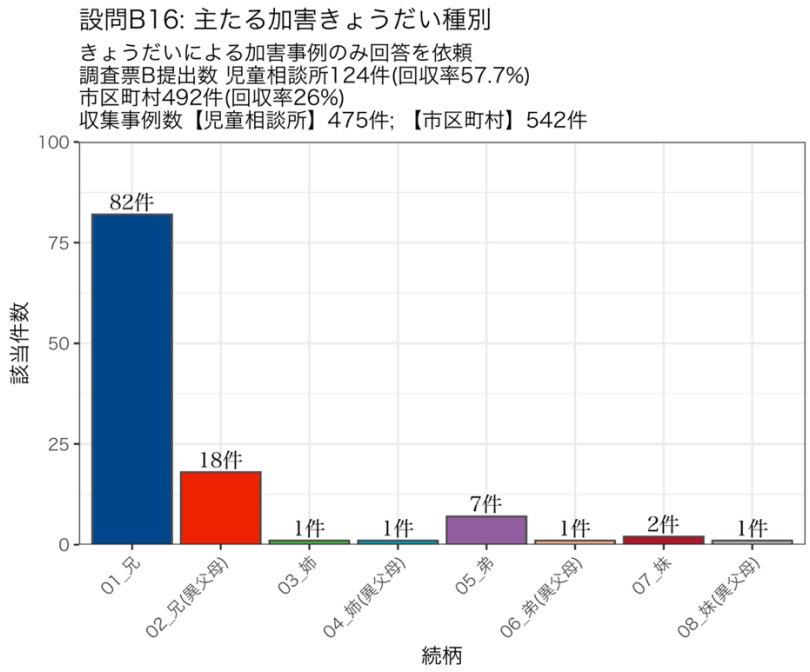
表 6.15 加害―被害等の家族関係に関する特記事項

加害―被害等の家族関係に関する特記事項
被害児にとって加害者は養父。被害児が年長児の頃から同居。同居開始当時養父は 10 才代。
家族は、小学校高学年の姉や本児を幼児のように扱い、子らは母とともに入浴しており、そこに父が毎回乱入してくる流れを違和感なく容認していた。
実父は単身赴任が多く、年に 1～2 回しか帰宅しない。その間、母は現在の相手(加害者)と交際していた。
実母と実姉、本児の三人家族だったが、実母からの身体的虐待、ネグレクトにより、異父兄(加害者)宅で 1 年前から生活を開始していた。
加害者にあたる「上記以外の特記者」は、祖母の再婚相手である
加害者にあたる「上記以外の特記事項者」は実父の友人である。
父子家庭であり、実父は食事等を作ってくれる良い人。パートナーがいれば、被害に遭わないので、パートナーと別れないでほしいと訴える。
加害者にあたる者は同居の母方祖母である。
加害者にあたる実兄が実母、本児に暴力を振るうことがあり、本児は母方祖母宅に避難していた。 本児は加害者(実兄)が自宅にいない時のみ、自宅に帰っていたが、被害発生時は本児が自宅にいるときに加害者実兄が帰宅した。
行方不明となった実母の内縁男性が本児の未成年後見人となり、内縁男性と当該男性の父母、異父弟と同居していた
被害児童および加害きょうだいは児童養護施設に措置中。帰省中・外泊中に性被害があったもの。
母は兄妹を養育しており、DV で父とは別居しているが、完全に分離できていない。
祖父とは仕事の関係で 1 ヶ月半ほど同居した間に、祖父から性的いたずらの被害を受けた
加害者にあたる『上記以外の特記者』は実母の不倫相手である。
加害者にあたる「上記以外の特記者」は「母の知人」(内縁ではない)である

本児は父、長兄、次兄、それぞれと性交渉を行っているが、加害者はお互いの加害を知らなかった。
「上記以外の特記者」は内縁男性の連れ子である。
被害発生の約１ヶ月半前に、異父弟が入院（長期）しており、付き添いのため実母が不在になり、加害者の養父、本児、兄の３人暮らしだった。
(きょうだい間の事例) 本家庭では、加害児童被害児童双方に実父からの身体的虐待があり、言いたいことも言えない親子関係だった
オンライン関与者とは、『母が自らの性的写真をＳＮＳでアップしている様を見ていた』被害による、相手方のこと。
本児は障害児入所施設に契約入所しており、帰省時に性被害を受けた。
上記以外の特記者は、母の知人と知人家族
児童は実母と実母の父の間に生まれており、加害者本来の続柄は実父だが、複雑さを回避するため「祖父」としている。
母親の友人とその子どもがよく訪問しており、また、近所に住む被害児童の友人も一緒にいる時に被害にあっている。
母親が夜勤で不在の時に発生。母親に言わないように口止めされる。
上記以外の特記者は、児童の友人である。友人の影響で援助交際していた。
実母が治療のため入院した際に、本児の面倒を加害男性に見てもらうよう実母が依頼していた。

6.3.2.16 【詳細設問】 報告事例において加害での関与があったきょうだいの情報

続いて、加害者(児)が被害児童の「きょうだい」であった場合に回答を求めた設問 B16 の報告内容を整理する。続柄別では、「兄」、「兄(被害児童から見て異父母)」の該当報告数が相対的に多く、「弟」や「姉」による加害事例も含まれる結果となった(図 6.16.1)。このとき、設問 B06 にて収集された加害者情報では、「妹(異父母含む)」からの加害報告は含まれていない。その一方で、本設問 B16 で収集された情報では、「妹(異父母含む)」の該当方向が認められている。当該状況は、いずれかの回答に誤りがあった可能性が想定されるため(例えば、加害きょうだいの続柄を被害児童の続柄で回答したなど)、結果の解釈や事実としての認識を保留する必要がある。きょうだい間の性的問題、性被害事例についての詳細は第 12 章に整理する。あわせて参照されたい。



きょうだい種別	該当件数
兄	82
兄(異父母)	18
姉	1
姉(異父母)	1
弟	7
弟(異父母)	1
妹	2
妹(異父母)	1

図 6.16.1 加害への該当報告があったきょうだい 区分別該当件数

加害報告のあったきょうだいの年齢分布を続柄別で図 6.16.2 に示す。「きょうだい」であっても、その年齢が 18 歳以上まで含まれていることに留意されたい。本事業では、6 歳から最大 33 歳までのきょうだいによる事例が報告された。

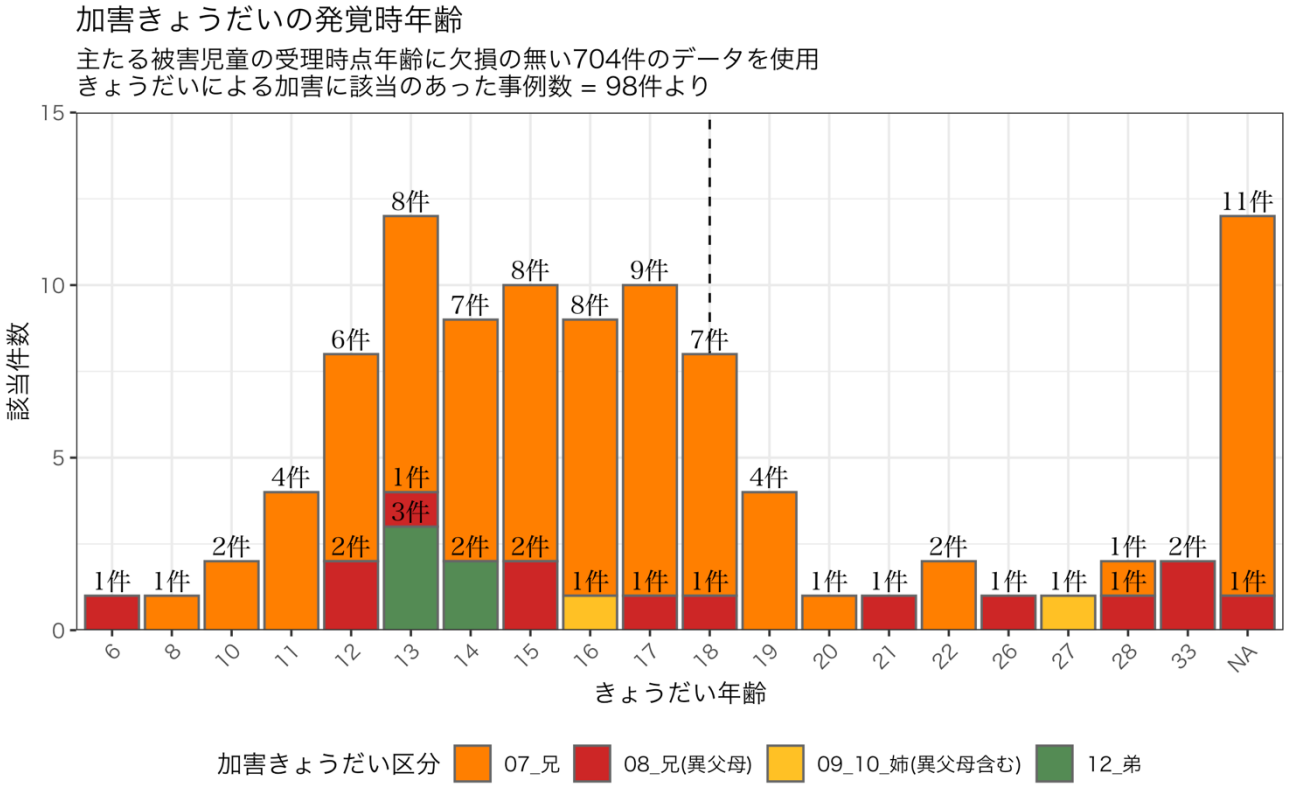


図 6.16.2 加害報告のあったきょうだいの発覚時点(受理時点)の年齢

続いて、主たる加害きょうだいに随伴する問題と障害について、集計結果を図 6.16.3 に示す。被害児童だけでなく、加害への該当報告のあったきょうだいに対しても、ネグレクトや身体的虐待、心理的虐待の虐待や、性格行動相談に該当しうる課題、不登校や非行、障害等への該当が認められた。

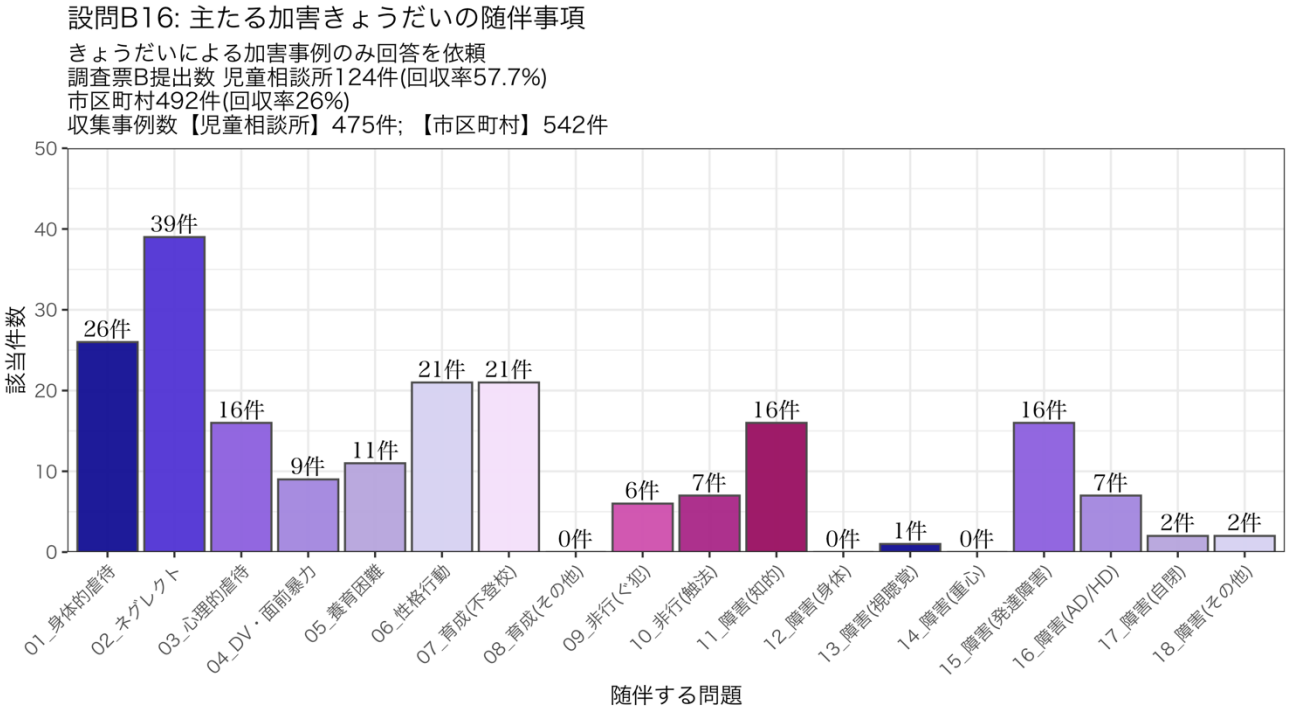


図 6.16.3 加害に該当のあったきょうだいの随伴問題と障害

加害への該当報告のあった事例について、主たる加害きょうだいの知的水準に関する補足情報を図 6.16.4 に示す。なお、本事業調査における知的水準は、各種知能検査・発達検査が実施されている事例や、未実施・実施困難な例などが背景に想定されたため、参考値としての区分(ウェクスラー式知能検査の記述表現・区分を援用)で情報を収集している。具体的には、「主たる被害児童の知的水準について、最も近いものを、知能検査を参考に選択してください。検査種類・実施時期は問いません。知能検査の実施がない場合、不明な場合は選択なしで構いません。『学業成績が極めて高い』など、他の明確な関係情報がある場合には、それに相当する箇所を選択してください」との教示文で回答を依頼している。したがって、ここでは必ずしも検査等に基づく精確な情報が得られているとは限らないことに留意されたい。

その結果、主たる被害児童の場合と同様に、知的水準が「非常に低い」あるいは「低い」と形容される事例も含まれる結果となった。また、「非常に高い〜高い」に相当すると評価された事例も含まれている。

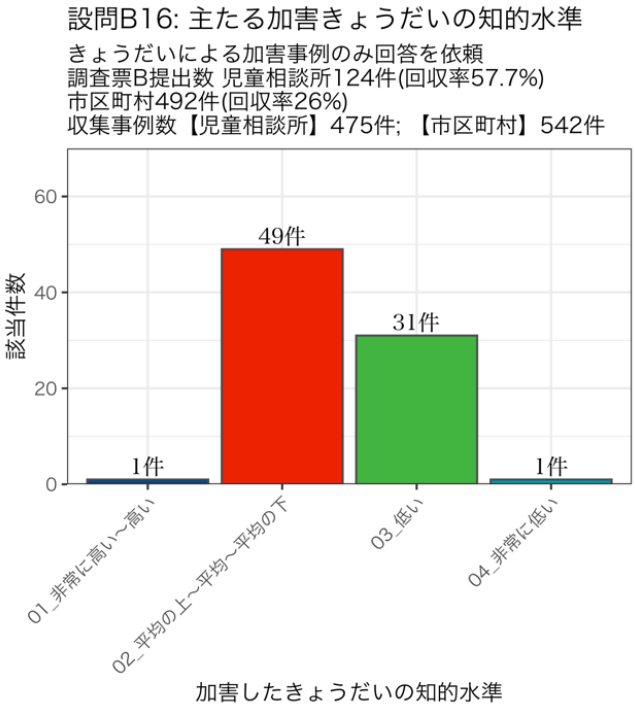


図 6.16.4 加害に該当のあったきょうだいの知的水準

6.3.2.17 【詳細設問】 報告事例における養育者・きょうだい以外の加害者情報

報告事例における主たる加害者が、養育者あるいはきょうだい以外の加害者となっている場合に回答を求めた設問 B17 の集計結果について整理する。該当者の年齢は 10 代から 70 代以上まで広く分布した(図 6.17.1)。

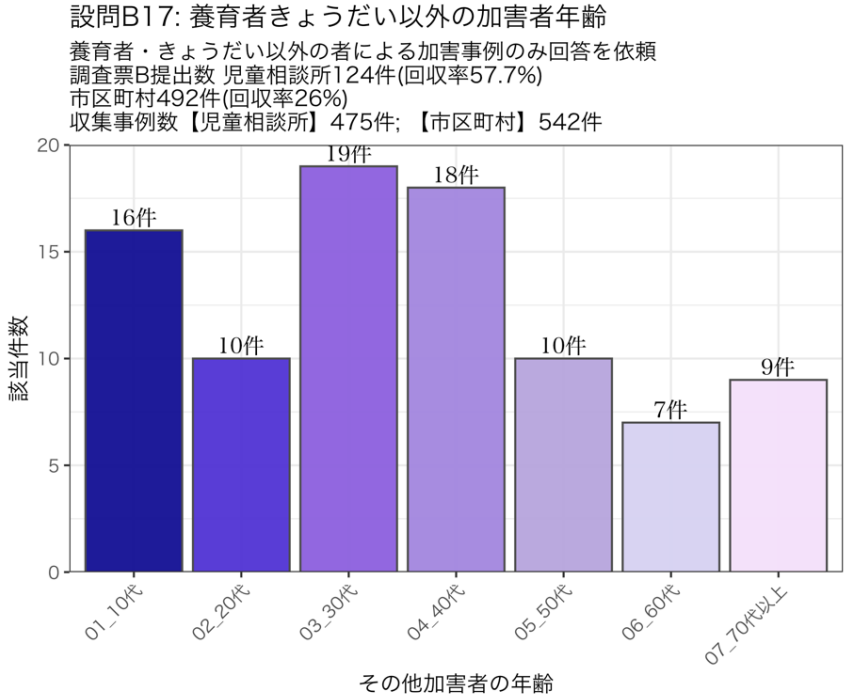


図 6.17.1 養育者ときょうだい以外の加害者 年齢区分別該当件数

養育者・きょうだい以外の者による加害事例において、被害児童の属する世帯との関係についての状況を図 6.17.2 に示す。互いの関係が安定・良好である場合もあれば、対立・葛藤の関係にある例も報告された。また、「主たる被害児童を預かることがある」とする例も含まれる結果となった。

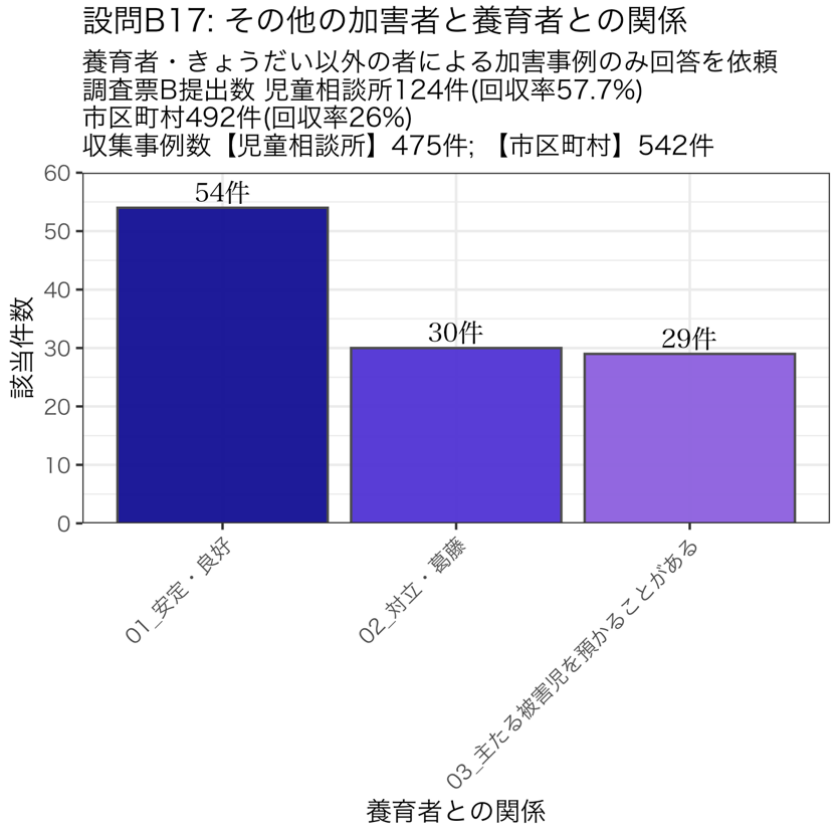


図 6.17.2 養育者ときょうだい以外の加害者 養育者との関係

6.3.2.18 【詳細設問】 報告事例における主たる養育者情報

続いて、養育者に関する詳細所見について報告を求めた設問 B18 への回答結果を整理する。本節では、各個別の項目への該当状況について単純集計のみの報告を実施する。「同時に観測・報告されやすい項目のパターン」等の詳細な解析については、第 9 章で結果を報告している。

まず、男女養育者について、離別・死別等による不在または被害発生時に長期的に不在としていた場合などの「不在養育者」に関する該当報告結果を図 6.18.1 に示す。本事業調査で収集された事例情報のうち、69 件で男性養育者の不在が報告され、41 件で女性養育者の不在が含まれる結果となった。ひとり親家庭等を含めた不在養育者のある環境下での性被害に焦点を当てた分析については、結果を第 17 章に整理している。あわせて参照されたい。

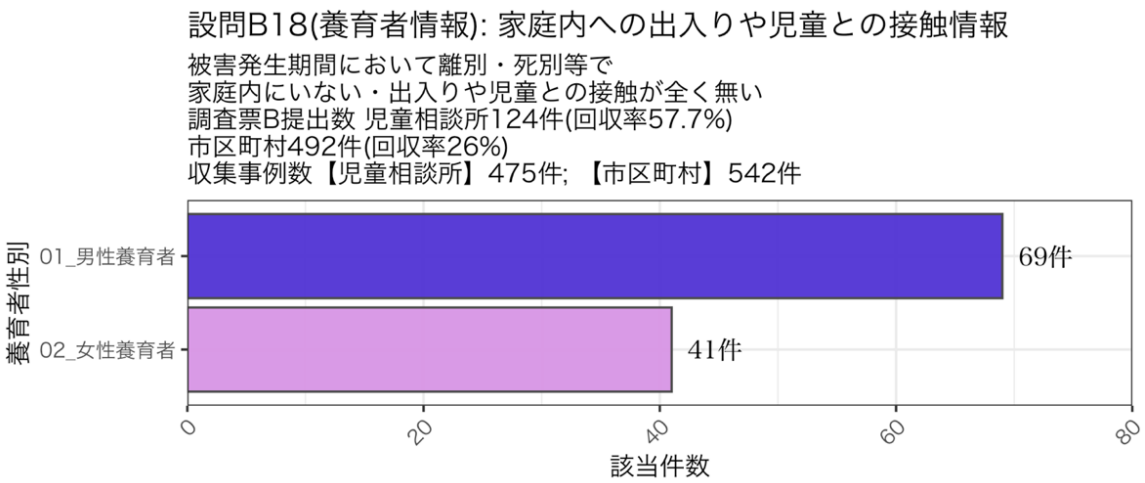


図 6.18.1 報告事例における不在養育者

不在でない養育者について、男女別の年齢を区分別で集計した結果を図 6.18.2 に示す。男性養育者においては 10 代から、女性養育者においては 20 代から該当報告が認められ、70 代以上の養育者家庭も報告事例に含まれた(図 6.18.2)。

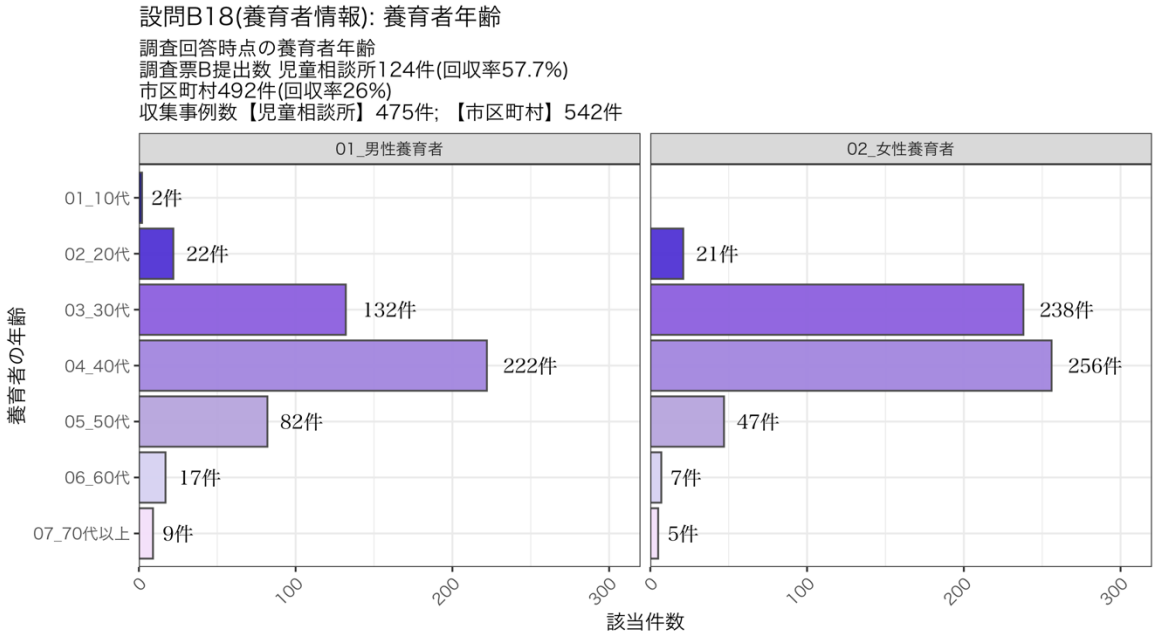


図 6.18.2 報告事例における主たる被害児童の養育者年齢

当該養育者が「非加害養育者」であるかについて、報告を求めたところ、男性養育者で 98 件、女性養育者の 446 件について、「非加害親である」という該当報告が得られた。結果を図 6.18.3 に示す。非加害養育者が被害児童の開示や各種臨床所見の発現・報告に与える影響については、その詳細を第 15 章で検討している。あわせて確認されたい。

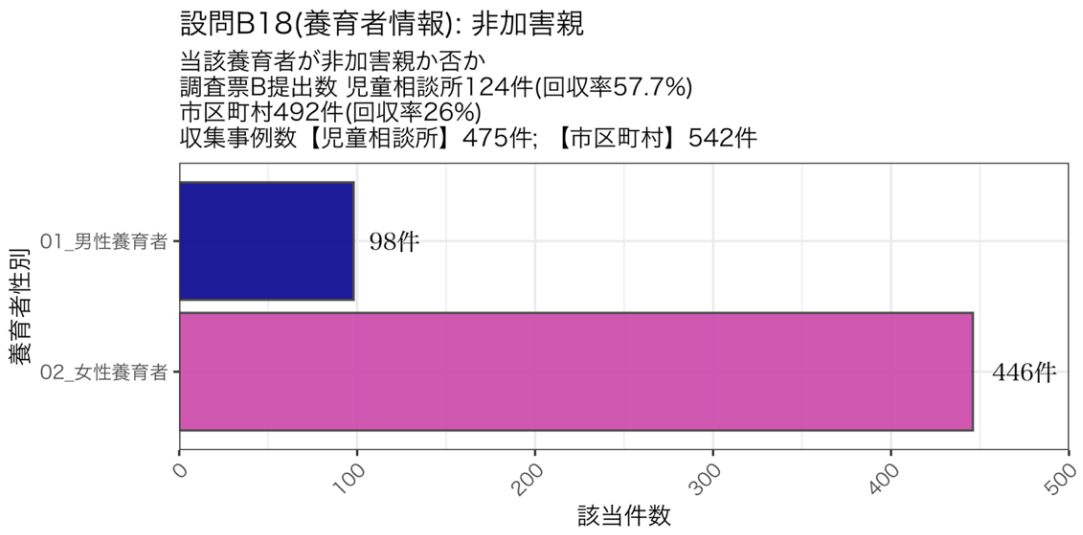


図 6.18.3 報告事例における非加害親

男女養育者の職業区分に関する回答情報を図 6.18.4 に示す。「安定」と形容される場合から、「不安定」「無職」「専業主夫/婦」など、様々な区分への該当が確認される結果となった。

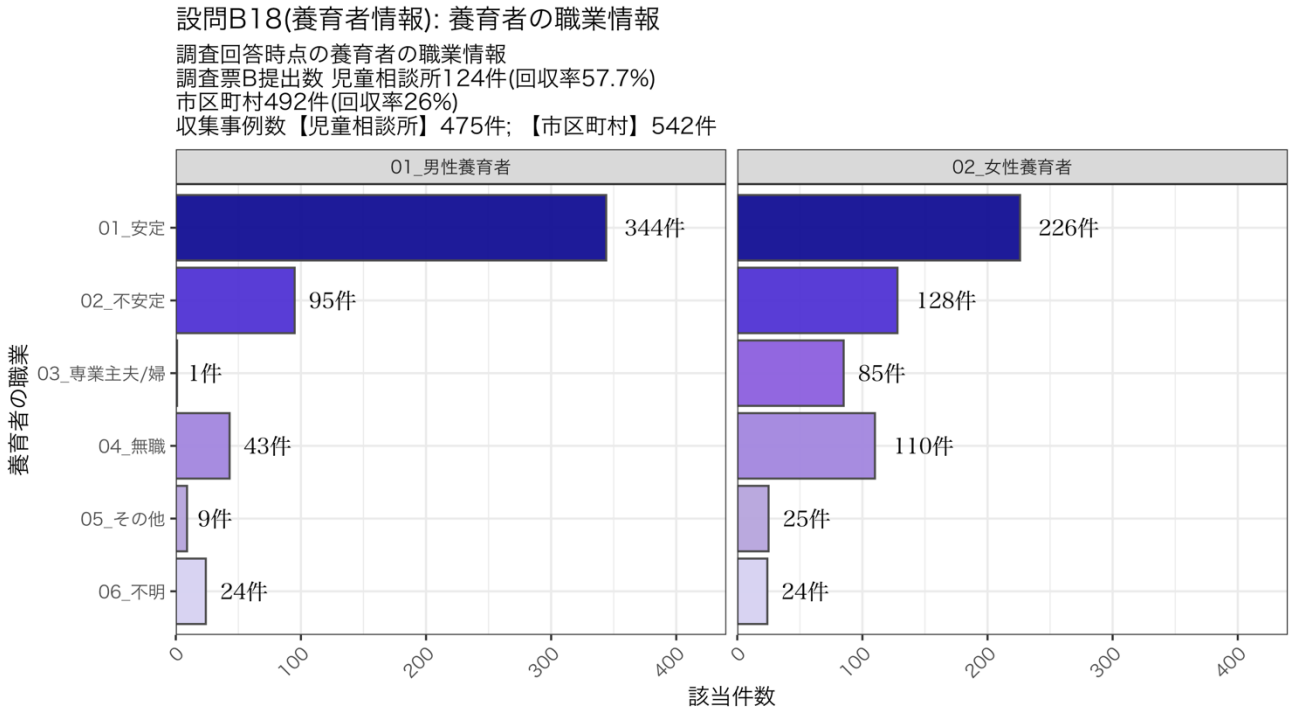


図 6.18.4 報告事例における養育者の職業区分

男女養育者の「他の養育者に対する態度」については、男性養育者において、「心身暴力による統制」、「力・権力の誇示」と形容される例が相対的に多く、女性養育者においては、「他の養育

者より立場が弱い」、「従属・支配される・顔色を伺う」、「過度な依存」等の項目への該当が目立つ結果となった(図 6.18.5)。一方、男女養育者ともに「自然な範囲」と形容される例も多く含まれている。男女を問わず、およそ全ての観点への該当例があることも着眼点の一つであるだろう。

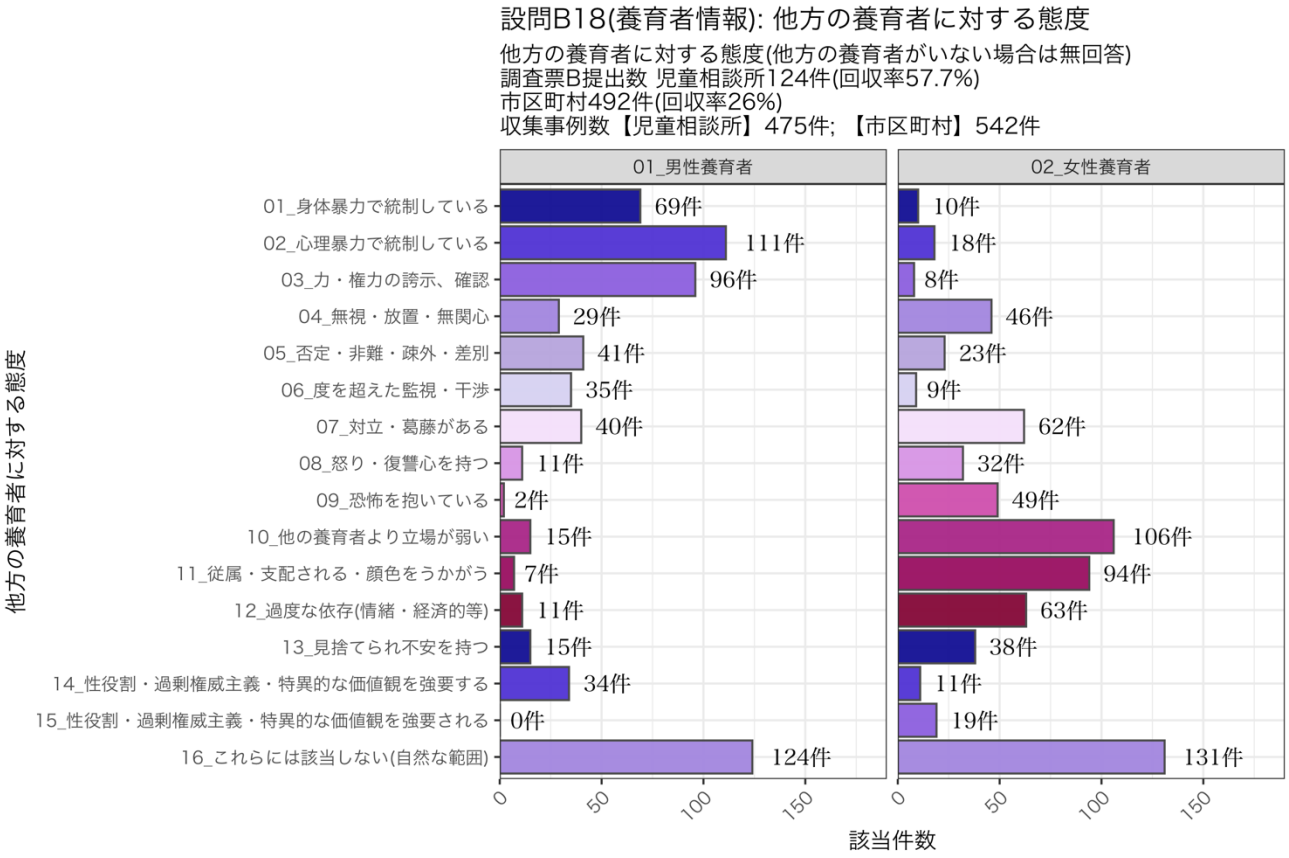


図 6.18.5 報告事例における養育者の他方の養育者に対する態度

男女養育者別で「被害児童に対する態度」を集計した結果を図 6.18.6 に示す。男女養育者ともに「養育者の都合が養育に過度に優先・自己中心的」への該当が目立つ。また、男女ともに「心身暴力的統制」や「無視・放置・無関心」、「性被害を受けていない他のきょうだいと明確に異なる扱い」などに該当報告のある例も一定数認められた。その他にも、「度を超えた監視・干渉」、「生活支配や行動制限」、「学習の無理強いや過度なしつけ・体罰」、「過剰愛護」などの項目への該当も報告されている。あるいは、「子どもを守る」といった態度への該当報告も、特に女性養育者において一定数認められる結果となった。

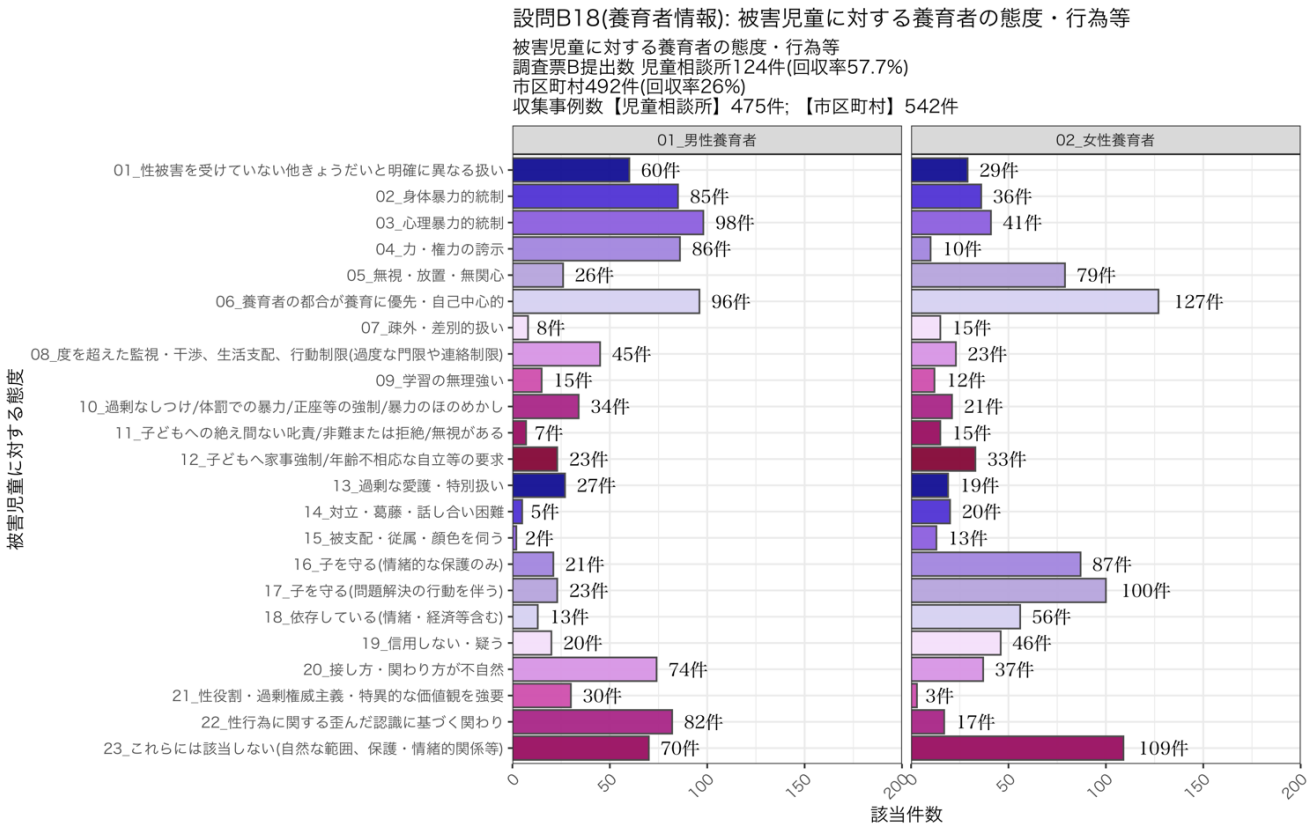


図 6.18.6 報告事例における養育者の被害児童に対する態度

男女の養育者に対して被害児童が抱く感情については、男性養育者において「拒否・嫌悪」、「恐怖」、「怒り・処罰感情」等の否定的な内容が相対的に多く報告され、女性養育者に対しては「守ってくれる・共感してくれる」や「好意」の対象となっている例が認められる一方で、「あきらめ(まもってくれない)」や「気遣いの対象」、「言うことを信じてもらえない」などが抱かれている様子も認められる結果となった(図 6.18.7)。

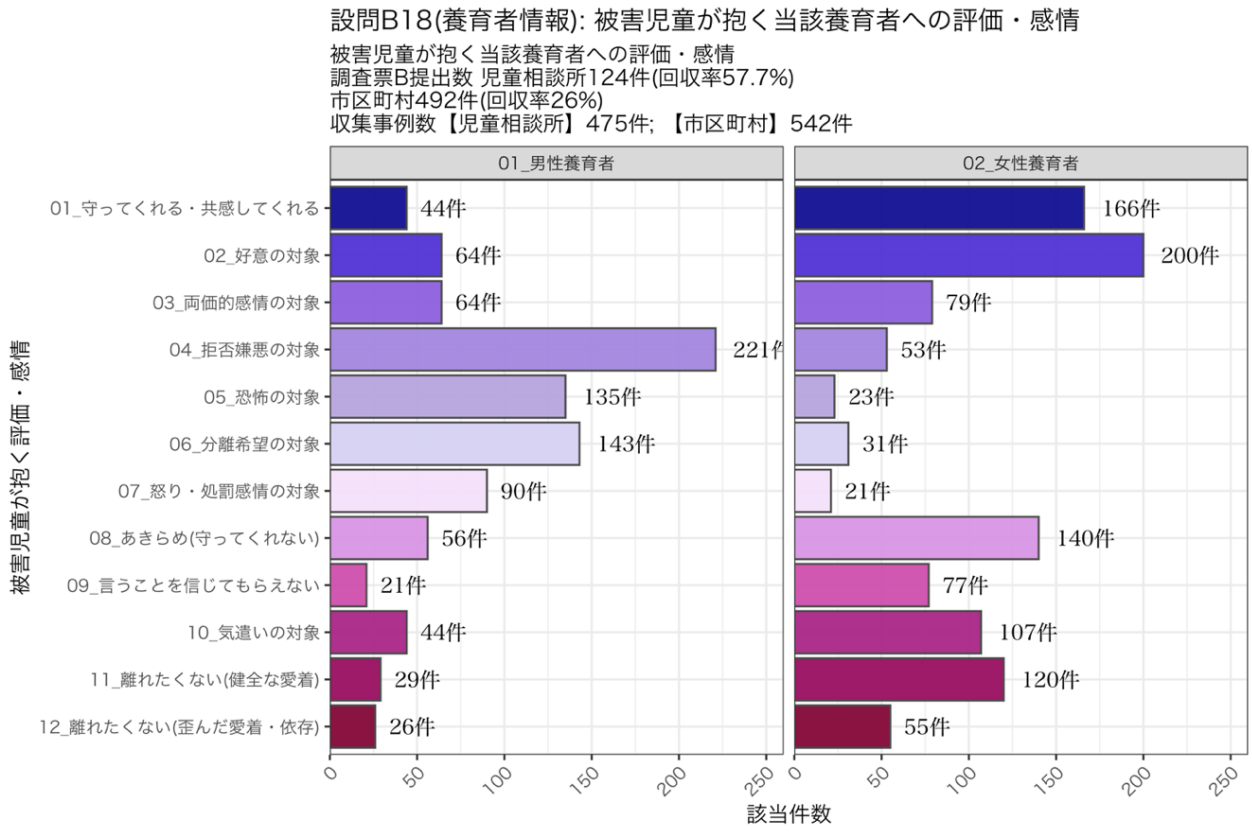


図 6.18.7 報告事例における被害児童が抱く養育者への評価・感情

養育者に対する(関係支援者等による)外部からの観察所見や、関係機関から得られる情報についての集計結果を図 6.18.8 に示す。男女養育者ともに「自然な範囲」と形容される例は相対的に少なく、精神的側面や社会関係、養育態度等に課題所見を報告する例が認められた。特に、女性養育者の「経済的な自立の困難」や「養育スキルの不足・不履行・不適切」への該当が目立った。

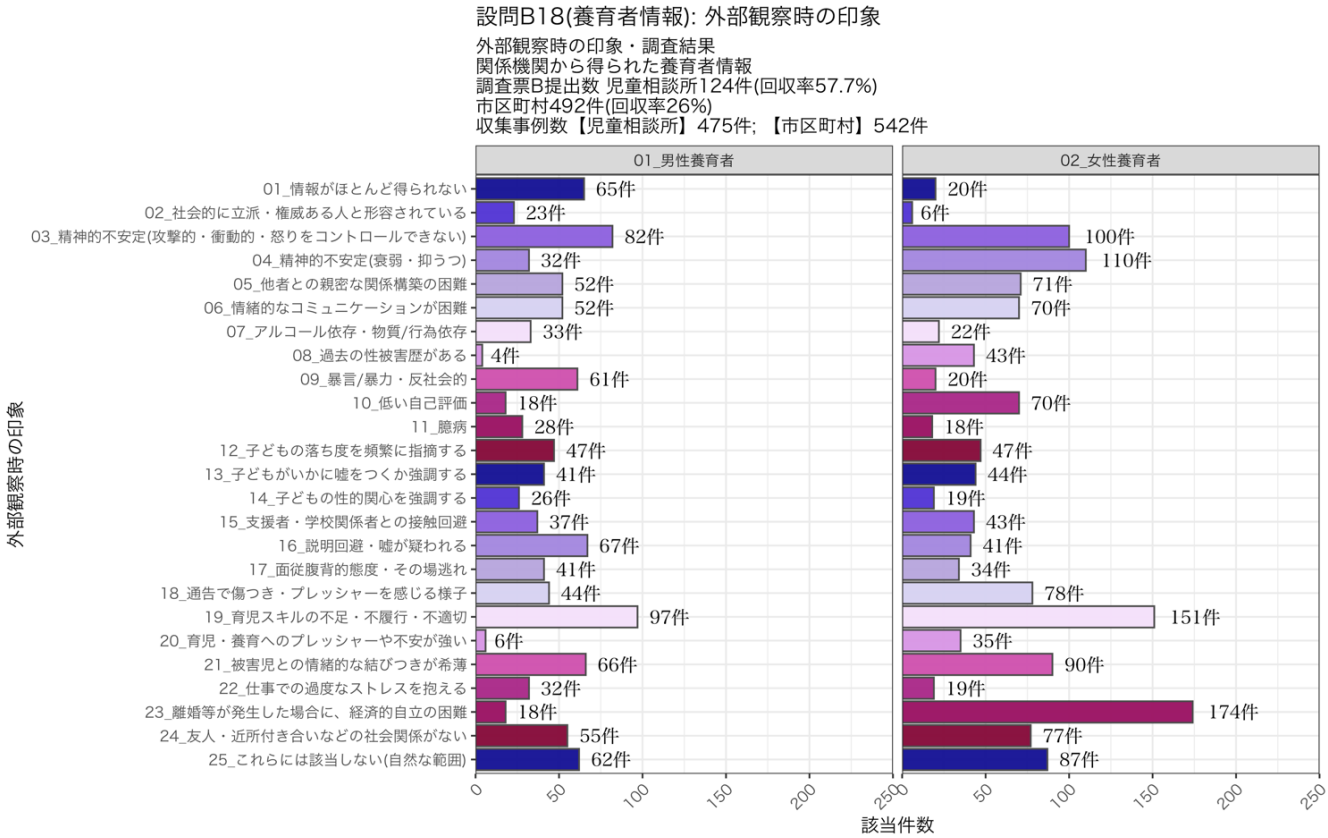


図 6.18.7 報告事例における養育者の外部観察児の印象・関係機関情報等

6.3.2.19 事例調査における「回答困難」と対象組織の関係

最後に、ここまで個別に整理してきた設問 B08 から設問 B18 までの詳細設問について、それらに対する「回答困難」ラベルの該当報告結果を図 6.19 に示す。児童相談所および市区町村ともに「開示」に関する詳細情報の回答困難報告が多い結果となった。それに次いで、被害児童の詳細な臨床所見に関する該当状況への回答困難報告が多い結果となっている。

性被害には被害児童の年齢や発覚の経緯などに様々な様相が認められ、関与する機関の役割にも違いがあり、(原則は共通するものの)個々の事例の状況に応じた対応プロセスはその詳細で様々に異なることが想定される。必然、その過程で把握される情報にも差異が発生するだろう。また、調査設計の視点から、回答者が全て自身で担当した事例を報告するといった形式は採用していない。当該「回答困難」の該当状況は、こういった複数の背景に基づくものであると考えられる。以降の章では、これらの回答困難該当報告箇所を全て「欠損」でラベル化して、必要に応じて補完・除外等を行い、解析に使用した。

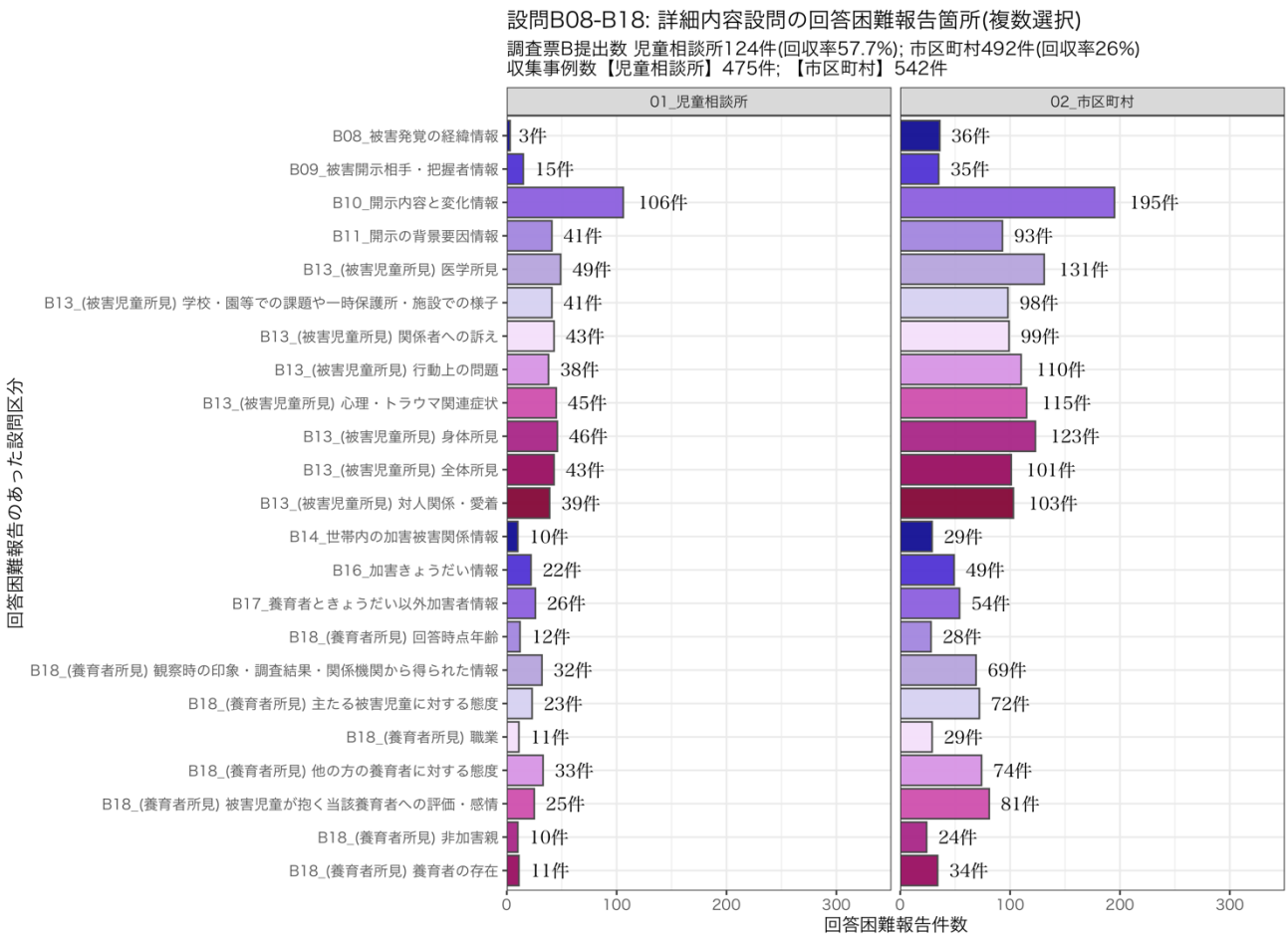


図 6.19 各種調査項目区分別での「回答困難」報告件数

6.4 子どもの家庭内性被害に関する単純集計情報に関する考察

本事業では、調査票 B を用いた事例単位の調査によって収集された 1017 件の回答情報について、その基礎集計を行なった。当該事例調査報告データの中には、対象期間中に性被害事例への対応がなかった等の理由から「調査回答者の基本情報項目」のみへの回答がある場合などが含まれた。「調査回答者の基本情報項目」のみへの回答などを除外した場合の実質的な分析対象事例数については、明示的に正確な件数を提示することが難しい。基本項目以外の一部分のみにも回答がある場合など、欠損状況にも連続性があるためである。そこで、代表的な指標として、被害児童の被害発覚時点の年齢に欠損のない事例数を計上すると、児童相談所と市区町村からの報告を合わせて、総計 704 件となった。個別の分析目的に応じて組み入れ基準を設定した場合、分析に利用可能な事例数には変動が生じることとなるが、本事業で実質的に収集された事例数は同程度と捉えて良いであろう。

6.4.1 報告事例のカバーする範囲

各種集計の結果、本事業で提示した様々な項目への該当報告が得られた。提示した項目の中には、複数選択式であっても「同時に該当することは無い」と想定されるような、相反する内容の項目も含まれた。子どもの家庭内性被害には、様々な類型・パターンがあることを示した結果と言える。被害児童の年齢や性別、加害者(児)の続柄や人数、非加害養育者の存在、家族形態や家族関係、被害内容等の組み合わせから生じる多様さを考慮すると、全体を一括りにして語ることは、本章の集計結果を踏まえても、極めて難しい。

「子どもの家庭内性被害」には、単一の類型や典型イメージでは記述されない、多様性あるいは個別性がある。したがって、被害の発生構造や被害児童の置かれた状況等ついて的確に理解し、必要な支援を検討していく上では、必ず「全体」より細やかな水準で切り分けた個別の分析が求められることになる。例えば、「男子児童の被害事例」や「きょうだい間の事例」などの観点が代表例として想定される。

こういった個別性に配慮した分析を実施する場合、必然、組み入れられる例数は全体から見て少数となる。そのように捉えた場合、全体で 1017 件、主要基礎項目である被害児童の受理時点年齢に欠損のない事例で 704 件という数値であったとしても、個別性を踏まえた性被害全体のパターンについては十分に網羅できない可能性がある。当該懸念については、個別の分析を実施する際に検討しつつ、今後への課題点という形式で整理を加える。

なお、本事業調査で報告された事例における被害児童の性別や年齢の分布、あるいは加害者の続柄を集計したところ、全国の児童相談所・市区町村で対応されている事例の年次統計(福祉行政報告例)と大方一致する結果が得られた。このことから、本邦の児童相談所および市区町村で対応される事例の様相については、その基本的属性についておよそカバーされているものと考えられる。しかし、「子どもの家庭内性被害」は、児童相談所や市区町村で対応されている事例がその全てではない。未発見によって潜在化している被害や、警察・司法関係分野でのみ取り扱われた例など、本事業の報告事例データが代表性を持ち得ない領域での事例情報が存在している。したがって、本事業で得られた知見は、「児童相談所・市区町村で対応された子どもの家庭内性被害事例」という範囲にとどめることを原則とし、潜在する被害を発見するための「手がかり」となりうるものとして取り扱うことを了解されたい。被害がより多く発見され、支援につながることで、定量的に検証可能な範囲が広がり、性被害全体の様相が明らかになってゆくものと考えられる。

6.4.2 個別観点についての考察と詳細な分析の必要性

本節では、事例調査(調査票 B)の各設問で得られた回答結果について、その解釈や留意事項等を整理する。

【回答者情報について】

事例調査の回答者に関する集計結果では、過去の性被害担当件数と、児童相談所を対象とする『性的虐待対応ガイドライン 2011 年版』(山本ら, 2011)の把握状況が示された。当該知見は、当然のことながら各組織全体における全職員の状況を示すものではなく、あくまで「回答作成者」に関する知見である。性被害事例に関する報告でありながら、「担当経験はない、0 件」という回答が児童相談所および市区町村で見受けられたことから、自身の担当事例ではない内容を、(調査対応担当者等による)代理等により回答した結果も含まれていることが了解される。これらの点も踏まえつつ、そもそも、児童相談所および市区町村で対応される子どもの家庭内性被害事例は、他の虐待種別と比べて相談対応件数が少ない。2019 年度時点、全国に 215 箇所設置されていた児童相談所に対して、2019 年度の性的虐待相談対応件数は速報値で 2077 件となっている(厚生労働省, 2020f)。単純に平均すれば、各児童相談所で年間 10 件未満の相談対応件数であると概算される。本事業で回答を依頼した市区町村(要保護児童対策協議会設置箇所)1894 箇所については、子どもの家庭内性被害について、より実務的な対応経験が蓄積されにくいものであると言える。したがって、本事業調査で得られた回答情報については、その全てが「豊富な経験に裏打ちされた調査やアセスメントに基づく回答結果である」とは言えず、データ自体に部分的な課題が内包されていることは否めない。調査の質の向上だけでなく、早期発見や対応の質の向上を目指すにあたっては、先に示したガイドライン等、継続的な知識の普及・啓発、研修等による補填が必要だと言えるだろう。

【被害発覚のタイミング・最初の受理区分について】

本事業の調査では、報告された事例のなかに「他種別での受理事例から性被害が途中発覚した」とする被害例も一定数で報告された。事例情報は無作為に抽出されたわけでなく、回答者による任意抽出のため、途中発覚事例数の多寡については言及することが叶わない。しかし、他種別の相談にも性被害が実際に潜在していることを、一つの事実として示すには十分である。最初の通告・相談受理区分には、他の虐待種別や、非行相談、育成相談、障害相談などが含まれた。これらの区分で受理された事例の中にも、「潜在する子どもの家庭内性被害がある」ことを念頭に置いた対応や、早期発見の取組に関する検討が必要となるだろう。ただし、全国の児童相談所および市区町村で対応される他種別での相談受理事例は、例えば知的障害だけであっても年間 15 万件程度の相談がある(巻末補足資料参照)。当該相談事例への対応フローの中で性被害を見抜くための取組を講じることや、遡及的に性被害の併存を調べることは、現時点で決して容易ではないものと思われる。今後の課題として、相談種別(子どもや家庭の課題)ごとに、性被害の併存を確度高く見抜くための視点や技術等を整備してゆくことが必要であると考えられる。

【被害内容について】

被害内容についても同様に、多様な項目への該当報告が認められた。性器性交や口腔性交、肛門性交等の極めて身体的侵襲性の高い被害内容から、プライベートゾーンへの身体接触、あるいは性交等を見せられるといった身体的非接触性の被害に至るまで、様々な被害例が報告されている。第一に、これらの被害内容から、どれが重篤あるいは軽微かなどと単純に評価することは適切ではない。身体的侵襲性の高い被害は当然として、非接触性であっても凄惨な心理的外傷を子どもに与えうるためである。子どもにとって大切な母親が内縁者等と性交するという場面を目撃した・目撃させられた等の状況を一例として想定するだけで、当該主張は容易に了解されるだろう(当該例については、第 5 章や第 17 章にも記載がある)。子どもの安全基地となるはずの養育者等によって不適切な関わりが(多くの場合、持続的に)なされることそれ自体によって、(被害の内容を問わず)子どもには深刻な影響が発生することも想定される。被害の内容にとらわれず、子どもの視点を中心に、状況全体の文脈を踏まえた理解が求められると言えるだろう。第二に、性的搾取等の被害については、本事業調査においていくつか随伴例が認められたものの、該当報告件数自体は多くない結果となった。児童相談所・市区町村の福祉機関で把握されている例が本来的に少ない可能性が高く、詳細について検討するためには、司法・警察領域等で対応される事例情報から検討する必要があるものと考えられる。一方で、「子どもの家庭内性被害」に関する調査で性的搾取等の被害の随伴が報告されたことは、当該問題が「家庭外」だけの問題ではなく、家庭内部者の関与や、家庭内性被害と連続・関連しているであろうことが指摘されうる。事実、親族等による児童ポルノの作成等に加担させられているといった事例の報告も認められていることから(第 5 章参照)、当該問題については、組織を超えた全体から被害の実態を把握してゆくことが必要であると思われる。

【加害者・加害児童について】

「子どもの家庭内性被害」における加害者(児)の続柄も、被害の内容に応じて一意に記述できるものではない。本事業調査では、実父、実父以外の父(養父・継父等)、母親の内縁男性や、兄(異父母含む)、実母や祖父・おじ等の親族を中心に、多様な続柄への該当報告が認められた。おばや祖母、中には兄の友人、きょうだいの恋人や内縁者、祖母の配偶者、あるいはオンライン関与者といった家庭居住者外の報告も認められた。(例として)「家庭内性被害の加害者は、成人した男性養育者によるもの」といった断定的な固定観念を持つことは、当該問題を正確に把握していくことや、被害の発生を見抜く上での、誤った理解を助長するものであると言えるだろう。また、「性被害」を定義しようと試みるいくつかの例では、その主たる要件の一つに「力関係の差」が含まれることが多い(詳細は第 3 章)。このとき、一つの客観的指標として「年齢差」が参照されることもあるが、「年齢が高い方が、力関係から見て強い立場にある」とは必ずしも断定できるものではない。その一例として、きょうだい事例で「弟」等による年下からの加害報告例が複数件認められている

ことが挙げられる(詳細については、第 12 章で検討)。さらに、子どもの家庭内性被害における「加害者(あるいは加害児)」であると同時に、当該立場の者が同時に(性)暴力の被害者である例も含まれうる。個別の事例の文脈や全体像を踏まえ、多様な可能性を念頭に置いた見立てや判断が必要になると言えるだろう。

【世帯情報・養育環境】

世帯情報や養育環境については、本事業ではいくつかの代表例を提示して、項目への該当報告を求めるにとどまった。また、本事業は「子どもの家庭内性被害事例」に対象を限定しており、比較対象を定めていない。よって、本調査で該当報告のあった項目の情報を用いて、直ちにそれが「性被害の発生が懸念される、「リスクである」といった解釈にはならないことに留意されたい。その一方で、性被害事例において複数の該当報告が得られた観点については、今後の各種比較検討を実施する際や、被害の発生を考慮に入れる上での視点として、微力ながら有用であると思われる。例えば、一定以上の該当報告が認められた「きょうだいに過去の虐待係属歴がある」、「経済や就労の問題・生活困窮」等の情報は、性被害に限らず他の相談課題についての見立てを講じる上でも主要な観点となりうる。「被害発生前の数ヶ月間で家族構成・出入り者に変化があった」、「内縁関係・登録のない大人の出入りや居住がある」、「複数人が過度に狭い部屋で生活している」などの所見も同様である。例えば、他の虐待種別や虐待以外の相談種別に含まれる性被害の検出等を目指す上では、「性被害の発生があった事例」と「性被害の発生が認められない事例」との差異を検討することとなるだろう。当該課題への取り組みに際して、各事例群の差異や特徴を把握するための項目として、援用できる可能性がある。

【被害児童に随伴する問題と障害】

被害児童に随伴する事項として、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクトなどの他種別の虐待や、非行、不登校、あるいは障害等への該当が認められた。当該該当状況を鑑みれば、性被害のみが単独で発生するというよりも、「他の課題等が複合的に生じている環境下で性被害が発生している・発生しやすい可能性がある」と捉えることが、全体を俯瞰した際には自然であると考えられる。このとき、例えば「被害児童の障害」が性被害の発生リスクとなるか否かなど、個別の観点については詳細な分析が必要となる(被害児童の障害と性被害の関連については第 16 章で検討する)。まずは、実態として、子どもの家庭内性被害における被害児童には、全体を観察した際に、いくつかの課題や他の被害が随伴しているということをおさえておくにとどめたい。

【被害の頻度・継続期間】

被害の頻度は、その大半が「常態化」あるいは「断続的」となり、継続的な被害となっていることが示された。「単回」として報告の得られた例も認められたが、仮にその被害が発覚しなかった場合を考慮すれば、「単回」と報告されたとしても、後続する被害や被害の進行が懸念されるものと考えられる。偶発的な側面の強い被害を除いて、子どもの家庭内性被害は原則継続性のある問題であると認識されうる。被害の継続期間は、本調査事業で報告された事例において、0 年から 15 年に至るまで広く分布した。初発年齢は 0 歳から 17 歳まで認められ、そのピークは 10 歳から 11 歳ごろとなっていた。なお、本事業で扱われた「被害者」は、児童福祉法の規定する「児童」であり、原則 18 歳以上の者は含まれない(児童相談所・市区町村を対象とした子どもの家庭内性被害に関する事例の調査であるため)。また、本事業で報告された事例情報は、当然被害者が「児童」の年齢帯であるうちに被害が発覚したものを扱っている。したがって、18 歳を超えて被害が継続する可能性を考慮すれば、さらに長期に及ぶ被害も存在しうるとともに、成人になって以降の被害開示など、被害が発覚するまでに、より長期の期間を要する場合も十分に想定される。実際、IPSOS が公表したフランスの調査によれば、子どもの頃の性被害を開示するまでに平均 15 年の期間があったという報告もある(https://www.ipsos.com/fr-fr/linceste-un-drame-qui-poursuit-ses-victimes-toute-leur-vie, Last accessed 2021.02.25)。本邦においても、早期の介入が実現されず、当該調査報告に認められるとおり、様々な二次障害等を発症するに至っている事例が潜在しているものと推測される。本事業調査では、被害の継続期間中に、被害児童からの開示等に基づいて、被害事実を通告等以前から把握している(が、通告には至らなかった)立場の者がいる場合も、一定数報告される結果となった。特に、母親やきょうだい・親族、被害児童の友人・同級生等での該当報告が相対的に多かった。関係支援者だけでなく、「被害の開示を受けた子ども」等を含めた、幅広い層への知識や一次対応のあり方に関する啓発が重要な役割を担うものと考えられる。

【発覚の経緯について】

報告された事例の多くは、その発覚の経緯が子ども本人からの開示となっていた。また、関係者からの疑いも発覚経緯の大きな一角を占める結果となった。子どもへのアプローチから開示を促進する取り組みや、周囲の疑いから開示に繋げる取り組みなどが並行して実現されることで、早期発見に寄与するものと考えられる。前述のとおり、特に実母やきょうだい、被害児童の友人・同級生が被害を知っていたとする例が一定数存在する。性被害の把握されていない既存の各種相談事例においても、当該立場の者への積極的な聞き取りが、早期発見のための有効な手段の一つとなるかもしれない。被害の発見や開示が得られた契機等について、調査では自由記述式によりいくつかの具体的な知見が収集されている(表 6.12)。本節で一つひとつを整理するには紙面が不足するが、早期発見に向けた取組を検討する上で重要な資料となりうるだろう。

【被害の開示について】

本事業調査では、被害児童からの被害の開示が得られた事例について、その様相に関する情報が収集された。対応を講じるに「十分な情報量の開示が得られた」、あるいは「開示範囲が広がった」とする報告例が多いものの、その一方で、聞き取りをすすめるにつれて「開示範囲が狭まった」あるいは「内容がちぐはぐ」となったり、「一部答えられない」、「開示内容の撤回」、「加害者によって都合の良い内容への変更」などといった様相も一定数以上で該当が認められた。その背景には、被害児童の年齢が幼いことに起因する言語発達上の未熟さや、被害児童の恥辱感や罪悪感、加害者による洗脳や操作、口止め、あるいは解離等による記憶の混乱など、様々な要因が想定される。しかし、いずれにせよ、十分な開示が被害児童から得られないといった状況が、子どもの家庭内性被害事例においては、「特別な現象ではない」ということは、本事業の内容からであっても十分に示されたものと考えられる。また、開示が得られた背景として回答者による主観評定を依頼したところ、差し迫る危機が背景にあった、加害者が分離・安全確保されたこと、家庭復帰の恐れから、被開示者への信頼が得られたから、第三者の存在があったから、積極的な聴き取りを実施したから、子どもが各種関連知識を獲得したこと、身近な人への被害拡大があったこと、一時保護所入所時の聴き取り、社会的養護関係施設等の入所時の聴き取り、子どもへの性関連教育、他の問題行動についての聴き取りなど、様々な観点への該当報告が得られた。特に「加害者の分離・安全確保」や「被開示者への信頼」への該当報告が多かったものの、それ以外の視点についても、状況に応じて重要な役割を担うものであると考えられる。今後の取組を検討する上で、参照できる知見であるだろう。

【被害児童の臨床所見】

調査では、被害児童に見られる各種臨床所見として、全体所見、医学所見、身体関連所見、心理・トラウマ関連症状所見、対人関係・愛着関連所見、学校等の集団生活場面の所見、行動所見の区分を設定し、それらの区分に設置された様々な項目への該当状況を収集した。その結果、ほとんど全ての項目に対する該当報告が認められた。中には、薬物乱用等の深刻な事態に至る例も含まれている一方で、被害発覚時点では「無症状」とされ、特段の所見が観察されなかったとする例も含まれている。なお、項目の中には、未就学児等の低年齢期から該当があることを想定したものや、一定以上の年齢でなければ該当が想定されない項目なども組み入れられている。当該理由により、各種所見への該当状況に関する考察は、年齢別での該当傾向を分析した第 13 章に記載することとする。

【加害–被害等家族内の関係構造について】

子どもの家庭内性被害において、加害・被害内容が性的なものだけであるとは限らず、また加害者(児)および被害児童が一人だけであるとは限らない。具体的には、実父と兄から性的被害を受けている場合や(詳細は第 12 章に記載)、家庭全体に心身あるいは性的暴力支配が及んでいる例などが想定される。こういった加害―被害等家族内の関係構造に関する設問で収集した情報を集計したところ、性加害行為が主たる被害児童だけでなく、きょうだいや母親等にまで及んでいる場合や、心身暴力や脅迫・口止め等が被害児童以外にも及んでいる場合などが存在する様相が確認された。個別例や被害発生構造の類型・パターン等について、詳細な分析を加える必要があるものの、「加害者―被害児童間だけにとどまらない、家庭全体の課題や病理」が背後に存在するという一つの可能性を念頭に、各種分析を進めてゆく必要があることが示されたものと言える。

【加害への該当報告があったきょうだいの事例について】

加害への該当報告があった「きょうだい」の事例については、その詳細を第 12 章で検討する。ここでは、基礎集計からも明らかとなった重要な着眼点として、(1)18 歳や成人を超えたきょうだいからの加害事例が含まれていること、(2)加害への該当報告のあったきょうだいに対しても、各種虐待等の被害が発生している場合が一定数で認めらたこと、(3)年上のきょうだいによる加害だけでなく、年下(弟)が加害に該当した例も含まれたこと、これらの事実を改めて確認することに止めることとする。

【養育者・きょうだい以外の加害者事例について】

本事業調査では、被害児童が居住する世帯に同居する家族等だけでなく、別居の親族等から被害を受けたとする例も報告される結果となった。家庭内で発生する子どもの性被害だからといって、加害者が家庭内に「居住する」人物であるとは限らないことを示した結果と言える。加害者の続柄には、前述のとおり、祖父母やおじ・おば等の親族や、きょうだいの内縁者等様々な続柄・立場への該当が認められている。このとき、当該外部居住者からの被害を一括りにして分析対象とすることには疑念が生じる。加害者の立場や関与のあり方など、想定される事態が多種多様であると想定されるためである。したがって、本事業では家庭外部居住者による家庭内性被害事例に関する解析の実施は保留とし、後続の研究課題とした。

【不在養育者・ひとり親家庭での性被害について】

子どもの家庭内性被害は、実父母家庭やステップファミリー、三世代同居家庭など、様々な家庭での被害発生例が確認されている(詳細は第 9 章)。男女養育者のいずれかが不在となっている家庭、多くの報告事例において「ひとり親家庭」であると想定される例についても、同様に報告が認

められた。ひとり親家庭等の不在養育者のある家庭においては、被害児童に対する保護的な機能を担いうる立場の養育者や、実父・実父以外の父などの加害者としての構成比が高い続柄の者が不在になっていると(単純には)想定される。養育者が不在という条件下において、どのような被害がどのような構造下で発生しているかについては、個別に情報を切り出した分析・検討が必要になる。詳細は第 17 章に整理することとする。

【非加害養育者について】

報告された事例において、男女養育者のいずれにおいても「非加害親である」との回答が得られる結果となった。特に女性養育者に該当する例が多く含まれた。非加害養育者の存在は、性被害への対応や支援を検討する上でキーパーソンとなりうる。しかし、非加害親が、必ずしも被害児童に対して保護的に機能するとは限らず、被害の発覚等を受けて傷つきや衰弱を抱えている場合や、反対に被害を無視・黙認し被害児童の視点からは、「あきらめ」の対象となっている場合など、いくつかの可能性が推測される。子どもの家庭内性被害における非加害養育者の状況に関して、詳細な整理を加えることは、被害への対応や支援を検討する上で重要な基礎知見になると考えられる。本事業では、第 15 章にてその基礎的な検討を行う。

【養育者の職業区分・他の養育者に対する態度】

男女養育者の職業区分については、男女ともに「安定」と報告される事例が相対的に多い結果となった。一方、「不安定」、「無職」といった区分への該当報告も男女養育者問わず一定数の該当が認められた。男性養育者に関しては、報告事例における加害者とオーバーラップしている場合が多い。このことから、養育者の職業区分あるいは経済的な安定度合いについても、単一のイメージや典型を想定すべきではないことが示された。また、男女養育者の他の養育者に対する態度についても、多様な例が含まれる結果となった。「自然な範囲」と形容される場合もあれば、養育者間の力関係に強固な差がある例も一定以上存在することが確認された。このとき、男性の立場が強いと想定される場合もあれば(報告事例においては、この傾向が高い)、その反対もある。典型例のみに引きずられず、「多様な例がある」ことを念頭に置いた見立てが必要となるだろう。

【養育者の被害児童に対する態度・被害児童の評価感情・外部観察時の印象情報等】

該当する養育者が加害者(あるいは非加害養育者)であるか否かによっても異なるものと考えられるが、男女養育者の被害児童に対する態度にも、多様な様相があることが報告された。「自然な範囲・問題解決への行動を伴う」、「情緒的な保護」といった肯定的な態度や、否定的な態度等への該当も認められた。課題所見としては、「自己中心的」が相対的に多く含まれ、他の虐待行為が随伴する例も確認されている。被害児童が養育者に対して抱く感情や評価についても、多様な様相が

認められた。加害者が男性養育者と重複することも多い背景があってか、男性養育者には否定的感情が抱かれる傾向にあることが認められた。他方、女性養育者については、非加害養育者であることが多い背景もあってか、「好意」や「守ってくれる」という評価・感情への該当報告が相対的に多く認められた。その一方で、「あきらめ」、「両価的感情」、「信じてもらえない」、「分離希望の対象」などへの該当報告も一定数確認されている。男女養育者の外部観察時の印象についても、多様な該当報告が認められた。これらを踏まえれば、「子どもの性被害における家族関係や養育者像」について、単一の典型やイメージ・固定観念等を抱くことは適切な理解には繋がらないものと捉えられる。より詳細な分析が必要になるとともに、これらの知見がどのような形で、「子どもの家庭内性被害」の発生に結びつくのか、理論的に整理する必要があると言える。

6.4.3 調査範囲と測定に係る限界について

本事業の事例調査には、設問設計や測定方法において、複数の限界点が存在している。設問構成の限界として、本事業の調査では「加害者」に焦点を当てた設問設計を採用しなかった。事業の主たる目的である「潜在化する被害事例の早期発見」を前提にしたとき、知見の活用対象は「いまだ被害が把握されていない事例」となり、したがって「加害者がいるかどうか」、「誰が加害者か」についての情報は、早期発見の段階では一切不明であるためである。また、「加害者が一人であるとは限らない」という前提を踏まえて設問を設計した場合、複数名の加害者情報についての回答・記入を受け付けられる仕様が必要になる。回答者への負担を含めた、実質的に設定可能な設問数の限界から、本事業では加害者に関する整然かつ十分な情報が取得されなかった(代わりに、養育者の所見に焦点を当てた)。しかし、当然のことながら、子どもの家庭内性被害の実態を理解してゆくためには、加害者に関する研究も必要不可欠である。本邦においては、特に(子どもに対する性犯罪等の)「加害者研究が不足している」ことが以前から指摘されてきている(越智, 2006)。今後の重要な研究課題の一つであると言えるだろう。

また、各種項目の収集にかかる測定にも複数の課題・限界がある。被害児童に見られる各種臨床所見について、本事業では単一の項目等で該当状況を把握しようと試みている。しかし、例えば「抑うつ」や「PTSD 症状」のそれぞれ一つを取り上げたとしても、その測定には、妥当性・信頼性の担保された自己報告式尺度や、専門的訓練を受けた者による構造化面接法、あるいは医師による診断等が学術研究一般では使用される。本事業においては、単一項目であることだけでなく、該当情報の評定が、「児童相談所・市区町村の担当職員による観察」や「関係者から得られた情報」に依存している。主観評定を多分に含むことによる、ノイズやバイアスが混入している可能性が指摘されよう。このことは、被害児童の臨床所見にとどまらず、養育者に関する所見等にも広く該当する。さらには、本事業の事例調査における設問の多くは、回答者への負担配慮から「該当のみ」の報告を求めるものであった。すなわち、「該当がないこと」が指し示す意味が、「項目で提示さ

れた事象が起きていない」のか「確認していない・不明」なのかを判別することができない(したがって、以降の章では「該当報告数」や「該当報告率」という名称を利用する)。その他にも、「各所見項目への該当が相談対応の”どの時点で”観測されたものか」といった時間的前後関係も扱っていない。全国調査によって、短期間で幅広く情報を収集するという調査実施上の利点あるいは制約を背景に、測定に係る妥当性・信頼性・正確性については十分に考慮されていないという点が重々指摘されうるだろう。これらのことから、各種調査結果・分析結果について、解釈の保留や結論に対する疑念の余地が残ることには留意されたい。後続する個別の研究等により、具体的な検証が求められると言える。

第 7 章(重点分析) 児童相談所・市区町村における統計未計上相談対応件数の推定

7.1 目的と解析疑問

本章では、事業の主たる目的の一つである「児童相談所および市区町村にて統計未計上となっている子どもの家庭内性被害に関する潜在事例数」の推定を実施する。このとき、「統計未計上」となっている範囲については、「被害を把握しているが計上報告されていない」、あるいは、「別の相談種別で受理がなされているが、性被害そのものは把握されておらず、未計上となっている」など、いくつかのパターンが背景に存在するものと想定される。

本検討では、「性的虐待」または「ネグレクト(性的虐待)」として受理された事例は統計計上がなされているものとみなし、在宅支援中や一時保護・施設措置後等の継続支援中に途中発覚した事例のうち、「性的虐待等で再受理していない」事例が年次統計で未計上になっているものと捉え、全国の児童相談所および市区町村で発生している当該未計上件数を推定する。なお、未計上事例数の把握にあたり、児童相談所および市区町村に対して、対象年度中に受理した全ての事例に対する確認を遡及的に依頼することは、過度な調査参加負担を強いることになる。そのため、本事業では「2020 年 10 月中(調査依頼時期直前月)に新規受理または途中発覚した家庭内性被害件数」のみの回答を依頼し、統計的な推定手法を活用することで、回答者の負担軽減を図っている。

解析疑問
児童相談所および市区町村において、通告受理以降に発覚した家庭内性被害のうち、再受理がなされず統計未計上になっていると考えられる事例数は、全国で総計どの程度存在すると推測されるか？

7.2 方法

7.2.1 使用データと前処理

解析に使用するデータは、調査票 A の設問 A03「2019 年度の家庭内性被害相談対応件数」、設問 A06「2020 年 10 月中に新規受理または途中発覚した家庭内性被害件数」、そして設問 A08「途中発覚事例における計上方法」の 3 種とした。

設問 A03 については、2019 年度分の福祉行政報告例に計上した件数となっている。また、設問 A06 では、当該期間中に受理した事例の件数について、(1)性的虐待またはネグレクト(性的虐待)として最初から受理された事例、(2)受理区分は異なったが当該期間中に受理され性被害が発覚した事例、(3)継続対応中の事例の中から途中発覚した事例について、確証水準が「確証がある」、「強く

疑われる」、「懸念がある」の 3 つの確証水準別での事例、これらの件数を取得している。また、設問 A08 の計上方法については、在宅支援中・一時保護中・施設等措置後の 3 つの段階で、三種類の確証水準別に、途中発覚事例に対して、どのように事実を記録しているかを尋ねるものとなっていた。このとき、市区町村に対しては「在宅支援中」の途中発覚事例に対する計上方法についてのみ回答を求めている。

2020 年 10 月中の家庭内性被害について、新規受理・途中発覚事例の各件数を利用し、「計上方法が再受理ではない場合」には統計未計上であると捉えて解析を実施するため、設問 A08 の回答結果から、確証水準別に「再受理をするか否か」という変数を新たに生成した。また、件数に関する回答が欠損となっていた場合は、すべて「0 件」で回答を補完した。すなわち、本解析で得られる結果は「最低限、この程度の未計上が存在するであろう」という下限に関する予測となる。

さらに、解析には、本調査で得たデータの他に、基準数値となる「2019 年度分の福祉行政報告例にて計上報告された、全国児童相談所ならびに市区町村の家庭内性被害(保護者・監護責任者による性的虐待と、保護者・監護責任者以外の者による性被害(ネグレクト))の総計値」の使用を想定した。しかし、本事業の遂行期間中に当該件数の公開がなされない可能性が想定されたため、基準数値は過去の相談対応件数に準じて、児童相談所で 1,500 件から 3,500 件、市区町村では 1,000 件から 3,000 件の範囲で 100 件刻みの値を採用した。すなわち、「もし 2019 年度分の福祉行政報告例における相談対応件数が当該件数だった場合」という想定で、複数パターンのシミュレーションを実施するものとなる。

7.2.2 適格基準

本解析において、データに対する除外基準は設けなかった。設問 A03 における「2019 年度の家庭内性被害相談対応件数」に関して、性的虐待とネグレクト(性的虐待)のいずれかに欠損がある場合には、計上がなされていないものとみなして 0 を代入した。

7.2.3 統計解析

未計上事例数の推定には、目的に合わせて解析モデルを独自に設計する「統計モデリング」の手法を採用した。解析には、統計解析環境 R を使用し、解析モデルの構成には確率的プログラミング言語 STAN と、それを統計解析環境 R から使用する rstan パッケージを利用した。パラメータ推定には、Hamiltonian Monte Carlo 法の一種である No-U-Turn Sampler(NUTS)アルゴリズムを使用した。解析モデルを次に示す。

$$Y_{ij} \sim Pois(\lambda_j)$$

$$\vec{E} = \boldsymbol{A}\vec{\lambda}$$

$$\vec{K} \sim Pois\left(12 \cdot \omega \cdot \vec{E}\right)$$

$$M \sim Pois(\varphi \sum_{i=1}^{I} K_i)$$

$$\omega, \varphi, \vec{\lambda} \sim G(0.01, 0.01)$$

Eq.7-1

ここで、i は各回答組織を示し(組み入れ組織数 = I)、j は 3 つ確証水準を示す。Y は 2020 年 10 月中に新規受理または途中発覚のあった事例件数を示し、λ_jは確証水準別で求められる 10 月一ヶ月あたりの件数推定平均である。**A** は、各組織の回答を行とし、3 つの確証水準を列として、再受理で計上する場合を 1、それ以外の計上方法を 0 とした要素を持つ行列である。$\vec{E}$は、確証水準別での平均パラメータベクトルと行列 **A** の積によって、組織ごとに計算された「再受理する確証水準の事例数」に関する全国推定平均の和である。$\vec{K}$は回答組織数分の長さを持つ 2019 年度分の家庭内性被害計上数を要素とするベクトルであり、10 月を例とする月別計上数の期待値$\vec{E}$に対して、12(ヶ月分)と補正パラメータωを乗算した平均を持つポアソン分布から生成されたと考える。このとき、補正パラメータωには、「10 月中」の事例を単純 12 倍して 1 年間の件数と捉える際に発生するバイアスと、2020 年 10 月の情報($\vec{E}$)を 2019 年度中の 1 年間($\vec{K}$)に活用する際の年度間のズレの 2 つを補正する意味合いが含まれている。M は 2019 年度の福祉行政報告例に報告された全国の公開総計値であり、本調査の結果得られた個別の組織報告値の和に補正パラメータφを乗算した平均値から生成されたものと仮定されている。すなわち、パラーメタφは、本調査で得られた回答が全国の報告数の何パーセント程度であったかを捉え、それを逆算的に補正して全国全体の規模に修正する役割を担う。なお、本解析に利用したすべてのパラメータには、その事前分布にガンマ分布(r = 0.01, s = 0.01)を仮定した。

未計上事例数Pを算出する際には、行列 **A** の要素をすべて 1 に置き換えて式 7.2 で求めた。

$$P = I \cdot 12 \cdot \omega \cdot \varphi \sum_{j=1}^{3} \boldsymbol{\lambda_j}$$

Eq.7-2

すなわち、未計上事例数Pは、「もしもすべての受理事例が再受理されて年次統計に計上されていたら、全国の総計でどの程度であるか」に関する推定平均を表したものとなる。

7.3 結果

7.3.1 データ抽出結果

調査参加に係る同意等の条件を満たした組織における調査票 A の提出数は、児童相談所 124 箇所(57.7%)、市区町村 492 箇所(26.0%)となった。

7.3.2 全国児童相談所・市区町村の統計未計上事例数推定結果

解析の結果、児童相談所および市区町村のそれぞれについて、福祉行政報告例の相談対応件数が 1,500 件から 3500 件(市区町村は 1,000 件から 3,000 件)であった場合の未計上件数が推定された。その解釈は、「現状の計上方法と 2020 年 10 月度の受理情報を本モデルで解析した場合に、福祉行政報告例における子どもの家庭内性被害の相談対応件数に対して、未計上件数が X 件程度存在すると推定される」というものとなる。

児童相談所における未計上件数と、未計上事例数を想定事例数に加算した推定相談対応件数を図 7.1 に示す。

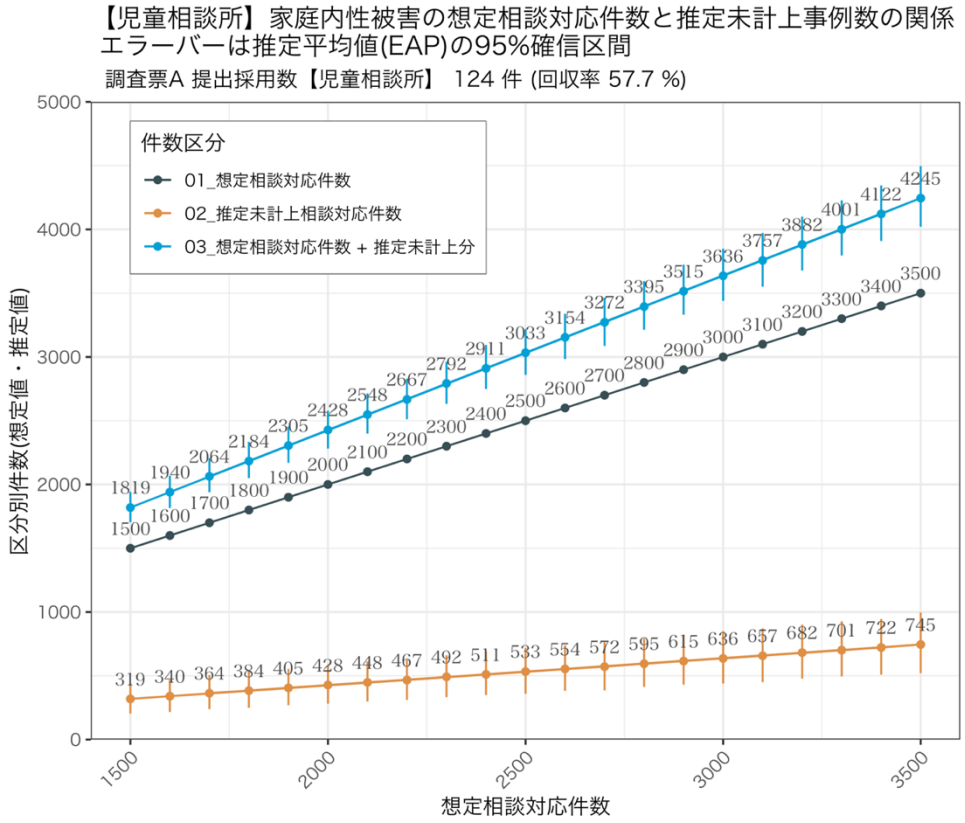


図 7.1 全国の児童相談所における家庭内性被害相談対応件数(想定値)と途中発覚による未計上件数の推定結果

未計上件数は、2020 年 10 月度の新規受理・途中発覚した子どもの家庭内性被害情報と、各組織の調査時点の件数計上方法から解析的に推定したもの。「被害自体が未だ把握されていない」潜在例は推論範囲に含まれていない。基準となる福祉行政報告例における相談対応件数には最新年度分が未公開のため、1,500 件から 3,000 件の範囲を想定して与えている。

推定の結果、既存の相談対応件数(福祉行政報告例年次統計報告件数)の 5 分の 1 程度が、多種別受理事例での途中発覚による未計上件数として存在することが推測された。これを加算すると、およそ既存報告件数の 1.2 倍程度となる。仮に全国の児童相談所で 2500 件の年次統計報告件数が得られた場合、途中発覚による未計上件数がおよそ 533 件程度は存在するだろうという推定結果である。

続いて、全国の市区町村における未計上件数と、未計上事例数を想定事例数に加算した推定相談対応件数を図 7.2 に示す。

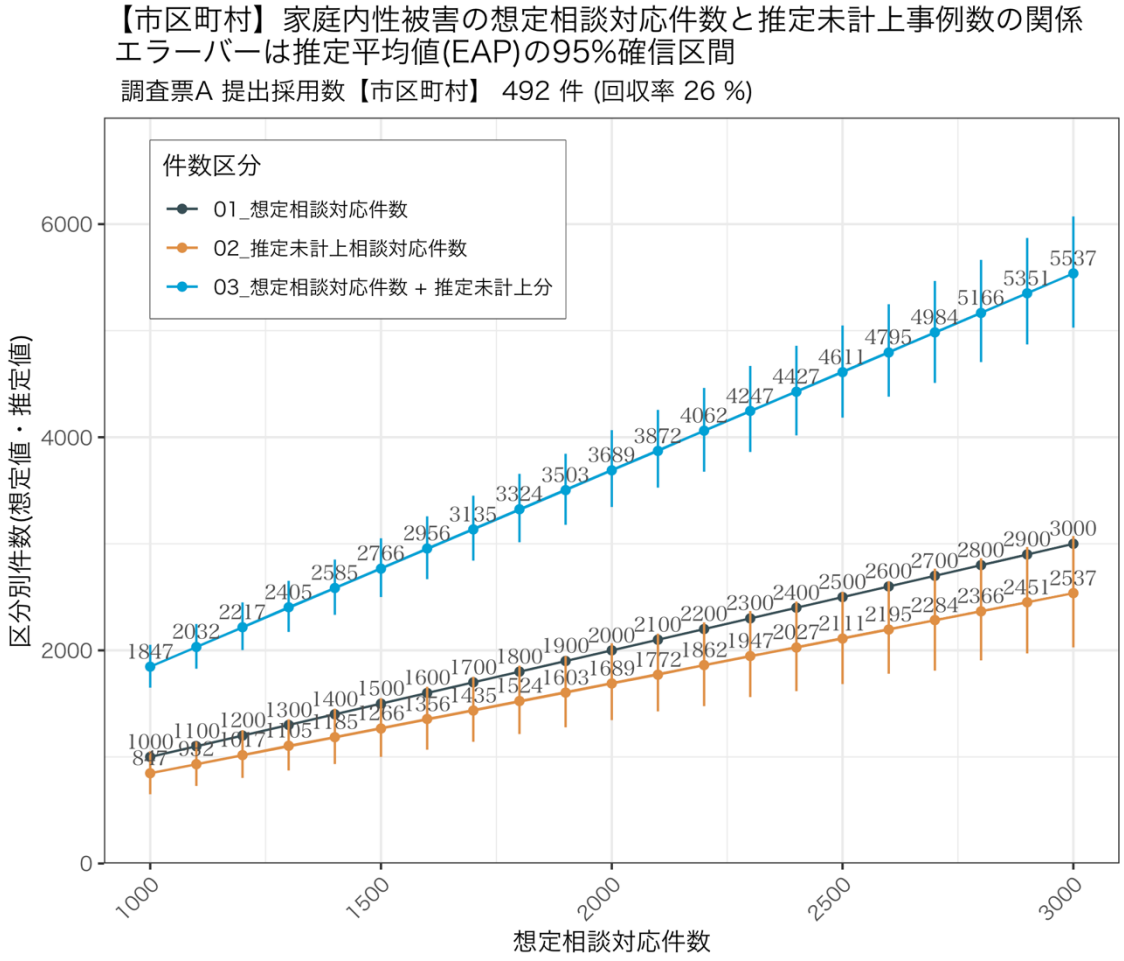


図 7.2 全国市区町村における家庭内性被害相談対応件数(想定値)と
途中発覚による未計上件数の推定結果

未計上件数は、2020 年 10 月度の新規受理・途中発覚した子どもの家庭内性被害情報と、各組織の調査時点の件数計上方法から解析的に推定したもの。「被害自体が未だ把握されていない」潜在例は推論範囲に含まれていない。基準となる福祉行政報告例における相談対応件数には最新年度分が未公開のため、1,500 件から 3,000 件の範囲を想定して与えている。

推定の結果、市区町村においては、既存の相談対応件数(福祉行政報告例年次統計報告件数)のおよそ 8 割程度が、多種別受理事例での途中発覚による未計上件数として存在することが推測された。これを加算すると、およそ既存報告件数の 1.8 倍程度となる。仮に全国市区町村で 2,000 件の年次統計報告件数が得られた場合、途中発覚による未計上件数がおよそ 1,689 件程度存在するだろうという推定結果である

7.4 考察

解析の結果、全国の児童相談所および市区町村を総合して、「他種別で相談対応中にある事例から子どもの家庭内性被害が途中発覚した事例」に対する計上方法の違いに由来する年次統計未計上件数が、児童相談所で既存計上数に対して 2 割程度、市区町村で既存計上数に対して 8 割程度存在する可能性が推測された。当該途中発覚による未計上件数を考慮するにあたっては、福祉行政報告例における性的虐待および保護者・監護責任者以外の者による性的虐待の合計件数を児童相談所でおよそ 1.2 倍、市区町村でおよそ 1.8 倍する必要があると考えられる。

なお、本推定に含まれたのは、「他種別での受理事例における途中発覚の未計上事例」のみであり、その他の理由に起因する潜在事例や未計上事例の相談対応件数は考慮の範囲外となっている。したがって、本推定結果は、児童相談所・市区町村で継続対応中にある、すべての事例の中に潜在する子どもの家庭内性被害の一部分を扱ったものに過ぎない。更に言えば、児童相談所や市区町村にさえ繋がっていない潜在的な被害を背景に想定した場合には、更に大きな背景母集団の一部分のみを扱ったものになる。

これらの潜在事例を発見し、正確な数値情報として明示的に計上するためには、第一に、年次統計に係る計上方法の統一が求められることとなる。本事業で扱っている子どもの家庭内性被害を含め、子ども虐待対応に係る児童相談所の件数計上の不統一は従来から指摘されている問題となっている(山本他, 2017)。計上方法の統一にあたっては、各組織の情報管理体制の違いや、導入されている情報管理システム仕様の差異、「被害の確証がある事例」と「被害が疑われる水準の事例」の判別や計上に係る扱い方の難しさなど、様々な課題があるものと考えられる。単一の事例に対して複数種別の相談課題がある場合や、同一家庭に複数の児童が所属し、それぞれに被害内容が異なる場合など、計上に係る扱い方の整理も単純ではないだろう。また、子どもの家庭内性被害が途中発覚する事例の最初の相談種別は、養護相談(虐待)だけではない。被害を受けた子どもに随伴する問題や障害等も様々である(第 6 章参照)。児童相談所と市区町村が連携し、共同管理する事例等の計上方法なども含め、年次統計の計上方法は、本邦全体の状況を見据えた上で検討してゆく必要がある。

子どもの家庭内性被害の潜在事例を発見し、正確な数値情報として明示的に扱うための第二の視点は、「未だ発見されていない」、「関係機関の支援につながっていない」潜在事例に対するアプ

ローチである。本邦における子どもの家庭内性被害に関する被害実態を可能な限り正確に把握するためには、できる限り多くの潜在事例を発見し、支援につなげてゆくことが不可欠である。児童相談所や市区町村内部における早期発見のための知識・体制等の整備だけでなく、広く子どもや関係支援者に対する知識・対応のあり方に関する教育・研修、そして、広く社会全体に対する啓発・適切な認識の浸透が、それぞれ同時に必要だと考えられる。

第 8 章(重点分析) 管轄児童人口と家庭内性被害相談対応件数の関連

8.1 目的

子どもの家庭内性被害は、他の虐待種別に比べて相談対応件数が少ないと指摘される。2018 年度における児童相談所と市区町村の相談対応件数は、本稿執筆者の計算で 3,486 件となっている(第 3 章参照)。令和 2(2020)年度時点で、220 箇所の児童相談所を加えて、2,000 箇所を超える自治体数を鑑みれば、一組織あたりで経験される子どもの家庭内性被害の年間相談対応件数は、平均して一桁という水準になる。こういった経験例の少なさを踏まえれば、特に相談対応件数の少ない地域において「子どもの家庭内性被害は一部の特殊な地域で発生する問題である」といった認識が生じていても不思議ではない。

本章では、管轄児童人口と、年間の家庭内性被害相談対応件数の関連を検討することで、子どもの家庭内性被害が一部地域に限られた問題であるのか、児童人口に比例してどのような地域でも発生しうる問題であるのか、その様相を確認する。

なお、解析にあたっては、18 歳未満の児童人口を常時把握し、調査で正確な数値が得られやすく、原則対応の中心となる児童相談所のデータを活用することで、上記目的の検討を行う。

解析疑問
子どもの家庭内性被害の相談対応件数は、管轄児童人口に対して線形比例して増加する問題とみなせるか？(どのような地域でも起こりうる問題か？)

8.2 方法

8.2.1 使用データと前処理

調査票 A 設問 A01「2019 年度の管轄地域の児童人口」と、設問 A02 および A03「2019 年度の福祉行政報告例に報告した虐待相談対応件数」の回答データを使用した。設問 A03 については、子どもの家庭内性被害件数を算出するために、「性的虐待」と「ネグレクト(性的虐待)」の二つの種別の件数を合計した。

8.2.2 適格基準

解析対象を児童相談所の回答データとするため、市区町村の回答情報を除外した。また、(1)管轄児童人口に欠損のある回答データ、(2)2019 年度の福祉行政報告例に計上した各種虐待種別の相談対応件数に欠損がある回答データは、本解析からは除外して扱った。

8.2.3 可視化と統計解析

検討事項である「子どもの家庭内性被害の相談対応件数は、管轄児童人口に対して線形比例して増加する問題とみなせるか？」という解析疑問に対しては、様々な検証方法が存在すると考えられる。例えば、児童人口と相談対応件数の関係を記述する際に、線形(直線)関係を仮定したものや、非線形(急激に上昇するなどの曲線)関係を仮定したものを適用し、それらの適合度合い等を比較する手段などが考えられる。本章では、単純に二つの変数の関係を散布図で記述し、その傾向を確認することで、簡便的に両者の関係性を把握する。このとき、管轄児童人口は都市部と郡部、都道府県か政令市や中核市設置かなど、児童相談所によって極めて大きく異なるものとなる。そこで、本章では、児童人口を対数化したものを X 軸に取り、Y 軸に相談対応件数を取ることで視認性を確保することとした。この時、元のスケールで変数間の関係が直線的な増加傾向にある場合、X 軸を対数に変換すると、Y 軸は指数増加することとなる。

なお、前章にて検証したように、家庭内性被害の報告件数は、各組織の途中発覚事例に対する計上方法・受理方法で異なることが想定される。そこで、児童人口と相談対応件数の関係を、各組織の計上方法別で記述する統計解析を実施し、計上方法に由来した傾向の違いを加味して両変数の関係を把握する。また、比較の為に、子どもの家庭内性被害の他、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトの相談対応件数についても同様に可視化と統計解析を行う。

解析に使用するモデルを式 8-1 に示す。目的変数に負の二項分布を仮定した、階層ベイズモデルを構成した。

$$\alpha_j, \beta_j \sim Normal(0,\ 10)$$
$$\ln(\mu_i) = \alpha_j + \ln(X_i) \cdot \beta_j$$
$$r_i = \frac{\mu_i^2}{\sigma_j^2 - \mu_i}, p_i = \frac{\sigma_j^2 - \mu_{i,}}{\sigma_j^2}$$
$$Y_i \sim NegativeBinomial(r_i, p_i)$$

Eq. 8-1

ここで、添字の i はそれぞれの児童相談所、j は途中発覚事例に対する計上方法の種別を示す。計上方法の種別は、在宅支援中・一時保護中・施設等措置後のそれぞれにおける 3 つの確証水準別での「再受理」該当数を計上したものであり、0 個からから 9 個までの範囲を取る。α_j と β_j は種別ごとの切片と傾きを示し(対数スケール)、傾きについては児童人口の尺度も対数スケールとなっている。目的変数となる相談対応件数 Y が負の二項分布に従うと仮定し、予測子μ_iを変換してパラメータ r, s を導出して解析を実施した。負の二項分布は、カウント(非負の整数)データに対して適用される代表的な確率分布の中でも、扱いやすく、特に分散の表現範囲に柔軟であるという利点から目的変数に仮定する確率分布として採用した。解析には、統計解析環境 R を使用し、解析モデルの構成には確率的プログラミング言語 STAN と、それを統計解析環境 R から使用する rstan パッケー

ジを利用した。パラメータ推定には、Hamiltonian Monte Carlo 法の一種である No-U-Turn Sampler(NUTS)アルゴリズムを使用した。

8.3 結果

8.3.1 データ抽出結果

調査参加に係る同意等の条件を満たした組織における調査票 A の提出数は、児童相談所 124 箇所(57.7%)、市区町村 492 箇所(26.0%)となった。解析には、管轄児童人口と各種虐待種別における 2019 年度の相談対応件数に欠損のない児童相談所の回答情報 120 箇所分(55.8%)を組み入れた。

8.3.2 児童人口と子どもの家庭内性被害を含む虐待相談対応件数との関係

可視化と統計解析の結果、組入れ基準を満たした児童相談所の管轄児童人口と 2019 年度の各種虐待相談対応件数の関係が図示された。X 軸に所与した管轄児童人口は対数スケールとし、Y 軸に所与した相談対応件数は件数の単位(元スケール)と対数スケールの 2 つを並置した。なお、件数が 0 件となる場合、対数スケールに変換すると値が負の無限大となるため、グラフ上は枠の下限にそれを表示している。

子どもの家庭内性被害の発生報告件数と比較するために、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトに関する処理の結果を図 8.1 から図 8.3 に示す。

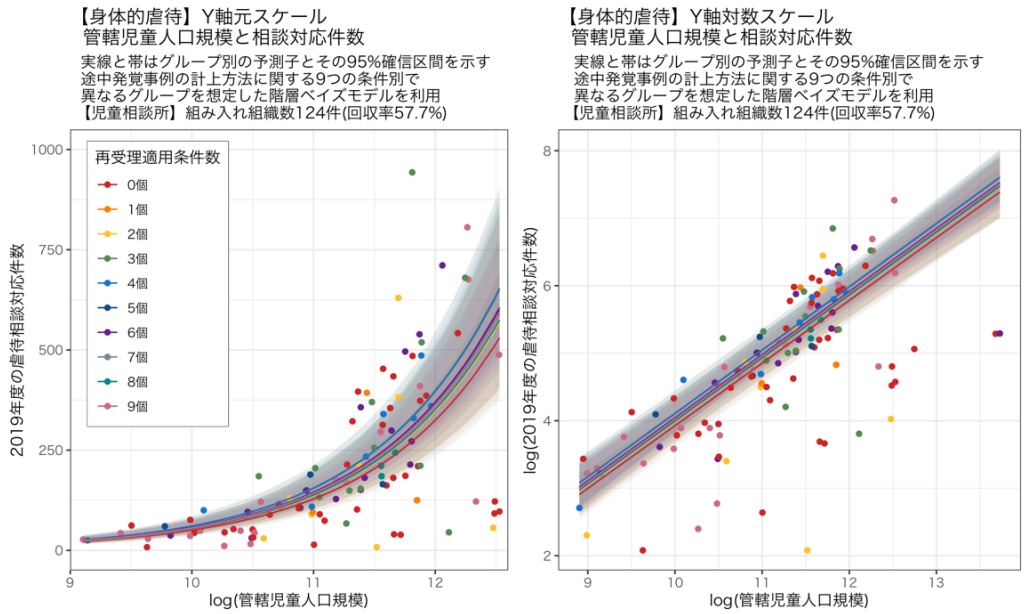


図 8.1 児童相談所における管轄児童人口規模と
2019 年度の身体的虐待の相談対応件数との関係

管轄児童人口は「2019 年度の 4 月度や年度末など任意時点の人数か、入手困難な場合は入手可能な内で最新のものを記入。もしくは、最も新しい 19 歳以下の人口を記入」するよう案内されたものとなるため、児童人口元来の定義に対して数値の正確性が十分に担保されていない。参考値として解釈されたい。

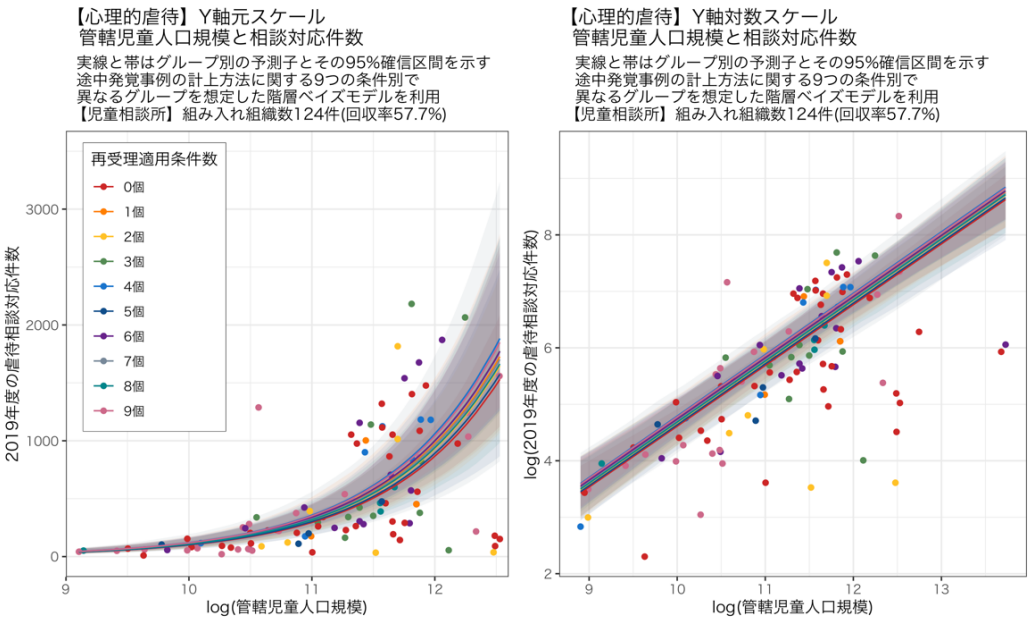


図 8.2 児童相談所における管轄児童人口規模と
2019 年度の心理的虐待の相談対応件数との関係

管轄児童人口は「2019 年度の 4 月度や年度末など任意時点の人数か、入手困難な場合は入手可能な内で最新のものを記入。もしくは、最も新しい 19 歳以下の人口を記入」するよう案内されたものとなるため、児童人口元来の定義に対して数値の正確性が十分に担保されていない。参考値として解釈されたい。

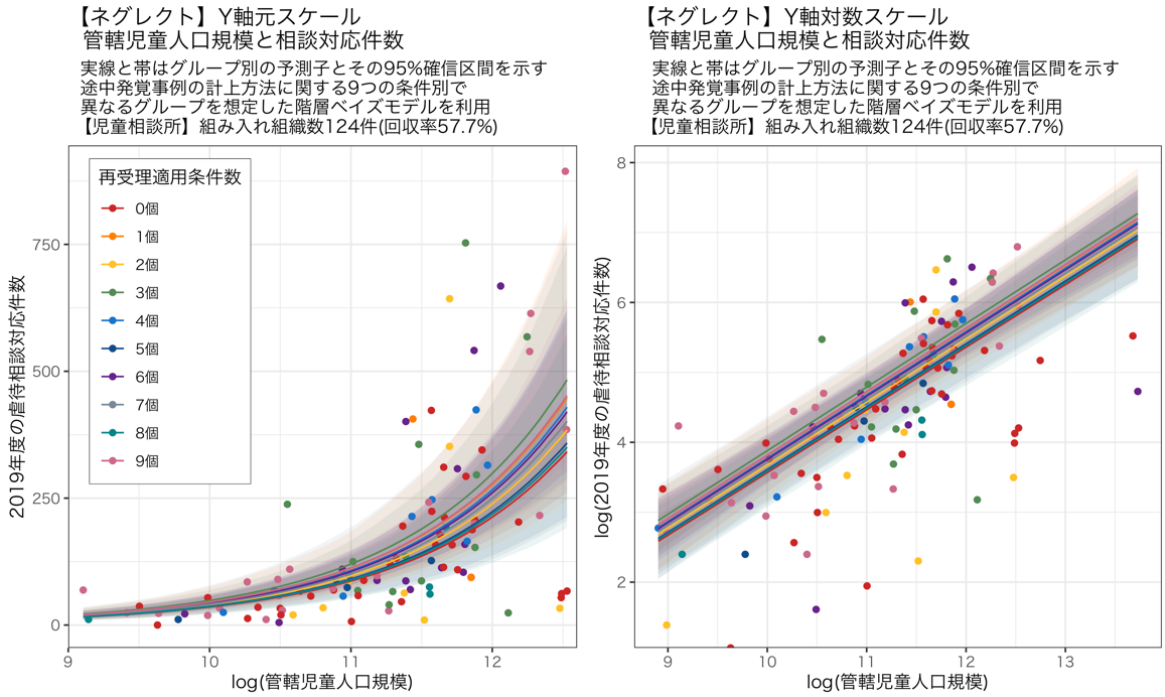


図 8.3 児童相談所における管轄児童人口規模と
2019 年度のネグレクトの相談対応件数との関係

管轄児童人口は「2019 年度の 4 月度や年度末など任意時点の人数か、入手困難な場合は入手可能な内で最新のものを記入。もしくは、最も新しい 19 歳以下の人口を記入」するよう案内されたものとなるため、児童人口元来の定義に対して数値の正確性が十分に担保されていない。参考値として解釈されたい。

図の右パネルは X 軸 Y 軸ともに対数スケールとなっている。Y 軸に与えた件数には、0 件が含まれている。対数化した場合に負の無限大となるため図示できないことから、当該情報はグラフパネルの枠の下限に示している。

身体的虐待、心理的虐待、ネグレクトのそれぞれにおける管轄児童人口規模と各種相談対応件数の関係を確認すると、児童人口に比例して相談対応件数が増加する傾向が確認された。図 8.1 から図 8.3 の左パネルを確認すると、対数スケールの児童人口に対して相談対応件数が指数関数的に増大する関係を見て取ることができる。また、図 8.1 から図 8.3 の右パネル(Y 軸も対数スケール)を確認すると、両変数の関係がおよそ直線的(線形)な関係で記述されうる散布図となっている(なお、これは視覚的情報に基づく任意の解釈である)。ただし、児童人口規模が増大するにつれて、「同一規模であっても相談対応件数に数倍、数十倍といった開きがある」ことも読み取ることができる。

各種相談対応件数が、「途中発覚事例の計上方法に由来するもの」である可能性を考慮するために実施した統計解析の結果は、各図に示された実線と帯に示されている。ここでは「子どもの家庭内性被害に関する再受理計上条件個数」別での解析となっているため、身体的虐待・心理的虐待・ネグレクトのそれぞれについての計上方法とは独立した別の側面を扱っている可能性があるため、参考程度にとどめられたい。解析の結果、「再受理の計上条件数」の順序に関わらず、また、それ

ぞれの条件毎に明確な差は認められなかった。なお、本解析に仕様したモデルでは、児童人口と相談対応件数の関係について、条件別に正負両方の方向(右肩上がり・右肩下がり)を取ることができるよう理論上想定されていたものの(ただし、階層性の仮定による縮約(shrinkage)の影響は受ける)、いずれの条件においても両変数の関係性は類似するものとなった。

身体的虐待・心理的虐待・ネグレクトにおける児童人口規模と、それらの相談対応件数との関係を踏まえた上で、図 8.4 に子どもの家庭内性被害に関する解析等処理の結果を示す。

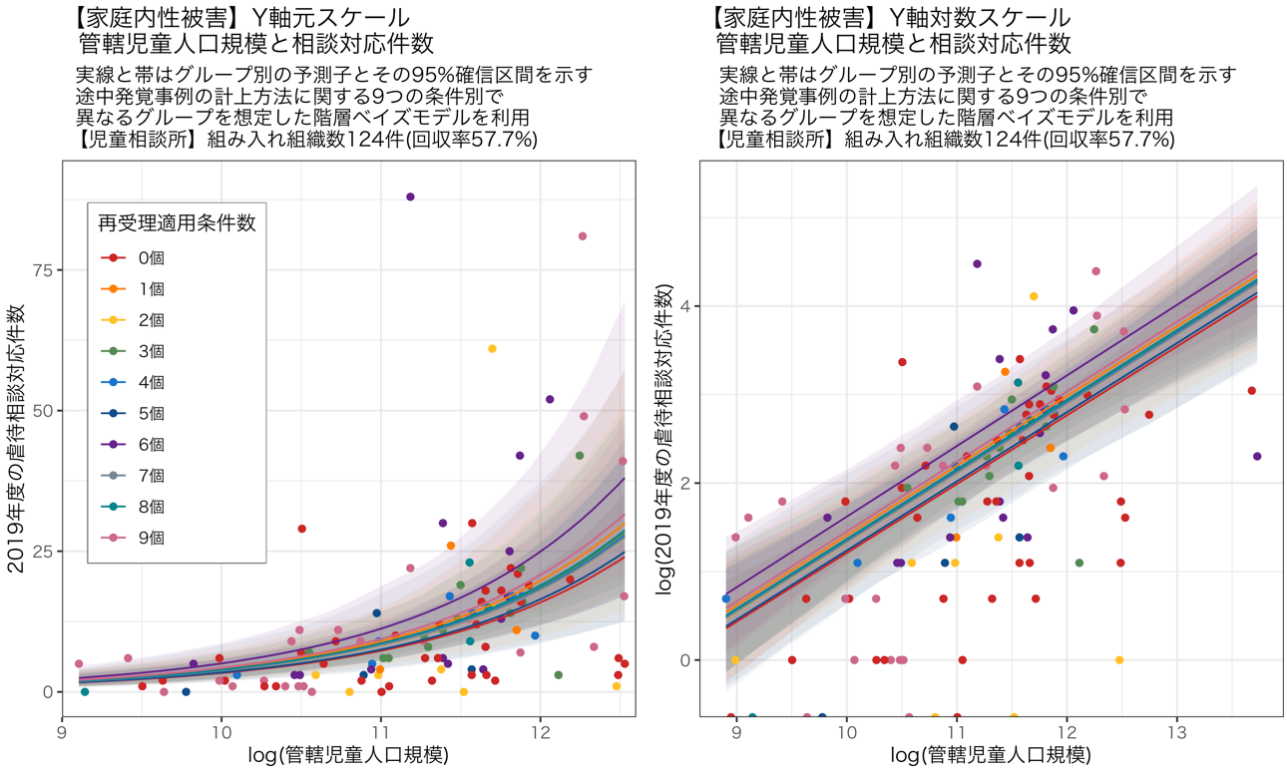


図 8.4 児童相談所における管轄児童人口規模と 2019 年度の
子どもの家庭内性被害(性的虐待またはネグレクト(性的虐待))の相談対応件数との関係

管轄児童人口は「2019 年度の 4 月度や年度末など任意時点の人数か、入手困難な場合は入手可能な内で最新のものを記入。もしくは、最も新しい 19 歳以下の人口を記入」するよう案内されたものとなるため、児童人口元来の定義に対して数値の正確性が十分に担保されていない。参考値として解釈されたい。

図の右パネルは X 軸 Y 軸ともに対数スケールとなっている。Y 軸に与えた件数には、0 件が含まれている。対数化した場合に負の無限大となるため図示できないことから、当該情報はグラフパネルの枠の下限に示している。

子どもの家庭内性被害に関しては、他の虐待種別と同様にして、児童人口に比例して相談対応件数が増加する傾向が確認されたものの、その関係について(他種別に比べて)線形性の明確さに劣るものとなった(ばらつきが大きい)。他方、「再受理の計上条件数」の観点からは、他の虐待種別と同様に、それぞれの条件毎に明確な差や順序性は認められなかった。また、児童人口規模が増大す

るにつれて、「同一規模であっても相談対応件数に数倍、数十倍といった開きがある」ことは、他の虐待種別と同様に確認された。

8.4 考察

可視化と解析の結果、子どもの家庭内性被害を含む各種虐待は、児童人口に比例して相談対応件数が増大する傾向にあることが示された。また、児童人口が少ない場合であっても発生報告があり、児童人口の増加に伴って件数に開きが生じていることが視認された。子どもの家庭内性被害については、他の種別と比較して線形性に乏しいものの、児童人口に比例して相談対応件数が増加する傾向は同様に認められた。また、相談対応件数の高低(モデル仮定上の切片)や比例の度合い(モデル仮定上の傾き)は、再受理条件の該当数で差異や順序性は認められなかった。

本章の検討目標である「子どもの家庭内性被害は一部地域のみに見られる特殊な問題か？」という問いに対して結果を総合すれば、(1)児童人口規模の小さい地域でも発生報告がなされており、(2)児童人口の増加に伴って、およそ線形的に比例しているとみなすことが現時点で最善と考えられることから、「子どもの家庭内性被害はどのような地域でも発生する問題であり、子どもの人数に応じて相談対応件数は(全体を俯瞰した視点からは)増加するものである」と結論するのがここでは次善と考えられる。

ただし、特に人口の大きい地域では、同程度の児童人口規模であっても相談対応件数に大きな開きがあることが観察されたことから、一部地域においては特別に相談対応件数が多い(あるいは少ない)といった差異がある可能性は指摘される。このとき、本事業で扱っているのは相談対応件数であり、潜在例を含めた発生件数でないことは、改めて留意されたい。すなわち、地域における件数の多寡については、発生件数に関する地域的な差異が反映されたものか、児童相談所につながりやすいといった特徴を反映したものかについては、ここでは判断することができない。

同程度の児童人口に対して相談対応件数に児童相談所間で(途中発覚事例の計上方法に依らず)大きな開きがあるという実態は、別の観点への示唆を与えるものとなっている。例えば、「児童人口に対して、児童福祉司等の職員配置人数を決定する」といった体制に関する発想は、特に管轄児童人口の多い地域で大きなミスマッチを生じさせる可能性があると考えられる。多様な地域性を考慮した、個別の実態に即した配置が重要となるだろう。

なお、本章の検討には複数の限界がある。第一に、児童人口の数値に対する正確性が不十分である。第二に、身体的虐待・心理的虐待・ネグレクトの可視化・統計解析で用いた「途中発覚に係る再受理計上条件数」は、子どもの家庭内性被害を対象としたものであり、それら三種に対する計上方法とは独立した別の側面を扱っている可能性がある。第三に、特に子どもの家庭内性被害に関しては、重々存在が指摘される「未発見による潜在事例」を扱っていない。そして、児童人口に対して相談対応件数が増加する傾向から、「どのような地域でも起こりうる問題である」と考えられる

ものの、その発生率等に関する共通性・個別性については十分な検証がなされていない。これらを踏まえ、本章の結果は事業内で実施可能な次善の取組として捉え、参考に止めるとともに、正確な情報把握を目指す後続の取組が必要になると考えられる。

第 9 章(重点分析) 児童相談所および市区町村で被害の把握された子どもの家庭内性被害事例の発生パターンに関する解析

9.1 目的

潜在的な性被害を早期に発見するためには、子ども自身に対するアプローチも重要な役割を果たすと考えられる。そして同時に、被害の発見に係る周囲の大人による鋭敏な眼差しも必要となる。しかし、(1)そもそも子どもの家庭内性被害がどのような構造のもとに発生するのか、(2)観察可能な被害のサインは何かといった知識がなければ、外部から発見の糸口を掴む手立てを確保も困難になる。

本章では、特に「子どもの家庭内性被害がどのような家庭・家族関係(構造)のもとに発生するのか」について、(加害者不明の状態を想定して)男性・女性養育者それぞれの特徴と(ひとり親等の場合はどちらか)、被害児童の特徴、そして互いの関係性や外部からの観察所見に加え、世帯情報・養育環境情報のパターンを把握し、それらを統合して被害発生構造に関する典型例を抽出する。なお、被害を受けた子どもに見られる、外部から観察可能な被害のサインについては、第 11 章から第 13 章で詳細に検討する。このとき、統計解析によって示されるのは、平均値等の代表値に基づく典型例等の情報となる。すなわち、統計解析を適用することを前提とした場合には、特殊な例や珍しい例を「ノイズ」として扱ってしまう性質があり、これを避けることは難しい。そういった特殊例の見落としを防止するため、本章では統計的手法を用いた結果のみを整理するものの、回答者からの自由記述等の情報を組み合わせて、個別具体的な要素を補完し、第 21 章にて全体を総合した知見に整理することを前提に進める。

解析疑問
子どもの家庭内性被害は、どのような家庭・家族関係(構造)のもとに発生しているか？

9.2 方法

子どもの家庭内性被害の発生構造について検討するため、統計解析技法を用いた量的検討と、児童相談所と市区町村から回答の得られた、「経験のある被害の発生パターン」に関する自由記述回答(調査票 A 設問 A12)の要約結果に基づく質的検討を実施し、その両者の結果を総合する。

9.2.1 統計解析

量的検討では、調査票 B を用いた事例調査で得られた情報を活用し、(1)居住者・出入り者情報(設問 B06)、(2)家庭全体での加害・被害等関係情報(設問 B06・設問 B14)、(3)男性養育者の他方の養育者に対する態度(設問 B18)、(4)女性養育者の他方の養育者に対する態度(設問 B18)、(5)男性養育者に対して被害児童が抱く評価・感情(設問 B18)、(6)女性養育者に対して被害児童が抱く評価・感情(設問 B18)、(7)男性養育者の被害児童に対する態度(設問 B18)、(8)女性養育者の被害児童に対する態度(設問 B18)、(9)男性養育者に対する外部観察時の印象・調査結果・関係機関から得られた情報(設問 B18)、(10)女性養育者に対する外部観察時の印象・調査結果・関係機関から得られた情報(設問 B18)、(11)被害児童に随伴する問題あるいは障害と養育環境に関する情報(設問 B04・設問 B07)のそれぞれについて、観測パターンに関する解析を実施した。

観測パターンの解析には、潜在クラス分析(Latent Class Analysis)を使用した。当該手法は、複数の質的な顕在変数(観測変数)への応答パターンを、質的な潜在変数として表現された「潜在クラス」という形式で類型化して、情報を縮約する手法である(稲垣・前田, 2015)。

潜在クラス分析のパラメータの推定には、EM アルゴリズム(Expectation Maximization Algorism)を用いた。当該アルゴリズムを用いて対数尤度を最大化し、解析的にもっとも合理的な事例の帰属確率(ある子どもがどの潜在クラスに含まれうるか)や条件付き応答確率(あるクラスでは、どのような項目に該当する可能性が高いか)を推定する。

なお、当該データセットでいくつの潜在クラスを仮定するかについては、本解析では Akaike Information Criterion(または、An Information Criterion: AIC, Akaike,1973; Akaike, 1974)を利用した。本解析では 2 から 10 までの潜在クラス数を仮定し、AIC 最小となるクラス数を求めた。ただし、採用クラス数において、「あるクラスに 1 例のみの事例しか含まれない」場合には、事例の特定可能性が発生するため、次に AIC の値が小さなクラス数を採用した。解析には、統計解析環境 R のパッケージ poLCA(Drew & Jeffrey, 2011)を利用した。ある事例が該当するクラスを決定する際には、帰属確率が最も高いクラスであるという条件を採用した。なお、各クラスの番号・出現順序は解析時の乱数(シード)値に由来するものであり、解釈上の意味は有さない。

潜在クラス分析を用いる目的は「多様な組み合わせを持つ数量情報を、共通性・客観性のある方法にて情報を圧縮し、了解しやすくする」ことにあり、解析によって被害発生等の「パターンを決定づける」ことではない。子どもの家庭内性被害に関連する各種情報を探索的に整理し、被害の発生構造の把握や説明に関する手がかりを得ることが主眼になる。

解析の結果得られた潜在クラスの情報を解釈する際には、各クラスにおける各項目への該当確率を示す条件付き応答確率の数値情報を用いた。

9.2.2 適格基準

潜在クラス分析に用いるデータについて、全体に対して適用する除外基準には、受理時点の年齢を調査回答時の年齢から受理年月からの経過年月を差し引いて求めた際に負の値になる、または、どちらか片方の欠損により計算ができないレコードを除外した。個別の観点に対する分析では、(1)養育者の所見や被害児童との関係等に関する個別の 11 観点ごとにおける回答の全欠損、(2)「回答困難ラベル」にチェックのあった回答を除外した。なお、個別の観点に対する解析結果を統合する際に発生する組み合わせ上の欠損は、「欠損」の明示的なラベルを与えることで、各事例のレコード情報を保持した。

9.2.3 使用データと前処理

潜在クラス分析に用いるデータについて、複数選択式の回答はチェックボックスの該当箇所を 2、非該当(または未観測・未報告等)は 1 とラベル化し、「該当報告がある」ことを示すダミー変数に変換した。また、居住情報に係る「居住」、「頻繁な出入りがある」、「出入り低頻度/無」については、「居住」を 2 とラベル化し、それ以外を 1 とした。

9.3 結果

9.3.1 データ抽出結果

潜在クラス分析に使用するデータには、1017 事例の報告事例のうち、適切に受理時点の被害児童の年齢が計算された 704 事例のデータが組み入れられた。個別の分析に用いられた事例数は、各節の結果における図中に記載する。

9.3.2 家族構成・居住者と加害・被害関係

家族構成・居住者に関する潜在クラス分析の結果、AIC が最小となったのは 5 クラスの場合(AIC = 8171.80)であり、各クラス内に含まれる事例数が 2 例以上存在したため、当該 5 クラスの結果を採用した。結果を図 9.1 に示す。

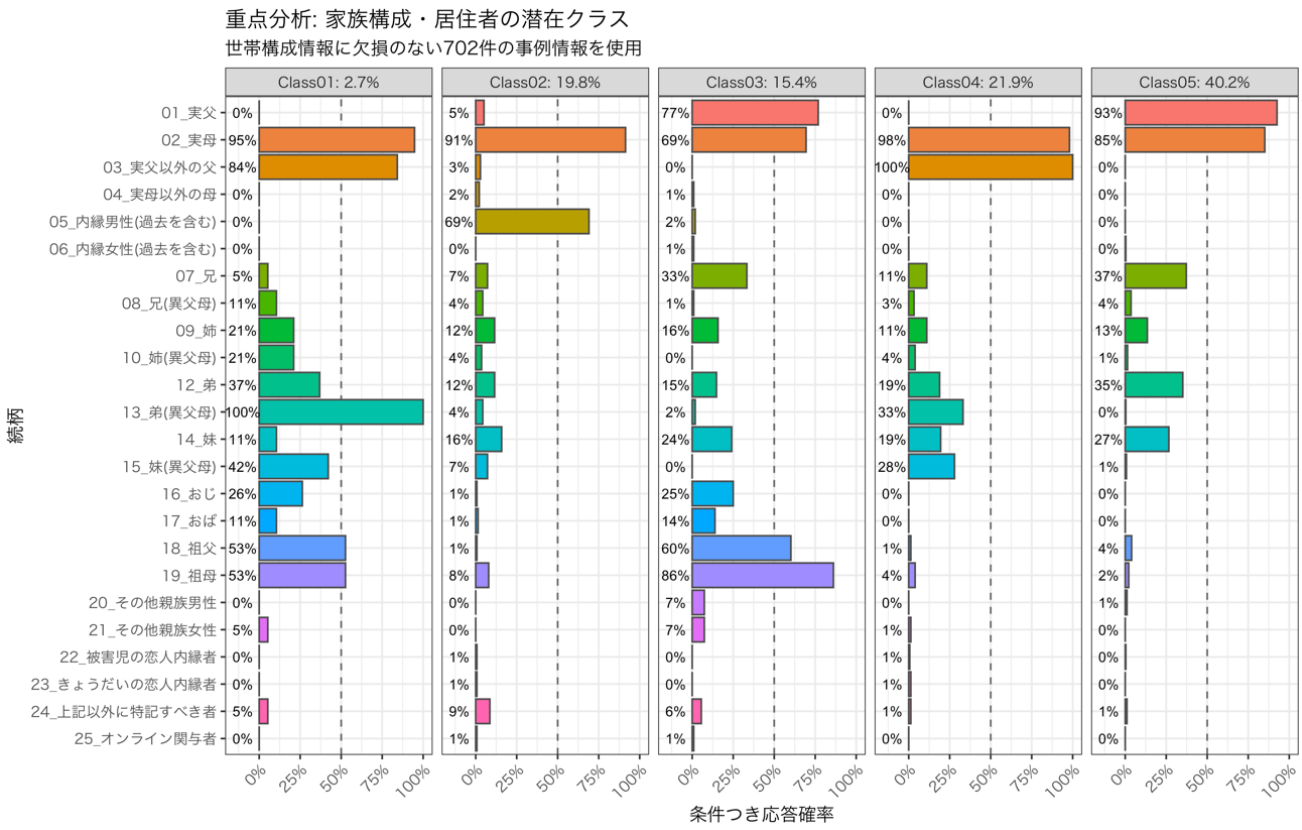


図 9.1 家族構成・居住者に関する潜在クラス分析の結果
クラス構成比とクラス別の条件つき応答確率

条件つき応答確率に基づくクラス別の特徴記述を表 9.1 に整理する。なお、クラスの識別名称は抽出されたパターンを言語的に簡潔に扱うためのものであって、パターンや現象を命名するものではない(番号より理解しやすいという位置付けである)。本事業報告書内部のみで扱うにあたっての、記号的役割しか付与していないことに留意されたい。潜在クラス分析によって抽出されるパターンは数量的な情報のみに基づいており、背景のメカニズムに沿った類型や、理論的に導かれる類型などと必ずしも一致するものではないためである。したがって、何らかの解釈を加える際には、識別名称の言語的意味に基づいて行うのではなく、各図に示す条件つき応答確率を参照しながら、数量的解析では損失してしまっている個別情報の範囲までを想定しつつ仮説的に実施する必要がある。

表 9.1 家族構成・居住者に関する潜在クラスの要約

番号	識別名称	構成比	主特徴	副次特徴	備考
01	実母ステップファミリー(SF)_親族同居あり	2.7%	実母と実父以外の父により構成。おじ、おば、祖父母等の親族同居がある	被害児と異父母のきょうだいも同居することが多い	構成比としては最も少ない
02	母子家庭_内縁男性	19.8%	実母の母子家庭。69%で内縁男性の同居や出入りがある。	祖父母等の親族が同居することはまれ。被害児童以外にきょうだいがいるケースは、相対的に少ない	実父が同居している場合もある。上記以外の特記者は、「母の内縁者」との補足回答があった
03	実父母家庭親族同居あり_ひとり親含む	15.4%	実父母家庭で祖父母を中心とする親族同居率が高い	被害児童からみて、異父母のきょうだいがいることは、ほとんどない	実父母それぞれの条件つき応答確率が100%ではないため、母子家庭・父子家庭が一定数ここに含まれている
04	実母ステップファミリー_親族同居なし	21.9%	実母と実父以外の父により構成。祖父母等の親族の同居はほとんどない		
05	実父母親族同居なし_ひとり親の場合含む	40.2%	実父母家庭であり、親族の同居がほとんどない	被害児童からみて、異父母のきょうだいがいることはほとんどない	クラス構成比では最も大きい割合を占める。 実父母それぞれの条件つき応答確率が100%ではないため、母子家庭・父子家庭が一定数含まれる

9.3.3 家庭内での加害・被害等関係

家庭内での加害・被害等関係に関する潜在クラス分析の結果、AIC が最小となったのは 7 クラスの場合(AIC = 6859.33)であり、各クラス内に含まれる事例数が 2 例以上存在したため、7 クラスの結果を採用した。図 9.2 に示す。

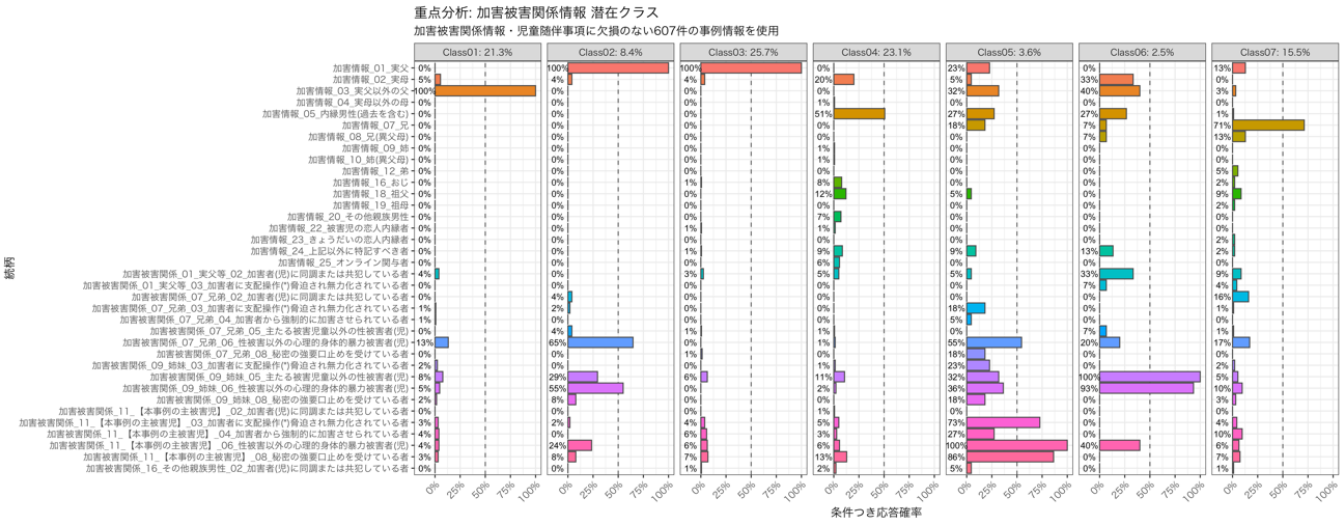


図 9.2 加害被害等関係情報に関する潜在クラス分析の結果
クラス構成比とクラス別の条件つき応答確率

続いて、条件つき応答確率に基づくクラス別の(執筆者による)特徴記述を表 9.2 に整理する。

表 9.2 加害被害等関係情報に関する潜在クラスの要約

番号	識別名称	構成比	主特徴	副次特徴	備考
01	実父以外父_限定加害	21.3%	実父以外の父による加害	一定数実母も加害。被害児童以外のきょうだいに、心身暴力または性暴力がある場合がある	
02	実父_きょうだい等全体(性)暴力	8.4%	実父による加害	稀に実母も加担。被害児童だけでなく、兄弟に心理的・身体的暴力、姉妹に性暴力または心理的・身体的暴力が及ぶ	
03	実父_限定加害	25.7%	実父による加害	稀に実母も加担。一定数実母も加害に加担。稀に、姉妹にも同時に被害がある	

04	内縁者外部親族加害	23.1%	実母の内縁男性を中心として、おじ、祖父、その他親族、きょうだいの内縁者による加害	実母が加害に加担している場合が一定数存在する	少数である姉や妹による加害事例が含まれている
05	全体暴力操作_男性加害	3.6%	被害児童やきょうだい全体に対する暴力統制、支配・操作を特徴とする	実父、実父以外による父、実母の内縁男性、きょうだいなどが加害構造に含まれる	
06	実母中心_姉妹等全体性暴力	2.5%	実母とその内縁男性、実父以外の父による加害	被害児童だけでなく、姉妹に対する性暴力と心理的・身体的暴力がある	クラス構成比が最も小さい
07	きょうだい中心加害	15.5%	主に兄・兄(異父母)による加害	実母や祖父などの加害情報も一部含まれる。兄弟が共犯関係にある場合を含む	兄弟姉妹に心理的・身体的暴力が及んでいる場合も一定数

ここで、より加害関係の構造を詳細に把握するために、加害者情報のみに絞った潜在クラス分析を実施した。加害者に関する潜在クラス分析の結果、AIC が最小となったのは 6 クラスの場合(AIC = 6859.33)であり、各クラス内に含まれる事例数が 2 例以上存在したため、6 クラスの結果を採用した。結果を図 9.2-2 に示す。

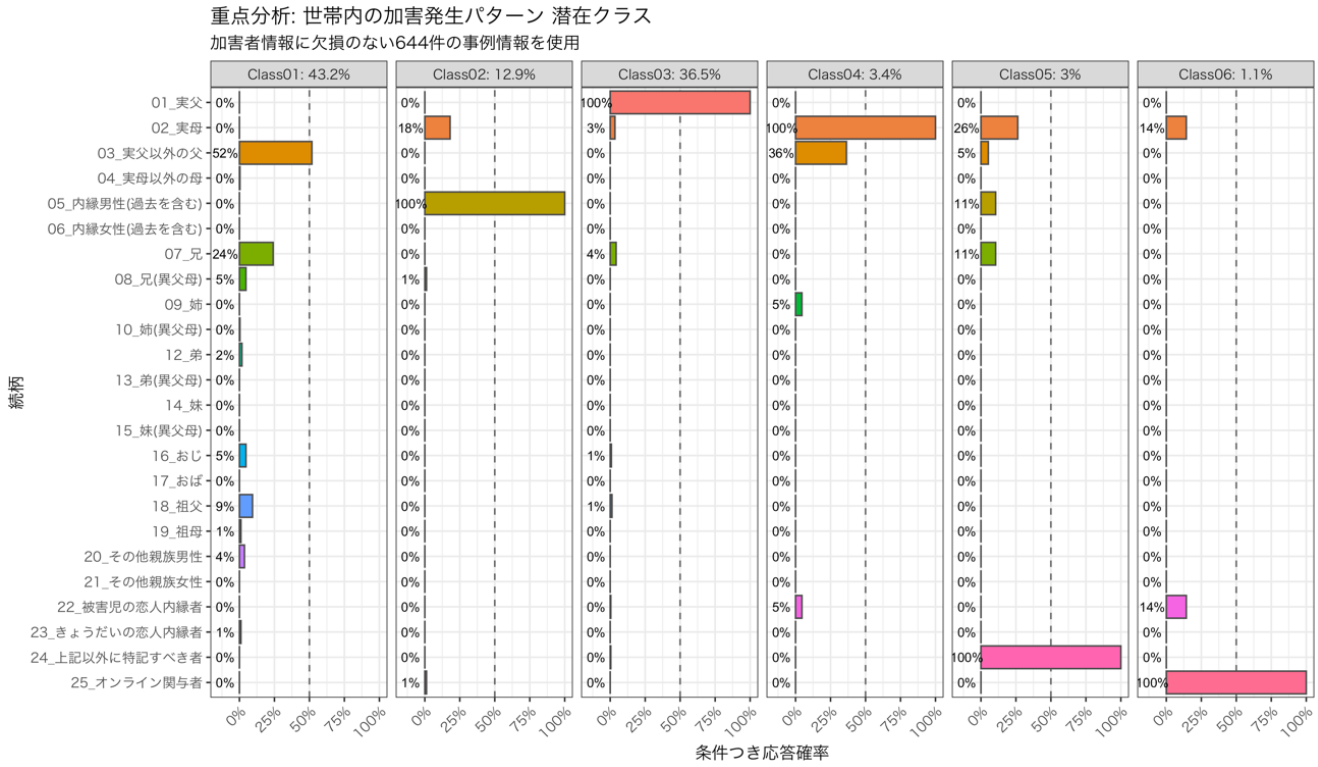


図 9.2-2 加害者に関する潜在クラス分析の結果
クラス構成比とクラス別の条件つき応答確率

その結果、クラス 02(構成比 12.9%)では、母の内縁男性による加害事例がまとめられたが、実母が 18%程度加害に加担している構造が抽出された。また、クラス 06(構成比 1.1%)のオンライン関与者が加害者である事例群については、実母が 14%程度加害に加担している、あるいは被害児童の恋人・内縁者が 14%程度加害に加担している構造が抽出された。実母が主たる加害者となる事例群(クラス 04、構成比 3.4%)では、同時に実父以外の父や、姉、恋人内縁者による加害も同時に発生していることが示された。

9.3.4 男性養育者の職業区分と他の養育者に対する態度

男性養育者の他の養育者に対する態度に関する潜在クラス分析の結果、AIC が最小となったのは 5 クラスの場合(AIC = 3838.99)であり、各クラス内に含まれる事例数が 2 例以上存在したため、5 クラスの結果を採用した。図 9.3 に示す。

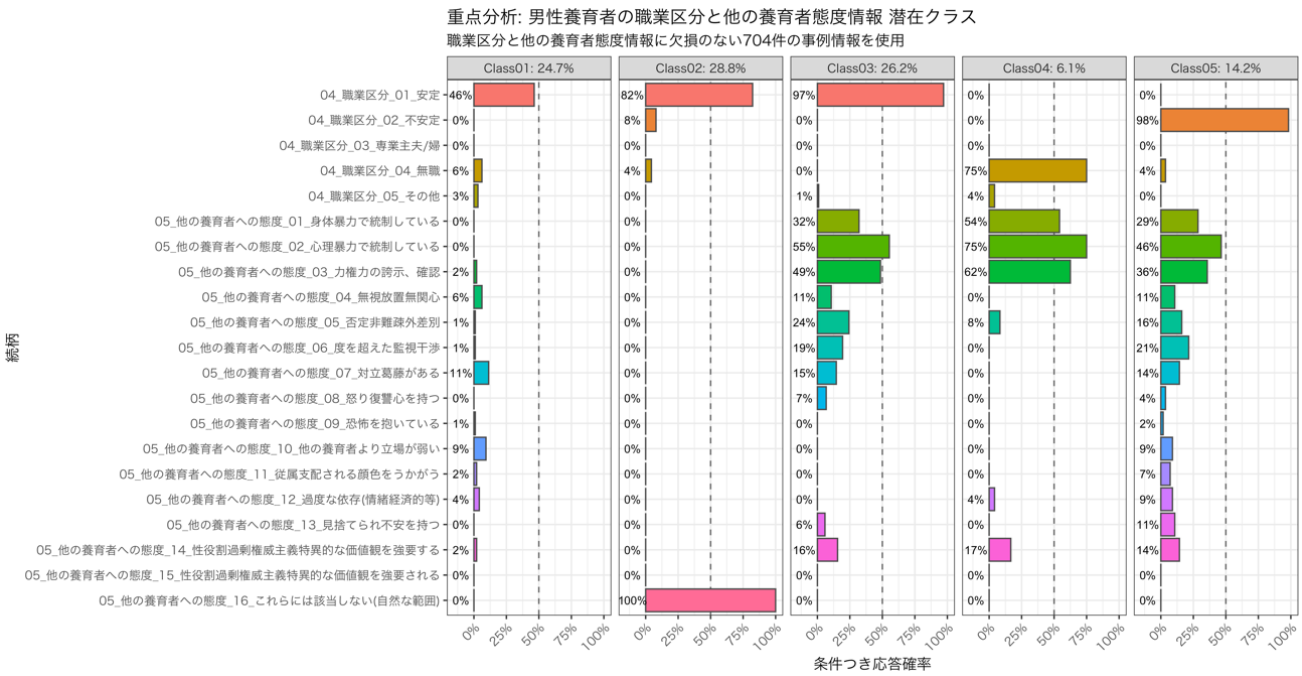


図 9.3 男性養育者の職業区分と
他方の養育者に対する態度に関する潜在クラス分析の結果
クラス構成比とクラス別の条件つき応答確率

父子家庭など、他方の養育者が家庭内にいない場合は、他方の養育者に対する態度情報は無回答となるため、

当該箇所について、本解析では「すべて該当なし」として処理されている。

続いて、条件つき応答確率に基づくクラス別の(執筆者による)特徴記述を表 9.3 に整理する。

表 9.3 男性養育者の職業区分と他方の養育者に対する態度に関する潜在クラスの要約

番号	識別名称	構成比	主特徴	副次特徴	備考
01	特記なし_情報不足	24.7%	「自然な範囲」への該当はなく、その他一部の項目に該当するが、明確な特徴はない		
02	職業安定_態度自然	28.8%	職業は安定していることが多く、他の養育者に対する態度は自然なものと積極的に判断される		
03	職業安定_暴力統制	26.2%	職業は安定している。心理的・身体的な暴力統制と力・	無視・無関心、否定・差別・阻害、度	一定数、性役割や過剰な権威主義、

	無関心差別等		権力の誇示を中心とした態度をもつ	を超えた監視などに該当することもある	特異的な価値観の強要がある
04	無職_暴力統制	6.1%	75%が無職であり、心理的・身体的な暴力統制と力・権力の誇示を中心とした態度をもつ	無視・無関心、度を超えた監視等の所見には該当が報告されない	一定数、性役割や過剰 14.2%な権威主義、特異的な価値観の強要がある
05	職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	14.2%	職業は不安定。心理的・身体的な暴力統制と力・権力の誇示を中心とした態度をもつ場合や、対立・葛藤と他方の養育者より立場が弱い場合の混合		一定数、性役割や過剰な権威主義、特異的な価値観の強要がある

9.3.5 女性養育者の職業区分と他の養育者に対する態度

女性養育者の他の養育者に対する態度に関する潜在クラス分析の結果、AIC が最小となったのは 8 クラスの場合(AIC =4818.28)となったが、クラス内に含まれる事例数が 1 例のみという結果が含まれたため、次に AIC の値が低い 7 クラス(AIC = 4841.10)の結果を採用した。図 9.4 に示す。

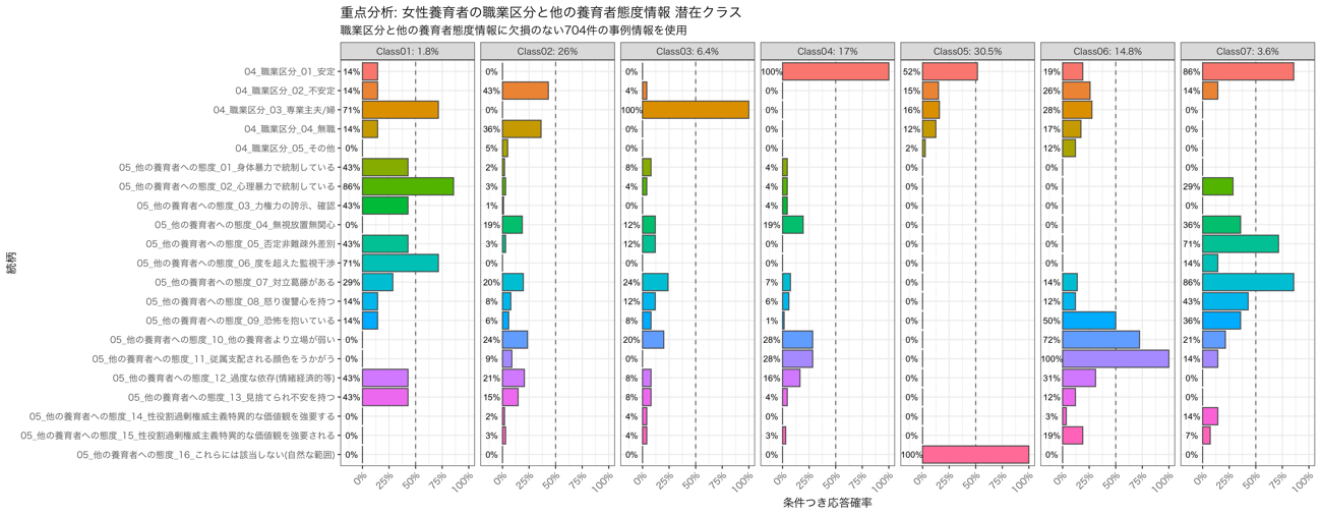


図 9.4 女性養育者の職業区分と他方の養育者に対する態度に関する潜在クラス分析の結果
クラス構成比とクラス別の条件つき応答確率

母子家庭など、他方の養育者が家庭内にいない場合は、他方の養育者に対する態度情報は無回答となるため、

当該箇所について、本解析では「すべて該当なし」として処理されている。

続いて、条件つき応答確率に基づくクラス別の(執筆者による)特徴記述を表 9.4 に整理する。

表 9.4 女性養育者の職業区分と他方の養育者に対する態度に関する潜在クラスの要約

番号	識別名称	構成比	主特徴	副次特徴	備考
01	暴力統制または監視対立差別_主婦経済依存	1.8%	他方の養育者に対する心理暴力統制や度を超えた監視・干渉		もっとも構成率が少ない
02	職業無職または不安定_特定所見のみに該当	26.0%	無職または不安定な職業。他方の養育者に対して、無関心や対立、立場が弱い等の特徴に該当することがあるが、いずれか一つ等、該当数は相対的に少ない		クラス 02・03 と職業以外で傾向が類似している
03	専業主婦_特定所見のみ	6.4%	無職または不安定な職業。他方の養育者に対して、無関心や対立、立場が弱い等の特徴に該当することがあるが、いずれか一つ等、該当数は相対的に少ない		クラス 02・04 と職業以外で傾向が類似している
04	職業安定_立場がやや低い	17.0%	職業は安定。他方の養育者に対して、立場が弱い・顔色を伺う等の特徴に該当することがあるが、いずれか一つ等、該当数は相対的に少ない		クラス 02・03 と職業以外で傾向が類似している
05	自然な範囲	20.5%	他方の養育者に対する態度に特記すべき所見がない。自然な範囲と形容される。	職業は安定が相対的に多いが、不安定・無職・専業主婦等を問わない	クラス構成比はもっとも大きい。
06	被支配と恐怖	14.8%	他の養育者に対する恐怖心、立場が弱い、顔色をうかがう等が主たる特徴	職業区分の構成比はおよそ均等。性役割	他方の養育者に対して心身暴力等

				や過剰な権威主義の強要を受けている割合が他のクラスと比較してもっとも多い	を振るう、否定・非難・差別等に全く該当がない
07	職業比較的安定_避難対立復讐恐怖	3.6%	職業は安定がもっとも多く、経済を含む依存がない。対立葛藤、否定・非難・差別等の態度を主たる特徴とする	クラス 01 と異なり、身体的暴力や力・権力の誇示は認められない	恐怖心や立場が弱いなどに該当がある場合がある。構成比はクラス 01 に次いで 2 番目に小さい

9.3.6 男性養育者の被害児童に対する態度

男性養育者の被害児童に対する態度に関する潜在クラス分析の結果、AIC が最小となったのは 3 クラスの場合(AIC =5260.70)となった。クラス内に含まれる事例数が 2 例以上含まれたため、3 クラスの結果を採用した。図 9.5 に示す。

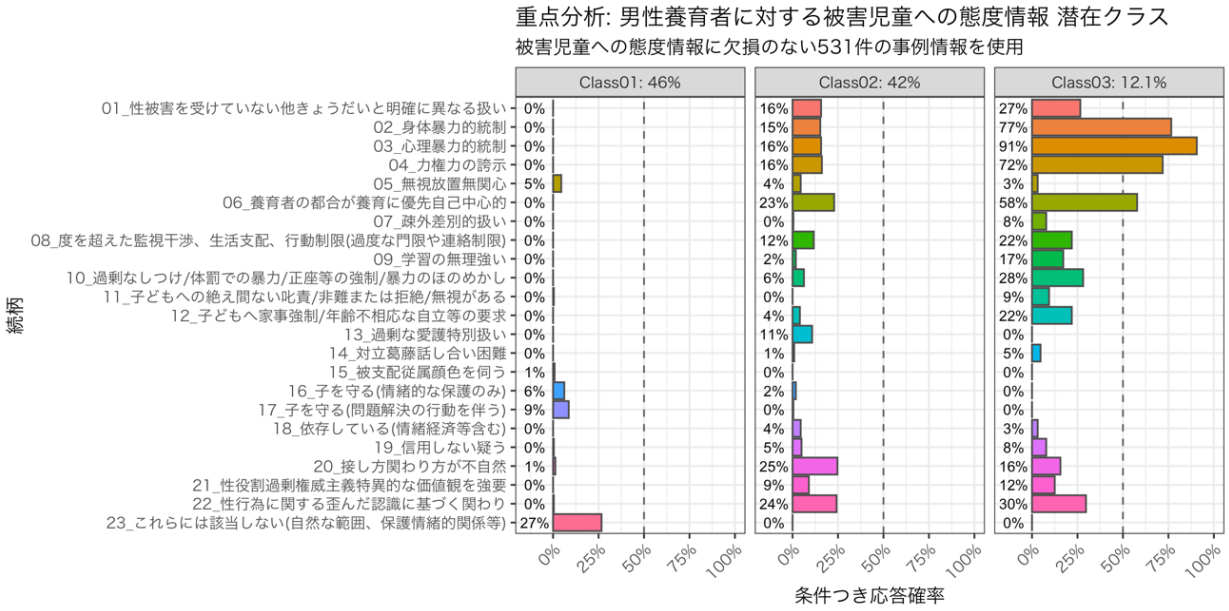


図 9.5 男性養育者の被害児童に対する態度に関する潜在クラス分析の結果
クラス構成比とクラス別の条件つき応答確率

続いて、条件つき応答確率に基づくクラス別の(執筆者による)特徴記述を表 9.5 に整理する。

表 9.5 男性養育者の被害児童に対する態度に関する潜在クラスの要約

番号	識別名称	構成比	主特徴	副次特徴	備考
01	自然な範囲_情緒保護問題解決	46%	情緒保護や問題解決、自然な範囲に該当	問題所見に明確な該当がない	クラス構成比は最も多い
02	準暴力性_過剰愛護	42%	心理的・身体的暴力や力の誇示、自己中心性に該当がある場合があるが、クラス 03 と比較して該当率が低い。他方、唯一、過剰愛護・被害児童の特別扱いに該当がある	関わり方が不自然と観察されることが最も多い	心理的・身体的暴力等だけでなく、過剰な愛護等を伴う支配と形容されうる
03	純粋暴力支配統制	12.1%	心理的・身体的暴力や力の誇示、自己中心性に大半が該当	行動制限や学習の無理強い、年齢不相応な自立の強要などを伴う場合もある	過剰な愛護は伴わない。暴力的な支配と形容されうる

9.3.7 女性養育者の被害児童に対する態度

女性養育者の被害児童に対する態度に関する潜在クラス分析の結果、AIC が最小となったのは 6 クラスの場合(AIC =4575.16)となった。クラス内に含まれる事例数が 2 例以上含まれたため、当該結果を採用した。図 9.6 に示す。

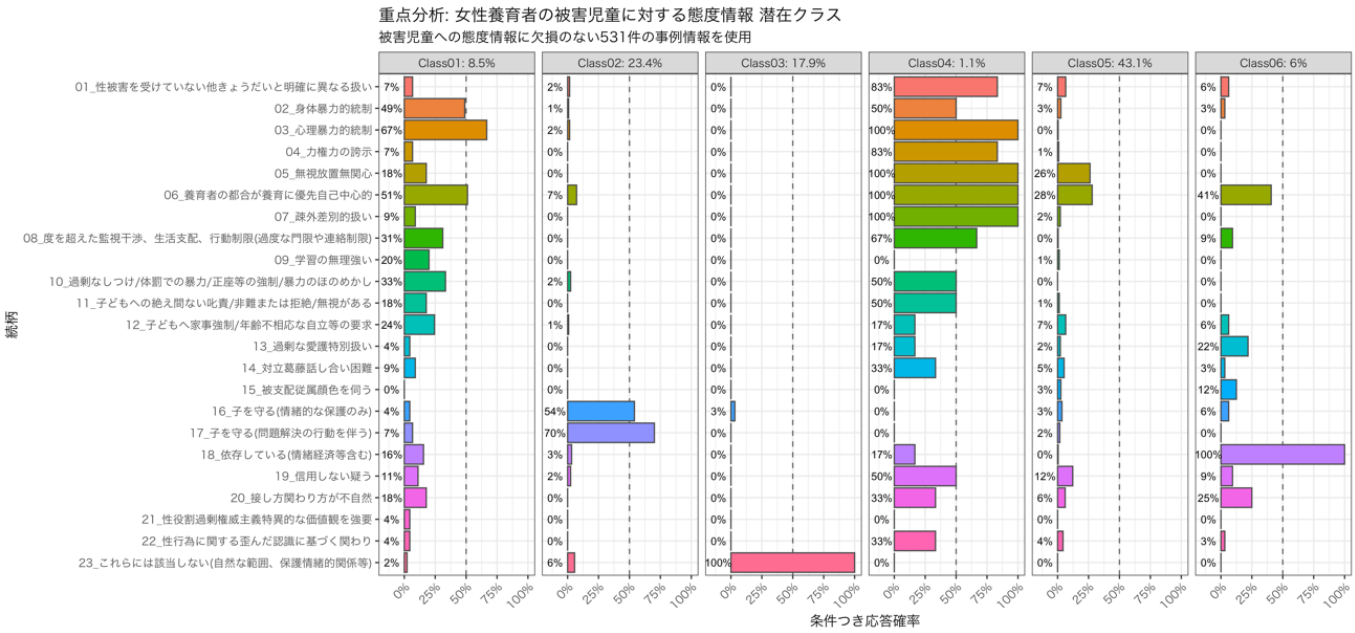


図 9.6 女性養育者の被害児童に対する態度に関する潜在クラス分析の結果
クラス構成比とクラス別の条件つき応答確率

続いて、条件つき応答確率に基づくクラス別の(執筆者による)特徴記述を表 9.6 に整理する。

表 9.6 女性養育者の被害児童に対する態度に関する潜在クラスの要約

番号	識別名称	構成比	主特徴	副次特徴	備考
01	心身暴力統制	8.5%	心理的・身体的暴力と自己中心性、行動制限や監視、学習の無理強い等が目立って散見される	クラス 04 とは異なり、きょうだい間で明確に異なる扱いは該当率が低い	問題解決の行動は該当がない
02	保護・問題解決	23.4%	情緒的な保護と問題解決のいずれかまたは両方を取る。		保護機能が高いと考えられる
03	自然な範囲	17.9%	自然な範囲と積極的に形容される	その他の問題所見に該当がない	保護機能が高いとは積極的に記述されない

04	被害児童のみ差別的扱い_心身暴力統制	1.1%	きょうだい間で差別的扱いがある。心理的・身体的暴力や無視・無関心・放置、行動制限等の問題のある関わりが多重に併存する。	クラス 01 と比較してきょうだい間で明確に異なる扱いがある。性的行為に関する歪んだ認識や、子どもへの不信なども伴う。	クラス構成率は最も低い。問題解決の行動は該当がない
05	無関心と自己中心	43.1%	他の特記所見はないが、無関心・放置・無視や自己中心的な関わりが目立つ	情緒的な保護や問題解決行動が伴うことはまれ	
06	依存と自己中心_不自然過剰愛護	6%	子どもへの依存が顕著	不自然な関わり方、過剰愛護、子どもからの支配、顔色を伺う、自己中心的な振る舞い等が散見される	問題解決の行動は該当がない

9.3.8 男性養育者に対する被害児童の評価・感情

男性養育者に対する被害児童の評価・感情に関する潜在クラス分析の結果、AIC が最小となったのは 7 クラスの場合(AIC =4084.70)となった。しかし、クラス内に含まれる事例数が 1 例の場合を含んでいたため、次に AIC の値が小さい 6 クラス(4113.28)を採用した。結果を図 9.7 に示す。

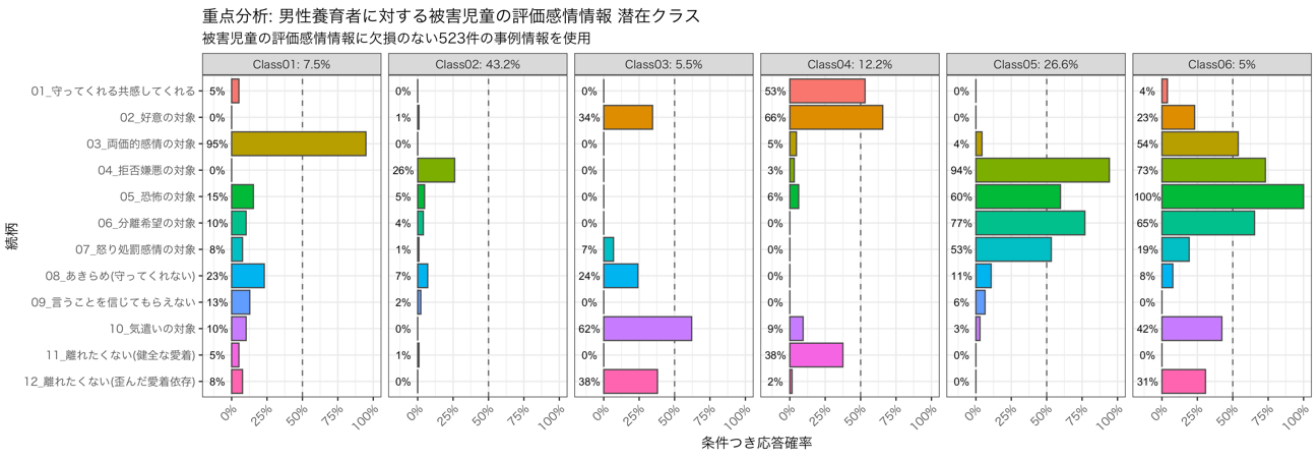


図 9.7 男性養育者に対する被害児童の評価・感情に関する潜在クラス分析の結果
クラス構成比とクラス別の条件つき応答確率

続いて、条件つき応答確率に基づくクラス別の(執筆者による)特徴記述を表 9.7 に整理する。

表 9.7 男性養育者に対する被害児童の評価・感情に関する潜在クラスの要約

番号	識別名称	構成比	主特徴	副次特徴	備考
01	両価的感情の対象	7.5%	「両価的」と形容される	拒否や嫌悪、恐怖、諦めなどの明確な感情に該当することは相対的に少数	
02	嫌悪感のみ	43.2%	明確な評価・感情は観測されず、嫌悪感のみを伴うことが相対的に多い	諦めや恐怖、分離希望の対象と報告されることもある	クラス構成比が最も大きい
03	好意気遣いと非健全依存	5.5%	好意や気遣い、歪んだ愛着依存関係を特徴とする	両価的感情や、恐怖、拒否、分離希望といった評価・感情は報告されない	クラス 06 に次いで 2 番目に構成比が小さい
04	保護と好意_健全愛着	12.2%	好意が中心。保護・共感が半数程度観測され、健全な愛着関係があると報告されることも多い	一部、恐怖の対象でもあると報告される	
05	拒否嫌悪、恐怖と憎しみ	26.6%	拒否と嫌悪、恐怖や分離希望が中心。処罰感情の対象となる割合が全クラスで最も高い	好意や保護、愛着関係に一切の該当がない	クラス 02 に次いで、二番目に構成比が大きい
06	拒否嫌悪、恐怖憎しみと気遣い・非健全依存	5%	恐怖や拒否・嫌悪、分離希望の対象と評価される一方で、気遣いや歪んだ愛着関係が併存することがある	好意の対象とされる状況の併存が 23%程度認められる	全クラスで最も構成比が小さい

9.3.9 女性養育者に対する被害児童の評価・感情

女性養育者に対する被害児童の評価・感情に関する潜在クラス分析の結果、AIC が最小となったのは 6 クラスの場合(AIC =4572.98)となった。クラス内に含まれる事例数はすべて 2 例以上含まれていたため、当該結果を採用した。図 9.8 に示す。

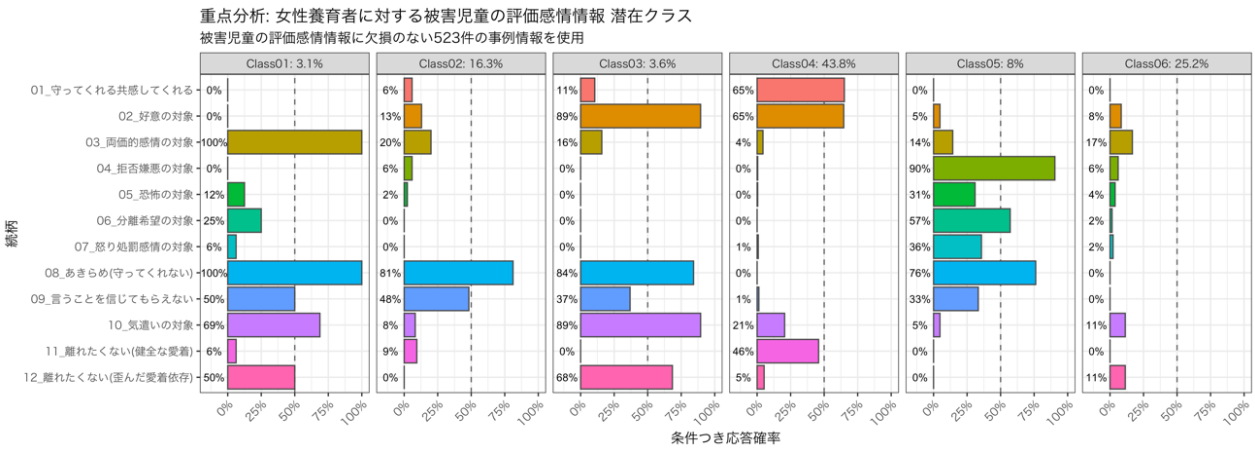


図 9.8 女性養育者に対する被害児童の評価・感情に関する潜在クラス分析の結果
クラス構成比とクラス別の条件つき応答確率

続いて、条件つき応答確率に基づくクラス別の(執筆者による)特徴記述を表 9.8 に整理する。

表 9.8 女性養育者に対する被害児童の評価・感情に関する潜在クラスの要約

番号	識別名称	構成比	主特徴	副次特徴	備考
01	両価的_あきらめ気遣い_依存または分離希望	3.1%	あきらめと両価的感情の対象であり、半数以上で言うことを信じてもらえない、気遣いの対象、歪んだ愛着依存がある	恐怖や分離希望の対象と評価される場合も一定数ある。好意の対象ではない	全クラスの中で構成比が最も小さい
02	あきらめ_信じてもらえない	16.3%	あきらめ、守ってくれないという評価が中心	分離希望や処罰感情は抱かれない。歪んだ愛着関係には該当がない	

03	好意気遣い_あきらめと歪んだ愛着依存	3.6%	好意の対象であることが大多数でありながら、保護や共感はほとんど認められず、気遣いと諦め、歪んだ愛着関係と形容される	健全な愛着関係があるとは報告されない	クラス 01 に次いで、二番目に構成比が小さい
04	保護と好意_健全な愛着	43.8%	守ってくれる、共感してくれる、健全な愛着という評価が中心	気遣いの対象となっている場合もある	全クラス中、最も構成比が大きい。
05	拒否嫌悪恐怖_あきらめと分離希望	8%	拒否嫌悪、恐怖、分離希望あきらめなど、否定的評価が縦走する。保護や共感、愛着の関係に該当はない	拒否と嫌悪感は他のクラスにはほとんど認められない	
06	特記所見なし	25.2%	好意、あるいは拒否嫌悪など、特記する特徴群はないが、保護・共感の関係は該当がない。		クラス 04 に次いで二番目に構成比が大きい

9.3.10 男性養育者に関する外部観察情報

男性養育者の外部観察情報等に関する潜在クラス分析の結果、AIC が最小となったのは 8 クラスの場合(AIC =6179.95)となった。クラス内に含まれる事例数はすべて 2 例以上含まれていたため、当該結果を採用した。図 9.9 に示す。

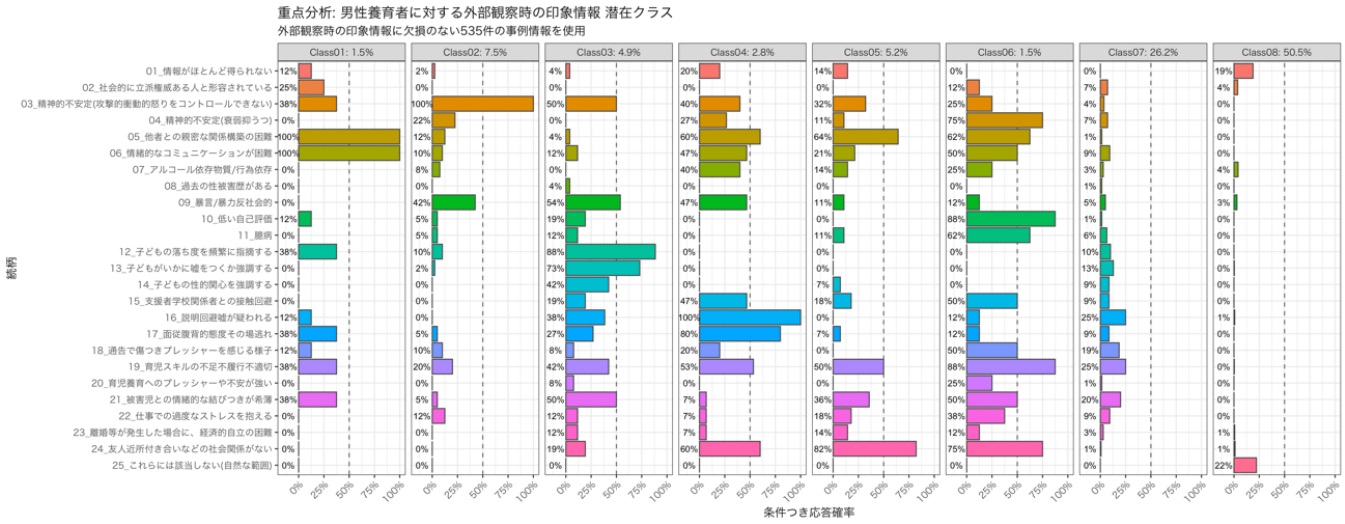


図 9.9 男性養育者の外部観察情報等に関する潜在クラス分析の結果
クラス構成比とクラス別の条件つき応答確率

続いて、条件つき応答確率に基づくクラス別の(執筆者による)特徴記述を表 9.9 に整理する。

表 9.9 男性養育者の外部観察情報等に関する潜在クラスの要約

番号	識別名称	構成比	主特徴	副次特徴	備考
01	親密な関係・情緒的コミュニケーション困難	1.5%	他者との親密な関係構築の困難と、情緒的コミュニケーションの困難に該当	「立派な人」と形容される場合、衝動性・怒りのコントロール困難が伴う場合がある。その他、子どもの落ち度を指摘する、その場逃れ、子どもとの情緒的結びつきが希薄などにも該当する場合がある	クラス 06 と共に、全クラスで最も構成比が小さい
02	衝動的暴言暴力	7.5%	衝動性・怒りのコントロールができないことを主たる特徴とし、暴言・暴力・反社会性が42%程度で認められる	子どもに対する他責性や、関係者への説明・接触回避等には特筆して該当がみとめられない。子どもとの情緒的な結びつ	

				きが希薄とは特別形容されない傾向	
03	反社会性_他責または印象操作	4.9%	子どもの落ち度を頻繁に指摘する、性的関心を強調する、子どもの嘘を強調するといった情報操作・他責性が主たる特徴	暴言暴力、反社会性や衝動性・怒りのコントロール困難に半数程度該当する。また、子どもの養育・情緒的な関係に乏しい例が半数程度ある	
04	反社会性_孤立と回避_物質依存等	2.8%	関係者との接触回避や、嘘・その場逃れの態度、社会的関係に乏しく孤立していることを主たる特徴とする	反社会性、暴言暴力、アルコール等の物質依存や行為依存が半数程度で随伴する。養育不履行も半数程度伴うが、子どもとの情緒的な結びつきが希薄とは形容されない傾向	クラス 01 および 06 に次いで、3 番目に構成比が小さい
05	社会的孤立_情緒コミュニケーションの困難	5.2%	社会関係が希薄、親密な関係構築の困難	クラス 04 に傾向は類似するが、反社会的側面や、嘘や回避は相対的に認められない	
06	衰弱と低い自己評価_養育能力不足_孤立と回避	1.5%	精神的な衰弱、低い自己評価、臆病、社会関係の希薄さで特徴付けられる	子どもとの情緒的な関係が希薄、仕事での過度なストレスを抱える、通告による傷つきやプレッシャーを抱えるといった特徴が他のクラスより該当率が高い	クラス 01 と共に、全クラスで最も構成比が小さい
07	特定の所見のみ	26.2%	いくつかの問題関連項目に該当するものの、明確な特徴がない	「自然な範囲」とは形容されない	クラス 08 に次いで二番目に構成比が大きい
08	自然な範囲	50.5%	問題項目にほとんど該当がなく、自然な範囲と形容される		全クラスで最も構成比が大きい

9.3.11 女性養育者に関する外部観察情報

女性養育者の外部観察情報等に関する潜在クラス分析の結果、AIC が最小となったのは 10 クラスの場合(AIC =7308.71)となった。クラス内に含まれる事例数は、すべて 2 例以上含まれていたため、当該結果を採用した。図 9.10 に示す。

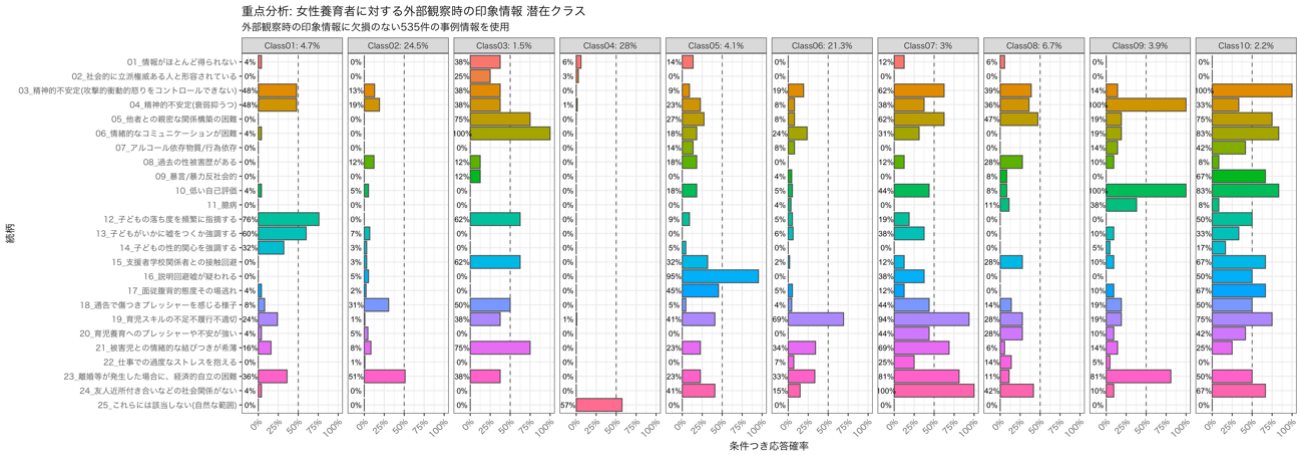


図 9.10 女性養育者の外部観察情報等に関する潜在クラス分析の結果
クラス構成比とクラス別の条件つき応答確率

続いて、条件つき応答確率に基づくクラス別の(執筆者による)特徴記述を表 9.10 に整理する。

表 9.10 女性養育者の外部観察情報等に関する潜在クラスの要約

番号	識別名称	構成比	主特徴	副次特徴	備考
01	精神不安定_他責的_自立困難	4.7%	子どもの落ち度を指摘、子どもの嘘、性的関心の強調など、他責的な側面を主たる特徴とする	衝動性または精神的衰弱、経済的自立の困難を伴う場合が半数程度	
02	自立困難_通告傷つき	24.5%	自立の困難と通告による傷つき、プレッシャーを主たる特徴とする。養育スキルの不足や不履行に該当することは滅多にない	精神的な不安定さ、過去の性被害歴に該当する場合があるが、その他の特記すべき所見は相対的に少ない	クラス 04 に次いで構成比が大きい

03	親密情緒的関係困難_社会的に立派_情報不足と接触回避_子ども非難養育不履行不足_自立困難精神不安定	1.5%	情緒的なコミュニケーションの困難、他者との親密な関係回避、被害児童との情緒的な結びつきが希薄であることを最たる特徴とする。子どもの落ち度を頻繁に指摘する様子や、関係者との接触回避が過半数で該当	半数が通告による傷つき・プレッシャーを報告する。過去の性被害歴や暴言暴力・反社会性に該当する場合もある。他のクラスと異なり、「社会的に立派」と形容される場合がある	全クラス中、構成比が最も小さい
04	自然な範囲	28%	問題関連所見に該当することはなく、自然な範囲と形容される		全クラス中、構成比が最も大きい
05	嘘と回避中心_自立困難養育不履行不足_社会的孤立	4.1%	関係者に対する嘘や説明回避を最たる特徴とする。半数程度でその場逃れの態度がある	養育スキルの不足や不履行、社会的孤立、自立の困難や過去の性被害歴等に一定の該当がある	
06	養育不履行不足_自立困難_被害児童との情緒的関係希薄	21.3%	養育スキルの不足・不履行を最大の特徴とする	被害児童との情緒的な結びつきや、経済的自立の困難が一定数で該当する	クラス 04、クラス 02 に次いで 3 番目に構成比が大きい
07	孤立_自立困難_養育不履行不足_衰弱と衝動性_低い自己評価_被害児童と	3%	社会的孤立と自立の困難、養育スキルの不足と不履行が最大の特徴。被害児童との情緒的関係の希薄さ、衝動性、親密な関係の構築困難が過半数で該当	養育へのプレッシャーや低い自己評価、精神的衰弱など、多重・複合的な課題への該当がある	

	情緒的関係希薄				
08	他責以外の特定所見のみ	6.7%	被害児童を責める、その場逃れの態度やアルコール依存等には該当がないが、その他の問題所見への該当が散見される	過去の性被害該当率は28%と他のクラスと比べて最も高い	
09	衰弱と低い自己評価_自立困難	3.9%	精神的な衰弱、低い自己評価、自立の困難を主たる特徴とする	他のクラスと比べて臆病であると形容される割合が最も高い。他の問題所見に一定の該当が散見される	
10	反社会的暴言暴力_衝動性_物質乱用等_他責と回避_社会的孤立	2.2%	衝動性、暴言・暴力、反社会性を最たる特徴とする	問題所見のほとんどすべてに該当する傾向がある	

9.3.12 被害児童に随伴する問題と障害、養育環境・世帯情報

最後に、被害児童に随伴する問題あるいは障害と、養育環境・世帯情報に関する潜在クラス分析を実施した。その結果、AIC が最小となったのは 5 クラスの場合(AIC =11948.88)であった。クラス内に含まれる事例数は、すべて 2 例以上含まれていたため、当該結果を採用した。図 9.11 に示す。

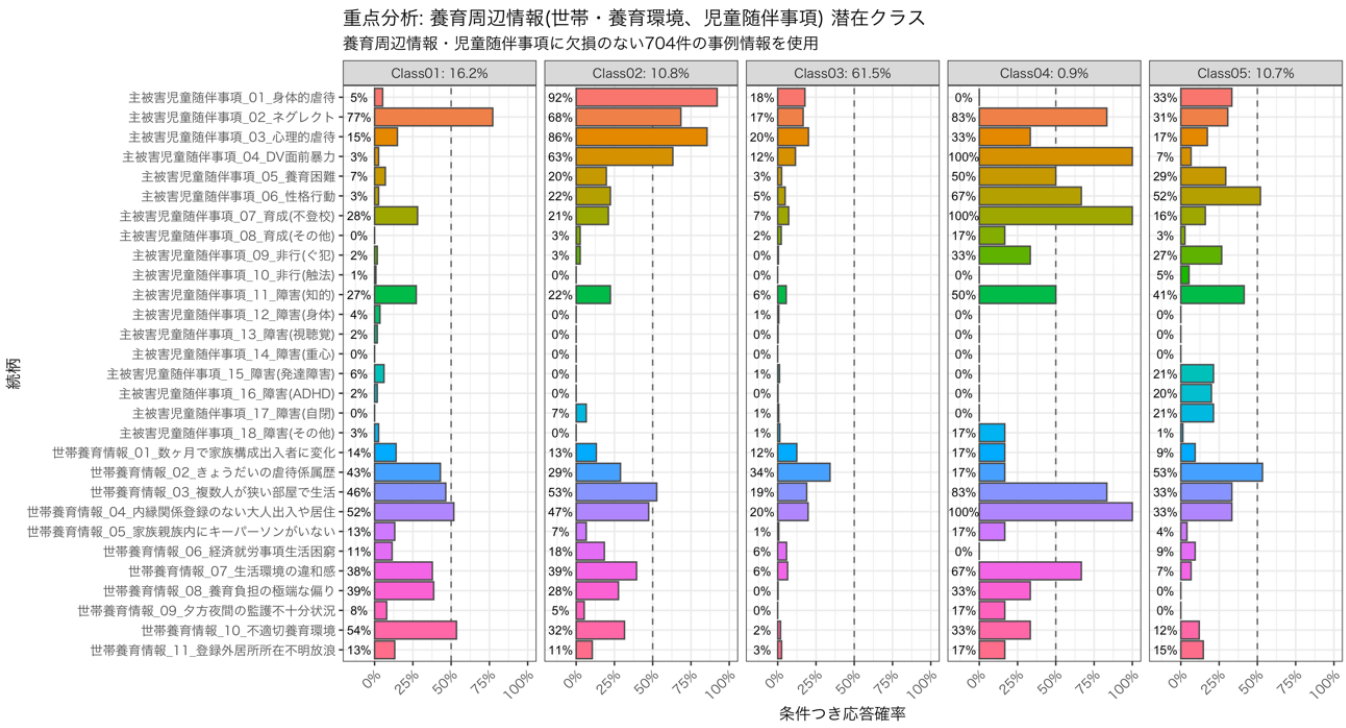


図 9.11 被害児童に随伴する問題あるいは障害と、
養育環境・世帯情報に関する潜在クラス分析の結果
クラス構成比とクラス別の条件つき応答確率

続いて、条件つき応答確率に基づくクラス別の(執筆者による)特徴記述を表 9.11 に整理する。

表 9.11 被害児童に随伴する問題あるいは障害と
養育環境・世帯情報に関する潜在クラスの要約

番号	識別名称	構成比	主特徴	副次特徴	備考
01	ネグレクト中心型	16.2%	ネグレクトへの該当率が顕著に高い。身体的虐待や心理的虐待が併存する場合もあるが一定のみ	きょうだいの虐待係属歴、極端に狭い部屋での生活、登録のない大人の出入りや不適切な養育環境等に半数程度該当	非行等の問題は認められない。不登校や障害が一定の割合で随伴する
02	心身暴力、ネグ	10.8%	身体的虐待、心理的虐待、DV・面前暴力、ネ	子どもの養育困難、性格行動問題、不登校、知的	

	レクト複合		グレクトなど、複数の虐待が複合する	障害、一部発達障害が随伴する	
03	単一虐待_相対軽度	61.5%	全体的に問題所見に該当する割合が低いものの、各種虐待やきょうだいの虐待係属歴に一定数の該当がある	単一種別の虐待が併存する事例で構成されたクラスと想定される	全クラス中、最も構成比が大きい。相対的に複合的な該当率が低いだけであって、重篤さとは独立である
04	非身体暴力、多重問題	0.9%	身体的虐待のみに該当がないが、DV・面前暴力、ネグレクトで高い該当率。子どもには不登校があり、性格行動問題、非行(ぐ犯)が伴うことがある	半数程度に、子どもの知的障害が報告される。登録のない大人の出入りや居住、複数人が極端に狭い部屋で生活している所見が他と比べて多い	全クラス中、最も構成比が小さい
05	虐待随伴_障害と性格行動	10.7%	他のクラスと比較して、発達障害(自閉/ADHD)への該当報告率が唯一高い。子どもの知的障害や性格行動上の問題も半数程度で認められる。非行(ぐ犯)にも一定の該当がある	障害単体ではなく、他の虐待種別やきょうだいの虐待係属歴との併存がうかがわれる	

9.3.13 子どもの家庭内性被害の発生パターンに関する記述的整理

ここまで、家庭居住者や加害者情報、養育者情報等の類型を解析的に求め、関係項目の該当パターンをいくつかの種類にそれぞれ要約した。本節では、養育者や家庭関係情報の組み合わせを求め、子どもの家庭内性被害の被害発生パターンの抽出を試みた。

組み入れ基準を満たした 704 件の事例について、各種潜在クラスに重複のない組み合わせを被害内容と主たる被害児童の発覚時年齢区分(未就学、小学校低学年、小学校高学年、中学生以上の 4 区分)集計により求めたところ、704 件の組み合わせが得られた(組み合わせに関する重複は確認されたなかった)。ここで、全ての組み合わせについて掲載することは叶わないため、各潜在クラス

のいずれにも「欠損」ラベルがなく、その組み合わせがユニークとなった 293 件の被害発生状況を、学齢区分および被害内容と共に表 9.12 に示す。なお、表 9.12 に含まれる内容は、男性養育者および女性養育者、共に所見の得られた事例のみとなっている。したがって、父子家庭・母子家庭での発生被害については掲載されていない(ただし、母子家庭で母の内縁男性が居住し、実質的に男性養育者として所見が得られている場合は、情報が含まれている)。ひとり親家庭での被害発生については、別途の考察が必要となる(第 17 章)。

表 9.12-1 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)
(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者被害児童への態度情報	女性養育者被害児童への態度情報	男性養育者被害児童の評価感情情報	女性養育者被害児童の評価感情情報	男性養育者外部観察時の印象情報	女性養育者外部観察時の印象情報	養育周辺情報	主被害児童発覚時年齢	被害内容
実母SF_親族同居あり	実父以外父_限定加害	特記なし情報不足	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰受護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	両価的_あきらめ気遣い_依存または分離希望	特定の所見のみ	孤立自立困難養育不履行_衰弱衝動的低い自己評価_情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触・その他
		職業安定_態度自然	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	嫌悪感のみ	保護と好意_健全受着	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	未就学	身体接触
						拒否嫌悪恐怖憎しみ	特記所見なし	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・口腔性交
				準暴力性_過剰受護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全受着	特定の所見のみ	精神的不安定他責的_自立困難	単一虐待_相対軽度	中学生以上	口腔性交・身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする
				準暴力性_過剰受護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	特記所見なし	自然な範囲	精神的不安定他責的_自立困難	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	性器性交・身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする・着替えや入浴を覗く
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰受護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全受着	特定の所見のみ	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	職業無職不安定_特定所見のみ	純粋暴力支配統制	心身暴力統制	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	反社会性_他責または印象操作	孤立自立困難養育不履行_衰弱衝動的低い自己評価_情緒的関係希薄	心身暴力放置複合	小学校低学年	身体接触・着替えや入浴を覗く
	内縁者外部親族加害	職業安定_態度自然	職業安定_立場がやや低い	自然な範囲_情緒保護問題解決	心身暴力統制	気遣いと非健全的依存	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	性行為を見せる
	実母中心姉妹等全体性暴力	職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	職業無職不安定_特定所見のみ	純粋暴力支配統制	心身暴力統制	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	反社会性_他責または印象操作	孤立自立困難養育不履行_衰弱衝動的低い自己評価_情緒的関係希薄	心身暴力放置複合	中学生以上	身体接触・着替えや入浴を覗く

表 9.12-2 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)

(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者 被害児童への態度情報	女性養育者 被害児童への態度情報	男性養育者 被害児童の評価感情情報	女性養育者 被害児童の評価感情情報	男性養育者 外部観察時の印象情報	女性養育者 外部観察時の印象情報	養育 周辺情報	主被害児童 発覚時年齢	被害内容
母子家庭内縁男性	実父以外父_限定加害	職業安定_態度自然	自然な範囲	準暴力性_過剰愛護	自然な範囲	嫌悪感のみ	特記所見なし	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触
	実父_限定加害	特記なし情報不足	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	衝動的暴言暴力	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
		特記なし情報不足	職業比較的安定_非難対立復讐恐怖	準暴力性_過剰愛護	自然な範囲	保護と好意健全愛着	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	単一虐待_相対軽度	中学生以上	肛門性交・性的なビデオ本等を見せる
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	保護と好意_健全愛着	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	性器性交・身体接触
	内縁者外部親族加害	特記なし情報不足	暴力統制または監視対立差別_主婦経済依存	自然な範囲_情緒保護問題解決	心身暴力統制	嫌悪感のみ	両価的_あきらめ気遣い_依存または分離希望	自然な範囲	親密情緒関係困難_社会的に立派_情報不足と接触回避_子ども非難養育不履行不足_自立困難精神不安定	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	ビデオ映像/写真の被写体にする
			職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	嫌悪感のみ	特記所見なし	自然な範囲	精神的不安定他責的_自立困難	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	身体接触・性的なビデオ本等を見せる
					無関心と自己中心	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	心身暴力放置複合	中学生以上	身体接触
							特記所見なし	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	性器性交
						気遣いと非健全的依存	好意気遣い_あきらめと歪んだ愛着依存	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする
					依存と自己中心_不自然過剰愛護	嫌悪感のみ	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	ネグレクト中心型	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする・性行為を見せる・性的なビデオ本等を見せる
			職業安定_立場がやや低い	自然な範囲_情緒保護問題解決	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	親密情緒関係困難_社会的に立派_情報不足と接触回避_子ども非難養育不履行不足_自立困難精神不安定	心身暴力放置複合	中学生以上	肛門性交・口腔性交・身体接触
			職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	依存と自己中心_不自然過剰愛護	両価的感情の対象	特記所見なし	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	虐待随伴障害性格行動	小学校高学年	身体接触
			職業安定_立場がやや低い	純粋暴力支配統制	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	衰弱低い自己評価_自立困難	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする

表 9.12-3 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)
(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者 被害児童への態度情報	女性養育者 被害児童への態度情報	男性養育者 被害児童の評価感情情報	女性養育者 被害児童の評価感情情報	男性養育者 外部観察時の印象情報	女性養育者 外部観察時の印象情報	養育 周辺情報	主被害児童 発覚時年齢	被害内容
母子家庭内縁男性	実父以外父_限定加害	職業安定_態度自然	自然な範囲	準暴力性_過剰愛護	自然な範囲	嫌悪感のみ	特記所見なし	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触
	実父_限定加害	特記なし情報不足	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	衝動的暴言暴力	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
		特記なし情報不足	職業比較的安定_非難対立復讐恐怖	準暴力性_過剰愛護	自然な範囲	保護と好意	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	単一虐待_相対軽度	中学生以上	肛門性交・性的なビデオ本等を見せる
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	保護と好意_健全愛着	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	性器性交・身体接触
	内縁者外部親族加害	特記なし情報不足	暴力統制または監視対立差別_主婦経済依存	自然な範囲_情緒保護問題解決	心身暴力統制	嫌悪感のみ	両価的_あきらめ気遣い_依存または分離希望	自然な範囲	親密情緒関係困難_社会的に立派_情報不足と接触回避_子ども非難養育不履行不足_自立困難精神不安定	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	ビデオ映像/写真の被写体にする
			職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	嫌悪感のみ	特記所見なし	自然な範囲	精神的不安定他責的_自立困難	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	身体接触・性的なビデオ本等を見せる
					無関心と自己中心	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	心身暴力放置複合	中学生以上	身体接触
							特記所見なし	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	性器性交
						気遣いと非健全的依存	好意気遣い_あきらめと歪んだ愛着依存	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする
					依存と自己中心_不自然過剰愛護	嫌悪感のみ	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	ネグレクト中心型	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする・性行為を見せる・性的なビデオ本等を見せる
			職業安定_立場がやや低い	自然な範囲_情緒保護問題解決	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	親密情緒関係困難_社会的に立派_情報不足と接触回避_子ども非難養育不履行不足_自立困難精神不安定	心身暴力放置複合	中学生以上	肛門性交・口腔性交・身体接触
			職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	依存と自己中心_不自然過剰愛護	両価的感情の対象	特記所見なし	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	虐待随伴障害性格行動	小学校高学年	身体接触
			職業安定_立場がやや低い	純粋暴力支配統制	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	衰弱低い自己評価_自立困難	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする

表 9.12-4 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)
(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者被害児童への態度情報	女性養育者被害児童への態度情報	男性養育者被害児童の評価感情情報	女性養育者被害児童の評価感情情報	男性養育者外部観察時の印象情報	女性養育者外部観察時の印象情報	養育周辺情報	主被害児童発覚時年齢	被害内容
母子家庭内縁男性	内縁者外部親族加害	特記なし情報不足	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触
					無関心と自己中心	嫌悪感のみ	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	自然な範囲	親密情緒関係困難_社会的に立派_情報不足と接触回避_子ども非難養育不履行不足_自立困難精神不安定	ネグレクト中心型	中学生以上	身体接触
			被支配と恐怖	自然な範囲_情緒保護問題解決	心身暴力統制	嫌悪感のみ	好意気遣い_あきらめと歪んだ愛着依存	自然な範囲	反社会的暴言暴力_衝動物質乱用等_他責回避_社会的孤立	心身暴力放置複合	未就学	性行為を見せる
					保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	衰弱低い自己評価_自立困難	ネグレクト中心型	中学生以上	性行為を見せる
					無関心と自己中心	嫌悪感のみ	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	自然な範囲	精神的不安定他責的_自立困難	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	身体接触
					依存と自己中心_不自然過剰愛護	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触・着替えや入浴を覗く
			職業比較的安定_非難対立復讐恐怖	自然な範囲_情緒保護問題解決	心身暴力統制	保護と好意健全愛着	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする
					自然な範囲	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自然な範囲	ネグレクト中心型	中学生以上	身体接触・着替えや入浴を覗く
		職業安定_態度自然	職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	拒否嫌悪恐怖憎しみ	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	自然な範囲	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	身体接触
			自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	両価的感情の対象	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
					無関心と自己中心	気遣いと非健全的依存	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触
				準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	両価的感情の対象	両価的_あきらめ気遣い_依存または分離希望	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	ネグレクト中心型	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする
					自然な範囲	嫌悪感のみ	両価的_あきらめ気遣い_依存または分離希望	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	ネグレクト中心型	中学生以上	身体接触
					自然な範囲	気遣いと非健全的依存	特記所見なし	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
					無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	ネグレクト中心型	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触
		職業安定_暴力統制無関心差別	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	ネグレクト中心型	中学生以上	身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする・着替えや入浴を覗く
		職業安定_暴力統制無関心差別	自然な範囲	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする

表 9.12-5 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)
(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者 被害児童への態度情報	女性養育者 被害児童への態度情報	男性養育者 被害児童の評価感情情報	女性養育者 被害児童の評価感情情報	男性養育者 外部観察時の印象情報	女性養育者 外部観察時の印象情報	養育 周辺情報	主被害児童 発覚時年齢	被害内容
母子家庭内縁男性	内縁者外部親族加害	職業安定_暴力統制無関心差別	被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	自然な範囲	拒否嫌悪恐怖憎しみ	特記所見なし	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	口腔性交・身体接触
				純粋暴力支配統制	依存と自己中心_不自然過剰愛護	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	好意気遣い_あきらめと歪んだ愛着依存	衝動的暴言暴力	反社会的暴言暴力_衝動物質乱用等_他責回避_社会的孤立	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
		無職_暴力統制	職業安定_立場がやや低い	純粋暴力支配統制	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	反社会性_他責または印象操作	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	未就学	性器性交・口腔性交・身体接触
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	保護と好意 健全愛着	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	ネグレクト中心型	中学生以上	性器性交・肛門性交・性行為を見せる
			職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触
			職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	特記所見なし	自然な範囲	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	単一虐待_相対軽度	中学生以上	ビデオ映像/写真の被写体にする・着替えや入浴を覗く
					無関心と自己中心	嫌悪感のみ	特記所見なし	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触・着替えや入浴を覗く
			被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触・性行為を見せる
	男性加害全体暴力操作	特記なし情報不足	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自然な範囲	ネグレクト中心型	小学校高学年	性器性交・身体接触
		特記なし情報不足	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	心身暴力統制	嫌悪感のみ	特記所見なし	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	被支配と恐怖	純粋暴力支配統制	自然な範囲	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	反社会性_他責または印象操作	衰弱低い自己評価_自立困難	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触・着替えや入浴を覗く
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	職業比較的安定_非難対立復讐恐怖	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	ネグレクト中心型	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触・性行為を見せる・性的なビデオ本等を見せる
	実母中心姉妹等全体性暴力	特記なし情報不足	職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	依存と自己中心_不自然過剰愛護	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	嘘と回避中心_自立困難養育不履行不足_社会的孤立	ネグレクト中心型	小学校高学年	身体接触・着替えや入浴を覗く・性行為を見せる
	きょうだい加害	特記なし情報不足	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	性器性交・身体接触
		特記なし情報不足	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	衰弱低い自己評価_自立困難	ネグレクト中心型	小学校高学年	性器性交・身体接触
		特記なし情報不足	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	好意気遣い_あきらめと歪んだ愛着依存	自然な範囲	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	ネグレクト中心型	中学生以上	身体接触
		職業安定_態度自然	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	保護と好意 健全愛着	保護と好意_健全愛着	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交

表 9.12-6 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)
(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者 被害児童への態度情報	女性養育者 被害児童への態度情報	男性養育者 被害児童の評価感情情報	女性養育者 被害児童の評価感情情報	男性養育者 外部観察時の印象情報	女性養育者 外部観察時の印象情報	養育 周辺情報	主被害児童 発覚時年齢	被害内容
実父母親族同居あり	実父_きょうだい等全体(性)暴力	職業安定_態度自然	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	両価的感情の対象	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
		職業安定_暴力統制無関心差別	職業無職不安定_特定所見のみ	純粋暴力支配統制	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	特記所見なし	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	心身暴力放置複合	小学校低学年	身体接触・着替えや入浴を覗く
			職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	身体接触
				準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	気遣いと非健全的依存	保護と好意_健全愛着	衝動的暴言暴力	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	性器性交・口腔性交・身体接触・着替えや入浴を覗く・性的なビデオ本等を見せる
			被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触
			職業比較的安定_非難対立復讐恐怖	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	心身暴力放置複合	中学生以上	性行為を見せる・性的なビデオ本等を見せる
		無職_暴力統制	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	反社会性_孤立と回避_物質依存等	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	身体接触
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	気遣いと非健全的依存	保護と好意_健全愛着	反社会性_他責または印象操作	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	心身暴力放置複合	中学生以上	身体接触
	実父_限定加害	特記なし情報不足	職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	心身暴力統制	気遣いと非健全的依存	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	性器性交・身体接触
			専業主婦_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	無関心と自己中心	両価的感情の対象	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
			職業安定_立場がやや低い	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	ネグレクト中心型	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触
			自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触
		職業安定_態度自然	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	特記所見なし	衝動的暴言暴力	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
				準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	気遣いと非健全的依存	特記所見なし	特定の所見のみ	自然な範囲	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	性的なビデオ本等を見せる・その他
			自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	あきらめ_信じてもらえない	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触
				準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触
					無関心と自己中心	両価的感情の対象	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	心身暴力放置複合	中学生以上	性器性交・身体接触
					依存と自己中心_不自然過剰愛護	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	衰弱低自己評価_養育能力不足_孤立回避	衰弱低い自己評価_自立困難	ネグレクト中心型	小学校低学年	身体接触・性的なビデオ本等を見せる

表 9.12-7 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)

(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者 被害児童への態度情報	女性養育者 被害児童への態度情報	男性養育者 被害児童の評価感情情報	女性養育者 被害児童の評価感情情報	男性養育者 外部観察時の印象情報	女性養育者 外部観察時の印象情報	養育 周辺情報	主被害児童 発覚時年齢	被害内容
実父母親族同居あり	実父_限定加害	職業安定_暴力統制無関心差別	専業主婦_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	特記所見なし	反社会性_他責または印象操作	精神的不安定他責的_自立困難	心身暴力放置複合	未就学	性行為を見せる・性的なビデオ本等を見せる
			職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	両価的感情の対象	特記所見なし	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	心身暴力放置複合	小学校低学年	性行為を見せる・性的なビデオ本等を見せる
			被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	両価的感情の対象	保護と好意_健全愛着	反社会性_孤立と回避_物質依存等	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
		無職_暴力統制	職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	未就学	身体接触・着替えや入浴を覗く
				純粋暴力支配統制	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	反社会性_孤立と回避_物質依存等	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	心身暴力放置複合	中学生以上	身体接触
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	衝動的暴言暴力	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	ネグレクト中心型	未就学	身体接触・着替えや入浴を覗く
	内縁者外部親族加害	特記なし情報不足	職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触・性的なビデオ本等を見せる
				準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	性器性交
			自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	ネグレクト中心型	中学生以上	身体接触
		職業安定_態度自然	専業主婦_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	保護と好意健全愛着	特記所見なし	特定の所見のみ	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	NA
			自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	無関心と自己中心	保護と好意健全愛着	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	ビデオ映像/写真の被写体にする
		職業安定_暴力統制無関心差別	職業安定_立場がやや低い	自然な範囲_情緒保護問題解決	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	ネグレクト中心型	中学生以上	身体接触
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触
	男性加害全体暴力操作	特記なし情報不足	職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	保護と好意健全愛着	保護と好意_健全愛着	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	心身暴力放置複合	小学校高学年	肛門性交・身体接触
		職業安定_暴力統制無関心差別	被支配と恐怖	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	両価的感情の対象	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	衰弱低い自己評価_自立困難	心身暴力放置複合	中学生以上	身体接触
				純粋暴力支配統制	依存と自己中心_不自然過剰愛護	拒否嫌悪恐怖憎しみ	特記所見なし	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触・性行為を見せる
	実母中心姉妹等全体性暴力	職業安定_態度自然	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	保護と好意健全愛着	保護と好意_健全愛着	反社会性_他責または印象操作	精神的不安定他責的_自立困難	ネグレクト中心型	小学校高学年	身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする・着替えや入浴を覗く

表 9.12-7 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)

(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者 被害児童への態度情報	女性養育者 被害児童への態度情報	男性養育者 被害児童の評価感情情報	女性養育者 被害児童の評価感情情報	男性養育者 外部観察時の印象情報	女性養育者 外部観察時の印象情報	養育 周辺情報	主被害児童 発覚時年齢	被害内容
実父母親族同居あり	きょうだい加害	特記なし情報不足	職業安定_立場がやや低い	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	虐待随伴障害性格行動	小学校高学年	身体接触・着替えや入浴を覗く
				準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	保護と好意 健全愛着	特記所見なし	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	ビデオ映像/写真の被写体にする
			自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	性器性交・身体接触
							特記所見なし	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	身体接触
		職業安定_態度自然	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	精神的不安定他責的_自立困難	単一虐待_相対軽度	中学生以上	口腔性交・身体接触
				準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	精神的不安定他責的_自立困難	ネグレクト中心型	小学校高学年	身体接触・着替えや入浴を覗く
			専業主婦_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	両価的感情の対象	保護と好意_健全愛着	反社会性_他責または印象操作	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
		無職_暴力統制	被支配と恐怖	純粋暴力支配統制	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	虐待随伴障害性格行動	小学校高学年	性器性交・口腔性交・身体接触
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	暴力統制または監視対立差別_主婦経済依存	純粋暴力支配統制	心身暴力統制	拒否嫌悪恐怖憎しみ	特記所見なし	衝動的暴言暴力	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	性器性交・身体接触・その他
			職業安定_立場がやや低い	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	保護と好意 健全愛着	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触・その他

表 9.12-8 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)
(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者被害児童への態度情報	女性養育者被害児童への態度情報	男性養育者被害児童の評価感情情報	女性養育者被害児童の評価感情情報	男性養育者外部観察時の印象情報	女性養育者外部観察時の印象情報	養育周辺情報	主被害児童発覚時年齢	被害内容
実母SF_親族同居なし	実父以外父_限定加害	特記なし情報不足	暴力統制または監視対立差別_主婦経済依存	準暴力性_過剰愛護	心身暴力統制	拒否嫌悪恐怖憎しみ	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	虐待随伴障害性格行動	小学校低学年	身体接触
			職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	気遣いと非健全的依存	特記所見なし	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	孤立自立困難養育不履行_衰弱衝動的低い自己評価_情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性行為を見せる
					無関心と自己中心	嫌悪感のみ	両価的_あきらめ気遣い_依存または分離希望	自然な範囲	嘘と回避中心_自立困難養育不履行不足_社会的孤立	ネグレクト中心型	中学生以上	性器性交・口腔性交
				準暴力性_過剰愛護	自然な範囲	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触
					無関心と自己中心	保護と好意健全愛着	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	衰弱低い自己評価_自立困難	ネグレクト中心型	中学生以上	性器性交・身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする
						拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触
			専業主婦_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	反社会性_他責または印象操作	精神的不安定他責的_自立困難	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	性器性交
			職業安定_立場がやや低い	自然な範囲_情緒保護問題解決	心身暴力統制	嫌悪感のみ	特記所見なし	自然な範囲	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	心身暴力放置複合	中学生以上	身体接触
			自然な範囲	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	両価的感情の対象	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触
		職業安定_態度自然	職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
					無関心と自己中心	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	ネグレクト中心型	小学校低学年	性器性交・身体接触
					無関心と自己中心	保護と好意健全愛着	特記所見なし	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	性器性交・身体接触
				準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	精神的不安定他責的_自立困難	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触
			職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	気遣いと非健全的依存	両価的_あきらめ気遣い_依存または分離希望	衰弱低自己評価_養育能力不足_孤立回避	親密情緒関係困難_社会的に立派_情報不足と接触回避_子ども非難養育不履行不足_自立困難精神不安定	ネグレクト中心型	中学生以上	身体接触
				純粋暴力支配統制	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	両価的_あきらめ気遣い_依存または分離希望	反社会性_他責または印象操作	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触・着替えや入浴を覗く・性的なビデオ本等を見せる・その他
			自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	心身暴力統制	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触
					保護問題解決	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
						嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触・着替えや入浴を覗く・性的なビデオ本等を見せる

表 9.12-9 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)

(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者 被害児童への態度情報	女性養育者 被害児童への態度情報	男性養育者 被害児童の評価感情情報	女性養育者 被害児童の評価感情情報	男性養育者 外部観察時の印象情報	女性養育者 外部観察時の印象情報	養育 周辺情報	主被害児童 発覚時年齢	被害内容
実母SF_親族同居なし	実父以外父_限定加害	職業安定_態度自然	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
					自然な範囲	嫌悪感のみ	好意気遣い_あきらめと歪んだ愛着依存	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	身体接触
							保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
						保護と好意健全愛着	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
						拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触
				準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	保護と好意健全愛着	特記所見なし	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
						拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	性器性交・身体接触
					自然な範囲	両価的感情の対象	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触
					無関心と自己中心	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	ネグレクト中心型	中学生以上	身体接触
						拒否嫌悪恐怖憎しみ	両価的_あきらめ気遣い_依存または分離希望	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触
							好意気遣い_あきらめと歪んだ愛着依存	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする
							特記所見なし	自然な範囲	自然な範囲	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	身体接触・性行為を見せる
				純粋暴力支配統制	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	自然な範囲	心身暴力放置複合	小学校高学年	身体接触・着替えや入浴を覗く

表 9.12-10 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)

(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者 被害児童への態度情報	女性養育者 被害児童への態度情報	男性養育者 被害児童の評価感情情報	女性養育者 被害児童の評価感情情報	男性養育者 外部観察時の印象情報	女性養育者 外部観察時の印象情報	養育 周辺情報	主被害児童 発覚時年齢	被害内容
実母SF_親族同居なし	実父以外父_限定加害	職業安定_暴力統制無関心差別	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	衝動的暴言暴力	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触
					保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	衝動的暴言暴力	衰弱低い自己評価_自立困難	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触
					無関心と自己中心	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触
				純粋暴力支配統制	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
			専業主婦_特定所見のみ	純粋暴力支配統制	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	特記所見なし	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	虐待随伴障害性格行動	小学校高学年	身体接触
					無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	親密関係情緒コミュニケーション困難	嘘と回避中心_自立困難養育不履行不足_社会的孤立	心身暴力放置複合	中学生以上	身体接触
			職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	心身暴力放置複合	小学校高学年	性器性交・身体接触・着替えや入浴を覗く
					心身暴力統制	拒否嫌悪恐怖憎しみ	両価的_あきらめ気遣い_依存または分離希望	反社会性_他責または印象操作	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	心身暴力放置複合	中学生以上	身体接触・その他
			自然な範囲	準暴力性_過剰愛護	自然な範囲	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	性器性交・口腔性交・身体接触
					無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	衝動的暴言暴力	自然な範囲	虐待随伴障害性格行動	小学校高学年	性行為を見せる・性的なビデオ本等を見せる
				純粋暴力支配統制	自然な範囲	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする
			被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	心身暴力統制	保護と好意健全愛着	特記所見なし	反社会性_孤立と回避_物質依存等	嘘と回避中心_自立困難養育不履行不足_社会的孤立	ネグレクト中心型	中学生以上	身体接触・性行為を見せる・その他
					無関心と自己中心	嫌悪感のみ	特記所見なし	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	身体接触・着替えや入浴を覗く
					依存と自己中心_不自然過剰愛護	両価的感情の対象	保護と好意_健全愛着	反社会性_他責または印象操作	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	ネグレクト中心型	中学生以上	性器性交・肛門性交・口腔性交・身体接触
				純粋暴力支配統制	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自然な範囲	心身暴力放置複合	小学校高学年	身体接触
			職業比較的安定_非難対立復讐恐怖	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	気遣いと非健全的依存	保護と好意_健全愛着	反社会性_他責または印象操作	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	性器性交・口腔性交・身体接触
			職業比較的安定_非難対立復讐恐怖	純粋暴力支配統制	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	反社会性_他責または印象操作	自然な範囲	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触・性行為を見せる

表 9.12-11 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)
(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者被害児童への態度情報	女性養育者被害児童への態度情報	男性養育者被害児童の評価感情情報	女性養育者被害児童の評価感情情報	男性養育者外部観察時の印象情報	女性養育者外部観察時の印象情報	養育周辺情報	主被害児童発覚時年齢	被害内容
実母SF_親族同居なし	実父以外父_限定加害	無職_暴力統制	職業無職不安定_特定所見のみ	純粋暴力支配統制	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	反社会性_他責または印象操作	自立困難_通告傷つき	心身暴力放置複合	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする・着替えや入浴を覗く・性行為を見せる・性的なビデオ本等を見せる
		無職_暴力統制	被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	反社会性_他責または印象操作	精神的不安定他責的_自立困難	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	身体接触
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	好意気遣い_あきらめと歪んだ愛着依存	特定の所見のみ	精神的不安定他責的_自立困難	単一虐待_相対軽度	未就学	身体接触
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	専業主婦_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	両価的感情の対象	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	性器性交・肛門性交・身体接触
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	依存と自己中心_不自然過剰愛護	拒否嫌悪恐怖憎しみ	好意気遣い_あきらめと歪んだ愛着依存	特定の所見のみ	衰弱低い自己評価_自立困難	ネグレクト中心型	小学校高学年	身体接触・着替えや入浴を覗く
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	被支配と恐怖	純粋暴力支配統制	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	好意気遣い_あきらめと歪んだ愛着依存	衰弱低自己評価_養育能力不足_孤立回避	嘘と回避中心_自立困難養育不履行不足_社会的孤立	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	口腔性交・身体接触・着替えや入浴を覗く・性行為を見せる
	内縁者外部親族加害	職業安定_態度自然	自然な範囲	準暴力性_過剰愛護	自然な範囲	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触
		職業安定_態度自然	被支配と恐怖	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触・その他
		職業安定_暴力統制無関心差別	職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	両価的感情の対象	保護と好意_健全愛着	衝動的暴言暴力	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	身体接触
	男性加害全体暴力操作	特記なし情報不足	職業安定_立場がやや低い	純粋暴力支配統制	依存と自己中心_不自然過剰愛護	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	反社会性_他責または印象操作	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	心身暴力放置複合	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触・着替えや入浴を覗く・性的なビデオ本等を見せる
		職業安定_態度自然	被支配と恐怖	純粋暴力支配統制	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	反社会性_他責または印象操作	衰弱低い自己評価_自立困難	心身暴力放置複合	中学生以上	性器性交・身体接触・性行為を見せる
		職業安定_暴力統制無関心差別	被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	反社会性_他責または印象操作	衰弱低い自己評価_自立困難	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	自然な範囲	拒否嫌悪恐怖憎しみ	特記所見なし	反社会性_孤立と回避_物質依存等	自立困難_通告傷つき	心身暴力放置複合	小学校高学年	性器性交・身体接触
	実母中心姉妹等全体性暴力	職業安定_態度自然	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	ネグレクト中心型	中学生以上	性行為を見せる
		職業安定_暴力統制無関心差別	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	気遣いと非健全的依存	特記所見なし	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触・着替えや入浴を覗く
			専業主婦_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	両価的感情の対象	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	身体接触
	きょうだい加害	職業安定_態度自然	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	性器性交・口腔性交・ビデオ映像/写真の被写体にする
		職業安定_暴力統制無関心差別	被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	自然な範囲	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触・着替えや入浴を覗く
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	心身暴力統制	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	心身暴力放置複合	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする

表 9.12-12 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)
(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者 被害児童への態度情報	女性養育者 被害児童への態度情報	男性養育者 被害児童の評価感情情報	女性養育者 被害児童の評価感情情報	男性養育者 外部観察時の印象情報	女性養育者 外部観察時の印象情報	養育 周辺情報	主被害児童 発覚時年齢	被害内容
実父母親族同居なし	実父_きょうだい等全体(性)暴力	特記なし情報不足	職業安定_立場がやや低い	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする
				純粋暴力支配統制	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	衝動的暴言暴力	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
			被支配と恐怖	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	ネグレクト中心型	小学校低学年	身体接触
		職業安定_態度自然	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	保護と好意健全愛着	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・口腔性交
		職業安定_暴力統制無関心差別	職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	特記所見なし	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	心身暴力放置複合	中学生以上	性器性交・身体接触
				準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	未就学	着替えや入浴を覗く
					無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	特記所見なし	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触・着替えや入浴を覗く
			職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	心身暴力放置複合	小学校高学年	性器性交・身体接触
					自然な範囲	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする
					無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	自立困難_通告傷つき	心身暴力放置複合	小学校高学年	身体接触
								自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触・着替えや入浴を覗く
				純粋暴力支配統制	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	衝動的暴言暴力	自立困難_通告傷つき	心身暴力放置複合	中学生以上	口腔性交・身体接触・その他
			自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	特記所見なし	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触
			被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	気遣いと非健全的依存	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	衰弱低い自己評価_自立困難	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触・着替えや入浴を覗く
										虐待随伴障害性格行動	小学校低学年	ビデオ映像/写真の被写体にする・着替えや入浴を覗く
						保護と好意健全愛着	保護と好意_健全愛着	反社会性_孤立と回避_物質依存等	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	口腔性交・身体接触
				純粋暴力支配統制	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	心身暴力放置複合	中学生以上	性器性交・身体接触
								自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	心身暴力放置複合	中学生以上	性器性交・身体接触
					依存と自己中心_不自然過剰愛護	拒否嫌悪恐怖憎しみ	好意気遣い_あきらめと歪んだ愛着依存	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	性器性交
			職業比較的安定_非難対立復讐恐怖	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
				純粋暴力支配統制	無関心と自己中心	両価的感情の対象	あきらめ_信じてもらえない	親密関係情緒コミュニケーション困難	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	ネグレクト中心型	中学生以上	身体接触・着替えや入浴を覗く

表 9.12-13 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)

(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者 被害児童への態度情報	女性養育者 被害児童への態度情報	男性養育者 被害児童の評価感情情報	女性養育者 被害児童の評価感情情報	男性養育者 外部観察時の印象情報	女性養育者 外部観察時の印象情報	養育 周辺情報	主被害児童 発覚時年齢	被害内容
実父母親族同居なし	実父_きょうだい等全体(性)暴力	無職_暴力統制	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	衝動的暴言暴力	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	口腔性交・身体接触
							拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
			被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	自然な範囲	拒否嫌悪恐怖憎しみ	特記所見なし	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
				純粋暴力支配統制	依存と自己中心_不自然過剰愛護	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	ネグレクト中心型	中学生以上	性器性交
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	暴力統制または監視対立差別_主婦経済依存	準暴力性_過剰愛護	依存と自己中心_不自然過剰愛護	保護と好意健全愛着	両価的_あきらめ気遣い_依存または分離希望	衰弱低自己評価_養育能力不足_孤立回避	反社会的暴言暴力_衝動物質乱用等_他責回避_社会的孤立	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	身体接触
			職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	衝動的暴言暴力	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触
			自然な範囲	純粋暴力支配統制	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	保護と好意_健全愛着	衝動的暴言暴力	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	身体接触
			被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	反社会性_孤立と回避_物質依存等	嘘と回避中心_自立困難養育不履行不足_社会的孤立	心身暴力放置複合	中学生以上	身体接触・性行為を見せる

表 9.12-14 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)
(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者被害児童への態度情報	女性養育者被害児童への態度情報	男性養育者被害児童の評価感情情報	女性養育者被害児童の評価感情情報	男性養育者外部観察時の印象情報	女性養育者外部観察時の印象情報	養育周辺情報	主被害児童発覚時年齢	被害内容
実父母親族同居なし	実父_限定加害	特記なし情報不足	職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	心身暴力統制	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	心身暴力放置複合	中学生以上	身体接触
				準暴力性_過剰愛護	依存と自己中心_不自然過剰愛護	気遣いと非健全的依存	特記所見なし	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	ネグレクト中心型	小学校高学年	身体接触・その他
			専業主婦_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	自然な範囲	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	身体接触
			職業安定_立場がやや低い	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
				準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
					無関心と自己中心		特記所見なし	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	身体接触
					依存と自己中心_不自然過剰愛護	嫌悪感のみ	特記所見なし	衝動的暴言暴力	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触
				純粋暴力支配統制	依存と自己中心_不自然過剰愛護	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	心身暴力放置複合	中学生以上	性器性交・身体接触・着替えや入浴を覗く
			被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	反社会性_孤立と回避_物質依存等	親密情緒関係困難_社会的に立派_情報不足と接触回避_子ども非難養育不履行不足_自立困難精神不安定	ネグレクト中心型	小学校高学年	身体接触・着替えや入浴を覗く
		職業安定_態度自然	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	心身暴力統制	両価的感情の対象	両価的_あきらめ気遣い_依存または分離希望	特定の所見のみ	孤立自立困難養育不履行_衰弱衝動的低い自己評価_情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする・着替えや入浴を覗く・性的なビデオ本等を見せる
				準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	両価的感情の対象	特記所見なし	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	ネグレクト中心型	小学校高学年	性器性交・身体接触・着替えや入浴を覗く
			職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	特記所見なし	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	未就学	身体接触
			自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	保護と好意健全愛着	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	性器性交・身体接触
								自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	肛門性交
				準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	両価的感情の対象	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触
					自然な範囲	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
							保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	性器性交・身体接触
						拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	性器性交・口腔性交・身体接触
					無関心と自己中心	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	身体接触
							保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
				純粋暴力支配統制	心身暴力統制	拒否嫌悪恐怖憎しみ	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	心身暴力放置複合	小学校低学年	身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする・着替えや入浴を覗く

表 9.12-15 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)
(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者被害児童への態度情報	女性養育者被害児童への態度情報	男性養育者被害児童の評価感情情報	女性養育者被害児童の評価感情情報	男性養育者外部観察時の印象情報	女性養育者外部観察時の印象情報	養育周辺情報	主被害児童発覚時年齢	被害内容
実父母親族同居なし	実父_限定加害	職業安定_暴力統制無関心差別	暴力統制または監視対立差別_主婦経済依存	自然な範囲_情緒保護問題解決	依存と自己中心_不自然過剰愛護	気遣いと非健全的依存	特記所見なし	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	性器性交・身体接触・その他
				純粋暴力支配統制	被害児童のみ差別的扱い_心身暴力統制	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	反社会性_孤立と回避_物質依存等	孤立自立困難養育不履行_衰弱衝動的低い自己評価_情緒的関係希薄		単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・肛門性交・口腔性交・身体接触
			職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触・着替えや入浴を覗く
				準暴力性_過剰愛護	心身暴力統制	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	身体接触
					保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・肛門性交・口腔性交・身体接触
					無関心と自己中心	気遣いと非健全的依存	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触
					純粋暴力支配統制	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	着替えや入浴を覗く
			専業主婦_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	気遣いと非健全的依存	特記所見なし	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交
					無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	特記所見なし	反社会性_他責または印象操作	衰弱低い自己評価_自立困難	ネグレクト中心型	小学校低学年	性器性交・身体接触
			職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	反社会性_孤立と回避_物質依存等	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	その他
							拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	衝動的暴言暴力	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	口腔性交
				純粋暴力支配統制	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交
			自然な範囲	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自然な範囲	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	身体接触
					自然な範囲	気遣いと非健全的依存	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	心身暴力放置複合	中学生以上	性器性交・身体接触
					無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	ネグレクト中心型	未就学	性器性交・口腔性交・身体接触・着替えや入浴を覗く
			被支配と恐怖	自然な範囲_情緒保護問題解決	依存と自己中心_不自然過剰愛護	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
				準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
			職業比較的安定_非難対立復讐恐怖	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	特記所見なし	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	心身暴力放置複合	小学校高学年	口腔性交・身体接触
		無職_暴力統制	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	反社会性_孤立と回避_物質依存等	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	ネグレクト中心型	中学生以上	身体接触・その他
			職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	親密関係情緒コミュニケーション困難	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	心身暴力放置複合	中学生以上	身体接触
			被支配と恐怖	自然な範囲_情緒保護問題解決	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	特記所見なし	特定の所見のみ	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触
				準暴力性_過剰愛護	自然な範囲	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
				純粋暴力支配統制	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	あきらめ_信じてもらえない	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触

表 9.12-16 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)
(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者 職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者 被害児童への態度情報	女性養育者 被害児童への態度情報	男性養育者 被害児童の評価感情情報	女性養育者 被害児童の評価感情情報	男性養育者 外部観察時の印象情報	女性養育者 外部観察時の印象情報	養育 周辺情報	主被害児童 発覚時年齢	被害内容
実父母親族同居なし	実父_限定加害	職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	特記所見なし	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
				純粋暴力支配統制	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	未就学	身体接触
			専業主婦_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	衝動的暴言暴力	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	非身体暴力多重問題	中学生以上	性器性交・身体接触
						拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	衝動的暴言暴力	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触
				純粋暴力支配統制	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	衝動的暴言暴力	自立困難_通告傷つき	心身暴力放置複合	小学校低学年	身体接触・着替えや入浴を覗く・その他
			職業安定_立場がやや低い	準暴力性_過剰愛護	自然な範囲	両価的感情の対象	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
					無関心と自己中心	保護と好意健全愛着	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	親密情緒関係困難_社会的に立派_情報不足と接触回避_子ども非難養育不履行不足_自立困難精神不安定	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触
						拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	ビデオ映像/写真の被写体にする・着替えや入浴を覗く
			被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする
					自然な範囲	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	自然な範囲	ネグレクト中心型	中学生以上	身体接触・着替えや入浴を覗く
				純粋暴力支配統制	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする・性行為を見せる
	内縁者外部親族加害	特記なし情報不足	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	心身暴力統制	保護と好意健全愛着	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	ビデオ映像/写真の被写体にする
			職業安定_立場がやや低い	自然な範囲_情緒保護問題解決	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	ネグレクト中心型	中学生以上	性行為を見せる
				準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	性器性交・身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする
		職業安定_態度自然	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	保護と好意健全愛着	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触
					依存と自己中心_不自然過剰愛護	保護と好意健全愛着	保護と好意_健全愛着		自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする・性行為を見せる
									養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	身体接触
				準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	反社会性_他責または印象操作	精神的不安定他責的_自立困難	ネグレクト中心型	中学生以上	性器性交・身体接触
		職業安定_暴力統制無関心差別	職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	心身暴力統制	保護と好意健全愛着	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	親密関係情緒コミュニケーション困難	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	心身暴力放置複合	中学生以上	身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	虐待随伴障害性格行動	小学校高学年	身体接触・着替えや入浴を覗く

表 9.12-17 個別の潜在クラス分析による抽出クラスとその組み合わせ(事例数=293 件)
(情報欠損により潜在クラスが求められなかった場合を含む事例レコードは除外)

家族構成	加害被害関係情報	男性養育者職業区分と他の養育者態度情報	女性養育者職業区分と他の養育者態度情報	男性養育者被害児童への態度情報	女性養育者被害児童への態度情報	男性養育者被害児童の評価感情情報	女性養育者被害児童の評価感情情報	男性養育者外部観察時の印象情報	女性養育者外部観察時の印象情報	養育周辺情報	主被害児童発覚時年齢	被害内容
実父母親族同居なし	男性加害全体暴力操作	職業安定_暴力統制無関心差別	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	両価的感情の対象	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする
					無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみ	好意気遣い、あきらめと歪んだ愛着依存	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
				純粋暴力支配統制	保護問題解決	拒否嫌悪恐怖憎しみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	心身暴力放置複合	中学生以上	口腔性交・身体接触・着替えや入浴を覗く
	実母中心姉妹等全体性暴力	職業安定_態度自然	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	依存と自己中心_不自然過剰愛護	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	衝動的暴言暴力	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	身体接触
	きょうだい加害	特記なし情報不足	職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	特記所見なし	自然な範囲	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	ネグレクト中心型	中学生以上	性器性交
					依存と自己中心_不自然過剰愛護	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	ネグレクト中心型	小学校低学年	肛門性交・口腔性交・身体接触・性的なビデオ本等を見せる
				準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	嘘と回避中心_自立困難養育不履行不足_社会的孤立	ネグレクト中心型	中学生以上	性器性交
			職業安定_立場がやや低い	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	口腔性交・性行為を見せる
						保護と好意	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	自然な範囲	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	ネグレクト中心型	小学校高学年	ビデオ映像/写真の被写体にする
				準暴力性_過剰愛護	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	特記所見なし	社会的孤立情緒コミュニケーション困難	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	ネグレクト中心型	中学生以上	性器性交・身体接触
				純粋暴力支配統制	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	性器性交
			職業比較的安定_非難対立復讐恐怖	自然な範囲_情緒保護問題解決	無関心と自己中心	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	養育不履行不足_自立困難_被害児との情緒的関係希薄	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	身体接触
		職業安定_態度自然	自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	保護と好意_健全愛着	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	性器性交・口腔性交・身体接触
											中学生以上	身体接触・その他
					自然な範囲	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触・ビデオ映像/写真の被写体にする
						保護と好意_健全愛着	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自立困難_通告傷つき	ネグレクト中心型	未就学	身体接触・着替えや入浴を覗く
									自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校低学年	性器性交
											小学校高学年	身体接触
					無関心と自己中心	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	中学生以上	身体接触
				準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	保護と好意_健全愛着	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触
					自然な範囲	両価的感情の対象	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	自然な範囲	虐待随伴障害性格行動	中学生以上	性器性交・身体接触
			職業無職不安定_特定所見のみ	自然な範囲_情緒保護問題解決	保護問題解決	保護と好意_健全愛着	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	他責以外の特定所見のみ_過去の性被害	単一虐待_相対軽度	未就学	性器性交・身体接触
				準暴力性_過剰愛護	保護問題解決	嫌悪感のみ	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	精神的不安定他責的_自立困難	ネグレクト中心型	中学生以上	身体接触
			職業安定_立場がや低い	準暴力性_過剰愛護	自然な範囲	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	特定の所見のみ	衰弱低い自己評価_自立困難	ネグレクト中心型	中学生以上	身体接触
			自然な範囲	自然な範囲_情緒保護問題解決	自然な範囲	嫌悪感のみ	保護と好意_健全愛着	自然な範囲	自然な範囲	単一虐待_相対軽度	小学校高学年	身体接触
			被支配と恐怖	準暴力性_過剰愛護	心身暴力統制	保護と好意_健全愛着	あきらめ_信じてもらえない	特定の所見のみ	自立困難_通告傷つき	単一虐待_相対軽度	中学生以上	性器性交・口腔性交・身体接触・着替えや入浴を覗く・性的なビデオ本等を見せる
			職業比較的安定_非難対立復讐恐怖	純粋暴力支配統制	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	保護と好意_健全愛着	反社会性_他責または印象操作	孤立自立困難養育不履行_衰弱衝動的低い自己評価_情緒的関係希薄	心身暴力放置複合	小学校高学年	身体接触
		職業不安定_暴力無関心差別または立場が弱い	職業無職不安定_特定所見のみ	準暴力性_過剰愛護	依存と自己中心_不自然過剰愛護	保護と好意_健全愛着	拒否嫌悪恐怖あきらめ分離希望	反社会性_孤立と回避_物質依存等	孤立自立困難養育不履行_衰弱衝動的低い自己評価_情緒的関係希薄	ネグレクト中心型	小学校高学年	身体接触・着替えや入浴を覗く
			職業比較的安定_非難対立復讐恐怖	純粋暴力支配統制	無関心と自己中心	拒否嫌悪恐怖憎しみと気遣い依存	保護と好意_健全愛着	反社会性_他責または印象操作	精神的不安定他責的_自立困難	心身暴力放置複合	小学校高学年	性器性交・身体接触

9.4 考察

本章では、「家族構成」、「居住者情報」、「養育者情報」、「家族関係情報」、「被害児童の随伴問題・障害」や「養育環境」についての数量的なパターン抽出を実施した。本節では、特に数量的な解析結果(潜在クラス分析の結果)に焦点をあてた考察を行う。

9.4.1 家族構成・居住者に関する考察

家族構成・居住者に関する潜在クラス分析の結果、子どもの家庭内性被害の発生家庭における家族構成について、大きく 5 つのパターンが抽出された。

最も構成比が大きかったのは、親族の同居がほとんどない実父母家庭(ただし、一部父子家庭・母子家庭が含まれる。ひとり親家庭についての詳細な分析は第 17 章で行う)であり、全体の 40.2%を占めた。これについで構成比が大きかったのは、きょうだい以外の親族が同居しない実母と実父以外の父が居住するステップファミリーであり(21.9%)、さらに、きょうだい以外の親族が同居しない母子家庭に、母の内縁男性が同居する形態(19.8%)が続いた。核家族化を背景に想定すれば、「親族が同居していない場合に性被害が発生しやすい」ことを単純に意味するものと解釈することは適切ではないと考えられるが、同時に、家庭内に加害の抑止機能を担いうる人物が少ないといった側面は、問題の発生や維持に影響を与える要因の一つとして指摘されうる。

親族が同居する例では、実父母家庭(ここには、父子家庭・母子家庭が一部含まれる)に祖父母等が同居する形態が多く、全体の 15.4%を占めた。そして、最も構成比の小さいステップファミリーに祖父母等親族が同居する例(一部ひとり親家庭を含む)が 2.7%を占めていた。

子どもに対する性被害は、あらゆる家族形態でその発生が認められることを前提にした眼差しが必要だと言える。

9.4.2 加害被害等関係情報に関する考察

加害被害関係に関する分析の結果は、典型的な加害構造をいくつか示した。主たる加害者は実父、実父以外の父、母親の内縁男性、きょうだい、祖父と続く。報告事例における被害児童のみに何らかの加害が及ぶ場合もあれば、母親やきょうだい、家庭内全体に心理的・身体的暴力が及ぶ場合や、性的暴力が伴う場合もみとめられた。

構成比が最も大きいパターンは実父による単独加害(まれに、実母の共犯を含む)であった(25.7%)。次いで、母の内縁男性、おじ、祖父、きょうだいの内縁者などの外部親族等に加えて、実母が加害側となるパターンが 23%を占め、実父以外の父による加害(一部、実母や実父の共犯)が 21.3%、きょうだい(兄・異父母の兄)を中心とする加害事例群が 15.5%と続いた。加害者の続柄によってパターンが完全に分かれていない背後には、複数の立場の者からの加害が同時に発生しているケースが含まれていることを示すものと考えられる。

また、相対的に構成比の小さいクラスについては、加害者の続柄に加えて被害範囲の広さを特徴に持つパターンが抽出される結果となった。被害児童への性的暴力に加えて、身体的・心理的暴力が伴う場合もある。兄弟(異父母含む)への身体的・心理的暴力や姉妹への心理的・身体的・性的暴力が伴う場合も確認されている。被害児童やきょうだいに秘密の強要、支配、操作、脅迫が及ぶものなども含まれる。こういった家庭全体に及ぶ加害が発生するパターンにおいて、加害者は特定の続柄に集中するわけではなく、実父母、実父以外の父、母親の内縁者、きょうだい親族等、様々な例が含まれた。

子どもの家庭内性被害における加害者と加害構造については、いくつかの典型が存在することは指摘されうるが、実態は決して単純ではない。

なお、加害者の続柄単独の情報で潜在クラス分析を適用した結果からは、いくつか特徴的な共犯例があることが示された。実母と実父、実母と実父以外の父、実母と内縁者の共犯、実母ときょうだいの共犯などである。また、少数例ではあるが、オンライン関与者が主たる加害である場合において、実母や被害児童の恋人・内縁者が共犯関係にあるパターンも抽出されている。加害構造を見立てる場合には、居住者の範囲だけでなく、家庭外の関与者まで想像を広げる必要があると言えるだろう。

9.4.3 男性養育者の職業区分と他方の養育者に対する態度に関する考察

男性養育者の職業区分と他の養育者に対する態度については、5 つのパターンに典型例が整理された。他の養育者に対する態度が自然な範囲と形容され、安定した職業である場合が多いパターンが最も多く、28.8%を占めた。明確な所見の少ない 24.7%の例と合わせて約半数程度である。これと対照に、残りの約半数程度は、職業区分や他の養育者に対して何らか課題を有するパターンが認められた。

職業が無職(6.1%)または不安定(14.2%)と判断されるパターンでは、その半数程度で他の養育者に対する心理的・身体的統制が発生しており、身体的暴力や度を超えた監視干渉など、複数の課題が認められた。特に職業状況が不安定な場合では、男性養育者が他の養育者よりも立場が弱い、依存しているといった所見に該当する例が、クラス構成比の中の 1 割程度に含まれていた。男性養育者が職業的に安定していない場合には、他方の養育者への暴力的関わりが多いという知見は特筆されうるものである。しかし、男性養育者が他の養育者に対して心理的・身体的な暴力統制を取る例は、安定した職業の場合においても存在しており、全体の 4 分の 1 を占めている(26.5%)ことも、同時に把握しておく必要があるだろう。なお、他の養育者に対する暴力的な態度を持つ男性養育者のパターンにおいて、その 15%程度には過剰な性役割や特異的な性的価値観を強要する態度が認められている。性加害との関連が度々指摘されている概念ではあるが、心理的・身体的暴力、力・権

力の誇示といった観点に比べて該当率が小さい。外部から観察することが難しい等の様々な背景があるものと考えられる。

9.4.4 女性養育者の職業区分と他方の養育者に対する態度に関する考察

女性養育者の職業区分と他の養育者に対する態度は、男性養育者よりも抽出されるパターンが多い結果となった(AIC 最小は 8 クラス)。職業区分で「専業主婦」への該当率が一定数あることや、「立場が弱い」といった類型が一定の割合を持つことに起因するものと捉えられる。

他の養育者に対する女性養育者の態度が、「自然な範囲」とされるパターンが全体の 3 割程度を占めており、最も構成比が大きかった。職業区分によらず、一部の課題所見には該当するものの、全体的には比較的安定した関係が伺われるパターンは総じて半数程度あり、これらを合わせて 8 割程度を構成している。残りの 2 割程度には、暴力的な態度に関する項目への該当が目立つパターン(1.8%)、恐怖や顔色を伺うなど、弱い立場であることに関連する項目への該当が顕著なパターン(14.8%)、安定した職業で対立や葛藤、怒りや復讐心への該当が目立つパターン(3.6%)が含まれた。

加害被害関係に関する分析結果にも示されるとおり、加害者の暴力的行為が家族全体に及ぶ場合もあれば、そうでない場合もある。女性養育者にも暴力的被害および無力化される例も一定数確かに存在しているが、子どもの家庭内性被害のすべてでそのような構造があるわけではないことは、改めて認識する必要があるだろう。

9.4.5 男性養育者の被害児童に対する態度に関する考察

男性養育者の被害児童に対する態度については、最もクラス数が少なく、数量的に抽出されたパターンは 3 つにとどまった。「自然な範囲または該当情報がほとんどない」類型が 46%を占めた。そして、「心理的・身体的暴力や自己中心的な関わり」、「力・権力の誇示」等を中心に該当する典型暴力例が 12.1%となった。また、暴力的な関わりに関する項目に該当があるものは一部にとどまり、代わって「過剰な愛護」や「関わり方が不自然」といった項目への該当が典型暴力例より高いパターンが 42%を占めた。子どもに対して、「暴力的」あるいは「不自然な愛護」といった男性養育者の態度は、性被害の発生を懸念する上での一つの重要な観点になる可能性が指摘されうる。

9.4.6 女性養育者の被害児童に対する態度に関する考察

女性養育者の被害児童に対する態度については、男性養育者の場合と比べて抽出されたパターンが多く、6 つの類型が得られた。「情緒的保護」や「問題解決行動」を伴うパターン(23.4%)と「自然な範囲」と形容されるパターン(17.9%)が全体の 4 割程度を占め、「自己中心的あるいは無

視・放置・無関心」への該当が目立つパターンが全体の 4 割程度となった。「暴力的・差別的な関わり」への該当が中心となる例は全体の 1 割程度、そして「子どもに対する依存」を主たる特徴とする例が 6%程度で認められた。

多くの例で非加害親となる女性養育者において、問題解決の行動をとることの叶う例は 20%程度の事例で該当が報告される。一方で、当該結果から、女性養育者に見られる子どもへの態度に課題が認められることもあり、心身暴力やネグレクト、子どもへの依存などの類型があることが示されたものと考えられる。心身暴力やネグレクトなどの関わり方は、女性養育者と子どもとの間に距離を生じさせ、開示の抑制や閉鎖的な加害―被害関係の発生に係る要因のひとつになることが推測される。男性養育者の場合と同様、性被害の発生を懸念する上での重要な観点となるだろう。

9.4.7 男性養育者に対する被害児童の評価・感情に関する考察

男性養育者に対して子どもが抱く感情や評価については、6 つの類型が抽出された。大きくは「好意・安心」、「拒否・嫌悪」、「両価的」の方向性が示される結果となっている。両価的な評価については、「依存・歪んだ愛着関係・気遣いの対象」となる例もあり、拒否・嫌悪については「分離希望・怒り・処罰対象」を伴うパターンも示された。男性養育者が非加害親である場合の好意・安心や、男性養育者が加害親である場合の拒否・嫌悪的感情や怒りに加え、歪んだ愛着関係等には加害に随伴する支配・操作やグルーミングによる影響が推察される。歪んだ依存関係に起因して「被害児童が加害者との分離を希望しない」といった場合には、背景にある加害戦略等を含めた慎重な理解が求められることになるだろう。また、解析的に抽出されたパターンの中であっても、男性養育者に対して子どもが抱く評価や感情には様々な内容が同時に併存する様相が観察される結果になっている。被害児童には、様々な内的葛藤や苦悩が生じているであろうことも、特筆すべきであると言える。

9.4.8 女性養育者に対する被害児童の評価・感情に関する考察

女性養育者に対して被害児童が抱く評価・感情の分析では、男性養育者と同じく 6 つの類型が抽出されたが、その様相は男性養育者のものと比べていくつかの点で異なるものとなった。「好意・安心」で形容されるパターンが 4 割強、明確な所見のない例が 25%程度となった。拒否嫌悪や恐怖、分離希望の対象といった項目への該当で特徴付けられるパターンは 8%程度にとどまり、それに代わって「あきらめ・守ってくれない」、「言うことを信じてもらえない」といった所見が目立った。あきらめの感情は、女性養育者に対して嫌悪等の感情を抱く場合だけでなく、両価的感情や好意を寄せている場合にも併存し、その場合には同時に「気遣いの対象」や「歪んだ愛着・依存」と形容される状態が併存していることが多く見られている。男性養育者に対する評価・感情とは背景も内容も異なるものの、被害児童が複雑な感情を抱えている点では共通していると考えられる。

9.4.9 男性養育者の外部観察情報等に関する考察

男性養育者の外部観察情報については、8 つのパターンが抽出される結果となった。「自然な範囲」あるいは特段明確な問題所見の得られないパターンが 50%程度を占め、次いで、何らかの問題関連所見に散発的に該当する例が 26%程度を占める結果となった。その他のパターンでは、暴力的・反社会的と形容されパターンが 3 つの類型で抽出され、衝動性を最大の特徴とする暴力的な類型、子どの落ち度の指摘や子どもの嘘を強調することを主たる特徴とする情報・印象操作型の類型、支援者に対してその場逃れ・面従腹背的態度をとる回避型の類型が抽出された。暴力性が目立たない他のパターンには、情緒的コミュニケーションや親密な関係構築が困難であると観察されるパターン、親密な関係構築の困難に社会的孤立を併せ持つパターン、精神的衰弱や自己評価の低さ、臆病さ、養育の不履行と社会的孤立を伴うパターンが得られた。

男性養育者の評価について、外部から観察される情報を切り口にした場合、本節の結果からは、(1)暴力的な態度を有する場合、(2)親密な関係構築・情緒コミュニケーションの困難や社会的孤立がある場合、(3)臆病さや精神的衰弱を伴う場合に、子どもの家庭内性被害を懸念する必要があるかもしれない。また、暴力的な態度を有する男性養育者に関しては、「子どもの落ち度を指摘する・嘘を強調する」といった印象操作や、「関係者との接触・説明回避、嘘やその場逃れの態度」といった回避型の態度を伴う場合には、より一層の注意が必要だと指摘されうる。ただし、男性養育者が「自然な範囲」と形容される場合や、問題関連所見に該当する特徴が少ない場合においても(報告例は当該パターンの方が多い)、被害が発生していることは特記すべき事項であるだろう。

9.4.10 女性養育者の外部観察情報等に関する考察

女性養育者の外部観察情報については、男性養育者の類型よりもさらに多く、10 のパターンが抽出される結果となった。大きく分けて、「自然な範囲」である場合、ネグレクトや子どもとの情緒的結びつきの希薄さを特徴とする例、反社会性・暴力性・他責的な女性養育者、臆病さや精神的衰弱の目立つ例が抽出された。「自然な範囲」である場合を除き、ほとんどのパターンで経済的自立の困難に係る該当が一定数以上報告されている。

女性養育者が直接的な加害者となる例は本調査で報告された事例において少ない。すなわち、多くの場合で女性養育者は非加害親となる。したがって、「自然な範囲」であることを除いて、上記に挙げた要因は子どもの家庭内性被害の間接的な促進要因になっているものと推測される。具体的には、ネグレクトや情緒的な結びつきの希薄さ、暴力性・反社会性、臆病さや精神的衰弱、経済的依存といった特徴は、子どもを保護する機能の低下と関連しうると考えられる。このとき、女性養育者の精神的な衰弱は、加害者によってもたらされた結果としても解釈されうる。

経済的な依存関係(経済的自立の困難)や衰弱は、加害者と女性養育者の間に介在する大きな力関係の発生(支配的関係等)に関連するものと考えられる。また、保護機能の低下は、加害者と被害児

童の間に発生する閉鎖的な関係を抑止する機能の低下につながるものと考えられる。こういった要因から、家族内での閉鎖的な関係や、加害者と被害児童間の閉鎖的な関係が発生し、子どもの家庭内性被害が生じているといった流れも想定されるだろう。

なお、男性養育者の外部観察情報所見と同様に、女性養育者が「自然な範囲」と形容される場合であっても、子どもの家庭内性被害は発生している。特定の養育者の所見で課題が観察されないからといって、被害の可能性を排除することは得策ではない。

9.4.11 被害児童に随伴する問題あるいは障害と養育環境・世帯情報に関する考察

被害児童に随伴する問題あるいは障害と、養育環境・世帯情報に関する分析の結果、数量的分類からは５つのパターンが得られた。

被害児童や世帯全体の課題として、被害児童への「ネグレクト」を主たる特徴とするパターン、心理的・身体的暴力(DV・面前暴力を含む)あるいはネグレクトを複合的に抱えるパターン、明確な問題関連項目には該当が少ないパターン、直接的な身体暴力はないが、心理的暴力やネグレクトなどの非接触性暴力を伴うパターン、子どもの発達障害とそれに随伴する心理・身体的虐待を特徴とするパターンが抽出された。なお、「家族構成・出入り者の変化」、「きょうだいの虐待係属歴」、「複数人が狭い部屋で生活」、「内縁者などの登録のない大人の居住・出入り」、「子どもの不登校がある」といった特徴は、これらのパターンのいずれにも共通して認められている。

当該結果から、子どもへの性的加害が発生する背後には、往々にして心身への暴力やネグレクトが複合的に伴っている例が多いことが読み取られる(そうではない例ももちろんある)。性的被害が単体で起こることは相対的に多くなく、きょうだいの虐待係属歴や生活環境に何らかの特徴的所見が認められる場合が多い。したがって、家庭内に上記に指摘される何らかの問題が発生している場合には、「性被害の可能性がある」ものとして捉えた見立てが必要になると考えられる。

なお、子どもの障害に関しては、「障害のみを最大の特徴とする」分類結果が得られなかったことから、間接的に「子どもの障害は、それ単体で性被害の発生を予測するものではなく、他の問題に随伴した場合に、発生リスクを高める一つの要因である」ものであることが推測された。子どもの障害は、加害者との力関係の差を強調する一つの要素として関連する可能性や、きょうだいへの加害発生等に関連する可能性など、様々な間接要因として機能する可能性が指摘されうる。性被害の発生を懸念した支援やケアは、もちろん重要ではあると考えられるが、障害があるからといって加害・被害の発生が予測されるとは考えがたい。他の主たる特徴に子どもの障害が併存した場合に、懸念を強めるという見方が、現時点では妥当であると考えられる。

9.4.12 子どもの家庭内性被害の発生パターンに関する量的側面からの考察

養育者や被害児童、家庭環境情報等に関する分類の結果は、子どもの家庭内性被害に関係する各構成要素の典型例を示す結果となった。男性養育者、女性養育者をはじめとする家族と家族間の関係、養育環境等の情報について、いくつか印象的なパターンが示されている。

しかし、これらのパターンの組み合わせを求めたところ、本調査で報告された事例件数と同数となるユニークな組み合わせが確認された。すなわち、「子どもの家庭内性被害が発生する条件・構造は、個別に見た場合には多種多様である」と結論することができる。

個別の発覚事例に対しては、上述のとおり一つひとつの事例の多様さに即した見立てを講じる必要がある。一方、これらの特徴を「性被害の発生を助長する要因である」と捉えれば、多様な性被害の発生構造を一段抽象的な観点から統一的に整理することが可能であると考えられる。本節では、それを「閉鎖性(保護・援助要請機能の不在または剥奪)」と「性的境界の侵害(一方的または双方向的な性的距離の近接)」という二つのキーワードから考察したい(当該キーワードを用いた総括は第 21 章に記載する)。

子どもの家庭内性被害は、(子ども、あるいは、家庭内に限らないが)加害者と被害児童、あるいは被害児童の属する家庭内で問題が閉鎖し、外部に発信されにくいという特徴を有する。そして、「加害の発生」は言い換えれば「性的境界の侵害」であり、加害者―被害児童間の(性的)距離が不適切な形で近接・逸脱した現象と言える。

閉鎖性(保護・援助要請機能の不在または剥奪)と性的境界の侵害(一方的または双方向的な性的距離の近接)は、潜在化する子どもの家庭内性被害において、必ず発生している要素であると考えられる。当該視点から、改めて本章の解析結果を解釈した場合、多様な組み合わせを持つ事例像に共通の理解を与えられる可能性がある。

例えば、加害者による暴力的な支配は、加害者―被害児童間や家庭内に「閉鎖性」を作り出す要因となるだろう。非加害親の衰弱や被害児童に対するネグレクト・情緒的な関係の希薄さは、加害者―被害児童間の閉鎖的な関係を助長する要因となるかもしれない。また、男性・女性養育者の社会的孤立は、家庭内をより閉鎖的にする要素であるとも考えられる。このように、本章で示唆された、いくつかの典型的な特徴は、閉鎖性を生み出す要因群であるという視点から整理することができる。また、「性的境界の侵害」に関しては、加害者の暴力的な側面(圧倒的な力の差・権力の誇示)や性に関する逸脱した価値観といった要因が、侵害の発生に影響を与える主たる要素であることが推測される。また他にも、「複数人が極めて狭い部屋で寝ている」という物理的な距離の近接なども、性的境界を侵害する要因になるものと解釈できる。子どもに対する養育不履行や不足、養育者の自己中心性といった特徴は、性的な境界を曖昧にし、性行為の目撃や性刺激への暴露の発生などにも影響するだろう。このように、「閉鎖性と境界の侵害」が多種多様な要素に起因して発生

することにより、子どもの家庭内性被害という問題が発生していると解釈することができるだろう。

閉鎖性と性的境界の侵害という捉え方は、個別事例の多様さを共通の枠組で整理できるだけでなく、本事業で扱われた特徴情報(調査項目)の範囲外の関連事象について考える場合であっても、それを組み込んで現象を説明・解釈してゆけるという利点を有するものと考えられる。「どのような形の閉鎖が発生しているか」など、見立ての例を含めた総合的考察は、本章以降の解析結果等も含めて、第 21 章に整理する。

第 10 章(重点分析) 発覚の経緯を子どもからの被害開示とする事例の特徴、子どもの年齢と開示率の関係、開示および開示までの期間に関連する要因の検討

10.1 目的と解析疑問

子どもからの被害開示は、周囲が被害事実を把握し、適切な対応へと繋げてゆく上での重要な情報源である。しかし、被害の開示は様々な理由によって妨げられることが知られており、開示を促進する要因よりも、それを抑制する要因の方が強固であるとする報告もある(Alaggia, et al., 2019)。潜在化する子どもの家庭内性被害を早期に発見するためには、「いかにして被害の開示を得てゆくか」という視点から、知見を整理してゆくことが必要になる。

本章では、子どもからの被害開示が得られた事例を中心に、それを多角的に分析・検討する。第一に、子どもからの被害開示が得られた事例と、周囲からの発見に基づく発覚事例との間に、どのような違いがあるかについて検討を試みる。第二に、子どもが被害を認識し、開示が可能となり始める年齢について解析を行う。第三に、子どもの被害開示を促進する、あるいは抑制する要因にはどのようなものがあるかについて、本事業の調査データを用いた検討を行う。第四に、最初の被害から開示(または発覚)までの被害継続期間の短期化・長期化に関する要因にはどのようなものがあるかについて検討する。これらによって、「開示が得られた事例の特徴」や「被害開示が原則できないと考えられる年齢」、「被害開示の促進あるいは抑制に関わる要因」、「被害の開示・早期の発覚につながる関連要素」など、子どもに日頃から関わる支援者等にとっても有用な示唆が得られると考えられる。

解析疑問
・子どもから開示が得られた事例と周囲による発見事例の間には、どのような違いがあるか？ ・子どもが被害を認識し、開示が可能となり始める年齢は？ ・子どもの被害開示を促進あるいは抑制する要因にはどのようなものがあるか？ ・初発から開示(または発覚)までの被害継続期間の短期化・長期化に関する要因にはどのようなものがあるか？

以上の 4 つの解析疑問に対応して、本章では 4 つの分析・解析を行う。なお、自由記述による調査設問で得られた「開示被害を疑った契機・開示にかかる特記事項」については、第 6 章に結果

を記載している。開示の契機や、開示を得るための取組の工夫などに関連する支援者視点からの有用な知見が得られているため、あわせて参照されたい。

10.2 子どもからの被害開示が得られた事例と周囲による発見事例の差異に関する分析

10.2.1 方法

10.2.1.1 使用データと前処理

本節の解析では、調査票 B で収集された事例調査データを活用した。このとき、特に「開示の有無」を取り扱う際に、本事業の調査データからは異なる観点からの２つの定義方法が想定された。第一に、「子ども本人からの開示が発覚の経緯となるもの」についての「開示」がある。当該観点は、「特に関係支援者等からの働きかけがない状態において、子どもからの被害開示が得られる条件等」を検討する上で重要な視点となりうる。そして第二に、「発覚の経緯を問わず、結果的に(関係支援者等の働きかけ等を含めて)被害の開示が得られた場合」の「開示」が想定された。当該視点は、特に「被害が疑われた場合に、どのような働きかけを行えば開示が得られやすいか」等を検討する上で重要な観点となるだろう。本章の解析では、これらの２つの視点両方を含めた集計・分析を展開する。

「発覚の経緯が子ども本人による開示」である事例の抽出では、設問 B08 における被害発覚の経緯に関する選択肢のうち、「被害児童本人の開示」への該当があるレコードを抽出した。そして、被害発覚の経緯が「被害児童本人の開示」によるものではないものの、結果的に子どもからの被害開示が得られた事例についても検討対象に含める手続きとして、発覚の経緯が被害児童本人の開示に該当する事例に加え、子どもからの被害開示があった場合のみ回答を求める設問 B08・B09・B10・B11・B12 のうち、いずれかで一つでも回答があった事例を「開示が得られた事例」として取り扱った。

その他の主要な項目として、主たる被害児童の発覚時年齢は、調査回答時点の年齢から調査回答時点までの経過年数を差し引いて算出した。被害の継続年数は、主たる被害児童の被害発覚時年齢から、被害の初発時点年齢(設問 B05-3)の差を取ることにより作成した。なお、年齢の変数を用いた変数については、月齢も含めた数値処理を行なっている。

10.2.1.2 適格基準

本節の分析において、図 10.17 に示した基礎情報を除き、集計項目における全ての欠損値は除外して扱った。

10.2.2 結果と解釈

本節では、被害の開示に関連して、主に二つの観点から結果を報告する。具体的には、「子どもからの被害開示が得られたか否か」についての知見を 10.2.2.1 節から 10.2.2.3 節に示す。当該知見は、「開示が得られないことによって不足する情報源・見立てが困難になる観点」や「被害が疑われた場合に、子どもからの開示を得るための着眼点」が示唆されうるものと考えられる。また、「発覚の経緯が被害児童本人の開示である事例」に関しては、集計結果を 10.2.2.4 節から 10.2.2.7 節に示す。当該観点からの集計結果は、「発覚の契機として、子どもからの開示が得られにくい(あるいは、得られやすい)事例には、どのような特徴があるか」といった視点から解釈されうる。

10.2.2.1 開示の得られた事例と開示の得られていない事例の該当件数

調査票 B で得られた事例データ 1005 件のうち、組み入れ基準を満たした事例で、被害児童からの開示に該当報告のあった事例は 708 件となり、開示に該当報告のない事例は 297 件となった(図 10.1)。以降、子どもからの被害開示の有無を扱う各種集計には、当該データを使用する。

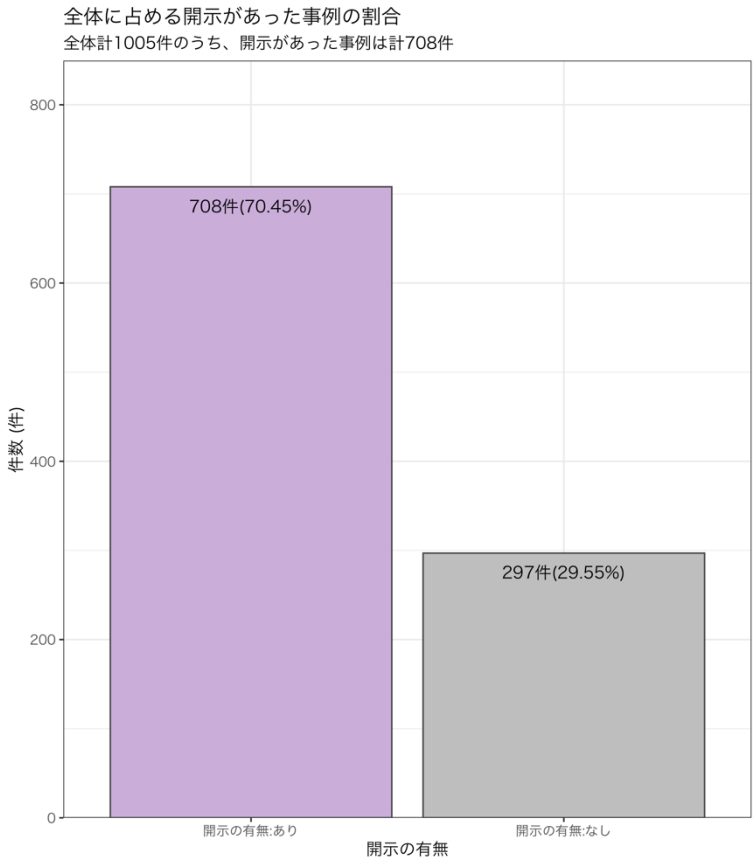


図 10.1 子どもからの被害開示に該当報告のあった事例と該当のなかった事例の組入件数

10.2.2.2 開示の有無で比較する事例の差異

開示のあった事例と開示のなかった事例についての比較を行う。

まず、発覚のタイミングについて集計を行った結果、通告・相談受理時点から子どもの家庭内性被害内容を含んだ通告・相談であった事例は、開示のあった事例のうち 72.91%(498 件)、開示のなかった事例で 69.44%(25 件)であった(図 10.2)。なお、開示への該当報告がなかった 297 件の事例のうち、当該設問に該当報告が得られた件数は 36 件となっており、欠損率が極めて高い。「開示の得られなかった事例」に関して、解釈に強い保留があることに留意されたい。

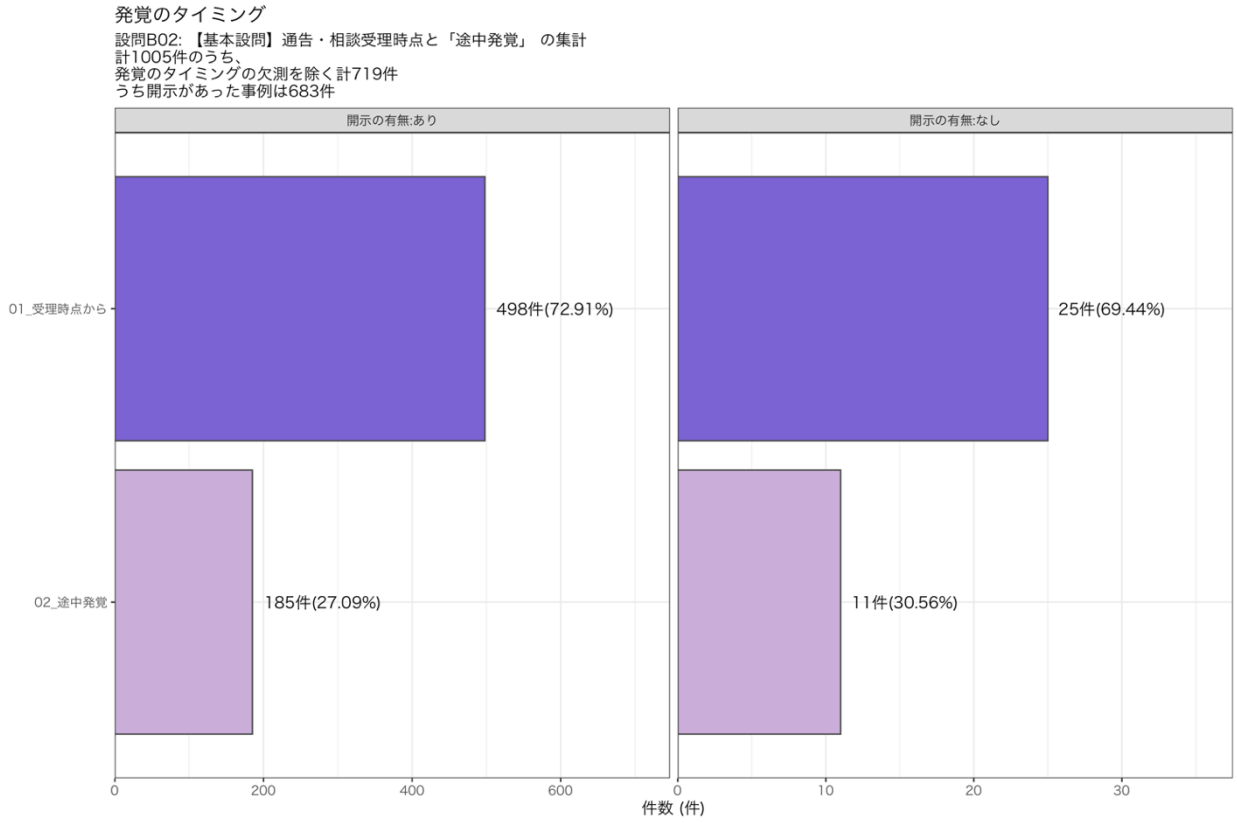


図 10.2 開示の有無ごとの発覚のタイミング

続いて、被害開示の有無を集計軸として、「最初の受理区分」に関する集計を行った(図 10.3)。開示のあった事例のうち最初の受理区分として「性的虐待」または「(保護者以外による性虐待としての)ネグレクト」として受理された事例の割合が最も多く 59.94%(422 件)であり、次いで身体的虐待（9.66%、68 件）、性被害関連ではないネグレクト（9.23%、65 件）であった。開示がなかった事例では最初の受理区分の欠測値が多く、32 件のみであることに留意されたい。

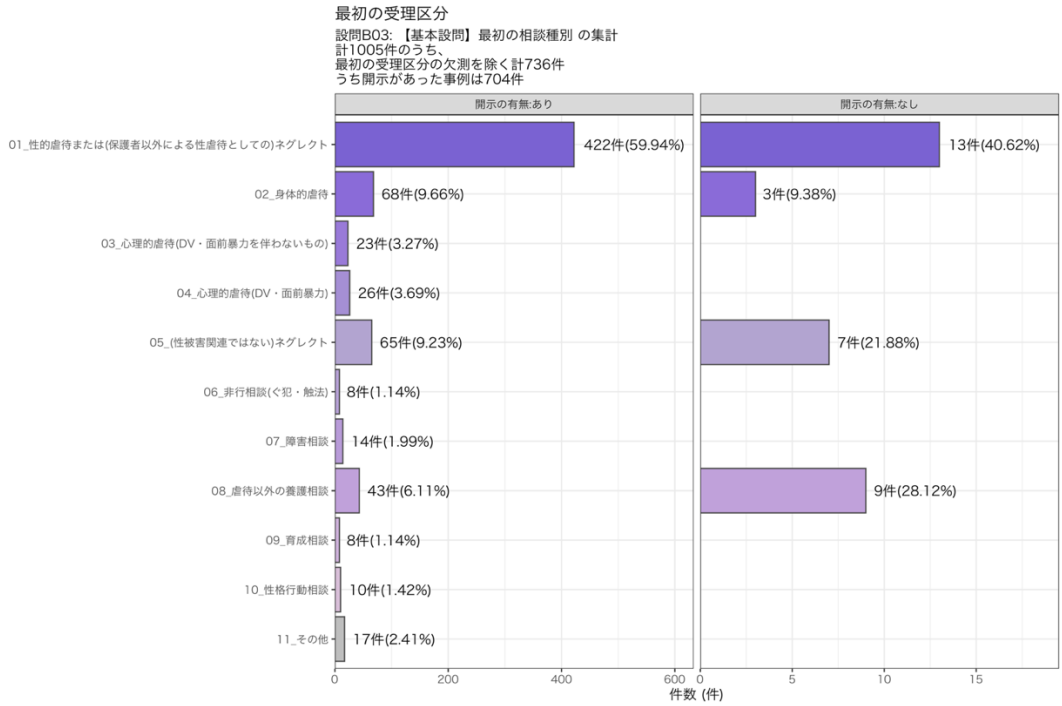


図 10.3 開示の有無ごとの最初の受理区分

主たる被害児童の性別については、開示の得られた事例のうち、男児の割合が 5.97%(42 件)であったのに対し、開示の得られていない事例では 19.35%(6 件)となった(図 10.4)。開示の得られていない事例では、被害児童の性別の欠測値が多く、31 件のみの事例が対象となっていることに留意すべきだが、男児における家庭内性被害については、開示が得られにくいという可能性が指摘されうる。

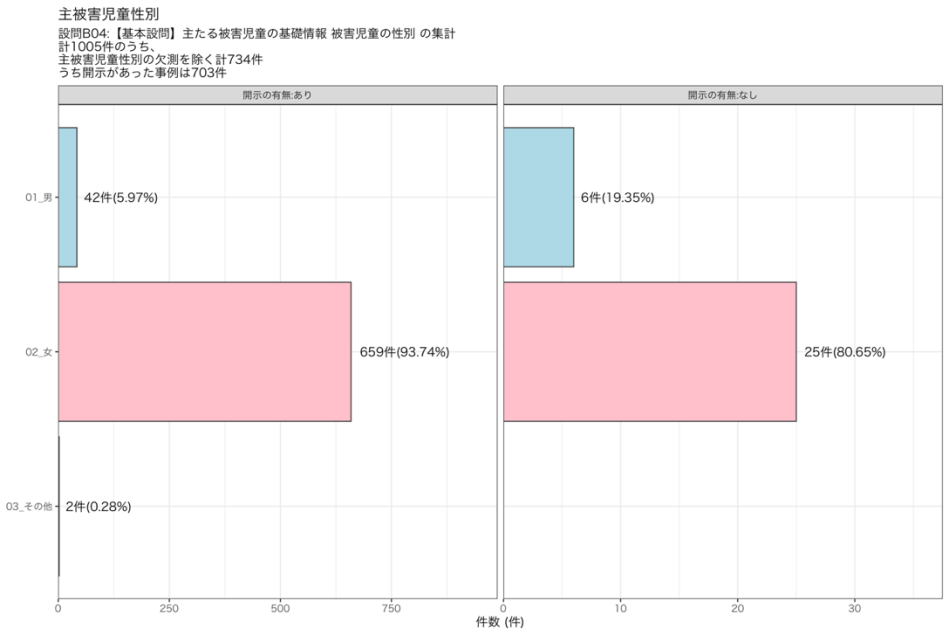


図 10.4 開示の有無ごとの性別集計

続いて、主たる被害児童に随伴する問題について集計した結果を図 10.5 に示す。開示の得られていない事例については欠損値が多く解釈に強い保留が必要となるものの、開示の得られた事例では「身体的虐待」や「心理的虐待」などの「心身暴力的な随伴問題」への該当率が高く、開示の得られていない事例では心身暴力的な随伴問題への該当率がやや低い傾向にあった。そして、同じく開示の得られていない事例については、ネグレクトを中心に「養育困難」等の養育課題に関連する随伴事項への該当率が高い傾向がうかがえた。今後の精緻な検討が必要であるものの、「開示が得られやすい」、あるいは「開示が得られにくい」という事態が発生する背景課題の存在がうかがわれた。

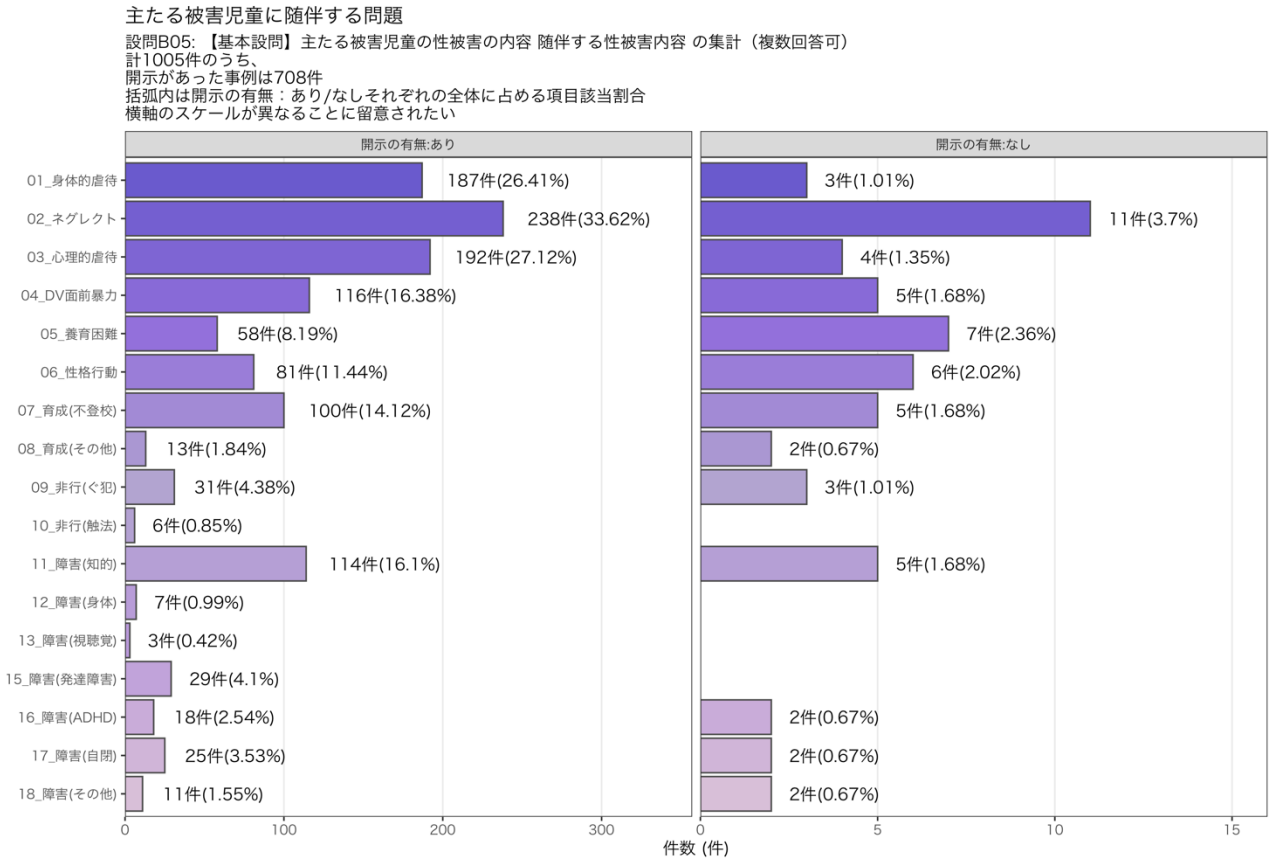


図 10.5 開示の有無別　主たる被害児童の随伴事項

主たる被害児童の知的水準について集計した結果を図 10.6 に示す。知的水準が「非常に低い」および「低い」に該当する事例は、子どもからの開示が得られた事例のうち 30.57%(170 件)、開示の得られていない事例で 32%(8 件)となった。開示の有無別で、被害児童の知的水準に明確な差は認められなかった。このとき、「知的障害等を持つ子どもの場合、被害の自覚や抵抗感を持たずに淡々と被害を語ることがある」と見立てる報告もある一方で、全体を俯瞰した場合には、子どもの知的水準が開示に大きく影響する傾向は、本事業調査の結果からは抽出されなかった。

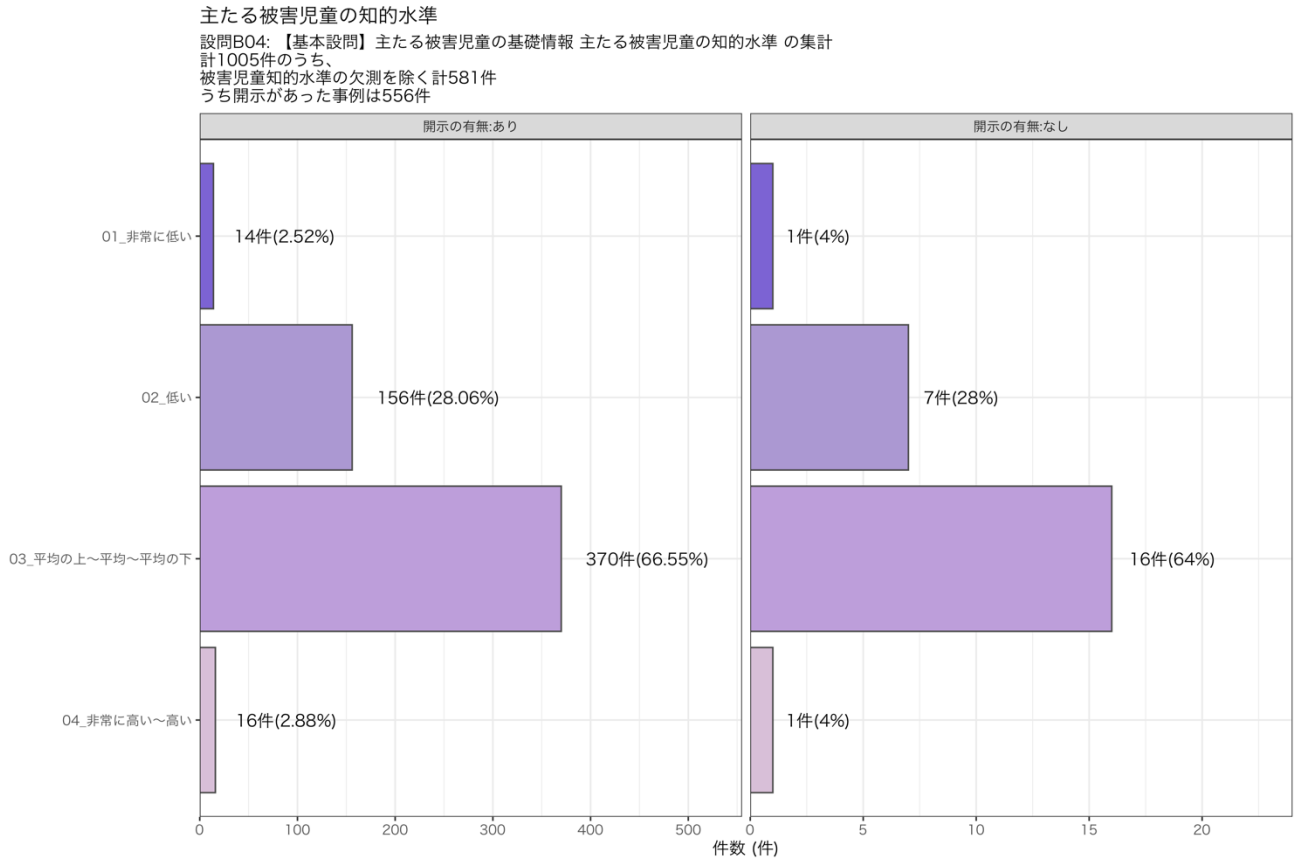


図 10.6 開示の有無別　主たる被害児童の知的水準

続いて、開示の有無別での被害内容の集計結果を図 10.7 に示す。子どもからの開示が得られた事例と開示の得られていない事例の両者に共通して「身体接触」が最も多い一方で、「性器性交の被害があっても開示に該当報告のない事例」があることや、「開示の得られていない事例では、性行為を見せる・性的なビデオ等を見せる」などの非接触性被害への該当率が高い傾向が観察されるなどの結果が得られた。先述のとおり、欠損による例数の不足から明確な解釈はできない点には改めて留意されたい。

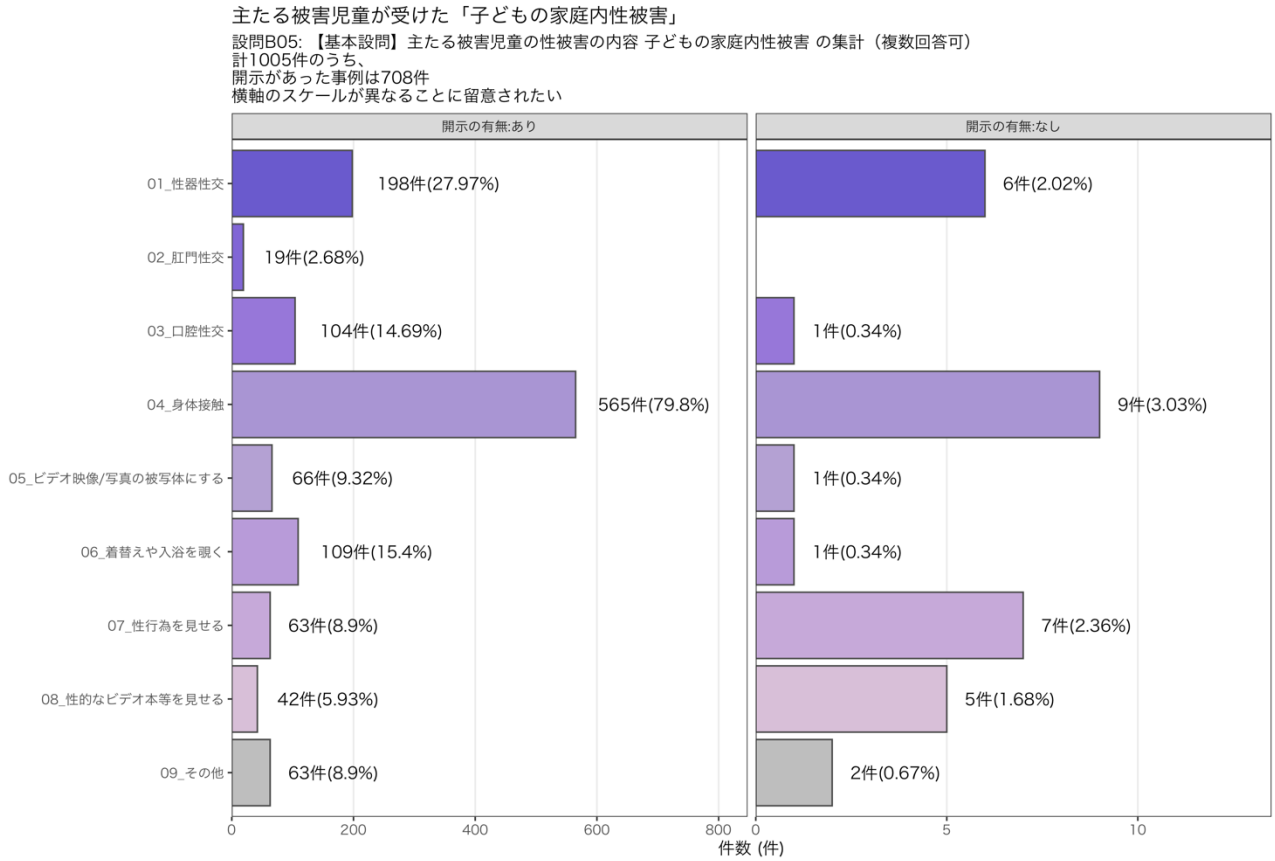


図 10.7 開示の有無別　被害内容

被害に対する確証の水準について集計した結果、被害の【確証がある】とされた事例は、開示の得られた事例のうちの 64.13%(447 件)、開示の得られていない事例で 35.71%(10 件)となった (図 10.8)。また、被害が【懸念される】水準とされた事例は、開示の得られた事例の 12.2%(85 件)、開示がなかった事例で 39.29%(11 件)であり、開示の得られた事例の方が確証の水準が高い傾向にあると解釈できる結果となった。実際の対応場面において、子どもからの被害開示が重要な情報源であることが示されたものと言える。なお、開示がなかった事例では、被害内容の確証・疑いの水準の欠測値が多く、28 件のみであることに留意されたい。

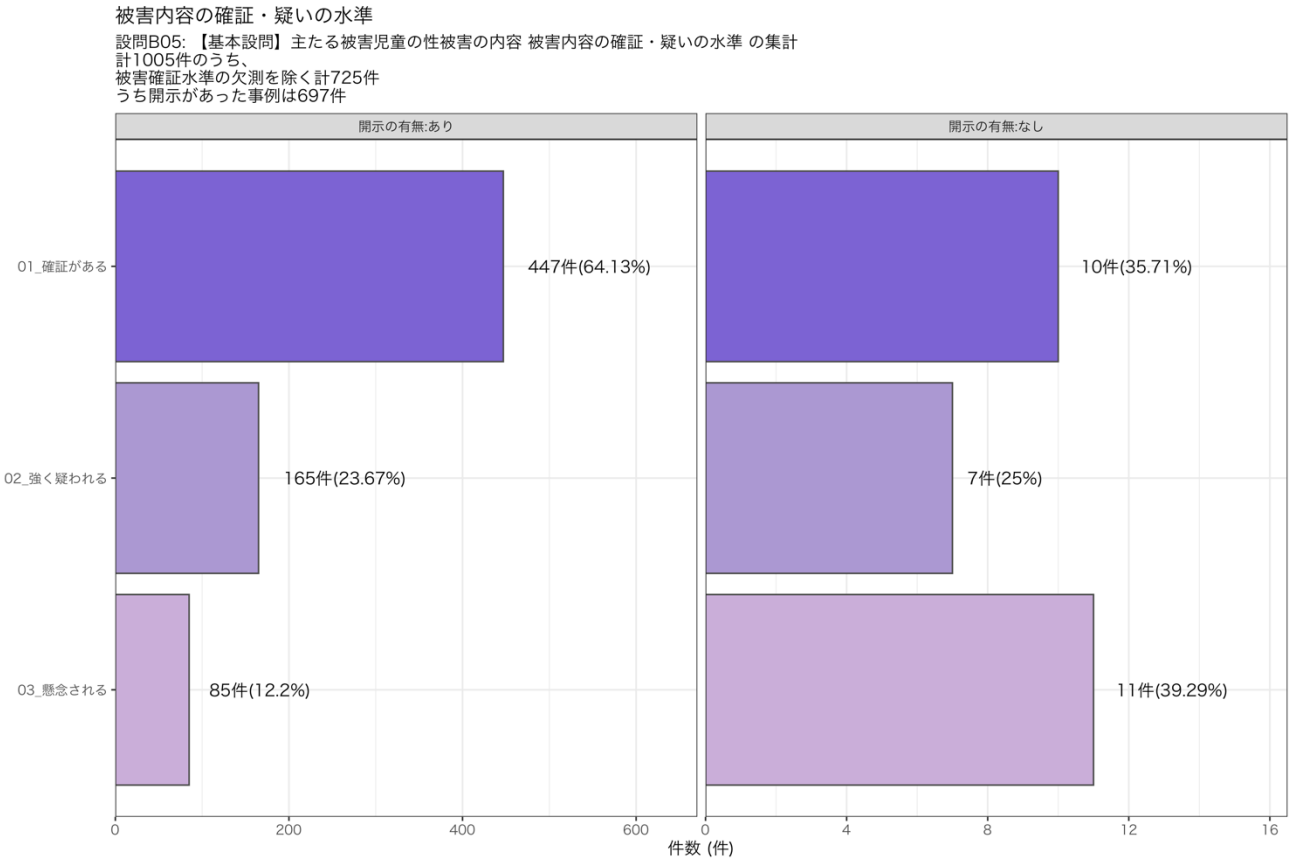


図 10.8 開示の有無別　被害の確証水準

被害の頻度については、開示の得られていない事例で「詳細不明」とする報告例の構成比が高い傾向にあった(図 10.9)。開示の得られていない事例では性被害の頻度の欠測値が多く、29 件のみであることに留意すべきであるが、被害の頻度についても、子どもからの開示がその把握に重要な役割を有していることを反映したものと考えられる。なお、開示の得られた事例についても、被害の頻度について「詳細不明」とする報告例が 17%程度存在することから、被害実態の把握それ自体が元来難しいという背景があることも推測される。

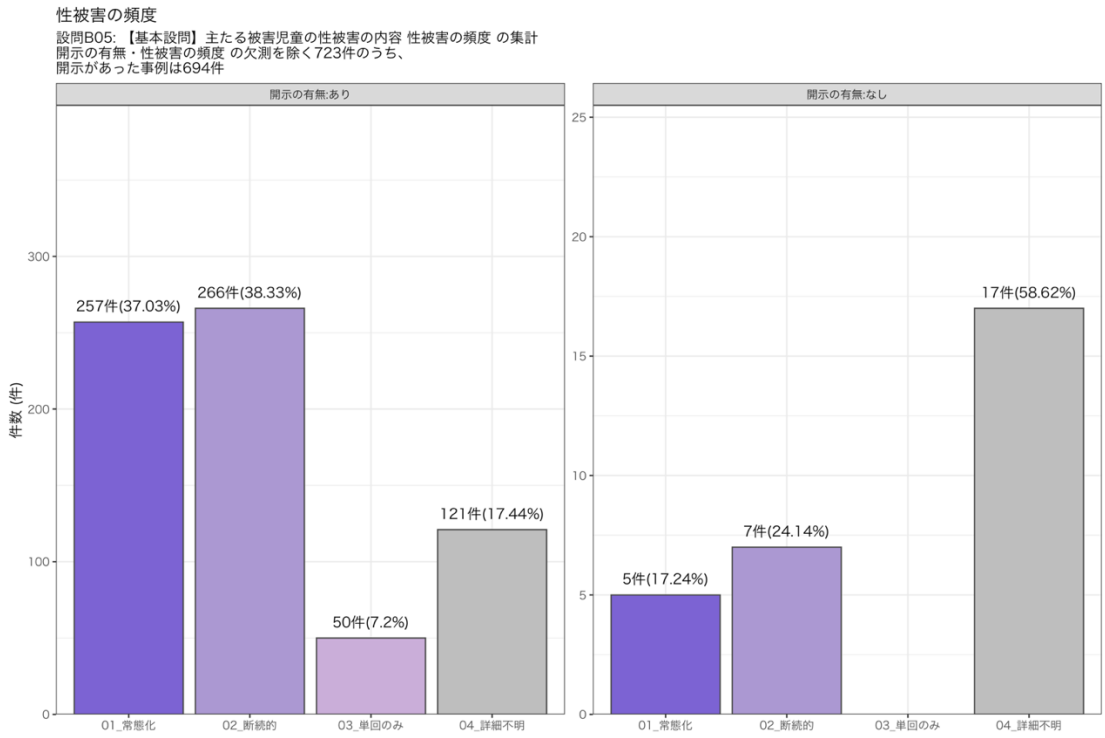


図 10.9 開示の有無別　被害の頻度

世帯情報・養育環境情報について集計した結果を図 10.10 に示す。本事業の調査では、開示の有無別で各種所見に明確な違いは認められなかった。

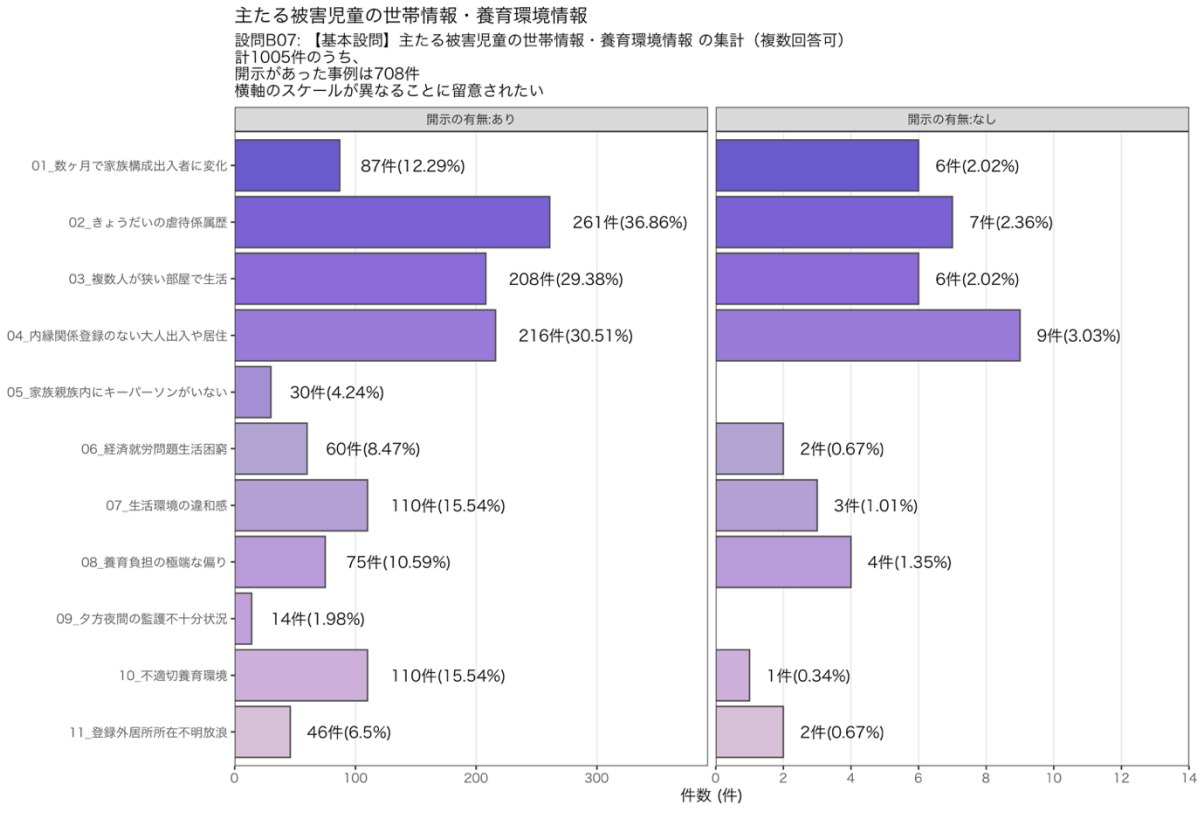


図 10.10 開示の有無別　世帯情報・養育環境情報

10.2.2.3 開示の得られた事例の詳細

以降では、開示の詳細について検討を行うため、開示の得られた事例 708 件についての集計結果を示す。

開示相手・発見者情報の集計では、開示相手・懸念情報の把握者として母(実母以外の母を含む)が最も多く合計 191 件となった(図 10.11)。また、担任教諭が合計 124 件と母親に次いで多い結果となった。その他にも、本事業で提示した選択肢の全てに該当が認められる結果となっていることから、母親や学校関係者等を中心に、様々な立場の者が被害の開示を受けうるものであることが示された。

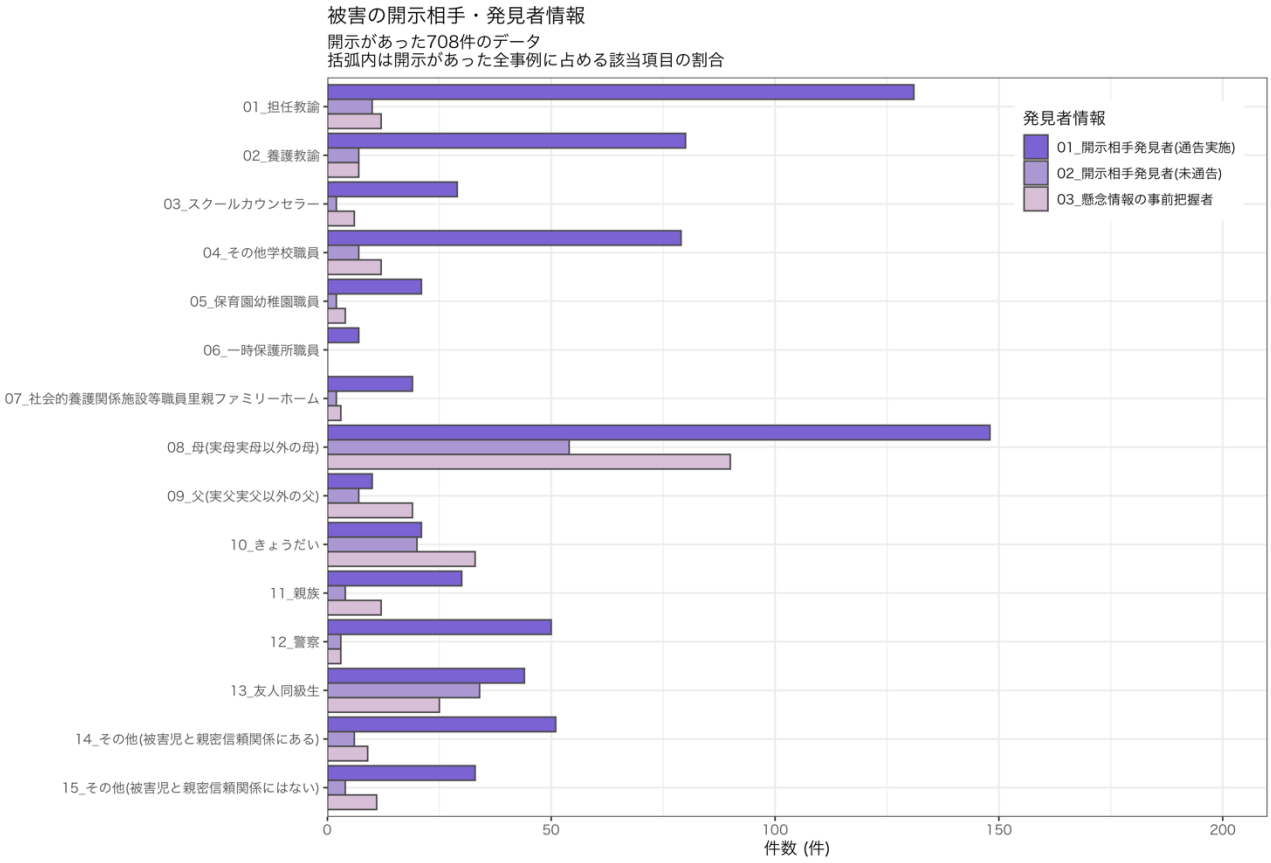


図 10.11 開示の得られた事例における開示相手・発見者情報

ここで、開示相手・発見者(通告実施)は、通告を実施した者であるのに対して、開示相手・発見者(通告未実施）と懸念情報の事前把握者は通告を実施しなかった者となる。通告実施者と通告非実施者について、家族・親族および被害児童の友人・同級生の区分に焦点を当てて、それぞれの該当報告件数を集計した結果を図 10.12 に示す。集計の結果、父・母・きょうだい・親族および友人・同級生のいずれにおいても、通告の実施に至らなかった者が通告実施者の件数を上回る程度の該当となった。なお、通告実施者と未通告者・懸念情報の把握者については、複数選択が可能な設

問形式であったために一部重複が発生しているが、それらを考慮した場合であっても、「当該未通告者・懸念情報の事前把握者に対するアプローチによって、同程度の件数の被害が、より早期に発見されうる」ものと解釈できるだろう。被害児童から見て近しい関係にある者へのアプローチは、被害の早期発見に大きく貢献する対象の一角を成しているものと考えられる。

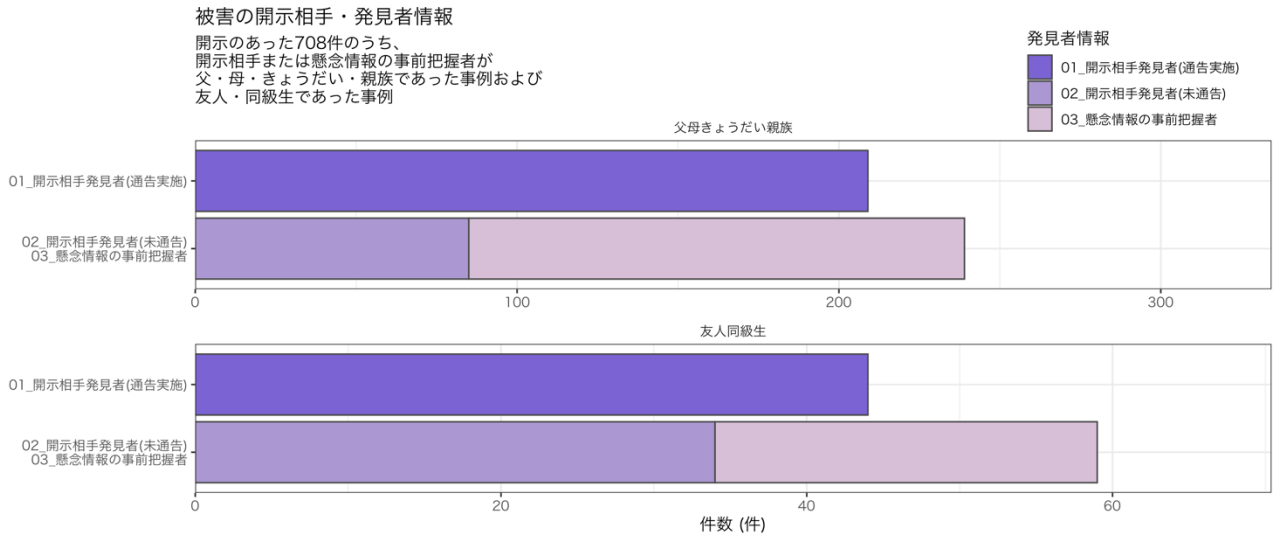


図 10.12 開示の得られた事例における開示相手・発見者情報(家族・親族および友人・同級生)

続いて、開示の様相について集計した結果を図 10.13 に示す。389 件の事例で、「子どもから被害内容の積極的な開示があった・または子どもと加害者の分離介入を積極的に検討する上で十分な情報量の開示があった」一方で、125 件の事例では「一部答えない・答えられない状況」に該当した。また、25 件の事例では「被害のほのめかしやすり替え」が認められ、22 件の事例では「開示内容の撤回」があった。さらに、23 件の事例では「説得力がないまたは矛盾した証言があった」といった様相への該当が見られた。後続の統計解析では、これらの全てを「開示が得られた」事例として扱っているが、その内実として、必ずしも「十分な開示」が得られているわけではないことに留意されたい。また、「十分な情報量の開示」が得られたと判断されたとしても、それが被害内容の全てを開示したものであるとは限らない(第三者が「全てが語られた」と判断することはできない。常に「一部分」である可能性がある)。性被害の開示については、第 6 章にも整理したとおり、子どもからの開示が認められたとしても完全な情報が得られるとは限らず、内容の撤回や部分開示などが一定数で発生するものであるという前提を踏まえる必要がある。

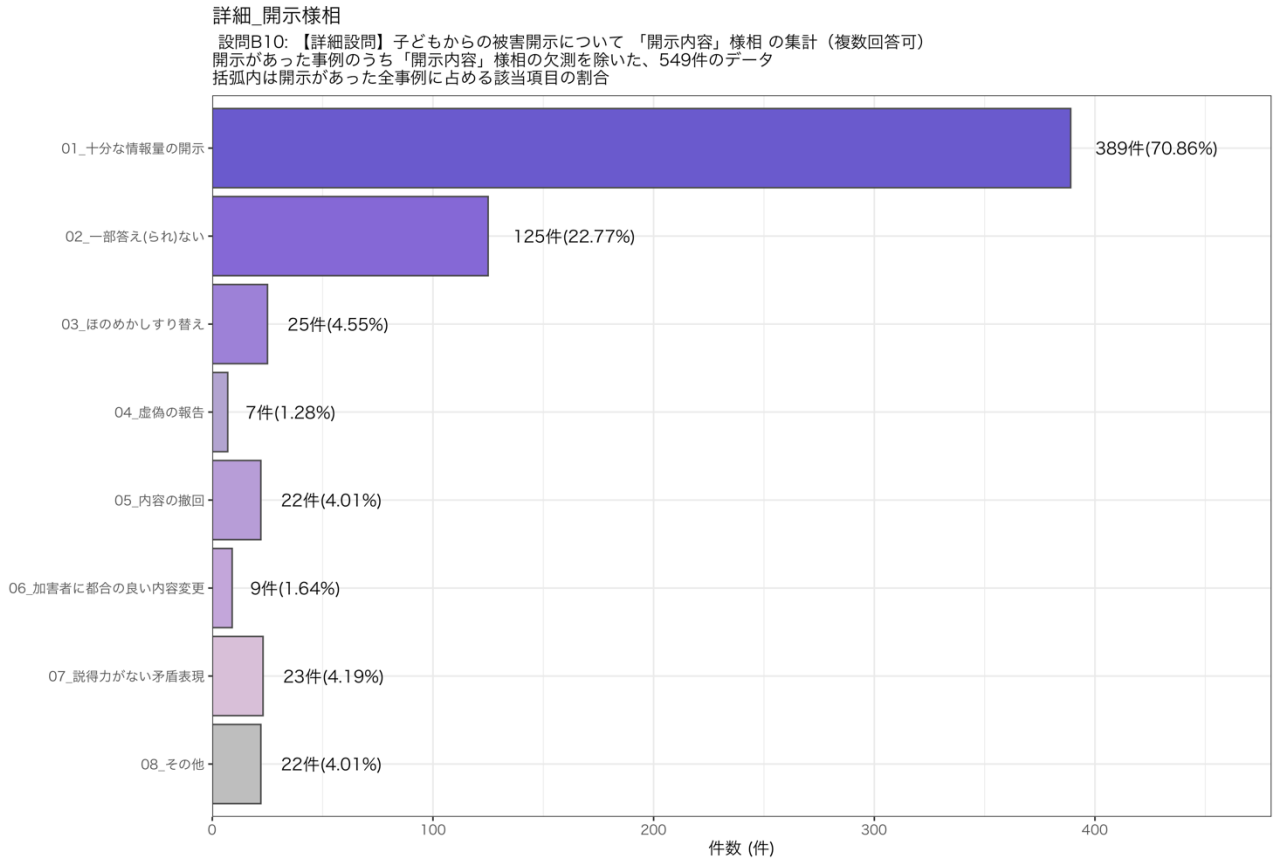


図 10.13 開示の得られた事例における開示の様相

開示された内容について、その情報量変化に焦点を当てた設問について集計を行ったところ(図 10.14)、328 件で開示範囲の拡大が見られた一方、開示範囲の縮小が 86 件、開示内容が頻繁に変化(する・相手やタイミングでちぐはぐであった事例が 37 件となった。

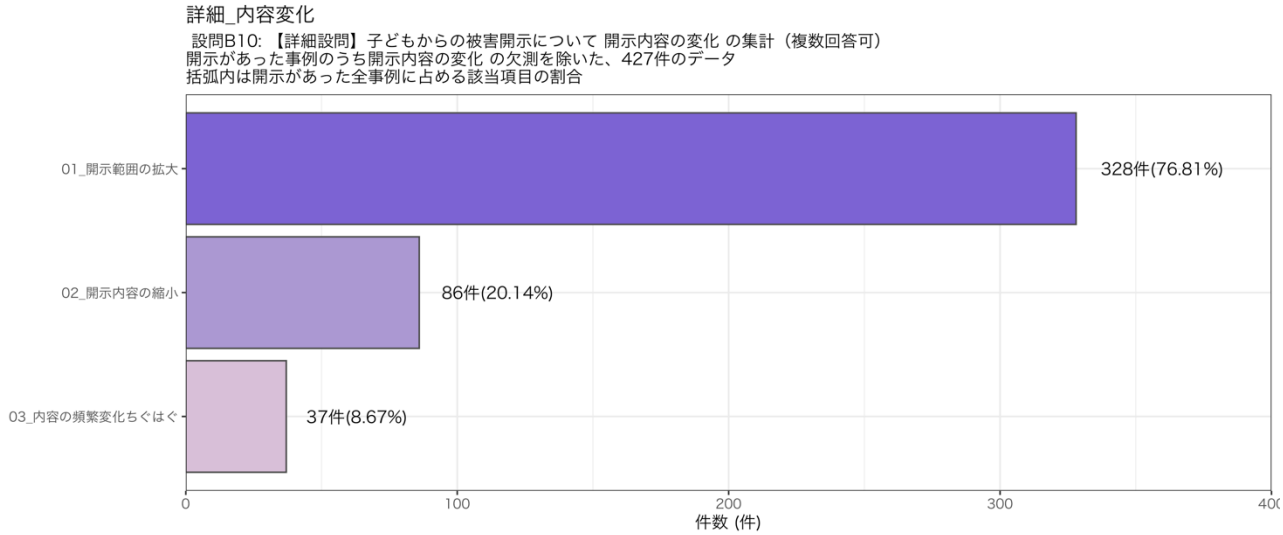


図 10.14 開示の得られた事例における開示された情報量の変化

回答者による主観評定の結果として得られた「開示の契機・想定背景要因」については、「加害者分離・安全確保」が 218 件と最多を占めており、「被開示者への信頼」が 204 件と続いた(図 10.15)。その他にも、「差し迫る危機」を背景とするものや、「積極的な聞き取り」が開示につながったと考えられる例、性関連教育によって知識を獲得したことに起因すると想定された例など、様々な背景要因への該当が報告された。なお、被害児童の年齢や対応経過などが様々であることを踏まえれば、それぞれの事例の内容に応じて援用可能な視点は異なるものと考えられる。したがって、第 6 章でも述べたとおり、該当件数の大小にかかわらず、想定されたいずれの背景要因も「早期発見に寄与する重要な観点である」と捉えられる。

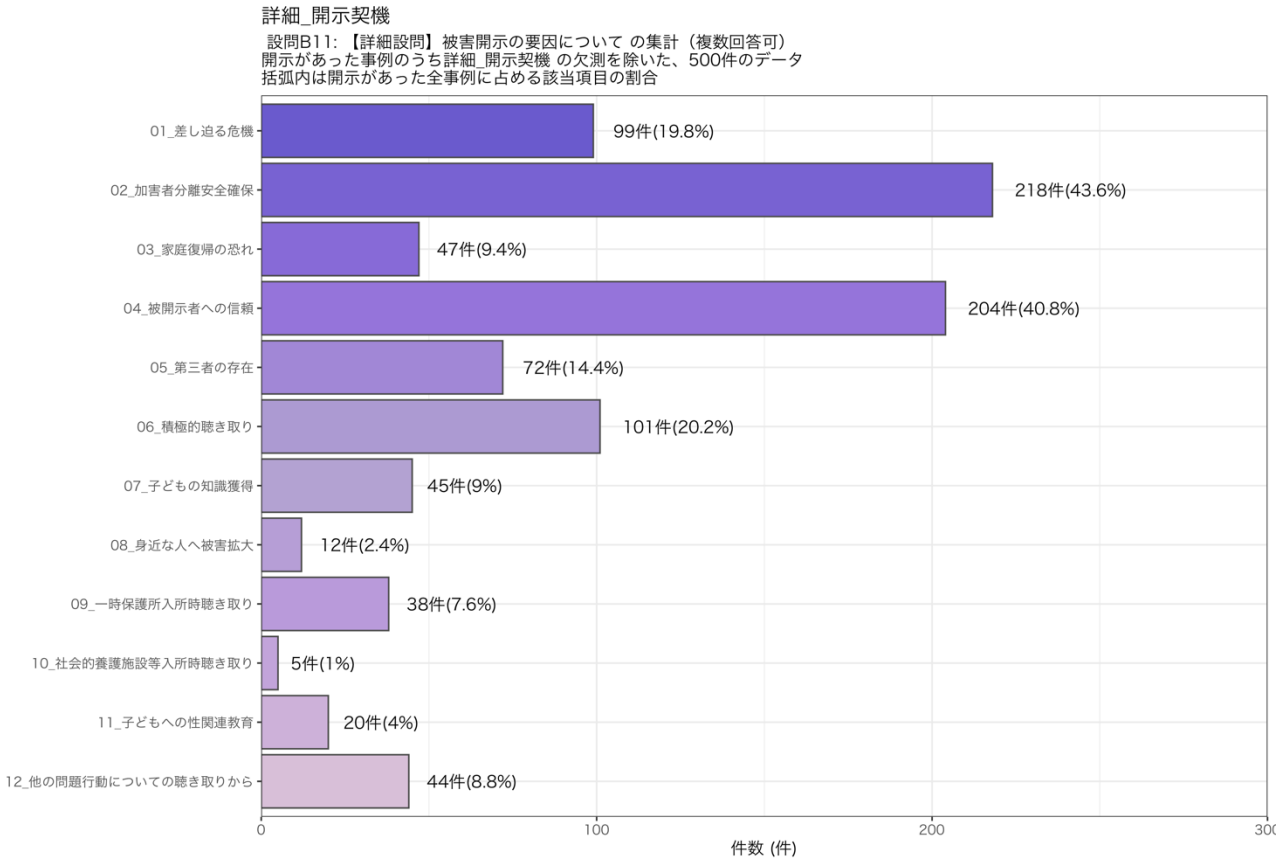


図 10.15 開示の有無ごとの開示の契機

10.2.2.4 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例の集計

ここからは、「発覚の経緯が被害児童本人の開示である事例」に関する集計結果について整理する。集計結果は、「発覚の経緯として、子どもからの開示が得られにくい(あるいは、得られやすい)事例には、どのような特徴があるか」といった視点から解釈されうるものである。調査票 B で得られた事例データ 1,005 件のうち、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例は 485 件で

あった(図 10.16)。なお、欠測であった 288 件の中には「本設問は回答困難です」にチェックがついた事例も含まれている。

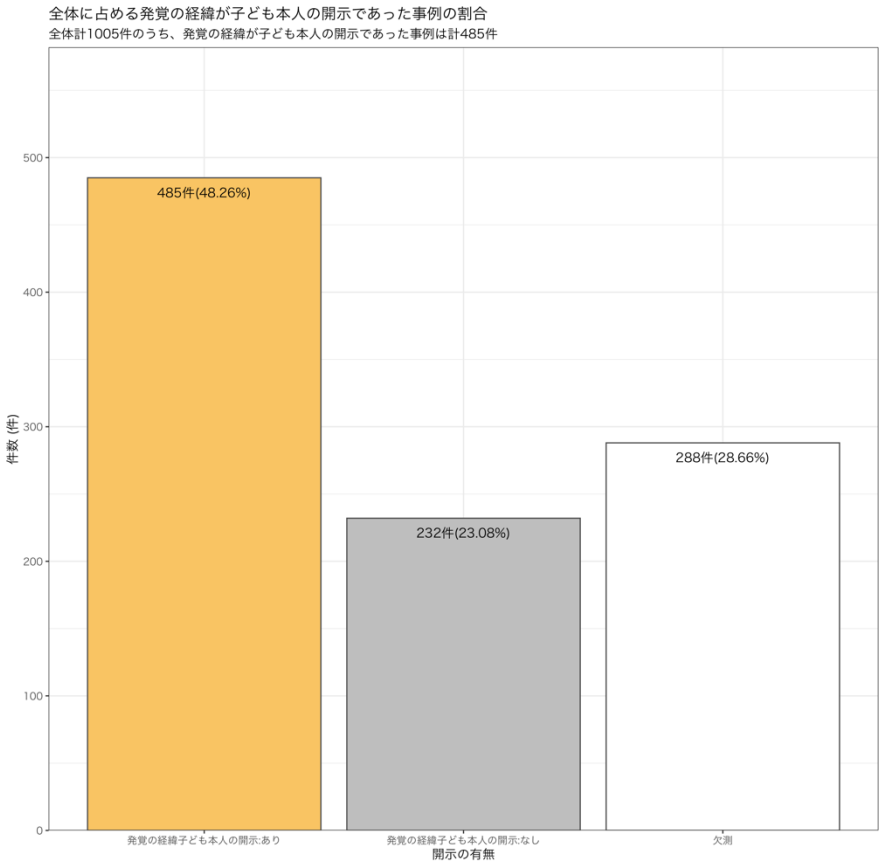


図 10.16 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例

本調査で得られた開示があった事例のうち、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例の割合は 69.4%であった(図 10.17)。本事例データは無作為抽出により得られたものではないため、割合が実情を反映しているとは限らないことに留意されたい。発覚の経緯が被害児童本人の開示ではないが開示があったと計上された事例は、周囲からの発見により被害が発覚したあとに何らかのタイミングで開示が行われたものと了解できる。

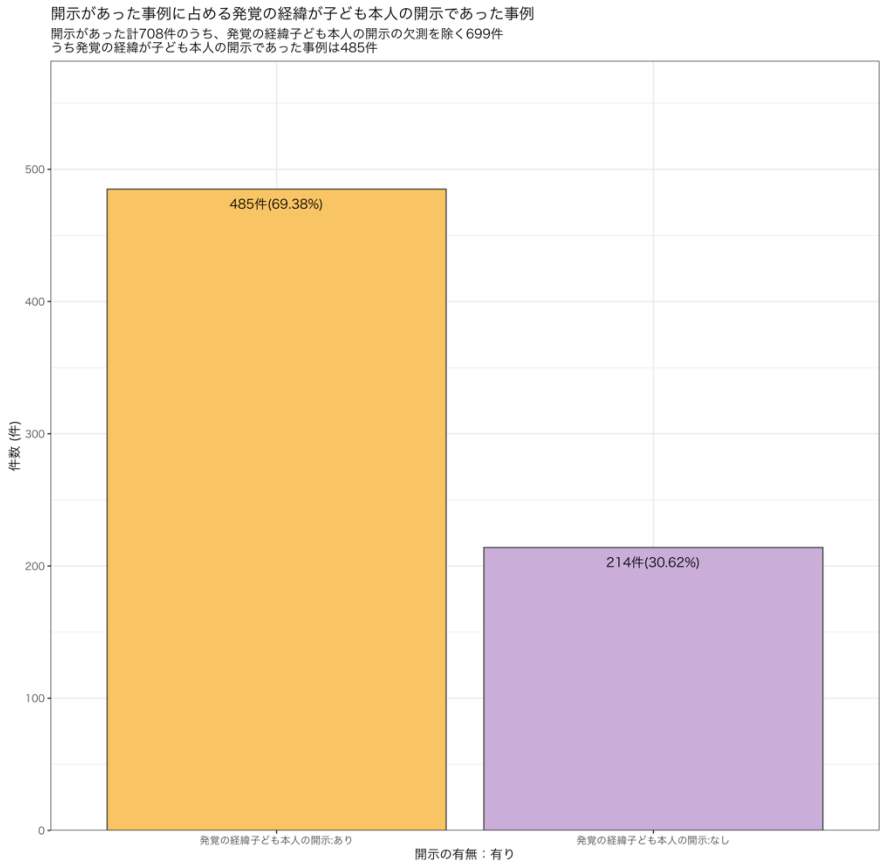


図 10.17 開示があった事例に占める発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例

10.2.2.5 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例と周囲からの発見による事例の差異

以降では、発覚の経緯が被害児童本人の開示であったと報告された事例と、周囲による発覚であった事例の比較を行うため、発覚の経緯が被害児童本人の開示であることを示す項目での欠測値を除く計 717 件についての集計結果を示す。

発覚のタイミングについては、通告・相談受理時点から子どもの家庭内性被害内容を含んだ通告・相談であった事例は、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例の 74.0%で該当が認められ、発覚の経緯が周囲からの発見による事例では 70.4%の該当となり、経緯別で顕著な差は認められなかった(図 10.18)。

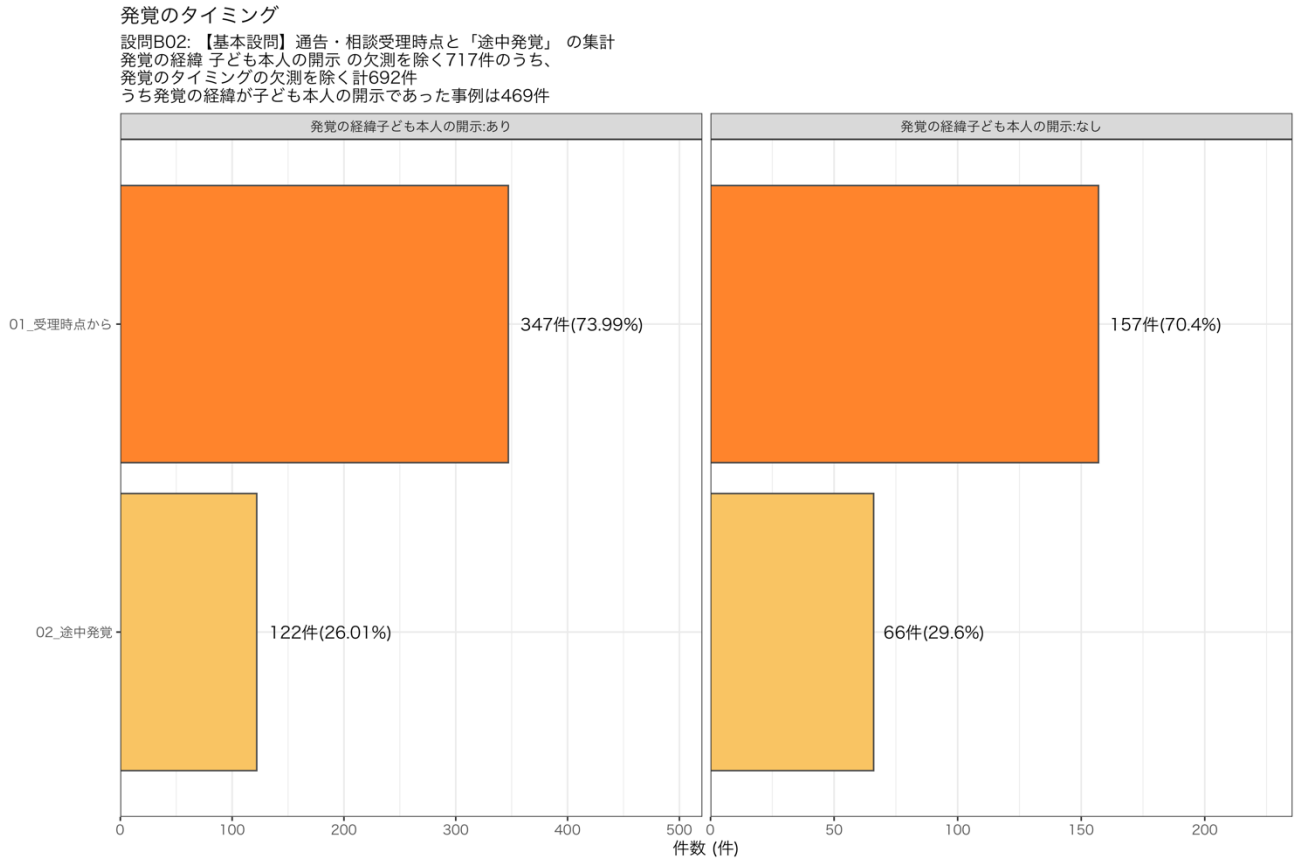


図 10.18 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする発覚のタイミング

続いて、発覚の経緯別での最初の受理区分に関する集計結果を示す(図 10.19)。性的虐待または(保護者以外による性虐待としての)ネグレクトとして受理された事例は、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例のうち 60.7%となり、発覚の経緯が周囲からの発見による事例では 57.8%となった。発覚の経緯が被害児童本人の開示であったか否かによって、最初の受理区分に特筆すべき差異は認められなかった。

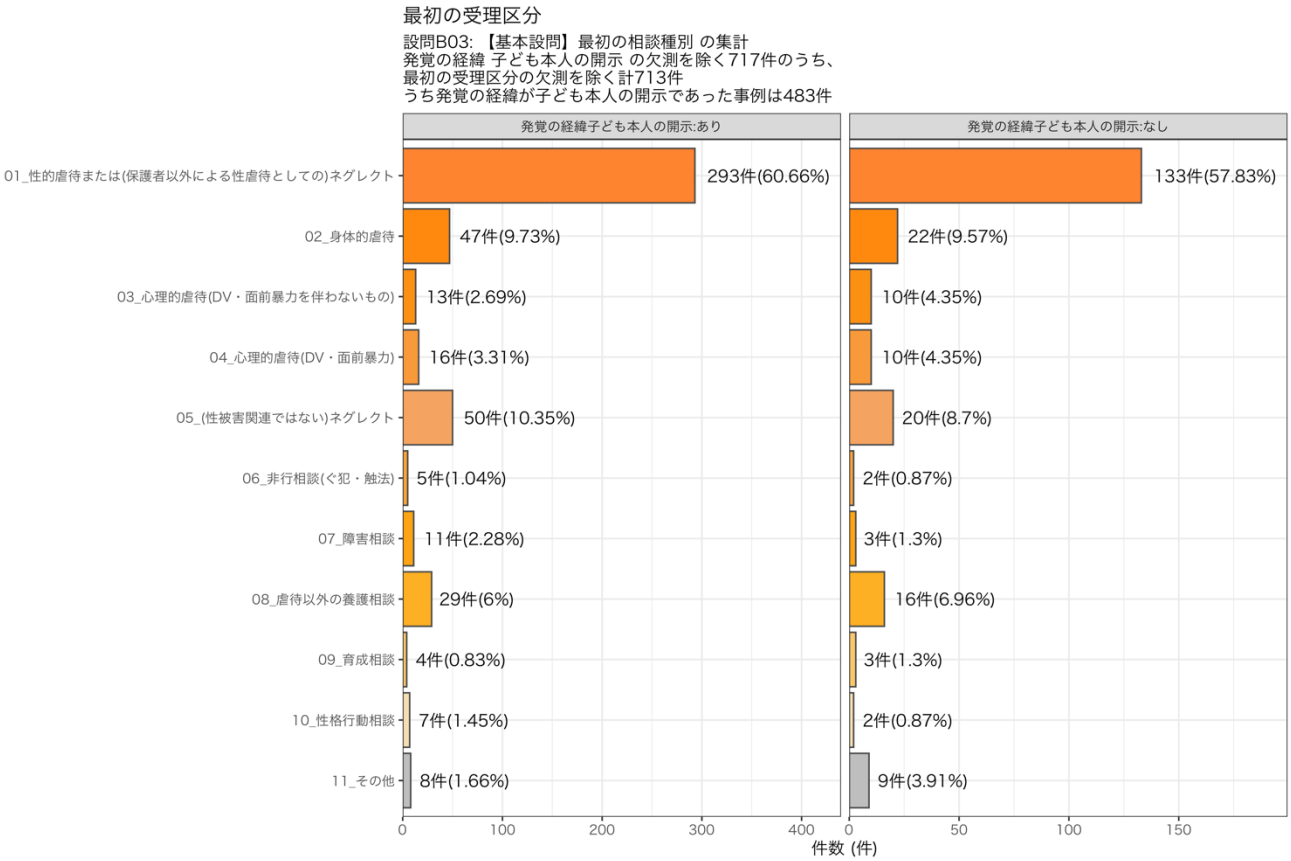


図 10.19 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 最初の受理区分

主たる被害児童の性別について集計を行った結果、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例における男児の割合は 4.37%となった。これに対し、発覚の経緯が周囲からの発見による事例では、男児の割合が 10.82%となった。被害を受けた男児においては、発覚の経緯が周囲からの発見による場合がやや多い傾向が観察された (図 10.20)。なお、男子児童における性被害についての詳細な解析は、第 11 章を参照されたい。

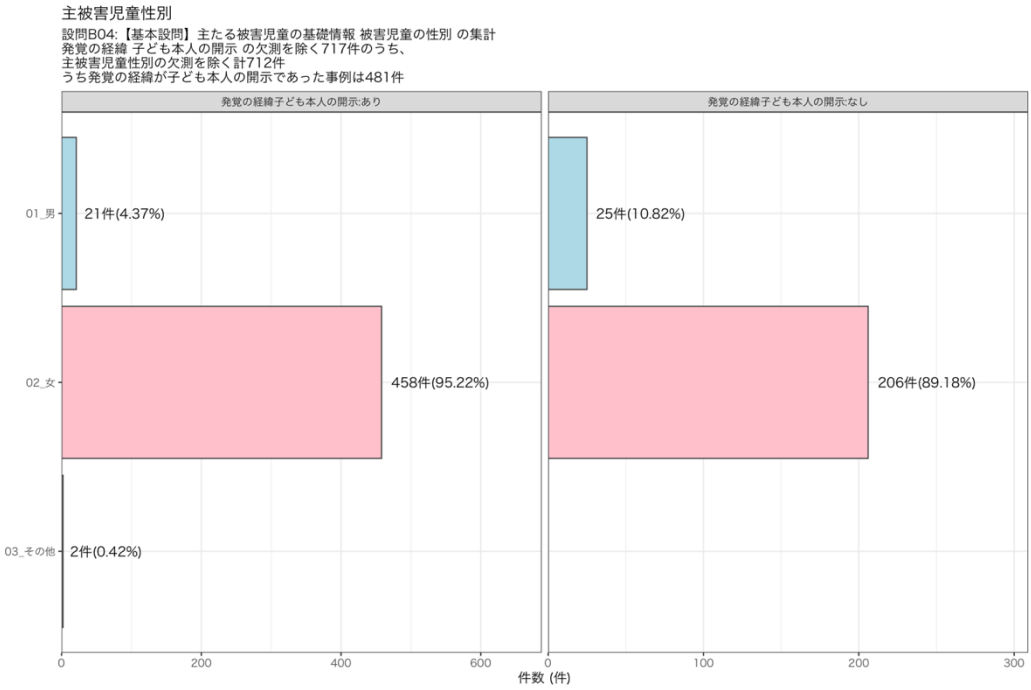


図 10.20 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 主たる被害児童の性別

主たる被害児童に随伴する問題および障害について集計した結果を図 10.21 に示す。発覚の経緯が、被害児童本人の開示である事例および周囲による発覚である事例で、特異的な違いは見られなかった。

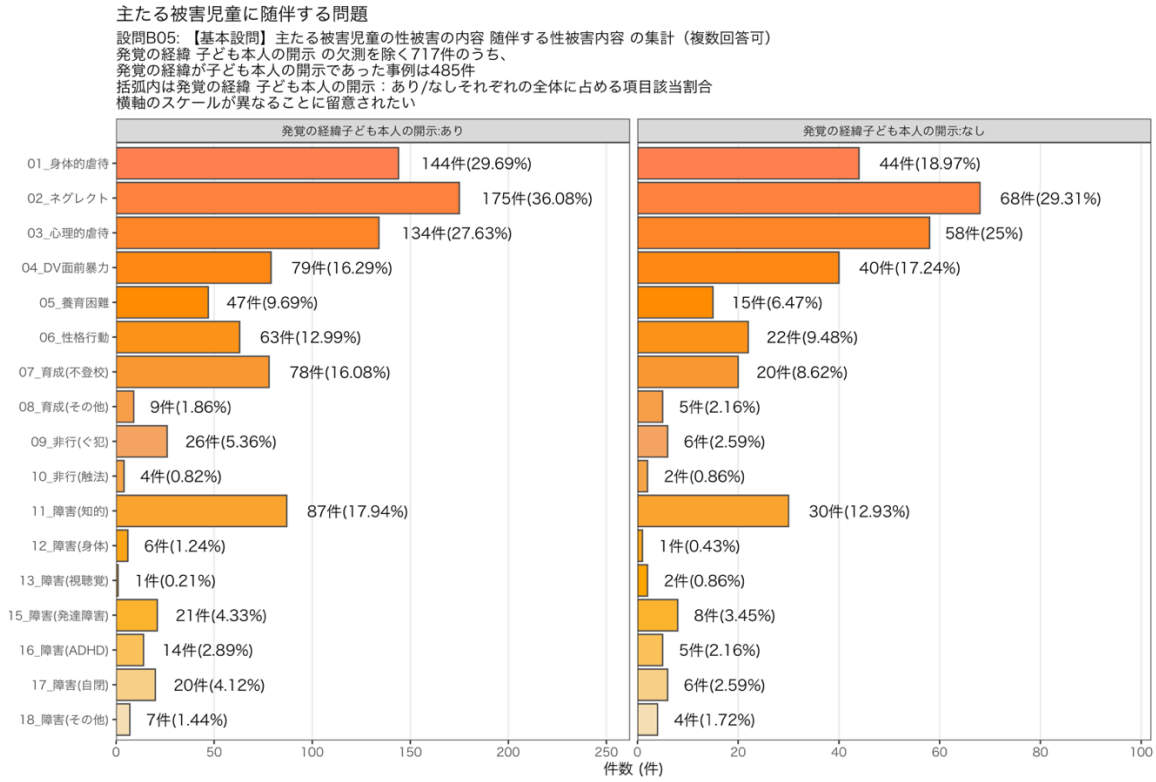


図 10.21 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 被害児童の随伴事項

続いて、主たる被害児童の知的水準について集計した結果を図 10.22 に示す。知的水準が、「非常に低い」および「低い」に該当する事例は、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例のうち 32.33%(129 件)、発覚の経緯が周囲からの発見による事例で 27.27%(45 件)であった。発覚の経緯が、被害児童本人の開示である事例と周囲からの発覚事例の間に特異的な違いは見られなかった。

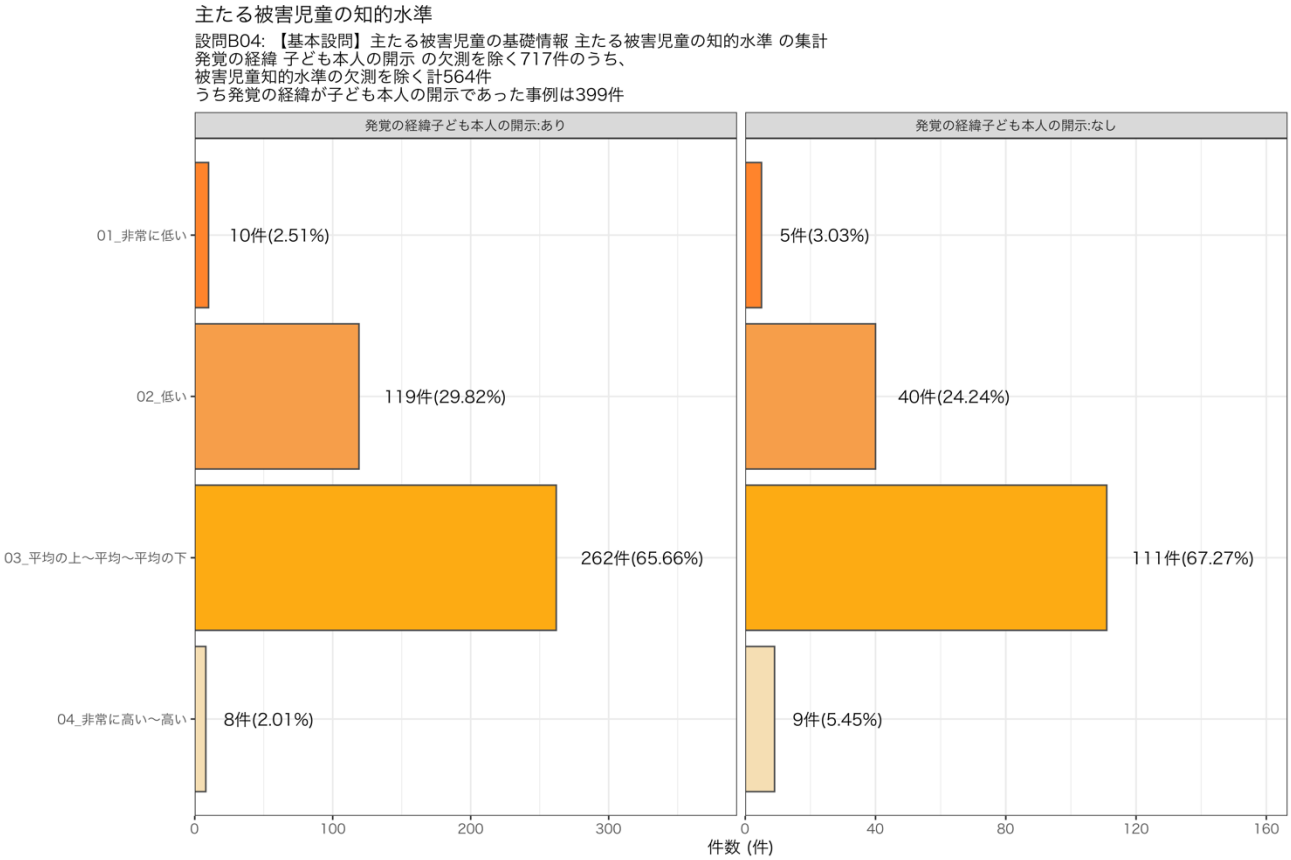


図 10.22 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする
主たる被害児童の知的水準

発覚の経緯別で被害内容を集計した結果、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例と、周囲からの発見による事例の両者に共通して、身体接触に該当した事例が最も多い結果となった(図 10.23)。また、「性器性交」、「口腔性交」、「身体接触」やその他の非接触性被害のいずれにおいても、「周囲からの発覚」に基づく場合があることが示された。

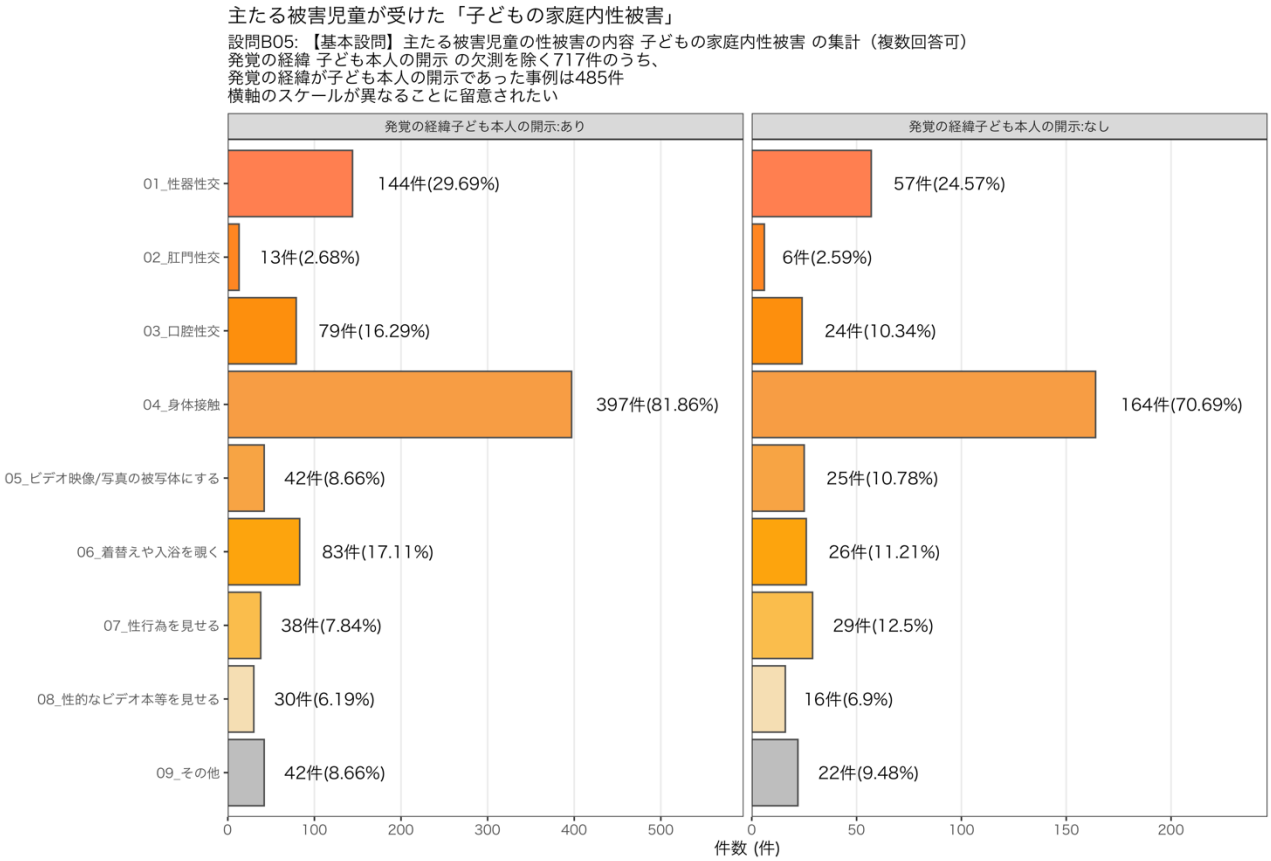


図 10.23 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 被害内容

被害の確証水準について集計した結果、被害の【確証がある】事例は、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例の 67.7%で該当が認められ、発覚の経緯が周囲からの発見による事例では 55.3%の該当率となった(図 10.24)。また、被害の疑いが【懸念される】水準であった事例は、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例のうちの 6.5%、発覚の経緯が周囲からの発見による事例で 26.1%となった。被害発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例の方が、被害の確証性が高い傾向にあることが示された。

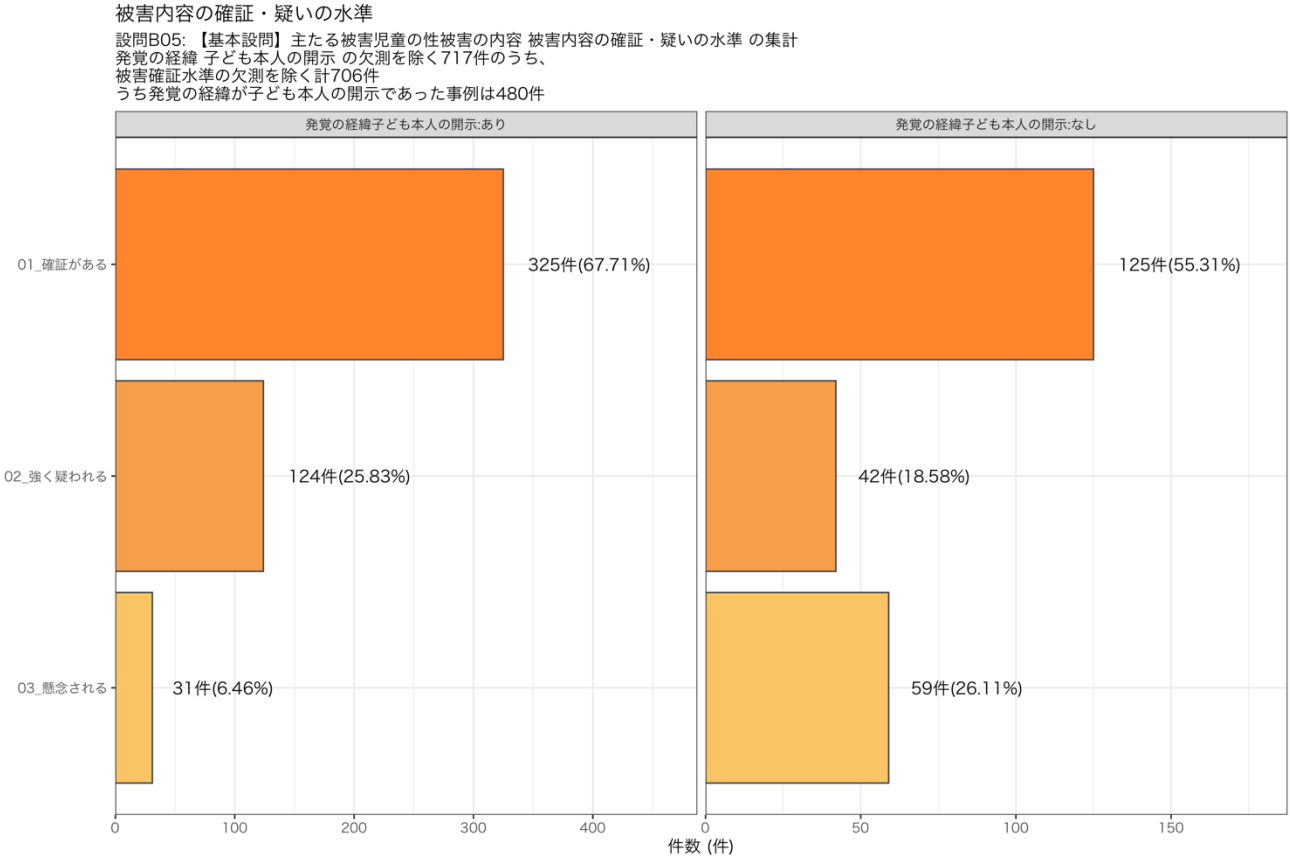


図 10.24 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする　被害の確証水準

被害の頻度については、発覚の経緯が被害児童本人の開示であるか否かにかかわらず、およそ共通した傾向が認められたものの、周囲からの発見による事例の方が被害の頻度について「詳細不明」とする報告例が多いことが認められた(図 10.25)。開示を契機とする事例でも、被害の具体的な側面(頻度)が把握されにくいことに加え、周囲からの発覚事例では特に詳細把握が困難となりやすい可能性が示唆されたものと言える。

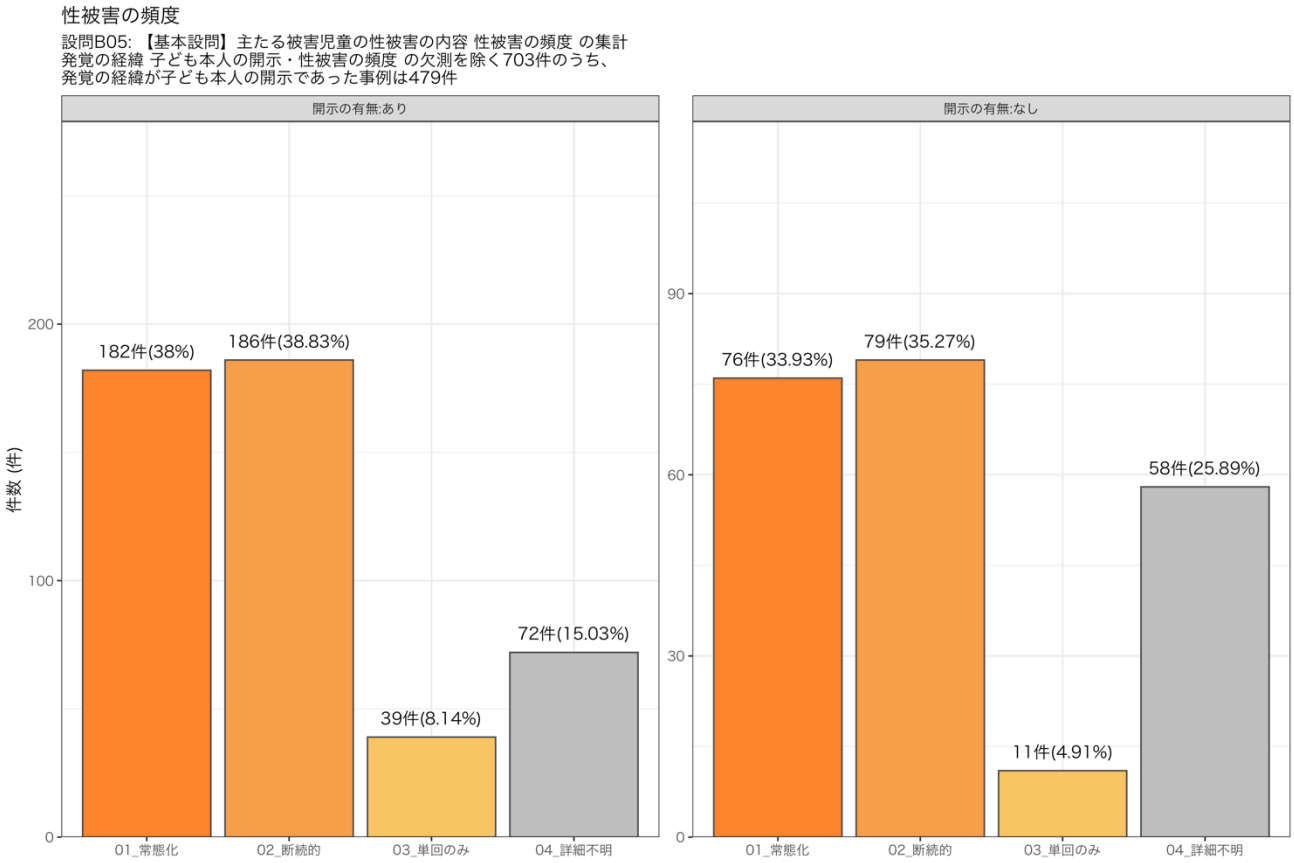


図 10.25 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 被害の頻度

発覚の経緯別で世帯情報・養育環境情報について集計した結果を図 10.26 に示す。世帯情報・養育環境情報については、発覚の経緯が、被害児童本人の開示である事例および周囲による発覚である事例で、特異的な違いは見られなかった。

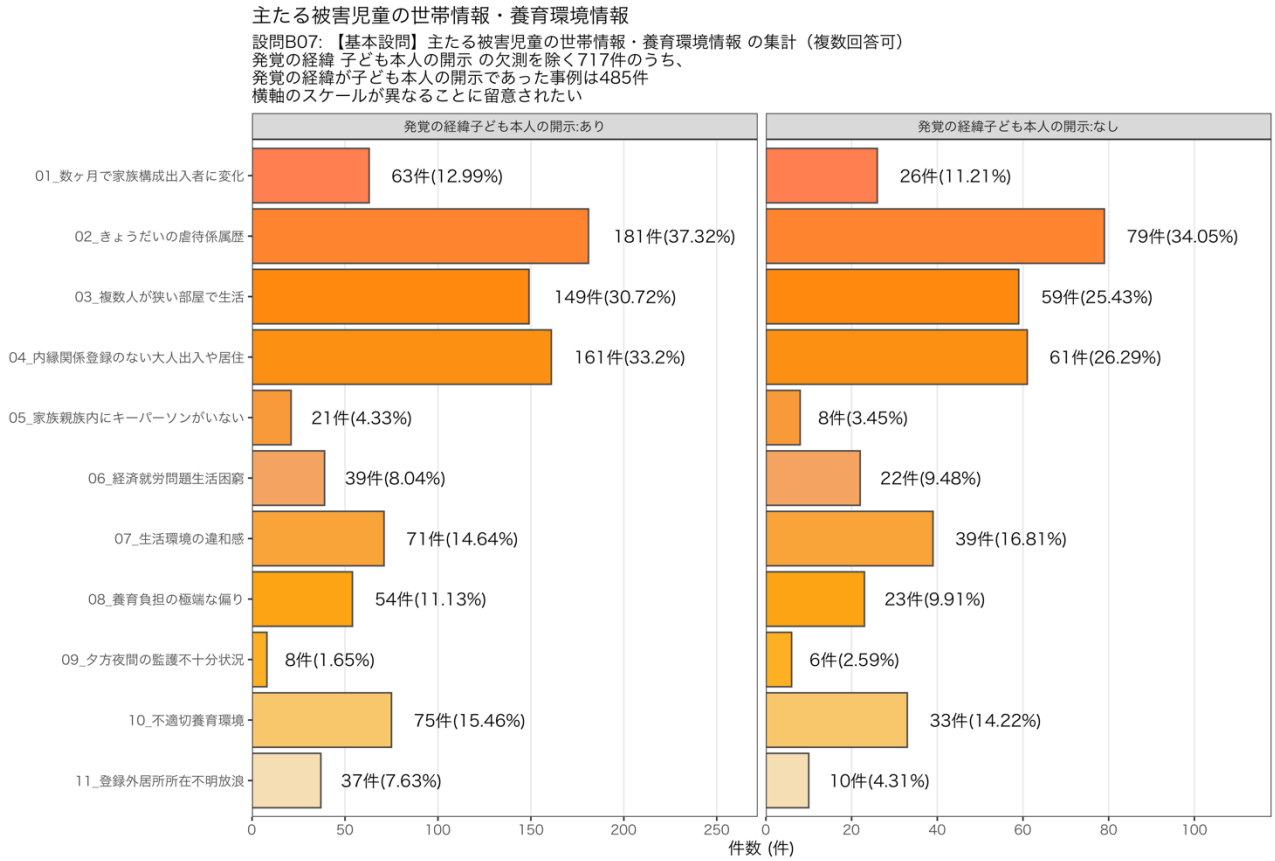


図 10.26 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 世帯情報・養育環境情報

10.2.2.6 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例における開示の詳細

以降では、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例における開示の詳細について検討を行うため、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった計 485 件について変数ごとの集計を行った結果を示す。なお、変数に含まれる欠測値は適宜除外している。

まず、開示相手・発見者に関する情報の集計結果を図 10.27 に示す。開示相手として最も多いのは母（実母以外の母を含む）で合計 191 件であり、次いで担任教諭で合わせて 124 件であった。

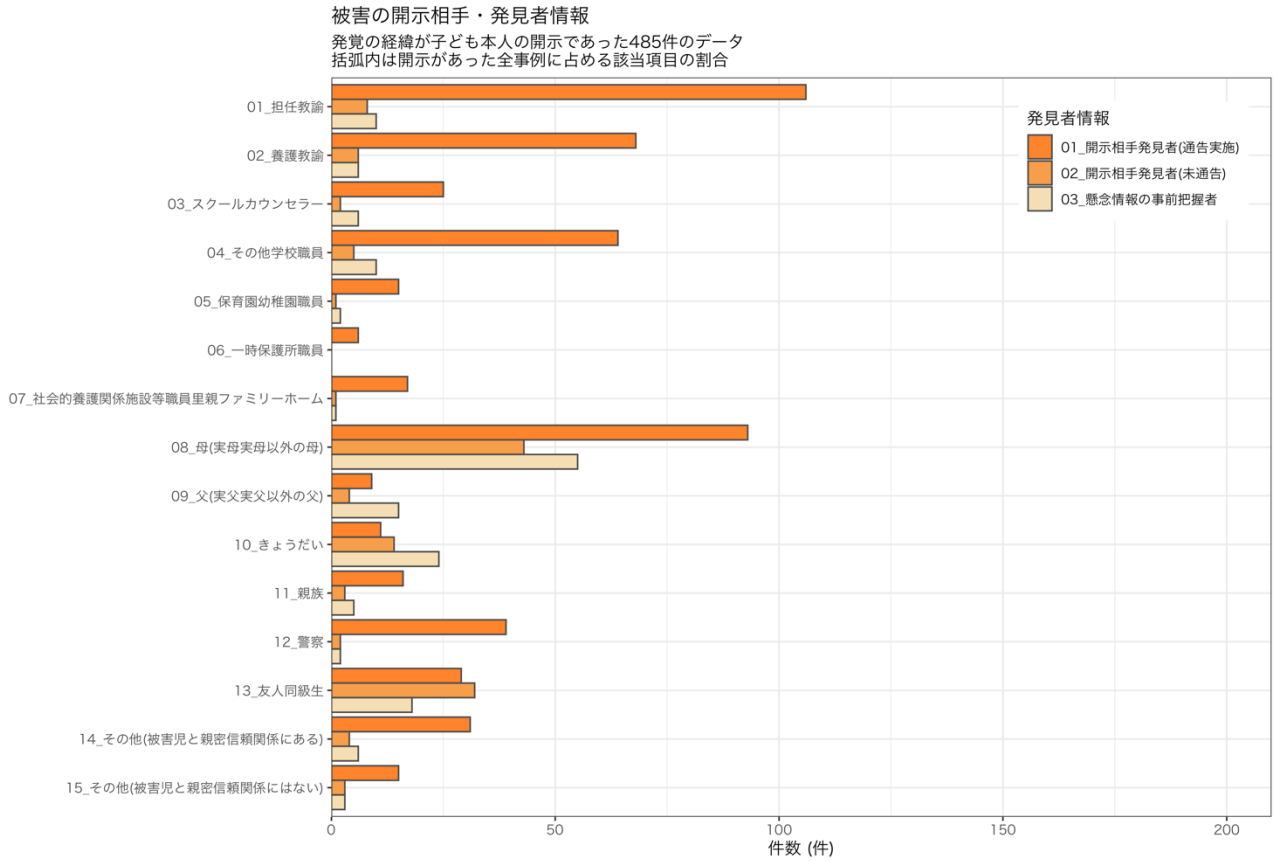


図 10.27 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 開示相手・発見者情報

ここで、開示相手・発見者(通告実施)は通告を実施した者であるのに対して、開示相手・発見者(通告未実施）と懸念情報の事前把握者は通告を実施しなかった者となる。通告実施者と通告非実施者について、家族・親族および被害児童の友人・同級生の区分に焦点を当てて、それぞれの該当報告件数を集計した結果を図 10.28 に示す。集計の結果、「父」、「母」、「きょうだい」、「親族」および「友人・同級生」のいずれにおいても、通告の実施に至らなかった者が通告実施者の件数を上回る程度の該当となった。なお、通告実施者と未通告者・懸念情報の把握者については、複数選択が可能な設問形式であったために一部重複が発生しているが、それらを考慮した場合であっても「当該未通告者・懸念情報の事前把握者に対するアプローチによって、同程度の件数の被害が、より早期に発見されうるもの」と解釈できるだろう。被害児童からみて近しい関係にある者へのアプローチは、被害の早期発見に大きく貢献する対象の一角を成しているものと考えられる。

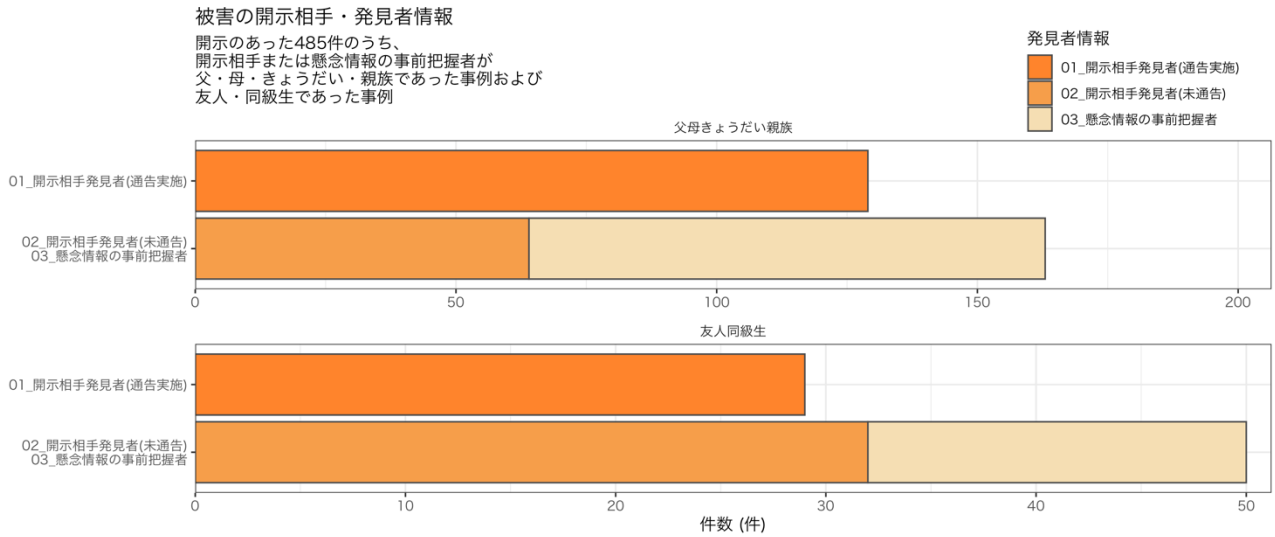


図 10.28 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 開示相手・発見者情報
（家族・親族および被害児童の友人・同級生に着目して）

続いて、被害児童本人からの開示を発覚経緯とした事例における開示の様相について、その集計結果を図 10.29 に示す。子どもから「被害内容の積極的な開示があった・子どもと加害者の分離介入を積極的に検討する上で十分な情報量の開示があった」とされる状況には 335 件の事例で該当報告が認められた。その一方で、「一部答えない・答えられない状況」については 86 件の事例で該当が報告された。また、16 件の事例では「被害のほのめかしやすり替え」が確認され、17 件では「開示内容の撤回」があり、16 件では「説得力がないまたは矛盾した証言」が認められるなど、様々な様相への該当報告が確認される結果となった。

このとき、後続の分析では、これらの全てを「子どもからの被害開示を契機として、開示が得られている」事例として扱っているが、その内実として、必ずしも「十分な開示」が得られているわけではないことに留意されたい。さらに、「十分な情報量の開示」が得られたと判断されたとしても、それが被害内容の全てを開示したものであるとは限らない(第三者が「全てが語られた」と判断することはできない。常に「一部分」である可能性がある)。性被害の開示については、第 6 章にも整理したとおり、子どもからの開示が認められたとしても、完全な情報が得られるとは限らず、内容の撤回や部分開示などが一定数で発生するものであることを前提として、踏まえる必要があるものといえる。

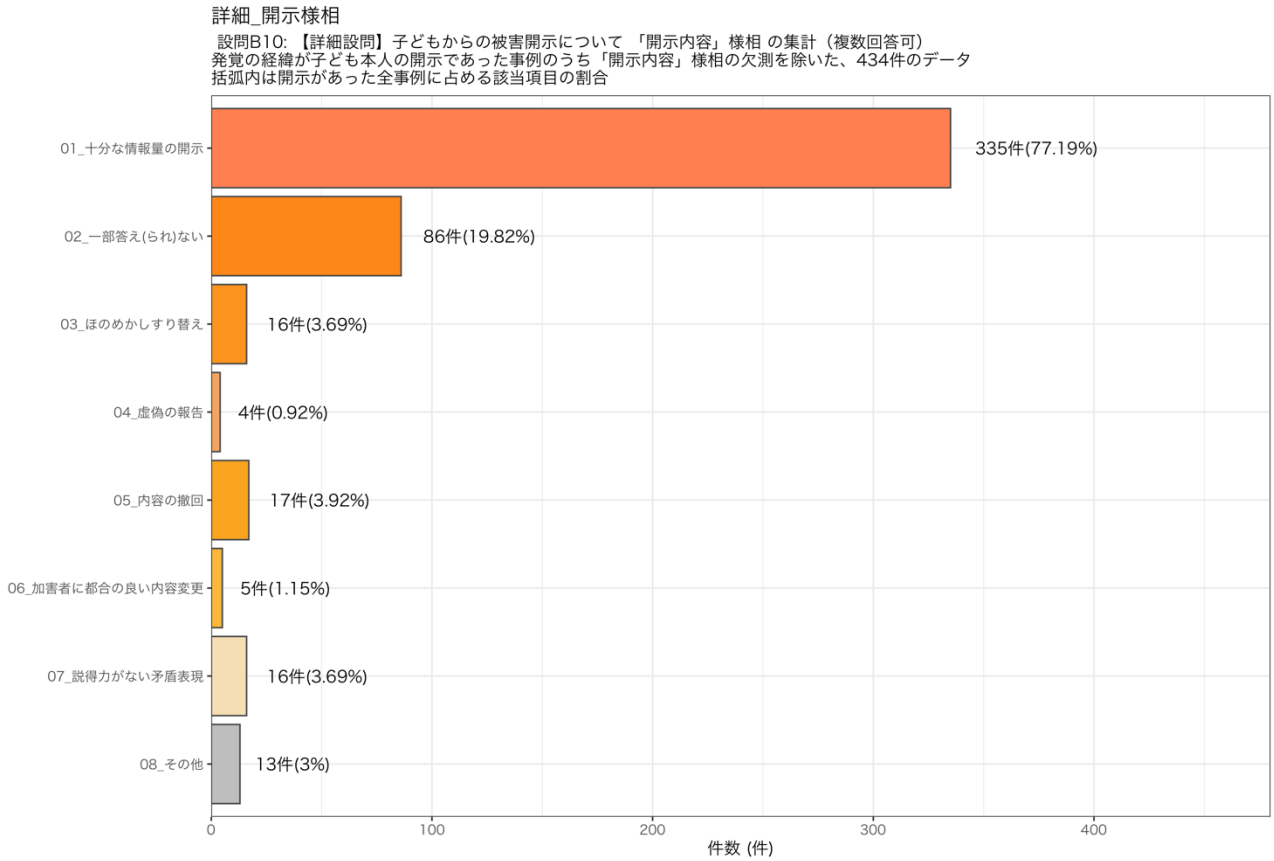


図 10.29 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 開示の様相

開示の様相に関して、その情報量の変化に着眼した設問について集計を行ったところ(図 10.30)、子どもからの開示を発覚の契機とする事例の 273 件で開示範囲の拡大が見られた。その一方で、「開示範囲の縮小」が 63 件で確認され、「開示内容が頻繁に変化(する・相手やタイミングでちぐはぐ)であったと報告する事例が 27 件となった。

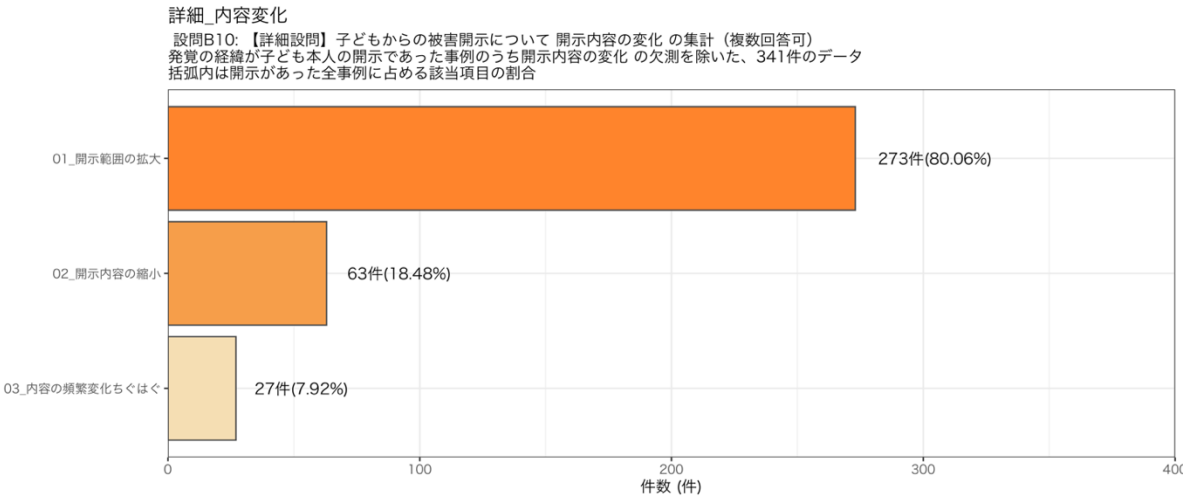


図 10.30 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 開示情報量の変化

回答者による主観評定に基づく開示の契機・想定される背景要因については、「加害者分離・安全確保」と回答された事例が 43.95%(178 件)と最も多く、これに次いで「被開示者への信頼」が 43.2%の該当率となった(図 10.31)。その他にも、「差し迫る危機」を背景とするものや、「積極的な聞き取り」が開示につながったと考えられる例、性関連教育によって知識を獲得したことに起因すると想定された例など、様々な背景要因への該当が報告された。なお、被害児童の年齢や対応経過などが様々であることを踏まえれば、それぞれの事例の内容に応じて援用可能な視点は異なるものと考えられる。したがって、第 6 章でも述べたとおり、該当件数の大小にかかわらず、想定されたいずれの背景要因も「早期発見に寄与する重要な観点である」と捉えられる。

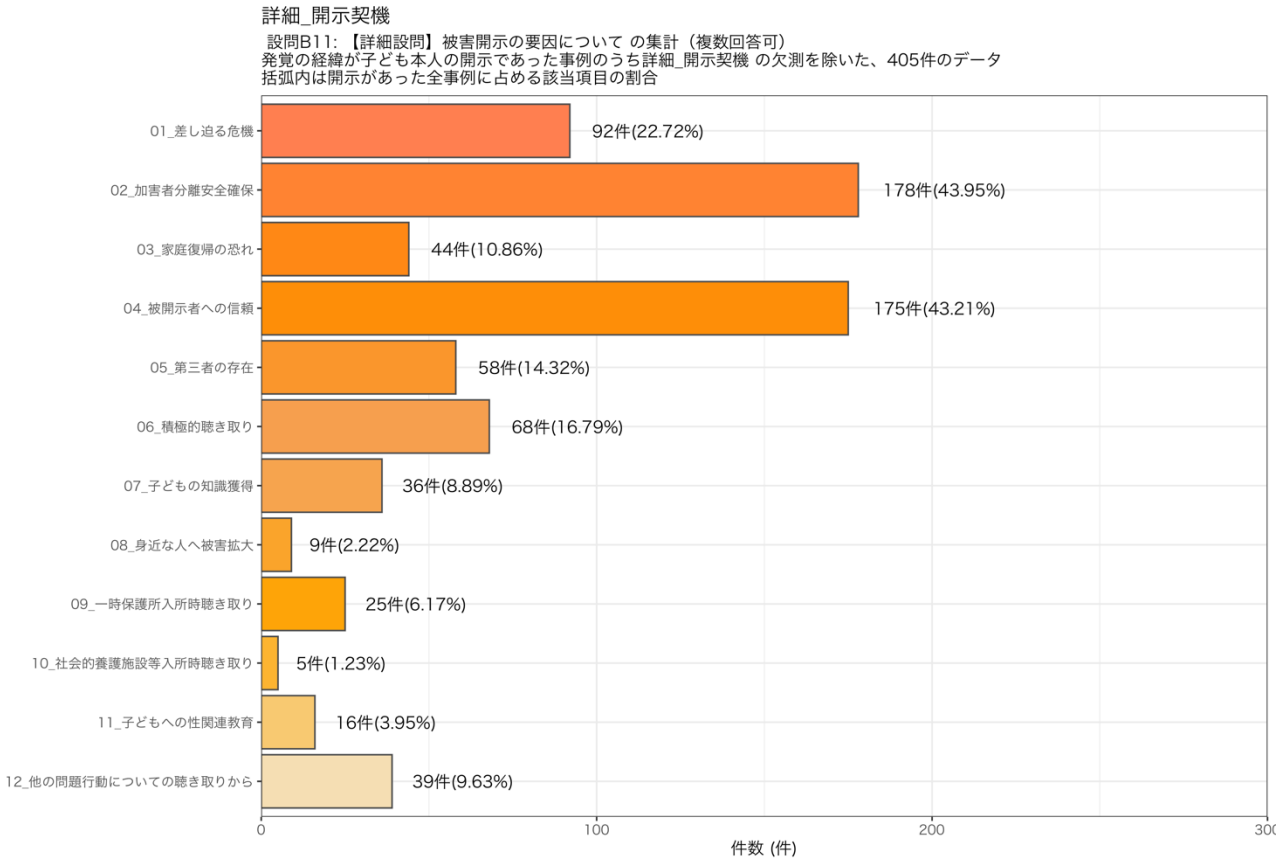


図 10.31 発覚の経緯が被害児童本人による開示か否かを集計区分とする 開示の契機

10.2.2.7 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例における子どもの年齢および被害継続年数

被害発覚時の子どもの年齢ごとに、被害児童本人からの開示が得られた事例の件数および割合に関する集計結果を図 10.32 に示す。件数としては 13 歳をピークとする増加傾向があり、全体に占める被害発覚が被害児童本人の開示であった事例の割合は 5 歳ごろまでに上昇し、その後なだらかに上昇・一定に推移するような傾向が観察された。なお、開示のあった事例の割合において、0 歳

の割合が高くなるといった状況が認められたが、0 歳で被害児童本人の開示により被害が発覚したとは経験的に考え難い。把握時が 0 歳であったデータは全体で 3 件であり、そのうちの 2 件で「開示があった」と報告されたレコードについては、何らかの誤回答の可能性が指摘されうる。

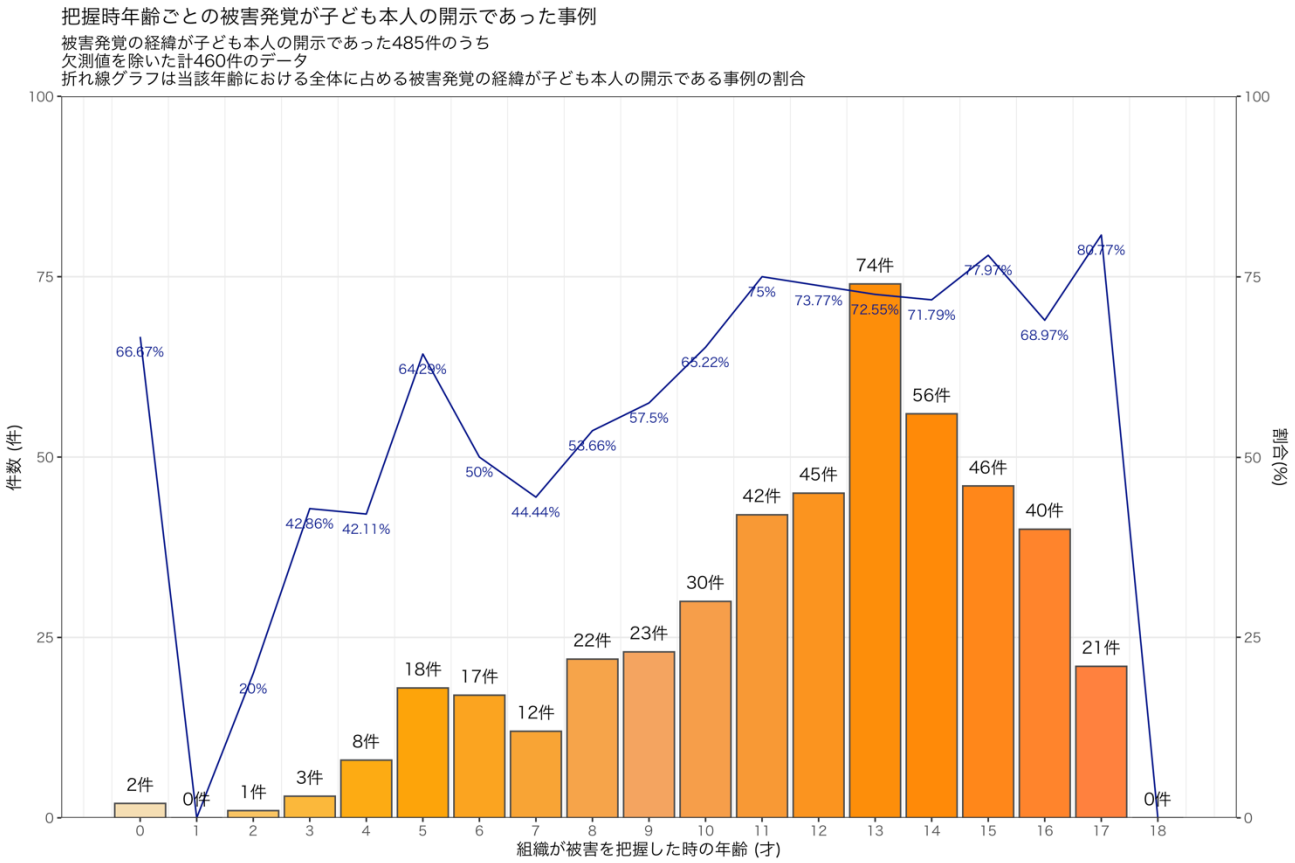


図 10.32 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例における年齢別該当件数と該当率

続いて、被害発覚の経緯別での被害継続年数の度数分布を図 10.33 に示す。発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例・周囲からの発見による事例に共通して、被害継続年数は 1 年がピークとなり、以降、継続年数が長期化するにしたがって、該当件数が少なくなる傾向が観察された。

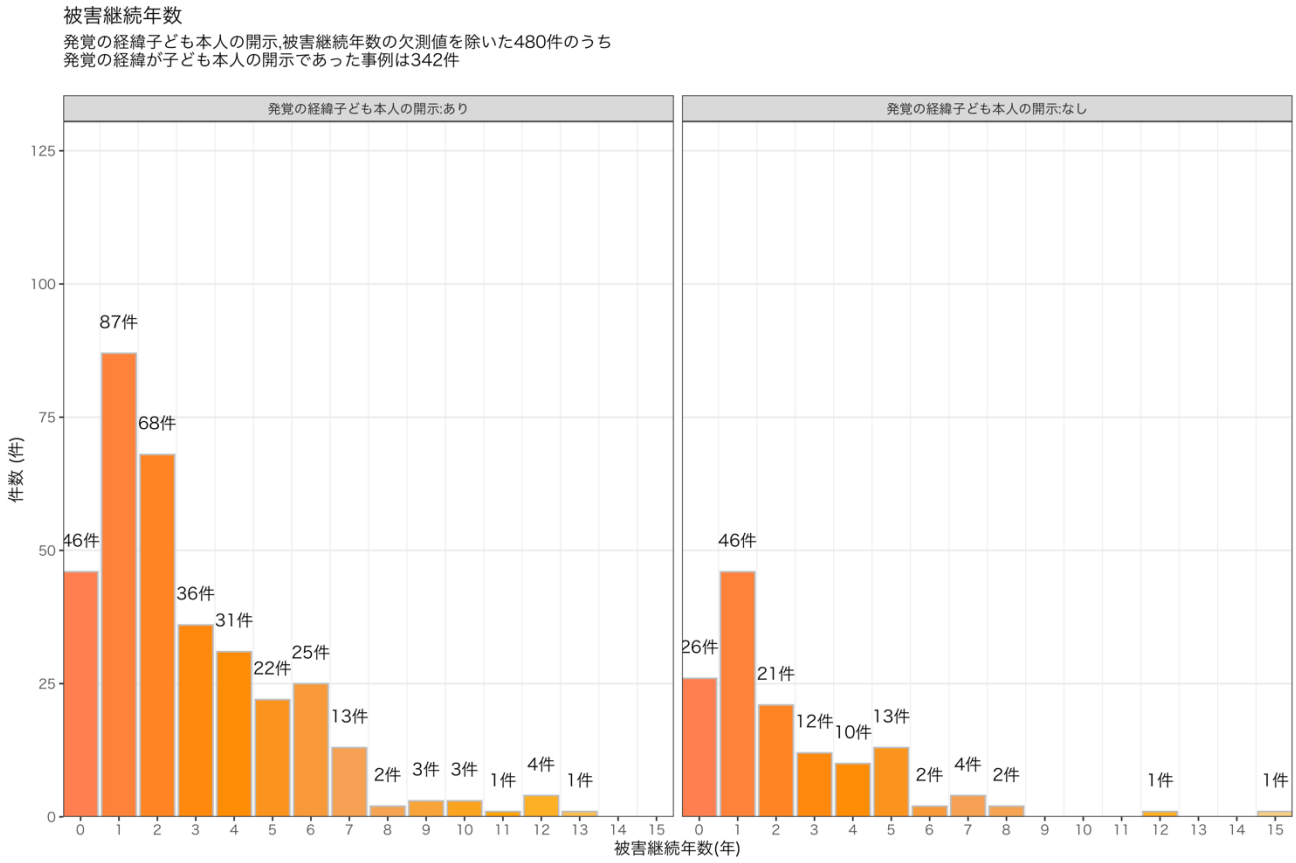


図 10.33 発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例の被害継続年数

10.3 被害児童の年齢と被害開示率の関係に関する解析

ここまでの集計結果を踏まえ、本節では被害児童の年齢と被害開示率の関係に関する統計解析を実施する。具体的には、「何歳ごろから被害開示が可能になり始めるか」、「何歳ごろになれば、思春期以降の年齢帯と変わらない開示が可能となりうるか」について、数量的側面からの検討を行う。なお、「開示」に相当する変数には、「被害発覚の経緯としての子ども本人からの開示」を採用した。

10.3.1 方法

10.3.1.1 使用データと前処理

使用データの抽出および前処理に関する手続きは前節と同様とした。

10.3.1.2 適格基準

被害把握時点での児童年齢と、発覚の経緯が被害児童本人の開示であることを示す項目のいずれかに欠測がある事例を除外した。

10.3.1.3 統計解析

本節で使用する統計解析手法では、被害児童の年齢別で、どの程度の開示(ただし、発覚の経緯としての子どもからの開示とする)が得られるかについての「開示確率(p)」を定義した。当該確率を定義する際には、年齢別での開示率が 5 歳ごろまでに上昇し、その後緩やかに開示率が上昇したのち一定の値で推移するという傾向を参考とした(図 10.32 を参照)。具体的には、(1)開示が発生し始める年齢があること、(2)開示確率が年齢とともに上昇すること、(3)ある年齢以上では開示確率が一定になること、これらの 3 点を仮定に含めた折れ線ロジスティック回帰モデルを構成した(式 10.1 から式 10.3)。

まず、開示確率(p)の定義を式 10.1 に示す。

$$p_{age_i+1} = \begin{cases} logit^{-1}(-4) & \text{if } age_i < c1 \text{ or } n_{age_i+1} = 0 \\ logit^{-1}(-4 + \beta\ age_i) & \text{if } c1 \le age_i \le c2 \\ logit^{-1}(-4 + \beta\ c2) & \text{if } age_i > c2 \end{cases} \quad \text{(Eq10.1)}$$

ここで、i番目の事例の被害発覚時年齢は$age_i \in \boldsymbol{age}$とする(太字の変数はベクトルを表す)。ある年齢 t $(0 \le t \le \max(\boldsymbol{age}) = 17)$ における事例数は$n_{t+1} \in \boldsymbol{n}$とし、被害発覚が被害児童本人の開示であった事例数を$k_{t+1} \in \boldsymbol{k}$ とする。すなわち年齢$t = 0, 1, 2, \ldots 17$ における全体の事例数が $n_1, n_2, n_3 \ldots n_{17}$ であり、被害発覚が被害児童本人の開示であった事例数が$k_1, k_2, k_3 \ldots k_{17}$ となる。また、ある年齢 tにおける開示確率を $p_{t+1} \in \boldsymbol{p}$ とする。i番目の事例の年齢 age_iを用いて、$t =$

age_i のときの開示確率 p_{age_i+1}を定義した。なお、$logit^{-1}(\cdot)$は逆ロジット変換であり、任意の実数値を[0,1]の値に変換する機能を持つ。式 10.1 の p_{age_i+1} に代入されている$logit^{-1}(-4)$はおよそ 0.018 の定数であり、開示発生確率がほぼ 0 に等しい仮定を表現するために用いられた。ある年齢tにおける開示発生確率 p_{t+1}について、$t < c1$のとき開示発生確率がほぼ 0 に等しいことを示している。そして、$c1 \leq t \leq c2$のとき、開示発生確率p_{t+1}は t に比例して単調増加し、$t = c2$ で開示確率の増加は止まり、 $t > c2$ で 開示確率p_{t+1} は一定となることが仮定されている。式 10.1 から、$c1$は開示が発生しはじめる年齢として解釈され、$c2$は思春期以降のそれと変わらない開示が可能になる年齢として解釈されるパラメータとなる。

開示確率$\boldsymbol{p}$は、被害把握時点年齢別での、発覚の経緯が被害児童本人の開示であった事例数$\boldsymbol{k}$と、年齢別での全事例数$\boldsymbol{n}$をパラメータとする二項分布で推定されるものとした(式 10.2)。

$$\boldsymbol{k} \sim Binomial(\boldsymbol{n}, \boldsymbol{p})\,. \tag{Eq10.2}$$

それぞれのパラメータには、弱情報事前分布として、

$$\begin{gathered}\beta \sim \text{Student } t(7, 0, 10), \\ c1 \sim \text{Normal}\left(\frac{\max(\boldsymbol{age}) + 0}{2}, \frac{\max(\boldsymbol{age}) - 0}{2}\right), \\ c2 \sim \text{Normal}\left(\frac{\max(\boldsymbol{age}) + 0}{2}, \frac{\max(\boldsymbol{age}) - 0}{2}\right)\end{gathered} \tag{Eq10.3}$$

を設定した。

解析には、統計解析環境 R を使用し、解析モデルの構成には確率的プログラミング言語 STAN と、それを統計解析環境 R から使用する rstan パッケージを利用した。パラメータ推定には、Hamiltonian Monte Carlo 法の一種である No-U-Turn Sampler(NUTS)アルゴリズムを使用した。4 本の独立な乱数列でそれぞれ 10,000 回のサンプリングを実施し、バーンイン期間として各列 5,000 回分の標本を破棄した。各乱数列の自己相関の影響を考慮し、乱数列の 5 サンプルに 1 つを採用するよう間引きを行った。すなわち、計 4,000 個のサンプルを用いて事後分布を構成した。

なお、当該モデルに示されるようないくつかの仮定を置いた統計モデルを活用する際には、本来「複数の条件で構成したモデルを比較・検討」することや、「仮定の妥当性に関する理論との整合」を検討するなどの研究過程が必要となる。厳密な研究上の手続きは後続する課題とする。

10.3.2 結果と解釈

データ抽出手続きでは、被害把握時点での児童の年齢が 0 歳から 18 歳までの事例をその対象とした。ただし、図 10.32 に示されたとおり、被害把握時点での児童の年齢が 18 歳のデータは 0 件であったことから、組織被害把握時点の年齢の範囲は 0 歳から 17 歳となった。この点を含め、組入基準を満たした解析対象事例は 677 件となった。

統計解析の結果、年齢ごとの子ども本人からの開示確率$\boldsymbol{p}$およびパラメータ$c1$、パラメータ$c2$の推定結果が得られた(図 10.34)。開示が報告され始める年齢に相当するパラメータ$c1$の推定平均値(EAP)は 1.26 となり、開示確率の上昇が頭打ちとなる年齢に相当するパラメータ$c2$の推定平均値(EAP)は 4.73 となった。結果から、全体の傾向としておおよそ 1 歳 3 ヶ月頃から被害の開示が発生しはじめ、開示確率は年齢に伴って増加し、およそ 4 歳 9 ヶ月頃に思春期と同程度の開示が可能になると解釈できる(ただし、開示の有無を対象とするものであって、開示の具体性や内容量、表現の質的水準については、その限りではない)。そして、児童相談所および市区町村で対応されている 5 歳以降の被害発覚事例の、おおよそ 70%が子どもからの被害開示によるものであると解釈できる結果となった。

当該結果を臨床的に解釈するならば、「原則、未就学児童においては、被害の発覚経緯となるような積極的開示が子ども本人から得られるとは想定されず、周囲からの発見が被害発覚の中心となること」や「小学校低学年ごろに開示率が一定の水準に達し、児童相談所等の福祉機関での支援につながった事例の過半数を構成していること」、「開示率が一定の水準に達した年齢であったとしても、その言語的側面から質的・量的に十分な発達に至っていない可能性があること」、「開示確率が一定に達する年齢であったとしても、必ずしも子どもからの開示だけが発覚の経緯とはなっておらず、開示に至らず被害が把握されていない潜在事例についても考慮すれば、小学生以上の場合であっても開示を得るためのアプローチや取り組みが必要であること」などが指摘されよう。

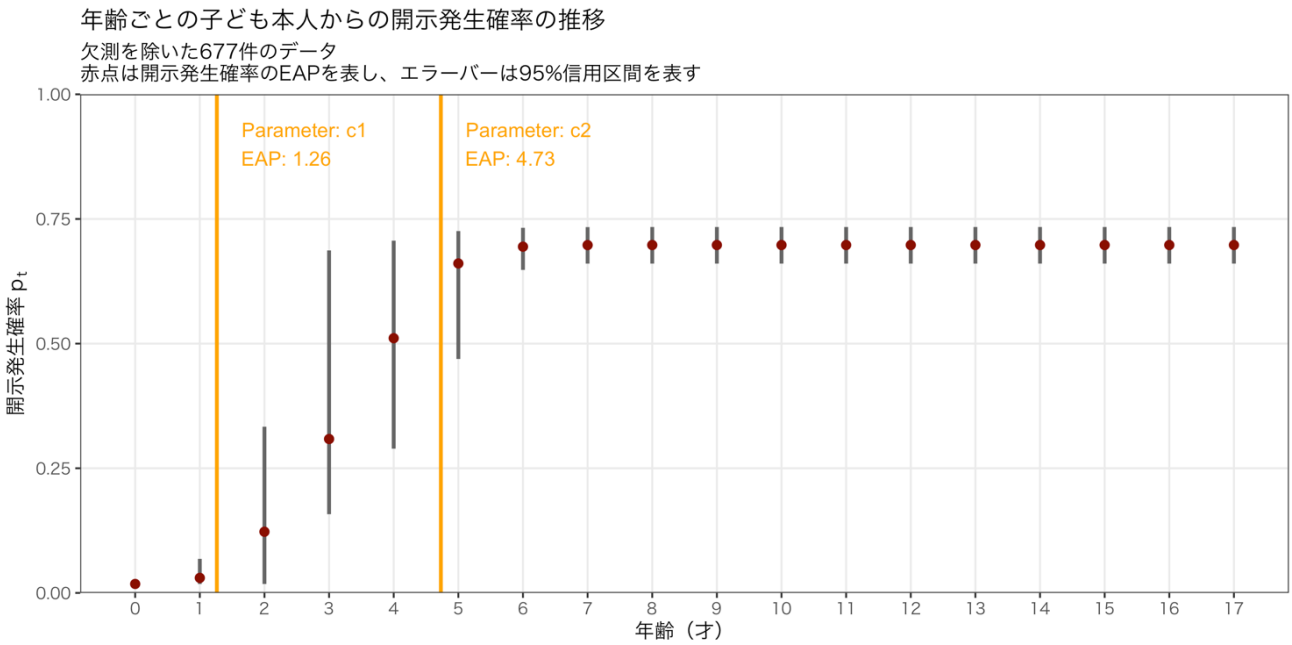


図 10.34 子ども本人からの開示発生確率の推移

10.4 被害開示の促進・抑制に関連する要因の探索的検討

本節では、被害発覚の経緯としての「子ども本人からの開示」を目的変数として、それに関連する要素を探索的に抽出する解析を実施し、被害発覚の促進あるいは抑制に関連する要因の検討を実施した。なお、解析の目的としては、「調査で得られた広範な項目から、関連性の指摘されうる要素を探索的に抽出すること」が主眼であって、理論的な背景に基づいた開示の促進・抑制に関する要因について、その関連の有無等に関する仮説を検証しようとするものではないことに留意されたい。

10.4.1 方法

10.4.1.1 使用データと前処理

使用データおよび前処理にかかる手続きは、前節と同様である。

10.4.1.2 適格基準

発覚の経緯が被害児童本人の開示であることを示す項目、ならびに後述する説明変数の候補について欠損が含まれるデータを除外対象とした。

10.4.1.3 統計解析

まず、「子ども本人からの開示が発覚の経緯となることに関連する主要項目は何か」、「どの項目が開示の有無を予測する際に有用か」という視点から、主要変数の選抜に L1 正則化回帰モデル

(ロジスティック)を適用した。L1 正則化回帰モデル(ロジスティック)は、「多くの説明変数の中から予測に有用な変数を選抜しつつ、目的変数に対する予測の実現と、各変数の影響の大きさを数量的に得る」ことのできる解析技法の一つである。係数の推定には罰則付き最小二乗法を用いた。また、項目の選抜では、交差検証法によって誤差最小となった場合の選抜項目数を採用した。当該手続きにおいて、その方法論的特性上、初期値に依存して選抜される項目と係数の推定値が変化する可能性がある。初期値依存性の課題に対して、本解析では、同一データセットに対して複数の乱数のシード値を与えて推定を 5 回行い、各回で選抜された項目リストを OR 条件(いずれかの解析で選抜されたものを全て含める)で統合する処理を行った。そして、発覚の経緯が被害児童本人の開示であること 1 とし、それ以外を 0 とした目的変数を定め、選抜項目を説明変数としたロジスティック回帰分析を行い、回帰係数である対数オッズ比を推定した。

説明変数の候補としては、基本設問の回答者区分、主被害児童性別、被害頻度、最初の受理区分、主被害児童知的水準に加え、第 9 章で行われた潜在クラス分析の結果得られた変数を使用した。全ての項目についてダミー変数への展開を行ったのち、基準変数(reference)を変数から除外した。このとき、潜在クラス分析で得られたクラス情報に関する欠損は本解析からは除外した。潜在クラスの欠損状況が、開示の有無という現象に由来して発生している可能性は否定されないが、欠損自体が測定の限界に由来して発生している部分が大きいものと考えられたためである。また、主たる関連要因を探索的に検討するため、各項目の該当率(あるいは非該当率)が 3%を切っている項目は除外された。これらの手続きを経て、最終的に 80 項目が説明変数の候補として用いられた。

解析には、統計解析環境 R を使用した。L1 正則化回帰モデル(ロジスティック)の適用には glmnet パッケージを用い、変数選抜後のロジスティック回帰分析は brms パッケージを用いて行われた。ロジスティック回帰分析におけるパラメータの事後分布は brms パッケージのデフォルト設定である$\boldsymbol{\beta} \sim \text{Uniform}(-\infty, +\infty)$, $Intercept \sim \text{Student t}(3,0,10)$ を使用した。

推定結果の解釈には、各項目の対数オッズ比の事後平均値(以下 EAP)と対数オッズ比の事後分布の 95%確信区間(以下 95%CI)を用いる。対数オッズ比は 0 を基準として、正の値が得られた場合には「正の関連性がある」、負の値が得られた場合には「負の関連性がある」ものと推定結果として解釈される指標である。本章では、パラメータ推定の結果、対数オッズ比の 95%確信区間が 0 を含まなかった変数を解釈の対象とした。なお、本節で用いる統計モデルで推定されたパラメータの値は、採用される項目によって容易に変化しうるものである。したがって、推定値の大きさを積極的に解釈することはしない。また、本解析からは目的変数と説明変数の因果関係について検討することはできず、あくまで相関関係(説明変数の増加にともなう目的変数の増加、依存関係)の視点から解釈されるものであることに留意されたい。

10.4.2 結果と解釈

データ抽出の結果、適格基準を満たした組み入れ事例数は 504 件となった。

解析結果について、発覚の経緯が被害児童本人の開示であるか否かを目的変数とした L1 正則化回帰による項目選抜と、選抜された項目を用いたロジスティック回帰分析により推定された対数オッズ比を図 10.35 に示す。L1 正則化回帰の結果、計 25 の説明変数が選択された。このうち、対数オッズ比の事後分布の 95%CI が 0 を含まなかった項目は、切片項を除いた 7 つであった。

具体的には、(1) 被害頻度が「単回のみ」であること(EAP = 1.66, 95%CI = [0.48, 2.99]）、女性養育者に対する被害児童の評価・感情が「拒否・嫌悪、恐怖、あきらめや分離希望」と形容されうるパターンの場合(EAP = 1.54, 95%CI = [0.25, 3.08])で、発覚の経緯となる開示と正の関連を示した。そして、発覚の経緯となる開示と負の関連を示す項目として、(3)被害児童が「小学生以下の年齢で、無症状への該当が中心、一部で保護希求や恐怖の訴えがある」と形容される潜在クラスに該当する場合(EAP = -1.50, 95%CI = [-2.26, -0.72])、被害内容が「ビデオ映像写真の被写体にする」に該当した場合(EAP = -1.28, 95%CI = [-2.33, -0.26])、男性養育者に対する被害児童の評価・感情が「気遣いと非健全的依存」と形容されるパターンの場合(EAP = -1.13, 95%CI = [-2.08, -0.21])、男性養育者の外部観察時の印象情報が「社会的孤立、情緒コミュニケーション困難」と形容される場合(EAP = -0.85, 95%CI = [-1.60, -0.11])、そして、被害の確証水準が「懸念される」に該当した場合(EAP = -0.74, 95%CI = [-1.26, -0.23]) であった。



図 10.35 発覚の経緯被害児童本人の開示を目的変数とした L1 正則化回帰による変数選択およびロジスティック回帰分析により推定された対数オッズ比

発覚の経緯となる子どもからの開示と正の関連を示した 2 つの項目について、被害頻度が「単回のみ」であることが特筆して抽出された結果は、「被害が初期にあるうちは開示がなされやすい」可能性や、反対に「被害頻度が常態化・断続的」などの形で継続した場合に開示がなされにくくな

るといった可能性を示すものと考えられる。また、女性養育者に対する被害児童の評価・感情が「拒否・嫌悪、恐怖、あきらめや分離希望」と形容されうるパターンの場合に開示が得られやすい傾向は、援助要請の対象となる主要な人物の保護機能が不在または剥奪された状況に対して、「積極的に被害を開示せざるを得ない」といった背景があることが想像される。

発覚の経緯となる子どもからの開示と負の関連を示した５つの項目について、以下、個別に解釈を整理する。まず、被害児童が小学生以下である場合のパターンで開示と負の関連を示した結果については、子どもの年齢起因した積極的な言語的開示の困難が第一に想定される。被害内容が「ビデオ映像写真の被写体にする」といった場合に開示と負の関連が示された結果については、「寝ている間に撮影された」、「対象年齢が幼い」といった本人に被害の自覚がない場合や、子どもからの開示ではなく、「物証」によって被害が発覚した例などが背景にあることが推測される。また、「被害児童に対して何らかの対価が与えられている場合」や、「脅迫等、加害者による操作が背景にあることにより開示が困難になっていた可能性」も想像される。男性養育者に対する被害児童の評価・感情が「気遣いと非健全的依存」と形容されるパターンの場合に、開示との負の関連性が認められた結果は、「加害者に対する気遣い」等による開示への抵抗感が発生していることや、「非健全的な依存関係」から関係が閉鎖し、開示につながらないといった状況があることが推測される。男性養育者の外部観察時の印象情報が「社会的孤立、情緒コミュニケーション困難」と形容されるパターンの場合については、開示の抑制要因として直接解釈することは困難であるものの、その背後に共変関係にある他の要因を媒介して、開示への困難につながっている可能性があるものと考えられる。明確な説明・解釈は現時点では得られないものの、「開示がなされにくい可能性がある」ことを予測的に捉えるリスク要因になるかもしれない。なお、被害が「懸念される」という確証水準が発覚経緯としての開示と負に関連したことは、「子どもからの開示による事例ではないため、確証の水準が十分に得られていなかった」という結果としての関係性が抽出されたものと捉えるのが自然であると思われる。

総括して、本解析からは、「子どもの被害開示の促進・抑制要因」について、その様相を包括的に記述することは叶わなかったものの、一部その手がかりとなりうる情報が得られたものと整理される。

10.5 被害児童本人からの開示によって被害が発覚するまでの期間に関する解析的検討: 被害継続年数の長期化・短期化関連要因の探索的抽出

本節では、被害発覚の経緯としての「被害児童本人からの開示」がある事例における「被害継続年数」を目的変数として、それに関連する要素を探索的に抽出する解析を実施し、被害開示までの期間の長期化・短期化に関連する要素の抽出を行う。すなわち、「どのような事例の場合に、子どもからの被害開示が得られるまでの期間が、長期化あるいは短期化するか？」について検討する。

なお、解析の目的として、「調査で得られた広範な項目から、関連性の指摘されうる要素を探索的に抽出する」ことが主眼であって、理論的な背景に基づいた開示までの期間の長期化・短期化に関する要因について、その関連の有無等に関する仮説を検証しようとするものではないことに留意されたい。

10.5.1 方法

10.5.1.1 使用データと前処理

使用データの抽出および前処理に関する手続きは前節と同様である。

10.5.1.2 適格基準

被害継続年数と、後述する説明変数の候補について欠損が含まれるデータを除外した。

10.5.1.3 統計解析

本節では、L1 正則化回帰による変数選択を行った後、一般化線形モデルを用いた解析により、各項目と被害開示までの期間との関連性を検討する。被害継続年数は 0 以上の値を取り、値が大きくなるにつれて該当件数が少なくなるという特徴を有していることから(図 10.33 を参照)、本章の解析では、当該目的変数に対数正規分布を仮定した回帰モデルを使用した。その際、被害継続年数が一年に満たないものは被害継続年数が 0 として計上されており、対数変換を行った際に負の無限大に発散してしまうことを防ぐため、被害継続年数に 1 を加えたものについて対数変換を行ったものを目的変数とした(他にも、対数変換等の処理を実施せず、具体的な年月・日数等を算出して目的変数にガンマ分布等を仮定した、現象が観測されるまでの時間等を扱うに長けた解析手続きが想定される。本解析では、解析モデルの複雑化を避けるために当該手続きを採用した)。また、前節の解析と同様、「子ども本人からの開示が得られるまでの期間に関連する主要項目は何か」「どの項目が開示までの期間の予測に有用か」という観点から、単独の項目がもつ予測性能を検討する際には、L1 正則化回帰モデル(リンク関数は正規分布)を適用した。推定には、罰則付き最小二乗法を用いた。また、交差検証法により誤差最小となった選抜項目数を採用し、初期値に依存して解析結果が異なる可能性があることを考慮して、同一データセットに対して乱数のシード値を変えて当該推定を 5 回行い、各回で選抜された項目リストを OR 条件(いずれかで抽出された場合に、それらを全て採用する)で統合する処理を行った。そして、対数変換した被害継続年齢を目的変数とし、選抜項目を説明変数とした回帰モデルを適用し、各項目に係る係数の推定を行った。

説明変数の候補としては、基本設問の回答者区分、主被害児童性別、被害頻度、最初の受理区分、主被害児童知的水準、主被害児童調査時年齢に加え、第 9 章で行われた潜在クラス分析の結果

で得られた変数が用いられた。説明変数の候補に対して行った処理の手続きは、前節と同様である。最終的に計 81 項目が説明変数の候補として用いられた。

解析には、統計解析環境 R を使用した。L1 正則化回帰モデルの適用には glmnet パッケージを用い、変数選抜後の回帰モデルの適用は brms パッケージを用いて行われた。回帰モデルにおける各パラメータの事後分布は brms パッケージのデフォルト設定である
$\boldsymbol{\beta} \sim \mathrm{Uniform}(-\infty, +\infty)$, $Intercept \sim \mathrm{Student's}\ t(3,1,10)$, $\sigma \sim \mathrm{Student's\ t}(3,0,10)$を使用した。

推定結果の解釈には、各項目の回帰係数(対数スケール)の EAP と事後分布の 95%CI を用いた。対数スケールの推定係数は、0 を基準に目的変数の長期化要因・短期化要因として解釈がなされうる指標である。パラメータ推定の結果、対数オッズ比の 95%CI が 0 を含まない変数を解釈の対象とした。なお、本節で用いる統計モデルで推定されたパラメータの値は、採用される項目によって容易に変化しうるものである。したがって、推定値の大きさを積極的に解釈することはしない。また、本解析からは目的変数と説明変数の因果関係について検討することはできず、あくまで相関関係(説明変数の増加にともなう目的変数の増加、依存関係)の視点から解釈されるものであることに留意されたい。

10.5.2 結果と解釈

データ抽出の結果、適格基準を満たした 267 件のデータが解析に組み入れられた。

解析の結果として、被害継続年数を目的変数とした L1 正則化回帰による変数選択の結果、L1 正則化回帰の結果、計 29 の説明変数が選抜された。そして、当該選抜変数を用いた対数正規分布による回帰モデルを用いて推定された回帰係数を図 10.36 に示す。このうち、回帰係数の事後分布の 95%CI が 0 を含まない項目は、11 項目となった。

回帰係数の 95%CI が 0 を含まなかった項目において、EAP の値が 0 以上であった項目(長期化に関連する項目)は、(1)被害内容に「身体接触」が含まれる場合(EAP = 0.28, 95%CI = [0.08, 0.48])、(2)家族構成が「実父母・親族同居あり_ひとり親含む」形態の場合(EAP = 0.26, 95%CI = [0.06, 0.47])、(3)主たる被害児童の知的水準が「平均の上から平均の下まで」に相当する場合(EAP = 0.19, 95%CI = [0.04, 0.35])、(4)主たる被害児童の年齢が高いほど(EAP = 0.05, 95%CI = [0.02, 0.08])の 4 つとなった。

他方、回帰係数の 95%CI が 0 を含まなかった項目において、EAP の値が 0 未満であった項目(短期化に関連する項目)は、(5)被害の頻度が「単回のみ」の場合(EAP = -0.50, 95%CI = [-0.78, -0.23])、(6)被害の頻度が「断続的」である場合(EAP = -0.16, 95%CI = [-0.31, 0.00]) 、(7)被害が「懸念される」という確証水準の場合(EAP = -0.42, 95%CI = [-0.80, -0.04])、(8)男性養育者の職業区分と他の養育者に対する態度が「無職・暴力統制」と形容されるパターンの場合(EAP = -0.40, 95%CI = [-0.72, -0.08])、(9)女性養育者の被害児童に対する態度が「自己中心的、あるいは

依存や不自然な過剰愛護」と形容される場合(EAP = -0.32, 95%CI = [-0.63, 0.00])、(10)男性養育者の外部観察時の印象が「反社会的、他責や印象操作がある」と形容されるパターンの場合(EAP = -0.29, 95%CI = [-0.57, -0.01])、(11)女性養育者に対する被害児童の評価・感情が「保護と好意、健全愛着」と形容される場合(EAP = -0.19, 95%CI = [-0.35, -0.04])の 7 項目であった。



図 10.36 被害継続年数を目的変数とした L1 正則化回帰による変数選択および対数正規分布を用いた回帰モデルを用いて推定された回帰係数(対数スケール)

被害発覚の経緯が開示となった事例における被害継続年数、すなわち「開示に至るまでの期間」に関する長期化・短期化関連要因について、以下に個別の解釈を整理する。

開示に至るまでの期間と正に関連する(長期化に関連する)要因として、被害内容に「身体接触」が含まれる場合については、「性的嫌がらせ」などと軽視されるなどにより性被害として開示され支援機関につながりにくいといった可能性や、恥辱感等が発生することにより被害の開示につながりにくいなどの可能性が考えられる。その他にも、「身体接触が生じている時点で、すでに被害が進行した段階にある」といった可能性も指摘されうるだろう。主たる被害児童の年齢が高いほど開示に至るまでの期間が長いといった関連性を示した結果については、恥辱感等が発生する年齢が、小学校中学年以降に該当率が高まること(第 13 章参照)に起因して、年齢が高いほど開示に至るまでに時間を要するといった可能性や、被害の継続年数が年齢と相関関係を持ちうることなどが背景になっているものと推測される。

家族構成が「実父母・親族同居あり_ひとり親含む」形態の場合については、開示に至るまでの期間と直接的な関係からは解釈が困難であるものの、「そもそも、実父母という重要他者からの被害は開示しにくいこと」や、「ひとり親家庭の場合、非加害保護者等の開示対象が不在となっていること」などが背景にある可能性が指摘されうる。主たる被害児童の知的水準が「平均の上から平均の下まで」に相当する場合に、開示までの期間が長期化する傾向にあると予測された結果については、項目の該当方向を反転させて、「知的水準が低い・非常に低い、または非常に高い場合には短期化しやすい」と捉えることが自然であると考えられる。知的水準が低い場合に、必ずしもそれが知的障害を伴うとは形容されないものの(特に、本事業においては厳密な発達年齢や知能指数等を扱っていない)、知的障害を伴う場合に「被害認識が十分でなく、抵抗なく被害を語る」といった様相が報告されることもあり、当該状況が開示までの期間を短期化することにつながっている可能性が想定される。また、知的水準が高い場合には、言語発達の視点から被害の開示が早期に実現しやすいといった可能性が推測される(ただし、知的水準が高いゆえに問題が内面化・複雑化し、むしろ開示が抑制されるといった可能性なども十分に指摘されうる)。その他にも、様々な解釈や背景要因が考えられうる。家族構成と知的水準に関しては、結果に対する解釈の一例として可能性を述べるにとどめ、「今後の精緻な検討を必要である」ことを強調しておきたい。

次に、開示に至るまでの期間と負の関連を示した(短期化と関連した)要因について整理する。まず、被害の頻度が「単回のみ」、または「断続的」であることと被害開示までの期間が負に関連したことは、「常態化する前に見つかった被害の継続期間は短い」ことを単純に反映したものであると考えられる。被害が「懸念される」という確証水準である場合に、被害開示までの期間が短い傾向にあるという結果は、言い換えて「比較的早期に開示が得られた場合、内容から確証性が担保されにくい」という関連性を意味している。可能性の一つとして、様々な要因によって生じる開示への抵抗感と継続した被害による心身へのダメージの蓄積を比較した際に、未だ開示への抵抗感が優

位にあり、「部分的な開示しかできない」、「核心に関連する被害については話せない」といった状況が発生している可能性が推測される。男性養育者の職業区分と他の養育者に対する態度が「無職・暴力統制」と形容されるパターンの場合や、男性養育者の外部観察時の印象が「反社会的、他責や印象操作がある」と形容されるパターンの場合に開示までの期間が短期化しやすいといった推定結果は、男性加害者による性被害だけではない暴力的行為(身体的虐待や心理的虐待など)が伴うことにより、被害児童に逼迫した状況や危機が発生しているといった状況が推測される。当該状況が、開示に至る期間を短期化させる背景理由になっている可能性が想定されうる。女性養育者の被害児童に対する態度が「自己中心的、あるいは依存や不自然な過剰愛護」と形容されるパターンの場合に開示までの期間が短期化しやすいといった推定結果については、パターンの中に含まれる要素に対しての一貫した原理が把握されないことから、解釈を得ることが難しい。今後の検討を必要とする。また、女性養育者に対する被害児童の評価・感情が「保護と好意、健全愛着」と形容されるパターンにおいて開示までの期間が短い傾向にあることについては、「信頼等に基づく母親への開示によって、当該事例が支援機関に早期につながった」という経緯を推測することができる。

ここまで、得られた結果に対する個別の解釈を加えたが、いずれも解釈の範囲を出ず、可能性のひとつであることに改めて留意されたい。また、早期発見の視点から実践的に活用可能な知見は、本解析からは十分に得られなかった。本事業で取り扱った事例の記述項目に加えて、「どのような取り組みを講じれば、より被害開示までの期間が短期化されうるのか」等、各種取組の内容等を含めた検討が必要になる。

10.6 考察

本章では、開示の発生について多角的に検討するため、(1)被害児童からの開示の有無を集計軸とした基礎集計、(2)被害児童の年齢別での開示確率の推定、(3)被害開示の促進・抑制に関連する要因、(4)初発から開示までの被害継続期間の短期化・長期化に関連する要因についての 4 つの検討を実施した。

基礎集計の結果からは、第一に、開示のない事例の場合、調査で回答を求めた各設問への欠損が多く、被害の確証水準についても「詳細不明」への該当率が高いなど、「子どもからの開示が、被害実態を把握する上での主要な情報源となっていること」が示された。事例の実態を把握し、適切な対応を講じる上で「いかに被害児童からの開示を得るか」といった視点が、極めて重要な役割を担うということが指摘されうる。被害の早期発見という本事業の視点からも、特に「開示」に関する各種の検討が重要な役割を担うと言えるだろう。また第二に、子どもからの被害開示の相手となった通告実施者と通告非実施者(事前の懸念情報把握者を含む)について、家族・親族および被害児童の友人・同級生の区分に焦点を当てた集計結果からは、「被害事実や懸念される情報を通告前から知っていたとする家族・親族や友人・同級生が、被害事実を通告した例よりも多い」という結果

が得られた。このとき、通告に至った開示相手の情報は、本調査の回答機関において(当然のことながら)把握されやすい一方で、未通告の被開示者・懸念情報の事前把握者については、回答機関で完全に把握されるとは限らない。このことから、調査で報告する場合に「家族・親族や被害児童の友人・同級生における未通告の被開示者・懸念情報の事前把握者の該当報告数」は、実際よりも低くなると考えるのが自然である。それにも拘らず、当該様の結果が得られたことから、「被害児童の特に家族や親族、友人や同級生において、被害事実が知られているものの、通告に至っていないケース」は相当数に上るものと推測される。これらの対象者に対するアプローチは、(その内容、取組のあり方については、慎重な検討が必要であるものの)潜在化する子どもの家庭内性被害をより多く早期に発見することにつながるものと考えられる。

被害児童の年齢別での開示確率を推定した解析結果からは、全体の傾向としておおよそ 1 歳 3 ヶ月ごろ頃から被害の開示が発生しはじめ、開示確率は年齢に伴って増加しおおよそ 4 歳 9 ヶ月頃に思春期と同程度の開示が可能になると解釈されうる結果が得られた。ただし、当該「5 歳頃に思春期と同程度の開示が可能になる」という結果は、「開示の有無」のみを対象とするものであって、開示の具体性や内容量、表現の質的水準についてはその限りではない。また、年齢別で潜在化している被害の件数に違いがあるといった可能性を含めれば、本調査で収集された事例にも必然偏りが生じることから、「中学生以降になると周囲からの発覚事例が減少するため、むしろ開示率が減少する」といった可能性が背後にあることも否定できない。こういったデータに関する限界を踏まえれば、各種結果の解釈に部分的保留を加える必要があるだろう。その一方で、本解析から得られた一つの結果である「特に未就学児童については、被害児童からの積極的開示が得られるとは原則想定されず、周囲からの発見が重要な役割を担うこと」は、援用可能性の高い知見になっていると考えられる。

発覚の経緯が、子どもからの被害開示であることと関連する要因について検討した結果からは、被害頻度が単回(被害初期とも考えられる) である場合は、開示が比較的なされやすい可能性や、「被害頻度が常態化・断続的」などの形で継続した場合は、開示がなされにくくなるといった可能性など、開示の促進・抑制に関連する要素がいくつか抽出された。その他にも、女性養育者に対する被害児童の評価・感情が、「拒否・嫌悪、恐怖、あきらめや分離希望」と形容されるパターンの場合には、被害が開示されやすい傾向にあると推測され、援助要請の対象となる主要な人物の保護機能が不在または剥奪された状況に対して、「積極的に被害を開示せざるを得ない」といった背景があることが推測された。また、被害児童が小学生以下である場合は、開示に繋がりにくい傾向が認められ、子どもの年齢に起因した積極的な言語的開示の困難が想定された。被害内容が「ビデオ映像写真の被写体にする」といった場合に開示が得られにくい傾向については、「寝ている間に撮影された」、「対象年齢が幼い」といった本人に被害の自覚がない場合や、子どもからの開示ではなく「物証」によって被害が発覚した例などが背景にあることが推測された。その他にも、被害児

童に対して何らかの対価が与えられている場合や、脅迫等による加害者による操作が背景にあることにより、開示が困難になっていた可能性など、複数の解釈が存在するだろう。また、男性養育者に対する被害児童の評価・感情が、「気遣いと非健全的依存」と形容されるパターンの場合に開示との負の関連性が認められた結果は、加害者に対する気遣い等による開示への抵抗感が発生していることや、非健全的な依存関係から関係が閉鎖し、開示につながらないといった状況があることが推測された。これらの結果を総括して、「子どもの被害開示の促進・抑制要因」について、その様相を包括的に記述することは叶わなかったものの、一部その手がかりとなりうる情報が得られたものと整理された。

被害の初発時点から開示に至るまでの期間に関する解析では、当該期間の短期化と長期化のそれぞれに関連する要因がいくつか抽出される結果となった。例えば、男性養育者の職業区分と他の養育者に対する態度が、「無職・暴力統制」と形容されるパターンの場合や、男性養育者の外部観察時の印象が「反社会的、他責や印象操作がある」と形容されるパターンの場合に、開示までの期間が短期化しやすいといった推定結果が得られている。早期の開示につながる背景として、男性加害者による性被害だけではない暴力的行為(身体的虐待や心理的虐待など)が伴うことにより、被害児童に逼迫した状況や危機が発生しているといった状況が推測された。他にも、女性養育者に対する被害児童の評価・感情が、「保護と好意、健全愛着」と形容されるパターンにおいて、開示までの期間が短い傾向が認められた。この点については、母親への信頼等に基づく開示によって早期に支援機関につながったという経緯が推測された。ただし、本解析からは、早期発見の視点から実践的に活用可能な知見は十分に得られなかった。今後の課題として、本事業で取り扱った事例の特徴記述項目に加えて、「どのような取組を講じれば、より被害開示までの期間が短期化されうるのか」等、各種取組の内容等を含めた検討が必要になるものと言える。

第 11 章(重点分析) 男児の被害事例に関する特徴把握

11.1 目的

性被害を受けた男児は、女児の場合よりも開示に対する抵抗や阻害要因がより強固に働くと考えられている(Romano & De Luca, 2001)。性的虐待として受理された事例よりも、児童養護施設等に措置された後になって、過去の性的虐待の事実が発覚する事例の方が男児では多いといわれており、被害の早期把握が難しいとされている(岡本, 2008)。発見にかかる手がかりについて、より一層の知識が求められる。しかし、被害の発覚例数の少なさにも起因して、男児の被害事例に関する定量的知見は、本邦において十分に得られていない。

本章では、家庭内で性被害を受けた男児の事例を対象とした基礎集計を実施し、被害内容や養育環境等について、多面的に基礎的な情報を整理する。

11.2 方法

主たる被害児童の性別が「男性」と報告された事例データを中心に、各種所見の該当数や構成比を算出して可視化する。その際、女児の被害事例を比較対象とする。子どもの家庭内性被害の報告例で大半を占める女児の被害例との比較から、「どのような点で共通し、何が異なっているのか」について特徴を整理することで、男児の被害発生構造について基礎的な検討を行う。

11.2.1 利用データと前処理

調査票 B を用いた事例調査のうち、主たる被害児童の性別が「男性」と報告された事例を抽出した。なお、比較対象として、主たる被害児童の性別が「女性」と報告された事例を抽出した。

11.2.2 適格基準

主たる被害児童の性別に欠損のある事例データは、本章の分析からは除外した。また、主たる被害児童の性別が「その他」と回答された被害例については、その例数が極めて少数であった場合に、多面的な集計を行うことで事例の特定可能性が発生しうる。そのため、本章の比較対象には含めない手続きを採用した。

また、集計項目ごとに観測された欠損については、原則すべて除外処理を実施した。ただし、養育者の所見等に係る潜在クラスなど、一部の項目については、「欠損」の件数を明記して集計の対象とした。

11.2.3 統計解析

男性および女性養育者に関する所見や、養育環境・世帯情報に関する所見については、それに関連する項目数が膨大になる。了解可能性を高めるため、各所見区分ごとに潜在クラス分析を適用

し、抽出されたパターンを集計・可視化に使用した。潜在クラス分析の方法および結果は、第 9 章と同一であり、本章では第 9 章で得られた結果をそのまま援用する。

11.3 結果

11.3.1 データ抽出の結果

組み入れ基準を満たした事例を抽出した結果、主たる被害児童の性別が「男性」と報告された事例は 42 件となった。また、比較対象とする主たる被害児童の性別が「女性」と報告された事例は 657 件抽出された。なお、性別の欠損例は 3 件となり、当該事例は集計対象から除外した。また、主たる被害児童の性別が「その他」と報告された事例は 2 件のみとなったため、比較対象には含めなかった。

11.3.2 男児事例の被害内容と頻度

男児被害事例における被害内容を図 11.1 に示す。複数回答式となるため、それぞれの被害内容項目ごとの該当率を算出している。集計の結果、女児と同様に男児にも様々な被害が及んでいることが示された。ここには、「性器性交」、「肛門性交」、「口腔性交」などの身体的な侵襲性の高い被害内容も含まれている。また、女児の被害と比較して、「性行為を見せる」、「性的なビデオ・本等を見せる」という被害の該当率がやや高い傾向にあることも伺える。

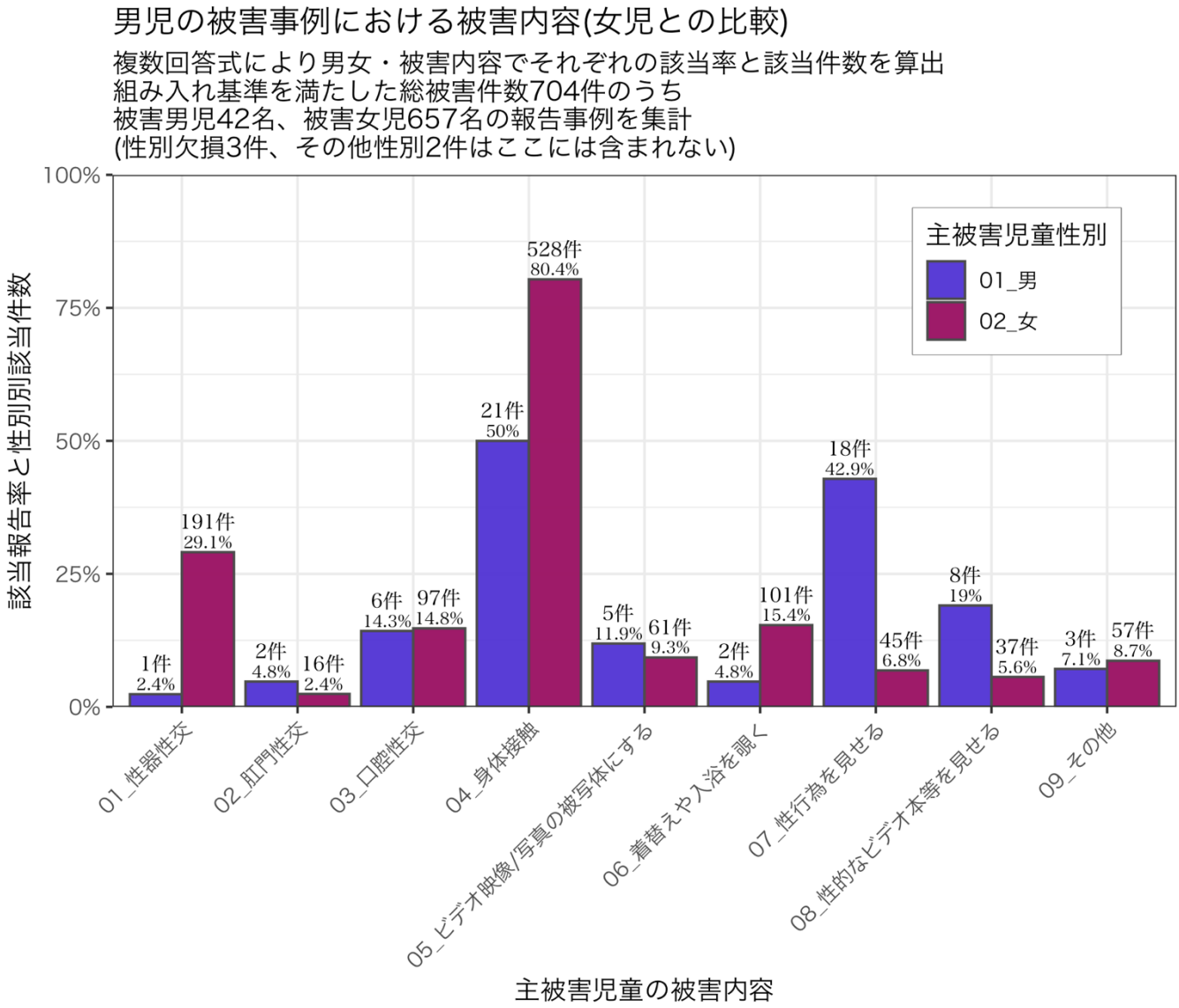


図 11.1 男児被害事例における被害内容

続いて、男児被害事例における性的搾取等の被害内容についての該当状況を整理する。本事業で対象としたのは、「子どもの家庭内性被害」であり、家庭外での発生が主として想定される被害については、積極的に聴取を行なっていない。そういった背景も含め、性的搾取等に関する被害の該当件数は少数となっているものの、男児においても「児童ポルノ」の被害例が報告される結果となった。図 11.2 に示す。

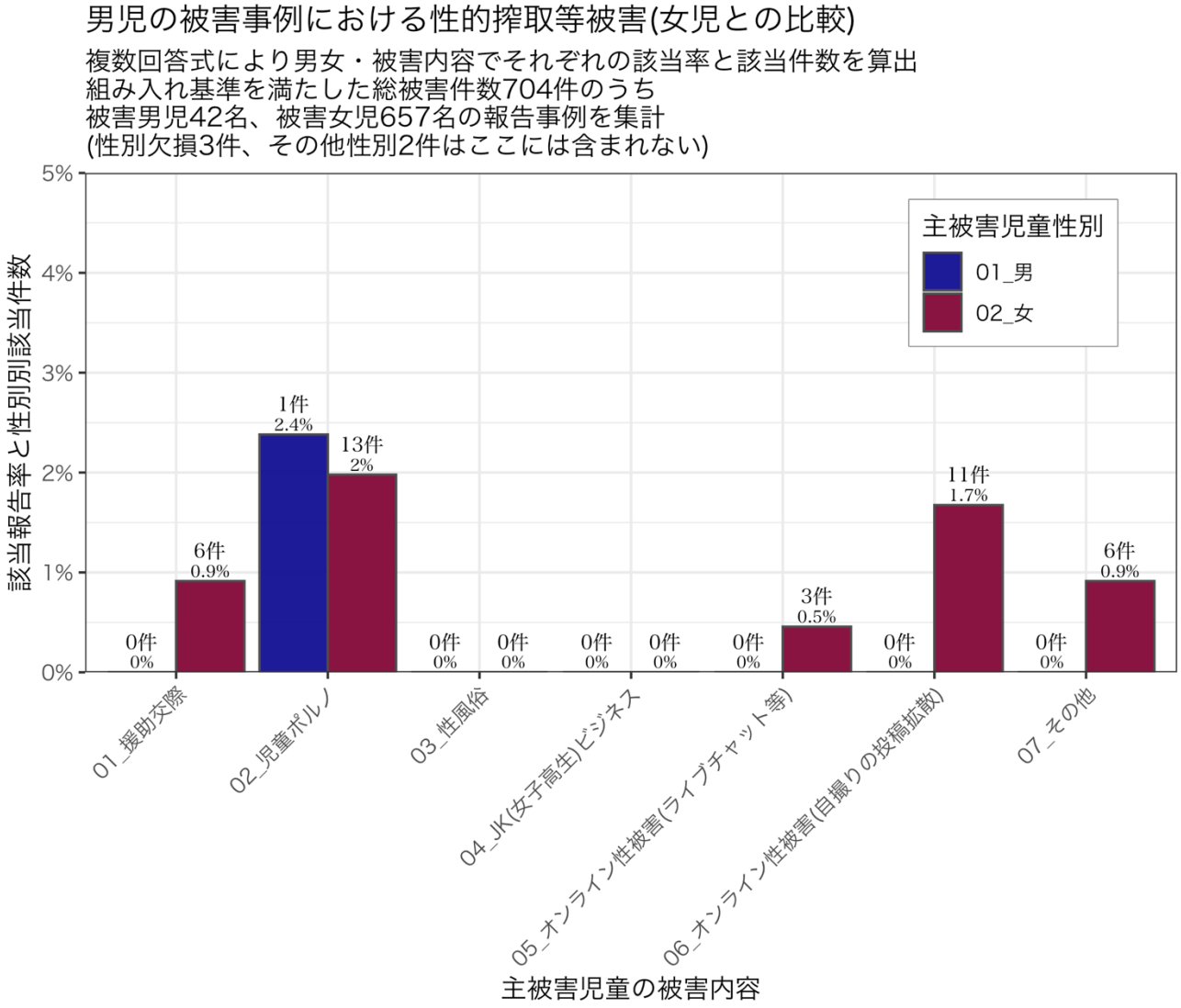


図 11.2 男児被害事例における性的搾取等被害

被害の頻度については、女児の被害と同様に、「単回」よりも「常態化」、あるいは「断続的」に継続する傾向が高いことが示された。単一回答式に基づき、各選択肢の該当構成比を図 11.3 に示す。

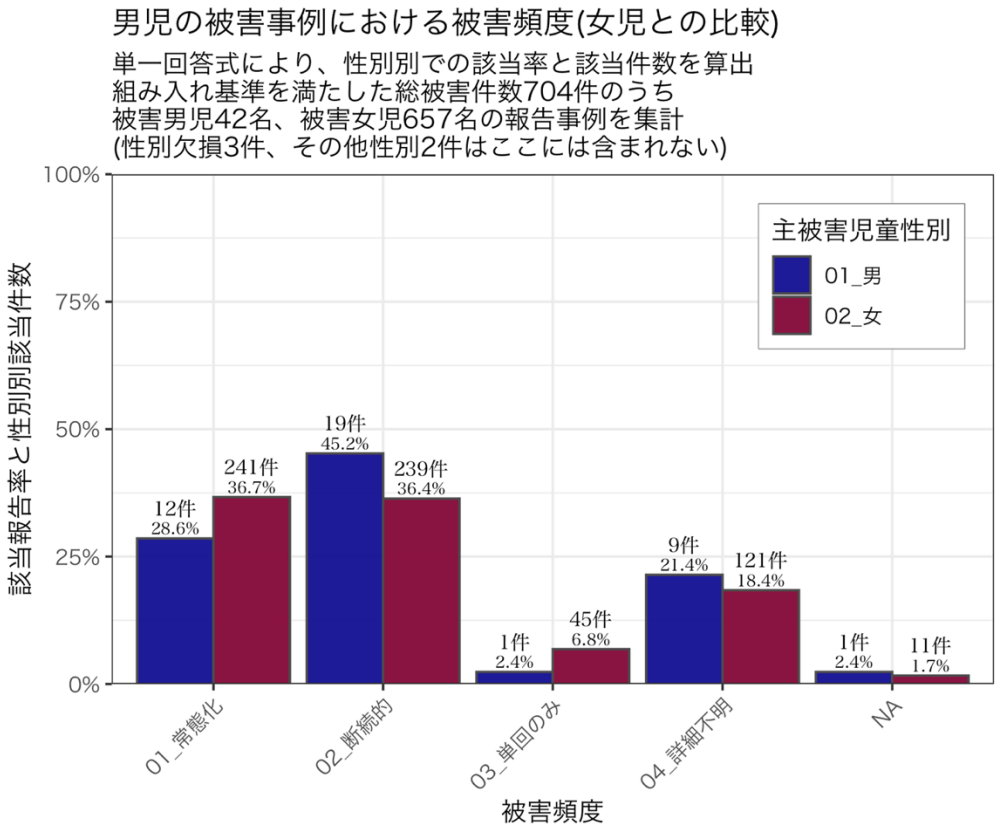


図 11.3 男児の被害事例における被害の頻度

図 11.1 に示した被害内容と照らし合わせると、接触性の性被害のみならず、「性行為を見せる」「性的刺激への暴露」といった非接触性の被害も、単回のみの発生にとどまっていないことがうかがえる。

11.3.3 被害児童の年齢・初発年齢・継続年数

男児の被害事例の年齢については、女児よりも低年齢帯での発生頻度が高い傾向にあった。結果を図 11.4 に示す。

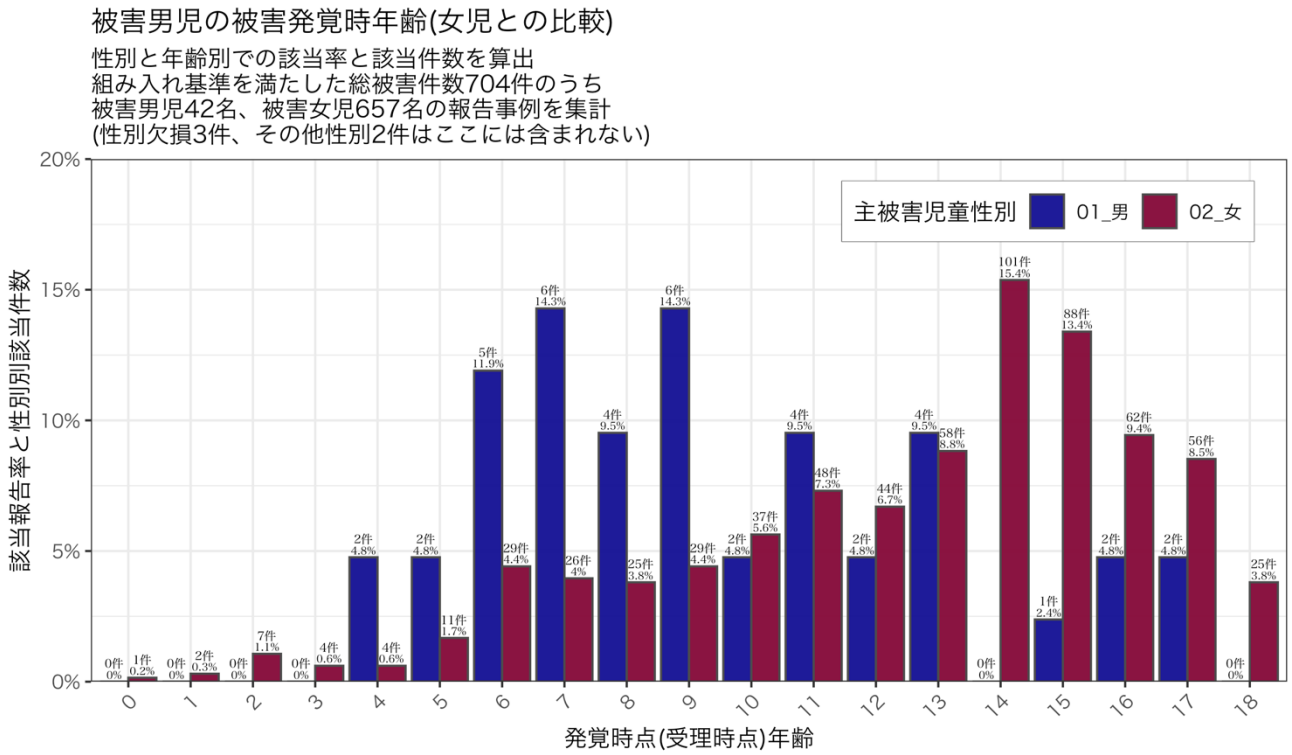


図 11.4 男児の被害事例における発覚時点(受理時点)の年齢

被害発覚時点(受理時点)の年齢をみると、およそ 4 歳頃から 17 歳頃までの被害報告が認められ、14 歳頃を最頻値とする女児とは異なり、7 歳から 9 歳頃が被害報告数のピークとなっていた。

被害の初発年齢については、把握困難等による欠損が 45%(19 件)程度含まれる結果となっている。およそ 3 歳頃に始まり、6 歳から 9 歳頃の、小学校低学年頃が初発年齢の最頻値となっていることがうかがえる(図 11.5)。

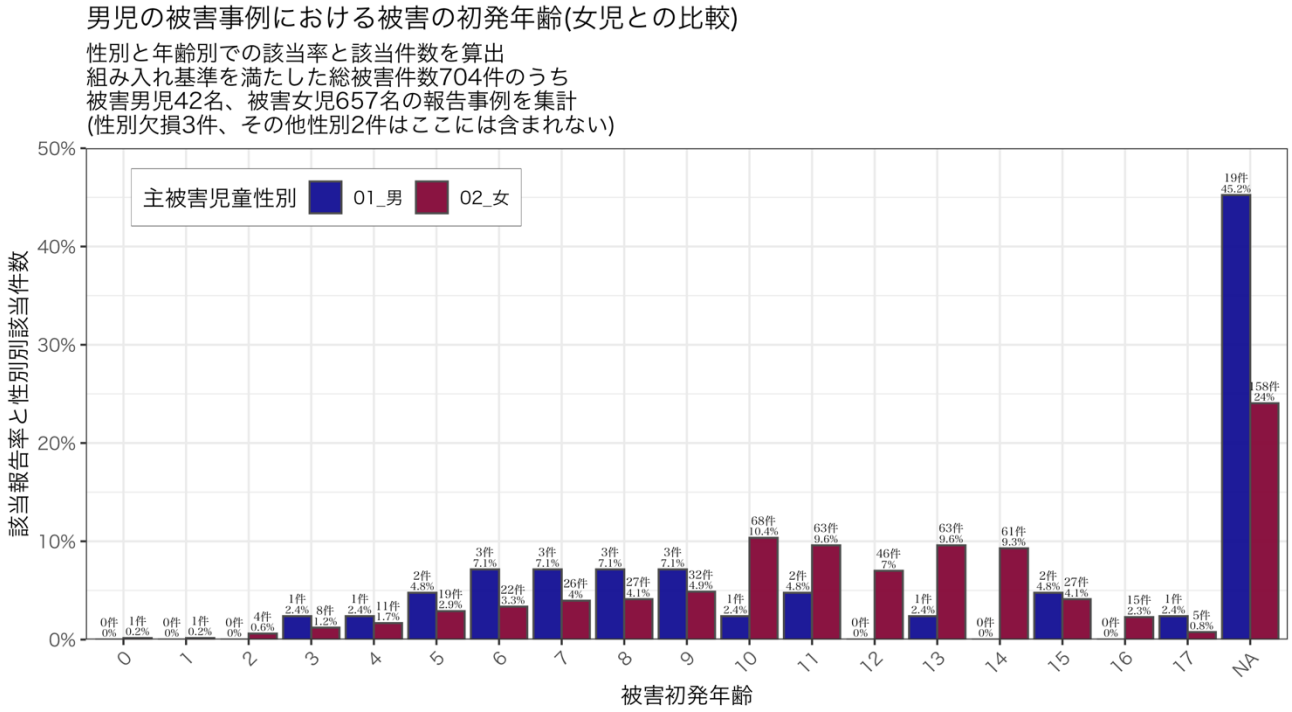


図 11.5 男児の被害事例における被害の初発年齢

受理時点年齢から初発年齢を差し引いた、被害継続年数の結果を図 11.6 に示す。被害の継続年数は、女児の被害と傾向が類似しており、「1 年」とするものが最も多く、右に裾の長い分布形状を有していた。本事業では最長 5 年の報告が認められている。

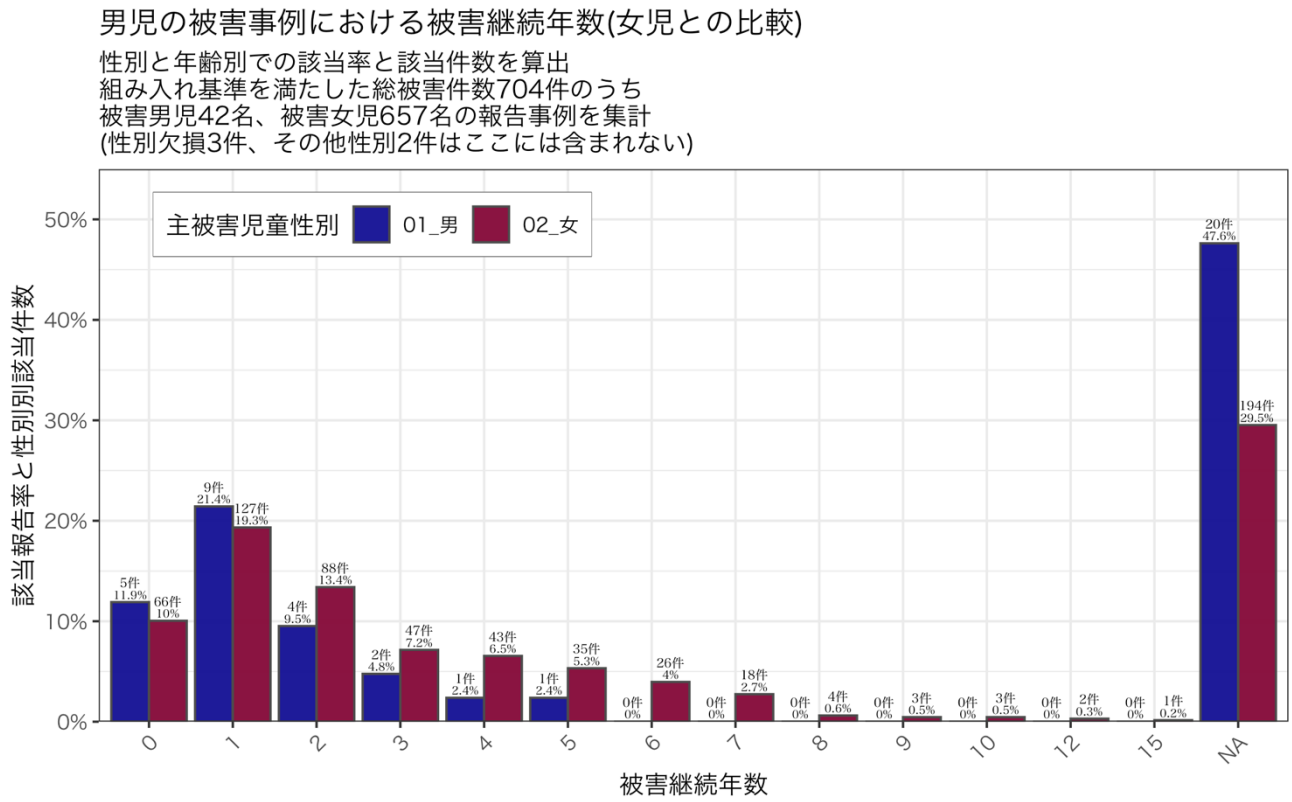


図 11.6 男児の被害事例における被害の継続年数

11.3.4 最初の受理区分と随伴問題・障害

報告された男児の性被害事例について、児童相談所または市区町村での最初の受理区分を図 11.7 に示す。単一選択式のため、割合は構成比を示す。集計の結果、女児と比べて「性的虐待」、あるいは「ネグレクト(性的虐待)」としての受理割合は 10%弱程度少なく、ネグレクトや身体的虐待などの他種別から発覚する傾向が、女児に比べてやや多い傾向が認められた。

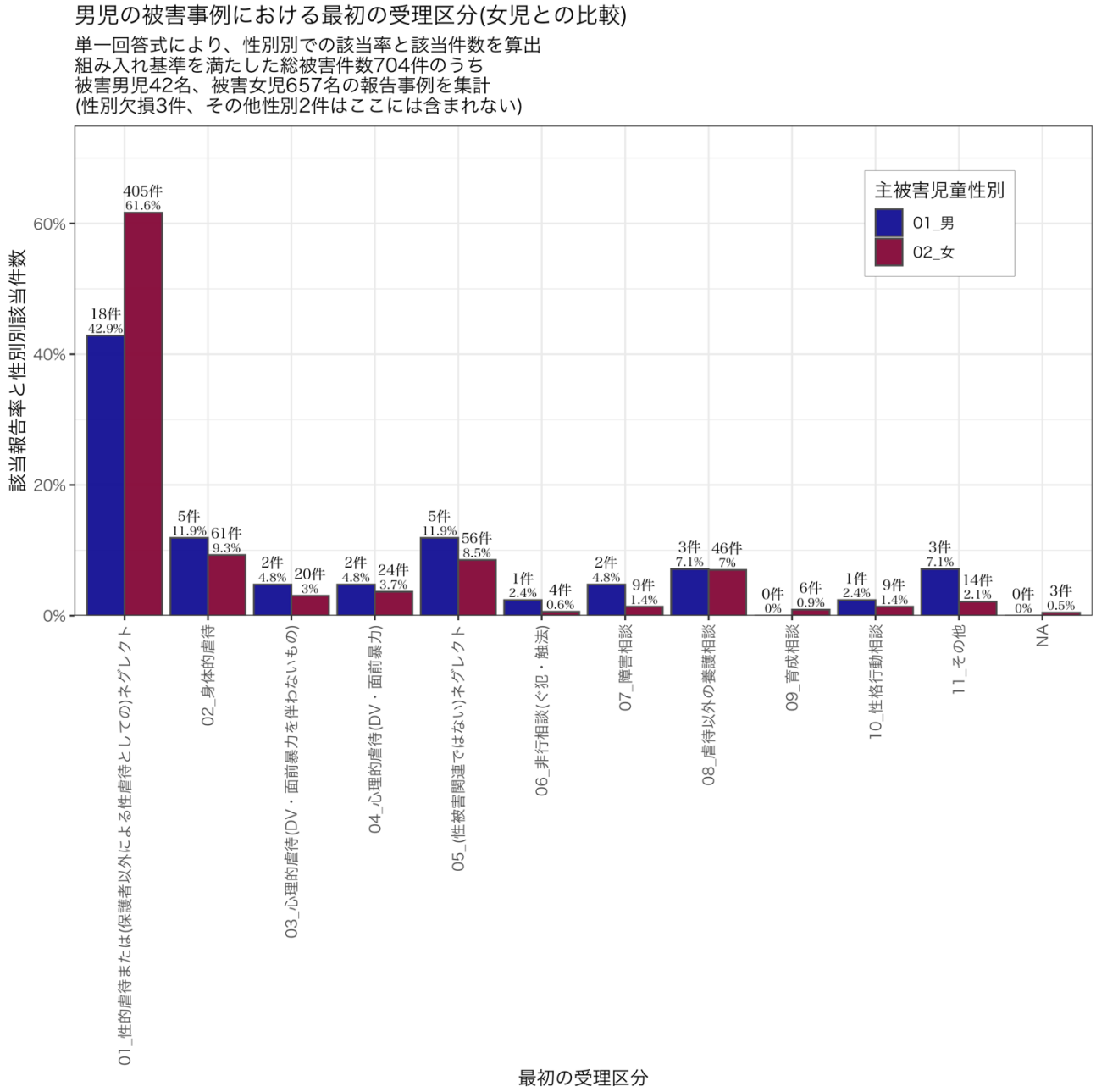


図 11.7 男児の被害事例における最初の受理区分

被害男児に随伴する問題と障害については、女児と比べていくつかの特徴が見受けられる。複数回答式による該当報告のため、各項目の該当件数と該当率を集計した結果を図 11.8 に示す。

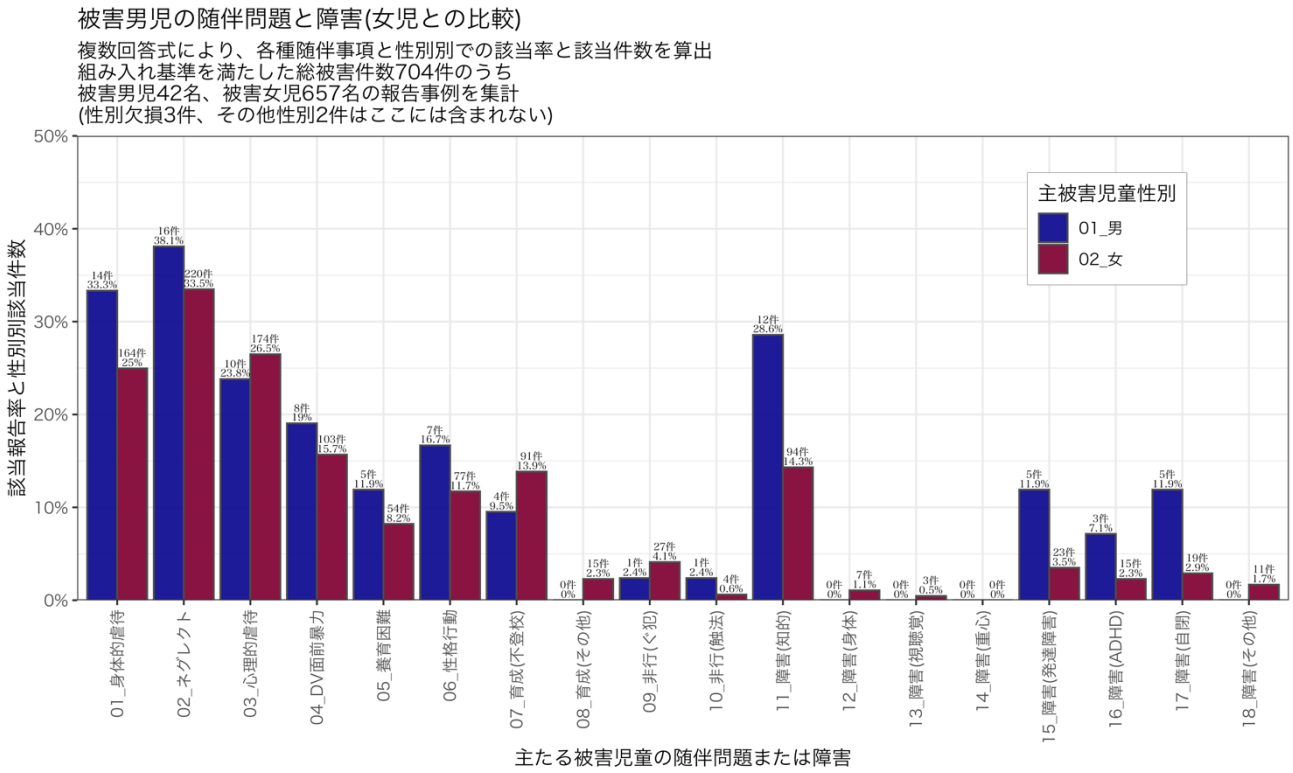


図 11.8 男児の被害事例における随伴問題または障害

集計の結果、男児の被害事例では、女児と比べて「身体的虐待」「ネグレクト」「性格行動」「知的障害」、「発達障害」などの事項で該当率が高い傾向にあった。特に、知的障害・発達障害に係る項目と、身体的虐待の差異が目立った。

被害男児の知的水準について集計したところ、女児と比べて「低い」に該当する割合が高かった。単一選択式による構成比を算出した結果を図 11.9 に示す。

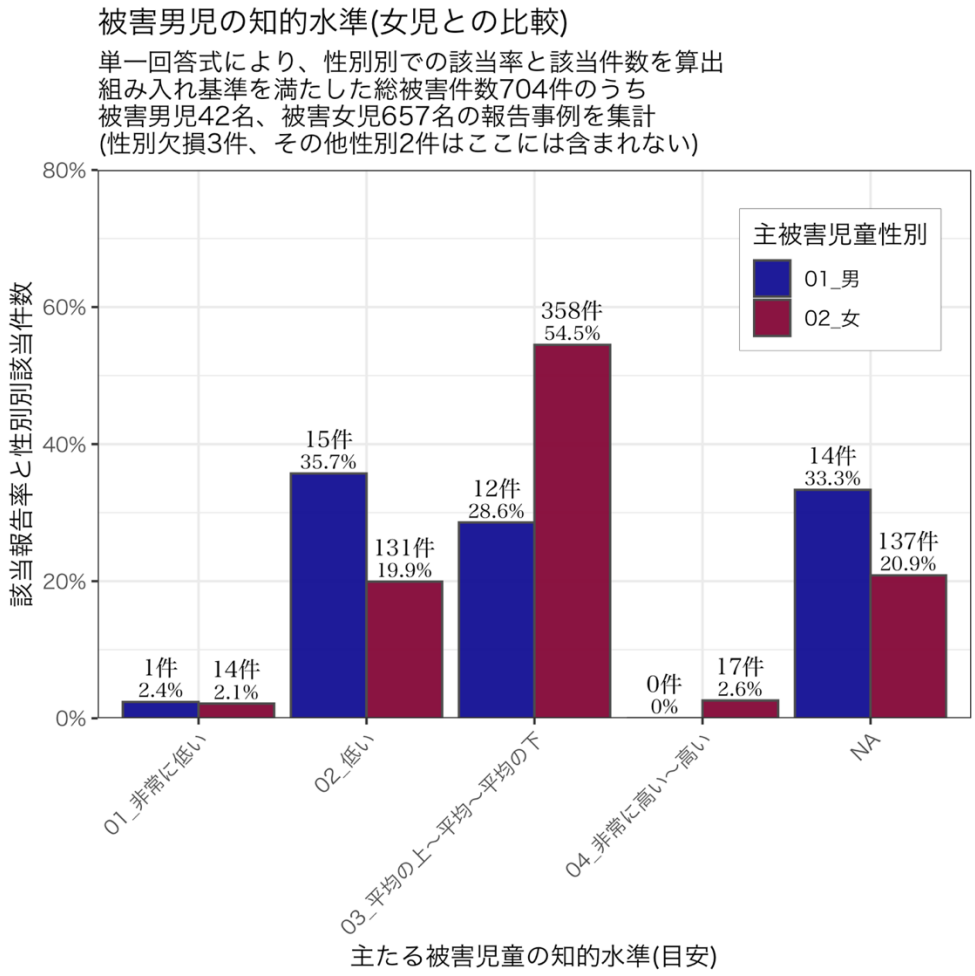


図 11.9 男児の被害事例における被害児童の知的水準

当該結果から、知的側面での課題を抱える男児が標的になりやすいといった傾向を伺うことができる。

11.3.5 家族構成

男児の被害事例における家族構成については、潜在クラス分析の結果得られたパターンを集計に使用した。潜在クラス分析の方法と結果に関しては、第 9 章を参照されたい。集計の結果、男児の被害事例では、女児と比べて「母子家庭・内縁男性の居住」という家族構成パターンでの被害例が多い傾向にあることが観察された。結果を図 11.10 に示す。

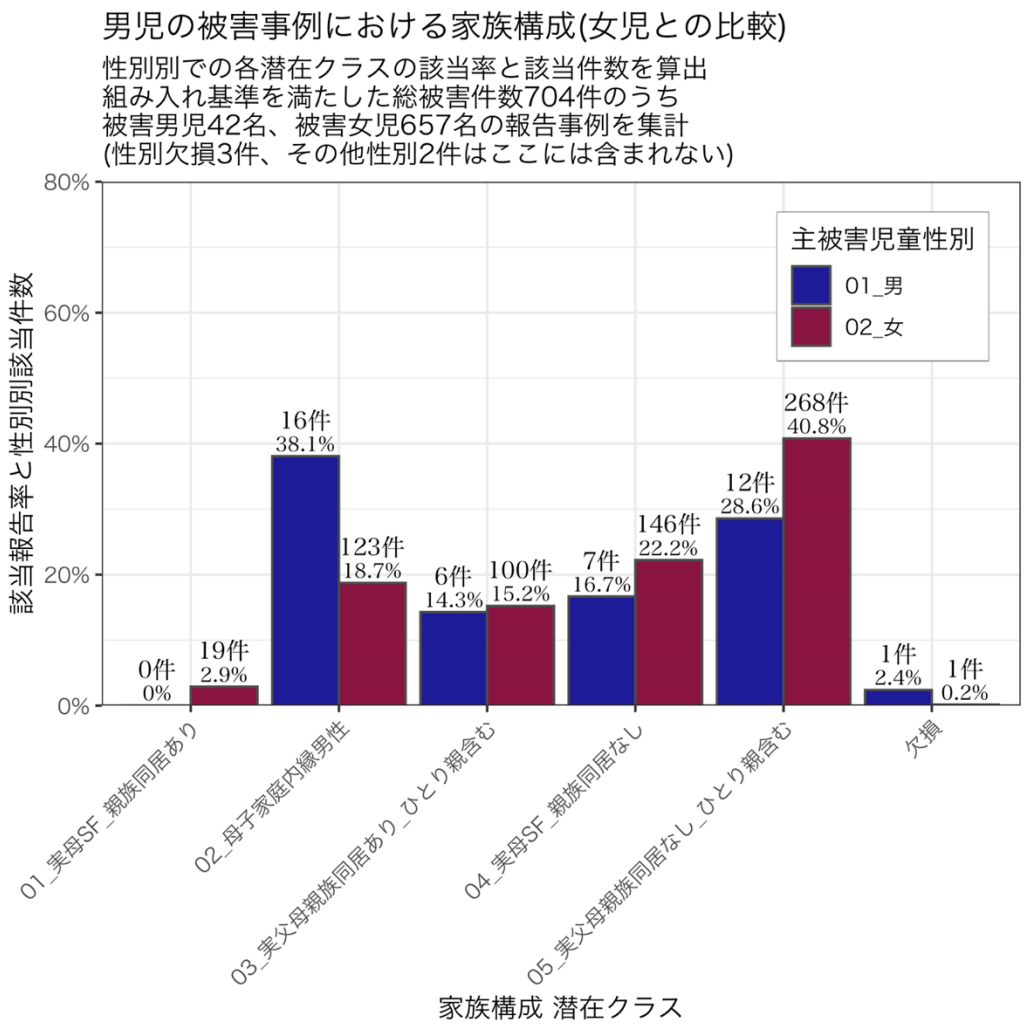


図 11.10 男児の被害事例における家族構成

ひとり親家庭、あるいは片方の養育者が家庭内に不在となっている状況について、集計を実施した。その結果、男児の被害事例においては、「父子家庭」あるいは「母親が不在の状況」での被害報告例は本事業では認められず、母子家庭での被害発生率が、女児に比べて高いことが示された(図 11.11)。上述の家族構成を鑑みれば、実母による加害、あるいは同居・出入りのある母親の内縁男性からの被害例が相対的に多いという背景を伺うことができる。

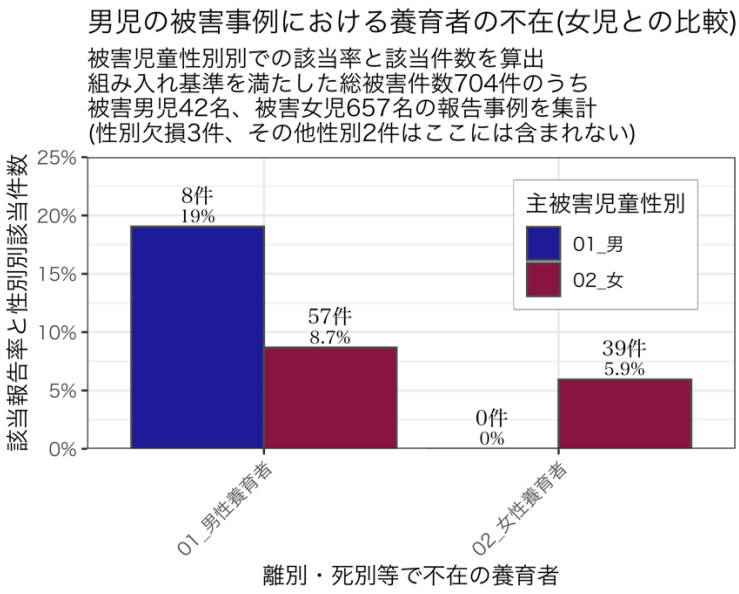


図 11.11 男児の被害事例における家庭内養育者の不在状況

11.3.6 加害者情報・世帯情報・家族関係

被害男児に対する加害者の該当状況について整理する。複数選択式での回答を求めたため、複数の同時加害者が存在する場合がある。続柄別の加害者該当報告の結果を図 11.12 に示した。

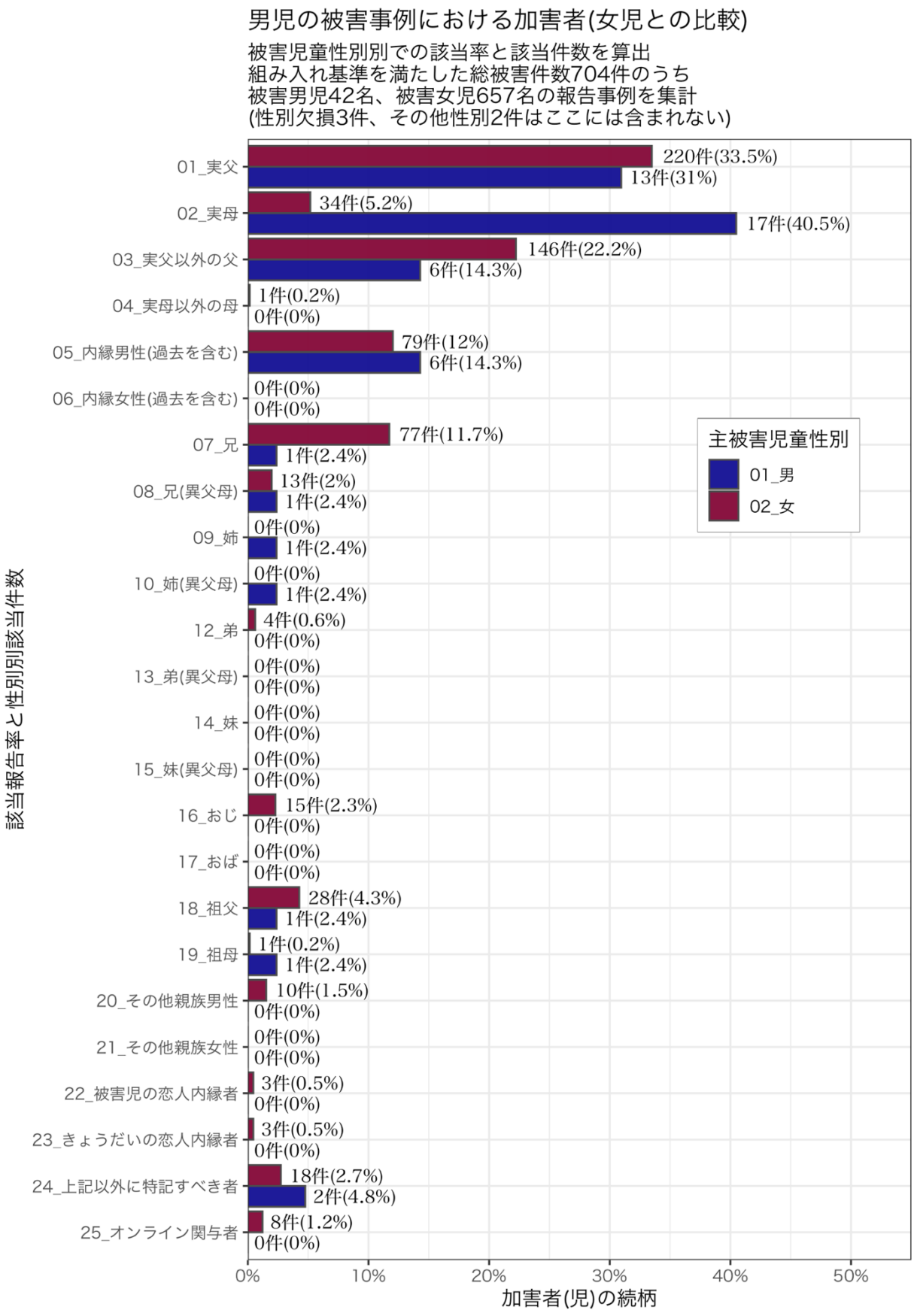


図 11.12 男児の被害事例における加害者

加害者の続柄を確認すると、女児の被害例と比較して「実母」の該当率が突出して高いことが示された。

家庭内での加害被害関係構造に関する潜在クラス分析の結果得られたパターンを集計すると、男児の被害事例では、相対的に母親の内縁者や外部親族からの加害パターンが多い傾向にあり、その他については、実父以外の父による被害例が相対的に少ないことを除いて、女児の被害事例と同様の被害構造を有している可能性が示唆された(図 11.13)。

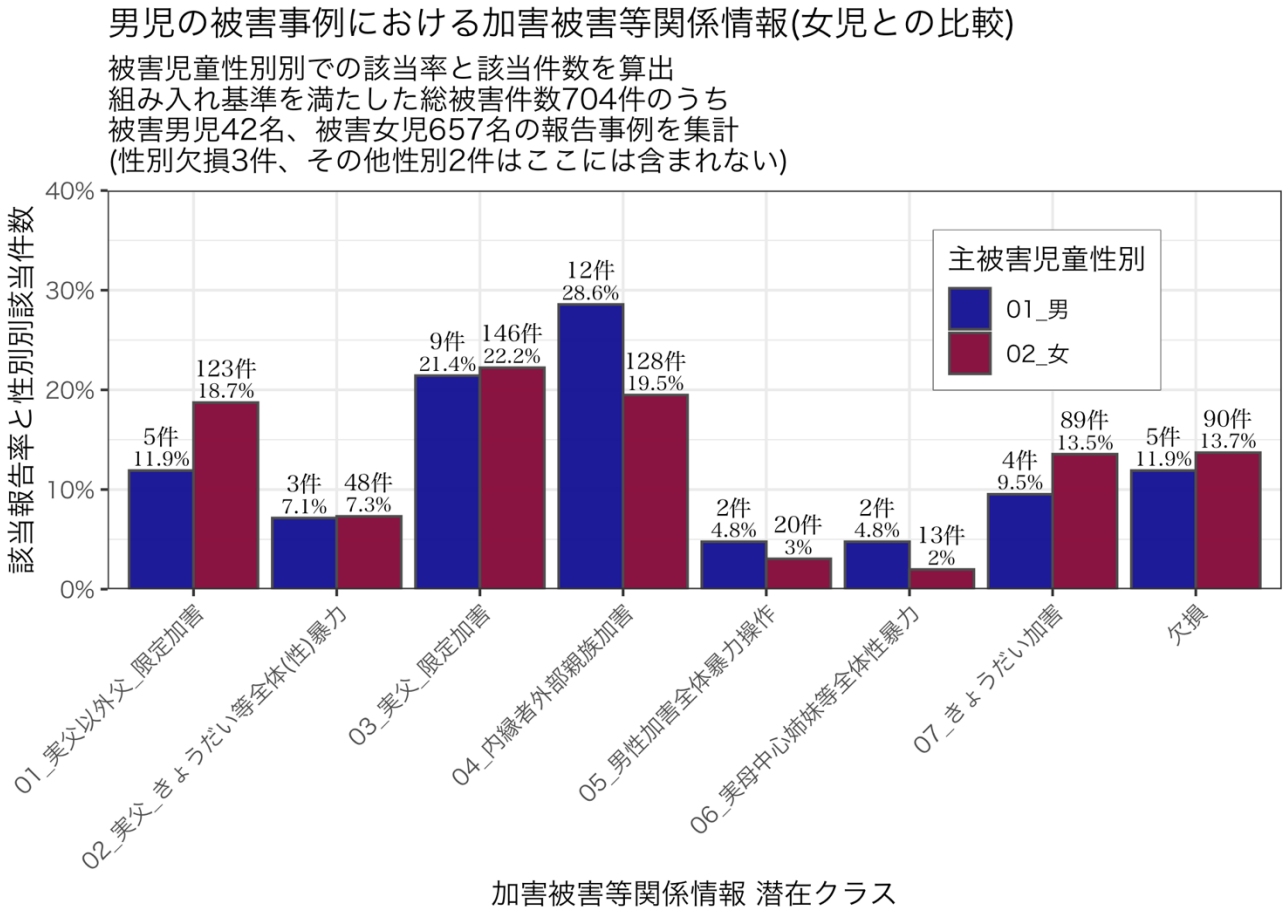


図 11.13 男児の被害事例における加害–被害等関係情報(潜在クラス)

養育環境・世帯情報については、そのパターンが女児の被害例とはやや異なる構成比となっていることが見受けられた。潜在クラス分析で得られたクラス別の該当件数を図 11.14 に示す。結果は、単一の虐待に該当するか、該当がないといった相対的に軽度な養育状況への該当率が小さく、「虐待に子どもの障害が随伴するパターン」、「ネグレクト中心型の養育環境」、「心身暴力とネグレクトが複合している」といった状況への該当率が女児に比べてやや高かった。

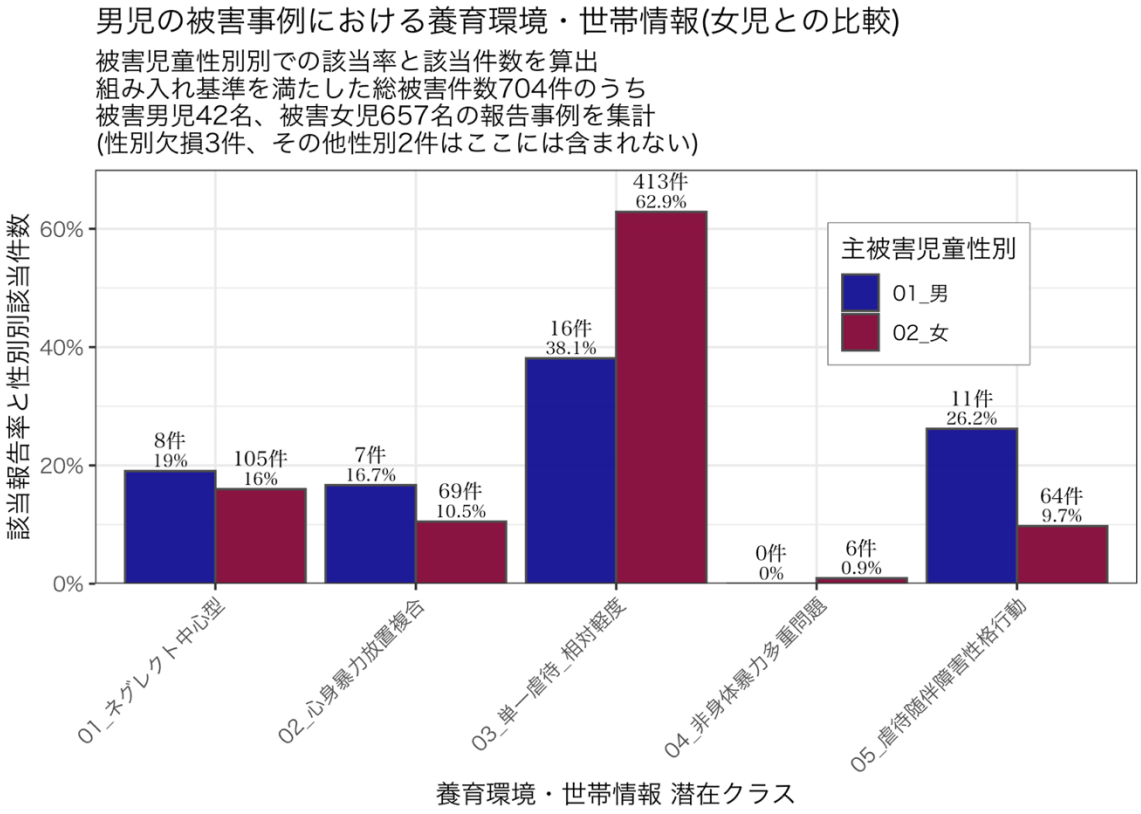


図 11.14 男児の被害事例における養育環境・世帯情報(潜在クラス)

養育者の年齢については、男女ともに被害児童の性別に関わらず一致した傾向が認められた。結果を図 11.15 に示す。

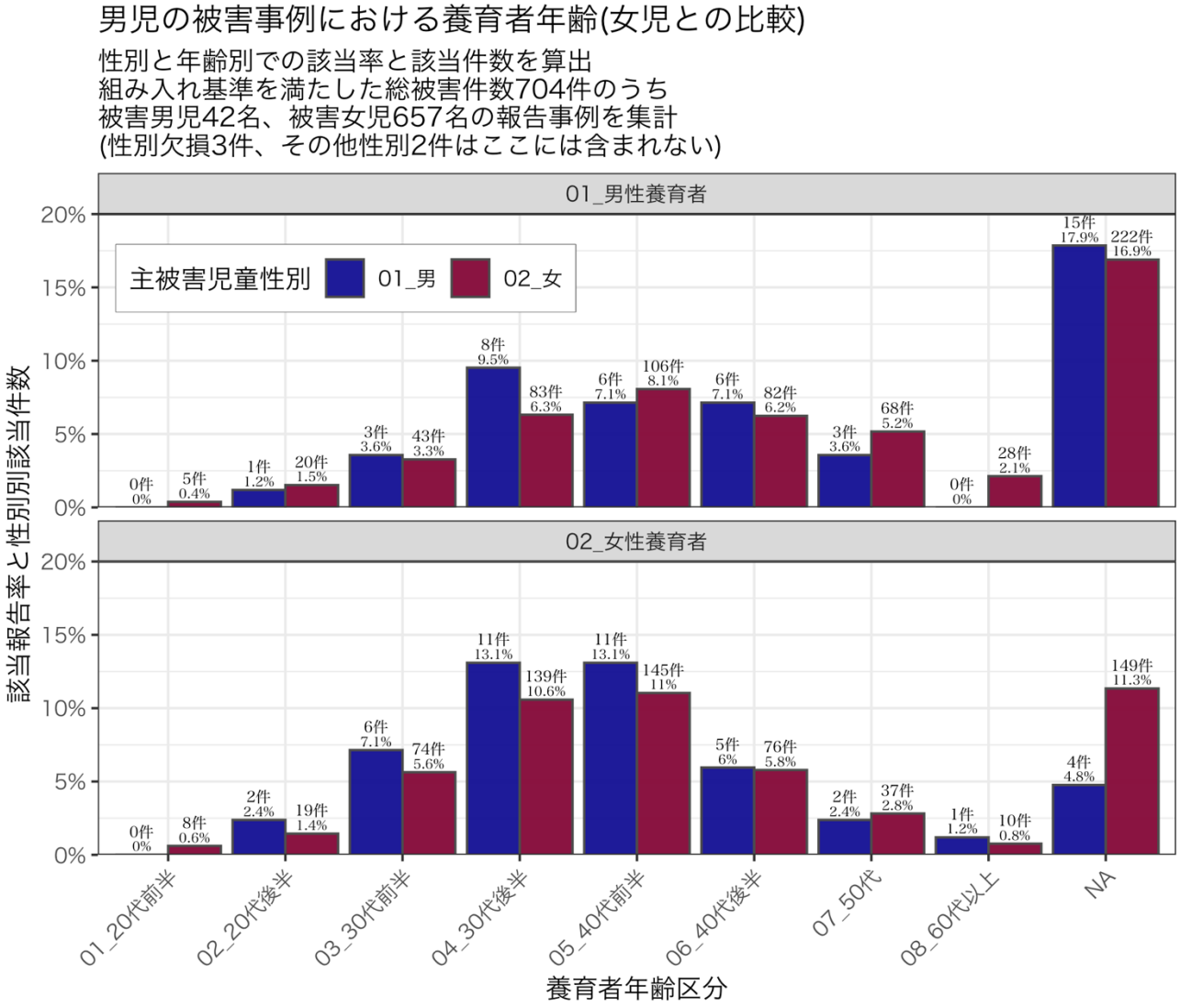


図 11.15 男児の被害事例における養育者の年齢

養育者の職業区分と他の養育者に対する態度に関して、潜在クラス分析の結果得られたパターンを集計した。結果を図 11.16 に示す。女児の被害例と比較して、明確な差異は観察されない。

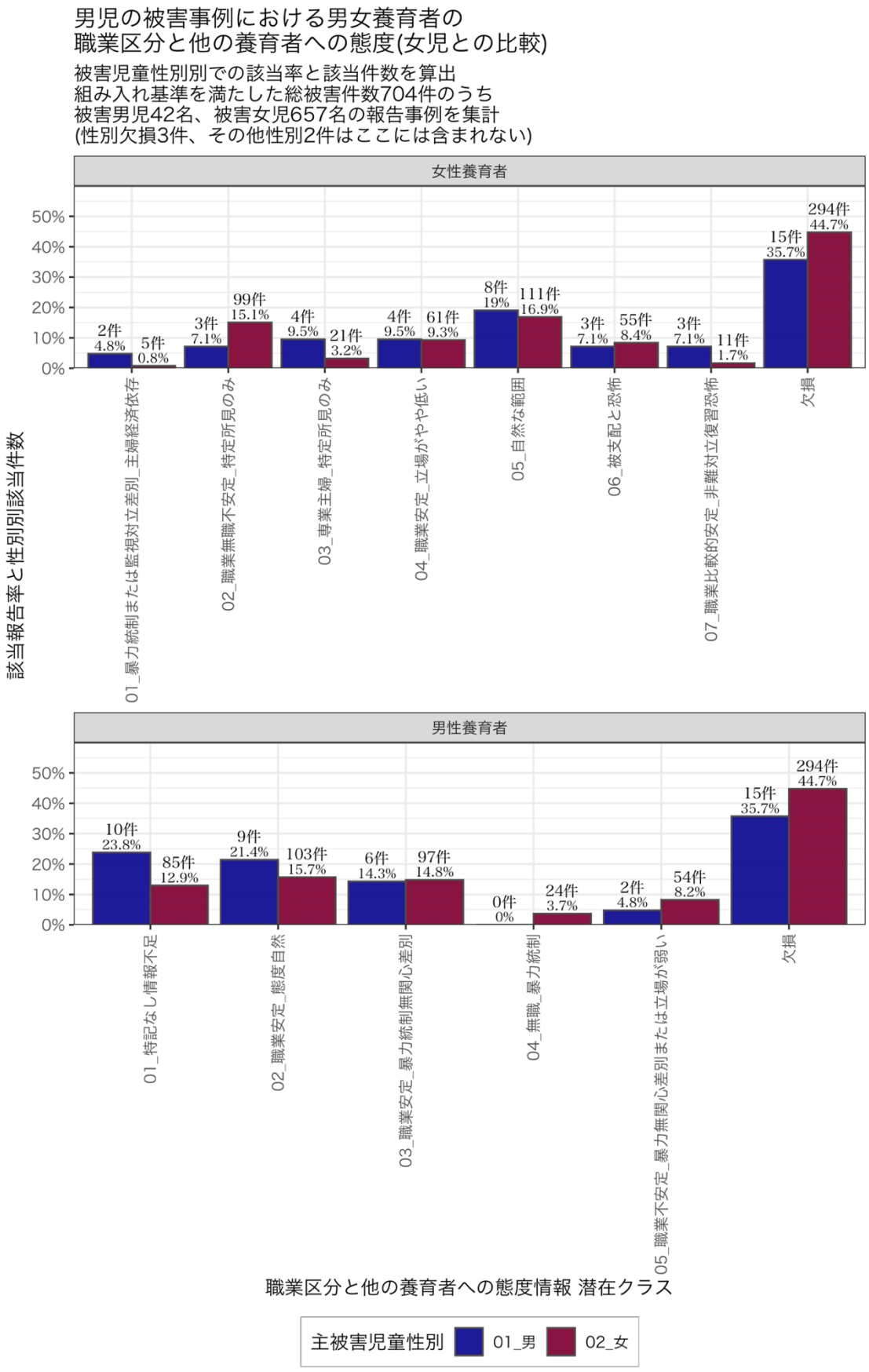


図 11.16 男児の被害事例における養育者の職業区分と他の養育者への態度(潜在クラス)

被害児童に対する養育者の態度に関して、同様に潜在クラス分析の結果得られたパターンへの該当件数等を集計した（図 11.17）。その結果、女性養育者に関しては、女児との差異が観察されないものの、男性養育者において、「問題解決・保護」の態度が認められる場合が、やや多い傾向にあるものと観察された。

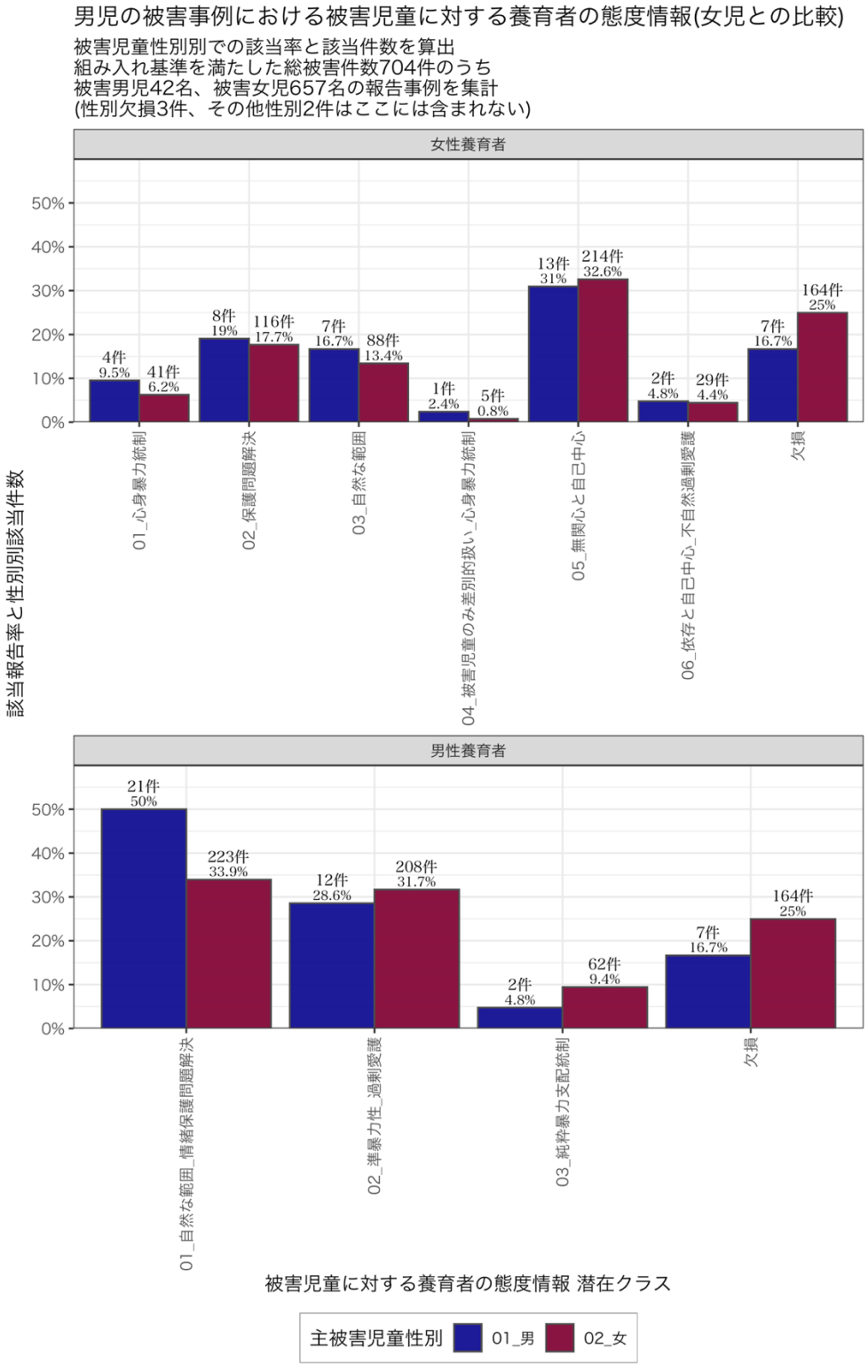


図 11.17 男児の被害事例における被害児童に対する養育者の態度 (潜在クラス)

被害児童が抱く養育者への感情については、女性養育者に対する「保護と好意、健全な愛着」が男児の方が女児と比べてやや高く、男性養育者に関しては嫌悪感がやや高いものの、男女養育者に対する処罰感情や分離希望、あきらめといった評価は、女児の場合と比べてやや該当率が低い傾向にあった(図 11.18)。被害児童の年齢が、比較的幼いことに起因する可能性が指摘されうる。

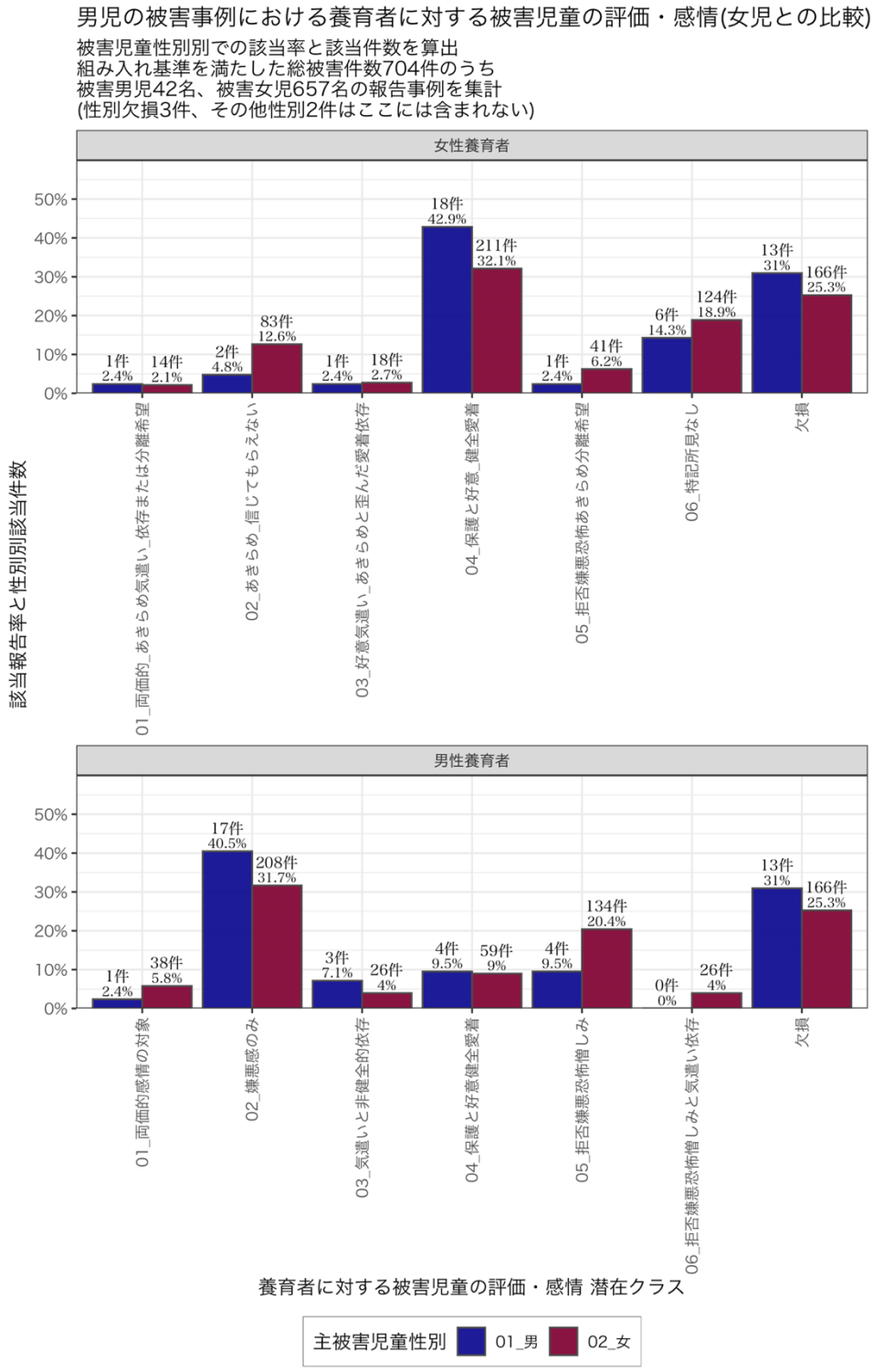


図 11.18 男児の被害事例における養育者に対する被害児童の評価・感情 (潜在クラス)

養育者に対する外部観察時の所見あるいは関係機関情報に関する潜在クラス分析の結果得られたパターンを集計した結果を図 11.19 に示す。

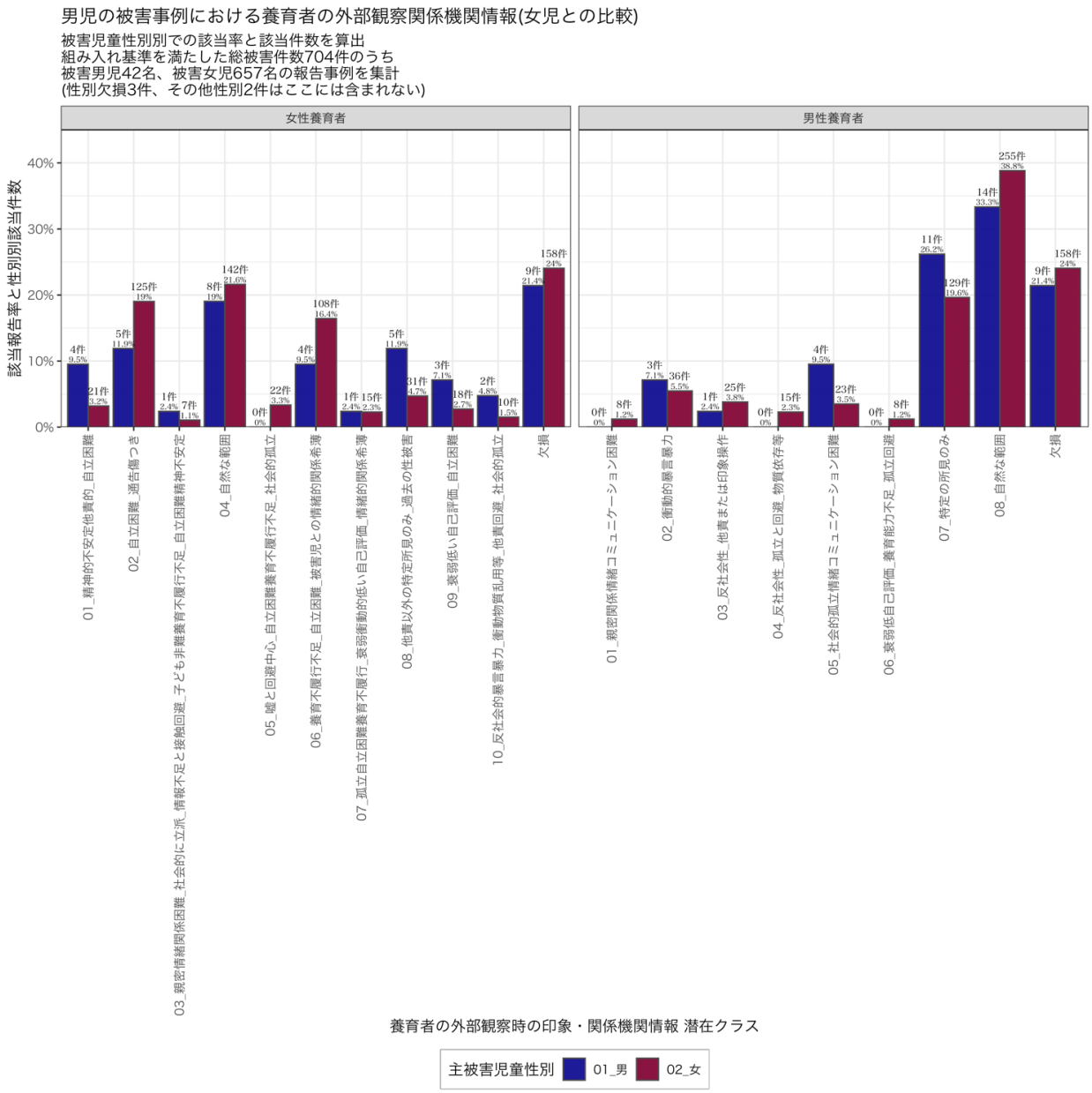


図 11.19 男児の被害事例における養育者の外部観察・関係機関情報 (潜在クラス)

男性養育者に関しては、「社会的孤立・情緒的コミュニケーションの困難」を主たる特徴とするクラスにおいて、女児の被害事例よりも、やや該当が多い傾向にあったものの、全体を通じて、「特定の所見のみ」、「自然な範囲」に見受けられる事例が多かった。他方、女性養育者については、「自然な範囲」、「通告による傷つきがある」と形容される例がやや少なく、「自立困難・他責的」「過去の性被害がある」、「衰弱・低い自己評価」といった特徴所見への該当が多い傾向にあった。

11.3.7 被害男児の臨床所見

本節では、性的被害を受けたと報告される男児に関する臨床所見の該当率を年齢別で算出した結果を示す。「該当報告のあった例」を元に算出した結果であり、「未観測・未報告」の例は該当に含まれないため、「発生率」として解釈することはできない点に留意されたい。また、男児の被害例は例数が限られているため、比率や近似曲線が、実態を十分に反映できていない可能性も了解されたい。

「無症状(明確な所見が認められない)」に関する年齢別の該当率を図 11.20 に図示した。女児の被害例と比較して、傾向の違いは明確に観察されない。

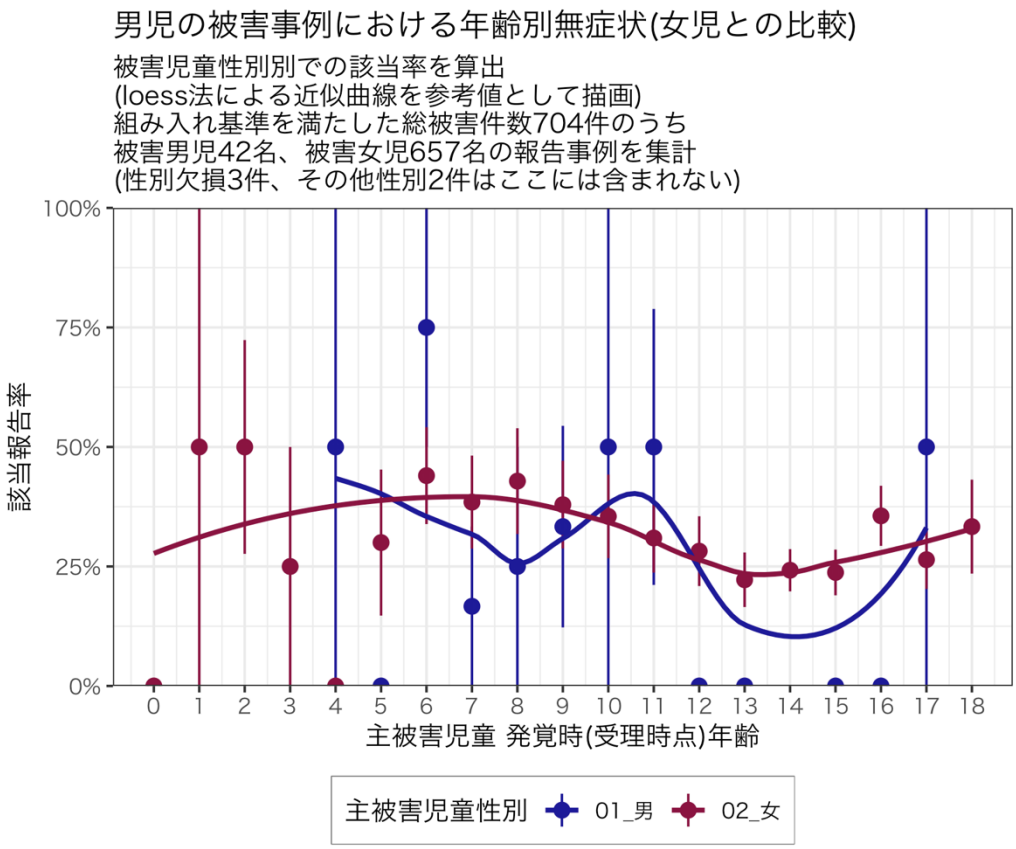


図 11.20 男児の被害事例における「無症状」の年齢別該当率

医学所見については、女児に比べて該当件数が少ないものの、数例において何らかの所見への該当が報告される例が認められた(図 11.21)。

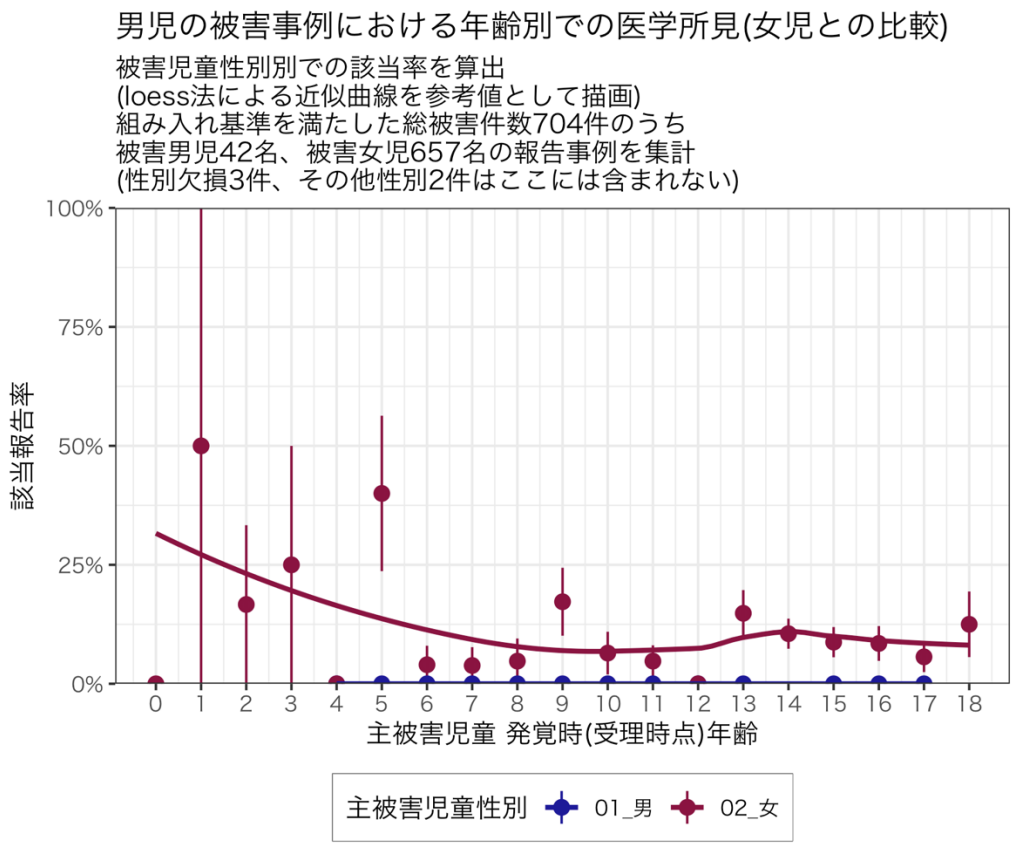


図 11.21 男児の被害事例における医学所見の年齢別該当率

身体所見については、「心身症・不定愁訴(頭痛・腹痛等の訴え)」を除いて、男女ともに該当率が小さく、男女間の差異も見受けられない(図 11.22)。

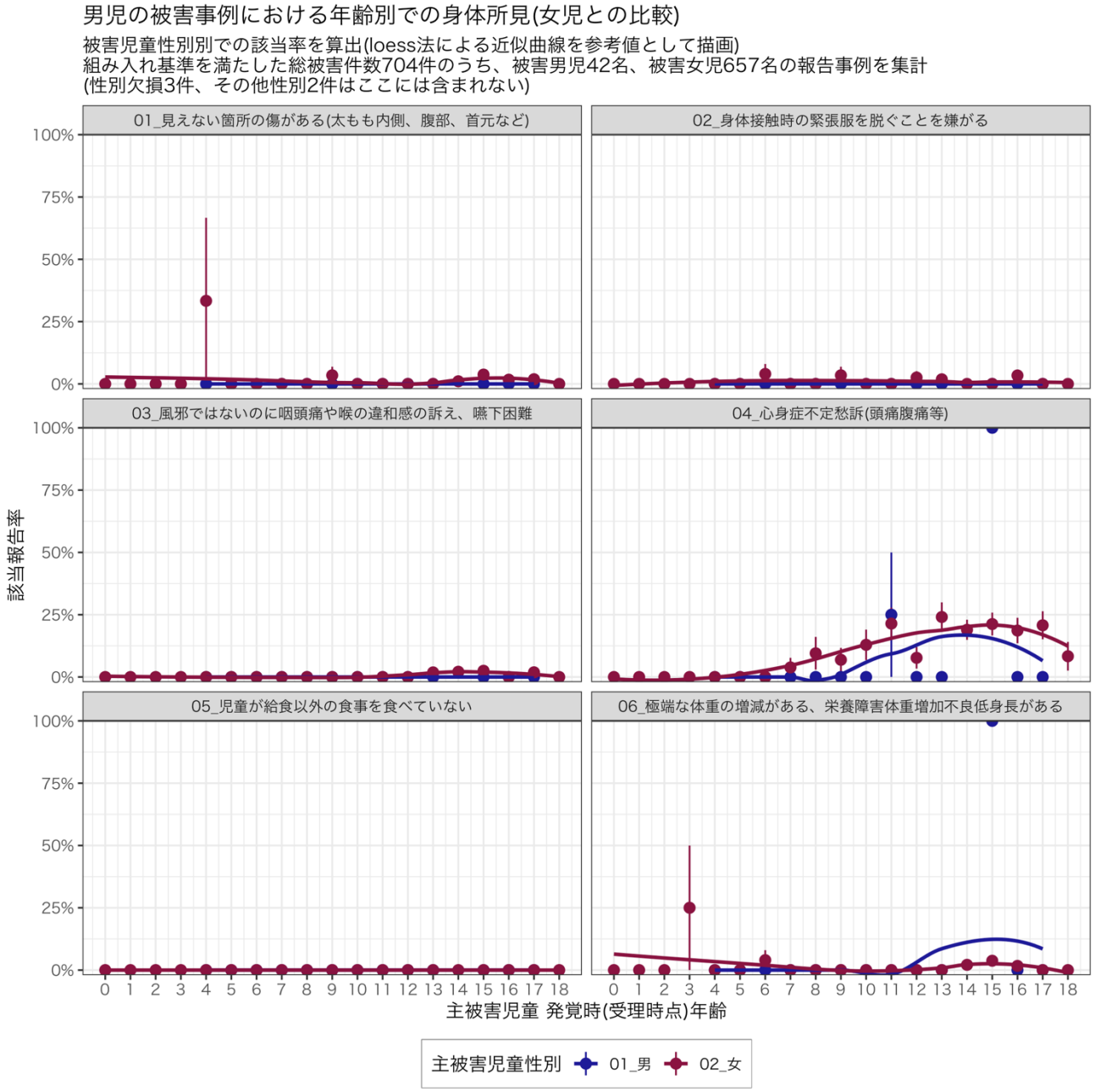


図 11.22 男児の被害事例における身体所見の年齢別該当率

対人関係・愛着に関する課題も、男女間で明確な違いが観察されない結果となっている(図11.23)。

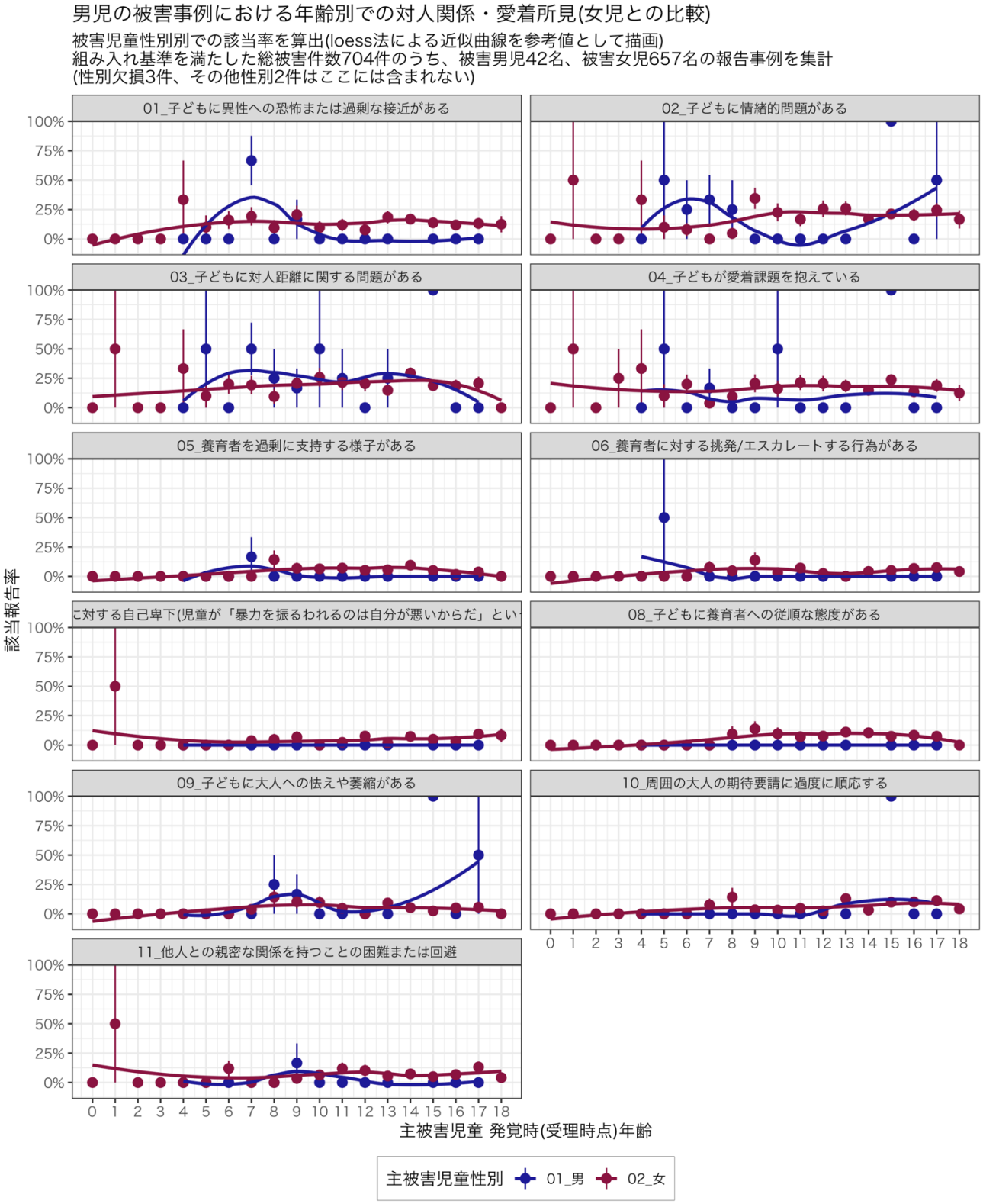


図 11.23 男児の被害事例における対人関係・愛着関連項目の年齢別該当率

学校や保育園・幼稚園、社会的養護関係施設等で観察される様子については、被害男児において、やや「攻撃性・衝動性に起因する友人間トラブル」が目立つ結果となっている(図 11.24)。

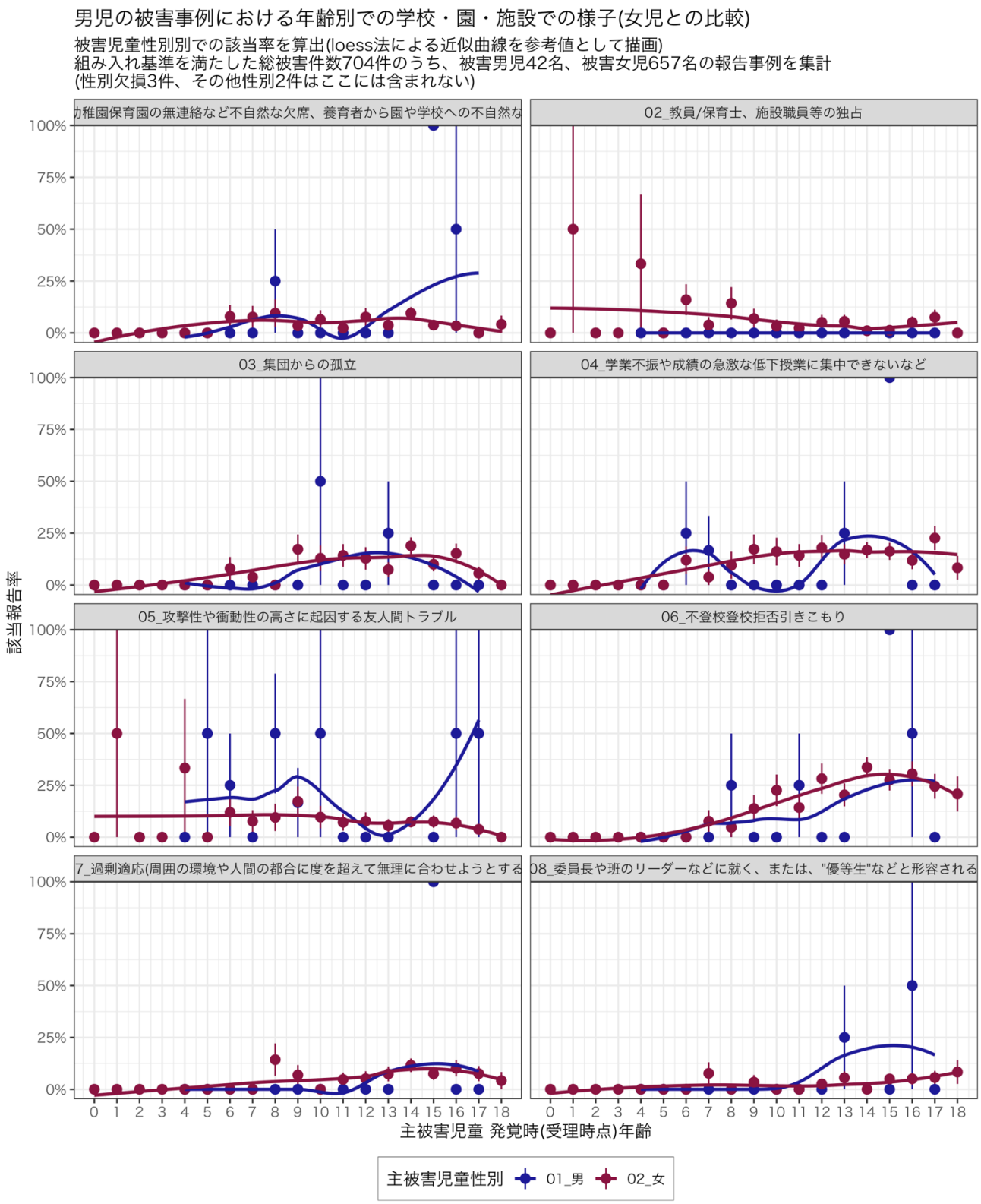


図 11.24 男児の被害事例における学校・園・施設等での年齢別所見該当率

関係者への訴えに関する所見では、「帰宅不安・恐怖の訴え」に該当する割合が、女児に比べて少ない傾向にあるものと見られる。また、「秘密の要請」は数例においては認められるものの、男児の場合、ほとんど該当報告が見受けられない結果となった(図 11.25)。

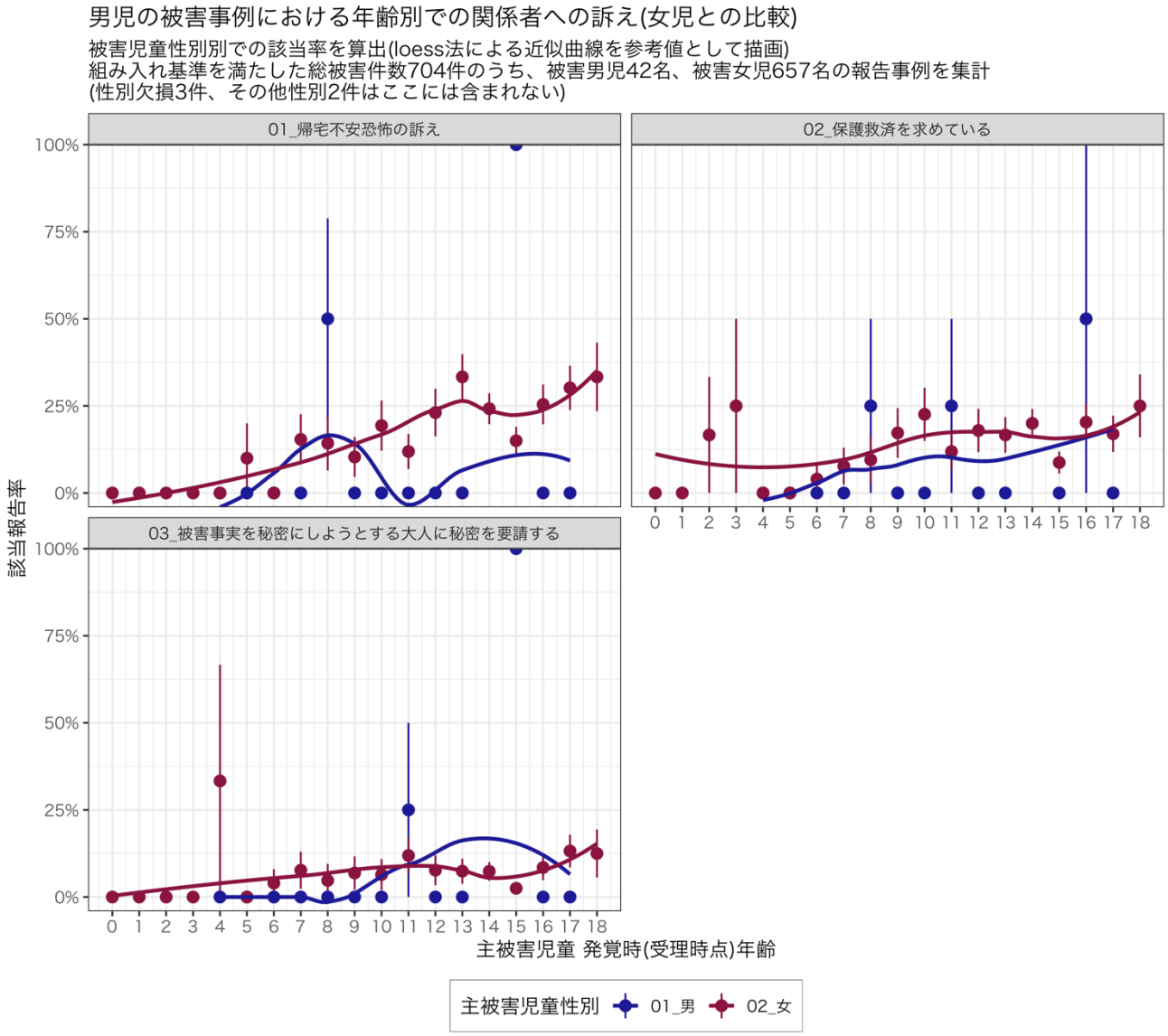


図 11.25 男児の被害事例における関係者への訴えに関する年齢別該当率

心理・トラウマ関連症状に関しては、男女ともに全般的には類似した傾向が認められるものの、「スティグマ・社会的烙印感情」や「性に対する恥辱感・嫌悪感」に該当する事例は、男児において報告が認められず、女児において一定の割合で報告される「PTSD 中核症状」への該当も、本事業調査では認められなかった(図 11.26)。

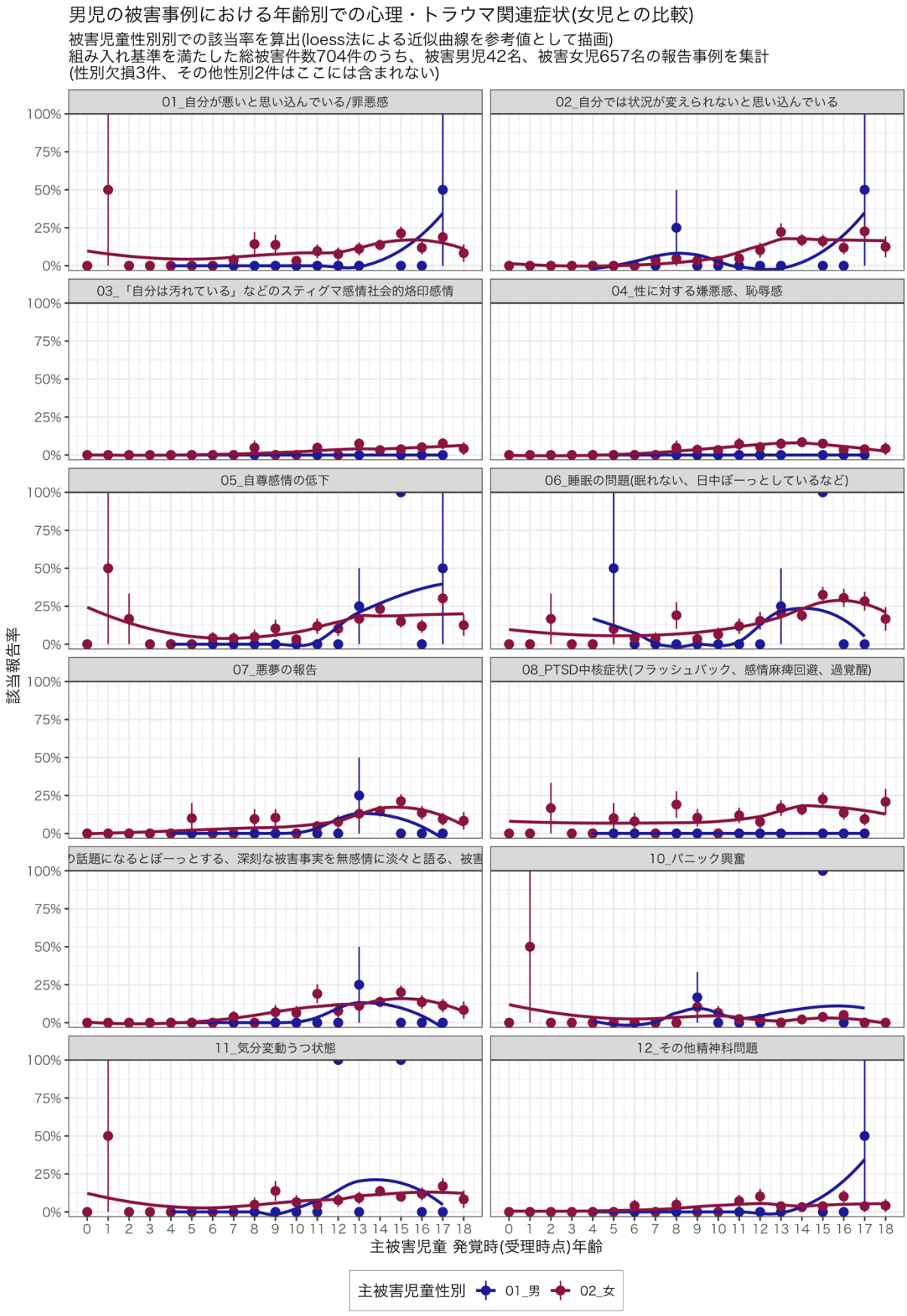


図 11.26 男児の被害事例における心理・トラウマ関連症状の年齢別該当率

行動上の問題に関する所見では、特筆して加害性のある性化行動への該当が女児と比べて目立つ結果となった(図 11.27)。

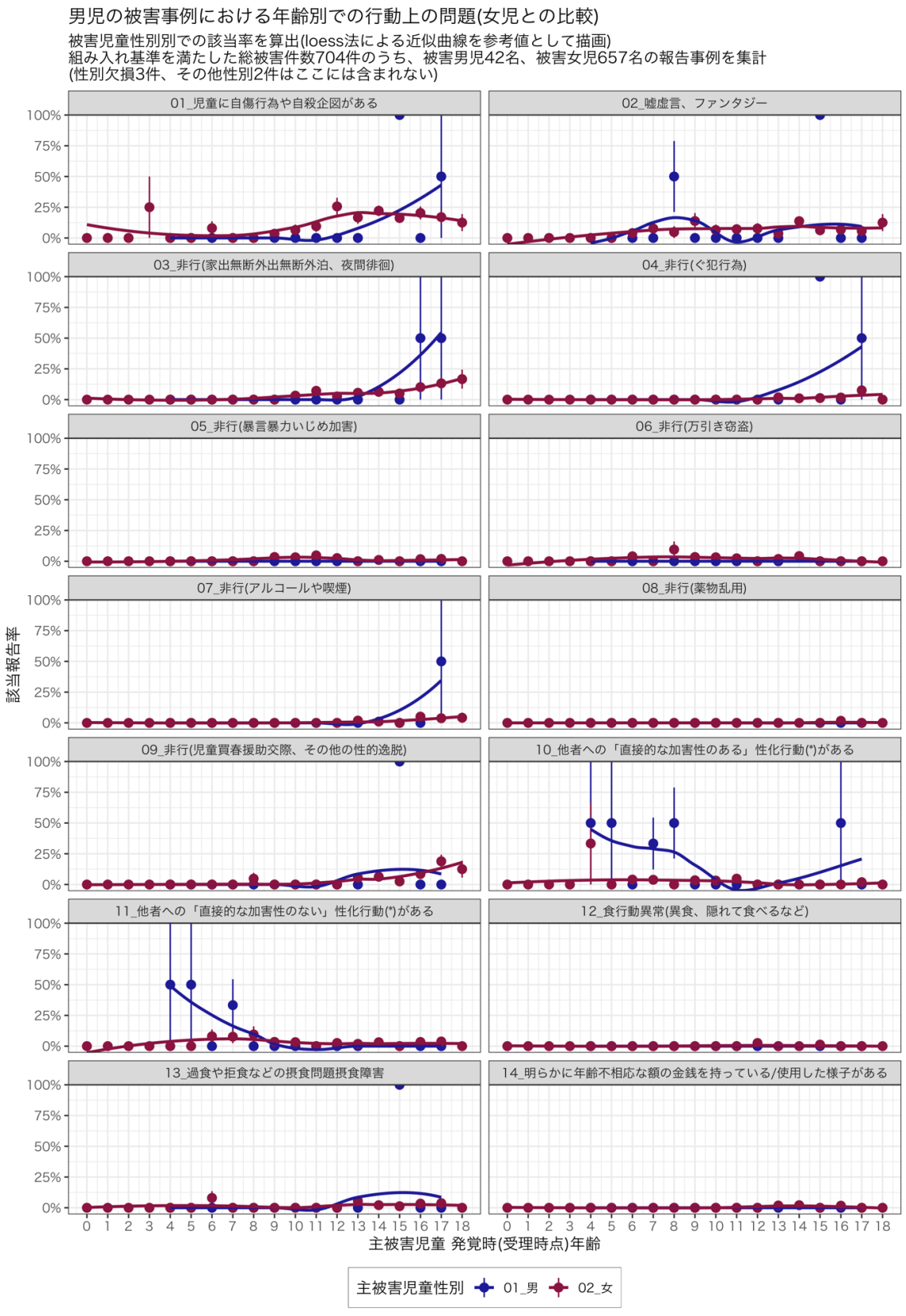


図 11.27 男児の被害事例における行動所見の年齢別該当率

11.3.8 発覚の経緯と開示関係情報

男児の被害事例における発覚の経緯に関しては、女児の場合と一部が異なり、被害児童本人の開示による発覚例が女児に比べて少ない傾向にあることが示された(図 11.28)。特定の発見者に偏りはないものの、親族の目撃や疑い、学校・保育園/幼稚園等関係者からの疑い、医療機関からの通告、スクールソーシャルワーカーや社会的養護関係施設等職員など、外部による発見が構成比として過半数を占める結果となっている。

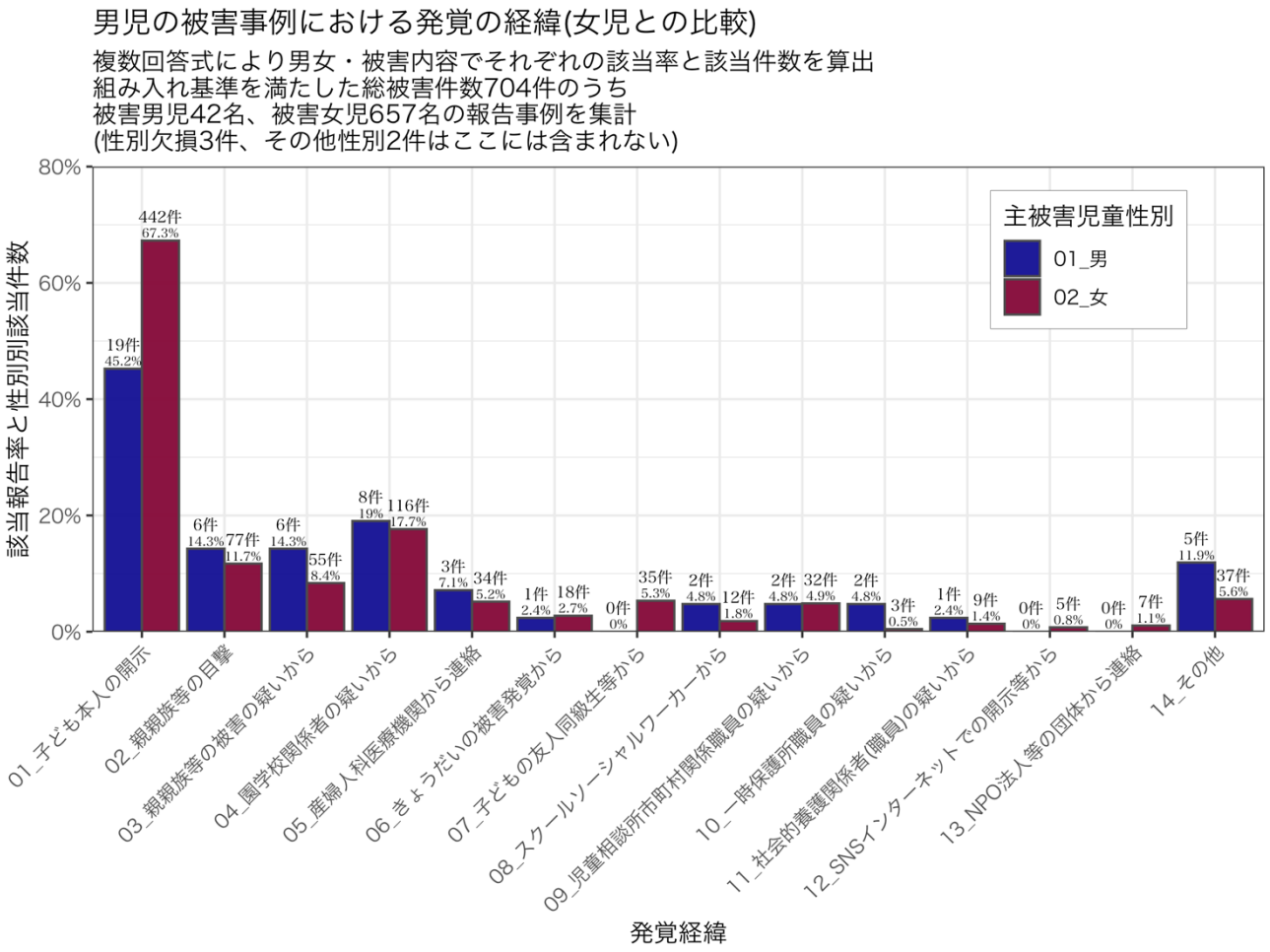


図 11.28 男児の被害事例における発覚の経緯

通告の実施につながった発見者または被害の開示相手については、母親が最も多く、女児と比べても構成比が高い結果となった。養護教諭による発見または開示による通告例は女児に比べて少なく、スクールカウンセラーや友人や同級生からの通告は本事業において一例も認められなかった(図 11.29)。

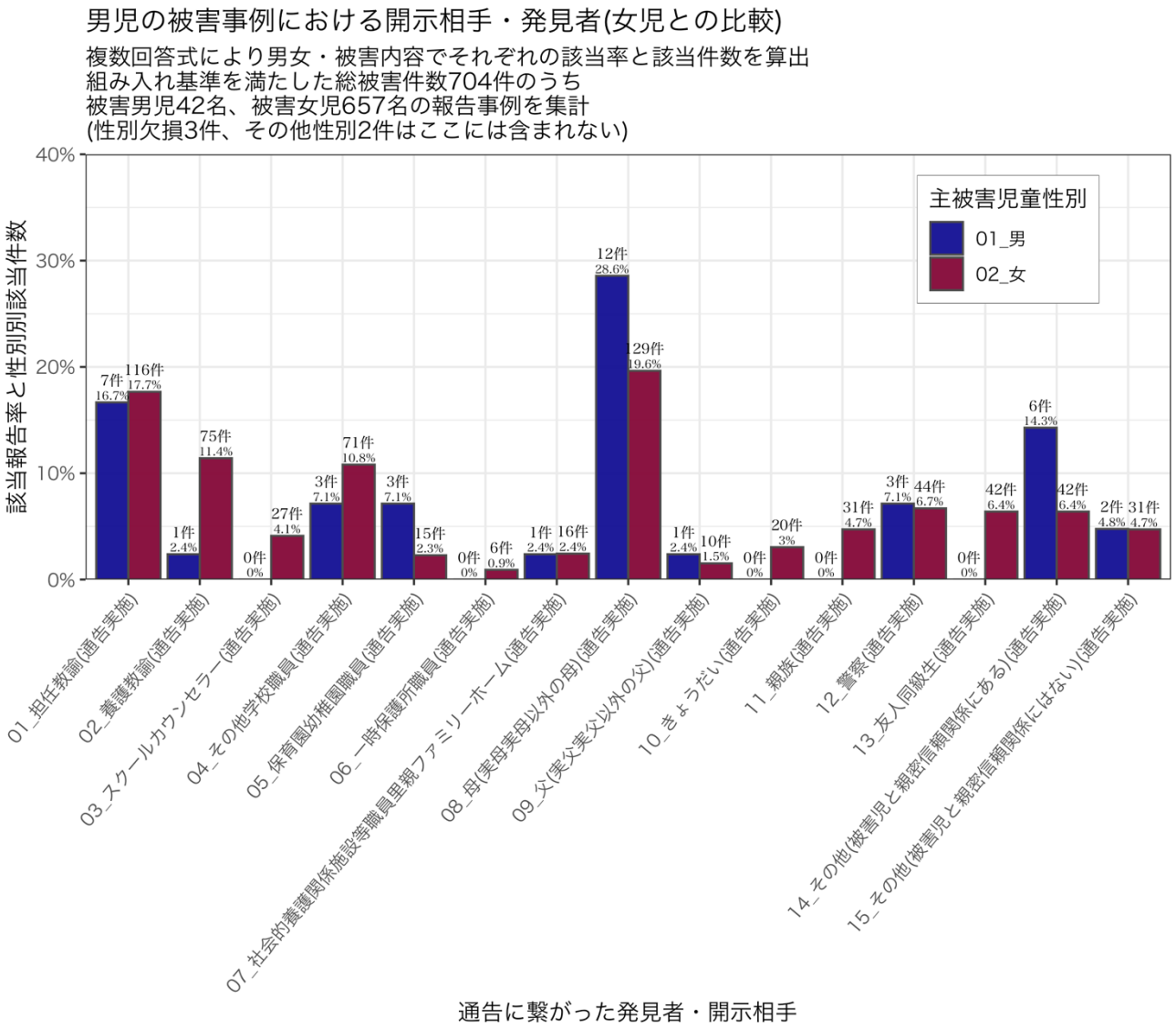


図 11.29 男児の被害事例における発覚の経緯(通告実施につながった開示相手・発見者)

被害男児からの被害開示があった事例において、その背景要因として想定される内容への該当報告を求めたところ、女児とは一部明確に異なる結果が得られた(図 11.30)。具体的には、男児の開示について、「差し迫る危機感」が背景に想定された事例は、本事業調査では一例も認められなかった。また、加害者との分離や家庭復帰への恐れは女児と比べて該当率が少なく、代わりに「積極的な聞き取り」や「他の問題行動についての聞き取り」から被害が発覚する例が女児よりも高い該当率を示した。

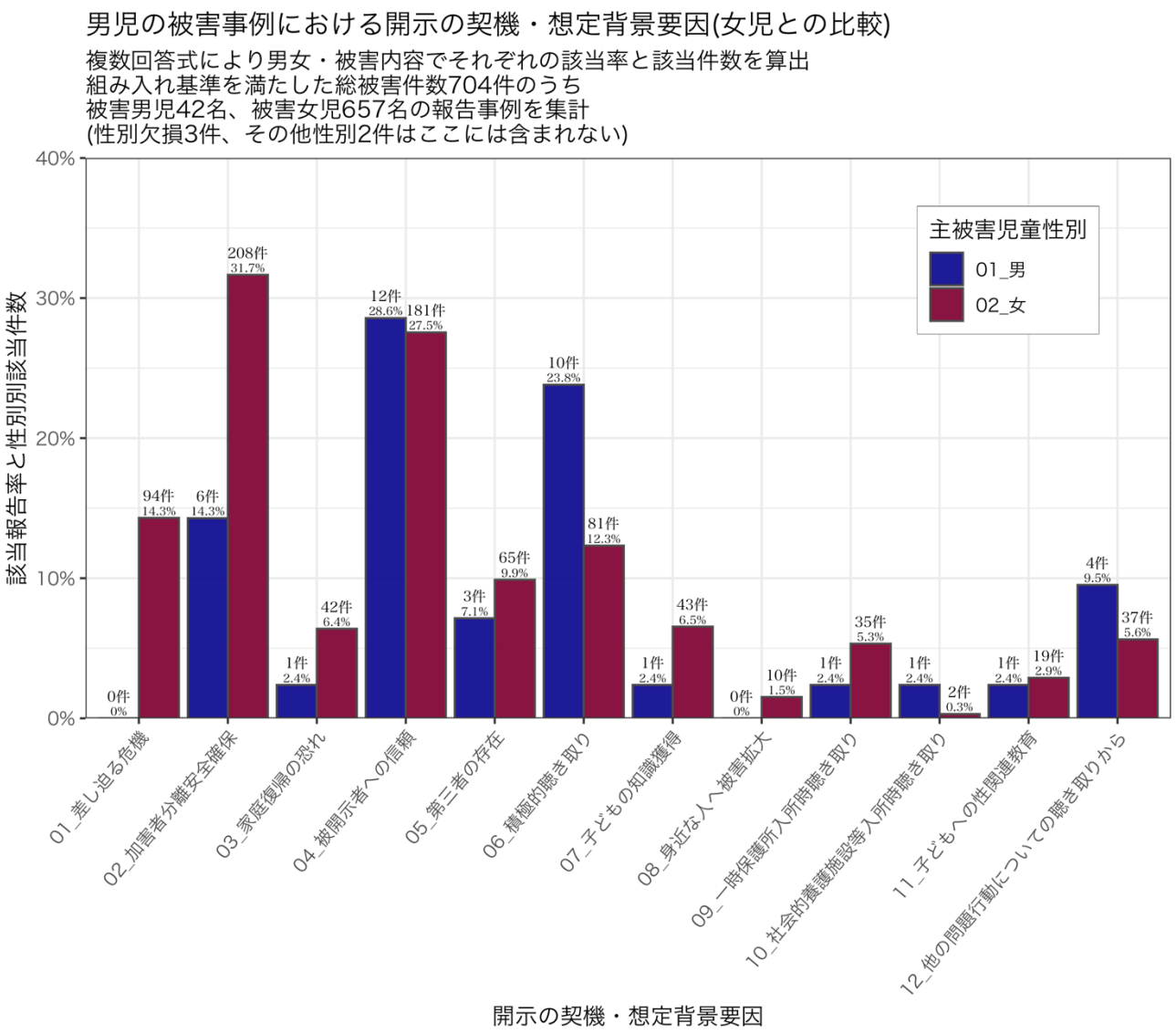


図 11.30 男児の被害事例における開示の背景要因

開示内容の変化については、女児の被害例と同様の傾向を持っており、開示内容の縮小や、ちぐはぐな内容である場合も一定数含まれていた(図 11.31)。

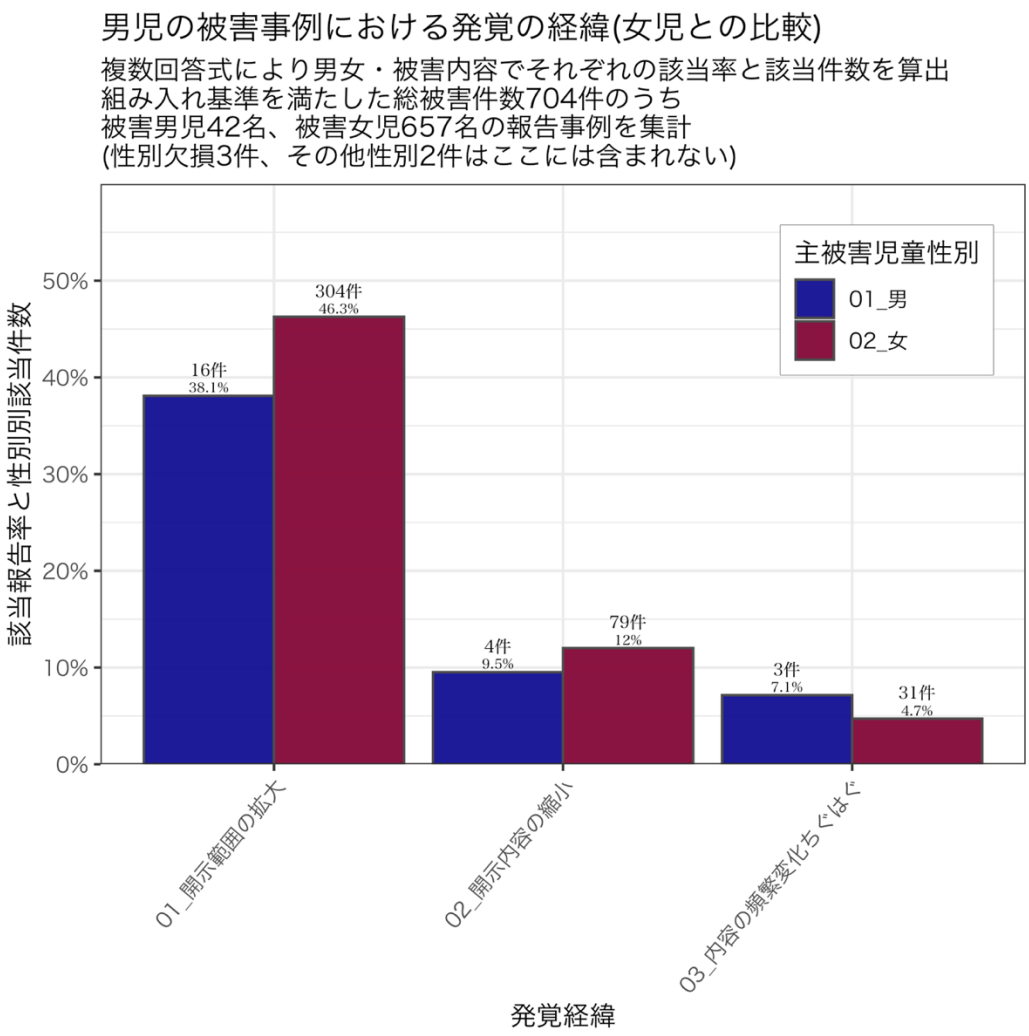


図 11.31 男児の被害事例における開示内容の変化

開示の様相に関しては、「対応を講じるに十分な情報量の開示」が得られる割合が女児よりも少なく、「一部答えられない」といった状況が女児よりも高い該当率を示した。被害男児の年齢帯が女児と比べて低いことや、知的障害の随伴率が高いといった背景要因が推察される。また、内容の撤回や説得力のない矛盾した表現があったという報告例も含まれている(図 11.32)。

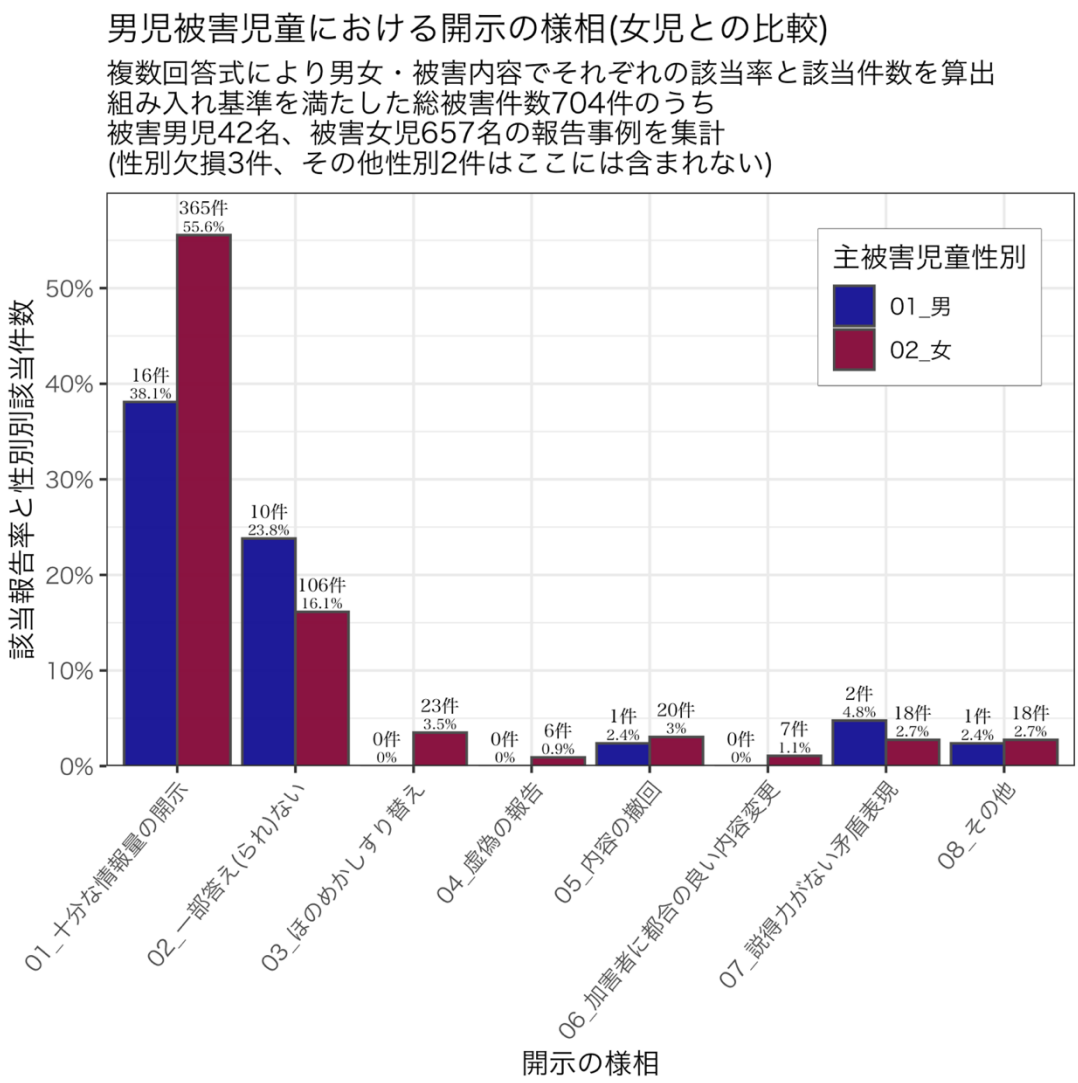


図 11.32 男児の被害事例における開示の様相

11.3.9 男児の被害事例における各種所見該当状況一覧

ここまで、被害児童の性別が「男性」と報告された男児の被害事例に関する多面的な集計を実施した。本節では、個別の被害例の特徴を把握するため各種集計結果から、主要な要素を抽出して一覧で示す。養育者について「自然な範囲」と形容されるパターンなどを除いた、課題と考えられる事項についてのみ抽出を行い、事例ごとの該当状況を一覧で図 11.33 に示した。

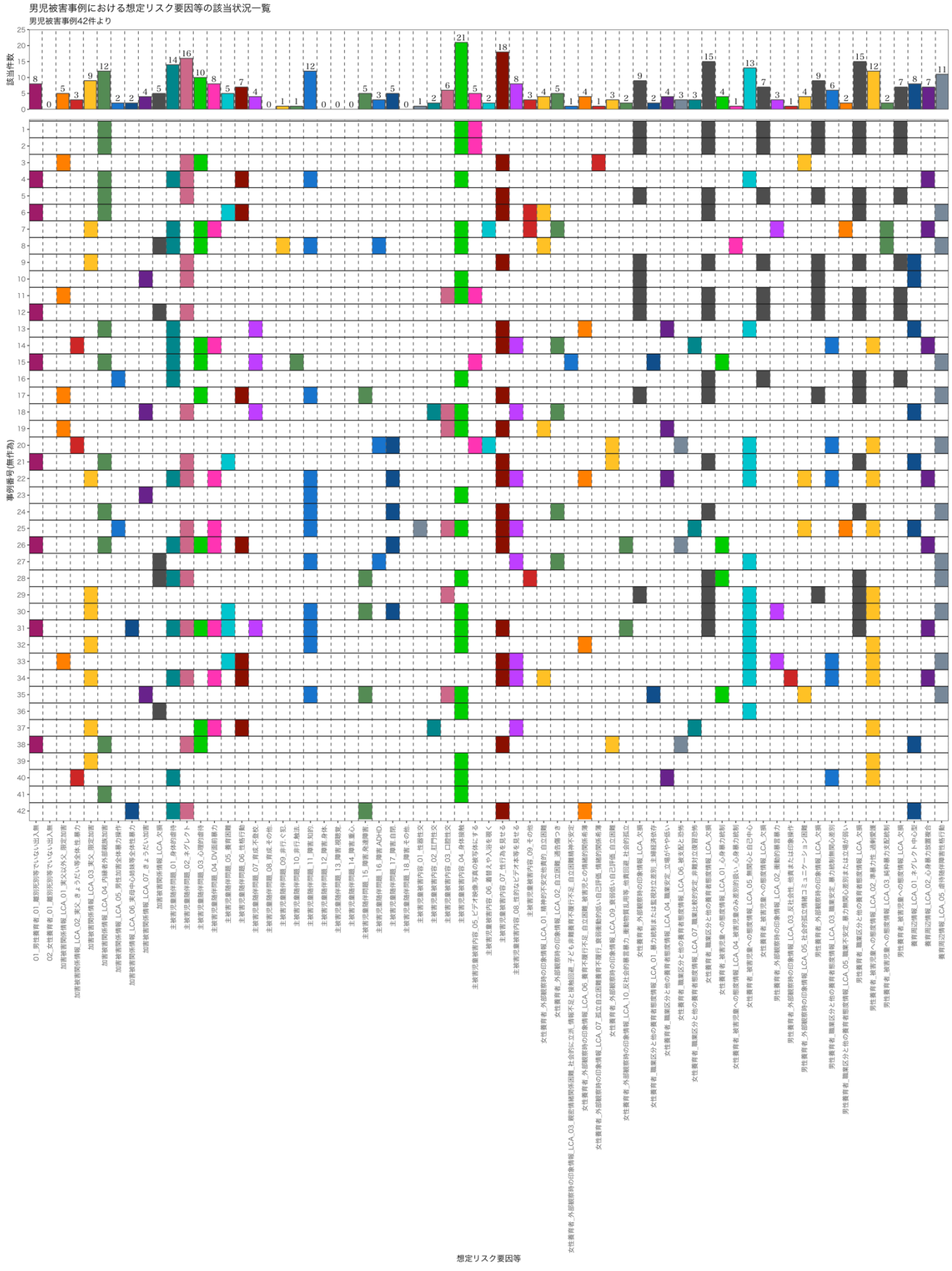


図 11.33 男児の被害事例の各種所見該当状況一覧

図 11.33 から、男児への被害が多種多様な状況下で生じていることが確認できる。

女性養育者が不在の例は一例も認められず、「実父母家庭」、あるいは「ステップファミリー」、または、「母子家庭で内縁男性の出入りがある」といった家族状況が典型例として整理された。加害者は「実父」、「実母」、「実父以外の父」、「母の内縁男性」、「きょうだい」や「祖父」などが含まれ、加害者―被害男児だけの関係にとどまらず、他のきょうだいなどを含めた家庭全体に(性)暴力が及んでいるパターンも含まれている。被害児童を含めて家庭にネグレクトや身体的虐待、心理的虐待が及んでいる場合が 42 例中で、それぞれ 10 件前後確認された。また、42 例中 12 例で男児に知的障害が伴っていることも特筆すべき知見であるだろう。被害内容は女児と同様に身体接触が多いものの、次いで「性行為を見せる」被害が 18 件含まれた。被害児童に対する養育者の態度については、女性養育者で、「無関心と自己中心」と形容される場合が 13 件と最も多く、男性養育者については、「準暴力性または過剰愛護」と形容される例が 12 件と多かった。ただし、図 11.33 には図示していないが、被害児童に対する態度や養育者の外部観察所見では、男女ともに「自然な範囲」、あるいは「特定の課題所見のみに該当」といった例が半数程度になっていることも同時に指摘される。

11.4 考察

本章では、「子どもの家庭内性被害」のうち、男児の被害事例について、調査回答の結果を整理した。被害児童の年齢、被害内容から家族形態・関係に至るまで、多種多様な組み合わせのもとで被害が発生している様相が観察された。

女児の被害例との比較では、いくつか共通する要素と異なる点が観察された。

第一に、男児の被害事例では「年齢の分布」が女児の場合と異なった。その範囲は未就学児童から 15 歳以上にまで及ぶものの、好発年齢は 6 歳から 9 歳前後の小学校低学年である可能性が示された。当該結果は、臨床的に見られる各種所見の該当率等の解釈にも大きな影響を与えると考えられる。

第二に、女児と比較して、被害報告のあった事例の家族構成に部分的な違いが見受けられた。「実父母家庭」や「ステップファミリー」など、様々な家族形態で被害が確認されたものの、本事業においては「父子家庭」での被害は認められておらず、「母子家庭に母の内縁男性が同居・出入りしている場合」の被害例が女児に比べて多い結果となった。家族形態が被害の発生を直接決定づけることはないものの、被害発生の背景構造を見立てる上での一助となるだろう。

第三に、加害者の続柄に女児との部分的違いがあった。まず、実母による加害の該当率が女児と比べて顕著に高かった。また、女児の被害では報告のない「姉(異父母を含む)」の加害が男児の被害事例で認められた。男児の被害例において、加害が周囲の男女にわたることは、杉山他(2007)の

知見に一致する。特に男児においては「性問題における加害者は男性である」といった固定観念を除いて、広範な視点から被害の可能性を見立てる必要があると言えるだろう。

第四に、男女ともに子どもへの性被害は「身体接触」の報告が多いものの、女児と比較して男児では「性行為を見せる」、「性的刺激への暴露」への該当率が高かった。被害内容の差異から、男児に対する加害者の動機が女児に対する場合とは異なっていることが推測されるが、本事業における調査からはその詳細がつかめていない。後続の検討が必要となる。

なお、男児に対しては、当該非接触性の性暴力だけでなく、「口腔性交」や「肛門性交」といった身体的侵襲性の高い被害も発生している。「男性の性被害体験が、その精神保健的問題の重篤さにおいて、女性のそれよりも軽傷であるとはいえない」(松本, 2009)という報告に準じ、被害内容の接触性・非接触性を問わず重大な被害であると言えよう。

第五に、男児の被害例では女児と比べて「知的障害」の該当率が高かった。本事業調査で報告された 42 例のうち、12 例で被害男児に知的障害の該当報告があった。ここには、きょうだい間での性問題の対象になっている場合や、背景に養育者による心身への虐待やネグレクトが伴っている場合も含まれている。知的障害を有する男児は、性加害の標的になりやすいという可能性が指摘されうる。「障害のある子どもには、性被害防止の視点からも特別なケアニーズがある」と言えるだろう。

第六に、被害児童の性別によって観察される臨床所見に、部分的な違いがある可能性が示された。神奈川県の調査報告によれば、男女ともに、被害児童のほとんどに解離性障害が認められ、PTSD 症状は女児に多い一方で、男児は他児への加害や行為障害が多い傾向にあったとされている(神奈川県中央児童相談所, 2018)。当該知見に部分的に一致して、本事業調査においても PTSD の中核症状への該当率が男児において女児よりも低い傾向が観察されたことや、他児への加害行為や加害性のある性化行動が男児において高い該当率にあることが示唆された。男児の被害例は小学校低学年から中学年頃にかけて多い。性化行動や他児とのトラブルは、子どもから発せられる主要なサインとして捉えられるかもしれない。

なお、国外の研究では、性被害を受けた男児は、女児に比べて内面化・内的方向へ向かう問題(ひきこもり、身体不調の訴え、不安・抑うつ)が多く、女児には少ない外的方向に向かう問題(非行・攻撃的行動等)が一定以上の割合で認められることなどが示されている(Levis et al, 2016)。これらとの整合性ついては、本事業調査の範囲では例数の不足を最大の理由として明確な結論が得られていない。各種臨床症状を可能な限り正確に測定する手段とあわせて、検討する必要があると言える。

第七に、被害児童が男児である場合と女児である場合では、発覚の経緯と開示に係る背景要因に部分的な違いが認められた。男児の被害事例では、発覚経緯が本人の開示である場合が相対的に少なく、周囲の大人による目撃や疑いに基づく聞き取りを契機とするものが女児に比べて多い結果と

なっていた。開示の背景要因についても、女児の場合で該当率の高い「加害者との分離」や「差し迫った危機」といった状況への該当率が相対的に低く、それに比較して「周囲の積極的な聞き取り」や「他の問題からの聞き取り」が開示につながる要素となっていた。男児の被害をより早期に把握する上では、(女児の場合も同様であるが)周囲の大人による積極的な聞き取りが重要になる可能性がある。ただし、聞き取りによって十分な情報が得られるとは限らない。開示内容が縮小したり、撤回されたりするといった事態や、部分的な開示しか得られないといった状況は、女児の場合と同様に認められている。十分な開示が得られる状況は、女児の場合よりも少ない。この背後には、被害児童の年齢が幼いことや、知的障害の随伴、開示に伴う抵抗感の強さなど、様々な要因があることが推測される。

そして最後に、男児への被害例では、女児の場合と同様に、様々な家庭内の課題が随伴しており、「性被害のみ」が問題所見として報告される場合は少なかった。被害児童やきょうだいに対する「ネグレクト」や「身体的虐待」、「心理的虐待」、「養育者の無関心や自己中心性」、「暴力的態度」など、何らかの課題所見がある中で被害が発生している例が大多数を占めている。「性的虐待」あるいは「ネグレクト(性的虐待)」として通告・受理される事例だけでなく、他の虐待種別や相談種別における事例に対しても、潜在する性被害を考慮した調査やアセスメントが必要となりうることは、男児の被害事例においても同様に指摘されうる結果となっている。

第 12 章(重点分析) きょうだい事例の分析

12.1 目的

本章では、きょうだい間で発生した家庭内の性的問題に対して分析を行い、問題の発生状況を把握する。そして、きょうだい間での被害発生に関わる要因や発生構造について、その個別性と共通項について検討する。

12.2 方法

きょうだいによる加害に該当報告された事例について、関連する調査項目の集計・可視化を行う。このとき、養育者の所見や被害児童との関係に関する情報については、項目数が膨大なため、潜在クラス分析によって要約したパターン(第 9 章参照)を集計に使用する。

12.2.1 使用データと前処理

調査票 B を用いた事例調査のうち、主たる被害児童からみて　「兄・姉・弟・妹」(異父母の場合も含む)のいずれかに「加害者(児)」との回答報告があった事例を抽出した。このとき、個別の続柄に含まれる事例数が 1 件のみであった場合には、異父母である場合と合計して結果を整理する。

12.2.2 適格基準

調査票 B の設問 06 にて、きょうだいの続柄での「加害」に該当がある事例を組み入れ基準とした。また、(1)被害児童ときょうだいの年齢から、きょうだいの続柄が整合するか否かを確認するため、(2)被害児童の年齢が欠損する場合、各種結果の意味を解釈する際に大きな誤りが発生する可能性があるという理由から、被害児童の受理時点年齢が計算可能だった事例(調査回答時点の年齢または受理年月に欠損のない事例)を組み入れ基準に追加した。その他の欠損等は、原則として除外を行わず、個別の集計ごとに記載する。

12.2.3 統計解析

男性および女性養育者に関する所見や、養育環境・世帯情報に関する所見については、それに関連する項目数が膨大になる。了解可能性を高めるため、各所見区分ごとに潜在クラス分析を適用し、抽出されたパターンを集計・可視化に使用した。潜在クラス分析の方法および結果は、第 9 章と同一であり、本章では第 9 章で得られた結果をそのまま援用する。

12.3 結果

12.3.1 データ抽出の結果

組み入れ基準を満たした事例を抽出した結果、98 件のきょうだいによる加害報告事例が抽出された。その他、個別の集計観点からは、加害したきょうだいの知的水準に回答の得られた事例が 64 件、主たる被害児童の受理時点年齢と被害の初発年齢から計算される被害継続年数が算出可能だった 72 件の事例が、それぞれの集計にて組み入れられた。

12.3.2 きょうだいの基本情報

加害報告のあったきょうだいの区分では、「兄」が最も多く、98 件中の 79 件を占めた。これに次いで、被害児童から見て「異父母の兄」が 14 件となり、総じて「兄から妹へ」という加害の構図が大多数を占める結果となった。ただし、一方で「姉」や「弟」を加害と報告する例もある。「兄から妹へ」という典型例のみではなく、多様な例があることを想定する必要があるだろう。加害報告のあったきょうだいの続柄別件数を図 12.1 に示す。

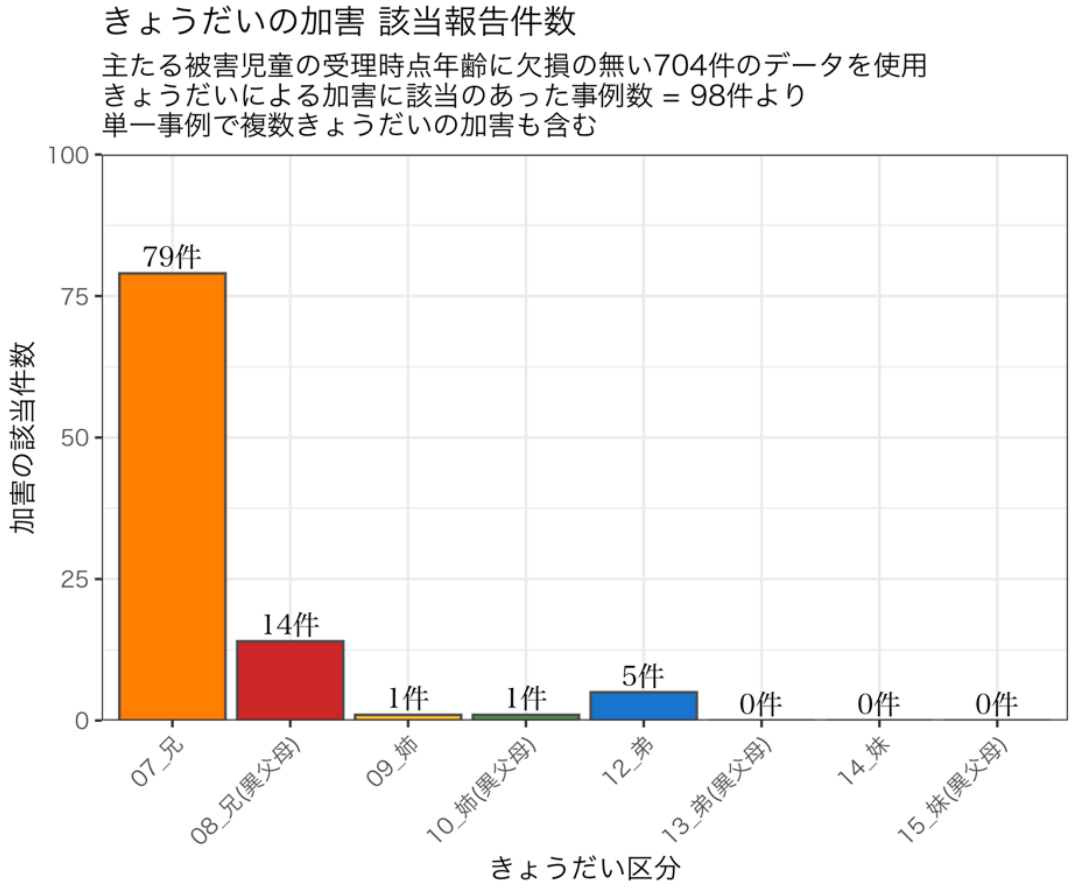


図 12.1 きょうだいによる家庭内性被害: 加害報告のあったきょうだいの続柄別件数

加害報告のあったきょうだいの続柄別での年齢分布を図 12.2 に示す。図の右端に示したとおり、加害報告のあったきょうだいのうち、12 例については年齢が欠損となっている。

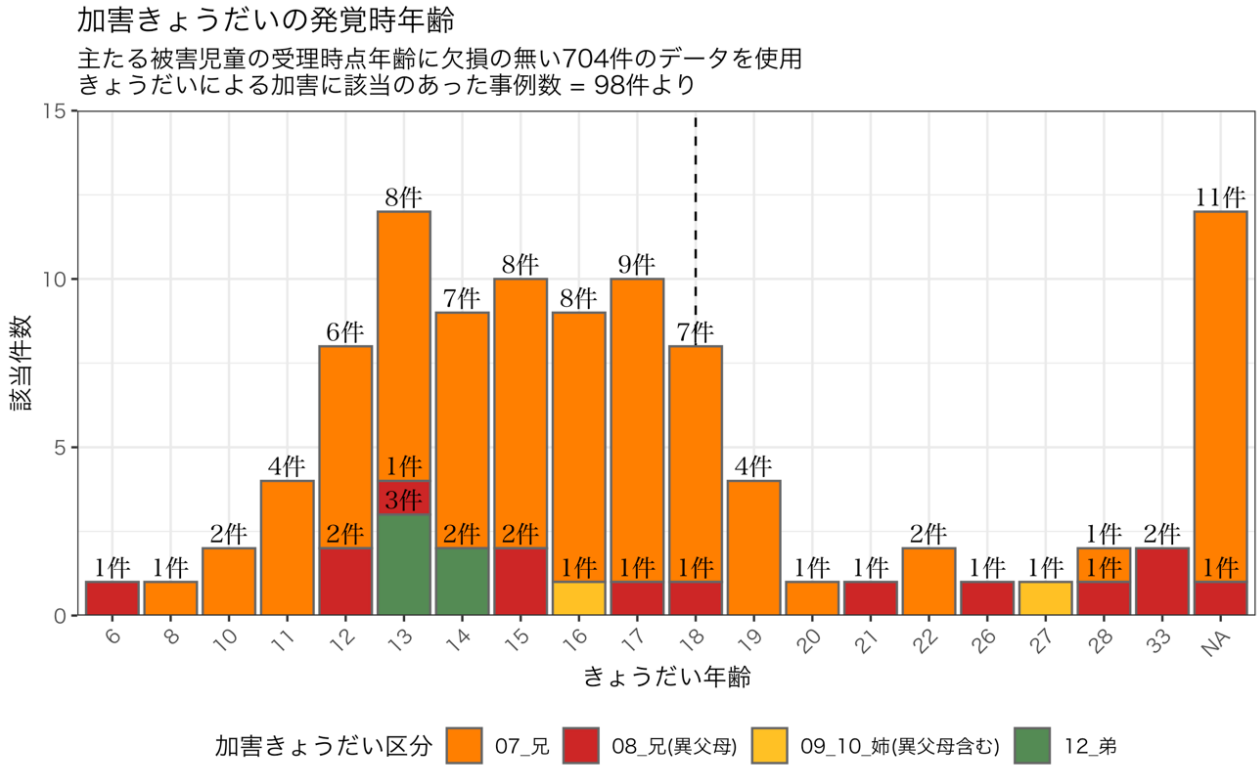


図 12.2 きょうだいによる家庭内性被害: 加害報告のあったきょうだいの続柄と年齢

姉・姉(異父母)による加害報告例はそれぞれ 1 件のみとなっていたため、「姉(異父母含む)」と統合して扱っている

加害報告のあったきょうだいの年齢については、6 歳から 33 歳まで広く分布した。「きょうだい」であるからといって、それが 18 歳未満あるいは未成年であるとは限らないことが示されている。13 歳の加害例が件数上最も多いものの、好発する年齢帯としては、「12 歳から 18 歳頃」と捉えるのが自然であると言える。

12.3.3 被害内容

被害内容については、本事業で例示した被害内容 9 種全てで、該当報告が得られた。主たる被害児童の被害内容に関する結果を図 12.3 に示す。

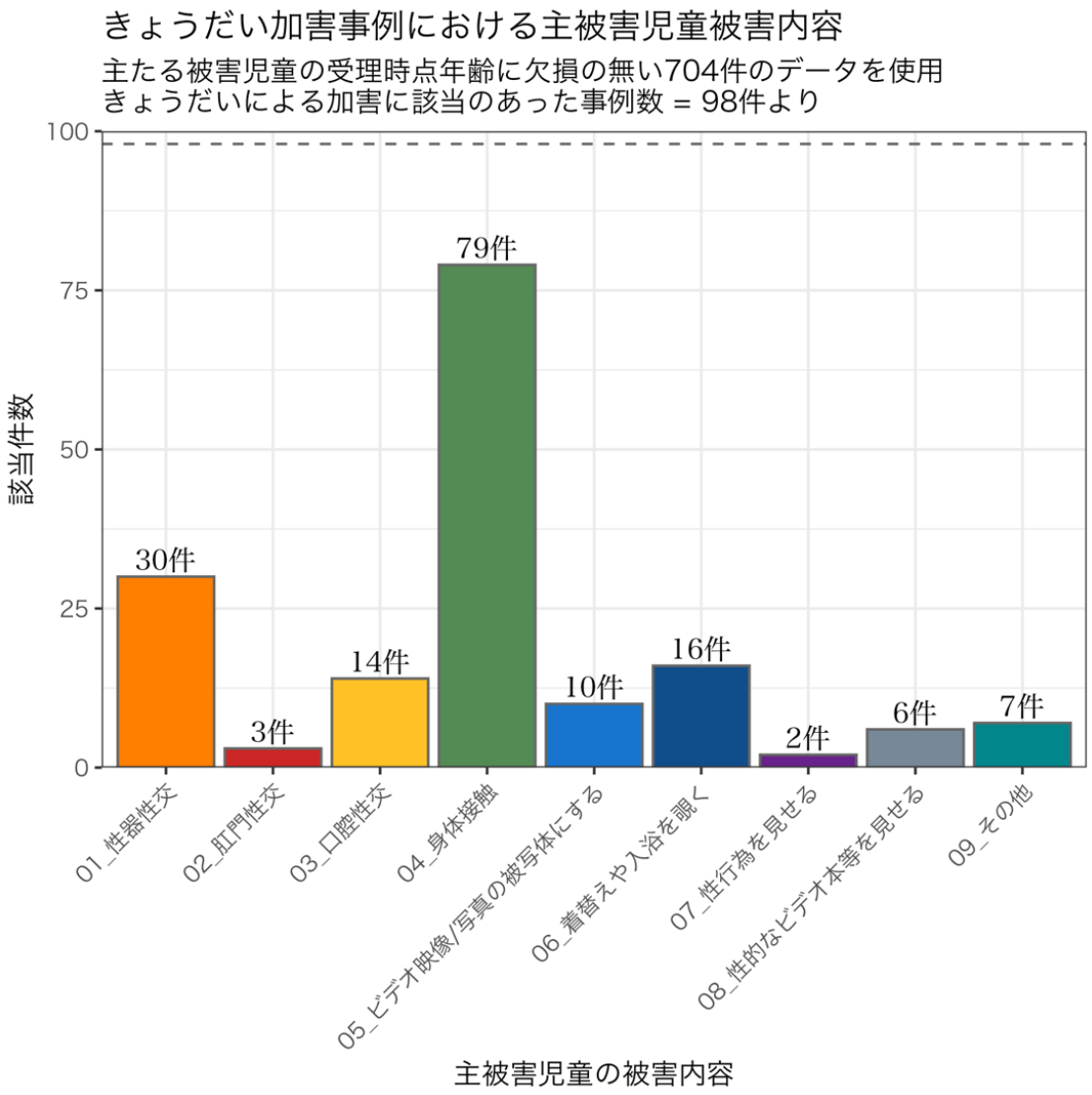


図 12.3 きょうだいによる家庭内性被害: 主たる被害児童の被害内容

98 件の組み入れ事例において、複数回答を含めて「身体接触」が 79 件と最も多く、「性器性交」が 30 件と次いで多かった。「肛門性交」や「口腔性交」など、身体的侵襲性の高い接触性被害も 17 件の該当がある。「映像の被写体にする」、「性行為を見せる」といった非接触性の被害も含まれた。当該被害内容の該当状況から、被害の発生状況にも複数のパターンがあることが想定される。

当該被害の発生頻度については、「常態化」あるいは「断続的」という回答が多く、被害の頻度報告に欠損のない 97 件中、79 件で該当した。すなわち、大半が継続的な被害であったことが示された(図 12.4)。

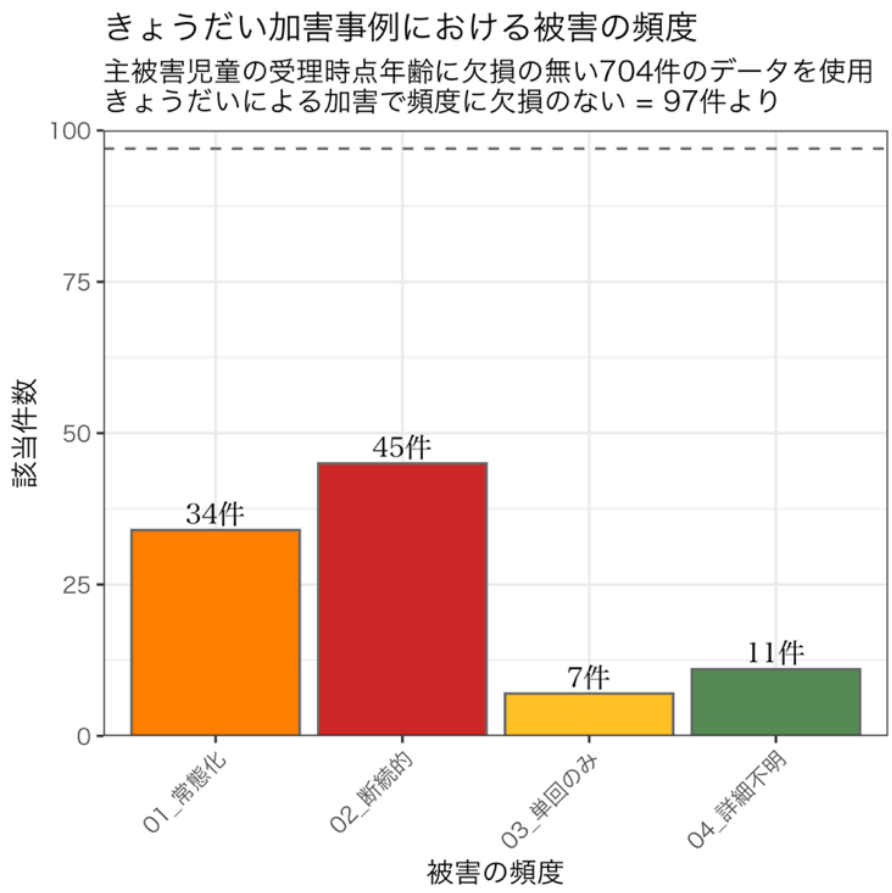


図 12.4 きょうだいによる家庭内性被害: 被害の頻度

被害の継続期間別で確認すると、0 年が 9 件、1 年が 22 件と最も多く、最長 12 年という被害報告例も含まれた。被害児童の受理時点年齢と初発年齢が計算可能だった 72 件の事例情報を元とする結果を図 12.5 に示す。

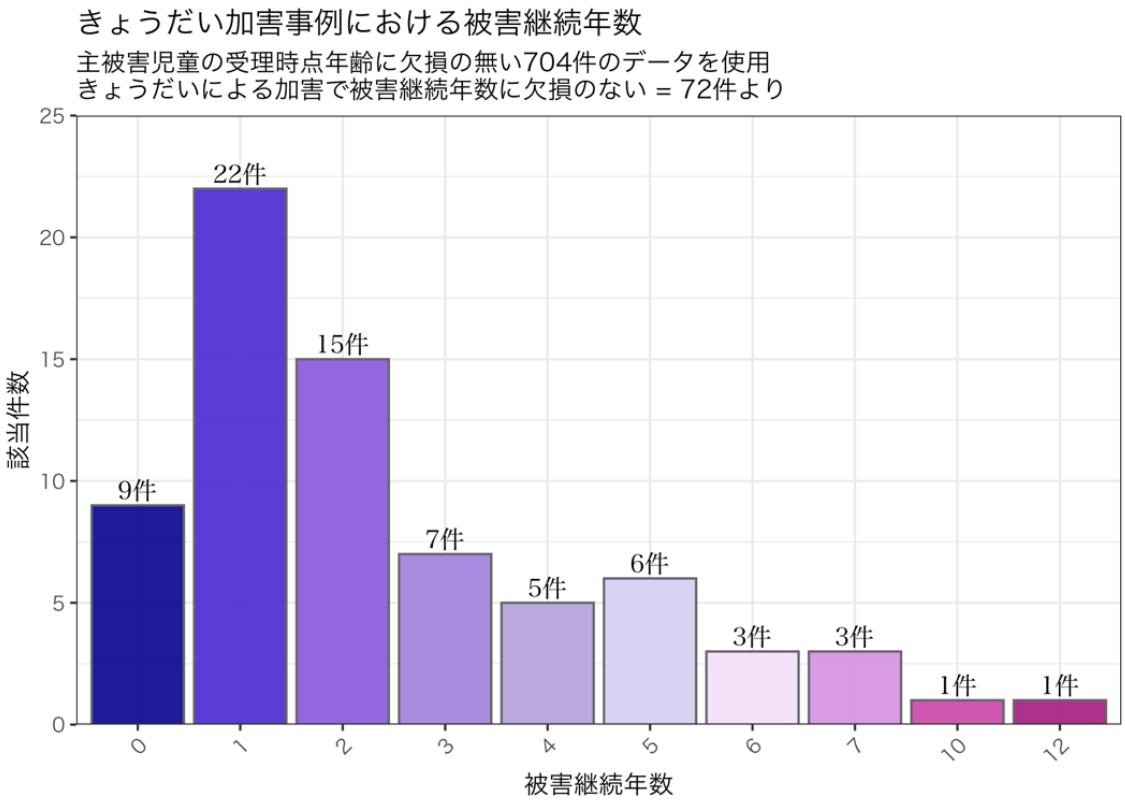


図 12.5 きょうだいによる家庭内性被害: 被害発覚までの継続年数

12.3.4 きょうだいと被害児童の関係

被害児童の基礎情報を踏まえた、きょうだいとの関係について整理する。まず、被害児童の性別は、98 件中 93 件が女児であり、すなわち、加害したきょうだいから見て「妹(異父母を含む)」あるいは「姉(異父母を含む)」が被害児童であった。ただし、4 例については、男児の被害が含まれている。被害児童の性別に関する集計結果を図 12.6 に示す。

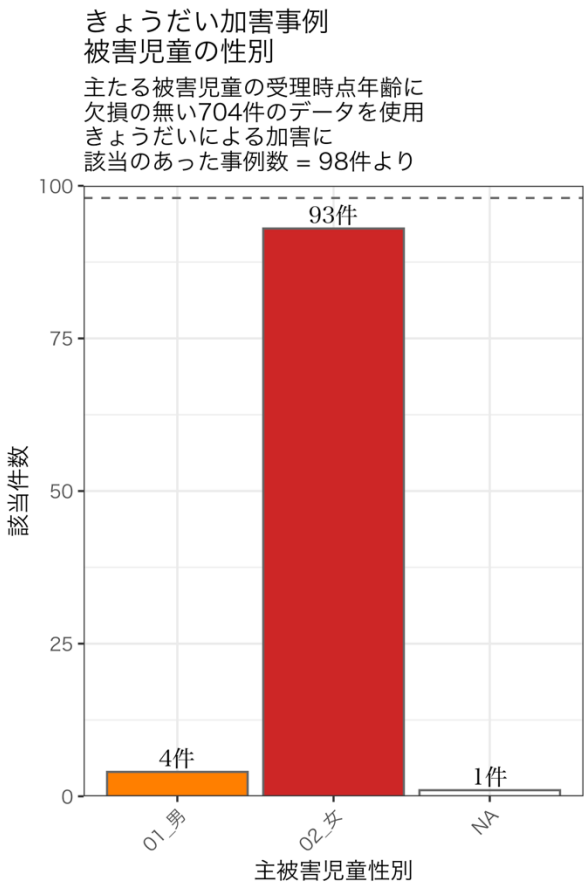


図 12.5 きょうだいによる家庭内性被害: 主たる被害児童の性別

加害報告のあったきょうだいと、被害児童の年齢差に関する情報を図 12.6 に示す。被害児童の受理時点年齢と、加害報告のあったきょうだいの年齢の両者に欠損がなかった 86 件のデータを使用している。

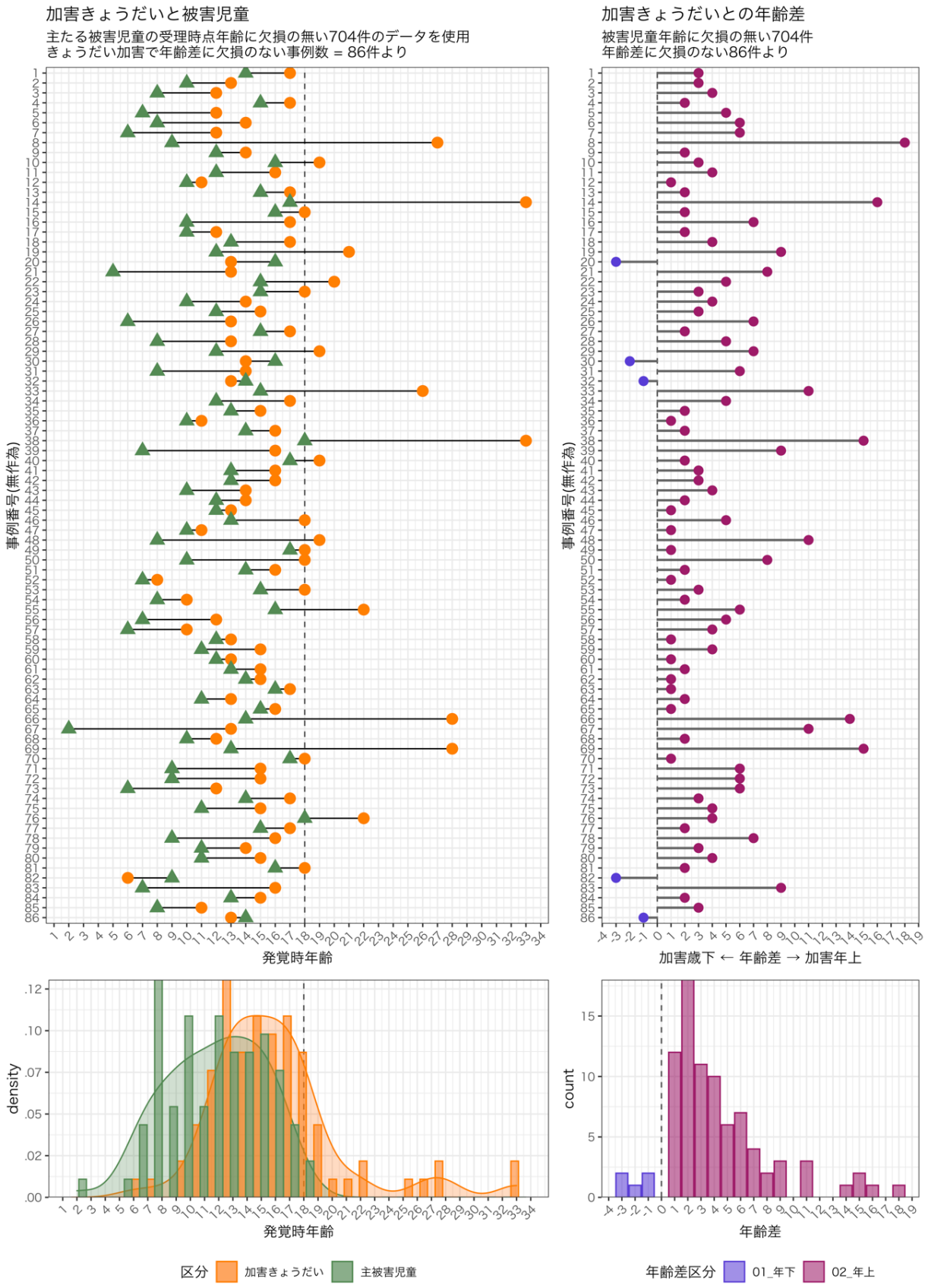


図 12.6 きょうだいによる家庭内性被害

加害報告のあったきょうだいと主たる被害児童の年齢差

図 12.6 の左パネルでは、主たる被害児童と加害報告のあったきょうだいの年齢を事例ごとに図示している。右パネルでは、加害きょうだいの年齢から主たる被害児童の年齢を差し引いた「年齢差」に関する情報が示されている。

被害児童の受理時点年齢については、2 歳から 18 歳まで広く分布しており、8 歳の該当事例が最も多い。ただし、好発する年齢帯という視点から見ると、小学校低学年から 18 歳まで広く該当があることも読み取れる。加害報告のあったきょうだい年齢との組み合わせからは、比較的年齢の近い関係が多いことが読み取れるが、他方、小学校中学年ごろの子どもに対して、成人したきょうだいからの加害があるなど、一概に年齢の組み合わせを記述することは叶わない。年齢差を示した右パネルの情報からは、86 例中 5 例が「年下のきょうだいから年上の被害児童への加害」であり、それ以外はすべて加害報告のあったきょうだいが、年齢的に上であることが示されている。年齢差の分布は 2 歳差が最も多く、最大 18 歳の差がある例も報告された。「年齢差」は「力関係の差」を示す指標として捉えられる一つの指標と考えられるが、「年下のきょうだいによる加害」が発生しうることも想定する必要があるだろう。

12.3.5 きょうだいと被害児童に随伴する問題、障害等

加害報告のあったきょうだいと、主たる被害児童に随伴する問題、あるいは障害に関する情報を図 12.7 に示す。

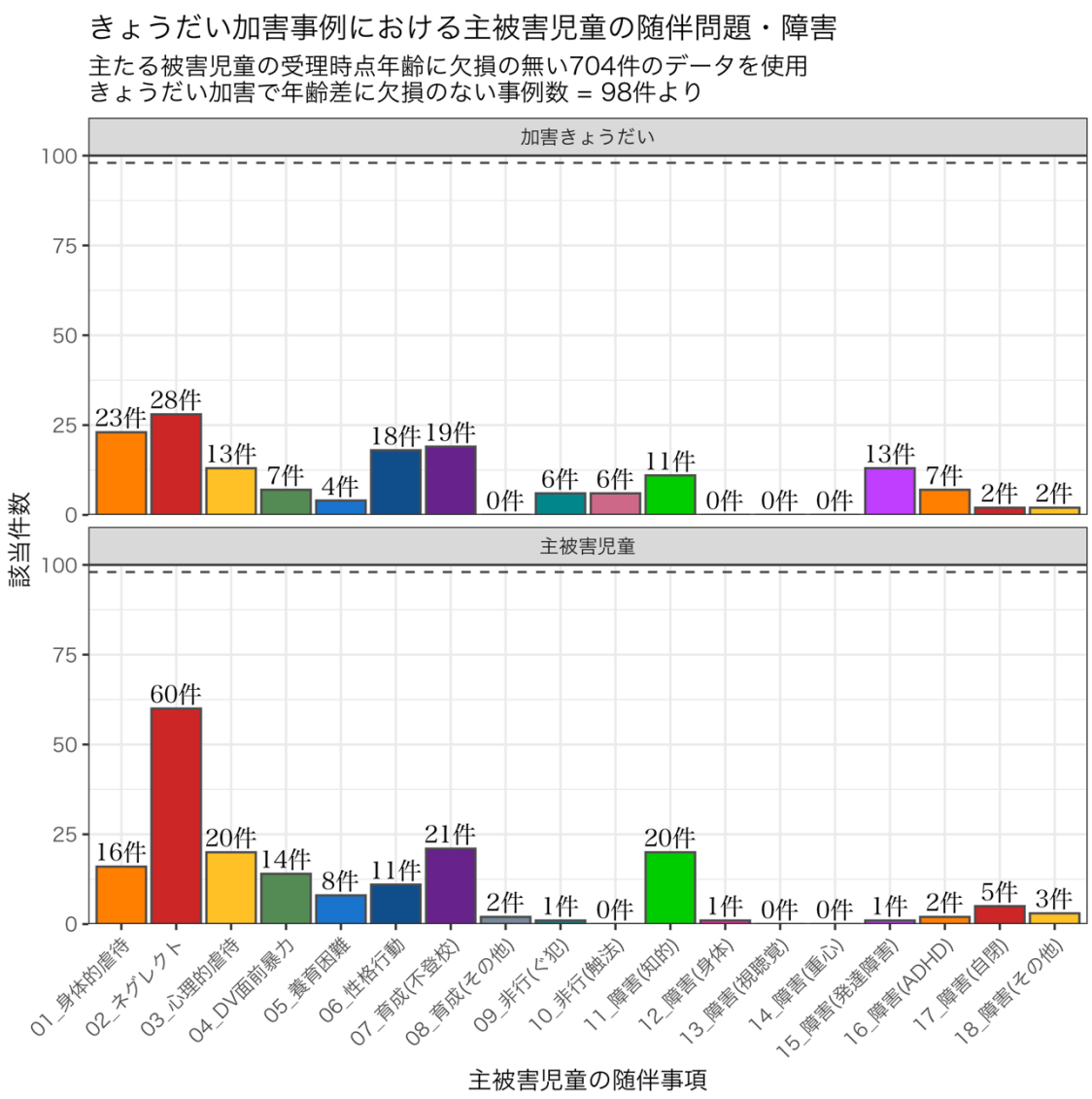


図 12.7 きょうだいによる家庭内性被害

加害報告のあったきょうだいと主たる被害児童に随伴する問題と障害

加害報告のあったきょうだいと、主たる被害児童に見られる随伴問題、あるいは障害については、該当箇所に類似する傾向があるものの、該当件数については、いくつか違いの見受けられる箇所が見受けられた。まず、全体として、加害きょうだいおよび被害児童の両方に対して、「身体的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」、あるいは「DV・面前暴力の虐待問題」が、複数例で併存していることが読み取られる。また、加害きょうだい・被害児童の両方で、「性格行動上の問題」や「不登校」、あるいは「非行の問題」が併存する割合が一定数認められた。子どもの障害に関しては、「知的障害」や「発達障害」への該当例も一定数の報告がある。

加害報告のあったきょうだいと被害児童とを比較する観点からは、第一に被害児童に対するネグレクトが、加害きょうだいに比べて該当数が多い結果となった。性被害が発生する原因・リスク要因として、あるいは、性被害があったという結果をもって評価される「ネグレクト」、その両者が

含まれるものと考えられるが、いずれの場合であっても被害児童に対する保護機能の不在状況が背景にあることが推測される。他にも、加害報告のあったきょうだいにおいて、「非行(ぐ犯・触法)」や「発達障害」への該当が、やや多いといった傾向も読み取ることができる。

知的水準の観点からは、被害児童の水準が「非常に低い」と形容される場合が 4 例含まれた。結果を図 12.8 に示す。知的障害あるいは知的側面での課題を持つ子どもが加害の対象となっている事例の存在がうかがわれる。

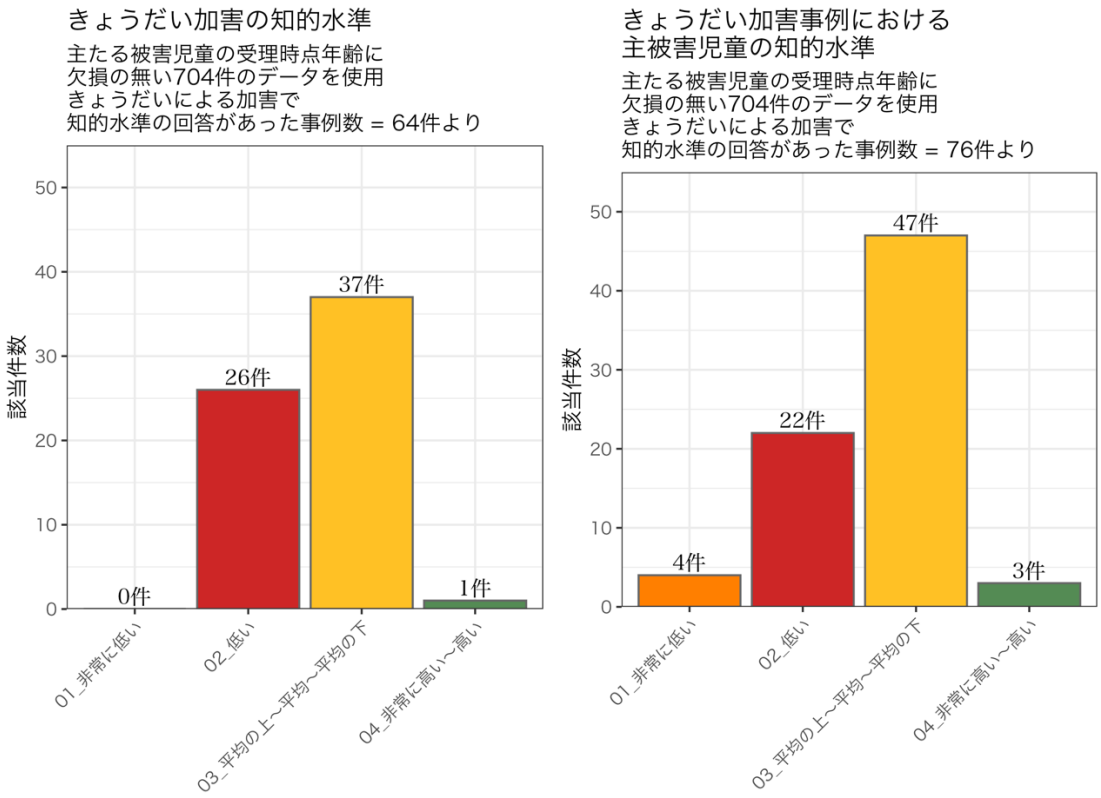


図 12.8 きょうだいによる家庭内性被害
加害報告のあったきょうだいと主たる被害児童の知的水準(目安)

12.3.6 家族構成と養育環境、他の加害者

きょうだい事例における家族構成に関する情報を図 12.9 に示す。家族構成については、潜在クラス分析の結果得られたパターン(第 9 章参照)を使用した。

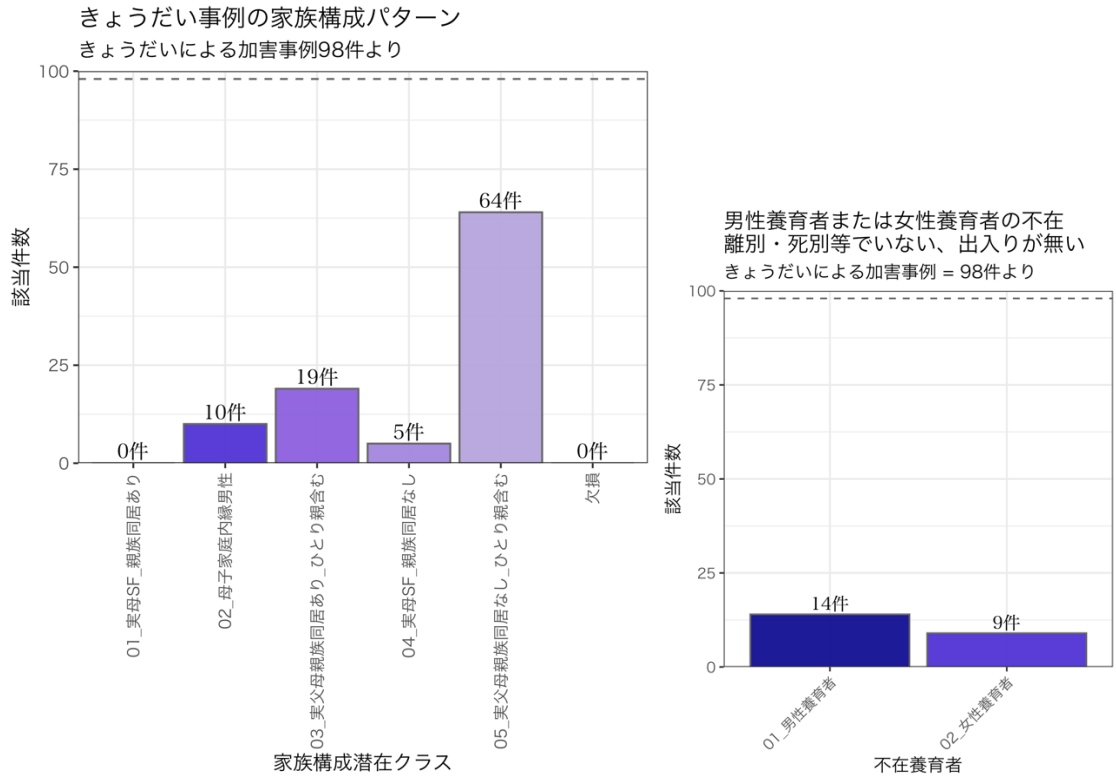


図 12.9 きょうだいによる家庭内性被害
きょうだい事例における家族構成と、男性養育者・女性養育者の不在

家族構成については、ひとり親である場合を含む実父・実母のいる家庭が最も多かった。祖父母や親戚等の同居がない例が 64 件、親族等の同居がある例が 19 件となった。母子家庭で内縁男性の居住がある例で 10 件、被害児童からみた実母のいるステップファミリーで 5 件のきょうだい加害事例が報告された。また、男性養育者が離別・死別等でいない・出入りがない例が 14 件、女性養育者の不在は 9 例で認められた。実父母家庭、ステップファミリー、ひとり親家庭、母子家庭に母の内縁者の出入りがある、親族の同居の有無など、多様な条件を持つ家族構成において、きょうだい間での性被害事例が発生していることが読み取られる。

続いて、家庭内で発生している虐待や養育上の課題(子どもの障害等)、養育環境等に関する情報をまとめた潜在クラスへの該当状況を図 12.10 に示す。各クラスの特徴については、第 9 章の結果を参照されたい。

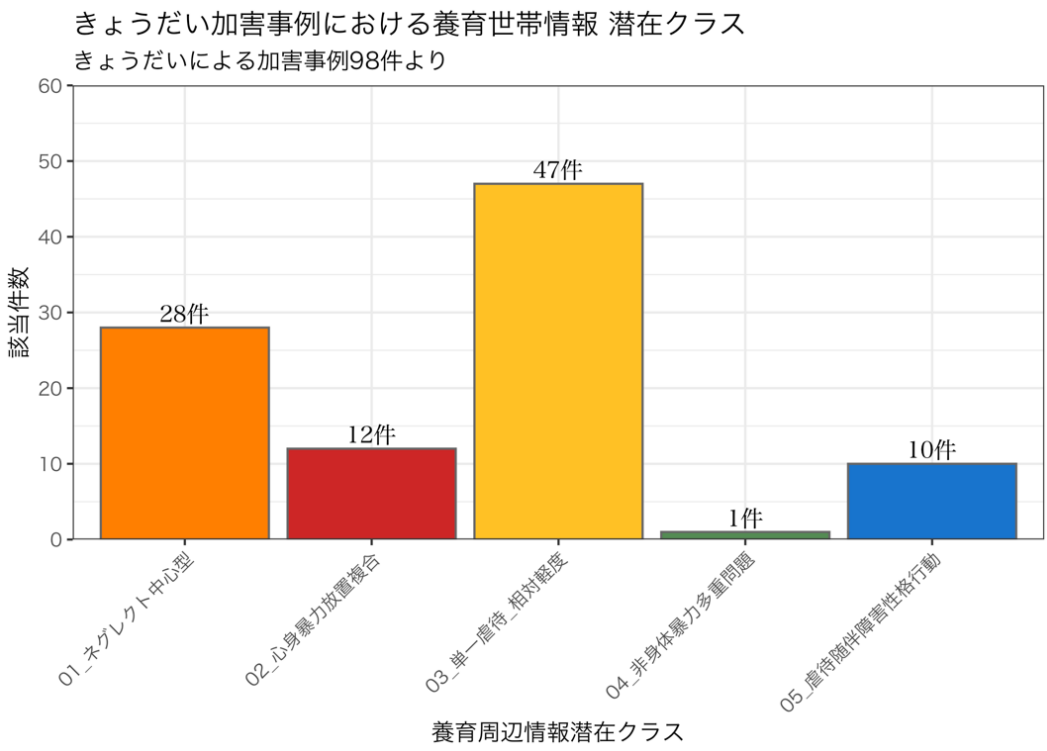


図 12.10 きょうだいによる家庭内性被害

きょうだい事例における家庭状況や養育上の課題に関する潜在クラス

集計の結果、きょうだいによる加害報告のあった事例において最も多いクラスは、「単一虐待、相対的に軽度」と形容されるパターンであり、各種虐待状況や養育環境に一部課題が認められるものの、全体として相対的に該当項目の少ない群となる。これに次いで、「ネグレクト中心型」と形容されるパターンが 28 件となった。「被害児童に対するネグレクト」に 77%が該当し、これは「不適切な養育環境」や「複数人が極端に狭い部屋で寝ている」などの環境上の問題があることを特徴とする群となる。他にも、被害児童に対する身体的虐待や心理的虐待などの明示的な暴力環境とネグレクトが複合した事例群、各種虐待に加えて被害児童に加えて被害児童に発達障害が随伴することのある事例群などが該当した。

ここで、きょうだいによる加害報告があった事例における「他の加害者」について、該当状況を整理しておく。すなわち、「主たる被害児童が、きょうだいと他の加害者の複数の者から性被害を受けていた状況」に相当する(図 12.11)。これにあわせて、「非加害親である」と明示された回答報告も示す。

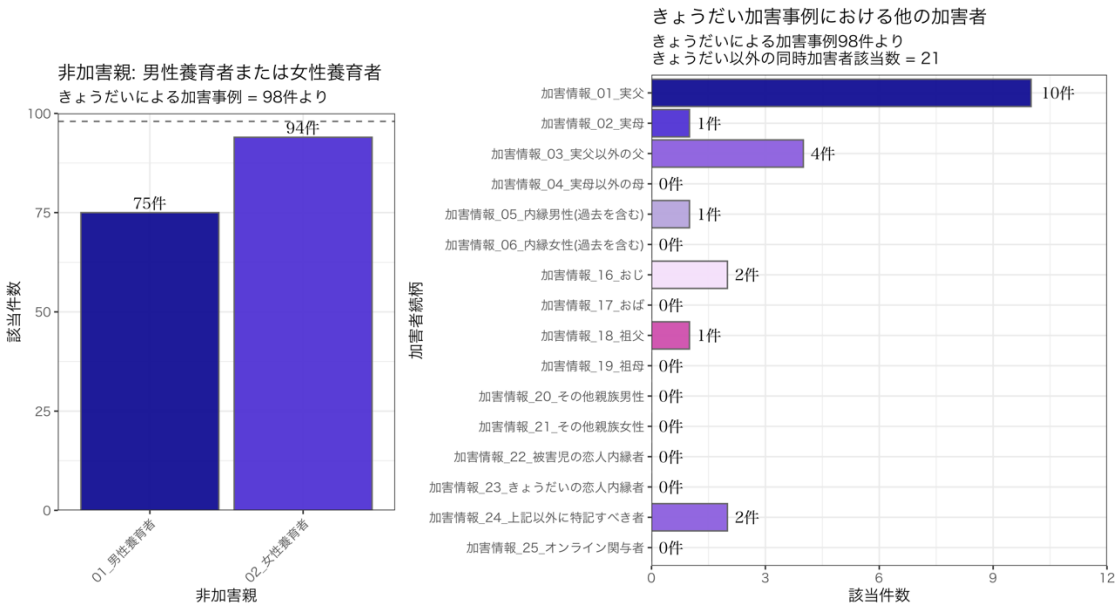


図 12.11 きょうだいによる家庭内性被害
きょうだい事例における非加害親と他の加害者

きょうだいによる加害報告のあった事例として組み入れられた 98 件の事例のうち、94 件の事例では、女性養育者に「非加害親である」という明示的な回答報告があった。他方、男性養育者については、75 件のみが「非加害親」との回答報告にとどまっていた。

きょうだい事例における他の加害者について報告を集計すると、「実父」が 10 件、「実母」が 1 件、「実父以外の父」が 4 件、「内縁男性」が 1 件、「おじ」が 2 件、「祖父」が 1 件、「その他特記すべき者」が 2 件該当した。すなわち、98 件のきょうだい事例のうち、少なくとも 10 件以上の例において「他の加害者がいる」ことが示された。主たる被害児童の視点からは、複数名の家族から被害を受けていたことを示す結果となる。

12.3.7 きょうだい事例における養育者の特徴、主たる被害児童との関係

調査設計にかかる限界から、本事業の調査では「加害したきょうだいと養育者の関係」については、加害報告のあったきょうだいに随伴する問題としての各種虐待被害の状況を除いて、情報が得られていない。したがって本節では、きょうだい事例における養育者に関する情報と、養育者と主たる被害児童の関係についての情報を整理する。

きょうだい事例における養育者の職業区分と、他の養育者に対する態度情報についての潜在クラス該当状況を図 12.12 に示す。養育者に関する回答情報が得られなかった場合や、ひとり親世帯等によって「欠損」となっている例が、男性養育者・女性養育者共に 43 件含まれている。

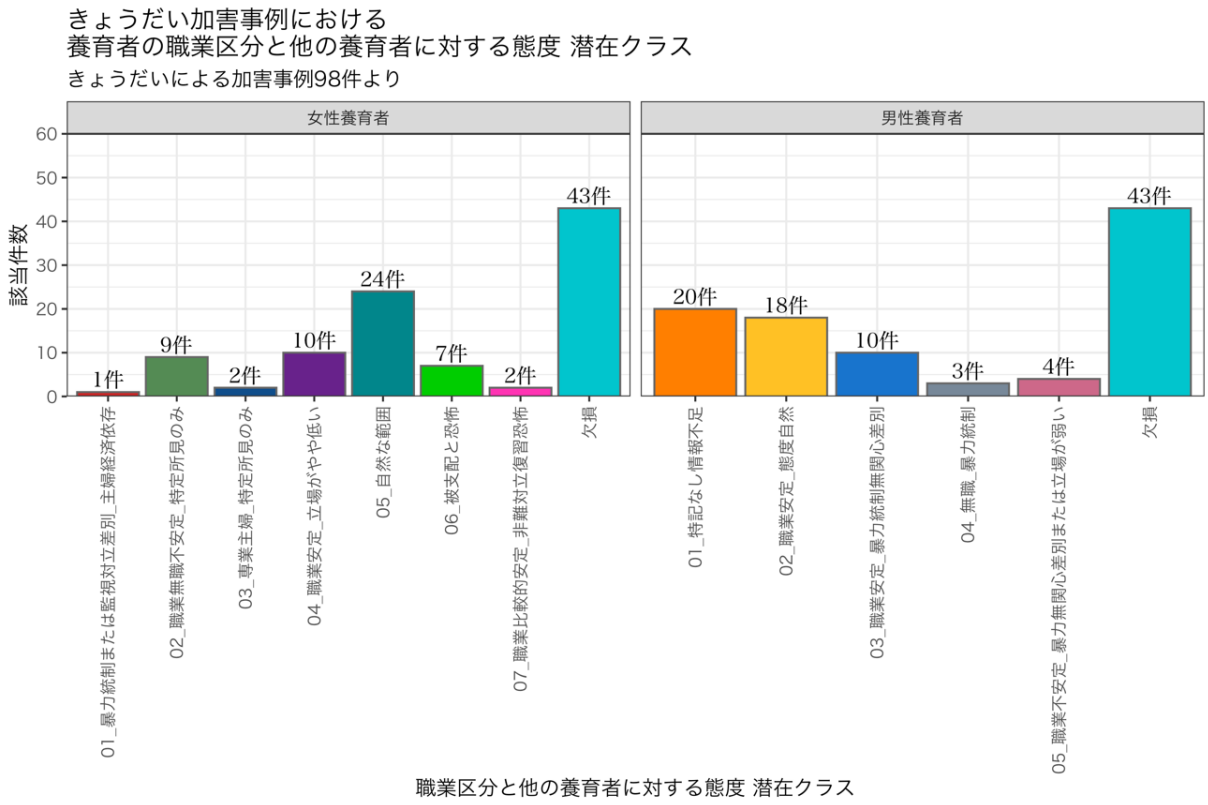


図 12.12 きょうだいによる家庭内性被害

きょうだい事例における養育者の職業区分と他の養育者に対する態度の潜在クラス

結果をみると、女性養育者については、「自然な範囲」と形容される例が(欠損を除いて)最も多く、24 件となった。一方で、他の養育者との関係で何らかの課題を持つ場合も一定数みられ、立場の低さや被支配と恐怖を抱いている場合も認められた。

男性養育者については、欠損と情報不足を除いて「自然な範囲」と形容される例が 18 件となり、一方で「暴力的統制」や「立場が弱い」といった所見に該当する例が、一定数で認められた。

次に、きょうだい事例における各養育者の被害児童に対する態度情報について、図 12.13 に潜在クラス別での該当状況を整理する。男性養育者・女性養育者のそれぞれで、欠損が 23 例ずつ含まれている。

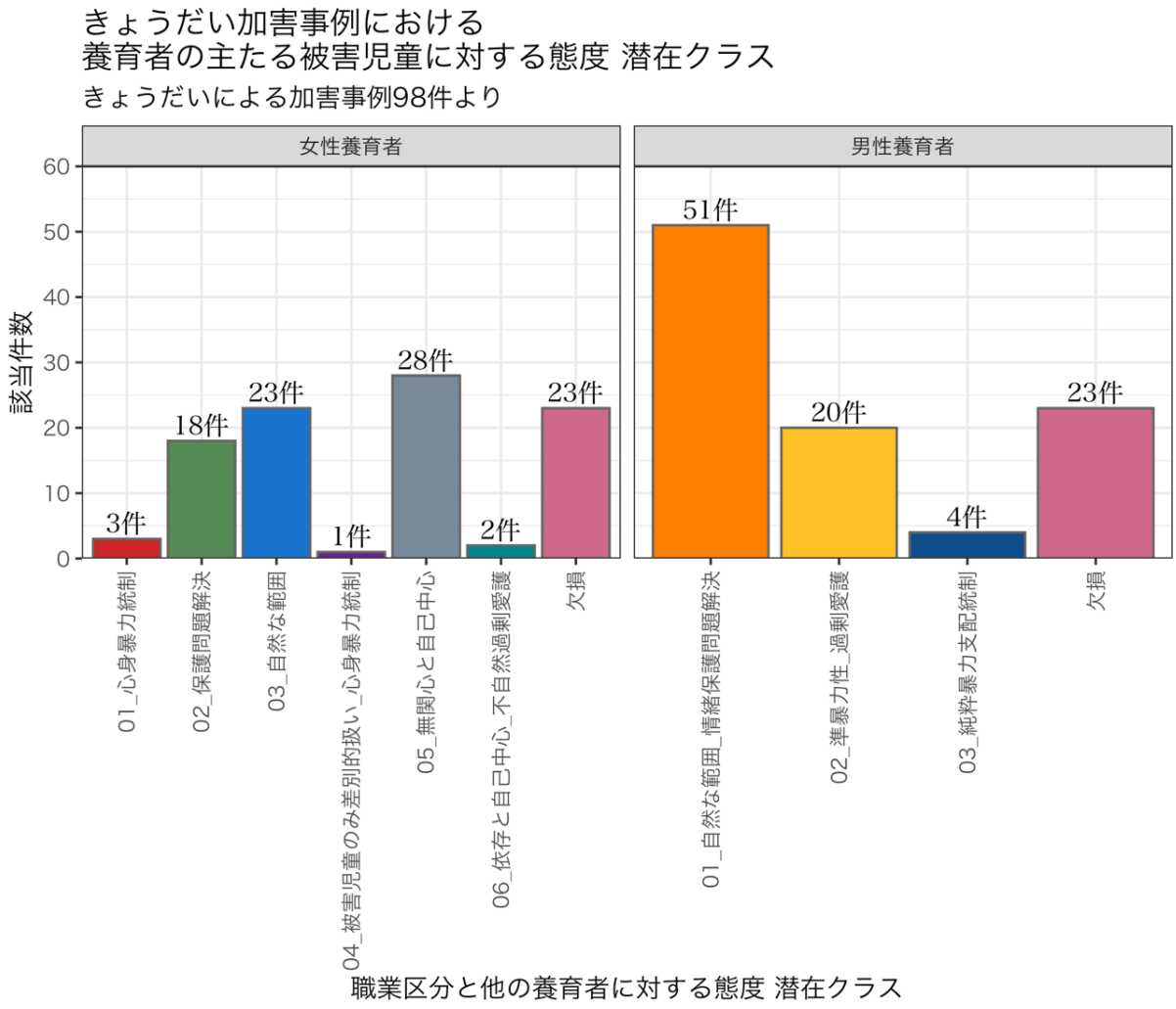


図 12.13 きょうだいによる家庭内性被害
きょうだい事例における養育者の主たる被害児童に対する態度

女性養育者の主たる被害児童に対する態度については、「保護問題解決」が 18 件、「自然な範囲」と形容される例が 23 件となり、これらを合わせると 41 件となった。次いで、「無関心と自己中心」が多く、28 件に該当した。主たる被害児童に対する心理・暴力的統制や、差別的扱いを伴うもの、依存や自己中心・不自然な態度や過剰愛護のいずれかを含むパターンにも数例の該当がある。

男性養育者については、51 件で「自然な範囲」や「保護・問題解決」に相当するパターンに該当が認められた。一方で、24 件には主たる被害児童に対する「暴力的統制」、あるいは「過剰愛護」といった関係を持つパターンに該当した。

主たる被害児童が、養育者に抱く評価や感情については、その潜在クラス別の該当状況を、図 12.14 に示す。ひとり親家庭の場合を含め、所見報告のなかった欠損例は 29 件あった。

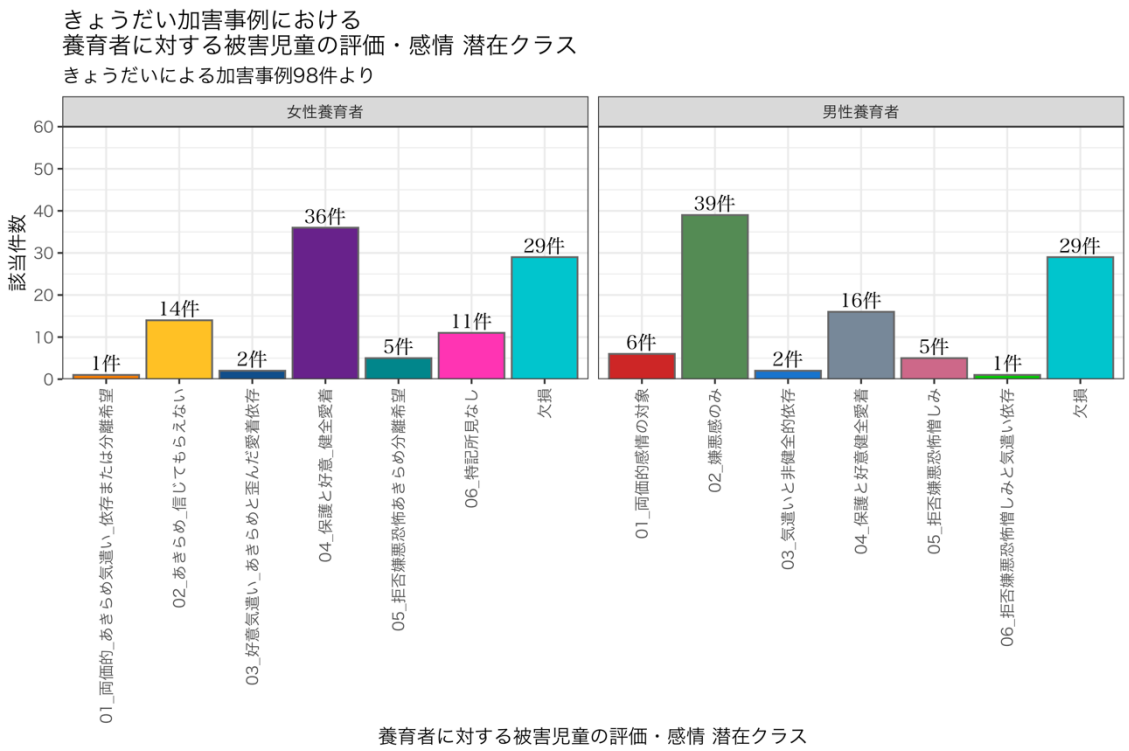


図 12.14 きょうだいによる家庭内性被害
きょうだい事例における主たる被害児童の養育者に対する評価・感情

女性養育者に対する主たる被害児童の評価・感情については、36 件で「保護・好意の対象、健全な愛着関係」を特徴とするクラスに該当し、11 件が特記すべき事項の認められないクラスに該当した。合計して 47 件となる。これらに次いで、「あきらめ、言うことを信じてもらえない」ことを最大の特徴とするクラスに 14 件該当し、歪んだ依存や愛着関係、分離希望などの対象となる例も一定数で認められた。

女性養育者に対する主たる被害児童の評価・感情については、「特筆所見が認められないか、嫌悪感のみ」に該当する例が 39 件、「保護・好意の対象、健全な愛着関係」と形容されるパターンで 16 件該当した。合計 55 件となる。他方、両価的感情の対象や拒否嫌悪、憎しみや不健全な依存の対象となっている例も一定数該当している。

各養育者に対する外部から観察された所見や、関係機関からの情報に基づく所見について、潜在クラス別に該当状況を整理する(図 12.15)。

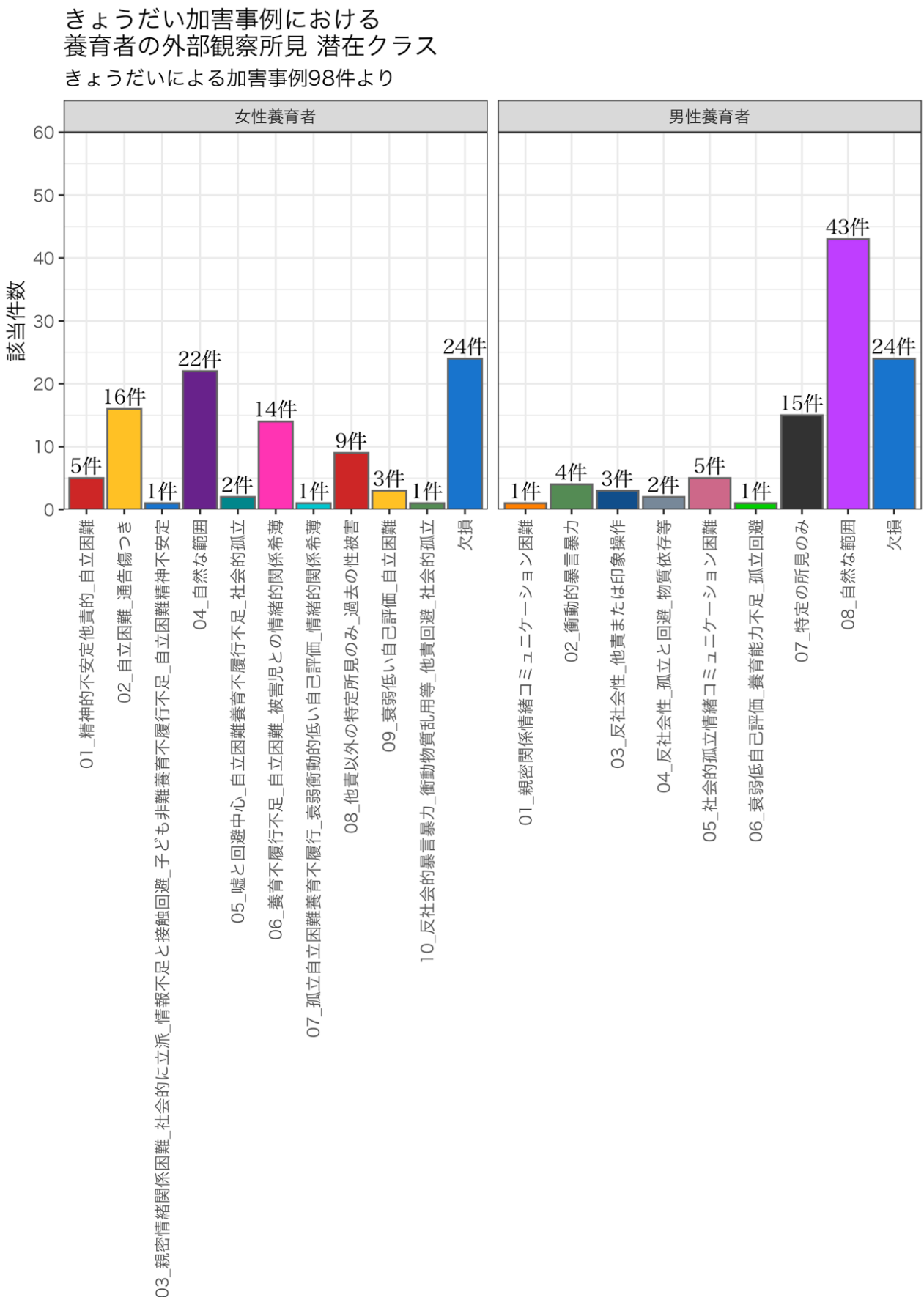


図 12.15 きょうだいによる家庭内性被害: 養育者の外部観察所見 潜在クラス

女性養育者の外部観察所見では、「自然な範囲」と形容されるクラスへの該当が 24 件の欠損例を除いて最も多く、22 件となった。次いで、16 件で「離婚等が発生した場合に、経済的な自立が困難であり、通告による傷つきがあること」を特徴とするクラスに該当した。それ以外では、「養育スキルの不足、不履行または不適切、被害児童との情緒的関係が希薄」と形容される例が 14 件となり、その他「他責的」、「孤立」、「精神的衰弱」、「関係機関との接触回避」、「低い自己評価」など、課題を抱える様相にも該当が報告されている。

男性養育者については、43 件で「自然な範囲」、15 件で「特定の所見のみ」と形容されるクラスに該当した。その他では、「反社会性、暴言・暴力」、「社会的孤立」、「情緒的関係やコミュニケーションの困難」、「物質乱用」、「印象操作や他責」等の特徴を有するクラスへの該当も一定数認められている。

12.3.8 開示相手・発見者と発覚経緯

ここまで、きょうだいによる加害報告のあった事例における、家庭内の情報について整理してきた。本節では、被害発覚の経緯や開示相手・発見者情報など、被害の発覚に関する情報を整理する。なお、当該集計に含まれるのは、「児童相談所または市区町村で性被害が把握されている事例」であって、被害の把握されていない潜在例は含まれていないことに十分留意されたい。

発覚の経緯については、「被害児童本人の開示」が 98 件中 63 件と最も多く、次いで、「保育園・幼稚園、学校関係者の疑いから」が 20 件、「親族等の目撃」が 18 件と続いた(図 12.16)。

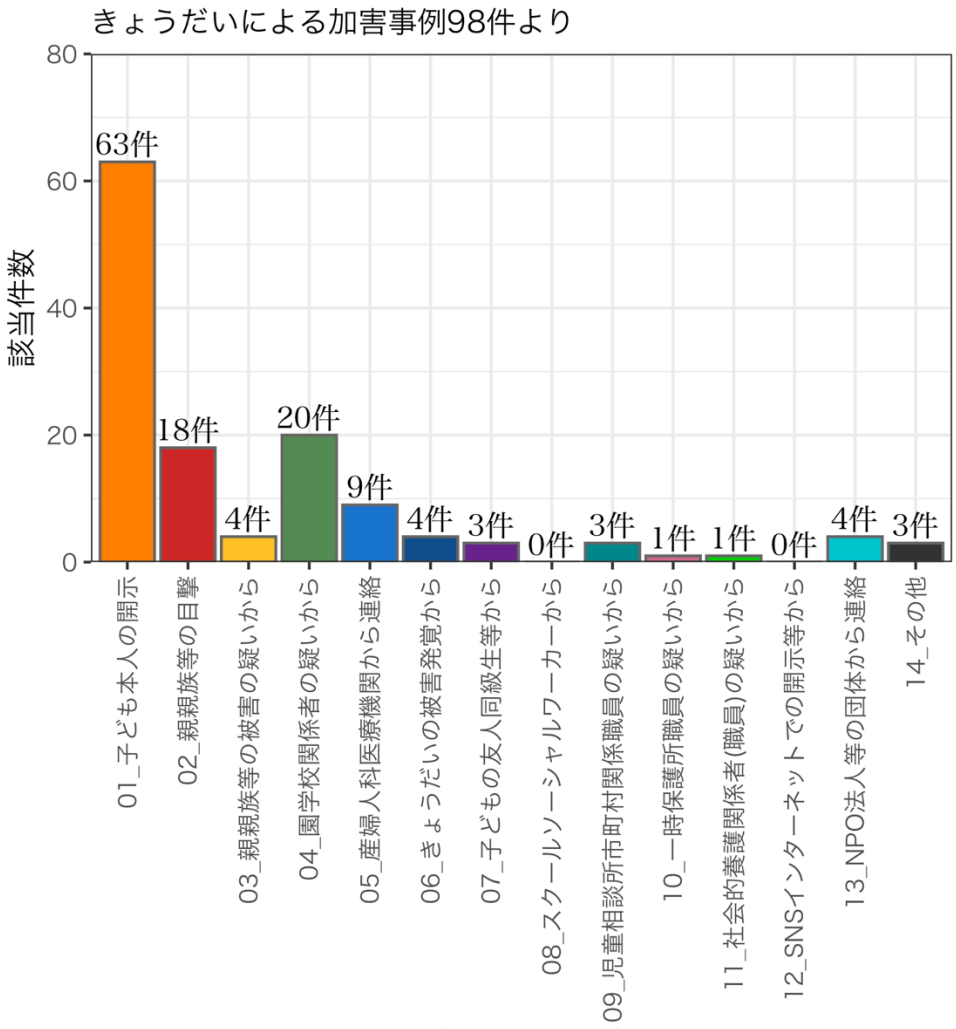


図 12.16 きょうだいによる家庭内性被害: 発覚の経緯

その他にも、産婦人科等医療機関からの通告が 9 件、他のきょうだいの被害発覚が 4 件、被害児童の友人・同級生等からなどの発覚例も含まれている。

通告・相談につながった主たる被害児童の開示相手・発見者に関しては、母(実母以外の母を含む)が 26 件と最も多く、担任教諭や養護教諭、その他の学校関係者やスクールカウンセラーなどの学校関係者がそれに続いた。また、警察での開示・発見による通告が 7 件、友人同級生への開示で 7 件、通告につながっていた。その他の例も含め、結果を図 12.17 に示す。

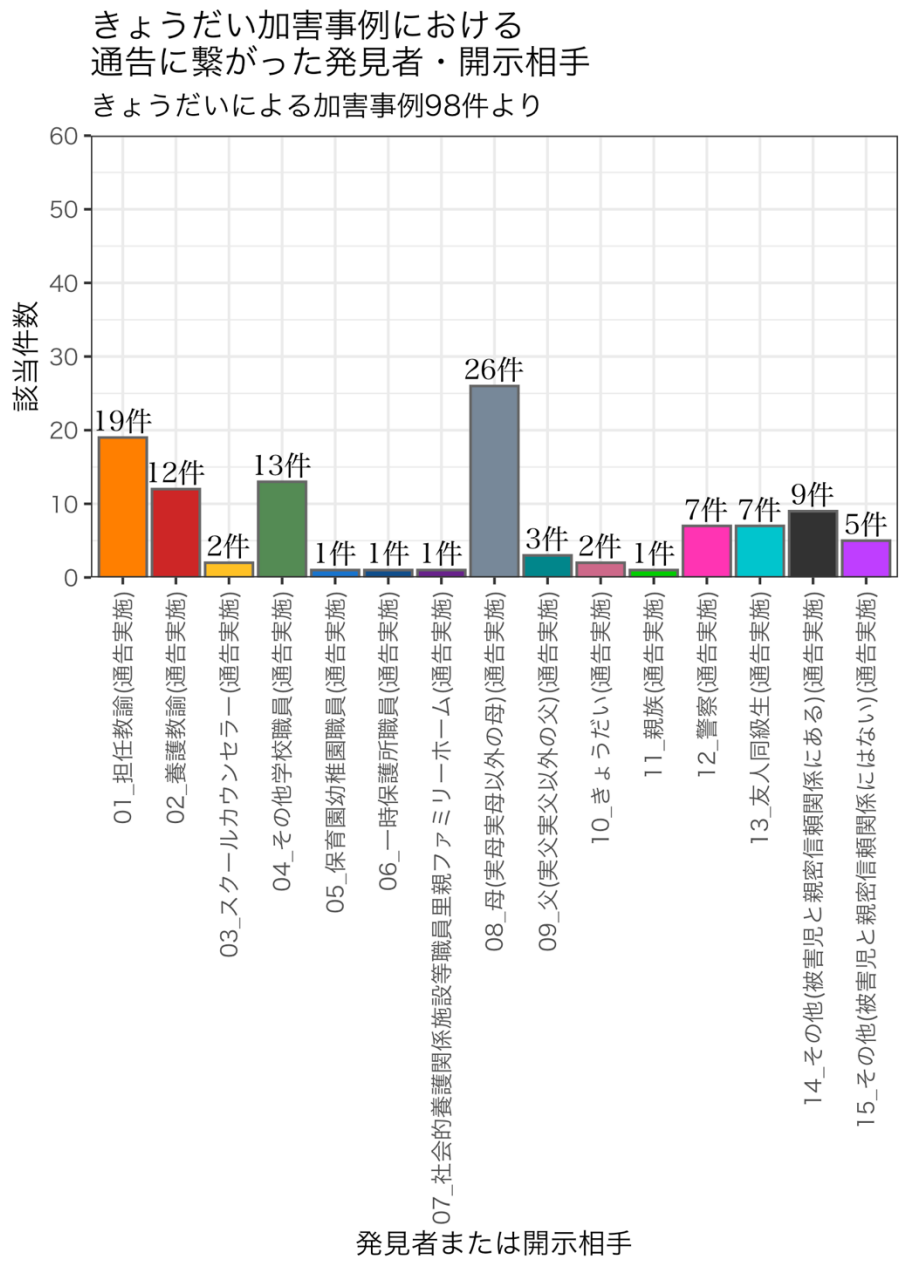


図 12.17 きょうだいによる家庭内性被害: 通告につながった開示相手・発見者

通告につながらなかった過去の開示相手・発見者について、回答の得られた内容については、母が 13 件、父が 3 件、他のきょうだいが 4 件と、家庭内部者の該当がきょうだい事例においても報告された。また、「友人同級生」にも 3 件の該当が認められ、学校関係者にも数例該当報告がある (図 12.18)。

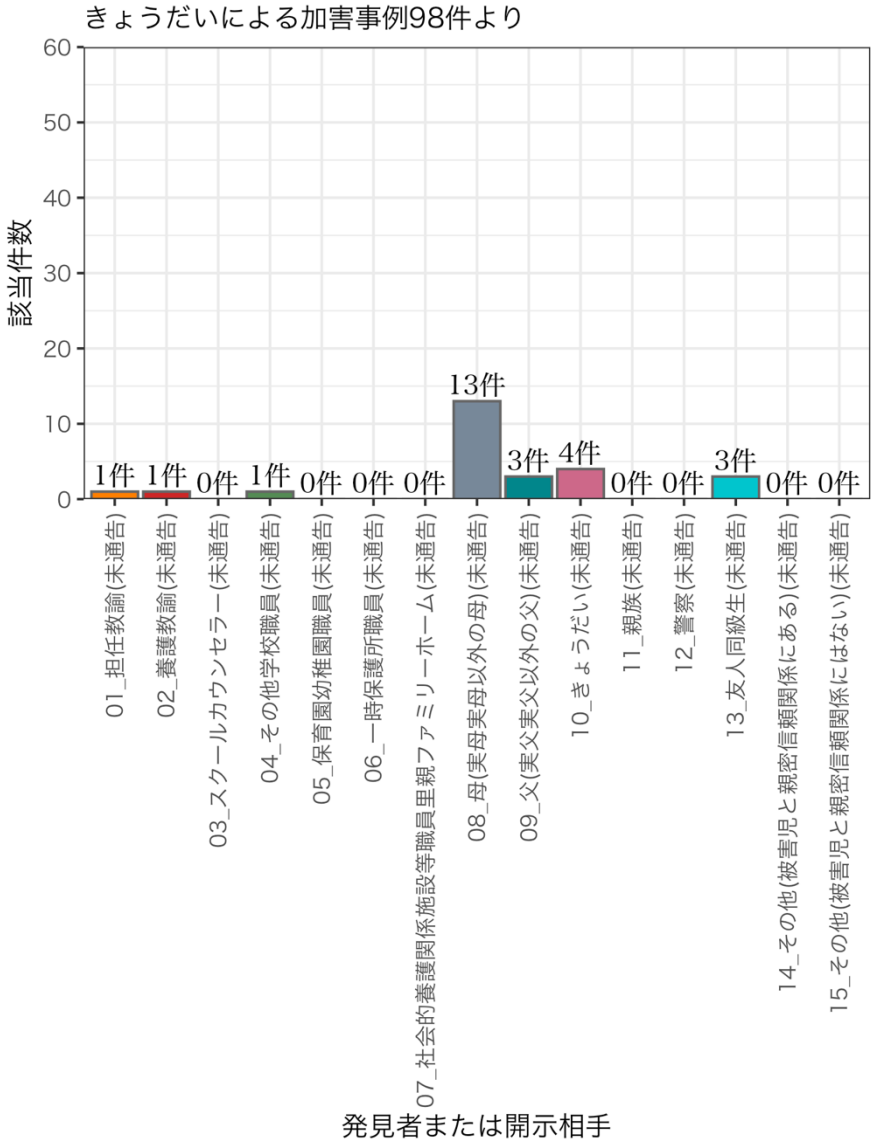


図 12.18 きょうだいによる家庭内性被害
通告につながらなかった過去の開示相手・発見者

12.3.9 きょうだい事例における課題の把握と一覧

きょうだいによる加害報告のあった事例について、多角的な集計を行うことで、様々な被害発生状況を推測させる情報が得られた。本節では、それらを総合して被害発生に関わる情報を一覧で可視化する。養育者について、「自然な範囲」と形容されるパターンなどを除いた、課題と考えられる事項についてのみ抽出を行い、事例ごとの該当状況を一覧で図 12.19 に示した(図 12.19 きょうだいによる家庭内性被害: 想定課題所見の該当状況一覧)。なお、すべての項目で組み合わせが同一の事例は、一例も含まれなかった。

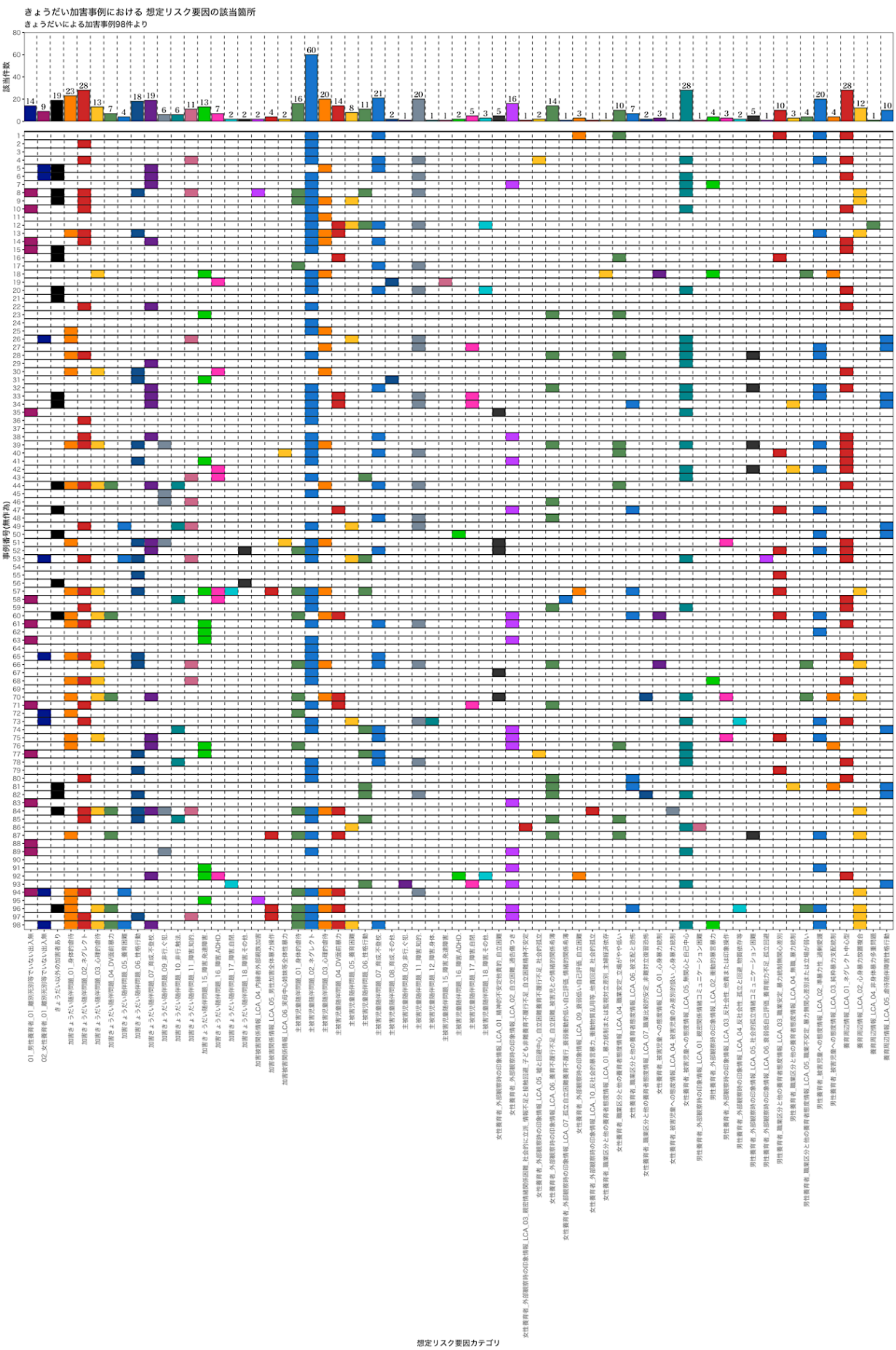

きょうだい加害事例における 想定リスク要因の該当箇所
きょうだいによる加害事例98件より
該当件数
事例番号(無作為)
想定リスク要因カテゴリ

図 12.19 に示されたとおり、多種多様な状況下で、「きょうだいによる加害」が報告された事例があることが確認できる。

母子家庭・父子家庭などのひとり親家庭や、その他様々な家族構成がある。また、きょうだいだけが加害に該当するとは限らず、同時に実父や実父以外の父、内縁者や母親などの同時加害が発生することもある。加害報告のあったきょうだいに対して、各種虐待が伴う例や、性格・行動上の問題、非行、あるいは知的障害や発達障害を伴う場合もある。主たる被害児童においても同様である。男性養育者、あるいは女性養育者に何らかの課題所見が認められる場合もあれば、両者ともに該当がない場合も含まれており、養育環境等に課題所見が認められる場合もあれば、そうでない例も含まれる。

しかし、多種多様な例が含まれるものの、その圧倒的大多数で「何らかの課題所見がある」ことは明らかである(図 12.19 にあげた加害所見に該当報告のない例は、２例のみであった。潜在クラス分析における回答所見の欠損など、回答報告に限界のある例も含まれている)。なかでも、目立って該当の多い項目が、「主たる被害児童に対するネグレクト」や「女性養育者の無関心・自己中心」、あるいは「加害きょうだいに対するネグレクト」、「ネグレクト中心型の養育環境・世帯情報」という結果となった。また、被害児童やきょうだいを含めて、全体に虐待行為が及んでいる例や、きょうだいと同時に、養育者を含めて他の加害者が存在する例も含まれている。

被害児童、あるいはきょうだいの障害に関しては、いくつか示唆的な情報が得られている。まず、「被害児童における知的障害」、「被害児童における発達障害」などの障害単独を課題として家庭内性被害が発生している例は、本事業調査において、一例も含まれなかった。被害児童の障害に随伴して、ネグレクトや身体的虐待など、他の課題事象が随伴していた。加害きょうだいの障害に関しても、原則同様の傾向があり、障害以外に虐待等の課題所見が数多く随伴していた。ただし、加害きょうだいの障害については、男女養育者について、特筆される課題所見が認められない例も数例含まれており、きょうだいが有する障害(発達障害)を主たる要因として発生したと考えられる「きょうだい間の性的問題」も少数ながら見受けられた。

12.4 考察

本章では、「子どもの家庭内性被害」のうち、「きょうだいに加害の該当報告があった事例」に関する各種回答結果を整理した。その結果、きょうだいや被害児童の年齢、被害内容から家族形態・関係に至るまで、多種多様な組み合わせのもとで被害が発生している様相が観察された。「きょうだい」と表現されても、それが 18 歳未満の「児童」であるとは限らない。

被害内容についても、比較的初期の段階で発見されたと想像されるものから、１０年以上にわたる深刻な被害までが含まれた。兄から妹への加害が件数としては多いものの、弟から姉への加害なども発生している。養育環境にも様々な課題が併存する例があった。子ども間の年齢関係や全体の

状況を鑑みれば、どの立場の者・子どもが「加害」、あるいは「被害」に相当するのか、明確に断定されうる場合もあれば、単純には割り切ることのできない事例も含まれた。当該結果を踏まえ、「きょうだいによる家庭内性被害について、それを一口に記述することはできない」というのが正面からの記述となる。

ただし、被害の発生状況は多様ではあるものの、各種事例に共通する事項として、あるいは全体を総合して言及されうる観点もいくつか得られている。

第一に、きょうだいによる加害に該当報告のあった事例において最も顕著であった特徴は、「被害児童に対する随伴問題としてのネグレクト」である。被害児童に対する無関心等から、きょうだい間での閉鎖的環境が生じ、性被害が発生したという「原因としてのネグレクト」が、まず想定される。そして、「性被害が発生した」ことを持って、「被害児童に対するネグレクトがあった」と評価・報告される、「結果としてのネグレクト」も、ここに含まれているだろう。いずれの場合であっても、被害児童に対する保護機能が不在、低下、あるいは剥奪された状況が、きょうだい間での性被害の発生に関わる主たる特徴であることが想定される。当該傾向を補足する他の記述として、「加害きょうだいへのネグレクト」や「女性養育者の被害児童に対する自己中心的態度・無関心」、「女性養育者の被害児童に対する無関心・情緒的関係の希薄さ」、「ネグレクト中心型と形容される養育・世帯情報」への該当も、相対的に高い該当報告が得られた。

ただし、「ネグレクト」は主たる特徴として記述されうる一つの要素であって、家庭全体に暴力構造がある場合など、他の被害構造も報告されている。また、非加害養育者が DV 等により衰弱させられている場合や、養育者による家庭全体への(性)加害を背景として、親子関係が希薄化している場合などにより、結果的に保護機能が「低下」あるいは「剥奪」されている場合も想定される。監護責任という視点からも、単純には割り切れない課題が内包されていると言えるだろう。

第二に、「きょうだいによる加害」が報告される事例において、一定数では他の加害者が存在している。実父や実父以外の父、母親の内縁男性、あるいは祖父や外部の関与者等による加害の同時併発例が報告された。主たる性被害児童の視点からは、家庭内外に複数の加害者がいるという状況にある事例である。当該ケースは、明らかに「きょうだい間だけ」に課題のある問題ではない。

第三に、「加害に該当したきょうだい」に関しても、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクト等の虐待が併存している事例が多数含まれている。当該事例については、「加害したきょうだいの問題のみに起因して発生した性被害である」とは形容されないだろう。当該ケースについては、加害に該当の報告のあったきょうだいについても、虐待等の「被害児童」である。

第四に、「主たる被害児童の障害のみに起因して発生した性被害」は、本事業調査では一例も該当が認められなかった。主たる被害児童に知的障害や発達障害、身体障害等が認められた例には、その背景には各種虐待やネグレクト、養育者との情緒的な関係の希薄さなど、他の課題事項が随伴していた。すなわち、「被害児童における障害は、特定条件下における性被害のリスク要因であっ

て、被害児童の障害のみが原因となって、きょうだいによる性被害が発生するとは考え難い」と、現時点・本調査事業の結果からは結論づけられる。

当該傾向は、「加害に該当があると報告されたきょうだい」についても同様である。ただし、「加害きょうだいの障害」、特に「発達障害」に該当報告のあった事例については、養育者や被害児童に、明確な課題所見が認められない例でも性被害が発生している例が、数例存在した。このことから、障害のある子どもについては、「性の問題に関するケアニーズを有している」と考えることができる。

ただし、ここで、本事業の調査には複数の限界があることを合わせて指摘しておく必要がある。特筆して、障害の定義・診断が不明瞭な調査設計であったこと、あるいは養育者の所見を中心に欠損・未報告となる情報が含まれていることである。きょうだいの障害のみが所見として得られている事例についても、「養育者の所見に欠損があり情報がなかった」、「障害の診断あるいは該当にかかる信頼性に不足があった」などの調査上の限界が付随しており、「加害きょうだいの障害以外で、何らかの背景課題が存在している可能性」を見落としていることが指摘される。子どもの障害を唯一の加害原因と想定する解釈は、本調査事業において成立しない。

総括して、きょうだい間で発生する性的問題の発生状況には複数のパターンがある。(他の家庭内性被害と同様に)個別の事例に応じたアセスメントや対応が求められると言えるだろう。

第 13 章(重点分析) 年齢(学齢)別での被害児童にみられる特徴把握

13.1 目的

潜在化する子どもの性被害を早期に発見するためには、子どもに見られる各種臨床所見に関する知識が必要となる。どのような年齢で、どういった兆候が観測されやすいのかについて、多面的な検討が求められる。

本章では、被害児童の行動・身体・心理・対人関係等に関する所見を中心に、年齢別での該当報告率の変化を解析的に検討する。また、外部から観察可能な子どもの所見は、心身および行動や対人関係の観点だけにとどまらない。被害内容、医学所見、無症状(明確な所見が認められない)などの観点や、養育者に抱く評価・感情、被害児童に対する養育者の態度情報等についても、補足的に年齢別の集計・可視化を行う。多角的な観点から検討を行うことで、子どもからの被害のサインをより精緻に捉えられる知識の獲得を目指す。

13.2 方法

13.2.1 使用データと前処理

本章の解析では、調査票 B で収集された事例調査データを活用した。被害把握時(受理時点)の年齢を基軸として、各種観点に系統的な欠損のないデータを使用した。被害把握時点の年齢は、同調査票の「調査回答時点現在の年齢」と「受理年月」から計算した。また、「無症状・明確な所見が認められない」の該当項目は、調査票 B 設問 13 の「無症状」への該当報告を使用した。

13.2.2 適格基準

除外基準には、被害児童の受理時点年齢が計算できない事例(受理年月や調査時点年齢のいずれかまたは両方に欠損のあるもの)を設けた。各種所見のチェックボックスに該当が報告されていない事例は、「未観測・無回答」であるのか「非該当」であるのか判断が困難となるため、すべての事例を組み入れた。すなわち、本データを採用した解析結果で得られるのは「該当報告数」、または「該当報告率」であり、発生率や発生頻度ではない。結果を解釈する際には、十分留意が必要である。

13.2.3 集計・可視化

性被害を中心とする加害行為の影響によって観測・報告されたと考えられる所見区分については、次節に記載する統計解析の結果を報告する。「無症状」や「被害内容」など、その他の観点については、年齢別の該当報告率を集計・可視化して結果を整理する。年齢別での傾向を把握しやすくするため、loess 法による近似曲線を重ねて描画する。

13.2.4 統計解析

性被害を中心とする加害行為等の影響によって生じたと考えられる、各種関連所見の年齢別観測報告率に関する傾向・変化に対しては、ベイズ統計モデリングを用いた解析を実施した。当該解析を適用する目的は、(1)年齢別での所見該当報告率の変化や傾向を近似的に推定すること、(2)所見項目ごとの観測報告率の差異を把握すること、(3)被害が各種所見の該当報告に与える影響度合いを推定して比較すること、(4)各種所見の該当報告に関する年齢別での変化・傾向を解釈できる形式で推定することの 4 点である。このうち、統計解析を使用する最大の主眼は「年齢による各種所見の該当報告率の変化を近似すること」である。

解析に使用したモデルについて概説する。本モデルでは、各種所見への該当報告が三つの要素の関係から生じるという仮定を置いている。

第一に、各種所見の該当報告に影響を与える性被害のインパクト(促進要因)を次式とした(式 13.1)。識別子iは事例を示し、tは被害児童の受理時点年齢を示す。

$$I_i = \alpha \cdot \sum_{t=0}^{T=18} \gamma^{t+1}$$

(Eq 13.1)

ここで、左辺のI_iは、所見の観測に対する性被害の影響度合いを仮定したパラメータである。I_iは所見項目ごとに異なっている。αは、所見固有の影響度合いのベースラインとし、年齢ごとに影響が累積することが仮定されている。このとき、性被害には「順応が生じる」ことが従来指摘されてきている。γは、年齢を追うごとに累積する影響が小さくなる可能性(e.g. 順応等)を反映することが可能な係数となっている(範囲を $0 < \gamma < 1$ とする)。式 13.1 により、「性被害が各種所見の該当発生に与える影響度合いは。個別所見ごとに異なり、年齢とともに(順応を伴う可能性を含めて)累積する」ことを表現した。

第二の仮定は、各種所見に対する抑制要素の仮定である。性被害を受けている場合あっても、子どもの能力や発達状況に応じて、各種所見の発露・観測が抑制される場合が想定される。年齢によって変化する抑制度合いは、式 13.2 で表現した。

$$S_i = L + U \cdot logit^{-1}(w_0 + w_1 \cdot X_{i=0\ldots18}) + \mu_{i=0\ldots18}$$

(Eq13.2)

左辺のS_iは、各種所見に対する抑制度合いの大きさを想定したパラメータである。年齢別(X_i)で値が変化することが仮定されている。L は抑制度合いの下限、U は抑制度合いの上限を想定したパラメータであり、年齢別での抑制度合いの変化にはシグモイド関数を設定した。すなわち、「年齢に

よって抑制度合いが強まる」「年齢によって抑制度合いが低下する」あるいは「年齢によって抑制度合いに変化がない」といった単調的な変化を表現できるモデルである。

第三の仮定は、「性被害とは無関係に、年齢のみの条件に起因して症状の観測・報告率が変化する」というノイズに相当する要因の想定である。例えば、小学校に上がることで観測報告率が高まるといった学齢からくる環境の変化が想定されている。当該仮定には、状態空間モデル(ローカルレベル)を採用した。当該モデルは、「5 歳と 6 歳の状態は類似している」という 1 つ近接した年齢帯での状態が類似していることを表現している(式 13.3)。

$$\mu_i = \mu_{i+1} + u,\ u \sim N(0,\ \sigma^2)$$

(Eq13.3)

ここで、μ_iは年齢固有のノイズの大きさを示す。年齢が 1 つ上がることによって変化する度合いは全所見で共通の分散σ^2を仮定した。

ここまで、性被害が所見の観測に与える影響度合い(促進要因)、年齢によって変化する所見の発露・観測に対する抑制要因、年齢固有のノイズについて整理した。各種所見の該当報告率は、「促進要因と抑制要因の大きさ」に起因して変化すると考えられる。促進要因と抑制要因の葛藤を表現するモデルとして、ソフトマックス関数を利用し、該当報告確率($\boldsymbol{p}$)を規定した。また、該当率$\boldsymbol{p}$は、年齢別での該当件数$\boldsymbol{k}$と、年齢ごとに含まれた事例数$\boldsymbol{N}$をパラメータとする二項分布で推定した(式 13.4)。なお、式中の太文字は事例数分の長さを持つベクトルであることを示す。

$$\boldsymbol{p} = logit^{-1}(\beta(\boldsymbol{S} - \boldsymbol{I}))$$
$$\boldsymbol{k} \sim Binomial(\boldsymbol{N}, \boldsymbol{p})$$

(Eq13.4)

式 13.1 から式 13.4 までを総合してモデルを構成し、事例データへの適用を行なった。解析には、統計解析環境 R を使用し、確率的プログラミング言語 STAN を用いてモデルを記述し、パラメータの推定を行なった。パラメータ推定には、Hamiltonian Monte Carlo 法の No-U-Turn Samper(NUTS)アルゴリズムを使用した。サンプリングの適用条件は、iteration を 2,000、warmup を 500、thinning を 15、chain を 4 とし、事後分布を代替するサンプルを各パラメータで 400 サンプル取得した。また、パラメータの推定量には Expected A Posteriori(EAP)を採用した。当該モデルは、解析を適用した所見すべてで共通となっている。

当該モデルに示されるような複数の仮定を置いた統計モデルを活用する際には、本来的に「複数の条件で構成したモデルを比較・検討」することや、「仮定の妥当性に関する理論との整合」を検討するなどの研究過程が必要となる。本事業では、「年齢別での該当率の変化・傾向を可視化・把

握する」という目的から、上記モデルのみを用いた検証にとどめ、厳密な研究上の手続きは後続する課題とした。

13.3 結果

本節では、年齢別で見られる被害児童の所見について整理する。各種所見区分で採用した方法が異なるため、個別に内容を整理する。

13.3.1 データ抽出の結果

調査票 B で報告された事例データから、被害児童の被害把握時点(受理時点)の年齢が取得可能であり、系統的な欠損を除外した事例数は 704 件となった。子どもの年齢ごとの観測度数を集計した結果を図 13.1 に示す。

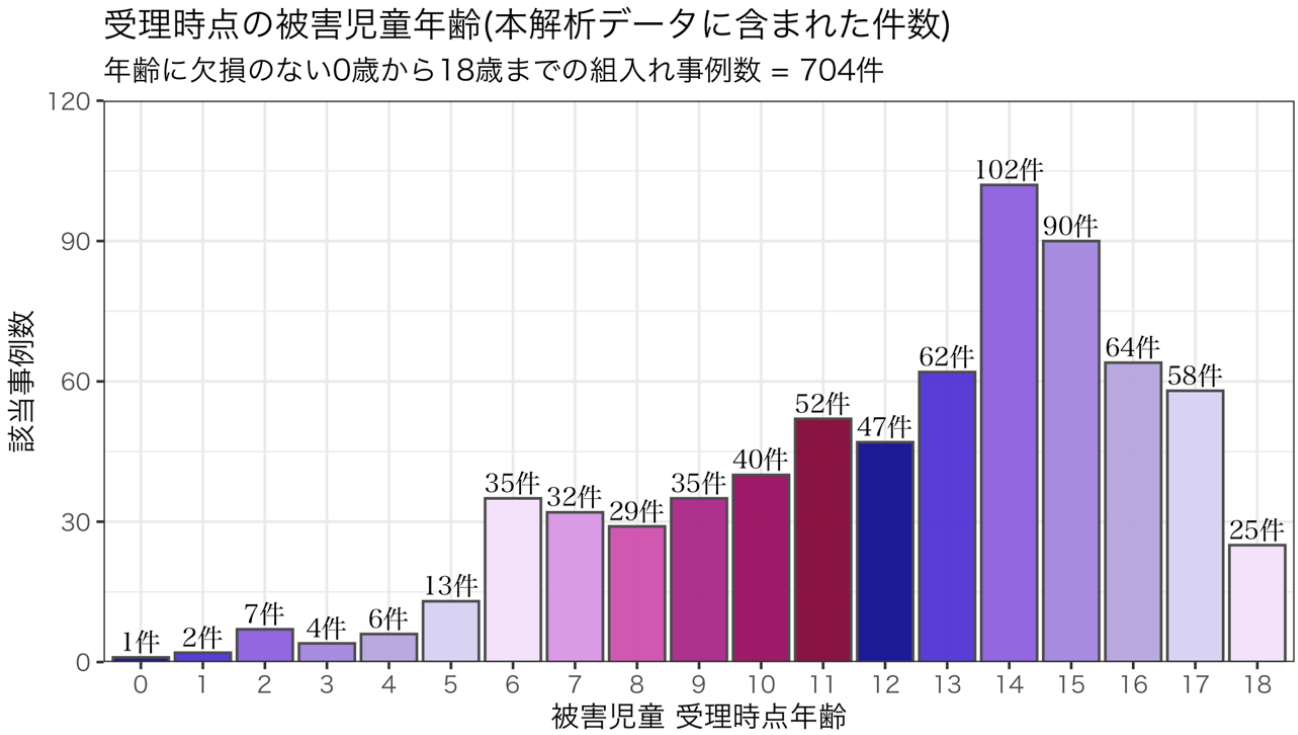


図 13.1 被害児童の受理時点年齢別の報告事例数

被害児童の年齢は、0 歳から 18 歳まで分布した。受理時点の年齢では、そのピークが 14 歳となっていた。また、6 歳を一つの区切りとし、報告事例数が一定増加する傾向も観察される。

13.3.2 年齢別での被害内容該当率

年齢別での性被害内容についての該当率を集計した結果を図 13.2 に整理する。

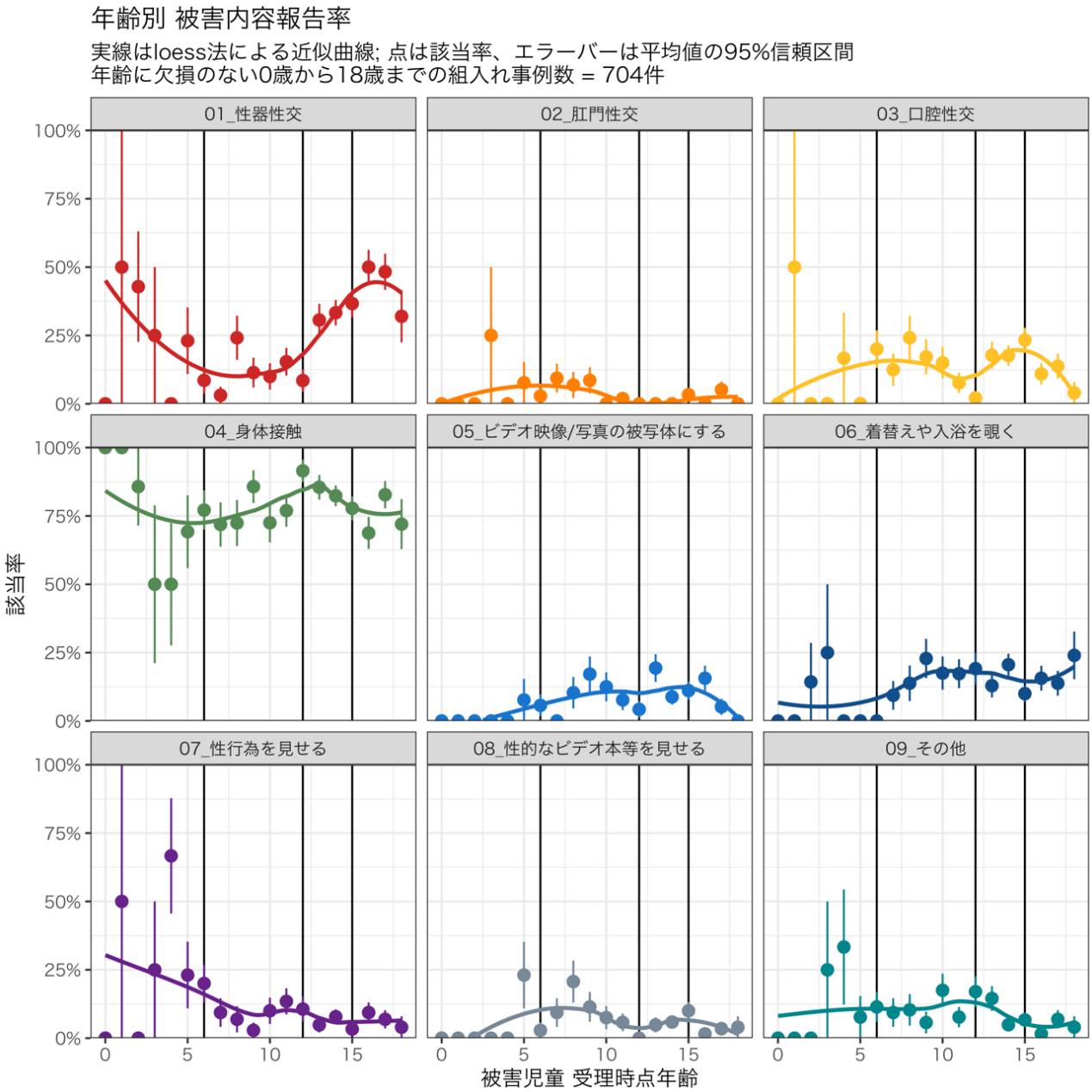


図 13.2 子どもに対する家庭内性被害の年齢別被害内容の該当報告率

年齢に依らず最も該当率が高い被害は「身体接触」となっていた。また、性器性交を伴う被害は未就学児童でも報告され、小学生以上となると年齢とともに、該当報告率が増大する傾向が観察された。被害内容ごとに、年齢による観測報告率の一定の増加・減少傾向が観察されるものの、全体を通じて、「どのような被害であっても、全年齢でそれが発生しうる」ことが一望される。

性的搾取等の被害についても、同様にその該当報告率に関する集計結果を示す(図 13.3)。

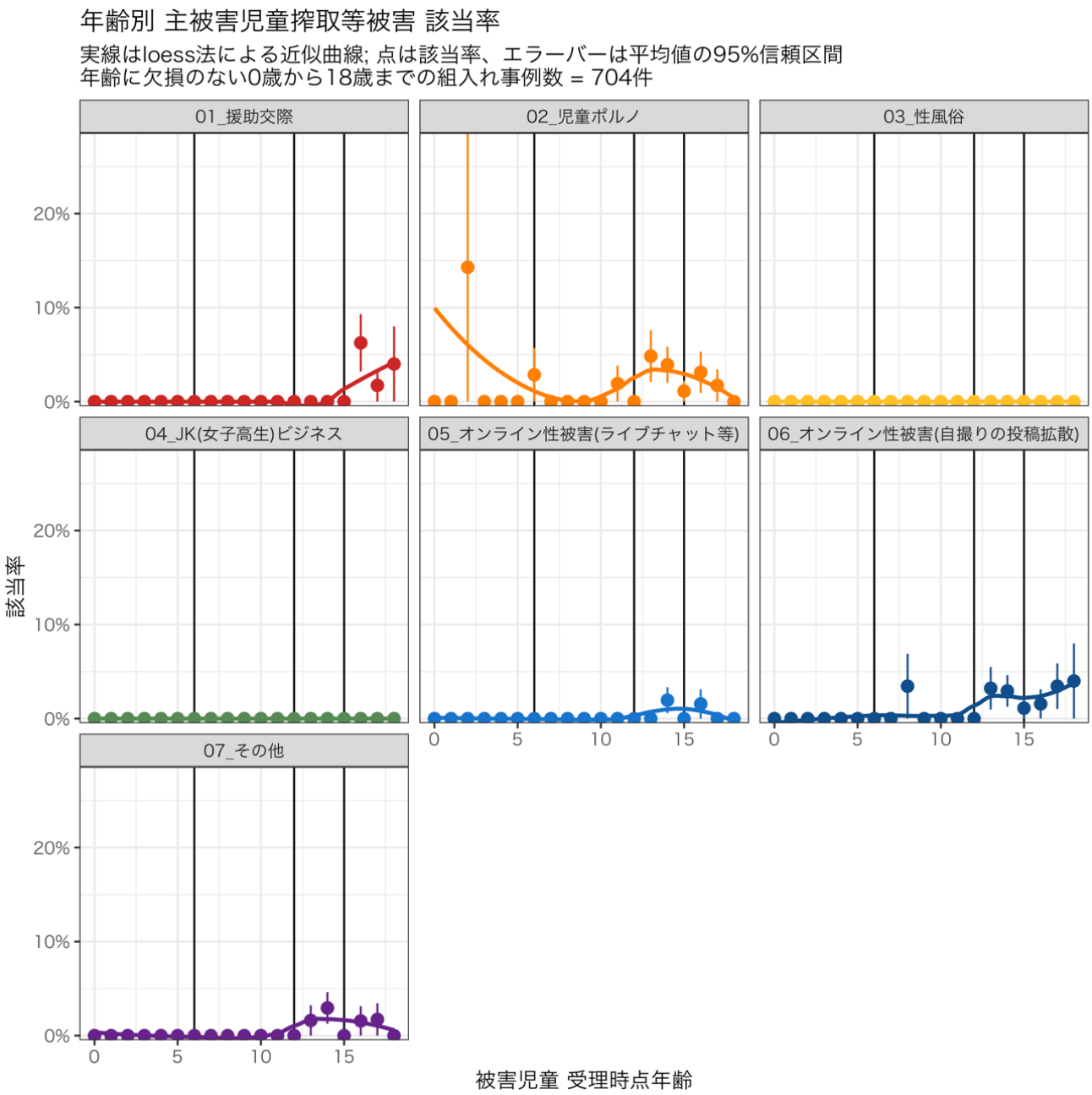


図 13.3 性的搾取等の年齢別被害内容の該当報告率

第 6 章の集計結果にも示されるとおり、性的搾取等関連被害の該当報告件数は、本事業の報告事例内では少なかった(本事業で実施したのは、子どもの家庭内性被害に関する回答を求めた調査である)。年齢別で特徴的と形容されうるのは、(1)15 歳ごろからの援助交際、(2)2 歳から被害例が報告される児童ポルノ、(3)12 歳ごろから観測が見られるオンライン性被害(ライブチャットや自撮りの投稿拡散等)となる。当該被害に関する詳細な検討を加えるにあたっては、これらの被害を直接対象とした調査等を実施する必要がある。なお、以降の解析結果には、家庭内性被害だけではなく、当該性的搾取等被害からの影響も部分的に含まれていることに留意されたい。

13.3.3 年齢別での全体所見(医学所見・無症状所見)

医学所見および「無症状」所見の該当報告に関する集計結果を整理する。該当報告率の集計結果、該当率に対する近似曲線を図 13.4 に示す。

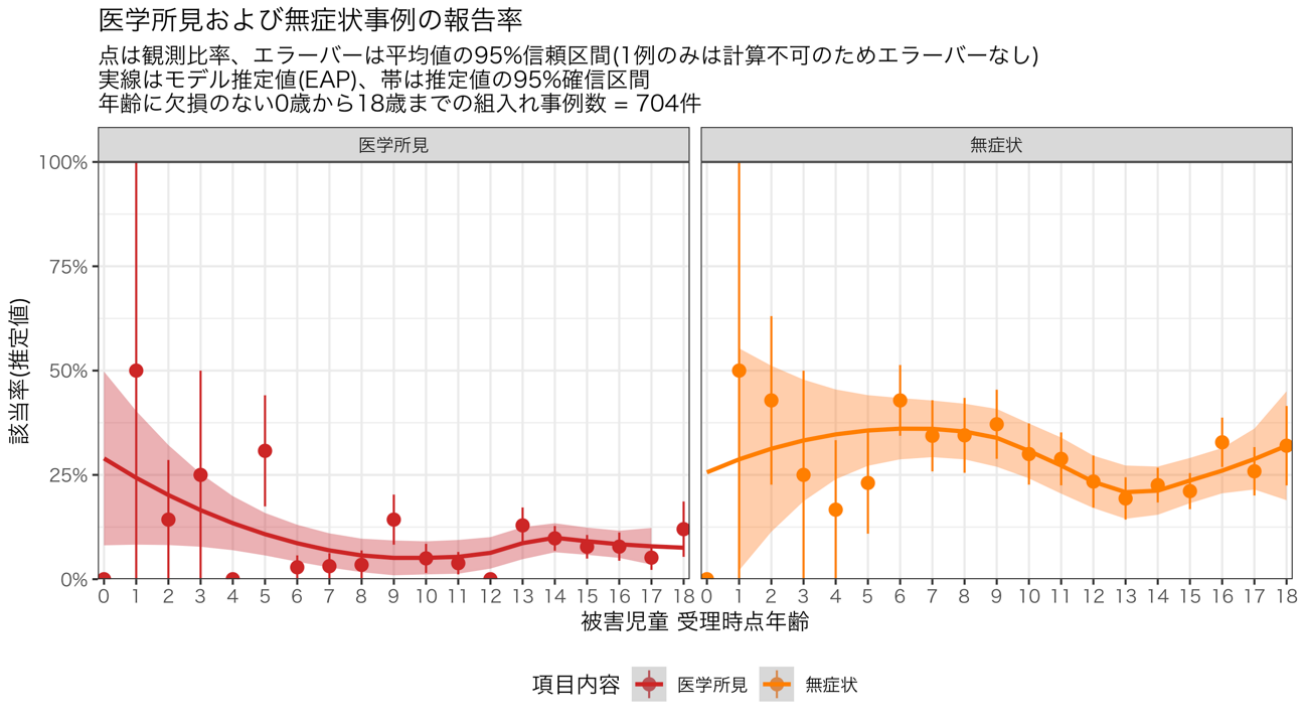


図 13.4 医学所見および「無症状」の年齢別該当報告率

医学所見に関しては、報告例が少ないながらにも目立つ「未就学児童」の該当と、13 歳ごろから一定の該当報告率が維持される「中学生以上」の該当例が観測された。低年齢児童に認められる医学所見には、「性器およびその周辺の外傷」や、「入浴等で養育者から感染した性感染症」などの可能性が想定される。また、中学生以上の症例に関しては、当該観点に加え、「妊娠」や「中絶」などへの該当が想定されるだろう。全年齢を通じて、医療機関による子どもの家庭内性被害発見への貢献・重要性を伺うことができる。

「無症状」の項目への該当報告率は、後続する複数の所見の中でも該当率が全年齢を通じて高い値をとる傾向が認められた。全年齢を通じて、家庭内性被害を受けている子どもであっても、「明確な所見が認められない」場合が、およそ 2 割前後以上で認められるという結果である。当該「無症状」所見については、13 歳ごろに一旦の U 字型の低下傾向が観察される。すなわち、当該時期においては、「何らかの症状に該当する」傾向があることが示唆されている。思春期に差し掛かり、情緒的な混乱や同一性の獲得に向けた多感な時期に並行して、何らかの所見が発露する可能性が高まるといった解釈が考えられる。

13.3.4 年齢別での子どもの身体関連所見

被害児童の身体関連所見に関しては、5 つの項目で該当情報を収集した。統計解析の結果得られた年齢別での推定該当率を図 13.5 に示す。

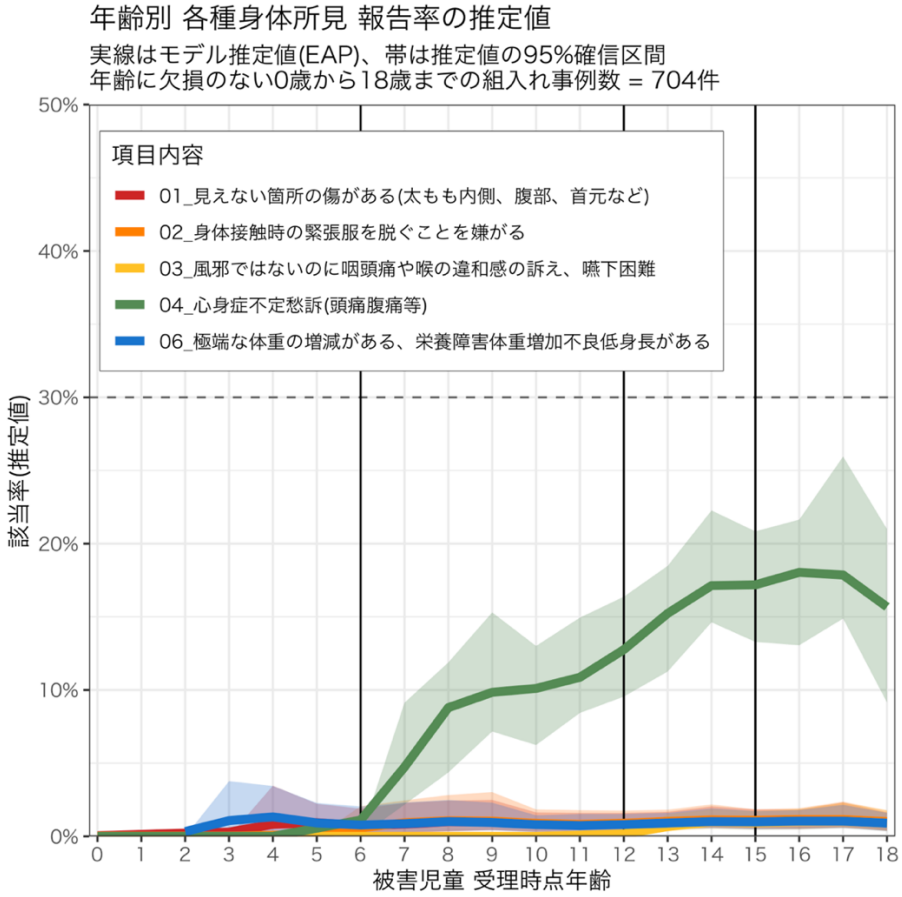


図 13.5 統計解析をもとに推定した各種身体所見の年齢別推定該当率

解析の結果、該当率が目立って高い所見は「心身症・不定愁訴(頭痛腹痛等の訴え)」のみとなった。5 歳ごろから該当報告率が増加し、16 歳ごろに報告率がピークとなっている。事実、被害にかかる心理的な負荷から疼痛が伴っている場合や、語りたくない被害に代替した訴えとしてなされている場合などが想像される。

なお、心身症や不定愁訴としての頭痛や腹痛は、「心理所見」と捉える場合が自然であると考えられることから(対象が身体であることから調査票では身体所見に区分した)、性被害児童に身体関連所見が観察されることは少数であることが推察される。先行文献では、「加害者は被害児童の身体に証拠を残さない傾向にある」とする報告もある。また、性器周辺等は衣服で隠れた部分であり、外部者からの確認が困難であることも踏まえて、所見が得られにくいものと捉えられる。

13.3.5 年齢別での子どもの心理・トラウマ関連症状所見

続いて、心理所見・トラウマ関連症状に関する統計解析結果を示す。図 13.6 には、当該心理所見に含まれる 12 の項目の年齢別該当報告率の推定結果を示した。

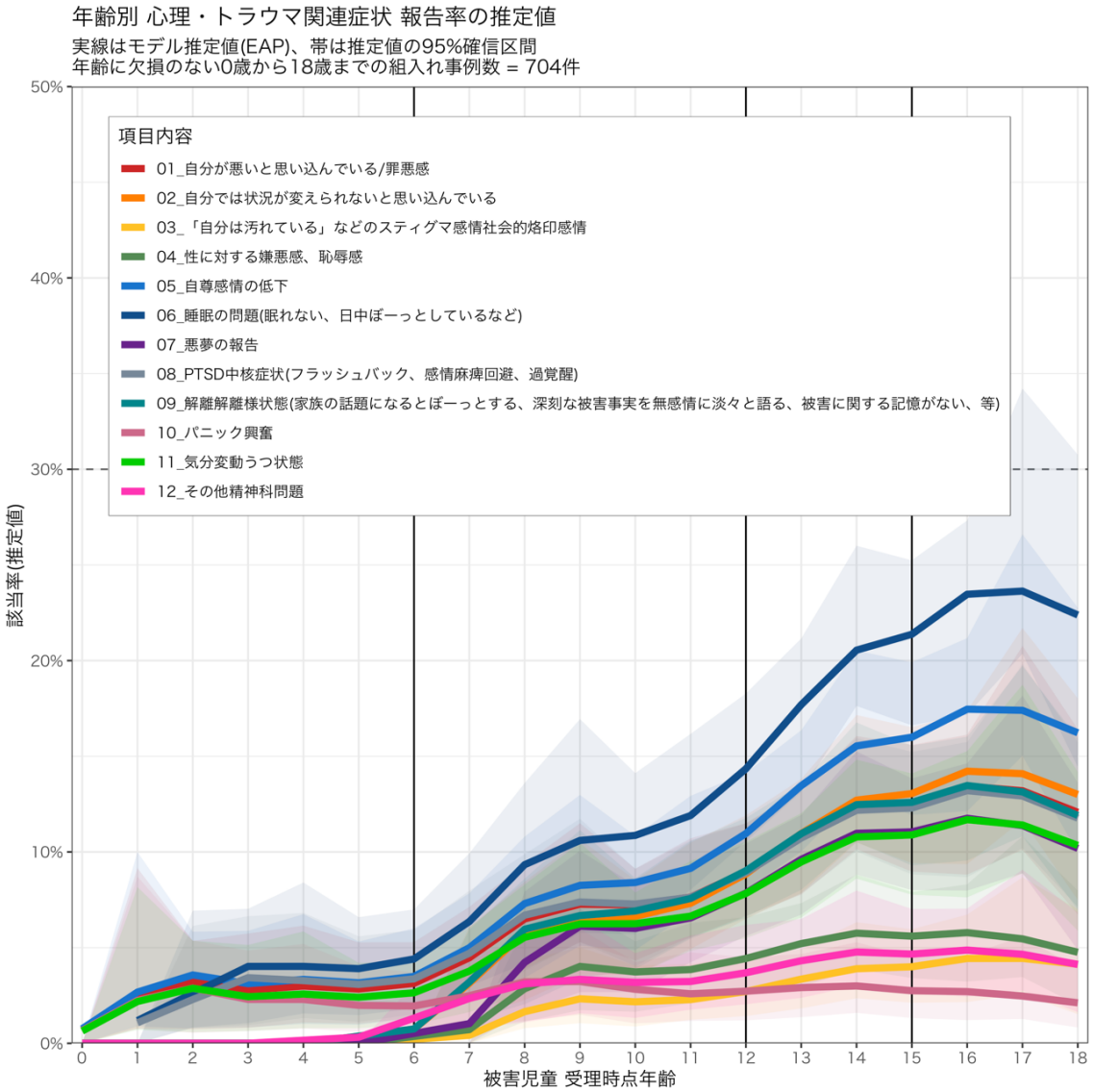


図 13.6 統計解析をもとに推定した
各種心理・トラウマ関連症状所見の年齢別推定該当率

心理症状・トラウマ関連症状に関しては、およそほとんどの項目で年齢による一貫した増加傾向が観察された(パニック・興奮は 8 歳から 9 歳ごろをピークにやや減少)。該当率と年齢による増加傾向が特に顕著であるのは、「睡眠の問題(眠れない・日中ぼーっとしているなど)」と「自尊感情の低下」となった。これらは、あらゆる精神的不調に関連する代表的な指標とされる。性被害だけでなく、背景の課題等にも起因して該当報告がなされているものと推測される。

性被害に比較的特異的と考えられている所見については、解離・解離様の状態、PTSD 中核症状、無力感(自分では状況が変えられないと思い込んでいる)、自責・罪悪感(自分が悪いと思い込んでいる)などが高い観測率となった。その他にも、抑うつや悪夢の報告なども、年齢とともに観測率が高まる傾向が認められる。

初発年齢に特徴が認められる所見として、性に対する嫌悪感、スティグマ・社会的烙印感情、無力感などは、7 歳ごろからの該当報告となっていた。自身が受けた被害の意味を理解し、嫌悪感や烙印感情を抱き始めるのが小学校低学年からである可能性が示されたものと言える。その他にも、解離・解離様状態や悪夢の報告、精神科的問題も当該時期から該当報告が上昇する傾向にあった。

13.3.6 年齢別での子どもの行動所見

子どもの行動所見については、14 の項目について年齢別での該当報告率の変化が推定された。結果を図 13.7 に示す。

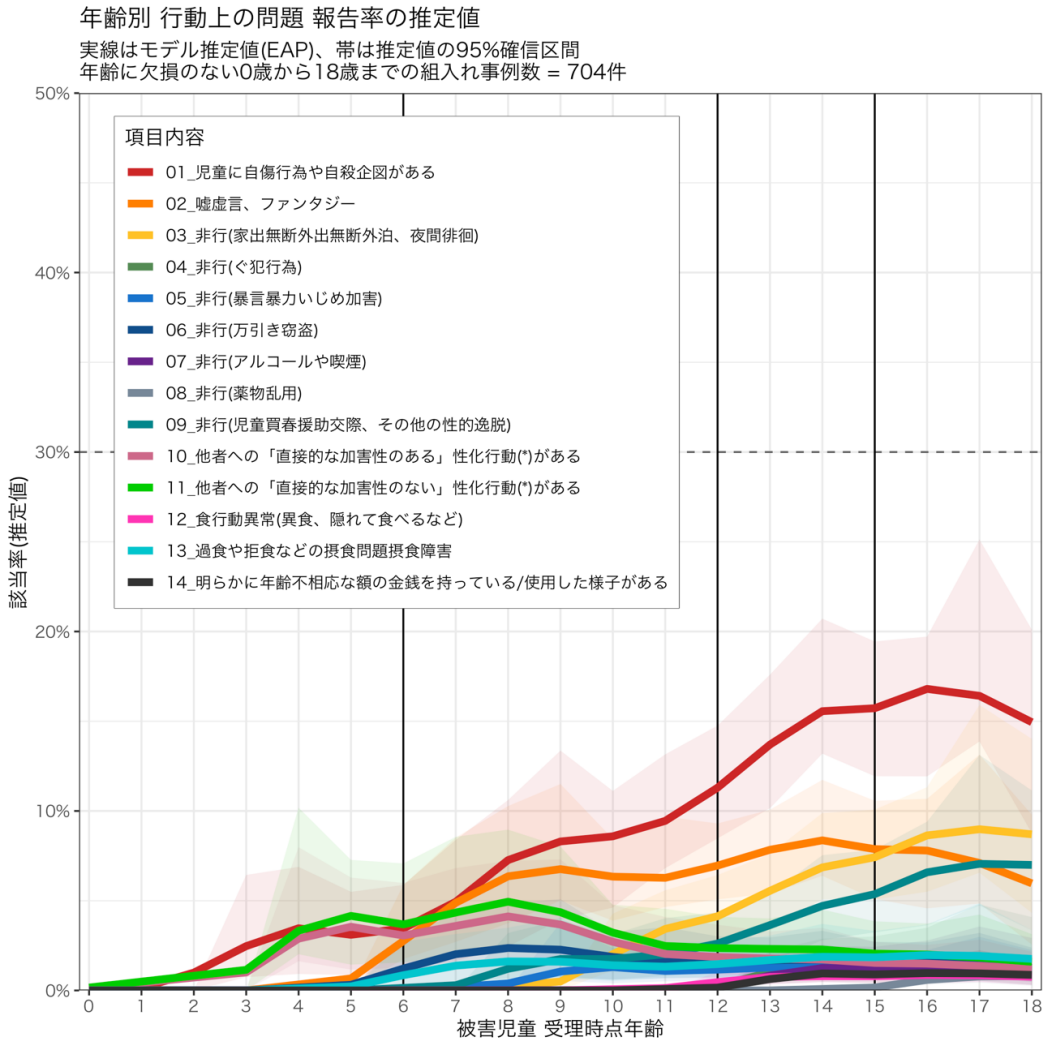


図 13.7 統計解析をもとに推定した
各種被害児童に見られる行動上の問題に関する年齢別推定該当率

被害児童に見られる行動上の所見に関しては、学齢ごとに異なる特徴が観察された。「自傷行為」または「自殺企図」は、2 歳ごろからいずれかに該当し、年齢増加に伴って、最も該当報告率が高い所見となっていた。もう一点、未就学児童に見られる主要な特徴として、他者への加害性のある性化行動と、直接的な加害性のない性化行動が抽出される結果となった。性化行動に関しては、8 歳ごろをピークに、以降は加齢に伴って該当報告率が減少する傾向にあった。性化行動の減少とトレードオフの関係となるようにして、8 歳または 9 歳ごろからは、家出や無断外泊・夜間徘徊、児童売春援助交際またはその他の性的逸脱といった非行の該当報告率が増大する傾向が認められた。薬物乱用やアルコール・喫煙等の非行も中学生ごろより一定数該当が確認されている。小学生に上がる段階ごろから報告され始める特徴として、嘘や虚言・ファンタジー、万引きや窃盗、暴言・暴力やいじめ加害、過食や拒食などの摂食障害などがそれに該当した。

13.3.7 年齢別での子どもの対人関係・愛着に関する所見

被害児童の対人関係・愛着に関連する特徴については、11 の関連項目から該当状況が収集された。年齢別での該当報告率の変化を図 13.8 に示す。

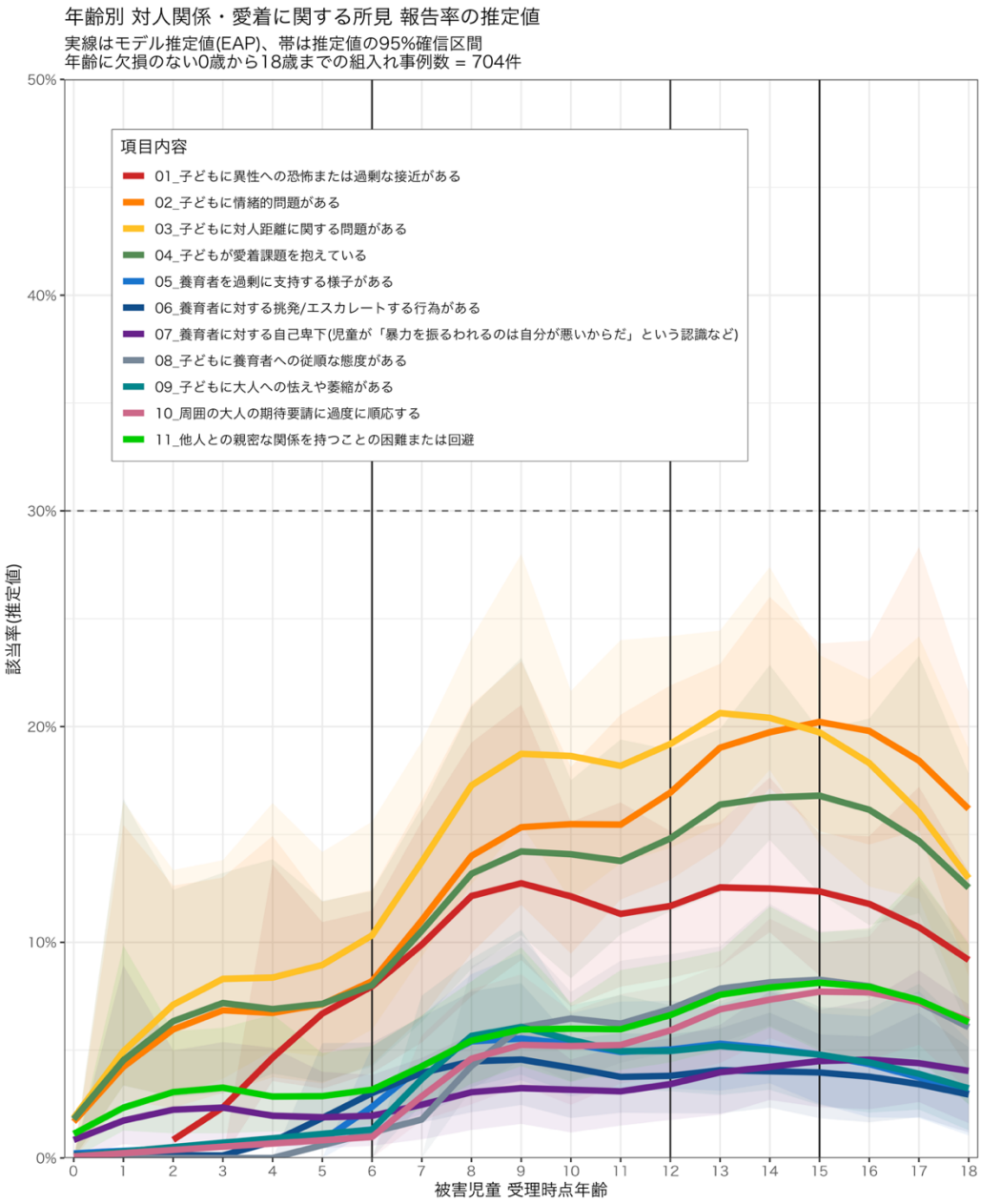


図 13.8 統計解析をもとに推定した
各種対人関係・愛着に関する所見の年齢別推定該当率

対人関係・愛着に関する所見では、全年齢を通じて、「子どもの情緒的問題」、「子どもに対人関係に関する問題がある」、「子どもが愛着課題を抱えている」、「子どもに異性への恐怖または過剰な接近がある」の 4 つの該当率が高かった。複雑性 PTSD の中核要素といわれる感情調節機能の異常、対人関係の障害といった領域に相当する所見への該当が、未就学時点から該当する様相が認められた。他にも、「養育者に対する自己卑下(自分が悪い)」や、「他人との親密な関係を持つことの困難、または回避」といった中核症状も低年齢から一貫して該当が報告されている。

5 歳ごろより該当が報告され始める所見としては、「養育者を過剰に支持する」、「養育者に対する挑発やエスカレートする行為がある」、「養育者への従順な態度」、「大人への怯えや恐怖」、「周囲の大人の期待に過度に順応する」などが該当し、年齢とともにおよそ該当率が上昇する傾向が認められた。ただし、養育者に対する従順な態度やエスカレートする行為は、8 歳ごろをピークにやや減少する傾向にある。

13.3.8 年齢別での学校や園、社会的養護関係施設等で確認された子どもの生活所見

学校や保育園・幼稚園、社会的養護関係施設等の集団生活場面で観察される特徴については、8 項目での該当状況を確認した。統計解析による該当報告率の推定結果を図 13.9 に示す。

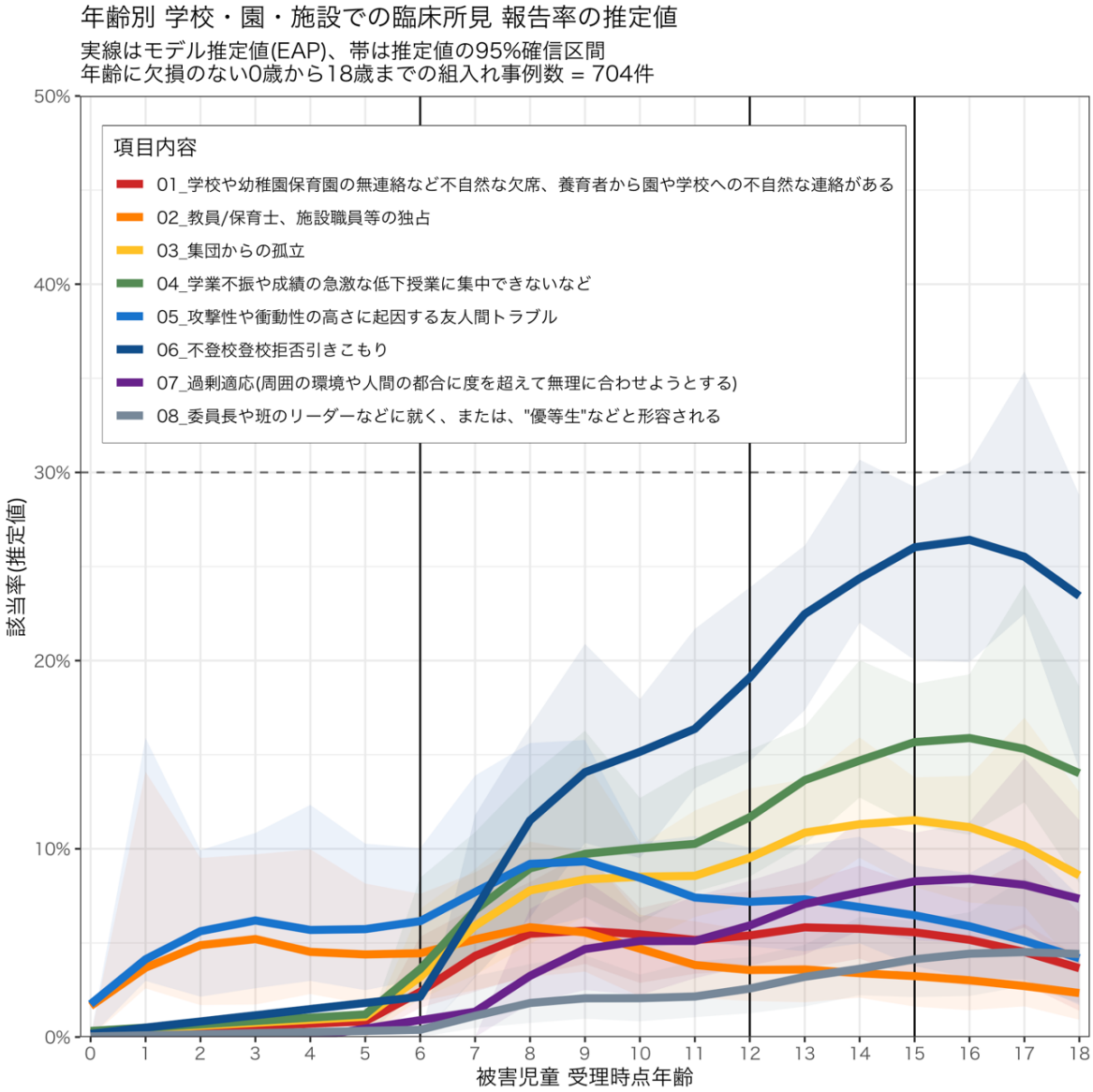


図 13.9 統計解析をもとに推定した
学校・保育園/幼稚園・社会的養護関係施設で観察される所見の年齢別推定該当率

解析の結果、未収額の低年齢児童では、「攻撃性や衝動性の高さに起因する友人間トラブル」と「教員・保育士や施設職員等の独占」が、唯一目立つ特徴となっていた。なお、独占や友人間トラブルといった特徴は、8 歳から 9 歳頃をピークに現象する傾向が同時に認められている。

他の所見は、5 歳から 7 歳頃から該当報告率が高まる傾向にあった。「学業不振や成績の低下」、「集団からの孤立」や「学校等への無連絡などの不自然な欠席」などがそれに該当する。また、「過剰適応」や「優等生」などと形容される傾向も、同時期から報告率が上昇し始める。小学校中学年頃からもっとも顕著な特徴となるのは不登校・登校拒否・引きこもりであり、他の所見区分と比較した場合においても、高い該当報告率が認められる結果となっている。低年齢時期では、保育士や施設職員等の独占、友人間トラブルなどの所見が目立ち、学齢期以降では不登校や孤立などの不適応症状と、それと対照的な「過剰適応」や「優等生」としての役割をこなす、二つの方向が観察される結果となった。

13.3.9 年齢別での子どもによる関係者等への訴えに関する所見

「関係者に対する訴え」として形容される特徴については、3 項目での該当状況を確認した。統計解析による該当報告率の推定結果を図 13.10 に示す。

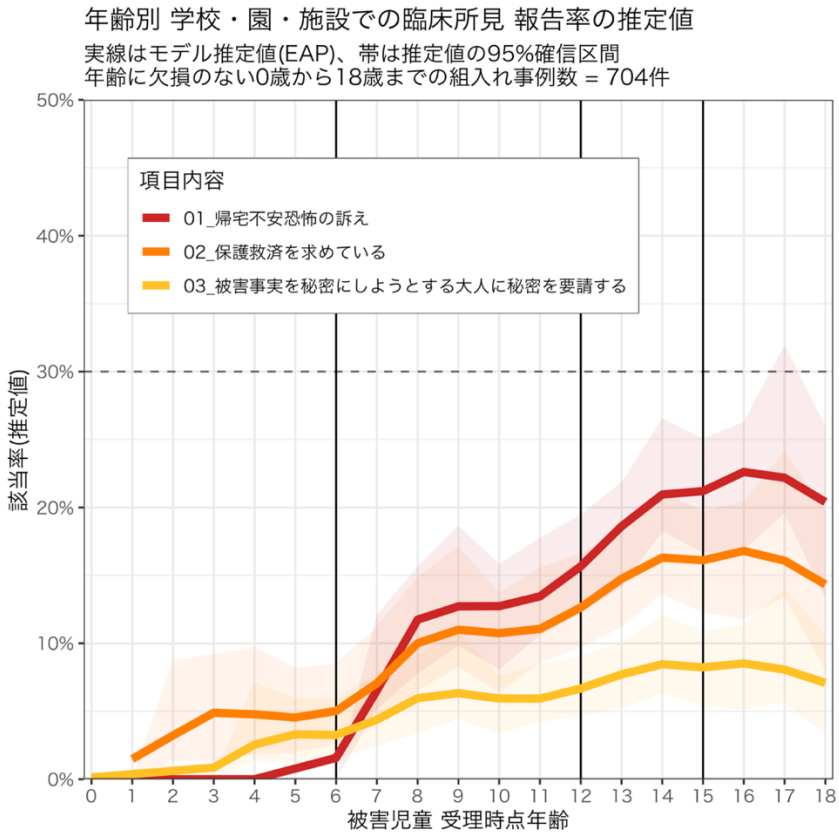


図 13.10 統計解析をもとに推定した
関係者等への訴えに関する年齢別推定該当率

保護救済の訴えは 3 歳頃から一定の観測が認められており、被害児童からの保護希求・援助要請は比較的低年齢からでも発生することがあるものと考えられる。それと同時に、4 歳頃から「秘密の要請」が同時に発生するようになり、被害事実を隠す傾向が合わせて生じている。また、「帰宅不安」や「恐怖の訴え」は 8 歳頃から、該当報告率が一定水準への高まる傾向が認められた。被害事実があっても、「恐怖や不安の訴え」は小学校低・中学年になるまで観測されにくい傾向があるとも表現されるだろう。当該関係者への訴えは、年齢を追うごとに該当率が高まる傾向がある。秘密の要請も同様である。援助の要請や訴えと秘密にしたい想いとの葛藤が、年齢とともに大きくなっている様相をうかがうことができる。

13.3.10 全年齢を通じて性被害が各種症状等の発現に与える影響度合いの比較

ここまで、子どもの「身体所見」、「心理・トラウマ症状関連所見」、「対人関係・愛着に関する所見」、「行動上の問題」、「学校・園・施設等での観察所見」、「関係者への訴えに関する所見」について、統計解析を適用してきた。これらの解析で推定された「性被害が症状の発露に与える影響度合い」について、その累積値(18 歳時点のパラメータ*I*の EAP)を可視化し、比較した結果を図 13.11 に示す。

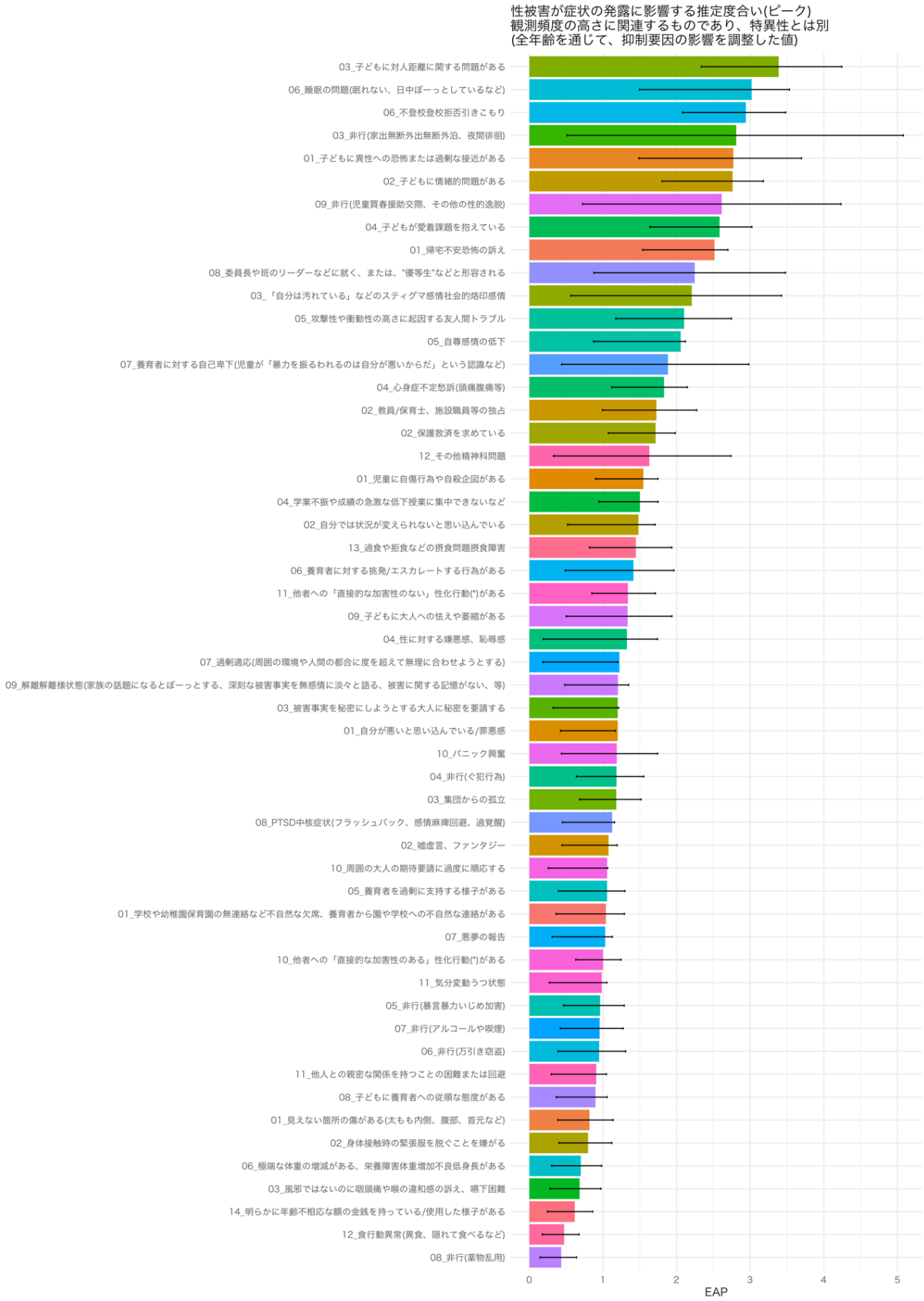


図 13.11 統計解析をもとに推定した
全年齢を通じて性被害が各種症状の発現に影響与える度合い

グラフの X 軸は、本章の解析モデルで推定された性被害の累積影響度合いを示す。Y 軸は各所見項目を示し、累積影響度(EAP)が大きい順序で並び替えられている。エラーバーは推定値の 95%確信区間を示す。累積影響度合いの大きさで各種所見の順序を並び替えた場合、「隣同士」などの近接順位では推定上の誤差範囲を考慮すると実質的な違いはない。一方、上位・中位・下位といった範囲での比較では、性被害が各種症状の発露に与える影響度合いの違いには差があるものと捉えられる。

推定の結果、特に上位に(1)対人関係・感情調節機能の問題、(2)不登校・引きこもりなどの社会的適応の問題、(3)睡眠の問題・自尊感情低下等の全般的な精神不調の指標となる症状、(4)家出や夜間徘徊、性的逸脱などの非行、(5)自己卑下・スティグマなどのトラウマ関連所見、(5)優等生・過剰適応といった指標が抽出される結果となった。ただし、これらは「性被害の影響で発露しやすい」所見を示したものであって、他の所見を軽視することを推奨するものではない。性被害を背景要因として、子どもに発生する傾向の強い主たる所見として了解されたい。

13.3.11 年齢別での養育者に対する被害児童の評価・感情所見

本節からは、子どもの年齢別での養育者の所見について、集計と可視化により結果を整理してゆく。被害児童の年齢別での「養育者に対する評価・感情」に関する結果を、図 13.12 に示す。

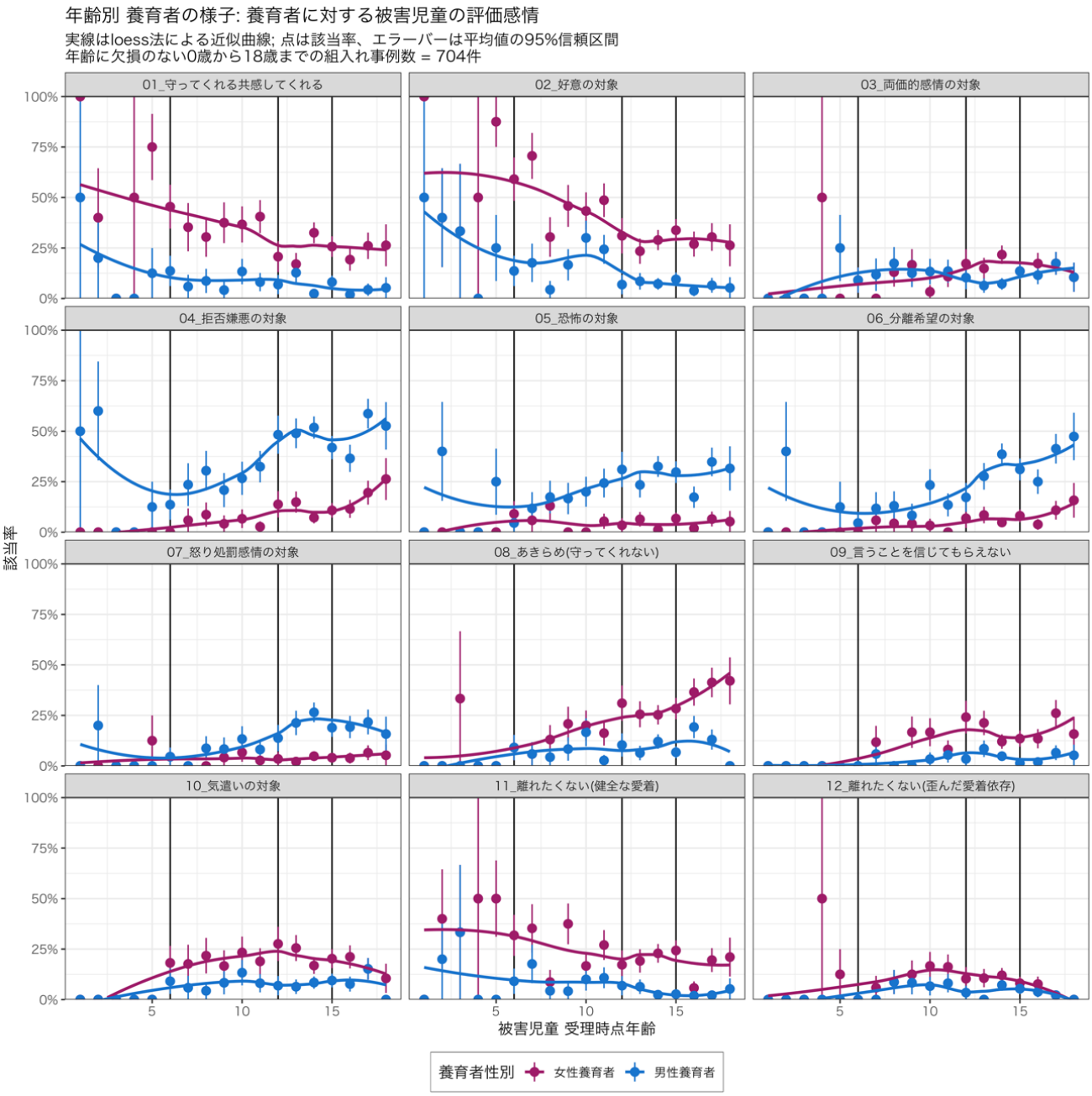


図 13.12 被害児童の養育者に対する年齢別での評価・感情 該当報告率

集計・可視化の結果、年齢ごとに養育者に対して抱く評価や感情にも変化がある様相が観察された。また、当該傾向は所見ごとに、あるいは男性養育者か女性養育者かによって、一部異なっている。

「守ってくれる・共感してくれる」、「好意の対象」という被害児童からの評価は、男性養育者よりも女性養育者において該当率が高く、年齢ごとに該当率が減少する傾向が見て取れる。これとは対称に、「拒否嫌悪の対象」、「恐怖の対象」、「分離希望の対象」といった否定的な評価は、男性養育者で高く、年齢とともに該当率が上昇する傾向が観察された。「怒り・処罰感情」の対象

となるのは被害児童が、小学校高学年頃から男性養育者に対して認められ、それ以前の年齢帯では該当があまり報告されていない。「あきらめ(まもってくれない)」、「言うことを信じてもらえない」という評価は、小学校中学年頃から該当率が上昇する傾向にあり、特に女性養育者に対して抱かれる傾向にある。被害児童が「養育者を気遣う」という状況は、小学校低学年から一定率で観測され、以降の年齢で一定の水準が維持される。気遣いの対象となるのは、割合として女性養育者が多い。被害児童による「離れたくない」といった健全な愛着は、女性養育者を対象とする場合が多く、全年齢で一定の割合での該当が認められる。他方、歪んだ愛着・依存関係は、小学校中学年頃から高学年頃に該当率のピークがあり、対象は男性・女性養育者で大きな違いはない。

被害児童の年齢によって、養育者に対して抱く感情にも変遷がある様子が観察された。特に、「怒り・処罰感情の対象」や「分離希望の対象」といった、子どもからの分離に関わる意思は、小学校中学年以降に該当率が高くなるものであり、それ以前の段階では、被害を受けていたとしても、当該意思が子どもからは得られにくいということを理解しておく必要があるだろう。また、小学校低・中学年頃より、特に女性養育者に対する「あきらめ」や「信じてもらえない」といった評価が目立ち始める。男性養育者による加害例が多く含まれる本事業のデータにおいて、保護的役割が期待される女性養育者への不信によって、被害児童がさらに孤立していくことを示す結果とも受け取ることができるだろう。また、男性養育者・女性養育者を問わず、小学校低学年頃から一定して、「両価的感情の対象」への該当が認められる結果から、当該時点から一定数の子どもが複雑な葛藤を抱いているということもうかがうことができるだろう。

13.3.12 年齢別での被害児童に対する養育者の態度所見

続いて、養育者の被害児童に対する態度について、被害児童の年齢別での該当率の変遷を集計・可視化によって確認する(図 13.13)。

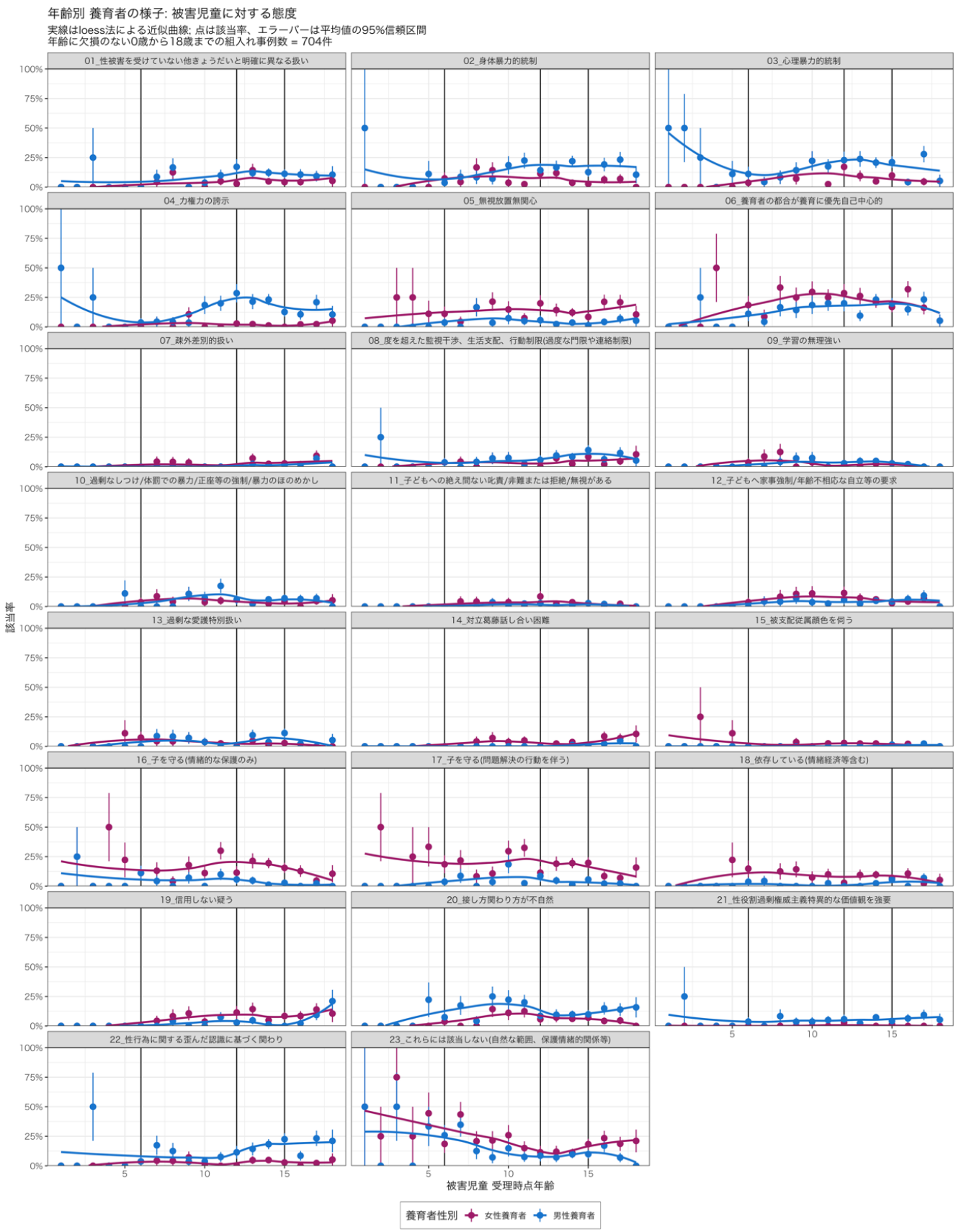


図 13.13 養育者の被害児童に対する態度 年齢別での該当報告率

被害児童に対する態度に関しては、年齢別で特段顕著な傾向は認められなかった。被害児童への「力・権力の誇示」は、小学校中学年頃から男性養育者を中心に該当率が高く、子どもを情緒的、あるいは問題解決行動を伴って守るといった態度は、全年齢を通じて女性養育者が該当率の高い傾向にあった。子どもに対する「無視・放置・無関心」は、女性養育者が割合としてやや高く、全年齢を通じて一定の割合が観測された。養育者の自己中心性は、小学校以降の年齢で男女養育者を問わず、一定の該当率が報告されている。

なお、特記すべき事項として、被害児童に対する態度が「自然な範囲」と形容される例は、低年齢児童でやや多いものの、被害児童が中学生の時期になると、該当率が 10%程度まで減少している様相が確認された。当該時期には、男女養育者の被害児童に対する態度に、何らかの問題所見が観察される可能性が高いものと推測される。

13.3.13 年齢別での養育者の外部観察時の印象・関係機関情報

外部から観察される養育者の所見について、被害児童の年齢別での該当率の変遷を集計・可視化によって確認する(図 13.14)。

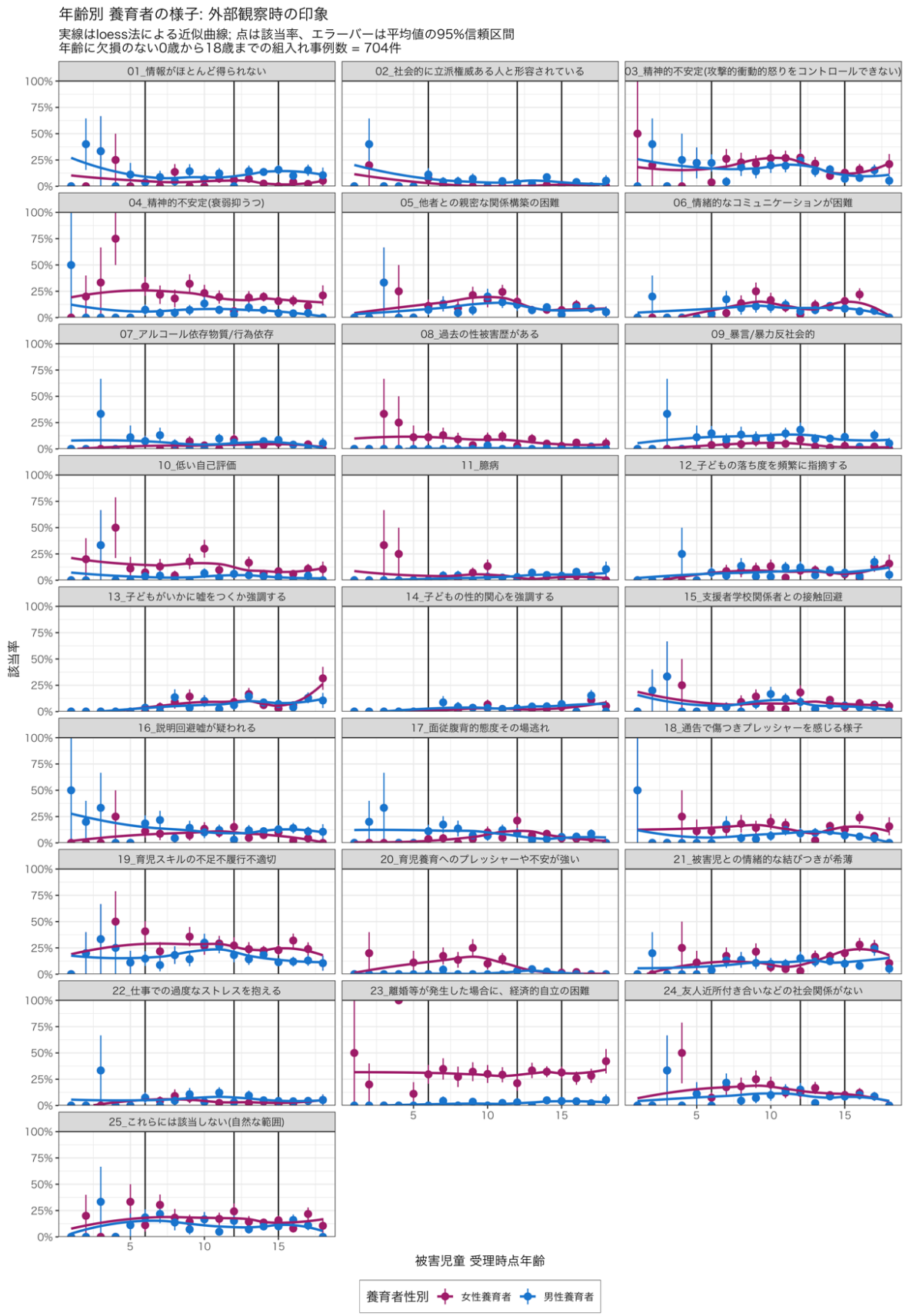


図 13.14 養育者の外部観察所見 被害児童の年齢別での該当報告率

集計の結果、被害児童の年齢別での変化は、全所見で明確に抽出されないものの、男性養育者と女性養育者それぞれにおける全年齢を通じた特徴は、いくつか確認された。

第一に、全年齢を通じて、男性・女性養育者に、「精神的不安定(攻撃的・衝動的・怒りをコントロールできない)」といった傾向と、「育児スキルの不足・不履行・不適切」の二つの特徴が比較的高い該当率を有していた。

第二に、女性養育者においては、「精神的不安定(衰弱・抑うつ)」や「経済的自立の困難」といった特徴が、一貫して男性養育者よりも高い傾向が認められた。これらの特徴は、子どもの家庭内性被害の発生に関して、被害児童の年齢を問わずに影響を与えると考えられる要素だと考えられる。

13.3.14 年齢別での開示相手

続いて、被害児童の年齢別での開示相手・発見者に関する情報を整理する。まず、「通告につながった」開示相手・発見者の集計結果を、図 13.15 に示す。

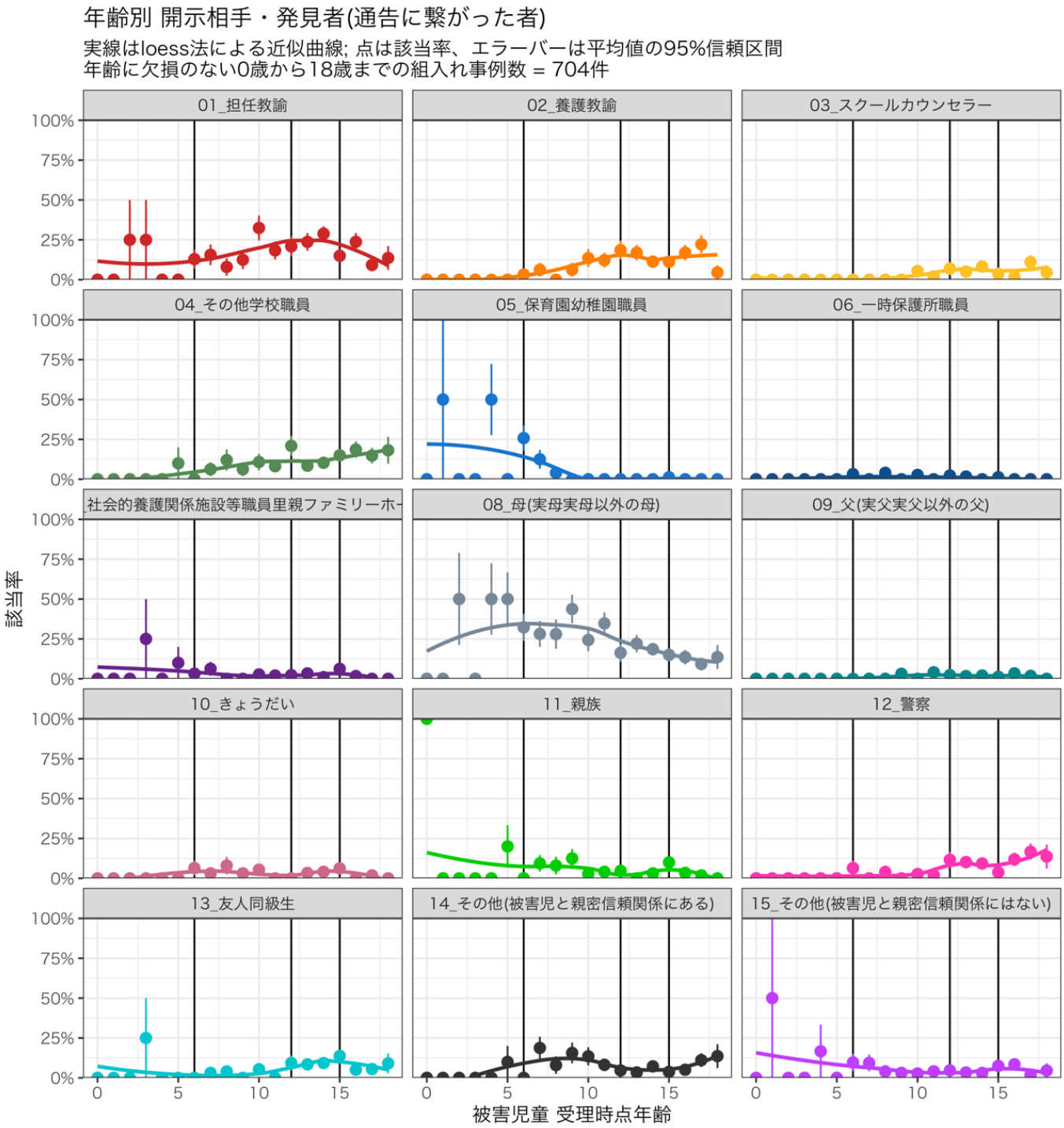


図 13.15 年齢別での被害児童の開示相手(発見・通告に繋がった相手)

集計の結果、未就学児童から 15 歳以上までの全年齢を通じて、母親への開示、または発見が高い割合を占めた。ただし、当該傾向は年齢とともに減少する傾向にある。当該母親の傾向とはトレードオフの関係にあるように、年齢が上がるとともに、担任教諭、養護教諭、その他学校職員などの開示、または発見該当率が上昇する。警察が開示相手、または発見者となる傾向は、主に中学生

以降から見られることが多い。子どもの年齢に応じて、開示や発見の契機となる役割を持つ立場にも変遷が認められた。

続いて、「通告には繋がらなかった」開示相手、または発見者に関する集計結果を図 13.16 に示す。

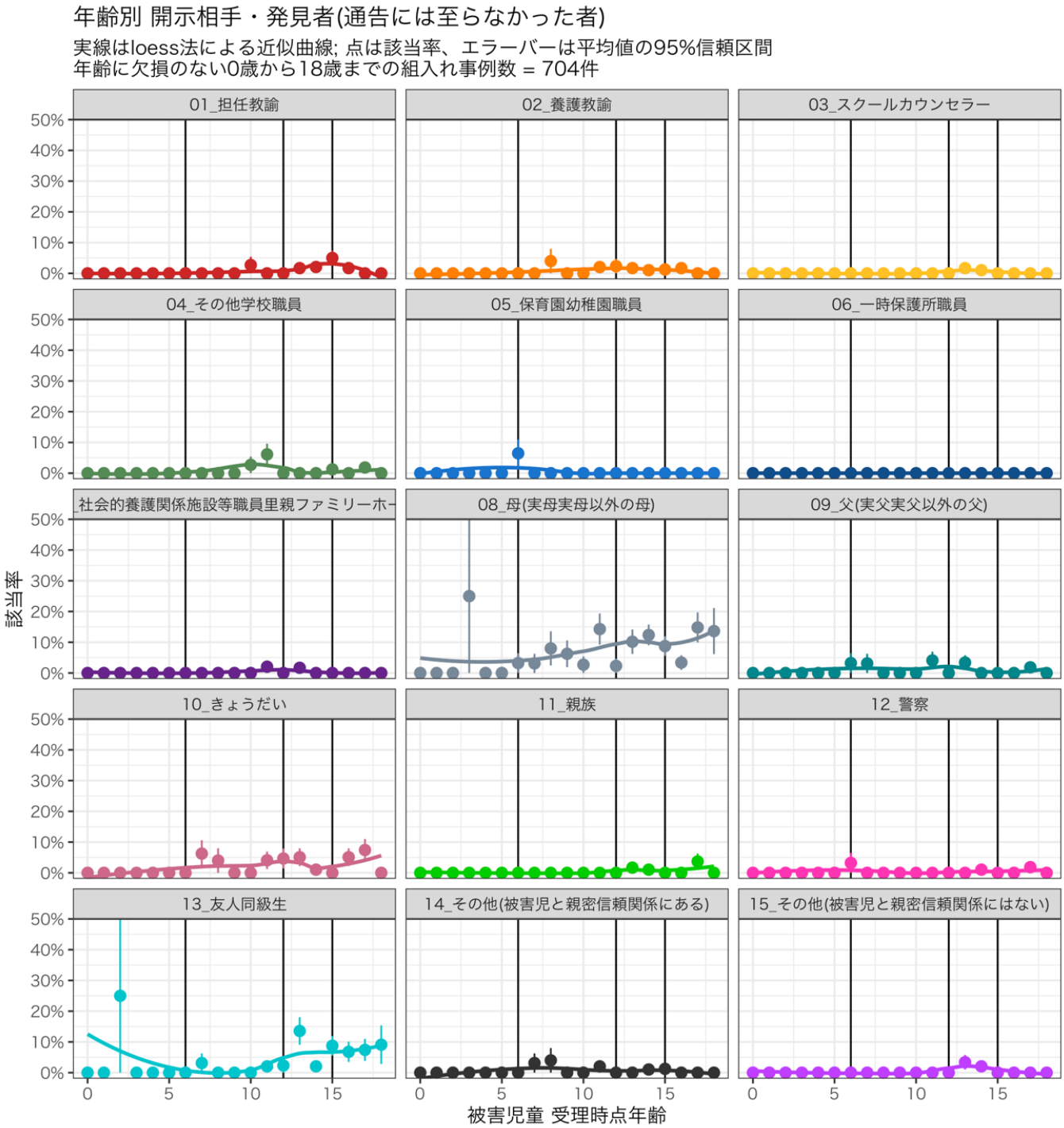


図 13.16 年齢別での被害児童の開示相手(通告には至らなかった相手)

結果を確認すると、通告につながりにくい開示相手や発見者には限定性があり、(1)母親、(2)きょうだい、(3)被害児童の友人・同級生が、相対的に顕著であった。母親に関しては、「通告につながった」場合とは対称的に、被害児童の年齢が上がるにつれて該当率が高くなる傾向が観察される。すなわち、「被害児童の年齢が上がるほど、母親からの発見や開示に基づく通告は得られにくい」という傾向を伺うことができる。

母親やきょうだい、友人・同級生が被害を発見した場合や開示相手となった場合において、「それが仮に通告されていたとしたら」という仮定のもと、当該対象へのアプローチが被害の早期発見に寄与する程度については、第 10 章に一部整理している。

13.4 考察

本章では、外部から観察される臨床所見を中心に、被害児童の年齢に伴う各種観点の変化について、集計・可視化、または統計解析を用いて検討した。その結果、年齢や学齢別でいくつかの特徴が抽出されることとなった。本節では、それぞれの結果を学齢区分別で要約する(表 13.1)。

表 13.1 本事業の調査で得られた被害児童の学齢区分別特徴

所見区分	未就学児童(0～5 歳)	小学生(6～12 歳)	中学生以上(13～18 歳)
無症状所見	本調査では 25%から 50%未満程度の該当報告がある	本調査では 25%から 50%未満程度の該当報告がある	本調査では 25%から 50%未満程度の該当報告。中学生頃に該当率の一時的減少がある
医学所見	一定の該当率がある。性器またはその周辺の外傷や、性感染症等などに起因すると推測される	該当率は相対的に低い	本調査では 10%程度の該当率。妊娠や中絶、性感染症等が中心であると推測される
身体所見	外部からは滅多に観察されない。一部低身長・低体重や栄養障害など、発育所見が伴う場合がある	外部から外傷等は観察されない。頭痛腹痛等の訴えなど、心身症不定愁訴が本調査では 10%程度で報告	頭痛腹痛等の訴えなど、心身症不定愁訴が本調査では 15%程度で報告
心理・トラウマ関連症状	パニック・興奮、罪悪感(自分が悪いと思い込んでいる)、自尊感情の低下、抑う	年齢とともに各種心理所見の該当率が上昇する。未就学時期の特徴を含めた全ての所見に該当報告がある。	年齢とともに各種心理所見の該当率が上昇し、16 歳ごろにピークとなる。全ての心理・トラウマ関連所見に該当

	つ・気分変動が報告されることがある。PTSD 中核症状(フラッシュバック・感情麻痺・回避、過覚醒)が報告されることもある	精神的不調全般に関連する睡眠の問題や自尊感情の低下、気分変動・抑うつ症状などが中心。悪夢の報告、解離・解離様状態、無力感、性に対する嫌悪感・恥辱感、スティグマ感情は 7 歳ごろから報告され始める。精神疾患の診断がつく例も当該時期から該当が認められる	報告がある。精神的不調全般に関連する睡眠の問題や自尊感情の低下、抑うつ・気分変動に加え、無力感(自分では状況が変えられないと思い込んでいる)や、罪悪感、PTSD 中核症状や解離・解離様状態、悪夢の報告などへの該当が中心となる。パニック・興奮への該当はやや減少する
行動所見	2〜3 歳頃から自傷行動と性化行動が発生する。それ以外の明確な所見が認められない	性化行動は 8 歳頃をピークに減少。自傷行為、虚言・ファンタジーは年齢とともに増加。暴言・暴力やいじめ加害が発生し始める。高学年頃から、家出・夜間徘徊を伴う例が報告され始める	自傷行為・自殺企図の発生率が最も顕著になる。家出や児童売春・援助交際等の性的逸脱がそれに次いで増加、該当率が高くなる。一部、薬物乱用に至る事例も報告される
集団生活	保育士等の独占と、攻撃性・衝動性に起因する他児とのトラブルが 1 歳頃から報告。その他の特筆所見は認められない	学業不振、不登校・ひきこもり、集団からの孤立が急増する。中学年ごろをピークに攻撃性による友人トラブルは減少傾向。中学年ごろから過剰適応や「優等生」と形容される様子が増加し始める。学校等への児童本人または養育者からの不自然な連絡が一定の割合で生じる	学業不振、不登校、ひきこもり、集団からの孤立が中心。攻撃性に伴うトラブルや教員等の独占は減少する。学校等への児童本人または養育者からの不自然な連絡が一定の割合で生じる
対人・愛着	3 歳頃までは愛着・情緒に関する問題と他児とのトラブルが顕	情緒・愛着に関する課題、対人トラブルや異性への過剰接近と回避が中心。大人	情緒・愛着課題、対人トラブル、異性への過剰接近と回避が中心。15 歳頃から、対人

	著に観測される。異性への過剰接近や回避は、3 歳頃から観測率が高まる。大人に対する自己卑下などが見られる場合がある	の顔色を伺う、従順な態度を持つ、養育者に対する過剰な支持、あるいはエスカレートする挑発的態度や怯え、自己卑下などの該当報告率が上昇する	関係・愛着に関する所見の観測率はやや低下する傾向にある
子どもの訴え	2 歳頃からまれに保護・救済の訴えが報告される。4 歳頃から秘密の要請が始まる。帰宅不安や保護の訴えなど、子どもからの SOS が観測・報告されることは他の年齢帯と比べて少ない	秘密の要請、SOS の訴えが年齢とともに増加する。秘密の要請は中学生以上の年齢帯と同程度の割合にまで達する。帰宅不安や恐怖の訴えが本格化するのは中学年から。特に低学年では、帰宅恐怖や不安の訴えが困難であるものと推測される	秘密の要請、SOS の訴えが年齢とともに上昇し、16 歳頃に該当率がピークとなる
親への感情	男性養育者・女性養育者ともに好意の対象となっている傾向が強い。拒否・嫌悪や歪んだ愛着関係等はほとんど報告されない。処罰感情や分離希望の対象として報告される例はほとんど認められない	男性養育者を中心に(女性養育者に対しても一定の割合で)、拒否・嫌悪、恐怖・分離希望の対象といった否定的な感情がいだかれ始める。女性養育者を中心に(男性養育者に対しても一定の割合で)、あきらめ(守ってくれない)、いうことを信じてもらえない、気遣いの対象、歪んだ愛着依存の関係への該当率が年齢に伴って上昇。両価的な感情を抱く場合も一定数報告がある	小学生の頃よりも顕著に、以下の所見に該当する。男性養育者を中心に(女性養育者に対しても一定の割合で)、拒否・嫌悪、恐怖・分離希望の対象といった否定的な感情が抱かれる傾向がある。女性養育者を中心に(男性養育者に対しても一定の割合で)、あきらめ(守ってくれない)、いうことを信じてもらえない、気遣いの対象、歪んだ愛着依存の関係への該当率が年齢に伴って上昇する。両価的な感情を抱く場合も一定数報告がある

			男性養育者に対する「怒り・処罰感情」や「分離希望」の対象といった所見は当該時期から該当率が高まる。
開示・発見者	保育園・幼稚園教諭や施設職員、そして母親が発見者の中心	母親への開示または母親による発見・通告と、担任教諭や養護教諭、その他学校関係者や子どもと信頼関係にある大人による発見や開示に基づく通告が中心	担任教諭や養護教諭、その他の学校関係者など、外部の大人による発見や開示による通告が中心。母親による発見や母親への開示に基づく通告は減少傾向。家出や性的逸脱、その他の非行の補導等に起因する警察からの発見・通告も一定数存在する
情報把握者	本調査では該当情報が明確に得られていない	通告には至らないが、母親が被害を知っている例が一定の割合で存在する	通告には至らないが、母親が被害を知っている例が一定数存在し、年齢とともに該当率が増加する傾向にある
総合所見	全体的に子どもからのサインが少ない。医学所見が重要なヒントになる場合がある。特記すべき所見として、情緒・愛着の課題、攻撃性の高さ、それに起因する他児とのトラブル、性化行動、保育士等の独占行動が目立つ傾向にある。養育者に関しては、男女を問わず一定の割合で「衝動的・攻撃的・怒りをコントロール	未就学後期から続く所見と、中学生以上の年齢帯でピークを迎える各種所見が当該時期に混在し、あらゆる所見が認められる。 養育者に関しては、男女を問わず一定の割合で「衝動的・攻撃的・怒りをコントロールできない」「育児スキルの不足・不履行・不適切」に該当する傾向がある。また、女性養育者においては、「精神的不安定(衰弱・抑うつ)」や「経済的自立の困難」が一定の割合で認められる。母子関係ある	対人トラブルや性化行動は減少するが、小学校頃から始まる諸問題が本格化する。妊娠等の医学所見が一定数で認められる。引きこもりや自傷行為・自殺企図などの回避的・内的方向への攻撃性に関連する症候と、家出や性的逸脱などの外的方向への攻撃性に関連する症候が認められる。また、過剰適応や「優等性」と形容されるような形式で、外面的には適応的な様相を見せる類型もうかがえる。 養育者に関しては、男女を問わず一定の割合で「衝動的・

	できない」「育児スキルの不足・不履行・不適切」に該当する傾向がある。また、女性養育者においては、「精神的不安定(衰弱・抑うつ)」や「経済的自立の困難」が一定の割合で認められる	いは父子関係で「自然な範囲」と形容される例が特に小学校高学年ごろで少なく、当該時期には親子関係に何らかの課題所見が認められる可能性が高い	攻撃的・怒りをコントロールできない」「育児スキルの不足・不履行・不適切」に該当する傾向がある。また、女性養育者においては、「精神的不安定(衰弱・抑うつ)」や「経済的自立の困難」が一定の割合で認められる。 母子関係あるいは父子関係で「自然な範囲」と形容される例が特に中学生期において少なく、当該時期には親子関係に何らかの課題所見が認められる可能性が高い

なお、当該結果は、本事業の調査設計に依存した傾向であることには留意されたい。すなわち、「児童相談所、または市区町村で受理された事例」であり、各種所見の該当評価者は、当該組織の支援者が中心となる。外部から観察・把握可能であった部分についてのみ該当報告を求め、未評価・未把握な観点は、該当報告を必須としない形式を採用した。すなわち、得られた結果は、「被害児童における各種所見の発生率・有病率」ではなく、あくまで「該当報告率」である。パーセンテージ等で示される値の大きさは、参考程度にとどめられたい。

また、本来ならば、各種所見一つひとつに対して、適切な評価方法・評定観察手続きを用いた測定が必要となる。本事業では、全体像を概略的に把握することを目的としたため、測定項目は所見ごとに一つしか設けておらず、測定に係る信頼性に不十分さがある。後続の研究による、個別の詳細な検討が求められる。

第 14 章(重点分析) 無症候性の子ども(Asymptomatic child)に関する試験的解析

14.1 目的

性被害を受けた子どもには、様々な臨床所見が認められるとされる一方で、同時に「無症候性の子ども(Asymptomatic child)」と形容されるように、外面的には各種症候が認められない事例があることも知られている(岡本, 2008)。本事業の報告事例では、第 6 章で示したとおり、全事例のうち 205 件で、「無症状(受理時点では明確な所見が認められない)」といった回答が得られている。神奈川県中央児童相談所(2018)の調査報告によれば、性器・口腔・肛門性交など侵襲性の高い重篤事例では、関与前に子どもに見られる症状が少なかった(38 事例中 26 事例に各種症状が確認されなかった)ことが指摘されており、「現在の症状がない = 問題がない」が適切な理解ではなく、「むしろ非常に心配な状況、心身の極寒状態にある」と読み取るべき旨が述べられている。

子どもから被害のサインが発せられない状況は、周囲の大人や支援者による被害の発見をより困難にする。したがって、「どのような理由で無症状となっているか」について検討することは、より慎重なアセスメントや調査を促す契機となり、被害の早期発見に寄与する知見の足がかりになると考えられる。

「無症状」の背景について、先行文献の知見を元に想定されるものとして、(1)子どもが低年齢であるなどの理由により被害であることに気づくことができていない、(2)被害の程度・侵襲性が比較的軽微な段階にある、(3)加害者からの洗脳・操作、あるいは長期間に及ぶ被害により、被害環境に順応が生じている、(4)過剰適応等の形式で対処行動・反応が生じており、外部からは問題事象として把握されにくい、(5)被害があっても、それを上回る保護機能・支援機能により、症状の発露が緩和されているといった観点が挙げられるだろう。

本章では、当該背景理由を念頭に、調査項目を網羅的に活用した解析を実施することで、明確な所見の得られない無症候性の子ども(以下、無症状とする)に関連する要素の抽出を試みる。

14.2 方法

調査票 B を用いた事例調査データを活用し、設問 B13 の被害児童に関する所見における「問題の発覚時、または、通告・相談受理前後時点で、心身・行動面や社会適応に特筆すべき問題が見受けられていない(無症状)」という項目への該当に関連する要素の探索を行う。

14.2.1 利用データと前処理

「無症状」との関連性を検討する要素として、(1)被害児童の性別、(2)被害児童の発覚時点年齢、(3)被害の継続年数、(4)被害の頻度情報、(5)被害児童に随伴する問題(虐待や不登校等)や障害、(6)被害内容、(7)非加害親の存在の有無、(8)被害児童の養育者に対する評価・感情、(9)男性または女性養育者の他の養育者に対する態度、(11) 養育者の被害児童に対する態度、(12)養育者の外部観察時の印象・関係機関からの情報、(13)世帯・養育環境情報の 13 観点を使用した。

被害の頻度を代表に、「常態化」、「断続的」、「単回」などとなるカテゴリ変数はダミー変数に展開した。展開の際には、調査票 B の設問における提示順序で、最初に掲げたカテゴリを参照項目(reference)とした。当該処理を行うと、無症状との関連を検討する項目は 158 項目となる。

被害発覚時(受理時点)の年齢は、調査回答時点の子どもの年齢から、受理年月を差し引くことで算出した。また、被害の継続年数は、被害発覚時点の年齢から初発年齢(月齢)を差し引くことで算出した。

本事業の調査では、各種所見への該当判断が困難である場合などに、「回答困難」というチェックボックスへの該当を求めている。当該条件に該当する場合、回答データは欠損することとなる。初発年齢が不明な場合には、被害継続年数も計算できず、欠損が生じることとなる。そこで、本解析では、これらの欠損に多重代入法を適用し、解析に使用した。代入する値の組み合わせは、5 セット用意した。

14.2.2 適格基準

データの除外基準には、(1)調査票 B の提出はあったが、回答者の属性(性被害の対応経験数等)のみの回答であり、その他の被害情報が系統的に欠損しているレコード、(2)「無症状」の項目欄が欠損(回答困難)となっているものの二つを設定した。前処理段階での項目の選抜に係る基準には、「全事例で該当報告が存在しない項目」を除外対象とした。その他の欠損については、上述の多重代入法により補完を行なった。

14.2.3 統計解析

目的となる変数との関連性を検討する項目数(説明変数の数)が多い場合、検討項目間の相関関係に由来して、多重共線性という解析上の問題が発生することがある。また、抽出された結果の解釈も容易ではなく、実践的な視点からは主たる要因に絞ってゆく必要もある。本章では、関連する変数を選抜しつつ、「無症状」との関係を検討することのできる解析手法を採用した。

具体的には、(1)スパースモデリング(馬蹄事前分布を用いたロジスティック回帰モデル)、(2)決定木分析(decision tree)を適用した。前者は、抽出された「それぞれの項目単体」と「無症状」との関連性を検討することに適しており、他の変数選抜型解析(例えば、L1 正則化回帰モデル)のよう

に、選抜された変数の推定値が、ペナルティによって小さな値を取る可能性を可能な限り回避する設計となっている。後者は複数の条件分岐を用いて、「どのような条件のもとで無症状が発生することが多いか」、「どのような条件を用いてパターンを捉えることが効率的か」について検討することに優れている。項目単体の影響ではなく、「特定条件下での関係性」を把握する際に有用な手法である。

スパースモデリングでは、global shrinkage factor に最も制約のゆるやかな 1 の値を採用した(原則、全変数が選抜されうるという事前想定)。推定には、統計解析環境 R と、当該解析を実行するためのパッケージ brms を使用した(Bürkner, 2017; Bürkner, 2018)。多重代入法により作成した 5 セットのデータそれぞれで独立して係数の推定を行い、各解析で得られた事後サンプルの収束は同時に評価して、結果を統合した。サンプリングの条件は、iteration = 2000、warmup = 1000、chain = 4、thinning = 5 とし、データセット一つに対して 800 の事後サンプルを得た。多重代入法で作成した 5 つのデータセットに当該条件を適用したため、最終的には 4000 の事後サンプルを確保したこととなる。なお、当該解析を実施するにあたり、すべての説明変数は標準化して解析に投入した。

決定木分析では、complex parameter は 0.007(任意の値を採用)、すべての変数を解析に組み入れた。欠損値は解析内で除外し、多重代入等の補完処理は行なっていない。最小化する誤差関数にはエントロピーを用いた。解析には、パッケージ rpart を使用した。なお、決定木分析では、「無症状」に該当するか否かについて、「最も情報効率が高い形で条件分岐を作成した場合」の結果が得られることになる。当該結果は、実際の無症状の発生メカニズムや因果関係を表現するものではなく、数値的な情報効率を基に抽出したものになる。解釈の際には、留意が必要となる。また、分岐の生成数に係る設定も任意であることから、「データの概況を把握するための手法」という理解にとどめることが、本章においては的確であると考えられる。

なお、統計解析を適用する前に、主要な変数に関しては、基礎集計による補足的な可視化を実施した。

14.3 結果

14.3.1 データ抽出の結果

適格基準を満たした組み入れ事例数は、646 件となった。また、欠損値の補完を適用しない基礎集計に使用するデータについては、初発年齢に欠損のない事例数 490 件が組み入れられた。

14.3.2 基礎関連項目の集計

第一に、被害継続期間(年数)の度数分布を図 14.1 に示す。被害の継続年数は、「1 年」とするものが最も多く、0 年から最長 15 年までの被害を報告する事例が含まれている。

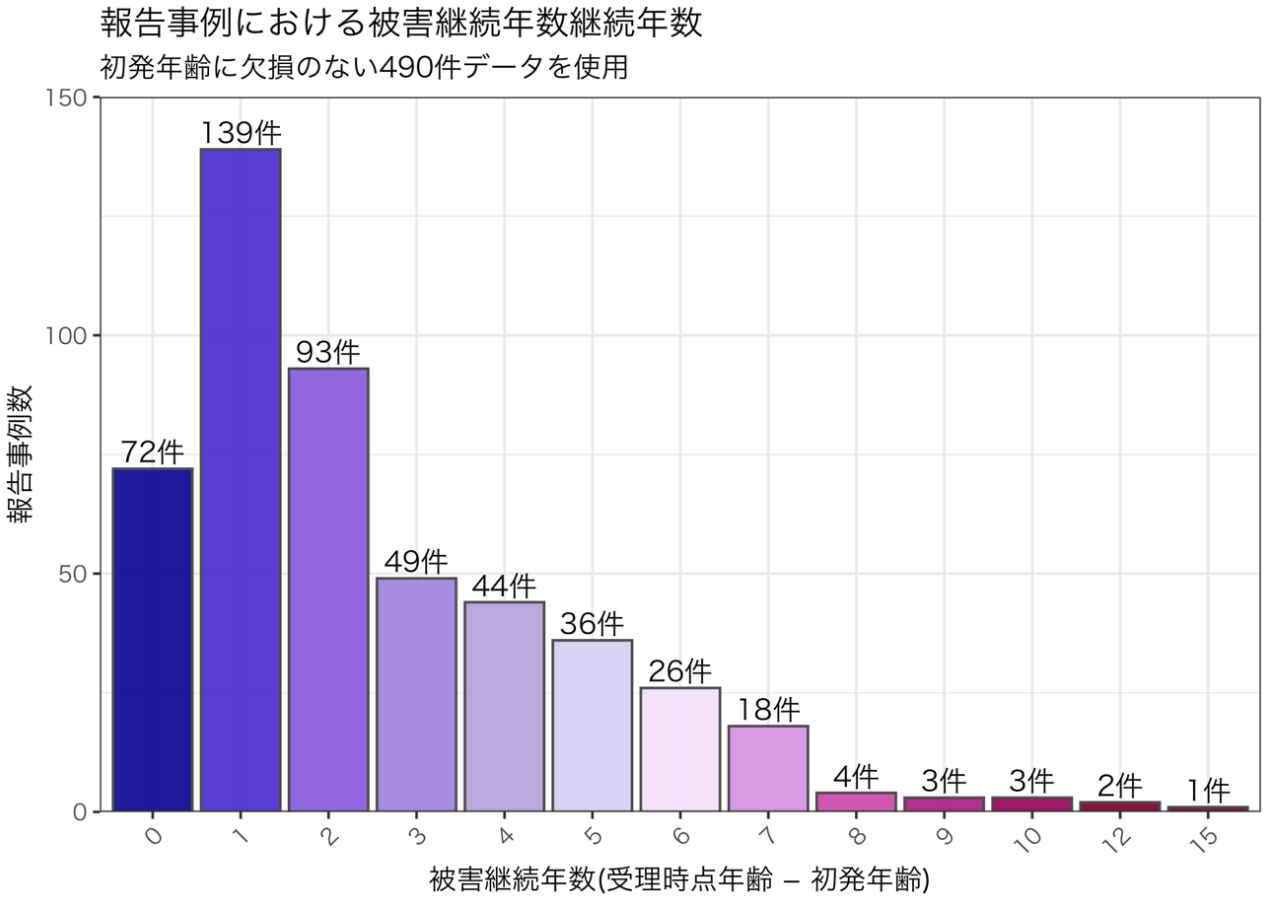


図 14.1 性被害の継続年数

本事業で報告された事例のうち、初発年齢に欠損のなかった 490 件の事例情報から

続いて、受理時点の被害児童年齢と被害継続年数を軸とし、「無症状」の該当件数および該当割合をクロス表(ヒートマップ)の形式で図 14.2 に示す。

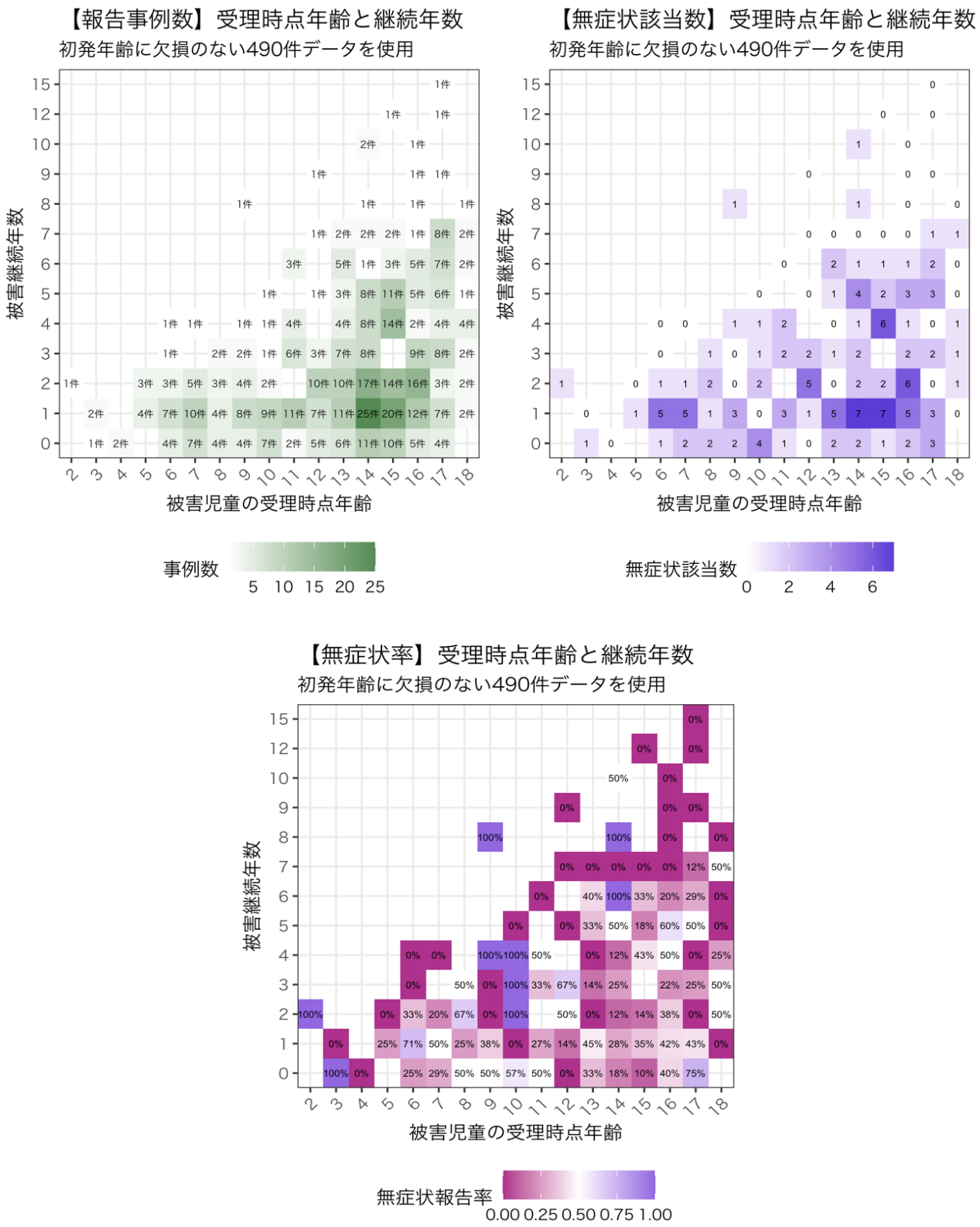


図 14.2 受理時点年齢と被害継続年数を軸とする

(左上パネル)該当事例件数、(右上パネル)無症状事例件数、(下パネル)無症状率

本事業で報告された事例のうち、初発年齢に欠損のなかった 490 件の事例情報から

受理時点の年齢と被害継続年数、それぞれの観点から「無症状」の該当報告率について概観したが、明確な関連性は視覚的には確認されなかった。

最後に、被害内容と年齢別での「無症状」の該当報告率を算出し、近似曲線を描画して概略的な傾向を可視化した(図 14.3)。被害内容によっては例数が少なく、誤差の範囲が大きい場合が含まれることには留意されたい。

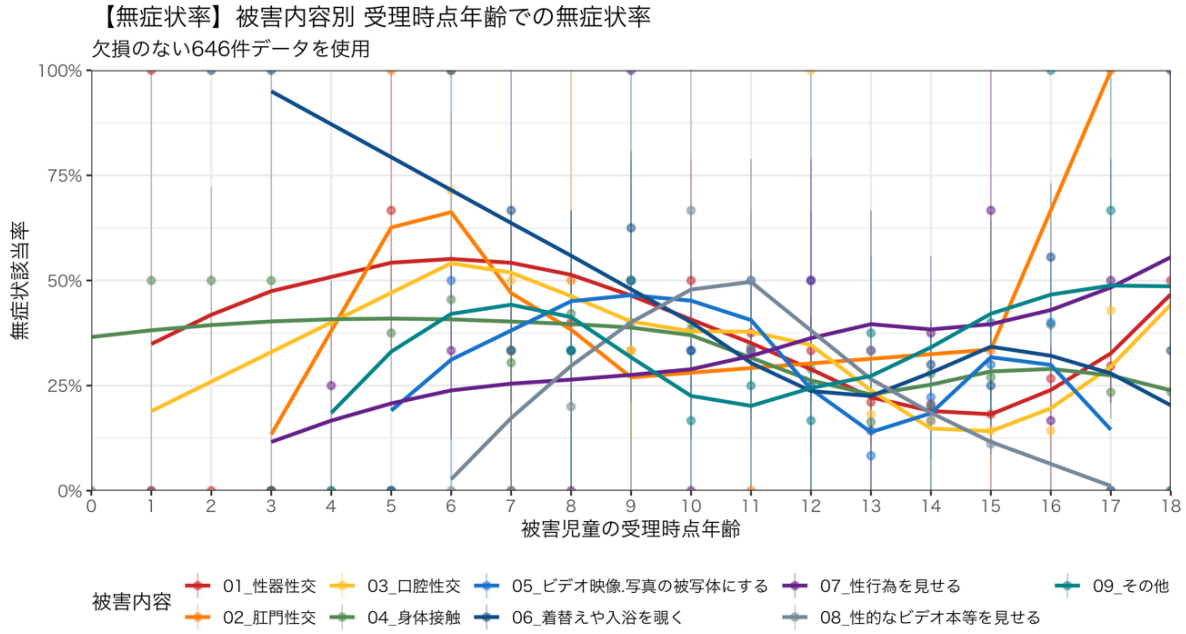


図 14.3 受理時点年齢と被害内容別での無症状該当報告率

本事業で報告された事例のうち、初発年齢に欠損のなかった 646 件の事例情報から

図 14.3 の結果からは、第 13 章でも指摘したとおり、12 歳から 14 歳頃の時期にかけて無症状の該当率が低下する(何らかの特記所見がある)という傾向が、被害内容を問わずに観察された。一方、被害内容別では、明確な傾向の違いは観察されなかった。

14.3.3 スパースモデリングによる変数選抜結果

受理時点年齢や被害継続期間など、いくつかの観点からのみ切り出した集計等では、検討対象となる項目全体についての関連性や、他の変数からの影響等を加味した結果を得るには限界がある。そこで、「無症状」への該当と 158 項目の説明変数の関連性について、変数選抜を伴う解析(馬蹄事前分布を用いたロジスティク回帰)を適用した。変数選抜の基準には、「推定された係数(事後分布)の 95%確信区間が 0 を含まない」ことをもって、「選抜された」と判断した。

解析の結果、すべての変数が選抜されなかった。すなわち、全変数の係数に関する事後分布の 95%確信区間が 0 を含む結果となった。図 14.4 に係数の事後分布を一覧で示す。

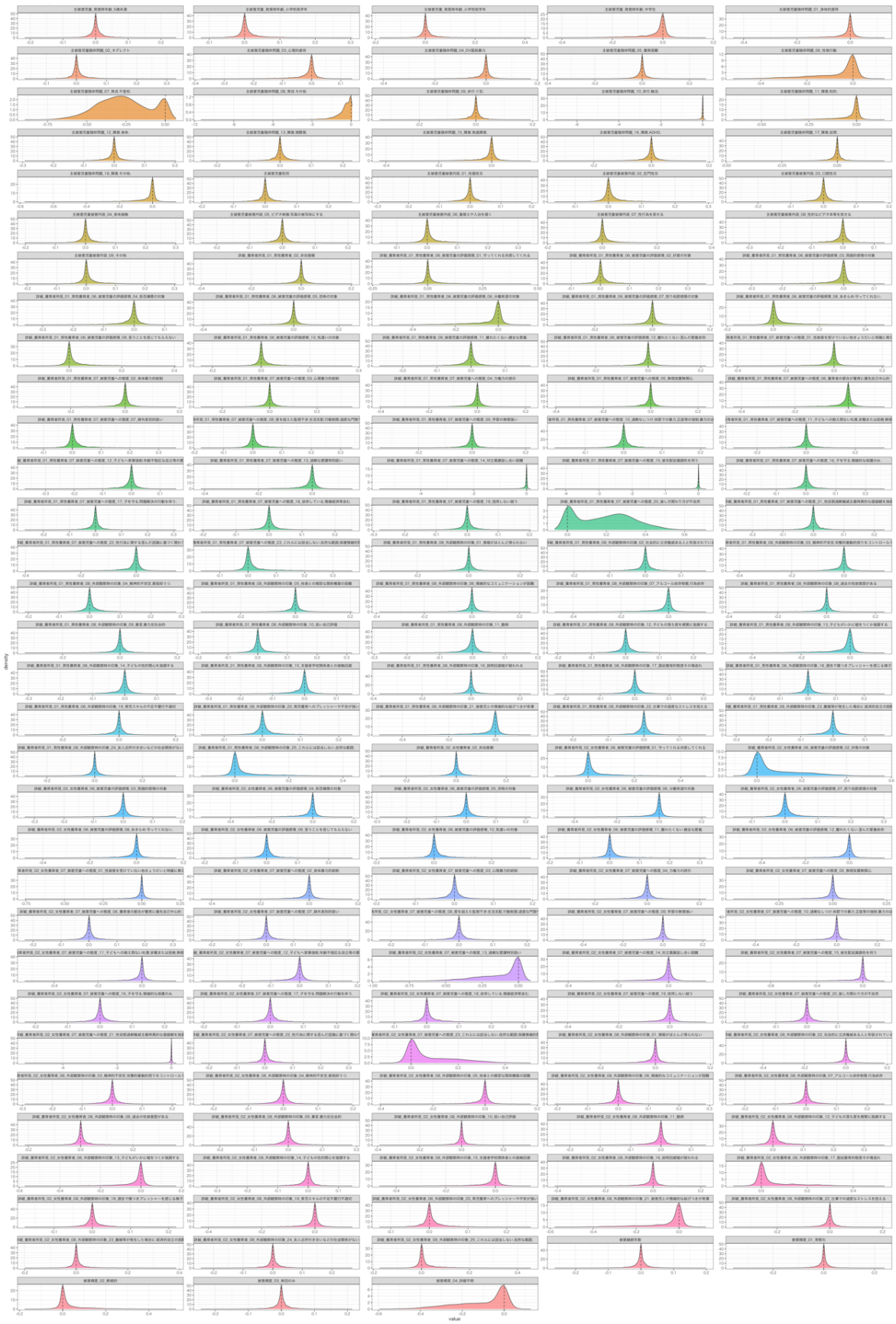


図 14.4 馬蹄事前分布を用いたロジスティック回帰モデルの係数推定結果

「無症状」への回答困難がない 646 件の事例データを使用

推定の結果は、「全変数が選抜されなかった」と結論づけられるものとなる。その上で、補足的には、男性養育者の被害児童に対する態度の設問で、「接し方が不自然」な場合、女性養育者の被害児童に対する態度の設問で、「自然な範囲(保護・情緒的な関係)」に該当している場合、そして、被害児童が抱く女性養育者への評価・感情が、「好意」である場合に、無症状であるという方向での事後サンプルが、他の変数と比べて比較的多く得られる結果となった。ただし、繰り返しとなるが、当該変数と無症状の間の関連性については、その有無や程度を解析的に結論づけることはできない。

14.3.4 決定木分析による変数選抜と抽出された条件分岐

続いて、決定木分析の結果を図 14.5 に示す。「方法」の節にも記述したが、得られた結果は、「無症状か否かを数値的なパターンに基づいて効率的に分類」したものであり、要素間の因果関係や無症状の発生メカニズムを示すものではないことに留意されたい。一般的な解釈の方法としては、「上位のノードに選抜された項目ほど分類能が高い」、「反復して出現する項目ほど、分類に貢献している」といった視点が利用される。

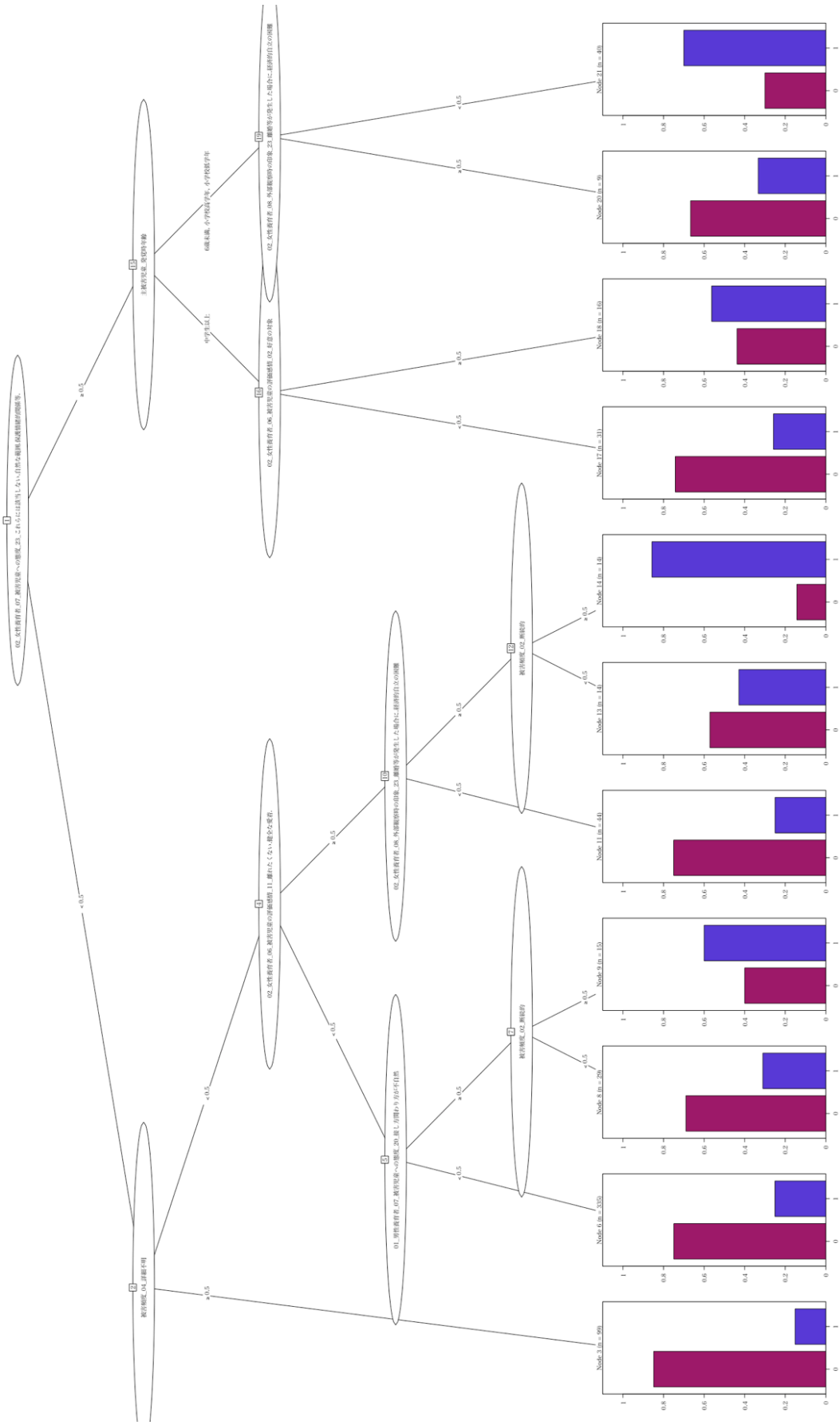


図 14.5 決定木分析の結果

決定木分析の結果、「女性養育者の被害児童に対する態度が自然な範囲(保護・情緒的関係)」であることが、最も上位のノードに選抜された。当該条件に該当した上で、「中学生以上で女性養育者に好意を持っている場合」や「小学生以下で女性養育者に経済的自立の困難が伴う場合」に無症状が観測される割合が高くなる傾向にあった。また、被害児童が女性養育者に対して「離れたくない(健全な愛着)」を有している場合では、「女性養育者に経済的自立の困難が伴う場合」に無症状への該当率が高い傾向があった。そして、「女性養育者の被害児童に対する態度が自然とは形容されず、被害児童が女性養育者に対して健全な愛着を持っているとは言えない場合」であって、かつ「男性養育者が被害児童に不自然な関わり方を持つ」ことに該当した場合、「無症状」への該当率が高い傾向にあった。

14.4 考察

本章では、家庭内性被害を受けた子どもにおける「無症状(明確な所見が認められない)」に関連する要素について、探索的な解析を行った。その結果、解析的に明確な結論を得るには至らなかった。部分的な示唆、あるいは後続する研究へのヒントとして、「男性養育者の被害児童に対する不自然な関わり方がある」、「母子関係が好意あるいは健全な愛着で結びついている」という状態が、被害児童の無症候性に関連しうる可能性が指摘されうる。仮説の域を出ず、結果の範囲を超えた考察となるかもしれないが、(1)男性養育者(本事業で報告された性被害事例においては、多くの場合加害者)による被害児童への操作が浸透している可能性、(2)女性養育者(本事業で報告された性被害事例においては、多くの場合非加害親)の保護機能によって症状等の発露が緩和・抑制されている可能性が考えられる。

このとき、解析によって明確な結論が得られなかった背景について、想定される本事業調査および本章解析の限界点を整理する。

第一に、本調査では「無症状」の定義が不明瞭な測定を実施している。「症状がない」ことと「観察されていない」こととを混同して扱ったため、予測対象となる変数に測定対象外のノイズが多分に混入した可能性が指摘される。多面的な症状等の測定結果をもってして、「症状がない」ことを定量化して扱う必要があるだろう。この測定に係る問題は、「無症状」との関連性を検討した他の説明変数についても同様である。

第二に、先行文献で指摘される「被害の自覚があるか否か」や「被害の侵襲度・複合性」、「順応の程度」等の要素については、調査での測定項目に含まれておらず、解析への組み込みが叶わず検証不十分な状態となっている。被害児童の年齢や被害内容については扱っているものの、その背後にあって核と想定される部分(自覚の有無、順応の程度等)については扱われていない。明確な関連性が得られなかった一因だと考えられる。

そして第三に、サンプルサイズや欠損値など、解析に利用したデータに含まれた情報量の限界が挙げられる。スパースモデリングでは、いくつかの変数で最尤推定値付近(と想定される)での事後サンプルが得られたが、関連性を明確に検出するに十分な事前分布の更新がなされなかった。明確な結果に至らなかった背景には、欠損によってデータに内在する情報が漠然となったことや、例数の不足等が指摘されうるだろう。これらを考慮した追加の検討が望まれると言える。

第 15 章(重点分析) 非加害養育者の機能と各種臨床所見との関係に関する初期検討

15.1 目的

子どもに対する家庭内での性加害に加担していない「非加害親」のあり方は、被害を受けた子どもへの支援や回復において、重要な役割を担うとされる(小山ら, 2012)。しかし、必ずしも非加害親の支援的機能が得られるとは限らず、非加害親自身も加害者からの DV 等の心身暴力被害や性被害を受けている場合や、子どもへの性被害を知って悲嘆様の強い感情反応や PTSD 症状に苛まれている場合(van Duin et al., 2018)、被害事実が信じられない・受け入れられないといった否認等が生じている場合など(神奈川県中央児童相談所, 2018)、一人の被害者として衰弱の中に貶められている例も少なくない。また、支援的役割とは裏腹に、子どもを守る立場にない、被害事実の無視や黙認といった態度が見受けられることもある(神奈川県中央児童相談所, 2018)。

当該知見を踏まえれば、非加害親に対する支援やエンパワメントは、間接的に被害を受けた子どもの予後改善につながる取組になるものと推測される。また、子どもの家庭内性被害は身体的虐待や心理的虐待、ネグレクト等の虐待相談や、障害相談等の他種別受理事例から発覚することもある(詳細は第 6 章・第 18 章)。本事業の主題である「家庭内性被害の早期発見」という視点からは、「相談種別を問わず、非加害親への支援によって、間接的に子どもの家庭内性被害の早期発見につながる」可能性が想定されるだろう。非加害親の子どもに対する支援的役割を醸成することで、被害児童の予後や早期発見に関連しうる要素が、どの様に変化しうるのかについて検討する必要がある。

本章では、非加害親(以下、調査上の設問設定から「非加害養育者」と記載)に見られる特徴(被害児童に対する態度や、被害児童からの評価・抱かれる感情)別で被害児童に見られる各種所見の該当状況を比較する。非加害養育者の態度によって、被害の様相がどの様に異なるかを探索的に検討することで、子どもの家庭内性被害の実態把握や、支援のあり方を検討する上での基礎情報を得る。

15.2 方法

事例調査(調査票 B)の設問 18 における「男性養育者: 非加害親である」および「女性養育者: 非加害親である」の項目への該当情報を用いて、男女養育者それぞれが非加害養育者であるかを計上した。

15.2.1 利用データと前処理

調査票 B を用いた事例調査で得られたデータのうち、男女養育者のいずれかが「非加害親である」との設問に該当すると報告された事例を集計対象として抽出した。抽出にかかるその他のデータ処理は実施していない。

15.2.2 適格基準

非加害養育者であるか否かへの回答を求める項目への回答欠損(当該養育者所見に関する回答困難報告があった場合)と、主たる被害児童の被害発覚時(受理時点)年齢に欠損のある事例データを除外対象とした。その他の項目に含まれる欠損は除外対象に含めず、集計・可視化を実施する際に「欠損」の区分を設けて結果を記載した。

15.2.3 統計解析

非加害男性・女性養育者の特徴を記述する項目は多い。したがって、本章では、各種所見区分ごとに得られたデータに対して潜在クラス分析を適用し、抽出されたパターンを集計・可視化に使用した。潜在クラス分析の方法および結果は、第 9 章と同一であり、本章では第 9 章で得られた結果をそのまま援用した。

15.2.4 集計対象

「非加害養育者の機能」によって「事例の様相がどのように異なるか」を把握するためには、必然、非加害養育者の機能と事例の様相のそれぞれに相当する情報を抽出する必要がある。関連する全ての観点を切り出して集計等を実施することは、その組み合わせの膨大さから実現が叶わない。

そこで、本章の検討では、「非加害養育者の機能」を最も代表しうる特徴として、(1)被害児童に対する態度、(2)被害児童の当該非加害養育者に対する評価・感情情報を項目抽出した。また、事例の様相を捉える特徴項目に関しては、(1)被害児童の発覚時点年齢・被害継続年数、(2)被害内容、(3)被害児童の各種臨床所見、(4)被害の発見者・開示相手(通告実施の有無別)を抽出した。非加害親の態度や様子に関する特徴別で、各種所見の該当率を比較する。

なお、本事業の調査で得られた事例情報のうち、その多くの事例において、「実父」、「実父以外の父」、「母親の内縁男性」など男性養育者に相当する人物が加害者となっている。したがって、男性養育者が非加害養育者であると報告される事例は少数となることが見込まれるため、集計による情報整理が困難になることが見込まれる。よって、本事業では「女性養育者が非加害養育者である」場合に焦点化して集計を実施する。

このとき、「非加害養育者」の区分を男女の性別で区分した場合には、下表に示されるパターンを区別なく扱うこととなる。それぞれの事例における家族構成や、「男女養育者のいずれかが非加

害親」か「いずれも非加害親」であるのか等については、本章の集計からは区別されない点に注意が必要となる。

	男性養育者	女性養育者
両親家庭	●	○
	○	●
	●	●
	○	○
ひとり親の父	●	
	○	
ひとり親の母		●
		○

＜加害と非加害＞
●: 加害　　○: 非加害

＜集計の区分＞
男女養育者(列)ごとに、家族構成区別なく、集計区分として設定

＜考慮事項＞
「男女養育者両方が非加害親」と
「いずれかが非加害親」が区別されない

15.3 結果

15.3.1 データ抽出の結果

被害児童の受理時点年齢に欠損のなかった事例は 704 件となり、そのうち、非加害親への該当報告項目に欠損があった 251 件を除外した結果、非加害養育者に該当報告のあった事例は 453 件となった。抽出された 453 件の事例において、男性養育者 92 件、女性養育者で 422 件に非加害親の該当報告が認められた(図 15.1)。この時、男女養育者両方が非加害である事例など、事例単位での重複が含まれている。以降、当該 453 件の組み入れ基準を満たしたデータを集計の対象とする。

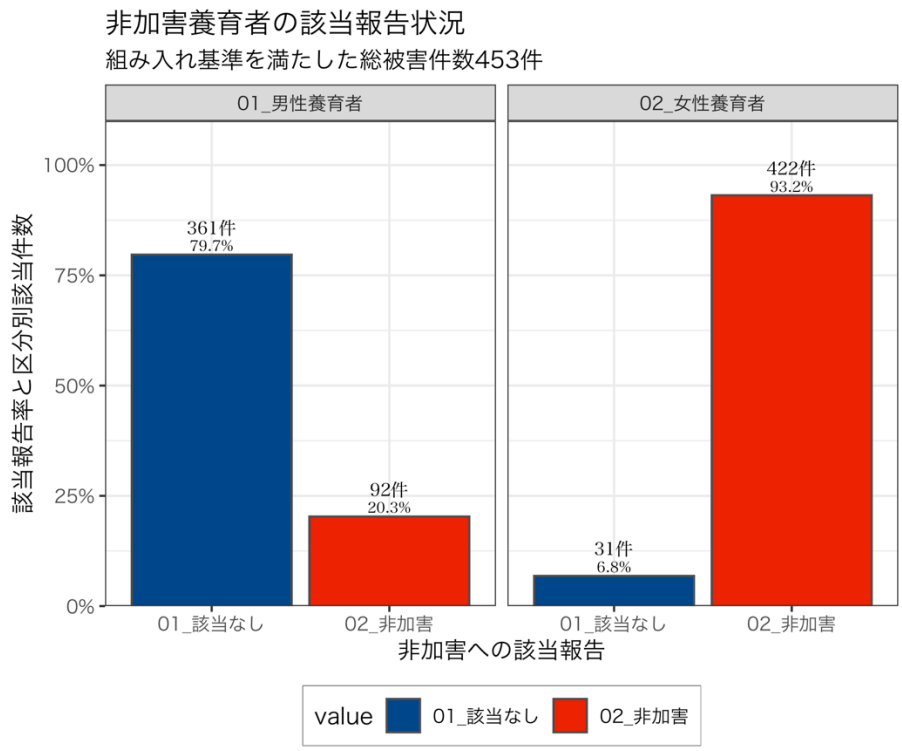


図 15.1 「非加害養育者」の項目に該当報告のあった事例件数

15.3.2 非加害養育者の性別別での基礎情報集計

男性養育者が非加害養育者である場合と、女性養育者が非加害養育者である場合における、被害児童の性別について結果を集計した(図 15.2)。その結果、非加害養育者の性別による被害児童の性別の構成比に明確な差異は観察されなかった。

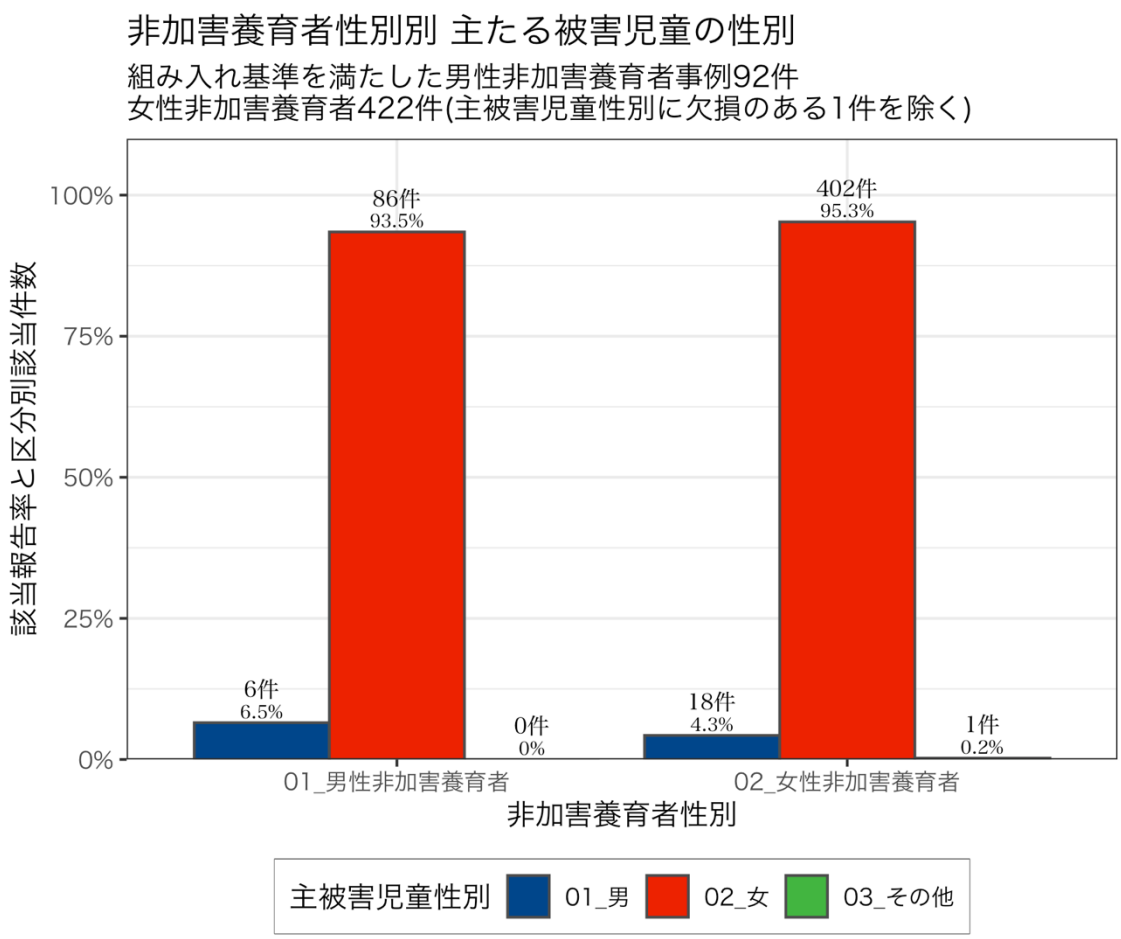


図 15.2 非加害養育者の性別別での被害児童の性別該当件数と構成比

被害児童の年齢についても同様に、非加害養育者の性別別で明確な分布の差異は観察されなかった(図 15.3)。

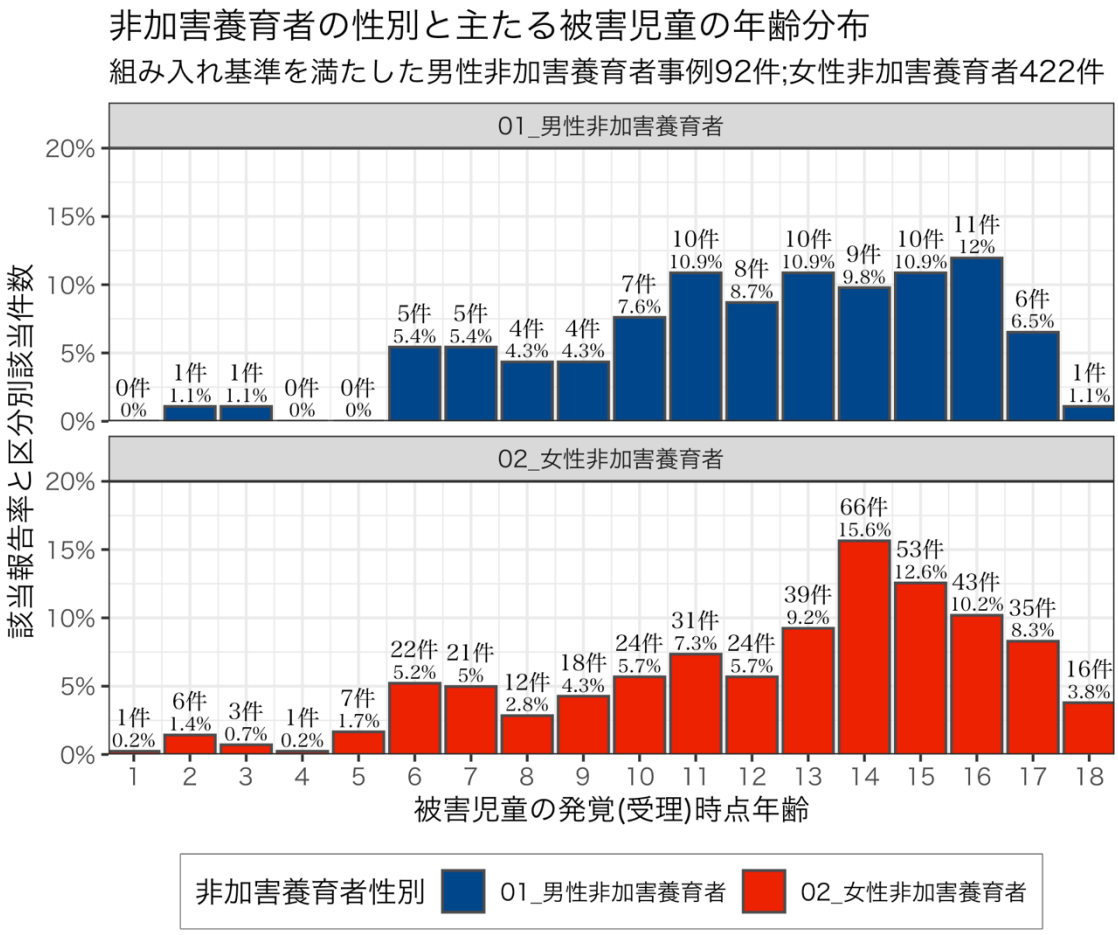


図 15.3 非加害養育者の性別別での被害児童の年齢分布

続いて、男性養育者における「非加害親への該当報告の有無」で、被害児童に対する態度情報を集計した結果を示す(図 15.4)。被害児童に対する態度情報は、潜在クラス分析によって要約されたパターン種別を利用した。その結果、男性養育者に非加害の該当報告がある場合、被害児童に対する態度として、「純粋暴力支配」や「準暴力や過剰愛護」に該当する例が少なく、反対に「自然な範囲や情緒的保護・問題解決」に該当する例が多い傾向にあった。これらの結果は「非加害親であるか否か」という視点から見て自然であるが、一方で、「非加害親であっても暴力的な態度をとる男性養育者」が一定数報告されている点にも着眼される。「非加害養育者」として、直接的に性的加害に関与していなくとも、被害の発生構造に何らかの影響を与えていることが懸念される。

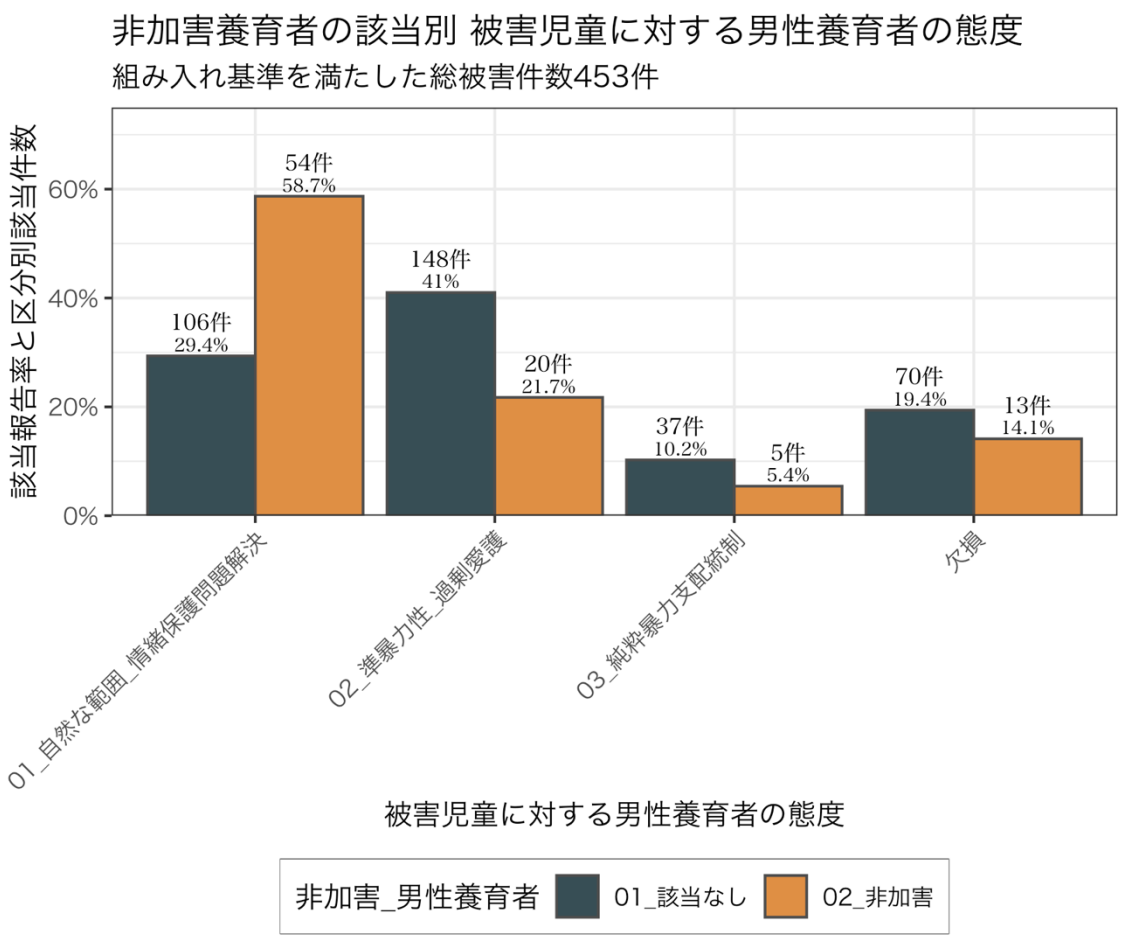


図 15.4 非加害養育者の該当報告の有無別 男性養育者の被害児童に対する態度

被害児童が、男性養育者に抱く感情や評価の視点から集計を実施した結果を図 15.5 に示す。被害児童が、当該養育者に抱く感情や評価については、潜在クラス分析によって要約されたパターンを利用した。その結果、非加害養育者に該当報告のあった男性養育者では、被害児童からの評価・感情として、「保護と好意、健全な愛着関係がある」例への該当率が相対的に高いという結果が得られた。反対に、「拒否・嫌悪、恐怖や憎しみ」といった評価・感情への該当率は、非加害養育者への該当がある場合に報告率が低い傾向にあった。

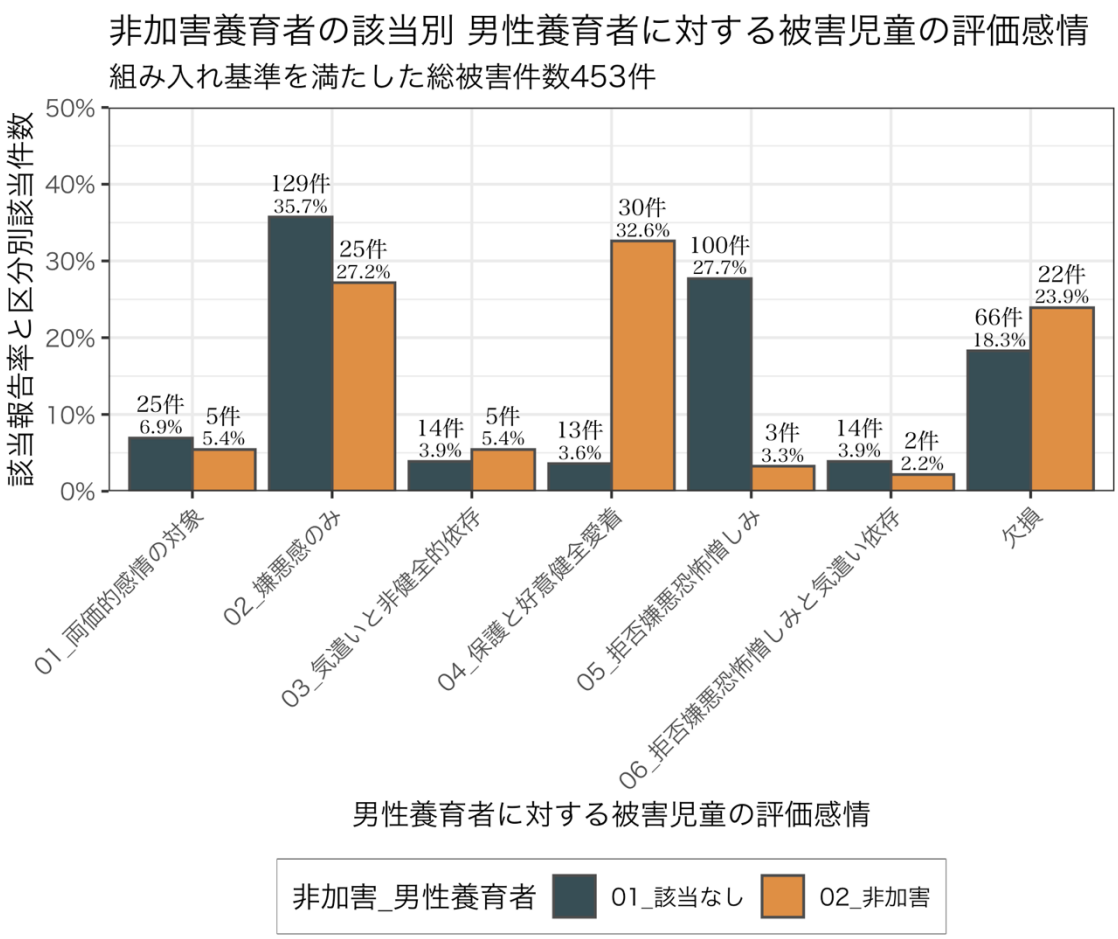


図 15.5 非加害養育者の該当報告の有無別 男性養育者に対する被害児童の評価感情

非加害養育者への該当報告の有無別で、女性養育者の被害児童に対する態度情報を集計したところ、「保護・問題解決」や「自然な範囲」といった肯定的な態度パターンへの該当率が、非加害女性養育者において高い傾向にあり、反対に「無関心や自己中心」、「心理暴力的統制」といった否定的な態度への該当率は低い傾向にあることが観察された(図 15.6)。

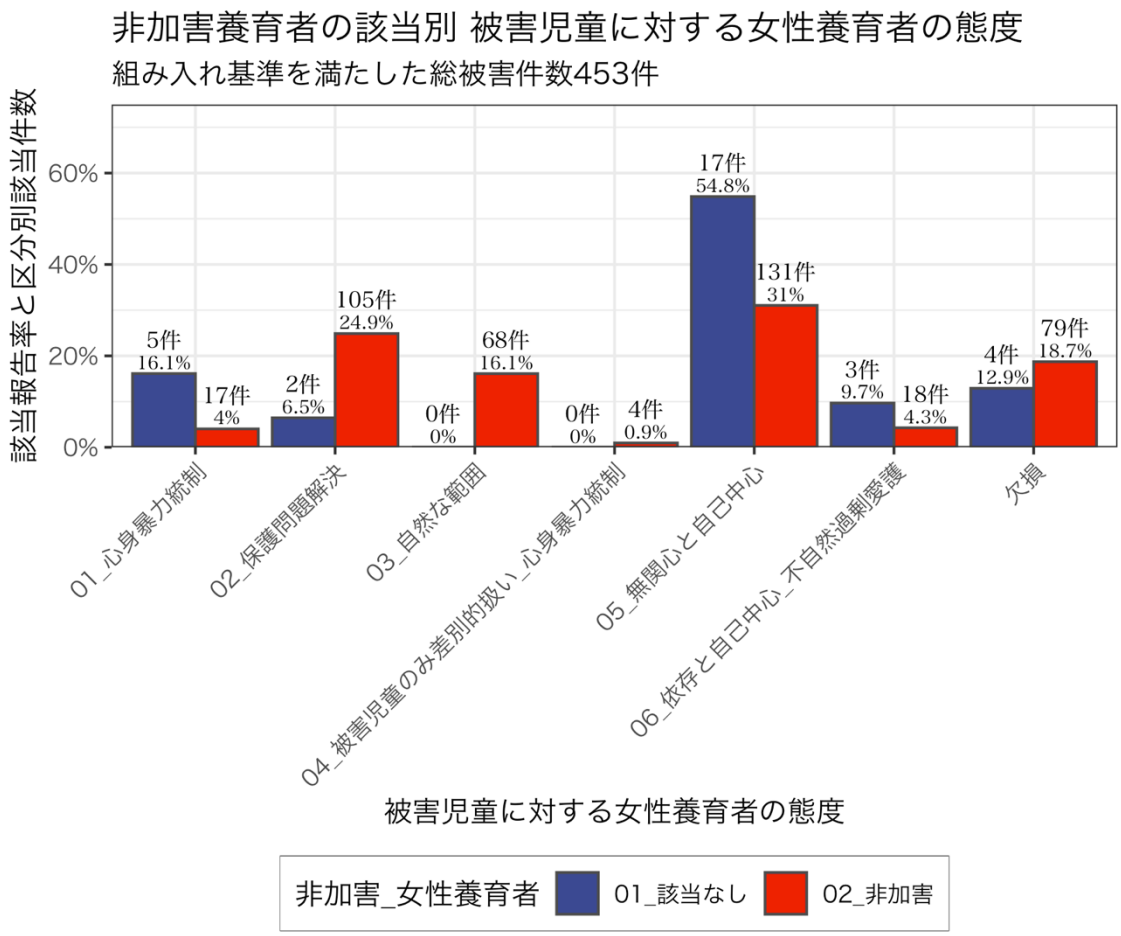


図 15.6 非加害養育者の該当報告の有無別 女性養育者の被害児童に対する態度

被害児童が抱く女性養育者への評価・感情について、非加害養育者への該当報告の有無別で集計したところ、女性養育者が非加害養育者と報告された事例の場合、「保護と好意、健全な愛着」で明確に該当率が高く、他方、「拒否嫌悪・あきらめ・分離希望の対象」では該当率が低い傾向にあった(図 15.7)。女性養育者が「非加害養育者である」と報告された事例であっても、「気遣いや分離希望」、「あきらめ・信じてもらえない」といった否定的な評価や感情を子どもが抱いている例があることも特記されるだろう。

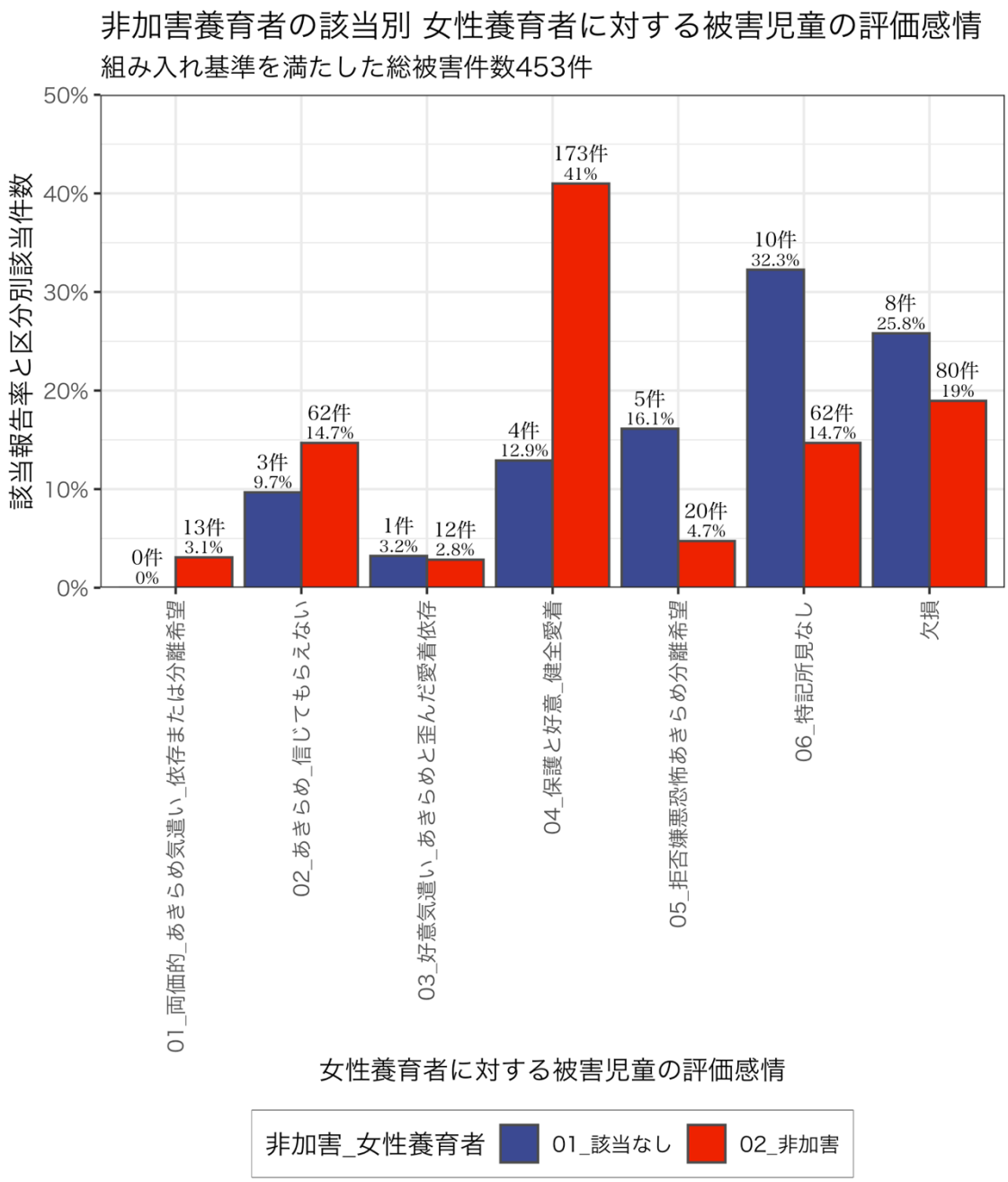


図 15.7 非加害養育者の該当報告の有無別 女性養育者に対する被害児童の評価・感情

非加害養育者が男性である場合と女性である場合において、加害者(児)の続柄は、(当然の事ながら)大きく異なる結果となった。以降の集計結果を解釈する際に留意すべき情報として、結果を図 15.8 に掲載する。具体的には、男性養育者が非加害親に該当した場合、実父や実父以外の父、内縁男性等の該当率が低く、相対的にきょうだい(兄、異父母の兄、弟等)の加害例が多い傾向にあった。

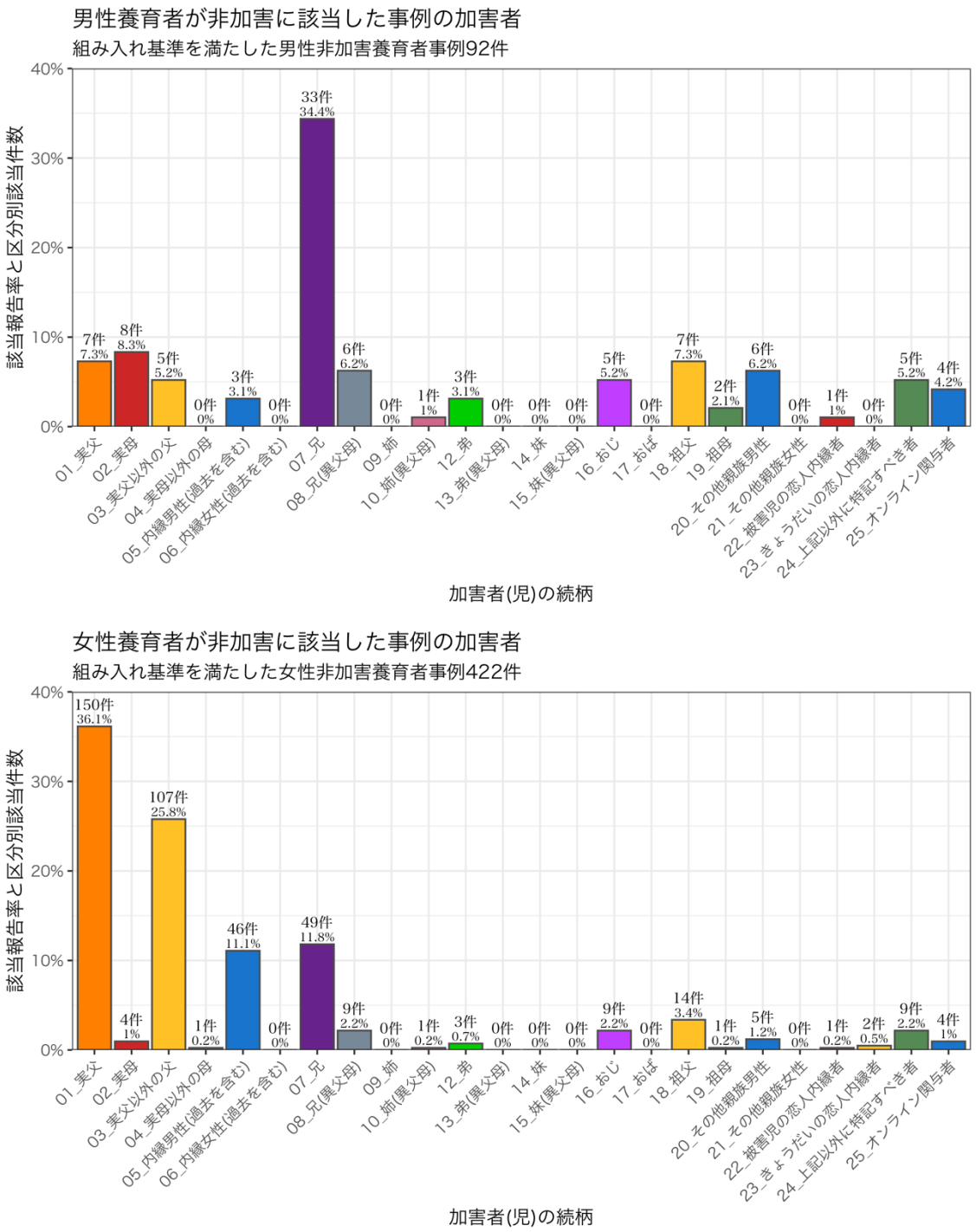


図 15.7 非加害養育者の性別別 加害者(児)の続柄該当件数

上パネル: 男性養育者が非加害養育者である場合の加害者(児)

下パネル: 女性養育者が非加害養育者である場合の加害者(児)

また、「非加害養育者」として該当報告のあった男女の養育者について、関係支援者による観察時の印象や関係機関の情報を図 15.8(非加害男性養育者)および図 15.9(非加害女性養育者)に整理する。本集計も、以降の集計結果を解釈する上で重要な観点であると想定される。具体的には、「被

害の発覚や通告を受けて傷つきやプレッシャーを抱えている、「精神的に不安定」な場合や、「暴言暴力・反社会的態度」などに該当する場合など、多様な「非加害養育者」が含まれている。

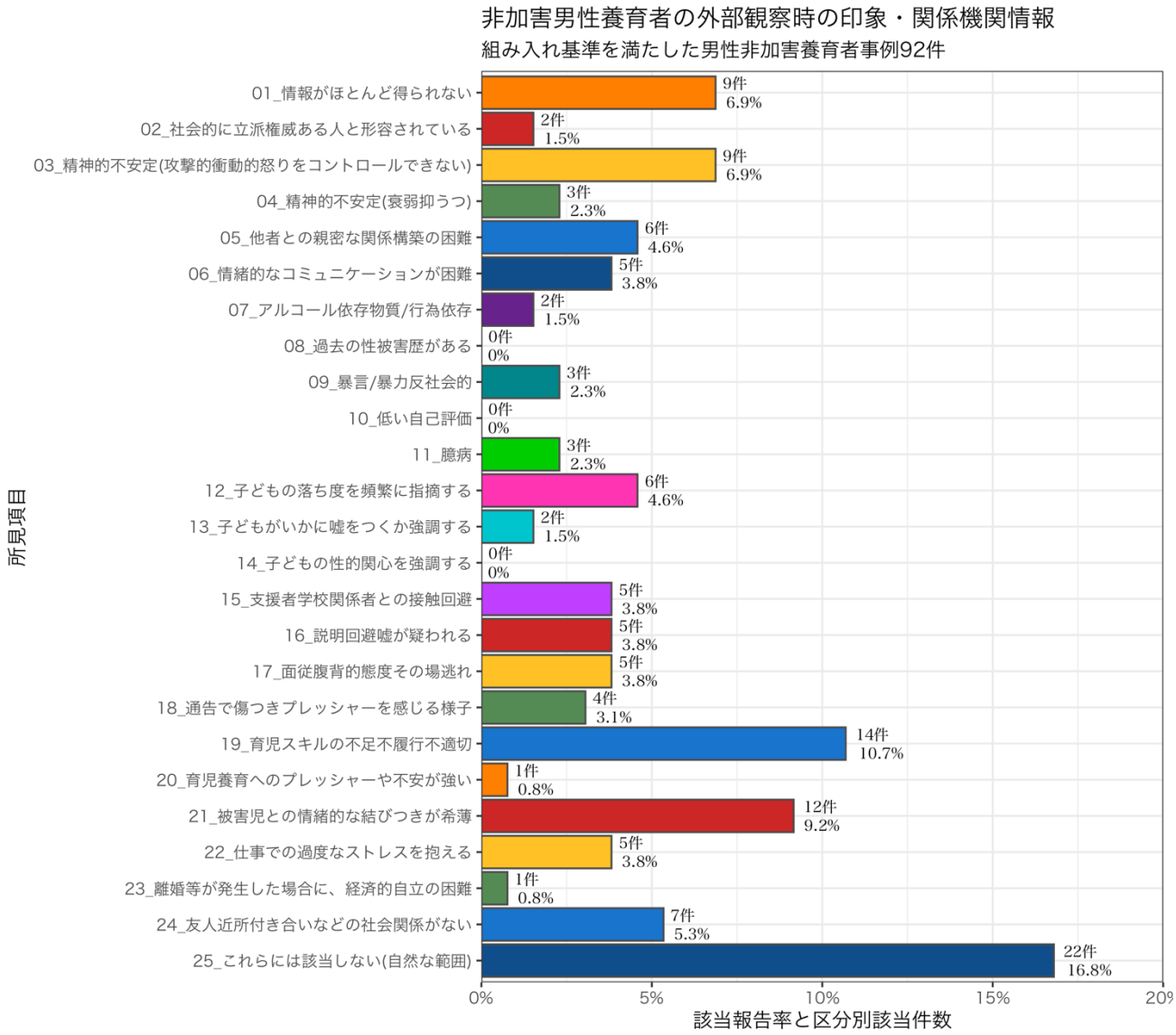


図 15.8 非加害男性養育者の外部観察時の印象・関係機関情報

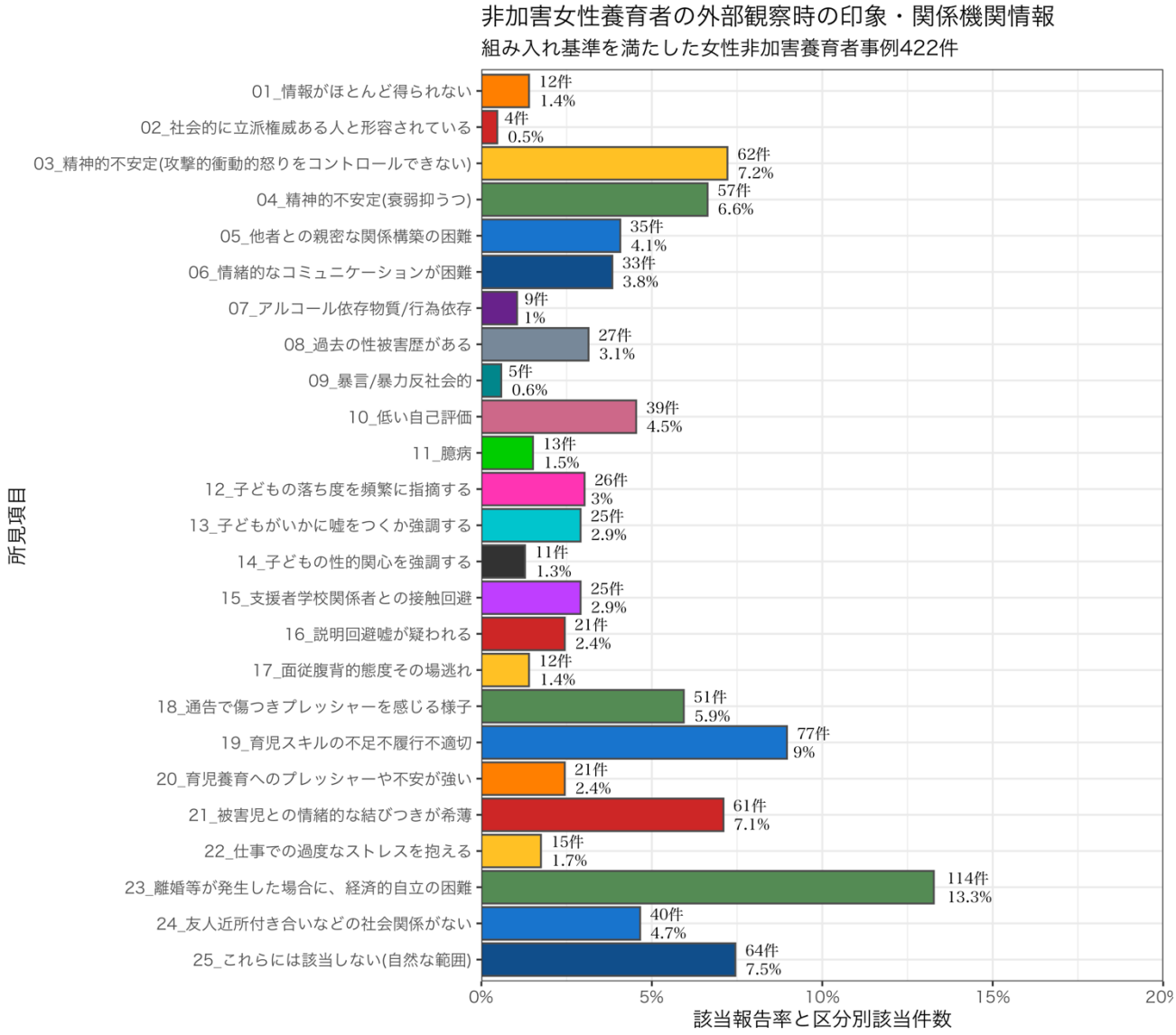


図 15.9 非加害女性養育者の外部観察時の印象・関係機関情報

15.3.3 非加害女性養育者の児童に対する態度別での特徴把握

ここまで、非加害養育者男女別での基礎情報を集計した。以降は、非加害男性養育者の例数が少ないことから、女性養育者が非加害に該当した例に絞って被害の様相を把握する。本節では、潜在クラス分析によって要約された「非加害女性養育者の被害児童に対する態度」のパターン種別を集計軸とし、被害内容や被害児童に見られる臨床所見等の該当状況を整理する。

非加害女性養育者の被害児童に対する態度別で、被害発覚(受理)時点の子どもの年齢を図 15.10 に示す。「保護・問題解決」や「自然な範囲」といった肯定的、あるいは中庸的な観察態度と、「心身暴力統制」、「被害児童のみへの差別的扱いや心身暴力統制」、「無関心と自己中心」、「不自然な関わりや過剰愛護」といった否定的な観察態度との間に、明確な違いは認められなかった。

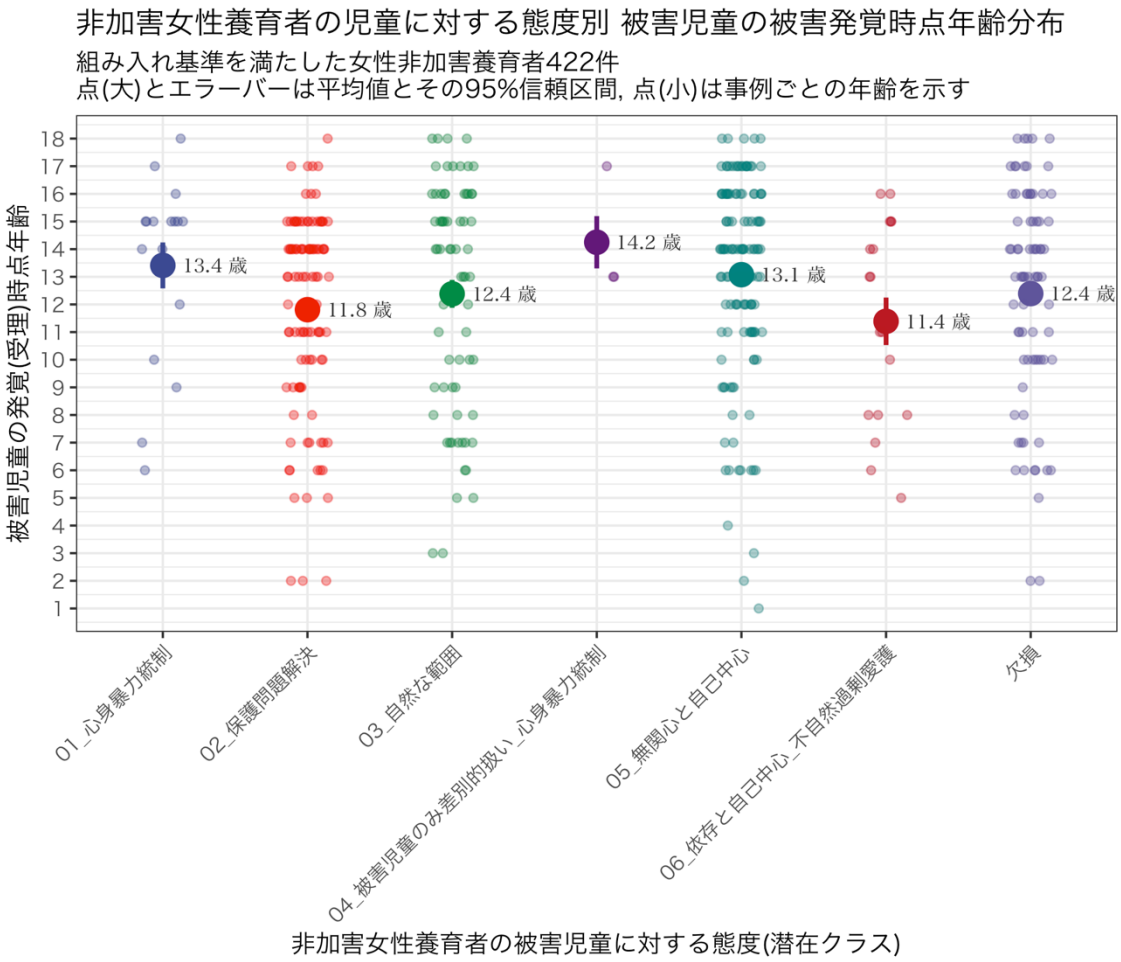


図 15.10 非加害女性養育者の子どもに対する態度別 被害発覚時点(受理時点)の児童年齢

被害の継続年数についても同様に、肯定的態度や自然な範囲と否定的態度との間に、明確な違いは認められなかった(図 15.11)。なお、被害の継続年数を算出するために必要であった、「被害の初発年齢」が把握・報告されなかった 112 件については、当該集計からは除外している。

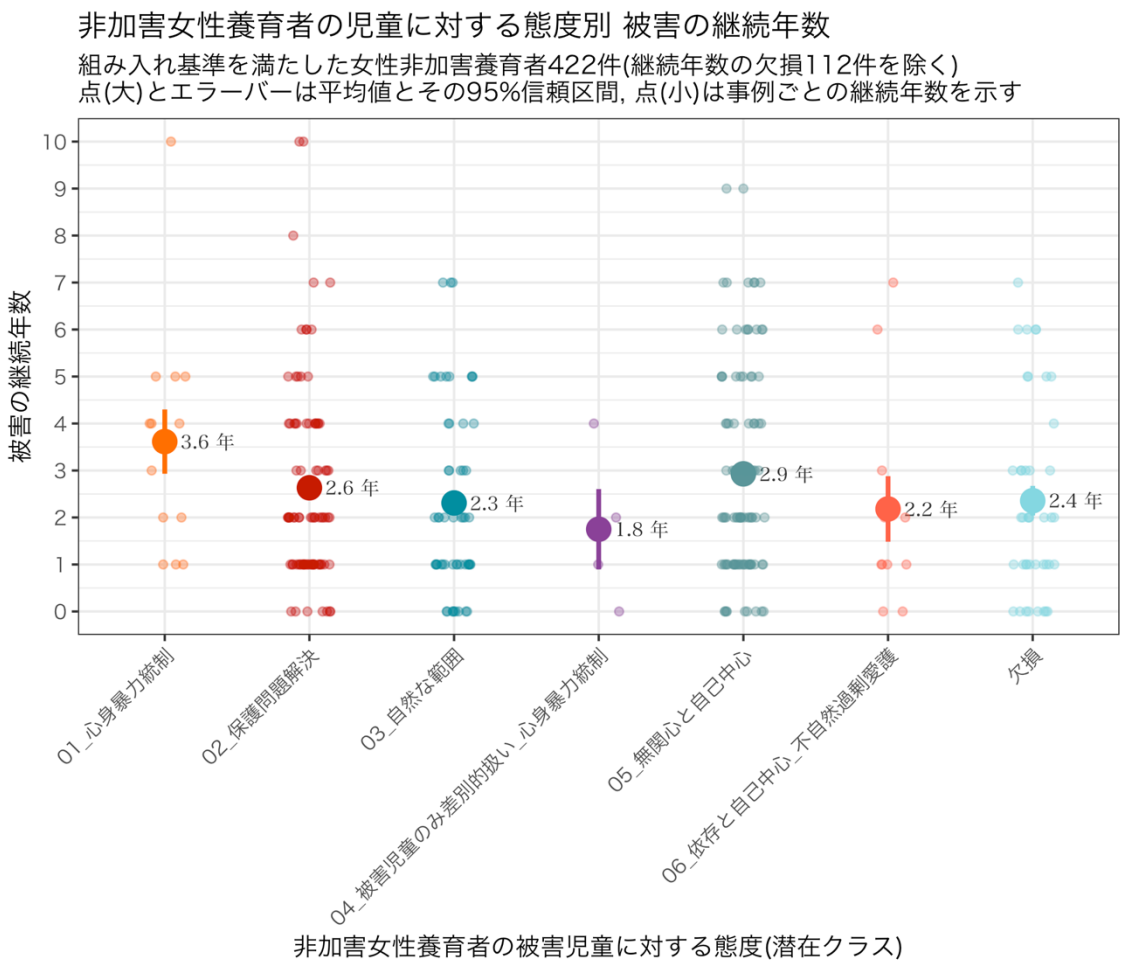


図 15.11 非加害女性養育者子どもに対する態度別 被害の継続年数

続いて、非加害女性養育者の態度別での被害内容の該当率を図 15.12 に示す。非加害女性養育者の被害児童に対する態度によって、被害内容に明確な違いは観察されない。

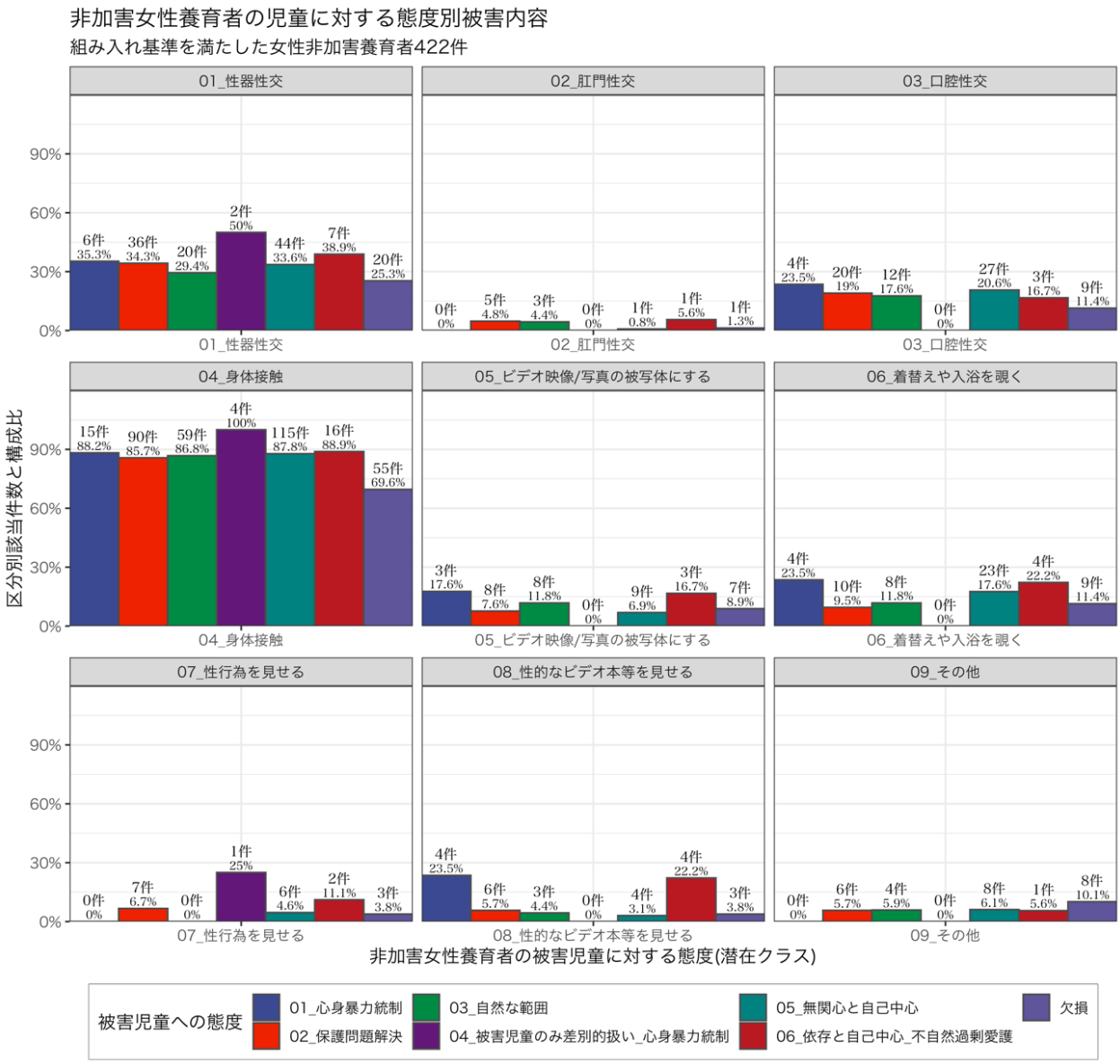


図 15.12 非加害女性養育者の子どもに対する態度別 被害の内容

被害児童に見られる各種臨床所見に関する集計結果を整理する。まず、「無症状」および「医学所見」への該当状況を、非加害女性養育者の子どもに対する態度種別別で整理した結果を図 15.13 に示す。非加害女性養育者の態度が、「自然な範囲」と形容されるパターンにおいて、「無症状」への該当がやや高い傾向が見受けられるが、全体を総合して、被害児童に対する肯定的・自然な範囲と否定的な態度の間に、両所見への該当率の明確な違いは見受けられない。

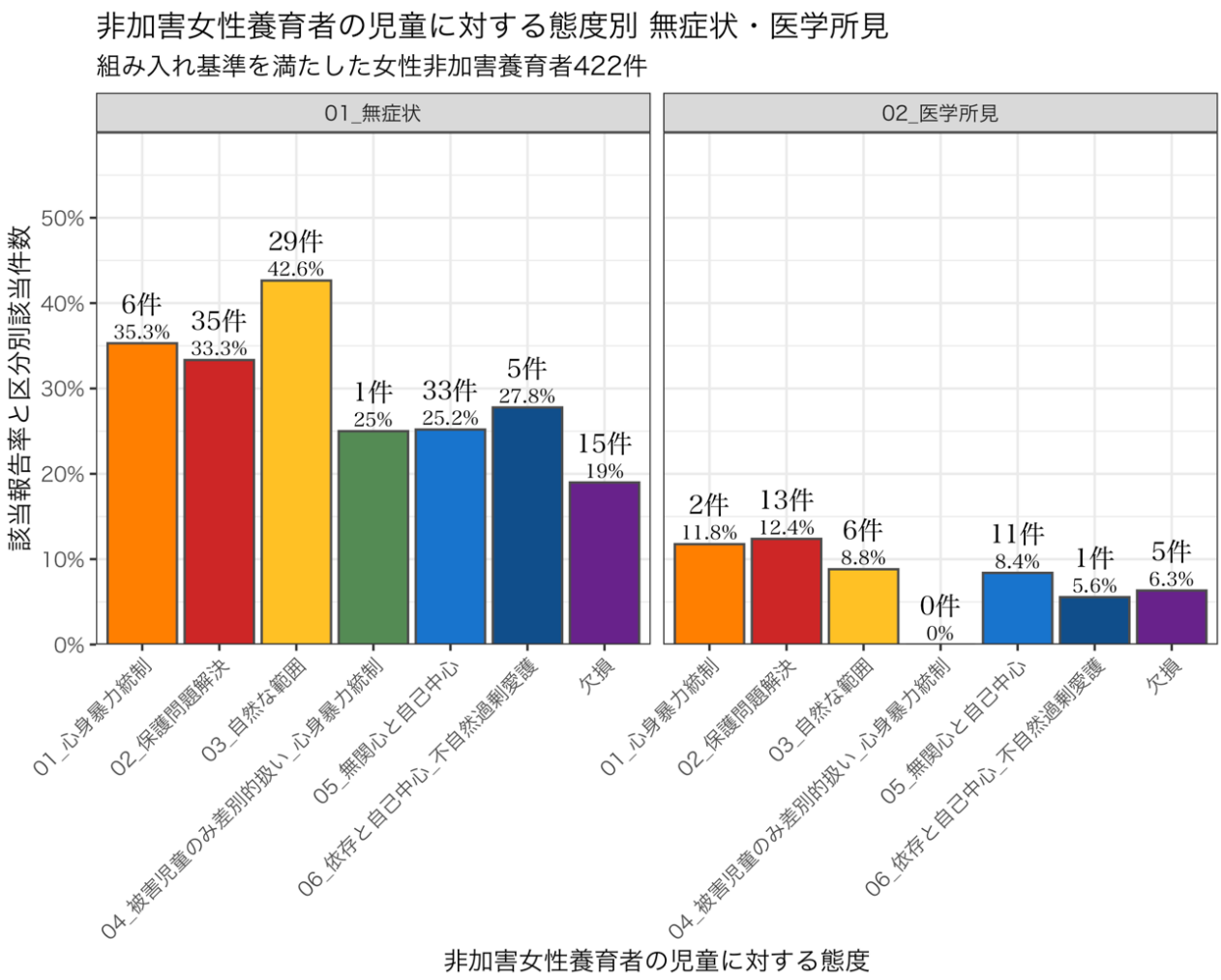


図 15.13 非加害女性養育者の子どもに対する態度別 無症状所見と医学所見の該当報告率

身体所見への該当率についても同様に、被害児童に対する肯定的・自然な範囲と否定的な態度の間に、両所見への該当率の明確な違いは見受けられなかった(図 15.14)。

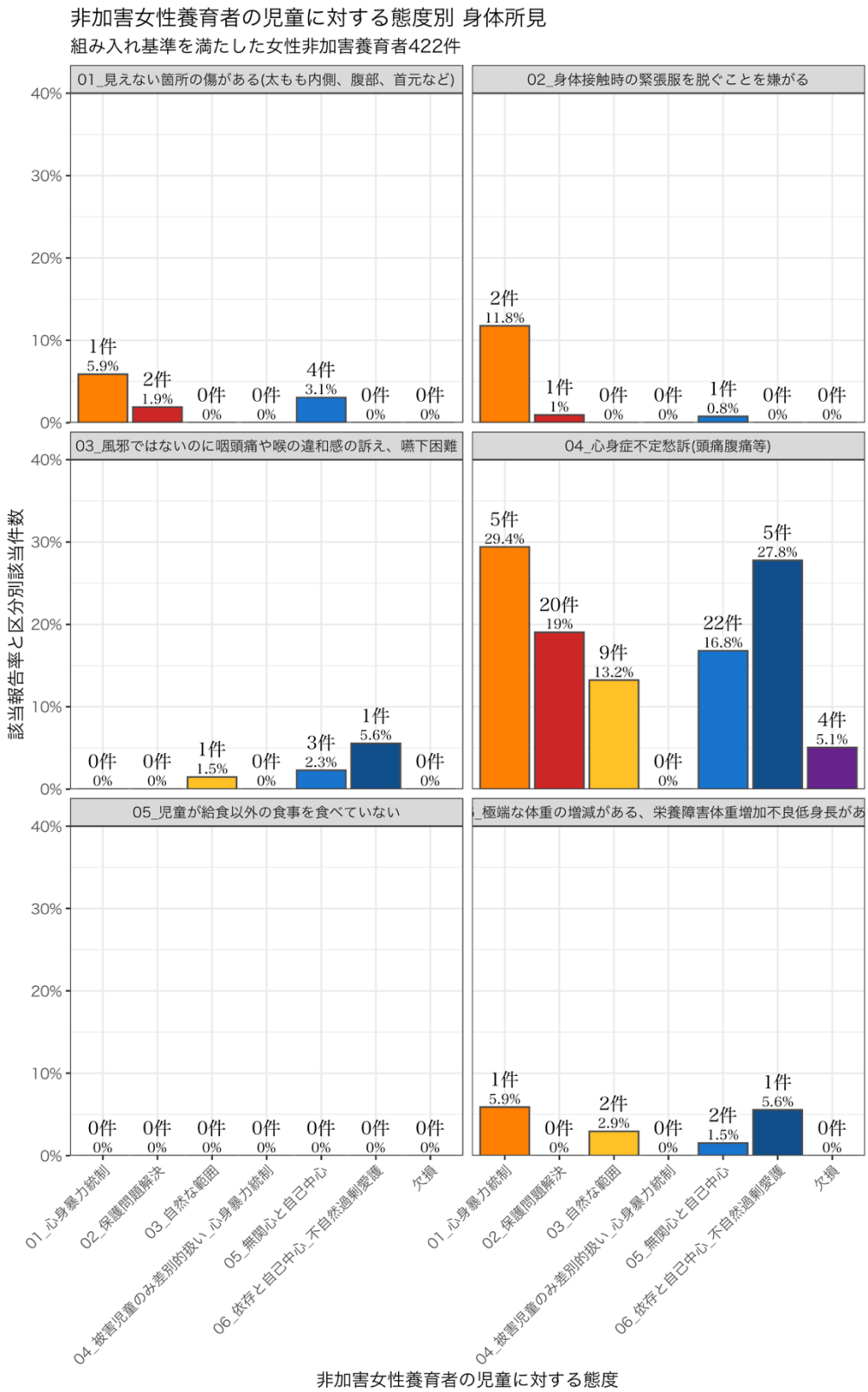


図 15.14 非加害女性養育者の子どもに対する態度別 身体関連所見の該当報告率

対人関係や愛着に関する所見については、「子どもに情緒的問題がある」、「対人距離に関する問題がある」、「子どもが愛着課題を抱えている」の項目で、非加害女性養育者の被害児童に対す

る態度が、「保護・問題解決」、「自然な範囲」と形容される場合に、それぞれの課題への該当率が、やや低い傾向が見受けられた(図 15.15)。子どもが性的被害を受けている場合であっても、非加害女性養育者の態度が肯定的・自然な範囲である場合には、当該課題が発生しにくくなるといった可能性が推測される(または、非加害女性養育者の態度が肯定的・自然な範囲でない場合に、より上記課題が生じやすくなると推測される)。

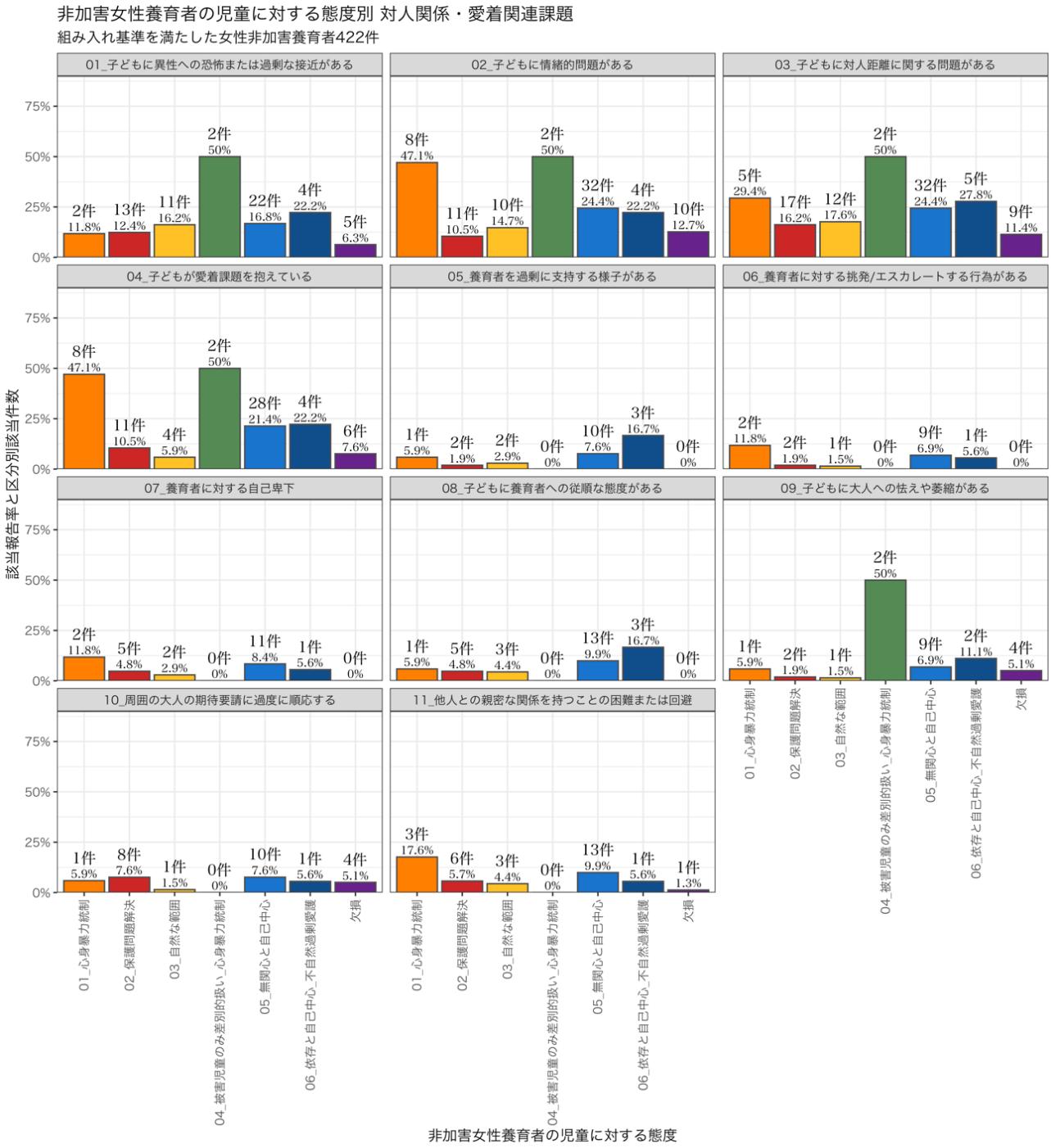


図 15.15 非加害女性養育者の子どもに対する態度別 対人関係・愛着に関する課題

学校や保育園・幼稚園、あるいは社会的養護関係施設等での集団生活場面に関する所見については、非加害女性養育者の子どもに対する態度種別で、該当率に明確な違いは認められなかった(図 15.16)。

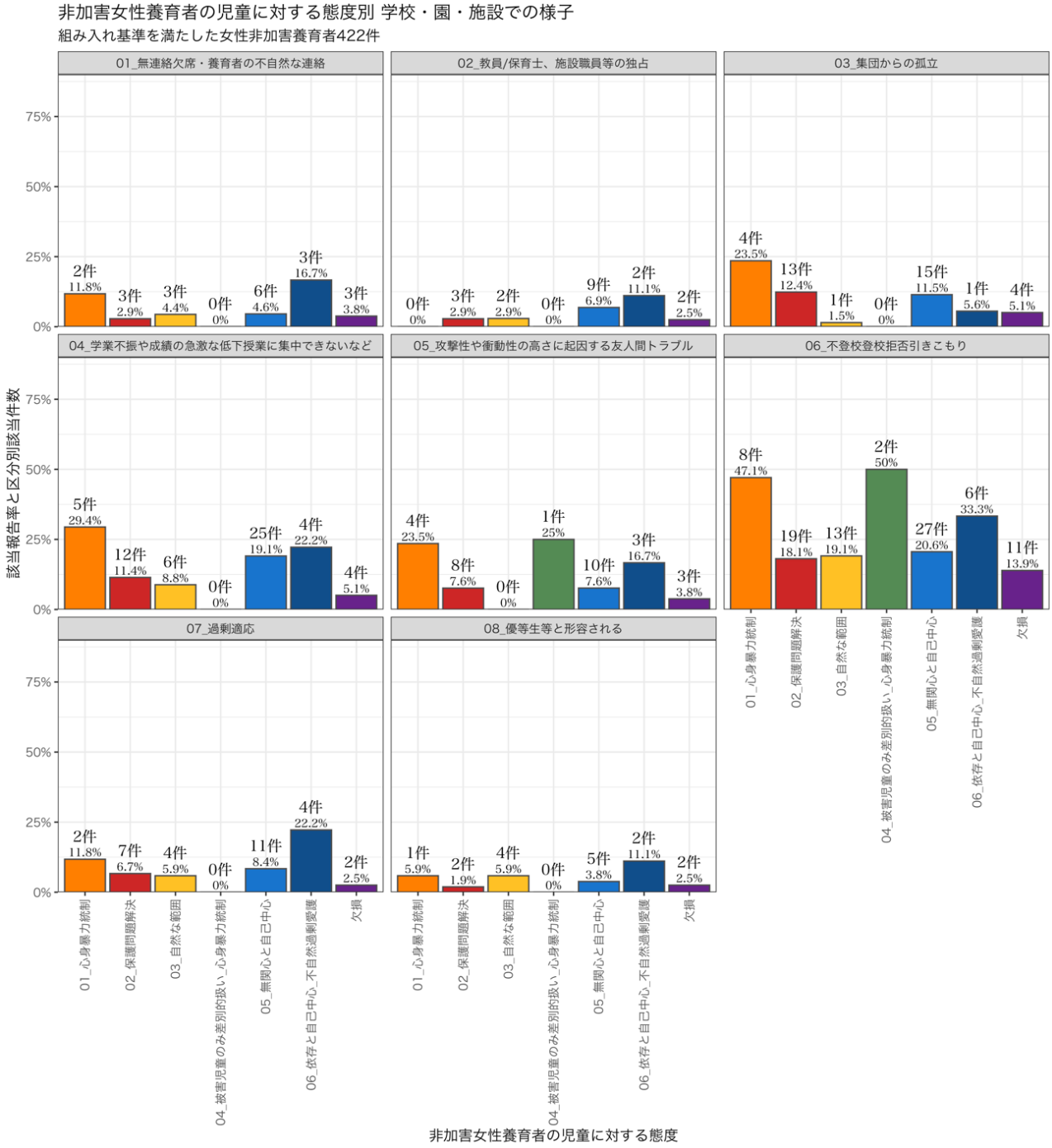


図 15.16 非加害女性養育者の子どもに対する態度別 学校・園・施設等での所見該当率

関係者への訴えに関する所見については、非加害女性養育者の態度が肯定的・自然な範囲である場合と、否定的な場合において、該当率に明確な違いが認められなかった(図 15.17)。非加害女性

養育者の児童に対する態度によって、被害児童から発せられる帰宅不安や恐怖の訴え、保護救済の訴えといった援助要請に、顕著な違いが積極的に確認されなかった結果となる。

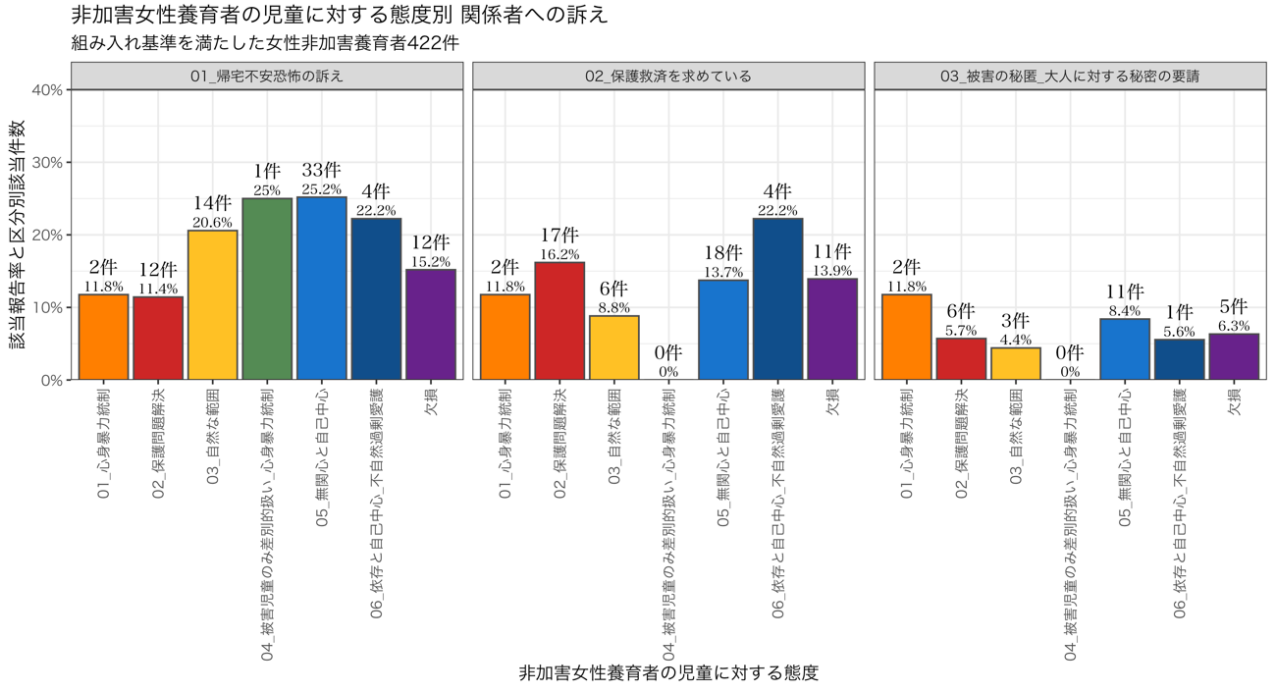


図 15.17 非加害女性養育者の子どもに対する態度別 関係者への訴え

心理症状・トラウマ関連症状については、非加害女性養育者の態度が肯定的・自然な範囲である場合、否定的な態度と比べて「無力感」への該当率がやや低い様相が観察されるものの、全体を通じて一貫した傾向は特別確認されなかった(図 15.18)。

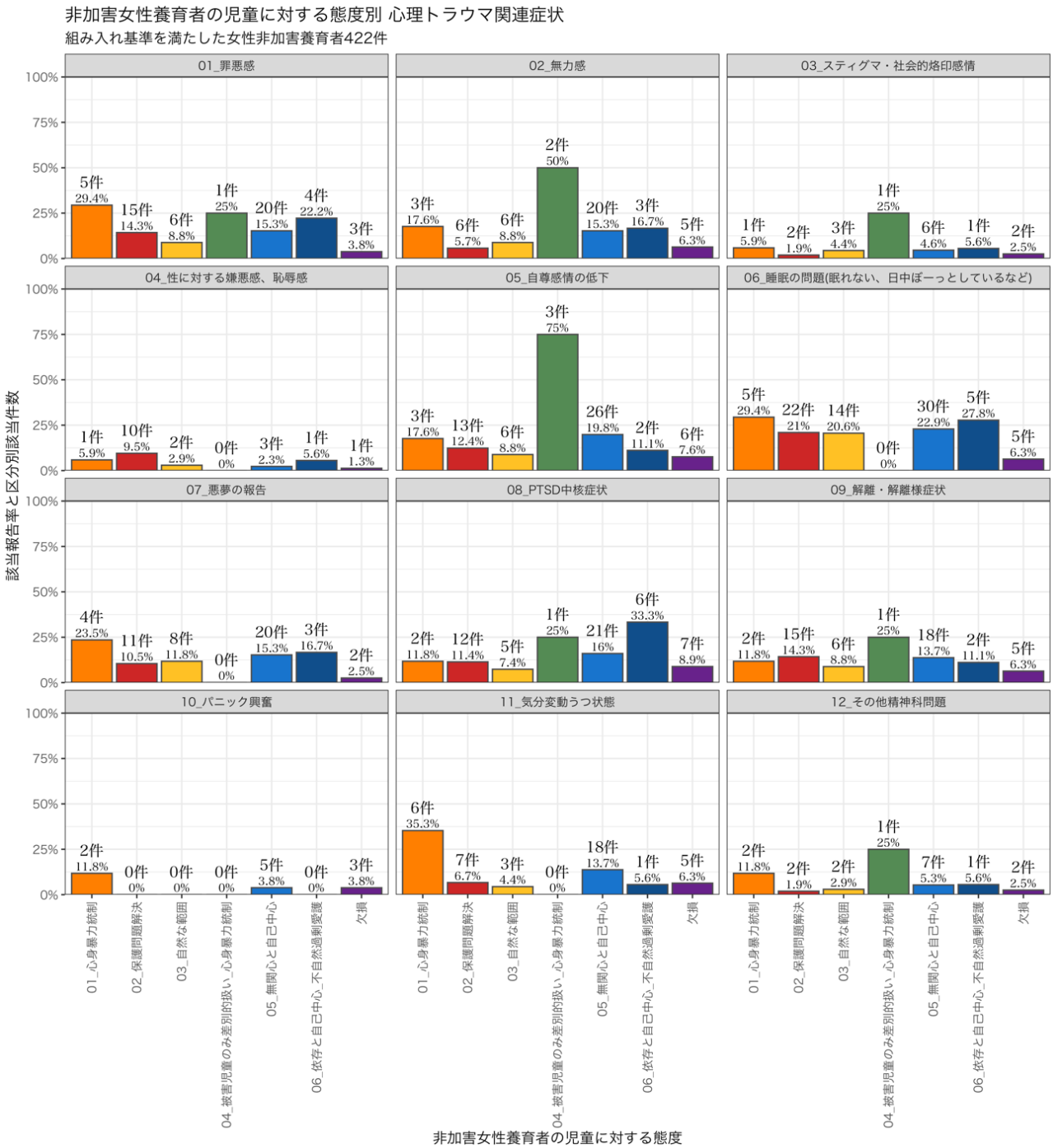


図 15.18 非加害女性養育者の子どもに対する態度別 心理・トラウマ関連症状

被害児童にみられる行動上の特徴や問題についても同様に、非加害女性養育者の態度による該当率の明確な違いは観察されなかった(図 15.19)。

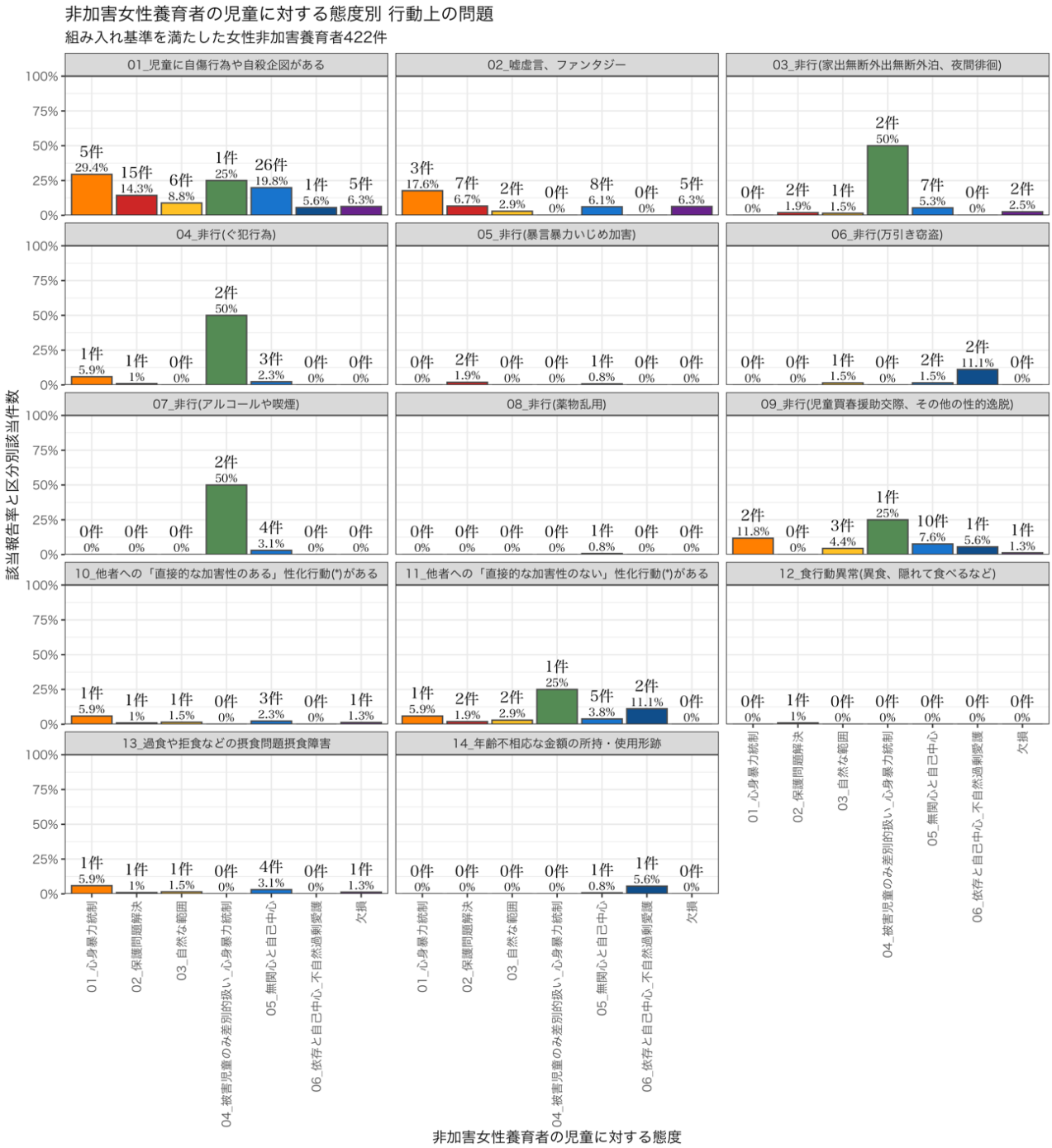


図 15.19 非加害女性養育者の子どもに対する態度別 行動上の問題

続いて、非加害女性養育者の態度別で、「通告の実施に至った被害の発見者・開示相手」について、該当報告率を集計比較した。その結果、非加害女性養育者に「保護・問題解決」の態度がある場合に、発見または開示に基づく母(実母・実母以外の母)からの通告実施が、他の態度種別と比べて高い傾向が観察された(図 15.20)。

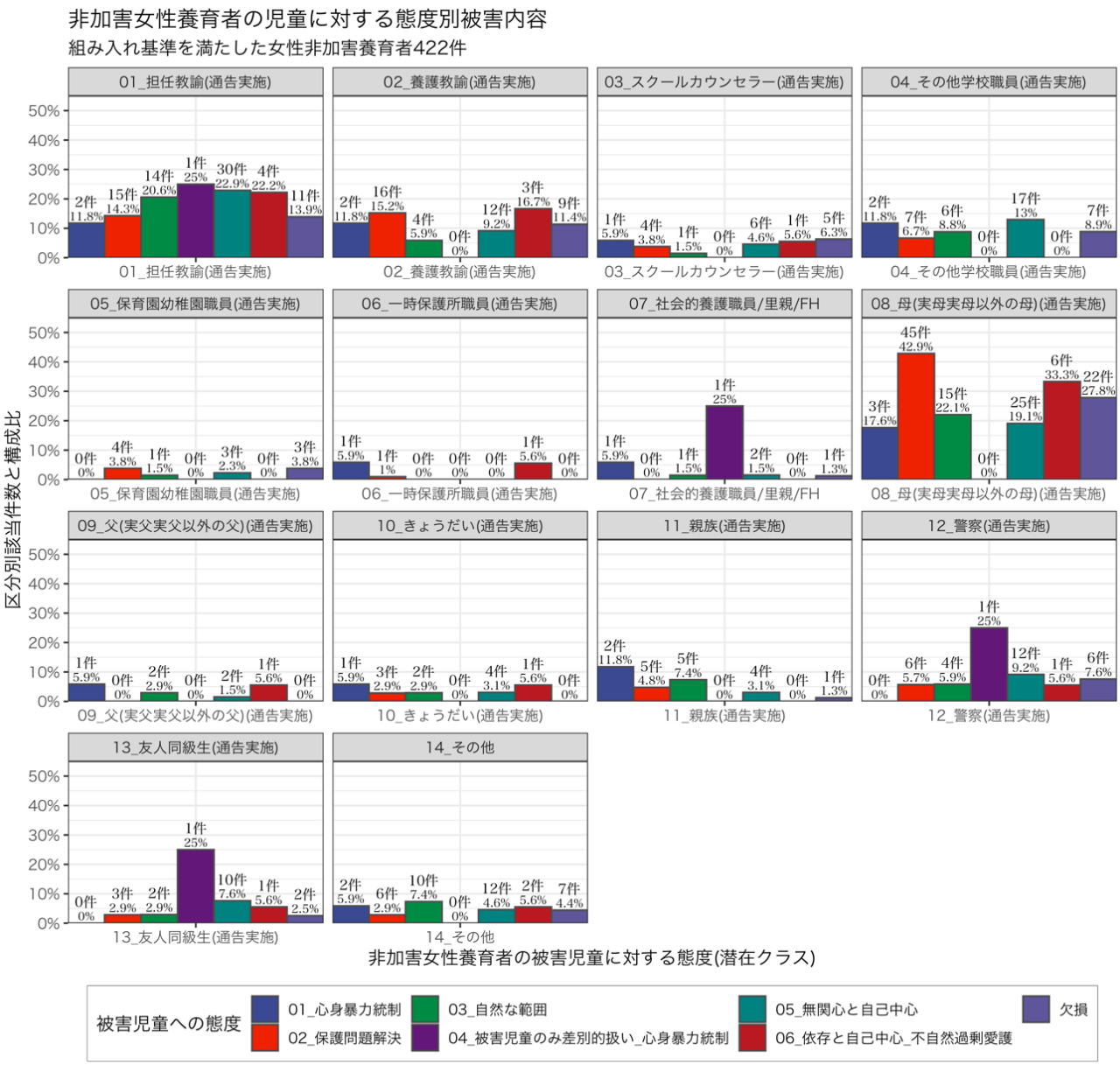


図 15.20 非加害女性養育者の児童に対する態度別 被害の開示相手・発見者(通告に繋がった者)

通告に至らなかった発見者・開示相手についての該当報告率に関しては、非加害女性養育者の態度によって明確な違いが観察されなかった(図 15.21)。

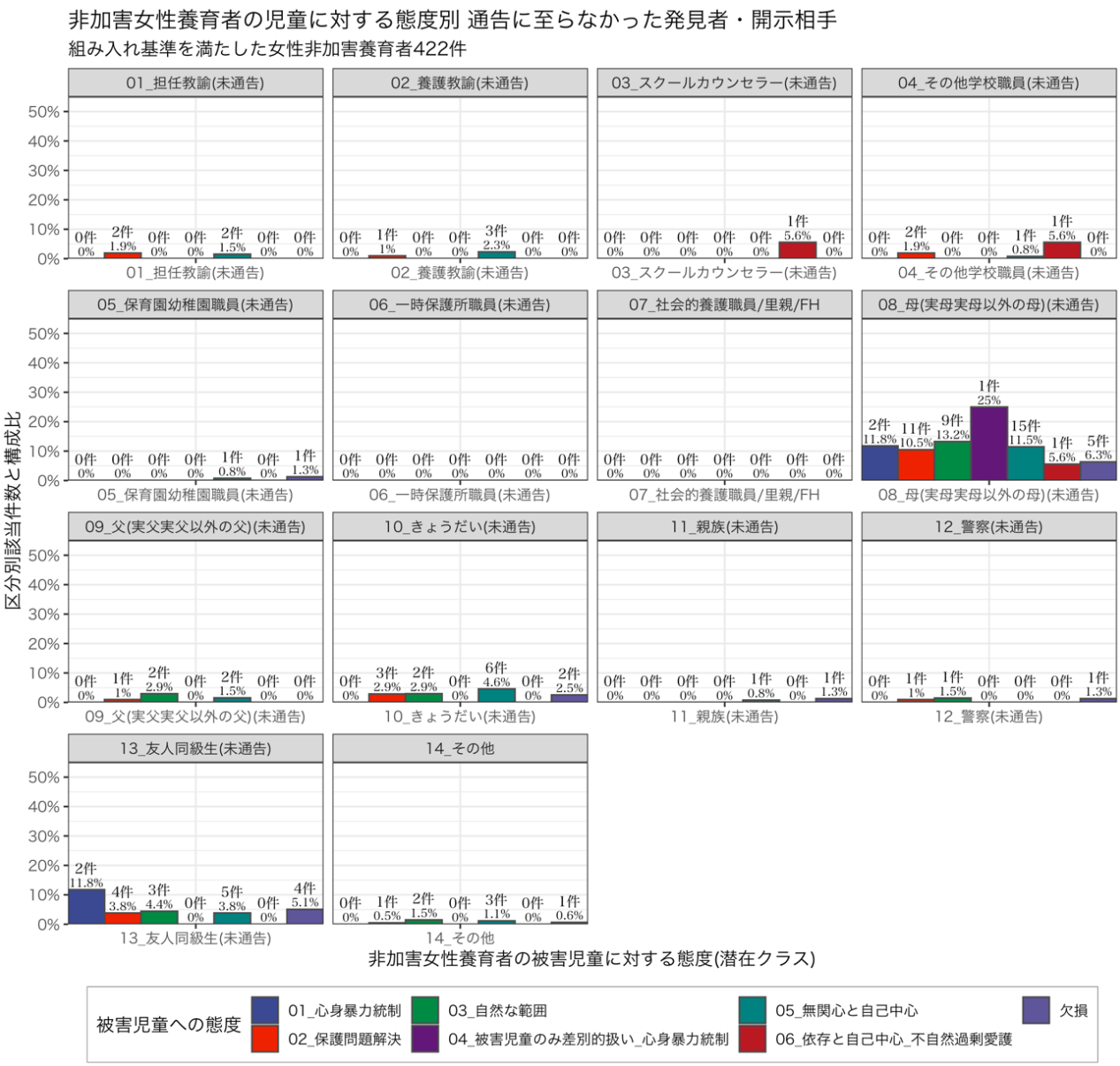


図 15.21 非加害女性養育者の子どもに対する態度別 被害開示相手・発見者(通告に至らなかった者)

15.3.4 非加害女性養育者に対する子どもの評価・感情別での特徴把握

ここまで、非加害女性養育者の態度種別で各種所見への該当率を比較してきた。このとき、「支援者の視点から、非加害女性養育者が被害児童に対して、どの様な態度を取っているか」という視点は重要であることに違いはないものの、被害児童に見られる所見との関連を検討する上では「子どもが、非加害女性養育者に、どの様な感情や評価を抱いているか」という子ども側の視点も欠かすことはできない。本節では、潜在クラス分析によって要約された「(非加害)女性養育者に対して被害児童が抱く評価・感情」の種別を集計軸として、各種所見の該当率を比較する。

非加害女性用養育者に対する被害児童の評価・感情の種別における、被害児童の被害発覚時点(受理時点)年齢を比較した結果を図 15.22 に示す。種別での平均値を比較したところ、「保護と好意、健全な愛着」と形容される評価・感情区分において、平均年齢が低い傾向が観察された。

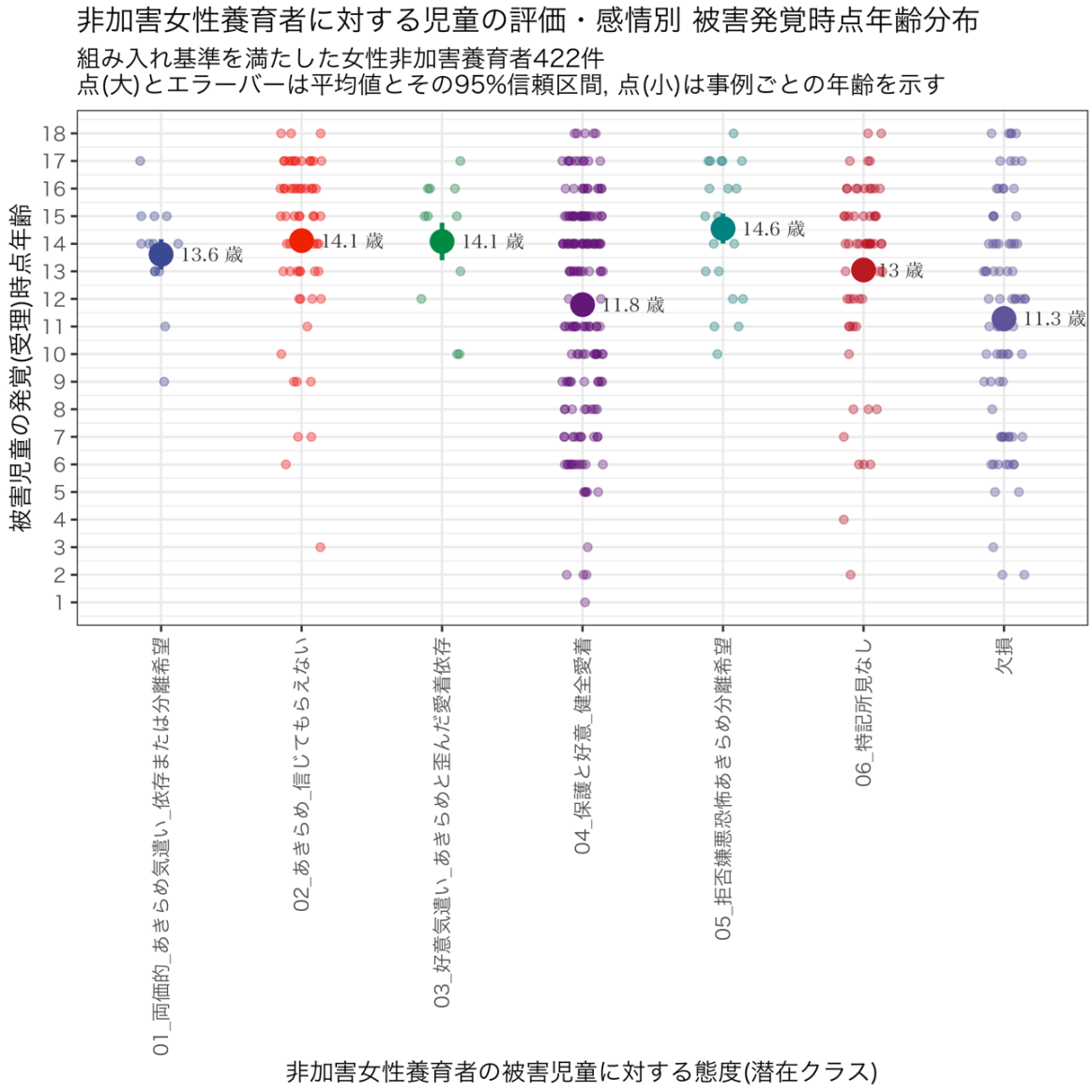


図 15.22 非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情別 被害発覚時点の児童の年齢

続いて、被害の継続年数について、平均値を比較した結果、「保護と好意、健全な愛着」と形容される評価・感情区分において、被害継続年数が最も短かった(図 15.23)。解釈上、被害発覚時点の平均年齢が低いことと関連している可能性が指摘されうる。なお、被害継続年数の算出にあたっては、被害の初発年齢が把握・報告された 310 件の事例情報を使用し、欠損が生じた 112 件の情報は集計から除外している。

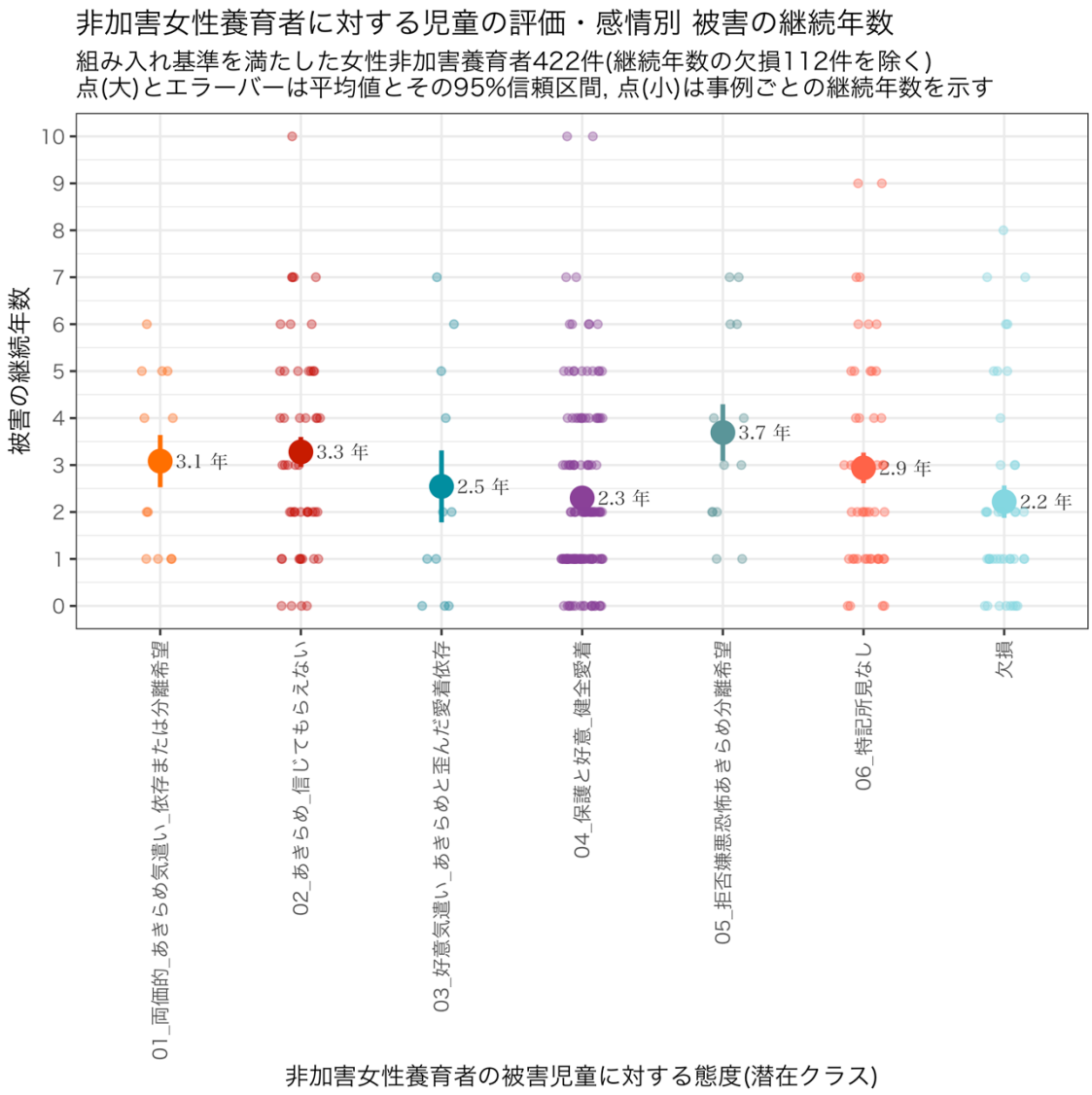


図 15.23 非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情別 被害の継続年数

続いて、非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情の種別で、被害内容の該当率を比較した。その結果、非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情の種別で、被害内容に特筆すべき違いは観察されなかった(図 15.24)。

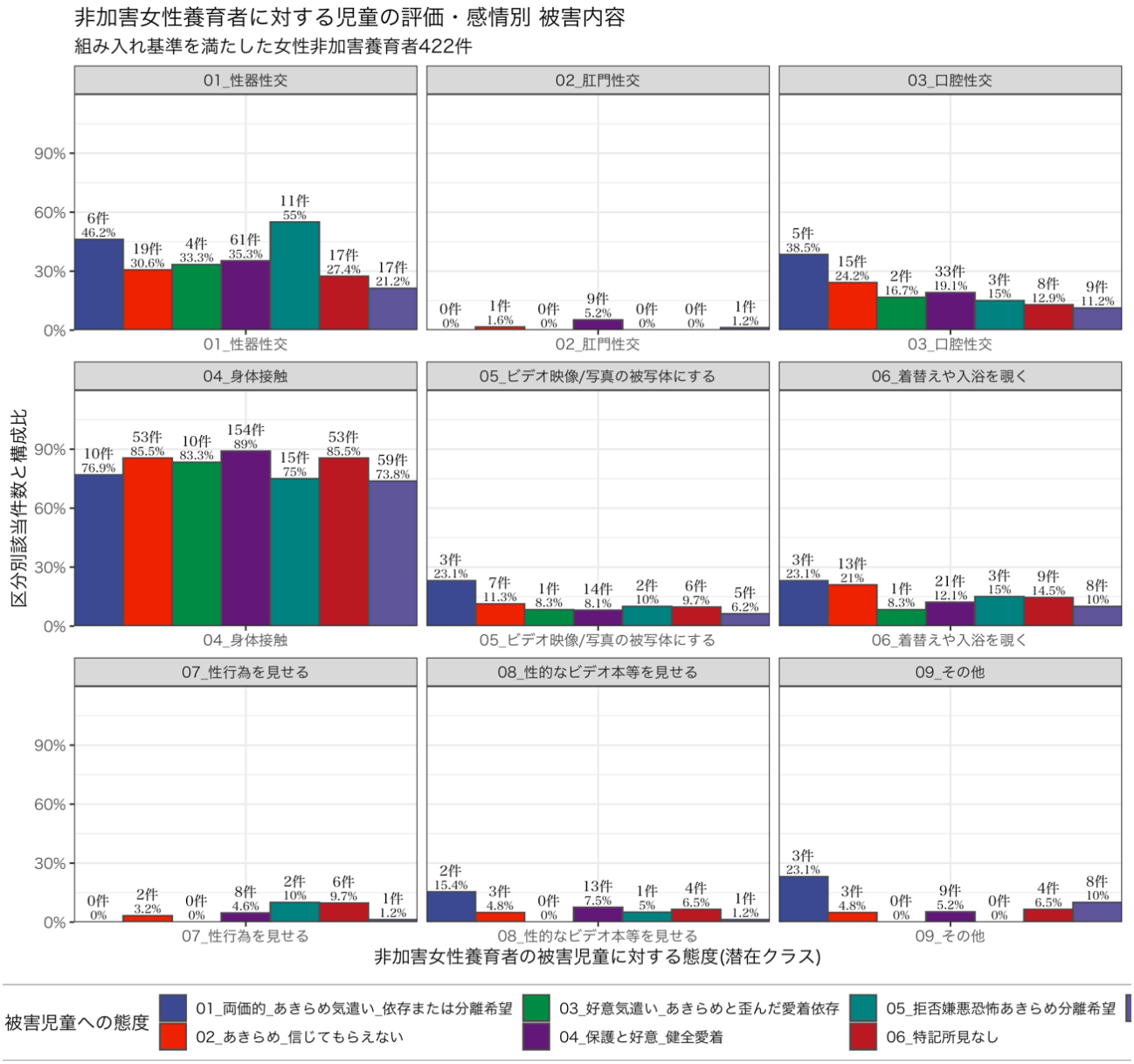


図 15.24 非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情別 被害内容

被害児童に見られる所見について、「無症状」と「医学所見」の該当状況を整理する。非加害女性養育者に対する評価・感情の種別で該当率を比較したところ、「好意や気遣い、あるいは、あきらめと歪んだ愛着・依存」と「保護と好意、健全な愛着」と形容されうる種別において、無症状の該当率が、他の否定的評価・感情に相当する区分と比べてやや高い傾向が観察された(図 15.25)。

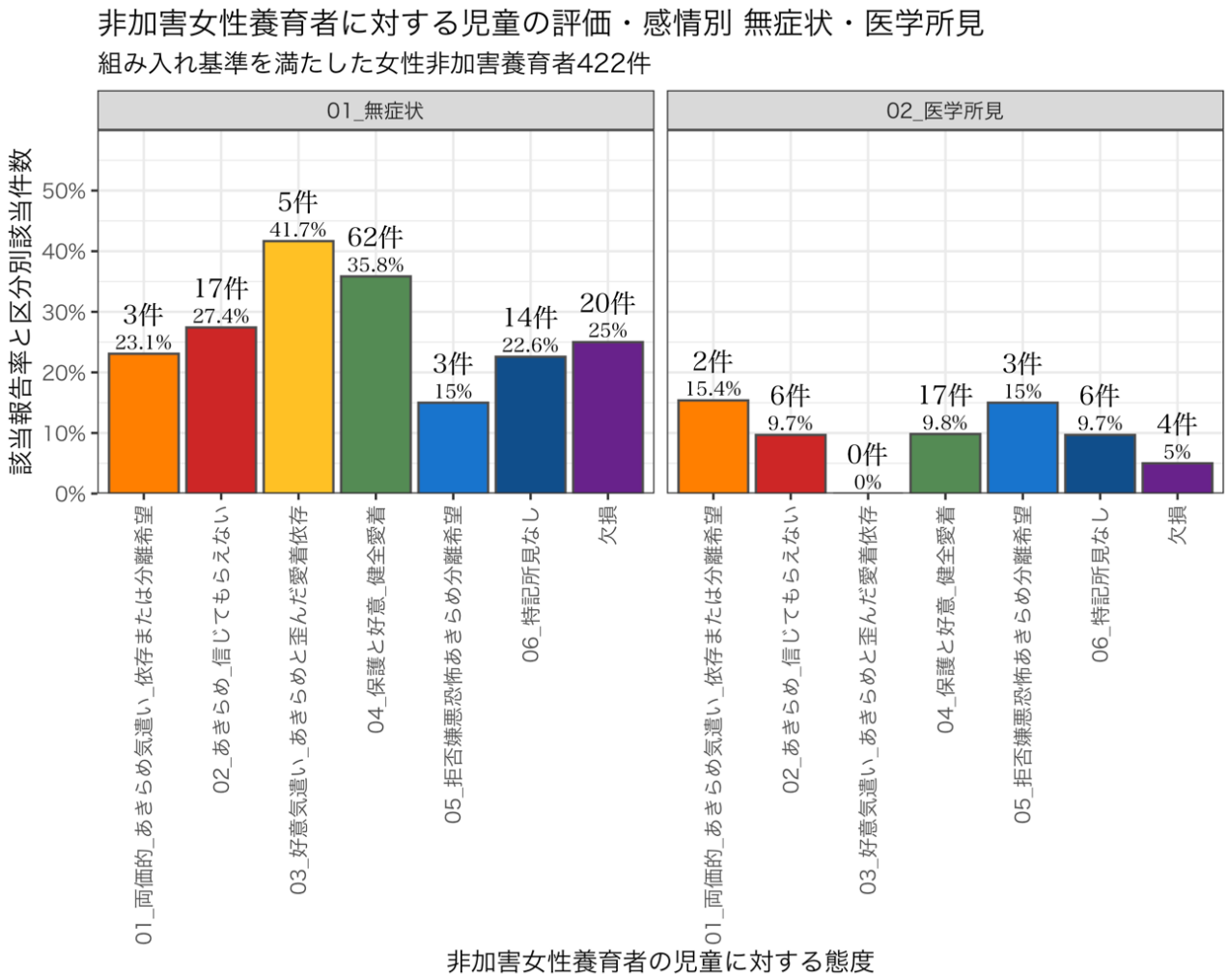


図 15.25 非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情別 無症状・医学所見の該当状況

身体関連所見では、心身症・不定愁訴(頭痛・腹痛等の訴え)への該当率が、「両価的、あきらめや気遣い、依存や分離希望」といった複雑な感情を抱く場合に高い傾向が観察されたが、その他には明確な違いは認められなかった(図 15.26)。

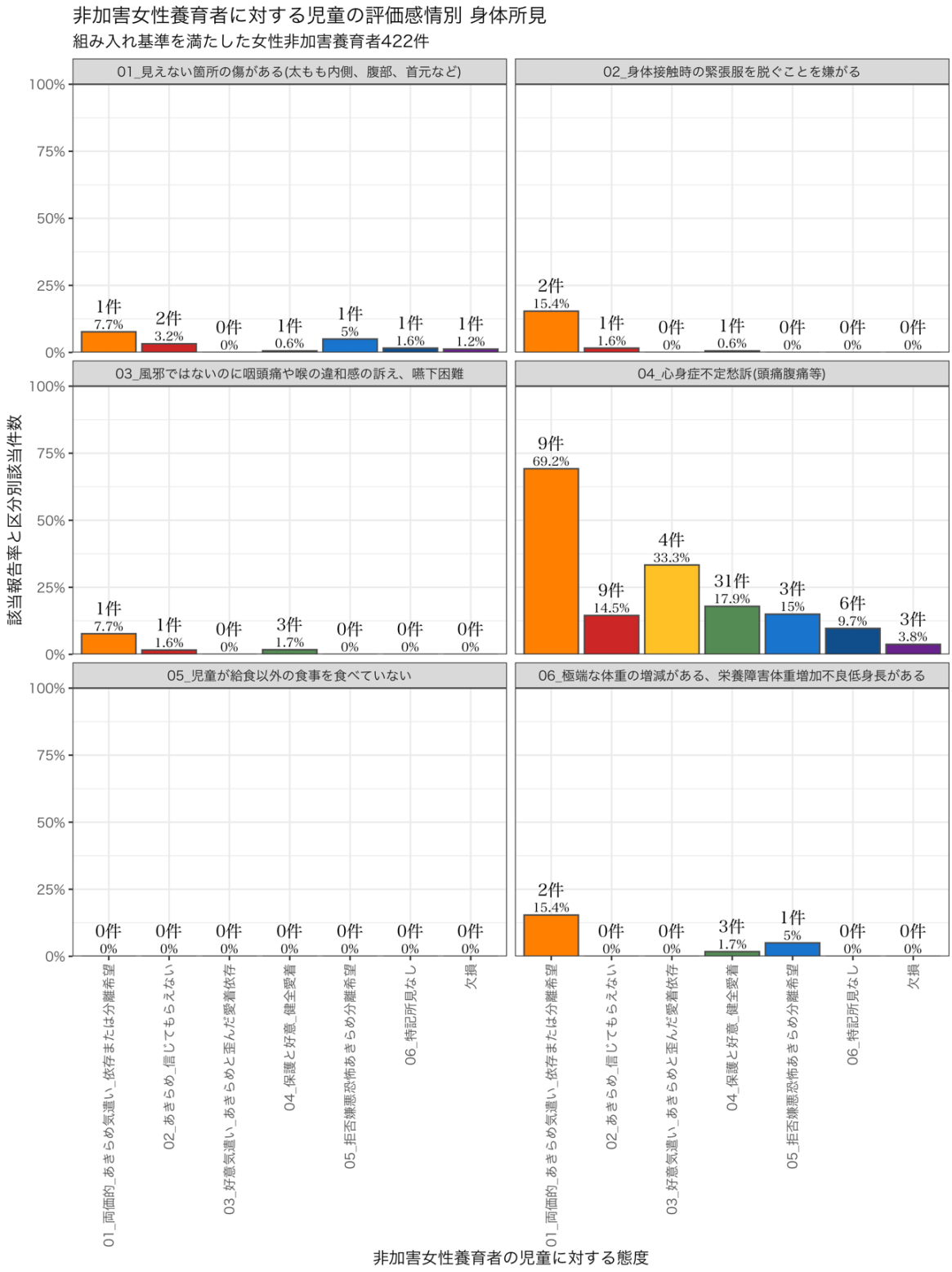


図 15.26 非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情別 身体関連所見の該当状況

対人関係・愛着関連所見に関する該当状況について、非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情種別別で比較したところ、「保護と好意、健全な愛着」を抱いている場合に、「子どもに

情緒的問題がある」項目への該当率が、他の区分と比べてやや低い傾向が観察された。その他の所見項目については、一貫した傾向の違いは認められなかった(図 15.27)。

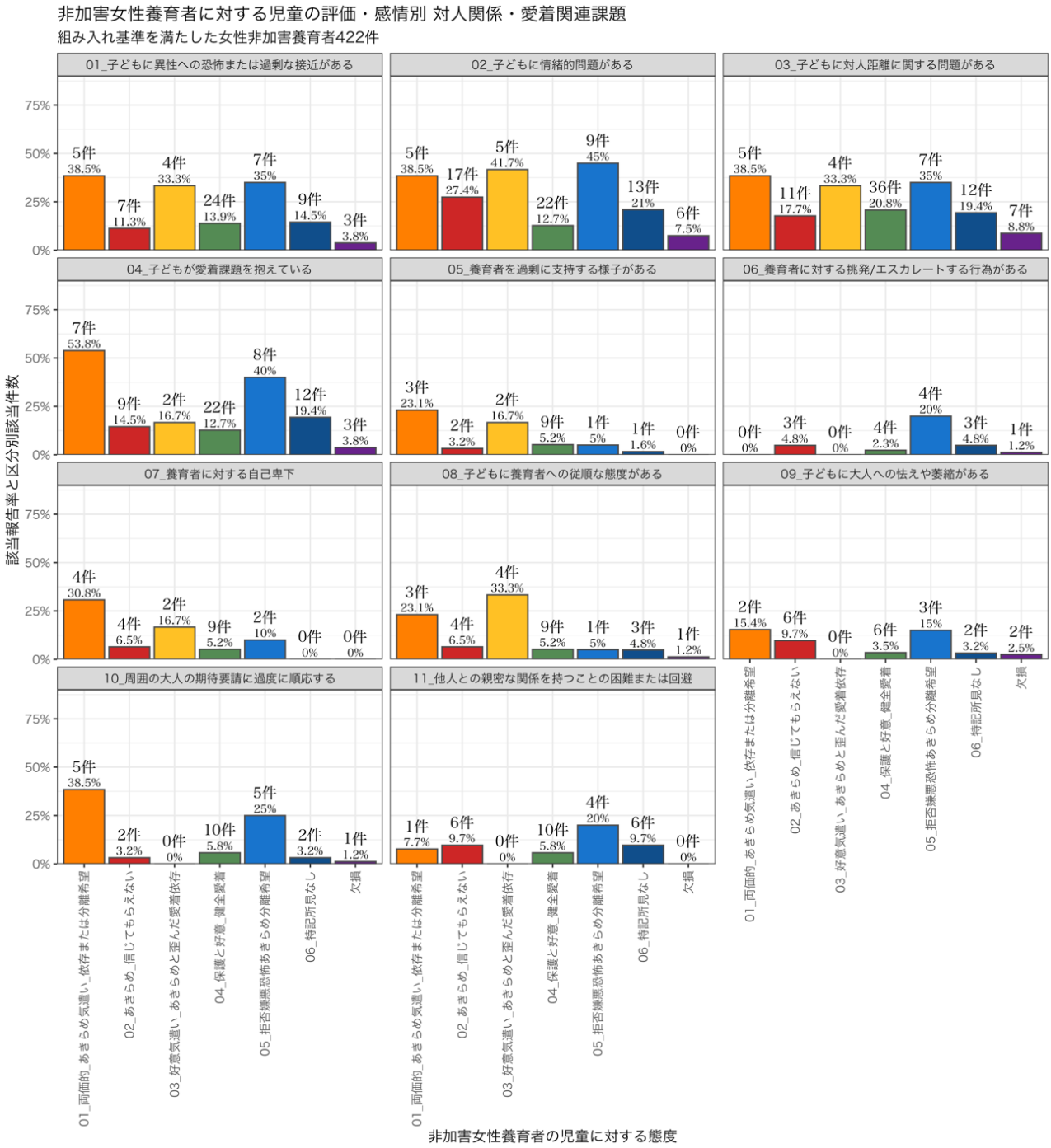


図 15.27 非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情別
対人関係・愛着関連所見の該当状況

学校や保育園・幼稚園、施設等の集団生活場面における所見では、「保護と好意・健全な愛着」と形容される評価・感情を非加害女性養育者に対して抱いている区分において、「不登校・登校拒否・引きこもり」への該当率が低い傾向にあった(図 15.28)。「保護と好意・健全な愛着」を非加害女性養育者に対して抱いている区分において、子どもの平均年齢は低い傾向にある(図 15.22)。不登校等への該当率は、区分に含まれた被害児童の年齢(未就学児童が相対的に多いこと)に起因したものである可能性があると考えられる。

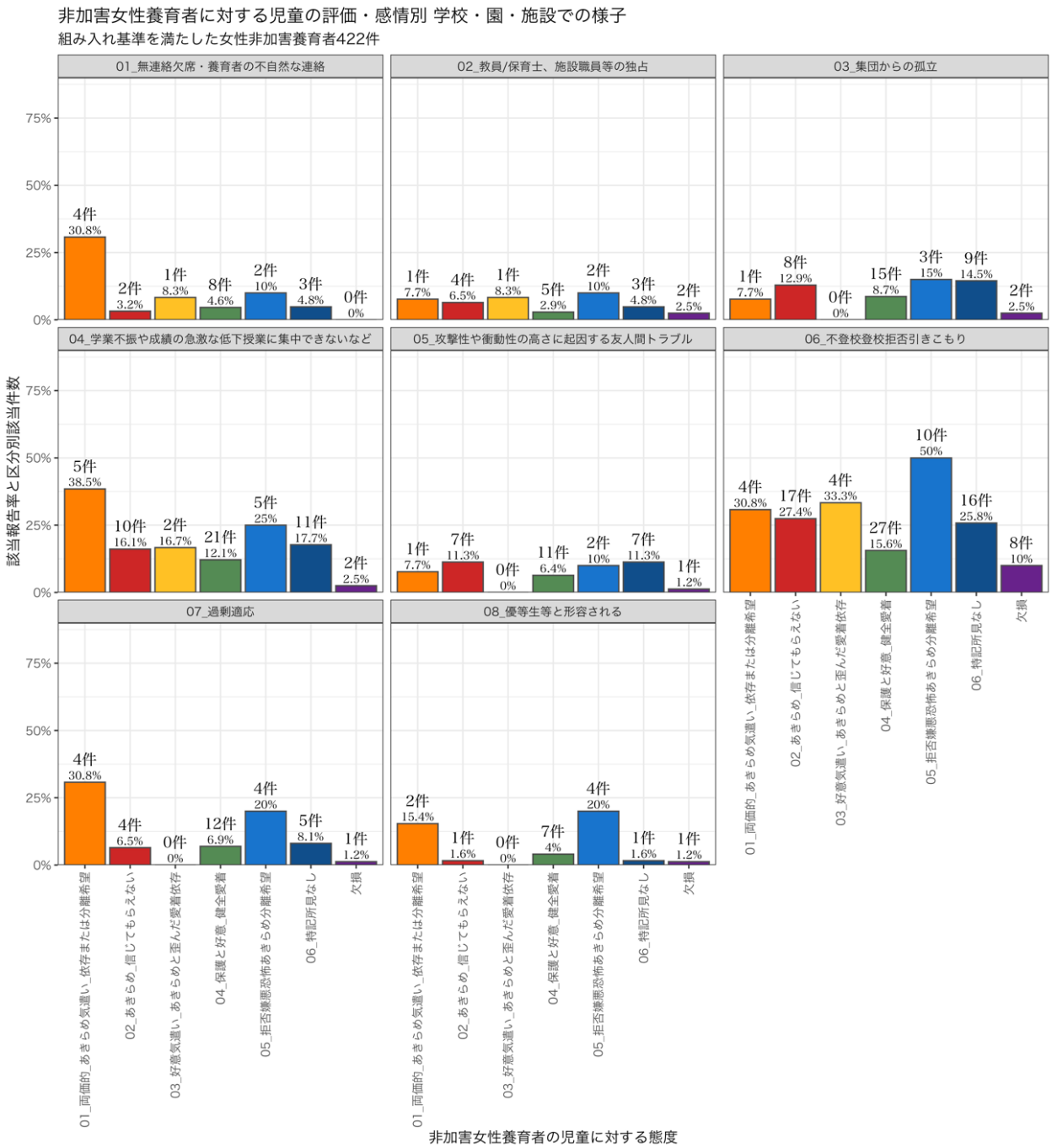


図 15.28 非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情別 学校・園・施設等での様子

関係者への訴えに関する所見では、非加害女性養育者に対して児童が抱く感情が「保護と好意・健全愛着」や「特記所見なし」の種別区分である場合において、「帰宅不安・恐怖の訴え」への該当率がやや低い傾向が観察された(図 15.29)。また、非加害女性養育者に対して、「拒否嫌悪・あきらめ・分離希望」といった否定的な評価・感情が抱かれる場合、「保護・救済を求めている」への該当率が高い傾向が観察された。

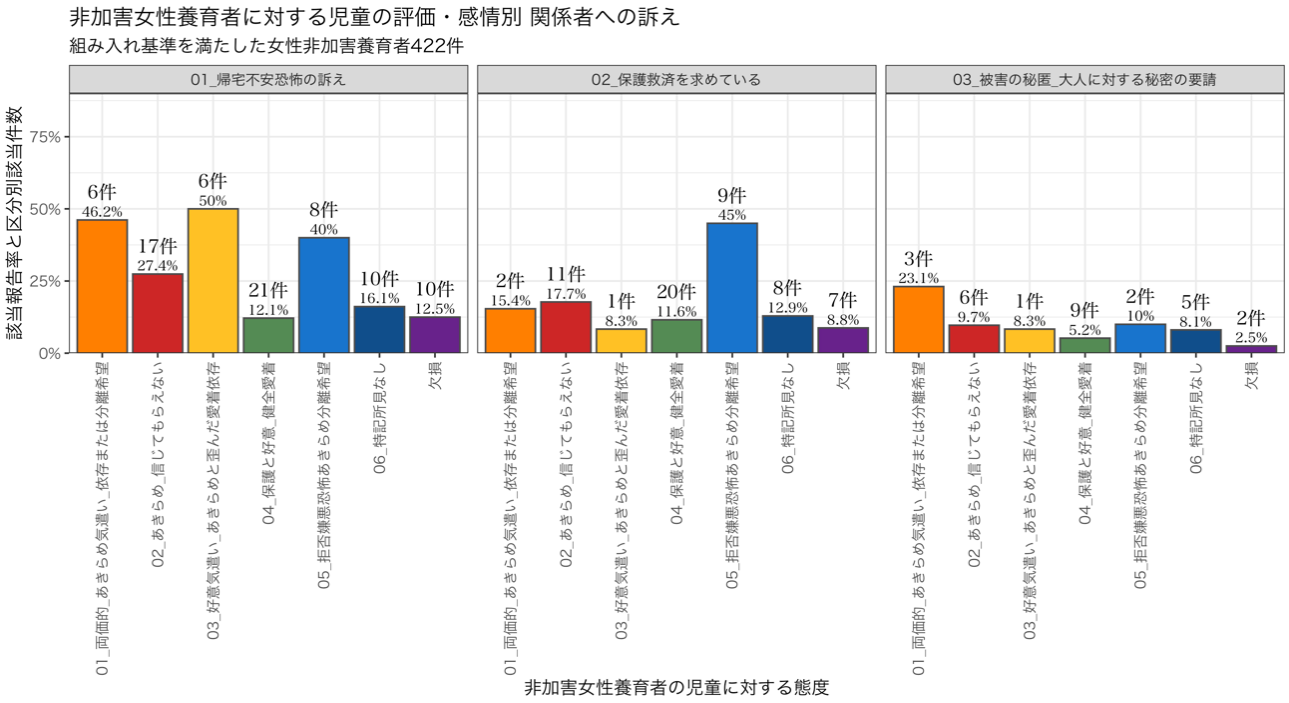


図 15.29 非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情別 関係者への訴え

心理・トラウマ関連症状については、非加害女性養育者に対して子どもが抱く感情が「保護と好意・健全愛着」や「特記所見なし」の種別区分である場合において、「無力感」や「自尊感情の低下」への該当率が、やや低い傾向が観察されたものの、全般的に見て大きな違いは見受けられなかった(図 15.30)。

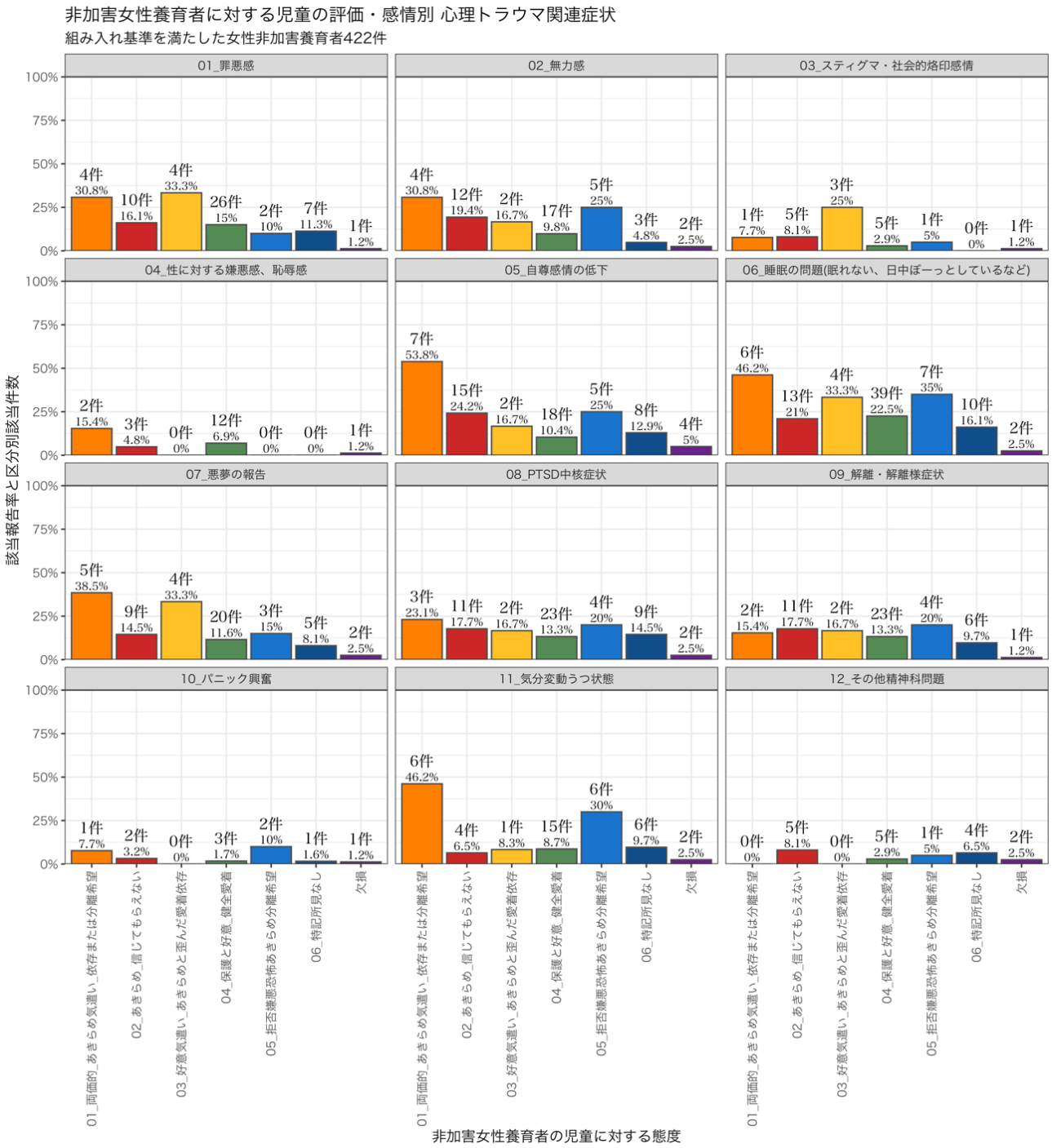


図 15.30 非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情別 心理・トラウマ関連症状

被害児童の行動上の課題所見に関しては、非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情の種別によって明確な違いが見受けられなかった(図 15.31)。

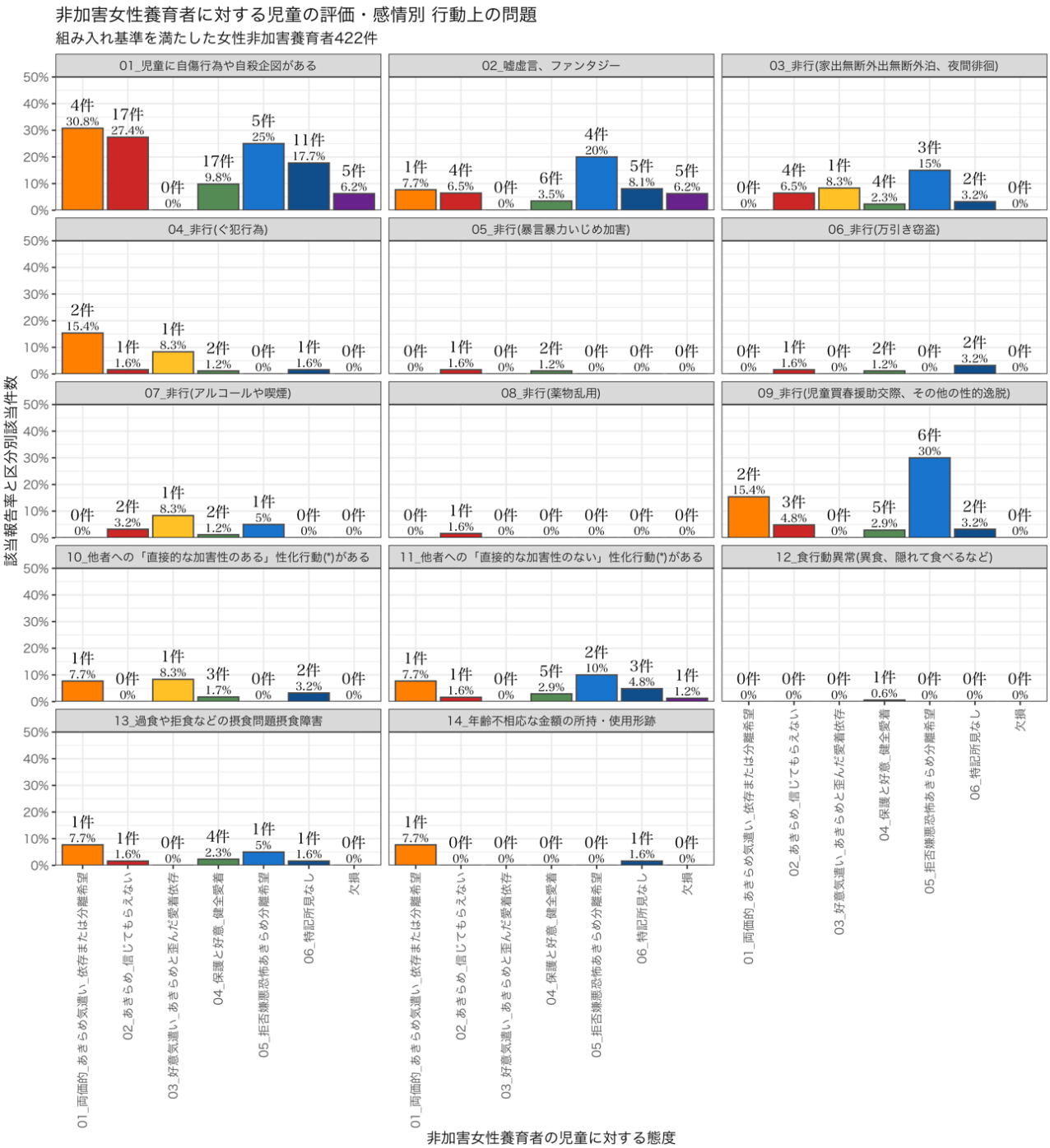


図 15.31 非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情別 行動上の課題所見

続いて、非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情別で、「通告の実施に至った被害の発見者・開示相手」について、該当報告率を集計比較した。その結果、「保護と好意、健全愛着」や「特記所見なし」の場合に、母(実母・実母以外の母)からの通告実施率が上位にあるものの、被害児童が抱く評価・感情の種別で、明確な違いは見受けられなかった(図 15.32)。

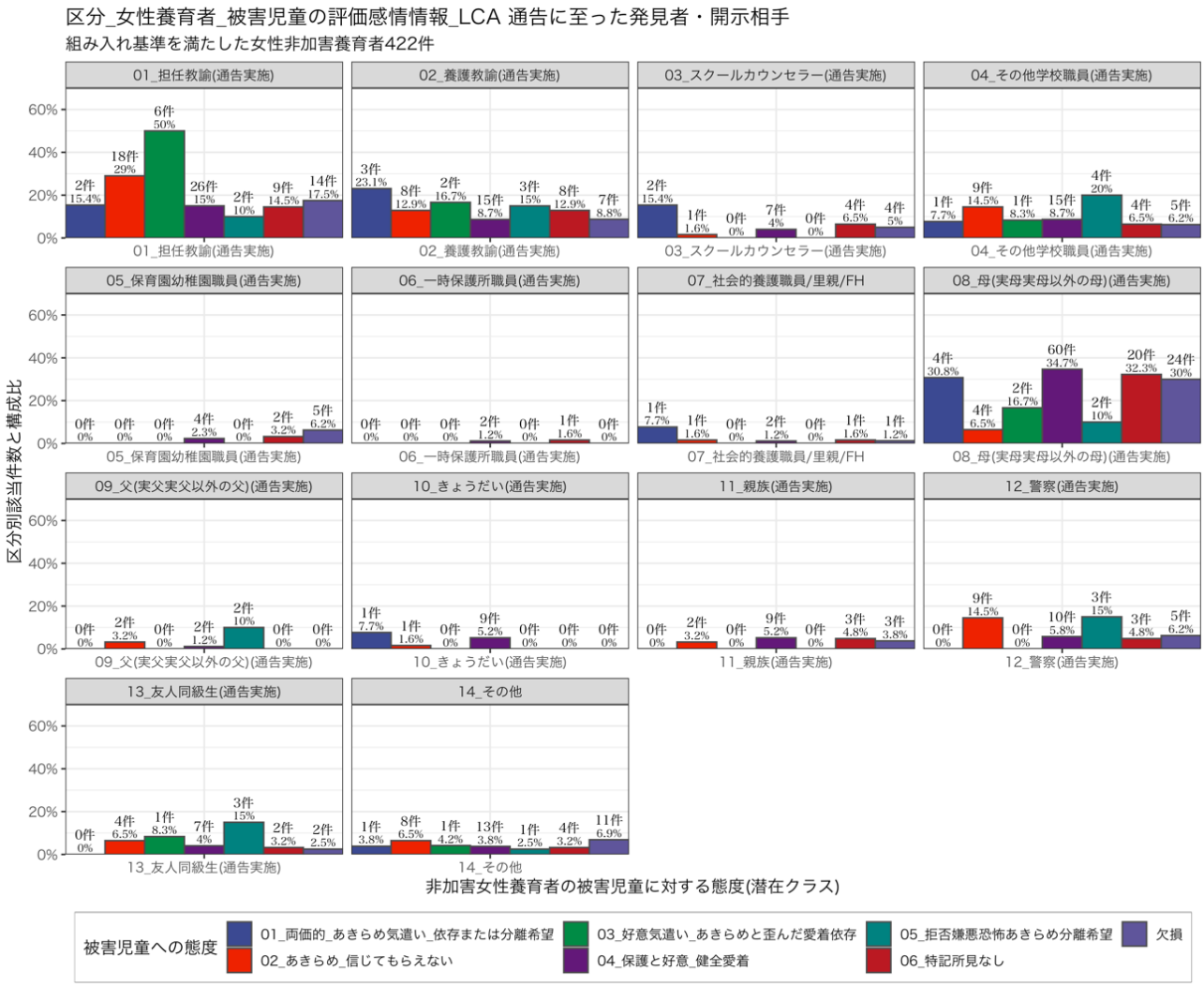


図 15.32 非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情別
被害の発見者・開示者(通告につながった者)

通告には至らなかった過去の開示相手や発見者についても同様に、非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情別で該当率の明確な変化は得られなかった(図 15.33)。

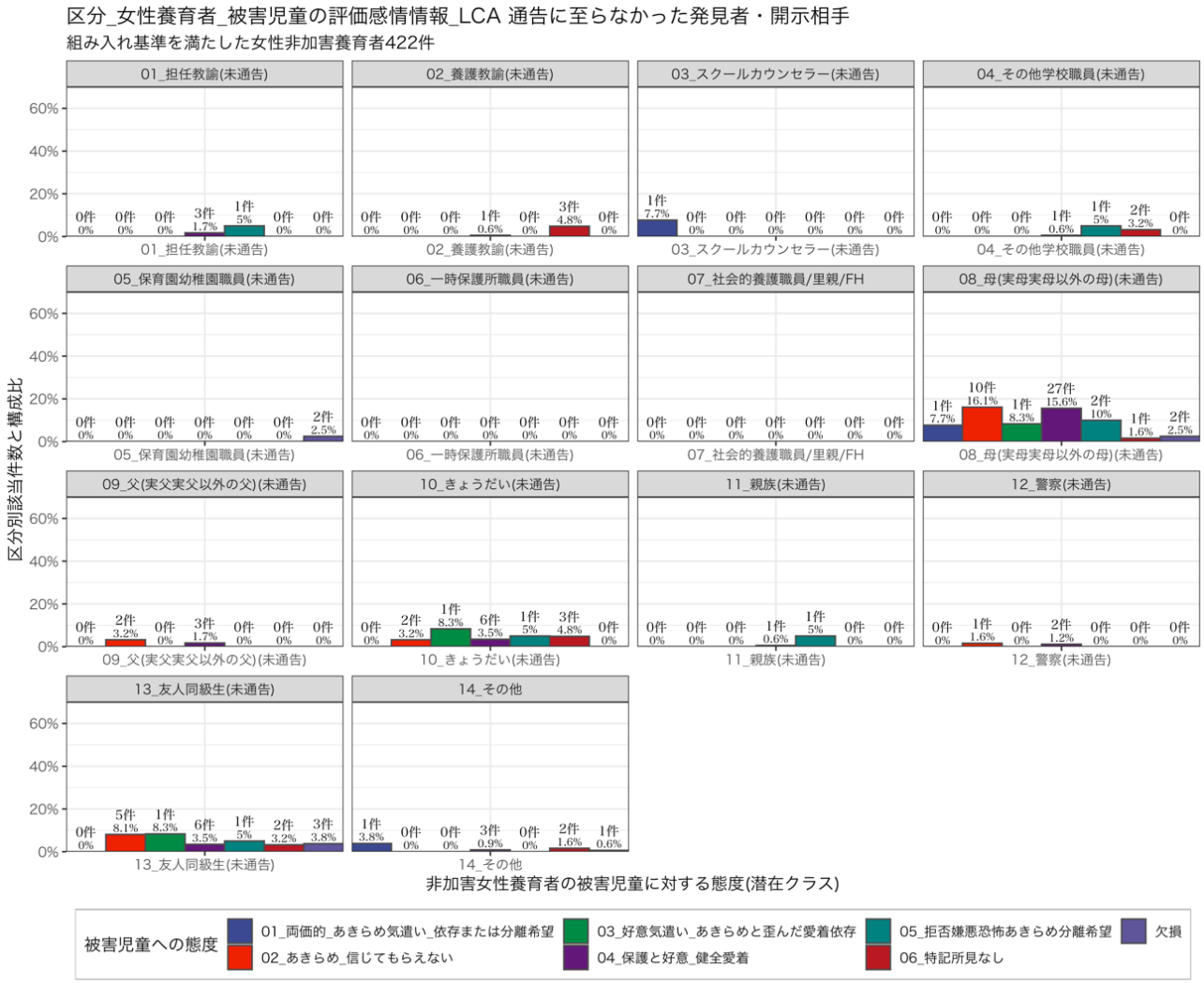


図 15.33 非加害女性養育者に対する被害児童の評価・感情別
被害の発見者・開示者(通告には至らなかった者)

15.4 考察

本章では、「非加害養育者」に該当報告のあった事例、特に「非加害女性養育者」に焦点をあてて、養育者の所見を軸に被害児童の特徴を集計した。その結果、「非加害」への該当報告があった養育者においても、子どもに対する態度や、子どもの評価・感情、外部観察所見等において、多様な様相があることが認められた。

従来の研究では、非加害養育者の機能によって、被害を受けた子どもの予後や臨床所見に差異があることが報告されてきている(例えば、Hébert, Lavoie, & Blais, 2014)。その一方で、本章の基礎分析では、非加害女性養育者の振る舞いによって、一部の子どもの所見に違いが見受けられたものの、明確な差異や特徴は特筆して検出されなかった。当該結果には、いくつかの背景理由があるものと思われる。

第一に、本調査は横断データであり、長期的な予後との関連を検討していない。将来的なPTSDの発症など、時間的前後関係に関する視点が一切含まれないため、非加害養育者と子どもの臨床所見等の間にある関係性が十分には検討できていないものと考えられる。

第二に、非加害養育者の振る舞いと児童の各種所見との関連性については、様々な情報項目がデータとして得られているが、それぞれの影響度合い等を互いに調整した上での関連性等を解析的に扱っていない。様々な共変量(剰余変数)の影響が混在した結果、本来的に存在している関連性や違いが検出されていない可能性が多分に指摘される。

第三に、被害児童の臨床所見に関する「測定」にも、不十分さがある。例えば、抑うつ症状やPTSD症状等の測定を検討するにあたっては、妥当性・信頼性等の確認された臨床尺度の利用や、医師による診断等の妥当性の担保されうる測定が必要になる。

これらの課題点を踏まえれば、本章の結果は、非加害養育者の機能と被害児童に見られる各種所見の関連性を検討するにあたっての、「初期段階の概況把握」に相当する位置付けにとどまり、何らかの結論を導く段階には至っていないと捉えるのが妥当だと言えるだろう。

また、被害児童の各種所見との関連性という文脈から捉える「非加害養育者の機能」には、子どもに対する態度や子どもからの評価・感情だけでなく、他にも様々な要素が取り上げられる必要があるだろう。すなわち、「被害を受けた子どもの各種所見と関連しうる、非加害親の機能とは何か？」といった根本的観点から、調査測定を見直す必要があるかもしれない。

さらに、本章では事例データのサイズが十分でないことから、「非加害男性養育者」に関する基礎集計がかなわなかった。非加害男性養育者に関する分析は、当該事例における加害者の種別から、主にきょうだい間での性的問題事例の特徴把握に貢献すると考えられる。本章で得られた各種集計結果は、今後の調査や研究を検討する上での基礎情報としての活用が期待される。

本章の各種集計では、「非加害養育者といっても、それぞれの事例でその様相は様々に異なっている」ことは事実として把握されたが、それ以外に、被害児童の各種所見と明確に関連する要素等は十分に検討できなかった。しかし、当該総括とは独立して、被害児童への支援や予後の改善等を図る上で、非加害養育者の存在が重要な役割を担いうることは、確かなものであると考えられる。非加害養育者が、「どのような苦しみや困難、課題を抱えており」、「どのような側面をどのように支援すれば」、「子どもにどのような肯定的な影響があるのか」といった視点も含めて、研究を進めてゆく必要がある。

第 16 章(重点分析) 子どもの障害と家庭内性被害に関する探索的分析

16.1 目的

子どもの障害と虐待との関わりは深い(一般社団法人子ども虐待防止学会, 2020)。「子どもの障害は性被害のリスクである」(渡辺, 2007)と明示する報告もあり、子どもの家庭内性被害においても、子どもの障害との関係を切り離して議論することはできないだろう。

本章では、調査で報告された子どもの家庭内性被害事例のうち、特に障害のある子どもの事例に焦点をあてて、基礎的な統計情報を整理する。なお、加害への該当報告があった子どもに随伴する障害については、第 12 章の「きょうだい事例に関する分析」に結果を整理している。合わせて参照されたい。

16.2 方法

主たる被害児童に随伴する事項として、調査票で提示した各種障害種別への該当報告があった事例を対象とし、各種所見への該当状況を集計・可視化した。障害のある子どもの被害事例において、「どのような点で他の例と共通し、異なっているのか」を把握するため、比較対象として、いずれの障害種別にも該当のなかった事例を合わせて集計の対象とした。なお、障害種別によっては、それに該当する例数が少ない区分も存在する。結果を解釈する際には、例数の少なさに起因する誤差範囲等を考慮した慎重な取り扱い・解釈が必要になる。

16.2.1 利用データと前処理

調査票 B を用いた事例調査のうち、主たる被害児童の随伴事項に示された「障害」の箇所に該当のあった事例を抽出した。障害の種別には、(1)知的障害、(2)発達障害、(3)重症心身障害、(4)身体障害、(5)視聴覚障害、(6)その他障害の 6 つの区分が設定された。なお、発達障害については、「注意欠陥多動性障害(ADHD)」と「自閉スペクトラム症」を個別に切り出して設問を設けていた。

また、これらの障害種別のそれぞれを個別に集計対象とした場合、一部で例数が極めて少ない状況が発生することや、障害が重複するなどにより、該当率の算出が困難となる場合が生じた。そのため、事例の特定可能性への配慮も含め、いくつかの種別をまとめた集計用区分を作成した。具体的には、(1)知的障害のみ、(2)発達障害のみ、(3)その他の障害、(4)複数の障害重複、(5)障害項目に該当なし、の 5 つの区分を作成し、集計に使用した。

16.2.2 適格基準

主たる被害児童の性別に欠損のある事例データは、本章の分析からは除外した。それ以外の除外基準は、本章では設けなかった。欠損については、各種集計で「欠損」の区分を設けて結果を示す。

16.2.3 統計解析

男性および女性養育者に関する所見や、養育環境・世帯情報に関する所見については、それに関連する項目数が膨大になる。了解可能性を高めるため、各所見区分ごとに潜在クラス分析を適用し、抽出されたパターンを集計・可視化に使用した。潜在クラス分析の方法および結果は、第 9 章と同一であり、本章では第 9 章で得られた結果をそのまま援用する。

16.3 結果

16.3.1 データ抽出の結果

組み入れ基準を満たした事例を抽出した結果、704 件の事例が抽出された。これらの事例のうち、各種の被害児童に随伴する障害の該当件数等は、次節以降に集計して示す。

16.3.2 障害のある子どもの被害事例: 該当件数と基礎情報

主たる被害児童に随伴する障害について集計した結果、知的障害への該当が最も多く、106 件の該当報告があった。結果を図 16.1 に示す。「知的障害」の他にも、「身体障害」、「視聴覚障害」、「発達障害」、「その他の障害」に関する該当報告が認められた。なお、本事業調査に含まれた子どもの性被害事例においては、「重症心身障害」の該当報告は認められなかった。

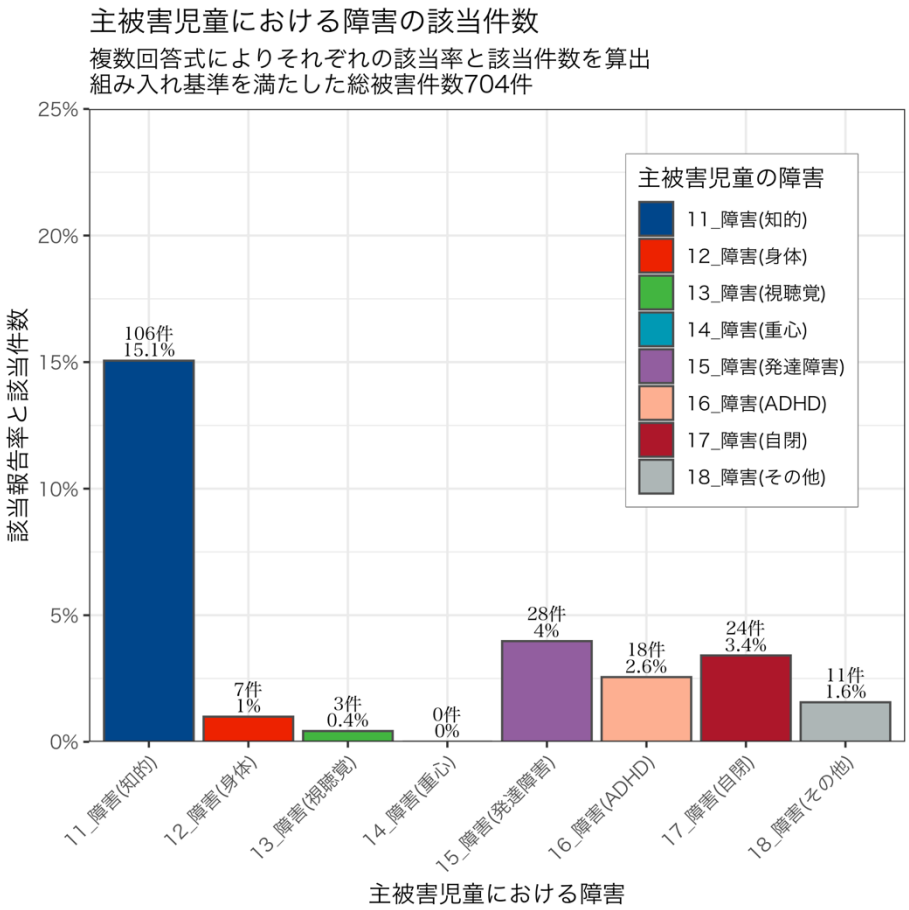


図 16.1 障害のある子どもの被害事例: 各種障害の該当件数

上記の各種障害種別を集計用に再区分した結果を図 16.2 に示す。知的障害のみに該当する区分、ADHD および自閉スペクトラム症、その他発達障害に該当する区分、その他の障害種別に該当する区分、そして、いずれの障害種別にも該当のない区分の 4 つに整理した。さらに、これらのいずれか 2 つ以上に該当する重複区分を新たに定め、以降の集計には使用した。

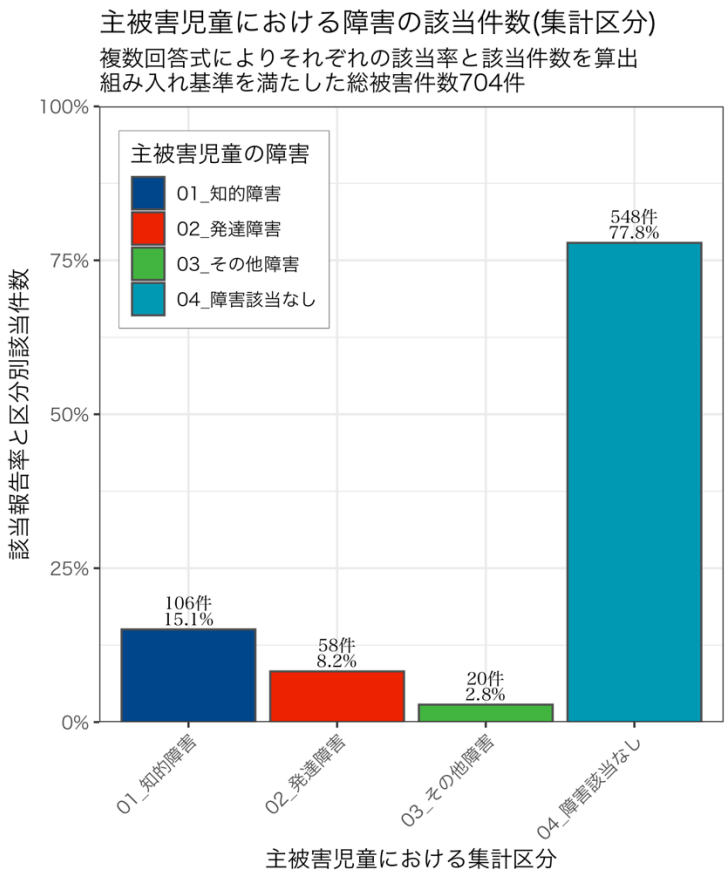


図 16.2 障害のある子どもの被害事例: 区分後の該当件数

各集計用区分を使用し、被害児童の性別別での該当件数を図 16.3 に示す。知的障害および発達障害は、男児の被害事例において該当率が相対的に高い傾向が読み取られる。

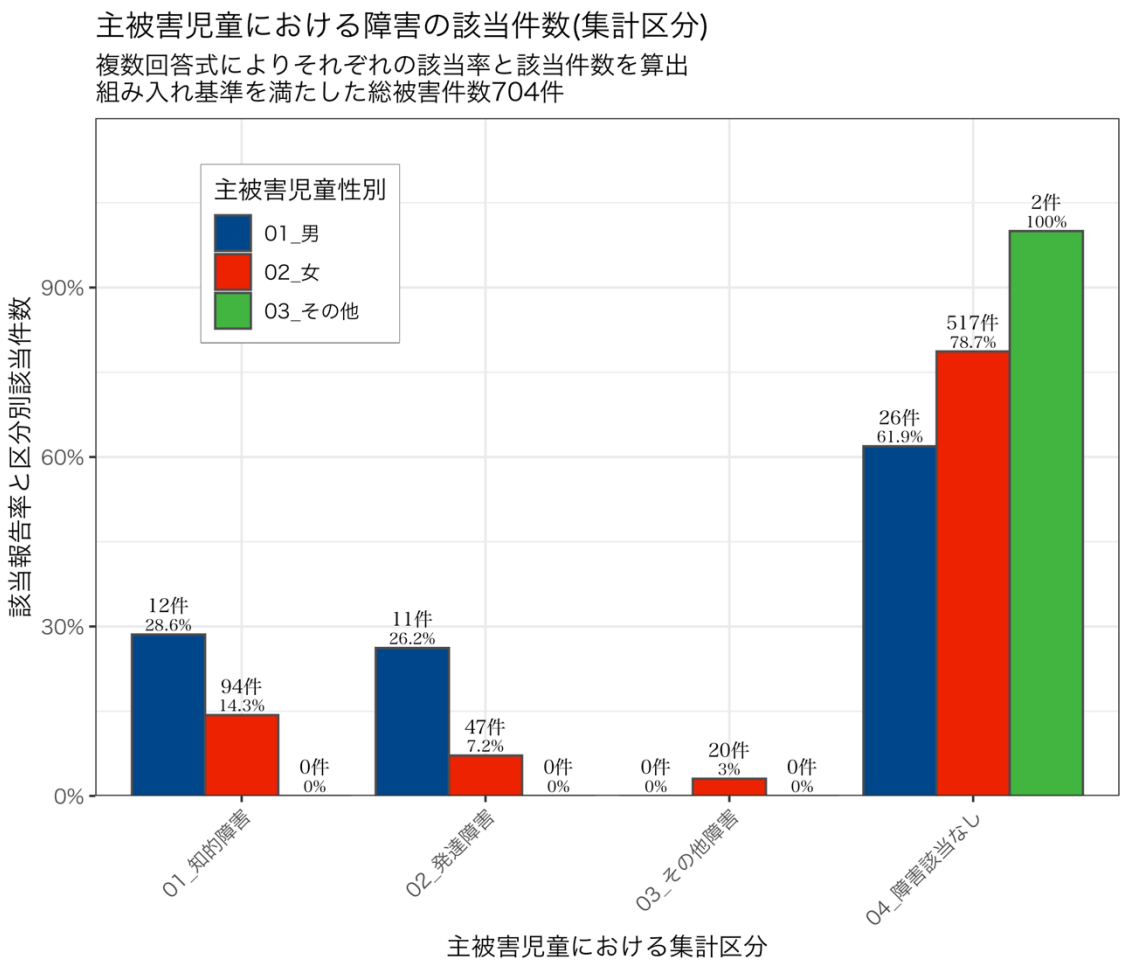


図 16.3 障害のある子どもの被害事例: 障害の集計区分と被害児童の性別

16.3.3 障害のある子どもの被害内容と頻度

主たる被害児童の被害内容について、集計区分別での該当件数と該当率を図 16.4 に示す。障害のある子どもの被害事例においても、多様な被害が発生していることが読み取られる。

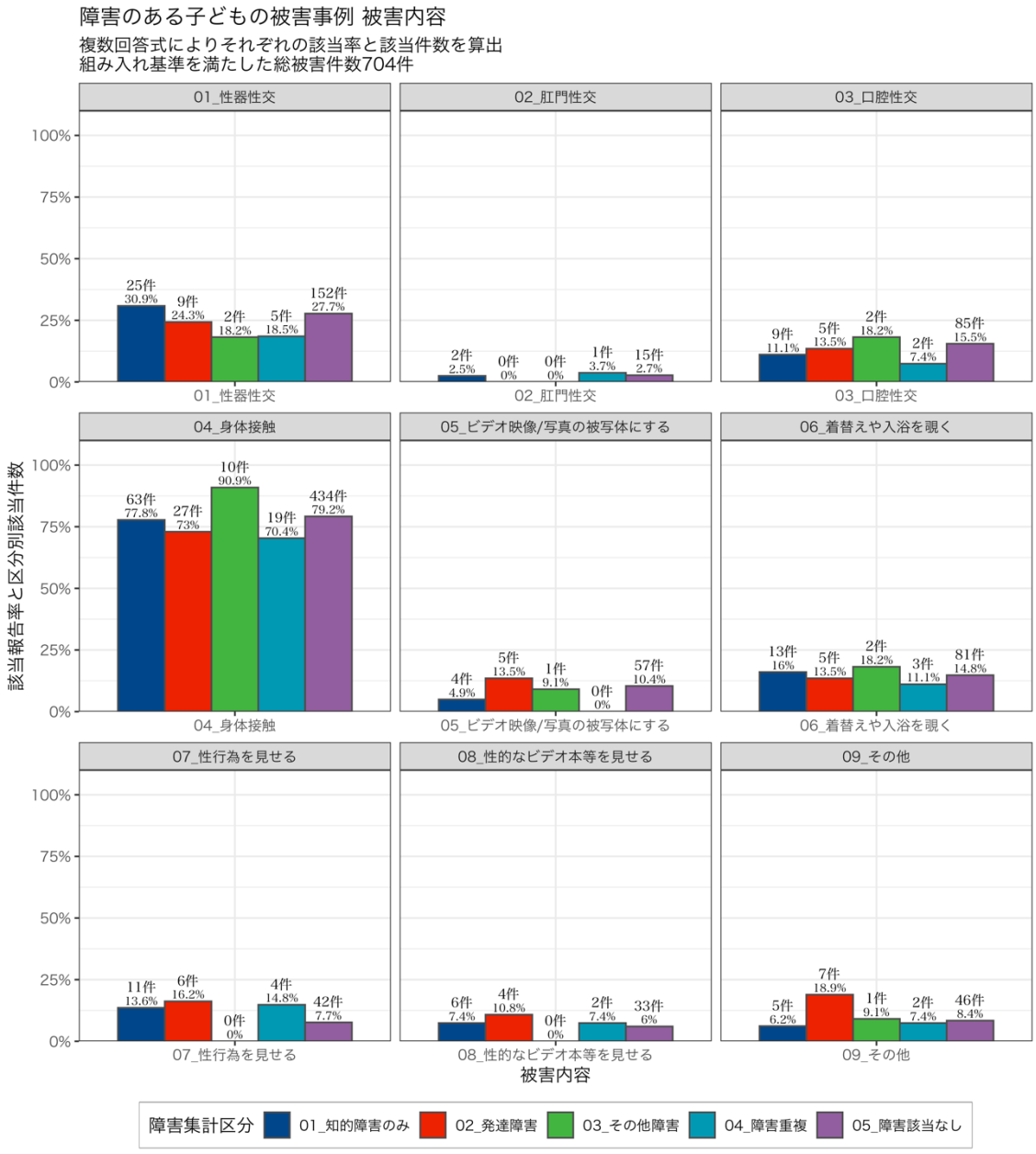


図 16.4 障害のある子どもの被害事例: 被害内容

続いて、集計区分別での性的搾取等被害の該当件数と該当率を図 16.5 に示す。性的搾取等被害については、本調査事業では直接の調査対象として扱っていないため、該当例数は限られるものの、障害の有無にかかわらず同様にして、複数の被害への該当報告が認められた。

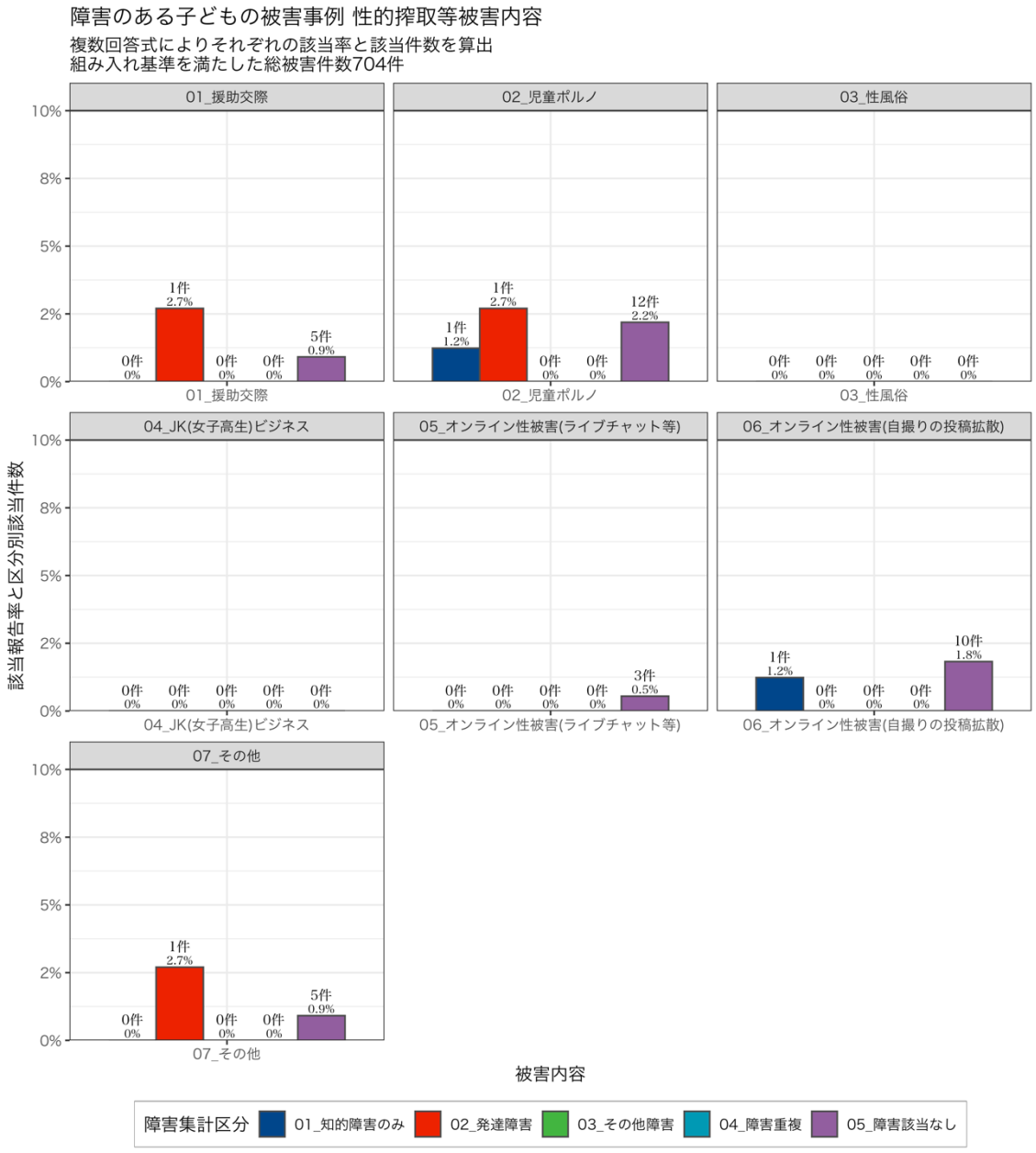


図 16.5 障害のある子どもの被害事例: 性的搾取等被害

被害の頻度についても、障害の有無にかかわらず同様の傾向が読み取られる。「常態化」、あるいは「断続的」という形で継続した問題が多く、「単回」である割合は少ない(図 16.6)。

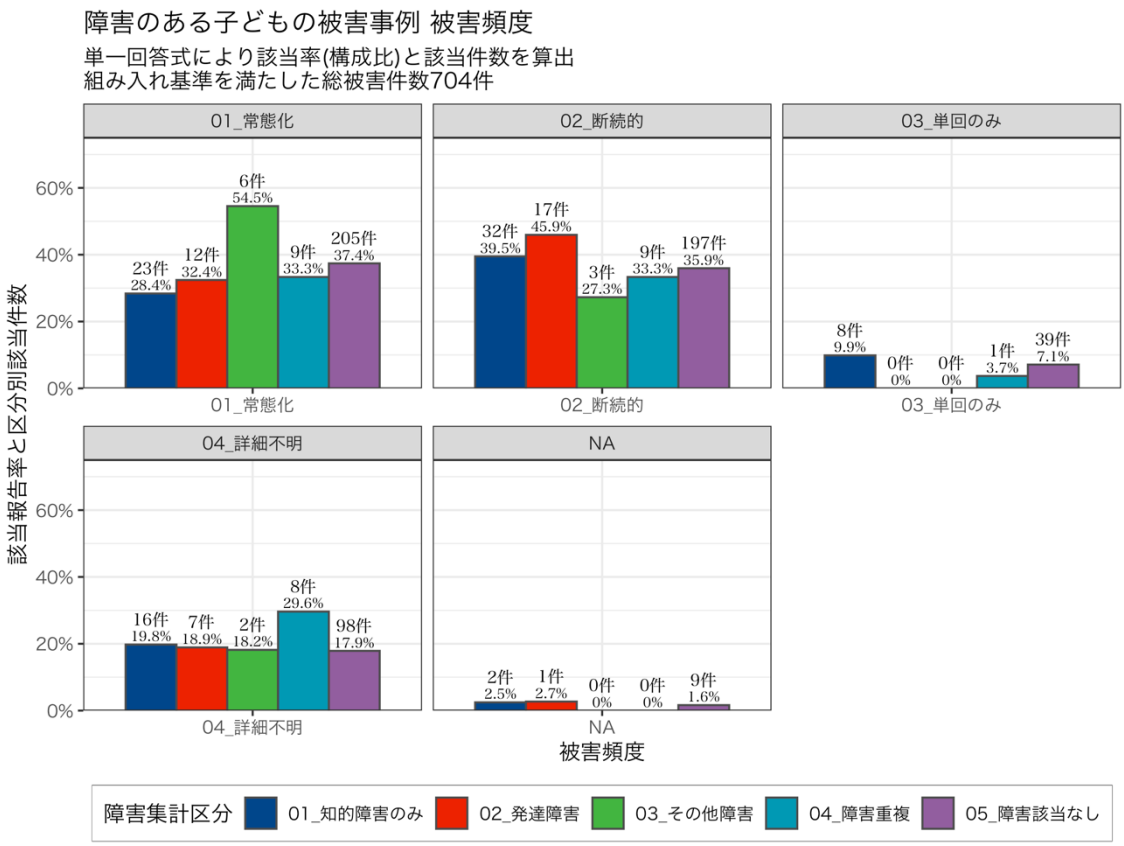


図 16.6 障害のある子どもの被害事例: 被害頻度

16.3.4 被害児童の年齢・初発年齢・被害継続年数

被害児童の年齢に関する 3 つの集計結果を図 16.7 から図 16.9 にかけて示す。障害の有無にかかわらず、「被害把握時点の年齢」、「初発年齢」、「被害の継続年数」は、それぞれに類似した傾向が認められた。受理時点・初発時点年齢は未就学から 15 歳以上まで広く分布し、被害継続年数は 0 年から数年以上にわたって継続するものまでが含まれている。

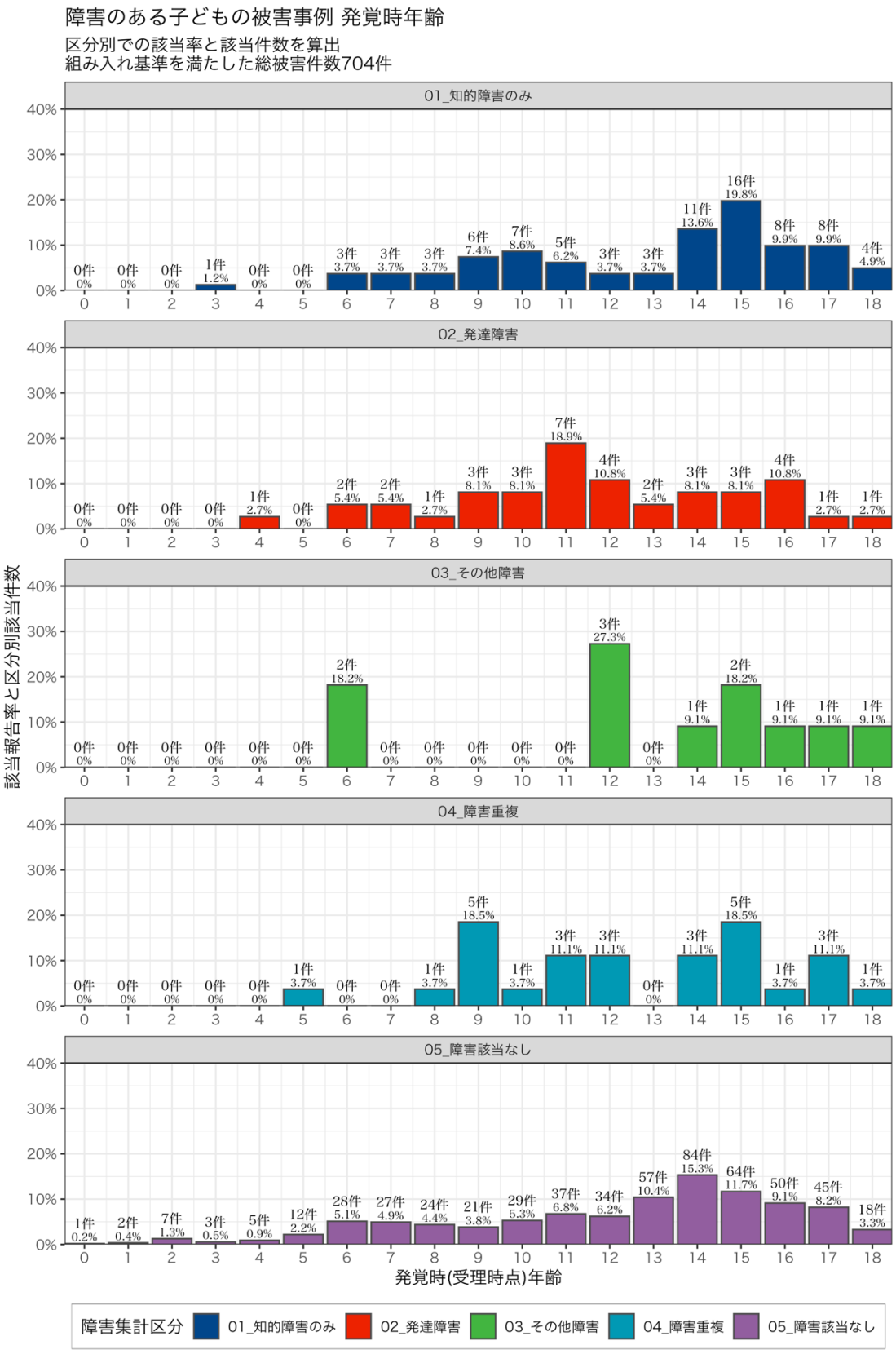


図 16.7 障害のある子どもの被害事例 ： 被害発覚時(受理時点)年齢

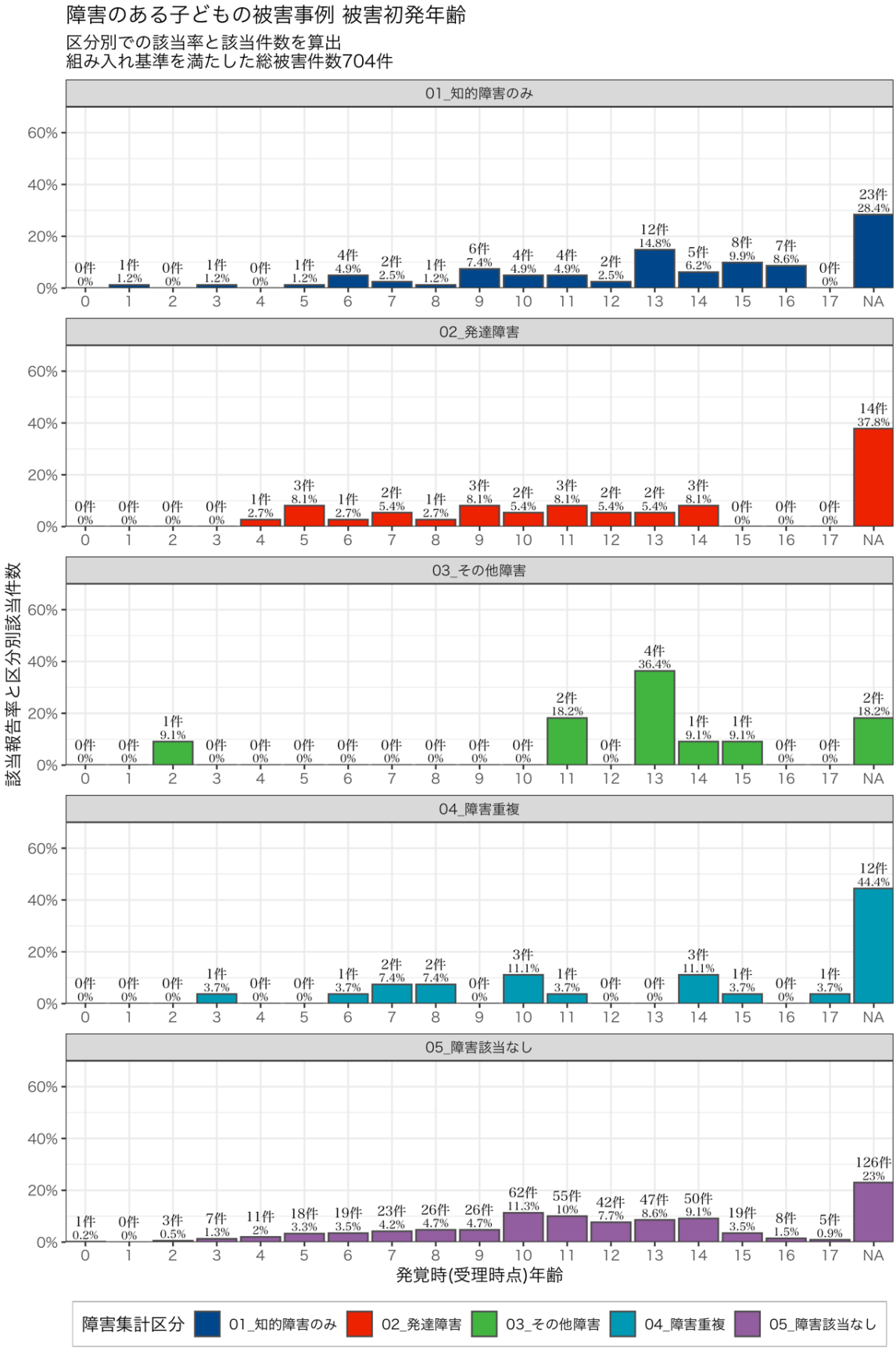


図 16.8 障害のある子どもの被害事例: 被害初発年齢

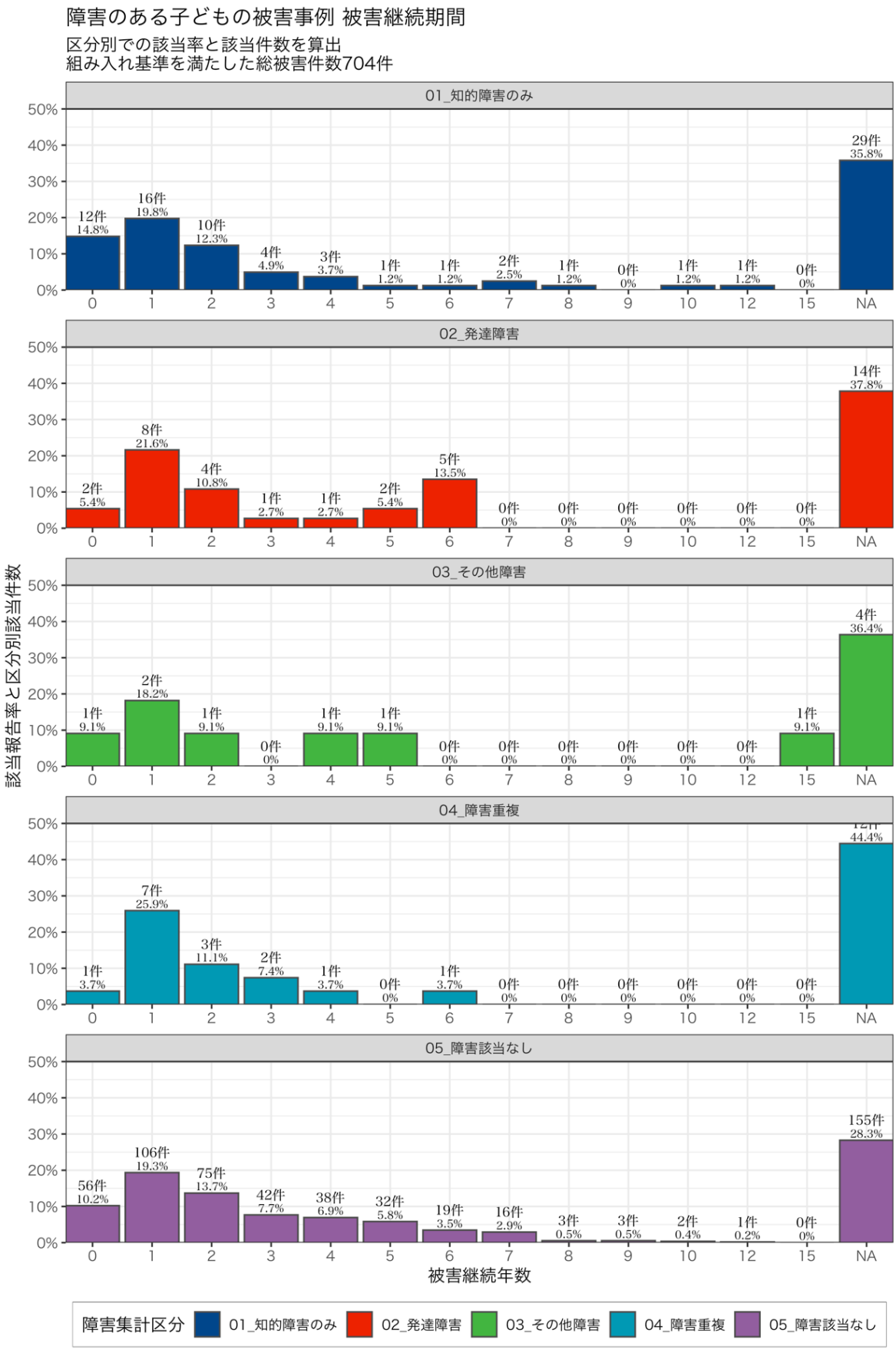


図 16.9 障害のある子どもの被害事例: 被害継続年数

16.3.5 最初の受理区分

当該事例における性被害が途中発覚した場合には、最初の受理区分は異なる種別になる。最初の受理区分について集計した結果、障害のある子どもの性被害事例においても、「性的虐待」、あるいは「障害相談」以外の多様な区分で受理されていることが示された(図 16.10)。なお、本事業では「子どもの家庭内性被害事例」に関する事例情報を収集しており、「他の受理区分に含まれた性被害の件数」を直接の調査対象とした訳ではない。

したがって、性的虐待以外の区分で受理された事例数に関する当該結果は、実際の件数よりも少ないはずである。ただし、当該結果は、子どもの性被害が他の受理区分にも潜在していることを示すに十分であると考えられる。また、それぞれの区分で受理される事例においても、家庭内性被害が随伴している可能性や、子どもの障害に係る課題が併存していることを意味するものと考えられる。

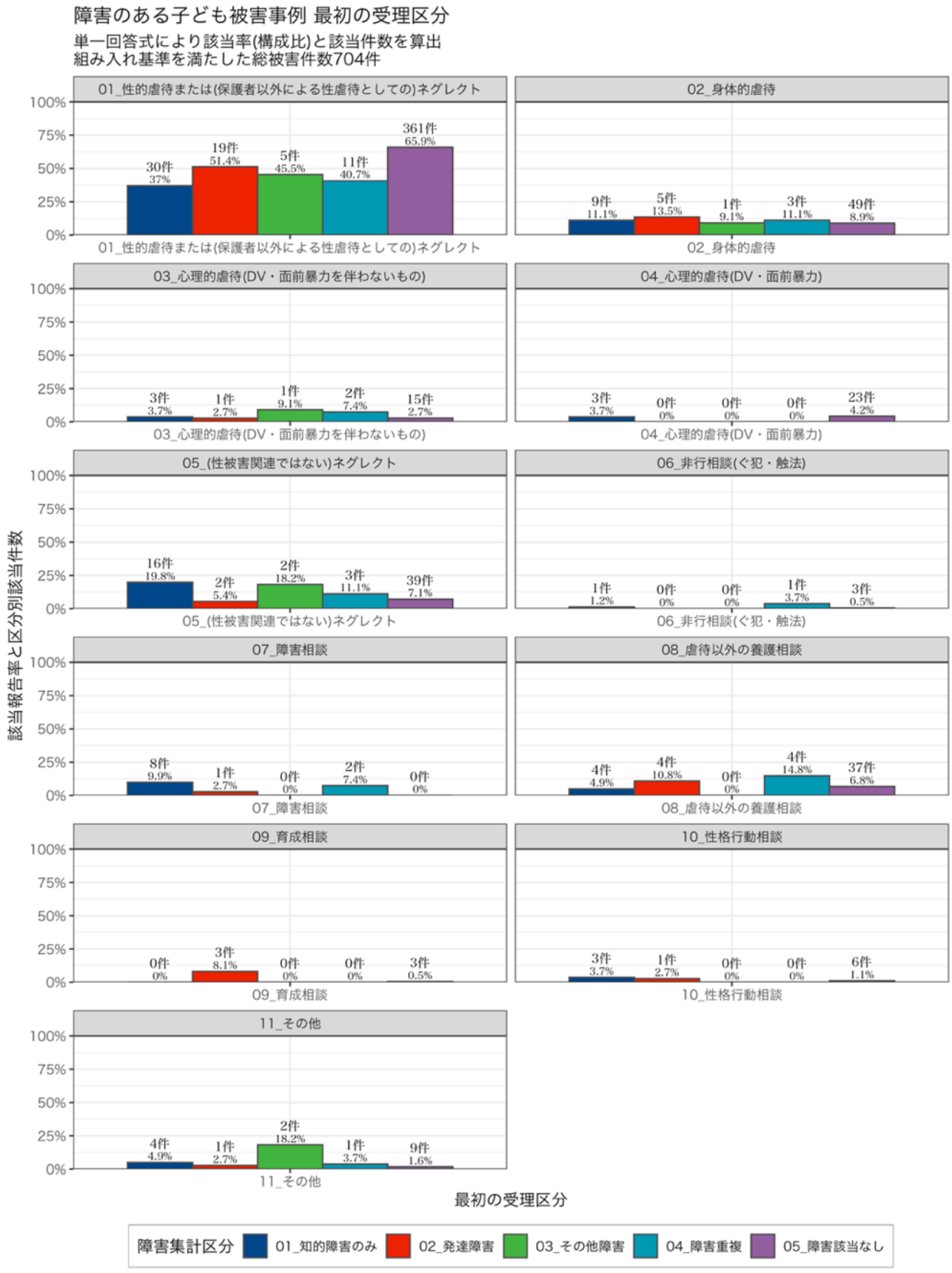


図 16.10 障害のある子どもの被害事例: 最初の受理区分

16.3.6 家族構成

家族構成に関する潜在クラス別の該当パターンを図 16.11 に示す。集計の結果、知的障害のある子どもと、障害のない子どもの家庭との間に、該当する家族構成種別に部分的な違いが見受けられた。例えば、知的障害のある子どもの被害事例では、被害児童に障害のない事例と比較して「母子家庭に内縁男性の同居がある」という家族構成での該当率が高い傾向にあった。しかし、全体を通しては、家族構成に障害種別での明確な傾向等は確認されなかった。

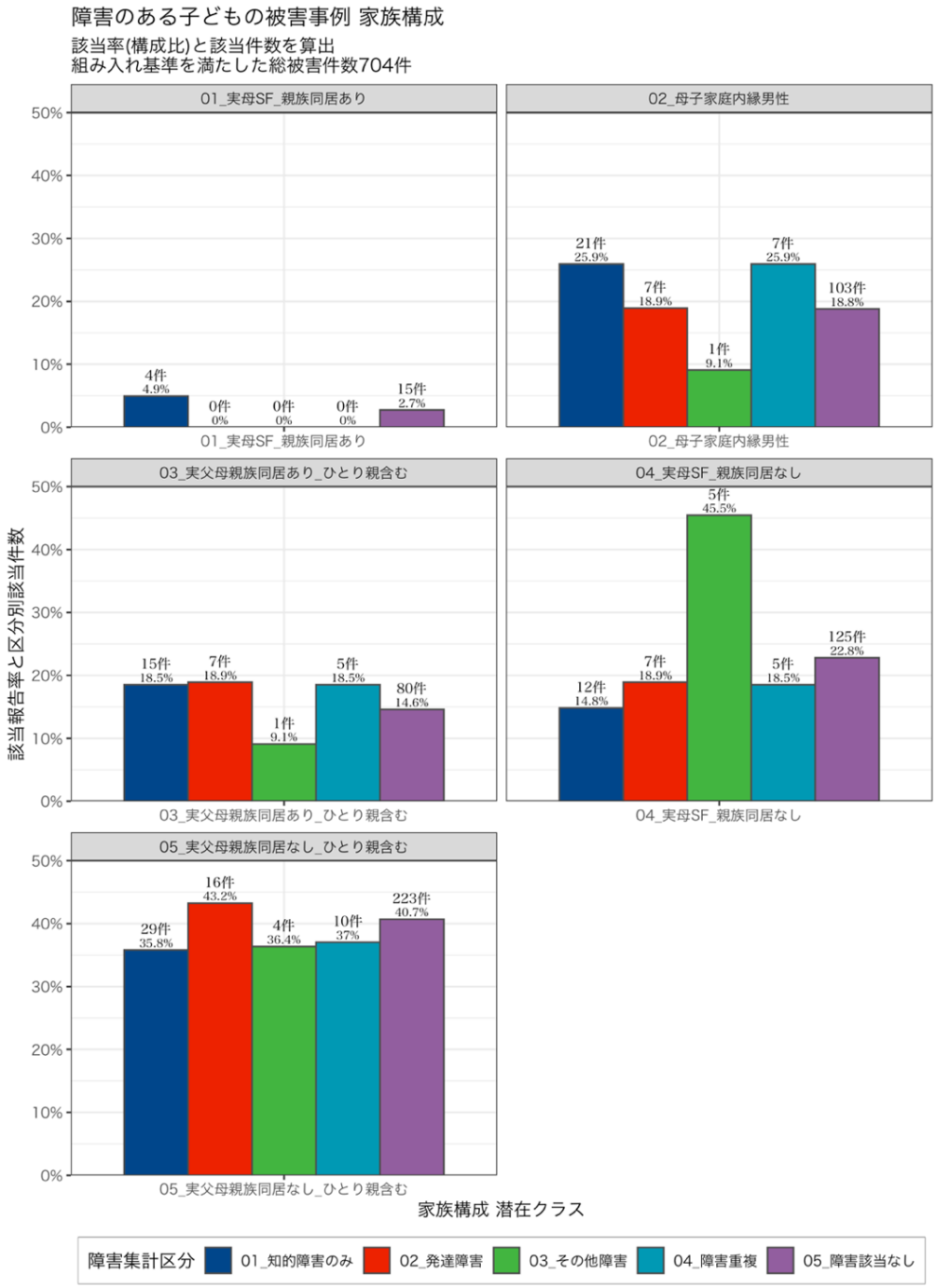


図 16.11 障害のある子どもの被害事例: 家族構成 潜在クラス別該当件数

離別・死別等により、家庭に不在となっている養育者に関する集計の結果、知的障害および発達障害の区分において、やや男性養育者が不在の傾向にある様相が観察された。すなわち、「母子家庭」もしくは「母の内縁者の出入り・居住がある」といった家族形態に相当するものと思われる。不在養育者に関する集計結果を図 16.12 に示す。

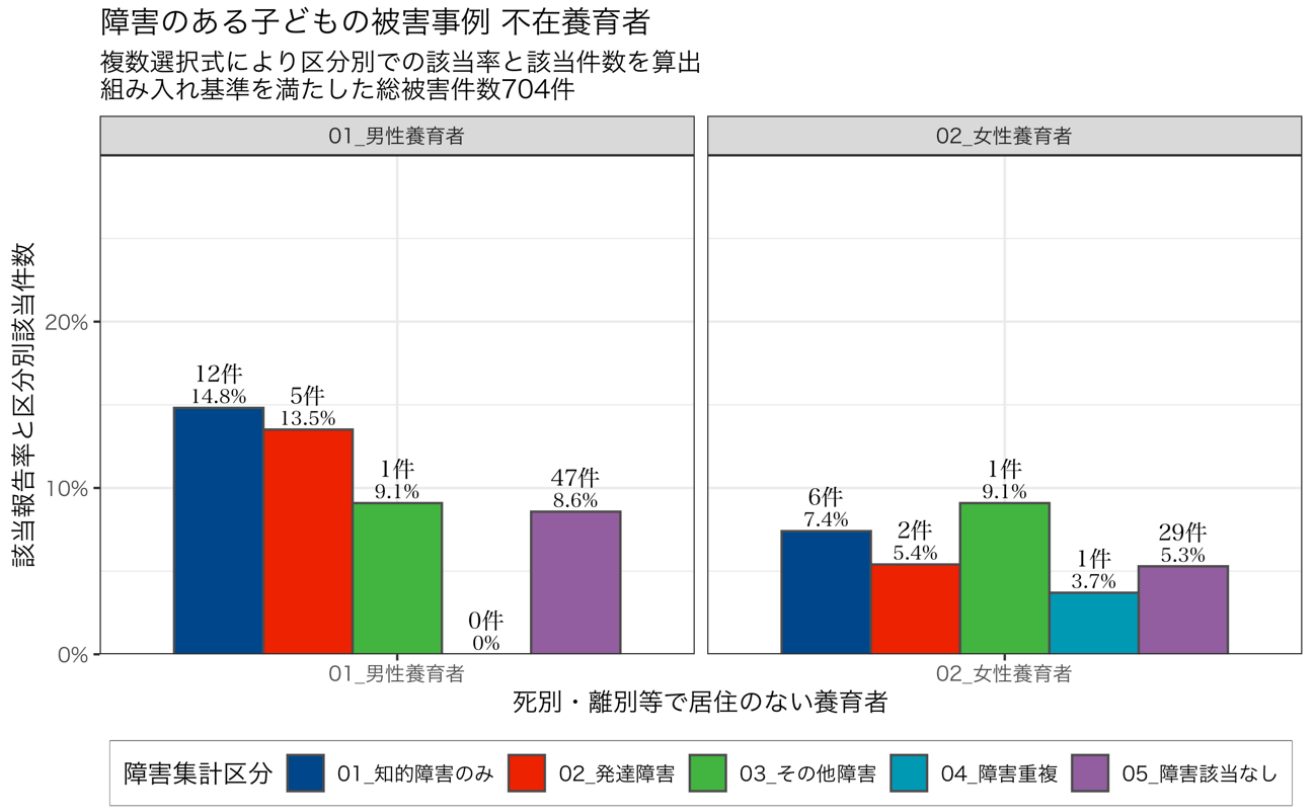


図 16.12 障害のある子どもの被害事例: 不在養育者

16.3.7 加害者情報・世帯情報・家族関係

続いて、加害者(児)、養育環境・世帯情報、家庭内の加害・被害等関係情報に関する結果を図 16.13 から図 16.24 に示す。知的障害のある子どもの性被害事例において、「ネグレクト中心型の養育環境への該当率」や「実父の被害児童に対する態度が自然な範囲」といった項目への該当率がやや高い傾向にあることが見受けられるが、その他については、被害児童に各種障害の認められない事例とおよそ類似する傾向が確認された。

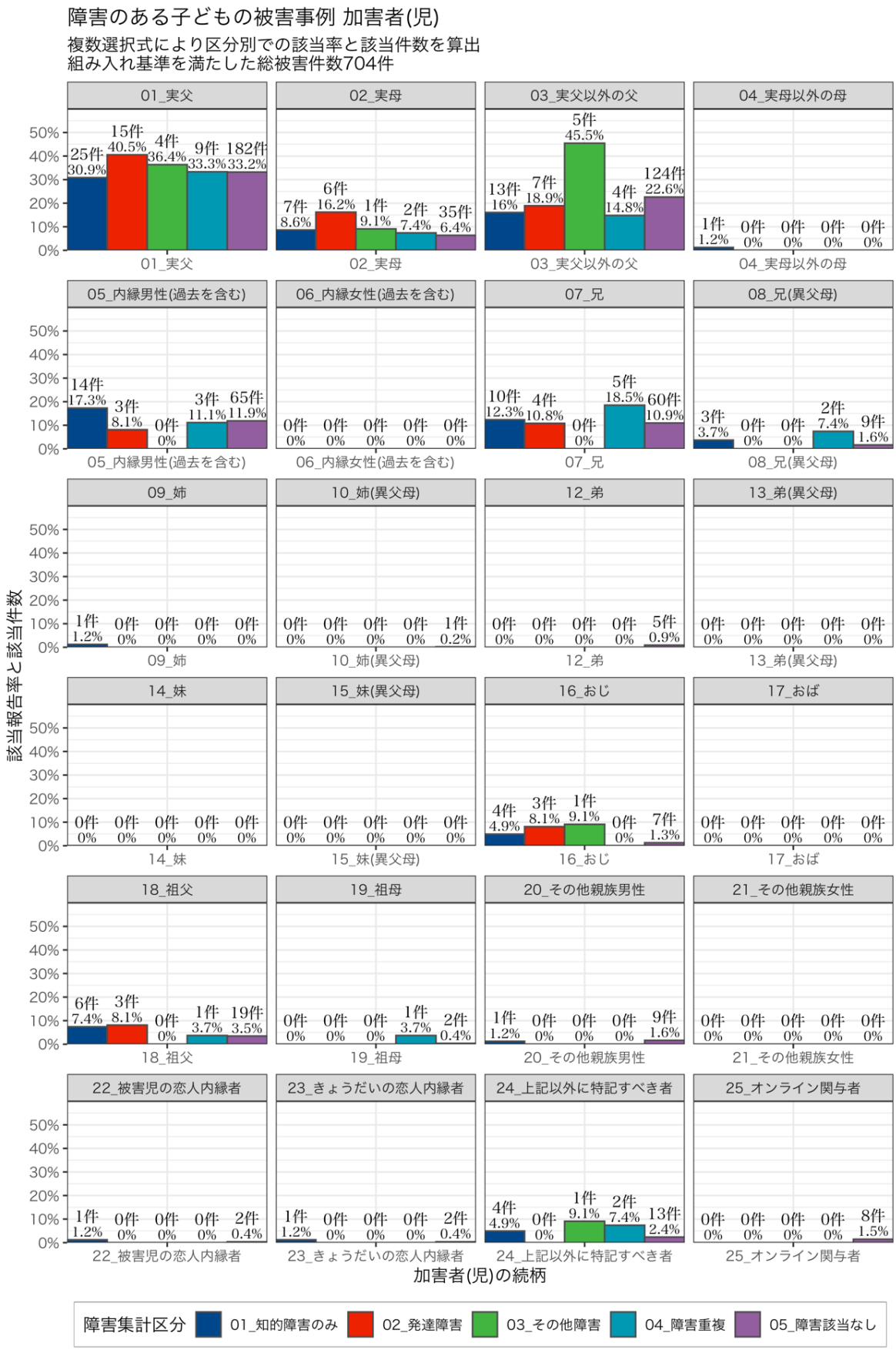


図 16.13 障害のある子どもの被害事例: 加害者(児)の続柄

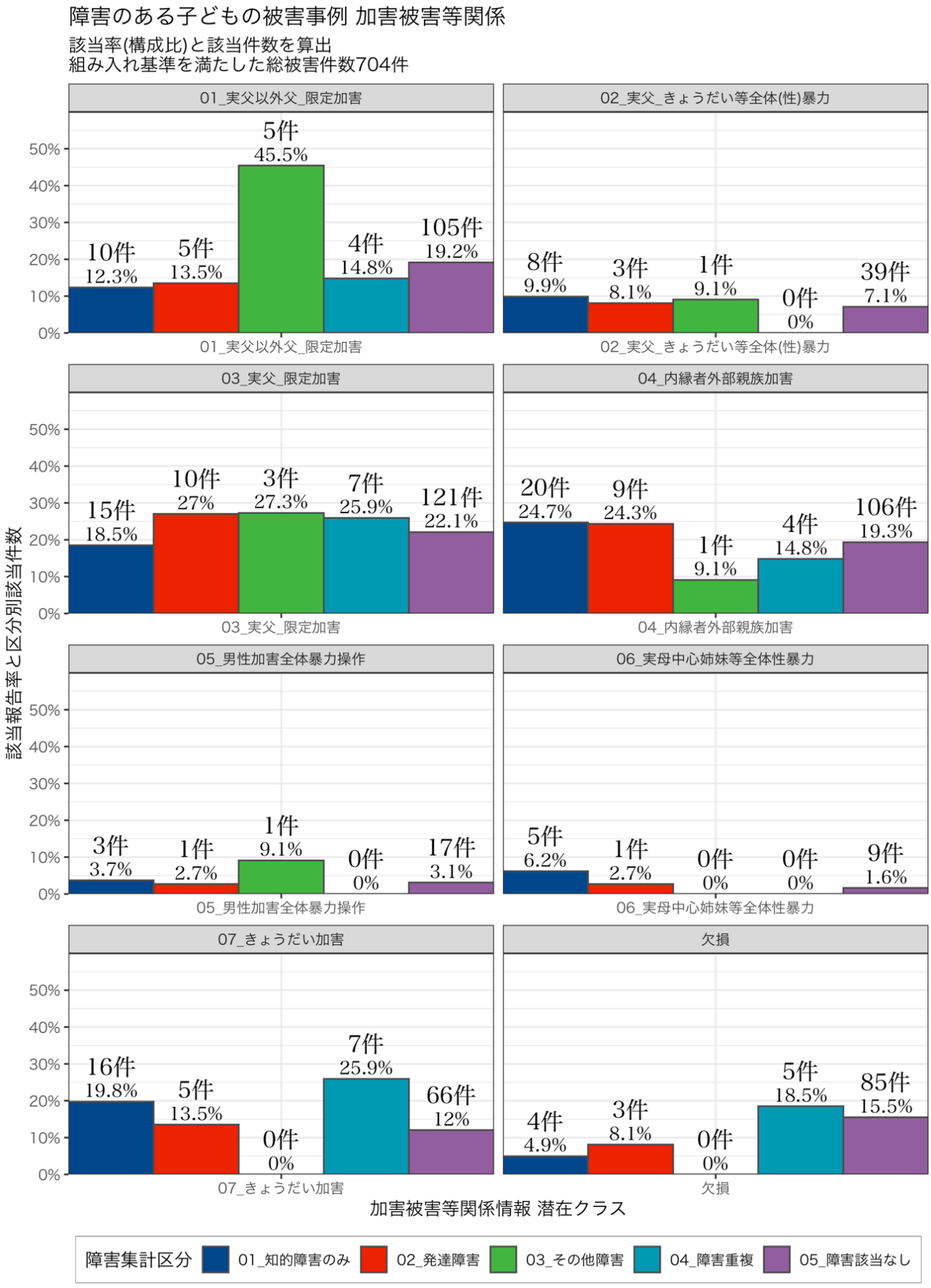


図 16.14 障害のある子どもの被害事例: 加害被害関係情報 潜在クラス別集計

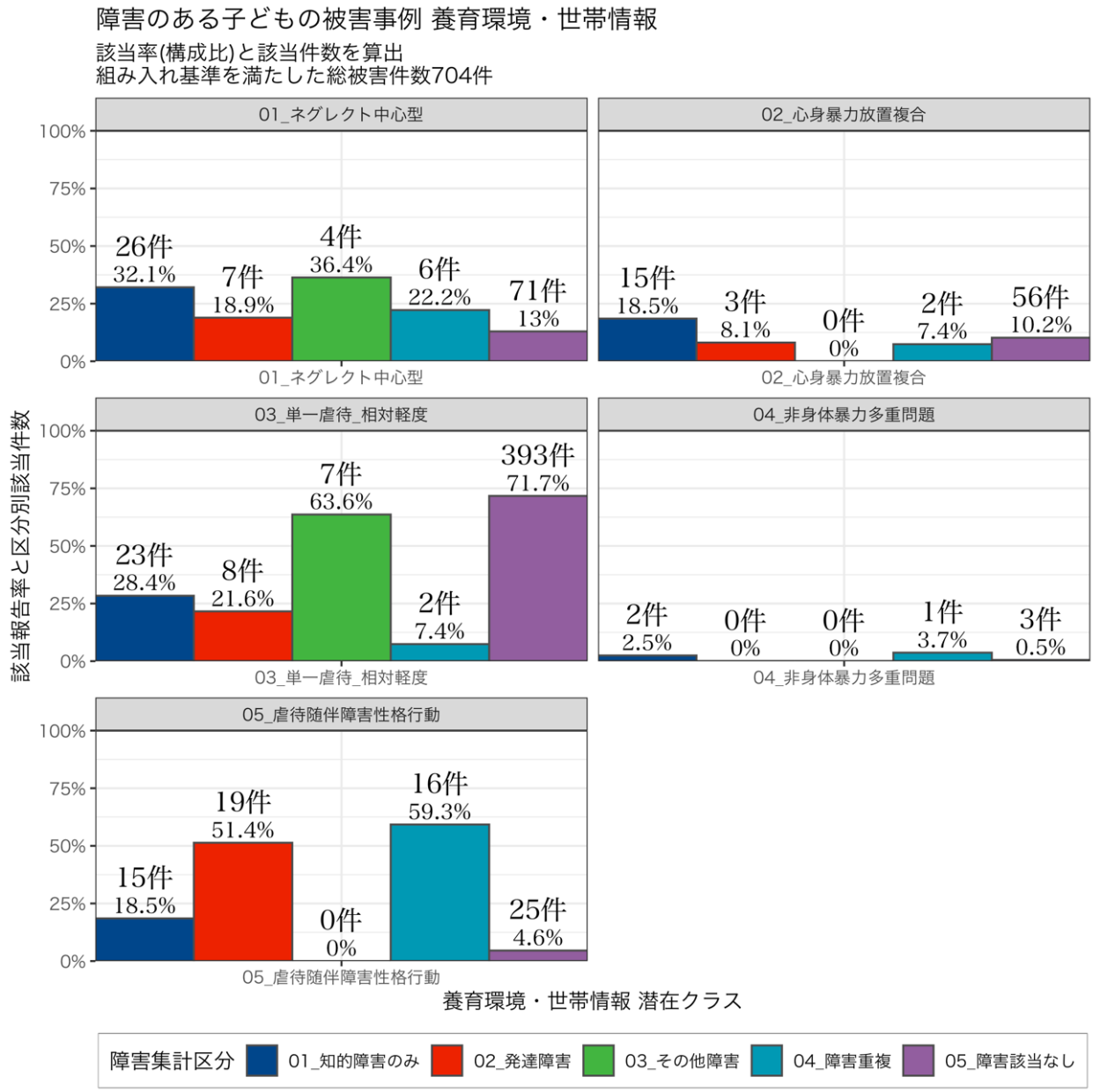


図 16.15 障害のある子どもの被害事例 ： 養育環境・世帯情報 潜在クラス別集計

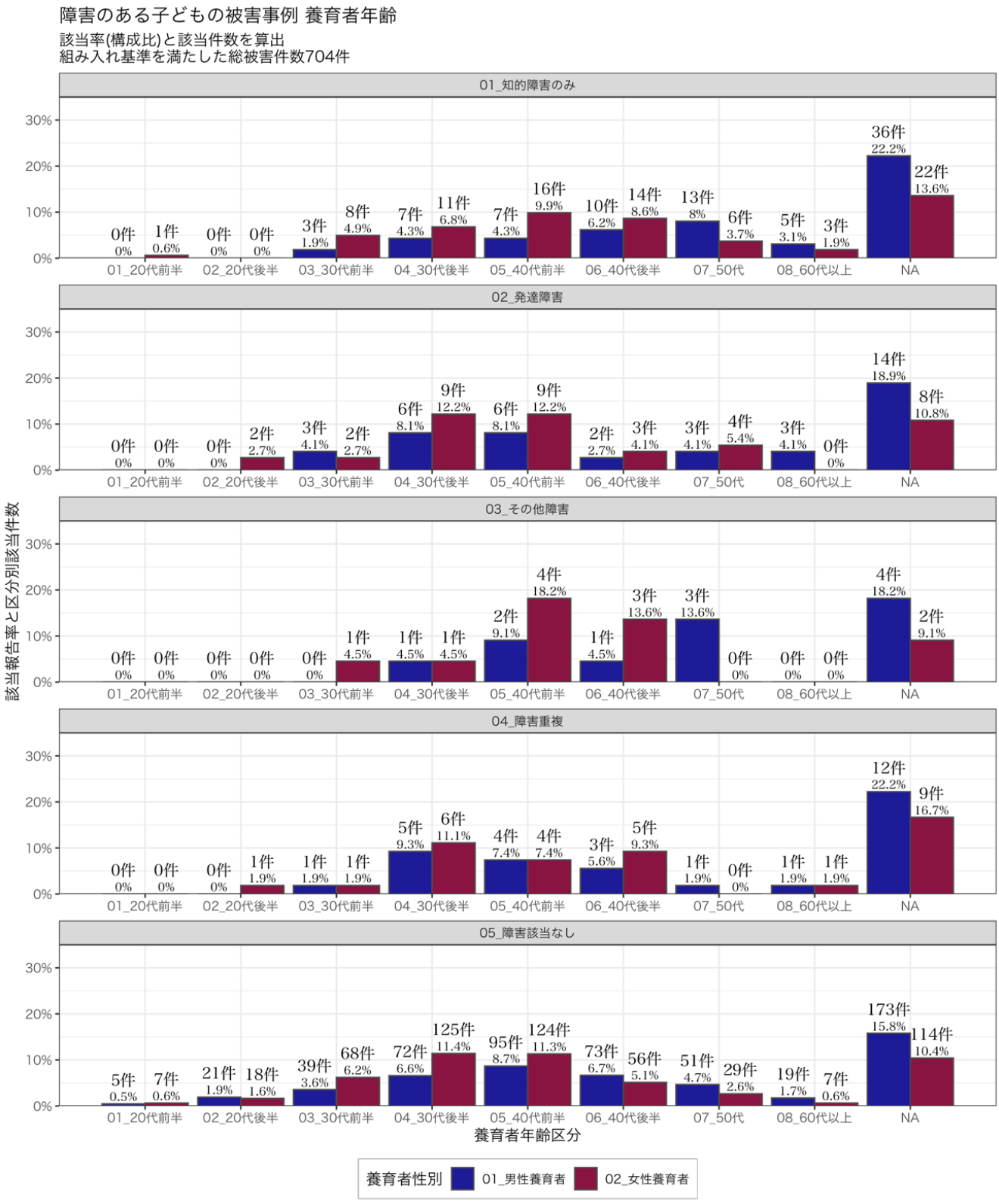


図 16.16 障害のある子どもの被害事例: 養育者年齢区分

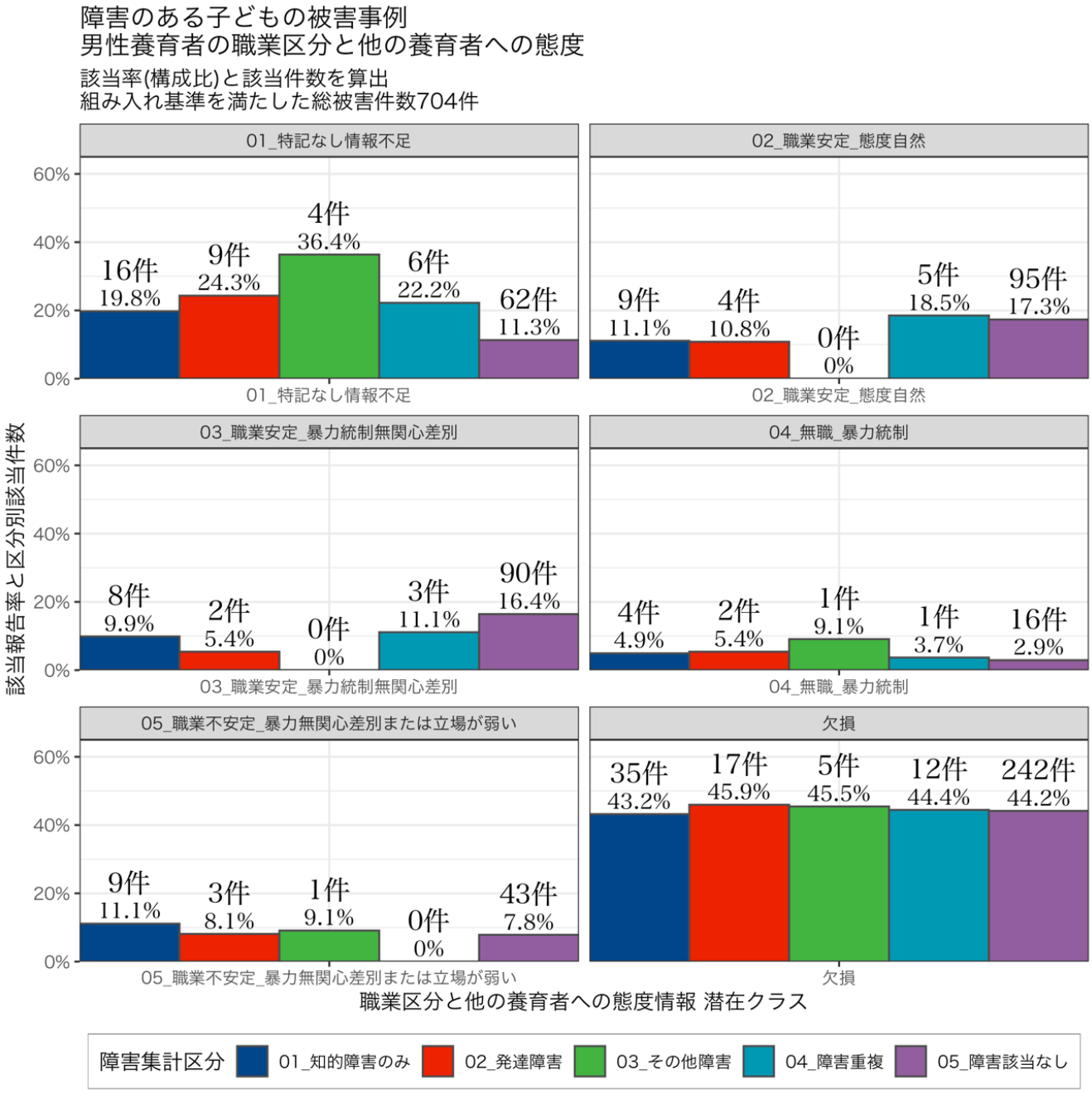


図 16.17 障害のある子どもの被害事例 ： 男性養育者の職業区分と他の養育者に対する態度 潜在クラス別

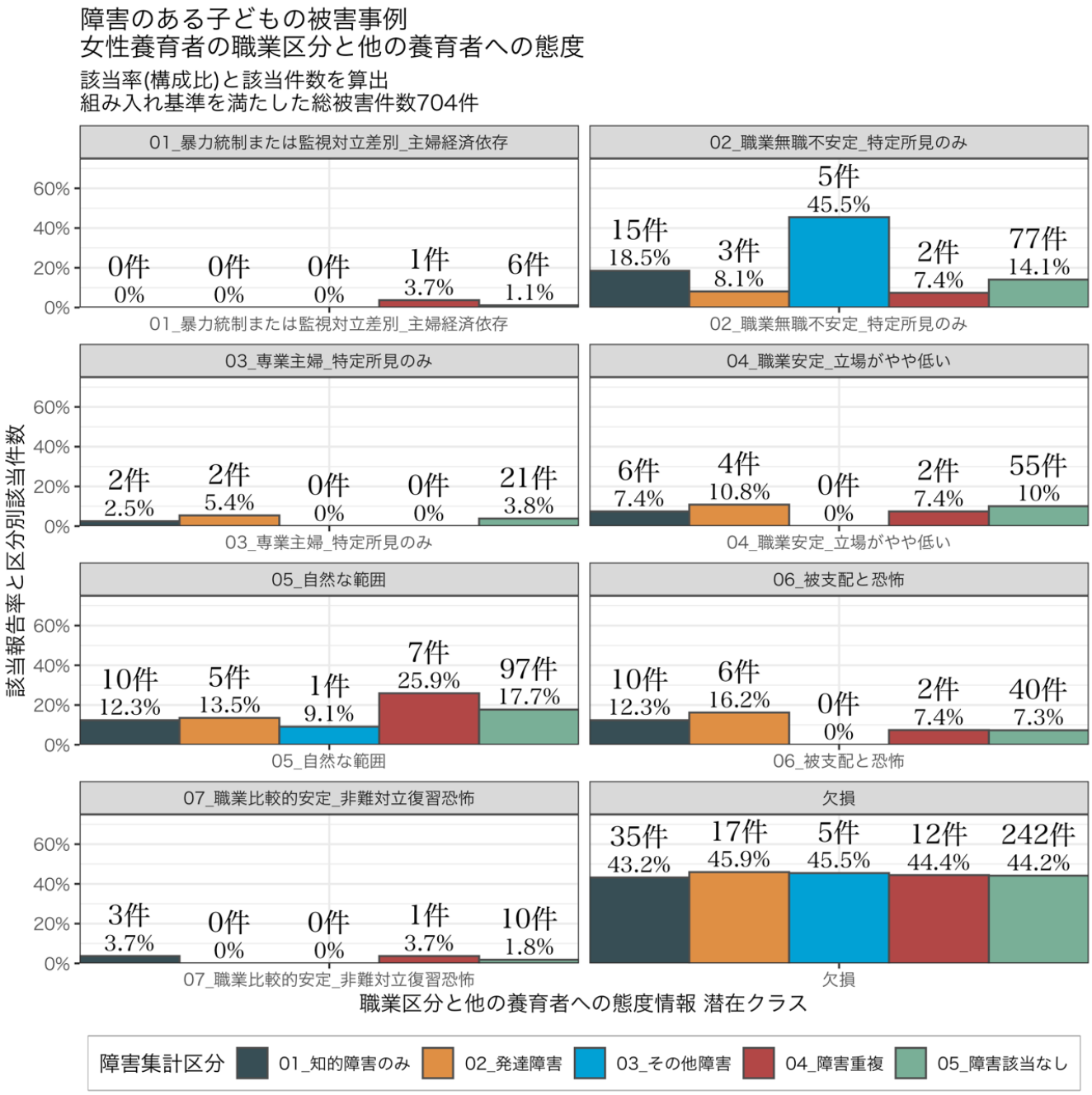


図 16.18 障害のある子どもの被害事例 ： 女性養育者の職業区分と他の養育者に対する態度 潜在クラス別

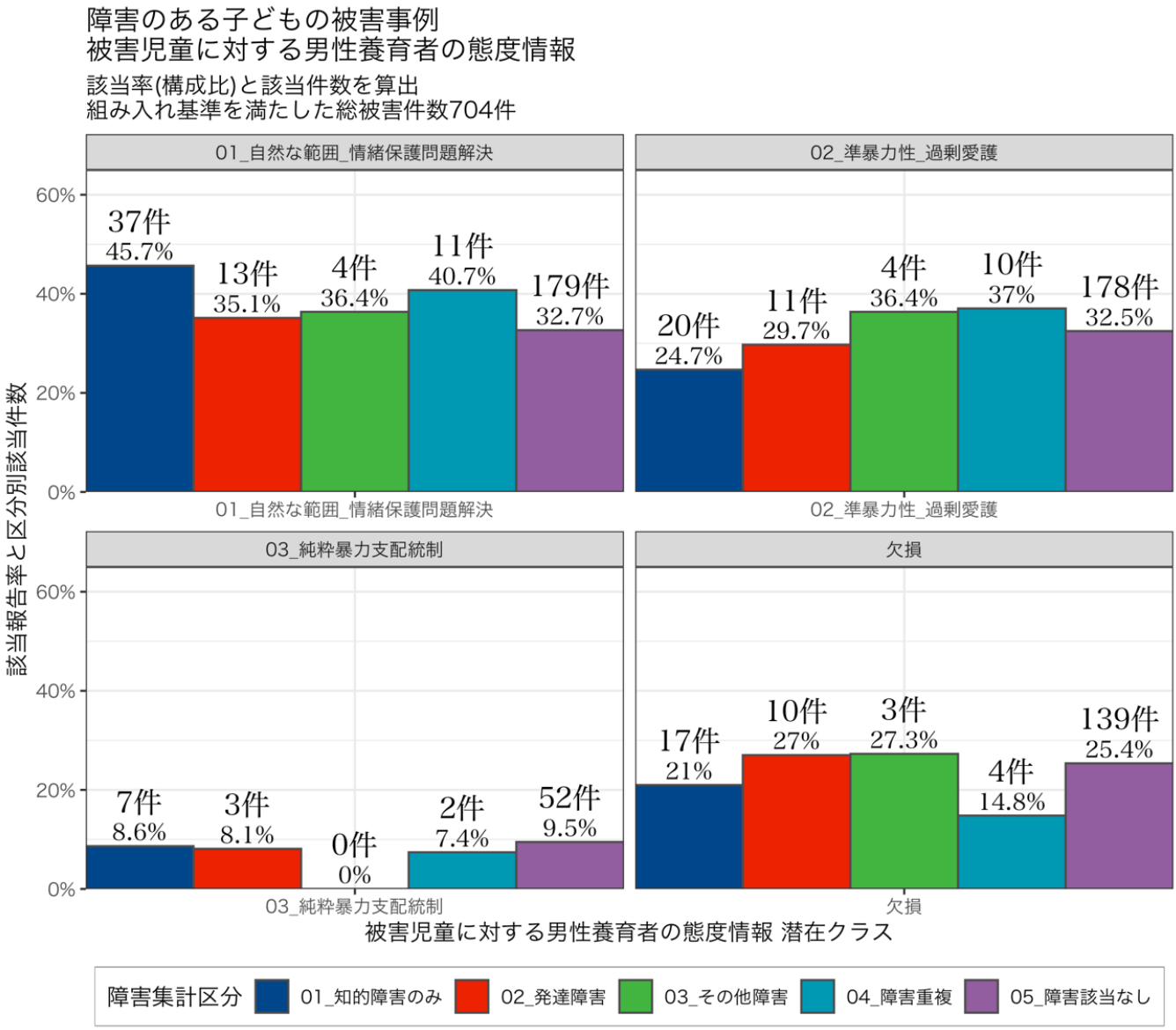


図 16.19 障害のある子どもの被害事例

被害児童に対する男性養育者の態度 潜在クラス別



図 16.20 障害のある子どもの被害事例

被害児童に対する女性養育者の態度 潜在クラス別

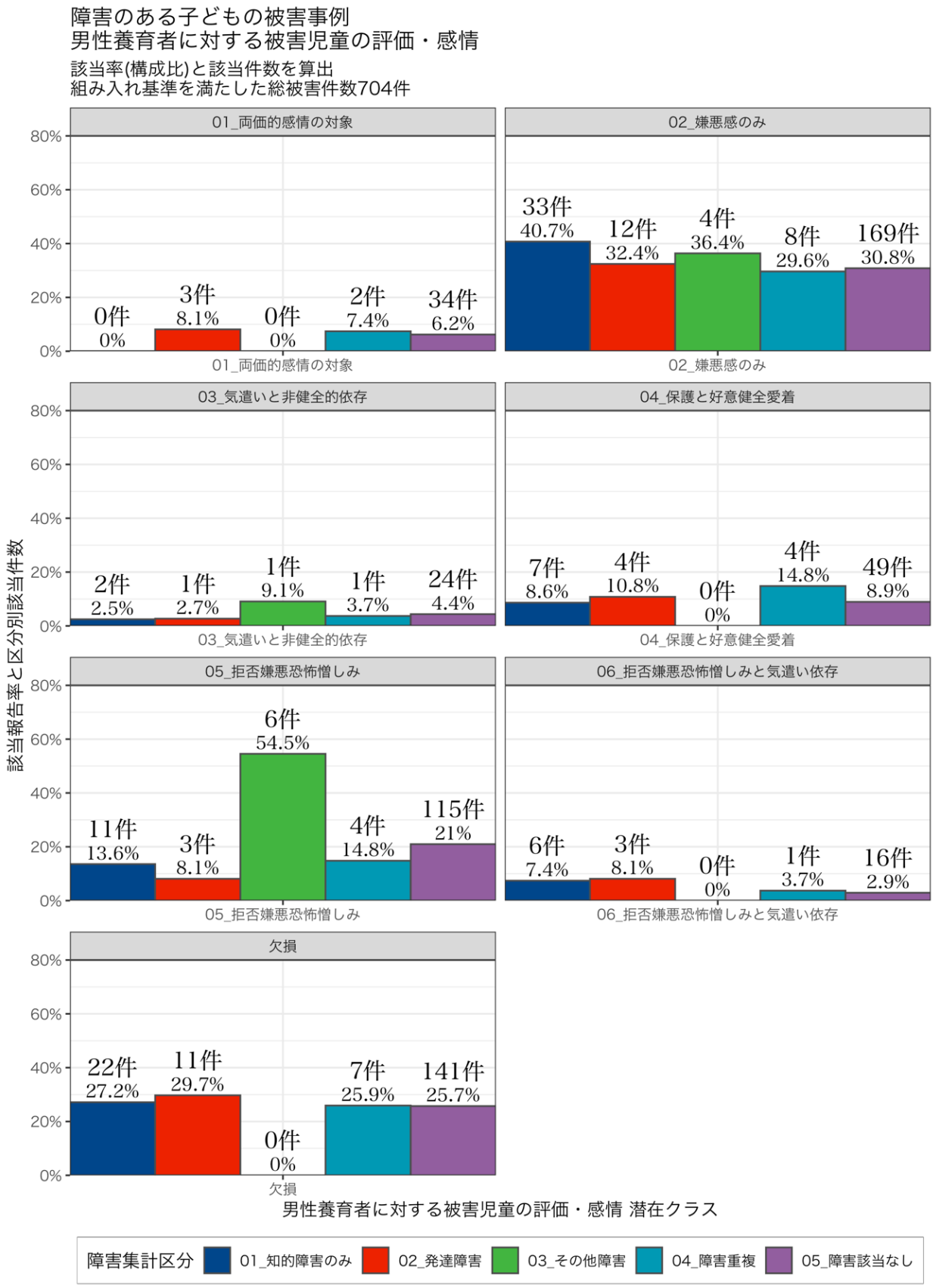


図 16.21 障害のある子どもの被害事例

男性養育者に対する被害児童の評価・感情 潜在クラス別



図 16.22 障害のある子どもの被害事例

女性養育者に対する被害児童の評価・感情 潜在クラス別



図 16.23 障害のある子どもの被害事例
男性養育者の外部観察所見 潜在クラス別



図 16.24 障害のある子どもの被害事例
女性養育者の外部観察所見 潜在クラス別

16.3.8 障害のある子どもの被害に係る臨床所見

続いて、被害児童に見られる各種所見に関する集計結果を整理する。障害のある子どもの被害事例と、各種障害への該当報告がなかった事例における該当報告率と該当件数を算出した。

「無症状」、あるいは「医学所見」に関する集計の結果を図 16.25 に示す。集計の結果、性被害を受けた障害のある子どもの場合、「無症状」への該当報告率が低い傾向が観察された。すなわち、「何らかの課題所見がある」と解釈される。

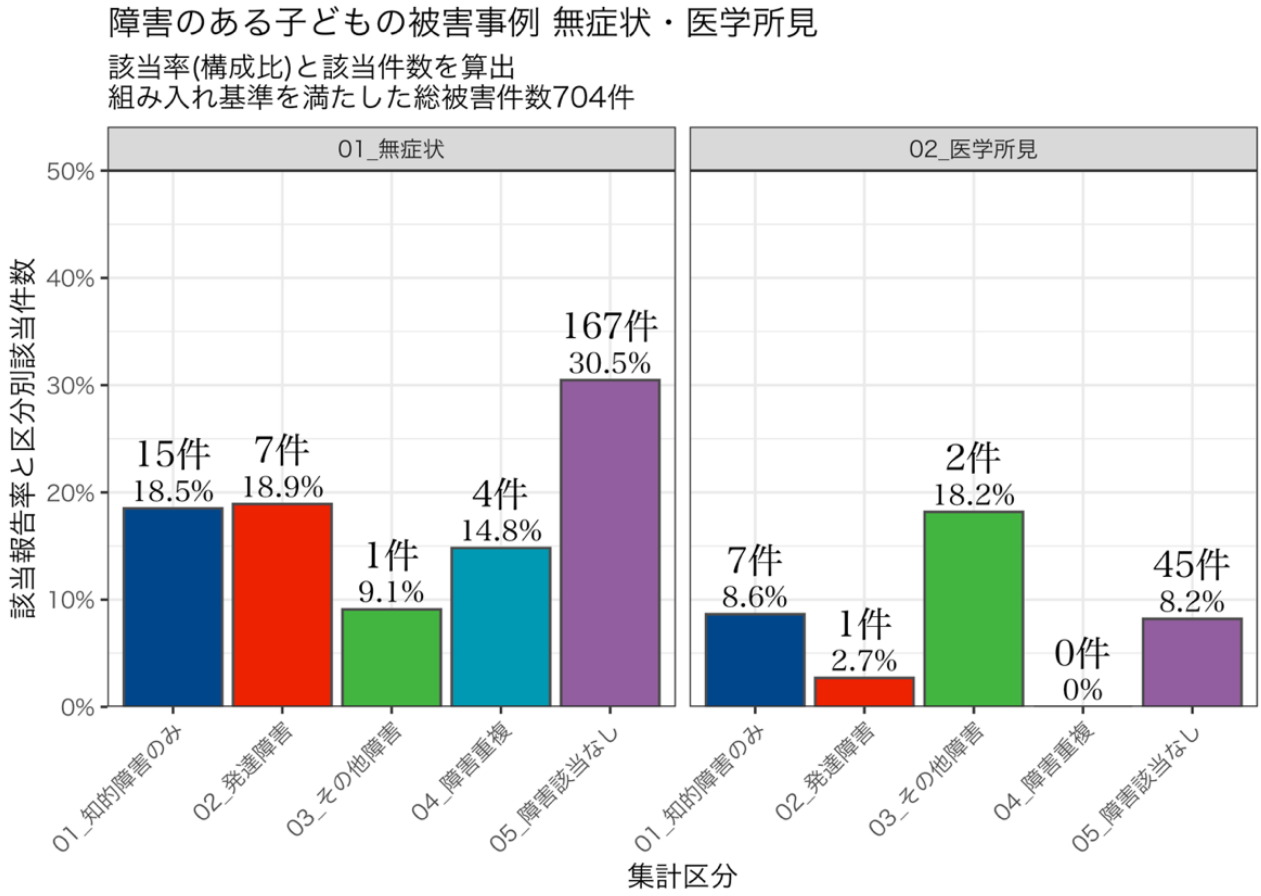


図 16.25 障害のある子どもの被害事例: 「無症状」と医学所見

身体所見に関しては、被害児童の障害の有無にかかわらず、全般的に該当率が低い(図 16.26)。相対的に該当報告率の高い、「心身症・不定愁訴(頭痛・腹痛等の訴え)」に関しては、障害のある被害児童の場合にやや該当率が低い様子が見受けられた。

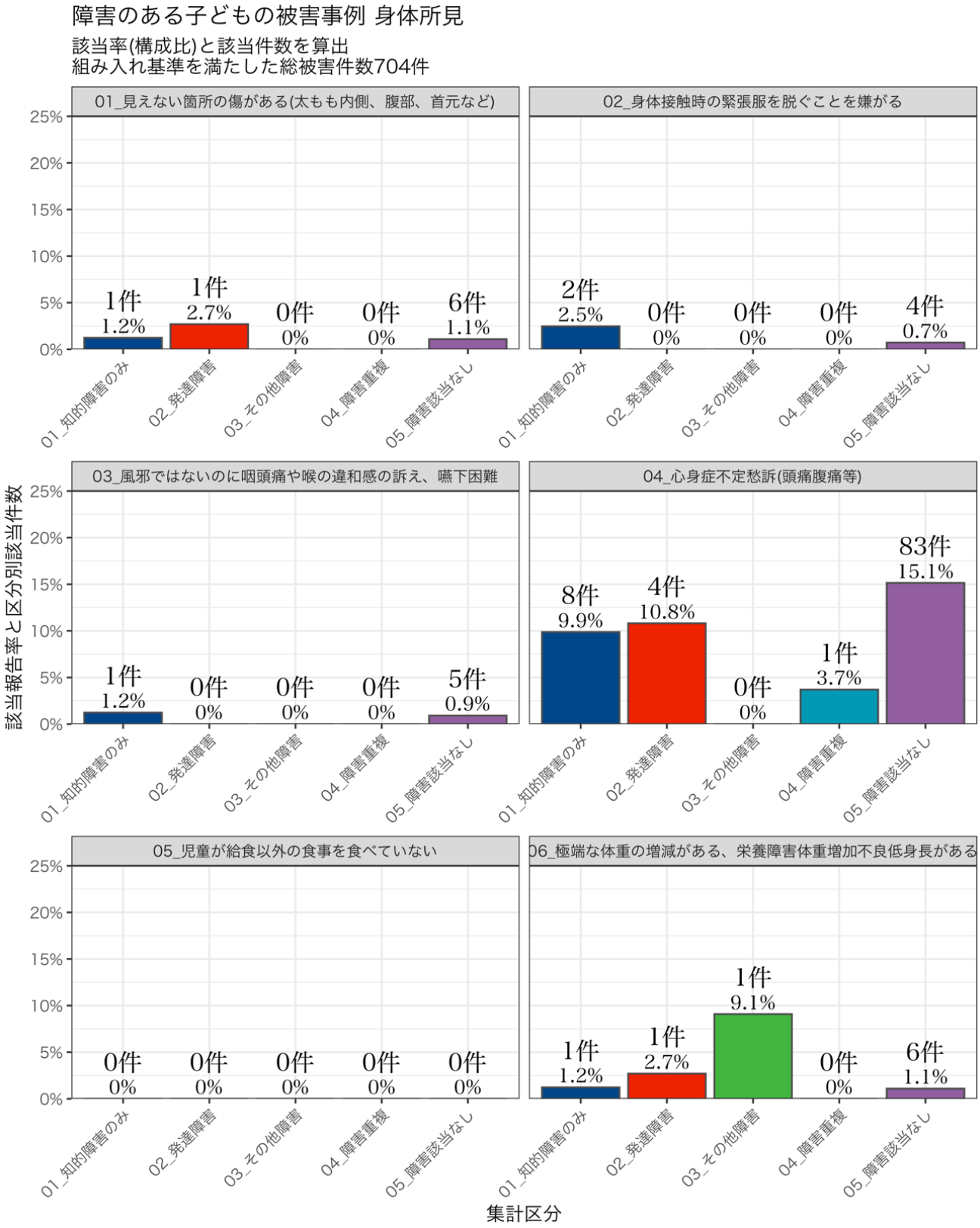


図 16.26 障害のある子どもの被害事例: 身体所見

対人関係・愛着に関する所見では、被害児童の障害の有無で該当率に特徴的な違いが見受けられた。結果を図 16.27 に示す。具体的には、「子どもに異性への恐怖または過剰な接近がある」場合が、知的障害、または発達障害のある被害児童において該当率がやや高かった。

また、「子どもに情緒的問題がある」、「対人距離に関する課題がある」、「愛着課題を抱えている」といった項目への該当率が、発達障害への該当や重複した複数の障害に該当する場合に高い傾向が見受けられた。当該結果に関しては、性被害を受けた影響に由来する部分も想定されるが、各種障害そのものの特徴を反映したものであるとも考えられる。

また、保育園や幼稚園、学校、社会的養護関係施設等での集団生活場面で観察される所見についても、「性被害の影響」と「子どもの特性に起因するもの」の両方が想定されうる所見が得られている(図 16.28)。

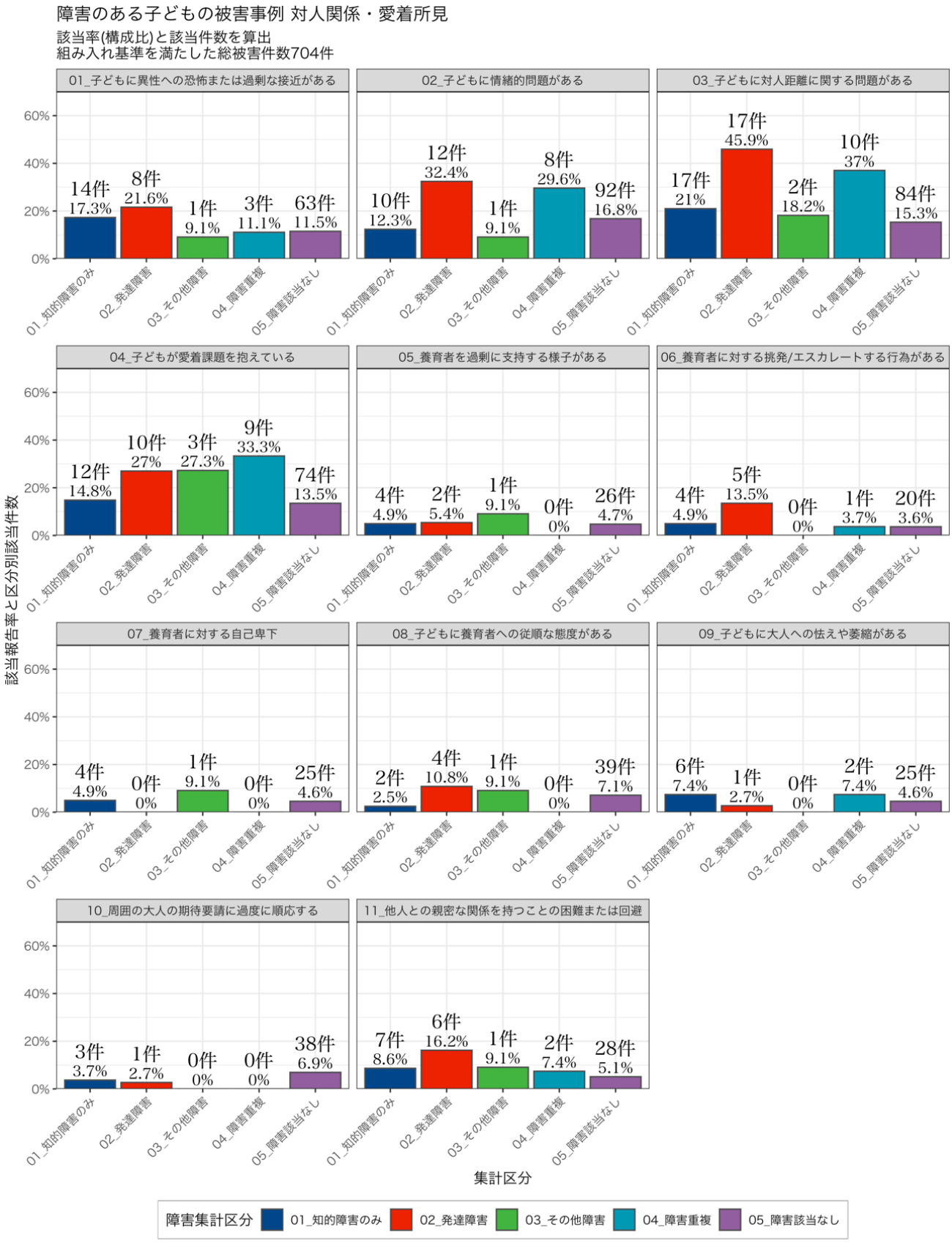


図 16.27 障害のある子どもの被害事例: 対人関係・愛着

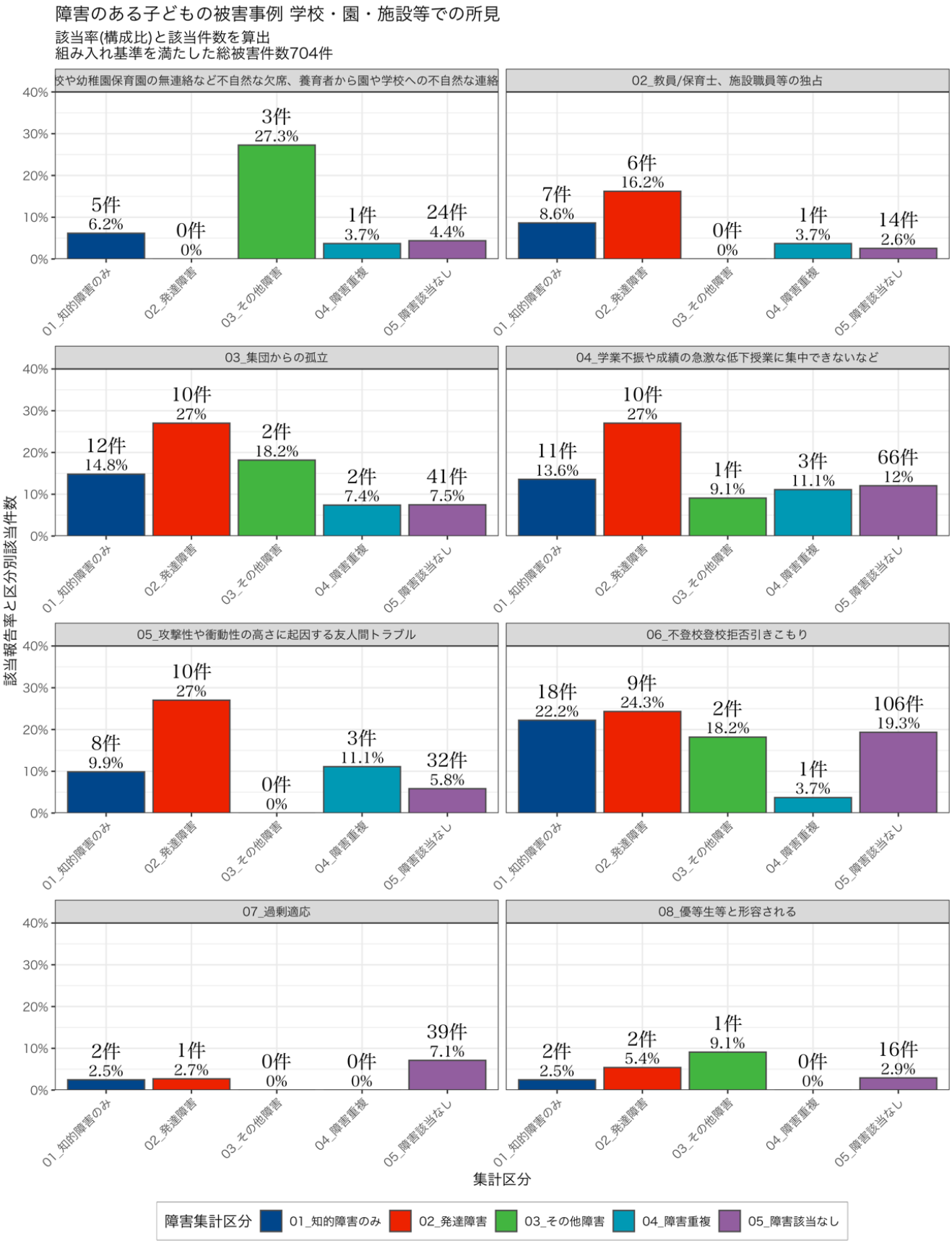


図 16.28 障害のある子どもの被害事例

学校・保育園/幼稚園・社会的養護関係施設等での観察所見

関係者への訴えや秘密の要請に関しては、被害児童における障害の有無で明確な違いは認められなかった。「その他の障害」区分における「保護希求」への該当率については、当該区分に含まれる障害種別や例数の少なさから、明確な結論を得るに困難がある。

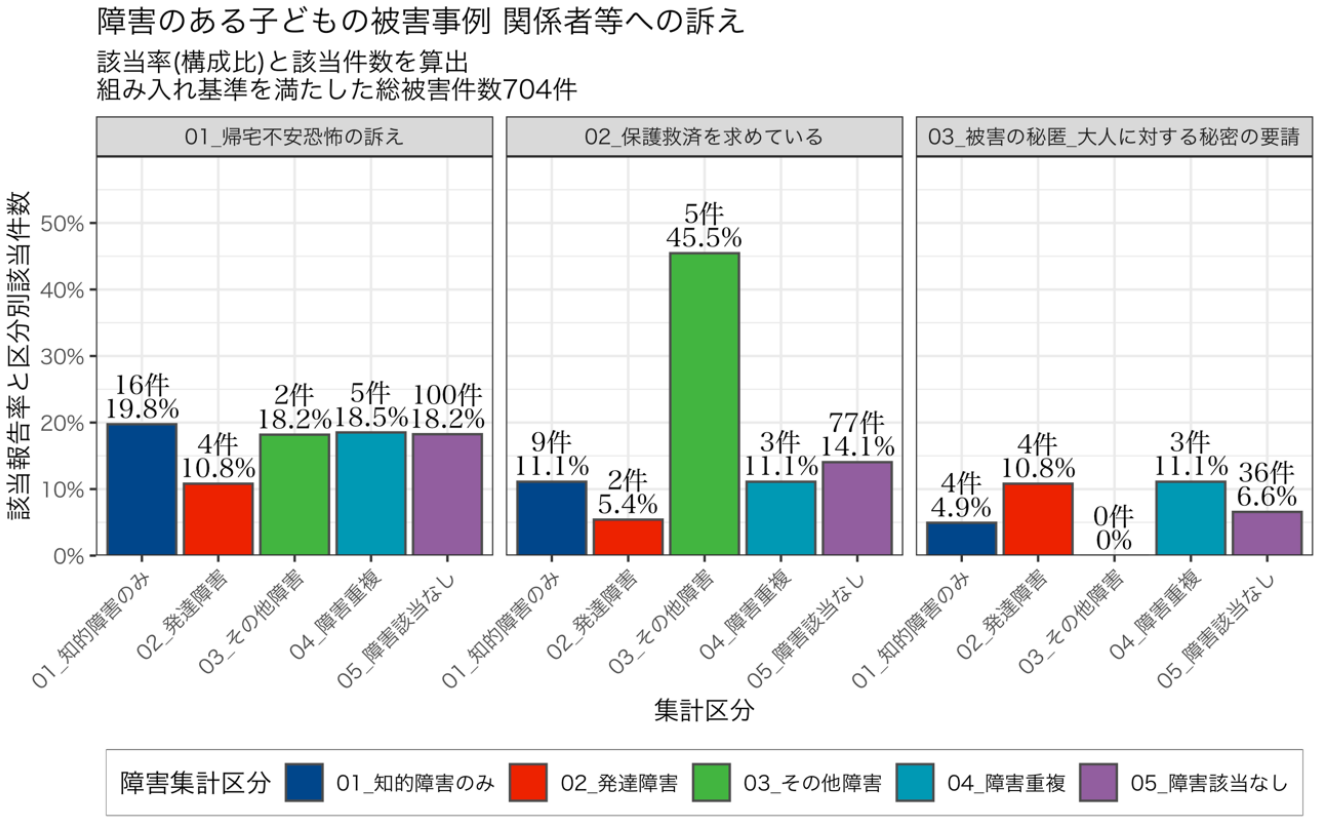


図 16.29 障害のある子どもの被害事例: 関係者への訴え

心理・トラウマ関連症状に関する所見では、知的障害のある被害児童で「無力感」の該当率がやや低いことや、発達障害のある被害児童で「解離・解離様症状」への該当率が、やや高い傾向が観察された(図 16.30)。なお、障害の有無にかかわらず、該当する所見が多岐にわたっていることも特筆すべき点であるだろう。

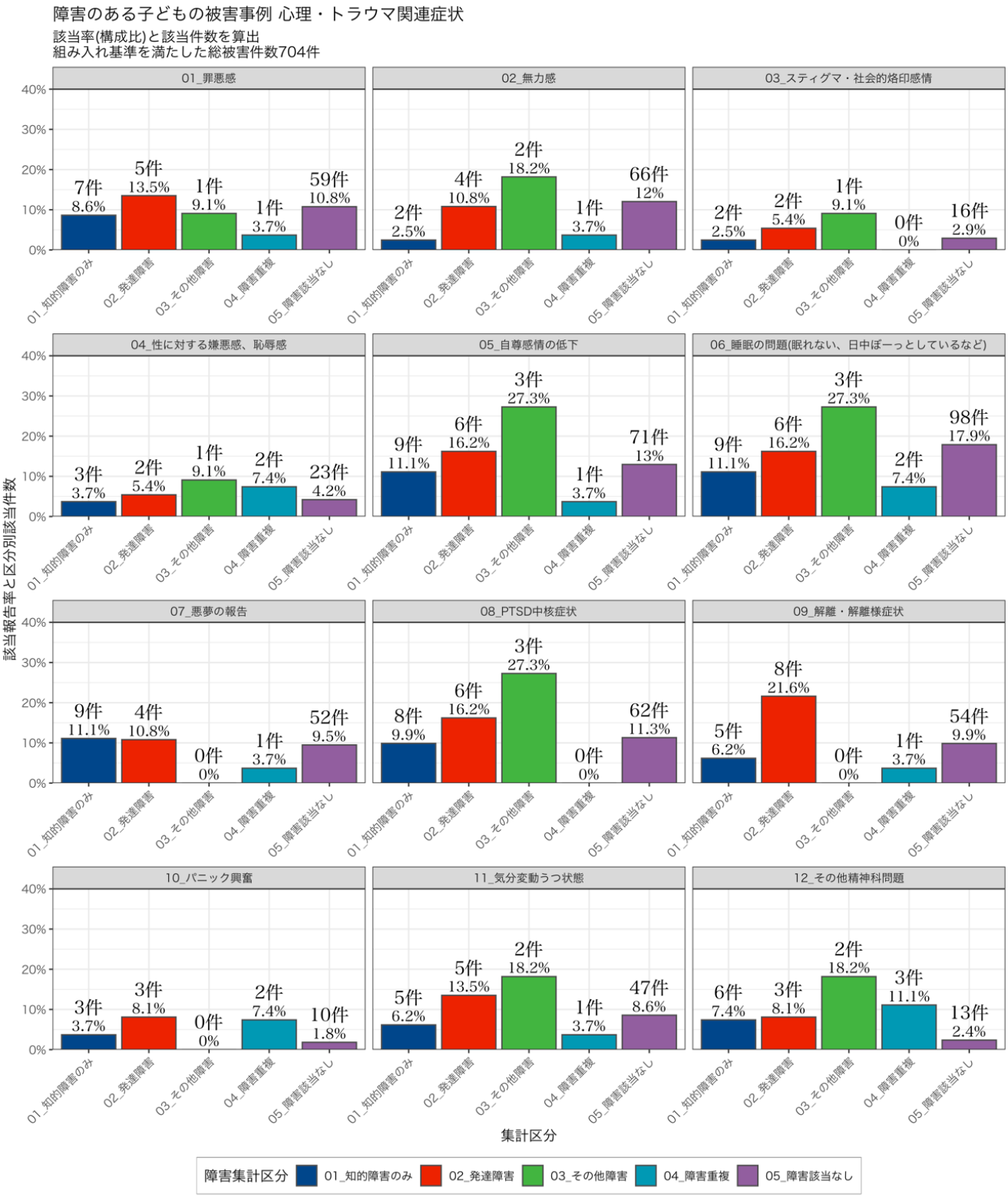


図 16.30 障害のある子どもの被害事例　：心理・トラウマ関連症状

被害児童の行動上の問題に関しては、特に発達障害において、いくつかの非行種別への該当や、性化行動への該当報告率が高い傾向にあった(図 16.31)。「自傷行為や自殺企図」、「嘘や虚言、ファンタジー」については、障害の有無を問わず、すべての区分で該当が報告されている。

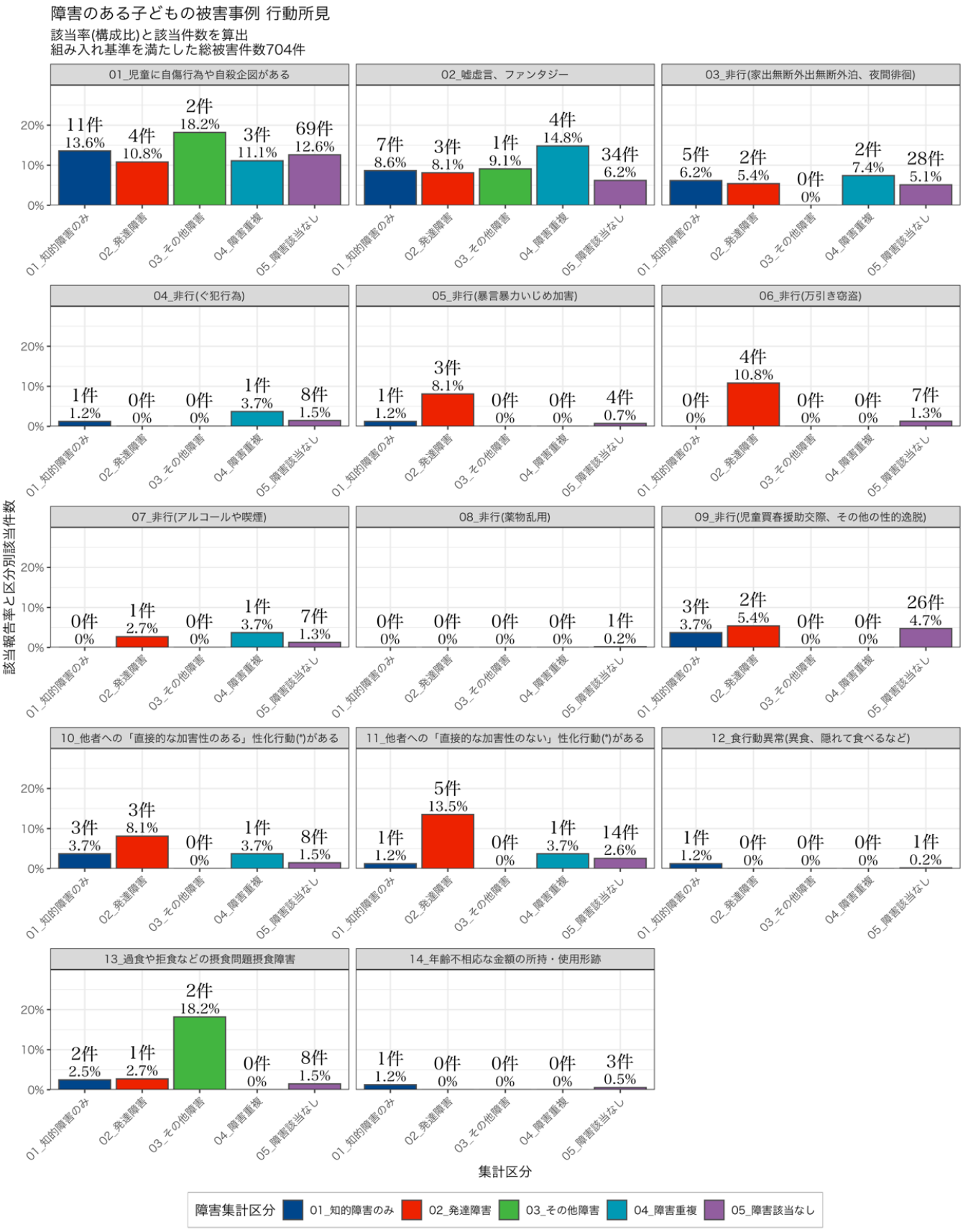


図 16.31 障害のある子どもの被害事例　：行動所見

16.3.9 被害発覚の経緯と開示関係情報

被害の発覚経緯や開示等、被害の発見に係る情報を整理する。発覚の経緯に関しては、知的障害や発達障害への該当のある事例において、障害への該当報告がない事例よりも、「子ども本人からの開示」の該当率が高い傾向が見受けられた。結果を図 16.32 に示す。

通告につながった子どもの開示相手、または発見者に関する集計では、知的障害のある子どもの被害事例において、「担任教諭」の該当報告率が高く、知的障害または発達障害のある子どもの被害事例での「母親」の該当報告率が低い傾向が見受けられた(図 16.33)。また、開示のあった事例において、開示の背景要因と想定される項目については、知的障害または発達障害のある子どもの被害事例において、「被開示者への信頼」の該当率が高い傾向にあった(図 16.34)。

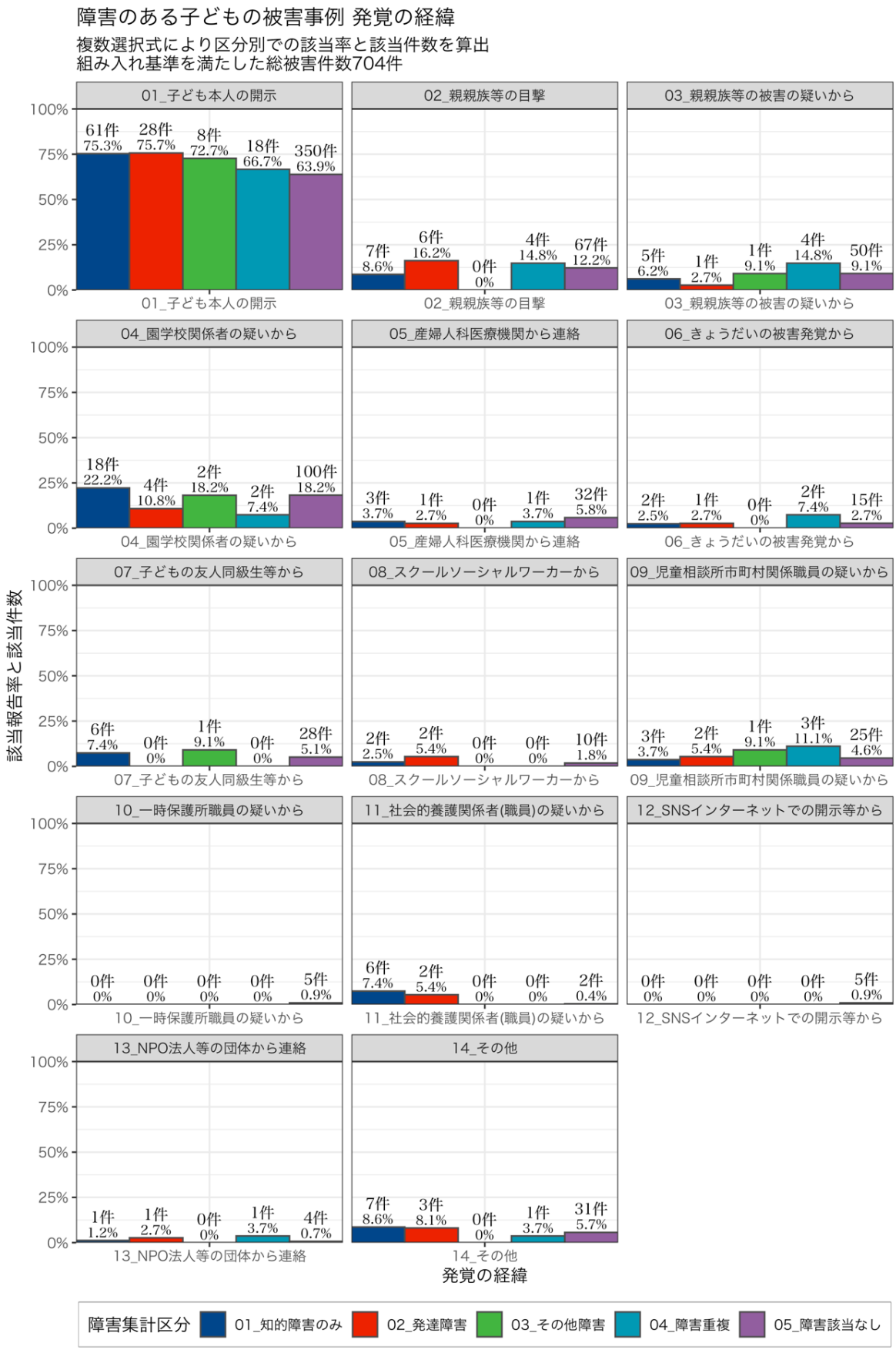


図 16.32 障害のある子どもの被害事例 ： 被害発覚の経緯

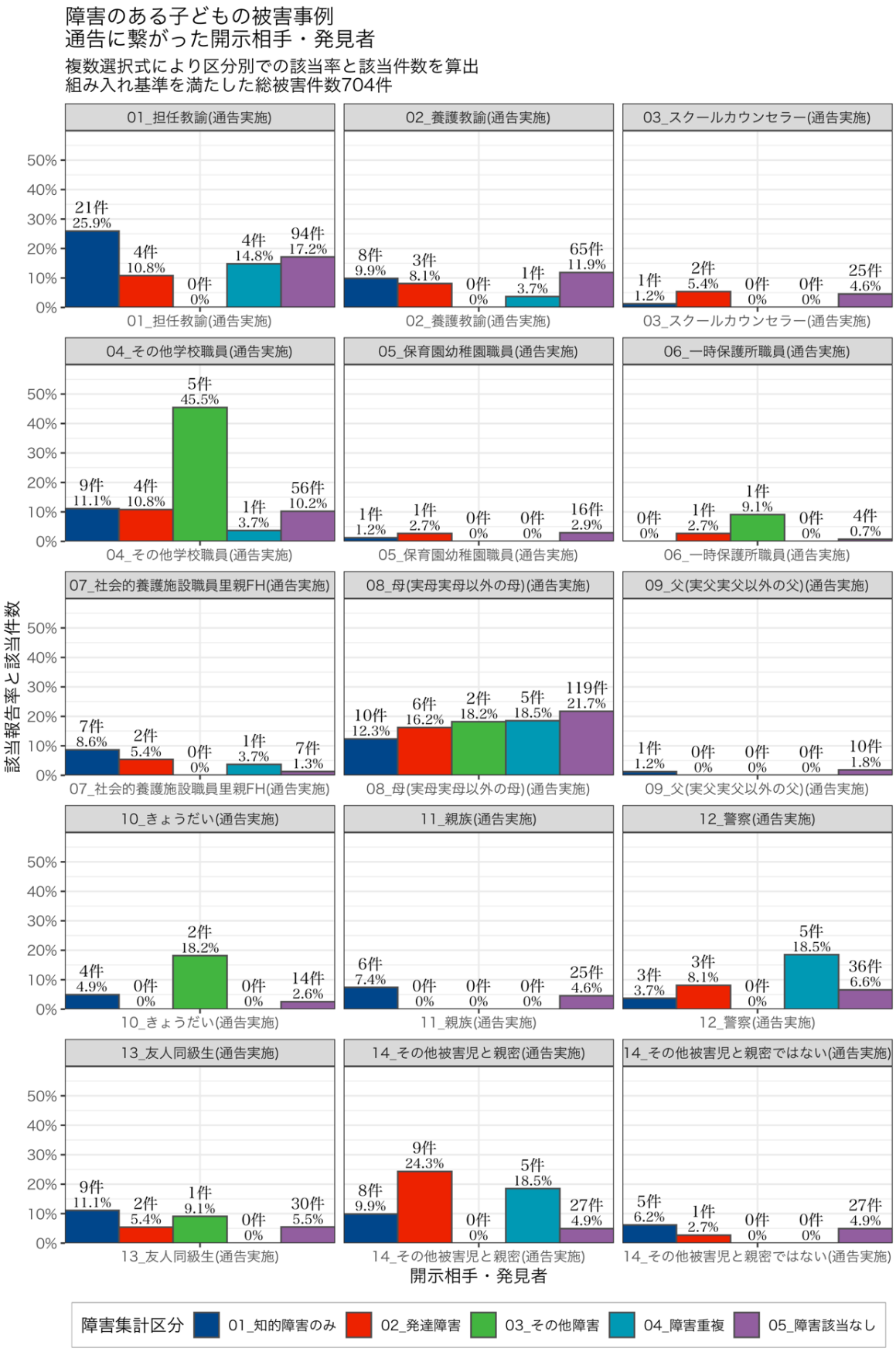


図 16.33 障害のある子どもの被害事例 ： 通告につながった開示相手・発見者

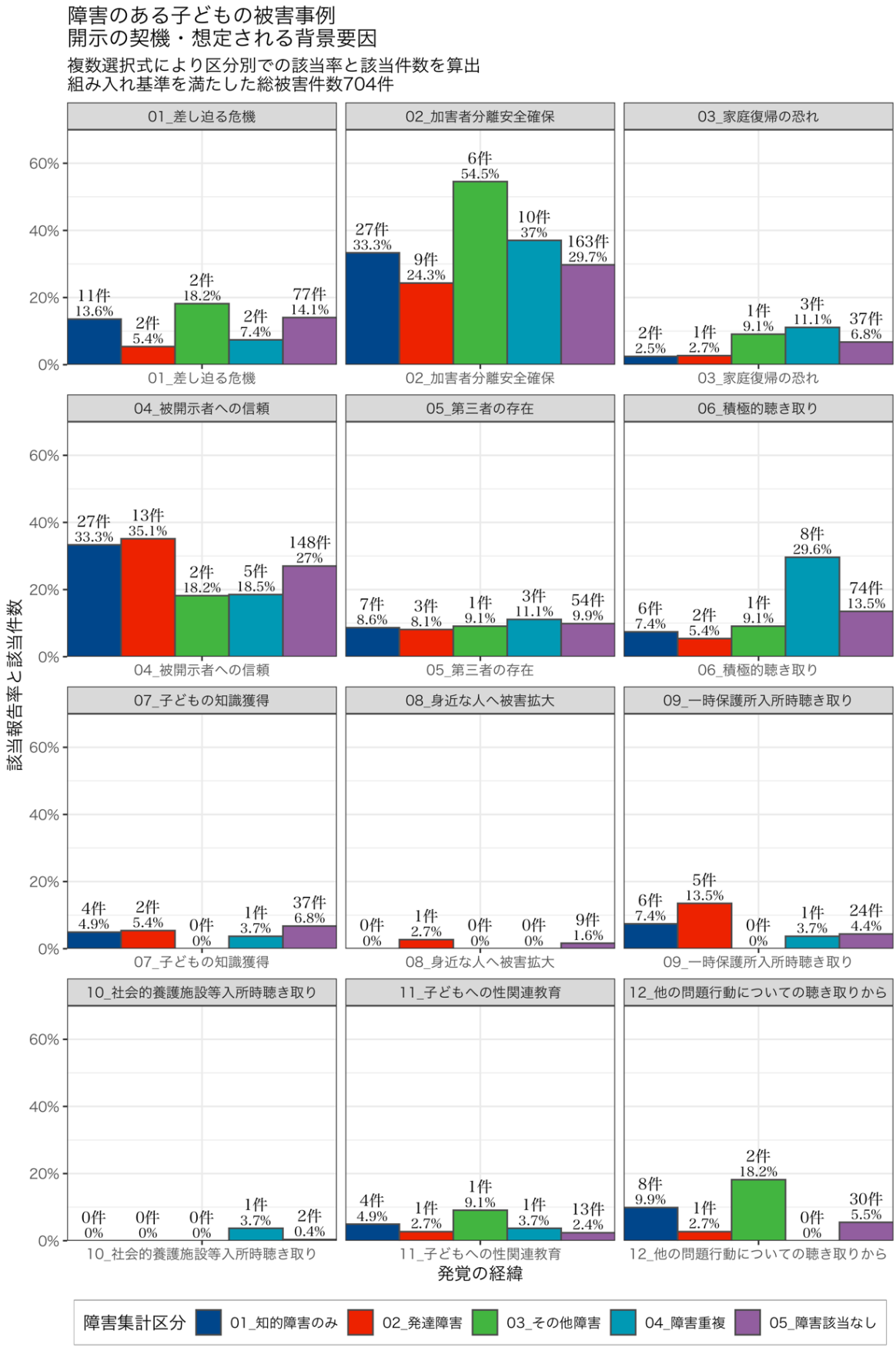


図 16.34 障害のある子どもの被害事例 ： 開示の契機・想定される背景要因

障害のある子どもの被害事例のうち、子どもからの開示が得られた事例における「開示にかかる情報量の変化」についての結果を図 13.35 に示す。特徴的な所見として、発達障害やその他の障害において、開示内容が縮小する傾向にあることが観察された。また、知的障害のある子どもについては、各種障害への該当報告がない事例と同様の傾向が見受けられた。

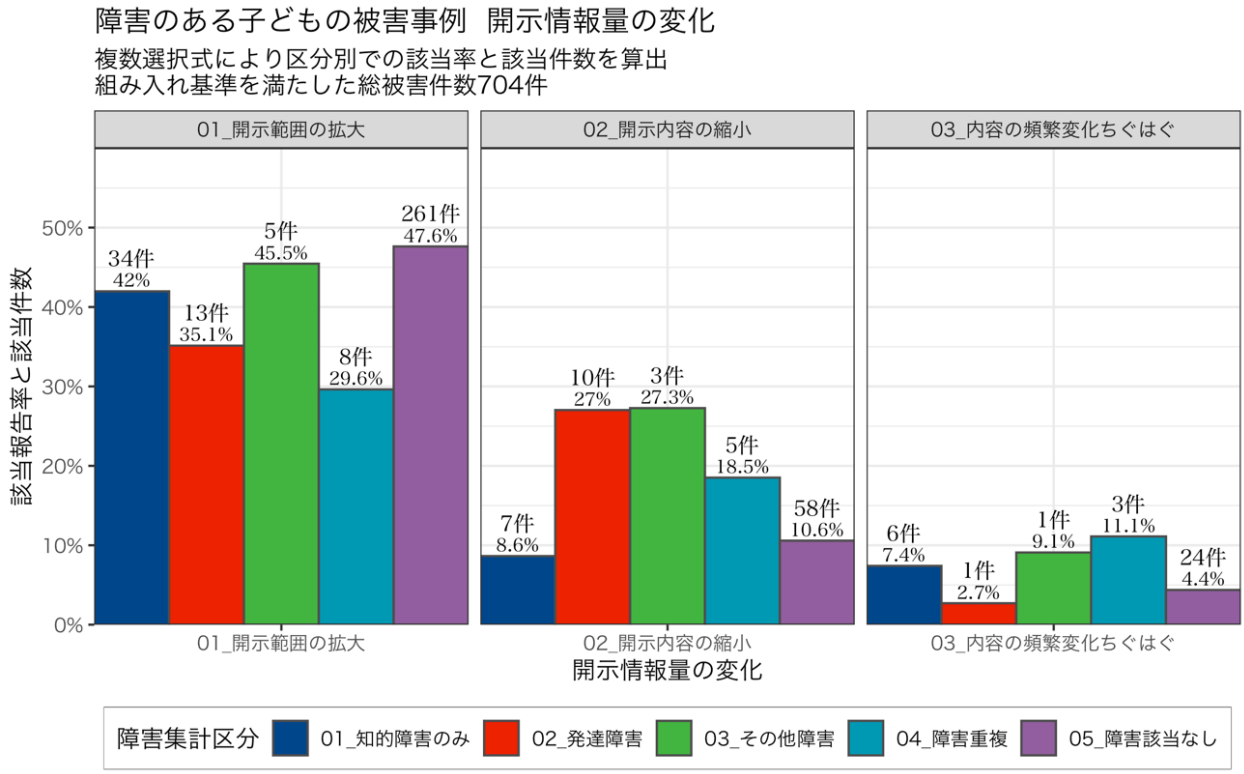


図 16.35 障害のある子どもの被害事例: 開示情報量の変化

開示の様相に関しては、およそすべての集計区分で同様の傾向が見られ、「一部こたえられない」「ほのめかしやすり替え」があるなど、障害の有無を問わず様々な状態への該当が認められた(図 16.36)。

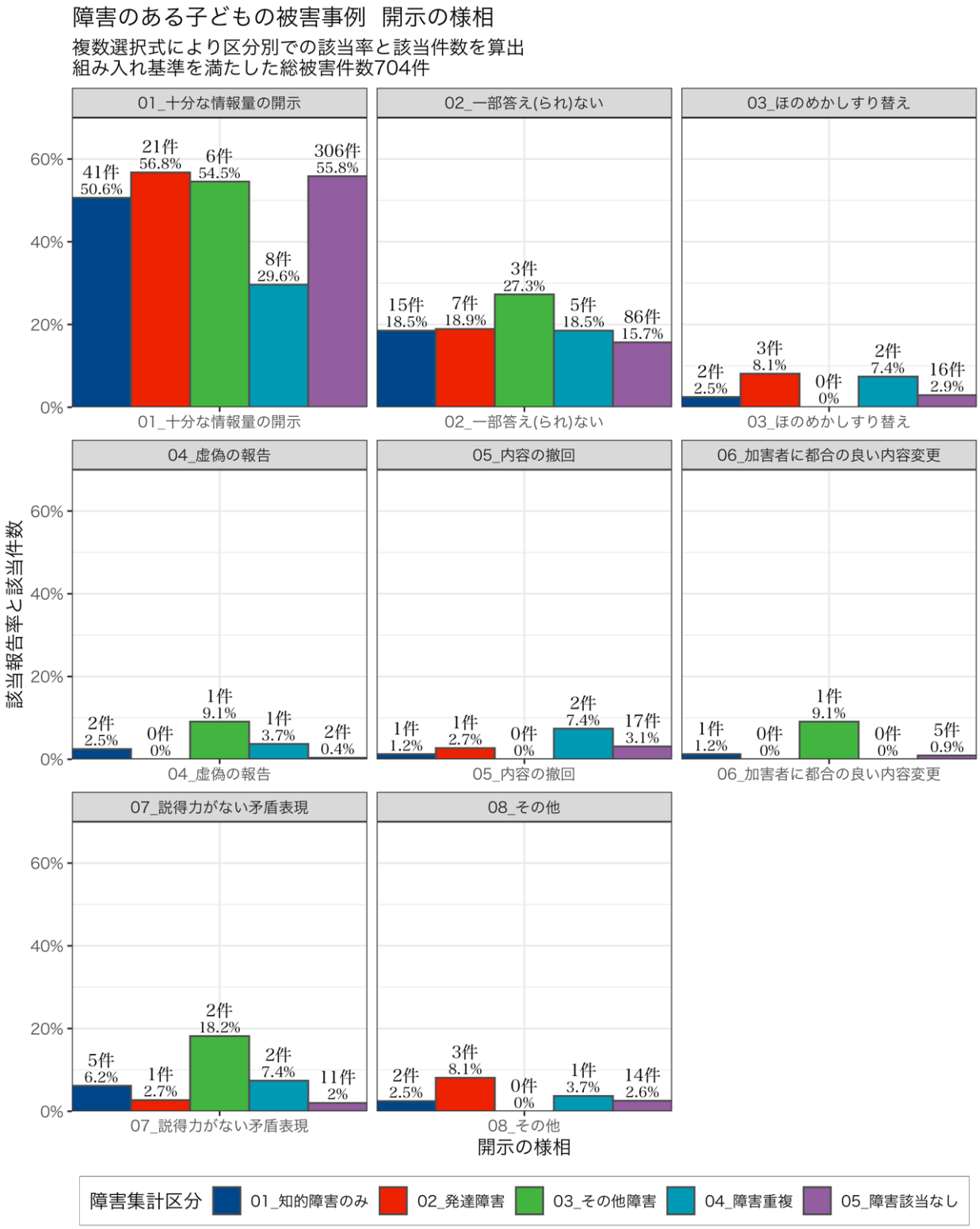


図 16.36 障害のある子どもの被害事例 : 開示の様相

16.3.10 各種所見該当状況一覧

ここまで、被害児童の障害に関する区分を利用した、多角的な集計を行なった。障害の有無を問わず類似する傾向と、区分による差異が部分的に認められる結果が得られた。被害内容や養育者の所見など、該当する内容は様々であり、多様な条件下で被害が発生していることが読み取られる。

本節では、「知的障害のある子どもの被害事例」と、「知的障害以外の障害がある子どもの被害事例」の二つにわけ、それぞれに含まれる事例の様相を一覧にして整理する。養育者に関する所見では、「自然な範囲」と形容されるパターンなどを除いた、課題と考えられる事項についてのみ抽出を実施した。また、被害児童に随伴する事項については、「障害」への該当項目を除外した。その結果、一覧化する項目として、(1)男女養育者の不在状況、(2)加害被害関係情報、(3)虐待や非行等の随伴問題、(4)被害内容、(5)男女養育者の所見、(6)養育環境等情報の 6 つを組み入れた。「知的障害のある子どもの被害事例」の一覧を図 16.37 に、「知的障害以外の障害がある子どもの被害事例」を図 16.38 に示す。



図 16.37 障害のある子どもの被害事例 ： 知的障害のある子どもの被害事例

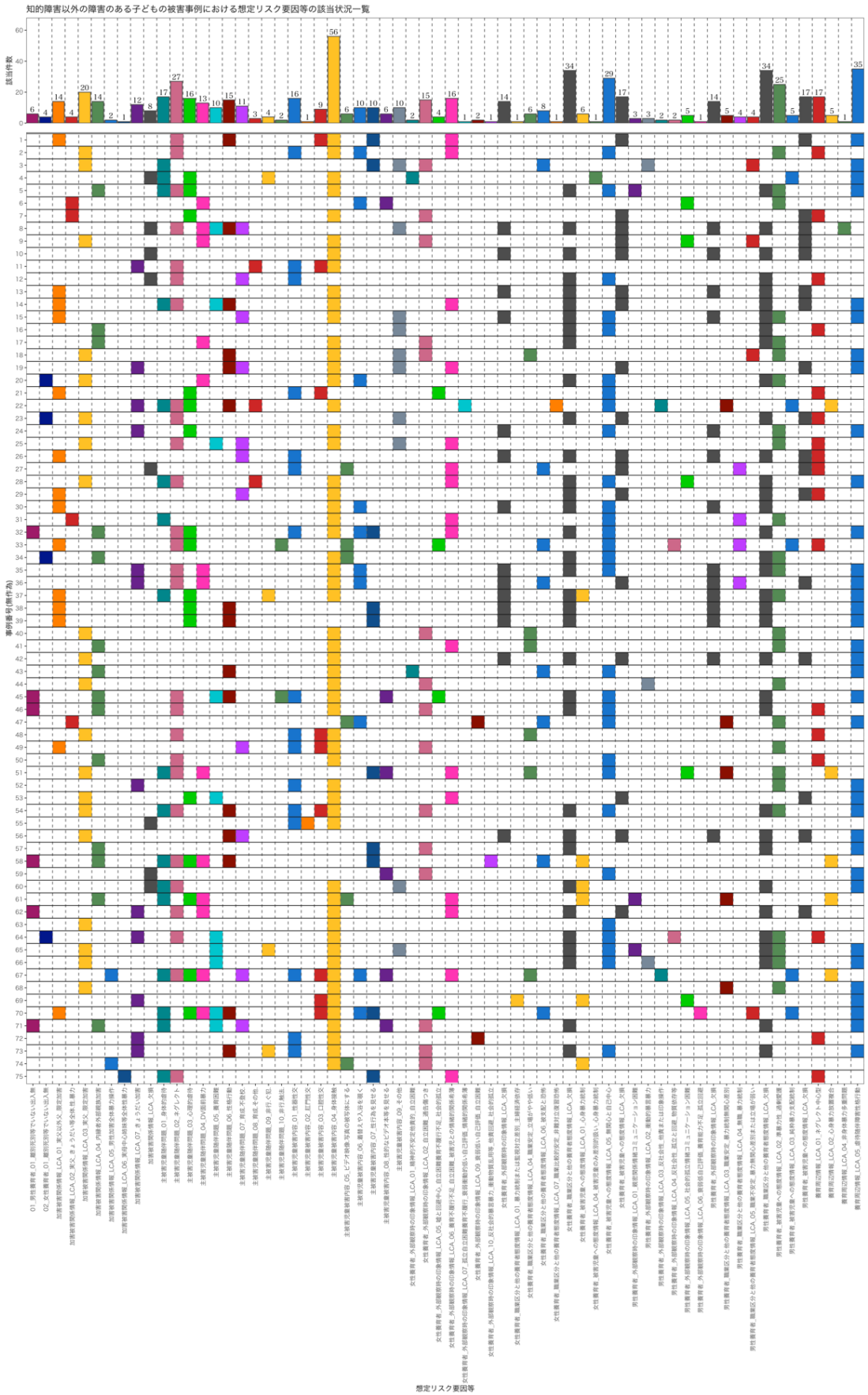


図 16.38 障害のある子どもの被害事例 ： 知的障害以外の障害のある子どもの被害事例

図 16.37 および図 16.38 では、障害のある子どもの家庭内性被害事例においても、多様なパターンがあることが示された。家族形態は、実父母家庭の場合やひとり親家庭の場合、ステップファミリーなど、いずれにも該当し、加害者(児)には、養育者以外にもきょうだいや祖父などが含まれた。

被害児童だけに対して加害が発生する場合もあれば、家庭全体に暴力的な支配が及んでいる例も想定された。被害内容も多岐に渡り、最も多い身体接触の他にも、性器性交や口腔性交、肛門性交といった身体的侵襲性の高いものや、性的刺激への暴露や被写体とするなどの非接触性の被害も含まれた。養育者の所見については、女性養育者の自己中心性・無視放置無関心といった所見への該当もあれば、暴力的な統制がある場合、あるいは通告により傷つきを抱えているといった例も見受けられる結果となった。

16.4 考察

本章では、障害のある子どもの家庭内性被害について、その基礎的な情報を集計した。知的障害や発達障害の該当率は、女児よりも男児の被害例で高いなど、障害の有無で差異が認められる所見が部分的に存在したものの、その他の多くの観点からは共通した傾向が見受けられる結果となった。

被害の発生状況は多様であった。各種所見への該当状況について、同一の組み合わせを持つ類似事例は大多数で見受けられない。しかし、「子どもの障害のみ」に該当する事例は少なく、障害の背景に何らかの課題所見が随伴する様相が、大多数の事例で確認された。なお、本事業の調査では、性被害の発生に関わるすべての観点を測定できてない。測定範囲外にあって、定量化されていない課題所見が随伴する可能性がある。当該限界を踏まえた上で結果を鑑みれば、「障害のある子どもの家庭内性被害は、被害児童の障害だけに起因するものではなく、背景にある他の課題所見と相まって発生する」ものと捉えられる。具体的には、被害児童に対するネグレクトや身体的・心理的虐待が、過半数を超えて随伴していた。被害児童の障害は、こういった特定条件下においてのみ、性被害発生のリスク要因であると捉えられるものかもしれない。

ただし、このとき、養育環境等の背景条件にかかわらず「子どもの障害を一つのリスク要因」と見立てて、「被害の発生を懸念する」、「予防的支援を展開する」、「障害に配慮した専門的対応を講じる」ことには、大きな意義があると考えられる。

例えば、本事業の調査で報告された子どもの家庭内性被害において、組み入れ基準を満たした 704 件の事例中 106 件(15.1%)で、被害児童に知的障害の該当報告が認められた。本事業の調査は、無作為調査ではなく、児童相談所および市区町村で対応された被害事例の中から、回答者の任意で選択された事例の情報を収集したものである。したがって、当該該当率をもってして「知的障害をもつ子どもは性被害を受けやすい」等と結論することは叶わず、「報告された事例に、偶然

15%程度の被害例が含まれた」、「障害のある子どもの場合は、支援機関につながり、被害が把握されやすい」などの可能性も含まれている。しかし、その一方で、知的障害を有する子どもが、関係機関で対応される家庭内性被害事例の一角を成していることは確かな事実である。障害のある子どもに対する配慮を性被害の支援や対応の中核に組み入れて、その在り方について検討することの必要性を示すには十分な根拠となるだろう。子どもの障害と性被害との関係についても、より詳細に、継続した検討が必要な課題であると言える。

また、知的障害のある子どもの被害事例では、被害児童に障害のない事例と比較して「母子家庭に内縁男性の同居がある」という家族構成での該当率が高い傾向があることが観察された。当該環境下での被害と、子どもの障害との間に、どのような関係や関連性があるのかについては、本事業の調査結果からは明確に説明されない。しかし、家族構成と子どもの障害という視点から、被害の可能性を予測するための、手がかりになる知見としての活用可能性がある。潜在化する被害の早期発見の視座から、より詳細な検討を加える必要があるだろう。

第 17 章(重点分析)ひとり親家庭等の養育者不在環境下での子どもの性被害

17.1 目的

子どもの家庭内性被害は、様々な家族構造のもとで発生している(神奈川県中央児童相談所, 2018)。家族構成のパターン抽出を含めた第 9 章の解析では、男女いずれかの養育者を不在とするひとり親家庭等の家族形態や、ひとり親家庭での被害構造に焦点を当てた知見が整理されなかった。しかし、第 6 章に示した基礎集計の結果からは、父子家庭や母子家庭等のひとり親世帯や、実父母等家庭で養育者のどちらかの居住が無いなど、養育者不在の環境下での被害が確認されている。そこで、本章では、当該「養育者の不在がある家庭」における性被害の様相について、基礎集計・可視化をもとに多面的に検討する。

17.2 方法

事例調査(調査票 B)の設問 B18 における「男性養育者の不在」および「女性養育者の不在」項目への該当情報を用いて、男女養育者それぞれの不在状況を計上した。このとき、「不在」の定義として、「被害発生期間において、離別・死別等で家庭内にいない・全く出入りがない・子どもと接触がない」という条件を採用した。したがって、本項目に該当した場合の多くは「ひとり親家庭」に該当するが、例外として一部「母親が海外在住」など、実父母等家庭ではあるが、実質的な不在に相当する場合もあることに留意されたい。当該不在状況を集計区分として利用し、「どのような点で他の例と共通し、異なっているのか」について、集計・可視化により検討した。なお、比較対象として、「男女養育者のいずれにも不在がない」事例を設定した。

17.2.1 利用データと前処理

調査票 B を用いた事例調査のうち、男女養育者の「不在」に該当した事例を抽出した。このとき、「男女養育者の両方ともが不在」といった事例は、その例数が本事業調査データにおいて極めて少ないことが見込まれた。事例の特定可能性への配慮や該当率算出が困難となることを踏まえ、不在状況の組み合わせについて集計区分を設け、該当件数を確認した。具体的には、養育者不在状況の集計区分として、(1)男性養育者の不在、(2)女性養育者の不在、(3)男女養育者の不在、(4)男女養育者の不在なしの 4 つを設けた。

17.2.2 適格基準

主たる被害児童の被害発覚時(受理時点)年齢に、欠損のある事例データを除外対象とした。また、養育者不在状況の集計区分を作成した際に、区分に含まれる例数が 3 件未満である区分を集計上の除外対象とした。欠損については、各種集計で「欠損」の区分を設けて結果を示す

17.2.3 統計解析

男性および女性養育者に関する所見や、養育環境・世帯情報に関する所見については、それに関連する項目数が膨大になる。了解可能性を高めるため、各所見区分ごとに潜在クラス分析を適用し、抽出されたパターンを集計・可視化に使用した。潜在クラス分析の方法および結果は、第 9 章と同一であり、本章では第 9 章で得られた結果をそのまま援用した。

17.3 結果

17.3.1 データ抽出の結果

組み入れ基準を満たした事例を抽出した結果、年齢の欠損を除いた 704 件の事例データが抽出された。また、男女養育者両方の不在に該当する事例は 2 件となったため、本章の集計・可視化手続きには含めなかった。

17.3.2 養育者の不在に関する基礎情報

養育者の不在がある子どもの家庭内性被害事例は、組み入れ基準を満たした 704 件の事例のうち、男性養育者の不在事例が 63 件、女性養育者の不在事例が 37 件、男女養育者の不在事例が 2 件含まれる結果となった(図 17.1)。

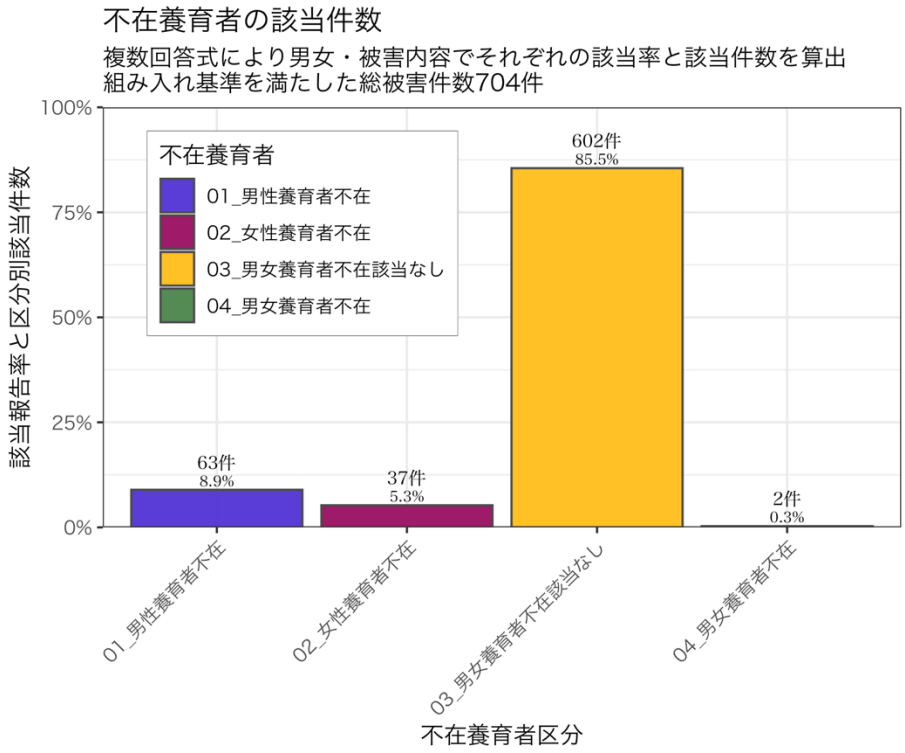


図 17.1 不在養育者の区分別該当件数

男女養育者が両方とも不在となっている 2 件の事例については、子どもの年齢や被害内容等の集計軸から整理した際に、事例の特定可能性が懸念されるため(1 件のみの場合、集計値が代表値にならない)、集計の対象からは除外を行った。したがって、以降の集計では、「男性養育者が不在」「女性養育者が不在」、「男女養育者の不在に該当なし」の 3 群比較で集計を実施する。

17.3.3 被害児童の基礎情報

被害児童の基礎情報として、被害児童の性別を集計した(図 17.2)。その結果、女性養育者が不在の環境下(父子家庭等)においては、男児の被害事例は含まれない結果となった。

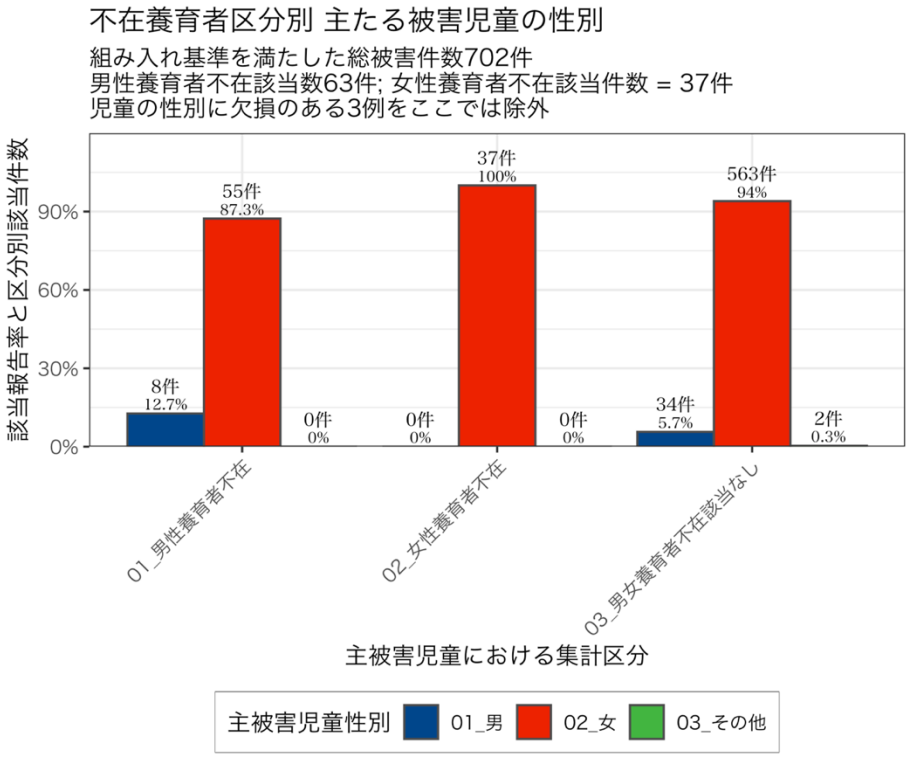


図 17.2 不在養育者の集計区分別 主被害児童の性別

被害児童の年齢を不在養育者区分別で度数分布表示した結果を図 17.3 に示す。年齢範囲やピークに、区分別での明確な違いは観察されなかった。

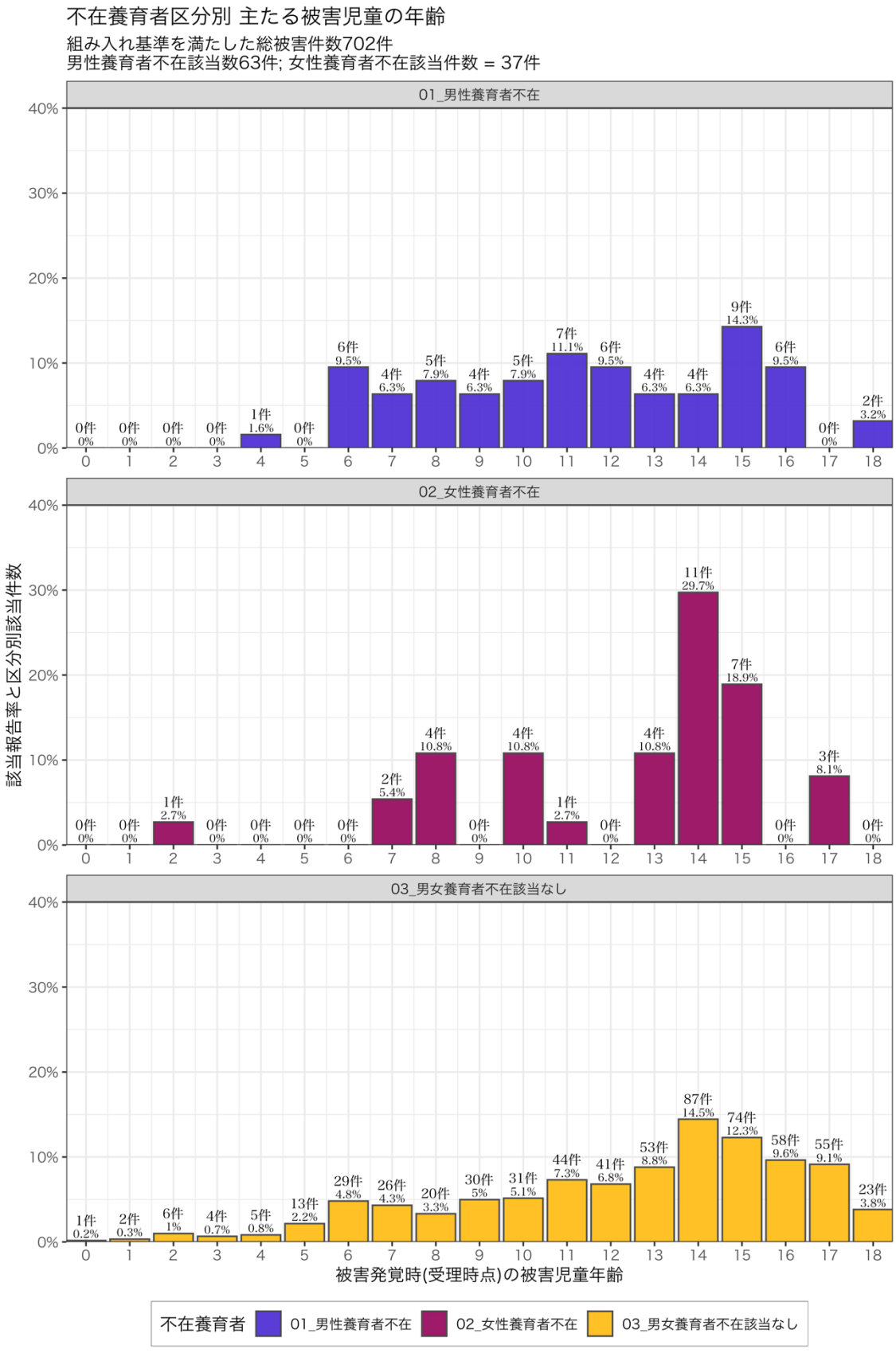


図 17.3 不在養育者集計区分別 種被害児童の年齢

被害児童に随伴する問題と障害について区分別での集計を行ったところ、男性養育者が不在の場合においてネグレクトに該当する割合が高い傾向が認められた(図 17.4)。

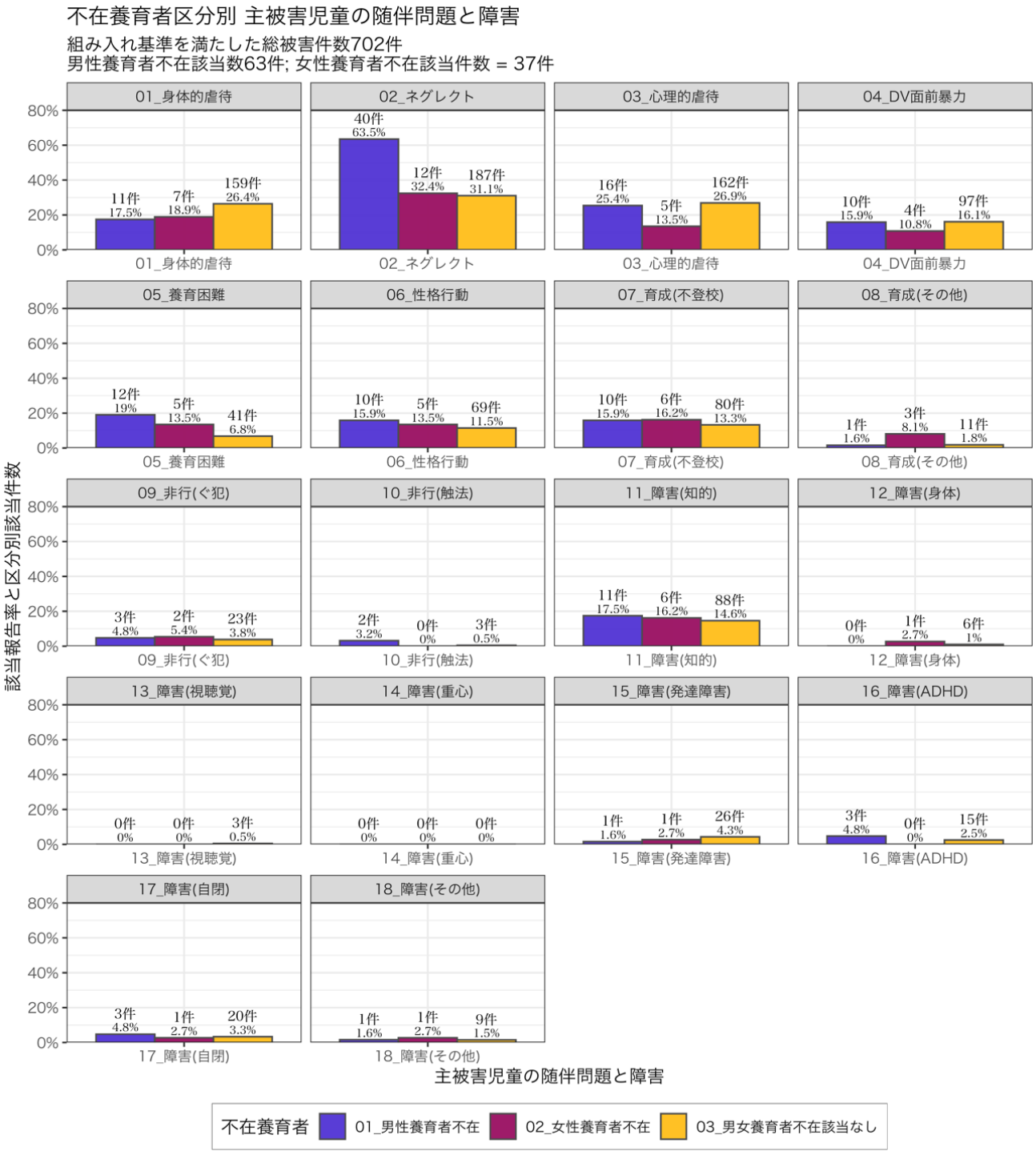


図 17.4 不在養育者集計区分別 主被害児童の随伴問題と障害

17.3.4 被害内容と頻度・継続期間

不在養育者区分別で、被害内容に関する情報の集計結果を整理する。

被害内容に関して集計を行ったところ、男性養育者不在の場合において、(1)身体接触の割合がやや低く、(2)性行為を見せる行為への該当率がやや高い傾向が観察された。女性養育者不在の場合は、(1)着替えや入浴を覗く、その他の被害例がやや多いこと、(2)肛門性交・性行為を見せる被害例が本事業調査では報告されなかったことが挙げられる。なお、これらを踏まえた上で、全体的な視座からは、不在養育者の有無に拘らず、多様な被害例への該当報告が認められる結果となった(図 17.5)。

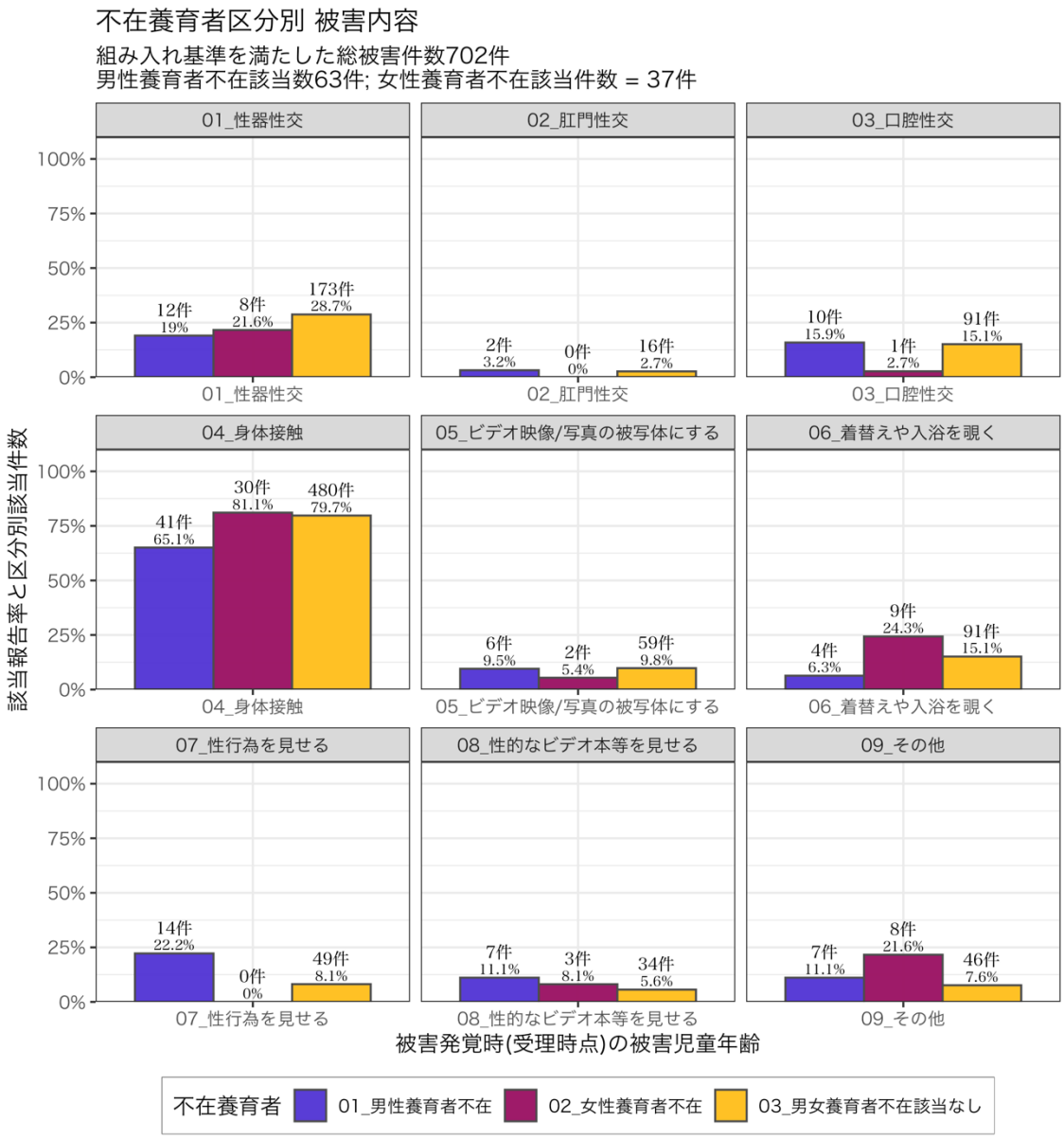


図 17.5 不在養育者集計区分別 被害内容

性的搾取等の被害に関する集計結果を図 17.6 に整理する。本事業調査は、「家庭内性被害」に焦点を当てたものであることもあり、全体的に該当率が少ないことから、結論には保留が必要となる。しかし、特筆すべき点として、オンラインの性被害や児童ポルノ、援助交際等の被害は、男性養育者の不在環境下で該当報告が目立つ結果になっている。

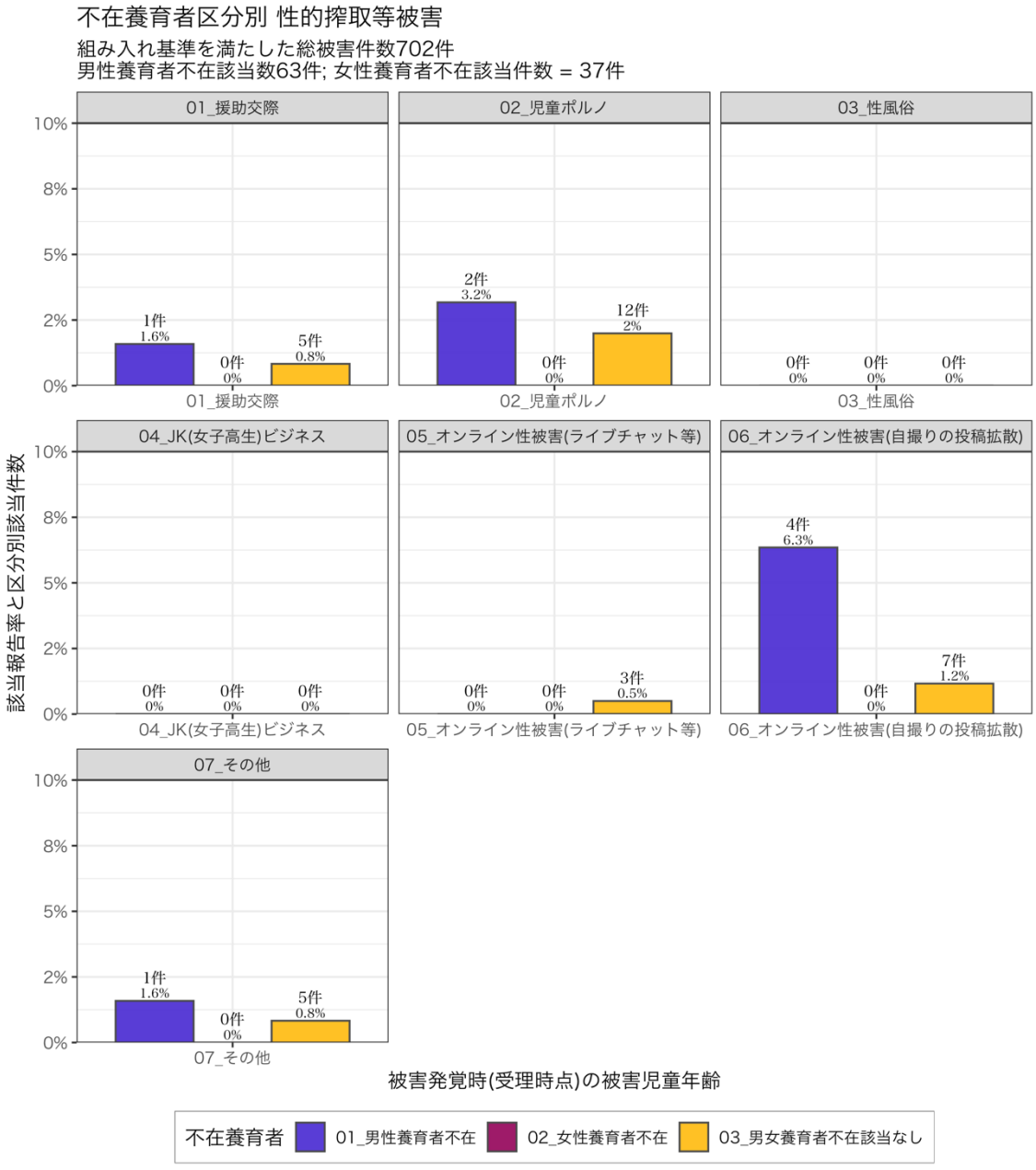


図 17.6 不在養育者集計区分別 性的搾取等被害

不在養育者区分別での被害の頻度情報を集計した結果を図 17.7 に示す。その結果、(1)男性養育者不在の場合において「常態化」の該当率が低く、(2)女性養育者不在の場合において、「常態化」の該当率が高い傾向が観察された。

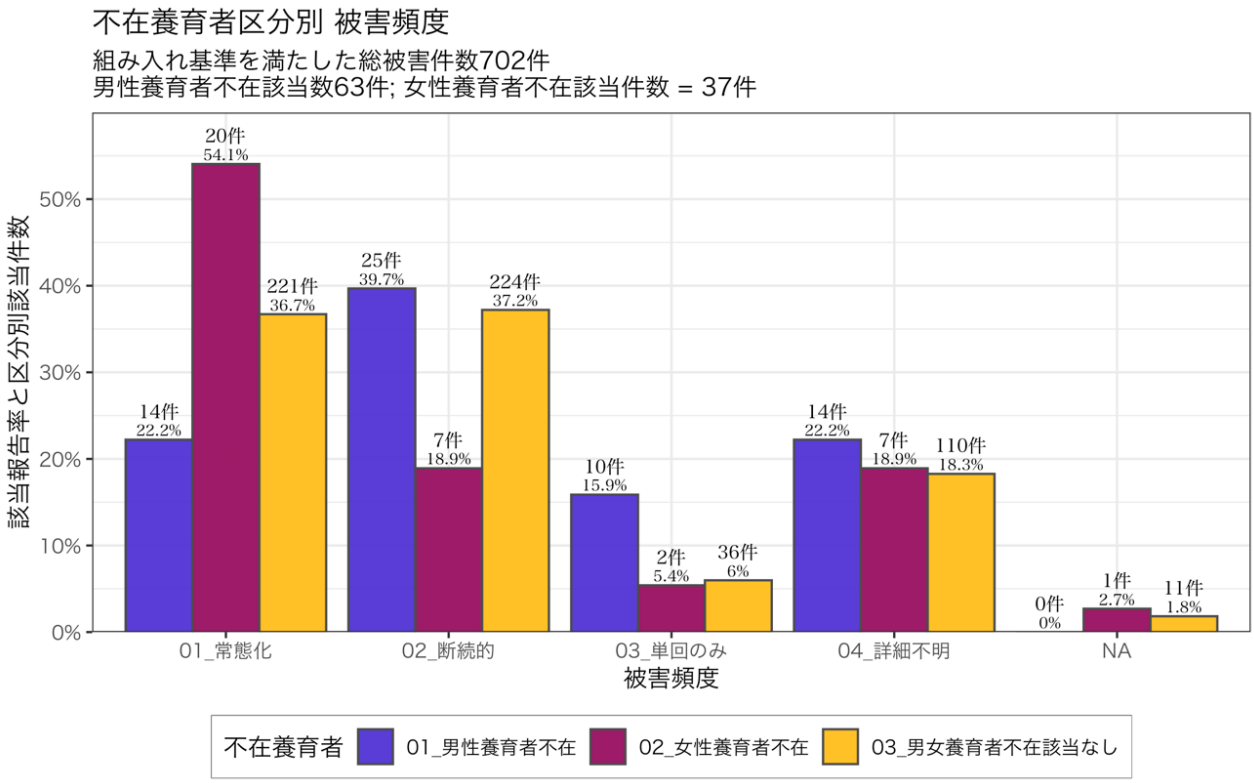


図 17.7 不在養育者集計区分別 被害の頻度

続いて、不在養育者の区分別での被害初発年齢に関する度数分布を図 17.8 に示す。分布を確認した結果、各区分に含まれる事例数を鑑みれば、被害の初発年齢に関する範囲やピークに明確な違いは見受けられなかった。

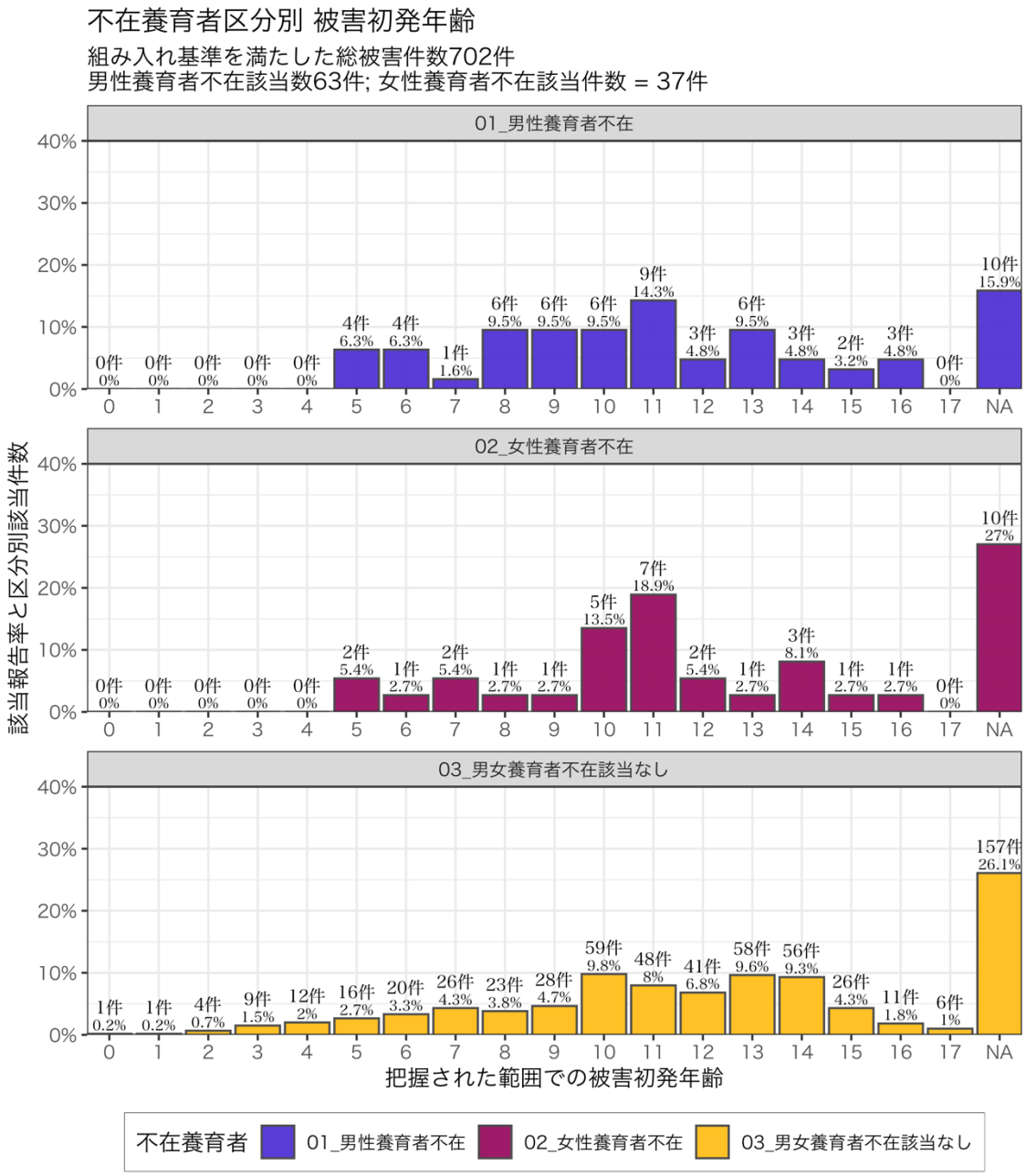


図 17.8 不在養育者集計区分別 被害の初発年齢(把握された範囲)

被害の初発年齢と被害発覚時点(受理時点)の年齢差から計算した被害の継続年数を、不在養育者の区分別で集計した結果を図 17.9 に示す。被害の継続年数も同様にして、区分別での明確な違いは観察されなかった。

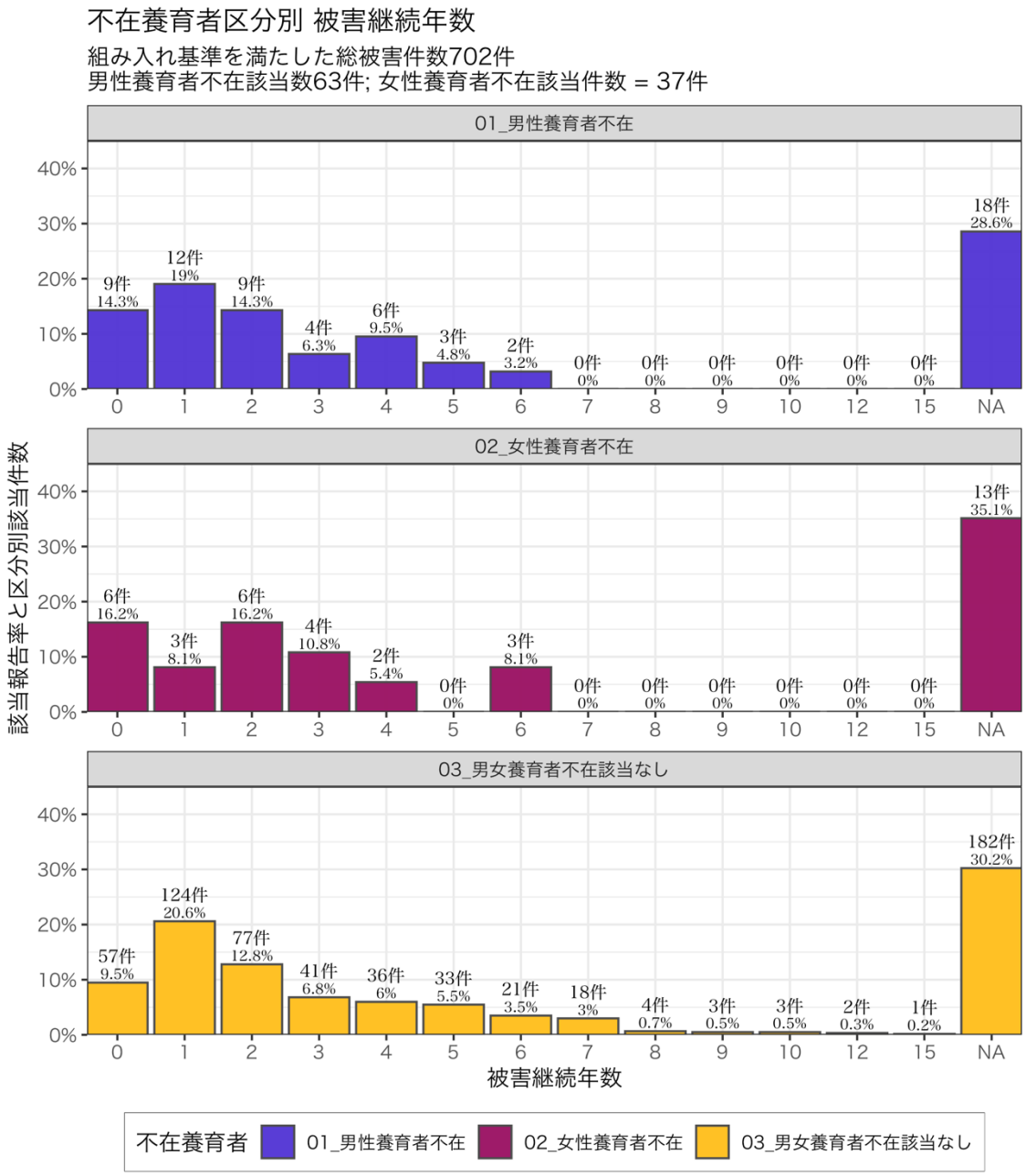


図 17.9 不在養育者集計区分別 被害の継続年数

17.3.5 最初の受理区分

不在養育者の区分別での「最初の受理区分」に関する報告結果を図 17.10 に示す。本事業の調査は、「家庭内性被害」を対象とした調査であり、「他種別から被害が発覚した事例」について積極的に回答を依頼した訳ではないため、他種別での受理に該当する件数の多寡については、参考程度にとどめられたい。集計の結果、男性養育者が不在の事例において、他種別での相談事例からの被害報告事例が多い傾向にあり、女性養育者不在の場合は、最初の受理区分から性的虐待、またはネグレクト(性的虐待)に該当した事例が多かった。

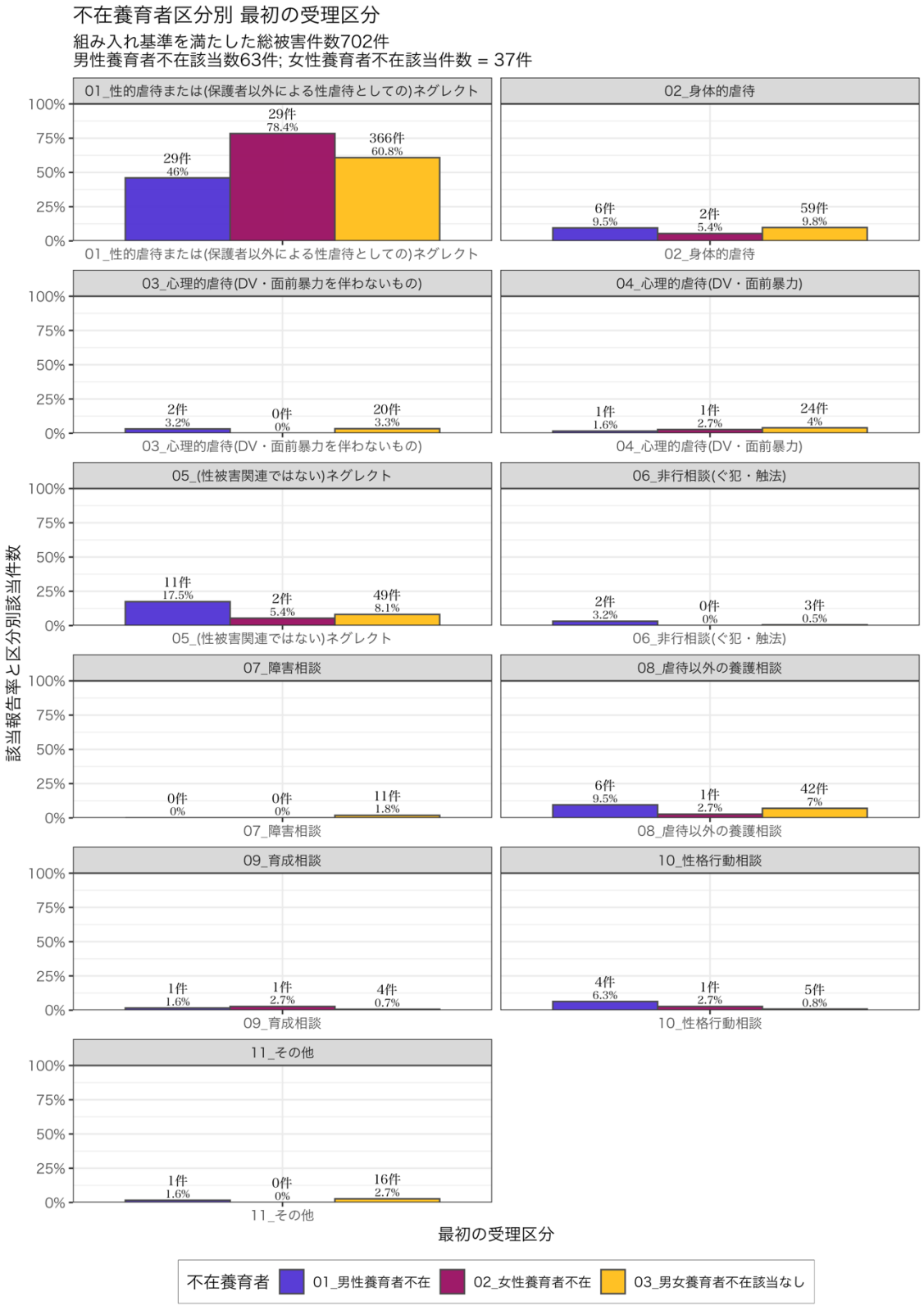


図 17.10 不在養育者集計区分別 最初の受理区分

17.3.6 家族構成

続いて、不在養育者区分別での「家族構成に関する潜在クラスの分類結果」を集計した(図17.11)。その結果、男性養育者が不在の場合、(1)母子家庭・内縁男性の出入り・居住に該当する場合が多かった。ひとり親を含む実母家庭・実父家庭において、その他の親族の同居がある構成パターンと、その他の親族の同居がない構成パターンについては、不在養育者の区分によらず、同様の傾向が認められた。

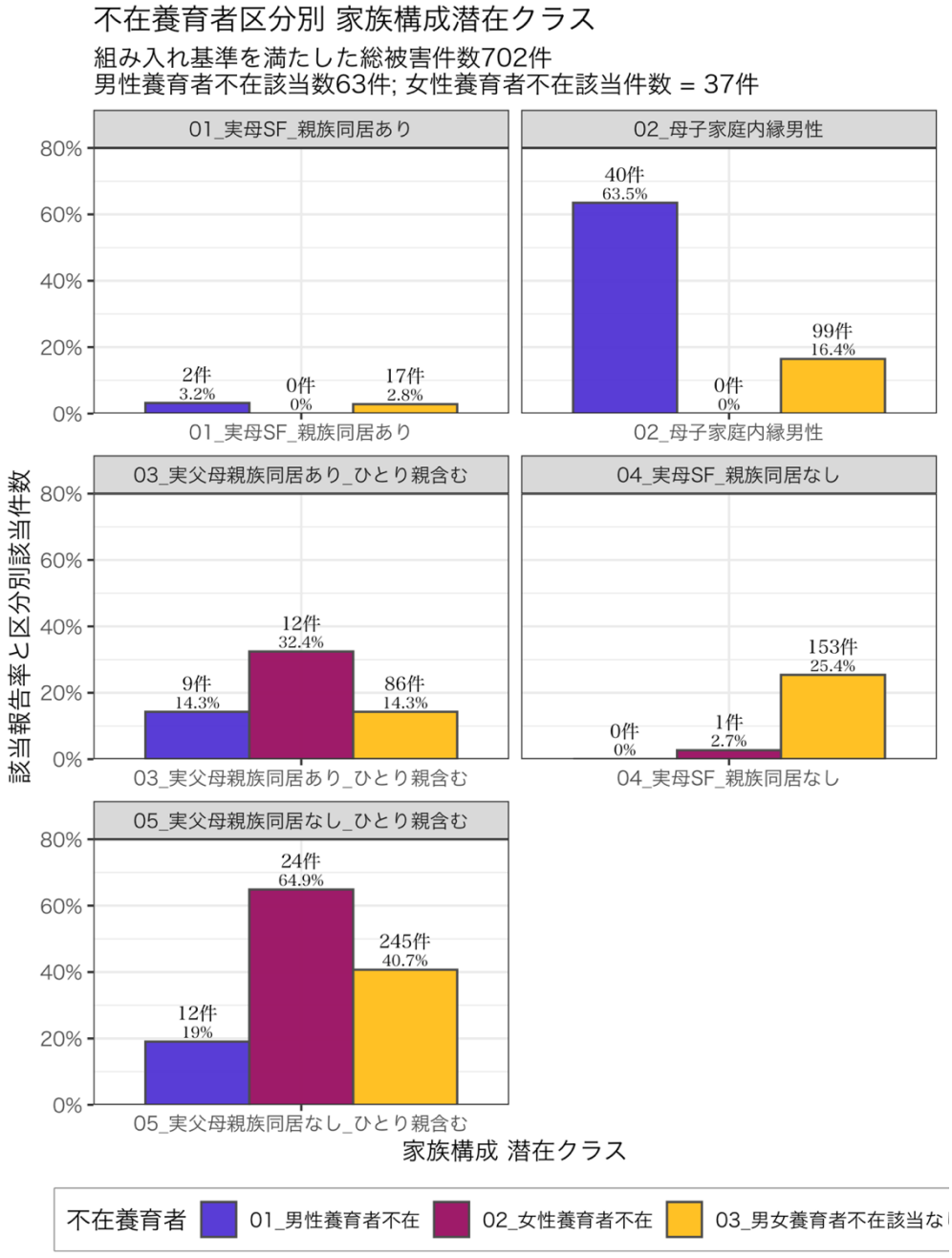


図 17.11 不在養育者集計区分別 家族構成　潜在クラス

17.3.7 加害情報・世帯情報・家族関係

続いて、不在養育者の区分別での加害者(児)の該当状況を図 17.12 に整理する。男性養育者不在の事例においては、(1)内縁男性、(2)実母、(3)兄、(4)おじといった続柄の該当が多いものの、実父への該当報告も数例確認された。社会的養護関係施設に入所する児童の一時帰宅時や、離婚後の別居家庭等において発生した被害等であるものと推測される。また、女性養育者が不在の場合は、(1)実父、(2)兄、(3)おじ、(4)祖父やその他の親族等の加害例が認められる結果となっている。

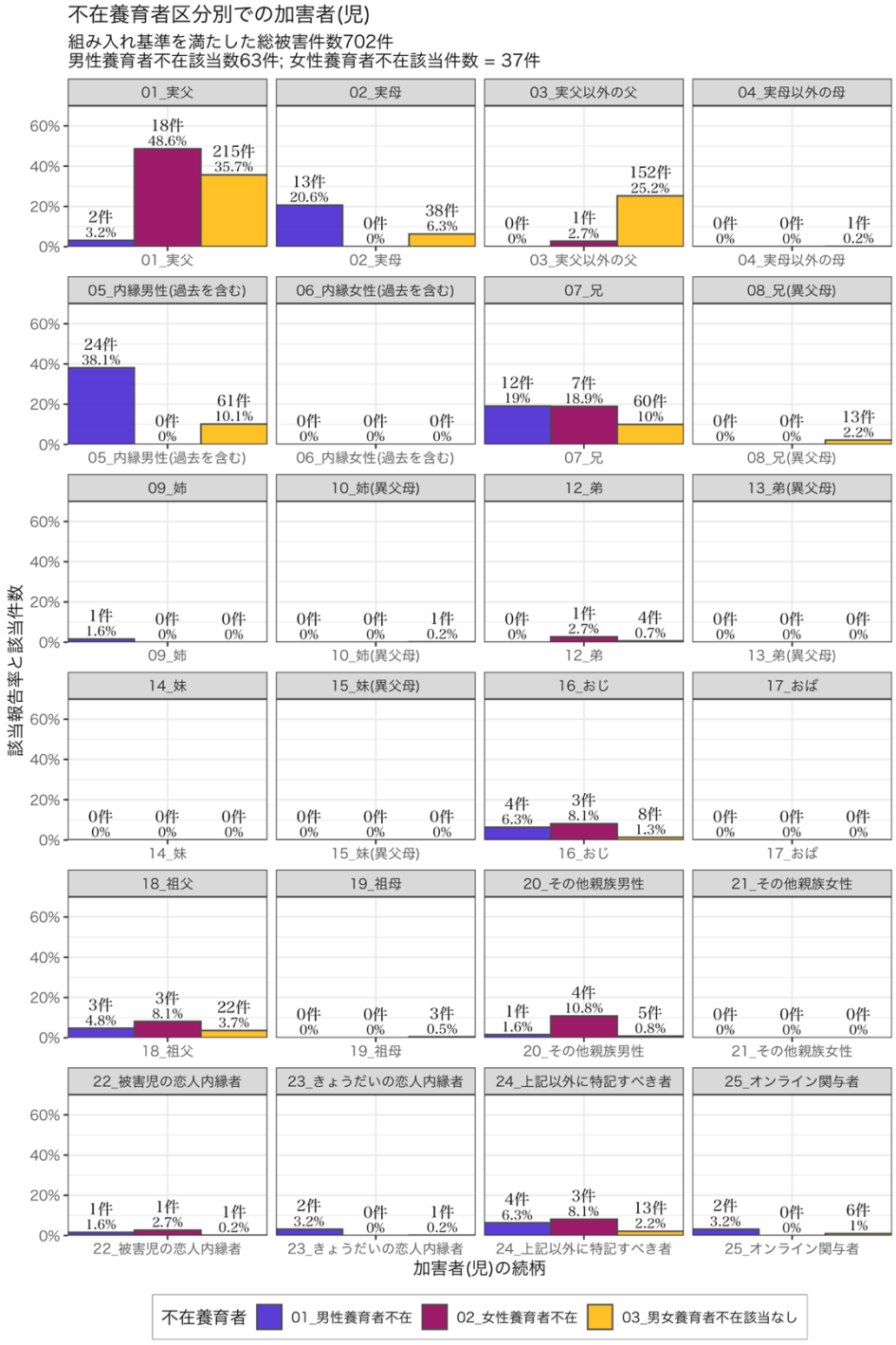


図 17.12 不在養育者集計区分別 加害者(児)該当件数

不在養育者区分別での加害・被害等関係情報について、潜在クラス分析の結果得られた種別の集計を行なった(図 17.13)。その結果、男性養育者が不在の場合は、「母の内縁者または外部親族加害」「きょうだい事例」が多く、「実母中心の加害事例」などにも該当が認められた。女性養育者が不在の場合は、「実父のみの加害」、「きょうだい加害」、「内縁者外部親族等の加害」が構成比の大半を占める結果となった。これらの結果は、不在養育者で区分を設定した以上当然の結果とも整理される。



図 17.13 不在養育者集計区分別 加害被害等関係 潜在クラス

不在養育者の区分別で、男女養育者の年齢を集計した結果を図 17.14 に示す。男性養育者不在の事例において、女性養育者の年齢は 20 代後半から 50 代まで該当報告が認められた。また、女性養育者不在の事例において、男性養育者の年齢は 20 代後半から 60 代以上まで認められた。

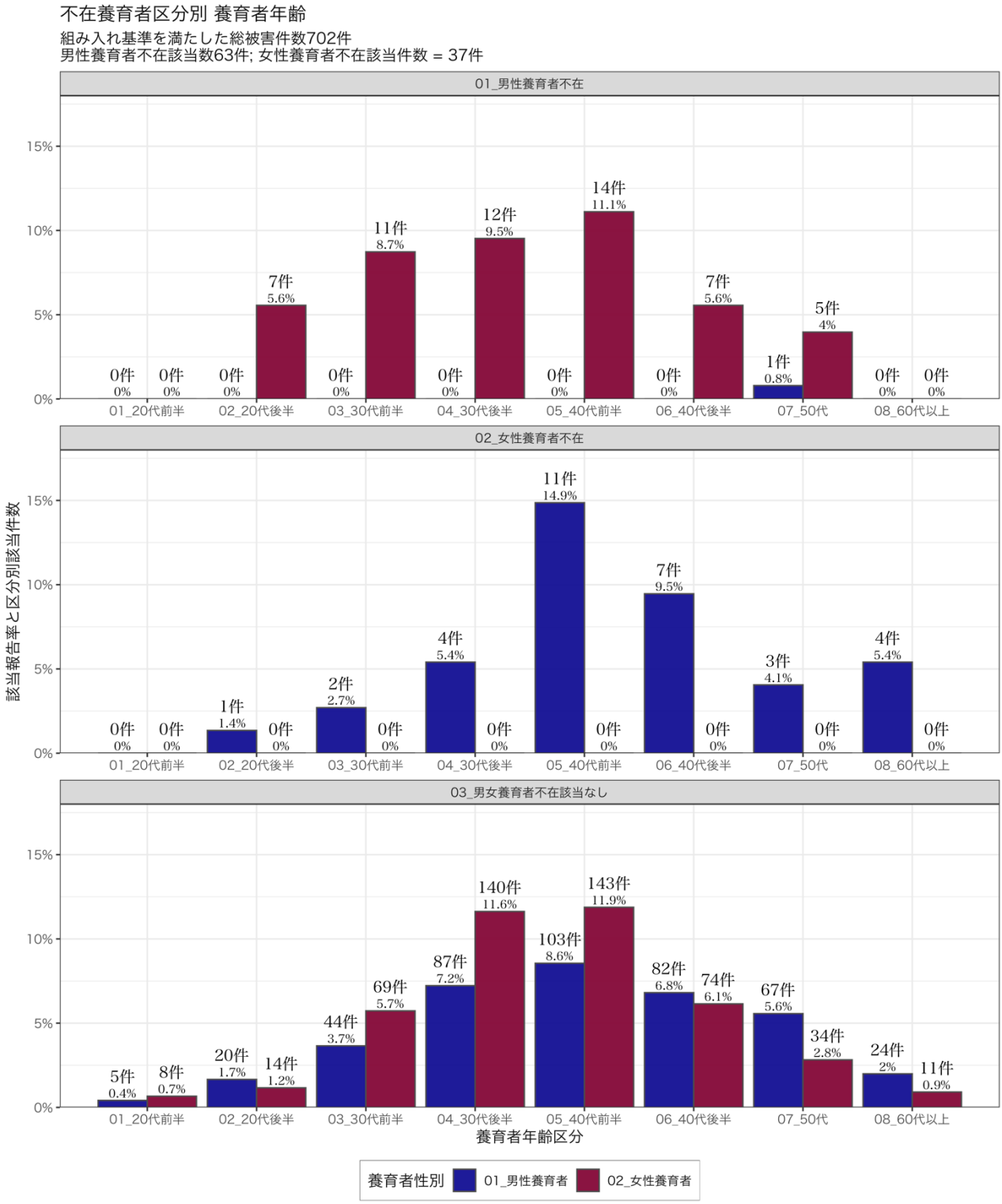


図 17.14 不在養育者集計区分別 養育者の年齢

被害児童に対する養育者の態度について、不在養育者区分別で集計を行なった(図 17.15)。その結果、男性養育者不在の場合、養育者不在がない場合と比べて、女性養育者の被害児童に対する態度が、(1)心身暴力統制の該当率が高い傾向、(2)保護・問題解決の該当率が低い傾向、(3)自然な範囲の該当率が低い傾向、(4)無関心と自己中心が高い傾向、(5)依存と自己中心・不自然な関わりや過剰愛護への該当がやや高い傾向にあった。一方、女性養育者の不在事例における男性養育者の被害児童に対する態度については、養育者の不在がない場合と比べて明確な違いが見受けられなかった。これらの結果から、「特に母子家庭(男性養育者不在)の場合において、女性養育者に課題所見が認められる場合が多い」ことは指摘されうるだろう。

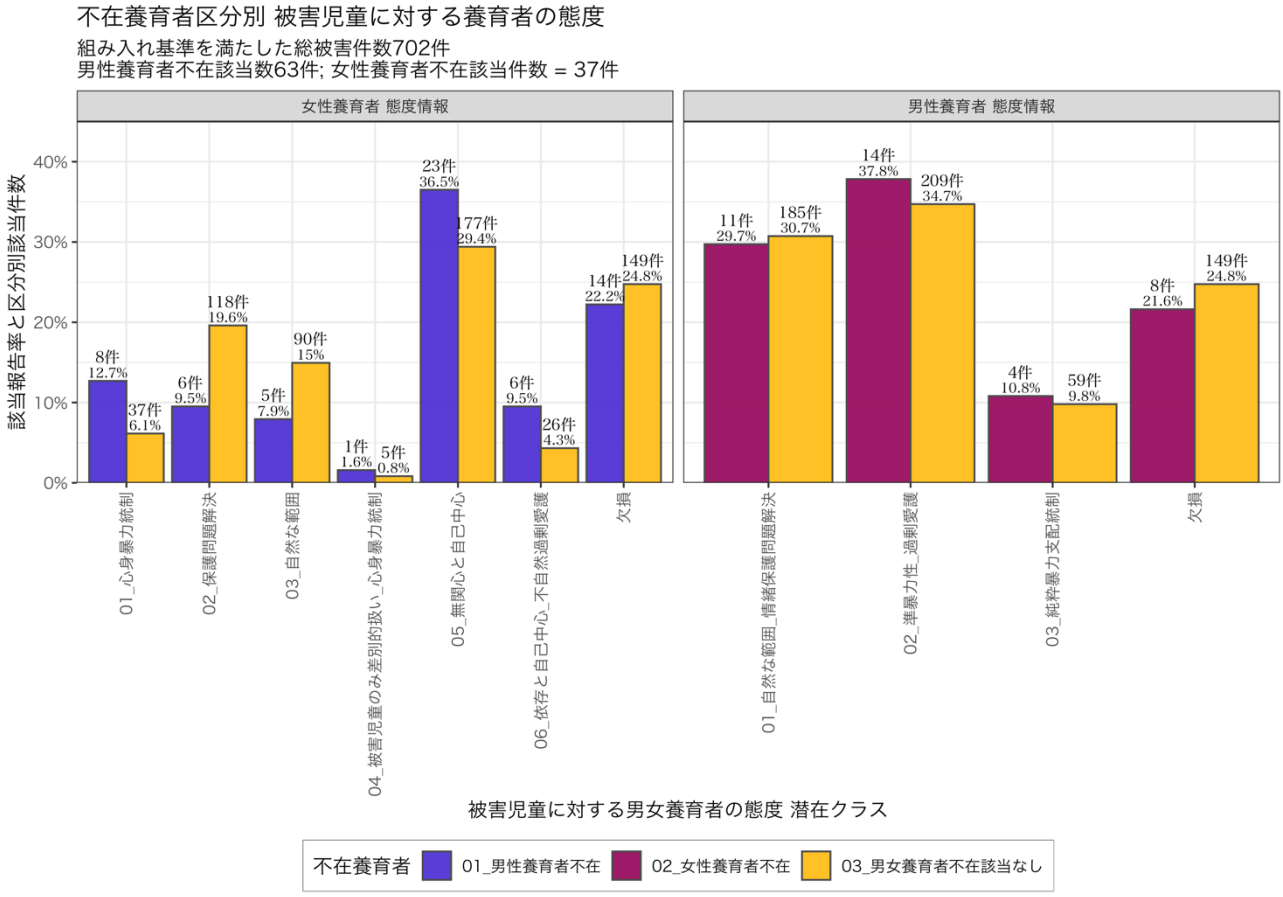


図 17.15 不在養育者集計区分別 被害児童に対する養育者の態度

続いて、養育者に対して被害児童が抱く評価・感情に関する情報を、不在養育者の区分別で集計した結果を図 17.16 に示す。その結果、不在養育者への該当がない区分と比べて、女性養育者に対する被害児童の評価感情(男性養育者不在)に特筆すべき差異は観察されなかった。他方、女性養育者が不在の環境下における、男性養育者に対する被害児童の評価感情については、不在養育者に該当のない場合と比べていくつか違いが認められた。具体的には、(1)嫌悪感のみの場合は圧倒的に少なく、(2)保護と健全愛着がやや多い傾向にあり、その一方で、(3)両価的感情の対象・気遣いと非

健全依存の対象になっている例が多い傾向が観察された。女性養育者が不在(多くの場合、父子家庭)における性被害事例では、男性養育者に対して単純な嫌悪感ではなく、複雑な感情を抱いている傾向が(不在養育者への該当がない場合と比べて)高い可能性が示唆された。ただし、これと同時に、拒否・嫌悪や憎しみといった感情など、その他の種別にも該当事例があることは注記しておく必要もあるだろう。

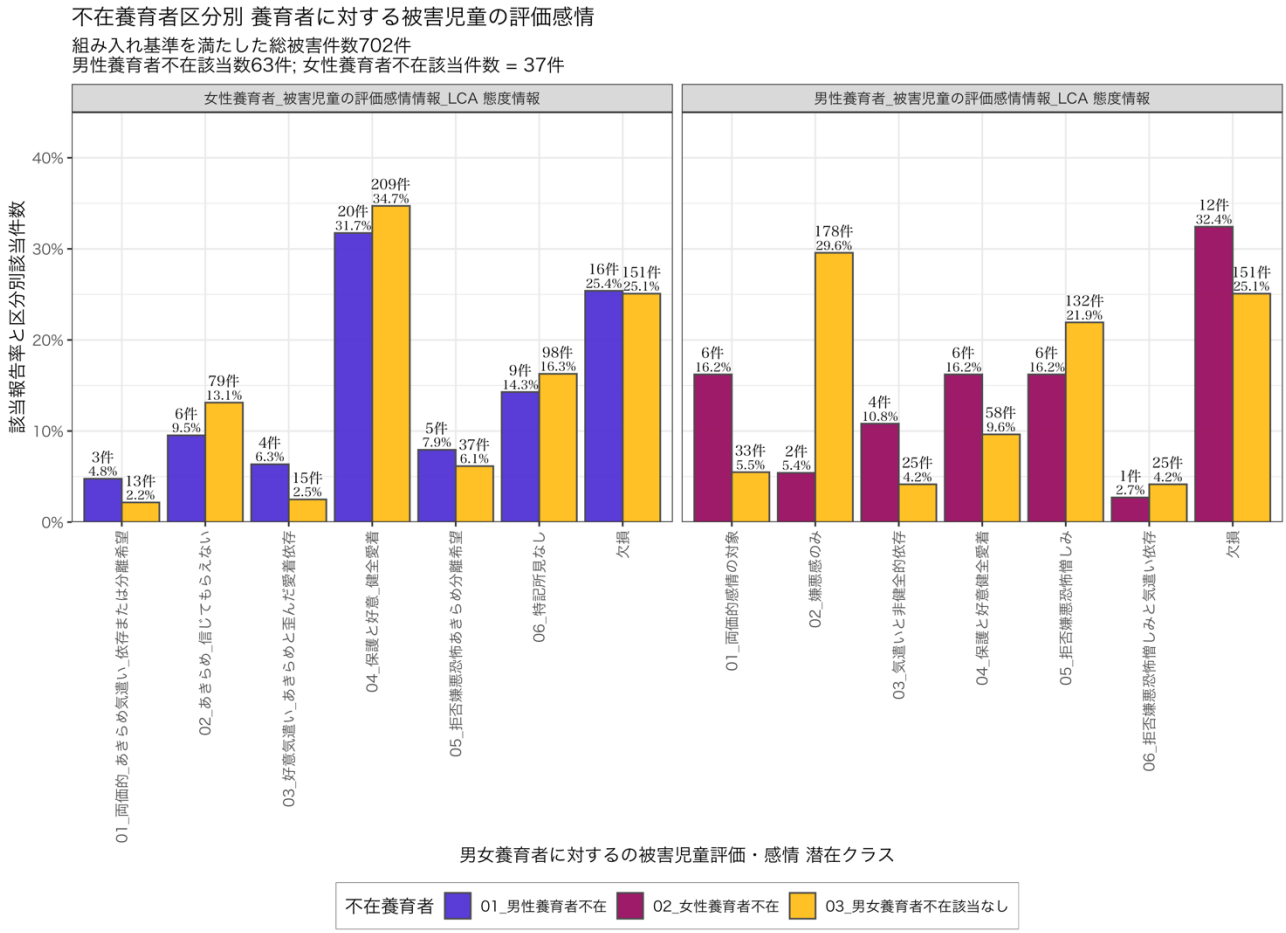


図 17.16 不在養育者集計区分別 養育者に対する主被害児童の評価感情

養育者不在事例における男女養育者の外部観察所見・関係機関情報に関する集計結果を図 17.17 に示す。結果を確認すると、各種項目への該当状況にいくつか違いが見受けられるものの、全体を通じて不在養育者の該当がない場合と比べて、明確な違いは認められないものの、一点、「女性養育者が不在の場合において、男性養育者の観察所見が『自然な範囲』と形容される場合はほとんどない」ことは特筆すべき知見であると言える。女性養育者の不在(父子家庭)での被害がある場合、男性養育者には何らかの特定所見がある(または情報が不足している)ことが伺える。

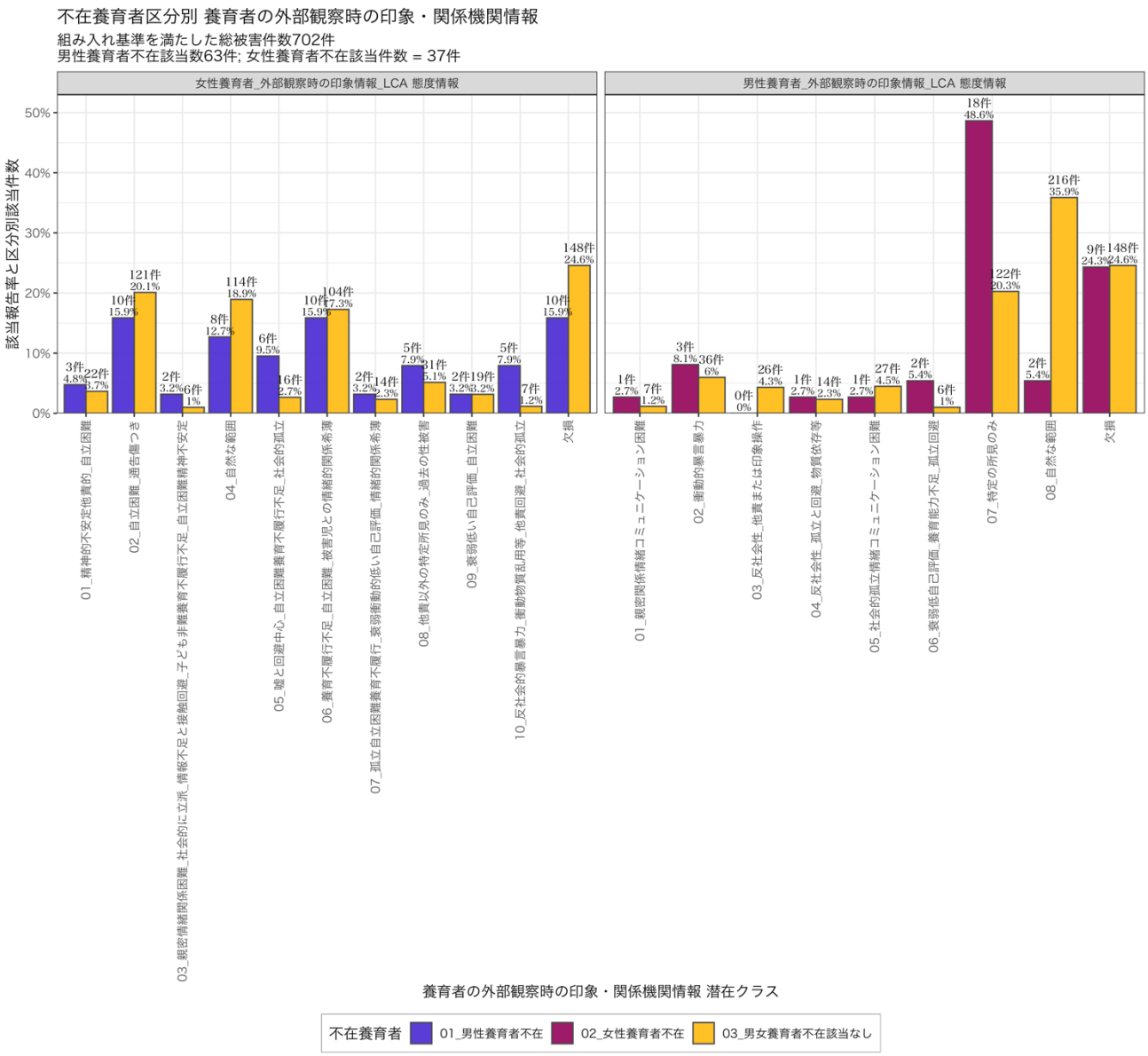


図 17.17 不在養育者集計区分別 養育者の外部観察時の印象・関係機関情報

不在養育者区分別での養育環境・世帯情報に関する潜在クラスの集計結果を図 17.18 に示す。その結果、不在養育者の該当報告がない事例と比べて、養育者の不在がある場合は、男女の不在どちらであるかを問わず、(1)単一の虐待状況のみが随伴するような例は少なく、(2)ネグレクト中心型への該当率が高い傾向にあることが示された。この傾向は、特に男性養育者が不在の場合に該当率が高い傾向にあった。

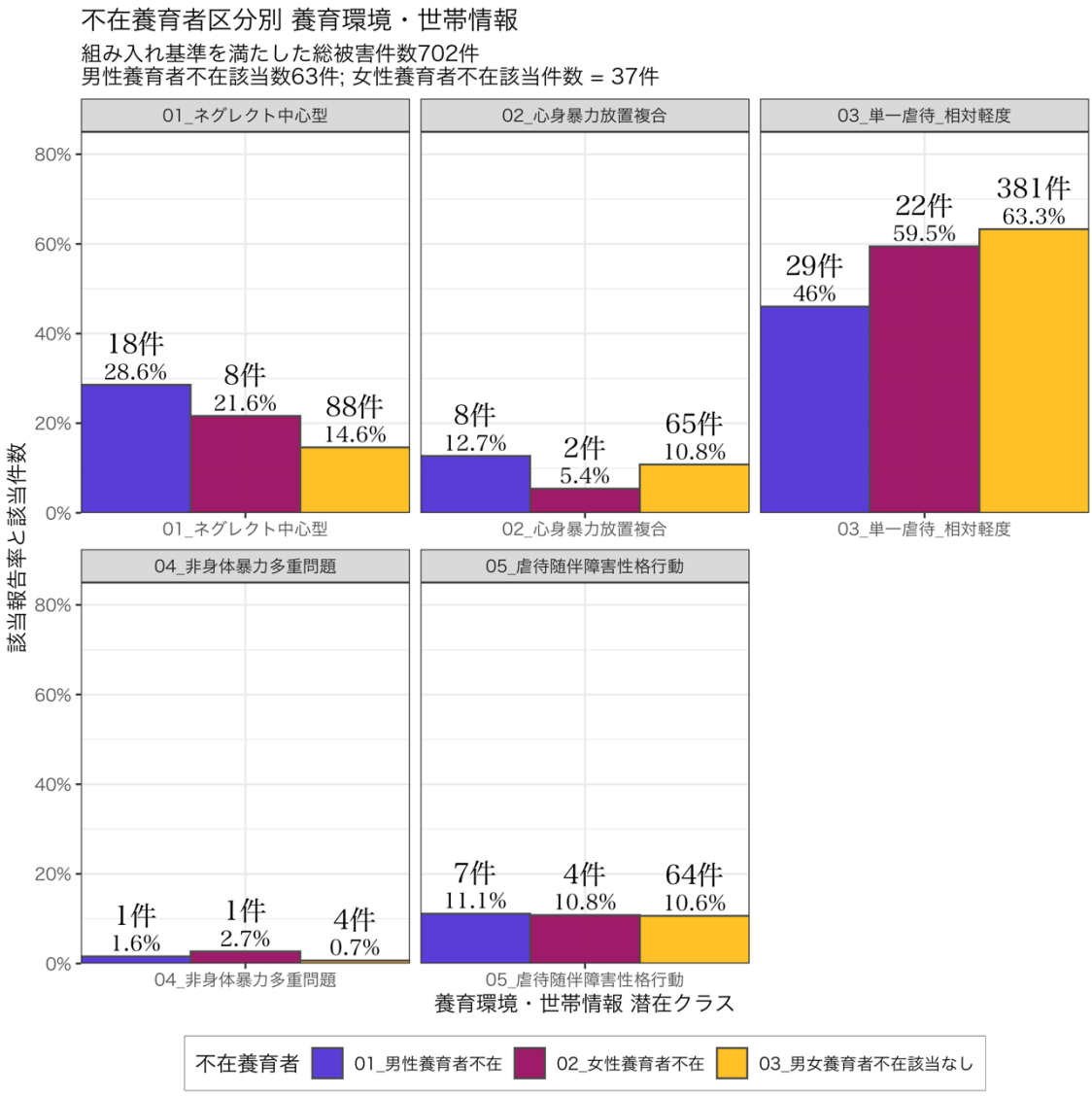


図 17.18 不在養育者集計区分別 養育環境・世帯情報

17.3.8 被害児童の臨床所見

続いて、不在養育者区分別での被害児童に見られる臨床所見の該当率に関する集計結果を報告する。第一に、「無症状所見」、「医学所見」に関する結果を図 17.19 に示す。集計の結果、医学所見については不在養育者の区分別での明確な差異は認められないものの、「無症状」に関する該当率は男性養育者が不在(多くの場合、母子家庭)で高い傾向が観察された。

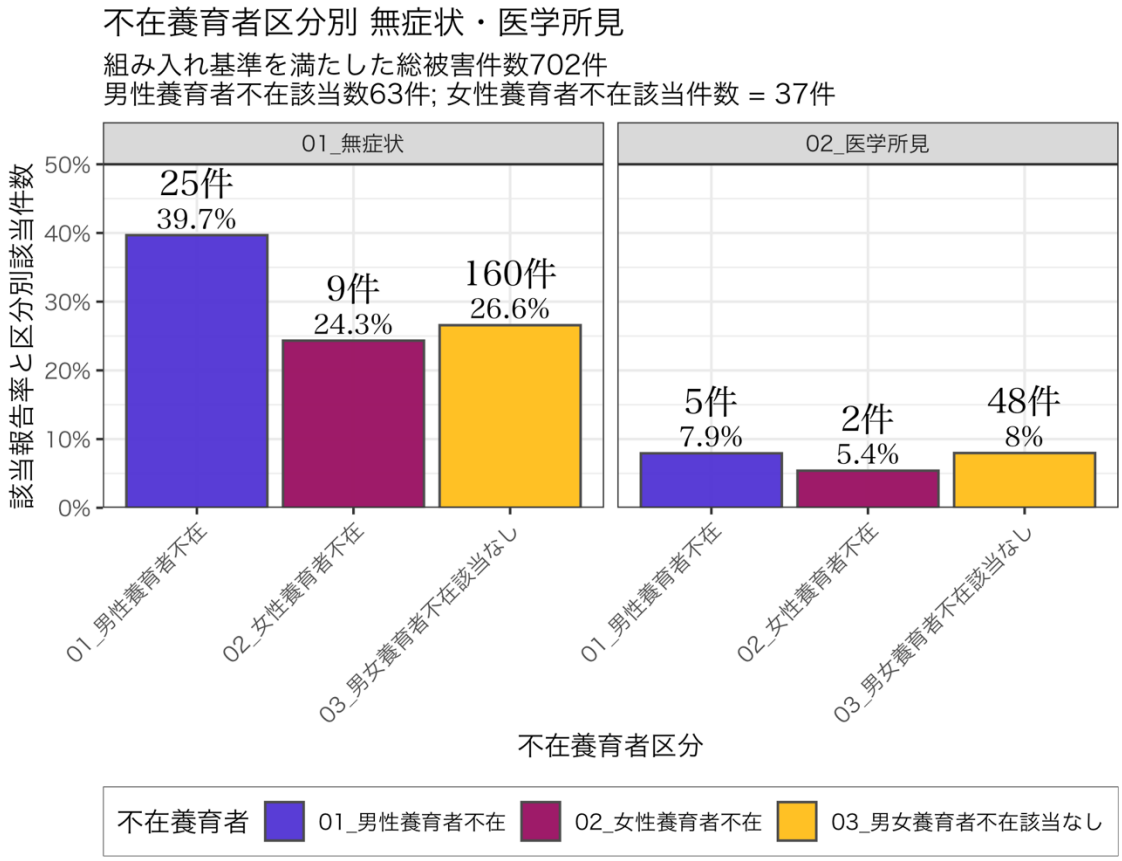


図 17.19 不在養育者集計区分別 被害児童所見 無症状・医学所見

身体関連所見については、不在養育者の区分別で明確な差異は観察されなかった(図 17.20)。

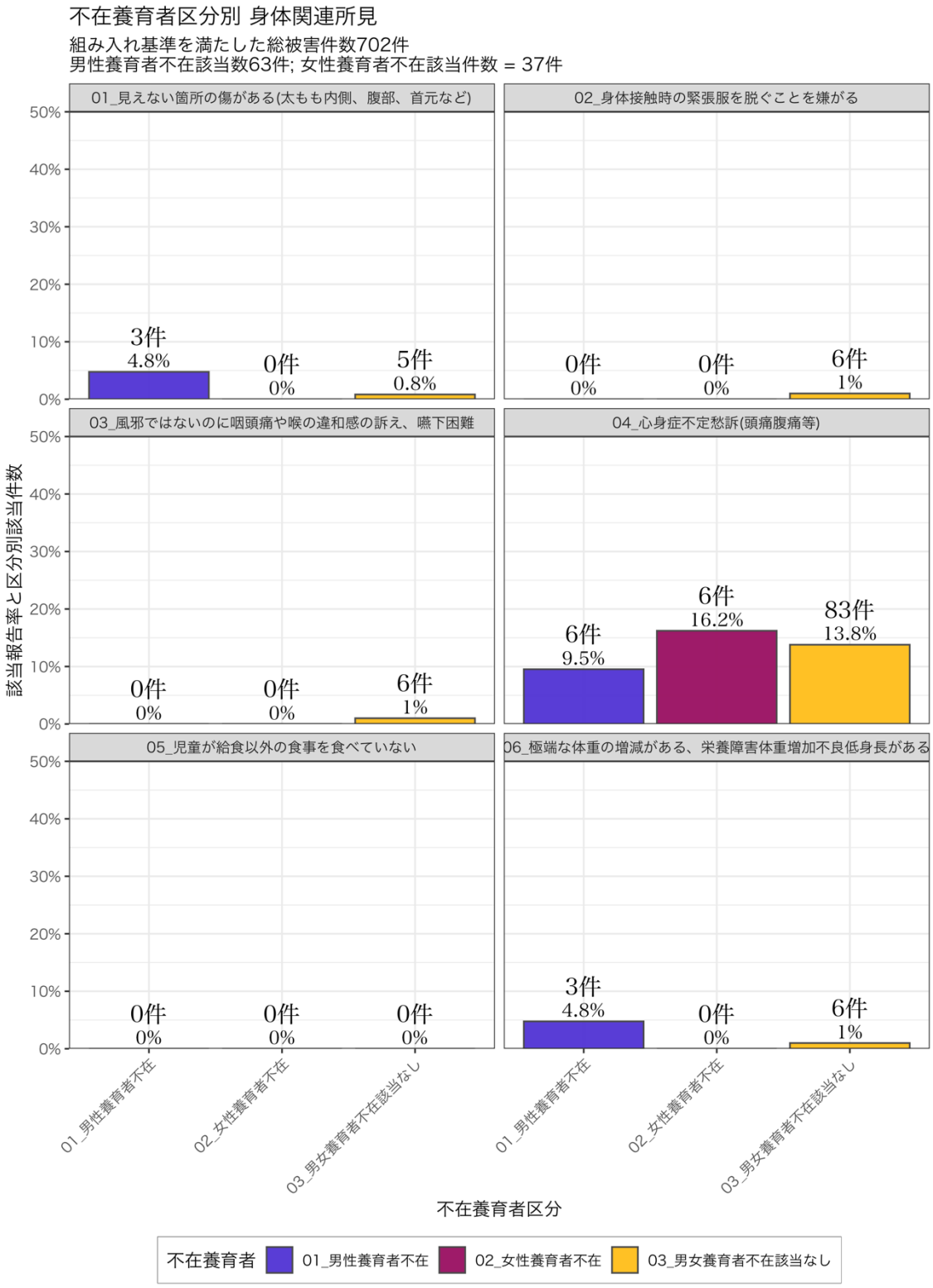


図 17.20 不在養育者集計区分別 主被害児童の身体関連所見

対人関係・愛着関連所見に関しては、不在養育者区分別で全体的に一貫した違いは認められないものの、「養育者に対する挑発・エスカレートする行為」が、男女いずれかの養育者が不在の場合において、やや該当率が高い傾向が観察された。

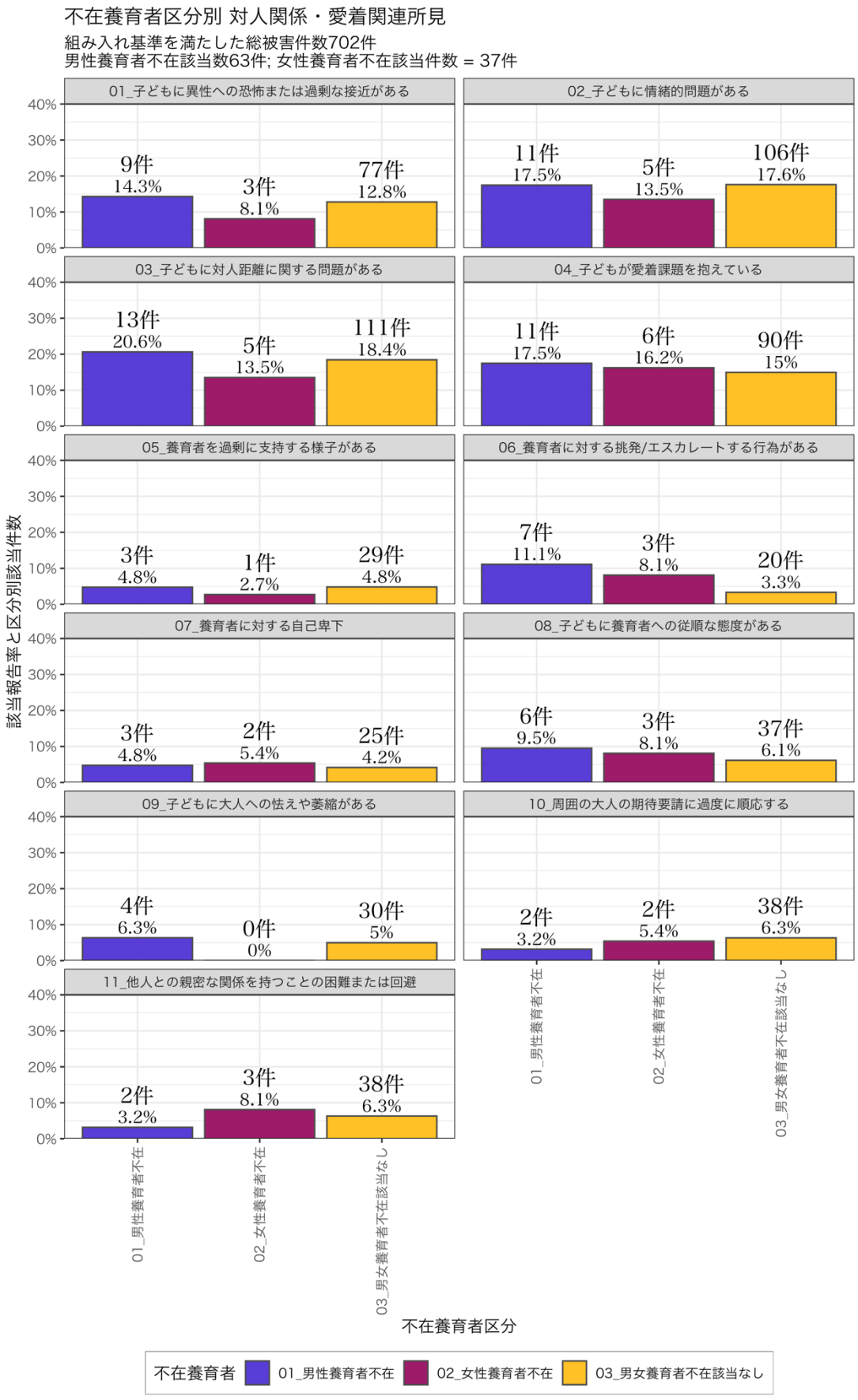


図 17.21 不在養育者集計区分別 対人関係・愛着関連所見

学校、保育園・幼稚園、社会的養護関係施設等の集団生活場面で見られる所見については、不在養育者区分別でいくつかの項目に該当率の差異が観察された。具体的には、(1)男性養育者が不在の場合において、攻撃性・衝動性に由来する友人間トラブルが多い傾向、(2)女性養育者が不在の状況下において、教員・保育士・施設職員等の独占に該当が(本事業調査では)認められず、学業成績の急激な低下・集団からの孤立がやや多い傾向、不登校・登校拒否・引きこもりの該当率がやや低い傾向が観察された(図 17.22)。

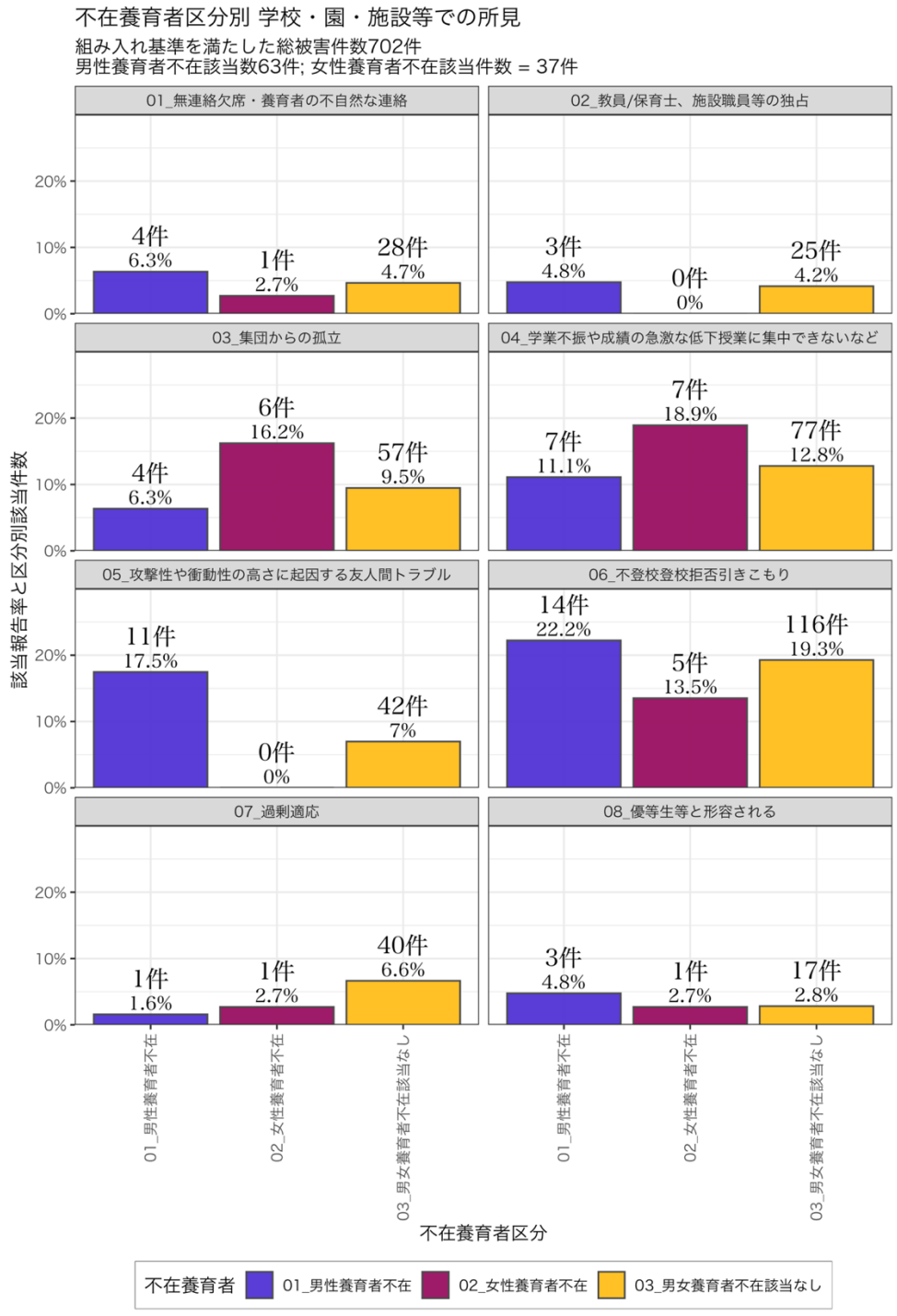


図 17.22 不在養育者集計区分別 主被害児童の集団生活関連所見

不在養育者の区分別における関係者への訴えに関する所見の集計結果を図 17.23 に示す。集計の結果、男性養育者が不在の環境下において、帰宅不安・恐怖の訴え、保護希求の該当率がやや低い傾向が認められた。男性養育者が不在の場合、内縁者や外部親族からの断続的な被害が多い結果(図 17.7、図 17.13)に関連して生じたものと推測される。一方、女性養育者が不在の場合は、「保護・救済を求めている」への該当率が高い傾向にあった。男性養育者が加害者であり、家族内での主たる援助要請の対象となる女性養育者が不在であることに起因している可能性も指摘されうるだろう。

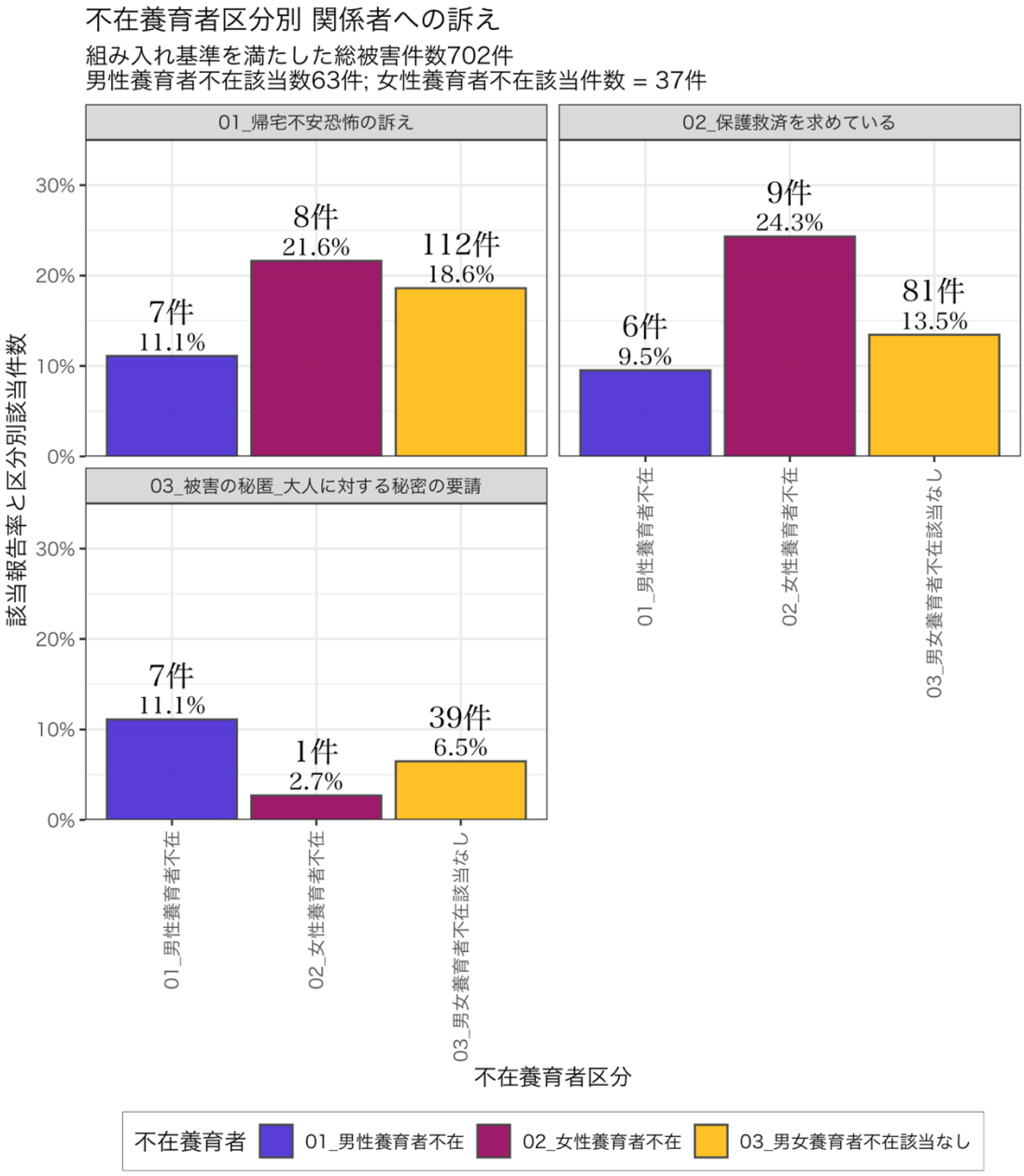


図 17.23 不在養育者集計区分別 主被害児童による関係者への訴え

不在養育者区分別での心理・トラウマ関連症状の該当率を集計した結果を図 17.24 に示す。全体を通じて、不在養育者の有無に伴った明確な差異は認められないものの、(1)男女養育者のいずれかが不在の場合「罪悪感」を抱く割合が少なく、(2)女性養育者が不在の場合、「無力感」、「PTSD中核症状」への該当率が高い傾向にあることが観察された。罪悪感については、養育者が不在であることによって、「非加害養育者に対して抱かれる罪悪感」が一部抜け落ちることに由来したものかもしれない。また、PTSD 症状や無力感の該当率が女性養育者不在の環境下で高い傾向にあることは、保護機能・援助要請対象の不在に起因している可能性も指摘されうるだろう。

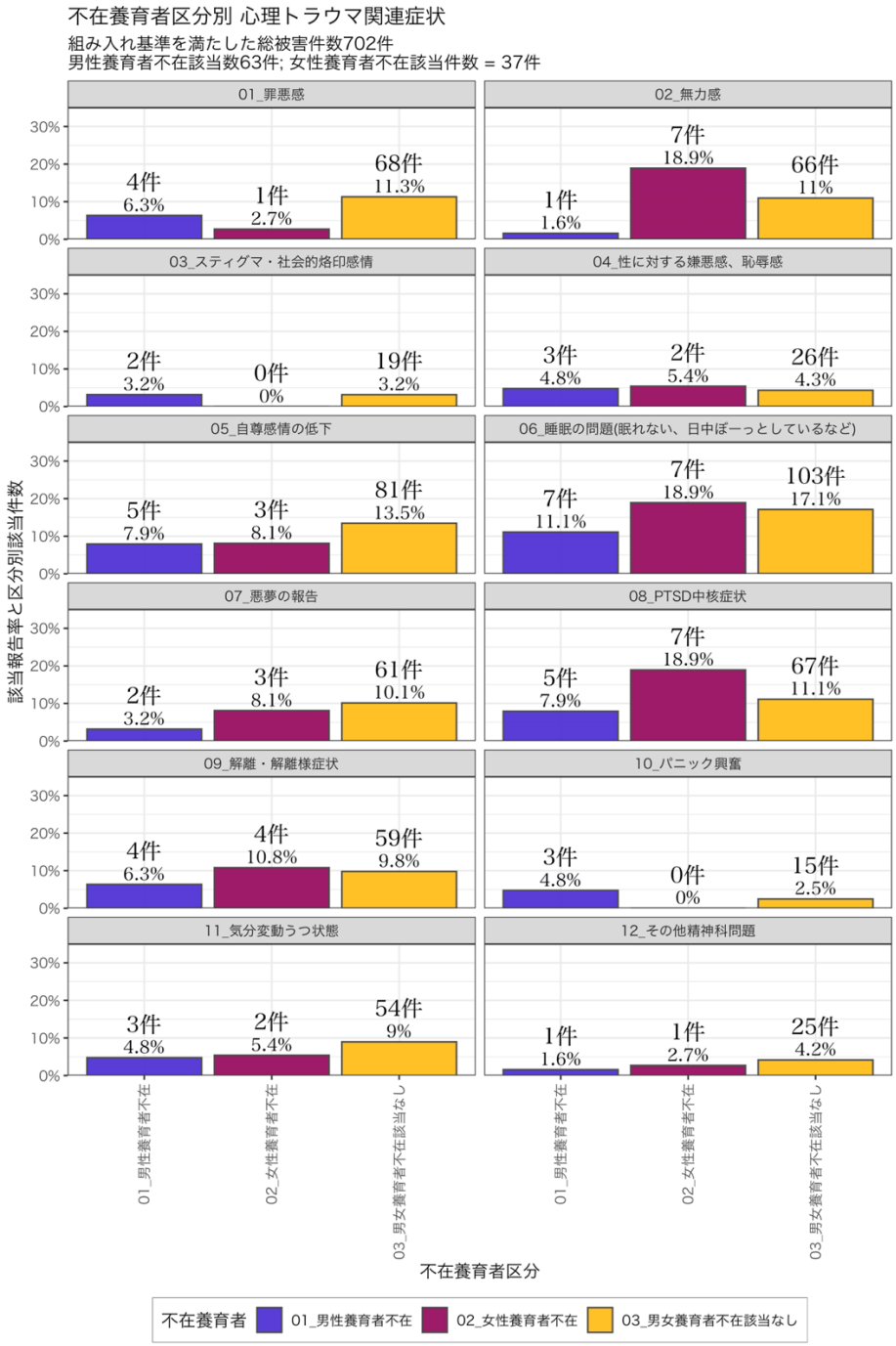


図 17.24 不在養育者集計区分別 主被害児童の心理・トラウマ関連症状

不在養育者の区分別で、被害児童の行動上の課題所見を集計した結果を図 17.25 に示す。全体を通じて、養育者不在の有無にかかわらず、共通した該当傾向が見受けられる結果となった。一部、「非行(万引き・窃盗)」や「非行(児童売春、援助交際、その他の性的逸脱)」が女性養育者不在の場合において、該当率がやや高い傾向にある様子が観察された。

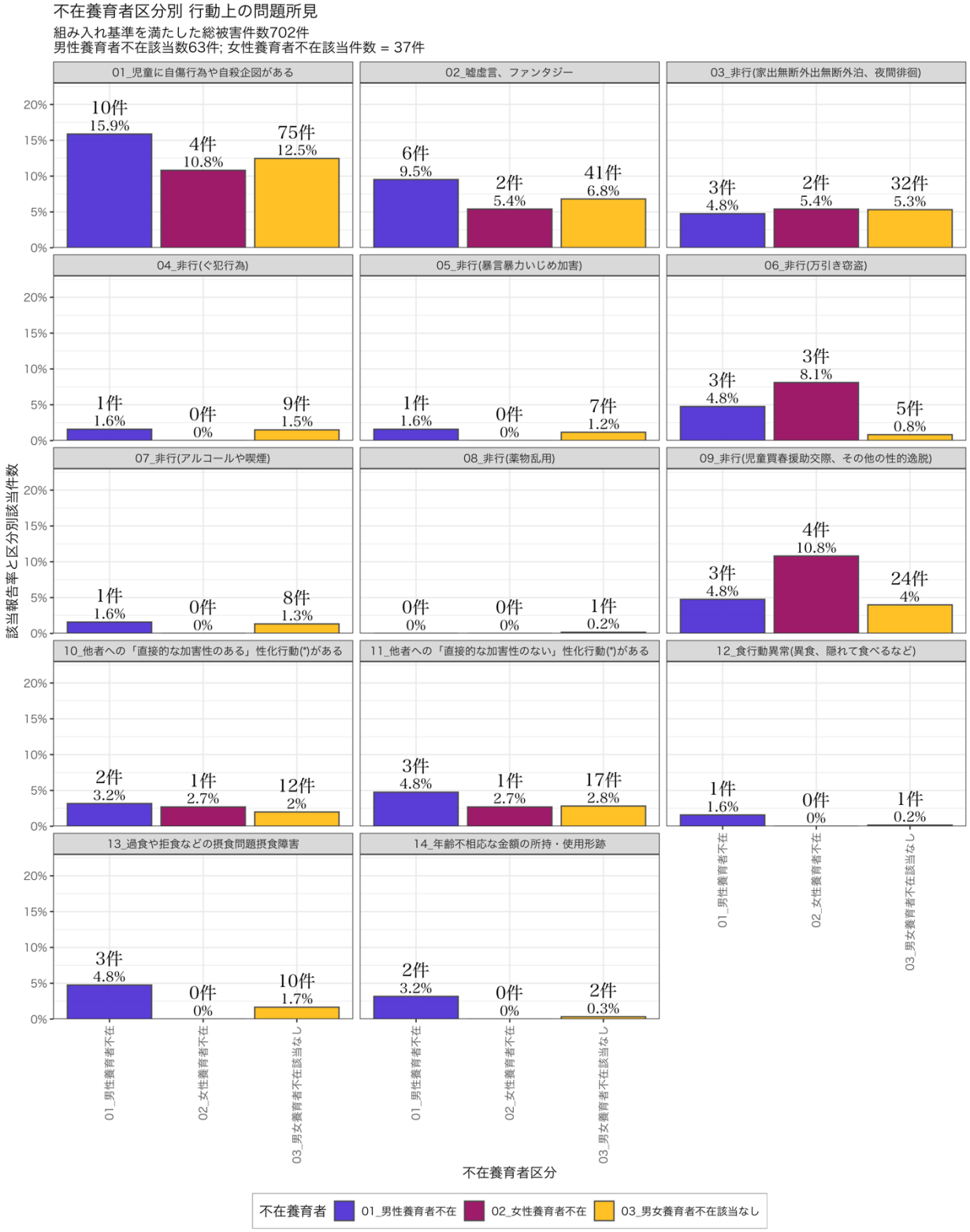


図 17.25 不在養育者集計区分別 主被害児童の行動上の問題

17.3.9 被害発覚の経緯と開示関係情報

続いて、不在養育者の区分別で被害発覚の経緯や開示に関する情報の集計結果を報告する。被害発覚の経緯については、不在養育者の有無を問わず、共通した結果が得られた(図 17.26)。

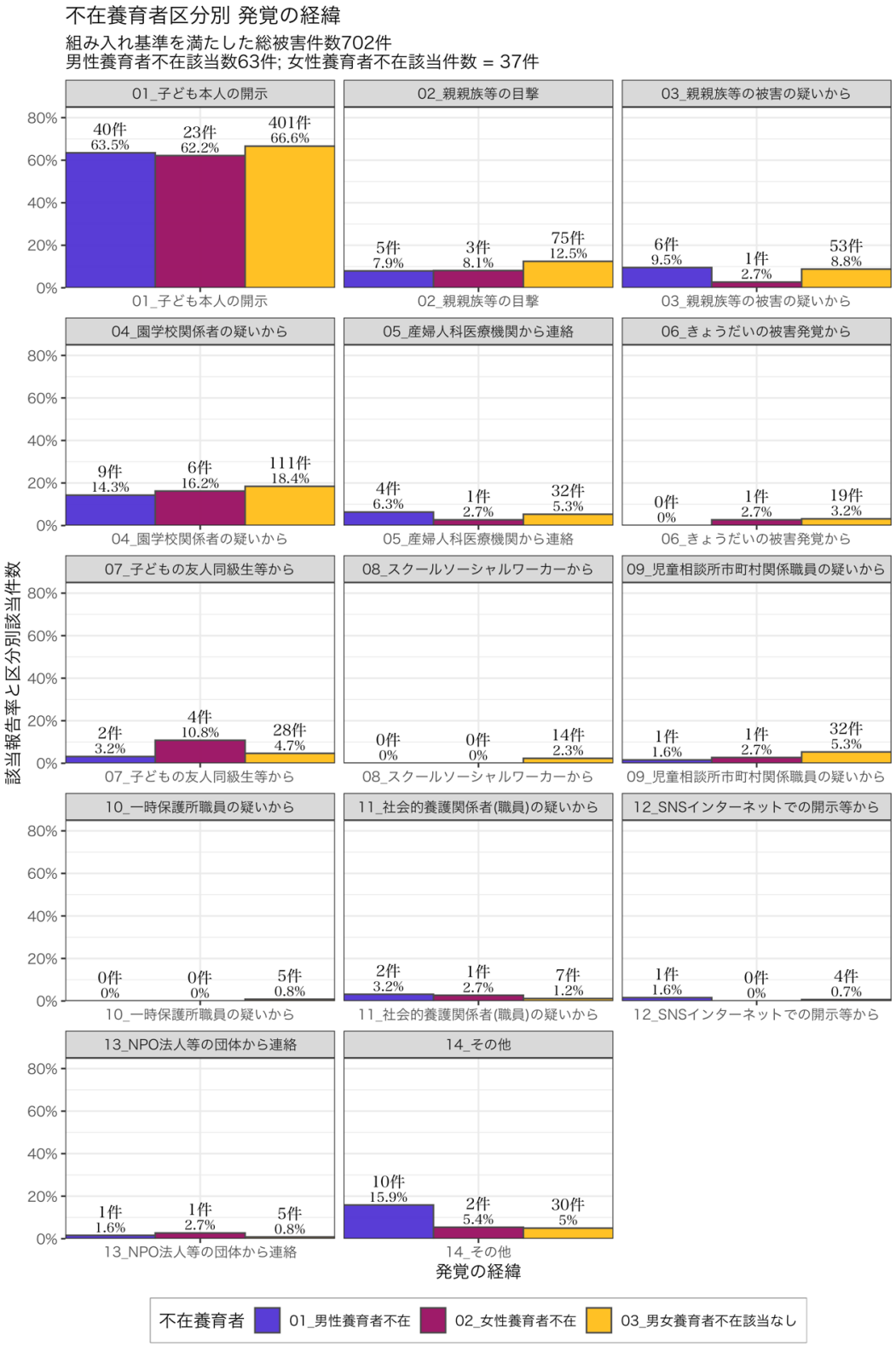


図 17.26 不在養育者集計区分別 発覚の経緯

通告につながった発見者・開示相手に関しては、女性養育者が不在の例において、学校関係職員や友人・同級生が相対的に多い傾向が観察された。当該結果は、女性養育者の不在に起因して「母親(実母・実母以外の母)」からの通告割合が低いことに起因するものと考えられる(図 17.27)。



図 17.27 不在養育者集計区分別 通告につながった開示相手・発見者

不在養育者の区分別での「開示の契機・想定される背景要因」に関する項目該当状況を図 17.28 に示す。全体を通じて不在養育者の有無にかかわらず、共通した該当傾向にある。ただし、女性養育者が不在の事例において、「差し迫る危機」が開示の契機と想定される事例が相対的に多い傾向にあった。



図 17.28 不在養育者集計区分別 開示のあった事例における開示の契機・想定される背景要因

開示があった事例における開示情報量の変化については、女性養育者が不在の場合において、「開示内容の縮小」が認められる例がやや少ない可能性が指摘されるものの、全体を通じて同様の該当傾向が認められた(図 17.29)。

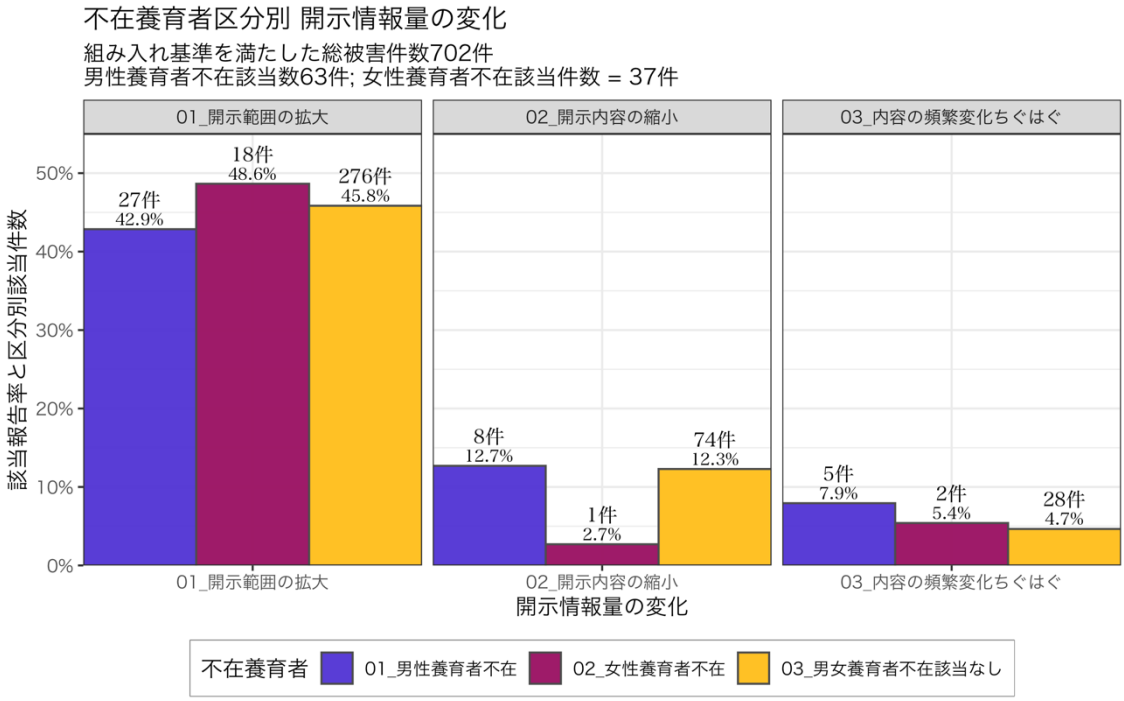


図 17.29 不在養育者集計区分別 開示のあった事例における情報量の変化

開示の得られた事例において、不在養育者区分別での開示の様相に関する項目情報を集計した結果、不在養育者の区分別で明確な差異は認められず、全体的に共通した傾向が観察された(図 17.30)。

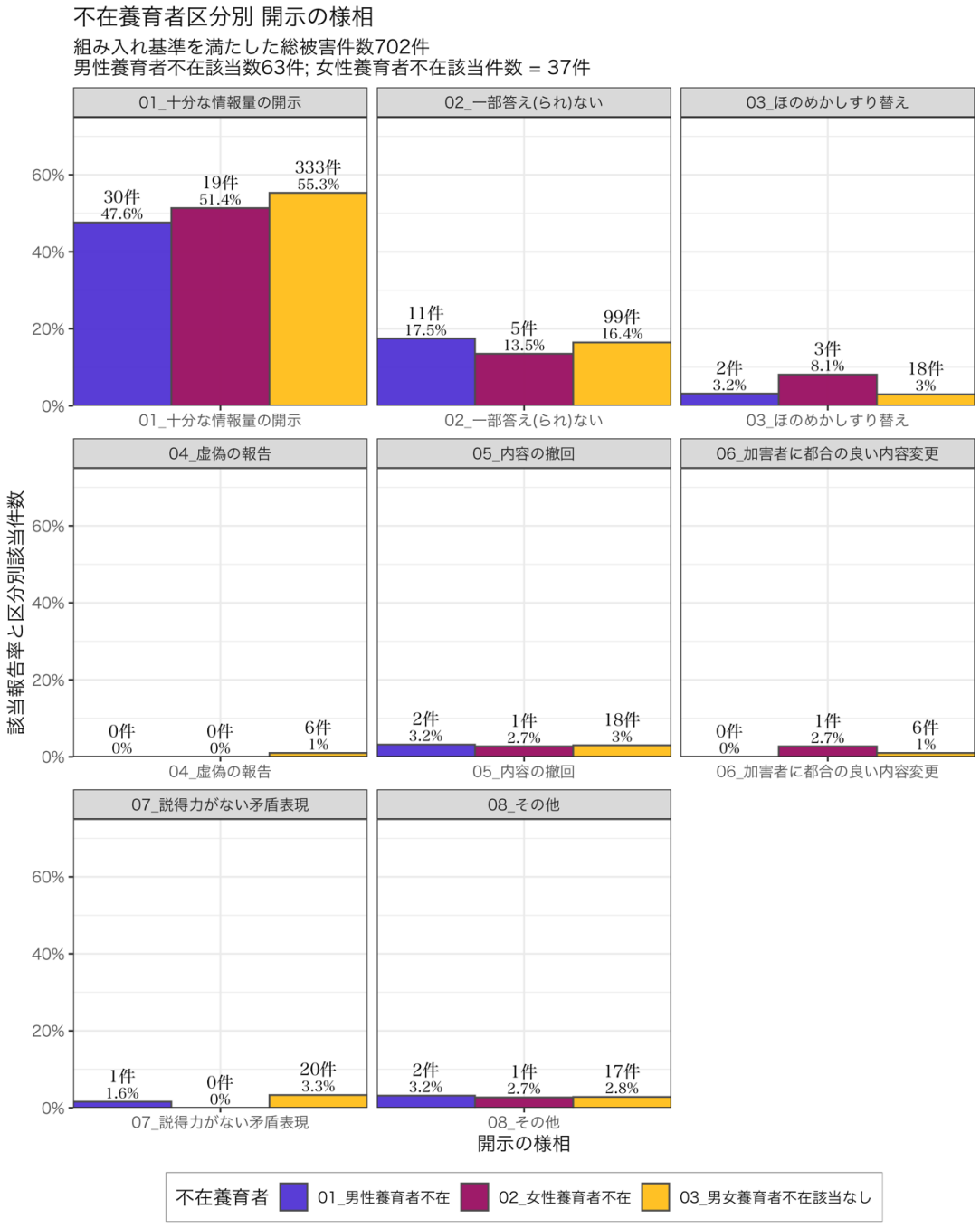


図 17.30 不在養育者集計区分別 開示のあった事例における開示の様相

17.3.10 男性・女性養育者の不在事例における各種所見該当状況一覧

ここまで、不在養育者の区分別で各種観点の集計を実施した。本節では、それらの結果の組み合わせを事例ごとに求め、全体を総合した結果を整理する。集計・整理には、「自然な範囲」、「保護や好意」といった肯定的所見を除いた養育者や被害児童の関連所見区分と、被害内容や被害児童に随伴する問題や障害、被害内容等の項目を使用した。想定リスク要因等の該当状況一覧を、男性養育者の不在事例(図 17.31)と女性養育者の不在事例(図 17.32)に分けて示す。

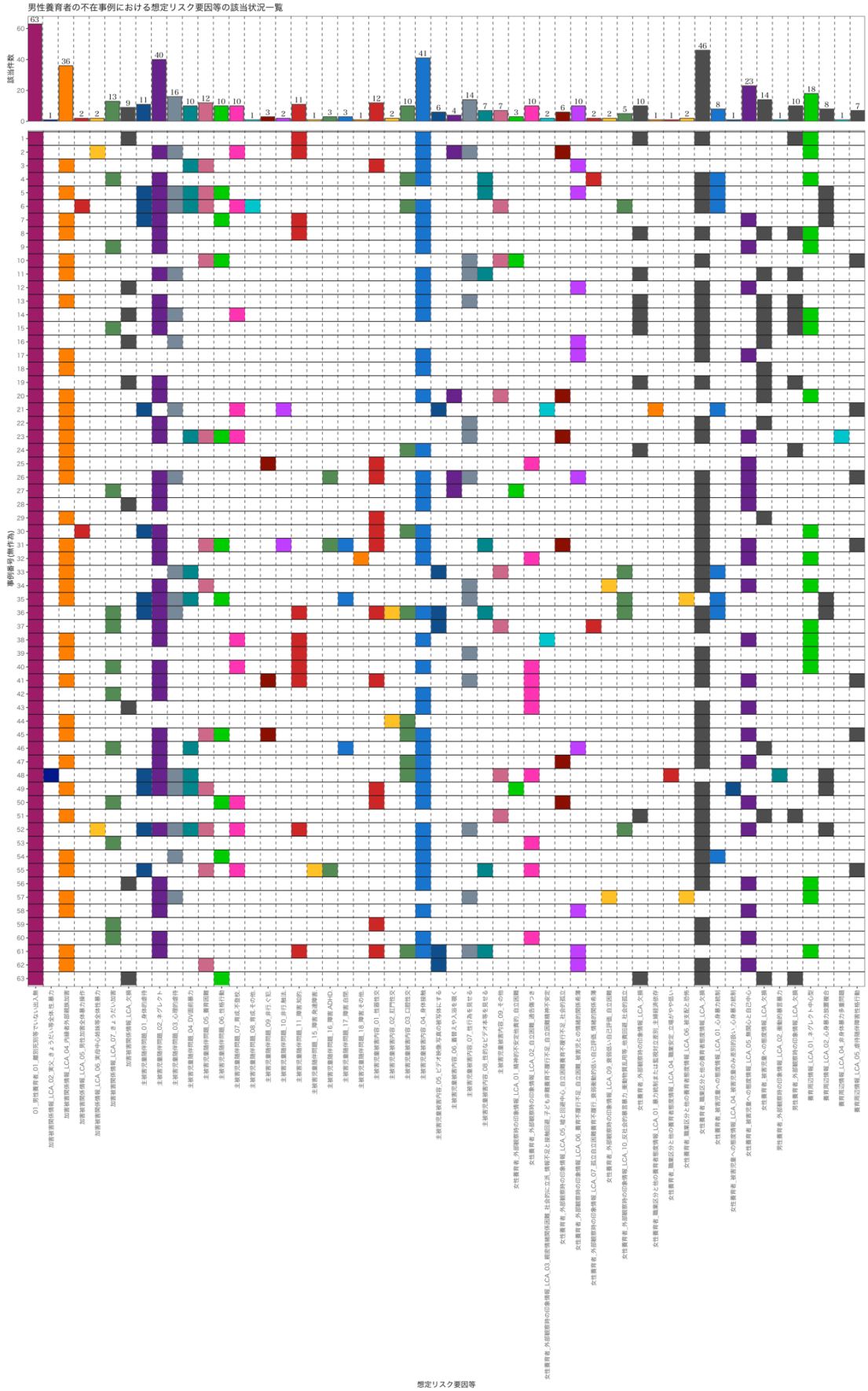


図 17.31 男性養育者不在事例の課題所見該当状況一覧

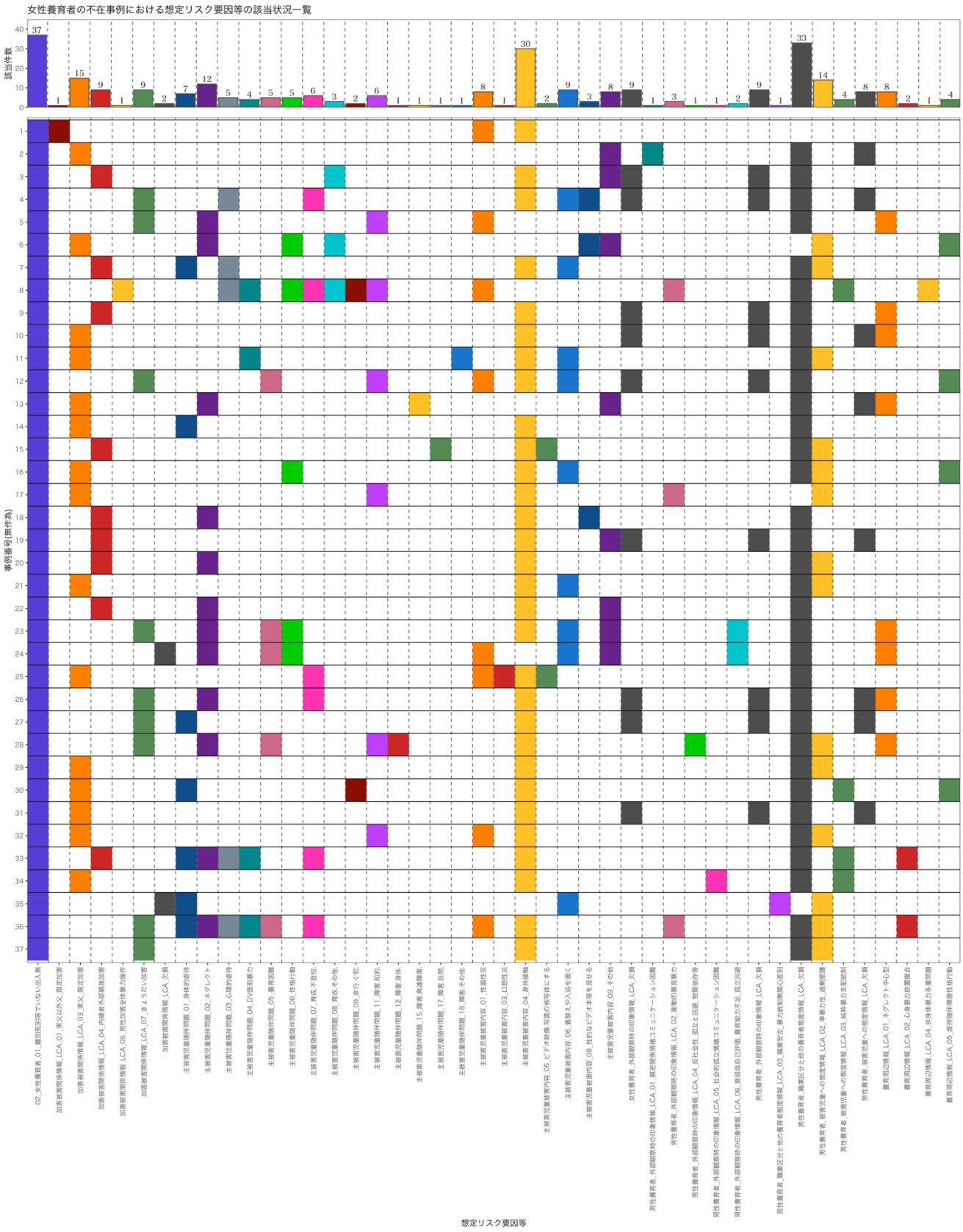


図 17.32 女性養育者不在事例における課題所見該当状況一覧

図 17.31 および図 17.32 に示した該当状況を確認すると、不在養育者に該当のある事例における被害の発生様相は、その被害内容や加害者等を含めると決して単純ではなく、多様であることが読み取られる。その一方で、多くの事例に共通して該当の多い観点もいくつか確認された。

男性養育者が不在となっている事例(多くの場合、母子家庭)では、母親の内縁男性や外部親族、きょうだいの加害事例が大半を占めており、その中心的な特徴は「ネグレクト」となっていた。被害児童に随伴する問題として報告された「ネグレクト」や、女性養育者の態度として「自己中心的・養育よりも養育者の都合が過度に優先される」といった状況への該当率が高い結果となった。また、被害児童に知的障害がある例が 63 件中 11 件報告され、高い割合を占めていたことも特徴の一つである。

女性養育者が不在となっている事例(多くの場合、父子家庭)では、ネグレクトが一つの主たる特徴であるものの、男性養育者が不在の場合と比較して該当率が少なく、身体的虐待や心理的虐待への該当も並ぶ結果となっている。男性養育者の被害児童に対する態度としては、「準暴力性または過剰愛護」が相対的に多く、ネグレクトだけでない心身の虐待が並列することや、過剰に親密な関係が随伴する例が含まれていることが推測される。

17.4 考察

本章では、養育者の不在がある事例に焦点を当てた基礎集計を実施し、その全体像を概観してきた。その結果、養育者の不在の有無に拘らず、子どもの家庭内性被害として共通する特徴が集計項目の多くで認められる結果となった。その一方で、男女のいずれかの養育者が不在である場合のそれぞれに特徴的な情報もいくつか抽出された。

男性養育者が不在の場合、その多くは母子家庭に相当する。当該状況においては、女性養育者自身に課題所見が認められることが多く、その中心はネグレクトや女性養育者の自己中心性が特徴として得られた。加害者は女性養育者の内縁男性や外部親族、きょうだいによる加害が多く、女性養育者の特徴を踏まえると、保護機能の不在・低下の下で被害が発生している可能性が推測される。また、「性行為を見せる」といった被害例や、「性的搾取」等の被害報告が目立つ傾向にあった。被害児童に知的障害のある例が一定数含まれているという実態も特記すべき事項だろう。他にも、被害が「断続的である」傾向が高いことも特徴の一つであった。外部の内縁男性や親族等の出入りがあった場合などの被害発生状況を反映したものである可能性などが推測される。帰宅不安や恐怖が表出されることが少なく、無症状の例が相対的に多いのも、そのような断続性に起因するものかもしれない。

女性養育者が不在の場合、その多くは父子家庭に相当する。加害者は、実父や男性親族、きょうだいである場合が多い。家族内部に援助要請の対象が不足(女性養育者の不在)しているということは、集計範囲外の前提として指摘されうる特徴だろう。このとき、男性養育者の外部観察所見とし

て「自然」である例が少なく、情報の不足か何らかの課題所見への該当が認められる傾向にあったことは、被害の早期発見に関する手がかりとなる。しかし、本事業の調査範囲では、その具体的な様相を十分に記述することは叶わなかった。女性養育者不在の例において、被害児童は男性養育者に対して両価的な感情や葛藤、気遣いや非健全な依存を抱えているか、保護・愛着の関係と形容される例が多い結果となった(ただし、拒否や嫌悪といった感情が抱かれる例等も一定数存在する)。(多くの場合で、母が不在で)唯一の養育者である父親等から同時に被害を受けているという状況が、様々な葛藤を生み出しているものと推測される。こういったジレンマや女性養育者の不在それ自体等も背景の一つと思われるが、女性養育者の不在事例において、関係者外部への帰宅不安の訴えや保護希求が得られる場合が相対的に多く、通告者は相対的に学校関係者や友人同級生である場合が多い結果が得られた。被害開示の背景には、「差し迫る危機」があると想定される場合が多かった。保護・援助要請機能の不在や男性養育者に対する葛藤があることで、加害―被害関係や家庭内で課題が閉鎖し、進行しやすく、危機的な状況となって初めて開示に至るといったプロセスが想像される。無力感や PTSD 中核症状への該当率がやや高い傾向にあることも、こういった背景要因に起因している可能性が推測された。性的逸脱等の非行問題が随伴する例も、相対的に多い傾向にあった。再犠牲化や二次的被害の防止する上でも、早期発見への取り組みが重要な役割を担うと考えられる。

総括して、養育者の不在にかかわらず共通する傾向をベースとして、父子家庭や母子家庭など、養育者の不在がある家庭に特筆して見られる特徴を精査してゆくことで、より洗練された早期発見の糸口やアセスメント観点の充実につながるものと考えられる。

第 18 章(重点分析) 性被害による通告・相談受理事例と他種別相談からの性被害途中発覚事例の差異に関する分析

18.1 目的

第 6 章の集計結果に示されたとおり、児童相談所や市区町村への他種別相談への対応経過中に、子どもの家庭内性被害が発覚する例も一定数存在している。通告・相談時点から性被害を主訴とする事例と、性被害が他の相談種別での対応中に途中発覚する事例との差異を検討することで、児童相談所と市区町村での対応事例中に潜在する性被害の早期発見に寄与する知見が得られる可能性がある。

本章では、通告・相談対応開始時点時点から、「性的虐待(または、ネグレクト(性的虐待))」として受理された事例と、性被害が途中発覚した事例の差異を集計・比較することで、早期発見の手がかりを探索する。

18.2 方法

調査票 B を用いた事例調査によって報告された事例について、当該事例が「通告・相談受理時点から子どもの家庭内性被害事例として受理された」または「在宅支援中など(児童相談所の場合、一時保護・施設入所措置等の後も含む)、通告・相談受理以降に新たに性被害が途中発覚した」のいずれかに該当選択を求めた設問 B02 の回答結果を利用し、途中発覚事例に見られる特徴把握を行う。以降、前者を「受理時点から」、後者を「途中発覚」と略記する。比較する項目対象には、被害児童の年齢・性別から、被害内容、養育者の所見、子どもの臨床所見、被害発覚の経緯や開示の背景までを多面的に扱う。

18.2.1 利用データと前処理

調査票 B を用いた事例調査のうち、性被害を把握したタイミングが「受理時点から」または「途中発覚」のいずれかに該当報告のある(欠損のない)事例を抽出した。その他、データ抽出にかかる特記すべき処理は実施していない。

18.2.2 適格基準

主たる被害児童の年齢に欠損のあるデータは、本章の集計対象から除外した。その他の除外基準は設けていない。集計によって比較する対象となる項目の欠損については、各種集計で「欠損」の区分を設けて結果を示す。

18.2.3 統計解析

男性および女性養育者に関する所見や、養育環境・世帯情報に関する所見については、それに関連する項目数が膨大になる。了解可能性を高めるため、各所見区分ごとに潜在クラス分析を適用し、抽出されたパターンを集計・可視化に使用した。潜在クラス分析の方法および結果は、第 9 章と同一であり、本章では第 9 章で得られた結果をそのまま援用する。

18.3 結果

18.3.1 データ抽出の結果

組み入れ基準を満たした事例を抽出した結果、被害児童の年齢に欠損のあった事例を除く 704 件のデータのうち、被害発覚のタイミングに欠損のあった 20 件を除いた上で、最終的に 684 件の事例が集計対象に組み入れられた(図 18.1)。組み入れ事例数 684 件のうち、「受理時点から」被害が把握された事例が 508 件、「途中発覚」した事例が 176 件含まれた。

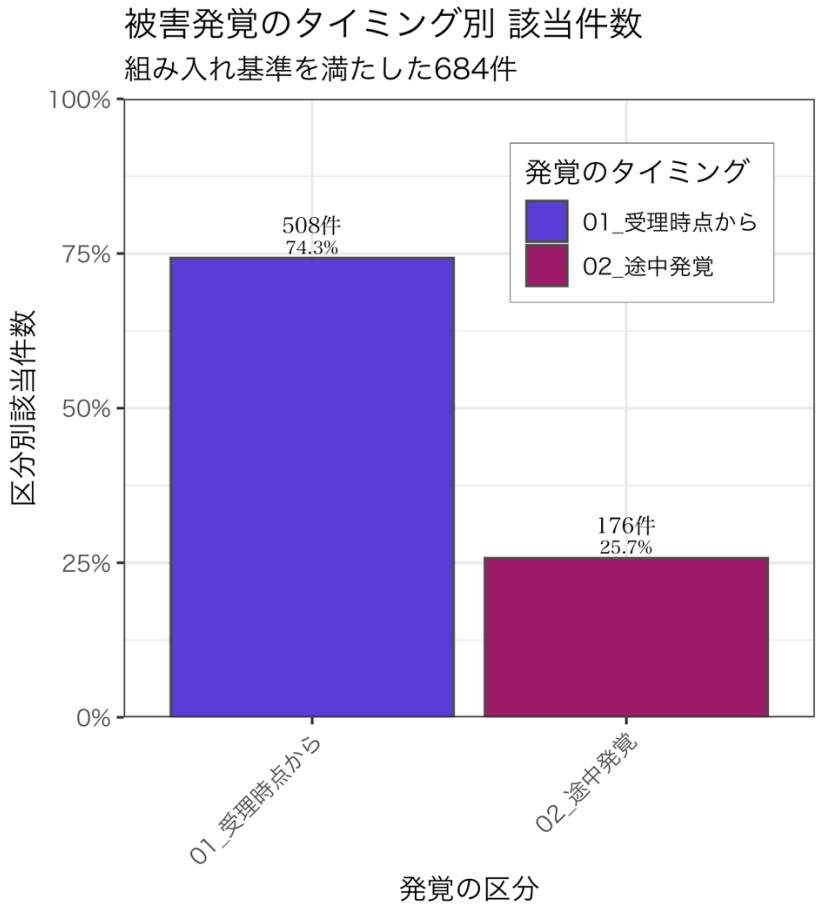


図 18.1 被害発覚のタイミング別 組み入れ事例数

18.3.2 発覚のタイミング別での事例基礎情報集計

本節では、発覚のタイミング別での事例の基礎情報を集計・比較する。

発覚のタイミング別で、各区分に含まれた被害児童の性別に関する集計結果を図 18.2 に示す。発覚のタイミングを問わず、被害児童の性別は同程度の構成比となっていた。

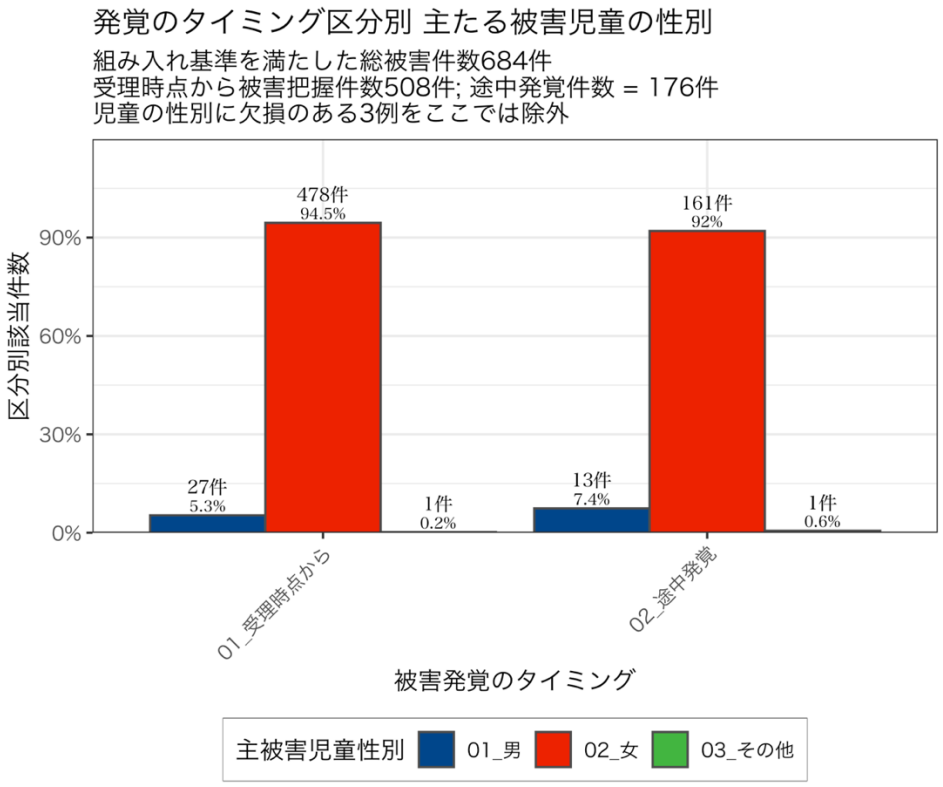


図 18.2 被害発覚のタイミング別 被害児童の性別

続いて、発覚のタイミング別での被害児童の発覚時(受理時点)年齢を図 18.3 に示す。被害児童の年齢は、発覚のタイミングを問わず、およそ類似した形状の分布となっていた。

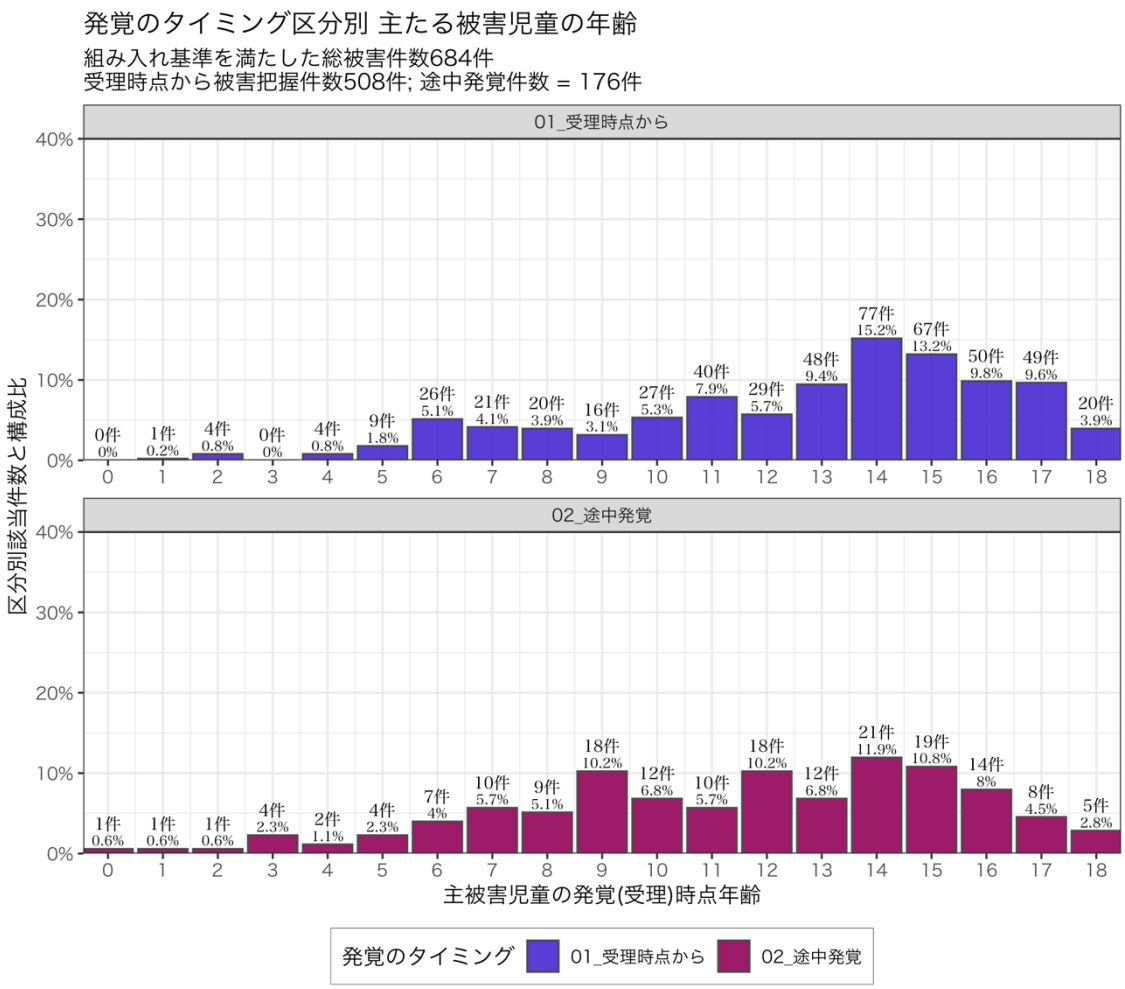


図 18.3 被害発覚のタイミング別 被害児童の被害発覚時(受理時点)年齢

被害の内容についても同様に集計を実施した(図 18.4)。発覚のタイミング別で、(1)途中発覚事例において性器性交・口腔性交の該当率がやや低く、(2)着替えや入浴を覗く・性行為を見せるといった被害への該当率がやや高い傾向が観察された。「別種別での相談によって支援機関につながっていることで、単体では通告・相談に至りにくい非接触性の被害が発覚しやすい」可能性を一部反映したものである可能性が推測される。ただし、各種被害内容への該当状況は、全体的に類似した傾向を示しており、発覚のタイミングにかかわらず、様々な被害への該当が報告されている。

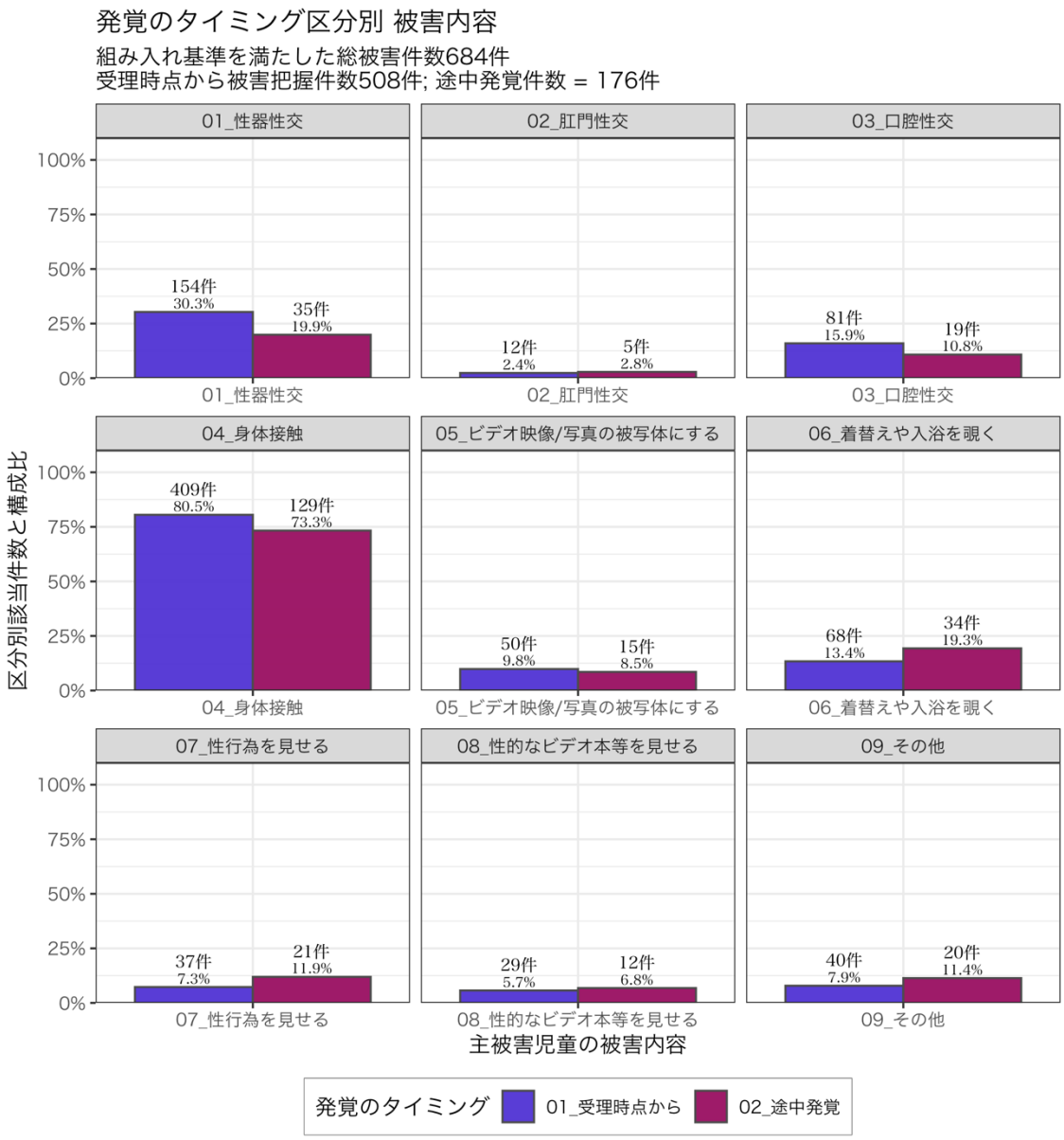


図 18.4 被害発覚のタイミング別 被害児童の被害発覚時(受理時点)年齢

続いて、発覚のタイミング別での性的搾取等被害の該当件数と該当率を図 18.5 に示す。性的搾取等被害については、本調査事業では直接の調査対象として扱っていないため、該当例数は限られるものの、途中発覚事例において、「児童ポルノ」や「オンライン性被害(自撮りの投稿拡散等)」が発覚した例が報告される結果となった。

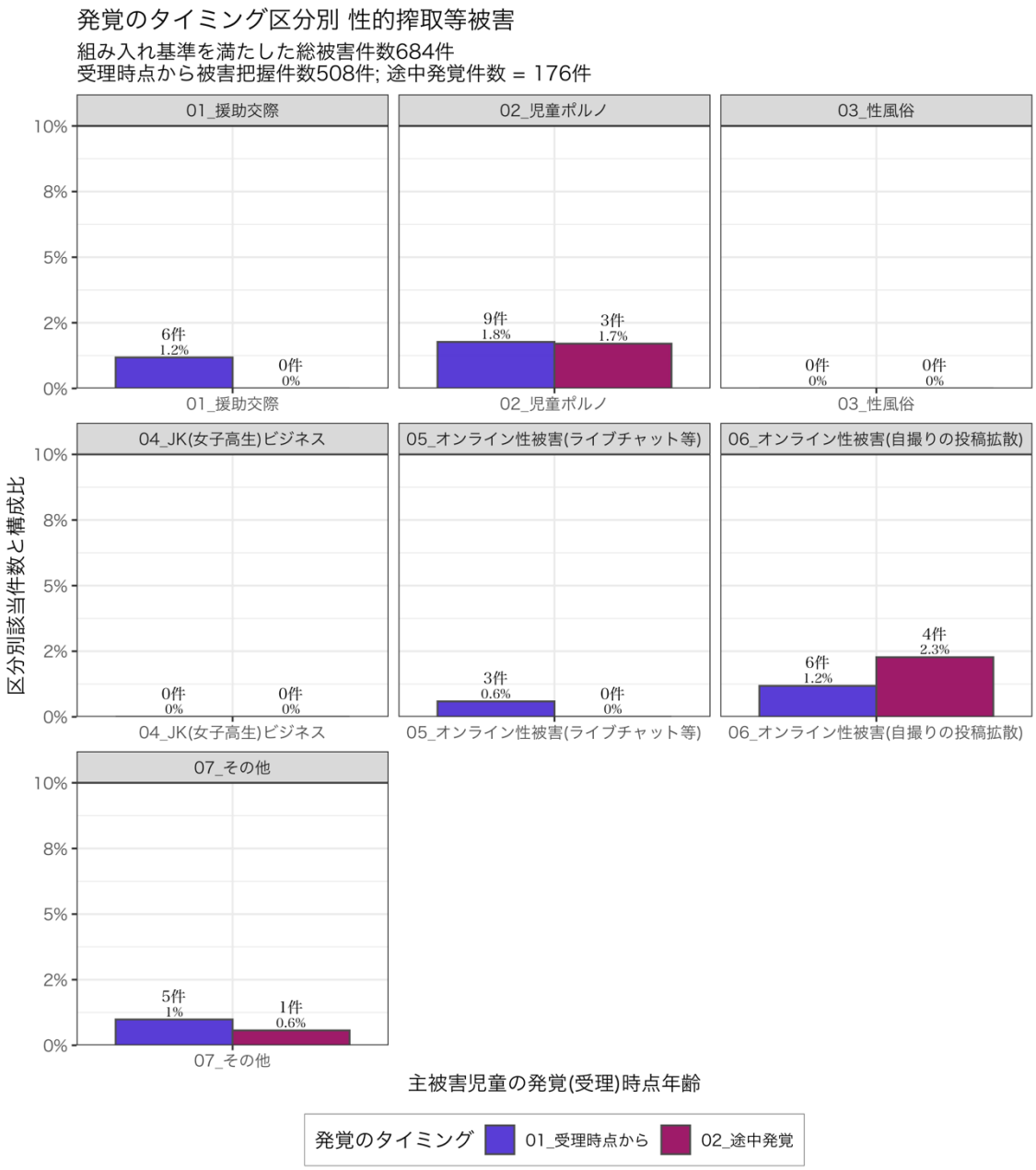


図 18.5 被害発覚のタイミング別 性的搾取等被害の該当報告

被害の頻度について、発覚のタイミング別で集計した結果を図 18.6 に示す。途中発覚事例において、被害の「常態化」に該当報告があった割合は少ない傾向にあり、反対に「詳細不明」と報告される例が多い傾向にあった。施設等への入所措置後など、被害発生時点から時間が一定以上経過してから被害が発覚した例などが背景理由の一つとして考えられる。

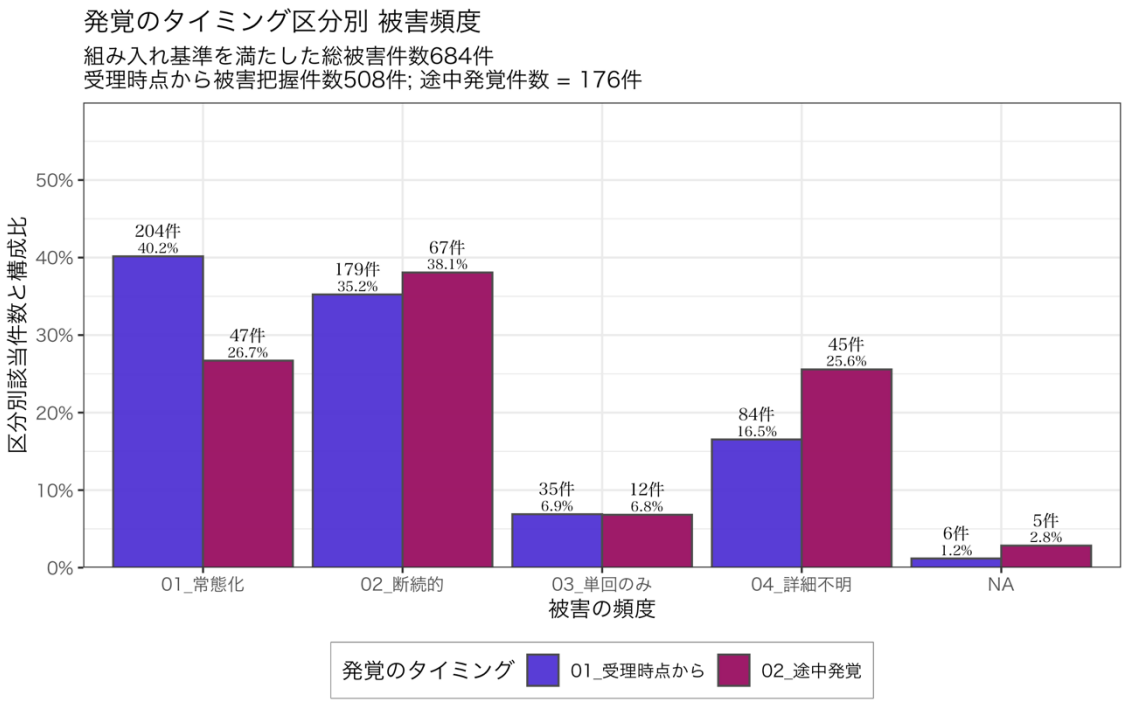


図 18.6 被害発覚のタイミング別 被害の頻度

被害発覚のタイミング別での、被害の初発年齢分布を図 18.7 に示す。初発年齢に欠損のあった 173 件(受理時点から: 124 件; 途中発覚: 49 件)については、図中にその構成比を示す。発覚のタイミング別での初発年齢分布は類似した傾向にあり、未就学児童から 15 歳以上までの範囲で該当報告があった。

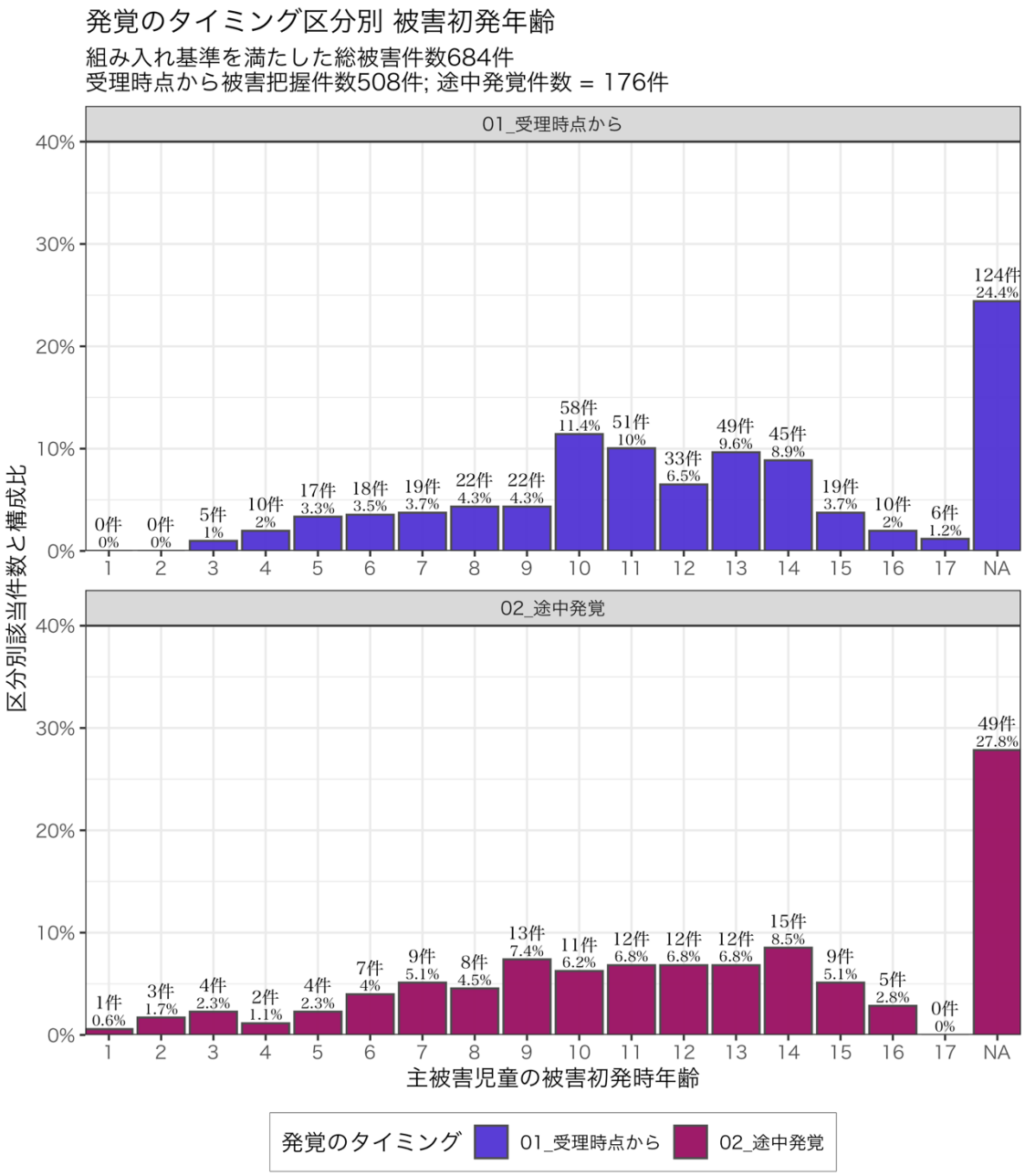


図 18.7 被害発覚のタイミング別 被害の初発年齢

被害の継続年数については、0 年から 10 年以上に及ぶ例までが、「受理時点から」、「途中発覚」のそれぞれの区分に含まれる結果となった(図 18.8)。一方で、途中発覚事例においては、0 年または 1 年の被害継続期間に該当する例が相対的に多く、「受理時点から」の被害把握例と比べて比較的短い期間で被害の発覚につながっている傾向が示された。ベイズ推定法を用いた、負の二項分布による平均値の差の推定を行った結果(diparsion parameter 共通)、「受理時点から」の平均継続年数が 2.76 年、「途中発覚」で 1.93 年となり、その差の推定値は 0.82 年[0.40, 1.22]となった。

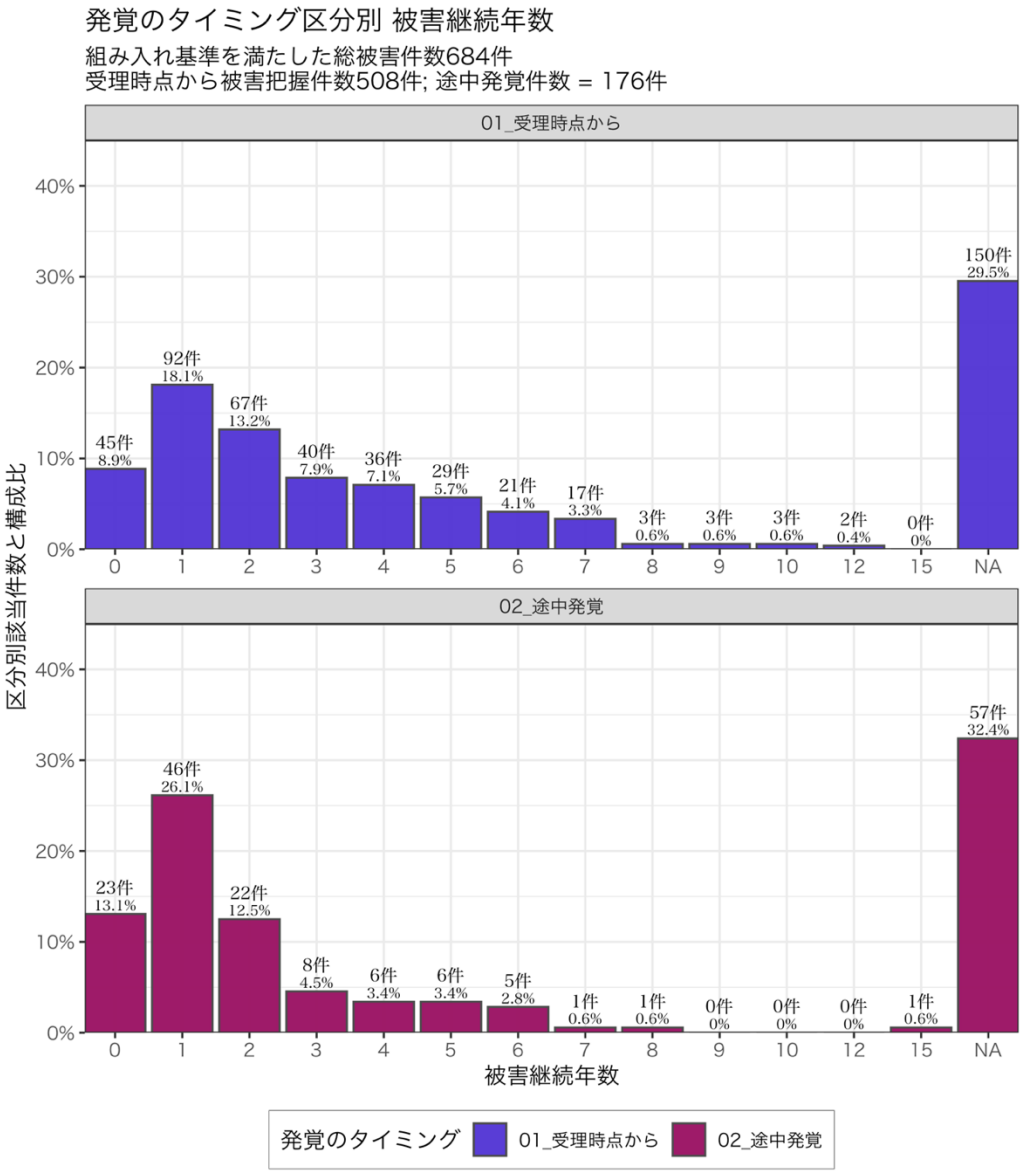


図 18.8 被害発覚のタイミング別 被害の継続年数

続いて、被害児童に随伴する問題と障害の該当報告状況について整理する。発覚のタイミング別で各種事項への該当報告状況を集計した結果、途中発覚事例において、各種虐待や障害等の随伴事項への該当率が高い傾向にあった。「他種別での相談対応中等で被害が途中発覚した」被害例を扱っていることを踏まえれば、自然な結果であると言える(図 18.9)。

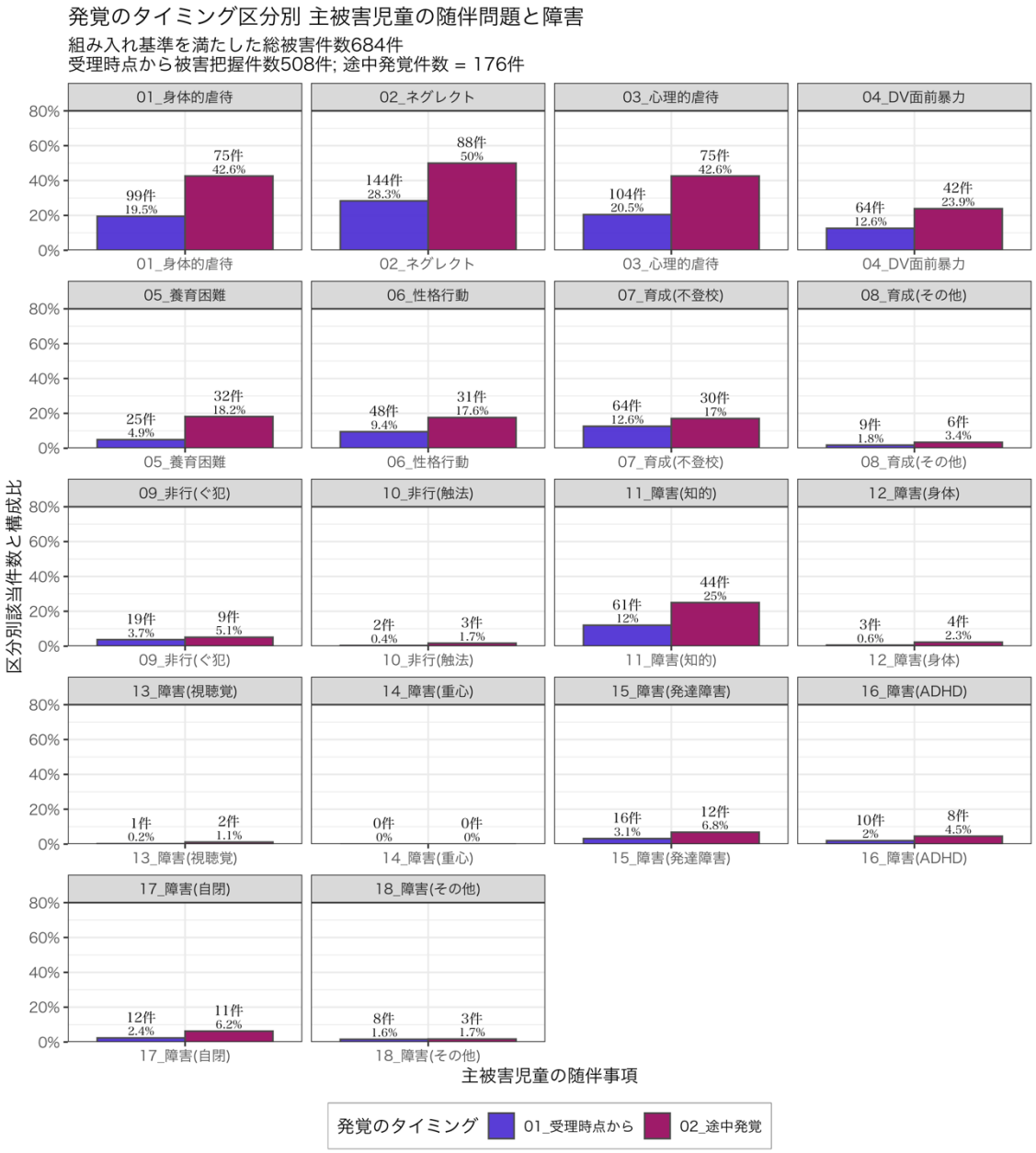


図 18.9 被害発覚のタイミング別 被害児童に随伴する問題や障害等

家族構成については、潜在クラス分析にて要約した区分を集計に使用した。その結果、発覚のタイミング別で、各種家族構成パターンに明確な違いは見受けられなかった(図 18.10)。

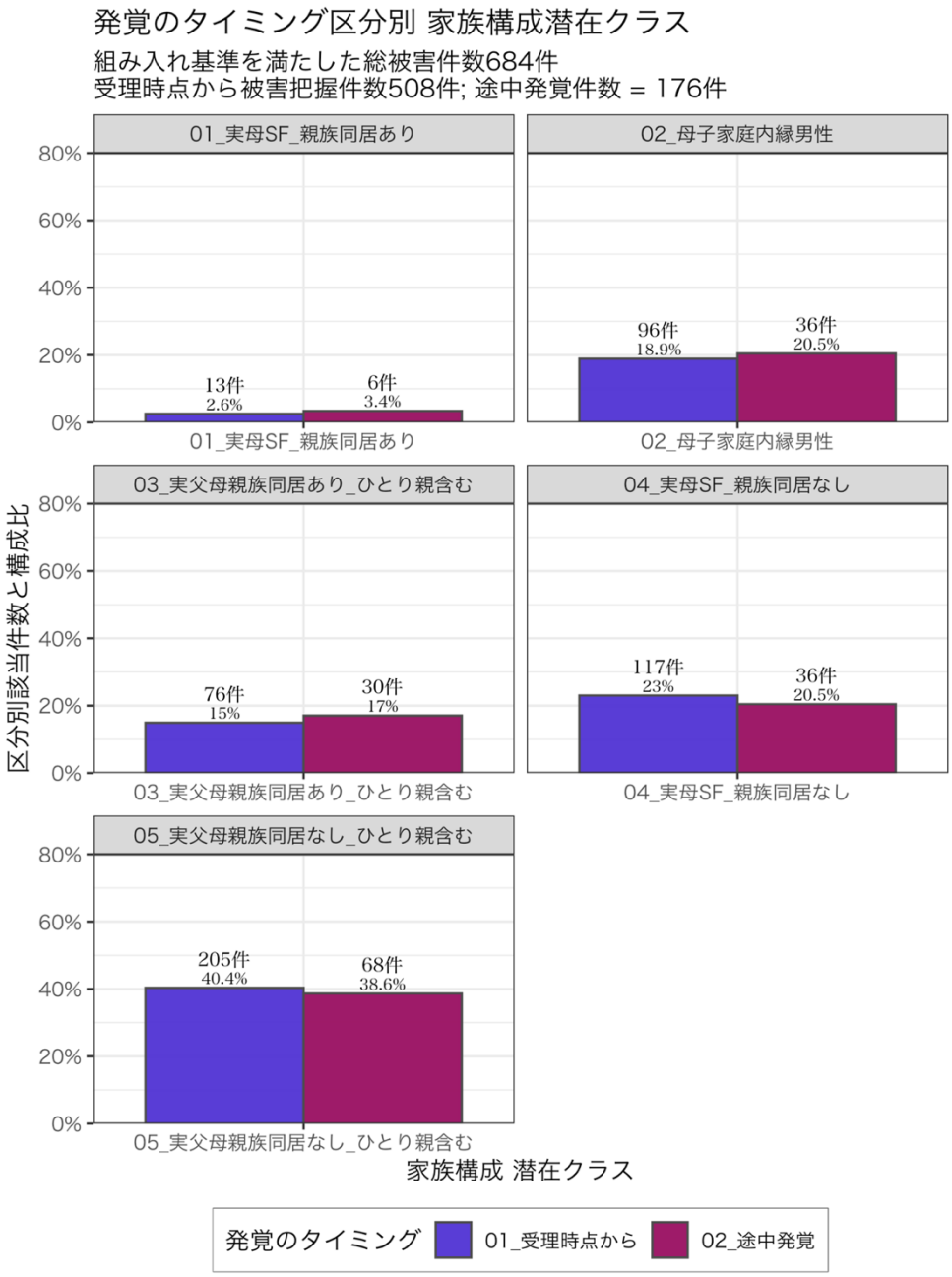


図 18.10 被害発覚のタイミング別 家族構成区分の該当報告状況

加害者の続柄についても同様に集計を実施した。被害発覚のタイミングによって、加害者(児)の該当報告状況に明確な違いは認められなかった(図 18.11)。

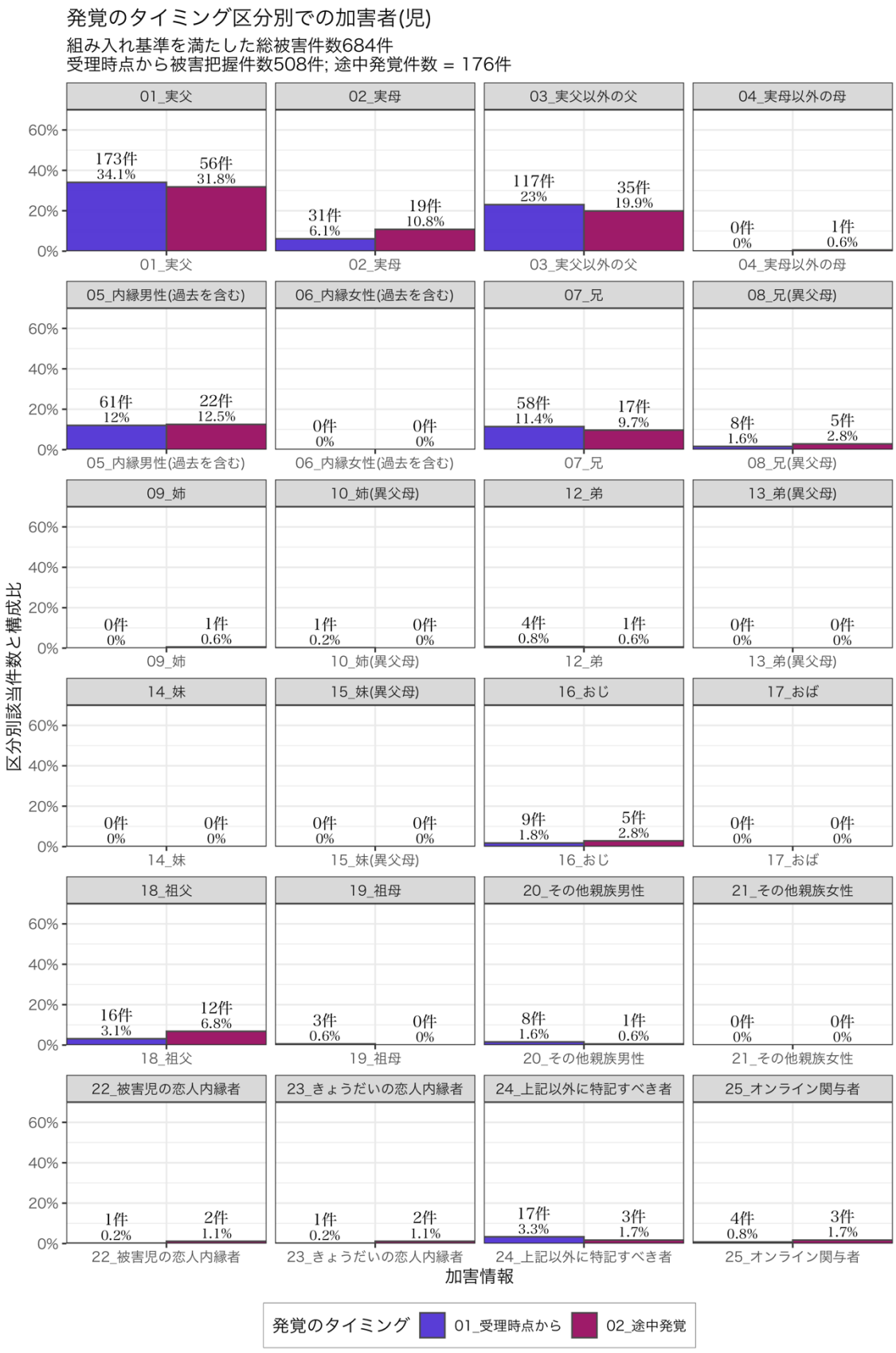


図 18.11 被害発覚のタイミング別 加害者(児)の該当報告状況

加害被害等の関係情報については、個別の加害構造で見ると明確な違いは見受けられないが、「家族全体に心身暴力や性暴力等が及んでいるか」という視点から区分別の結果を総合すると、途中発覚事例において、「加害者による家族全体への(性)暴力」への該当率が一貫して、やや高い傾向が確認された(図 18.12)。身体的虐待や DV・面前暴力などの心身暴力を伴う事例への対応経過中に、随伴していた性被害が発覚したという経過が読み取られる。各種区分の詳細については、第 9 章の解析結果を参照されたい。

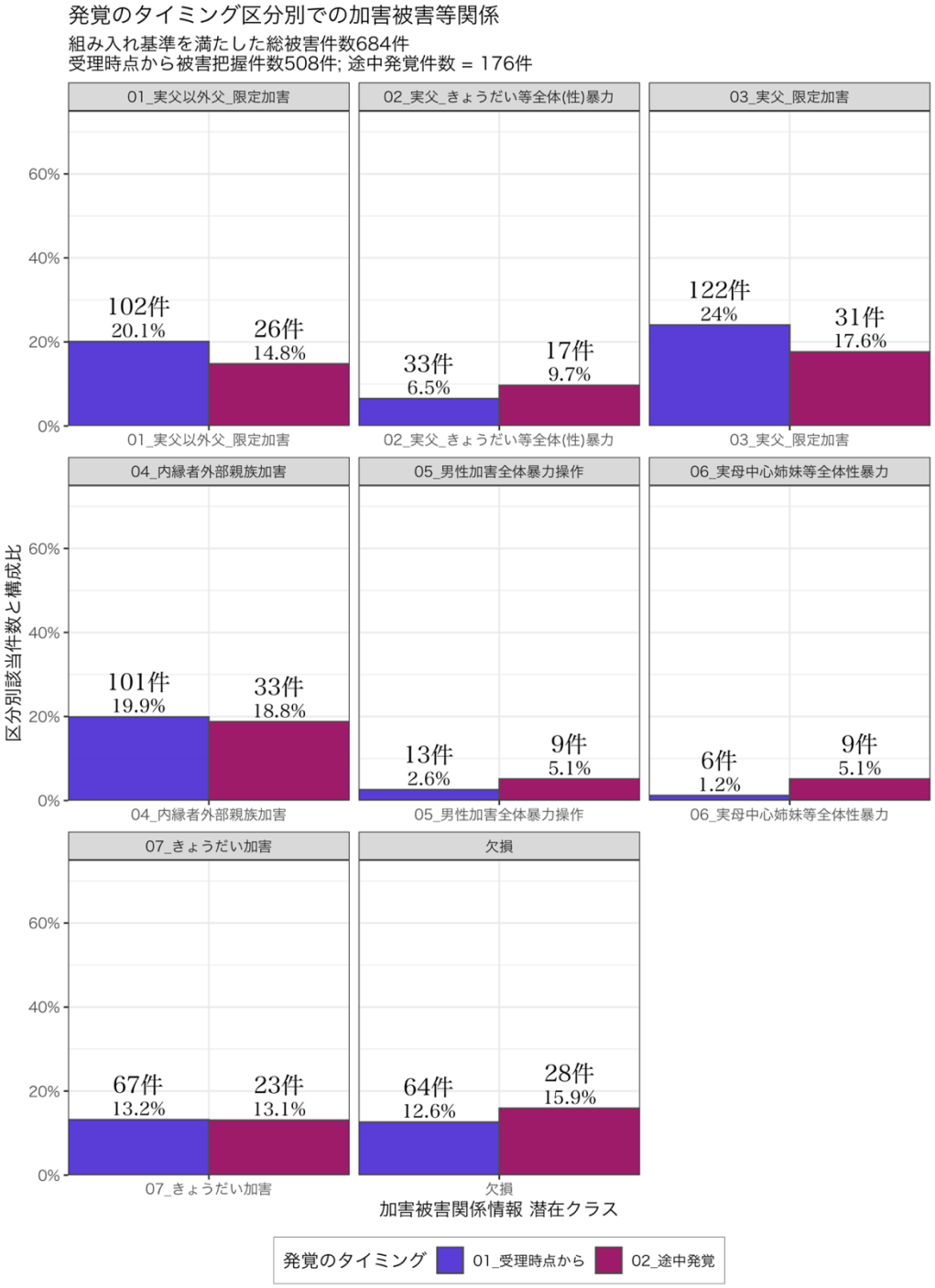


図 18.12 被害発覚のタイミング別 加害被害等関係の該当状況

18.3.3 発覚のタイミング別での各種所見集計

本節では、発覚のタイミング別で、事例の詳細なアセスメント情報を用いた集計結果を報告する。

まず、潜在クラス分析の結果得られた養育環境・世帯情報に関する種別パターンの該当状況を発覚のタイミング別で集計した。その結果、途中発覚事例の場合、「ネグレクト中心型」、「心身暴力ネグレクト複合」、「虐待の随伴する障害や性格行動問題」、「心理的暴力等多重問題」の問題区分への該当率が「受理時点から」被害が把握された事例より、該当率の高い傾向が観察された(図 18.13)。他種別での相談受理事例の中から途中発覚した事例を対象としていることを踏まえれば、自然な結果であると言える。

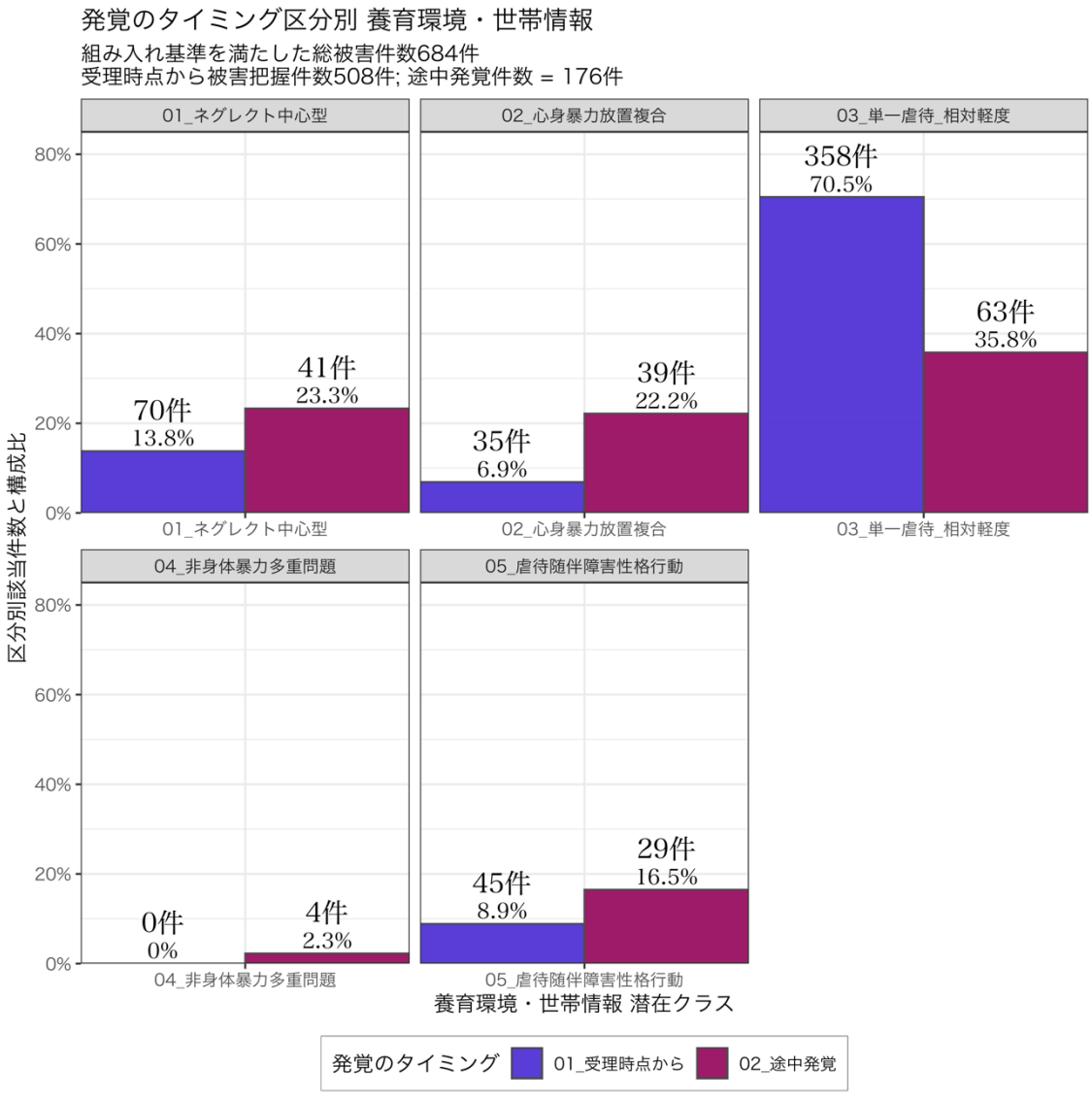


図 18.13 被害発覚のタイミング別 養育環境・世帯情報の潜在クラス該当状況

男女養育者の年齢については、「受理時点から」の被害把握例と「途中発覚」事例の間に特筆すべき違いは認められなかった(図 18.14)。

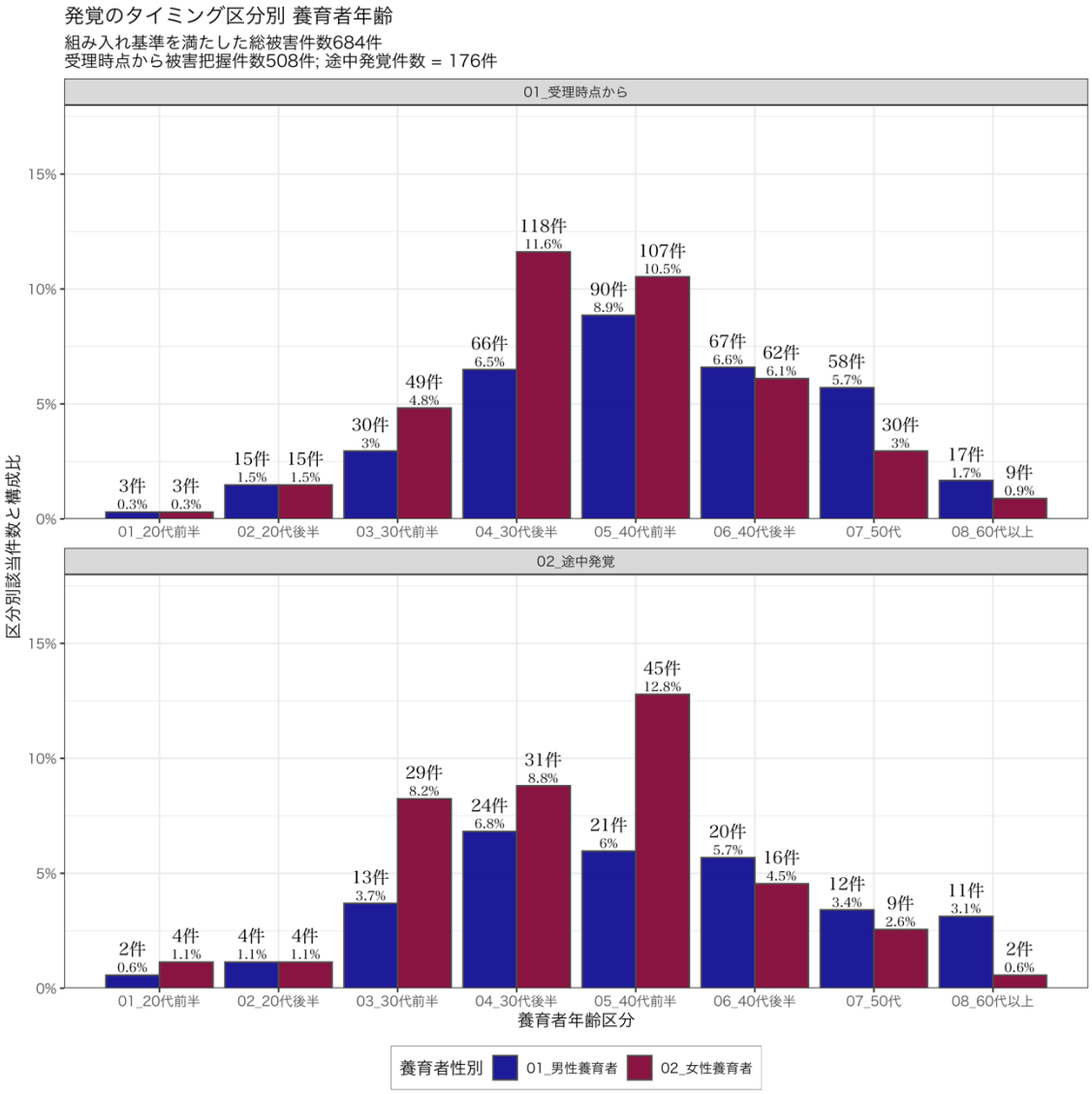


図 18.14 被害発覚のタイミング別 男女養育者の年齢区分

被害児童に対する養育者の態度については、(1)女性養育者の態度において「保護・問題解決」、「自然な範囲」と形容される場合がやや少なく、反対に「心身暴力統制」、「被害児童のみ差別的扱い、または心身暴力的統制」への該当率が高い傾向が見受けられ、(2)男性養育者の態度において、「純粋暴力支配・統制」への該当率がやや高い傾向が見受けられた(図 18.15)。

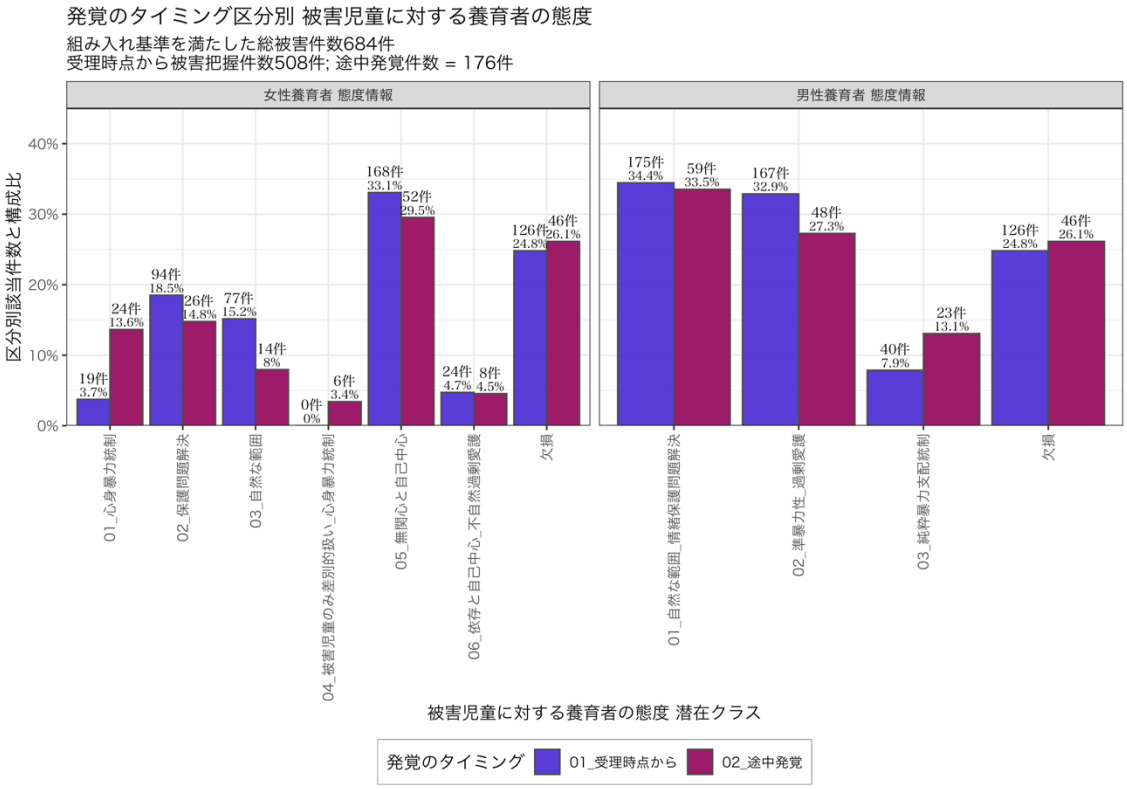


図 18.15 被害発覚のタイミング別 男女養育者の年齢区分

男女養育者に対する被害児童の評価・感情に関して、被害発覚のタイミング別で集計した結果を図 18.16 に示す。「途中発覚」事例における欠損率が高いことから(欠損部分が他のどの類型に含まれうるかが不明)、明確な解釈には至れないが、(1)女性養育者に対して「保護と好意・健全愛着」が抱かれる割合が少なく、「拒否嫌悪・あきらめ・分離希望対象」といった類型への該当率が高い傾向が観察され、(2) 男性養育者においては「拒否、嫌悪、恐怖や憎しみ」といった評価・感情が抱かれる割合が少なく、「嫌悪感のみ」にとどまる例がやや多い傾向が観察された。ただし、全体を俯瞰すれば、発覚のタイミングを問わず、被害児童が男女養育者に対して抱く評価や感情の該当傾向は、およそ共通しているものと了解される。

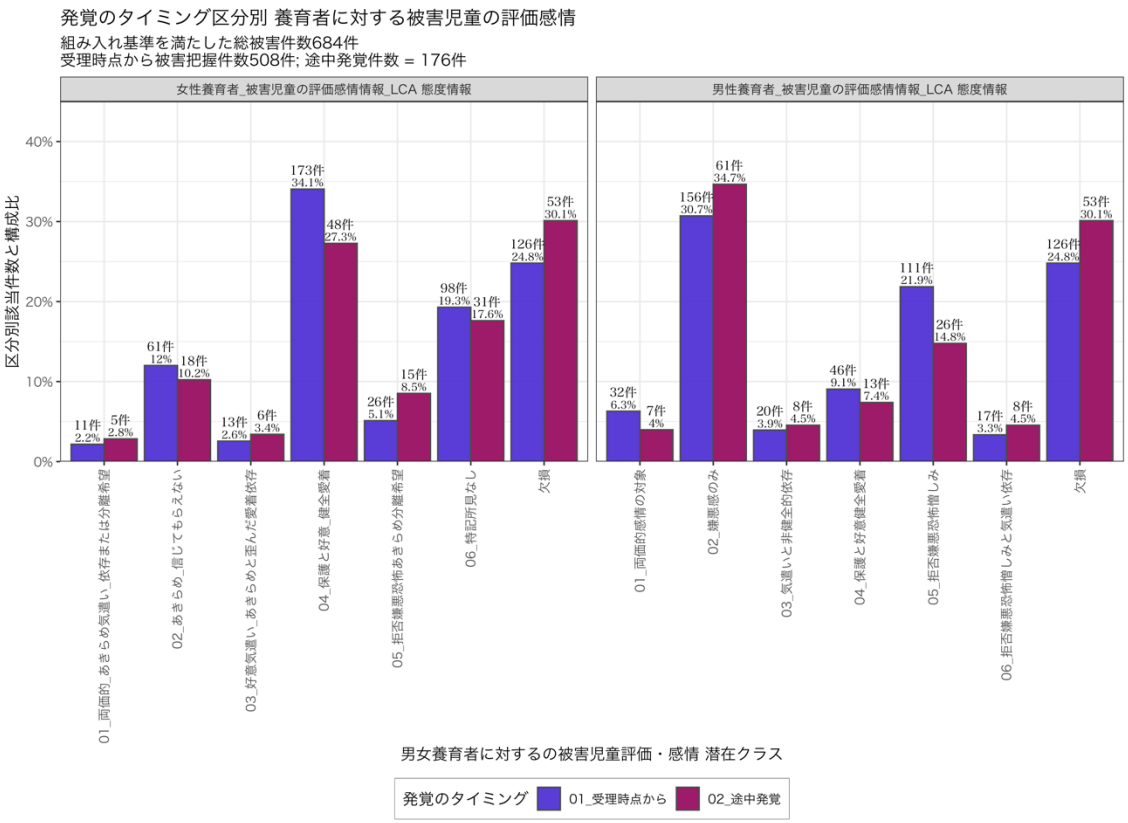


図 18.16 被害発覚のタイミング別 男女養育者に対する被害児童の評価・感情

被害発覚のタイミング別で、男女養育者の外部観察所見・関係機関からの情報に関する類型への該当情報を集計した結果を図 18.17 に示す。その結果、特に女性養育者において、「自然な範囲」と形容される例が少ない傾向にあり、養育不履行、被害児童との関係が希薄、社会的孤立、回避的、他責的、反社会的、(経済的)自立の困難などの要素を含む類型への該当が高い傾向が観察された。

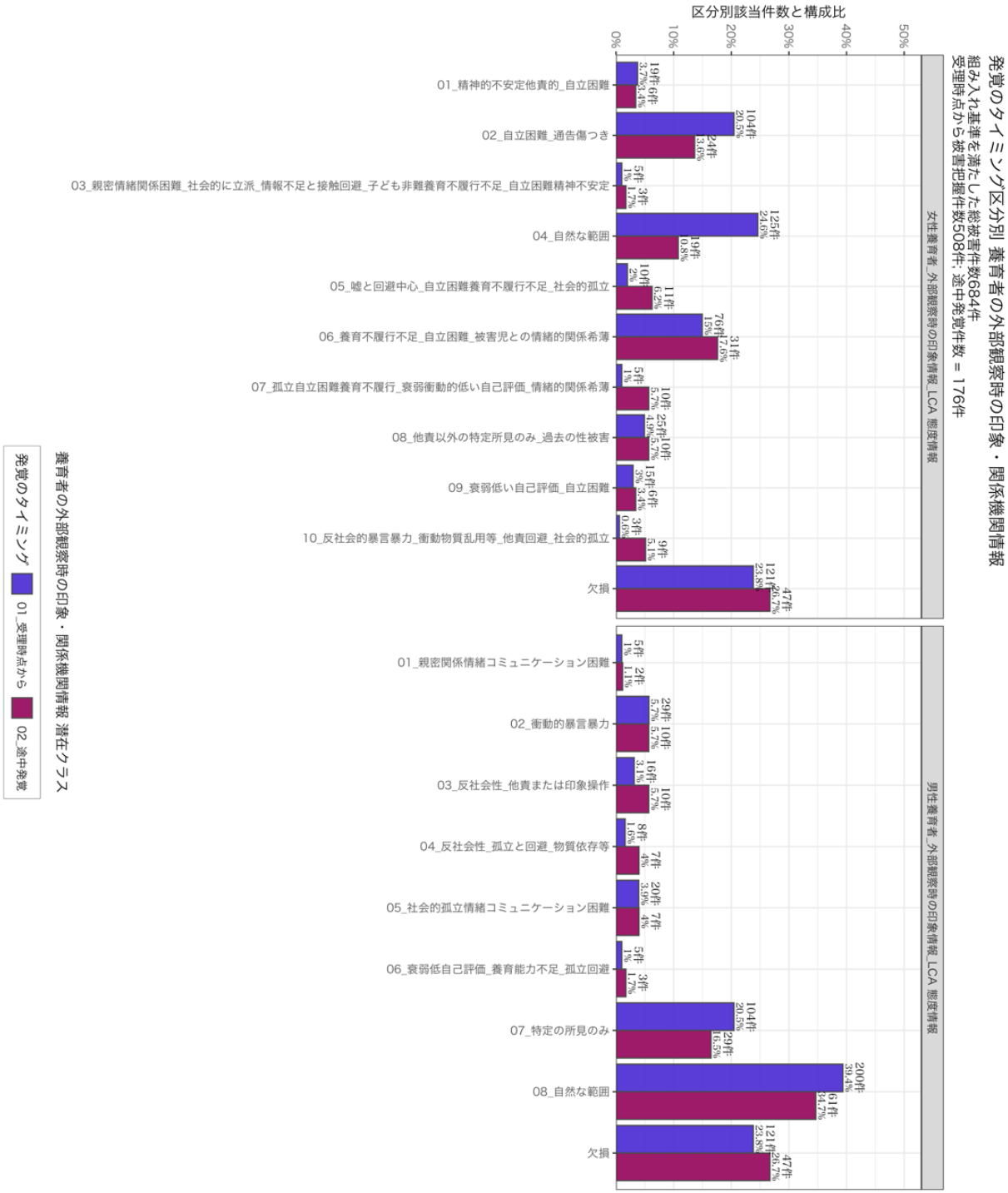


図 18.17 被害発覚のタイミング別 男女養育者の外部観察所見・関係機関情報

続いて、被害発覚のタイミング別で、被害児童に見られた各種臨床所見の該当報告状況を集計した結果を整理する。

「無症状」および「医学所見」への該当状況について集計した結果を図 18.18 に示す。被害発覚のタイミング別では、途中発覚事例において、「無症状」への該当率が低い傾向にあった。途中発覚事例において、該当率の高い虐待等の随伴問題が背景要因となっている可能性が推測される。

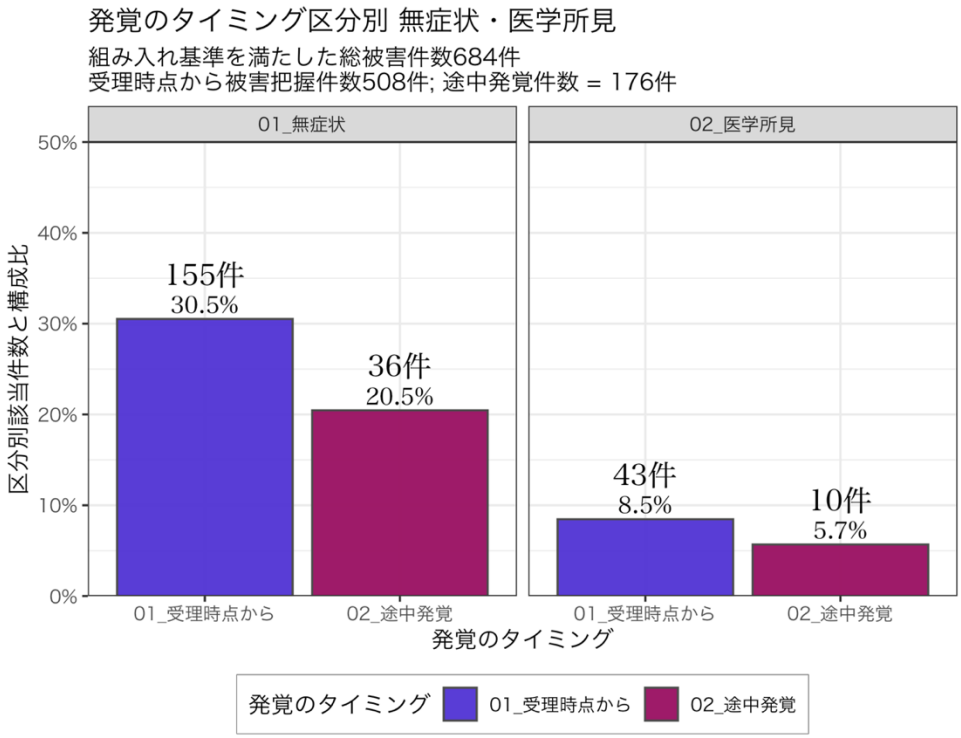


図 18.18 被害発覚のタイミング別 被害児童の臨床所見: 無症状・医学所見

身体関連所見については、発覚のタイミングに依らず全体的に該当率が低く、「心身症・不定愁訴(頭痛・腹痛等の訴え)」については、途中発覚事例において該当率が低い傾向にあるものの、全体として発覚のタイミング区分別での特筆すべき差異は認められなかった(図 18.19)。

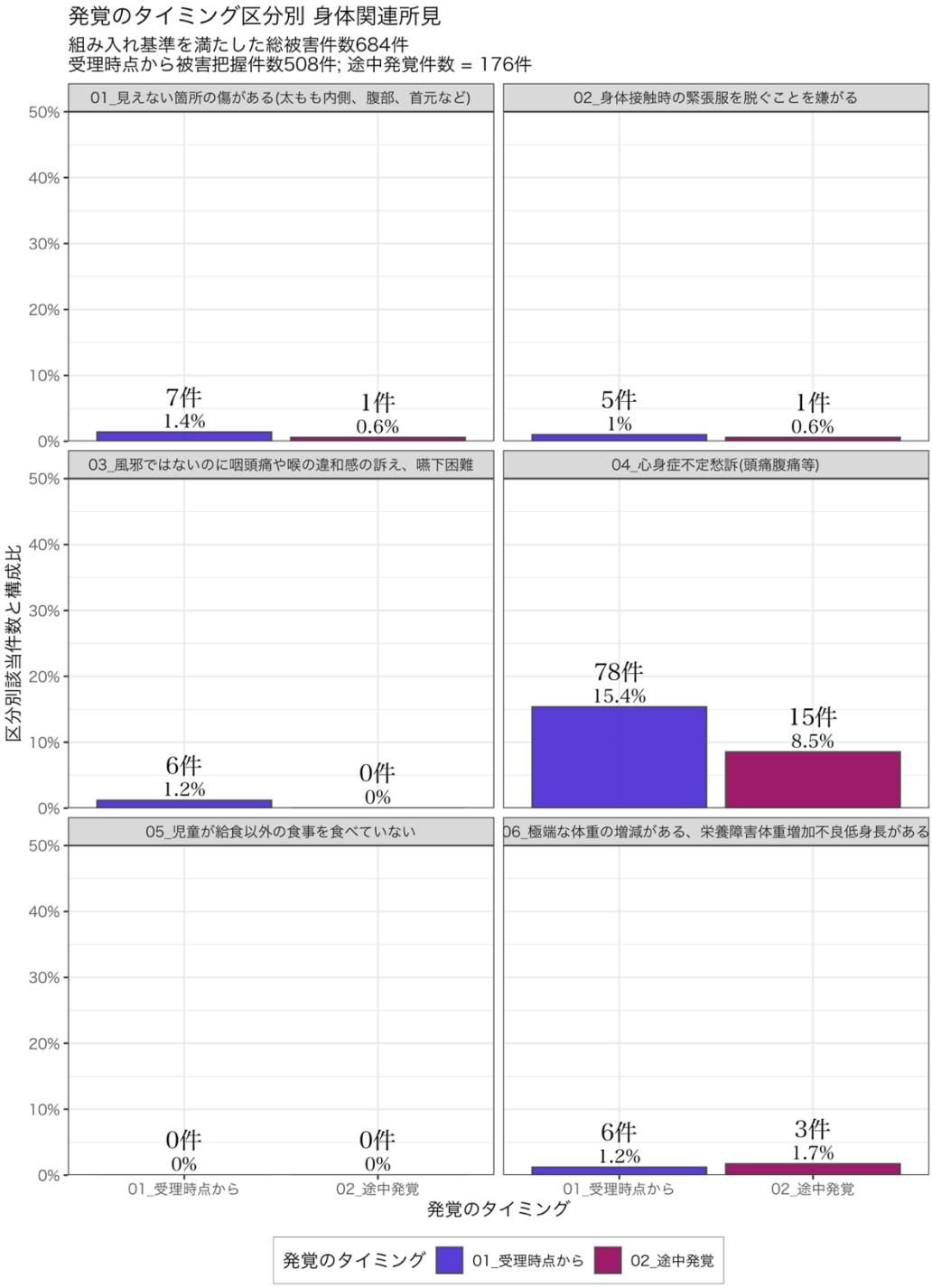


図 18.19 被害発覚のタイミング別 被害児童の臨床所見: 身体関連所見

対人関係・愛着に関する所見では、被害発覚のタイミングを問わず、全体を通じて該当傾向が共通している一方で、途中発覚事例において、「子どもの異性への恐怖・過剰な接近」、「子どもの情緒的問題」、「対人距離に関する問題」、「愛着課題がある」など、全体的にやや該当率が高い傾向にあった(図 18.20)。途中発覚事例で随伴率の高い各種問題等が背景となっているものと推測される。



図 18.20 被害発覚のタイミング別 被害児童の臨床所見: 対人関係・愛着関連課題

学校や保育園・幼稚園、社会的養護関係施設等の集団生活場面で見られる所見について、発覚のタイミング別で集計した結果を図 18.21 に示す。全体的な該当傾向は、発覚のタイミングを問わず類似しているものの、「攻撃性や衝動性の高さに起因する友人間トラブル」や「教員・保育士、施設職員等の独占」など、一部の項目で途中発覚事例での該当率が高い傾向が観察された。

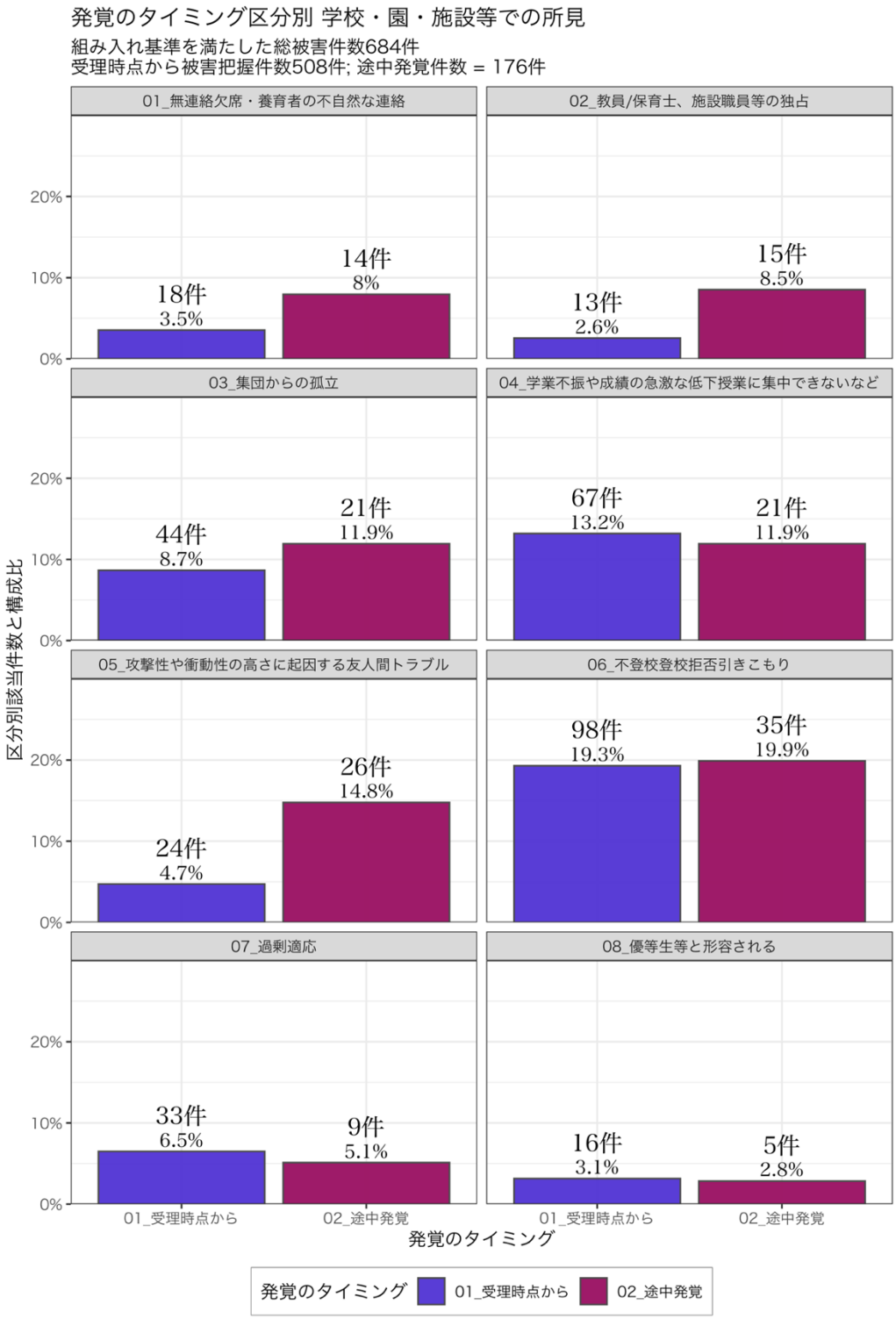


図 18.21 被害発覚のタイミング別 被害児童の臨床所見

学校や保育園・幼稚園、社会的養護関係施設等の集団生活場面で見られる所見

関係者に対する訴えに関する所見では、被害発覚のタイミング別で明確な違いは観察されなかった(図 18.22)。

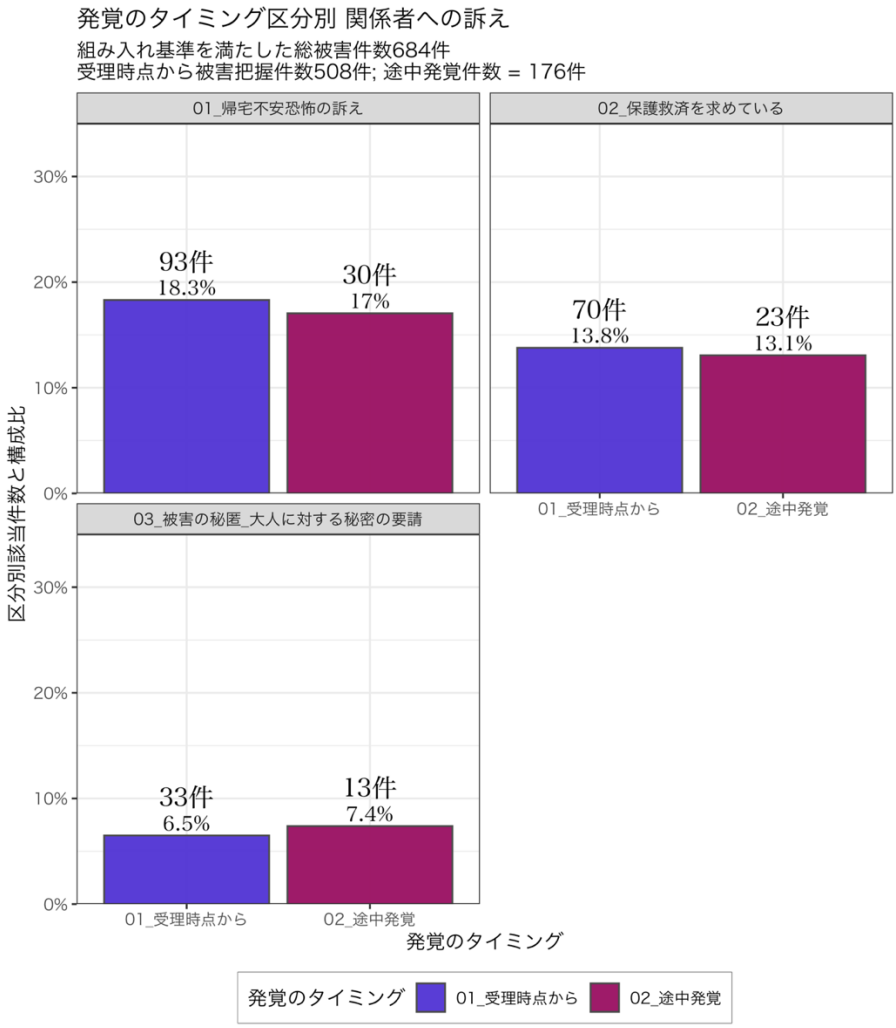


図 18.22 被害発覚のタイミング別 被害児童の臨床所見: 関係者への訴え

心理症状・トラウマ関連症状に関する集計結果を図 18.23 に示す。集計の結果、途中発覚事例において、「睡眠の問題・悪夢の報告」、「PTSD 中核症状」、「無力感」、「解離症状」などへの該当率がやや低い傾向が観察され、また、「パニック・興奮」については、やや該当率が高い傾向が見受けられた。身体的侵襲性の高い直接接触性被害の該当率が、途中発覚事例ではやや少ないこと(図 18.4)、被害の常態化が相対的に少ないこと(図 18.6)、1 年以下の被害継続期間の構成比が高いこと(図 18.8)などが、各種心理・トラウマ関連症状の該当率の低さに関連している可能性が推測されるが、現時点ではその詳細は不明となる。

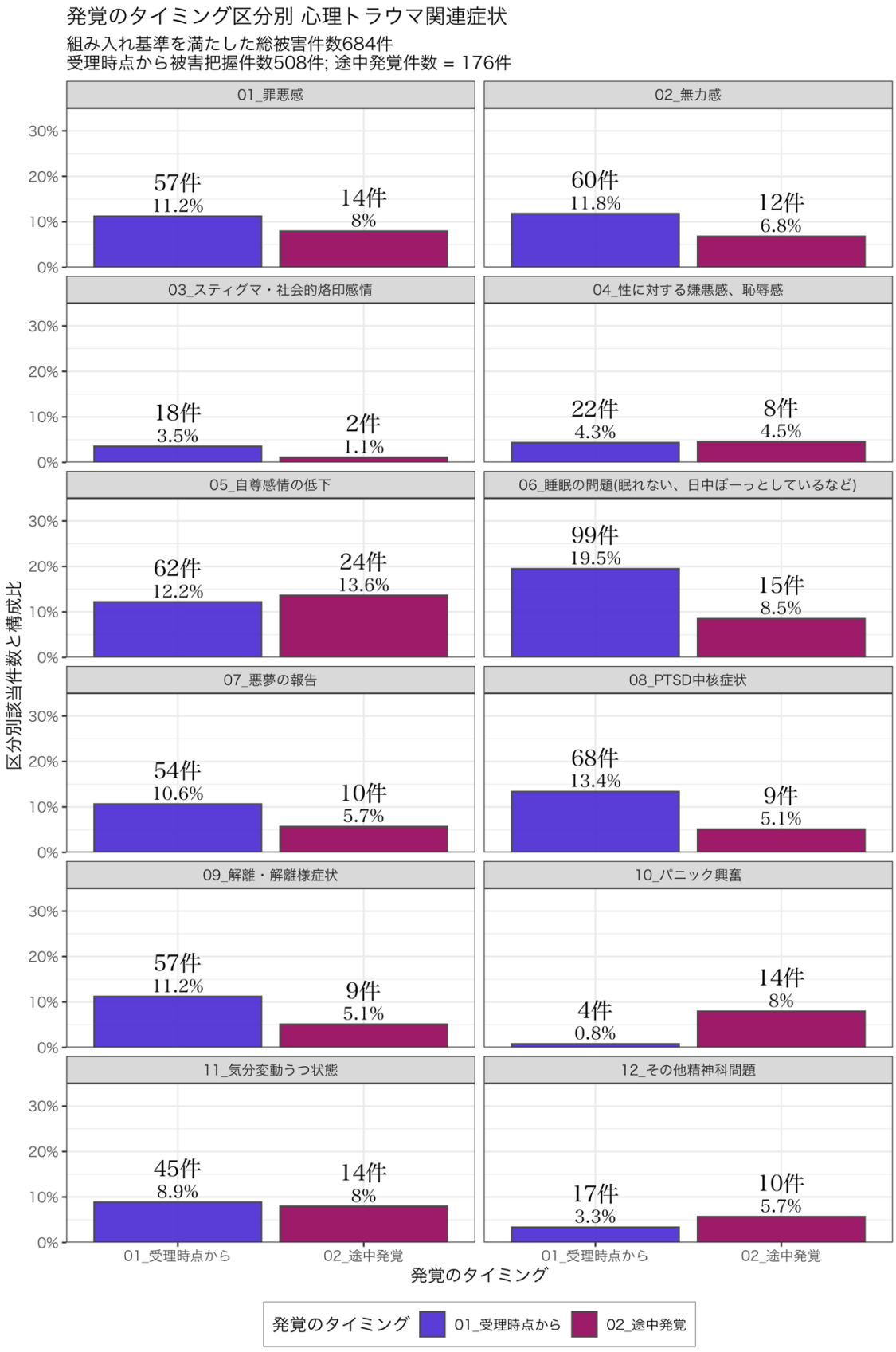


図 18.23 被害発覚のタイミング別 被害児童の臨床所見: 心理・トラウマ関連症状

被害児童に見られる行動上の所見については、発覚のタイミング別で、「嘘・虚言、ファンタジー」、「暴言暴力・いじめ加害や万引き等の非行」、「加害性のある性化行動」で該当率がやや高い傾向が見受けられた(図 18.24)。非行等については、「非行相談」からの途中発覚例などが含まれていることが背景の一つとして想定される。



図 18.24 被害発覚のタイミング別 被害児童の臨床所見: 行動上の問題

被害発覚の経緯については、発覚のタイミングに依らず共通した傾向にあり、「子ども本人からの開示」が最も高い構成比を占める結果となった。一方、途中発覚事例では子ども本人からの開示がやや少なく、反対に「親・親族等の目撃」、「親族等の被害の疑いから」、「きょうだいの被害発覚から」、「一時保護所職員・社会的養護関係者(職員)の疑いから」といった周囲の関係者・支援者からの疑いを契機に発覚した例が、やや高い傾向にあった(図 18.25)。



図 18.25 被害発覚のタイミング別 被害発覚の経緯

通告につながった開示相手や発見者については、途中発覚事例において、一時保護所職員や社会的養護関係施設職員や里親・ファミリーホームで該当率がやや高い傾向にあった。他方、途中発覚事例においては、学校関係者による発見・通告等が少ない傾向が観察された(図 18.26)。

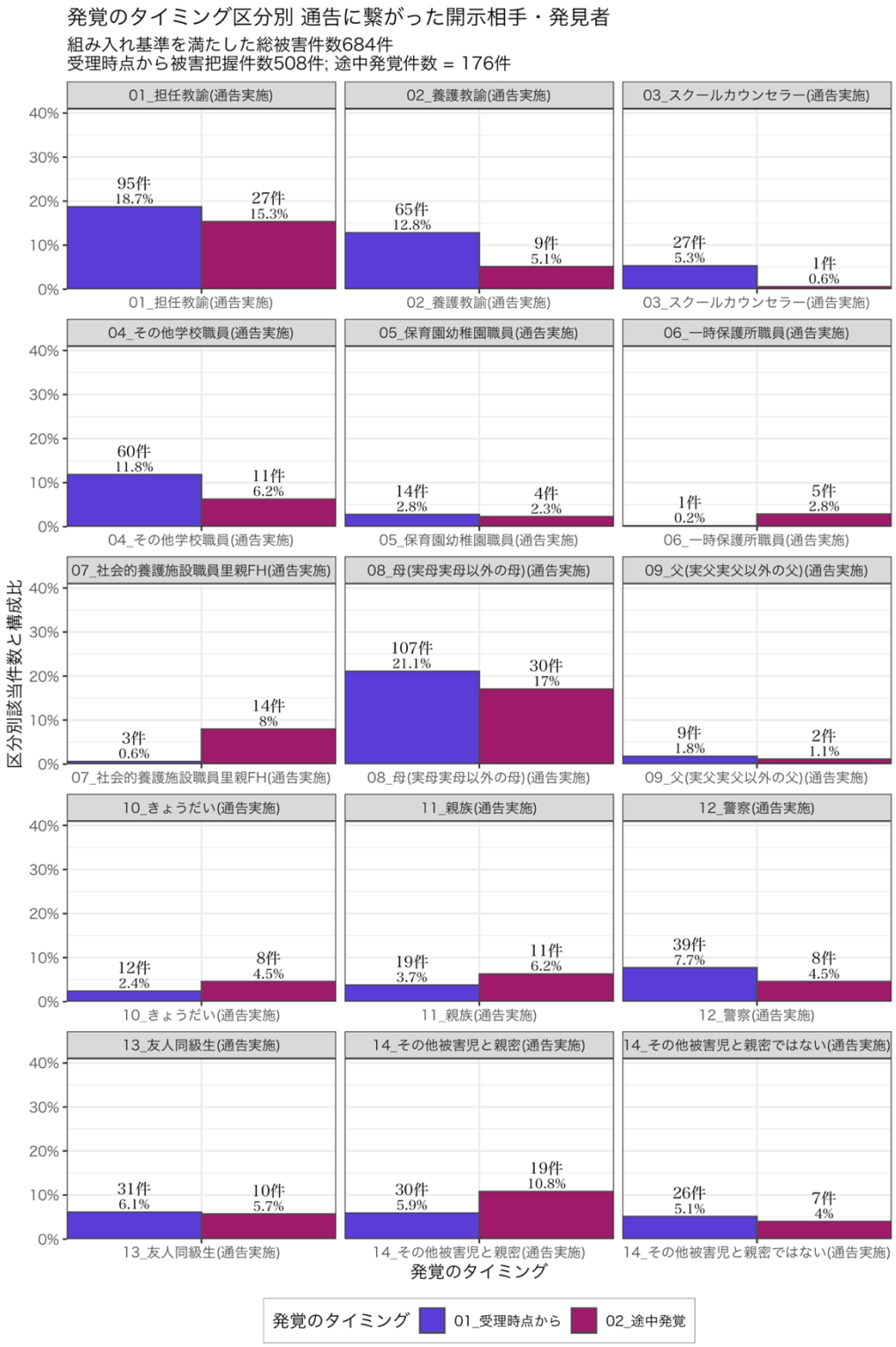


図 18.25 被害発覚のタイミング別 通告につながった開示相手・発見者情報

被害の開示があった事例のみの該当情報となるが、開示の契機・想定される背景要因に関する集計の結果を図 18.26 に示す。その結果、途中発覚事例においては、「差し迫る危機」での該当率が低い傾向が観察された。そして、それを(構成比の視点から)補うように、「身近な人への被害拡大」や「他の問題行動についての聞き取り」、あるいは「社会的養護関係施設等の入所時聞き取り」、「子どもへの性関連教育の実施」、「被開示者への信頼」などを契機とする事例数がやや多い傾向が見受けられた。

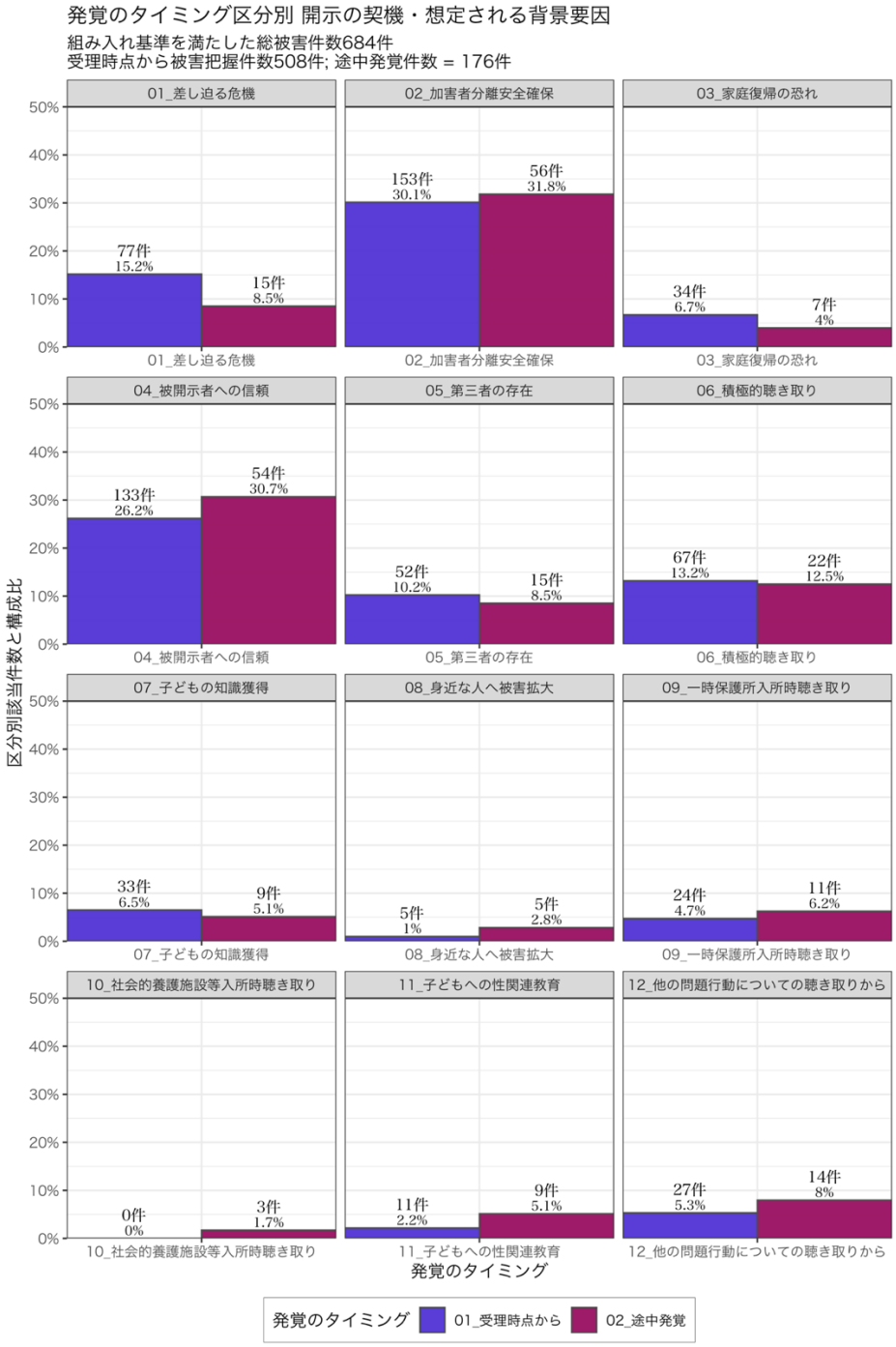


図 18.26 被害発覚のタイミング別 開示の契機・想定される背景要因

子どもからの被害開示のあった事例における開示情報量の変化について、発覚のタイミング別で集計した結果を図 18.27 に示す(複数回答)。途中発覚事例では、「開示範囲の拡大」に関する該当率がやや低い傾向にあった。

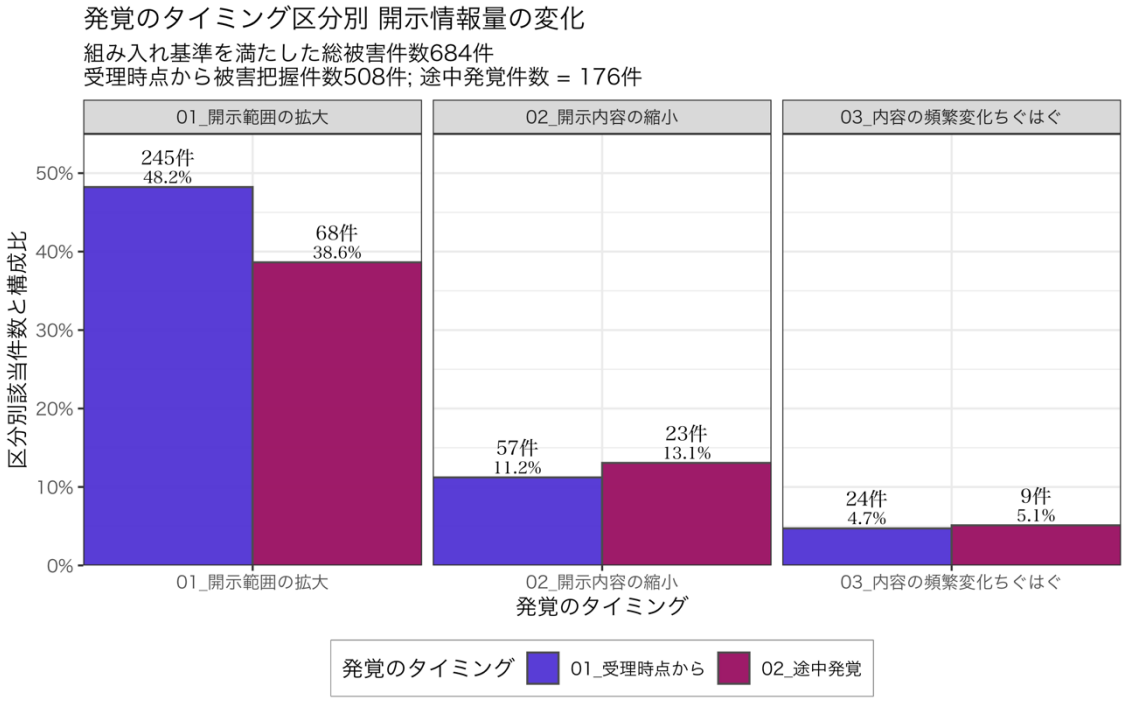


図 18.26 被害発覚のタイミング別 開示情報量の変化

開示の様相については、途中発覚事例において、「十分な情報量の開示」に該当する例が少ない傾向にあり、「一部答えられない」、「内容のほのめかし、すり替え」に該当する割合が、「受理時点から」の被害把握事例をやや上回る結果となった(図 18.27)。図 12.26 に示した開示情報量の変化とあわせて、途中発覚事例の方が開示にかかる十分な情報量を得ることが難しい可能性が示唆されたものと考えられる。

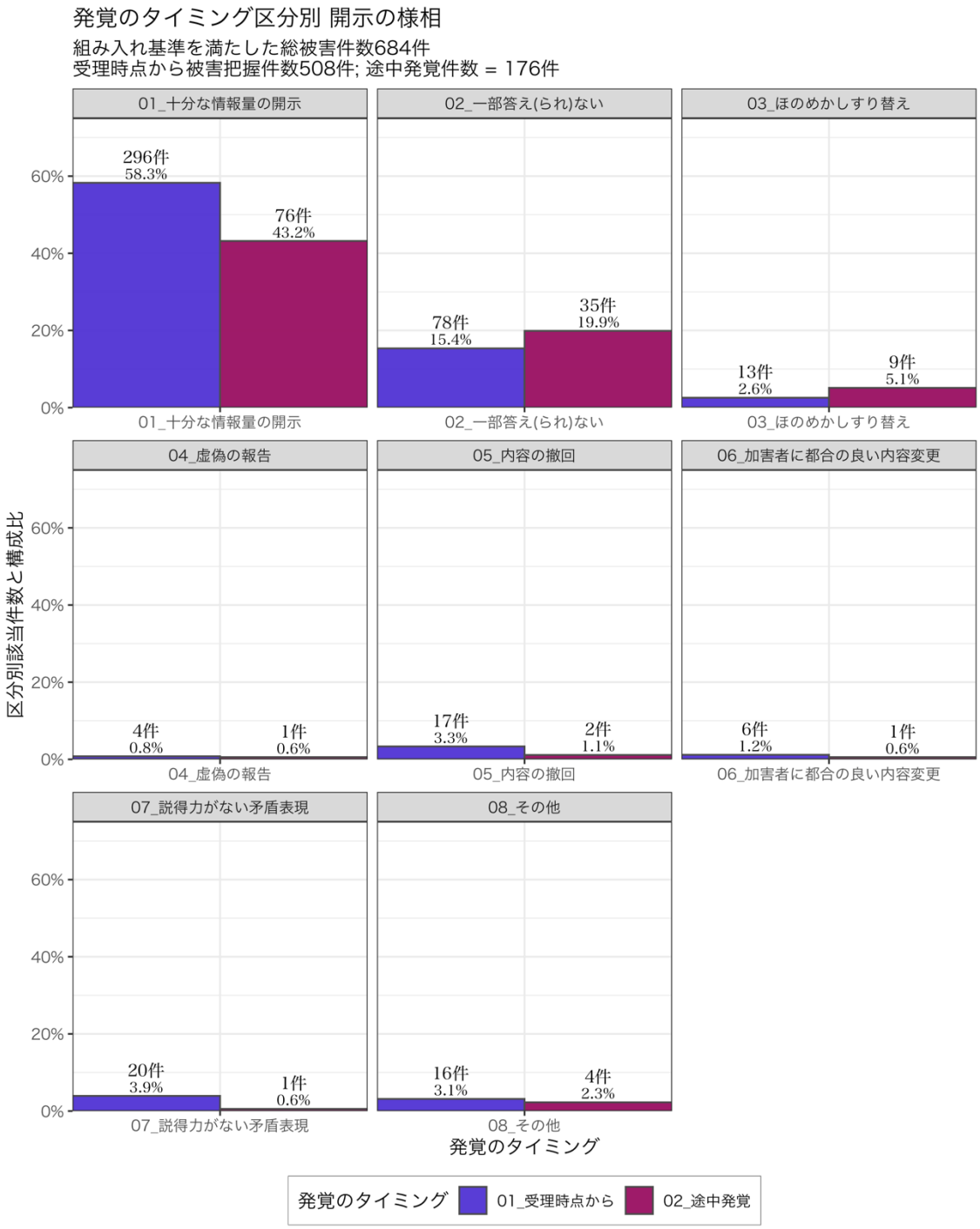


図 18.27 被害発覚のタイミング別 開示の様相

18.4 考察

本章では、保護者による性的虐待、または保護者以外の親族等による性的虐待(ネグレクト)として受理された事例と、他の相談種別での受理事例から新たに性被害が途中発覚した事例の差異について、集計を用いて検討した。

「受理時点から」被害の把握がなされた事例と「途中発覚」事例の間には、いくつかの違いが確認された。途中発覚事例の方が、虐待や非行といった他に随伴する問題がある割合が高い、あるいは女性養育者に過度な自己中心性や暴力性が認められる割合が高いといった知見である。これらの結果は、「各種虐待等、他の相談種別で受理された」という前提を踏まえれば、ある種当然の結果として了解されるものである。児童相談所や市区町村で対応されている既存の事例から性被害を早期に発見するという視点への示唆には繋がり難いものの、「各種虐待や非行、子どもの障害等など、さまざまな課題を抱えた家庭の中で、性被害が発生し、発見されている」という事実を強調するには十分であると考えられる。被害児童の視点からは、特に途中発覚事例において、「性被害だけではない、複数の困難を抱えている」場合が多いと表現できるだろう。

「途中発覚」事例を対象として早期発見の手がかりを得るためには、本来的にその比較対象として、「最初の相談受理区分において性被害の随伴した例と、性被害の随伴が無い事例」を比べる必要があるだろう。身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、あるいは非行や障害等の他の相談種別ごとに、「性被害の随伴する例とそうで無い例にはどのような違いがあるか？」を検討することで、既存の相談対応事例の中から、性被害の可能性を見抜く手がかりが得られると考えられる。今後の調査課題の一つであると言えるだろう。

他方、本事業で設計した「最初から性被害として受理」された事例と、途中発覚事例を比べることで見えてきた点もあった。例えば、受理時点から性被害が把握された事例よりも、他種別の相談という形で支援機関につながっている方が、被害継続年数が短い傾向にあることが示された。性被害の有無を問わず、何らかの形で支援機関に接続され、継続的な対応を実施している方が性被害の早期発見に寄与する可能性が示されたものと考えられる。上述した「既存対応事例から性被害の可能性を見抜くための知見」が整備されてゆくことで、より早期に、多くの潜在性被害の発見につながることが期待される。

第 19 章(重点分析) 子どもの家庭内性被害の発生予測を目的としたリスク予測モデリング(機械学習デモモジュールの構成)

19.1 目的

子どもの家庭内性被害に対する早期発見の取組には、潜在化している様々な領域・局面に応じた、それぞれの在り方が想定される。被害児童や、被害児童から開示を受けた友人・同級生などを想定した子どもに対する教育や、子どもに関わる関係支援者や保護者・養育者への教育、福祉・司法・警察等の支援関係者への研修や、広く社会全般に向けた啓発など、対象横断的に並行した取り組みが必要だと言えるだろう。

様々な局面での潜在化が想定される子どもの家庭内性被害において、特に児童相談所や市区町村等の福祉機関に他種別の相談等でつながった事例の中から、被害を早期に発見することの意義は大きい。その一方で、被害が対応の初期段階では把握されず、別件での一時保護後や社会的養護関係施設等への入所措置後になって、被害の開示がなされる例があることも知られている(第 3 章・第 6 章)。こういった事態は、これまでに整理したとおり、子どもからの被害開示が様々な要因によって阻害されることや、性被害に完全特異的な所見はほとんど存在せず、周囲による被害の把握が決して容易ではないことに由来しているものと考えられる。

虐待等による通告を受けた初期段階から性被害の発生可能性を確度高く予測できれば、調査保護の検討や、被害の可能性を想定した調査、子どもからの開示を念頭に置いた信頼関係の丁寧な構築を行うなどの対応策を講じることにつながるものと考えられる。こういった課題意識に対して、機械学習等のデータを活用した予測技術は、一定の活用可能性があるものと考えられる。

本章では、児童相談所・市区町村への虐待通告・相談事例を対象とした「性被害の発生を予測的に検知する機械学習モデル」を構成し、デモンストレーション用のシステム(バックエンド・フロントエンドを含む)に組み入れて動作イメージを共有する。

19.2 方法

身体的虐待や心理的虐待、性被害以外のネグレクトの虐待通告・相談事例から、性被害の併存・発生を予測するモジュールを構成するにあたっては、第一に「他の虐待種別事例と性的虐待事例を判別予測」する機能が必要となる。当該機能を実装するためには、必然 4 つの種別の虐待事例データが必要になる。本事業では、令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」にて、全国 Web 調査で収集された事例データを活用する。また、性被害の併存・発生が単純に予測されただけでは、「なぜそう予測されたのか」に関する理解・解釈が十分に得られないため、発生構造と対応づけた具体的な対応策に結びつ

けることが困難となる。そこで、本事業調査で得られた事例データを活用し、「どのような類型での被害が懸念されるか」も合わせて予測する機能を実装する。以降、前者の機能を「性被害の発生予測」とし、後者の機能を「性被害のパターン予測」と呼称する。

19.2.1 利用データ(一部二次利用データ)と前処理

「性被害の発生予測」機能の実装には、第 4 章「性被害予測モデルの構築とアセスメント項目の選抜」で使用したデータセット、適格基準およびデータ処理手順をそのまま援用する。詳細は第 4 章を参照されたい。過去の調査事業データの二次利用は、次の倫理審査にて承認を得ている(再掲)。

【国立研究開発法人 産業技術総合研究所 人間工学実験委員会 事前申請】
整理番号：人 2019-982（新規）
実験課題名：児童虐待対応にかかるリスクアセスメント項目の開発と評価
判定結果：人間工学実験審査申請非該当

【社会福祉法人恩賜財団母子愛育会 愛育研究所研究倫理委員会】
受付番号 ： 第 2 号
研究課題 ： 児童虐待対応にかかるリスクアセスメント項目の開発と評価
判定結果： 承認(承認番号第 2 号)

また、「性被害のパターン予測」機能については、被害児童の年齢に欠損のない 704 事例を解析対象に組み入れた。そして、第 9 章に示した被害発生パターンを元に、それぞれの事例に対して被害パターンのラベル(デモンストレーション用)を付与したデータセットを作成・使用した。

予測に使用する項目は、上記二つのデータセットに共通する事例の基礎情報と、それぞれに共通するアセスメント項目を 15 項目選抜した。その際、第 4 章に示した SHAP 値を参照した。具体的な採用項目は、基礎情報としての子どもの年齢と性別に加えて、図 19.1 に示した 15 個の項目を活用した。

19.2.2 性被害の予測と被害パターンの予測手法

性被害の予測とパターン予測は、eXtreme Gradient Boosting(XGBoost)モデルを採用した(Chen, C. & Guestrin, C., 2016)。前者では、「性被害に該当するか否か」を予測する二値分類を使用し、後者では任意にラベリングしたパターン種別数に応じた多クラス分類の形式を採用した。前者の誤差関数は対数損失(log loss)、後者の誤差関数は多クラス分類誤差(multi-error)とした。条

件分岐の最大の深さは 4 としている。その他のハイパーパラメータ設定は、第 4 章と同一である。「性被害の予測」に関する出力結果は、機械学習モデルによって出力される予測スコア(0 から 1 までの値)に対応した、検証データにおける実際の性被害の発生割合をシグモイド関数で近似した値を「併存予測確率」と命名して出力した。なお、ここではデモンストレーションが目的のため、それぞれの性能評価や、性被害パターン分類に関する妥当性の検討は行っていない。

19.2.3 動作システムの構成と予測モジュールの組み込み

機械学習モデルの学習プログラムおよび予測の実行プログラムは、統計解析環境 R で実装した。学習済みモデルを読み込み、アセスメント情報の入力と予測の出力を行うプログラムは R スクリプトで作成した。当該スクリプトを仮想環境の計算サーバーに設置し、入出力画面(Web ページ形式: HTML および JavaScript 言語で作成)と中間 API(PHP)で連携させた。

19.3 結果: デモンストレーションとしての予測モジュールの挙動と画面例

作成されたデモンストレーション用の画面を図 19.1 に示す。画面には、本章で仮選抜した 15 のアセスメント項目(左側)と、それを入力値として受け取り、「性被害の予測」および「パターン予測」に関する出力結果を右側に提示している。このとき、画面内に掲載されていない児童の性別および年齢については、「11 歳の女児」を入力値として与えている。



図 19.1 性被害予測モジュールの画面と動作例

19.4 考察

本章では、機械学習技術を用いた性被害の発生予測と、被害の発生パターンに関する予測モジュールを作成し、実際的に利用可能な形式での(デモンストレーション用)実装を行なった。当該枠組みは、児童虐待対応の特に初期段階のアセスメント(児童相談所への送致や一時保護決定まで)や、既存の継続対応事例を対象とするアセスメントなどで活用できる可能性がある。新規の通告受理事例だけにとどまらず、既存の対応事例に対して、性被害の可能性を見直す場面等にも利用できるだろう。性被害の可能性を念頭においた各種対応につながり、被害の早期発見に寄与する可能性が考えられる。

ただし、機械学習等の予測技術を用いた場合、そこには使用上の留意点が複数存在する。本章では、3 点の留意事項について記載しておく。

第一に、機械学習等による予測の結果によって、「性被害が発生している」、あるいは「発生していない」ことが直ちに決定されることはない。これらの予測技術は、あらかじめ「誤りが一定の確率で発生する」ことを前提としており、出力される結果も「予測結果」であって、事実を決定づけるものではない。

第二に、主に予測性能に依存して、結果の信頼性は大きく変化する。例えば、真に性被害の伴う事例が 100 件あり、そのうちの 99 件を見落とさずに検出できる性能が得られたとしても(感度 99%)、残りの 1%は判別できないことになる。これは、予測対象が 1 万件ともなれば、100 件程度の大規模な見落としが発生することを意味するものである。予測精度が低ければ、当然、それに準じた見落としが発生することとなる。予測性能が期待される水準をどの程度満たすかに応じて、出力結果に対する信頼性も変化すると言えるだろう。機械学習技術の実質的な性能・効用は、「既存のアセスメント手法や人間による判断等と比較した時にどの程度の検出率の向上があるか」といった形式で評価される必要があるかもしれない。

第三に、機械学習技術は、「学習させたデータの網羅する範囲」についてのみ、想定した予測結果を出力することができる。本章の解析では、「児童相談所・市区町村に通告のあった児童虐待事例」を学習データとして活用している。例えば、当該技術を、「一般対象者」、「学校の児童・生徒」などに対して適用することはできず、万が一にも適用した場合には、予測結果も設計範囲外のものとなり誤りを伴うものとなる。これは、差別的なラベリングを生じさせる懸念さえある。学習データと予測の適用対象の一致性を代表に、十分慎重な取り扱いが求められる技術だと言えるだろう。

子どもの家庭内性被害を機械学習等の技術で予測する試みは、児童相談所や市区町村福祉部門等の専門機関等の範囲内で一定の利用可能性があり、被害の早期発見に向けた見立てや情報収集を部分的に補助しうるものと考えられる。その実質的な効用は未だ不明となっており、今後の各種検討が望まれると言える。

第 20 章 文献調査と全国調査の結果総括

20.1 研究結果の総括

ここまで、(1)文献調査、(2)全国調査: 組織対象調査、(3)全国調査: 事例調査、(4)調査データの多角的な分析結果を報告した。全国調査では、児童相談所からの回答は対象 215 箇所のうち 124 箇所となり(回収率 57.7%)、市区町村では対象 1894 箇所のうち 492 箇所からの報告が得られた(回収率 26.0%)。本節では、これらの調査・分析から得られた主要な知見について概観した上で、「潜在化する子どもの家庭内性被害の発生構造とリスクを見立て、それを説明するための仮説的枠組み」を試論として提示する。その目的は、本事業の目的に照らして、「潜在化しているあらゆる子どもの家庭内性被害を早期に発見することを目指した基礎知見の創出」である。被害の発生構造を的確に見立てるための説明原理を得ることで、被害の兆候を的確に捉え、見立ての精度向上などを介して、被害の早期発見に繋がるものと考えられる。各種の限界点も含めて参照されたい。

総括疑問
・子どもの家庭内性被害は、どのような構造で発生し、潜在化すると説明されるか？ ・どのような要素に着眼して見立てを講じれば、複雑かつ多様な実態を有する子どもの家庭内性被害の発生リスクを、説明可能な形で想定できるか？

20.1.1 文献調査の総括: 子どもの性被害に関する前提的理解

文献調査(第 3 章)では、子どもの性被害に関連する多面的な情報が収集された。その結果、性被害に対する前提的理解のあり方の一つとして、「子どもの性被害は、加害者の立場や続柄に依らず、また、刑法性犯罪等の要件に依らずに、被害を受けた子どもの視点から問題を捉え、定義し、支援を展開するという、児童虐待対応領域の独立した理念体系があること」が示された。被害事例の実態に関する文献からは、「子どもの家庭内性被害は、男女を問わず 0 歳から 18 歳まで幅広い年齢層の子どもが被害を受け、加害者には保護者、保護者以外のきょうだい・親族、その他にも家庭内に外部からアクセスした第三者など幅広い立場の者が想定され、被害の内容や様態に拘らず、被害児童の心身の発達に重大な影響を及ぼしうる問題であること」が示された。また、こういった家庭内性被害早期に発見するための着眼点等、アセスメントに必要な知見には、様々なものが提案されているが、「無症候性の子どもや、加害者による隠蔽・秘匿・家庭内関係者の支配・無力化、性的虐待順応症候群などにより被害が表面化せず、依然として把握が困難な問題であること」も示唆されている。そして、性被害には社会の誤解や偏見等が根強く存在しており、このことが、未発見による問題の潜在化や、周囲の人間に問題が認知されても必要な支援につながらない状況、あるいは子どもの二次的な被害・トラウマの受傷等につながることが整理された。総じて、子どもの

(家庭内)性被害には多様な事例が含まれており、様々な局面・水準で潜在化する複合的な問題群であることが示された。

20.1.2 全国調査の結果: 統計未計上による潜在化について

子どもの家庭内性被害が潜在化する局面の一部として、児童相談所および市区町村の相談対応事例における「被害は把握されているが統計未計上となっている潜在事例」について、その推定を実施した(第 7 章)。その結果、「他種別で相談対応中にある事例から子どもの家庭内性被害が途中発覚した事例」に対する、計上方法の違いに由来した年次統計への未計上件数が、児童相談所で既存計上数の 2 割程度、市区町村で既存計上数の 8 割程度存在する可能性が推測された。当該途中発覚による未計上件数を考慮するにあたっては、福祉行政報告例における性的虐待および保護者・監護責任者以外の者による性的虐待の合計件数を児童相談所でおよそ 1.2 倍、市区町村でおよそ 1.8 倍する必要があると指摘された。また、当該未計上数を考慮したとしても、それが「潜在化している子どもの家庭内性被害の一部分に過ぎない」と整理された。

20.1.3 全国調査の結果: 把握された子どもの家庭内性被害事例の分析から

子どもの家庭内性被害は、一部の特殊な地域でのみ発生する問題ではなく、子どもの人口に比例してどのような地域でも発生しうる全国規模の問題であると考えられる(第 8 章)。未だ被害が把握されず、必要な支援へとつながっていない潜在事例に対しては、あらゆる地域や関係者等による、早期発見に向けた取組が求められることになる。このとき、各種の取組がどのような内容であったとしても、取組の基盤として、被害事例の実態や発生構造に関する基礎知識が必要不可欠となる。以下では、児童相談所および市区町村で被害の把握された子どもの家庭内性被害事例の基礎情報および各種分析結果を総括する。

20.1.3.1 子どもの家庭内性被害に関するアセスメント候補項目の選抜について

全国調査に先立って、本事業では、潜在化する子どもの家庭内性被害を早期に発見するための着眼点・アセスメント項目の候補として、機械学習を用いた予測に貢献する候補項目の抽出を実施した。結果として、420 のアセスメント項目の中から予測に貢献する上位項目が抽出された。具体的には、 (1)養育者中心の養育様式と形容される事例像があること、(2)子どもが(身体的暴力等を伴う)暴力的な性被害を受けており、一定数で養育者間の立場に差があって、非加害親の共犯化や無力化が伴っているといった被害像が想定されること、(3)放置・放任等のネグレクト様の環境下にあって大人の性的行為を目撃するなど被害を受けており、その特徴が低年齢の子どもへの不自然な関わりや養育能力の不足に現れていると考えられるもの、(4)その他、目立った暴力・外傷やネグレクト様の生活環境・養育状況が伴わない、養育者の精神的問題や子どもに各種心身の障害が伴う例、

経済的貧困が背後にある例など、様々な被害発生構造をうかがわせる項目が抽出された(なお、これらは解釈の一例である)。そして、被害構造は様々と考えられるが、被害児童が帰宅の拒否や保護を訴える、暴力的な振る舞いや愛着・対人関係の課題を抱える、非行や自傷行為、自殺企図、不自然な学校等の欠席がある、養育者に従順な様子があるなどの、様々なサインを呈していることが示唆される結果となった。

20.1.3.2 男児の家庭内性被害事例について

男児の家庭内性被害事例について、女児の被害事例との比較を行った結果、いくつかの共通する要素と、男女それぞれで異なる点が観察された。まず、男児の被害事例では年齢の分布が女児の場合と異なり、その範囲は未就学児童から 15 歳以上にまで及ぶものの、好発年齢は 6 歳から 9 歳前後の小学校低学年となっていることが示された。そして、加害者の続柄に女児との部分的違いが認められた。例えば、男児の被害事例において、実母による加害の該当率は、女児の場合と比べて該当率が顕著に高かった。母子家庭に母の内縁男性が同居・出入りしている場合の被害例が、女児に比べて多いという結果を反映したものと考えられる。また、被害児童が女児の事例では報告のない、姉(異父母を含む)からの加害報告も認められた。「性問題における加害者は男性である」といった固定観念を除いて、広範な視点から被害の可能性を見立てる必要性が指摘された。被害内容については、男女ともに「身体接触」の報告が多いものの、男児の被害事例では、「性行為を見せる」、「性的刺激への暴露」への該当率が高く、被害内容の差異から男児に対する加害者の動機や被害の背景が女児の場合と一部異なっている可能性が推測された。なお、男児に対しては、当該非接触性の性暴力だけでなく、口腔性交や肛門性交といった身体的侵襲性の高い被害も発生している。「男性の性被害体験が、その精神保健的問題の重篤さにおいて、女性のそれよりも軽傷であるとはいえない」(松本, 2009)という報告にならい、被害内容の接触性・非接触性を問わず重大な被害であると言えよう。他にも、男児の被害事例では、女児の場合と比べて知的障害の該当率が高かった。知的障害を有する男児は、性加害の標的になりやすいという可能性が推測された。各種臨床所見への該当状況については、PTSD の中核症状への該当率が男児において女児よりも低い傾向が観察されたことや、他児への加害行為や加害性のある性化行動が男児において高い該当率にあることが示唆された。男児の被害例は小学校低学年から中学年頃にかけて多い傾向にあることも関連しているだろう。性化行動や他児とのトラブルは、性的被害を受けた男児から発せられる主要なサインとして捉えられるかもしれない。発覚の経緯と開示に係る情報については、その背景要因に男女で部分的な違いが認められた。男児の被害例では、発覚経緯が本人の開示である場合が相対的に少なく、周囲の大人による目撃や疑いに基づく聞き取りを契機とするものが女児に比べて多い結果となっていた。開示の背景要因についても、女児の場合で該当率の高い、「加害者との分離」や「差し迫った危機」といった状況への該当率が相対的に低く、それに比較して「周囲の積極的な聞き取

り」や「他の問題からの聞き取り」が開示につながる要素となっていた。男児の被害をより早期に把握する上では、(女児の場合も同様であるが)周囲の大人による積極的な聞き取りが重要となる可能性が示された。

20.1.3.3 きょうだい間の家庭内性被害・性的問題について

きょうだい間の家庭内性被害については、きょうだいの年齢、被害児童の年齢、被害内容から家族形態・関係に至るまで、多種多様な組み合わせのもとで被害が発生している様相が観察された。「きょうだい」と表現されても、それが 18 歳未満の「児童」であるとは限らない。兄から妹への加害事例が件数としては多いものの、弟から姉への加害なども発生が確認されている。養育環境にも様々な課題が併存していた。また、「きょうだいによる加害」が報告される事例において、一定数では他の加害者が存在していることも示された。実父や実父以外の父、母親の内縁男性、あるいは祖父や外部の特記者等による加害の同時併発例が報告されている。当該事例は、明らかに「きょうだい間だけ」に課題のある問題ではない。そして、「加害に該当したきょうだい」に関しても、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクト等の虐待が併存している事例が含まれていた。これらの結果から、きょうだい間の性被害・性的問題について、それらを単純に「加害したきょうだいの問題のみに起因して発生した性被害である」とは形容されないことが示された。きょうだい事例には、どの立場の者・児童が「加害」あるいは「被害」に相当するのか、明確に断定されうる場合もあれば、単純には割り切ることのできない事例が複合的に含まれていると解釈される。なお、きょうだいによる加害に該当報告のあった事例において、最も顕著であった特徴は、「被害児童に対する随伴問題としてのネグレクト」である。被害児童に対する保護機能が不在、低下、あるいは剥奪された状況が、きょうだい間での性被害の発生に関わる主たる特徴であることが想定された。ただし、「ネグレクト」は主たる特徴として記述されうる一つの要素であって、家庭全体に暴力構造がある場合など、他の被害構造も一定数以上の割合で報告されている。また、「ネグレクト」と形容される中には、女性養育者が DV 等により衰弱させられていることが背景に想定される例や、男性養育者による性加害を背景として母子関係が希薄化している場合など、結果的に保護機能が「低下」、あるいは「剥奪」されていることに対応した事例も想定される。監護責任という視点からも、単純には割り切れない課題が内包されていると考えられる。

20.1.3.4 ひとり親家庭等の養育者不在環境下での子どもの家庭内性被害について

男性養育者が不在の場合、その多くは母子家庭に相当する。当該状況においては、女性養育者自身に課題所見が認められることが多く、その中心はネグレクトや女性養育者の自己中心性が特徴として得られた。加害者は女性養育者の内縁男性や外部親族、きょうだいによる加害が多く、女性養育者の特徴を踏まえると、保護機能が不在または低下している環境下で被害が発生している可能性

が推測された。また、男性養育者の不在事例では、「性行為を見せる」といった被害例や、「性的搾取」等の被害報告が目立つ傾向にあった。被害が「断続的である」傾向にあり、これらは外部の内縁男性や親族等の出入りがあったタイミングで被害が発生しているといった状況を反映したものと推測された。

他方、女性養育者が不在の場合、その多くは父子家庭に相当する。加害者は、実父や男性親族、きょうだいである場合が多い結果が得られた。家族内部に援助要請の対象や保護機能の要となりうる重要な存在(ここでは女性養育者)が不在であるという状況とも解釈されうる。女性養育者不在の事例において、被害児童は男性養育者に対して両価的な感情や葛藤、気遣いや非健全な依存を抱えているか、保護・愛着の関係と形容される例が多い結果となった(ただし、拒否や嫌悪といった感情が抱かれる例等も一定数存在する)。唯一の養育者である父親等から同時に被害を受けているという状況が、様々な葛藤を生み出した結果であるものと推測される。関係者外部への帰宅不安の訴えや保護希求が認められる場合が相対的に多く、通告者は相対的に学校関係者や友人同級生である場合が多い結果が得られた。被害開示の背景には、「差し迫る危機」があると想定される場合が多かった。保護・援助要請機能の不在や男性養育者に対する葛藤があることで、加害―被害関係や家庭内で問題が閉鎖し、進行し、危機的な状況となって初めて開示に至るといったプロセスが想像された。無力感や PTSD 中核症状への該当率がやや高い傾向にあることも、こういった背景要因に起因している可能性が推測される。性的逸脱等の非行問題が随伴する例も相対的に多い傾向にあった。再犠牲化や二次的被害を防止する上でも、早期発見への取組が重要な役割を担うと考えられる。

20.1.3.5 子どもの障害と家庭内性被害の関係について

被害児童の随伴事項として、身体障害、知的障害、発達障害、その他の障害のいずれかに該当があると報告された事例を抽出した分析の結果、「被害児童の障害のみ」が所見となる事例は圧倒的に少なく、障害の背景に何らか他の課題が随伴する様相が確認された。本事業の調査で測定範囲外にあって定量化されていない課題が随伴する可能性も含めれば、「障害のある子どもの家庭内性被害は、被害児童の障害だけに起因するものではなく、背景にある他の課題所見と相まって発生する」ものと捉えられた。具体的には、障害を有する被害児童に対してのネグレクトや身体的・心理的虐待が、抽出事例の過半数を超えて随伴していた。被害児童の障害は、こういった特定条件下においてのみ、性被害発生のリスク要因であると捉えられる可能性がある。各種障害区分の中でも、知的障害への該当報告率は 15%と想定される水準よりも高く、「関係機関で対応される家庭内性被害事例において、被害児童が知的障害を有している事例が、その一角を構成している」ことが示された。当該傾向は特に男児の被害事例において顕著に認められた。障害のある子どもに対する配慮を性被害の支援や対応の中核に組み入れて、その在り方について検討することの必要性が指摘され

た。なお、本事業調査では、「障害のある子どもによる加害に該当報告のあった事例」も確認されている。加害・被害を問わず、障害のある子どもについては、「性の問題に関するケアニーズを有している」と考えることができるだろう。

20.1.3.6 被害児童からの開示について

「被害の開示」に関する分析からは、いくつかの示唆が得られる結果となった。

第一に、「被害児童からの開示が、被害の詳細を把握する上での主要な情報源となっていること」が示された。「被害児童からの開示が得られるか」ということが、子どもの性被害に対するあらゆる支援や対応を講じる上での鍵になることが示された。

第二に、「被害児童からの開示を受けていたが『通告に至らなかった』とする事例が、特に被害児童の家族や親族、友人や同級生において相当数に上る」ことが推測された。これらの対象者に対するアプローチは、(その内容、取組の在り方については慎重な検討が必要であるものの)潜在化する子どもの家庭内性被害をより早期に、より多く発見することにつながるものと考えられる。

第三に、被害児童の年齢別での開示確率を推定した解析結果からは、「特に未就学児童については、被害児童からの積極的開示が得られるとは原則想定されず、周囲からの発見が重要な役割を担う」ことが示された。その他にも、被害児童からの開示が得られる可能性が高まる関連要素や、開示までの期間が短期化する要素について、今後の研究での手がかりとなる知見が得られた。「どのような取組を講じれば、より被害の開示が負担なく引き出され、あるいは開示までの期間が短期化されうるのか」など、今後は特に「開示に関連する介入・取組と、その効果」といった観点からの検討が必要になるものと考えられる。本事業調査では、開示につながった具体的取組や背景に関する情報として、「加害者の分離・安全確保」がなされたことによって開示につながったと考えられる例や、「開示相手との信頼関係が得られた」ことによって開示に至った報告する例が多い傾向にあった。その他にも、(関係者による)「積極的な聞き取り」や、「一時保護所や社会的養護関係施設等での入所時の聞き取り」、「他の問題行動についての聞き取り」から開示につながったと考えられる例(聞き取りの背景にある被害を疑った契機については、表 6.12 に整理している)、性関連教育によって知識を獲得したことに起因して、あるいは性関連教育の実施そのものを契機として被害開示に至ったと想定される例など、様々な背景要因への該当が報告された。

20.1.3.7 児童相談所・市区町村で対応されている他種別相談事例からの途中発覚について

子どもの家庭内性被害には、児童相談所や市区町村が他の相談種別で受理していた事例の中から被害が途中発覚する事例が含まれている。事実、本事業調査で収集した事例における「最初の受理区分」の集計結果では、身体的虐待やネグレクト、心理的虐待(DV・面前暴力を含む)などの虐待相談や、非行、育成、障害等の他の相談種別から、被害が途中発覚した事例が確認された。どのよう

な相談種別であっても、その背景に家庭内性被害の可能性を想定した相談対応が必要になることが指摘されうる。このとき、「受理時点から」被害の把握がなされた事例と「途中発覚」事例を比較することで、性被害の併存を早期に発見することへの具体的示唆が得られるものと考えられたが、本事業での分析では明確な知見を得るに至らなかった。他方、同分析では、一つの重要な示唆として「受理時点から性被害が把握された事例よりも、他種別の相談という形で支援機関につながっている方が、被害継続年数が短い傾向にある」ことが示された。何らかの形で支援機関に接続され、継続的な対応が実施されている場合には、より早期に性被害の把握と対応が実現される可能性があることを示したものと言えるだろう。

20.1.3.8 非加害養育者の多様性について

本事業では、「非加害養育者」に該当報告のあった事例、特に「非加害女性養育者」に焦点をあてて、養育者の所見を軸に被害児童の特徴を集計した。その結果、非加害女性養育者にも、「被害の発覚や通告を受けて傷つきやプレッシャーを抱えている」、「精神的に不安定」な場合や、「暴言暴力・反社会的態度」などに該当する場合など、多様な類型が含まれることが示された。「非加害親」と形容されても、事例によってその態度や様子は様々であるという事実は把握されたが、それらの様相によって、被害児童にどのような影響があるかについては十分に検討することが叶わなかった。後続の研究が必要となるだろう。

ただし、本事業の検討範囲とは独立して、被害児童への支援や予後の改善等を図る上で、非加害養育者の存在が重要な役割を担いうることは確かなものであると考えられる。「非加害養育者がどのような苦しみや困難、課題を抱えており」、「どのような側面をどのように支援すれば」、「子どもにどのような肯定的な影響があるのか」といった視点から、研究を進めてゆく必要があることが指摘された。

20.1.3.8 年齢(学齢)別での被害児童に見られる臨床所見ついて

子どもの家庭内性被害には、子ども本人による開示だけでなく、周囲の疑いを契機として被害発覚に繋がる例も一定数含まれている。被害児童に見られる各種臨床所見について、年齢別での解析を行った結果、被害児童の年齢に応じて、子どもから発せられるサインが異なる傾向にあることが示された。年齢別での被害内容について特記するならば、「性器性交を伴う被害は未就学児童でも報告され、小学校以上となると年齢とともに該当報告率が増大する傾向」が確認されたことを含め、「どのような被害であっても、全年齢でそれが発生しうる」ことが指摘される結果となっている。以下では、結果の総括に代えて、被害児童に見られる各種臨床所見の該当状況を学齢区分別で整理する(表 20.1 から表 20.3)。

表 20.1 未就学(0 歳から 5 歳ごろ)の家庭内性被害児童に見られる臨床所見の特徴

所見区分	被害児童に見られる特徴
無症状所見	25%から 50%未満程度の該当報告がある。
医学所見	一定の該当率がある。性器またはその周辺の外傷や、性感染症等などに起因すると推測される。
身体関連所見	外部からは滅多に観察されない。 一部低身長・低体重や栄養障害など、発育所見が伴う場合がある。
心理・トラウマ関連症状所見	パニック・興奮、罪悪感(自分が悪いと思い込んでいる)、自尊感情の低下、抑うつ・気分変動が報告されることがある。PTSD 中核症状(フラッシュバック・感情麻痺・回避、過覚醒)が報告されることもある。
行動所見	2 歳か 3 歳頃から自傷行動と年齢にそぐわない性的行動(加害性のある性化行動・加害性のない性化行動)が一定数で認められる。
集団生活所見	保育士等の独占、攻撃性・衝動性に起因する他児とのトラブルが 1 歳頃から報告され始める。
対人関係・愛着関連所見	3 歳頃までは愛着・情緒に関する問題と他児とのトラブルが顕著に観測される。異性への過剰接近や回避は、3 歳頃から観測率が高まる。大人に対する自己卑下などが見られる場合がある。
子どもからの訴え	2 歳頃からまれに保護・救済の訴えが報告される。4 歳頃から秘密の要請が始まる。帰宅不安や保護の訴えなど、子どもからの SOS が観測・報告されることは他の年齢帯と比べて少ない。
養育者に対する感情	男性養育者・女性養育者ともに好意の対象となっている割合が多い。拒否・嫌悪や歪んだ愛着関係等はほとんど報告されない。処罰感情や分離希望の対象として報告される例はほとんど認められない。
開示対象・発見者	保育園・幼稚園教諭や施設職員、そして母親が発見者の中心になる。
懸念情報の事前把握者	調査では該当情報が明確に得られていない。
総合所見	全体的に子どもからのサインが少ない。医学所見が重要なヒントになる場合がある。特記すべき所見として、情緒・愛着の課題、攻撃性の高さ、それに起因する他児とのトラブル、性化行動、保育士等の独占行動が目立つ傾向にある。養育者に関しては、男女を問わず一定の割合で「衝動的・攻撃的・怒りをコントロールできない」「育児スキルの不足・不履行・不適切」に該当する傾向がある。また、女性養育者においては、「精神的不安定(衰弱・抑うつ)」や「経済的自立の困難」が一定の割合で認められる。

表 20.2 小学生(6 歳から 12 歳ごろ)の家庭内性被害児童に見られる臨床所見の特徴

所見区分	被害児童に見られる特徴
無症状所見	25%から 50%未満程度の該当報告がある。
医学所見	該当率は他の年齢帯と比べて相対的に低いが、妊娠や中絶等を含めて該当報告がある。
身体関連所見	外傷等は観察されない。頭痛・腹痛等の訴えなど、心身症・不定愁訴が 10%程度で該当。
心理・トラウマ関連症状所見	年齢とともに各種心理所見の該当率が上昇する。未就学時期の特徴を含めた全ての所見に該当報告がある。精神的不調全般に関連する睡眠の問題や自尊感情の低下、気分変動・抑うつ症状などが中心となる。悪夢の報告、解離・解離様状態、無力感、性に対する嫌悪感・恥辱感、スティグマ感情は、7 歳ごろから報告され始める。精神疾患の診断がつく例も当該時期から該当が認められる。
行動所見	年齢にそぐわない性的行動(加害性のある性化行動・加害性のない性化行動)は、8 歳頃をピークに減少する。自傷行為、虚言・ファンタジーは年齢とともに増加する。暴言・暴力やいじめ加害が発生し始める。小学校高学年頃から、家出・夜間徘徊を伴う例が報告され始める。
集団生活所見	学業不振、不登校・ひきこもり、集団からの孤立が急増する。中学年ごろをピークに攻撃性による友人トラブルは減少傾向にある。小学校中学年ごろから過剰適応や「優等生」と形容される様子が増加し始める。学校等への子ども本人、または養育者からの不自然な連絡が一定の割合で発生する。
対人関係・愛着関連所見	情緒・愛着に関する課題、対人トラブルや異性への過剰接近と回避が中心になる。大人の顔色を伺う、従順な態度を持つ、養育者に対する過剰な支持、あるいはエスカレートする挑発的態度や怯え、自己卑下などの該当報告率が上昇する。
子どもからの訴え	秘密の要請、SOS の訴えが年齢とともに増加する。秘密の要請は、中学生以上の年齢帯と同程度の割合にまで達する。帰宅不安や恐怖の訴えが本格化するのは、小学校中学年頃からとなる。特に小学校低学年では、帰宅恐怖や不安を訴えることが困難であると推測される。
養育者に対する感情	男性養育者を中心に(女性養育者に対しても一定の割合で)、拒否・嫌悪、恐怖・分離希望の対象といった否定的な感情が抱かれ始める。女性養育者を中心に(男性養育者に対しても一定の割合で)、あきらめ(守ってくれない)、いうことを信じてもらえない、気遣いの対象、歪んだ愛着依存の関係への該当率が年齢に伴って上昇する。両価的な感情を抱く場合も一定数報告がある。
開示対象・発見者	母親への開示、または母親による発見・通告と、担任教諭や養護教諭、その他学校関係者や子どもと信頼関係にある大人による発見や開示に基づく通告が中心。
懸念情報の事前把握者	通告には至らないが、母親が被害を知っている例が一定の割合で存在する。
総合所見	未就学後期から続く所見と、中学生以上の年齢帯でピークを迎える各種所見が当該時期に混在し、あらゆる所見が認められる。養育者に関しては、男女を問わず一定の割合で、「衝動的・攻撃的・怒りをコントロールできない」「育児スキルの不足・不履行・不適切」に該当する傾向がある。また、女性養育者においては、「精神的不安定(衰弱・抑うつ)」や「経済的自立の困難」が一定の割合で認められる。母子関係あるいは父子関係で、「自然な範囲」と形容される事例が特に小学校高学年ごろで少なく、当該時期には親子関係に何らかの課題所見が認められる可能性が高い。

表 20.3 中学生以上(13 歳以上)の家庭内性被害児童に見られる臨床所見の特徴

所見区分	被害児童に見られる特徴
無症状所見	25%から 50%未満程度の該当報告がある。14 歳頃に該当率が一時的減少する。
医学所見	10%程度の該当率である。妊娠や中絶、性感染症等への罹患が中心であると推測される。
身体関連所見	頭痛・腹痛等の訴えなど、心身症・不定愁訴が 15%程度で報告される。
心理・トラウマ関連症状所見	年齢とともに各種心理所見の該当率が上昇し、16 歳ごろにピークとなる。全ての心理・トラウマ関連所見に該当報告がある。精神的不調全般に関連する睡眠の問題や自尊感情の低下、抑うつ・気分変動に加え、無力感(自分では状況が変えられないと思い込んでいる)や、罪悪感、PTSD 中核症状や解離・解離様状態、悪夢の報告などへの該当が中心となる。パニック・興奮への該当はやや減少する。
行動所見	自傷行為・自殺企図の発生率が最も顕著になる。家出や児童売春・援助交際等の性的逸脱がそれに次いで増加、該当率が高くなる。一部、薬物乱用に至る事例も報告される。
集団生活所見	学業不振、不登校、ひきこもり、集団からの孤立が中心になる。攻撃性に伴うトラブルや教員等の独占は減少。学校等への児童本人または養育者からの不自然な連絡が一定の割合で発生。
対人関係・愛着関連所見	情緒・愛着課題、対人トラブル、異性への過剰接近と回避が中心になる。15 歳頃から、対人関係・愛着に関する所見の観測率は、やや低下する傾向にある。
子どもからの訴え	秘密の要請、SOS の訴えが年齢とともに上昇し、16 歳頃に該当率がピークとなる。
養育者に対する感情	男性養育者を中心に(女性養育者に対しても一定の割合で)、拒否・嫌悪、恐怖・分離希望の対象といった否定的な感情が抱かれる傾向がある。女性養育者を中心に(男性養育者に対しても一定の割合で)、あきらめ、守ってくれない、言うことを信じてもらえない、気遣いの対象、歪んだ愛着依存の関係への該当率が年齢に伴って上昇する。両価的な感情を抱く場合も一定数報告がある。男性養育者に対する「怒り・処罰感情」や「分離希望」の対象といった所見は当該時期から該当率が高まる。
開示対象・発見者	担任教諭や養護教諭、その他の学校関係者など、外部の大人による発見や開示による通告が中心になる。母親による発見や母親への開示に基づく通告は減少傾向となる。家出や性的逸脱、その他の非行の補導等に起因する警察からの発見・通告も一定数存在する。
懸念情報の事前把握者	通告には至らないが母親が被害を知っている例が一定数存在し、年齢とともに該当率が増加する傾向にある。
総合所見	対人トラブルや性化行動は減少するが、小学校頃から始まる諸問題が本格化する。妊娠等の医学所見が一定数で認められる。引きこもりや自傷行為・自殺企図などの回避的・内的方向への攻撃性に関連する症候と、家出や性的逸脱などの外的方向への攻撃性に関連する症候が認められる。また、過剰適応や「優等性」と形容されるような形式で、外面的には適応的な様相を見せる類型もうかがえる。養育者に関しては、男女を問わず一定の割合で、「衝動的・攻撃的・怒りをコントロールできない」「育児スキルの不足・不履行・不適切」に該当する傾向がある。女性養育者においては、「精神的不安定(衰弱・抑うつ)」や「経済的自立の困難」が一定の割合で認められる。母子関係、あるいは父子関係で、「自然な範囲」と形容される例が特に中学生期において少なく、当該時期には親子関係に何らかの課題所見が認められる可能性が高い。

20.1.3.9 機械学習を用いた子どもの家庭内性被害の発生予測について

子どもの家庭内性被害の早期発見を目指すにあたり、その取組の内容や在り方については、場面に応じた多様な方法・アプローチが想定されうる。本事業では、機械学習技術を用いた性被害の発生予測と、被害の発生パターンに関する予測モジュールを作成し、実際的に利用可能な形式での(デモンストレーション用)実装を行なった。児童相談所・市区町村での各種虐待事例における家庭内性被害の併存パターンを機械学習モデルに学習させることで、児童虐待対応の特に初期段階のアセスメントなどに活用できる可能性が示唆された。また、新規の通告受理事例だけにとどまらず、既存の対応事例に対して性被害の可能性を見直す場面等にも利用できる可能性がある。性被害の可能性を念頭においた各種対応につながり、被害の早期発見に寄与するものと考えられる。また、技術的な結果に合わせて、本事業では、機械学習等の予測技術に関する利用上の主要な留意点が整理された。

第一に、機械学習等による予測の結果によって、「性被害が発生している」、あるいは「発生していない」ことが直ちに決定されることはないこと。第二に、主に予測性能に依存して、結果の信頼性は大きく変化すること。そして第三に、機械学習技術は「学習させたデータの網羅する範囲」についてのみ、想定した予測結果を出力することができるものであることが整理された。特に三点目については、「一般対象者」、「学校の児童・生徒」などの学習対象範囲外の群に予測を適用した場合に、予測自体が誤ったものになるだけでなく、設計意図とは全く異なった差別的なラベリングさえ発生させる可能性が指摘された。機械学習等の適用は、学習データと予測の適用対象の一致性を代表に、十分慎重な取り扱いが求められる技術であると総括された。

20.2 潜在事例の把握に向けた知見の統合: 「閉鎖性」と「性的境界の侵害」

前節では、子どもの家庭内性被害の発生例やそのパターンに関する知見を除いて、本事業で得られた各種観点からの知見が包括的に整理された。本節では、主に第 9 章(児童相談所および市区町村で被害の把握された子どもの家庭内性被害事例の発生パターンに関する解析)で得られた結果と、第 5 章における「児童相談所および市区町村で経験のあった子どもの家庭内性被害の被害発生パターン(自由記述情報)」を基盤として、潜在化する子どもの家庭内性被害の把握と早期発見に向けた説明原理・見立ての枠組みに関する提案を行う。

20.2.1 子どもの家庭内性被害の多様性と複雑さ

潜在化する子どもの家庭内性被害について、その被害のリスクや発生構造を的確に見立てるためには、その前提として、被害の多様性と複雑さを知る必要がある。

第 9 章では、家族構成、世帯・養育環境、加害者・加害構造、男女養育者の所見、養育者間の関係性や被害児童との関係、被害児童の年齢と被害内容などの、被害の発生構造を記述する上での主

たる要素に関するパターンを抽出し、その組み合わせを求めた。その結果、男性養育者、女性養育者をはじめとする家族と家族間の関係、養育環境等の情報について、いくつか印象的なパターンが示された。しかしその一方で、組み入れ基準を満たした 704 事例の全てにおいて完全重複する事例はなく、それぞれがユニークな組み合わせを持つことが示された。また、第 5 章に示された「子どもの家庭内性被害の発生パターンに関する自由記述」項目では、そのほとんどで重複のない延べ 283 例の被害パターンが収集された。凄惨な状況を伺わせる被害例から、「きょうだい間での性的問題」と形容されうるものや、「おそらく入浴等で母親から乳幼児に性感染症の感染が発生した」などのある種の偶発性を含む事例なども含まれた。「子どもの家庭内性被害は、複雑かつ多様な実態を有する事例群の総称である」と形容される結果が得られたものと言える。ただし、事例の様相は多様である一方で、「養育環境や家族、あるいは家族関係等に何らかの課題所見が認められる」と言う点では、(ある種の偶発性を有する被害例を除いて)ほとんど全ての事例で共通していた(表 5.13、表 9.12、図 11.33、図 12.19、図 16.37、図 16.38、図 17.32、図 17.33 を参照)。

数量的な解析を用いた帰納的な手法による被害パターンの統合的整理は本事業では困難であったものの、「子どもの家庭内性被害事例には、何らかの課題所見が随伴している」という当該共通性を手掛かりとした演繹的な視座からの包括的な説明は成立しうる。この点を踏まえて、子どもの家庭内性被害の発生構造を捉える説明原理の構成が、被害の早期発見につながる重要な知見になりうることが指摘された。

20.2.2 「閉鎖性: 保護・援助要請機能の不在または剥奪」と「性的境界の侵害: 一方的または双方的な性的距離の近接と逸脱」

潜在化する子どもの家庭内性被害について、その見立ての手掛かりとなる説明原理を設定するためには、対象の多様性と複雑さに対応するだけの抽象度を有した概念設定が必要になると考えられる。そして、その一方で、抽象的な説明概念に対しては、個別具体的な現象との対応関係が明確に記述されうるだけの「具体との丁寧な接続」がなされていなければ、「十分な説明」あるいは「実践への援用可能性」が担保されなくなる。

このとき、子どもの性被害の発生や維持のメカニズムを説明する原理には、すでに様々な枠組みが提案されている(3.3.3.2 節を参照)。例えば、Finkelhor(1984)や、Hall & Hirschman(1992)、あるいは Marshall & Barbaree(1990)などがその代表格として参照され、Tony & Siegert(2002)によってそれらの統合を試みる動きがある。他にも、DV 加害者による支配的関係下で発生する性暴力についての理論的枠組みなども提案されている(Bancroft & Silverman, 2002)。これらの枠組みは、本節での取組において極めて重要な参照資源となるが、(1)抽象度が高く具体的な見立てに援用しにくい、(2)家庭外の事例も説明対象に含まれていることから、本事業で取り扱う家庭内の多様な性被害とは部分的に齟齬が発生しうる、(3)特定の被害構造の説明に特化しているといった特徴のい

ずれかを有しているものと考えられる。これらの枠組みを部分的に繋ぎ合わせて利用した場合であっても、本邦の多様な子どもの家庭内性被害の実態説明と見立てに求められる、「説明対象は包括的でありながらも、具体的な事例の発生構造に対する十分な説明と、見立てへの実践的援用が可能」という要素を十分には満たすことが叶わないものと考えられる。

そこで、本事業では、従来の理論と(文献調査を含む)調査で把握された知見を総合して、「閉鎖性: 保護・援助要請機能の不在または剥奪」と「性的境界の侵害: 一方的または双方的な性的距離の近接と逸脱」という二つの構成概念を利用し、潜在化する子どもの家庭内性被害の多様な発生構造と、リスクの見立てに援用可能な枠組みを整理する。そして、各種の事例に対して個別具体的な見立てが可能となるよう、これまでに指摘されてきた個別のリスク要因を、これら２つの要素の蓋然性や強度を高めるものと位置付ける。すなわち、抽象原理と個別のリスク要因を接続する構成によって、個別の事例に見られる具体的なリスク要因から背景の被害発生構造を見立て、それを説明可能にする枠組みとした。当該枠組みの基本原理(仮定)を下記に整理する。

「潜在化する子どもの家庭内性被害」を構成する２つの主要概念



【基本原理(仮定)】

子どもの家庭内性被害とは、閉鎖的な関係・環境下で発生した、子どもの性的境界に対する侵害行為である。閉鎖性とは、「被害児童による抵抗や家族等による加害行為から子どもを保護する機能と、被害を抑止し被害から逃れるための援助要請の機能が不在または剥奪等によって失われ、被害に関する情報が外部に伝達されず必要な支援に接続されていない状態」であり、被害の潜在化を生じさせる最たる原因である。性的境界の侵害とは、被害児童に対する一方的または双方的な性的距離の近接と逸脱が発生した状態を指し、多くの場合加害行為の発生に相当する。閉鎖性と性的境界の侵害が生じる条件について整理することで、潜在化する子どもの家庭内性被害の発生構造やリスクを外部から見立てることができる。

【当該枠組みの対象とする事例の範囲】

加害者(児)の続柄や各種性犯罪等の要件への該当を問わず、性器性交・肛門性交・口腔性交(侵入・挿入されるものは男性器等に限らない)、(舌を使ったキスや胸や下半身などプライベートゾーンへの接触あるいは触らせるなどの)身体接触等の身体的・心理的侵襲性を伴う性的被害、および、身体的侵襲性を伴う性的行為の強要や教唆、性行為を見せる(または目撃する)、露出・卑猥語を浴びせる、ポルノ情報を見せる・聴かせる、ポルノ情報を目に触れるところに放置する、ポルノグラフィーとなりうる画像等の被写体などにして記録を作成する売春行為等の性的搾取の強要や教唆、オンラインでの性的被害への暴露などの心理的侵襲性の伴う性的被害、これらの児童の(性の)権利を侵害する被害が、児童の所属または生活する家庭内で発生した事例を対象とする。明確な加害・被害関係の特定されない「子ども間・きょうだい間の性的問題」も含む。

【閉鎖性と性的境界の侵害に対する想定リスク要因】

上記の基本原理に即して、「閉鎖性」と「性的境界の侵害」が発生する蓋然性や強度に関連する想定リスク要因を整理する。なお、ここに整理する想定リスク要因は、文献調査ならびに本事業の調査で得られた知見を援用したものである。ただし、「当該要素が真にそれぞれの仮説的構成概念のリスク要因であるか」については、個別の研究等による直接的な検証が伴っていないため、あくまで先行知見を踏まえて「想定された要因」であると理解されたい。当該リスク要因への該当状況から、「性被害の発生の有無等をどの程度識別できるか」といった検証も未実施の段階にある。これらのことから、各種想定リスク要因は「該当状況を総合して被害の可能性を見立てる・考慮する」ものであって、「該当によって被害が決定づけられる、被害があったと判断する」ためのものではないことを強調しておく必要がある。

表 20.4「閉鎖性」と「性的境界の侵害」の想定リスク要因

「閉鎖性: 保護・援助要請機能の不在または剥奪」に関わる想定リスク要因例	**「性的境界の侵害: 一方的または双方的な性的距離の近接と逸脱」に関わる想定リスク要因例**
＜加害者による加害戦略＞ ・身体的または心理的な暴力支配 ・度を超えた行動監視・侵入的行為等の支配統制 ・操作・手なづけ(金銭等に限らない対価の供与) ・被害児童や周辺人物の巻き込み・共犯化、他責・責任転嫁 ・(加害者・非加害養育者による)口止め、秘密の強要、脅迫 ・加害の隠蔽(外傷等を残さない等)、情報工作、対外的印象操作 **＜被害児童の援助要請(開示)機能の不在・剥奪＞** ・被害認識の欠如(児童の無意識下の被害を含む) ・低年齢、(障害等を含めた)発達的未成熟 ・歪んだ性的価値観・枠組みの誤学習(愛情や養育と性行為の混同) ・性および性の権利に関する知識の未獲得 ・被害児童の性別(男児の場合、より開示に至りにくい) ・加害に対する抵抗力の消失、衰弱 ・無力感、絶望感、周囲に対するあきらめ ・被害環境への順応、加害者への服従 ・加害者に対する歪んだ愛着	**＜加害者の抑制の困難・障害＞** ・性的衝動に対する抑制の困難、情動制御の困難、実行機能の低下(アルコール依存、物質乱用、行為依存、認知症等の精神疾患も含む) ・障害等(を有する児童による性的加害または問題行動を代表として)、ケアニーズが満たされていない。 **＜加害動機・価値観・歪んだ認知様式＞** ・力・権力の確認・誇示、支配的欲求 ・子どもに対する性的嗜好・欲求(※ 抑制機能の低下や障害があ

・加害者に対する両価的感情、複雑な内的葛藤 ・加害者に対する恐怖 ・性に対する恥辱感 ・開示による自己または周囲への危害や影響、重要他者との関係崩壊等に対する恐れ、恐怖 ・開示による二次的傷つきの恐れ ・罪悪感、自責感、自己否定、自己価値観の低下 ・スティグマ・烙印感情の付与 ・身体的・心理的虐待、差別的扱い ・被害児童に対するネグレクト ・フラッシュバック・侵入的再体験等の精神症状 ・解離、記憶・情緒の混乱、精神的衰弱、抑うつ ・社会場面での孤立・ソーシャルサポートの不足・欠如 ・対人面での過敏 **＜非加害親等の保護機能の不在・剥奪＞** ・ひとり親家庭等による不在 ・夜間等の監護がない状況がある ・養育者の過度な自己中心性 ・養育者間の対立・葛藤 ・加害者による無力化 ・未解決な性暴力等の被害経験 ・加害者への同調・共犯化 ・傷つき、衰弱、悲嘆 ・被害の否認(直視できない) ・被害児童に対する依存 ・被害児童の気遣いの対象になっている ・子どもを疑う、信用しない ・子どもに対する無関心、ネグレクト ・被害児童との情緒的結びつきが希薄 ・子どもへの心理・身体的虐待、虐待的干渉 ・加害者への経済的・精神的依存・社会的依存	る場合にリスク要因と想定される) ・(性的搾取等に関連する)経済的動機・困窮 ・子どもに対する親密性の希求 ・逸脱した性的価値規範、歪んだ性的認知(固定観念、先入観) ・子どもの性の権利に対する無理解 **＜力関係・立場の差＞** ・家族間の立場が対等でない、力関係に大きな差がある ・過剰な権威主義とその家族への押し付け ・特定児童の優遇や差別的扱い ・被害児童との年齢差や障害等の随伴(ただし、年齢が高い方が力関係・立場が強いとは限らない) **＜希薄な性的境界、監督能力の不全＞** ・家庭内の基本的ルールが破綻 ・性的境界の未設定、曖昧化、規範意識の低下 ・極端に狭い部屋で複数人が居住・寝ている等(物理的距離の近接) ・ネグレクト・養育環境の監督不全(家庭内でのオンライン性被害環境等を含みうる)

・援助要請による自己または周囲への影響、重要他者との関係崩壊、離婚後の経済的自立の困難等に対する恐れ ・加害者分離の困難、十分な保護的行動が取れない ・外部支援機関等に対する援助要請のためらい(きょうだい間事例等の場合など) ・社会的孤立・ソーシャルサポートの不足・欠如 **＜家庭外からの発見困難、外側からの閉鎖・社会文化的抑圧＞** ・性被害(事例の実態や多様性等)に対する理解の不足、思い込み、誤解と偏見 ・「性行為に関する同意」や「健常(発達)範囲内外」に対する理解の不足・誤解 ・被害児童の「無症状」「見かけ上の」適応、特異的所見の不足による発見の困難 ・被害の軽視・否認・放置 ・疑う、責め立てる、拒絶する等の被害児童に対する否定的態度 ・通告のためらい、通告要件等の適切な一次対応に関する誤解 ・組織的対応環境の未整備と個人的対応 ・被害児童等の当事者からの秘密の要請に応じる ・性被害に対する社会的偏見や差別的眼差し、無理解	・世帯に登録のない大人の出入り・居住がある **＜子どもへの過度な関係の近接＞** ・養育負担の極端な偏り ・過度に近接した子どもとの関係、過剰愛護 ・加害者の社会的孤立 ・(特に成人との社会関係についての)社会的スキルの欠如・親密な対人関係の構築困難 **＜再犠牲化・加害への転化＞** ・過去の逆境体験・性被害経験 ・児童に対する虐待やネグレクト

これらの想定リスク要因への該当状況から、対象とする個別事例の家族構造・世帯関係者情報に照らして、「家庭のどのような部分に閉鎖的関係が発生するか」「性的境界の侵害が発生しうるか」といった見立ての例を用いた説明は、次節に整理する。ここでは、当該枠組みに対する前提と限界点について整理する。

【本枠組みの前提と限界】

(1) 本枠組みは、従来の理論を否定するものではない。また、全く新しい知見を提案するものでもない。従来の枠組みとは、説明対象とする現象の範囲や水準、目的が異なっているだけであって、本枠組みは、「潜在化する子どもの家庭内性被害を早期発見する」という目的に即して、従来の理論や各種の研究知見を踏まえ、使用する用語(概念)に変更や統合を加えつつ、それらを総合的に整理したものである。

(2) 本枠組みは、子どもの家庭内性被害の早期発見を中心とする予防的視座から構成された枠組みであって、被害児童に対する心理治療への援用や、ソーシャルワークにおける支援や介入への援用を第一に想定したものではない。
(3) 本枠組みは、各種の先行知見を踏まえたものであるものの、仮説段階にある。当該枠組みを用いた現象の説明可能性や論理的整合性、実践的な援用可能性等については、不十分な点が多分に含まれており、今後の更新・改善が前提となっている。特に、加害者に関する研究知見は本邦において不足していることから、当該領域の知見については、本枠組みにおいても不十分なものになっているものと考えられる。また、「子どもの家庭内性被害」という単群の事例情報を基本として構成されたものであることから、一般群等の比較対象群から被害をどの程度検出しうるのか、その識別性可能性については検証がなされていない。個別の詳細な研究を必要としている。
(4) 本枠組みは、後続の研究や現場支援者等による実践報告等による反証の提示や問題点の指摘などによって、否定あるいは修正・改善され、より一層の発展を期待するものであり、理論的・学術的批判は歓迎される。

20.2.3 2つの仮説的構成概念を用いた子どもの家庭内性被害に関する見立ての例

繰り返し述べるとおり、子どもの家庭内性被害は複雑かつ多様な被害事例の総称である。したがって、全ての被害発生パターンや構造について、ここでそれらを例示して説明することは叶わない。以下では、上述した枠組みに基づく被害構造の説明・見立ての例を6つのパターンを取り上げて提示する。前節までの各種留意事項を踏まえた上で参照されたい。例に相当する状況があれば、「被害事実があると判断される」といった誤った理解には特に注意されたい。例をあげた説明の目的は、本稿で提案する枠組みを用いて、支援者が個別の事例に応じた総合的な見立てを講じる際に、その参考となる観点・捉え方を提供することにある。

その他の注意点として、(1)各例のタイトルは、了解可能性を高めるために一時的に本稿内で命名したものであり、定量的検証に基づく特徴を元に記述したものではないこと、(2)例に掲げた続柄は一例であり、「父」とされた場合であっても「母親の内縁男性」や「同居する男性親族」などの他の続柄も当てはまりうること、(3)例示する被害パターンは本事業調査で報告の得られた実事例をもとにしているが、一部説明のために類似事例に見られた加害行為や所見情報を重ねて記述していること、(4)外部親族(別世帯居住)からの被害や多子世帯での被害など、図示した場合に複雑になる状況については例示には含めず、本節では説明のために登場人物を最小限にとどめていることを了解されたい。

(1) 「典型支配性暴力」の一例

図 20.1 に、主に父親等を代表とする男性養育者による家庭での「身体的・心理的暴力」が主たる課題所見として認められる場合の家庭内性被害の発生例を示した。加害者を中心に、家庭内での暴力的な力関係の差がある場合とも記述されうる。非加害保護者としての母親が無力化され、保護・援助要請機能が剥奪されていることが示されている。当該状況下では、例えば母娘間の関係が安定的であったとしても、「家庭」という単位で閉鎖性が発生しうると見立てられる。家庭という単位で閉鎖が発生している場合、その内部で他の性加害が発生していても不思議ではない。一例として、きょうだいによる性加害が併存している可能性を示した。「暴力的な支配によって家庭に閉鎖性が生じ、圧倒的な力関係の差(あるいはその誇示・確認)が性的境界の侵害につながっている」と説明・記述されうる例である。

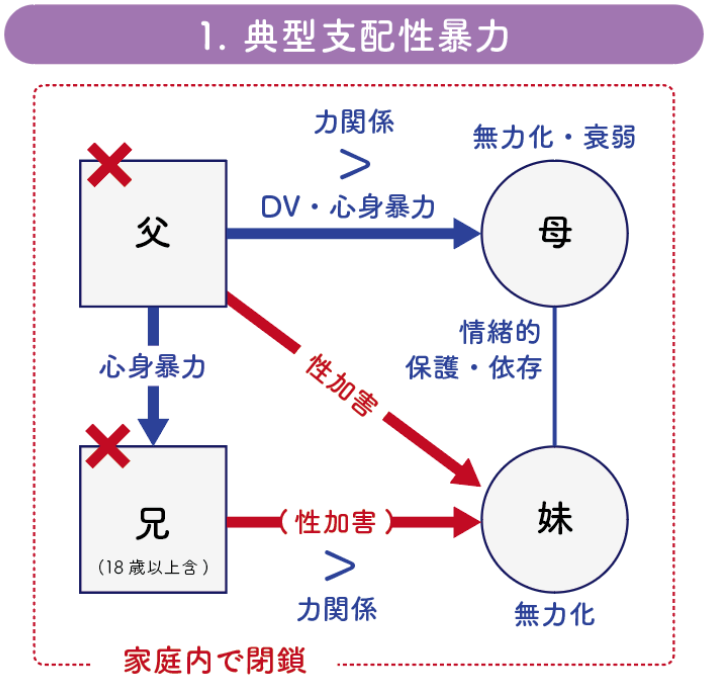


図 20.1 見立ての例(1) 典型的な支配性暴力環境下での子どもの家庭内性被害(例)

(2) 暴力に依らない支配的関係の一例: 「社会的・経済的・精神的依存に基づく支配」の一例

図 20.2 に、主に「母親の父親に対する依存」を課題所見とした家庭内性被害の発生例を示した。ここでの「社会的依存」には、「離別が発生した場合に、在留権を失う」といった例などが含まれうる。「経済的依存」には、「母が家庭内で父から借金をしている」、「離婚した場合に経済的な自立が著しく困難」などの例が含まれうる。当該状況下では、身体的・心理的暴力が伴っていなくとも、家庭内での支配的関係が発生しうると考えられる。父母間の強固な依存関係によって、(結果的に)母子関係の希薄化や母の保護機能の低下が発生する場合も想定されるだろう。「母親が被害を知っていても外部への援助要請がためらわれる」といった状況から、問題が家庭内で閉鎖することが想定されうる。加害者が被害児童に対して性的加害行為を加える背景については、多様なものが想定されるが、「父母間の依存関係によって家庭内での閉鎖性が高まり、支配的な力関係の差等を理由に性的境界の侵害が発生した例」と説明・記述されうる。

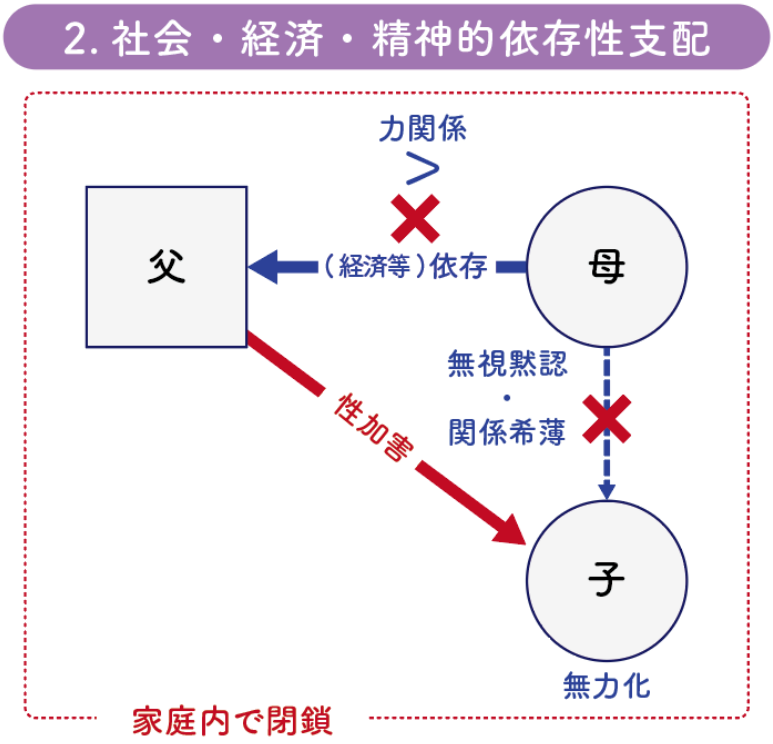


図 20.2 見立ての例(2)
非加害保護者に社会的・経済的・精神的依存がある
支配的環境下での子どもの家庭内性被害(例)

(3)　「保護機能の不在」に着眼される一例

子どもの家庭内性被害では、加害者に見られる暴力性や支配性が必ずしも認められるとは限らない。図 20.3 には、主として「子どもに対する保護機能が不在状態にある」ことに着眼される被害例を示した。「保護機能が不在」という所見について、例えば母を例にとってその具体例を想定すれば、「ひとり親家庭による不在(父子家庭等)」や「精神疾患等による母の衰弱」などがそれに相当するものと考えられる。また、母子関係に着眼した視点からは、「子どもに対する無関心」、「関係が希薄」、「虐待的な干渉をする」などによる保護機能の不在が想定される。これを被害児童の視点から整理すれば、「母に助けを求めることができない」といった援助要請対象の不在状態とも形容されうる。当該状況下では、例えば父親が加害者の場合、父子間(加害者―被害児童間)での閉鎖が発生しうる。そして、父による子への暴力的関わり等が伴う場合には、「暴力的な力関係の差に由来する性的境界の侵害」の発生が想定され、また、父が実質的に養育を担う唯一の者となっているなど、近接した父子関係がある場合には「親密性の肥大化・関係の逸脱による性的境界の侵害」が発生するといった可能性も想定されうる。子どもに見られる所見なども総合して見立てる必要があるだろう。

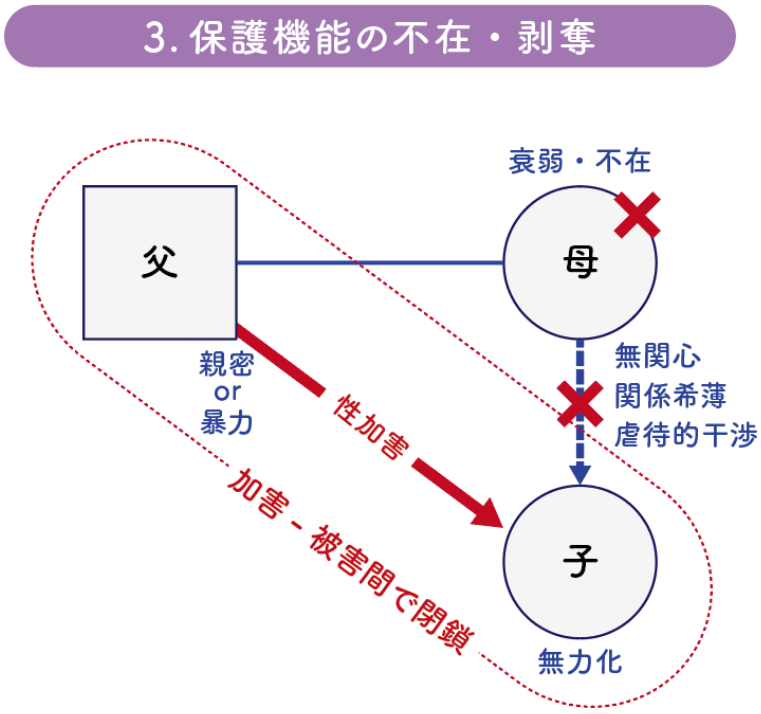


図 20.3 見立ての例(3) 非加害保護者等の保護機能が
不在または剥奪された環境下での子どもの家庭内性被害(例)

(4) 「過度な養育者中心」や「ネグレクト」を特徴とする被害の一例

特に「きょうだい間の性被害・性的問題」の事例において、「(主に被害児童に対する)子どものネグレクト」や「子どもの養育よりも養育者の都合が過度に優先される・自己中心的」といった特徴で形容される事例が一定数含まれていることが確認されている。図 20.4 には、当該観点が主たる課題所見として認められた場合に想定されうる被害例を示した。養育者中心・ネグレクトといった特徴から、「子どもの状況に目が行き届いていない場合」とも形容されうるだろう。当該状況は、「家庭内で、父母間の対立が主題となっている」、「両親ともに子どもに虐待的干渉をする」等の場合にも生じうるものと想定される。このような場合、一例として「きょうだい間」での閉鎖的関係が発生しうる。そこに強固な力関係や立場の差がある場合、きょうだい間での性的境界の侵害が発生する可能性が懸念される。なお、当該被害を養育者が把握した場合であっても、「加害したきょうだいも自らの子どもであり、通告・相談等につなげるにはためらいがある」といった状況が発生しうることから、家庭内という単位での閉鎖も発生しやすいものと想定される。また、他の被害例として、子どもの性的刺激への暴露(性行為の目撃等)の発生可能性も想定されるだろう。

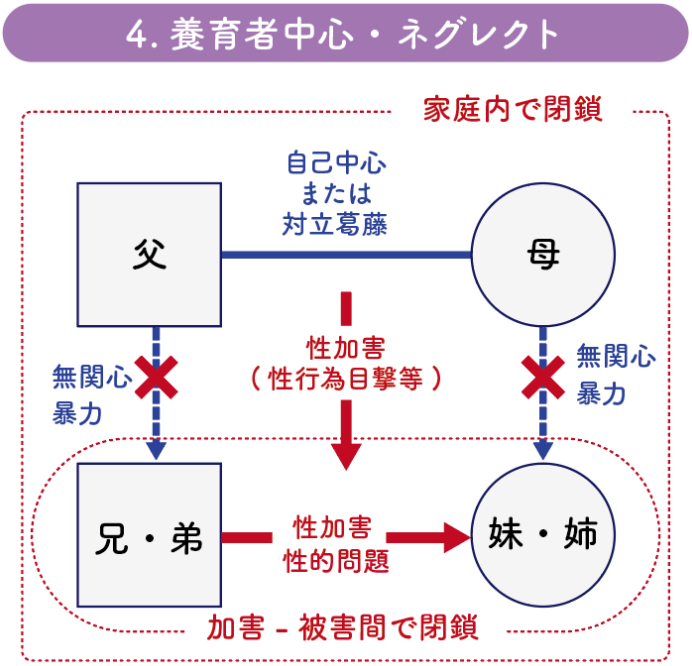


図 20.4 見立ての例(4) 養育者中心・ネグレクト環境下での子どもの家庭内性被害(例)

(5) 特定児童の優遇・差別的扱いに着眼される例

家庭内で生じる「加害―被害関係での閉鎖」には、上記以外にも複数のパターンが想定される。その一例として、図 20.5 では、主たる着眼点として「特定児童の優遇・差別的扱い」が認められる場合に生じうる、きょうだい間での閉鎖的関係の発生例を示した。具体的には、「父母から優遇・特別扱いされる兄」と「父母から差別的扱いをされる妹」を例示している。当該状況下では、優遇と差別的扱いによって、兄と妹との間に家庭内での強固な力関係・立場の差が発生し、性的境界の侵害が発生する可能性が想定されうる。そして、「妹に対する両親の差別的扱い」によって被害児童の援助要請機能が剥奪され、兄妹間(加害―被害関係間)での閉鎖性が高まると考えられる。なお、特定児童の優遇や差別的扱いに基づく被害発生例については、本例以外にも「姉妹のうち特定の子どもが父親に優遇され、当該子どもは母親からは阻害されている」といったパターンなどが想定されうる。そのような場合には、「家庭内のどのような関係箇所で閉鎖性が発生するか、どのような関係や要因によって性的境界の侵害が発生しうるか」といった視点から見立てを講じられたい。

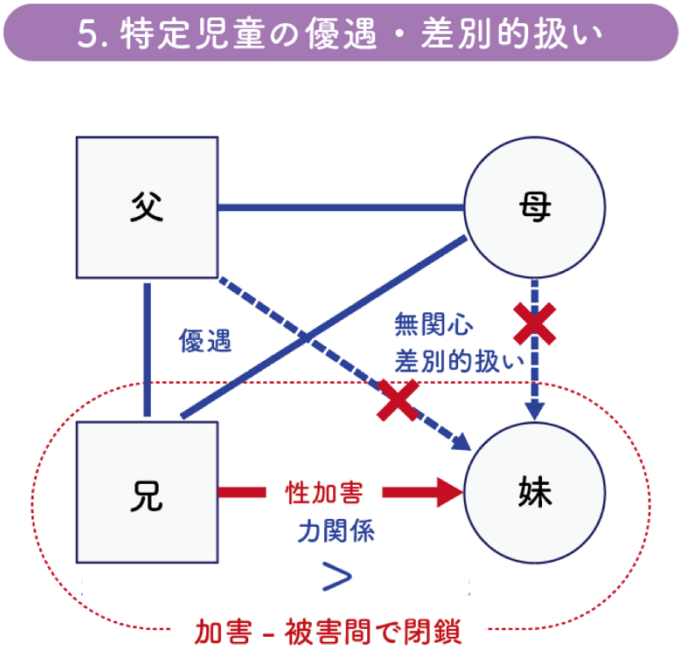


図 20.5 見立ての例(5) 特定児童に対する優遇・差別的扱いのある環境下での子どもの家庭内性被害(例)

(6) 逆転的な力関係から発生する子どもの家庭内性被害の一例

最後に、「外部から見た場合、必ずしも加害者側の力関係が強いと観察されるとは限らない」という警鐘を込めて、当該条件に相当する家庭内性被害の一例を取り上げる。当該例に見られる主たる課題所見としては、「父親に対する母子からの無視・疎外・差別・軽蔑」等の関わりを想定した。当該状況下では、父よりも母子の力関係が外面的に強く観察される。そして、父親の子どもに対する親密性の希求や関係回復等の動機に加え、それを実現しようとする方法に不適切さが伴った場合に、例えば家庭内での盗撮等の加害行為が発生しうる。子どもが被害に気づいていない場合(被害認識の欠如)、加害—被害間で関係が閉鎖することになる。

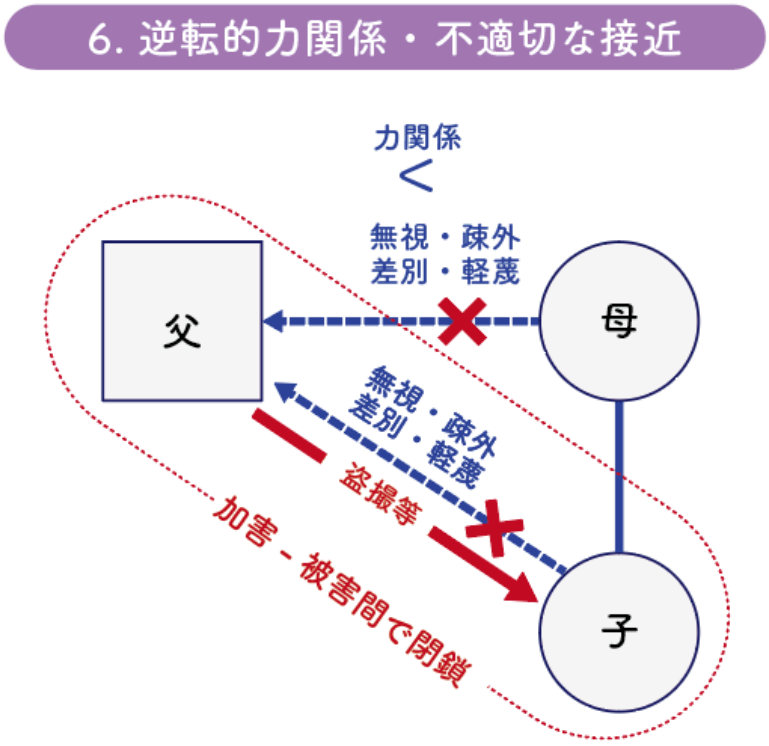


図 20.6 見立ての例(6) 逆転的力関係からの復権
不適切な接近方法に基づく子どもの家庭内性被害(例)

ここまで、「閉鎖性: 保護・援助要請機能の不在または剥奪」と「性的境界の侵害: 一方的または双方的な距離の近接と逸脱」という二つの仮説的構成概念を主軸に、子どもの家庭内性被害の発生構造やリスクを見立てるための枠組みとその活用例を整理した。

「子どもの家庭内性被害は、複雑かつ多様な被害例の総称である」という前提を踏まえ、個別の事例に即した総合的な見立てへの援用が期待される。

第 21 章 成果物構成の手続き

本事業では、児童相談所および市区町村を対象とした全国調査とその解析結果、そして文献調査で得られた知見を踏まえ、「子どもの家庭内性被害の早期発見」を目的とする小冊子を構成した(以下、「小冊子」とする)。本章では、作成にあたっての前提や意図、構成手続きについて整理する。

21.1 潜在化する子どもの家庭内性被害を早期に発見するために

子どもの家庭内性被害は、様々な局面で潜在化しているものと考えられる。加害者と被害者の中で情報が閉鎖している場合や、家族が被害を知っているが支援にはつながっていない家庭内での閉鎖、あるいは子どもの所属する機関等で被害事実が把握されている・懸念されているものの必要な支援につながっていない場合、他の相談等で関係機関にはつながっているが、性被害の事実が把握されていない場合などである。これら以外にも、第 3 章で指摘したとおり、子どもの家庭内性被害は様々な局面で潜在化していることが想定される。潜在化の局面や、被害の発見や子どもからの開示の機会を有する立場の者が様々である以上、早期発見に向けた取り組みの在り方にも多様な考え方や方法が想定されるだろう。

対象者については、被害を受けている子ども、その事実を知った被害児童の友人・同級生等の子ども、被害事実を把握している可能性のある家族や親族、児童相談所や市区町村の関連部門、学校や幼稚園、保育園、医療機関や警察、その他日頃から子どもに接する立場にある者や、広く社会全般もその範囲に含まれうる。取組の在り方についても、性関連教育や研修、啓発といった教育的アプローチ、組織的な対応の在り方に関するマクロ・ミクロな水準での工夫、あるいは面接法などの個別の支援技術の充実や開発、また、第 4 章・第 19 章に示したような情報技術的側面からのアプローチなども含まれうる。

しかし、対象者を問わず、どのような取組を講じる場合であっても、「事実に基づく知識」はそれらの根幹を支える重要な役割を担う。「子どもの家庭内性被害」にはどのような事例があり、どのような構造で発生しているのか。被害を受けた子どもからはどのようなサインが発せられ、どのような契機で被害が発覚し、どういった場合に被害の開示・告白がなされやすいのか。こういった実態に基づく知識がなければ、効果的な対応の在り方について検討し、的確な実践に繋げてゆくことはできない。また、基本となる知識を知ること、それ自体が持つ意義も大きい。性被害に関連する様々な誤解や偏見が解かれ、被害を受けた子どもや家族等の二次的な傷つきを防ぐことにも繋がりうる。子どもからの被害のほのめかしや部分的な開示があった場合に、それらを見落とさずに掬い上げられる可能性もある。

このような背景に基づき、本事業では、定量的な全国調査で得られた情報を活用し、特に「子どもの家庭内性被害の実態情報を基礎として早期発見のための知識を整理し、伝えること」を主眼とした資料を作成することとした。様々な対象者に向けた後続の取組への援用が期待される。

21.2 内容の構成意図と前提

小冊子の構成にあたっては、次に掲げる目的設定と限界設定を行った。

構成の目的
・当事業で実施した全国調査の結果および文献調査に基づき、特に「子どもの家庭内性被害」の早期発見に重点を置いた事実に基づく基礎知識の整理を行うこと。 ・主たる対象読者として、児童相談所や市区町村関連部門の支援者、学校、保育園・幼稚園等の教育関係者、その他児童の福祉に業務上関係のある団体および医師、保健師、弁護士、その他児童の福祉に職務上関係のある支援者を中心に想定し、広く一般の大人も対象に含めて、子どもの家庭内性被害に関する知識を伝えること。 ・これらをもって、被害の早期発見・早期対応の実現、あるいは広く、子どもの安全の拡充および健全な発達に貢献すること
構成上の限界と配慮事項
・子どもの家庭内性被害に関連する領域は広大であり、全ての観点を網羅できないこと。 ・掲載された内容から、被害の有無を直ちに特定あるいは断定するような知見や根拠は決して提示され得ないこと。 ・被害を早期に発見し、適切な支援につながることが構成の主眼であって、被害の疑いから子どもや家族、関係者あるいは関係組織に対する偏見や差別等につながることがあってはならないこと。 ・対象範囲を広く設定するため、一般的・全般的な原則を除いて、特定の組織や職種等に応じた具体的な対応の在り方について言及したり、規定したりすることはできないこと。 ・実態調査データ等、最大限客観的な事実情報に基づく知見を児童福祉の理念のもとに整理するものであって、記載内容自体には個別具体的な立場、主義、思想等に基づく主張は含まれ得ないこと。 ・事業で実施された調査は、児童相談所および市区町村の児童虐待対応関連部門で被害の把握された事例情報を対象としたものであり、他機関で扱われた事例や、未だ被害の把握されていない潜在事例に関する情報等は含まれていない。したがって、子どもの家庭内性被害の実態は未だ不明な点が多く、後続の調査・研究等によって明らかになる点が多分に存在する。また、今後関連法の改正等の可能性があることから、掲載する知識は更新が前提となること。

上述の目的と限界・配慮事項を踏まえ、掲載する内容を下記のとおり設定した。

掲載する基礎知識の内容
＜主たる内容＞ ・資料作成の目的と留意事項 ・「子どもの家庭内性被害」の定義と範囲 ・潜在化する背景と早期発見の重要性 ・被害の進行性と子どもへの影響 ・被害内容と被害を受けた子ども ・加害者、他の家族について ・早期発見の手がかり: 被害の発生構造を見立てる枠組み ・早期発見の手がかり: 子どもからのサインと学齢区分別での特徴 ・子どもからの被害開示と対応の原則・二次被害の防止 ・早期発見に向けた取組・わたしたちにできること ＜補足内容＞ ・きょうだい間の性的問題と子どもの障害について ・年齢にそぐわない子どもの性的行動 ・主要関連資料

21.3 構成手続き

タイトルは、『子どもの家庭内性被害　～児童相談所・市区町村対象の全国調査で見えてきたこと～』とした。表紙の作成にあたっては、(1)被害を受けるのは女児のみでなく男児も含まれることなどから、女性性を強く意識させるデザインをさけること、(2)被害の深刻さと支援の暖かさのバランスに配慮したデザインにすること、(3)父親や母親などの特定の人物像や家族構成等をイメージさせる構成を避けた抽象的なデザインにすること、(4)多くの人が手に取り、関心を持つようなデザインにすること、これら 4 つを要件としたイラスト・レイアウトを実施した。二度の素案修正を経て、図 21.1 に示す表紙が作成された。



図 21.1 本事業で作成した小冊子の表紙

小冊子全体の作成にあたっては、事業担当者による草案作成と、検討委員を含めた議論による修正・改善を事業期間内で随時実施した。作成された小冊子は、本事業報告書内には含まれず、別添となっていることに留意されたい。

第 22 章 総合考察と今後の課題

本事業の主題は、「潜在化する性的虐待の把握と実態に関する調査」である。まず、「性的虐待」という用語には、児童虐待防止法の定義に立脚した場合、「保護者・監護者による」ものという限定がある。被害を受けた子どもの視点、子どもの最善の利益を優先するという眼差しからは、加害主体の区分に限定されない「子どもの被害」全般を取り扱うことが必要であると考えられたため、本事業では、広く「子どもの性被害」を問題意識の対象に据え、中でも「子どもの家庭内性被害」に焦点を当てた調査研究を展開した。このとき、主題にも示されるとおり、子どもの家庭内性被害は、その特徴から家庭内や加害–被害児童間での「閉鎖」が発生し、被害事実を周囲が把握することが難しく、潜在化しやすいという特徴を有している。また、潜在化が発生する局面にも様々な水準があると考えられ、被害の全体像を把握することにも困難があった。

当該課題背景を受け、本事業では、(1)児童相談所および市区町村にて、「統計未計上となっている子どもの家庭内性被害」に関する潜在事例数の推定、ならびに現状の計上方法等に関する組織の実態を把握すること。そして、(2)児童相談所および市区町村での対応されている各種の相談事例の範囲に限らず、被害が未発見で潜在化している、あらゆる子どもの家庭内性被害を早期に発見するための被害実態に関する基礎知見を創出すること。これら二つの目的を設定し、各種の調査と分析を展開した。具体的には、国内外の文献を参照した既存知見の整理、全国の児童相談所および市区町村を対象とした組織調査と事例調査を実施した。

全国調査では、極めて凄惨かつ深刻な被害と形容されうるものから、ある種の偶発性を有した被害まで、多種多様な「子どもの家庭内性被害」の事例情報が報告された。原則として、数々の文献でも指摘されるとおり、身体的・心理的侵襲性が高く、子どもや家族、関係者とその将来に深刻なダメージを与える被害であり、「どのような内容の被害であっても決して軽視すべきではない」という視点から、「子どもの(家庭内)性被害は重篤な問題である」と捉えることが基本姿勢となるだろう。被害の多様さに対する配慮としては、「事例の個別性を無視した表現や、単一の側面のみを切り出した記述が用いられた場合には、当該問題に対する適切な理解から遠ざかるだけでなく、当事者への無理解、偏見や差別、ラベリング等につながり、被害児童や家族、関係者等が傷つき、深刻な二次的被害をもたらす可能性さえある」と整理される。一つの典型やイメージでは、決して語ることのできない問題であり、広く社会に慎重かつ丁寧な理解が求められる課題である。当該観点から、本事業では複数の分析課題を設定し、事例の個別性に配慮した知見の創出を試みた。そして、得られた知見を「閉鎖性: 保護・援助要請機能の不在または剥奪」と「性的境界の侵害: 一方的または双方的な距離の近接と逸脱」という二つのキーワードに基づく枠組みに総括整理した。

以降では、調査事業全体を踏まえ、事業の主たる二つの目的についての考察と提言を整理した上で、調査および研究の限界と留意事項と今後必要となる研究課題について述べる。

22.1 子どもの家庭内性被害に関する統計未計上の課題について

本事業では、潜在化している子どもの性被害の実態把握にむけた第一歩として、児童相談所および市区町村の児童虐待対応関連部門で取り扱われている、「被害は懸念・把握されているが、年次統計で未計上となっている潜在化した性被害事例の把握」を試みた。その結果、児童相談所においては、福祉行政報告例における「性的虐待」と「保護者以外からの性的虐待」を合算した相談対応件数のおよそ２割程度、市区町村においてはおよそ８割程度の「年次統計への未計上相談対応件数」があると推定される結果となった。これらの未計上潜在事例を正確な数値情報として明示的に計上し、政策等の意思決定に繋げてゆくためには、年次統計に係る計上方法の統一が求められることとなる。

このとき、本事業で対象とした「子どもの家庭内性被害」を含め、子ども虐待対応に係る児童相談所等の件数計上の不統一は従来から指摘されている課題となっている(山本他, 2017)。計上方法の統一にあたっては、各組織の情報管理体制の違いや、導入されている情報管理システム仕様の差異、「被害の確証がある事例」と「被害が強く疑われる・懸念される事例」の連続性や判別の難しさに由来する計上方法の一義的な統一の困難など、様々な障壁が存在するものと考えられる。また、単一の事例に対して複数種別の相談課題がある場合や、同一家庭に複数の児童が所属し、それぞれに被害内容が異なったり複合したりしている場合など、計上に係る扱い方の整理も単純ではないだろう。なお、子どもの家庭内性被害が途中発覚する事例の最初の相談種別は、養護相談(虐待)だけではない。被害を受けた子どもに随伴する問題や障害等も様々であり、区分を超えた複数の相談課題の受理と対応が発生する中で、それらをどのように整理するかといった観点についても考慮する必要があるだろう。その他にも、児童相談所と市区町村が連携し、共同管理する事例等の計上方法なども含め、年次統計の計上方法は、本邦全体の状況を見据えた上で、検討してゆく必要があるものと言える。

なお、正確な統計計上が叶ったとしても、潜在化している性被害全体を俯瞰した場合に、「当該福祉機関で統計未計上となっていた潜在事例」がカバーする範囲は一部分に過ぎない。「未だ被害が把握されず、必要な支援につながっていない潜在事例」についての実態を把握するためには、被害を可能な限り早期に発見し、問題を顕在化させてゆく取組と、その在り方に関する検討が必要になるだろう。

22.2 潜在化する子どもの家庭内性被害の早期発見に向けて

子どもの家庭内性被害は、それを特徴付ける様々な要因によって問題が閉鎖することで、必要な介入や支援につながらず、被害が潜在化する。問題が閉鎖し、被害が潜在化する局面には、加害者と被害児童の関係や家庭内といった単位だけでなく、被害を知った家庭外の親族や、被害児童からの開示を受けた友人や同級生、日頃から子どもに接する一次発見者の立場にある支援関係者など、

多様な水準がある。さらに広い視座からは、当該問題に対する社会の理解不足や誤解・偏見、あるいは社会文化的抑圧によって、被害発生環境の外部から閉鎖が形作られていることも指摘される。子どもの家庭内性被害が潜在化する背景には、重層的かつ複合的な課題がある。

被害の潜在化を防止し、より多くの被害を早期に発見するためには、子どもや大人、そして、福祉、教育、心理、医療、司法、警察等を代表とする関係支援者や社会全体に対する並行したアプローチが必要になるだろう。このとき、対象者や場面に応じて、個々の(いずれも重要な)取組の在り方にも様々なものが想定されうる。しかし、どのような取組を講じる場合であっても、「子どもの家庭内性被害の実態に関する基礎知識」は、その基盤となる重要な役割を担うものと考えられる。本事業で得られた知見の有効かつ適切な活用が期待される。

本事業で得られた知見を根拠とする範囲からは、主に次の２つの取組の重要性が指摘される。

① 重要な取組: 子どもに対する教育的アプローチ: 子どもの権利と意見表明

一つは、被害を受けた子どもや、被害の開示を受けた・事実を知った被害児童の友人・同級生、あるいは被害児童のきょうだい等を想定した「子どもに対する教育的アプローチ」である。それが重大な被害であり、守られるべき権利の侵害であり、「いやだ」と声をあげて良いものであることを伝える必要がある。そして、大人の助けが必要であること伝え、開示・相談・通告等をもって必要な支援につなげる取組によって、相当数の潜在事例が把握され、より多くの被害をより早期に食い止めることにつながると考えられる。

② 重要な取組: 周囲の大人、特に子どもに関わる支援者・関係者への研修・啓発、組織的対応

もう一つは、日頃から子どもと接する機会を持つ、「関係支援者等に対する知識との普及と、適切な対応の在り方に関する啓発」である。子どもの家庭内性被害は、被害児童本人の開示だけでなく、周囲の鋭敏な眼差しによって被害の発見・発覚に至った例が一角を占めている。子どもからの被害のサインを見落とさず、的確な一次対応を講じるために必要な知識の獲得を求めることで、現時点より多くの被害が早期に発見されるものと考えらえる。また、周囲の大人が被害を把握・懸念した場合であっても、適切な支援につながりづらい状況があることも報告されている。組織的対応体制の構築が、重要な役割を担うと考えられる。

繰り返しとなるが、子どもの家庭内性被害の潜在化を防止し、より多くの被害を早期に発見するためには、子どもや大人、関係支援者や社会全体に対するアプローチが必要になると考えられる。本事業の対象範囲からは上記の２点の重要性を特筆して指摘したが、それ以外にも様々な取組が並行して展開される必要がある。一例として、被害の早期発見が実現されたとしても、児童相談所、あるいは一時保護施設等の関連機関の環境・体制・連携等が十分でなければ、被害を受けた子ども

に必要な支援を展開することにも困難が生じる。被害の防止あるいは早期発見から、子どもや家庭への介入・支援、アフターケアや生涯発達に至るまでの連続した時間軸の視点と、福祉、教育、心理、医療、司法、警察等を代表とする関連機関や、広く社会全般を含めた領域横断的な視点を含め、全体的な視座から取組の在り方を考えていくことが求められる。

22.3 本調査研究の限界と今後の研究課題

最後に、本事業で実施した各種調査および分析に係る限界点を補足し、今後必要となる研究課題について整理する。なお、今後の研究課題については、児童福祉等の関連領域全般で実施される事例・実践研究や調査研究、あるいは関連領域の研究者・研究機関等全般に向けて課題整理を行うものであって、次年度以降の事業受託元調査研究事業(子ども・子育て支援調査研究推進事業等)での実施を提案あるいは示唆するものではない。

【本調査研究の主要な限界点】

本事業では、広く「子どもが被害を受ける性的問題全般」を課題意識の対象に据え、なかでも保護者・監護者によらない「子どもの家庭内性被害」に焦点を当てた調査・分析を実施した。特に、児童相談所および市区町村の児童虐待対応関連部門で相談対応された子どもの家庭内性被害に関する事例調査は、「顕在化した被害事例の情報から、潜在事例の早期発見にむけた手がかりを析出すること」を意図したものである。このとき、当該調査では、対象となった各組織から被害が把握された任意の事例(最大 20 件まで)に関する情報の報告を求める形式を採用した。したがって、(1)本報告書および成果物資料に含まれる件数・該当数等の各種数値は、「児童相談所および市区町村の福祉関連部門で相談対応された子どもの家庭内性被害の一部分を扱ったもの」、「調査に含まれた事例数や各種設問への該当報告数」を意味するものであり、「被害の全数」や「被害事例全体の情報」を指し示すものではない。また、本事業の調査は、上に掲げた福祉機関を対象としたものであるため、子どもの家庭内性被害全体の視点からは、情報に偏りが発生している可能性が高いと考えられる。すなわち、(2)本事業の調査結果や分析によって得られた知見は、「潜在化している事例を含めた子どもの性被害全体の傾向や特徴」を必ずしも反映したものであるとは限らず、得られた知識を還元する範囲に限定・限界が含まれることに留意されたい。また、本事業では、文献調査および実態調査等の結果を踏まえて、(3)子どもの家庭内性被害の構造や発生リスクを見立てるための仮説的枠組みについての整理を実施したが、その有効性や個別の要素等に関する不十分さを内包しており、今後の具体的検証を必要としている段階にある。その他、個別の調査・分析に係る限界点については、各章の考察等に記載した内容を確認されたい。

【本調査事業の範囲から提示される今後の研究課題】

「子どもの家庭内性被害」、あるいは広く「子どもの性被害」というテーマについて、未だ課題や問題、その実態等が不明となっている事柄は多い。被害の全体像や各種の対応とその効果など、多角的視点から研究が実施され、知見が蓄積されていく必要がある。関係領域を横断した研究など、切れ目のない知見の整理も必要になるだろう。

また、そもそも、本事業は「子どもの(家庭内)性被害」に対象を絞った単群調査であった。「子どもの性被害事例」に見られる各種の共通性や個別性の特徴を把握することを主眼としたため、一般群との特徴比較や、他の児童虐待事例や他種別の相談受理事例との特徴比較は行なっていない。「潜在化する子どもの性被害を検出する、早期に発見する」ための定量的な知識をより精密に捉えるためには、各種対照群を設定した後続の調査が必要となる。本節では、単群対象調査であることの限界点も含め、本調査事業の主たる目的である「潜在化する子どもの家庭内性被害の早期発見」の視座から、調査・分析等で得られた知見に基づく範囲で、今後の検討が必要と考えられる主要な研究課題を 3 点に絞って簡潔に整理する。

① 「子どもの性被害」の事例情報の対象範囲を拡大した調査が必要であること

本事業では、児童相談所または市区町村の児童虐待対応関連部門で対応された、子どもの性被害事例を対象とした情報の収集と分析を行なっている。しかし、子どもの性被害への対応が実施されているのは、当該組織だけではない。福祉領域で取り扱われた事例情報は、子どもの性被害事例の一部分であり、警察等の他の組織で対応されているものとは、被害の特徴や内容に一定の違いがある可能性がある。子どもの性被害事例に関する的確な知識を集積してゆくためには、対象組織の範囲を拡大した後続の調査研究が必要となる。

② 比較対照群を設定した「子どもの性被害」事例のより詳細な特徴把握

本事業の調査では、「子どもの(家庭内)性被害事例」のみに焦点を当てて事例情報を収集し、その分析を実施した。その結果、被害事例に見られる各種の特徴が析出されたが、「それが、性被害にどの程度固有の特徴なのか」という観点については、十分な知見が得られていない。子どもに関わる各種の現場において、被害を早期に発見する上で重要なのは、「性被害を受けていない子どもとの差異」である。例えば、児童相談所での知見活用を想定した場合、「児童虐待通告・相談対応事例や、他種別の相談事例の中で、性被害の伴う事例と、そうでない事例の比較」を行うことが必要となる。あるいは、学校や幼稚園・保育園等の現場での知見活用を想定するならば、「性被害を受けている子どもと、そうでない一般対照群の子ども」との差異を比較してゆく必要がある。改めて、本事業の調査が、こういった比較検討の前段階としての調査であるという位置付けを強調しておきたい。

③ 本調査研究の途上で確認された、さらなる重点検証を要する課題領域

本事業での調査結果を集計・分析し、その結果を整理するなかで、今後の重点的な検証を必要とする課題がいくつか析出された。

(重点検証課題 1) 性被害発生リスクのより的確な見立てのために
加害者に関する重点検証の必要性

第一に、本事業では、潜在化している被害の早期発見をテーマとして、その実態を広く捉えるべく各種の調査を実施しており、特に事例調査では「潜在事例においては、誰が加害者かわかっていない」という前提から、加害者(児)に焦点・力点を置いた情報収集や分析を実施しなかった。しかし、性被害の発生を決定づけるのは、多くの場合において加害者による加害行為である。当該現象に対する詳細な検討がなければ、子どもの家庭内性被害の実態を詳細に捉え、理解を進め、リスク等を的確に見立ててゆくことはできないだろう。本邦においては、子どもの性被害に対する加害者研究が特に不足している(越智, 2006)。後続した研究が求められる重要な課題の一つであると言えるだろう。

(重点検証課題 2) 被害の早期発見手法の研究: 潜在化する被害の早期発見のために
子どもからの被害開示に関する重点検証の必要性

第二に、子どもからの被害開示に関するより詳細な検討が求められる。本事業では、被害の開示の有無や開示に至るまでの期間と、被害内容や養育者情報等の事例の特徴を記述する項目との関連については一部検討が加えられた。しかし、特に早期発見の視座からは、「子どもに接する様々な場面・機会において、どのような取組を講じれば、より負担なく、子どもからの開示が得られるか」といった視点からの個別具体的な取組の内容や在り方と、その効果に関する研究・検討が必要であると考えられる。専門的面接や聞き取りの方法等に限らない、様々な場面での具体的取組を範囲に含めた知見が得られれば、被害の早期発見に大きく寄与するものと考えられる。

(重点検証課題 3) 詳細課題の追加解析: 子どもの性被害をより詳細に理解するために
より詳細な性被害事例の特徴分析の必要性

第三に、本事業では、個別の観点から切り出した分析(重点分析)を実施したが、明確な特徴等が十分に析出されなかった領域が含まれている。(a)きょうだい事例の分析では、家族構成や非加害親の存在等、十分な分類や類型整理等を踏まえた分析が実施されていない。(b)非加害養育者の分析では、その多様性に関する分析が扱われていない、(c)ひとり親家庭等の養育者不在環境下での性被害の区分・類型等を踏まえた特徴や被害の発生要因が十分に整理さ

れていない、(d)「無症候性の子ども」に関しては、被害内容や被害発生環境の類型を踏まえた検討になっておらず、関連要素が十分に検出されていない、(e)男児の被害事例の特徴が、十分に検討されていない、といった不足事項が確認されている(それぞれの詳細は個別の重点分析課題章の考察を参照)。

本事業で取り扱われたのは、「子どもの(家庭内)性被害事例の単群を対象とした調査」の情報であり、「後続する比較調査、詳細課題に向けた第一段階の特徴把握」として位置付けられるものである。今後も、上述した課題等について、継続した調査・研究を実施してゆく必要がある。

子どもの最善の利益を優先する視点から、幅広い知識・技術の蓄積と、その活用が期待される。

引用文献

【A】

秋島百合子『メリー・ポピンズは生きているー現代英国ナニー事情』朝日新聞社　1991 年.

Abel, G. G., Becker, J. V., & Cunningham-Rathner, J. (1984). Complications, consent, and cognitions in sex between children and adults. International Journal of Law and Psychiatry, 7(1), 89-103. doi:10.1016/0160-2527(84)90008-6

Adams, J. A., Harper, K., Knudson, S.& Revilla, J. (1994). Examination findings in legally confirmed child sexual abuse: It's normal to be normal. Pediatrics.;94(3):310–317.

Afifi, T. O., MacMillan, H., Cox, B. J., Asmundson, G. J., Stein, M. B. & Sareen, J. (2009). J, Interpers Violence. 24,8, 1398-417.

Akaike, H. (1973). Information theory and an extension of the maximum likelihood principle, 2nd, International Symposium on Information Theory (eds. B. N. Petrov and F. C saki), 267-281, Akademiai Kiado, Budapest. (Reproduced in Breakthroughs in Statistics, Vol.1, Foundations and Basic Theory (eds. S. Kotz and N.L. Johnson), Springer-Verlag, New York, (1992).)

Akaike, H. (1974). A new look at the statistical model identification, IEEE Transactions on Automatic Control, AC-19(6), 716-723.

Allen B. (2017). Children with sexual behavior problems: clinical characteristics and relationship to child maltreatment. *Child Psychiatry Hum. Dev.* 48189–199. 10.1007/s10578-016-0633-8

American Psychiatric Association (2013). Diagnostic and statistical manual of mental disorders, 5th ed., Washington, DC (高橋・大野 監訳，染矢，神庭，尾崎，三村，村井訳: DSM-5 精神疾患の診断・統計マニュアル．東京，医学書院，2014).

Amsterdam Sexual Abuse Case study. European journal of psychotraumatology, 9(1), 1503524. https://doi.org/10.1080/20008198.2018.1503524
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6129781/ (2020. 08. 01)

Amsterdam Sexual Abuse Case (ASAC)-study in day care centers: longitudinal effects of sexual abuse on infants and very young children and their parents, and the consequences of the persistence of abusive images on the internet. BMC psychiatry, 14, 295. https://doi.org/10.1186/s12888-014-0295-7
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC4240883/ (2020. 08. 01)

Alaggia, R., Collin-Vézina, D., & Lateef, R. (2019). Facilitators and Barriers to Child Sexual Abuse (CSA) Disclosures: A Research Update (2000-2016). Trauma, violence & abuse, 20(2), 260–283. https://doi.org/10.1177/1524838017697312
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6429637/ (2020. 08. 01)

【B】

Babchishin, K. M., Nunes, K. L., Hermann, C. A. (2013). The validity of Implicit Association Test (IAT) measures of sexual attraction to children: a meta-analysis. Arch Sex Behav, 42, 3, 487–99. 10.1007/s10508-012-0022-8

Bancroft, L. & Silverman, J. G. (2002). The Batterer as Parent Addressing the Impact of Domestic Violence on Family Dynamics.
Sage Publications, Inc. (幾島幸子訳（2004）DV にさらさらる子どもたち 加害者としての親が家族機能に及ぼす影響 金剛出版)

Bartels, R.M., Beech, A.R., Harkins, L., & Thornton, D. (2018). Assessing sexual interest in children using the Go/No-Go association test. Sexual Abuse: A J Res Treat, 30, 5, 593–614. 10.1177/1079063216686119

Bays, J. & Chadwick, D. (1993). Medical diagnosis of the sexually abused child. Child Abuse Negl, 17, 91-110. doi:10.1016/0145-2134(93)90011-S

Baker, K. (2005). Preventing child sexual abuse: A national resource directory and handbook. Enola, PA: National Sexual Violence Resource Center.

Beech, A. R., & Ward, T. (2004). The integration of etiology and risk in sexual offenders: A theoretical framework. Aggression and Violent Behavior, 10(1), 31-63. doi:10.1016/j.avb.2003.08.002

Berecz, H., Csábi, G., Jeges, S., Herold, R., Simon, M., Halmai T, et al. (2017). Minor physical anomalies in bipolar I and bipolar II disorders - results with the Méhes Scale. Psychiatry Res 249:120–4. 10.1016/j.psychres.2017.01.014

Berenson, A. B., Chacko, M. R., Wiemann, C. M., Mishaw, C. O., Friedrich, W. N., Grady, J. J. (2000). A case-control study of anatomic changes resulting from sexual abuse. Am J Obstet Gynecol. 182, 4, 820–831. 10.1016/S0002-9378(00)70331-0

Berner W., Briken P. & Hill A. (2009). Female Sexual Offenders. In: Saleh F.M., Grudzinskas A.J., Bradford J.M., Brodsky D.J., editors. Sex Offenders—Identification, Risk Assessment, Treatment, and Legal Issues. Oxford University Press; Oxford, UK: 2009.

Berzenski, S. R., Yates, T. M. & Egeland, B. (2014). A Multidimensional view of continuity in intergenerational transmission of child maltreatment. In Korbin, J. E. & Krugman, R.D. (eds.). Handbook of Child Maltreatment, 115-129, Springer, Dordrecht.

Bessel A. van der Kolk, MD. (2005). Developmental Trauma Disorder: Toward a rational diagnosis for children with complex trauma histories, Psychiatric Annals, 35, 5, 401-408.

Bickart, W., McLearen, A. M., Grady, M. D., & Stoler, K. (2019). A Descriptive Study of Psychosocial Characteristics and Offense Patterns in Females with Online Child Pornography Offenses. Psychiatry, psychology, and law : an interdisciplinary journal of the Australian and New Zealand Association of Psychiatry, Psychology and Law, 26(2), 295–311. https://doi.org/10.1080/13218719.2018.1506714
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6763121/ (2020. 08. 01)

Black, P. J., Wollis, M., Woodworth, M et al. (2014) A linguistic analysis of grooming strategies of online child sex offenders: Implications for our under- standing of predatory sexual behavior in an increasingly computer-mediated world, Child Abuse and Neglect, 44, 140-149. doi:10.1016/j.chiabu.2014.12.004

Bonach, K., Mabry, J. B. & Potts-Henry, C. (2010). Exploring nonoffending caregiver satisfaction with a Children's Advocacy Center, Journal of Child Sexual Abuse, 19, 687-708. doi:10.1080/10538712.2010.522495

Bradshaw, C. P. (2014). The role of families in preventing and buffering the effects of bullying, JAMA, Pediatrics, 168, 991–993.

Bradshaw, C. P. (2015). Translating research to practice in bullying prevention. American Psychologist, 70, 322–332.

Briggs F., Hawkins R. Protecting boys from the risk of sexual abuse. (2015). Early Child Dev. Care, 110, 19–32. doi: 10.1080/0300443951100102.

Brilleslijper-Kater S. N., Friedrich W. N., Corwin D. L. (2004). Sexual knowledge and emotional reaction as indicators of sexual abuse in young children: theory and research challenges. Child Abuse Negl. 28 1007–1017. 10.1016/j.chiabu.2004.06.005

Brooks, S. J., Savov, V., Allzen, E., Benedict, C., Fredriksson, R., Schioth, H. B. (2012). Exposure to subliminal arousing stimuli induces robust activation in the amygdala, hippocampus, anterior cingulate, insular cortex and primary visual cortex: a systematic meta-analysis of fMRI studies. NeuroImage, 59, 3, 2962–73. 10.1016/j.neuroimage.2011.09.077

Burt, M. R. (1980). Cultural myths and supports for rape. Journal of Personality and Social Psychology, 38(2), 217-230. doi:10.1037/0022-3514.38.2.217

Bürkner, P. (2017). “brms: An R Package for Bayesian Multilevel Models Using Stan.” Journal of Statistical Software, 80(1), 1–28. doi: 10.18637/jss.v080.i01.

Bürkner, P. (2018). “Advanced Bayesian Multilevel Modeling with the R Package brms.” The R Journal, 10(1), 395–411. doi: 10.32614/RJ-2018-017.

【C】

Cantor, J. M., Kabani, N., Christensen, B. K., Zipursky, R. B., Barbaree, H. E., Dickey, R., et al.(2008). Cerebral white matter deficiencies in pedophilic men. J Psychiatr Res, 42, 3, 167–83. 10.1016/j.jpsychires.2007.10.013

Cantor, J. M., Lafaille, S., Soh, D. W., Moayedi, M., Mikulis, D. J., Girard, T.A. (2015) Diffusion tensor imaging of pedophilia. Arch Sex Behav, 44(8):2161–72. 10.1007/s10508-015-0629-7

Cantor JM, Lafaille SJ, Hannah J, Kucyi A, Soh DW, Girard TA, et al. Independent component analysis of resting-state functional magnetic resonance imaging in pedophiles. J Sexual Med (2016) 13(10):1546–54. 10.1016/j.jsxm.2016.08.004

Capaldi, D.M., Knoble, N.B., Shortt, J.W. & Kim, H. K. (2012). A Systematic Review of Risk Factors for Intimate Partner Violence, Partner Abuse, 3, 2, 231-280.

Carrion, V. G., Weems, C. F., Reiss, A. L. (2007). Stress predicts brain changes in children: A pilot longitudinal study on youth stress, posttraumatic stress disorder, and the hippocampus. Pediatrics. 119, 509–16.

Center for Sex Offender Management. U.S. Department of Justice Female Sex Offenders. (2007). Avairable Onlne, Retrieved https://cepp.com/wp-content/uploads/2020/01/11-Female-Sex-Offenders.pdf (2020. 08. 01)

Chaffin M., Berliner L., Block R., Johnson T. C., Friedrich W. N., Louis D. G., et al. (2008). Report of the ATSA task force on children with sexual behavior problems. *Child Maltreat* 13 199–218. 10.1177/1077559507306718

Chambless, D.L., Sanderson, W. C., Shoham, V., et al. (1996). An update on empirically validated therapies, Clin Psychol Psychother, 49, 5–18.

Chambless, D. L. & Hollon, S. D. (1998). Defining empirically supported therapies, J Consult Clin Psychol, 66, 1, 7-18.

Chawla, N. V., Bowyer, K. W., Hall, L. O., & Kegelmeyer, W. P. (2002). Smote: Synthetic minority over-sampling technique. Journal of Artificial Intelligence Research, 16, 321-357.

Chen, T. & Guestrin, C. (2016). "XGBoost: A Scalable Tree Boosting System", 22nd SIGKDD Conference on Knowledge Discovery and Data Mining. https://arxiv.org/abs/1603.02754 (Retrieved 2020. 08. 01).

Christian, C. W., Lavelle, J. M., De Jong, A. R., Loiselle, J., Brenner, L., Joffe, M. (2000). Forensic evidence findings in prepubertal victims of sexual assault. Pediatrics, 106, 1, Pt 1, 100–104. 10.1542/peds.106.1.100

Cohen, J. A. & Mannarino, A. P. (1996). A treatment outcome study for sexually abused preschool children: initial findings, J Am Acad Child Adolesc Psychiatry, 35, 1, 42-50.

Cohen, J. A. & Mannarino, A. P. (1998). Interventions for sexually abused children: initial treatment outcome findings, Child Maltreat, 3, 17–26.

Cohen, J. A., Deblinger, E., Mannarino, A. P,, Steer, R. A. (2004).
A multisite, randomized controlled trial for children with sexual abuse-related PTSD symptoms, J Am Acad Child Adolesc Psychiatry, 43, 4, 393-402.

Cohen, J.A., Mannarino, A. P., Deblinger, E. (2006). Treating trauma and traumatic grief in children and adolescents, Guilford Press; New York: 2006.

Coid, J., Petruckevitch, A., Feder, G., Chung, W., Richardson, J. & Moorey, S. (2001). Relation between childhood sexual and physical abuse and risk of revictimisation in women: a cross-sectional survey, Lancet, 358, 9280, 450-4.

Cyr, M., McDuff, P. & Wright, J. (2006). Prevalence and predictors of dating violence among adolescent female victims of child sexual abuse, J Interpers Violence, 21, 8, 1000-17.

Cromer, L.D., Goldsmith, R.E. (2010). Child sexual abuse myths: attitudes, beliefs, and individual differences. J Child Sex Abus, 19, 6, 618-47.

Cross, T. P., Jones, L. M., Walsh, W. A. et al.(2007), Child forensic interviewing in Children's Advocacy Centers: Empirical data on a practice model. Child Abuse Negl, 31, 1031-1052. doi:10.1016/j.chiabu. 2007.04.007

【D】

Daigneault, I., Hébert, M & McDuff, P. (2009). Men's and women's childhood sexual abuse and victimization in adult partner relationships: a study of risk factors.
Child Abuse Negl, 33, 9, 638-47

Davis, M. K., Gidycz, C.A. (2000). Child sexual abuse prevention programs: A meta-analysis. Journal of Clinical Child Psychology, 29, 257–265.

Department of Health and Social Care, UK (2018, May 13). A Trauma-informed Health and Care Approach for responding to Child Sexual Abuse and Exploitation: Current knowledge report, GOV. UK Report, Funded by

Department of Health and Social Care. Retrieved https://www.gov.uk/government/publications/child-sexual-abuse-trauma-informed-care (2021.02.28).

DiLillo, D., Giuffre, D., Tremblay, G. C., Peterson, L. (2001). A closer look at the nature of intimate partner violence reported by women with a history of child sexual abuse. Journal of Interpersonal Violence, 16, 2, 116–132. doi: 10.1177/088626001016002002.

DiPietro, E. K., Runyan, D. K. & Fredrickson, D. D. (1997). Predictors of disclosure during medical evaluation for suspected sexual abuse. J Child Sex Abuse. 1, 133–42.

Dorsey, S., Briggs, E. C. & Woods, B. A. (2011). Cognitive-behavioral treatment for posttraumatic stress disorder in children and adolescents, Child Adolesc Psychiatr Clin N Am. 20, 2, 255-69.

Drake, B. & Jonson-Reid, M.(2014). Poverty and child maltreatment. In Korbin, J. E. & Krugman, R. D.(eds.). Handbook of Child Maltreatment, 131-148, Springer, Dordrecht.

Drew A. Linzer, Jeffrey B. Lewis (2011). poLCA: An R Package for Polytomous Variable Latent Class Analysis. Journal of Statistical Software, 42(10), 1-29. URL http://www.jstatsoft.org/v42/i10/.

Durlak, J. A., Weissberg, R. P., Pachan, M. (2010). A meta-analysis of after-school programs that seek to promote personal and social skills in children and adolescents. Community Psychology, 45, 294–309.

Dyshniku, F., Murray, M. E., Fazio, R. L., Lykins, A. D. (2015). Cantor JM. Minor physical anomalies as a window into the prenatal origins of pedophilia. Arch Sex Behav, 44, 8, 2151–9. 10.1007/s10508-015-0564-7

【E】

Egeland, B., Jacobvitz, D. & Sroufe, L.A. (1988). Breaking the cycle of abuse, Child Development, 59, 4, 1080-1088.

Espelage, D.L., Low, S., Polanin, J. R., Brown, E. C. (2015). Clinical trial of second step© middle-school program: Impact on aggression & victimization. Journal of Applied Developmental Psychology. 37, 52–63.

Everson, M.D. & Boat B. W. (1989). False allegations of sexual abuse by children and adolescents, J Am Acad Child Adolesc Psychiatry, 28, 2, 230-5.

Everson M. D., Faller K. C. (2012). Base rates, multiple indicators, and comprehensive forensic evaluations: why sexualized behavior still counts in assessments of child sexual abuse allegations. J. Child Sex. Abus. 21 45–71. 10.1080/10538712.2012.642470

【F】

藤岡他(2006). 非行少女の性虐待体験と支援方法について-施設での実態調査から, 子どもの虐待とネグレクト, 8, 3, 334-341.

藤岡(2006). 『性暴力の理解と治療教育』 誠信書房.

藤岡(2016). 性暴力の理解と治療教育 児童精神医学とその近接領域 57, 3, 372-378.

藤澤・西澤(2006). 性的虐待を受けた子どもの性化行動に関する研究--Child Sexual Behavior Inventory(CSBI)を用いた評価の試み, 明治安田こころの健康財団, 研究助成論文集, 42, 156-165. Retrieved 2020. 08. 011).

福島(2000)「子どもの性的虐待の実態とその対策」公衆衛生・64(5), p.318-323

福井・松村(2003). 心的外傷後ストレス障害の回復過程の看護援助 : 犯罪被害者の思いの分析. 日本精神保健看護学会誌, 12(1), 22-32. doi:10.20719/japmhn.KJ00006916676

Faller, K. C. (1989). The role relationship between victim and perpetrator as a predictor of characteristics of intrafamilial sexual abuse. Child Adolesc Social Work J, 6, 3, 217–229. 10.1007/BF00755849

Faller, K. C. (1995). A clinical sample of women who have sexually abused children. J. Child Sexual Abuse, 4, 13–30. doi: 10.1300/J070v04n03_02.

Feiring, C., Taska, L., & Lewis, M. (1996). A process model for understanding adaptation to sexual abuse: The role of shame in defining stigmatization. Child Abuse & Neglect, 20(8), 767-782. doi:10.1016/0145-2134(96)00064-6

Feiring, C., Simon, V. A., Cleland C. M. & Barrett, E.P. (2013). Potential pathways from stigmatization and externalizing behavior to anger and dating aggression in sexually abused youth, J Clin Child Adolesc Psychol, 42, 3, 309-22.

Felitti, V.J., Anda, R.F., Nordenberg, D., Williamson, D.F., Spitz, A.M., Edwards, V., Koss, M. P., Marks, J.S. (1998). Relationship of childhood abuse and household dysfunction to many of the leading causes of death in adults. The Adverse Childhood Experiences (ACE) Study, Am J Prev Med, 14, 4, 245-58.

Finkelhor. D. (1984). Child sexual abuse: New theory and research. New York The Free press.

Finkelhor, D., & Browne, A. (1985). The traumatic impact of child sexual abuse: A conceptualization. American Journal of Orthopsychiatry, 55, 530-541.

Finkelhor D, Asdigian N & Dziuba-Leatherman J. (1995). Victimization prevention programs for children: A follow-up. American Journal of Public Health. 85:1684–1689.

Finkelhor, D., Ormrod, R.K. & Turner H.A. (2007). Poly-victimization: a neglected component in child victimization, Child Abuse Negl. 2007 Jan; 31(1):7-26.

Finkelhor, D., Ormrod, R. & Chaffin, M. (2009). Juveniles who commit sex offenses against minors. Washington, DC: Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention.

Finkelhor, D., Vanderminden, J., Turner, H., Shattuck, A., Hamby, S. (2014). Youth exposure to violence prevention programs in a national sample. Child Abuse & Neglect. 38, 677–686.

Fontes, L.A. & Plummer, C. (2010). Cultural issues in disclosures of child sexual abuse. J Child Sex Abus., 19, 5, 491-518.

Fonteille V, Redouté J, Lamothe P, Straub D, Lavenne F, Le Bars D, et al. (2019). Brain processing of pictures of children in men with pedophilic disorder: a positron emission tomography study. NeuroImage Clin, 21, 101647. 10.1016/j.nicl.2018.101647

Foshee, V. A., Bauman, K. E., Ennett, S. T., Linder, G. F., Benefield, T., Suchindran, C. (2004). Assessing the long-term effects of the Safe Dates program and a booster in preventing and reducing adolescent dating violence victimization and perpetration. American Journal of Public Health, 94, 619–624.

Friedrich et al. (1992). Child Sexual Behaviour Inventory: Normative and Clinical Comparisons. Psychological Assessment, 4, 3, 303-311.

Friedrich, W. N. (1993). Sexual victimization and sexual behavior in children: A review of recent literature. Child Abuse and Neglect, 17, 59-66.

【G】

Gagné, M.H., Lavoie, F. & Hébert, M. (2005). Victimization during childhood and revictimization in dating relationships in adolescent girls, Child Abuse Negl. 29, 10, 1155-72.

Gannon T.A. & Rose M.R. (2008). Female child sexual offenders: Towards integrating theory and practice. Aggress. Violent Behav, 13, 442–461. doi: 10.1016/j.avb.2008.07.002

Gallion, H.R., Milam, L. J., Littrell, L. L. (2016). Genital findings in cases of child sexual abuse: Genital vs vaginal penetration. J Pediatr Adolesc Gynecol, 29, 6, 604–611. 10.1016/j.jpag.2016.05.001

Gil, E. (1998) Age-Appropriate Sex Play Versus Problematic Sexual Behaviiors.: Gil, E. &
Jhonson, T. C. (1998). Sexualized Children. Launch Press. 21-40.

Gil, E. & Johnson, T.C. (1993). Sexualized Children. Assessment and Treatment of Sexualized Children Who Molest. Launch Press.

Gillath, O. & Canterberry, M. (2012). Neural correlates of exposure to subliminal and supraliminal sexual cues. Soc Cognit Affect Neurosci, 7, 8, 924–36. 10.1093/scan/nsr065

Gillies, D., Taylor, F., Gray, C., O'Brien, L. & D'Abrew, N. (2012). Psychological therapies for the treatment of post-traumatic stress disorder in children and adolescents, Cochrane Database Syst Rev, 12, CD006726.

Gillingham, P. (2016). Predictive Risk Modelling to Prevent Child Maltreatment and Other Adverse Outcomes for Service Users: Inside the 'Black Box' of Machine Learning. British journal of social work, 46(4), 1044–1058. https://doi.org/10.1093/bjsw/bcv031

Girardet, R., Bolton, K., Lahoti, S., et al. (2011) Collection of forensic evidence from pediatric victims of sexual assault. Pediatrics, 128, 2, 233–238. 10.1542/peds.2010-3037

Groth, N., & Birnbaum, H. (1978). Adult sexual orientation and attraction to underage persons. Archives of Sexual Behavior, 7, 175-181.

Grubb, A., & Turner, E. (2012). Attribution of blame in rape cases: A review of the impact of rape myth acceptance, gender role conformity and substance use on victim blaming. Aggression and Violent Behavior, 17(5), 443-452. doi:10.1016/j.avb.2012.06.002

Guastaferro, K., Zadzora, K. M., Reader, J. M., Shanley, J., & Noll, J. G. (2019). A Parent-focused Child Sexual Abuse Prevention Program: Development, Acceptability, and Feasibility. Journal of child and family studies, 28(7), 1862–1877. https://doi.org/10.1007/s10826-019-01410-y
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6818652/ (2020. 08. 01)

【H】

萩原他(2003).「性的虐待事例への援助方法に関する研究」こども未来財団.

橋本和明(2004)『虐待と非行臨床』創元社.

菱川愛(2007)「児童虐待問題における司法面接とは何か?」トラウマティック・ストレス・5(1), p.57-66

平山他(1999).「子どもと家族の心と健康・調査報告書」日本性科学情報センター.

保坂・増沢・大塚・長尾・中道圭人・中道直子・中澤・大川・土岐(2009). 児童虐待の援助法に関する文献研究（第 5 報）. 戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析・2000 年以降の性的虐待に関する文献研究・教育心理学分野における教科書分析, 社会福祉法人 横浜博萌会 子どもの虹情報研修センター, 平成 20 年度研究報告書, Retrieved http://210.227.113.187/contents/guidance/pdf_data/H20_bunken5.pdf. 2020. 08. 01.

Hackett, L., Day, A., & Mohr, P. (2008). Expectancy violation and perceptions of rape victim credibility. Legal and Criminological Psychology, 13(2), 323-334. doi:10.1348/135532507X228458

Hailes, H. P., Yu, R., Danese, A., & Fazel, S. (2019). Long-term outcomes of childhood sexual abuse: an umbrella review. The lancet. Psychiatry, 6(10), 830–839. https://doi.org/10.1016/S2215-0366(19)30286-X

Hall, G. C. N. & Hmhman, R. (1992). Sexual aggression against children: A conceptual perspective of etiology. Criminal Justice and Behaviour. 19.8-23.

Hall, D., Mathews, F., & Pearce, J. (1997). The development of intrusive sexuality in children and youth: The DISC research project. Paper presented at the 11th annual conference on Responding to Child Maltreatment, San Diego, CA.

Hamby S, Finkelhor D, Turner H. Teen dating violence: Co-occurrence with other victimizations in the national survey of children's exposure to violence (NatSCEV) Psychology of Violence. 2012;2(2):111–124. doi: 10.1037/a0027191.

Helfer, R. E.(1980). Developmental deficits which limit interpersonal skills. In Kempe, C. H. & Helfer, R. E (. eds.), The Battered Child, Third edition, 36-48, The University of Chicago Press, Chicago and London.

Herbert, J. L. & Bromfield, L. (2016). Evidence for the efficacy of the Child Advocacy Center Model: A systematic review. Trauma Violence Abuse, 17, 341-357. doi:10.1177/1524838015585319

Hébert, M., Lavoie, F., & Blais, M. (2014). Post-Traumatic Stress Disorder/PTSD in adolescent victims of sexual abuse: resilience and social support as protection factors. Ciencia & saude coletiva, 19(3), 685–694. https://doi.org/10.1590/1413-81232014193.15972013
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC4679324/ (2020. 08.01)

Hébert, M., Moreau, C., Blais, M., Lavoie, F., & Guerrier, M. (2017). Child sexual abuse as a risk factor for teen dating violence: Findings from a representative sample of Quebec youth. Journal of child & adolescent trauma, 10(1), 51–61. https://doi.org/10.1007/s40653-016-0119-7
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5756079/ (2020. 08. 01)

Hébert, M., Amédée, L. M., Blais, M., & Gauthier-Duchesne, A. (2019). Child Sexual Abuse among a Representative Sample of Quebec High School Students: Prevalence and Association with Mental Health Problems and Health-Risk Behaviors. *Canadian journal of psychiatry. Revue canadienne de psychiatrie*, *64*(12), 846–854. https://doi.org/10.1177/0706743719861387
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6935828/ (2020. 08. 01)

Heger A, Ticson L, Velasquez O, Bernier R. Children referred for possible sexual abuse: Medical findings in 2384 children. Child Abuse Negl. 2002;26(6–7):645–659. 10.1016/S0145-2134(02)00339-3

Heppenstall-Heger A, McConnell G, Ticson L, Guerra L, Lister J, Zaragoza T. Healing patterns in anogenital injuries: A longitudinal study of injuries associated with sexual abuse, accidental injuries, or genital surgery in the preadolescent child. Pediatrics. 2003;112(4):829–837. 10.1542/peds.112.4.829

Hershkowitz, I, Horowitz, D & Lamb, M. E.(2005). Trends in children's disclosure of abuse in Israel: a national study, Child Abuse Negl, 29, 11, 1203-14.

Hetzel-Riggin, M. D., Brausch, A. M. & Montgomery, B. S. (2007). A meta-analytic investigation of therapy modality outcomes for sexually abused children and adolescents: an exploratory study, Child Abuse Negl, 31, 2, 125-41.

Hu, M. H., Huang, G. S., Huang, J. L., Wu, C. T., Chao, A. S., Lo, F. S., & Wu, H. P. (2018). Clinical characteristic and risk factors of recurrent sexual abuse and delayed reported sexual abuse in childhood. Medicine, 97(14), e0236. https://doi.org/10.1097/MD.0000000000010236
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5902297/ (2020. 08. 01)

Hubel, G. S., Campbell, C., West, T. et al. (2014). Child advocacy center-based group treatment for child sexual abuse. Journal of Child Sexual Abuse, 23, 304-325. doi:1 0.1080/10538712.2014.88812

【I】

市川(2008).「小児救急医療現場から見た児童虐待の実態と課題」, 子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)紀要 6, 1-17.

稲垣・前田(2015). 潜在クラス分析による「日本人の国民性調査」に おける信頼の意味とその時代的変遷の検討, 統計数理, 63, 2, 227-297.

井上・笹倉(2017). 児童期に性的虐待を受けた女性サバイバーの語りに見る自己回復力, 大谷教育福祉研究, 43. Retrieved https://www.osaka-ohtani.ac.jp/files/department/education/society/043_p01.pdf. 2020. 08. 01.

石川(2001).「性的被害とその影響-大阪コミュニティ調査の統計分析」. アディクションと家族・18, 1, 69-77.

石川(2008).「性虐待と性暴力のはざまで-性虐待の未然防止」『現代のエスプリ』496, 至文堂, 40-68.

岩崎・大阪大学大学院人間科学研究科教育臨床心理学講座. (2000). 日本の男女学生における性的被害-date/acquaintance rape の経験および被害者にとっての"重要な他者"としての経験. Kokoro no Kenkō (Ichikawa-Shi, Japan), 15(2), 52-61.

【J】

一般社団法人 日本子ども虐待防止学会(2020). 厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業 「障害児虐待等についての実態把握と虐待予防に関する家族支援のあり方、障害児通所 事業所・障害児入所施設における事故検証について」報告書, 令和２年３月. Retrieved http://jaspcan.org/wp-content/uploads/2020/09/report200917.pdf (2021. 01.07)

Jackson, S.L. (2012). Results from the Virginia Multi- disciplinary Team Knowledge and Functioning Survey: The importance of differentiating by groups affiliated with a child advocacy center. Child Youth Serv Rev, 34, 1243-1250. doi:10.1016/ j.childyouth.2012.02.015

Johnson, T. C., Feldmeth, J. R. Sexual Behaviors: Continuum. / Gill, E& Johnson, T. C. (1998) Sexualized Children. Assessment and Treatment of Sexualized Children and Children Who Molest. Launch Press. 41-52.

Johnson, T.C. (2002). Some considerations about Sexual Abuse and Children with sexual behaviior problems. J. of Trauma and Dissociation 3(4): 83-105.

Johnson, T.C.(2010). Understanding children’s sexual behaviors: What’s natural and healthy. San Diego, CA. Institute on Violence, Abuse and Trauma.

Jonsson, L. S., Fredlund, C., Priebe, G., Wadsby, M., & Svedin, C. G. (2019). Online sexual abuse of adolescents by a perpetrator met online: a cross-sectional study. Child and adolescent psychiatry and mental health, 13, 32. https://doi.org/10.1186/s13034-019-0292-1
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6708231/ (2020. 08. 01)

Jones, D. P. & McGraw, J. M. (1987). Reliable and fictitious accounts of sexual abuse to children. J Interpers Violence, 2, 1), 27–45. 10.1177/088626087002001002

Jordan, K., Fromberger, P., Müller, J. L., (2017). Structural and functional magnetic resonance imaging in assessing sexual preference. In: Boer DP, editor. The Wiley handbook on the theories, assessment, and treatment of sexual offending. Chichester, West Sussex, Malden, MA, Oxford: Wiley Blackwell, 925–64. 10.1002/9781118574003.wattso043

Jordan, K., Wild, T., Fromberger, P., Müller, I., & Müller, J. L. (2020). Are There Any Biomarkers for Pedophilia and Sexual Child Abuse? A Review. Frontiers in psychiatry, 10, 940. https://doi.org/10.3389/fpsyt.2019.00940
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6985439/ (2020. 08. 01)

Joyal CC, Beaulieu-Plante J, de Chanterac A. The neuropsychology of sex offenders: a meta-analysis. Sexual Abuse: A J Res Treat (2014) 26(2):149–77. 10.1177/1079063213482842

Jung, H., Herrenkohl, T. I., Skinner, M. L., Lee, J. O., Klika, J. B., & Rousson, A. N. (2019). Gender Differences in Intimate Partner Violence: A Predictive Analysis of IPV by Child Abuse and Domestic Violence Exposure During Early Childhood. Violence against women, 25, 8, 903–924. https://doi.org/10.1177/1077801218796329
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6395526/

【K】

戒能(2019). DV 対応の現状と体制および施策の展開, 子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)紀要 17, 1-13.

亀岡(2014). 講義「虐待を受けた子どもへの認知行動療法」<特集虐待を受けた子どもへの治療>. 子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)紀要 12, 1-9.

上村(2004).「性的虐待を受けた子ども・サバイバーへのアプローチ 『傷つきやすさ』から『強さ』へのパラダイムシフト」, 山口芸術短期大学研究紀要, 36, 47-62.

神奈川県中央児童相談所(2004).「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書」神奈川県中央児童相談所.

神奈川県中央児童相談所(2010).「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書(第３回)」神奈川県中央児童相談所.

神奈川県中央児童相談所(2018).「神奈川県児童相談所における性的虐待調査報告書(第４回)」神奈川県中央児童相談所.

加藤(2015). 講義「若年親の理解と支援」研修講演より, 子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)紀要 13, 54-69.

川野(2018). 『トラウマ・インフォームドケア』精神看護出版.

桐野由美子（2003）性的虐待への対応―多職種チームと法的インタビュー：鎌田穣監修　京都ノートルダム女子大学臨床心理センター編集「心理・福祉のファミリーサポート」金子書房

北山(2007). 性的虐待への理解と対応をもとめて, 小児保健研究, 66, 2, 180-182.

小山・小野・今泉(2012). 性的虐待を受けた子どもと非加害親への心理的支援 ―児童家庭支援センターでの親子並行面接を通して―, 藤女子大学紀要, 49, 2, 121-135. Retrieved https://core.ac.uk/download/pdf/72757198.pdf. 2020. 08. 01.

Kärgel C, Massau C, Weiß S, Walter M, Borchardt V, Krueger THC, et al. Evidence for superior neurobiological and behavioral inhibitory control abilities in non-offending as compared to offending pedophile, Human Brain Mapping, 38, 2. Retrieved https://www.researchgate.net/publication/309371217_Evidence_for_superior_neurobiological_and_behavioral_inhibitory_control_abilities_in_non-offending_as_compared_to_offending_pedophiles#read (2020. 08. 01).

Kataoka, S. H., Stein, B. D., Jaycox, L. H., Wong, M., Escudero, P., Tu, W., Zaragoza, C. & Fink, A. (2003). A school-based mental health program for traumatized Latino immigrant children, J Am Acad Child Adolesc Psychiatry, 42, 3, 311-8.

Katz, C. & Barnetz, Z. (2015). Children's narratives of alleged child sexual abuse offender behaviors and the manipulation process. Psychology of Violence, 6, 223-232. doi:10.1037/a0039023

Kaufman, J. & Zigler, E. (1987). Do abused children become abusive parents? American Journal of Orthopsychiatry, 57, 2.

Kellogg ND, Menard SW, Santos A. Genital anatomy in pregnant adolescents: 'Normal' does not mean 'nothing happened'. Pediatrics. 2004;113(1 Pt 1):e67–e69. 10.1542/PEDS.113.1.E67

Kellogg, N. D., & Committee on Child Abuse and Neglect, American Academy of Pediatrics (2009). Clinical report--the evaluation of sexual behaviors in children. Pediatrics, 124(3), 992–998. https://doi.org/10.1542/peds.2009-1692
Retrieved https://pediatrics.aappublications.org/content/pediatrics/124/3/992.full.pdf (2020. 08. 01)

Kendall-Tackett, L. E., Williams, L. M., & Finkelhor, D. (1993). The impact of sexual abuse on children: A review and synthesis of recent empirical studies. Psychological Bulletin, 113, 164-180.

King, N. J., Tonge, B. J., Mullen, P., Myerson, N., Heyne, D., Rollings, S., Martin, R., Ollendick, T. H. (2000). Treating sexually abused children with posttraumatic stress symptoms: a randomized clinical trial, J Am Acad Child Adolesc Psychiatry, 39, 11, 1347-55.

Knight, R. A., Carter, D. L., & Prentky, R. A. (1989). A system for the classification of child moles- ters: reliability and application. Journal of Interpersonal Violence, 4, 3-23.

Knott V, Impey D, Fisher D, Delpero E, Fedoroff P. (2016). Pedophilic brain potential responses to adult erotic stimuli. Brain Res, 1632, 127–40. 10.1016/j.brainres.2015.12.004

Ko, Ling Chan, Yan, E., Brownridge, D. A., Tiwari, A. & Fong, D.Y. (2011). Childhood sexual abuse associated with dating partner violence and suicidal ideation in a representative household sample in Hong Kong, J Interpers Violence, 26, 9, 1763-84.

Kogan, S.M. (2004). Disclosing unwnated sexual experiences: results from a national sample of adolescent women. Child Abuse Negl. 28, 2, 147-65.

Kotzé, J. M. & Brits, H. (2018). Do we miss half of the injuries sustained during rape because we cannot see them? An overview of the use of toluidine blue tissue stain in the medical assessment of rape cases. S Afr Fam Pract. 2018;60(2):37–40. 10.1080/20786190.2017.1386868

Kotzé, J. M., & Brits, H. (2019). Child sexual abuse: The significance of the history and testifying on non-confirmatory findings. African journal of primary health care & family medicine, 11(1), e1–e7. https://doi.org/10.4102/phcfm.v11i1.1954
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6620543/ (2020. 08. 01)

Kruger THC, Sinke C, Kneer J, Tenbergen G, Khan AQ, Burkert A, et al. Child sexual offenders show prenatal and epigenetic alterations of the androgen system. Transl Psychiatry (2019) 9(1):28. 10.1038/s41398-018-0326-0

Krugman, R. D(. eds.). The Battered Child, Fifth edition, 594-614, The University of Chicago Press, Chicago and London. (坂井監訳(2003) 虐待された子ども，pp.1102-1141，明石書店)186-192.

Kwiatkowski, C., Schaeffer, C., Ebnesajjad, C., Hall, B., Letourneau, E.J. (in press). Drivers of youth problem sexual behavior and their relationship to MST treatment outcomes, Unpublished manuscript. Reffered from: https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5523139/ (2020. 08 .01)

【L】

Landgren, V., Malki, K., Bottai, M., Arver, S., & Rahm, C. (2020). Effect of Gonadotropin-Releasing Hormone Antagonist on Risk of Committing Child Sexual Abuse in Men With Pedophilic Disorder: A Randomized Clinical Trial. JAMA psychiatry, e200440. Advance online publication. https://doi.org/10.1001/jamapsychiatry.2020.0440
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC7191435/(2020. 08.01)

Latham, R. M., Meehan, A. J., Arseneault, L., Stahl, D., Danese, A., & Fisher, H. L. (2019). Development of an individualized risk calculator for poor functioning in young people victimized during childhood: A longitudinal cohort study. Child abuse & neglect, 98, 104188. https://doi.org/10.1016/j.chiabu.2019.104188
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6905153/ (2020. 08. 01)

Lauber, A. A. & Souma M.L. (1986). Use of toluidine blue for documentation of traumatic intercourse. Obstet Gynecol, 60, 5, 644–648.

Leclerc, B. & Wortley, R. (2015). Predictors of victim disclosure in child sexual abuse: Additional evidence from a sample of incarcerated adult sex offenders. Child Abuse and Neglect, 43, 104-111. doi:10.1016/j.chiabu.2015.03.003

Letourneau, E. J., Eaton, W. W., Bass, J., Berlin, F. S., Moore, S. G. (2014). The need for a comprehensive public health approach to preventing child sexual abuse. Public Health Reports, 129:222–228. PMCID: PMC3982542.

Letourneau, E. J., Schaeffer, C. M., Bradshaw, C. P., & Feder, K. A. (2017). Preventing the Onset of Child Sexual Abuse by Targeting Young Adolescents With Universal Prevention Programming. Child maltreatment, 22(2), 100–111. https://doi.org/10.1177/1077559517692439
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5523139/ (2020. 08 .01)

Letourneau, E. J., Brown, D. S., Fang, X., Hassan, A., & Mercy, J. A. (2018). The economic burden of child sexual abuse in the United States. Child abuse & neglect, 79, 413–422.
https://doi.org/10.1016/j.chiabu.2018.02.020
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6542279/ (2020. 08. 01)

Lett TA, Mohnke S, Amelung T, Brandl EJ, Schiltz K, Pohl A, et al. (2018). Multimodal neuroimaging measures and intelligence influence pedophile child sexual offense behavior. Eur Neuropsychopharmacol, 28, 7, 818–27. 10.1016/j.euroneuro.2018.05.002

Levesque, R. J. R. (1999). Sexual Abuse of Children, Indiana Univ. press.

Lewis, T., McElroy, E., Harlaar, N., & Runyan, D. (2016). Does the impact of child sexual abuse differ from maltreated but non-sexually abused children? A prospective examination of the impact of child sexual abuse on internalizing and externalizing behavior problems. Child abuse & neglect, 51, 31–40.
https://doi.org/10.1016/j.chiabu.2015.11.016
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC4713277/ (2020. 08. 01)

Lindauer, R. J., Brilleslijper-Kater, S. N., Diehle, J., Verlinden, E., Teeuw, A. H., Middeldorp, C. M., Tuinebreijer, W., Bosschaart, T. F., van Duin, E., & Verhoeff, A. (2014). The Amsterdam Sexual Abuse Case (ASAC)-study in day care centers: longitudinal effects of sexual abuse on infants and very young children and their parents, and

the consequences of the persistence of abusive images on the internet. BMC psychiatry, 14, 295. https://doi.org/10.1186/s12888-014-0295-7
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC4240883/ (2020. 08 .01)

Lisak, D., Hopper, J., Song. P. (1996). The relationship between child abuse, gender adjustment, and perpetration in men. Journal of Traumatic Stress, 9, 721-743.

Loeb, T. B., Gaines, T., Wyatt, G. E., Zhang, M., & Liu, H. (2011). Associations between child sexual abuse and negative sexual experiences and revictimization among women: does measuring severity matter?. Child abuse & neglect, 35(11), 946–955. https://doi.org/10.1016/j.chiabu.2011.06.003
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC3262588/ (2020. 08. 01)

Lundberg, S. M. & Lee, S. (2017). A Unified Approach to Interpreting Model Predictions, 31st Conference on Neural Information Processing Systems (NIPS 2017), Long Beach, CA, USA.

【M】

松本(2009).トラウマと非行・反社会的行動–少年施設男子入所者の性被害体験に注目して–, トラウマティック・ストレス, 7, 1, 43-51.

松本・村本・安田・金・後藤(2015). 児童期の性的虐待被害とその回復をめぐる法と心理(法と心理学会第 15 回大会 ワークショップ). 法と心理, 15(1), 84-89. doi:10.20792/jjlawpsychology.15.1_84

餅原他(2001). 性的虐待(レイプ, セクハラ・ストーカー)により PTSD 症状を呈した 2 症例のロールシャッハ反応, ロールシャッハ法研究, 5, 53-66.

森田(2004).『新・子どもの虐待-生きる力が侵されるとき』岩波ブックレット.

McCauley J, Gorman, R.L. & Guzinski, G. (1986). Toluidine blue in the detection of perineal lacerations in pediatric and adolescent sexual abuse victims. Pediatrics. 78, 6, 1039–1043.

McCauley J, Guzinski, G., Welch, R., Gorman, R. & Osmers, F. (1987). Toluidine blue in the corroboration of rape in the adult victim. Am J Emerg Med, 5, 2, 105–108. 10.1016/0735-6757(87)90084-2

Malloy, L.C., Lyon, T.D. & Quas, J. A. (2007). Filial dependency and recantation of child sexual abuse allegations J Am Acad Child Adolesc Psychiatry. 46, 2, 162-70.

Madrid, B. J., Lopez, G. D., Dans, L. F., Fry, D. A., Duka-Pante, F., & Muyot, A. T. (2020). Safe schools for teens: preventing sexual abuse of urban poor teens, proof-of-concept study - Improving teachers' and students' knowledge, skills and attitudes. Heliyon, 6(6), e04080. https://doi.org/10.1016/j.heliyon.2020.e04080 Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC7298418/ (2020. 08. 01)

Maniglio, R. (2009). The impact of child sexual abuse on health: a systematic review of reviews, Clin Psychol Rev, 29, 7, 647-57.

Martin, E. K., & Silverstone, P. H. (2016). An Evidence-Based Education Program for Adults about Child Sexual Abuse ("Prevent It!") That Significantly Improves Attitudes, Knowledge, and Behavior. Frontiers in psychology, 7, 1177. https://doi.org/10.3389/fpsyg.2016.01177
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC4991113/ (2020. 08. 01)

Masters, W. H. (1959). The sexual response cycle of the human female: Vaginal lubrication. Ann N Y Acad Sci, 83, 2, 301–317. 10.1111/j.1749-6632.1960.tb40904.x

Mathers C, Stevens G, Mascarenhas M. Global health risks: Mortality and burden of disease attributable to selected major risk. Geneva, Switzerland: WHO; 2009.
Retrieved https://www.who.int/healthinfo/global_burden_disease/GlobalHealthRisks_report_full.pdf (2020. 08. 01)

Mathews, B., & Collin-Vézina, D. (2019). Child Sexual Abuse: Toward a Conceptual Model and Definition. Trauma, violence & abuse, 20(2), 131–148. https://doi.org/10.1177/1524838017738726

Matravers A. Criminology in Cambridge: Newsletter of the Institute of Criminology. Institute of Criminology; Cambridge, UK: 2005. Understanding women sex offenders; pp. 10–13.

Marshall, W.L. & Barbaree, Howard. (1990). An integrated theory of the etiology of sexual offending, in Handbook of Sexual Assault. 10.1007/978-1-4899-0915-2_15.

Martin, E. K., & Silverstone, P. H. (2013). How Much Child Sexual Abuse is "Below the Surface," and Can We Help Adults Identify it Early?. Frontiers in psychiatry, 4, 58. https://doi.org/10.3389/fpsyt.2013.00058 Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC3711274/ (2020. 08. 01)

Massau C, Tenbergen G, Kargel C, Weiss S, Gerwinn H, Pohl A, et al. Executive functioning in pedophilia and child sexual offending. J Int Neuropsychol Soc (2017) 23(6):460–70. 10.1017/S1355617717000315

McLeod, D. A. (2015). Female offenders in child sexual abuse cases: A national picture. J Child Sexual Abuse, 24, 1, 97-114. doi:10.1080/10538712.2015.978925

Messman-Moore, T. L & Long, P. J. (2000). Child sexual abuse and revictimization in the form of adult sexual abuse, adult physical abuse, and adult psychological maltreatment. Journal of Interpersonal Violence, 15, 5, 489–502. doi: 10.1177/088626000015005003.

Miccio-Fonseca L.C. (2000). Adult and adolescent female sex offenders: Experiences compared to other female and male sex offenders. J. Psychol. Hum. Sex, 11, 75–88. doi: 10.1300/J056v11n03_08.

Mickelson, N., Laliberte, T., & Piesher, K. (2017). Assessing Risk: A Comparison of Tools for Child Welfare Practice with Indigenous Families, Center for Advanced Studies in Child Welfare, University of Minnesota.

Mohnke S, Müller S, Amelung T, Krüger THC, Ponseti J, Schiffer B, et al. (2014). Brain alterations in paedophilia: a critical review. Prog In Neurobiol, 122:1–23. 10.1016/j.pneurobio.2014.07.00

Moody, G., Cannings-John, R., Hood, K., Kemp, A., & Robling, M. (2018). Establishing the international prevalence of self-reported child maltreatment: a systematic review by maltreatment type and gender. BMC public health, 18(1), 1164. https://doi.org/10.1186/s12889-018-6044-y Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6180456/ (2020. 08. 01)

Murray, L. K., Nguyen, A., & Cohen, J. A. (2014). Child sexual abuse. Child and adolescent psychiatric clinics of North America, 23(2), 321–337. https://doi.org/10.1016/j.chc.2014.01.003 https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC4413451/

【N】

警察庁(2020). 子供の性被害(児童の性的搾取等) Retrieved
http://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/kodomonoseihigair1.pdf (2020. 08. 01).

西澤(1994). 子どもの虐待 ― 子どもと家族への治療的アプローチ, 誠信書房.

西澤(2011). 性的虐待が子どもに及ぼす心理的影響とそのアセスメント, 子どもの虐待とネグレクト, 13, 2,179-190.

根ヶ山・飛田・仲・石倉・中島(2020). 「協同面接のその先へ」日本子ども虐待防止学会 第 26 回大会 公募シンポジウム, 石川, 11 月 29 日.

野坂・浅野(2016). My Step 性被害を受けた子どもと支援者のための心理教育, 誠信書房

野坂(2019).トラウマインフォームドケア： ”問題行動”を捉えなおす援助の視点, 日本評論社.

Nathan P. & Ward T. (2001) Females who sexually abuse children: Assessment and treatment issues. Psychiatr. Psychol. Law. 8,44–45. doi: 10.1080/13218710109525003.

Nathan, P. & Ward, T. (2002). Female sex offenders: Clinical and demographic features. J. Sex. Aggress. 8, 5–21. doi: 10.1080/13552600208413329.

National Children’s Alliance (2015): Standards for Accredited Members Revised Effective - 2017. Retrieved from http://www.nationalchildrensallia nce.org/sites/default/files/NCAAccreditationStan dards201708202015.pdf,(accessed on 2016/11/15)

National Council on Crime and Delinquency. (2017). The SDM model in child protection. Madison, Wisconsin: National Council on Crime and Delinquency Children’s Research Center.

Neigh, G.N., Gillespie, C. F., Nemeroff, C. B. (2009). The neurobiological toll of child abuse and neglect, Trauma Violence Abuse, 10, 389–410.

Nelson, E. C., Heath, A. C., Madden, P. A., et al. (2002). Association between self-reported child sexual abuse and adverse psychosocial outcomes: results from a twin study. Arch Gen Psychiatry. 59, 2, 139–45.

Nyman, A., Svensson, B. (1995). Boys: Sexual Abuse and Treatment. Save the Children, Sweden (大田美幸訳 (2008)性的虐待を受けた少年たち ボーイズクリニックの治療記録, 新評論).

【O】

大江・森田・中谷(2008). 性犯罪少年の類型を作成する試み–再非行のリスクアセスメントと処遇への適用–, 犯罪心理学研究, 46, 2. DOI: https://doi.org/10.20754/jjcp.46.2_1

小西、名嘉、和氣、石津、 琉球大学医学部臨床心理学教室、琉球大学医学部精神衛生学教室、沖縄大学法経学部法経学科. (2000). 大学生の性被害に関する調査報告-警察への通報および求められる援助の分析を中心に. Kokoro no Kenkō (Ichikawa-Shi, Japan), 15(2), 62-71.

越智(2004). 性的行動を指標とした性的虐待被害児童の識別, 精神科診断学, 15, 37-45.
越智(2006). 子供に対する性犯罪に関する研究の現状と展開(1)発生状況と犯人の特性, 法政大学文学部紀要 (54), 107-117.
越智・福田(2006). 心理学的手法を用いた性的虐待被害児童の識別, 東京家政大学研究紀要, 46, 1, 229-236. Retrieved http://id.nii.ac.jp/1653/00009205/ (2020. 08. 01)

岡本他(2004)「実態調査から見る児童期性的虐待の現状と課題」子どもの虐待とネグレクト, 6, 2, 156-173.
岡本(2008).「性的虐待が及ぼす心身への影響」, 子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)紀要 6, 106-124.
岡本他(2008a)「性的虐待への介入および虐待を受けた子どもへの中長期的ケアに関する調査研究 性的虐待を受けた子どもへのケア・ガイドライン」平成 19 年度児童関連サービス調査研究等事業 財団法人こども未来財団

岡山県教育長人権教育(2018 年 3 月). 教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き(第二版). Retrieved http://www.edu-ctr.pref.okayama.jp/gakkoushien/jinken/shidousiryou7_zidougyakutaitaiounotebiki2_.pdf. 2020. 08. 01.

奥山(1997). 被虐待児の治療とケア 臨床精神医学, 26, 1, 19-26.

奥山・内山(1999). 研究 2 ：性的虐待・性被害への対応プロセスに関する研究.
Retrieved https://www.niph.go.jp/wadai/mhlw/1999/h1136008.pdf . 2020. 08. 01

奥山・他(2000).「性的虐待の対応原則を考える」子どもの虐待とネグレクト, 2, 1, 116-123.

奥山(2001). 性的虐待への対応, 小児と精神と神経, 41, 5, 357-364.

奥山(2004). 我が国の性的虐待の実態と対応, 教育と医学, 52, 10, 900-911.

奥山(2004).「性的虐待へのケアと治療」そだちの科学, 2, 55-61.

奥山(2005a).「思春期の性被害・性加害」小児科診療・6, p.1067-1073

奥山(2005). 「子どもへの性的虐待について(研修講演より)」, 子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)紀要 3, 29-41.

奥山(2011). 子ども虐待対応医師のための子ども虐待対応・医学診断ガイド Pocket Manual, 厚生労働科学研究費補助金子ども家庭総合研究事業, 虐待対応連携における医療機関の役割(予防、医学的アセスメントなど)に関する研究(分担研究者 山田不二子, 協力研究者 溝口史剛, マニュアル製作協力者 船橋敬一・内山健太郎).

小俣(2013). 性犯罪被害者に対する第三者の非難と心理的被害の過小評価に影響を及ぼす要因 : 被害者の社会的尊敬度と暴力的性に対する女性の願望に関する誤解. Shakai Shinrigaku Kenkyū, 29(1), 1-10. doi:10.14966/jssp.KJ00008931222

小俣(2013). レイプ被害者に対する大学生の態度を規定する要因—性役割観とレイプに対する認知. 犯罪心理学研究, 51(1), 13-27. doi:10.20754/jjcp.51.1_13

O'Donohue, W. T. & Fanetti, M. (2016): Forensic interviews regarding child sexual abuse. New York, Springer. doi:10.1007/978-3-319-21097-3

Ogilvie B., Daniluk J. Common themes in the experiences of mother–daughter incest survivors: Implications for counseling. J. Couns. Dev. 1995;73:598–602. doi: 10.1002/j.1556-6676.1995.tb01802.x

【P】

Paine, M. L. & Hansen, D.J. (2002). Factors influencing children to self-disclose sexual abuse. Clin Psychol Rev. 22, 2, 271-95.

Palusci VJ, Cox EO, Shatz EM, Schultze JM. Urgent medical assessment after child sexual abuse. Child Abuse Negl. 2006;30(4):367–380. 10.1016/j.chiabu.2005.11.002

Pechtel, P. & Pizzagalli, D.A. (2011). Effects of early life stress on cognitive and affective function: An integrated review of human literature. Psychopharmacology (Berl), 214, 55–70.

Pederson, C. L., Maurer, S.H., Kaminski, P. L., Zander, K. A., Peters, C. M., Stokes-Crowe, L. A. et al. (2004). Hippocampal volume and memory performance in a community-based sample of women with posttraumatic stress disorder secondary to child abuse. J Trauma Stress. 17, 37–40.

Peterson, L., & Hardin, M. (1997). Children in Distress: a guide for screening children's art. New York: Norton & Co,

Pinsky L. Informative Morphogenetic Variants. Minor congenital anomalies revisited. In: Kalter H, editor. Issues and Reviews in Teratology, vol. 3 Boston, MA: Springer US; (1985). p. 135–70. 10.1007/978-1-4613-2495-9_5

Polisois-Keating A, Joyal CC. Functional neuroimaging of sexual arousal: a preliminary meta-analysis comparing pedophilic to non-pedophilic men. Arch Sex Behav (2013) 42(7):1111–3. 10.1007/s10508-013-0198-6

Pollock, N. L., & Hashmall, J. M. (1991). The excuses of child molesters. Behavioral Sciences & the Law, 9(1), 53-59. doi:10.1002/bsl.2370090107

Pollio, E., Deblinger, E. & Runyon, M. (2011). Mental health treatment for the effects of child sexual abuse. In: Myers JEB, editor. The APSAC handbook on child maltreatment. 3rd. Thousand Oaks, CA: Sage, 267–288.

Ponseti, J. (2012). Assessment of pedophilia using hemodynamic brain response to sexual stimuli. Arch Gen Psychiatry, 69, 2, 187. 10.1001/archgenpsychiatry.2011.130

Ponseti, J., Granert, O., van Eimeren, T., Jansen, O., Wolff, S., Beier, K, et al. (2016). Assessing paedophilia based on the haemodynamic brain response to face images. World J Biol Psychiatry, 17, 1, 39–46. 10.3109/15622975.2015.1083612

Ports, K. A., Ford, D.C. & Merrick, M.T. (2016). Adverse childhood experiences and sexual victimization in adulthood, Child Abuse Negl. 51, 313-22.

Priebe, G & Svedin, C. G. (2008). Child sexual abuse is largely hidden from the adult society. An epidemiological study of adolescents' disclosures, Child Abuse Negl, 32, 12, 1095-108.

Pulido, M. L., Dauber, S., Tully, B. A., Hamilton, P., Smith, M. J., & Freeman, K. (2015). Knowledge Gains Following a Child Sexual Abuse Prevention Program Among Urban Students: A Cluster-Randomized Evaluation. American journal of public health, 105(7), 1344–1350. https://doi.org/10.2105/AJPH.2015.302594
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC4463397/ (2020. 08. 01)

【Q】

【R】

法務総合研究所(2001)『児童虐待に関する研究(第１報告)』.

法務総合研究所(2002)『児童虐待に関する研究(第２報告)』.

法務総合研究所(2003)『児童虐待に関する研究(第３報告)』.

家族機能研究所(2000)「診療所の臨床サンプルからみた、児童期性的虐待の発生傾向」アディクションと家族, 17, 1, 93-111.

Reeson, M., Polzin, W., Pazderka, H., Agyapong, V., Greenshaw, A. J., Hnatko, G., Wei, Y., Szymanski, L., & Silverstone, P. H. (2020). A Novel 2-week Intensive Multimodal Treatment Program for Child Sexual Abuse (CSA) Survivors is Associated with Mental Health Benefits for Females aged 13-16. Journal of the Canadian Academy of Child and Adolescent Psychiatry = Journal de l'Academie canadienne de psychiatrie de l'enfant et de l'adolescent, 29(3), 165–176.
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC7391871/ (2020. 08. 01)

Ristow, I., Li, M., Colic, L., Marr, V., Födisch, C., von Düring, F., et al. (2018). Pedophilic sex offenders are characterised by reduced GABA concentration in dorsal anterior cingulate cortex. NeuroImage Clin, 18, 335–41. 10.1016/j.nicl.2018.01.018

Roberts, A.L., Gladish, N., Gatev, E. et al. (2018). Exposure to childhood abuse is associated with human sperm DNA methylation. Transl Psychiatry 8, 194. https://doi.org/10.1038/s41398-018-0252-1.

Romano, E. & De Luca, R. V. (2001). Male sexual abuse: a review of effects, abuse characteristics, and links with later psychological functioning. Aggress Violent Beh, ;6, 1, 55–78.

Rosburg T, Deuring G, Boillat C, Lemoine P, Falkenstein M, Graf M, et al. Inhibition and attentional control in pedophilic child sexual offenders - an event-related potential study. Clin Neurophysiol (2018) 129(9):1990–8. 10.1016/j.clinph.2018.06.029

【S】

佐野他(2002). 性的虐待と再犠牲化，アディクションと家族, 19, 1，93-107.

榊原(2014). 児童相談所保健師が行う『性被害児のための性教育プログラム』の作成と評価，島根大学医学部紀要, 37, 37-49. Retrieved https://ir.lib.shimane-u.ac.jp/files/public/3/31975/20170425035555215 47/m0010037004.pdf. 2020. 08. 01.

佐藤(2000).「日本における子どもへの性的虐待-かかわるものの心の壁こそを、“無慈悲”でも“および腰”でもなく」子どもの虐待とネグレクト, 2, 1, 14-21.

佐藤(2015). 児童ポルノに関する国際的規律と子どもの権利: 国際人権法の観点から見た日本の児童ポルノ対策，北大法政ジャーナル, 21-22, 75-109. Retrieved https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/60355/1/HokudaiHouseiJournal_No21-22_03.pdf (2020. 08. 01).

椎名(2010).「漫画で届ける子ども虐待防止」，特別公演(公開講座)より，　子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)紀 86, 12-38.

一般社団法人 Spring(2018).「見直そう！刑法性犯罪～性被害当事者の視点から～」 Retrieved 2020. 08. 011)

杉山他(2007)「性的虐待の治療に関する研究・ その 1・ 男性の性的虐待の臨床的特徴に関する研究」小児の精神と神経, 47, 4，263-272.

杉山(2008)「性的虐待のトラウマの特徴」トラウマティック・ストレス, 6(1), p.5-14 玉井邦夫(2001)『<子どもの虐待>を考える』 講談社現代新書.

鈴木・藤田・滝本・一宮・小沢・渡邉・山本(2020). 「児童相談所が三機関協同面接の中で果たすべき役割とその課題」日本子ども虐待防止学会 第 26 回大会 公募シンポジウム, 石川, 11 月 28 日.

SafeToNet(2020). 'Weekly Reporting: Risk Message & Behaviour Analytics 24/02/2020 - 12/02/2020' (SafeToNet, 14th April 2020).

SAMHSA (Substance Abuse and Mental Health Services Administration). (2014). SAMHSA's concept of trauma and guidance for a trauma informed approach. (HHS Publication No. 14-4884). Rockville, MD: Substance Abuse and Mental Health Services Administration.

Sandler, J. C. & Freeman, N. J. (2007). Typology of female sex offenders: a test of Vandiver and Kercher, Sex Abuse. 19, 2, 73-89.

Saunders, B.E. (2003). Understanding children exposed to violence: toward an integration of overlapping fields. J Interpers Violence, 18, 4, 356–76.

Sanders, J., Hershberger, A. R., Kolp, H. M., Um, M., Aalsma, M., & Cyders, M. A. (2018). PTSD Symptoms Mediate the Relationship Between Sexual Abuse and Substance Use Risk in Juvenile Justice-Involved Youth. Child maltreatment, 23(3), 226–233. https://doi.org/10.1177/1077559517745154
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5799032/ (2020. 08. 01)

Schltz, P. D. (2005). Not Monsters. Rowman & Littlefield Publishers, Inc., (颯田あきら訳(2006) 9 人の児童性虐待者, 牧野出版).

Schmahl, C.G., Vermetten, E., Elzinga, B.M., Bremner, J.D. (2004) A positron emission tomography study of memories of childhood abuse in borderline personality disorder. Biol Psychiatry, 55, 759–65.

Seshadri, S., & Ramaswamy, S. (2019). Clinical Practice Guidelines for Child Sexual Abuse. Indian journal of psychiatry, 61(Suppl 2), 317–332. https://doi.org/10.4103/psychiatry.IndianJPsychiatry_502_18
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6345137/ (2020. 08. 01)

Shadoin, A. L., Magnuson, S., Overman, L. B. et al. (2006). Cost-benefit analysis of community responses to child maltreatment: A comparison of communities with and without Child Advocacy Centers. (Research Report No.06-3). Huntsville, AL, National Children's Advocacy Center. To.

Shorey, R. C., Zucosky, H., Febres, J., Brasfield, H., Stuart, G. L. (2013). Males' Reactions to Participating in Research on Dating Violence Victimization and Childhood Abuse. J Aggress Maltreat Trauma. 2013 Apr 29; 22(4):348-364.

Shrivastava, A. K., Karia, S. B., Sonavane, S. S., & De Sousa, A. A. (2017). Child sexual abuse and the development of psychiatric disorders: a neurobiological trajectory of pathogenesis. Industrial psychiatry journal, 26(1), 4–12. https://doi.org/10.4103/ipj.ipj_38_15
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5810166/ (2020. 08. 01)

Silovsky, J. F., Niec, L. (2002). Characteristics of young children with sexual behavior problems: a pilot study. Child Maltreat 7 187–197. 10.1177/1077559502007003002

Silverman, W. K., Ortiz, C. D., Viswesvaran, C., Burns, B.J., Kolko, D.J., Putnam, F.W. & Amaya-Jackson, L. (2008). Evidence-based psychosocial treatments for children and adolescents exposed to traumatic events, J Clin Child Adolesc Psychol, 37, 1, 156-83.

Simon, V. A., Feiring, C. & Cleland, C. M. (2014). Early stigmatization, PTSD, and perceived negative reactions of others predict subsequent strategies for processing child sexual abuse. Psychology of Violence, 6, 1, No-Specified. doi:http://dx.doi.org/10.1037/a0038264

Smallbone, S., Marshall, W.L.& Wortley, R.(2008). Preventing child sexual abuse: Evidence, policy and practice. Portland, OR: Willan

Smith, D. W. (2014). Maternal support following childhood sexual abuse: Associations with children's adjustment post-disclosure and at 9-month follow-up, Child Abuse and Neglect, 44, 66-75. doi:10.1016/j.chiabu.2015.02.011

Smith, A.K., Conneely, K. N., Kilaru, V., Mercer, K. B., Weiss, T. E., Bradley, B. et al. (2011). Differential immune system DNA methylation and cytokine regulation in post-traumatic stress disorder. Am J Med Genet B Neuropsychiatr Genet, 156, B, 700–8.

Smith, D. W., Sawyer, G. K., Heck, N. C., Zajac, K., Solomon, D., Self-Brown, S., Danielson, C. K., & Ralston, M. E. (2017). Psychometrics of a Child Report Measure of Maternal Support following Disclosure of Sexual Abuse. Journal of child sexual abuse, 26(3), 270–287. https://doi.org/10.1080/10538712.2017.1296915 Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC5989563/ (2020. 08. 01)

Snyder, H. N. (2000). Sexual assault of young children as reported to law enforcement: Victim, incident and offender characteristics. A NIBRS statistical report. Washington, DC: Bureau of Justice Statistics, Office of Justice Programs, U.S. Department of Justice.

Sofaer HR, Hoeting JA, Jarnevich CS. (2019). The area under the precision-recall curve as a performance metric for rare binary events. Methods in Ecology and Evolution 10: 565– 577. doi:10.1111/2041-210X.13140

Steele, B. F. & Pollock, C. B. (1968). A psychiatric study of parents who abuse infants and small children. In Helfer, R. E. & Kempe, C. H.(eds.) The Battered Child, 103-147, The University of Chicago Press, Chicago and London.

Stein, B.D., Jaycox, L.H., Kataoka, S.H., Wong, M., Tu, W., Elliott, M.N. & Fink, A. (2003). A mental health intervention for schoolchildren exposed to violence: a randomized controlled trial, JAMA, 290, 5, 603-11.

Stevenson, R.E. (2006). Human malformations and related anomalies. 2nd ed. Oxford, New York: Oxford University Press. (Oxford monographs on medical genetics no. 52).

Stoleru ,S., Fonteille, V., Cornelis, C., Joyal, C. & Moulier, V. (2012). Functional neuroimaging studies of sexual arousal and orgasm in healthy men and women: a review and meta-analysis. Neurosci Biobehav Rev, 36, 6, 1481–509. 10.1016/j.neubiorev.2012.03.006

Summit, R. C. (1983). The Child Sexual Abuse Accommodation Syndrome. Child Abuse & Neglect, 7, 177-193.

Symes, L. (2000). Arriving at readiness to recover emotionally after sexual assault. Archives of Psychiatric Nursing, 14(1), 30-38. doi:10.1016/S0883-9417(00)80006-0

【T】

楢端希子「ナニーの話」石川道夫・田辺稔編『ケアリングのかたち』中央法規出版　1998 年.

田口 (2015). 女児に対する性的興味を容認する態度と性的加害経験，個人要因および児童ポルノ使用経験との関連. 日本法科学技術学会誌, 20(2), 175-183. doi:10.3408/jafst.689

谷野(2010). 学童保育指導員が発見した性被害・虐待被害への対応の実際，新見公立大学紀要, 31, 21-27. Retrieved https://niimi-c.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=308&item_no=1&page_id=13&block_id=39, (2020. 08. 01.)

髙岡(2013). 子ども虐待へのアウトリーチ― 多機関連携による困難事例の対応―. 東京，東京大学出版会.

髙岡(2016). 性虐待をめぐる多職種・多機関ネットワーク，児童青年精神医学とその近接領域 57, 5 , 730-737.

津波古・安宅(2001). 『危機にある子を見つける』講談社.

文部科学省(2006). 「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」調査報告, Retrieved https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001/008.htm (2020. 08. 01).

文部科学省(2007, 10 月). 養護教諭のための児童虐待対応の手引, Retrieved https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08011621.htm (2020. 08. 01).

総務省統計局(2020). 人口推計－2020 年(令和２年)７月報－, Retrieved https://www.stat.go.jp/data/jinsui/pdf/202007.pdf (2020. 08. 01).

厚生労働省 ホームページより引用: 児童虐待の防止等に関する法律 Retrieved https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html (2020. 08. 01).

厚生労働省 (2013). 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課『子ども虐待対応の手引き』　平成 25 年 8 月改訂版. https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/120502_11.pdf (Retrieved 2020. 08. 01).

厚生労働省雇用均等・児童家庭局（2015）．平成 25 年度における被措置児童等虐待届出等制度の実施状況.

厚生労働省(2015):子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について.雇児総発 1028 第 1 号.Retrieved from http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-1190 0000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000104931.pdf,(accessed on 2016/5/18).

厚生労働省 (2017). 平成 29 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業, 児童相談所と市町村の共通アセスメントツール作成に関する調査研究 －在宅支援共通アセスメント・プランニングシート作成－, 学校法人中内学園 流通科学大学(研究代表 加藤曜子)

厚生労働省 (2019a). 平成 30 年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値). Retrieved https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000190801_00001.html (2020. 08. 01).

厚生労働省(2019). 平成 30 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 事業報告書「児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究」(平成 31 年 3 月). Retrieved 2020. 08. 011).

厚生労働省(2019b). 平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童相談所、警察、検察による協同面接等の実態調査による効果検証に関する調査研究」事業報告書, 事業主体: 株式会社キャンサースキャン. Retrieved https://cancerscan.jp/wp-content/uploads/2019/04/9e78edc7f8deb4e0261bb9fc708e94ed-1.pdf (2020. 08. 01)

厚生労働省(2020a). 令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 事業報告書「課題番号 20: 児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」(事業主体: 国立研究開発法人産業技術総合研究所). Retrieved 2020. 08. 011).

厚生労働省(2020b). 令和元年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 事業報告書「児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究」(事業主体: 国立研究開発法人産業技術総合研究所). Retrieved 2020. 08. 011).

厚生労働省(2020d). 児童養護施設入所児童等調査の概要(平成 30 年 2 月 1 日現在), 厚生労働省子ども家庭局, 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部, 令和 2 年 1 月. Retrieved https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/000595122.pdf (2020. 08. 01)

厚生労働省(2020e). 「児童買春、児童ポルノ被害児童の保護施策の実施状況に関する調査研究」, 2019 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業(指定研究), 事業報告書, 研究代表者: 野坂祐子, Retrieved: http://csh-lab.com/3sc/wp/wp-content/themes/3sc/img/document/report2019.pdf (2020. 08. 01).

厚生労働省 (2020f). 令和元年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値). Retrieved https://www.mhlw.go.jp/content/000696156.pdf (2020. 12. 01)

富田・二井・相澤・三枝・大原(2018). 児童虐待に関する文献研究, 非行と児童虐待, 子どもの虹情報研修センター, 平成 29 年度研究報告書.

Tardif, M., Auclair, N., Jacob, M. & Carpentier, J. (2005). Sexual abuse perpetrated by adult and juvenile females: an ultimate attempt to resolve a conflict associated with maternal identity, Child Abuse Negl. 2005 Feb; 29(2):153-67.

Taylor, B.G., Stein, N. D., Mumford, E. A., Woods, D. (2013). Shifting boundaries: An experimental evaluation of a dating violence prevention program in middle schools. Prevention Science, 14, 64–76.

Tenbergen G, Wittfoth M, Frieling H, Ponseti J, Walter M, Walter H, et al. The neurobiology and psychology of pedophilia: recent advances and challenges. Front Hum Neurosci (2015) 9:344. 10.3389/fnhum.2015.00344

Thackeray JD, Hornor G, Benzinger EA, Scribano PV. Forensic evidence collection and DNA identification in acute child sexual assault. Pediatrics. 2011;128(2):227–232. 10.1542/peds.2010-3498

Topping, K.J. & Baron, I. G. (2009). School-based child sexual abuse prevention programs: A review of effectiveness. Review of Educational Research, 79, 431–463.

【U】

内田(2001). 児童虐待とスティグマ. Kyōiku Shakaigaku Kenkyū, 68, 187-206. doi:10.11151/eds1951.68.187

内山(2003). 児童虐待の現状, 中谷瑾子・他(編)『児童虐待と現代の家族』信山社

Ullman, S. E., Filipas, H. H., Townsend, S. M., & Starzynski, L. L. (2007). Psychosocial correlates of PTSD symptom severity in sexual assault survivors. Journal of Traumatic Stress, 20(5), 821-831. doi:10.1002/jts.20290

United Nations Children's Fund (UNICEF)(2013, November 6).Definitions of select child protection terms. 2010 Available at: http://www.unicef.org/protection/57929_58022.html#core.

United Nations Children's Fund (UNICEF) (2014, September). HIDDEN IN PLAIN SIGHT, A statistical analysis of violence against children, UNICEF, New York. Retrieved https://www.unicef.org/media/66916/file/Hidden-in-plain-sight.pdf (Last Accessed, 2021. 02. 28).

U.S. Burden of Disease Collaborators. The state of US health, 1990–2010: Burden of diseases, injuries, and risk factors. Journal of the American Medical Association. 2013;310:591–608.

【V】

Vaithianathan, R., Putnam-Hornstein, E., Jiang, N., Nand, P., & Maloney, T. (2017, April). Developing Predictive Models to Support Child Maltreatment Hotline Screening Decisions: Allegheny County Methodology and Implementation.

Van As, A. B., Withers, M., Du Toit, N., Millar, A. J. & Rode, H. (2001) Child rape: Patterns of injury, management and outcome. S Afr Med J. 2001;91(12):1035–1038.

Van der Kolk, B. A. (1998). 心的外傷体験の影響と治療について(山本美貴子訳), 児童虐待とその心的後遺症(第 8 回日本嗜癖行動学会)・講演録, 日本嗜癖行動学会誌, アディクションと家族, 15, 1.

van der Put, C. E., Hermanns, J., van Rijn-van Gelderen, L., & Sondeijker, F. (2016). Detection of unsafety in families with parental and/or child developmental problems at the start of family support. BMC psychiatry, 16, 15. https://doi.org/10.1186/s12888-016-0715-y

Vandiver, D.M. & Kercher, G. (2004). Offender and victim characteristics of registered female sexual offenders in Texas: a proposed typology of female sexual offenders. Sex Abuse. 16, 2, 121-37.

van Duin, E. M., Verlinden, E., Vrolijk-Bosschaart, T. F., Diehle, J., Verhoeff, A. P., Brilleslijper-Kater, S. N., & Lindauer, R. (2018). Sexual abuse in very young children: a psychological assessment in the Amsterdam Sexual Abuse Case study. European journal of psychotraumatology, 9(1), 1503524. https://doi.org/10.1080/20008198.2018.1503524

Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6129781/ (2020. 08.01)

Vrolijk-Bosschaart, T. F., Brilleslijper-Kater, S. N., Benninga, M. A., Lindauer, R., & Teeuw, A. H. (2018). Clinical practice: recognizing child sexual abuse-what makes it so difficult?. European journal of pediatrics, 177(9), 1343–1350. https://doi.org/10.1007/s00431-018-3193-z
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6096762/ (2020. 08. 01))

【W】

鷲山(2019).「虐待の世代間伝達の理解」子どもの虹情報研修センター紀要, 17. 34-53.
渡辺(2007). 「臨床心理・精神医学的観点からの児童虐待への対応について」, 子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)紀要 5, 1-12.

Walsh, W. A., Lippert, T., Cross, T. E., Maurice, D. M. et al. (2008). Which sexual abuse victims receive a forensic medical examination? The impact of Children's Advocacy Centers. Child Abuse Negl, 31, 1053-1068.

Walsh, W. A., Jones, L. M. & Swiecicki, C. C. (2014): Using Child Advocacy Center tracking data to examine criminal disposition times. J Child Sex Abus, 23, 198-216. doi:http://dx.doi.org/10.1080/10 538712.2014.868386

Walsh, K., Brandon, L., & Kruck, L. J. (2019). Audit tool for assessing child sexual abuse prevention content in school policy and curriculum. Heliyon, 5(7), e02088. https://doi.org/10.1016/j.heliyon.2019.e02088
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6658732/ (2020. 08. 01)s

Ward, T. (2000). Sexual offenders' cognitive distortions as implicit theories. Aggression and Violent Behavior, 5(5), 491-507. doi:10.1016/s1359-1789(98)00036-6

Ward, Tony & Siegert, Richard. (2002). Toward a comprehensive theory of child sexual abuse: A theory knitting perspective. Psychology. Crime and Law. 319-351. DOI: 10.1080/10683160208401823.

Wekerle, C., Wolfe, D. A., Hawkins, D. L., Pittman, A. L., Glickman, A. & Lovald, B.E. (2001). Childhood maltreatment, posttraumatic stress symptomatology, and adolescent dating violence: considering the value of adolescent perceptions of abuse and a trauma mediational model, Dev Psychopathol. 2001 Fall; 13(4):847-71.

Wernicke M, Hofter C, Jordan K, Fromberger P, Dechent P, Müller JL. Neural correlates of subliminally presented visual sexual stimuli. Consciousness Cogn (2017) 49:35–52. 10.1016/j.concog.2016.12.01

Whatley, M. A. (1996). Victim characteristics influencing attributions of responsibility to rape victims: A meta-analysis. Aggression and Violent Behavior, 1(2), 81-95. doi:10.1016/1359-1789(95)00011-9

Whitaker DJ, Le B, Karl Hanson R, Baker CK, McMahon PM, Ryan G, Rice DD. Risk factors for the perpetration of child sexual abuse: A review and meta-analysis. Child Abuse and Neglect. 2008;32:529–548.

Wild, T., Müller, I., Fromberger, P., Jordan, K., Klein, L., & Müller, J. L. (2020). Prevention of Sexual Child Abuse: Preliminary Results From an Outpatient Therapy Program. Frontiers in psychiatry, 11, 88. https://doi.org/10.3389/fpsyt.2020.00088
Retrieved https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC7063028/ (2020. 08. 01)

Wilson, L. C. & Scarpa, A. (2015). Unacknowledged rape: The influences of child sexual abuse and personality traits, Journal of Child Sexual Abuse, 24, 975-990. doi:10.1080/10538712.2015.1082002

Wong JS, Gravel J. Do sex offenders have higher levels of testosterone? Results from a meta-analysis. Sexual Abuse: A J Res Treat (2018) 30(2):147–68. 10.1177/1079063216637857

Worling, J. R., Langton, C. M. (2015). A prospective investigation of factors that predict desistance from recidivism for adolescents who have sexually offended. Sexual Abuse: A Journal of Research and Treatment. 27, 127–142.

World Health Organization. (1999). Report of the consultation on child abuse prevention (WHO/HSC/PVI/99.1) World Health Organization; Geneva (Switzerland): 1999. Available at: http://www.who.int/mip2001/files/2017/childabuse.pdf.

World Health Organization (2018). International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems 11(ICD-11, Version for Implementation).

World Hearlth Organization (2018). Eliminating virginity testing, An interagency statement, WHO/RHR 18.15. Retrieved https://www.who.int/reproductivehealth/publications/eliminating-virginity-testing-interagency-

statement/en/ (2020. 08. 01) Related Refference (News Release, avairable online): https://www.who.int/news-room/detail/17-10-2018-united-nations-agencies-call-for-ban-on-virginity-testing

Wurtele SK. Preventing sexual abuse of children in the 21st century: Preparing for challenges and opportunities. Journal of Child Sexual Abuse. 2009;18:1–18.

【X】

【Y】

八木・平岡・中村(2011). 性的虐待を受けた子どもへの児童福祉施設の生活支援と心理ケア-情緒障害児短期治療施設の取り組みを中心に-, 子どもの虐待とネグレクト, 13, 2, 199-207.

八木・岡本(2017)『性的虐待を受けた子どもの施設ケア』明石書店.

柳澤他(2011). 厚生労働科学研究費補助金(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)) 「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(研究代表者 柳澤正義)」, 教育・福祉・保健機関等の職員のための子どもへの性的虐待初期対応ガイドラインの策定および啓発・研修に関する研究(研究分担者 玉井邦夫) , 児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究(研究分担者 山本恒雄). Retrieved http://csh-lab.com/3sc/wp/wp-content/themes/3sc/img/document/p_10.pdf (2020. 08. 01)

山口(2016). 子どもの性問題への対応, 子どもの虹情報研修センター紀要, 14. 56-78.

山本・新納(2009). DV 問題に関連する児童虐待相談およびその通告に関する調査研究, 警察・婦人相談所と児童相談所との連携における課題について, 日本子ども家庭総合研究所紀要, 46, 265-288. Retrieved http://www.boshiaiikukai.jp/kiyo_pdf/953.pdf. (2020. 08. 01.)
山本(2010). 「日本における性的虐待の実態と対応の現状」子どもの虹情報研修センター紀要, 8, 56-78.

山本(2011).「子どもの性的虐待の現状と課題 -H20~22 年度の厚生労働省科学研究からみえてきた現状と課題-」『子どもの虐待とネグレクト』13(2), 169-178.

山本(2011).『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン(2011 年版)』. 厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(研究代表者 柳沢正義)」・児童相

談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究班(研究分担者 山本恒雄), Retrieved http://180.235.242.148/wp-content/uploads/2011/09/sa_guideline.pdf (2020. 08. 01).

山本(2012). 子どもの性暴力被害(第 1 章), 八木修司・岡本正子編著『性的虐待を受けた子ども・性的問題行動を示す子どもへの支援-児童福祉施設における生活支援と心理・医療的ケア』, 明石書店, 13-28.

山本・大木・髙岡(2013). 全国児童相談所における子どもの性暴力被害事例(平成 23 年度)についての調査報告, 全国児童相談所長会 研究報告書「全国児童相談所における子どもの性暴力被害事例(平成 23 年度)」, 95, 別冊..

山本(2014)「家庭内性暴力被害の実態と課題」 (児童虐待防止全国ネットワーク第 20 回シンポジウム『性虐待への対応〜その現状と課題〜配布資料).

山本(2016). 「子どもの性暴力・搾取被害について」. 第七回平成２８年度児童ポルノ排除対策公開シンポジウム, 基調講演. 平成 28 年 11 月 22 日. Retrieved https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/cp-taisaku/symposium7/pdf/kouen.pdf. (2020. 08. 01)

山本・髙岡・久保・坂本 (2017). 平成 27 年度-28 年度 全国児童相談所長会 委託定例調査 「虐待通告の実態調査（通告と児童相談所の対応についての実態調査）」

米沢・窪田(2016). 児童福祉施設入所児の性的問題とその支援に関する研究展望,

Young KL, Jones JG, Worthington T, Simpson P, Casey PH. Forensic laboratory evidence in sexually abused children and adolescents. Arch Pediatr Adolesc Med. 2006;160(6):585–588. 10.1001/archpedi.160.6.585

【Z】

Zink, T., Fargo, J.D., Baker, R.B., Buschur, C, Fisher, B.S. & Sommers, M.S. (2010) Comparison of methods for identifying ano-genital injury after consensual intercourse. J Emerg Med, 39, 1, 113–118. 10.1016/J.JEMERMED.2008.08.024

補足資料

福祉行政報告例の年次統計データによる児童福祉関連相談対応件数の年次推移

福祉行政報告例(https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450046&tstat=000001034573&cycle=8&tclass1=000001149061&tclass2=000001149069&cycle_facet=cycle&tclass3val=0)の年次統計データを用いて執筆者によるデータ結合と可視化を実施。児童相談所と市町村別で、2009 年度から 2018 年度までの児童福祉関連相談の対応件数を、図 S1 および図 S2 に示す。



図 S1 児童相談所における各種児童福祉関連相談対応件数の年次推移(2009 年度から 2018 年度)

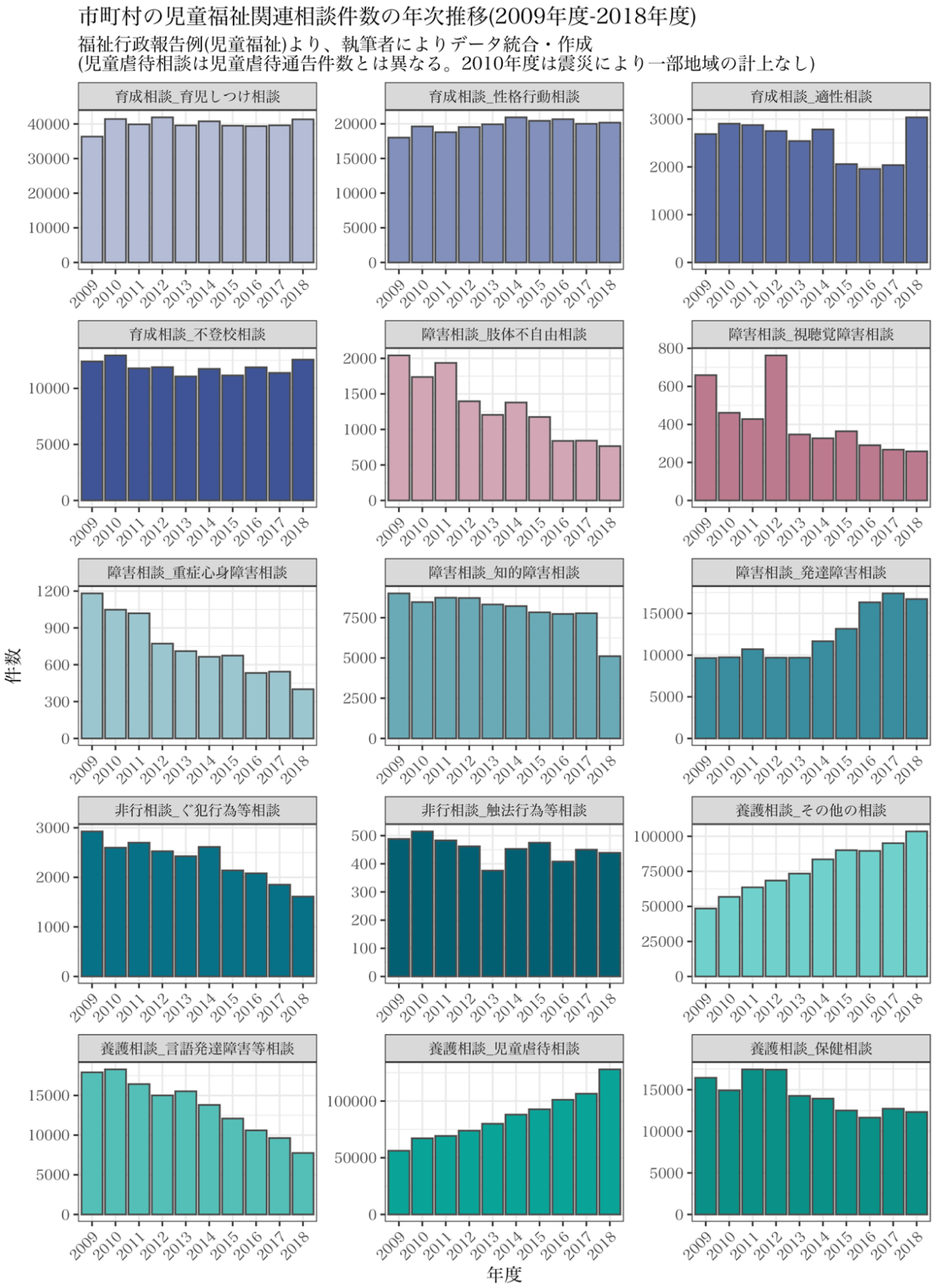


図 S2 児童相談所における各種児童福祉関連相談対応件数の年次推移(2009 年度から 2018 年度)

全国調査で使用した調査票：組織調査(調査票 A)

【調査票A】

郵送・メール提出の場合、本紙面も提出してください

パート1：組織アンケート

貴組織で対応される子どもの家庭内性被害に関して、その被害件数や計上方法に関してお尋ねします。回答困難（件数計上等に過度な負担が生じる場合等）な設問は、未記入・空欄で構いません。メール・郵送による回答の場合、余白等に書き込みを行わないでください。特に、回答者（組織）や事例の特定可能性が生じる情報は一切記載しないでください決裁者名や印なども含む）。

本調査での「子どもの家庭内性暴力被害」の定義（重要）

本調査では、下記の3つのいずれかが子どもに発生していることが疑われる場合に、その確証の有無を問わず、被害を受けた子どもの視点からそれらを「子どもの家庭内性暴力被害（疑いを含む）」と定義し、以降、「子どもの家庭内性被害（疑い含む）」と調査上略記します。

(1)保護者・監護者による子どもへの性的行為・性暴力（児童虐待防止法での性的虐待）
(2)保護者・監護者以外のきょうだいや同居親族等が子どもに対して行った性的行為・性暴力（ネグレクト等の種別に分類されるもの）
(3)家族や親族以外の家庭内・外の人物からの被害であっても監護責任者の子どもへの保護責任が伴うような性暴力被害（ネグレクト等の種別に分類されるもの）

なお、本調査における「性的行為・性暴力」には、『子ども虐待対応の手引き』等に記載された性的虐待に含まれる接触性・非接触性の性的行為、およびその強要・教唆に加えて、児童ポルノ等の性的搾取（犯罪要件に依らない）や、オンライン性被害などの被害も含まれます。

すなわち、本調査では、その加害主体が誰であるかに拘わらず、「家庭内で発生した子どもの性被害」および「監護責任者の保護責任が伴う子どもの性被害」の全てを、「子どもの家庭内性被害」と呼称し、その「疑い」の範囲を含めて問題意識の対象とします。

＜参考：子どもの家庭内性被害の具体例（性的虐待対応ガイドライン2011年版より）＞

① 子どもへの性交、性器を口や肛門に入れる/入れさせる、口で性器や肛門に触れる/触れさせる等の性的暴行、およびそうした性的行為の強要、教唆など。
② 性器を触る、または触らせる、舌を使ったキスや、胸や下半身などのプライベートゾーンへの接触、あるいは触らせるなどの性的暴力。また、そうした性的行為の強要・教唆
③ 性器や性交を子どもに見せる、ポルノ情報を見せる・聴かせる、目に触れるところに放置する。
④ ポルノグラフィーとなりうる画像・映像等の被写体などにして記録を作成する。

1

【調査票A】

郵送・メール提出の場合、本紙面も提出してください

子どもの家庭内性暴力被害の「疑い」について (重要)

本調査では、子どもの性被害の「疑い」に関して、その水準を以下の3つに分けて呼称します。単純に「疑い」と記載した場合は、下記の、性被害が【強く疑われる】と【懸念される】の両方が「疑い」の範囲に含まれています。

【確証がある】

被害確認面接等により被害事実が明確な場合、または、子どもからの告白、周囲の目撃、子ども自身が映るポルノ映像等の物的証拠がある、加害者が加害行為を認めるなど、支援者の視点から客観的に性被害の事実が明らかであると判断される場合

【強く疑われる】

上記「確証」を得るには至らないものの、(1)被害に関する部分的な開示やほのめかしがある場合、(2)何らかの性被害を疑わせる発言がある場合、(3)性被害が強く疑われるような問題行動(子どもの年齢からして明らかに不相応な性的問題行動がある等)などから、子どもの性被害が「強く」疑われる場合

【懸念される】

上記「確証」や「強い疑い」の水準には無いものの、(1)何らかの性被害が発生している可能性が懸念される発言・相談がある、(2)性被害の発生予防上指導しなければならない状態をうかがわせる情報がある、(3)子どもに性被害が疑われる問題行動があるなどから、関係する支援者が子どもの家庭内性被害への懸念を抱いており、懸念を有しつつ性被害の可能性を排除できていない場合

1

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

【調査票A】

余白への書き込みは行わないでください

○ 設問A01: 2019年度の管轄地域の児童人口を記入してください。

本数値は管轄児童人口規模を用いた集計区分設定のための目安として使用します。4月1日時点や年度末など任意時点の人数をご記入ください、2019年度の児童人口が計上困難な場合は、入手可能な内で最も新しい数値を入力するか、または最も新しい19歳以下の人口統計等の数値をご入力ください。不明な場合は空欄で構いません。

◆ 人数 [ ] 人 (カンマなし)

○ 設問A02: 2019年度の虐待相談対応件数を記入してください。

2019年度の福祉行政報告例に計上した数値をご記入ください。

◆ 身体的虐待 [ ] 件 (カンマなし)

◆ 心理的虐待 [ ] 件 (カンマなし)

▷ 内、DV・面前暴力 [ ] 件 (カンマなし)

◆ ネグレクト [ ] 件 (カンマなし)

○ 設問A03: 2019年度の「子どもの家庭内性被害」の相談対応件数

2019年度の福祉行政報告例に計上した数値をご記入ください。

◆ 性的虐待(保護者・監護者によるもの) [ ] 件 (カンマなし)

◆ 福祉行政報告例で報告した身体的虐待やネグレクト、心理的虐待、性格行動、ぐ犯等の相談種別のうち、保護者・監護者以外の者による家庭内性被害 [ ] 件 (カンマなし)

○ 設問A04: 2019年度の「子どもの家庭外における性問題・性被害」(性加害問題や、援助交際等の性非行等を含む)の相談対応件数

◆ 家庭外における子どもの性問題・性被害 [ ] 件 (カンマなし)

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません

○ 設問A05: 2019年度の事例における「特殊な家庭内性被害」の件数

貴組織において、2019年度中に把握された範囲で回答してください。

◆家庭内において、ライブチャット等のオンライン環境で性的行為を子ども自らが配信するなどの問題の認知件数(把握された範囲) [ ] 件 (カンマなし)

◆スマートフォン等を利用し、子どもが自ら自身の性的描写をSNS等に公開または特定の他者に向けてアップロードするなどの問題の認知件数(把握された範囲) [ ] 件 (カンマなし)

◆保護者や親族等の家庭関係者が関与する児童ポルノ等性的搾取・オンライン被害の認知件数(性犯罪の要件に拘らず、子どもに被害が生じているもの)(把握された範囲) [ ] 件 (カンマなし)

余白への書き込みは行わないでください

2

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

【調査票A】

余白への書き込みは行わないでください

◆ その他、貴組織において2019年度から調査回答時点の現在までに対応のあった、特殊な子どもの家庭内性被害の例があれば、その概要を可能な範囲でご記入下さい。

※ 氏名や地名、その他固有名など、回答者や事例の特定可能性がある内容は記載しないでください。

◆ 上記の自由記述設問に回答した場合、回答作成(代表)者のこれまでの「子どもの家庭内性被害や家庭外での性加害・性非行等の事例担当(ケース担当・ソーシャルワーク、心理担当や施設・一時保護所等での担当) 経験」について最も近いものを選択してください(一つのみチェック)。

一つだけ選択

- ○ 10件以上の担当経験がある。
- ○ 5件から10件程度の担当経験がある。
- ○ 1件から5件程度の担当経験がある。
- ○ 担当経験はない、0件

○ 設問A06: 2020年10月1日ー10月31日までの「子どもの家庭内性被害」

(注) 回答の際には、調査票冒頭の「疑い」に関する定義を参照してください。

新規受理

◆当該期間に新規受理された性的虐待とネグレクト(性被害による)の合計相談対応件数 [　　] 件 (カンマなし)

◆当該期間に新規受理された性的虐待とネグレクト(性被害)以外の虐待相談・一般相談事例の中で…

▷ 当該期間中に性被害の【確証がある】と判断された事例 [　　] 件 (カンマなし)

▷ 当該期間中に性被害が【強く疑われる】と判断された事例 [　　] 件 (カンマなし)

▷ 当該期間中に性被害が【懸念される】と判断された事例 [　　] 件 (カンマなし)

途中発覚

◆当該期間中に、既存の対応事例(継続的に対応している事例)の中から、子どもの性被害が「途中発覚」した事例
(ここでは、性被害の【確証がある】または【強く疑われる】もの)

[　　] 件 (カンマなし)

余白への書き込みは行わないでください

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

【調査票A】

余白への書き込みは行わないでください

○ 設問A07:通告受理後に発覚した子どもの家庭内性被害の計上方法(１)

◆ 通告受理以降に子どもの家庭内性被害が発覚した場合の統計計上方法について、該当する箇所全てを、下記表のチェックボックスにチェックしてください。

子どもの性被害発覚のタイミング	貴組織における計上方法	【確証がある】場合	【強く疑われる】場合	【懸念される】場合
在宅支援中	受理段階の種別で計上するのみ。	☐	☐	☐
	受理段階の種別で計上し、追加で性被害に関する記録欄を電子システム等に設けて性被害件数を記録・計上している。	☐	☐	☐
	(保護者からの場合)性的虐待、または(保護者以外からの場合)ネグレクトで受理を取り直す(元種別に加え2件と計上)	☐	☐	☐
	その他	☐	☐	☐
一時保護中(市町村回答不要)	受理段階の種別で計上するのみ。	☐	☐	☐
	受理段階の種別で計上し、追加で性被害に関する記録欄を電子システム等に設けて性被害件数を記録・計上している。	☐	☐	☐
	(保護者からの場合)性的虐待、または(保護者以外からの場合)ネグレクトで受理を取り直す(元種別に加え2件と計上)	☐	☐	☐
	その他	☐	☐	☐
施設・里親等への措置後(元家庭の被害発覚が対象)(市町村回答不要)	受理段階の種別で計上するのみ。	☐	☐	☐
	受理段階の種別で計上し、追加で性被害に関する記録欄を電子システム等に設けて性被害件数を記録・計上している。	☐	☐	☐
	(保護者からの場合)性的虐待、または(保護者以外からの場合)ネグレクトで受理を取り直す(元種別に加え2件と計上)	☐	☐	☐
	その他	☐	☐	☐

(注) 回答の際には、調査票冒頭の「疑い」に関する定義を参照してください。

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません

○ 設問A08:通告受理以降に発覚した家庭内性被害の計上方法(２)

◆在宅支援中や一時保護中、施設措置後等の通告受理以降に発覚した家庭内性被害の計上方法について、当てはまるものを全て選択して下さい。

複数選択

- ☐ 組織内で計上方法は統一されている。
- ☐ 担当者や担当課等によって異なっている(場合がある)。
- ☐ 事例内容(被害内容・被害の確証度等)によって異なっている(場合がある)。
- ☐ 被害発覚のタイミングによって異なっている(場合がある)。

余白への書き込みは行わないでください

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

【調査票A】

余白への書き込みは行わないでください

○ 設問A09: 子どもの性被害全般に関するアセスメント・調査実施状況

◆担当者等の支援者によって【性被害が懸念】される情報が得られた場合に、基本的に実施しているものを全て選択してください。

複数選択

- ☐ 学校等への性被害の可能性を考慮した調査(言動や異性との距離の取り方など)
- ☐ 性化行動(*)、性的逸脱や性非行を把握する調査
- ☐ 心理士(師、司)による面接やアセスメント
- ☐ 児童ポルノや性的搾取被害の可能性を考慮した情報収集・アセスメント
- ☐ SNSやスマートフォンなどを介したオンライン性被害(ライブチャットや自撮り投稿など)の可能性を意識した調査・アセスメント
- ☐ その他 [　　]

* 性化行動: 性的刺激への過度な興奮・関心や年齢不相応な性的言動・行動を指すもの。健常発達範囲外と想定される場合、生起頻度が高い・持続性がある、攻撃性や内容の深刻さを伴う場合などに、行為自体や子どもが抱える(背景的)問題が深刻であるとされる。

○ 設問A10: 性的虐待以外の虐待事例に対する性被害調査の実施状況

◆下記から、貴組織の状況に最も近いものを一つ選択してください。

一つだけ選択

- ◯ 基本的に、全ての虐待事例で性被害の可能性を含めた情報収集・聴き取りを実施している。
- ◯ 懸念情報があった場合に性被害の可能性を含めた情報収集・聴き取りを実施している。
- ◯ 性的虐待(疑い)通告でない限り性被害の可能性を含めた情報収集・聴き取りは実施していない。
- ◯ 性被害の可能性を考慮した情報収集・聴き取りは自組織では基本的に実施していない。
- ◯ その他・いずれにも当てはまらない。

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません

○ 設問A11:新型コロナウイルスの流行と子どもの家庭内性被害について

◆ 緊急事態宣言解除以降(2020 年 6 月頃)から調査回答時点の現在までにかけての期間についてお尋ねします。例年と比べて、子どもの家庭内性被害(疑いを含む)の通告受理や相談対応等の件数が変化したと感じますか？最も当てはまるものを選択してください。

一つだけ選択

- ◯ 統計上、明らかに子どもの家庭内性被害の通告受理や相談対応等の件数が増加している。
- ◯ 統計上明確な変化は無いが、経過対応等の情報から家庭内性被害増加の懸念がある。
- ◯ 特別、増加・減少ともに変化があるようには思えない。
- ◯ 統計上明確な変化は無いが、経過対応等の情報から家庭内性被害の減少を感じる。
- ◯ 統計上、明らかに子どもの家庭内性被害の通告受理や相談対応等の件数が減少し、特に懸念はない。
- ◯ 子どもや養育者への接触困難等により情報が不足し、増減の判断はできない。

余白への書き込みは行わないでください

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

【調査票A】

余白への書き込みは行わないでください

○ 設問A12:貴組織がこれまでに対応・関与等で経験したことのある子どもの家庭内性被害のパターン

◆ 多様な性被害の発生例(経験知)を収集し、全国の支援者に共有することを目的としています。

(1)加害者像、(2)家族関係および養育環境、(3)被害児童像、(4)被害内容、(5)開示または発見の契機、の5つをポイントとして、自由記述形式でご回答ください。未記入、または、3つのパターンまで回答可能です。

※ 氏名や地名、その他固有名など、回答者や事例の特定可能性がある内容は記載しないでください。

	加害者像 (続柄・動機など)	家族関係 養育環境	被害児童	被害内容	開示または 発見の契機	備考
	(例)力・権力の誇示を主たる動機とした実父	(例)支配的関係下で発生	(例)中学生女児が対象	(例)性器性交を伴う性的虐待	(例)SNSでの開示を友人が発見し通告	(例)被害事実を知る実母はDVで無力化
1つ目の被害例						
2つ目の被害例						
3つ目の被害例						

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません

◆ 上記の回答作成者(複数名の場合、最も経験の豊富な代表者1名)のこれまでの「子どもの家庭内性被害や家庭外での性加害・性非行等の事例担当(ケース担当・ソーシャルワーク、心理担当や施設・一時保護所等での担当) 経験」について、最も近いものを選択してください(一つのみチェック)。

一つだけ選択

- ○ 10件以上の担当経験がある
- ○ 5件から10件程度の担当経験がある
- ○ 1件から5件程度の担当経験がある
- ○ 担当経験はない、0件

【調査票A】は以上となります。ご協力、誠にありがとうございます。

余白への書き込みは行わないでください

全国調査で使用した調査票：事例調査(調査票 B)

【調査票B】

※ 事例担当職員様等に配布する場合、調査票をコピーしてご利用ください。

郵送・メール提出の場合、本紙面も提出してください

事例番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（1～２０を記入）

パート2：子どもの家庭内性被害(疑いを含む)の事例調査

調査概要と回答の留意事項

・本調査は、本邦における子どもの家庭内性被害の発生構造やパターンを可能な限り包括的に把握し、関係機関で知見を共有することを目的としています。

・2017年度から調査回答時点までにおける、「子どもの家庭内性被害事例」に関する通告、または途中発覚した事例の中から、回答者が任意に選択した事例について回答してください。

・回答対象とする事例は、回答者の任意選択とします。一通りの情報収集等を終えている事例、情報にアクセスしやすい事例、直近の事例など、回答しやすい(負担のない)ものを選定してください。

・1組織あたり最大20事例の事例情報を本調査票によって募集しますが、20事例に満たなくとも構いません(理由は一切問いませんし、不利益等もありません)。

・本調査票へは、子どもの家庭内性被害事例(疑いを含む)を担当された職員様、またはそれを指導・監督されていた職員様等がご記入ください。ただし、回答負担を鑑み、1担当者様あたり1事例以下を原則とします。回答する事例に重複が無いよう、お気をつけください(なお、お一人あたり2事例以上の回答協力が得られた場合、全て研究に組入れいたします)

・メール・郵送による回答の場合、本調査票の余白等へは、書き込みを行わないでください(回答者名や決裁者名、印なども含む)。特に、回答者(組織)や事例の特定可能性が生じる情報は一切記載しないでください。

・本調査票に回答するにあたり、新たに事例世帯等への調査を行う必要はありません。前担当者様による過去の古い記録を遡って調べ上げるなどの作業も不要です。

・現在把握されている、アクセスしやすい情報に基づき、担当者視点から「該当する(と思われる)箇所のみ」にチェック等を行なってください。非該当・不明・未確認事項などについては、未記入のままで構いません。その他、回答が困難な設問なども全て未記入で構いません。

1

郵送・メール提出の場合、本紙面も提出してください

【調査票B】

本調査での「子どもの家庭内性暴力被害」の定義(重要)

・本調査では、(1)保護者・監護者による子どもへの性的行為・性暴力(児童虐待防止法での性的虐待)、(2)保護者・監護者以外のきょうだいや同居親族等が子どもに対して行った性的行為・性暴力(ネグレクト等の種別に分類されるもの)、そして、(3)家族や親族以外の家庭内・外の人物からの被害であっても監護責任者の子どもへの保護責任が伴うような性暴力被害(ネグレクト等の種別に分類されるもの)が子どもに発生していること疑われる場合に、その確証の有無を問わず、被害を受けた子どもの視点からそれらを「子どもの家庭内性暴力被害(疑いを含む)」と定義し、以降、「子どもの家庭内性被害(疑い含む)」と調査上略記します。

・なお、本調査における「性的行為・性暴力」には、『子ども虐待対応の手引き』等に記載された性的虐待に含まれる接触性・非接触性の性的行為、およびその強要・教唆に加えて、児童ポルノ等の性的搾取(犯罪要件に依らない)や、オンライン性被害などの被害も含まれます。

・すなわち、本調査では、その加害主体が誰であるかに拘わらず、「家庭内で発生した子どもの性被害」および「監護責任者の保護責任が伴う子どもの性被害」の全てを、「子どもの家庭内性被害」と呼称し、その「疑い」の範囲を含めて問題意識の対象とします。

＜参考: 子どもの家庭内性被害の具体例(性的虐待対応ガイドライン2011年版より)＞

① 子どもへの性交、性器を口や肛門に入れる/入れさせる、口で性器や肛門に触れる/触れさせる等の性的暴行、およびそうした性的行為の強要、教唆など。
② 性器を触る、または触らせる、舌を使ったキスや、胸や下半身などのプライベートゾーンへの接触、あるいは触らせるなどの性的暴力。また、そうした性的行為の強要・教唆
③ 性器や性交を子どもに見せる、ポルノ情報を見せる・聴かせる、目に触れるところに放置する。
④ ポルノグラフィーとなりうる画像・映像等の被写体などにして記録を作成する。

子どもの家庭内性暴力被害の「疑い」について (重要)

本調査では、子どもの性被害の「疑い」に関して、その水準を以下の3つに分けて呼称します。単純に「疑い」と記載した場合は、下記の被害が【強く疑われる】と【懸念される】の両方が「疑い」の範囲に含まれています。

【確証がある】

被害確認面接等により被害事実が明確な場合、または、子どもからの告白、周囲の目撃、子ども自身が映るポルノ映像等の物的証拠がある、加害者が加害行為を認めるなど、支援者の視点から客観的に性被害の事実が明らかであると判断される場合

【強く疑われる】

上記「確証」を得るには至らないものの、(1)被害に関する部分的な開示やほのめかしがある場合、(2)何らかの性被害を疑わせる発言がある場合、(3)性被害が強く疑われるような問題行動(子どもの年齢からして明らかに不相応な性的問題行動がある等)などから、子どもの性被害が「強く」疑われる場合

【懸念される】

上記「確証」や「強い疑い」の水準には無いものの、(1)何らかの性被害が発生している可能性が懸念される発言・相談がある、(2)性被害の発生予防上指導しなければならない状態をうかがわせる情報がある、(3)子どもに性被害が疑われる問題行動があるなどから、関係する支援者が子どもの家庭内性被害への懸念を抱いており、懸念を有しつつ性被害の可能性を排除できていない場合

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

余白への書き込みは行わないでください

○ 設問B01:【基本設問】本調査票の回答作成者情報

◆ 本調査票Bの回答内容作成者のこれまでの「子どもの家庭内性被害や家庭外での性加害・性非行等の事例担当(ケース担当・ソーシャルワーク、心理担当や施設・一時保護所等での担当) 経験」について最も近いものを選択してください(一つのみチェック)。

一つだけ選択

- ◯ 10件以上の担当経験がある。
- ◯ 5件から10件程度の担当経験がある。
- ◯ 1件から5件程度の担当経験がある。
- ◯ 担当経験はない、0件

◆ 本調査票Bの回答内容作成者にお尋ねします。厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業にて作成された『児童相談所における性的虐待対応ガイドライン(2011年版)』ついて、最も当てはまるものを選択してください(一つのみチェック)。

一つだけ選択

- ◯ 全て読んでいる。
- ◯ 概ね目を通している。
- ◯ 一部読んだ。
- ◯ 一応知っているが読んでいない。
- ◯ よく知らない。

○ 設問B02: 【基本設問】通告・相談受理時点と「途中発覚」

◆ 本調査票にて報告する事例が、最初から子どもの家庭内性被害内容を含んだ通告・相談であったか、継続的な相談対応の中で性被害が途中発覚したのかを、選択してください。

一つだけ選択

- ◯ 本事例は、通告・相談受理時点から子どもの家庭内性被害(【確証がある】または【強く疑われる】に相当する)事例として対応された。
- ◯ 本事例は、在宅支援中など(児童相談所の場合、一時保護・施設入所措置等後も含む)、通告・相談受理後以降、新たに性被害が「途中発覚」して対応された。
  (通告・相談受理時点では被害が【懸念される】、または全く被害が想定されなかった)

◆ 本事例について、貴組織が最初に性被害を把握した年月をご回答ください。通告・相談受理時点から被害が明らかだった・強く懸念されていた場合は「受理年月」を、「途中発覚」である場合は「はじめて被害事実が把握された年月」をご記入ください。

(注)送致事例である場合は送致元での家庭内性被害の受理または途中発覚年月をご記入ください(不明は空欄)。

▷ 西暦 [　　] 年 [　　] 月

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

余白への書き込みは行わないでください

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

【調査票B】

余白への書き込みは行わないでください

○ 設問B03: 【基本設問】最初の相談種別

◆ 本事例について、貴組織での最初の相談受付時の相談種別を、一つ選択してください。
(性被害を受けた子どもに複数回・複数の相談種別での受付歴がある場合は、最も古い相談種別を選択)

貴組織での受付歴で最も古いもの

- ◯ 養護相談(虐待): 性的虐待または(保護者以外による性虐待としての)ネグレクト
- ◯ 養護相談(虐待): 身体的虐待
- ◯ 養護相談(虐待): 心理的虐待(DV・面前暴力を伴わないもの)
- ◯ 養護相談(虐待): 心理的虐待(DV・面前暴力)
- ◯ 養護相談(虐待): (性被害関連ではない)ネグレクト
- ◯ 非行相談(ぐ犯・触法)
- ◯ 障害相談
- ◯ 虐待以外の養護相談
- ◯ 育成相談
- ◯ 性格行動相談
- ◯ その他

○ 設問B04: 【基本設問】主たる被害児童の基礎情報

◆ 本事例の主たる被害児童の性別を選択してください。

◯ 男　◯ 女　◯ その他

◆ 主たる被害児童の、調査回答時点 現在の年齢を回答してください。

[　　] 歳 [　　] ヶ月

◆ 主たる被害児童に随伴する問題について、当てはまるもの全て選択してください。

☐ 身体的虐待	☐ 育成(不登校)	☐ 障害(視聴覚)
☐ ネグレクト	☐ 育成(その他)	☐ 障害(重心)
☐ 心理的虐待	☐ 非行(ぐ犯)	☐ 障害(発達障害)
☐ DV・面前暴力	☐ 非行(触法)	☐ 障害(ADHD)
☐ 養育困難	☐ 障害(知的)	☐ 障害(自閉)
☐ 性格行動	☐ 障害(身体)	☐ 障害(その他)

◆ 主たる被害児童の知的水準について、最も近いものを知能検査を参考に選択してください。

※ 検査種類・実施時期は問いません。知能検査の実施がない場合、不明な場合は選択なしで構いません。
「学業成績が極めて高い」など、他の明確な関係情報がある場合には、それに相当する箇所を選択

◯ 非常に高い ～ 高い　◯ 平均の上～ 平均 ～ 平均の下　◯ 低い　◯ 非常に低い

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

余白への書き込みは行わないでください

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

【調査票B】

余白への書き込みは行わないでください

○ 設問B05: 【基本設問】主たる被害児童の性被害の内容

※ 調査回答現時点までに把握されている最新の情報を元に回答

◆ 本事例の主たる被害児童が受けた「子どもの家庭内性被害」および随伴する性被害内容(確証の有無に拘わらず「疑われる」ものを含む)について、該当するもの全てをチェックしてください。

(注) 回答の際には、調査票冒頭の「疑い」に関する定義を参照。該当がない場合、不明な場合は空白

☐ 性器性交	☐ 援助交際
☐ 肛門性交	☐ 児童ポルノ
☐ 口腔性交	☐ 性風俗
☐ 身体接触	☐ JK(女子高生)ビジネス
☐ ビデオ映像/写真の被写体にする	☐ オンライン性被害(ライブチャット等)
☐ 着替えや入浴を覗く	☐ オンライン性被害(自撮りの投稿・拡散)
☐ 性行為を見せる	☐ その他
☐ 性的なビデオ・本等を見せる	
☐ その他	

◆ 上記の被害内容について、その確証・疑いの水準を下記から選択してください。
(複数の被害ごとに確証の水準がことなる場合は「最も確証度の高い被害」の水準を選択)

(注) 回答の際には、調査票冒頭の「疑い」に関する定義を参照してください。

一つ選択

- ○ 被害の【確証がある】
- ○ 被害が【強く疑われる】
- ○ 被害が【懸念される】

◆ 主たる被害児童が上記の性被害を受け始めた年齢を回答してください。
(被害内容が年齢で異なる場合は、最も古い性被害の初発年齢を回答してください)

※ 不明な場合は空欄で構いません。「14歳ごろ」などの場合は、月齢のみ空白としてください。

[ ] 歳 [ ] ヶ月

◆ 主たる被害児童が受けた上記の性被害の頻度について、最も近いものを選択してください。

(注)被害内容によって頻度が異なる場合は、最も頻度の多い被害内容について回答してください。

- ○ 常態化していた(日常的、何度も繰り返される)。
- ○ 断続的である(複数回の発生があるが、頻度は低く、日常的ではない)。
- ○ 単回のみ
- ○ 詳細不明

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

余白への書き込みは行わないでください

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

【調査票B】

余白への書き込みは行わないでください

○ 設問B06: 【基本設問】世帯構成と加害者

◆ 本事例における主たる被害児童の居住世帯について、被害発生時(加害者分離などが行われる前段階)の居住者・出入り者情報を、続柄ごとに回答してください。これにあわせて、本事例の主たる被害児童に加害行為を行った者を全て選択してください(黙認していたなど、直接的な加害を行っていない場合はチェック不要)。

・世帯内に居住や出入り、関与が全くない場合、離婚等でいない場合はその箇所のチェック不要
・「居住」は住民登録等の有無にかかわらず、実際的に被害発生家庭で生活がなされていれば該当とする。
・「兄は2名いるが、そのうち1名のみ該当」などの場合は、「どちらかに該当があれば該当」でチェック

続柄	居住・出入り者情報 (続柄ごとに一つ選択。いない/関与がない場合はチェック不要)	加害 複数選択可
実父	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
実母	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
実父以外の父	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
実母以外の母	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
内縁男性(過去を含む)	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
内縁女性(過去を含む)	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
兄	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
兄(異父母)	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
姉	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
姉(異父母)	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
弟	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
弟(異父母)	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
妹	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
妹(異父母)	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
おじ	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
おば	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
祖父	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
祖母	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
その他 親族男性	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
その他 親族女性	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
被害児の恋人・内縁者	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
きょうだいの恋人・内縁者	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
上記以外に特記すべき者	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐
オンライン関与者	◯ 居住 ◯ 頻繁な出入り ◯ 出入り低頻度/無	☐

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

余白への書き込みは行わないでください

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

余白への書き込みは行わないでください

○ 設問B07: 【基本設問】主たる被害児童の世帯情報・養育環境情報

◆ 本事例の主たる被害児童が、性被害を受けていた頃の生活世帯の状況について、該当するものを全て選択してください。非該当・不明な箇所はチェックなし。

該当箇所のみ全て選択

- ☐ (被害発覚前の)数ヶ月で、家族構成(同居人)に変化があった、家族内に出入りする人間に変化があった(内縁関係者等の出入り・同居開始等の変化)。
- ☐ 「内縁関係/ステップファミリー/登録のない大人の出入り・居住が疑われる」に該当
- ☐ 家庭内や親族内に支援や介入の窓口となるキーパーソンがいない。
- ☐ 経済不安や就労不安定、多額の借金、貧困、生活困窮がある。
- ☐ 生活環境に違和感がある(子ども用品やおもちゃがない、部屋が不自然に綺麗)、または、近隣世帯との違いが感じられる(指定日以外にゴミが出ている、玄関先の様子等)。
- ☐ 養育者間で養育負担に極端な偏りがある
- ☐ 夕方以降や夜間の子どもの監護が十分ではない状況がある
- ☐ 不適切な養育環境がある(ゴミ屋敷、放置された動物、非衛生的、危険な物の散乱など)
- ☐ 「登録外住所の居所/住所不定・所在不明/放浪」に該当する
- ☐ きょうだいに過去の虐待での相談係属歴がある
- ☐ 複数人の家族が極端に狭い場所で寝ている

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

【基本設問】は以上となります。
以降は、【詳細設問】による事例情報をお尋ねします。

子どもの性被害に関する専門的な内容や、組織によっては把握が困難な内容が含まれるため、回答可能な箇所についてのみ、ご回答ください。

なお、**各設問に「回答困難」のチェックボックスを設けております。**「被害発覚後、直ちに他機関に送致等を実施したため情報がない」「調査による情報収集に限界がある」「アセスメント実施体制に限界がある」等の理由から、回答が難しい箇所にチェックしてください。回答が難しい設問であっても、部分的に回答可能な情報があれば、当該箇所へのチェック・回答をお願い申し上げます。

余白への書き込みは行わないでください

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

【調査票B】

余白への書き込みは行わないでください

○ 設問B08：【詳細設問】被害の懸念・発覚の経緯

◆本事例における被害発覚の経緯について、調査回答時点の現在までに把握している情報に基づき回答してください。該当するものを全て選択。非該当・不明な箇所はチェックなし。

☐ **「本設問は回答困難です」**

☐ 子ども本人の開示	☐ スクールソーシャルワーカーから
☐ 親・親族等の目撃	☐ 児童相談所・市町村関係職員の疑いから
☐ 親・親族等の被害の疑いから	☐ 一時保護所職員の疑いから
☐ 園・学校関係者の疑いから	☐ 社会的養護関係者(職員)の疑いから
☐ 産婦人科・医療機関から連絡	☐ SNS・インターネットでの開示等から
☐ きょうだいの被害発覚から	☐ NPO法人等の団体から連絡
☐ 子どもの友人・同級生等から	☐ その他

○ 設問B09：【詳細設問】被害の開示相手・発見者情報

◆被害の開示相手や関連する問題の把握者情報について、調査回答時点の現在までに把握している情報を元にお答えください。該当する箇所を全て選択。非該当・不明な箇所は空欄。

☐ **「本設問は回答困難です」**

	通告のきっかけとなった子どもの告白相手または第一発見者(懸念を持って通告した者)	通告には繋がらなかった過去の子どもの告白相手	子どもの性被害を疑わせる情報を通告前から把握していた者
担任教諭	☐	☐	☐
養護教諭	☐	☐	☐
スクールカウンセラー	☐	☐	☐
その他学校職員	☐	☐	☐
保育園・幼稚園職員	☐	☐	☐
一時保護所職員	☐	☐	☐
社会的養護関係施設等職員 里親・ファミリーホーム	☐	☐	☐
母 (実母・実母以外の母)	☐	☐	☐
父 (実父・実父以外の父)	☐	☐	☐
きょうだい	☐	☐	☐
親族	☐	☐	☐
警察	☐	☐	☐
友人・同級生	☐	☐	☐
その他(被害児と親密・信頼関係にある)	☐	☐	☐
その他(被害児と親密・信頼関係にはない)	☐	☐	☐

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

余白への書き込みは行わないでください

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

【調査票B】

余白への書き込みは行わないでください

○ 設問B10: 【詳細設問】子どもからの被害開示について

◆子どもからの被害開示があった場合のみ、「開示内容」について、調査回答時点の現在までに把握している情報に基づき回答してください。該当するものを全て選択。非該当・不明な箇所はチェックなし。

☐ **「本設問は回答困難です」**

該当箇所を全て選択

- ☐ 子どもから被害内容の積極的な開示があった。または、子どもと加害者の分離介入を積極的に検討する上で十分な情報量の開示があった。
- ☐ 被害内容や状況に関する開示があったが、支援者等の問いかけに答えない (答えられない)状況があった。
- ☐ 被害のほのめかしや、すり替えがあった。
(例. 実父からの性被害だが「地下道でレイプされた」と語るなど)
- ☐ 虚偽の報告があった・含まれた。
- ☐ 開示内容の撤回があった。
- ☐ 加害者にとって都合の良い内容への開示内容の変更があった。
- ☐ 開示内容に説得力がない。または、矛盾した証言があった。
- ☐ その他 ＿＿＿＿＿＿

(注) 対応経過中に開示内容等が変化した場合、該当する箇所全てにチェック

◆子どもからの被害開示があった場合のみ、「開示内容の変化」について、調査回答時点の現在までに把握している情報に基づき回答してください。該当するものを全て選択。非該当・不明な箇所はチェックなし。

☐ **「本設問は回答困難です」**

複数選択

- ☐ 関係者等が聴き取りを行う中で開示範囲が広がった(具体化した、情報が増えた)。
- ☐ 関係者等が聴き取りを行う中で開示内容が減少した(多くを語らなくなった)。
- ☐ 関係者等が聴き取りを行う中で開示内容が頻繁に変化(相手やタイミングでちぐはぐ)。

○ 設問B11: 【詳細設問】被害開示の要因について

◆子どもからの被害開示があった場合のみ、「開示が得られた要因」として考えられる要素を、調査回答時点の現在までに把握している情報に基づき回答してください。該当するものを全て選択。非該当・不明な箇所はチェックなし。

☐ **「本設問は回答困難です」**

- ☐ 危機が差し迫っていた
- ☐ 加害者との分離・安全確保
- ☐ 家庭復帰への恐れ
- ☐ 開示された者との信頼関係
- ☐ 家庭状況等に関係ない第三者の存在
- ☐ 被害を疑っての積極的聴き取り
- ☐ 子どもが性被害に関する知識を獲得
- ☐ 身近なきょうだい等に被害が及び始めた
- ☐ 社会的養護施設等入所時の聴き取り
- ☐ 子どもへの性教育、性被害教育等の実施
- ☐ 他の問題行動についての聴き取りから
- ☐ 一時保護所入所時の聴き取り

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

余白への書き込みは行わないでください

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

【調査票B】

余白への書き込みは行わないでください

○ 設問B12: 【詳細設問】被害を疑った契機・開示にかかる特記事項

◆子どもの性被害を疑った場合の着眼点や、開示につながった工夫や取組、開示に至った背景要因と考えられるもの(前設問B11に掲げた項目以外の内容)があれば記載してください。

(例)「極端に狭い部屋で父と娘が寝ているという情報から」「子どもが(白い)おしっこをかけられると語った」
(例)「子どもとの丁寧な関係構築を行った」「定期的な面談の機会を設けた」
(例)「同級生の間で噂になっており、いじめに発展したことで耐えられなくなり開示に至ったと思われる」

※ 氏名や地名、その他固有名など、回答者や事例の特定可能性がある内容は記載しないでください。

○ 設問B13: 【詳細設問】主たる被害児童の所見

◆ 下記の被害児童の所見に関する項目について、症状等の発生タイミング、途中発生や途中消失にかかわらず、調査回答時点の現在までに確認された全ての項目にチェックしてください。該当箇所のみのチェック。非該当・不明な箇所はチェックなし。

区分	症状・兆候等の所見
全体所見 ☐ **回答困難**	☐ 問題の発覚時、または、通告・相談受理前後時点で、心身・行動面や社会適応に特筆すべき問題が見受けられていない(無症状)。
医学所見 ☐ **回答困難**	☐ 妊娠中絶、出産、性感染症、性器や肛門の開大・裂傷・出血、膣炎、性器の掻痒や違和感、排尿障害や尿路感染症(UTI)の反復など
身体所見 ☐ **回答困難**	☐ 見えない箇所の傷がある(大腿内側、腹部、首元など) ☐ 身体接触時の緊張・服を脱ぐことを嫌がる ☐ 風邪ではないのに咽頭痛や喉の違和感の訴え、嚥下困難 ☐ 心身症・不定愁訴(頭痛・腹痛等) ☐ 子どもが給食以外の食事を食べていない ☐ 極端な体重の増減がある、栄養障害・体重増加不良・低身長がある
対人関係 愛着 ☐ **回答困難**	☐ 子どもに異性への恐怖または過剰な接近がある ☐ 子どもに情緒的問題がある ☐ 子どもに対人距離に関する問題がある ☐ 子どもが愛着課題を抱えている ☐ 養育者を過剰に支持する様子がある ☐ 養育者に対する挑発/エスカレートする行為がある ☐ 養育者に対する自己卑下(児童が「暴力を振るわれるのは自分が悪いからだ」という認識など) ☐ 子どもに養育者への従順な態度がある ☐ 子どもに大人への怯えや萎縮がある ☐ 周囲の大人の期待・要請に過度に順応する ☐ 他人と親密な関係を持つことの困難または回避
学校・園等での課題や一時保護所・施設での様子 ☐ **回答困難**	☐ 学校や幼稚園・保育園の無連絡など不自然な欠席、養育者から園や学校への不自然な連絡がある ☐ 教員/保育士、施設職員等の独占 ☐ 集団からの孤立 ☐ 学業不振や成績の急激な低下・授業に集中できないなど ☐ 攻撃性や衝動性の高さに起因する友人間トラブル ☐ 不登校・登校拒否・引きこもり ☐ 過剰適応(周囲の環境や人間の都合に度を超えて無理に合わせようとする) ☐ 委員長や班リーダーなどに就く、または、"優等生"などと形容される

つづく

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

余白への書き込みは行わないでください

余白への書き込みは行わないでください

区分	症状・兆候等の所見
関係者への訴え ☐ **回答困難**	☐ 帰宅不安・恐怖の訴え ☐ 保護・救済を求めている ☐ 被害事実を秘密にしようとする・大人に秘密を要請する
心理・トラウマ関連症状 ☐ **回答困難**	☐ 自分が悪いと思い込んでいる/罪悪感 ☐ 自分では状況が変えられないと思い込んでいる ☐ 「自分は汚れている」などのスティグマ感情・社会的烙印感情 ☐ 性に対する嫌悪感、恥辱感 ☐ 自尊感情の低下 ☐ 睡眠の問題(眠れない、日中ぼーっとしているなど) ☐ 悪夢の報告 ☐ PTSD中核症状(フラッシュバック、感情麻痺・回避、過覚醒) ☐ 解離・解離様状態(家族の話題になるとぼーっとする、深刻な被害事実を無感情に淡々と語る、被害に関する記憶がない、等) ☐ パニック・興奮 ☐ 気分変動・うつ状態 ☐ その他精神科問題
行動上の問題 ☐ **回答困難**	☐ 子どもに自傷行為や自殺企図がある ☐ 嘘・虚言、ファンタジー ☐ 非行(家出・無断外出・無断外泊、夜間徘徊) ☐ 非行(ぐ犯行為) ☐ 非行(暴言暴力・いじめ加害) ☐ 非行(万引き・窃盗) ☐ 非行(アルコールや喫煙) ☐ 非行(薬物乱用) ☐ 非行(児童買春・援助交際、その他の性的逸脱) ☐ 他者への「直接的な加害性がある」性化行動(*)がある ☐ 他者への「直接的な加害性のない」性化行動(*)がある ☐ 食行動異常(異食、隠れて食べるなど) ☐ 過食や拒食などの摂食問題・摂食障害 ☐ 明らかに年齢不相応な額の金銭を持っている/使用した様子がある

* 【性化行動】性的刺激への過度な興奮・関心や年齢不相応な性的言動・行動を指すもの。健常発達範囲外と想定される場合、生起頻度が高い・持続性がある、攻撃性や内容の深刻さを伴う場合などに、行為自体や子どもが抱える(背景的)問題が深刻であるとされる。

* 【直接的な加害性のある性化行動】 代表例として、「他の子どもの性器や肛門に物を入れる」「他の子供の性的部位を触ろうとする」「嫌がっているのに他の子どもの衣服を脱がす」など。

* 【直接的な加害性のない性化行動】 代表例として、「性的な声(うめき・深い声)を出す」「他の子どもや大人に自分の性的部位を見せようとする」「人の絵を描くときに性的部位を描く」「強迫的な自慰行為がある」など。

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

○ 設問B14: 【詳細設問】加害ー被害等の家族関係

◆ 本事例における主たる被害児童の登録世帯について、
被害発生期間中(加害者分離などが行われる前段階)の加害ー被害関係情報を回答してください。
該当箇所全てにチェック。不明・非該当は空欄。
・世帯内に居住や出入り、関与が全くない場合、離婚等でいない場合はその箇所のチェック不要
・「兄は2名いるが、そのうち1名のみ該当」などの場合は、「どちらかに該当があれば該当」でチェック

☐ **「本設問は回答困難です」**

回答欄は次ページ

余白への書き込みは行わないでください

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

【調査票B】

余白への書き込みは行わないでください

続柄	主たる養育者(男女で各1名まで)	加害者(児)に同調または共犯している者	加害者に支配・操作(*)・脅迫され無力化されている者	加害者から強制的に加害させられている者	主たる被害児童以外の性被害者(児)	性被害以外の心理的・身体的暴力被害者(児)	被害を一部でも知っており、それを無視・黙認していた者(児)	秘密の強要・口止めを受けている者	補足人数（複数人いる場合に記入）
実父	□	□	□	□	□	□	□	□	人
実母	□	□	□	□	□	□	□	□	人
実父以外の父	□	□	□	□	□	□	□	□	人
実母以外の母	□	□	□	□	□	□	□	□	人
内縁男性(過去を含む)	□	□	□	□	□	□	□	□	人
内縁女性(過去を含む)	□	□	□	□	□	□	□	□	人
兄	□	□	□	□	□	□	□	□	人
兄(異父母)	□	□	□	□	□	□	□	□	人
姉	□	□	□	□	□	□	□	□	人
姉(異父母)	□	□	□	□	□	□	□	□	人
本事例の主被害児童	—	□	□	□	—	□	—	□	人
弟	□	□	□	□	□	□	□	□	人
弟(異父母)	□	□	□	□	□	□	□	□	人
妹	□	□	□	□	□	□	□	□	人
妹(異父母)	□	□	□	□	□	□	□	□	人
おじ	□	□	□	□	□	□	□	□	人
おば	□	□	□	□	□	□	□	□	人
祖父	□	□	□	□	□	□	□	□	人
祖母	□	□	□	□	□	□	□	□	人
その他 親族男性	□	□	□	□	□	□	□	□	人
その他 親族女性	□	□	□	□	□	□	□	□	人
被害児の恋人・内縁者	□	□	□	□	□	□	□	□	人
きょうだい恋人/内縁	□	□	□	□	□	□	□	□	人
上記以外の特記者	□	□	□	□	□	□	□	□	人
オンライン関与者	□	□	□	□	□	□	□	□	人

(注) 当該回答枠に含まれない居住者・出入り者情報がある場合や、
枠内で回答できない特記事項がある場合は、次の設問にそれを記入してください

(*) 操作・手なづけ: 「特別なご褒美」や 「愛の告白」等の物心両面から可愛がることから、
命令、脅しなどを用いて相手の弱みを巧みに掌握し、支配、洗脳、あるいは統制する行為を指す

11

余白への書き込みは行わないでください

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

余白への書き込みは行わないでください

○ 設問B15: 【詳細設問】加害ー被害等の家族関係に関する特記事項

◆前設問の被害発生環境に関する特記事項がある場合、ご記入ください。

(例)「本児は実母と実母の父の間に生まれており、加害者本来の続柄は実父だが、複雑さを回避のため『祖父』としている」「加害者にあたる『上記以外の特記者』は、祖母の交際相手である」など。

※ 氏名や地名、その他固有名など、回答者や事例の特定可能性がある内容は記載しないでください。

○ 設問B16: 【詳細設問】きょうだい情報

☐ **「本設問は回答困難です」**

◆ 主たる被害児童に対して「きょうだい」による加害行為がある場合のみ、そのきょうだい(複数の場合、力関係が最も強いと想定される者)について回答してください。

▷ 本事例の主たる加害きょうだいの続柄を、一つ選択してください

◯ 兄 ◯ 兄(異父母) ◯ 姉 ◯ 姉(異父母) ◯ 弟 ◯ 弟(異父母) ◯ 妹 ◯ 妹(異父母)

▷ 主たる加害きょうだいの調査回答時点 現在の年齢を回答してください。

歳

▷ 主たる加害きょうだいに随伴する問題について、当てはまるもの全て選択してください。

☐ 身体的虐待	☐ 育成(不登校)	☐ 障害(視聴覚)
☐ ネグレクト	☐ 育成(その他)	☐ 障害(重心)
☐ 心理的虐待	☐ 非行(ぐ犯)	☐ 障害(発達障害)
☐ DV・面前暴力	☐ 非行(触法)	☐ 障害(AD/HD)
☐ 養育困難	☐ 障害(知的)	☐ 障害(自閉)
☐ 性格行動	☐ 障害(身体)	☐ 障害(その他)

▷ 主たる加害きょうだいの知的水準について、最も近いものを知能検査を参考に選択

※ 検査種類・実施時期は問いません。知能検査の実施がない場合、不明な場合は選択なしで構いません。「学業成績が極めて高い」など、他の明確な関係情報がある場合には、それに相当する箇所を選択。

◯ 非常に高い ～ 高い ◯ 平均の上～ 平均 ～ 平均の下 ◯ 低い ◯ 非常に低い

○ 設問B17: 【詳細設問】主たる養育者・きょうだい以外の加害者情報

☐ **「本設問は回答困難です」**

◆ 主たる性加害者が、主たる養育者・きょうだい以外の者を含む場合に、回答してください。

▷ 当該加害者の調査回答時点 現在の年齢を回答してください(不明な場合空欄)。

歳

▷被害発覚前の当該加害者と主たる養育者との関係について、該当箇所を全て選択

☐ 安定・良好 ☐ 対立・葛藤 ☐ 主たる被害児を預かることがある

余白への書き込みは行わないでください

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

【調査票B】

余白への書き込みは行わないでください

○ 設問B18: 【詳細設問】主たる養育者情報

◆ 下記の主たる被害児童の養育者に関する項目について、途中の内容変更にかかわらず、調査回答時点までに報告・確認されている全ての項目にチェックしてください。該当箇所のみのチェック。非該当・不明な箇所はチェックなし。

区分	男性養育者の所見	女性養育者の所見
養育者の存在 ☐ 回答困難	☐ 被害発生期間において、離別・死別等で家庭内にいない・全く出入りがない・子どもと全く接触がない (該当の場合、この列の回答不要)	☐ 被害発生期間において、離別・死別等で家庭内にいない・全く出入りがない・子どもと全く接触がない (該当の場合、この列の回答不要)
非加害親 ☐ 回答困難	☐ 非加害親である	☐ 非加害親である
回答時点年齢 ☐ 回答困難	歳	歳
職業 ☐ 回答困難	☐安定 ☐不安定 ☐専業主夫 ☐無職 ☐その他 ☐不明	☐安定 ☐不安定 ☐専業主婦 ☐無職 ☐その他 ☐不明
他方の養育者に対する態度 (他方の養育者がいない場合は回答不要) ☐ 回答困難	☐身体暴力で統制している ☐心理暴力で統制している ☐力・権力の誇示、確認 ☐無視・放置・無関心 ☐否定・非難・疎外・差別 ☐度を超えた監視・干渉 ☐対立・葛藤がある ☐怒り・復讐心を持つ ☐恐怖を抱いている ☐他の養育者より立場が弱い ☐従属・支配される・顔色を伺う ☐過度な依存 (情緒・経済的等) ☐見捨てられ不安を持つ ☐性役割・過剰権威主義・特異的な価値観を強要する ☐性役割・過剰権威主義・特異的な価値観が強要される ☐これらには該当しない(自然な範囲)	☐身体暴力で統制する ☐心理暴力で統制する ☐力・権力の誇示、確認 ☐無視・放置・無関心 ☐否定・非難・疎外・差別 ☐度を超えた監視・干渉 ☐対立・葛藤がある ☐怒り・復讐心を持つ ☐恐怖を抱いている ☐他の養育者より立場が弱い ☐従属・支配される・顔色を伺う ☐過度な依存 (情緒・経済的等) ☐見捨てられ不安を持つ ☐性役割・過剰権威主義・特異的な価値観を強要する ☐性役割・過剰権威主義・特異的な価値観が強要される ☐これらには該当しない(自然な範囲)
被害児童が抱く当該養育者への評価・感情 ☐ 回答困難	☐守ってくれる・共感してくれる ☐好意の対象 ☐両価的感情の対象 ☐拒否嫌悪の対象 ☐恐怖の対象 ☐分離希望の対象 ☐怒り・処罰感情の対象 ☐あきらめ(守ってくれない) ☐言うことを信じてもらえない ☐気遣いの対象 ☐離れたくない(健全な愛着) ☐離れたくない(歪んだ愛着・依存)	☐守ってくれる・共感してくれる ☐好意の対象 ☐両価的感情の対象 ☐拒否嫌悪の対象 ☐恐怖の対象 ☐分離希望の対象 ☐怒り・処罰感情の対象 ☐あきらめ(守ってくれない) ☐言うことを信じてもらえない ☐気遣いの対象 ☐離れたくない(健全な愛着) ☐離れたくない(歪んだ愛着・依存)

つづく

※ 不明な場合、回答に負担を要する箇所は「未記入」で構いません。

余白への書き込みは行わないでください

つづき

【調査票B】

区分	男性養育者の所見	女性養育者の所見
主たる被害児童に対する態度 ☐ 回答困難	□性被害を受けていない他きょうだいと明確に異なる扱い □身体暴力的統制 □心理暴力的統制 □力・権力の誇示 □無視・放置・無関心 □養育者の都合が養育に優先・自己中心的 □疎外・差別的扱い □度を超えた監視・干渉、生活支配、行動制限(過度な門限や連絡制限など) □学習の無理強い □過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほのめかし □子どもへの絶え間ない叱責/非難または拒絶/無視がある □子どもへ家事強制/年齢不相応な自立の要求 □過剰な愛護・特別扱い □対立・葛藤・話し合い困難 □被支配・従属・顔色を伺う □子を守る(情緒的な保護のみ) □子を守る(問題解決の行動を伴う) □依存している(情緒・経済等含む) □信用しない・疑う □接し方・関わり方が不自然 □性役割・過剰権威主義・特異的価値観強要 □性的行為に関する歪んだ認識に基づく関わり □これらには該当しない(自然な範囲、保護・情緒的関係等)	□性被害を受けていない他きょうだいと明確に異なる扱い □身体暴力的統制 □心理暴力的統制 □力・権力の誇示 □無視・放置・無関心 □養育者の都合が養育に優先・自己中心的 □疎外・差別的扱い □度を超えた監視・干渉、生活支配、行動制限(過度な門限や連絡制限など) □学習の無理強い □過剰なしつけ/体罰での暴力/正座等の強制/暴力のほのめかし □児童への絶え間ない叱責/非難または拒絶/無視がある □子どもへ家事強制/年齢不相応な自立の要求 □過剰な愛護・特別扱い □対立・葛藤・話し合い困難 □被支配・従属・顔色を伺う □子を守る(情緒的な保護のみ) □子を守る(問題解決の行動を伴う) □依存している(情緒・経済等含む) □信用しない・疑う □接し方・関わり方が不自然 □性役割・過剰権威主義・特異的価値観強要 □性的行為に関する歪んだ認識に基づく関わり □これらには該当しない(自然な範囲、保護・情緒的関係等)
観察時の印象・調査結果・関係機関から得られた情報 ☐ 回答困難	□情報がほとんど得られない □社会的に立派・権威ある人と形容されている □精神的不安定(攻撃的・衝動的・怒りをコントロールできない) □精神的不安定(衰弱・抑うつ) □他者との親密な関係構築の困難 □情緒的なコミュニケーションが困難 □アルコール依存・物質/行為依存 □過去の性被害歴がある □暴言/暴力・反社会的 □低い自己評価 □臆病 □子どもの落ち度を頻繁に指摘する □子どもがいかに嘘をつくか強調する □子どもの性的関心を強調する □支援者・学校関係者との接触回避 □説明回避、嘘が疑われる □面従腹背的態度・その場逃れ □通告で傷つき・プレッシャーを感じる様子 □育児スキルの不足・不履行・不適切 □育児・養育へのプレッシャーや不安が強い □被害児との情緒的結びつきが希薄 □仕事での過度なストレスを抱える □離婚等が発生した場合に、経済的自立の困難 □友人・近所付き合いなどの社会関係がない □これらには該当しない(自然な範囲)	□情報がほとんど得られない □社会的に立派・権威ある人と形容されている □精神的不安定(攻撃的・衝動的・怒りをコントロールできない) □精神的不安定(衰弱・抑うつ) □他者との親密な関係構築の困難 □情緒的なコミュニケーションが困難 □アルコール依存・物質/行為依存 □過去の性被害歴がある □暴言/暴力・反社会的 □低い自己評価 □臆病 □子どもの落ち度を頻繁に指摘する □子どもがいかに嘘をつくか強調する □子どもの性的関心を強調する □支援者・学校関係者との接触回避 □説明回避、嘘が疑われる □面従腹背的態度・その場逃れ □通告で傷つき・プレッシャーを感じる様子 □育児スキルの不足・不履行・不適切 □育児・養育へのプレッシャーや不安が強い □被害児との情緒的結びつきが希薄 □仕事での過度なストレスを抱える □離婚等が発生した場合に、経済的自立の困難 □友人・近所付き合いなどの社会関係がない □これらには該当しない(自然な範囲)

【調査票B】は以上となります。ご協力、誠にありがとうございます。

14

以上